

## 1. 定款および規約等

### (1) 定 款

一部改正（2月27日第220回（通常）議員総会） \_\_\_\_\_ が改正箇所

現 行	新 条 文
<省 略>	<省 略>
<p><b>（会員の資格）</b></p> <p>第11条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、会員となることができない。</p> <p>（1）成年被後見人又は被保佐人</p> <p>（2）破産者で復権を得ない者</p>	<p><b>（会員の資格）</b></p> <p>第11条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、会員となることができない。</p> <p><u>（1）精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p>
<省 略>	<省 略>
<p><b>（特別会員）</b></p> <p>第23条 会員たる資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員になることができる。</p> <p>2 第11条第2項（会員の欠格事由）、第12条（加入）並びに第17条第1号から第5号まで（会員の権利の一部）、第18条から前条まで（会費、過怠金、会員権の停止、脱退および除名）の規程は、特別会員について準用する。</p>	<p><b>（特別会員）</b></p> <p>第23条 会員たる資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員になることができる。</p> <p>2 第11条第2項（<u>資格</u>）、第12条（加入）並びに第17条第1号から第5号まで（会員の権利の一部）、第18条から前条まで（会費、過怠金、会員権の停止、脱退および除名）の規程は、特別会員について準用する。</p>
<省 略>	<省 略>
<p><b>（役員の内免）</b></p> <p>第34条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は会員の権利を行使する1人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>9 次の各号の一に該当する者は、役員になることができない。</p> <p>（1）第11条第2項第1号又は第2号（会員の欠格事由）に該当する者</p>	<p><b>（役員の内免）</b></p> <p>第34条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は会員の権利を行使する1人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>9 次の各号の一に該当する者は、役員になることができない。</p> <p>（1）第11条第2項第1号又は第2号（<u>資格</u>）に該当する者</p>
<省 略>	<省 略>
<p><b>（議員総会及び議員）</b></p> <p>第36条 本商工会議所に、議員総会を置く。</p>	<p><b>（議員総会及び議員）</b></p> <p>第36条 本商工会議所に、議員総会を置く。</p>

1. 定款および規約等 (2)規約等

<p>6 第34条第9項各号(役員)の欠格事由)の一に該当する者は、第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。</p>	<p>6 第34条第9項各号(資格)の一に該当する者は、第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。</p> <p style="text-align: center;">&lt;省 略&gt;</p> <p>附 則 (実施の時期)</p> <p>1 第11条(会員の資格)、第23条(特別会員)、第34条(役員)の任免)、第36条(議員総会及び議員)の改正規定は、令和2年2月27日から実施する。</p>
---	--

(2) 規約等

① 東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規約

一部改正(2月27日第220回(通常)議員総会) \_\_\_\_\_ が改正箇所

現 行	新 条 文
<p style="text-align: center;">&lt;省 略&gt;</p> <p><b>(被選挙権)</b> 第12条 会員は、議員に選任される権利(以下「被選挙権」という。)を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙権を行使することができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 破産者で復権を得ない者</p> <p style="text-align: center;">&lt;省 略&gt;</p> <p><b>(被選任権)</b> 第50条 会員は、その所属する部会において主要業種別に2号議員に選任される権利(以下「被選任権」という。)を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、被選任権を有しない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 破産者で復権を得ない者</p> <p style="text-align: center;">&lt;省 略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;省 略&gt;</p> <p><b>(被選挙権)</b> 第12条 会員は、議員に選任される権利(以下「被選挙権」という。)を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙権を行使することができない。 <u>(1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> <u>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;省 略&gt;</p> <p><b>(被選任権)</b> 第50条 会員は、その所属する部会において主要業種別に2号議員に選任される権利(以下「被選任権」という。)を有する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、被選任権を有しない。 <u>(1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> <u>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;省 略&gt;</p> <p>附 則 (令和2年2月27日) <u>この規約は、令和2年2月27日から実施する。</u></p>

② 委員会規約

一部改正 (11月1日(臨時)議員総会) \_\_\_\_\_が改正箇所

**第1条** 本商工会議所は、その事業及び重要経済問題を常時調査研究することを目的とし、次の常設委員会を置く。

(1) ～ (2) (略)

(3) 事業・会員サービス向上委員会

事業サービス利用及び交流(親睦・ビジネス)の促進による会員の満足度向上並びに企業の文化活動推進に関すること。

(4) ～ (6) (略)

(7) 教育・人材育成委員会

教育機関と連携した産業人材の育成及び職業教育をはじめとした学校教育のあり方並びに企業内の人材育成に関すること。

(8) ～ (9) (略)

(10) 新事業・イノベーション創出委員会

起業の促進及び企業内の新事業創出並びに大手・中堅企業とベンチャー企業等の連携促進に関すること。

(11) 国際経済委員会

貿易・投資をはじめとした国際経済問題全般及び中小企業の国際展開推進に関わる諸課題に関すること。

(12) ～ (17) (略)

(18) 観光委員会

観光振興及び観光による地域連携の推進に関すること。

(19) (略)

(20) 流通・サービス委員会

流通構造の変化における小売業、卸売業、サービス業の振興に関すること。

(21) 中小企業のデジタルシフト推進委員会

IT・デジタル技術の活用による中小企業の生産性向上に関すること。

(22) (略)

<省略>

附則(令和元年11月1日)

この規約は、令和元年11月1日から実施する。

2. 組織 (1) 会 員

**2. 組 織**

(1) 会 員

① 会 員 数

(2020年3月31日現在)

種別	区分	2018年度末現在会員数	2019年度新規加入者数	2019年度脱退者数	種別変更	2019年度末現在会員数
法 人		63,219	3,603	3,275	41	63,588
団 体		2,622	131	97	14	2,670
個 人		14,233	1,374	1,204	-78	14,325
特 別		560	118	50	23	651
合 計		80,634	5,226	4,626	0	81,234

1) 会費負担口数別会員数

(2020年3月31日現在)

口数	区分	法 人	団 体	個 人	特 別	合 計
1		32,816	2,075	14,147	470	49,508
2		9,127	317	114	105	9,663
3		12,863	107	28	43	13,041
4		3,065	44	2	20	3,131
5		1,632	46	7	5	1,690
6		785	25	3	2	815
7		74	3	1	1	79
8		1,247	12	2	1	1,262
9		26	2	2	0	30
10		937	29	19	1	986
11		20	0	0	0	20
12		13	1	0	0	14
13		105	1	0	0	106
14		13	0	0	0	13
15		33	1	0	0	34
16		137	0	0	0	137
17		7	0	0	0	7
18		6	0	0	0	6
19		57	1	0	0	58
20		60	5	0	1	66
21		4	0	0	0	4
22		58	0	0	0	58
23		3	0	0	0	3
24		2	0	0	0	2
25		51	0	0	0	51
26		3	0	0	1	4
28		46	0	0	0	46
29		2	0	0	0	2
30		31	0	0	0	31
31		21	0	0	0	21
32		3	0	0	0	3
33		3	0	0	0	3
34		23	0	0	0	23
35		12	0	0	1	13
36		1	0	0	0	1
37		11	0	0	0	11
40		42	0	0	0	42
43		16	0	0	0	16
45		19	0	0	0	19
46		11	1	0	0	12
48		1	0	0	0	1
49		12	0	0	0	12
50		5	0	0	0	5

## 2. 組織 (1) 会員

口数	区分	法人	団体	個人	特別	合計
52		11	0	0	0	11
53		1	0	0	0	1
54		1	0	0	0	1
55		31	0	0	0	31
56		1	0	0	0	1
57		2	0	0	0	2
58		1	0	0	0	1
60		30	0	0	0	30
62		2	0	0	0	2
63		1	0	0	0	1
64		1	0	0	0	1
65		13	0	0	0	13
66		2	0	0	0	2
68		2	0	0	0	2
69		1	0	0	0	1
70		8	0	0	0	8
73		1	0	0	0	1
75		8	0	0	0	8
80		7	0	0	0	7
85		3	0	0	0	3
90		2	0	0	0	2
94		1	0	0	0	1
95		4	0	0	0	4
100		3	0	0	0	3
105		6	0	0	0	6
108		1	0	0	0	1
110		3	0	0	0	3
115		1	0	0	0	1
116		1	0	0	0	1
120		2	0	0	0	2
125		3	0	0	0	3
130		3	0	0	0	3
135		1	0	0	0	1
145		2	0	0	0	2
150		2	0	0	0	2
155		1	0	0	0	1
162		1	0	0	0	1
165		1	0	0	0	1
170		1	0	0	0	1
180		1	0	0	0	1
185		1	0	0	0	1
200		3	0	0	0	3
215		2	0	0	0	2
220		3	0	0	0	3
235		1	0	0	0	1
260		1	0	0	0	1
270		1	0	0	0	1
305		1	0	0	0	1
320		1	0	0	0	1
380		1	0	0	0	1
424		1	0	0	0	1
610		1	0	0	0	1
821		1	0	0	0	1
総合計		63,588	2,670	14,325	651	81,234

2. 組織 (1) 会員

2) 地区別資本金別会員数・口数

(2020年3月31日現在)

	法人								団体	個人	特別	合計	
	500万円未満	500万円～1千万円未満	1千万円～5千万円未満	5千万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円以上	法人計				件数	口数
千代田	1,282	474	2,470	633	336	220	383	5,798	435	1,064	0	7,297	28,238
中央	1,296	496	2,679	686	396	246	351	6,150	265	1,011	0	7,426	24,193
港	1,496	543	2,305	589	348	219	361	5,834	307	929	0	7,070	24,009
新宿	1,101	427	1,641	301	141	67	105	3,783	212	744	0	4,739	12,226
文京	554	167	993	141	54	25	35	1,969	84	388	0	2,441	5,511
台東	897	333	1,567	253	89	53	50	3,242	109	408	0	3,759	7,823
北	512	146	564	73	19	13	17	1,344	70	469	0	1,883	3,340
荒川	532	160	624	71	16	4	4	1,411	49	393	0	1,853	3,109
品川	698	214	1,042	256	97	91	102	2,500	86	447	0	3,033	8,301
目黒	548	164	582	73	35	8	12	1,422	38	378	0	1,838	3,248
大田	819	203	1,369	217	60	37	37	2,742	103	590	0	3,435	7,466
世田谷	972	209	933	127	36	20	16	2,313	104	808	0	3,225	5,145
渋谷	1,436	477	1,639	252	109	57	86	4,056	161	636	0	4,853	11,025
中野	522	127	581	76	24	16	16	1,362	71	456	0	1,889	3,451
杉並	705	170	753	94	22	6	8	1,758	64	621	0	2,443	3,714
豊島	860	297	1,056	146	61	14	35	2,469	82	547	0	3,098	5,897
板橋	835	218	987	118	30	10	14	2,212	57	758	0	3,027	5,006
練馬	711	189	801	81	19	6	8	1,815	57	695	0	2,567	3,760
江東	762	254	1,148	204	84	54	65	2,571	83	504	0	3,158	7,195
墨田	649	192	1,026	146	63	24	32	2,132	61	371	0	2,564	5,250
足立	905	291	1,101	120	21	7	5	2,450	48	736	0	3,234	5,016
葛飾	822	218	778	53	9	5	4	1,889	86	758	0	2,733	3,731
江戸川	911	293	1,045	79	17	14	7	2,366	38	614	0	3,018	4,740
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	651	651	1,032
合計	19,951	6,262	27,684	4,789	2,086	1,216	1,753	63,588	2,670	14,325	651	81,234	192,426

3) 業種別資本金別会員数

(2020年3月31日現在)

	法人								団体	個人	特別	合計
	500万円未満	500万円～1千万円未満	1千万円～5千万円未満	5千万円～1億円未満	1億円～3億円未満	3億円～10億円未満	10億円以上	法人計				
鉱業	1	1	6	4	0	1	11	24	0	0	0	24
建設業	1,978	749	3,334	504	193	81	141	6,980	1	652	62	7,695
製造業	2,126	685	5,579	1,125	496	352	638	11,001	2	733	90	11,826
電気・ガス・熱供給・水道業	48	7	16	6	8	10	17	112	0	9	0	121
情報通信業	2,120	711	2,636	439	202	108	102	6,318	10	330	41	6,699
運輸業	359	170	1,009	205	76	50	90	1,959	3	1,346	12	3,320
卸売業	2,277	1,101	6,068	1,191	477	349	284	11,747	6	461	58	12,272
小売業	1,833	520	1,515	183	94	26	65	4,236	4	1,041	24	5,305
金融・保険業	1,450	61	201	31	29	39	163	1,974	125	292	6	2,397
不動産業	1,335	468	1,983	305	135	57	99	4,382	2	813	9	5,206
教育・学習支援業	2,970	797	2,646	375	159	64	53	7,064	726	6,232	220	14,242
宿泊業	76	9	63	12	20	5	15	200	1	7	0	208
飲食店	1,006	324	447	71	31	6	17	1,902	2	1,134	3	3,041
サービス業	1,918	570	2,070	317	151	62	55	5,143	46	898	49	6,136
医療・福祉	298	84	104	18	13	4	2	523	145	372	11	1,051
団体	0	1	2	1	0	2	0	6	1,573	1	12	1,592
その他	3	4	5	2	2	0	1	17	24	4	54	99
合計	19,798	6,262	27,684	4,789	2,086	1,216	1,753	63,588	2,670	14,325	651	81,234

※2007年11月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

## 4) 地区別業種別会員数

(2020年3月31日現在)

	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店	宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	団体	その他	合計
千代田	8	269	815	12	1,035	101	1,200	258	248	349	143	19	45	2,076	494	214	11	7,297
中央	2	294	908	8	723	159	1,748	408	249	372	353	19	43	1,507	458	174	1	7,426
港	4	304	708	19	896	207	1,165	307	175	470	212	24	65	1,723	601	185	5	7,070
新宿	2	281	432	8	665	59	526	263	142	333	209	23	53	1,199	444	98	2	4,739
文京	0	182	413	0	266	31	383	177	48	150	108	9	35	426	159	52	2	2,441
台東	1	222	745	5	303	34	1,040	263	82	138	149	32	22	439	200	77	7	3,759
北	0	270	329	4	62	94	221	148	56	128	92	5	33	265	139	35	2	1,883
荒川	0	229	466	3	59	70	270	150	35	104	92	3	38	187	114	32	1	1,853
品川	2	278	534	4	263	130	453	189	95	166	132	13	28	480	208	57	1	3,033
目黒	0	143	227	3	147	38	242	166	43	155	85	3	31	347	179	28	1	1,838
大田	2	414	926	8	110	189	467	213	109	198	96	8	39	362	226	67	1	3,435
世田谷	0	394	273	5	209	108	362	296	103	319	148	2	71	582	277	75	1	3,225
渋谷	1	224	433	7	716	96	637	286	132	357	167	11	58	1,148	491	87	2	4,853
中野	0	210	177	1	144	67	203	169	59	171	93	0	33	343	170	47	2	1,889
杉並	0	330	205	1	138	95	251	261	94	241	124	2	44	395	213	48	1	2,443
豊島	1	278	323	3	357	36	378	200	104	326	130	17	39	608	257	41	0	3,098
板橋	0	518	588	4	79	219	294	255	81	225	119	3	72	307	227	36	0	3,027
練馬	0	529	225	8	90	233	267	215	84	182	97	1	60	358	184	31	3	2,567
江東	0	376	541	5	146	274	615	225	83	153	97	2	41	319	220	61	0	3,158
墨田	0	248	702	4	84	92	531	169	69	131	88	9	28	221	151	37	0	2,564
足立	1	610	625	2	67	384	362	237	102	179	92	0	54	263	227	29	0	3,234
葛飾	0	409	627	3	48	250	250	207	92	176	133	0	66	218	206	47	1	2,733
江戸川	0	621	515	4	51	342	349	219	106	174	79	3	42	249	242	22	0	3,018
特別	0	62	90	0	41	12	58	24	6	9	3	0	11	220	49	12	54	651
合計	24	7,695	11,827	121	6,699	3,320	12,272	5,305	2,397	5,206	3,041	208	1,051	14,242	6,136	1,592	98	81,234

※2007年11月の日本標準産業分類の改訂に準じて業種分類の変更を行った。

## ② 部 会

(2020年3月31日現在)

部 会 名	所 属 業 種	所属部会員数
商 業 業	小売業、飲食店、ホテル・旅館業	10,856
商 業 卸 売	卸売業	9,761
工 業	製造業	8,302
資 源 ・ エ ネ ル ギ ー	鉱業、石油製品・石炭製品（製）、非鉄金属（製）、鉱物・金属材料（卸）、燃料（小）、電気・ガス供給業	723
貿 易	貿易業	2,731
金 融	銀行業、保険業、証券業他	1,097
交 通 運 輸	鉄道、道路旅客・貨物運送、水運、航空運輸、倉庫、保管他	3,235
建 設 ・ 不 動 産	総合工事、職別工事、不動産業	13,648
サ ー ビ ス	事業所サービス、専門サービス業他	22,017
情 報 通 信	放送、広告、出版他	6,046

2. 組織 (2) 特定商工業者

③ 委員会・懇談会

(2020年3月31日現在)

委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数	委員会名	数
総合政策	18	教育・人材育成	28	エネルギー・環境	36	ものづくり推進	37
組織	28	中小企業	42	経済法規	38	流通・サービス	42
事業・会員サービス向上	40	事業承継対策	39	知的財産戦略	35	中小企業のデジタルシフト推進	47
税制	40	新事業・イノベーション創出	41	首都圏問題	54	健康づくり・スポーツ振興	43
労働	44	国際経済	41	災害対策	44	パラリンピック特別	56
多様な人材活躍	55	社会保障	27	観光	53	東京の将来を考える懇談会	31

(2) 特定商工業者

2019年度特定商工業者の登録状況は以下の通りである。

公告日 2019年4月26日

資本金または払込済出資総額 1,000万円以上

従業員数 20人以上

(特定商工業者内訳)

(2020年3月31日現在)

区分	特定商工業者	内訳	
		会員	非会員
個人	66	50	16 ( 0)
法人	62,980	37,967	25,013 (11,133)
計	63,046	38,017	25,029 (11,133)

(注) 1. 商工会議所法第12条第2項の規定に基づき、上記特定商工業者のうち2019年度負担金賦課につき次の通り過半数の同意を得た。

(1) 負担金額 2,500円 (均一賦課)

(2) 同意を得た数 51,493件

2. 表中の非会員欄の ( ) は同意・負担金納入者数

(3) 役員

① 役員の定数および実数

(2020年3月31日現在)

区分	定数	実数	区分	定数	実数
会頭	1	1	常議員	50	50
副会頭	4	11 (注)	監事	3	3
専務理事	1	1	理事	4	3

(注) 副会頭に準ずる者7名を含む。

## ② 役員の名

(2020年3月31日現在)

役員名	氏名	企業の名称および 企業上の役職	役員名	氏名	企業の名称および 企業上の役職
会 頭	三 村 明 夫	日本製鉄(株)名誉会長	常 議 員	小 坂 敬	(株)小松ストアー社長
名誉会頭	岡 村 正	(株)東芝名誉顧問		後 藤 忠 治	セントラルスポーツ(株)会長
副 会 頭	伊 東 孝 紳	本田技研工業(株)取締役相談役		後 藤 信 夫	(株)帝国データバンク社長
	垣 内 威 彦	三菱商事(株)社長		後 藤 亘	東京メトロポリタンテレビジョン(株)会長
	中 村 満 義	鹿島建設(株)会長		小 松 節 子	小松ばね工業(株)会長
	大 久 保 秀 夫	(株)フォーバル会長		今 野 由 梨	ダイヤル・サービス(株)社長・CEO
	野 本 弘 文	東急(株)会長		櫻 田 厚	(株)モスフードサービス会長
	田 川 博 己	(株)JTB会長		下 村 節 宏	三菱電機(株)特別顧問
	広 瀬 道 明	東京ガス(株)会長		杉 江 俊 彦	(株)三越伊勢丹ホールディングス社長
	金 子 眞 吾	凸版印刷(株)会長		鈴 木 貴 士	五十鈴(株)社長
	斎 藤 保	(株)IHI会長		関 根 正 裕	(株)商工組合中央金庫社長
	上 條 努	サッポロホールディングス(株)特別顧問		田 沼 千 秋	(株)グリーンハウス社長
	大 島 博	(株)千疋屋総本店社長		田 畑 日 出 男	いであ(株)会長
専務理事	石 田 徹			綱 川 智	(株)東芝社長
監 事	石 井 宏 治	(株)石井鐵工所社長		日 覺 昭 廣	東レ(株)社長
	木 村 恵 司	三菱地所(株)特別顧問		野 末 尚	東洋熱工業(株)最高顧問
	坂 本 隆	(株)きらぼし銀行顧問		服 部 津 貴 子	(学)服部学園常務理事
常 議 員	浅 野 秀 則	(株)フォーシーズ会長兼CEO		馬 場 彰	(株)オンワードホールディングス名誉顧問
	飯 島 彰 己	三井物産(株)会長		濱 逸 夫	ライオン(株)会長
	池 田 朝 彦	東京レジャー(株)会長		東 原 敏 昭	(株)日立製作所社長兼CEO
	石 井 卓 爾	三和電気工業(株)会長		廣 瀬 元 夫	廣瀬ビルディング(株)社長
	井 上 裕 之	愛知産業(株)会長		古 屋 勝 彦	(株)松屋名誉会長
	江 頭 敏 明	三井住友海上火災保険(株)常任顧問		宮 入 正 英	(株)宮入社長
	大 谷 信 義	松竹(株)会長		宮 田 孝 一	(株)三井住友銀行会長
	大 山 忠 一	光陽産業(株)会長		森 洋 二	(株)ワールドケミカル会長
	岡 田 元 也	イオン(株)会長		矢 口 敏 和	グローブシップ(株)社長
	岡 田 裕 介	東映(株)会長		山 内 隆 司	大成建設(株)会長
	梶 原 德 二	梶原工業(株)会長		山 村 雅 之	東日本電信電話(株)相談役
	神 谷 一 雄	松久(株)社長		吉 高 紳 介	デンカ(株)会長
	北 島 義 俊	大日本印刷(株)会長		渡 辺 元	渡辺パイプ(株)社長
	北 村 雅 良	電源開発(株)会長		渡 邊 順 彦	(株)アテナ会長
	久 代 信 次	(株)東京ドーム特別顧問		鰐 淵 美 恵 子	(株)銀座テラーグループ会長
	桑 島 俊 彦	東京都商店街連合会会長	常務理事	西 尾 昇 治	
	郡 正 直	郡リース(株)社長	理事・事務局長	小 林 治 彦	
	國 分 勘 兵 衛	国分グループ本社(株)会長兼CEO	理 事	湊 元 良 明	

## (4) 議 員

## ① 議員の定数および実数

(2020年3月31日現在)

区 分	定 数	実 数
1 号 議 員	76	76
2 号 議 員	52	52
3 号 議 員	22	22
計	150	150

2. 組織 (4) 議員

② 議 員

(2020年3月31日現在)

議 員 名 称	議員の職務を行う者の の 役 職 ・ 氏 名	所 属 部 会
(株) I H I	会 長 斎 藤 保	工業
愛 知 産 業 (株)	会 長 井 上 裕 之	工業
ア ク サ 生 命 保 険 (株)	副 社 長 幸 本 智 彦	金融
(株) 浅 井	社 長 浅 井 隆	交通運輸
旭 化 成 (株)	名 誉 会 長 伊 藤 一 郎	工業
(株) ア テ ナ	会 長 渡 邊 順 彦	情報通信
(株) ア プ リ コ ッ ト	社 長 畠 山 笑 美 子	情報通信
(株) ア リ ス マ ジ ッ ク	社 長 本 多 保 隆	情報通信
イ オ ン (株)	会 長 岡 田 元 也	商業
(株) 石 井 鐵 工 所	社 長 石 井 宏 治	工業
五 十 鈴 (株)	社 長 鈴 木 貴 士	商業卸売
い で あ (株)	会 長 田 畑 日 出 男	サービス
(株) 伊 藤 園	会 長 本 庄 八 郎	商業
伊 藤 忠 商 事 (株)	特 別 理 事 小 林 栄 三	商業卸売
(株) 榮 太 樓 總 本 舗	社 長 細 田 眞	商業
A N A ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	相 談 役 大 橋 洋 治	交通運輸
S M K (株)	社 長 池 田 靖 光	工業
(株) エ ス ケ ー ビ ー	エグゼクティブディレクター 滝 久 雄	サービス
(株) N T T ド コ モ	相 談 役 加 藤 薫	情報通信
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	会 長 矢 嶋 進	工業
オ ー ウ イ ル (株)	会 長 小 口 英 器	貿易
大 崎 電 気 工 業 (株)	会 長 渡 辺 佳 英	工業
(株) オンワードホールディングス	名 誉 顧 問 馬 場 彰	商業卸売
鹿 島 建 設 (株)	会 長 中 村 満 義	建設・不動産
梶 原 工 業 (株)	会 長 梶 原 徳 二	工業
学 校 法 人 片 柳 学 園	理 事 長 千 葉 茂	サービス
(株) 桂 川 精 螺 製 作 所	社 長 石 井 昌 景	工業
(株) 関 電 工	特 別 顧 問 山 口 学	建設・不動産
(株) き ら ぼ し 銀 行	顧 問 坂 本 隆	金融
(株) 銀 座 テ ー ラ ー グ ル ー プ	会 長 鱒 淵 美 恵 子	商業
(株) グ リ ー ン ハ ウ ス	社 長 田 沼 千 秋	商業
グ ロ ー ブ シ ッ プ (株)	社 長 矢 口 敏 和	サービス
(株) 啓 文 社	会 長 小 淵 勝 一	情報通信
光 陽 産 業 (株)	会 長 大 山 忠 一	工業
郡 リ ー ス (株)	社 長 郡 正 直	建設・不動産
国 分 グ ル ー プ 本 社 (株)	会 長 兼 C E O 國 分 勘 兵 衛	商業卸売
(株) 小 松 ス ト ア ー	社 長 小 坂 敬	商業
小 松 ば ね 工 業 (株)	会 長 小 松 節 子	工業

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
西京信用金庫	理事長 北村 啓介	金融
サッポロホールディングス(株)	特別顧問 上條 努	工業
三機工業(株)	会長 梶浦 卓一	建設・不動産
山九(株)	会長 中村 公一	交通運輸
三和電気工業(株)	会長 石井 卓爾	工業
(株) J T B	会長 田川 博己	サービス
J・フロントリテイリング(株)	社長 山本 良一	商業
(株) シオザワ	社長 塩澤 好久	商業卸売
(株) 資生堂	相談役 前田 新造	商業
清水建設(株)	会長 宮本 洋一	建設・不動産
(株) 商工組合中央金庫	社長 関根 正裕	金融
松竹(株)	会長 大谷 信義	サービス
(株) 新宿高野	社長 高野 吉太郎	商業
(株) すかいらくホールディングス	会長兼社長 谷 真	商業
スキヤネット(株)	社長 小池 隆彦	情報通信
住友商事(株)	特別顧問 岡 素之	貿易
住友林業(株)	会長 矢野 龍	建設・不動産
セイコーホールディングス(株)	会長兼グループCEO 服部 真二	商業卸売
(株) 世界貿易センタービルディング	社長 宮崎 親男	商業
セコム(株)	会長 中山 泰男	サービス
(株) セブン&アイ・ホールディングス	社長 井阪 隆一	商業
セントラルスポーツ(株)	会長 後藤 忠治	商業
(株) 千疋屋総本店	社長 大島 博	商業
総合警備保障(株)	社長 青山 幸恭	サービス
双日(株)	社長 藤本 昌義	貿易
ソニー(株)	社長兼CEO 吉田 憲一郎	工業
第一三共(株)	会長 中山 譲治	工業
醍醐ビル(株)	社長 田中 常雅	建設・不動産
大成建設(株)	会長 山内 隆司	建設・不動産
大東京信用組合	会長 安田 眞次	金融
大日本印刷(株)	会長 北島 義俊	情報通信
ダイヤル・サービス(株)	社長・CEO 今野 由梨	情報通信
大陽ステレススプリング(株)	会長 横山 正二	工業
(株) 高島屋	会長 鈴木 弘治	商業
(株) 帝国データバンク	社長 後藤 信夫	情報通信
デンカ(株)	会長 吉高 紳介	工業
電源開発(株)	会長 北村 雅良	資源・エネルギー
(株) 電通グループ	顧問 石井 直	サービス
東映(株)	会長 岡田 裕介	サービス
東急(株)	会長 野本 弘文	交通運輸

2. 組織 (4) 議員

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
東急建設(株)	会長 飯塚恒生	建設・不動産
(株)東急百貨店	社長 大石次則	商業
東急不動産ホールディングス(株)	会長 金指潔	建設・不動産
(株)東京會館	社長 渡辺訓章	商業
東京海上日動火災保険(株)	副会長 北沢利文	金融
東京ガス(株)	会長 広瀬道明	資源・エネルギー
東京電力ホールディングス(株)	社長 小早川智明	資源・エネルギー
(株)東京ドーム	特別顧問 久代信次	サービス
東京都商店街連合会	会長 桑島俊彦	商業
(一社)東京都信用金庫協会	会長 澁谷哲一	金融
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	会長 後藤亘	情報通信
(株)東京流通センター	社長 小野真路	商業
東京レジャー(株)	会長 池田朝彦	サービス
東光薬品工業(株)	社長 小林洋一	工業
(株)東芝	社長 綱川智	工業
東洋ドライルーブ(株)	社長 飯野光彦	工業
東洋熱工業(株)	最高顧問 野末尚	建設・不動産
東レ(株)	社長 日覺昭廣	工業
戸田建設(株)	社長 今井雅則	建設・不動産
凸版印刷(株)	会長 金子眞吾	情報通信
(株)中村塗装店	社長 中村節雄	建設・不動産
日本製鉄(株)	名誉会長 三村明夫	工業
日本通運(株)	会長 渡邊健二	交通運輸
日本郵船(株)	会長 内藤忠顕	交通運輸
日本航空(株)	会長 植木義晴	交通運輸
日本証券業協会	会長 鈴木茂晴	金融
(株)日本レーザー	会長 近藤宣之	貿易
(学)服部学園	常務理事 服部津貴子	サービス
東日本電信電話(株)	相談役 山村雅之	情報通信
東日本旅客鉄道(株)	副社長 西野史尚	交通運輸
(株)日立製作所	社長兼CEO 東原敏昭	工業
ビリングシステム(株)	社長 江田敏彦	サービス
廣瀬ビルディング(株)	社長 廣瀬元夫	建設・不動産
(株)フォーシーズ	会長兼CEO 浅野秀則	商業卸売
(株)フォーバル	会長 大久保秀夫	サービス
富士ゼロックス(株)	社長 玉井光一	情報通信
藤田観光(株)	特別顧問 本村哲	サービス
(株)フジマック	社長 熊谷光治	建設・不動産
(株)ベアーズ	副社長 高橋ゆき	サービス
本田技研工業(株)	取締役相談役 伊東孝紳	工業

議員名称	議員の職務を行う者の役職・氏名	所属部会
前田建設工業(株)	相談役 小原好一	建設・不動産
松久(株)	社長 神谷一雄	工業
(株)松屋	名誉会長 古屋勝彦	商業
丸源飲料工業(株)	社長 阿部貴明	工業
(株)丸高工業	社長 高木一昌	建設・不動産
丸紅(株)	常任顧問 朝田照男	貿易
ミクニ化学工業(株)	会長 宮下仁志	工業
みずほフィナンシャルグループ	名誉顧問 塚本隆史	金融
三井住友海上火災保険(株)	常任顧問 江頭敏明	金融
(株)三井住友銀行	会長 宮田孝一	金融
三井物産(株)	会長 飯島彰己	貿易
三井不動産(株)	会長 岩沙弘道	建設・不動産
三井不動産レジデンシャル(株)	社長 藤林清隆	建設・不動産
(株)三越伊勢丹ホールディングス	社長 杉江俊彦	商業
三菱ケミカル(株)	特別顧問 石塚博昭	工業
三菱商事(株)	社長 垣内威彦	貿易
三菱電機(株)	特別顧問 下村節宏	工業
三菱マテリアル(株)	会長 竹内章	資源・エネルギー
(株)三菱UFJ銀行	特別顧問 小山田隆	金融
三菱UFJ信託銀行(株)	会長 若林辰雄	金融
(株)宮入	社長 宮入正英	商業卸売
(株)モスフードサービス	会長 櫻田厚	商業
森ビル(株)	社長 辻慎吾	建設・不動産
山崎金属産業(株)	社長 山崎洋一郎	資源・エネルギー
(株)ヤマシタ	社長 山下和洋	サービス
(株)山下PMC	社長 川原秀仁	サービス
ヤマトホールディングス(株)	会長 山内雅喜	交通運輸
(医)友和会 太陽歯科衛生士専門学校	理事長 櫻井善忠	サービス
ライオン(株)	会長 濱逸夫	工業
(株)龍角散	社長 藤井隆太	工業
(株)ワールドケミカル	会長 森洋二	工業
(株)渡辺パイプ	社長 渡辺元	建設・不動産

## ③ 名誉議員

(2020年3月31日現在)

氏名	企業の名称	企業上の役職
飯田亮	セコム(株)	最高顧問
田村逸也	(株)タムラ製作所	特別社友
西澤宏繁	(株)榮太樓 總本舗	相談役
細田安兵衛		
三浦守		

2. 組織 (4) 議員

④ 議員待遇者

(2020年3月31日現在)

氏 名	企 業 の 名 称	企 業 上 の 役 職
伊 藤 雅 人	オ ー デ リ ッ ク (株)	社 長
井 上 秀 一	東 日 本 電 信 電 話 (株)	元 社 長
今 村 治 輔	清 水 建 設 (株)	元 会 長
岡 田 明 重	(株) 三 井 住 友 銀 行	名 誉 顧 問
熊 谷 俊 範	(株) フ ジ マ ッ ク	会 長
熊 谷 直 彦	三 井 物 産 (株)	元 会 長
児 玉 幸 治	(一財)機械システム振興協会	顧 問
齋 藤 朝 子	(株) ピ ア チ ェ ー レ	会 長
庄 山 悦 彦	(株) 日 立 製 作 所	名 誉 相 談 役
島 村 元 紹	島 村 楽 器 (株)	会 長
清 水 仁	東 急 (株)	特 別 顧 問
鈴 木 謙 一	(株) 東 京 會 館	元 社 長
鈴 木 義 雄	(株) 鈴 屋	取 締 役 相 談 役
多 田 公 人		
多 田 修 人	日 本 シ ス テ ム ウ ェ ア (株)	名 誉 会 長
辻 亨	丸 紅 (株)	名 誉 理 事
中 村 胤 夫	(株)三越伊勢丹ホールディングス	社 友
根 津 公 一	(株) 東 武 百 貨 店	名 誉 会 長
平 井 克 彦	東 レ (株)	特 別 顧 問
松 橋 功	(株) J T B	相 談 役
美 安 達 子	(株) 電 脳	名 誉 会 長
茂 木 友 三 郎	キ ッ コ ー マ ン (株)	取 締 役 名 誉 会 長
山 本 泰 人		

## (5) 部会長等

(2020年3月31日現在)

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
商業部会長	杉江俊彦	(株)三越伊勢丹ホールディングス	社長
副部会長	桑島俊彦	東京都商店街連合会	会長
〃	小坂敬	(株)小松ストア	社長
〃	井阪隆一	(株)セブン&アイ・ホールディングス	社長
〃	鰐淵美恵子	(株)銀座テラーグループ	会長
〃	高野吉太郎	(株)新宿高野	社長
商業卸売部会長	國分勘兵衛	国分グループ本社(株)	会長兼CEO
副部会長	宮入正英	(株)宮入	社長
〃	浅野秀則	(株)フォーシーズ	会長兼CEO
〃	服部真二	セイコーホールディングス(株)	会長兼グループCEO
〃	鈴木貴士	五十鈴(株)	社長
工業部会長	下村節宏	三菱電機(株)	特別顧問
副部会長	石井宏治	(株)石井鐵工所	社長
〃	森洋二	(株)ワールドケミカル	会長
〃	吉高紳介	デンカ(株)	会長
〃	日覺昭廣	東レ(株)	社長
〃	濱逸夫	ライオン(株)	会長
資源・エネルギー部会長	北村雅良	電源開発(株)	会長
副部会長	竹内章	三菱マテリアル(株)	会長
〃	牧野明次	岩谷産業(株)	会長兼CEO
〃	矢島幹也	東京都石油業協同組合	理事長
〃	月岡隆	出光興産(株)	会長
貿易部会長	飯島彰己	三井物産(株)	会長
副部会長	朝田照男	丸紅(株)	常任顧問
〃	岡素之	住友商事(株)	特別顧問
〃	小口英器	オウイル(株)	会長
〃	藤本昌義	双日(株)	社長
〃	伊藤滋	マルハニチロ(株)	社長
金融部会長	宮田孝一	(株)三井住友銀行	会長
副部会長	江頭敏明	三井住友海上火災保険(株)	常任顧問
〃	幸本智彦	アクサ生命保険(株)	副社長
〃	若林辰雄	三菱UFJ信託銀行(株)	会長
〃	鈴木茂晴	日本証券業協会	会長
〃	澁谷哲一	(一社)東京都信用金庫協会	会長
交通運輸部会長	大橋洋治	A N Aホールディングス(株)	相談役
副部会長	浅井隆	(株)浅井	社長
〃	渡邊健二	日本通運(株)	会長
〃	西野史尚	東日本旅客鉄道(株)	副社長

2. 組織 (6) 委員長等

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称	企業上の役職
建設・不動産 部会長	山内 隆 司	大成建設(株)	会長
副部長	廣瀬 元 夫	廣瀬ビルディング(株)	社長
〃	梶浦 卓 一	三機工業(株)	会長
〃	宮本 洋 一	清水建設(株)	会長
〃	今井 雅 則	戸田建設(株)	社長
〃	金指 潔	東急不動産ホールディングス(株)	会長
サービス 部会長	岡田 裕 介	東映(株)	会長
副部長	滝 久 雄	(株) エヌケービー	取締役会長
〃	久代 信 次	(株) 東京ドーム	特別顧問
〃	服部 津 貴子	(学) 服部学園	常務理事
〃	本村 哲	藤田観光(株)	特別顧問
情報通信 部会長	玉井 光 一	富士ゼロックス(株)	社長
副部長	今野 由 梨	ダイヤル・サービス(株)	社長・CEO
〃	後藤 信 夫	(株) 帝国データバンク	社長
〃	後藤 亘	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	会長
〃	山村 雅 之	東日本電信電話(株)	相談役
〃	加藤 薫	(株) N T T ドコモ	相談役

(6) 委員長等

(2020年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称	企業上の役職
総合政策 委員長	小林 栄 三	伊藤忠商事(株)	特別理事
共同委員長	渡辺 佳 英	大崎電気工業(株)	会長
〃	宮田 孝 一	(株) 三井住友銀行	会長
組 織 委員長	斎藤 保	(株) I H I	会長
共同委員長	池田 朝 彦	東京レジャー(株)	会長
〃	鈴木 貴 士	五十鈴(株)	社長
職・会計・向上 委員長	浅野 秀 則	(株) フォーシーズ	会長兼CEO
共同委員長	高野 吉 太 郎	(株) 新宿高野	社長
〃	久代 信 次	(株) 東京ドーム	特別顧問
税 制 委員長	田中 常 雅	醍醐ビル(株)	社長
共同委員長	阿部 貴 明	丸源飲料工業(株)	社長
〃	郡 正 直	郡リース(株)	社長
労 働 委員長	塚本 隆 史	みずほフィナンシャルグループ	名誉顧問
共同委員長	中村 公 一	山九(株)	会長
〃	青山 幸 恭	総合警備保障(株)	社長
多様な人材活躍 委員長	上條 努	サッポロホールディングス(株)	特別顧問
共同委員長	梶浦 卓 一	三機工業(株)	会長
〃	近藤 宣 之	(株) 日本レジャー	会長
〃	小山 田 隆	(株) 三菱UFJ銀行	特別顧問
教育・人材育成 委員長	矢口 敏 和	グローブシップ(株)	社長

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
共同委員長	小松節子	小松ばね工業(株)	会長
〃	本村哲	藤田観光(株)	特別顧問
中小企業委員長	大久保秀夫	(株)フォーバル	会長
共同委員長	宮入正英	(株)宮入	社長
〃	関根正裕	(株)商工組合中央金庫	社長
事業承継対策委員長	宮入正英	(株)宮入	社長
共同委員長	坂本隆	(株)きらぼし銀行	顧問
〃	塩澤好久	(株)シオザワ	社長
新事業・イノベーション創出委員長	垣内威彦	三菱商事(株)	社長
共同委員長	田沼千秋	(株)グリーンハウス	社長
〃	浅野秀則	(株)フォーシーズ	会長兼CEO
〃	武田健三	(株)大崎コンピュータエンジニアリング	社長
国際経済委員長	朝田照男	丸紅(株)	常任顧問
共同委員長	小口英器	オーウル(株)	会長
〃	鰐淵美恵子	(株)銀座テラーグループ	会長
〃	藤本昌義	双日(株)	社長
社会保障委員長	江頭敏明	三井住友海上火災保険(株)	常任顧問
共同委員長	中山讓治	第一三共(株)	会長
〃	細田眞	(株)榮太樓總本舗	社長
〃	藤井隆太	(株)龍角散	社長
エネルギー・競委員長	広瀬道明	東京ガス(株)	会長
共同委員長	北村雅良	電源開発(株)	会長
〃	野末尚	東洋熱工業(株)	最高顧問
経済法規委員長	渡辺元	渡辺パイプ(株)	社長
共同委員長	大山忠一	光陽産業(株)	会長
〃	細田眞	(株)榮太樓總本舗	社長
知的財産戦略委員長	荒井寿光	東京中小企業投資育成(株)	特別参与
共同委員長	岡田裕介	東映(株)	会長
〃	濱逸夫	ライオン(株)	会長
首都圏問題委員長	野本弘文	東急(株)	会長
共同委員長	今井雅則	戸田建設(株)	社長
〃	藤林清隆	三井不動産レジデンシャル(株)	社長
災害対策委員長	中山泰男	セコム(株)	会長
共同委員長	田畑日出男	いであ(株)	会長
〃	山口学	(株)関電工	特別顧問
観光委員長	田川博己	(株)JTB	会長
共同委員長	植木義晴	日本航空(株)	会長
〃	西野史尚	東日本旅客鉄道(株)	副社長
ものづくり推進委員長	伊東孝紳	本田技研工業(株)	取締役相談役
共同委員長	森洋二	(株)ワールドケミカル	会長
〃	飯野光彦	東洋ドライルーブ(株)	社長

2. 組織 (7)女性会長等

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
流通・サービス 委員長	大島 博	(株) 千 疋 屋 総 本 店	社 長
共同委員長	鈴木 貴士	五 十 鈴 (株)	社 長
〃	江田 敏彦	ビ リ ン グ シ ス テ ム (株)	社 長
〃	佐藤 仁	(株) 東 急 レ ク リ エ ー シ ョ ン	相 談 役
中小企業のデジタル化推進 委員長	金子 眞吾	凸 版 印 刷 (株)	会 長
共同委員長	下村 節宏	三 菱 電 機 (株)	特別顧問
〃	北沢 利文	東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	副 会 長
健康づくり・スポーツ振興 委員長	櫻田 厚	(株) モ ス フ ー ド サ ー ビ ス	会 長
共同委員長	幸本 智彦	ア ク サ 生 命 保 険 (株)	副 社 長
〃	服部 津貴子	(学) 服 部 学 園	常 務 理 事
わががかりが特別 委員長	渡辺 佳英	大 崎 電 気 工 業 (株)	会 長
共同委員長	野本 弘文	東 急 (株)	会 長
〃	山内 隆司	大 成 建 設 (株)	会 長
〃	青山 幸恭	綜 合 警 備 保 障 (株)	社 長
東京の将来を考える懇談会 座長	中村 満義	鹿 島 建 設 (株)	会 長
共同座長	北沢 利文	東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	副 会 長
〃	西野 史尚	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	副 社 長

(7) 女性会長等

(2020年3月31日現在)

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会 長	市瀬 優子	美 和 商 事 (株)	社 長
副 会 長	緒方 智英子	(株) 象 英 企 画	社 長
〃	財津 澄子	(株) 京 王 興 産	社 長
〃	内川 あ也	ブ レ イ ン (有)	社 長
〃	倉光 美也子	(株) フ ミ ヤ ス ポ ー ツ	常 務 取 締 役

(8) 青年部会長等

(2020年3月31日現在)

役職名	氏名	企業の名称	企業上の役職
会 長	横山 達也	東 工 ・ バ レ ッ ク ス (株)	社 長
副 会 長	加藤 貴久	東 立 電 機 (株)	社 長
〃	木原 一雄	キ ハ ラ (株)	代 表 取 締 役
〃	井上 博貴	愛 知 産 業 (株)	社 長

## (9) 顧問および参与

## ① 特別顧問

(2020年3月31日現在)

氏名	企業の名称および企業上の役職	氏名	企業の名称および企業上の役職
本庄 八郎	(株)伊藤園会長	塚本 隆史	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
井上 裕之	愛知産業(株)会長	杉江 俊彦 (部会長兼務)	(株)三越伊勢丹ホールディングス社長
渡辺 佳英	大崎電気工業(株)会長	國分 勘兵衛 (部会長兼務)	国分グループ本社(株)会長兼CEO
石井 卓爾	三和電気工業(株)会長	下村 節宏 (部会長兼務)	三菱電機(株)特別顧問
田中 常雅	醍醐ビル(株)社長	北村 雅良 (部会長兼務)	電源開発(株)会長
神谷 一雄	松久(株)社長	飯島 彰己 (部会長兼務)	三井物産(株)会長
今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)社長・CEO	宮田 孝一 (部会長兼務)	(株)三井住友銀行会長
矢野 龍	住友林業(株)会長	大橋 洋治 (部会長兼務)	ANAホールディングス(株)相談役
小林 栄三	伊藤忠商事(株)特別理事	山内 隆司 (部会長兼務)	大成建設(株)会長
朝田 照男	丸紅(株)常任顧問	岡田 裕介 (部会長兼務)	東映(株)会長
岡 素之	住友商事(株)特別顧問	玉井 光一 (部会長兼務)	富士ゼロックス(株)社長

## ② 顧問

(2020年3月31日現在)

氏名	企業の名称および企業上の役職	氏名	企業の名称および企業上の役職
小池 百合子	東京都知事	吉野 浩行	本田技研工業(株)社友
中西 宏明	(一社)日本経済団体連合会会長	小島 順彦	三菱商事(株)相談役
櫻田 謙悟	(公社)経済同友会代表幹事	上條 清文	東急(株)特別顧問
黒田 東彦	日本銀行総裁	池田 彰孝	SMK(株)最高顧問
田中 一穂	(株)日本政策金融公庫総裁	杉山 清次	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
木下 康司	(株)日本政策投資銀行会長	福井 威夫	本田技研工業(株)社友
豊永 厚志	(独)中小企業基盤整備機構理事長	小林 健	三菱商事(株)会長
佐々木 伸彦	(独)日本貿易振興機構理事長	宮村 眞平	三井金属鉱業(株)名誉相談役
安藤 立美	東京信用保証協会理事長	鳥原 光憲	東京ガス(株)特別参与
望月 晴文	東京中小企業投資育成(株)社長	清野 智	東日本旅客鉄道(株)顧問
片桐 裕		児玉 幸治	(一財)機械システム振興協会顧問
岡田 卓也	イオン(株)名誉会長相談役	伊藤 一郎	旭化成(株)名誉会長
福原 義春	(株)資生堂名誉会長	佐々木 隆	(株)JTB相談役
佐々木 幹夫	三菱商事(株)特別顧問	前田 新造	(株)資生堂相談役
川本 信彦	本田技研工業(株)社友	釜 和明	(株)IHI相談役
浅地 正一	浅地事務所代表	北山 禎介	(株)三井住友銀行名誉顧問
関家 憲一	オフィス・セキヤ代表	中村 利雄	公益財団法人全国中小企業振興機関協会会長

2. 組織 (9) 顧問および参与

③ 常任顧問

(2020年3月31日現在)

氏名	企業の名称および企業上の役職	氏名	企業の名称および企業上の役職
荒井 寿光	東京中小企業投資育成(株)特別参与	小澤 哲	豊田通商(株)シニアエグゼクティブアドバイザー
市川 晃	住友林業(株)社長	久保利 英明	日比谷パーク法律事務所代表弁護士
植松 敏		小林 文彦	伊藤忠商事(株)専務執行役員
槍田 松瑩	三井物産(株)顧問	吉田 朋史	伊藤忠商事(株)副社長

④ 参与

(2020年3月31日現在)

氏名	企業の名称および企業上の役職	氏名	企業の名称および企業上の役職
(特別参与)		永田 隆	醍醐ビル(株)社長室兼事業企画部マネージャー
久保田 政一	(一社)日本経済団体連合会事務総長	神谷 隆一	松久(株)執行役員
橋本 圭一郎	(公社)経済同友会副代表幹事・専務理事	今野 譲司	ダイヤル・サービス(株)取締役
河津 司	(一社)日本貿易会専務理事	水野 隆	住友林業(株)秘書室長
前田 和敬	(公財)日本生産性本部理事長	河合 良介	伊藤忠商事(株)調査・情報部 部長補佐 (渉外・調査担当)
佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会専務理事	重吉 玄徳	丸紅(株)丸紅経済研究所 企画・渉外チーム長
村松 明典	東京都産業労働局局长	福原 基文	住友商事(株)グローバル業務部 渉外担当部長
高橋 淑郎	東京中小企業投資育成(株)特別参与	志村 丈晴	(株)みずほ銀行秘書室参事役
(参与)		高木 勝徳	(株)三越伊勢丹ホールディングス秘書室・室長
大西 史哲	日本製鉄(株)総務部広報センター所長	岡村 宏隆	国分グループ本社(株)社長室参与
中嶋 哲也	(株)東芝人事・総務部 産業政策渉外室長	黄檗 満治	三菱電機(株)総務部長
中川 淳一	本田技研工業(株)渉外部担当部長	久保田 百年	電源開発(株)経営企画部 経営調査室長
篠原 徹也	三菱商事(株)地域総括部長	奥村 隆	三井物産(株)秘書室長
新妻 充	鹿島建設(株)執行役員 秘書役 総務管理本部副本部長	中村 幸則	(株)三井住友銀行管理部秘書室長
須田 憲和	(株)フォーバル執行役員・会長室室長	濱田 秀樹	ANAホールディングス(株)秘書部長
但馬 英俊	東急(株)執行役員 社長室長	遠藤 洋介	大成建設(株)営業推進部 担当部長
立川 基久	(株)JTB秘書室長	堀口 政浩	東映(株)執行役員 秘書部長・経営戦略部長
空岡 正英	東京ガス(株)秘書部企画調査チームリーダー	荒木 康晴	富士ゼロックス(株)秘書室長
石川 智之	凸版印刷(株)秘書室長	鈴木 正則	(株)石井鐵工所取締役・常勤監査等委員
和田 季也	(株)IHI総務部 渉外グループ 部長	柳下 純一	三菱地所(株)総務部 専任部長
村田 真	サッポロホールディングス(株)総務部秘書室長	原田 桂介	(株)さらぼし銀行秘書室長
橋本 建治	(株)千疋屋総本店取締役総務・人事部長	井手 孝浩	旭化成(株)秘書室長
松永 聡	(株)伊藤園秘書部長	田代 裕美	(株)資生堂秘書・渉外部長
井原 直明	愛知産業(株)常務取締役管理本部長	(常任参与)	
根本 和郎	大崎電気工業(株)専務取締役	高野 秀夫	日本小売業協会参与
下中 佑一朗	三和電気工業(株)総務部長	間部 彰成	一般財団法人日本ファッション協会専務理事

## (10) 支部会長

(2020年3月31日現在)

支部名	氏名	企業及び企業上の役職	支部名	氏名	企業及び企業上の役職
千代田	栃木 一夫	(株)栃木屋社長	渋谷	佐藤 仁	(株)東急レクリエーション相談役
中央	大谷 信義	松竹(株)会長	中野	麻沼 雅海	アサヌマコーポレーション(株)社長
港	池田 朝彦	東京レジャー(株)会長	杉並	和田 新也	箱根植木(株)社長
新宿	高野 吉太郎	(株)新宿高野社長	豊島	渡邊 裕之	渡邊建設(株)社長
文京	吉岡 新	共立速記印刷(株)会長	板橋	岩月 宏昌	イワツキ(株)社長
台東	桑山 征洋	(株)桑山会長	練馬	高内 恒行	豊玉タクシー(株)会長
北	越野 充博	越野建設(株)社長	江東	鈴木 健之	鈴直商事(株)社長
荒川	富永 新三郎	(株)新吉社長	墨田	阿部 貴明	丸源飲料工業(株)社長
品川	武田 健三	(株)大崎コンピュータエンジニアリング社長	足立	近藤 勝	美濃紙業(株)社長
目黒	相馬 熊郎	(株)手塚興業社社長	葛飾	浅川 弘人	(株)浅川製作所会長
大田	深尾 定男	(株)巴商会社長	江戸川	森本 勝也	東亜物流(株)社長
世田谷	大場 信秀	世田谷信用金庫理事長			

## 3. 選任および退任

### (1) 役員

#### ① 副会頭、監事、常議員

1) 2019年10月31日までの変更

##### a. 副会頭

伊藤一郎 (旭化成(株)名誉会長) 退任 (2019年10月31日)  
 佐々木 隆 (株)JTB相談役) 退任 (2019年10月31日)  
 前田新造 (株)資生堂相談役) 退任 (2019年10月31日)  
 釜和明 (株)IHI相談役) 退任 (2019年10月31日)  
 田中常雅 (醍醐ビル(株)社長) 退任 (2019年10月31日)  
 北山禎介 (株)三井住友銀行名誉顧問) 退任 (2019年10月31日)

##### b. 監事

高木 茂 (三菱地所(株)特別顧問) 退任 (2019年10月31日)  
 柿崎昭裕 (株)きらぼし銀行相談役) 退任 (2019年10月31日)

##### c. 常議員

藤重貞慶 (ライオン(株)相談役) 退任 (2019年10月31日)  
 石塚邦雄 (株)三越伊勢丹ホールディングス特別顧問) 退任 (2019年10月31日)  
 多田修人 (日本システムウエア(株)名誉会長) 退任 (2019年10月31日)  
 島村元紹 (島村楽器(株)会長) 退任 (2019年10月31日)  
 大島博 (株)千疋屋総本店社長) 退任 (2019年10月31日)

2) 会頭、副会頭、専務理事、監事、常議員、常務理事、理事を第218回 (臨時) 議員総会 (2019年11月1日) にて選任。就任者はいずれも8頁の「2. 組織(3)役員」に記載のとおり。

#### ② 常務理事・理事

1) 2019年10月31日までの変更

湊元良明 理事就任 (2019年3月14日第214回議員総会・第715回常議員会) ※4月1日就任

2) 常務理事・理事を第723回常議員会 (2019年11月18日) にて選任。就任者はいずれも8頁の「2. 組織(3)役員」に記載のとおり。

### (2) 議員

#### ① 1号議員 (定数76)

・ 議員改選に伴い、議員選挙 (2019年10月3日) にて以下の76社を選任。

アクサ生命保険(株)	(株)浅井	(株)アプリコット	(株)アリスマジック
五十鈴(株)	(株)榮太樓總本舗	SMK(株)	(株)エスケーパー
(株)NTTドコモ	オーウイル(株)	梶原工業(株)	(学)片柳学園 ※
(株)桂川精螺製作所	(株)関電工	(株)きらぼし銀行	※ (株)銀座テラーグループ
(株)グリーンハウス	グローブシップ(株)	(株)啓文社	光陽産業(株)
郡リース(株)	(株)小松ストアー	小松ばね工業(株)	西京信用金庫 ※
サッポロホールディングス(株)	三機工業(株)	山九(株)	※ J. フロントリテイリング(株)
(株)シオザワ	(株)新宿高野	スキャネット(株)	住友林業(株)
(株)世界貿易センタービルディング	(株)セブン&アイホールディングス	セントラルスポーツ(株)	(株)千疋屋総本店
総合警備保障(株) ※	大東京信用組合	大陽ステンレススプリング(株)	(株)高島屋
(株)帝国データバンク	電源開発(株)	東急建設(株) ※	東急不動産ホールディングス(株)
東京海上日動火災保険(株) ※	東京外埠利カネビル(株)	(株)東京流通センター	東京レジャー(株)
東光薬品工業(株) ※	東洋ドライループ(株)	東洋熱工業(株)	(株)中村塗装店
日本航空(株)	(株)日本レーザー	(学)服部学園	ビリングシステム(株)
(株)フォーシーズ	藤田観光(株)	(株)フジマック	(株)ベアーズ ※
丸源飲料工業(株) ※	(株)丸高工業	※ ミクニ化学工業(株) ※	三井不動産レジデンシャル(株)

㈱三菱UFJ銀行	㈱宮入	㈱モスフードサービス	森ビル(株)
山崎金属産業(株)	※ ㈱ヤマシタ	㈱山下PMC	※ (医)友和会 太陽歯科衛生士専門学校
ライオン(株)	㈱龍角散	㈱ワールドケミカル	渡辺パイプ(株)

(注) ※を付した14社は改選に伴い新たに議員就任

## ② 2号議員 (定数52)

## &lt;商業部会&gt;

- ・議員改選に伴い、商業部会(2019年7月23日)にて7社を選任

イオン(株)	㈱すかいらくホールディングス	㈱東急百貨店	㈱東京會館
東京都商店街連合会	㈱松屋	㈱三越伊勢丹ホールディングス	

## &lt;商業卸売部会&gt;

- ・議員改選に伴い、商業卸売部会(2019年7月18日)にて2社を選任

国分グループ本社(株)	セイコーホールディングス(株)
-------------	-----------------

## &lt;工業部会&gt;

- ・議員改選に伴い、工業部会(2019年7月19日)にて12社を選任

㈱石井鐵工所	王子ホールディングス(株)	大崎電気工業(株)	三和電気工業(株)
第一三共(株)	デンカ(株)	東レ(株)	日本製鉄(株)
㈱日立製作所	松久(株)	三菱ケミカル(株)	三菱電機(株)

## &lt;資源・エネルギー部会&gt;

- ・議員改選に伴い、資源・エネルギー部会(2019年7月16日)にて1社を選任

三菱マテリアル(株)
------------

## &lt;貿易部会&gt;

- ・議員改選に伴い、貿易部会(2019年7月23日)にて3社を選任

住友商事(株)	双日(株)	三井物産(株)
---------	-------	---------

## &lt;金融部会&gt;

- ・議員改選に伴い、金融部会(2019年7月12日)にて5社を選任

(一社)東京都信用金庫協会	日本証券業協会	みずほフィナンシャルグループ	三井住友海上火災保険(株)
三菱UFJ信託銀行(株)			

## &lt;交通運輸部会&gt;

- ・議員改選に伴い、交通運輸部会(2019年7月17日)にて5社を選任

ANAホールディングス(株)	日本通運(株)	日本郵船(株)	東日本旅客鉄道(株)
ヤマトホールディングス(株)			

## &lt;建設・不動産部会&gt;

- ・議員改選に伴い、建設・不動産部会(2019年7月16日)にて5社を選任

清水建設(株)	大成建設(株)	戸田建設(株)	廣瀬ビルディング(株)
前田建設工業(株)			

## &lt;サービス部会&gt;

- ・議員改選に伴い、サービス部会(2019年7月19日)にて7社を選任

いであ(株)	松竹(株)	セコム(株)	㈱電通
東映(株)	㈱東京ドーム	㈱フォーバル	

## &lt;情報通信部会&gt;

- ・議員改選に伴い、情報通信部会(2019年7月12日)にて5社を選任

㈱アテナ	大日本印刷(株)	ダイヤル・サービス(株)	凸版印刷(株)
富士ゼロックス(株)			

### 3. 選任および退任 (3) 部会長等

#### ③ 3号議員 (定数22)

- ・議員改選に伴い、第720回常議員会(2019年7月25日)にて22社を選任

(株)IHI	愛知産業(株)	旭化成(株)	(株)伊藤園
伊藤忠商事(株)	(株)オンワードホールディングス	鹿島建設(株)	(株)JTB
(株)資生堂	(株)商工組合中央金庫	ソニー(株)	醍醐ビル(株)
東急(株)	東京ガス(株)	東京電力ホールディングス(株)	(株)東芝
東日本電信電話(株)	本田技研工業(株)	丸紅(株)	(株)三井住友銀行
三井不動産(株)	三菱商事(株)		

#### ④ 議員の職務を行う代表者の変更について

##### 1) 2019年10月31日までの変更

王子ホールディングス(株)(2019年4月1日付)

(新) 会 長 矢 嶋 進 (旧) 会 長 進 藤 清 貴

富士ゼロックス(株)(2019年6月19日付)

(新) 社 長 玉 井 光 一 (旧) 特別顧問 栗 原 博

ヤマトホールディングス(株)(2019年6月26日付)

(新) 会 長 山 内 雅 喜 (旧) 取締役 木 川 真

第一三共(株)(2019年7月1日付)

(新) 会 長 中 山 讓 治 (旧) 相談役 庄 田 隆

##### 2) 議員改選に伴い、以下の社が議員の職務を行う者を変更(2019年11月1日)

(株)IHI	(新) 会 長 斎 藤 保	(旧) 相談役 金 和 明
(株)NTTドコモ	(新) 相談役 加 藤 薫	(旧) <del>シニアアドバイザー</del> 山 田 隆 持
(株)JTB	(新) 会 長 田 川 博 己	(旧) 相談役 佐々木 隆
双日(株)	(新) 社 長 藤 本 昌 義	(旧) 特別名誉顧問 佐 藤 洋 二
(株)東急百貨店	(新) 社 長 大 石 次 則	(旧) 相談役 二 橋 千 裕
日本郵船(株)	(新) 会 長 内 藤 忠 顕	(旧) 特別顧問 工 藤 泰 三
(株)三井住友銀行	(新) 会 長 宮 田 孝 一	(旧) 名誉顧問 北 山 禎 介
(株)三越伊勢丹ホールディングス	(新) 社 長 杉 江 俊 彦	(旧) 特別顧問 石 塚 邦 雄
三菱マテリアル(株)	(新) 会 長 竹 内 章	(旧) 相談役 矢 尾 宏
(株)三菱UFJ銀行	(新) 特別顧問 小山田 隆	(旧) 名誉顧問 三 木 繁 光
ライオン(株)	(新) 会 長 濱 逸 夫	(旧) 相談役 藤 重 貞 慶

#### ⑤ 議員待遇

- ・議員改選に伴い、第218回(臨時)議員総会(2019年11月1日)にて新たに以下の2名が議員待遇者に就任  
島 村 元 紹 (島村楽器(株)会長)

多 田 修 人 (日本システムウェア(株)名誉会長)

### (3) 部会長等

#### 1) 2019年10月31日までの変更

<工業部会>

庄 田 隆 (第一三共(株)相談役) 副部会長退任(2019年6月30日)

<交通運輸部会>

木 川 真 (ヤマトホールディングス(株)会長) 副部会長退任(2019年6月25日)

#### 2) 議員改選に伴う変更

<商業部会>

- ・議員改選に伴い、商業部会(2019年10月16日)にて正副部会長を選任。

<商業卸売部会>

- ・議員改選に伴い、商業卸売部会(2019年10月18日)にて正副部会長を選任。

<工業部会>

・議員改選に伴い、工業部会（2019年10月25日）にて正副部会長を選任。

<資源・エネルギー部会>

・議員改選に伴い、資源・エネルギー部会（2019年10月15日）にて正副部会長を選任。

<貿易部会>

・議員改選に伴い、貿易部会（2019年10月11日）にて正副部会長を選任。

<金融部会>

・議員改選に伴い、金融部会（2019年10月23日）にて正副部会長を選任。

<交通運輸部会>

・議員改選に伴い、交通運輸部会（2019年10月17日）にて正副部会長を選任。

<建設・不動産部会>

・議員改選に伴い、建設・不動産部会（2019年10月15日）にて正副部会長を選任。

<サービス部会>

・議員改選に伴い、サービス部会（2019年10月18日）にて正副部会長を選任。

<情報通信部会>

・議員改選に伴い、情報通信部会（2019年10月11日）にて正副部会長を選任。

3) 2019年11月1日以降の就任者はいずれも15頁の「2. 組織(5)部会長等」に記載のとおり。

(4) 委員長等

① 常設委員会

<総合政策委員会>

小林 栄 三（伊藤忠商事(株)特別理事）委員長退任（2019年10月31日）

渡辺 佳 英（大崎電気工業(株)会長）共同委員長退任（2019年10月31日）

<組織委員会>

釜 和 明（(株)IHI相談役）委員長退任（2019年10月31日）

池田 朝 彦（東京レジャー(株)会長）共同委員長退任（2019年10月31日）

上 條 努（サッポロホールディングス(株)特別顧問）共同委員長退任（2019年10月31日）

山崎 登美子（コスビューティーサイエンス(株)社長）副委員長退任（2019年10月31日）

鈴木 貴 士（五十鈴(株)社長）副委員長退任（2019年10月31日）

<事業推進委員会>

田 畑 日出男（いであ(株)会長）委員長退任（2019年10月31日）

浅野 秀 則（(株)フォーシーズ会長兼CEO）共同委員長退任（2019年10月31日）

高野 吉太郎（(株)新宿高野社長）共同委員長退任（2019年10月31日）

小林 節（(株)パレスホテル会長）副委員長退任（2019年10月31日）

<税制委員会>

田中 常 雅（醍醐ビル(株)社長）委員長退任（2019年10月31日）

井上 裕 之（愛知産業(株)会長）共同委員長退任（2019年10月31日）

阿部 貴 明（丸源飲料工業(株)社長）共同委員長退任（2019年10月31日）

大山 忠 一（光陽産業(株)会長）副委員長退任（2019年10月31日）

梶原 徳 二（梶原工業(株)会長）副委員長退任（2019年10月31日）

郡 正 直（郡リース(株)社長）副委員長退任（2019年10月31日）

阿部 友太郎（(株)アベコー社長）副委員長退任（2019年10月31日）

<労働委員会>

伊藤 一 郎（旭化成(株)名誉会長）委員長退任（2019年10月31日）

塚本 隆 史（みずほフィナンシャルグループ名誉顧問）共同委員長退任（2019年10月31日）

郡 正 直（郡リース(株)社長）共同委員長退任（2019年10月31日）

藤 沢 薫（(株)チェックメイト社長）共同委員長退任（2019年10月31日）

### 3. 選任および退任 (4) 委員長等

矢口敏和(グローブシップ㈱社長)副委員長退任(2019年10月31日)  
井阪隆一(㈱セブン&アイ・ホールディングス社長)副委員長退任(2019年10月31日)  
<多様な人材活躍委員会>  
前田新造(㈱資生堂相談役)委員長退任(2019年10月31日)  
山崎登美子(コスビューティーサイエンス㈱社長)共同委員長退任(2019年10月31日)  
梶浦卓一(三機工業㈱会長)共同委員長退任(2019年10月31日)  
二橋千裕(㈱東急百貨店相談役)副委員長退任(2019年10月31日)  
<若者・産業人材育成委員会>  
北山禎介(㈱三井住友銀行名誉顧問)委員長退任(2019年10月31日)  
矢口敏和(グローブシップ㈱社長)共同委員長退任(2019年10月31日)  
上條努(サッポロホールディングス㈱特別顧問)共同委員長退任(2019年10月31日)  
島村元紹(島村楽器㈱会長)顧問退任(2019年10月31日)  
<中小企業委員会>  
大久保秀夫(㈱フォーバル会長)委員長退任(2019年10月31日)  
宮入正英(㈱宮入社長)共同委員長退任(2019年10月31日)  
関根正裕(㈱商工組合中央金庫社長)共同委員長退任(2019年10月31日)  
井上裕之(愛知産業㈱会長)顧問退任(2019年10月31日)  
梶原徳二(梶原工業㈱会長)副委員長退任(2019年10月31日)  
<事業承継対策委員会>  
宮入正英(㈱宮入社長)委員長退任(2019年10月31日)  
石井卓爾(三和電気工業㈱会長)共同委員長退任(2019年10月31日)  
大山忠一(光陽産業㈱会長)共同委員長退任(2019年10月31日)  
田沼千秋(㈱グリーンハウス社長)副委員長退任(2019年10月31日)  
柿崎昭裕(㈱きらぼし銀行相談役)副委員長退任(2019年10月31日)  
<国際経済委員会>  
朝田照男(丸紅㈱常任顧問)委員長退任(2019年10月31日)  
小口英器(オーウイル㈱会長)共同委員長退任(2019年10月31日)  
佐藤洋二(双日㈱特別名誉顧問)共同委員長退任(2019年10月31日)  
鰐淵美恵子(㈱銀座テラーグループ会長)副委員長退任(2019年10月31日)  
原田正夫(スターテング工業㈱会長)副委員長退任(2019年10月31日)  
赤星康((独)日本貿易振興機構副理事長)副委員長退任(2019年9月30日)  
<中小企業国際展開推進委員会>  
渡辺元(渡辺パイプ㈱社長)委員長退任(2019年10月31日)  
柿崎昭裕(㈱きらぼし銀行相談役)共同委員長退任(2019年10月31日)  
江田敏彦(ピリングシステム㈱社長)副委員長退任(2019年10月31日)  
赤星康((独)日本貿易振興機構副理事長)副委員長退任(2019年9月30日)  
<社会保障委員会>  
庄田隆(第一三共㈱相談役)委員長退任(2019年6月30日)  
渡邊順彦(㈱アテナ会長)顧問退任(2019年10月31日)  
藤井隆太(㈱龍角散社長)副委員長退任(2019年10月31日)  
<エネルギー・環境委員会>  
北村雅良(電源開発㈱会長)委員長退任(2019年10月31日)  
野末尚(東洋熱工業㈱最高顧問)共同委員長退任(2019年10月31日)  
田畑日出男(いであ㈱会長)副委員長退任(2019年10月31日)  
宮本洋一(清水建設㈱会長)副委員長退任(2019年10月31日)  
<経済法規委員会>  
大島博(㈱千疋屋総本店社長)委員長退任(2019年10月31日)

大 山 忠 一 (光陽産業㈱会長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 本 多 保 隆 (㈱アリスマジック社長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 久保利 英 明 (日比谷パーク法律事務所代表弁護士) 副委員長退任 (2019年10月31日)

<知的財産戦略委員会>

荒 井 寿 光 (東京中小企業投資育成㈱特別参与) 委員長退任 (2019年10月31日)  
 岡 田 裕 介 (東映㈱会長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 梶 原 徳 二 (梶原工業㈱会長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 森 洋 二 (㈱ワールドケミカル会長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 浅 野 健 (㈱金羊社会長) 副委員長退任 (2019年10月31日)

<首都圏問題委員会>

野 本 弘 文 (東急㈱会長) 委員長退任 (2019年10月31日)  
 今 井 雅 則 (戸田建設㈱社長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 藤 林 清 隆 (三井不動産レジデンシャル㈱社長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 大 橋 洋 治 (ANAホールディングス㈱相談役) 顧問退任 (2019年10月31日)  
 梶 浦 卓 一 (三機工業㈱会長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 辻 慎 吾 (森ビル㈱社長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 宮 崎 親 男 (㈱世界貿易センタービルディング社長) 副委員長退任 (2019年10月31日)

<災害対策委員会>

山 田 隆 持 (㈱NTTドコモシニアアドバイザー) 委員長退任 (2019年10月31日)  
 田 畑 日出男 (いであ㈱会長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 山 口 学 (㈱関電工特別顧問) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 今 井 雅 則 (戸田建設㈱社長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 小 野 真 路 (㈱東京流通センター社長) 副委員長退任 (2019年10月31日)

<観光委員会>

佐々木 隆 (㈱JTB相談役) 委員長退任 (2019年10月31日)  
 植 木 義 晴 (日本航空㈱会長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 塚 本 隆 史 (みずほフィナンシャルグループ名誉顧問) 顧問退任 (2019年10月31日)  
 後 藤 亘 (東京メトロリタナレビジョン㈱会長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 桑 島 俊 彦 (東京都商店街連合会会長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 久 代 信 次 (㈱東京ドーム特別顧問) 副委員長退任 (2019年10月31日)

<ものづくり推進委員会>

伊 東 孝 紳 (本田技研工業㈱取締役相談役) 委員長退任 (2019年10月31日)  
 森 洋 二 (㈱ワールドケミカル会長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 浅 川 弘 人 (㈱浅川製作所会長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 滝 久 雄 (㈱エスケーパー・ぐるなび創業者会長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 飯 野 光 彦 (東洋ドライル㈱社長) 副委員長退任 (2019年10月31日)

<生産性向上委員会>

藤 重 貞 慶 (ライオン㈱相談役) 委員長退任 (2019年10月31日)  
 櫻 田 厚 (㈱モスフードサービス会長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 江 田 敏 彦 (ビリングシステム㈱社長) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 本 多 保 隆 (㈱アリスマジック社長) 副委員長退任 (2019年10月31日)

<健康づくり・スポーツ振興委員会>

後 藤 忠 治 (セントラルスポーツ㈱会長) 委員長退任 (2019年10月31日)  
 幸 本 智 彦 (アクサ生命保険㈱副社長) 共同委員長退任 (2019年10月31日)  
 服 部 津貴子 ((学)服部学園常務理事) 副委員長退任 (2019年10月31日)  
 久 代 信 次 (㈱東京ドーム特別顧問) 副委員長退任 (2019年10月31日)

<ビジネス・会員交流委員会>

### 3. 選任および退任 (5) 女性会

池田朝彦(東京レジャー(株)会長) 委員長退任(2019年10月31日)  
島村元紹(島村楽器(株)会長) 共同委員長退任(2019年10月31日)  
櫻田厚(株モスフードサービス会長) 副委員長退任(2019年10月31日)  
大島博(株千疋屋総本店社長) 副委員長退任(2019年10月31日)

2) 改選に伴い、第723回常議員会(2019年11月18日)にて各委員会の委員長・共同委員長を委嘱。  
就任者は16頁の「(6)委員長等」に記載のとおり。

#### ② 特別委員会

1) 2019年10月31日までの変更

<オリンピック・パラリンピック特別委員会>

渡辺佳英(大崎電気工業(株)会長) 委員長退任(2019年10月31日)  
馬場彰(株オンワードホールディングス名誉顧問) 共同委員長退任(2019年10月31日)  
野本弘文(東急(株)会長) 共同委員長退任(2019年10月31日)  
鳥原光憲(東京ガス(株)特別参与) 顧問退任(2019年10月31日)  
今野由梨(ダイヤル・サービス(株)社長・CEO) 顧問退任(2019年10月31日)

2) 改選に伴い、第723回常議員会(2019年11月18日)にて各委員会の委員長・共同委員長を委嘱。  
就任者は16頁の「(6)委員長等」に記載のとおり。

### (5) 女性会

改選に伴い、総会において選任された理事の中から、理事会(2019年10月11日)において、会長および副会長を選任。就任者は、18頁の「(7)女性会長等」に記載のとおり。

### (6) 顧問および参与

#### ① 特別顧問

1) 2019年10月31日までの変更

馬場彰(株オンワードホールディングス名誉顧問) 退任(2019年10月31日)  
藤重貞慶(ライオン(株)相談役) 退任(2019年10月31日)  
石塚邦雄(株三越伊勢丹ホールディングス特別顧問) 退任(2019年10月31日)  
広瀬道明(東京ガス(株)会長) 退任(2019年10月31日)  
塚本隆史(みずほフィナンシャルグループ名誉顧問) 退任(2019年10月31日)

2) 改選に伴い、第218回(臨時)議員総会(2019年11月1日)にて特別顧問を委嘱。  
就任者は19頁の「(9)顧問および参与等」に記載のとおり。

#### ② 顧問

1) 2019年10月31日までの変更

佐々木伸彦((独)日本貿易振興機構理事長) 就任(2019年4月12日第716回常議員会)  
豊永厚志((独)中小企業基盤整備機構理事長) 就任(2019年4月12日第716回常議員会)  
小林喜光((公社)経済同友会代表幹事) 退任(2019年4月26日)  
櫻田謙悟((公社)経済同友会代表幹事) 就任(2019年5月10日第717回常議員会)  
村山寛司(東京信用保証協会理事長) 退任(2019年5月21日)  
安藤立美(東京信用保証協会理事長) 就任(2019年6月14日第215回議員総会・第718回常議員会)  
小柴和正 退任(2019年6月21日ご逝去)

2) 改選に伴い、第723回常議員会(2019年11月18日)にて顧問を委嘱。就任者は19頁の「(9)顧問および参与」に記載のとおり。

#### ③ 常任顧問

1) 2019年10月31日までの変更

清水 信次 (日本小売業協会会長) 退任 (2019年5月29日)

宮本 四郎 退任 (2019年5月29日ご逝去)

小林 洋一 (伊藤忠商事(株)副会長) 退任 (2019年6月13日)

吉田 朋史 (伊藤忠商事(株)副社長) 就任 (2019年6月14日第215回議員総会・第718回常議員会)

市川 晃 (住友林業(株)社長) 就任 (2019年7月12日第719回常議員会)

- 2) 改選に伴い、第723回常議員会 (2019年11月18日) にて常任顧問を委嘱。就任者は20頁の「(9)顧問および参与」に記載のとおり。

#### ④ 特別参与

- 1) 2019年10月31日までの変更

横尾 敬介 ((公社)経済同友会副代表幹事・専務理事) 退任 (2019年4月26日)

橋本 圭一郎 ((公社)経済同友会副代表幹事・専務理事) 就任 (2019年5月10日第717回常議員会)

藤田 裕司 (東京都産業労働局局長) 退任 (2019年6月30日)

村松 明典 (東京都産業労働局局長) 就任 (2019年7月12日第719回常議員会)

高橋 晴樹 (全国中小企業団体中央会専務理事) 退任 (2019年6月27日)

佐藤 哲哉 (全国中小企業団体中央会専務理事) 就任 (2019年7月12日第719回常議員会)

- 2) 改選に伴い、第723回常議員会 (2019年11月18日) にて特別参与を委嘱。就任者は20頁の「(9)顧問および参与」に記載のとおり。

#### ⑤ 参与

- 1) 2019年10月31日までの変更

古東 誠 (三井物産(株)秘書室長) 退任 (2019年4月11日)

奥村 隆 (三井物産(株)秘書室長) 就任 (2019年4月12日第716回常議員会)

金子 哲哉 (丸紅(株)丸紅経済研究所 チーフ・アナリスト) 退任 (2019年4月11日)

重吉 玄徳 (丸紅(株)丸紅経済研究所 企画・渉外チーム長) 就任 (2019年4月12日第716回常議員会)

松野 史朗 (三菱地所(株)総務部 ユニットリーダー) 退任 (2019年4月11日)

柳下 純一 (三菱地所(株)総務部 専任部長) 就任 (2019年4月12日第716回常議員会)

太田 正彦 (株IHI 総務部渉外グループ部長) 退任 (2019年10月31日)

村上 達則 (醍醐ビル(株)執行役員) (2019年10月31日)

正津 昌範 (株オンワードホールディングス執行役員秘書部・広報部 部長) (2019年10月31日)

福永 哲久 (ダイヤル・サービス(株)管理本部本部長) (2019年10月31日)

池永 和広 (ライオン(株)秘書部部長) (2019年10月31日)

吉見 真人 (株三越伊勢丹ホールディングス秘書室プランニングリーダー) (2019年10月31日)

- 2) 改選に伴い、第723回常議員会 (2019年11月18日) にて特別参与を委嘱。就任者は20頁の「(9)顧問および参与」に記載のとおり。

#### ⑥ 常任参与

- 1) 2019年10月31日までの変更

間部 彰成 ((一財)日本ファッション協会専務理事) 就任 (2019年4月12日第716回常議員会) ※4月1日就任

- 2) 改選に伴い、第723回常議員会 (2019年11月18日) にて常任参与を委嘱。就任者は20頁の「(9)顧問および参与」に記載のとおり。

- 3) 2019年11月1日以降の変更

橋本 昌道 退任 (2019年12月23日)

#### (7) 支部会長

- 1) 2019年10月31日までの変更

前川 秀樹 (興産信用金庫相談役) 退任 (2019年10月31日)

### 3. 選任および退任 (8) 議員選挙

- 金子 收 (共同製本(株)会長) 退任 (2019年10月31日)
- 小田切 満寿雄 (株オダギリ会長) 退任 (2019年10月31日)
- 浅野 健 (株金羊社会長) 退任 (2019年10月31日)
- 鈴木 正美 (株末広サービス会長) 退任 (2019年10月31日)
- 吉村 健正 (株ルケオ会長) 退任 (2019年10月31日)
- 小泉 宗孝 (株日本サービスセンター会長) 退任 (2019年10月31日)
- 高杉 浩明 (足立成和信用金庫会長) 退任 (2019年10月31日)
- 平田 善信 (平田紙興(株)会長) 退任 (2019年10月31日)

2)改選に伴い、第216回(通常)議員総会(2019年7月25日)にて支部会長を委嘱。就任者は21頁の「(10)支部会長」に記載のとおり。

#### (8) 議員選挙

- ①選挙施行日 2019年10月3日
- ②選挙人数(確定) 83,843人(会員:73,086人、特定商工業者10,757人)
- ③選挙権票数(確定) 480,652票(会員:469,895票、特定商工業者:10,757票)
- ④立候補者数(確定) 78人
- ⑤投票社数33,084人(会員:29,724人、特定商工業者3,360人)
- ⑥投票総票数232,280票(投票率48.3%)
- ⑦有効投票数232,218票
- ⑧無効投票数 62票

<内訳> 白票 62票

- ⑨規定得票数509票

#### ⑩選挙管理委員および立会人

選挙管理委員長 石田 徹(専務理事)

選挙管理委員および立会人

- 倉持 武 (株)カマデン 相談役 (大田支部 副会長)
- 山本 久喜 東洋美術印刷(株) 社長 (千代田支部 工業分科会副分科会長)
- 市川 英治 江戸川木材工業(株) 会長 (江東支部 副会長)
- 牧野 光洋 牧野電設工業(株) 社長 (杉並支部 副会長)
- 作田 智子 貴宝石(株) 社長 (文京支部 卸売分科会評議員)
- 佐藤 学 だいやす建設(株) 社長 (台東支部 建設・不動産分科会副分科会長)

#### ⑪当選者(定数76人)

1	西京信用金庫	24,706	41	株式会社世界貿易センタービルディング	2,261
2	株式会社三菱UFJ銀行	10,586	42	医療法人社団友和会 太陽歯科衛生士専門学校	2,131
3	株式会社セブン&アイ・ホールディングス	8,277	43	梶原工業株式会社	1,931
4	東急不動産ホールディングス株式会社	6,544	44	東洋熱工業株式会社	1,847
5	アクサ生命保険株式会社	5,958	45	小松ばね工業株式会社	1,817
6	株式会社関電工	5,906	46	郡リース株式会社	1,814
7	東京海上日動火災保険株式会社	5,838	47	株式会社フォーシーズ	1,791
8	株式会社浅井	5,136	48	株式会社啓文社	1,777
9	株式会社高島屋	4,917	49	学校法人服部学園	1,774
10	渡辺パイプ株式会社	4,596	50	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	1,750
11	森ビル株式会社	4,383	51	株式会社フジマック	1,694
12	東急建設株式会社	4,100	52	オーウイル株式会社	1,687
13	セントラルスポーツ株式会社	3,978	53	株式会社シオザワ	1,673
14	大陽ステンレススプリング株式会社	3,705	54	グローブシップ株式会社	1,672

3. 選任および退任 (8) 議員選挙

15	株式会社帝国データバンク	3,664	55	光陽産業株式会社	1,654
16	株式会社新宿高野	3,568	56	五十鈴株式会社	1,647
17	三井不動産レジデンシャル株式会社	3,401	57	株式会社モスフードサービス	1,611
18	大東京信用組合	3,292	58	学校法人片柳学園	1,573
19	株式会社NTTドコモ	3,291	59	株式会社銀座テラーグループ	1,549
20	総合警備保障株式会社	3,284	60	電源開発株式会社	1,541
21	サッポロホールディングス株式会社	3,223	61	株式会社中村塗装店	1,520
22	東洋ドライループ株式会社	3,206	62	株式会社山下PMC	1,519
23	ミクニ化学工業株式会社	3,186	63	山崎金属産業株式会社	1,511
24	株式会社宮入	3,185	64	株式会社榮太樓總本舗	1,500
25	株式会社エヌケービー	3,139	65	株式会社ヤマシタ	1,424
26	日本航空株式会社	3,136	66	株式会社アプリコット	1,366
27	丸源飲料工業株式会社	3,075	67	株式会社小松ストアー	1,304
28	株式会社きらぼし銀行	3,062	68	株式会社日本レーザー	1,292
29	三機工業株式会社	2,989	69	株式会社ベアーズ	1,237
30	住友林業株式会社	2,885	70	株式会社東京流通センター	1,231
31	株式会社龍角散	2,720	71	株式会社桂川精螺製作所	1,180
32	SMK株式会社	2,644	72	株式会社丸高工業	1,167
33	株式会社グリーンハウス	2,632	73	株式会社ワールドケミカル	1,075
34	東光薬品工業株式会社	2,586	74	ビリングシステム株式会社	1,070
35	株式会社千疋屋総本店	2,481	75	株式会社アリスマジック	1,031
36	山九株式会社	2,444	76	スキャネット株式会社	1,006
37	藤田観光株式会社	2,401	(次点)		
38	ライオン株式会社	2,315	77	アチーブメント株式会社	907
39	東京レジャー株式会社	2,307	78	株式会社IAC	645
40	J. フロントリテイリング株式会社	2,293			

## 4. 事務局

### (1) 機構

総務統括部	総務課……………	機密及び秘書事務、部間の総合調整、定款・その他諸規則、契約の締結・管理、議員総会・常議員会等会議、官公署等との連絡、儀礼及び慶弔、その他、他の所掌に属さない事務に関する事
	組織運営課……………	組織運営・強化、中・長期の組織運営計画の立案、議員選挙、危機管理、会員増強推進対策および退会防止に関する企画立案、その他組織運営企画に関する事
	組織連携課……………	関東商工会議所連合会及び東京都商工会議所連合会業務、女性会、青年部、その他組織連携に関する事
	人事課……………	人事管理、給与、労務、福利厚生、教育及び研修、その他能力開発ならびに人事一般に関する事
	支部運営課……………	支部活動の全般的支援、支部役員並びに支部事務局との連絡調整、支部組織の研究、その他支部に関する事
財務部	財務課……………	予算の作成・執行管理、決算、会費及び負担金の収納、事業収入その他収入の収納、経費等の支払事務、財務体質強化に係る計画立案、小規模企業対策特別会計の経理、その他経理一般に関する事
オフィス環境部	オフィス管理担当…	本所に所属するビルの土地・建物及び施設の管理、設備の運転保守、貸室・貸会議室の運用、ビル内外の警備及びそれに伴う諸業務、什器備品の購入・保管及び処分、その他本所所有の財産の管理に関する事
	情報システム担当…	会員データベースの管理、所内イントラネットの管理・運用、事務局の事務合理化及びOA化の推進、その他所内の情報管理に関する事
広報部	広報担当……………	広報、公聴、企業広報及び文化問題に関する調査研究及び企画、その他広報一般に関する事
	編集担当……………	機関紙の刊行に関する事
	経済資料センター…	経済関係図書資料等の収集及び相談、専門図書館協議会、その他経済関係資料に関する事
事業推進部	事業推進担当……………	事業・サービスの顧客満足度の向上に資する全所的対策の推進、事業の効率的推進及び再構築、新規サービス事業の開発、その他事業・サービスの推進に関する事
	見える化推進担当…	ホームページ・メールマガジンの運営、PR資料の刊行、ロゴ・商標の管理及び使用、その他PR一般に関する事
国際部	国際政策担当……………	国際経済政策に関する調査研究及び企画、海外経済事情の調査研究、その他国際関係一般に関する事
	国際経済担当……………	当該諸国との定期的会合による経済交流の推進、経済ミッションの派遣及び受入れ、その他特定地域との国際関係に関する事
企画調査部	企画担当……………	総合的な政策の企画立案及び調査、特命事項等に関する事
産業政策第一部	産業経済担当……………	経済政策及び経済法規・コンプライアンスに関する調査研究及び企画、その他産業経済施策一般に関する事
	税制担当……………	税制に関する調査研究及び企画、その他税制一般に関する事
産業政策第二部	労働担当……………	労働に関する調査研究及び企画、多様な人材活躍に関する調査研究及び企画、その他労働一般に関する事
	環境・エネルギー担当…	環境・エネルギー政策に関する調査研究および企画、その他環境・エネルギー一般に関する事
地域振興部	都市政策担当……………	交通運輸政策、建設・不動産振興施策、首都圏対策及び都市問題、震災対策・災害対策、その他都市政策一般に関する事
	まちづくり・観光担当…	まちづくり3法等に関する調査研究及び企画、中心市街地活性化計画の推進及び参画支援、流通政策、商業振興施策、観光政策に関する調査研究及び企画、その他まちづくり・観光一般に関する事
	生産性向上担当……………	中小企業の生産性向上に関する調査研究及び企画、その他生産性向上に関する事
	オリンピック・パラリンピック担当…	オリンピック・パラリンピックに関する調査研究及び企画、その他オリンピック・パラリンピック一般に関する事

中小企業部	中小企業振興担当…	中小企業の経営状況に関する実態調査、金融制度及び企業金融に関する調査研究及び企画、中堅・中小企業の経営革新に関する調査研究及び企画、その他中小企業の振興施策に関すること
	ものづくり担当…	工業振興施策、産学連携及び「ものづくり」に関する調査研究及び企画、その他「ものづくり」施策に関すること
	調査・統計担当…	調査の分析および企画、産業経済一般の調査・統計の分析、その他調査・統計一般に関すること
	中小企業相談センター 業務推進担当	経営改善普及事業に係る調査研究及び企画、連絡調整、諸記録及び諸報告、PR資料及び資料の刊行に関すること
	経営相談担当	商工業に関する相談・指導・紹介・斡旋、記帳指導・相談、倒産防止特別事業、再生、創業、M&A支援、商事紛争の仲裁及び解決、信用調査、取引情報の提供、後援、協賛に関すること
	金融対策担当	小企業等経営改善資金融資の指導・認定、中小企業倒産防止共済制度等共済事業、その他金融相談に関すること
	海外展開支援担当 浅草分室	海外展開に関する相談、海外展開支援業務に関すること
	ビジネスサポートデスク (東京東)	商工業に関する窓口及び文書による相談及び指導、その他相談・創業関連業務に関すること
	ビジネスサポートデスク (東京西)	
	ビジネスサポートデスク (東京南)	
ビジネスサポートデスク (東京北)		
人材・能力開発部	人材支援センター…	人材の確保・就労支援、人材移動の円滑化支援、人材情報の提供、その他人材・雇用情報に関すること
	研修センター…	経営者及び従業員の教育及び研修等に関すること
検定事業部	検定センター…	各種技能検定及び資格試験、その他検定事業一般に関すること
サービス・交流部	ビジネス交流センター…	会員間のビジネス交流事業の企画立案及び運営実施、展示会出展支援、サービス業振興施策に関する調査研究及び企画、その他ビジネス交流に関すること
	会員交流センター…	会員間の親睦交流事業の企画立案及び運営実施、議員及び会員の親交並びに相互の啓発向上、健康づくり・スポーツ振興、その他会員交流一般に関すること
共済・証明事業部	共済センター…	共済事業の実施及び運営に関すること
	福利厚生支援センター…	CLUB CCIの運営及び普及促進、会員事業所の福利厚生に関すること
	証明センター…	貿易関係証明、商工業に関する証明の発給に関すること
支部事務局	23支部…	区内商工業の振興に関すること、経営改善普及事業の実施に関する こと 千代田・中央・港・新宿・文京・台東・北・荒川・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬・江東・墨田・足立・葛飾・江戸川

(2) 事務局員

2020年3月31日現在における事務局員519名

常務理事	西尾 昇治
理事・事務局長	小林 治彦
理事	湊元 良明
常任参与	高野 秀夫
常任参与	間部 彰成

4. 事務局 (2) 事務局員

① 本 部

会頭秘書役	林 謙志
<b>総務統括部</b>	
部長	大下 英和
副部長	貫井 晴宣
総務課長	長嶋 収一
総務課調査役	廣江みどり
組織運営課長	佐藤幸太郎
組織運営課長補佐	木村 篤人
組織運営課長補佐	鈴木 康修
組織連携課長	吉野 陽
人事課長	清田 素弘
支部運営課長	(貫井 晴宣)
<b>財務部</b>	
部長	福田 泰也
副部長	清水 竜
財務課長	(清水 竜)
財務課調査役	小林利恵子
財務課調査役	兼崎 志郎
財務課専任調査役	西村 正子
<b>オフィス環境部</b>	
部長	橋本 一朗
オフィス管理担当課長	山下 晃代
オフィス管理担当調査役	井上 敦子
情報システム担当課長	(山下 晃代)
情報システム担当主任調査役	安藤 憲吾
<b>広 報 部</b>	
部長	大井川智明
広報担当課長	近野 孝行
広報担当専任調査役	横田美穂子
編集担当課長	石井 洋介
経済資料センター所長	(石井 洋介)
経済資料センター主幹	渡邊 浩江
<b>事業推進部</b>	
部長	(大下 英和)
担当部長	和泉 純治
事業推進担当課長	(和泉 純治)
事業推進担当主幹	須藤 憲一
見える化推進担当課長	向山 理
<b>国 際 部</b>	
部長	小林 英文
担当部長	西谷 和雄
担当部長	宮本 雅廣
担当部長	佐々木和人
副部長	清水 力
課 長	杉 健太郎
課 長	松岡 鉄也
課 長	西澤 正純
課 長	(清水 力)
課 長	(宮本 雅廣)
主任調査役	井尻 収一
主任調査役	松川 孝司
主任調査役	今里 康弘
主任調査役	森本 康宏
主任調査役	人見 欧司

<b>企画調査部</b>	
部長	荒井 恒一
副部長	高山祐志郎
企画担当課長	鶴岡 雄司
主任調査役	福田 康司
主任調査役	川井 徹郎
<b>産業政策第一部</b>	
部長	山内 清行
副部長	清水 繁
副部長	宮澤 伸
産業経済担当課長	(清水 繁)
産業経済担当課長補佐	石井 豪
税制担当課長	(宮澤 伸)
<b>産業政策第二部</b>	
部長	(湊元 良明)
副部長	杉崎 友則
主席調査役	大内 博
労働担当課長	(杉崎 友則)
主任調査役	羽柴 秀俊
主任調査役	朝日 賢一
環境・エネルギー担当課長	石井 照之
<b>地域振興部</b>	
部長	上田 裕子
担当部長	平澤 哲哉
都市政策担当課長	(平澤 哲哉)
調査役	山内 豊
まちづくり・観光担当課長	小島 和明
主任調査役	伊藤 成明
生産性向上担当課長	長濱 正史
オリンピック・パラリンピック担当課長	進藤 創
	福島 浩次
主任調査役	
<b>中小企業部</b>	
部長	山下 健
副部長	田中 秀明
副部長	菊池 圭二
副部長	柳本 満生
副部長	小野田賀人
副部長	米村 達郎
中小企業振興担当課長	大山 智章
ものづくり担当課長	山本 泰之
調査・統計担当課長	(山本 泰之)
主任調査役	小鍛治満弥
主任調査役	土谷 亨
調査役	霜島 祐亮
中小企業相談センター所長	(小野田賀人)
中小企業相談センター業務推進担当課長	紺谷 直之
中小企業相談センター業務推進担当専任調査役	深山 親弘
中小企業相談センター経営相談担当課長補佐	安部 泰起
中小企業相談センター経営相談担当課長補佐	酒井 崇好

中小企業相談センター経営相談担当調査役 松本 知珠	ビジネスサポートデスク東京西課長 山本 格
中小企業相談センター経営相談担当調査役 福田 研二	ビジネスサポートデスク東京南課長 豊留 秀一
中小企業相談センター経営相談担当調査役 丸尾 淳	ビジネスサポートデスク東京北課長 (菊池 圭二)
中小企業相談センター経営相談担当調査役 佐藤 崇史	ビジネスサポートデスク東京北調査役 山下 聡
中小企業相談センター経営相談担当調査役 安富 聡一	<b>人材・能力開発部</b>
中小企業相談センター経営相談担当調査役 小林 大祐	部長 高橋 芳行
中小企業相談センター経営相談担当調査役 麻田 和敏	人材支援センター所長 山崎 幹人
中小企業相談センター経営相談担当調査役 二井田昌史	研修センター所長 西菌 健史
中小企業相談センター経営相談担当調査役 庄崎 裕太	<b>検定事業部</b>
中小企業相談センター経営相談担当調査役 関 伸一郎	部長 森 まり子
中小企業相談センター経営相談担当調査役 相澤 啓太	副部長 山口 健
中小企業相談センター海外展開支援担当課長 吉田 晋	検定センター所長 (山口 健)
中小企業相談センター金融対策担当課長 (米村 達郎)	<b>サービス・交流部</b>
中小企業相談センター金融対策担当調査役 佐藤 一隆	部長 染谷 政克
中小企業相談センター金融対策担当専任調査役 新井 洋一	ビジネス交流センター所長 馬目 学
ビジネスサポートデスク東京東課長 (柳本 満生)	ビジネス交流センター調査役 原 憲昭
	会員交流センター所長 中村 友樹
	会員交流センター調査役 高野 恵司
	<b>共済・証明事業部</b>
	部長 小堺 浩
	副部長 加藤 和夫
	共済センター所長 渡辺 紀子
	共済センター主任調査役 矢崎 光茂
	福利厚生支援センター所長 (小堺 浩)
	福利厚生支援センター調査役 小林 巧
	証明センター所長 (加藤 和夫)
	証明センター主任調査役 小山内奏介

4. 事務局 (2)事務局員

② 支部等

支部名	事務局長	事務局次長	調査役等
千代田	城戸口 隆 俊		
中央	栗山 幸 夫	碓井 秀 直	
港	荒井 隆 一郎		
新宿	中台 浩 正	安藤 薫	
文京	矢口 和 彦	寺田 直 子	
台東	中井 宏 好		
北	小倉 政 則		
荒川	小林 美 樹 子		
品川	渋谷 貴 司		
目黒	佐塚 太 一		主幹 菅谷 顕一
大田	小山 康 司		
世田谷	霜崎 敏 一		
渋谷	鳥光 周 一		
中野	伊藤 海		
杉並	津田 裕 紀 子		
豊島	栗野 浩		
板橋	新保 邦 彦		
練馬	蔵方 康 太 郎		
江戸東	西郷 直 紀	大野 靖 二	
墨田	上條 久 美		
足立	金井 文 隆		調査役 中山 甲一
葛飾	宇田川 裕 司		
江戸川	山本 順 一		主任調査役 漆原 佳
浅草分室	( 田 中 秀 明 )		

③ 出 向

東京メトロポリタンテレビジョン(株)  
 総務部担当部長 星野ひとみ  
 (公財)東京観光財団  
 地域振興部次長兼経営支援担当課長 水谷 幸宏  
 (公財)東京オリンピック・パラリンピック  
 競技大会組織委員会  
 企画財務局アクション&レガシー部担当部長 藤田 善三  
 広報局事業部事業戦略課長 井田千香子

(一社)日本商事仲裁協会  
 業務部長兼ADR広報部長 岡本 貴志  
 日本商工会議所  
 (ベトナム日本商工会議所事務局長)  
 八田城之介  
 日本商工会議所  
 (シドニー日本商工会議所事務局長)  
 原田 芳明

## 5. 庶 務

### (1) 受章・表彰

#### ① 受 章

5月21日 ○2019年春の叙勲・褒章受章者

木村康君、石井卓爾君、山本昇君、鈴木芳久君、吉川宏君

11月 3日 ○2019年秋の叙勲・褒章受章者

檜田松瑩君、金指潔君、渡辺佳英君、林直清君、豊岡晋君、田村和久君、辻慎吾君

#### ② 表 彰

○本商工会議所役員、議員等表彰規則第1条による永年在職役員、議員等表彰

10月10日

垣内威彦君、大久保秀夫君、本庄八郎君、小林栄三君、細田眞君、矢口敏和君、  
塩澤好久君、島村元紹君、飯野光彦君、中村節雄君、安間香和里君、平田善信君、  
安藤公裕君、中村壽宏君

2月27日

井上裕之君、國分勘兵衛君、廣瀬元夫君、大島博君、郡正直君、大谷信義君、鈴木弘治君、  
森洋二君、渡辺元君

10月31日 ○本商工会議所役員、議員等表彰規則第2条による退任役員、議員等表彰

佐々木隆君、釜和明君、北山禎介君、藤重貞慶君、石塚邦雄君、高木茂君、島村元紹君、  
多田修人君、山崎登美子君、塚本レイ子君、三木繁光君、小田切満寿雄君、鈴木正美君、  
吉村健正君、平田善信君

10月10日 ○永年会員表彰の内規により、加入期間が規定年数に達した会員を表彰

<70年表彰>	54 事業所	<40年表彰>	795 事業所
<60年表彰>	128 事業所	<30年表彰>	430 事業所
<50年表彰>	228 事業所	計	1,635 事業所

4月1日 ○本商工会議所役員、議員等表彰規則第4条による永年勤続事務局員表彰

<30年勤続>	栗野 浩	小林利恵子	高橋 芳行	寺田 直子	
<25年勤続>	井田千香子	大下 英和	菊池 圭二	小山 康司	清水 竜
	鳥光 周一	羽生真理子	吉田 晋		
<20年勤続>	津田裕紀子	深山 親弘	向山 理	山崎 幹人	山下 晃代
<15年勤続>	大森 和廣	小倉 政則			
<10年勤続>	飯野あずさ	宇山 伸之	遠藤 彩	木村 好子	栗山 智成
	黒田 直幹	小室 裕司	下ノ村友美	中條 智司	長谷部映美子
	廣嶋 祐子	三村 篤史	村松 瑤子	山本 輝之	山本 紘之

### (2) 慶 弔

#### ① 慶 祝

1) 祝 電 378件

2) 祝 意 0件

#### ② 弔 慰

1) 弔 電 80件

2) 弔 意 10件

5. 庶務 (3)行事

(3) 行 事

1月 7日

新年祝賀パーティー（経済三団体共催）

於： ホテルニューオータニ

## 6. 会 議

### (1) 議員総会

#### ① 第215回議員総会

日 時	2019年 6月13日(木) 午後0時14分～午後1時50分
場 所	東京商工会議所 東商グランドホール
出 席 者	102名(うち代理出席34名)
議 長	三村明夫君
議事録署名人	三村明夫君、伊藤一郎君、佐々木隆君、 前田新造君、田中常雅君、北山禎介君、 伊東孝紳君、垣内威彦君、中村満義君、 大久保秀夫君、野本弘文君、石田徹君、 池田朝彦君、渡辺元君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 最低賃金に関する緊急要望(追認)について 3) 東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見について 4) 東京2020大会期間中の「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の 両立実現に向けた要望(追認)について 5) 顧問および常任顧問の委嘱について
報 告	1) 「イスラエル・イノベーション視察会」結果概要について 2) 高校生を対象としたキャリア教育支援について 3) 「人手不足等への対応に関する調査」結果概要について 4) 「建設・不動産部会 本部・支部役員懇談会」結果概要について 5) 「地域の魅力向上懇談会」結果概要について 6) 品川支部の活動について 7) 訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッションについて 8) 東京2020大会に関する動向について 9) 働き方改革関連法解説パンフレットについて 10) 2019年 春の叙勲褒章受章者について

#### ② 第216回(通常)議員総会

日 時	2019年 7月25日(木) 午後0時14分～午後1時50分
場 所	ホテルニューオータニ 「鳳凰の間」
出 席 者	147名(うち委任状出席者74名)
議 長	三村明夫君
議事録署名人	三村明夫君、伊藤一郎君、佐々木隆君、 前田新造君、釜和明君、田中常雅君、 北山禎介君、伊東孝紳君、垣内威彦君、 大久保秀夫君、野本弘文君、石田徹君、 郡正直君、服部津貴子君
講 演	世界は米中通商摩擦等の逆風にどう立ち向かうか? 日興リサーチセンター(株) 理事長 山口廣秀氏
議 件	1) 支部会長の選任について 2) 2018年度東京商工会議所事業活動報告について 3) 2018年度東京商工会議所収支決算について
報 告	1) 2号・3号議員の選任結果について

## 6. 会議 (1) 議員総会

- 2) 東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム事業等について
- 3) 2019年度最低賃金改定の審議状況について
- 4) 「ものづくり推進委員会 江戸川支部との懇談会」結果概要について
- 5) 「資源・エネルギー部会 ブルネイ産業視察会」結果概要について
- 6) 東京2020大会に関する動向について
- 7) 2019年度夏期セミナーの結果概要について
- 8) 支部青年部の設置について
- 9) 議員の職務を行う代表者の変更について

### ③ 第217回議員総会

日 時	2019年 9月13日 (金) 午後0時14分～午後2時00分
場 所	東京商工会議所 東商グランドホール
出 席 者	99名 (うち代理出席34名)
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、 伊 藤 一 郎 君、 佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、 釜 和 明 君、 田 中 常 雅 君、 北 山 禎 介 君、 伊 東 孝 紳 君、 中 村 満 義 君、 大久保 秀 夫 君、 石 田 徹 君、 浅 野 秀 則 君、 古 屋 勝 彦 君
講 演	日本における国際観光の動向について -観光行動の視点から 文教大学国際学部国際観光学科・大学院国際学研究科 教授 高 井 典 子 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 令和2年度税制改正に関する意見について
報 告	1) 最低賃金の改定結果について 2) 「東京都と東京商工会議所との労働政策に関する意見交換会」結果概要について 3) 「日ASEAN経済大臣会合」結果概要について 4) 交通運輸部会「トラック輸送の課題と対策に関する意見交換会」結果概要について 5) 事業推進委員会の活動について 6) 東商女性会 今期の活動及び創立70周年記念事業の結果報告について 7) 「老舗企業・中央区内周遊マップ」の発行について 8) 「安倍改造内閣に望む」について 9) 合同訪中団の結果概要について 10) 東京2020大会に関する動向 (首都高料金施策に関するパブリックコメント) について 11) 「福島県内商工会議所との懇談会・視察会」の結果概要について 12) その他

### ④ 第218回 (臨時) 議員総会

日 時	2019年11月 1日 (金) 午前11時00分～午後0時19分
場 所	東京商工会議所 東商グランドホール
出 席 者	150名 (うち委任状出席者55名)
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、 伊 東 孝 紳 君、 垣 内 威 彦 君、 中 村 満 義 君、 大久保 秀 夫 君、 野 本 弘 文 君、 田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、 金 子 眞 吾 君、 斎 藤 保 君、 上 條 努 君、 大 島 博 君、 石 田 徹 君、 小 口 英 器 君、 後 藤 忠 治 君

議	件	1) 会員加入の承諾について 2) 副会頭の選任同意について 3) 特別顧問の選任同意について 4) 専務理事の選任同意について 5) 監事の選任について 6) 常議員の選任について 7) 議員待遇者について 8) 委員会規約の一部改正について 9) 定款第40条第1項但書の規定による常議員会への委任事項について
報	告	1) 新議員及び新代表者について 2) 正副部会長の選任結果について 3) 女性会正副会長及び理事の選任結果について 4) 明治神宮鎮座百年奉賛募金について 5) 渋沢栄一初代会頭 関連事業について

## ⑤ 第219回議員総会

日	時	2019年12月12日(木) 午後0時15分～午後1時55分
場	所	東京商工会議所 東商グランドホール
出	席	者 106名(うち代理出席29名)
議	長	三村明夫君
議	事	録署名 三村明夫君、伊東孝紳君、中村満義君、大久保秀夫君、野本弘文君、田川博己君、広瀬道明君、斎藤保君、上條努君、大島博君、石田徹君、小松節子君、後藤信夫君
講	演	2020年の世界はどうか、日本はどうか 2020年の注目点はなにか みずほ総合研究所 副理事長 エグゼクティブエコノミスト 高田 創 氏
議	件	1) 会員加入の承諾について
報	告	1) 第18回「勇気ある経営大賞」の実施について 2) 東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)の整備促進について 3) 労働政策に関するパブリックコメントへの意見提出について 4) 東京2020大会に関する動向について 5) 令和2年度税制改正について 6) 「人材育成を成功させるための研修活用術」の発行について 7) 飲食・小売店等の魅力向上支援事業「ねりまのお店に行こう」について 8) 「東京ミチテラス2019」について

## ⑥ 第220回(通常)議員総会

日	時	2020年 2月27日(木) 午後0時17分～午後1時10分
場	所	東京商工会議所 渋沢ホール
出	席	者 149名(うち委任状出席者78名)
議	長	三村明夫君
議	事	録署名 三村明夫君、伊東孝紳君、中村満義君、大久保秀夫君、野本弘文君、広瀬道明君、斎藤保君、大島博君、石田徹君、宮崎親男君、本村哲君
説	明	東京2020大会輸送と企業活動との両立に向けて

## 6. 会議 (2) 常議員会

東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 技監 荒井俊之氏

役員・議員表彰	
議 件	1) 中期事業計画および2020年度 東京商工会所事業活動計画について 2) 2020年度 東京商工会議所収支予算について 3) 「定款」および「東京商工会議所議員選挙及び選任に関する規約」の一部改正について
報 告	1) 「東京都知事と東商会頭・副会頭との懇談」結果概要について 2) 中小企業要望の実現状況について 3) 「短時間・有期雇用労働者対策基本方針(案)に対する意見」および「公労使による『新しい東京』実現会議の結果概要」について 4) 事業承継支援ハンドブックの発行について 5) 「外国人材活躍解説BOOK」の発行について 6) 「はじめてIT活用1万社プロジェクト」ヒアリング結果について 7) 東京2020大会に関する動向について 8) 「国土交通省幹部と東京商工会議所との懇談会」結果概要について

### ⑦ 第221回議員総会

日 時 2020年 3月12日(木)  
※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## (2) 常議員会

### ① 第716回常議員会

日 時	2019年 4月11日(木) 午後0時14分～午後1時32分
場 所	東京商工会議所 東商グラウンドホール
出 席 者	50名
議 長	三村明夫君
議事録署名人	三村明夫君、佐々木 隆君、前田新造君、 釜 和明君、田中常雅君、北山禎介君、 伊東孝紳君、大久保秀夫君、野本弘文君、 石田 徹君、矢口敏和君、多田修人君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) わが国と東京における観光振興に関する意見について 3) 高齢者の活躍推進に向けた意見について 4) 顧問の委嘱について 5) 参与の委嘱について
報 告	1) 「日本ASEAN第4次産業革命フォーラム」結果概要について 2) 本支部税制懇談会の結果概要について 3) 第8回東商リレーションプログラムの実施結果について 4) 産学公連携相談窓口事業 2018年度 実績について 5) 海外展開事例集「世界を翔ける日本企業のチカラ ～切り札は人材とパートナー～」について 6) 「社長の思いを次代へつなぐ!事業承継事例集」の発刊について 7) 中小企業の法務対応力に関するアンケート調査結果について 8) 「業績を伸ばす『女性活躍推進』のすすめ」の発行について 9) 練馬野菜のブランディング・プロモーションによる飲食・小売店活性化事業 について 10) 東京2020大会に関する動向について

## 11) 2019年度 夏期セミナー開催概要について

## ② 第717回常議員会

日 時	2019年 5月 9日 (木) 午後0時14分～午後1時47分
場 所	東京商工会議所 東商グランドホール
出 席 者	52名
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、伊 藤 一 郎 君、佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、田 中 常 雅 君、伊 東 孝 紳 君、 中 村 満 義 君、大久保 秀 夫 君、野 本 弘 文 君、 石 田 徹 君、島 村 元 紹 君、江 頭 敏 明 君
講 演	平成から令和へ 歴史・元号から読み解くわが国の天皇と上皇 東京大学史料編纂所 教授 本 郷 和 人 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けた意見について (追認) 3) 顧問および特別参与の委嘱について
報 告	1) 出入国在留管理基本計画 (案) に対する意見等について 2) 働き方改革の推進に向けた連携協定について 3) 東京2020大会に関する会員アンケートの調査結果について 4) 中小企業国際展開推進委員会の活動について 5) 会員企業の防災対策に関するアンケートおよび防災対策促進キャンペーンの結果概要について 6) 東商環境アクションプランについて 7) 冊子「お菓子なアダチ」の発行について 8) 就職・採用活動に関する要請について 9) 東京2020大会に関する動向について 10) 2018年度 中小企業支援事業の結果概要について 11) その他

## ③ 第718回常議員会

日 時	2019年 6月13日 (木) 午後0時14分～午後1時50分
場 所	東京商工会議所 東商グランドホール
出 席 者	46名
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、伊 藤 一 郎 君、佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、田 中 常 雅 君、北 山 禎 介 君、 伊 東 孝 紳 君、垣 内 威 彦 君、中 村 満 義 君、 大久保 秀 夫 君、野 本 弘 文 君、石 田 徹 君、 池 田 朝 彦 君、渡 辺 元 君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 最低賃金に関する緊急要望 (追認) について 3) 東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見について 4) 東京2020大会期間中の「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の両立実現に向けた要望 (追認) について 5) 顧問および常任顧問の委嘱について
報 告	1) 「イスラエル・イノベーション視察会」結果概要について 2) 高校生を対象としたキャリア教育支援について

## 6. 会議 (2) 常議員会

- 3) 「人手不足等への対応に関する調査」結果概要について
- 4) 「建設・不動産部会 本部・支部役員懇談会」結果概要について
- 5) 「地域の魅力向上懇談会」結果概要について
- 6) 品川支部の活動について
- 7) 訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッションについて
- 8) 東京2020大会に関する動向について
- 9) 働き方改革関連法解説パンフレットについて
- 10) 2019年 春の叙勲褒章受章者について

### ④ 第719回常議員会

日 時	2019年 7月11日 (木) 午後0時13分～午後1時47分
場 所	東京商工会議所 東商グランドホール
出 席 者	51名
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、 伊 藤 一 郎 君、 佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、 釜 和 明 君、 田 中 常 雅 君、 北 山 禎 介 君、 伊 東 孝 紳 君、 垣 内 威 彦 君、 大久保 秀 夫 君、 野 本 弘 文 君、 石 田 徹 君、 大 島 博 君、 後 藤 亘 君
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 8月休会中の会員加入の取扱いについて 3) 常任顧問の委嘱について 4) 参与の委嘱について (特別参与) 5) 第216回 (通常) 議員総会について 6) 東京都の雇用就業施策に関する要望について 7) 東京の観光振興策に関する意見について 8) 国の中小企業対策に関する重点要望について 9) 東京都の中小企業対策に関する重点要望について 10) 中小企業の円滑な事業承継に向けた意見について
報 告	1) 城北ブロック連携「会員サービス説明会&交流会」結果概要について 2) 東京2020大会に関する動向について 3) 渋沢栄一初代会頭 関連事業について

### ⑤ 第720回常議員会

日 時	2019年 7月25日 (木) 午前11時30分～午前11時35分
場 所	ホテルニューオータニ 「翠鳳の間」
出 席 者	40名
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、 伊 藤 一 郎 君、 佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、 釜 和 明 君、 田 中 常 雅 君、 北 山 禎 介 君、 伊 東 孝 紳 君、 垣 内 威 彦 君、 大久保 秀 夫 君、 石 田 徹 君、 野 末 尚 君、 森 洋 二 君
議 件	1) 定款第36条第2項第3号の規定による議員 (3号議員) の選任について
報 告	1) 定款第36条第2項第2号の規定による議員 (2号議員) の選任結果について

## ⑥ 第721回常議員会

日 時	2019年 9月13日 (金) 午後0時14分～午後2時00分
場 所	東京商工会議所 東商グランドホール
出 席 者	48名
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、伊 藤 一 郎 君、佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、釜 和 明 君、田 中 常 雅 君、 北 山 禎 介 君、伊 東 孝 紳 君、中 村 満 義 君、 大久保 秀 夫 君、石 田 徹 君、浅 野 秀 則 君、 古 屋 勝 彦 君
講 演	日本における国際観光の動向について -観光行動の視点から 文教大学国際学部国際観光学科・大学院国際学研究科 教授 高 井 典 子 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 令和2年度税制改正に関する意見について
報 告	1) 最低賃金の改定結果について 2) 「東京都と東京商工会議所との労働政策に関する意見交換会」結果概要について 3) 「日ASEAN経済大臣会合」結果概要について 4) 交通運輸部会「トラック輸送の課題と対策に関する意見交換会」結果概要について 5) 事業推進委員会の活動について 6) 東商女性会 今期の活動及び創立70周年記念事業の結果報告について 7) 「老舗企業・中央区内周遊マップ」の発行について 8) 「安倍改造内閣に望む」について 9) 合同訪中団の結果概要について 10) 東京2020大会に関する動向（首都高料金施策に関するパブリックコメント） について 11) 「福島県内商工会議所との懇談会・視察会」の結果概要について 12) その他

## ⑦ 第722回常議員会

日 時	2019年10月10日 (木) 午後3時00分～午後4時27分
場 所	東京會館 「ローズ」
出 席 者	48名
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、伊 藤 一 郎 君、佐々木 隆 君、 前 田 新 造 君、釜 和 明 君、田 中 常 雅 君、 北 山 禎 介 君、伊 東 孝 紳 君、垣 内 威 彦 君、 中 村 満 義 君、大久保 秀 夫 君、野 本 弘 文 君、 石 田 徹 君、廣 瀬 元 夫 君、江 頭 敏 明 君
永年会員表彰	
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 第218回（臨時）議員総会について 3) 雇用・労働政策に関する要望について 4) 外国人材の受入れ政策に関する要望について 5) 国土交通省の防災・減災対策に関する要望について 6) 東京都の防災・減災対策に関する要望について
報 告	1) 1号議員選挙の選挙結果について 2) 訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッションについて

## 6. 会議 (2)常議員会

- 3) 第17回「勇気ある経営大賞」選考結果について
- 4) 「健康経営シンポジウム」結果概要について
- 5) 東京2020大会に関する動向について

### ⑧ 第723回常議員会

日 時	2019年11月18日(月) 午後0時15分～午後1時25分
場 所	東京商工会議所 東商グランドホール
出 席 者	52名
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、 伊 東 孝 紳 君、 垣 内 威 彦 君、 中 村 満 義 君、 大久保 秀 夫 君、 野 本 弘 文 君、 田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、 金 子 眞 吾 君、 斎 藤 保 君、 上 條 努 君、 大 島 博 君、 石 田 徹 君、 後 藤 亘 君、 森 洋 二 君
講 演	海外情勢について (株)日本総合研究所 調査部長 杏 村 秀 樹 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について 2) 委員長、共同委員長等の委嘱について 3) 常務理事、理事の選任同意について 4) 顧問、常任顧問、参与の委嘱について 5) 台風19号を踏まえた首都圏・東京の防災・減災対策に関する要望について(追認) 6) 今期の議員総会・常議員会の開催について
報 告	1) 副会頭の担当支部について 2) 「羽田空港視察」の結果概要について 3) 「中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会」結果概要について 4) 「はじめてIT活用1万社プロジェクト」について 5) 東京2020大会に関する動向について 6) 「厚生労働省と日商・東商との雇用・労働政策に関する意見交換会」結果概要について 7) 東商ブランドアンバサダーについて 8) 2020年東商本支部新年賀詞交歓会について 9) 2019年秋の叙勲褒章受章者について

### ⑨ 第724回常議員会

日 時	2019年12月12日(木) 午後0時15分～午後1時55分
場 所	東京商工会議所 東商グランドホール
出 席 者	41名
議 長	三 村 明 夫 君
議事録署名人	三 村 明 夫 君、 伊 東 孝 紳 君、 中 村 満 義 君、 大久保 秀 夫 君、 野 本 弘 文 君、 田 川 博 己 君、 広 瀬 道 明 君、 斎 藤 保 君、 上 條 努 君、 大 島 博 君、 石 田 徹 君、 小 松 節 子 君、 後 藤 信 夫 君
講 演	2020年の世界はどうか、日本はどうか 2020年の注目点はなにか みずほ総合研究所 副理事長 エグゼクティブエコノミスト 高 田 創 氏
議 件	1) 会員加入の承諾について

- 報 告
- 1) 第18回「勇気ある経営大賞」の実施について
  - 2) 東京外かく環状道路（関越道～湾岸道路）の整備促進について
  - 3) 労働政策に関するパブリックコメントへの意見提出について
  - 4) 東京2020大会に関する動向について
  - 5) 令和2年度税制改正について
  - 6) 「人材育成を成功させるための研修活用術」の発行について
  - 7) 飲食・小売店等の魅力向上支援事業「ねりまのお店に行こう」について
  - 8) 「東京ミチテラス2019」について

## ⑩ 第725回常議員会

日 時 2020年 1月 9日（木） 午後3時45分～午後4時46分

場 所 東京商工会議所 東商グランドホール

出 席 者 49名

議 長 三 村 明 夫 君

議事録署名人 三 村 明 夫 君、伊 東 孝 紳 君、垣 内 威 彦 君、  
中 村 満 義 君、大 久 保 秀 夫 君、野 本 弘 文 君、  
田 川 博 己 君、斎 藤 保 君、上 條 努 君、  
大 島 博 君、石 田 徹 君、郡 正 直 君、  
服 部 津 貴 子 君

副会頭年頭所感

議 件 1) 会員加入の承諾について

報 告 1) 副委員長・委員の委嘱結果について

2) 中小企業の経営課題に関するアンケートの調査結果について

3) IT企業8社との提携について

4) プラスチック製買物袋の有料化義務化について

5) 東京2020大会に関する動向について

6) 「やまなみ街道・しまなみ海道 広域物産展・個別商談会」の開催等について  
叙勲・褒章 受章者ご紹介

## ⑪ 第726回常議員会

日 時 2020年 2月13日（木） 午前10時45分～11時20分

場 所 帝国ホテル 2階 孔雀の間 「東」

出 席 者 46名

議 長 三 村 明 夫 君

議事録署名人 三 村 明 夫 君、垣 内 威 彦 君、中 村 満 義 君、  
大 久 保 秀 夫 君、野 本 弘 文 君、田 川 博 己 君、  
広 瀬 道 明 君、金 子 眞 吾 君、斎 藤 保 君、  
大 島 博 君、石 田 徹 君、野 末 尚 君、  
廣 瀬 元 夫 君

議 件 1) 会員加入の承諾について

2) 第220回（通常）議員総会について

報 告 1) 訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッションの結果概要について

2) 支部の活動状況について

## ⑫ 第727回常議員会

日 時 2020年 3月12日（木）

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## 6. 会議 (3)会頭・副会頭会議

### (3) 会頭・副会頭会議

4月11日(17名)

講演：2019年の経済展望と課題

(株)三菱総合研究所 政策・経済研究センター センター長 武田洋子氏

報告事項

- 1) 第716回常議員会について
- 2) 事業承継支援の取り組みについて

5月9日(16名)

講演：福島第一原子力発電所の現状と今後の課題について

東京電力ホールディングス(株)

常務執行役 福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント 小野明氏

報告事項

- 1) 第717回常議員会について
- 2) 福島県内商工会議所との懇談会・視察会(7月30日・31日)について

討議事項

- 1) 東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見について

6月13日(15名)

報告事項

- 1) 第215回議員総会・第718回常議員会について
- 2) 夏期セミナーについて

討議事項

- 1) 東京都の雇用就業施策に関する要望について
- 2) 東京の観光振興策に関する意見について
- 3) 国の中小企業対策に関する重点要望について
- 4) 東京都の中小企業対策に関する重点要望について
- 5) 中小企業の円滑な事業承継に向けた意見について

7月11日(16名)

報告事項

- 1) 第719回・第720回(臨時)常議員会について
- 2) 第216回(通常)議員総会について
- 3) 2018年度 事業活動報告(案)及び収支決算(案)について
- 4) 定款第36条第2項の規定による2号議員及び3号議員の選任について
- 5) 渋沢栄一初代会頭 関連事業について

討議事項

- 1) 令和2年度税制改正に関する意見について

9月13日(17名)

報告事項

- 1) 第217回議員総会・第721回常議員会について
- 2) 1号議員選挙の立候補企業について
- 3) 来期の委員会構成について

討議事項

- 1) 雇用・労働政策に関する要望について
- 2) 外国人材の受入れ政策に関する要望について
- 3) 国土交通省の防災・減災対策に関する要望について
- 4) 東京都の防災・減災対策に関する要望について
- 5) 中期ビジョンの取り組み状況および来期の活動に期待すること

## 6. 会議 (4)会頭・副会頭・特別顧問会議座長と新議員との懇談

10月10日(18名)

講演：働く人がAI等の新技術を主体的に活かし、豊かな将来を実現するために

厚生労働省 政策統括官付参事官 田中佐智子氏

報告事項

- 1) 第722回常議員会について
- 2) 1号議員選挙の選挙結果について
- 3) 第17回「勇気ある経営大賞」選考結果について
- 4) 第218回(臨時)議員総会および役員・議員改選に伴う今後のスケジュールについて

11月18日(16名)

講演：業界動向等について(新任副会頭からの報告)

田川副会頭、広瀬副会頭

報告事項

- 1) 第711回常議員会について
- 2) 「入管法改正案」骨子及び「政府基本方針」骨子案に対する意見について
- 3) 創立140周年・新ビル落成記念式典について
- 4) 2019年東商本支部新年賀詞交歓会について

討議事項

- 1) 中期事業計画(素案)について

12月12日(16名)

報告事項

- 1) 第219回議員総会・第724回常議員会について
- 2) 商工会議所法・商工会議所法施行規則の一部改正に伴う対応について
- 3) 第52回経済三団体懇親ゴルフ会について
- 4) 役員・議員による講演の実施等について

1月9日(36名)(特別顧問合同会議)

報告事項

- 1) 第725回常議員会について

討議事項

- 1) 業界の見通しについて
- 2) 中期事業計画・2020年度事業活動計画(素案)について

2月13日(15名)

講演：業界動向等について(新任副会頭からの報告)

金子副会頭、斎藤副会頭

報告事項

- 1) 第726回常議員会ならびに第220回(通常)議員総会について
- 2) 中期事業計画および2020年度事業活動計画・収支予算について
- 3) 2020年本・支部賀詞交歓会の結果概要について

3月12日

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## (4) 会頭・副会頭・特別顧問会議座長と新議員との懇談

12月13日(30名)

- 1) 開会
- 2) 懇談
- 3) 閉会

## 6. 会議 (5)特別顧問会議

### (5) 特別顧問会議

5月24日(20名)

講演：我が国における外国人材の受入れの動向について

法務省 出入国在留管理庁 官房審議官(総合調整担当) 佐藤 淳 氏

説明・意見交換

- 1) 人手不足等への対応に関する調査 中間集計・速報値

9月 3日(20名)

説明・意見交換

- 1) 中期ビジョンの取り組み状況および来期の活動に期待すること
- 2) 国土交通省・東京都の防災・減災対策に関する要望について

12月 3日(20名)

新特別顧問ご紹介

説明：近年の災害の発生状況及び今後の取組について

国土交通省 水管理・国土保全局長 五道 仁実 氏

討議事項

- 1) 中期事業計画(素案)について

報告事項

- 1) 今後の会議スケジュールについて

1月 9日(36名)(特別顧問合同会議)

報告事項

- 1) 第725回常議員会について

討議事項

- 1) 業界の見通しについて
- 2) 中期事業計画・2020年度 事業活動計画(素案)について

2月17日(20名)

説明：英国のEU離脱(ブレグジット)について

経済産業省 大臣官房審議官(通商政策局担当) 渡辺 哲也 氏

説明・意見交換

- 1) 東京2020大会に向けた取組について
- 2) その他(新型コロナウイルスへの対応について)

### (6) 夏期セミナー

7月 1日(月)(135名) セルリアンタワー東急ホテル

#### ① 会頭・副会頭・特別顧問・委員長合同会議

講演：なぜ中小企業のIT化は進まないのか

(株)日本政策金融公庫 総合研究所 研究主幹 竹内 英二 氏

説明・討議：中小企業のIT活用による生産性向上に向けて

#### ② グループ別セミナー

##### 1) 中小企業の海外展開における課題

a. 講演：「米国の通商政策の動向について」

丸紅経済研究所 所長 今村 卓 氏

b. 講演：「中小企業の海外展開支援機関の取り組み」

中小企業基盤整備機構 販路支援部 参事 渡辺 孝志 氏

国際社会貢献センター(ABIC) 理事長 岩城 宏斗司 氏

国際社会貢献センター(ABIC) 常務理事・事務局長 宮崎 浩志 氏

##### 2) 高齢者・外国人材等、多様な人材の活躍推進について

- a. 講演：「高齢者・外国人材等、多様な人材の活躍推進について」  
日本総合研究所 理事主席研究員 山田 久 氏
- 3) 2020大会目前 東京と企業を危機から守る  
a. 講演：「2020大会目前 東京と企業を危機から守る」  
東京都 危機管理監 小林 茂 氏
- 4) インバウンド需要の更なる獲得と地域との共存共栄に向けて  
a. 講演：「訪日外国人旅行消費額の拡大に向けた課題と政府の取組について」  
東京女子大学 現代教養学部 国際社会学科 コミュニティ構想専攻 教授 矢ヶ崎 紀子 氏
- 5) 円滑な事業承継の実現に向けた効果的な対策～後継者教育・第三者承継の促進など～  
a. 講演：「中小企業の円滑な事業承継に向けた取り組み」  
大阪商業大学 総合経営学部 教授 村上 義昭 氏

## ③ 懇親パーティ

- 1) 各グループからの報告  
2) 会頭総括  
3) 東京2020大会 成功・機運盛り上げに向けて  
ご挨拶  
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 副事務総長 山本 隆 氏  
東京五輪音頭のポイント解説  
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会広報局 伊藤 華英 氏
- 4) 乾杯  
5) 歓談  
6) 中締め  
※夏期蓼科役員懇談会から通算で38回目

## (7) 監事会

- 7月 2日 ①2018年度(平成30年度)東京商工会議所事業活動報告(案)について  
②2018年度(平成30年度)東京商工会議所収支決算(案)について  
同一般会計収支決算(案)について  
同小規模企業対策事業特別会計収支決算(案)について  
同建物特別会計収支決算(案)について  
同新ビル建設特別会計収支決算(案)について  
同貸借対照表(案)について  
同財産目録(案)について

## (8) 部 会

## ① 商業・商業卸売合同部会

商業部会と商業卸売部会では、政治経済、消費動向等幅広い観点から時宜に応じたテーマによる講演会および昼食懇談会を合同で開催した。また改選に伴い、部会運営を円滑なものとするため幹事会を開催し、活動内容について協議を行った。

1月29日(435名) 講演 「2020年内外経済の見通し～日本と世界はどうか～」  
(株)大和総研 常務取締役 調査本部副本部長 チーフエコノミスト 熊谷 亮丸 氏

## 2) 所属議員昼食懇談会

5月21日(24名) 卓話 「商務・サービス政策の諸課題」  
経済産業省 商務・サービス審議官 藤木 俊光 氏

9月10日(19名) 卓話 「サブスクリプションビジネス最新動向」  
富士通総研(株) 経済研究所 担当部長 田中 秀樹 氏

## 6. 会議 (8) 部会

2月22日 (22名) 卓話 「デジタル化の潮流と日本企業の課題」  
(株)ニッセイ基礎研究所 総合政策研究部 研究理事 チーフエコノミスト・経済研究部 兼任  
矢嶋康次氏

### 3) 所属議員懇談会

12月10日 (12名) 所属議員年末懇親会

### 4) 幹事会

2月19日 (12名) 協議 「商業部会・商業卸売部会の今期の運営について」

## ② 商業部会

商業部会では、2号議員の選任ならびに部会長・副部会長部会長および常任委員の選任を実施した。また同時に、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会を開催した。

### 1) 部会

7月23日 (60名) 講演「2026年までの経済予測を踏まえた、企業経営と資産形成」  
リンジーアドバイス(株) 社長 渡辺林治氏

10月16日 (73名) 講演「2019年の世界の転換は何か 令和は何を日本にもたらすか」  
みずほ総合研究所(株) 副理事長・エグゼクティブエコノミスト 高田 創 氏

3月13日 講演「生活者1万人アンケートにみる日本人の価値観・消費行動の変化」  
(株)野村総合研究所 インサイトシグナル事業部 上級コンサルタント  
松下 東子 氏

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## ③ 商業卸売部会

商業卸売部会では、2号議員の選任ならびに部会長・副部会長部会長および常任委員の選任を実施した。また同時に、部会員への情報提供サービスの一環として、講演会を開催した。

### 1) 部会

7月18日 (85名) 講演「内外経済の見通しについて」  
(株)三菱総合研究所 政策・経済研究センター長 武田 洋子 氏

10月18日 (59名) 講演「最新消費トレンドと流通業界の対応」  
(株)日本経済新聞社 編集局 編集委員 田中 陽 氏

3月19日 講演「東京2020大会～文化プログラムを起点としたインバウンド戦略」  
(株)ニッセイ基礎研究所 社会研究部 研究理事 吉本 光宏 氏

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## ④ 工業部会

工業部会では、製造業のイノベーションをテーマとした講演や視察会を実施し、最新技術など中小企業の経営者に役立つ情報を提供した。また、所属議員昼食懇談会では、時宜に応じたテーマによる卓話を行うとともに、所属議員の相互交流をはかり、業種を越えた意見を交換した。

### 1) 部会

7月19日 (74名) 議件 「定款第36条第2項第2号の規定による議員の選任について」  
講演 「シゴトの「渋滞学」～科学的ゆとりと業務改善～」  
東京大学先端科学技術研究センター 教授 西成活裕氏

10月25日 (74名) 議件 「定款第49条および部会規約第3条の規定による部会長、副部会長ならびに常任委員の選任について」

講演 「商売が“100年つづく”を、当たり前。」

つづく(株) 代表取締役 井 領 明 広 氏

2) 所属議員昼食懇談会

7月19日 (16名)

卓話 「世界で打ち勝つ“日本のものづくり”」

小島プレス工業(株) 相談役 小 島 洋一郎 氏

3) 新年講演会・新年懇親会

2月 4日 (77名)

講演 「限りある資源を未来の子供たちへ～ボトルtoボトルへの挑戦～」

協栄産業(株) 社長 古 澤 栄 一 氏

2月 4日 (61名)

新年懇親会

4) 視察会

5月19日～23日 (10名) イスラエル イノベーション視察会

訪問地：テルアビブ、エルサレム周辺地域

内 容：a. 訪問・懇談

・(独)日本貿易振興機構(JETRO)テルアビブ事務所による  
ブリーフィング

b. 視察

・DRIVE

・DENSO Israel Innovation office

・Toshiba Israel Innovation

teams at GitV office

・Argus

・OurCrowd

・ヘブライ大学

・Mobileye

・Orcam

・Naschitz, Brandes, Amir & Co

※ものづくり推進委員会、中小企業国際展開推進委員会と共催

10月 4日 (17名)

訪問先：梶原工業(株)、日本電鍍工業(株)

※ものづくり推進委員会と共催

2月19日～20日 (22名) 北海道視察会

訪問地：北海道鷹栖町、札幌市および北広島市

内 容：a. 視察

・(株)本田技術研究所 鷹栖ブルーピンググラウンド

・(株)ワールド山内

・ネイクル

・(株)サンクレエ

b. 訪問

・サッポロビール博物館

※ものづくり推進委員会と共催

⑤ 資源・エネルギー部会

資源・エネルギー部会では、エネルギー・環境分野におけるわが国をとりまく急激な状況変化を踏まえ、最

## 6. 会議 (8) 部会

新の情報を会員に提供するため、講演会を行った。また、エネルギー分野のグローバルなビジネス機会創出のため、ブルネイ・ダルサラーム国を訪問し、視察を実施した。

### 1) 講演会

7月16日 (85名) 講演会「G20を含む地球温暖化をめぐる内外動向と日本の課題」  
東京大学 公共政策大学院 教授 有馬 純氏

10月15日 (81名) 講演会「次世代電力ネットワークのあり方・見通し」  
(公財) 地球環境産業技術研究機構 副理事長 山地 憲治氏

3月3日 (88名) 講演会「中東情勢と日本のエネルギー安全保障の課題」※  
(一財) 日本エネルギー経済研究所 常務理事 首席研究員 小山 堅氏  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### 2) 視察会

7月3日～7日(16名) 視察会「ブルネイ産業視察会」(ブルネイ・ダルサラーム国)  
面会：アミン・リュウ首相府大臣兼第二財務・経済省大臣  
マナフ財務・経済副大臣、Brunei Economic Development Board (BEDB)  
ハジ・ゾルキフリーエネルギー・人材資源・産業省次官  
ペンギラン・ジャムラエネルギー・人材資源・産業省次官補  
Darussalam Enterprise (DARE) ノルレラ氏  
ブルネイ商工会議所ハジ・ムハマード・ハナフィ代表  
訪問先：VAM® BRN「油井用鋼管接続ネジ製造」  
MC Biotech「アスタキサンチン生産」  
Brunei LNG「LNG生産・輸出」  
AHEAD「国際間水素サプライチェーン実証事業」  
Golden corporation「エビの養殖・加工企業」  
※エネルギー・環境委員会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

## ⑥ 貿易部会

貿易部会は、部会員への情報提供の一環として、世界経済の現状や企業の海外展開をテーマに、セミナーを開催した。

### 1) 部会

4月26日 (40名) 講演 「中堅・中小企業の海外展開とグローバル人材確保～日本と異なる人材育成・マネジメントの留意点をご紹介～」

(株)ジェイエイシー リクルートメント 海外進出支援室長 佐原 賢治氏

7月23日 (52名) 議件 「定款第36条第2項第2号に基づく2号議員の選任について」

講演 「今後の世界経済の展望と課題」

(株)三菱総合研究所 政策・経済研究センター 主任研究員 森 重彰 浩氏

7月25日 (48名) 講演 「海外取引不払い事故対策セミナー～アジア大洋州各国のカントリーリスクと支払い傾向～」

コファスジャパン信用保険会社 与信業務部 シニア・バイス・プレジデント 田中 豊氏  
営業部 シニア・バイス・プレジデント 植田 純也氏

10月9日 (51名) 講演 「日EU・EPA活用セミナー～中堅・中小企業のビジネスチャンスと留意点をご紹介～」

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 チーフ通商アナリスト 福山 章子氏

欧州ビジネス協会 事務局長 フランチェスコ・フォルミコーニ氏

ポリシーダイレクター ビョーン・コングスタード氏

10月11日 (48名) 議件 「定款第49条、部会規約第3条の規定による部会長・副部会長・常

任委員の選任について」

- 講演 「Brexit直前情報～合意なき離脱のインパクト～」  
 (株)ニッセイ基礎研究所 経済研究部 研究理事 伊藤 さゆり 氏
- 10月18日 (15名) 講演 「フロリダ州ビジネスセミナー～中南米市場にも近い注目州の進出メリットをご紹介～」  
 エンタープライズフロリダ 副代表 ジョー・クレノビッチ 氏  
 日本事務所代表 サム 田 淵 氏
- 11月 8日 (47名) 講演 「米国ビジネス・現場トラブル対策セミナー～日本と異なる慣習と留意点をご紹介～」  
 スミス・ガンブレル&ラッセル法律事務所 パートナー弁護士 小島 清 顕 氏
- 12月 5日 (46名) 講演 「世界経済の現状・為替相場見通し/最新ベトナムビジネス動向」  
 (株)きらぼし銀行 チーフ マーケット アドバイザー 紀 本 晋 二 氏  
 Kiraboshi Business Consulting Vietnam Co., Ltd.  
 General Director 山下 大 輔 氏
- 12月18日 (185名) 講演 「日米貿易協定、EPAの意義と、これからの貿易・ビジネスへの取り組み」  
 財務省 大臣官房審議官 (関税局・国際担当) 小 宮 義 之 氏  
 SCMソリューションデザイン 代表/神奈川大学 経済学部 非常勤講師 魚 住 和 宏 氏
- 3月 3日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止  
 講演 「テキサス州 (ダラス都市圏) ビジネスセミナー～米国内トップクラスのビジネス優位性と進出メリットをご紹介～」  
 Access 社長兼CEO/ダラス地区商工会議所理事長 ジョン・オラジデ 氏  
 ダラス地区商工会議所 上席副会頭 サラ・カラビアス 氏  
 NEC Corporation of America 社長兼CEO 池 野 昌 宏 氏
- 3月 6日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止  
 講演 「最近のモビリティトレンド～技術の進歩とビジネスモデルの転換～/東京オリンピック・パラリンピック期間中の交通対策」  
 丸紅経済研究所 シニア・アドバイザー 猪 本 有 紀 氏  
 東京都オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部 輸送課長 松 本 祐 一 氏
- 3月12日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止  
 講演 「FTA・EPA時代のビジネス展開～FTA・EPAの活用とそのメリット～」  
 外務省 経済局 経済連携課 企画官 松 本 曜 一 氏  
 国際経済課 課長 川 上 恭 一 郎 氏  
 官民連携推進室 室長 濱 田 真 一 氏  
 財務省 税関 原産地センター 上席調査官 今 泉 竜 幸 氏  
 (株)伊藤忠商事(株) 法務部 貿易・物流統括管理室 室長代行 伏 谷 信 行 氏  
 ゲイル(株) 代表取締役 國 分 由 喜 夫 氏

## ⑦ 金融部会

金融部会では、金融および国内外の経済動向に関わる問題について、広く会員に対して情報提供を行うため、講演会を開催した。

### 1) 部 会

7月12日 (72名) 議件 定款第36条2項第2号の規定による議員の選任について

講演 「2019～20年日本経済の行方

～消費増税、オリンピックを越えて～」

(株)日本総合研究所 チェアマン・エメリタス (名誉理事長) 高 橋 進 氏

## 6. 会議 (8) 部会

10月23日 (63名) 議件 定款第49条および部会規約第3条の規定による  
部会長、副部会長ならびに常任委員の選任について  
講演 「中国の新時代、待ち受けるは激動か安定か?  
～スイス・プライベートバンクから見た中国経済と市場展望～」  
UBS ウェルス・マネジメント 日本地域CIO (最高投資責任者) 兼日本経済担当チーフエコノミスト  
青木大樹氏

3月3日 講演 「2020年 内外経済・市場見通し」  
JPモルガン・チェース銀行 市場調査本部長・マネジング ディレクター 佐々木 融 氏  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### ⑧ 交通運輸部会

交通運輸部会では、時宜に応じたテーマによる講演会および部会員の声を反映した活動を実施するべく意見交換会を開催した。

#### 1) 部会

7月17日 (67名) 議件 「定款第36条第2項第2号の規定による議員の選任について」  
講演 「世界の都市間競争を勝ち抜く首都・東京の未来」  
明治大学 名誉教授 市川宏雄氏

10月17日 (58名) 議件 「定款第49条および部会規約第3条の規定による  
部会長、副部会長ならびに常任委員の選任について」  
講演 「「Ma a S時代」のビジネス変革を読み解く  
～都市交通の諸課題と社会を変えるモビリティサービスの可能性～」  
横浜国立大学 副学長・教授 中村文彦氏

3月5日 第1部 「東京2020大会期間中のTDM・交通対策について」  
東京都オリンピック・パラリンピック準備局  
大会施設部 輸送課長 松本祐一氏  
第2部 「国内外でのドローンの産業利活用事例と今後について」  
ブルーイノベーション(株) 社長 熊田貴之氏  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### 2) 意見交換会

7月29日 (11名) 講話 「トラック輸送の課題と対策について」  
国土交通省 総合政策局 物流政策課長 飯塚秋成氏  
国土交通省 自動車局 貨物課長 伊地知英己氏  
意見交換

#### 3) 幹事会

2月19日 説明 「前期の活動報告及び今期の部会活動について」  
意見交換

### ⑨ 建設・不動産部会

建設・不動産部会では、時宜に応じたテーマによる講演会および部会員同士の交流のための新年賀詞交歓会、部会員の声を反映した活動を実施するべく本部・支部役員懇談会を開催した。

#### 1) 部会

7月16日 (105名) 議件 「定款第36条第2項第2号の規定による議員の選任について」  
講演 「建設業界の“これから”を考える」

- 芝浦工業大学工学部建築・土木学群建築工学科 教授 蟹澤 宏 剛 氏
- 10月15日 (65名) 議件 「定款第49条および部会規約第3条の規定による  
部会長、副部会長ならびに常任委員の選任について」
- 講演 「最後の警告」から5年  
～インフラメンテナンスの危機をどう乗り越えるのか～  
政策研究大学院大学教授・東京大学名誉教授 家田 仁 氏
- 事例紹介 インフラメンテナンス事業に係る取組紹介  
クモノスコーポレーション(株) 社長 中庭 和 秀 氏
- 3月13日 講演 建設・不動産における影響と今後の取組みについて  
東京2020大会期間中の交通対策セミナー  
東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部 輸送課長 松本 祐一 氏  
※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## 2) 新年賀詞交歓会

- 1月21日 (317名) 懇親パーティー
- |      |            |          |
|------|------------|----------|
| 開会挨拶 | 建設・不動産部会長  | 山内 隆 司   |
| 来賓挨拶 | 国土交通省技監    | 山田 邦 博 氏 |
|      | 東京都議会議長    | 石川 良 一 氏 |
|      | 東京都都市整備局理事 | 中島 高 志 氏 |
| 乾杯   | 建設・不動産副部会長 | 宮本 洋 一   |
| 懇親   |            |          |
| 中締め  | 建設・不動産副部会長 | 梶浦 卓 一   |

## 3) 本部・支部役員懇談会

- 5月13日 (19名) 意見交換  
「建設業・不動産業の現状と課題」について  
国土交通省 土地・建設産業局長 野村 正 史 氏

## 4) 幹事会

- 3月11日 議題
- 前期活動報告について
  - 今期の活動内容、運営方法等について
- ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## ⑩ サービス部会

サービス部会では、様々な業種、業態が含まれる部会員のニーズに応えるため、時宜に応じたテーマでの講演会ならびに所属議員による昼食懇談会を開催した。

## 1) 部会

- 7月19日 (132名) 講演 AIの可能性と企業の未来
- 第1部 「人工知能技術とうまく付き合おう」  
(一社)人工知能学会 会長 浦本 直彦 氏
- 第2部 「Watson最新情報 AIでデータを競争力に変える」  
日本アイ・ビー・エム(株) ワトソン Data&AI事業部 営業部長 宮坂 真弓 氏
- 10月18日 (102名) 講演 5Gで変わるビジネスの潮流
- 第1部 「5Gによって変わる未来」  
(株)野村総合研究所 ICTメディア・サービス産業コンサルティング グループマネージャー 亀井 卓也 氏
- 第2部 「5Gが産業界に与えるインパクト」

## 6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

エリクソン・ジャパン(株) チーフ・テクノロジー・オフィサー 藤岡 雅 宣 氏

### 2) 所属議員昼食懇談会

- 7月19日 (19名) 卓話 「Watson最新情報 AIでデータを競争力に変える」  
日本アイ・ビー・エム(株) ワトソン Data & AI事業部 営業部長 宮坂 真 弓 氏
- 10月18日 (16名) 卓話 「5Gとは何か」  
(株)野村総合研究所 ICTメディア・サービス産業コンサルティング グループマネージャー  
亀井 卓也 氏

### 3) 正副部会長会議

- 3月 9日 ( 8名) 協議 「部会の運営方針について」

## ① 情報通信部会

情報通信部会では、部会員のビジネスに資するタイムリーなテーマによる講演会を開催した。

### 1) 部 会

- 7月12日 (113名) 議件 「定款第36条第2項第2号の規定による議員の選任について」  
講演 「5G」で企業や経済社会がどう変わるのか  
東洋大学情報連携学部 (INIAD) 学部長 坂村 健 氏
- 10月11日 ( 84名) 議件 「定款第49条および部会規約第3条の規定による  
部会長、副部会長ならびに常任委員の選任について」  
講演 デジタル革命と中小企業の活路  
野村総合研究所 (NRI) 研究理事・未来創発センター長 桑津 浩太郎 氏

## (9) 委員会 (2019年10月31日以前)

### ① 総合政策委員会

総合政策委員会では、「東京と地方が共に栄える真の地方創生の実現」に向け、第1期総合戦略、とりわけ地方版総合戦略の徹底的な検証と、東京と地方が連携した地方創生の仕組みづくり等に関する要望を盛り込んだ「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けた意見」を取りまとめ、片山さつき地方創生担当大臣(当時)をはじめ関係各所に提出した。

また、政府の「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』策定に関する有識者会議」に石田専務理事、「地域経済社会システムとしごと・働き方検討会」に気仙沼商工会議所の菅原会頭が、それぞれ委員として参画し、商工会議所の意見を表明した。

その結果、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2019年12月20日閣議決定)に、地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上に向けたIT活用、収益力強化に向けた販路開拓等の支援や、地方への新しい人の流れをつくるためのプロフェッショナル人材の地域への還流促進、地域資源の活用、少子化対策としての育児と仕事が両立できる職場環境づくりに取り組む企業への支援など、当所意見が多数反映された。

そのほか、地域課題の解決に資する情報技術の活用等について調査・研究を行った。

※いずれも日商総合政策委員会との合同委員会として開催

### 1) 委員会

- 4月 9日 (30名) 講演 「デジタルシフトによる地方創生 スマートシティ会津  
Society 5.0プロジェクト」  
アクセント(株) イノベーションセンター福島 センター長  
中村 彰二朗 氏
- 議事 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けた意見 (案)  
について  
意見交換
- 7月 2日 (33名) 説明 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019について」  
内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

地方創生総括官補 伊藤明子氏

意見交換

講演 「第4次産業革命は日本の地方から始まる」

(株)オプティム 社長 菅谷俊二氏

意見交換

## ② 組織委員会

組織委員会では、前年度策定した「140(意志を)つなぐ 東商ビジョン」の具体的な推進および、今後の会員増強の取り組みなどについて検討を行った。

### 1) 委員会

5月14日 (27名)

議題 a. 「今期の活動報告について」

b. 「渋沢栄一関連企業アンケート結果について」

## ③ 事業推進委員会

事業推進委員会では、2つの活動方針「I:事業の見える化(わかりやすいPRツール、多様なPRチャネル活用)」「II:支部を中心とした営業力強化(対面営業活動の強化)」を基に以下のとおり施策を実施した。

I「サービス活用ガイド(悩みに応じた解決ページ)」等によるPRツールの拡充、「VIマニュアル策定」等によるPRツールの統一

II「サンキュー・ポイント制度」「PRサポーター制度」を軸とし、支部に根ざした会員訪問活動

### 1) 委員会

9月12日 (12名)

報告 2016年11月～2019年9月年の取り組みについて

## ④ 税制委員会

税制委員会では、企業の競争力強化による持続的な経済成長や、中堅・中小企業の活力強化、首都東京の発展を図る観点から、税制に係る多種多様な課題を取り上げた。会員企業等へのヒアリングや税制アンケート、各種調査結果等を踏まえて討議を行い、税制改正に関する意見書を取りまとめ、政府・政党、東京23区選出の国会議員、東京都等へ提出した。

23区選出国会議員等への陳情を精力的に行った結果、オープンイノベーションを促進する税制措置が創設されたほか、少額減価償却資産の損金算入特例や交際費課税特例の延長が盛り込まれるなど、要望が数多く実現した。

### 1) 委員会

6月24日 (29名)

講演 「EU付加価値税におけるインボイス制度と

SMEs特例の現状と課題」

デロイトトーマツ税理士法人 ディレクター 溝口史子氏

協議 (1) 令和2年度税制改正に関する意見(素案)について

(2) わが国におけるインボイス制度導入に対する考え方(素案)について

7月29日 (32名)

講演 「生産性向上に向けた人材投資の重要性」

(株)日本総合研究所 理事・主席研究員 山田久氏

協議 令和2年度税制改正に関する意見(案)について

### 2) 税制検討小委員会

4月24日 (20名)

講演 「中小企業の事業継続力強化に向けた支援」

中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室長 佐藤二三男氏

## 6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

- 報告 本支部税制懇談会の結果概要について
- 協議 (1) 令和2年度税制改正に関する意見(論点整理)について  
(2) 令和2年度税制改正等に関するアンケート調査(項目案)について
- 6月10日 (15名) 講演 「マクロ経済動向と社会保障の課題～消費増税を目前に控えて～」  
第一生命経済研究所経済調査部 首席エコノミスト  
熊野英生氏
- 協議 (1) 令和2年度税制改正に関する意見(素案)について  
(2) わが国におけるインボイス制度導入に対する考え方(素案)について
- 3) 税制委員を対象とする税制勉強会(共催:日本商工会議所 税制専門委員会)
- 5月20日 (41名) 講演 「新事業承継税制」  
税理士法人タクトコンサルティング 代表社員 玉越賢治氏  
講演 「デジタル課税の行方」  
慶應義塾大学経済学部 教授 土居丈朗氏

### ⑤ 労働委員会

労働委員会は、働き方改革関連法をはじめとした労働法制・政策への意見発信と、各施策の普及・啓発の2点を柱として活動を展開した。働き方改革関連法が順次施行となる中、企業の生の声を基に労働政策審議会、各部会・会議での意見主張に加え、パブリックコメントへの積極的な対応を行った。さらに、同法の概要や企業における対応策に関するセミナーを複数回開催するなど会員企業への周知、意識啓発に取り組んだ。また、商工会議所としての要望を厚生労働省、東京都に提出し施策へ反映するとともに、幹部と委員会メンバーとの意見交換会を開催するなど様々な事業を展開した。

#### 1) 委員会

- 6月5日 (38名) (共催:日本商工会議所 労働専門委員会)  
講演 「最低賃金制度について」  
厚生労働省 労働基準局賃金課長 五百旗頭千奈美氏  
議題 ・「最低賃金に関する緊急要望について」  
・各地の最低賃金引上げの影響等について(意見交換)
- 7月9日 (39名) (共催:多様な人材活躍委員会)  
講演 「2019年度の東京労働局の行政運営方針について」  
厚生労働省 東京労働局 総務部長 小林淳氏  
討議 東京都の雇用就業施策に関する要望(案)について  
議題 ・働き方改革、女性や高齢者、外国人材等の多様な人材の活躍、最低賃金などについて(意見交換)
- 10月7日 (41名) (共催:日本商工会議所 労働専門委員会)  
講演 「労働政策審議会 労働政策基本部会報告書について」  
厚生労働省 政策統括官付参事官 田中佐智子氏  
討議 雇用・労働政策に関する要望(素案)について  
議題 来期に向けた労働政策の検討課題について(意見交換)
- 2) 東京都と東京商工会議所との労働政策に関する意見交換会 (共催:多様な人材活躍委員会)
- 8月26日 (47名) 説明 「東京都の雇用就業施策について」  
東京都 産業労働局 雇用就業部長 篠原敏幸氏  
意見発表

- ①「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対する支援の実施について
- ②2020年東京大会を契機とした都内企業の働き方改革について
- ③外国人材の受入れに向けた施策の強化

自由懇談

3) 厚生労働省と日本商工会議所・東京商工会議所との雇用・労働政策に関する意見交換会

(共催：多様な人材活躍委員会、日本商工会議所 労働専門委員会・女性等活躍推進専門委員会)

10月17日 (33名) 説明 「労働政策の重点事項、予算概算要求の概要について」

厚生労働省 政策立案総括審議官 山田雅彦氏

意見発表

- ①「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対するしわ寄せ防止対策の強化・拡充について」
- ②「多様で柔軟な働き方の導入促進について」
- ③「外国人材の受入れに向けた施策の強化について」

自由懇談

4) 労働セミナー

4月26日 (101名) 「今から始める働き方改革関連法対応の実務」

TOMAコンサルタンツグループ(株)取締役

TOMA社会保険労務士法人 代表社員

特定社会保険労務士 麻生武信氏

5月24日 (89名) 東京都・東京労働局施策説明会「働き方改革の実行に向けて」

東京都産業労働局雇用就業部 労働環境施策担当課長 植田リカ氏ほか

7月29日 (32名) 「中小企業のためのテレワーク導入・活用のポイント解説セミナー」

※東京テレワーク推進センターと共催

東京テレワーク推進センター事業責任者 湯田健一郎

5) 「働き方改革BOOK」の発行

商工会議所が実施した調査で、中小企業の働き方改革関連法の認知度・対応状況に課題が見られたことから、中小企業の働き方改革を一層推進するため、中小企業の経営者や人事・労務担当者向けに働き方改革関連法を分かりやすく解説する冊子を5,000部作成。本支部で実施したセミナーや経営指導員による巡回指導等を通じて広く配布依した。

⑥ 多様な人材活躍委員会

人手不足が深刻化する中、中小企業における人材の確保・定着に向け、女性、シニア、外国人材など多様な人材の活躍推進に向けた政策提言及び施策の周知・啓発に取り組んだ。長年の要望が実現し、2019年4月から開始された新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能」については、制度の適正な運営等に向けたパブリックコメントや要望書を提出したほか、制度周知のためのセミナーを積極的に開催した。

また、女性活躍推進及びハラスメント防止、高齢者の活躍推進等に関する法改正については労働政策審議会における意見主張のほか、パブリックコメントや要望書を提出するとともに、政府動向に合わせて関連施策の周知を行った。

1) 委員会

7月9日 (39名) (共催：労働委員会)

講演 「2019年度の東京労働局の行政運営方針について」

厚生労働省 東京労働局 総務部長 小林淳氏

討議 「東京都の雇用就業施策に関する要望(案)について」

意見交換

6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

- 9月27日 (28名) (共催:日本商工会議所 女性等活躍推進専門委員会)  
講演 「労働政策審議会 労働政策基本部会報告書について」  
厚生労働省 政策統括官付参事官 田中 佐智子 氏  
講演 「令和元年度年次経済財政白書について」  
内閣府 政策統括官付参事官 堤 雅彦 氏  
討議 「外国人材の受入れ政策に関する要望(素案)」について  
意見交換
- 2) 東京都と東京商工会議所との労働政策に関する意見交換会 (共催:労働委員会 ※再掲)  
8月26日 (47名) 説明 「東京都の雇用就業施策について」  
東京都 産業労働局 雇用就業部長 篠原 敏幸 氏  
意見発表  
①「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対する支援の実施について  
②2020年東京大会を契機とした都内企業の働き方改革について  
③外国人材の受入れに向けた施策の強化  
自由懇談
- 3) 法務省と日本商工会議所・東京商工会議所との意見交換会  
(共催:日本商工会議所 女性等活躍推進専門委員会)  
9月5日 (11名) 説明 「特定技能制度の運用状況、外国人材受入れ・共生のための総合的  
対応策の充実について」  
法務省 出入国在留管理庁 長官 佐々木 聖子 氏  
説明 「外国人材の受入れに関する商工会議所の取組みについて」  
日本・東京商工会議所 産業政策第二部長 湊 元良 明  
意見交換
- 4) 厚生労働省と日本商工会議所・東京商工会議所との雇用・労働政策に関する意見交換会  
(共催:労働委員会、日本商工会議所 女性等活躍推進専門委員会・労働専門委員会)  
10月17日 (33名) 説明 「労働施策の重点、予算概算要求の概要について」  
厚生労働省 政策立案総括審議官 山田 雅彦 氏  
意見発表  
①「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対するしわ寄せ防止対策の強化・拡充について」  
②「多様で柔軟な働き方の導入促進について」  
③「外国人材の受入れに向けた施策の強化について」  
自由懇談
- 5) セミナー  
4月12日 (316名) 「外国人材受入れ促進セミナー」  
(株)日本総合研究所 理事 主席研究員 山田 久 氏  
経済産業省 貿易経済協力局 審議官 水野 政義 氏  
(独)日本貿易振興機構 ビジネス展開支援部長 岡田 英治 氏  
法務省 出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課長 根岸 功 氏  
(株)井口機工製作所 代表取締役会長 井口 薫 氏  
九州教具(株) 代表取締役社長 船橋 修一 氏

7月 5日 (142名) 「今すぐ知りたい!女性活躍・パワハラ防止セミナー」  
厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課長 岡 英 範 氏  
(公社)21世紀職業財団 会長 伊 岐 典 子 氏

8月30日 (390名) 「中小企業における外国人材受入れセミナー」  
法務省 出入国在留管理庁 審議官 佐 藤 淳 氏  
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課長 石 津 克 己 氏  
(独)日本貿易振興機構 ビジネス展開・人材支援部 国際ビジネス人材課  
高度外国人材活躍推進コーディネーター 河 野 治 司 氏  
(一社)キャリアマネジメント研究所 代表理事 千 葉 祐 大 氏

1月20日 (49名) 「中小企業における介護離職防止セミナー」  
厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課長 尾 田 進 氏  
(一社)介護離職防止対策推進機構 代表理事 和 氣 美 枝 氏

2月17日 (100名) 「中小企業の女性活躍推進・パワハラ防止セミナー」  
厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課長 森 實 久美子 氏  
(公社)21世紀職業財団 会長 伊 岐 典 子 氏

⑦ 若者・産業人材育成委員会

行政や教育機関と連携した若年者へのキャリア教育支援として、高校生を対象としたインターンシップ受入れ推進や、東商リレーションプログラムなどを実施した。

1) 東商リレーションプログラム

「7.事業 (17)各種支援事業 ③人材確保支援事業 5)」を参照

⑧ 中小企業委員会

中小企業委員会では、中小企業の現場の生の声をもとに中小企業政策の拡充に向けた要望書を取りまとめ、国ならびに東京都に提出するとともに、要望の実現に向けた活動を行った。あわせて、前期「起業・創業支援委員会」の活動を引き継ぎ、学生向けの起業家セミナーも開催した。

1) 委員会

4月22日 (33名) 卓話 「東京都の中小企業振興施策」  
東京都 産業労働局 商工部長 土 村 武 史 氏  
協議 「中小企業対策に関する重点要望(骨子案)について」  
その他 事業承継対策委員会「社長の思いを次代へつなぐ!事業承継事例集」  
の発行について  
今後のスケジュールについて

5月13日 (31名) 卓話 「わが国における起業・創業の現状と課題」  
武蔵大学 副学長・経済学部教授 高 橋 徳 行 氏  
報告 「品川支部 2019年度中小企業施策に関する要望」について  
東京商工会議所品川支部 副会長 佐 谷 紳 一 郎  
協議 「中小企業対策に関する重点要望(素案)」について  
その他 今後のスケジュールについて

6月25日 (28名) 卓話 「技能と技術で生きる中小企業」  
早稲田大学 名誉教授 鶴 飼 信 一 氏  
協議 「中小企業対策に関する重点要望(案)について」

## 6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

- その他 今後のスケジュールについて  
9月25日 (30名) 卓話 「未来の為にできること」  
日本電鍍工業(株) 代表取締役 伊藤 麻美 氏  
報告 「国および東京都の中小企業対策に関する重点要望」の提出について  
今期の委員会活動について
- 2) 中小企業庁幹部と東商幹部との意見交換会  
10月 8日 (12名) 挨拶  
東京商工会議所 副会頭 大久保 秀 夫  
中小企業庁 長官 前田 泰 宏 氏  
説明「最近の中小企業支援施策ならびに来年度予算概算要求について」  
意見交換
- 3) セミナー  
5月21日 (330名) 「IT導入補助金2019説明会」  
第1部 「中小企業の経営に有効なIT活用術」  
T&Iアソシエイツ 代表/法政大学経営大学院 イノベーションマネジメント研究科 特任講師  
田中 薫 氏  
第2部 「IT導入補助金2019の概要について」  
(一社)サービスデザイン推進協議会 IT導入補助金事務局  
※生産性向上委員会との共催  
6月14日 (62名) 「働き方改革対応! 施策&助成金セミナー」  
社会保険労務士法人ガルベラ・パートナーズ 東京事務所長/特定社会保険労務士・産業カウンセラー  
原 祐美子 氏  
7月 4日 (111名) 「中小企業白書・小規模企業白書2019説明会」  
中小企業庁 事業環境部 企画課 調査室 統括補佐 金井 貴大 氏
- 4) 起業家セミナー  
6月 5日 武蔵野大学  
(株)ユビレジ 社長 木戸 啓太 氏  
6月19日 明治大学  
MAMORIO(株) 代表取締役 増木 大己 氏
- 5) 東京の中小企業振興を考える有識者会議  
東京都が中小企業振興を中長期的な視点から計画的・総合的に展開することを目的として、今後10年間を対象とした「中長期ビジョン」の策定およびPDCAのため設置された小池都知事直下の会議に大久保委員長が参画。10月までの計2回の会議にて、次年度の施策の方向性などについて東商の意見を陳述した。

### ⑨ 事業承継対策委員会

中小企業経営者の高齢化が進展しており、今後数年の間に事業承継に直面する中小・小規模企業が増加することが予想されていることから、中小企業が事業承継に取り組む上での課題を整理・分析するとともに、事業を引き受ける後継者側の視点、支援側の問題や課題について研究し、政府や東京都に対して、実効性の高い支援策や必要な政策を提言することで、円滑な事業承継の実現に向けた環境整備に取り組んだ。

#### 1) 委員会

5月17日	(20名)	卓話	「円滑な事業承継に向けた政府の取組について」 経済産業省 中小企業庁 財務課長 松井拓郎氏
		協議	「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見(素案)」
6月27日	(16名)	卓話	「投資育成会社による経営承継支援」 東京中小企業投資育成(株) ビジネスサポート部 中野威人氏
		協議	「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見(案)」
9月6日	(18名)	卓話	「江戸の事業承継」 東京工業大学 工学院 教授 山室恭子氏
		報告	「夏期セミナーにおけるグループ討議について」 『『中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見』の提出について』 「今期の委員会活動について」

2) セミナー

抜本拡充された事業承継税制を中小・小規模事業者へ広く周知すべく、本部・各支部にて計17回実施した。

⑩ 中小企業国際展開推進委員会

中小企業の国際展開が多様化する中で積極的に支援すべく、各種テーマ別の専門的なセミナーや実務型ミッション派遣等の事業を企画・実施。さらに、中小企業の国際展開における実態把握のためアンケートを行い、事業に反映させた。また、海外展開支援機関の実務担当者が一堂に会する連絡会議を開催し、支援現場における意見交換を行った。

1) 委員会

6月21日	(23名)	卓話	「アジアのEC市場概況」 (独)日本貿易振興機構 デジタル貿易・新産業部 EC・流通ビジネス課長 下笠哲太郎氏
		報告	「イスラエル イノベーション視察会について」 「海外展開アンケートについて」
10月9日	(20名)	卓話	「中小機構の販路開拓・海外展開支援事業について」 (独)中小企業基盤整備機構 理事 村井振一氏
			「JICAの中小企業海外展開支援事業」 (独)国際協力機構 理事長特別補佐 岩切敏氏
			「AOTSの支援サービス・支援事例について」 (一財)海外産業人材育成協会 研修・派遣業務部 部長 山辺孝氏
			「ジェットロの支援サービス」 (独)日本貿易振興機構 企画部(地方創生推進担当) 主幹 石田達也氏
		報告	「今期の委員会活動について」

2) 海外展開支援機関連絡会議

9月2日	(19名)	卓話	「中堅・中小企業支援の取り組みについて」 (株)国際協力銀行 中堅・中小企業ファイナンス室 参事役 斧田開文氏
		意見交換	「支援事業概要、相談内容、相談者層、現在の課題について」 (一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備

6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

機構、(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構

3月10日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

卓話 「日欧産業協力センターの支援事業について」

日欧産業協力センター EEN・情報サービス マネージャー  
小澤昌恵氏

意見交換 「来年度重点支援事業、今年度支援施策利用事例、相談傾向、  
相談者層、現在の課題について」

(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備  
機構、(公財)東京都中小企業振興公社、(株)日本政策金融公庫、(独)日本貿  
易振興機構

3) セミナー

7月23日 (59名)

「タイ・ミャンマーの最新ビジネス事情」

(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略部 国際事業課 課長

堀切川 祐子氏

(株)ジェイサット ゼネラルマネージャー 森川 晃氏

住友商事(株) 海外工業団地部 第二チーム 主任 近藤 勇樹氏

(一財)海外産業人材育成協会 研修・派遣業務部 研修業務グループ

櫻井 章二氏

8月6日 (54名)

「海外向けインターネット販売のはじめの一步！

～自社の自慢の商品を世界へ届けてみませんか？～」

ジェイクラブ(株) 代表取締役 山田 彰彦氏

東京商工会議所 地域振興部 生産性向上担当課長 長濱 正史

(株)日本政策金融公庫 創業支援部 海外支援グループ

グループリーダー代理 日下部 有希氏

※(株)日本政策金融公庫との共催

4) 海外現地事情視察会

5月19日～23日 (10名) 「イスラエル イノベーション視察会」

訪問地：テルアビブ、エルサレム周辺地域

内容：a. 訪問・懇談

・(独)日本貿易振興機構(JETRO)テルアビブ事務所によるブ  
リーフィング

b. 視察

・DRIVE

・DENSO Israel Innovation office

・Toshiba Israel Innovation

teams at GiTV office

・Argus

・OurCrowd

・ヘブライ大学

・Mobileye

・Orcam

・Naschitz, Brandes, Amir & Co

※ものづくり推進委員会、工業部会と共催

7月15日～20日 (13名) 「ベトナム・カンボジア現地事情視察会」

訪問地：ホーチミン・プノンペン周辺地域

内容：a. 訪問・懇談

- ・カンボジア日本人商工会・(独)日本貿易振興機構 (JETRO) プノンペン事務所によるブリーフィング
- ・Phnom Penh Special Economic Zone (プノンペンSEZ) によるブリーフィング
- ・AEON MALL (CAMBODIA) CO., LTD. (イオンモール) によるブリーフィング
- ・ホーチミン日本商工会議所によるブリーフィング
- ・JSC (JAPAN SMEs DEVELOPMENT JOINT STOCK COMPANY) によるブリーフィング
- ・日系企業・現地支援機関等との夕食交流会 (ホーチミン)

b. 視察

- ・商業施設「AEON MALL Sen Sok City」
- ・商業施設「ホーチミン高島屋」
- ・SANYO PACKAGE ASIA (COMBODIA) CO., LTD. (三洋紙業)
- ・NIPPON EXPRESS CAMBODIA CORPORATION (日本通運)
- ・VINA SANEMATSU CO., LTD (実松製作所)
- ・NITTO DENSEN KOGYO VIETNAM CO., LTD. (日東電線工業)
- ・SG SAGAWA VIETNAM CO., LTD. (佐川急便)
- ・PLUS VIETNAM INDUSTRIAL Co., Ltd. (プラス)
- ・Thien My Industries Co., Ltd.
- ・DAIKAN VIETNAM CO., LTD. (ダイカン)

9月16日～21日 (10名) 「タイ・ミャンマー現地事情視察会」

訪問地：バンコク・ヤンゴン周辺地域

内容：a. 訪問・懇談

- ・J-SAT CO., Ltd. によるブリーフィング
- ・(一財)海外産業人材育成協会 (AOTS) ヤンゴン事務所によるブリーフィング
- ・(独)日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所によるブリーフィング
- ・Rojana Industrial Park Public Co., Ltd. (アユタヤ・ロジャナ工業団地) によるブリーフィング
- ・東京都中小企業振興公社 タイ事務所によるブリーフィング
- ・東京都産業技術研究センター バンコク事務所によるブリーフィング
- ・日系企業・現地支援機関等との夕食交流会 (ヤンゴン)

b. 視察

## 6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

- ・商業施設「Junction City」
- ・商業施設「Lotus Ayutthaya」
- ・Vellbon Myanmar Co., Ltd. (ベルボン)
- ・Matsunaga (Myanmar) Co., LTD. (松永製作所)
- ・Atsumi Myanmar Co., Ltd. (あつみファッション)
- ・Thilawa Global Logistics Co., Ltd.
- ・Myanmar DCR Co., Ltd (第一コンピュータリース)
- ・Material Automation (Thailand) Co., Ltd.
- ・KOGAX (THAILAND) CO., LTD. (コガックス)
- ・タイ工業省 LEAN Automation Business Dept. (デンソー)
- ・Bangkok Cold Storage Service, Ltd. (川崎汽船)

### 5) 東商海外展開支援事業 (海外展開相談窓口・海外現地事情視察会) 利用企業向けアンケート

5月24日～6月3日の期間に、海外展開相談窓口、海外現地事情視察会を利用した企業計871社を対象に、海外展開の実態に関するアンケートを実施。回答数157社 (回答率18.0%)。

## ⑪ 国際経済委員会

11月から新たに活動計画・運営方針を策定すること、および委員会体制の若干の変更可能性を考慮し、海外展開における失敗事例や今後取り組むべき新分野などについて、専門家による講演や各委員の意見をもとに次期に向けた検討期間と位置づけ、委員会活動を展開した。

※いずれも日商中小企業輸出投資専門委員会との合同開催

### 1) 委員会

5月27日 (40名) 講演 「海外進出後に留意すべき課題～インド・中国における失敗・撤退事例」

(株)インド・ビジネス・センター 社長 島田卓氏

Dao and Crew(株) 代表 小島庄司氏

講演 「中小企業の海外展開におけるECサイトの活用について」

(独) 中小企業基盤整備機構 参事 渡辺孝志氏

課長代理 佐藤智氏

販路開拓支援アドバイザー 山田彰彦氏

9月20日 (31名) 講演 「海外進出後の課題やリスク対処法～グローバルガバナンス態勢構築に向けて～」

PwCあらた有限責任監査法人 パートナー 高木和人氏

シニアマネージャー 田中洋範氏

## ⑫ 社会保障委員会

社会保障委員会では、持続可能な全世代型の社会保障制度の構築に向け、年金、医療、介護等の社会保障各分野における課題をはじめ、健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進等についての調査・研究を行い、社会保障審議会各部会等での意見活動を行った。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

1) 委員会

- 6月 4日 (20名) 講演 「持続可能な社会保障の構築に向けて」  
 財務省 主計局 主計官 厚生労働係第一担当  
 吉野 維一郎 氏  
 報告 社会保障審議会・産業構造審議会等における審議状況について  
 意見交換
- 9月 11日 (20名) 講演 「2019年財政検証結果について」  
 厚生労働省 年金局 数理課 数理調整管理官  
 佐藤 裕亮 氏  
 報告 社会保障審議会における審議状況および今期の活動状況・改革の実  
 現状況について  
 意見交換

⑬ エネルギー・環境委員会

パリ協定などの地球温暖化対策、わが国におけるプラスチック製買物袋（レジ袋）有料化義務化制度導入などに関する意見交換のほか、「ブルネイ産業視察会」結果概要について報告を行った。

1) 委員会

- 9月 24日 (40名) 講演「環境分野をめぐる最近の動向と今後の動きについて」  
 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室長 梶川 文博 氏  
 議事「レジ袋有料化義務化に対する商工会議所の基本的考え（案）について」  
 報告「東商資源・エネルギー部会主催『ブルネイ産業視察会』結果概要について」  
 ※日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同委員会として開催。

2) 視察会

- 7月 3日～ 7日 (16名) 視察会「ブルネイ産業視察会」(ブルネイ・ダルサラーム国)  
 面会：アミン・リュウ首相府大臣兼第二財務・経済省大臣  
 マナフ財務・経済副大臣、Brunei Economic Development Board (BEDB)  
 ハジ・ゾルキフリーエネルギー・人材資源・産業省次官  
 ペンギラン・ジャムラエネルギー・人材資源・産業省次官補  
 Darussalam Enterprise (DARe) ノルレ  
 ラ氏  
 ブルネイ商工会議所ハジ・ムハマード・ハナフィ代表  
 訪問先等：VAM® BRN「油井用鋼管接続ネジ製造」  
 MC Biotech「アスタキサンチン生産」  
 Brunei LNG「LNG生産・輸出」  
 AHEAD「国際間水素サプライチェーン実証事業」  
 Golden corporation「エビの養殖・加工企業」  
 ※資源・エネルギー部会および日本商工会議所エネルギー・環境専門委員会との合同開催

⑭ 経済法規委員会

経済法規委員会は、中小企業を始めとした会員事業者が活力ある経済活動を展開できるよう、関連する諸法規の改正動向に応じた政策・事業活動を展開した。2017年に設置した会社法検討委員会にて、会員企業および有識者による議論を重ね、商工会議所推薦委員を通じて法務省法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において意見陳述を行ってきた結果、2019年12月に改正会社法が成立、改正内容について速報版チラシを作成し、周知活動を行った。また、2019年6月に、課徴金減免制度を見直した改正独占禁止法が成立し、速報版チラシの作成や説明会の実施により、周知活動を行った。民法（債権関係）改正に関しては、2020年4月1日の施行を前に周知活動を強化し、小冊子の改訂版の作成や業種別にテーマを絞り込んだセミナー

## 6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

一の開催、23支部等との連携セミナーの開催、各支部への説明者派遣などにより周知活動を行った。

### 1) 委員会

- 10月1日 (26名) 講演 「民事裁判のIT化について」  
一橋大学 法学研究科 法科大学院長 山本和彦氏  
講演 「日本の国際仲裁の活性化のための基盤整備について」  
日本国際紛争解決センター 理事長 青山善充氏  
※東京大学 名誉教授  
日本国際紛争解決センター事務局長・弁護士 早川吉尚氏  
※弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 パートナー  
立教大学 法学部国際ビジネス法学科教授  
報告 経済法制に関する商工会議所の活動状況について  
その他 裁判員制度について  
※日本商工会議所 経済法規専門委員会との合同開催

### 2) 講習会

#### a. 民法改正関係

##### (a) 本支部連携講習会

- 4月11日 (46名) これだけは知っておきたい 取引・契約をする際の注意点 (中央支部共催)  
弁護士 犬塚暁比古氏
- 6月13日 (48名) 【民法改正】売買契約はどうなる?  
顧客トラブルを防ぎたい営業・法務担当者のための注意点 (荒川支部共催)  
弁護士 高井章光氏
- 7月8日 (52名) 民法120年ぶりの大改正! これだけは知っておきたい  
取引・契約をする際の重要ポイント (世田谷支部共催)  
弁護士 犬塚暁比古氏
- 8月22日 (100名) 民法改正! 取引・契約はどうなる? (豊島支部共催)  
弁護士 犬塚暁比古氏
- 9月10日 (31名) これだけは知っておきたい 取引・契約をする際の注意点 (品川支部共催)  
弁護士 犬塚暁比古氏
- 10月29日 (65名) 2020年4月民法改正施行を踏まえて~知らないは大変なことになる!  
受発注契約に関する法律講座 (江戸川支部共催)  
弁護士 晝間光雄氏

##### (b) 関連部署共催セミナー

- 8月30日 (42名) 民法改正に対応した契約実務講座 (研修センター共催)  
弁護士 江口正夫氏

##### (c) 経済法規委員会主催セミナー

- 6月6日 (113名) ~【民法改正】で契約が変わる!??~  
Q&A形式でポイントがわかる改正民法セミナー  
弁護士 高井章光氏
- 7月9日 (24名) 【小売・サービス業】のためのQ&A形式で疑問解決!  
知っておきたい【民法改正】  
弁護士 高井章光氏
- 9月5日 (78名) 【製造業のための】施行前に知っておきたい! Q&Aで理解する民法改正  
弁護士 高井章光氏

10月24日 (70名) 【建設・不動産業のための】施行前に知っておきたい！  
Q&Aで理解する民法改正

弁護士 高井章光氏

b. 商法改正関係

4月10日 (98名) 【商法改正：4/1より施行】わが社の荷物が原因で事故が起こったら？  
「荷主」として運送実務上、注意すべきポイントについて

弁護士 山口修司氏

c. その他のテーマによるセミナー

4月19日 (79名) 【独禁法に新制度】わが社に中小イジメの疑い？  
違反となる前に自主的に解決する「確約手続」とは？

弁護士 植村幸也氏

6月11日 (78名) わが社の表示は大丈夫!? 実際の違反事例で「基礎から学ぶ景品表示法」

弁護士 古川昌平氏

⑮ 知的財産戦略委員会

知財紛争処理システムの見直しに向け、特許庁と連携するとともに、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議や特許制度小委員会等において商工会議所の意見を申し述べ、働きかけを行った。その結果、2020年4月1日より改正特許法が施行となり、「証拠収集手続きの強化」として査証制度の導入や「損害賠償額の適切な水準への引上げ」に資する損害賠償額の算定方法の見直しが行われることとなった。これを受け、中小企業向け特許料金の一律半減制度について、支部や関係機関と連携しながら普及・啓発活動を行うとともに、経営デザインシートやコンテンツ契約、民法改正契約等、新たなテーマでのセミナーを開催した。

1) 委員会

7月 8日 (23名) 講演 第一部

「知的財産推進計画2019」の説明ならびに知財政策に関する意見交換  
内閣府 知的財産戦略推進事務局 事務局長 三又裕生氏  
(前) 知的財産戦略推進事務局 住田孝之氏  
知的財産戦略推進事務局 参事官 中野岳史氏  
知的財産戦略推進事務局 参事官 小林英司氏  
※日本商工会議所 知的財産専門委員会との合同開催

第二部

「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の説明ならびに意見交換  
公正取引委員会 取引企画課長 真 淵 博 氏  
公正取引委員会 企業取引課 課長補佐 関 場 良二郎 氏

2) セミナー

4月18日 (47名) 中小企業のための知的財産セミナー「商標出願する前に知っておきたい基礎知識」(中野支部共催)

Markstone 知的財産事務所代表/弁理士 中村祥二氏

6月14日 (56名) 著作権法の概要と平成30年改正のポイント(文京支部共催)

弁理士・東京商工会議所文京支部 事務局長 矢口和彦

6月20日 (59名) 著作権法の概要と平成30年改正のポイント(文京支部共催)

弁理士・東京商工会議所文京支部 事務局長 矢口和彦

6月25日 (96名) ~事例と簡易ワークでしっかり学ぶ~令和時代の経営戦略を描く

内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官 仁科雅弘氏

## 6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

- 土生特許事務所 弁理士 土生哲也氏  
宝養生資材(株) 代表取締役社長 吉村政城氏
- 7月9日 (53名)「ブランド表示」「商品形態」を模倣・侵害から守る  
～不正競争防止法による保護～ (文京支部共催)  
弁理士・東京商工会議所文京支部 事務局長 矢口和彦
- 7月12日 (102名) 中小企業のための技術契約 (初級編)  
東京都知的財産総合センター 知財戦略アドバイザー 琴寄俊氏
- 7月22日 (106名) 中小企業のための技術契約 (中級編)  
東京都知的財産総合センター 知的財産アドバイザー 星克宏氏
- 7月26日 (21名) 中小・小規模企業のための売上を伸ばす「ブランディング」  
活用法 (大田支部共催)  
アイエヌ知財特許事務所 代表・弁理士 伊藤夏香氏
- 7月31日 (107名) 中小企業のための技術契約 (著作権・コンテンツ編)  
東京都知的財産総合センター 知的財産アドバイザー 金木健二氏
- 8月19日 (26名) 中小企業に役立つブランド戦略～中小企業の知財活用術～ (渋谷支部共催)  
アイエヌ知財特許事務所 代表・弁理士 伊藤夏香氏
- 9月12日 (11名) 下町の日々の努力から実りある特許を！  
～知財の身近な事例と共に～ (葛飾支部共催)  
特許商標デザイン事務所 SHIGE 代表弁理士 山下滋之氏
- 9月24日 (43名) 第8回知財セミナー戦後日本の優れたイノベーション100選をテーマに  
現代技術の創造の歴史から知的財産の在り方を学びましょう (台東支部共催)  
元 公益社団法人発明協会 副会長 及川耕造氏
- 9月25日 (104名) EU (GDPR)、中国、日本、米国、アジア諸国の企業間で  
の情報の共有・移転の実務  
牛島総合法律事務所 弁理士 影島広泰氏
- 10月23日 (18名) 中小企業経営者・知財担当者等のための商標の基礎と  
ブランディング (杉並支部共催)  
岡村商標特許事務所 代表・弁理士 岡村雅一氏

### 3) 後援

- 5月22日～12月4日 「第9期 アニメビジネス・パートナーズフォーラム」  
(一社) 日本動画協会会主催
- 9月20日～10月26日 「アニメフィルムフェスティバル東京2019」  
アニメフィルムフェスティバル東京実行委員会主催

## ⑩ 首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京および首都圏の国際競争力強化に資する都市基盤、ビジネス環境の整備等について、要望の策定を行い、関係各所に実現のための陳情活動を行った。また、2016年に開始した「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づき、インフラ施設視察等を実施した。

### 1) 委員会

- 5月28日 (43名) 講話 「未来につなぐインフラ政策」および  
「国土交通フォーカス2019」について  
国土交通省 総合政策局 次長 山上範芳氏  
討議 東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見(案)  
について
- 10月10日 (42名) 講話 東京が世界で最も輝く都市になるために

－NEXTOKYOが考える「ポスト2020」の東京－  
A. T. カーニー(株) パートナー/日本法人会長 梅澤高明氏  
報告 今期の委員会活動について

- 2) 視察会  
10月31日 羽田空港視察(三村会頭、野本副会頭・首都圏問題委員長等)
- 3) 幹事会  
4月9日(7名) 説明 今後の委員会活動について  
意見交換

⑰ 災害対策委員会

災害対策委員会は、2019年9月の台風15号、10月の台風19号による甚大な被害を踏まえ、10月に「国土交通省の防災・減災対策に関する要望」「東京都の防災・減災対策に関する要望」「台風19号を踏まえた首都圏・東京の防災・減災対策に関する要望」の3つの要望をそれぞれ国土交通省、東京都に提出した。

さらに、会員企業の防災意識の醸成に向け、6つの支部において、委員長・共同委員長から役員・評議員に対し防災対策の実施を直接呼びかけるなどの活動を行った。

被災地支援活動では、東日本大震災被災地等のニーズに対応した支援を継続的に実施した。

- 1) 委員会  
6月24日(35名) 講話 「大規模水害・首都直下地震に関する防災・減災対策」について  
国土交通省 水管理・国土保全局長 塚原浩一氏  
報告 会員企業の防災対策に関するアンケート  
および防災対策促進キャンペーンの結果概要について
- 9月24日(28名) 講話 首都圏における大規模水害の広域避難について  
東京都総務局総合防災部 防災計画担当部長 古賀元浩氏  
討議 「国土交通省の防災・減災対策に関する要望(案)」及び  
「東京都の防災・減災対策に関する要望(案)」について  
報告 今期の委員会活動について
- 2) 被災地支援活動  
a. 企業マルシェ・被災地応援物産展の開催  
9月13日～14日 第15回福島産直市(都営地下鉄大門駅構内、協力事業)  
9月19日～20日 新宿パークタワー 福島・宮城・熊本マルシェ(後援事業)
- b. 被災地の観光・物産PR、情報発信  
6月19日～20日 福島産直市(後援事業)  
7月12日 第13回復興まちづくりシンポジウム(後援事業)  
10月2日～3日 福島産直市(後援事業)
- 3) 都市防災力の強化に向けた活動  
a. 国土交通省水管理・国土保全局との連携事業の実施  
6月25日(101名) 国土交通省 防災・減災に関する説明会  
～来るべき巨大地震・大規模水災害にどう備えるか～  
国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 防災政策調整官 岩舘知哉氏
- b. 東京都との連携事業の実施

## 6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

7月 2日 ( 98名) 東京都帰宅困難者対策条例説明会  
東京都 総務局 総合防災部 事業調整担当課長 竹内規雄氏

### c. 防災訓練等の実施

8月30日～9月 5日 家族との安否確認訓練

### d. 防災関連情報・施策の周知

・支部役員会・評議員会での委員長・共同委員長による防災対策呼びかけ

(7月9日大田支部、12日江東支部・千代田支部、17日目黒支部、18日世田谷支部・文京支部)

・対話型アンケート メールマガジンの配信 (年6回)

・東京都の防災関連事業・施策普及への協力

(「東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度」周知協力、「東京都民間一時滞在施設備蓄品配備事業」周知協力、「東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業」周知協力、「東京都民間一時滞在施設戦略アドバイザー事業」周知協力)

## ⑩ 観光委員会

観光委員会では、観光都市・東京の更なる魅力向上、観光産業振興に向けた取組の加速、日本各地との広域連携の強化、東京2020大会への対応の4つの重点方針に基づき活動を展開した。政策面では、観光先進国の実現に向けた諸課題の着実な改善に向け、委員会および23支部役員等で構成する「地域の魅力向上懇談会」において、現場の取り組みや課題について意見交換を行った。こうした現場の声を踏まえ、わが国の観光振興策に関する意見(国)、東京の観光振興策に関する意見(都)を策定した。また、事業面では、ウェブサイト「地域の宝ネット」のコンテンツを活用し、2018年12月に発行した、東商初となる観光情報誌「るるぶTOKYO23」を都内主要観光案内所および東商本支部にて積極的に配布を行い、地域資源情報の発信強化に努めた。その他、東京2020大会を見据えた小売業における多言語対応フォーラムや、京都・大阪でのオーバーツーリズム現地視察会を実施した。

### 1) 委員会

6月13日 (44名) 講演 「PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン」について

東京都産業労働局観光部 企画調整担当課長 山崎貴晃氏  
討議 「東京の観光振興策に関する意見(案)」について

報告 「地域の魅力向上懇談会」結果概要について

9月23日 (53名) 講演 「世界に誇れる観光先進国を目指して」

(株)ジャーマン・インターナショナル 代表取締役社長 ルース・マリー・ジャーマン氏  
報告 今期の活動について

### 2) 委員長・共同委員長・顧問・副委員長会議

5月24日 (3名) 議題 「PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン」について

「地域の魅力向上懇談会」結果概要について

「東京の観光振興策に関する意見(概要案)」について

活動報告等について

### 3) 地域の魅力向上懇談会

5月 10日 (22名) 意見交換

・外国人旅行者の消費拡大に向けた取り組み、観光客増加に伴い発生するトラブルや困りごと

・地域観光振興の持続的発展に向けたとの観光施策に対する意見・要望

4) 視察会

10月24日～10月25日 (18名)

「持続可能な観光を考える」現地視察会 (京都・大阪)

5) セミナー・交流会

5月22日 (59名)

小売業の多言語フォーラム～東京2020大会に向けた小売業の多言語  
対応～

(一社)ジャパンショッピングツーリズム協会 代表理事 新津研一氏

6月17日 (43社48名) ビジネス交流会 (テーマ:インバウンド) ※(公財)東京観光財団協力

基調講演 「初心者必見!成功事例から学ぶ訪日外国人集客テクニック」

(株)こみゆ 代表取締役 中島圭一氏

自己紹介・自由交流

(共催:サービス・交流部)

6) 東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」

「東商 地域の宝ネット」は、東京の魅力ある観光・地域資源を国内外の旅行者へ広く発信することを目的として、2015年6月に開設したウェブサイト。東京の日常に根差した魅力を「地域の宝」として捉え、地域に密着した観光資源を東商独自の視点で紹介している。

・URL: <https://www.tokyo-cci.or.jp/takaraneet/>

・登録数(2019年10月31日現在) 222件

⑩ ものづくり推進委員会

第4次産業革命により、ものづくりの考え方や手法が大きく変わる中、23区内ものづくりの実態や課題を把握し、会員企業へものづくりに関する最新の情報を提供することを活動の柱とし、専門家を招いた卓話と協議、支部との懇談会、国内外の視察等を行った。その他大学や公的機関と企業を無料で橋渡しする「産学公連携相談窓口事業」の運営を行った。

1) 委員会

6月26日 (24名)

卓話 「日本のものづくりの課題と今後の展望

～「2019年版ものづくり白書」から～

経済産業省 製造産業局長 井上宏司氏

説明 NEDO及びオープンイノベーション・ベンチャー

創造協議会について

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

副理事長 及川洋氏

報告 (1) イスラエル視察会の実施について

(2) 今後の活動について

2) 本支部懇談会(江戸川支部)

7月10日 (16名)

意見交換 人手不足の現状とデジタルツールの活用状況

都内立地における構造的課題・現状課題 等

3) イスラエル イノベーション視察会

5月19日～23日 (10名)

## 6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

訪問地：テルアビブ、エルサレム周辺地域

内 容：a. 訪問・懇談

・(独)日本貿易振興機構(JETRO)テルアビブ事務所によるブリーフィング

b. 視察

・DRIVE

・DENSO Israel Innovation office

・Toshiba Israel Innovation teams at GiTV office

・Argus

・OurCrowd

・ヘブライ大学

・Mobileye

・Orcam

・Naschitz, Brandes, Amir & Co

### 4) 視察会

7月10日 (13名) 訪問先：㈱不二製作所

10月 4日 (17名) 訪問先：梶原工業㈱、日本電鍍工業㈱

### 5) 勉強会

8月20日 (100名) エンタープライズI o TLT

※菅原のびすけ氏、大川真史氏との共催

### 6) 産学公連携相談窓口

オープンイノベーションを通じ、中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ知見を広く活用できるよう橋渡しを行う。2013年3月の窓口開設から132件(本年度19件)の申し込みを受け付け、大学から410件の回答があり、うち44件が共同研究、受託研究へと進展した。

産学公連携相談窓口の協力機関は以下の38大学、2研究機関。

宇都宮大学、お茶の水女子大学、神奈川工科大学、関西大学、近畿大学、慶應義塾大学、工学院大学、駒澤大学、産業技術大学院大学、産業能率大学、滋賀大学、芝浦工業大学、首都大学東京、上智大学、拓殖大学、千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、東京海洋大学、東京工業大学、東京電機大学、東京都市大学、東京理科大学、東洋大学、東洋美術学校、鳥取大学、新潟大学、日本大学、日本医科大学、日本工業大学、文化学園大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明星大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(順不同)。

### 7) 東商テクノネット事業

メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。2019年4月は約1,800件だった中小企業製造業配信先も2020年3月時点では約2,200件へと拡大、ほぼ毎週、配信を行い合計で40件の情報を配信した。

## ⑩ 生産性向上委員会

生産性向上委員会では、委員会(2回)を開催し、国における中小企業の実産性向上に関する今後の政策の方向性や、Society 5.0やデジタル化経済社会の将来展望について講演をいただくとともに、飛躍す

る中小企業のための「これからの生産性向上」のあり方について議論した。

さらに、「IT導入補助金活用」や「サイバーセキュリティ対策」、「キャッシュレス・消費者還元事業」など時宜を得たテーマでセミナーを主催し、中小企業の実業性向上に資する普及啓発や経営支援に取り組んだ。

1) 委員会

7月25日 (38名) 講話 「中小企業の実業性向上に関する今後の政策の方向性について」  
 中小企業庁長官官房 総務課長 高倉 秀和 氏  
 説明 『飛躍する中小企業のための「これからの生産性向上」のあり方に関する提言(案)』について  
 討議 提言(案)について  
 報告 委員会主催事業の実施報告および今後の事業予定について

9月26日 (34名) 講話 「Society 5.0やデジタル化経済社会の将来展望について」  
 (株)日本経済新聞社 論説委員長・専務執行役員 原田 亮介 氏  
 説明 『飛躍する中小企業のための「これからの生産性向上」のあり方について』  
 討議 提言(案)について  
 報告 今期の委員会主催事業について

2) セミナー

5月21日 (330名) 「IT導入補助金2019」説明会  
 講演 第1部「中小企業の実業に有効なIT活用術」  
 T&Iアソシエイツ 代表 田中 薫 氏  
 第2部「IT導入補助金2019説明会」  
 (一社)サービスデザイン推進協議会 IT導入補助金事務局  
 ※中小企業委員会との共催

5月28日 (115名) 中小企業を狙うサイバー攻撃にどう備えるか?  
 (株)サイバーナレッジアカデミー 講師 紀伊国 啓 氏

6月4日 (92名) 「キャッシュレス・消費者還元事業」説明会  
 講演 第1部「キャッシュレス・消費者還元事業」の制度説明  
 経済産業省商務・サービスグループ キャッシュレス推進室  
 第2部「決済手段・決済サービス毎の特徴とその選び方のポイント」  
 グッドワード 代表・ECビジネスコンサルタント 杉山 貴思 氏

7月11日 (117名) 「自営型テレワーク(在宅ワーク)活用セミナー」(共催:厚生労働省)  
 (一社)日本テレワーク協会 主席研究員 大沢 彰 氏  
 (株)キャリア・ママ 代表取締役 堤 香苗 氏

㊴ 健康づくり・スポーツ振興委員会

当委員会では、従業員の実業づくりへの投資を通じて企業の実業性向上や企業価値向上につなげる「健康経営」の普及・推進とともに、働き盛り世代のスポーツ実施率向上や職域での運動習慣の定着化に向けた調査・研究を実施してきた。

1) 委員会

4月24日 (27名) 講演 「ワークエンゲイジメントと健康経営」  
 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 島津 明人 氏  
 説明 「治療と仕事の両立支援ガイドラインについて」  
 厚生労働省 労働基準局安全衛生部  
 労働衛生課 産業保健支援室 主査 岩本 美鶴 氏

## 6. 会議 (9)委員会 (2019年10月31日以前)

- 説明 「東京都のスポーツ推進政策について」  
東京都オリンピック・パラリンピック準備局 スポーツ推進部  
地域スポーツ振興担当課長 井内 雅妃 氏
- 報告 「2018年度活動実績について」
- 7月22日 (35名) 講演 「企業価値と健康経営 ～中長期的な企業成長を支える健康経営～」  
(株)日本政策投資銀行 サステナビリティ企画部  
主幹 橋本 明彩代 氏
- 講演 「人生100年時代に知っておくべき産業ジェロントロジー」  
桜美林大学大学院 老年学研究科 教授 長田 久雄 氏
- 説明 「スポーツ実施率向上のための行動計画について」  
スポーツ庁 健康スポーツ課 課長補佐 松崎 智一 氏
- 報告 「2019年度事業の状況について」
- 10月7日 (38名) 講演 「生涯現役社会の実現に向けて」  
経済産業省 ヘルスケア産業課 課長 西川 和見 氏
- 報告 「2019年度事業の状況について」

### 2) 健康経営シンポジウム

- 9月25日 (330名) 基調講演 「健康でイキイキ働くための“ワークエンゲイジメント”」  
慶應義塾大学 総合政策学部 教授 島津 明人 氏
- 特別講演 「人を幸せにする企業経営のあり方」  
経営学者 元法政大学大学院 教授  
人を大切にする経営学会 会長 坂本 光司 氏
- 問題提起 「企業から地域、社会の再構築へ」  
東京大学 未来ビジョン研究センター 特任教授 古井 祐司 氏
- パネルディスカッション 「組織が変わる、従業員が変わる ～健康経営の可能性～」ほか  
<モデレーター>  
東京大学 未来ビジョン研究センター 特任教授 古井 祐司 氏  
<パネラー>  
金井大道具株式会社 代表取締役社長 金井 勇一郎 氏  
サイショウ・エクスプレス株式会社 専務取締役 齋藤 敦士 氏  
中小企業診断士/オフィス・ライトハウス 代表 檜山 敦子 氏
- セミナー 「健康経営優良法人認定直前対策セミナー」  
社会保険労務士 吉野 美奈子 氏
- サプライヤーによるソリューションPR 8企業

### ㊸ ビジネス・会員交流委員会

当委員会では、本部・支部の役員・会員相互の交流促進を図るための親睦交流事業、ビジネスチャンス創出のためのビジネス交流事業、ならびに文化活動推進事業を広く展開した。

#### 1) 委員会

- 4月25日 (19名) 講演 「渋沢栄一と明治時代のESG投資」  
(株)東京証券取引所 金融リテラシーサポート部 千田 康匡 氏
- 報告 「ビジネス・会員交流事業 2018年度実施状況と2019年度  
予定について」
- 視察 「東証Arrowsほか」

## 6. 会議 (10)委員会 (2019年11月1日以降)

- 7月23日 (24名) 講演 「気象情報はビッグデータ、IoT、AIのフロントランナー」  
気象ビジネス推進コンソーシアム  
人材育成ワーキンググループ副座長 越智正昭氏
- 講演 「気象ビッグデータ×AIが変えるこれからのマーケティング」  
㈱ルグラン 代表取締役 泉浩人氏
- 報告 「ビジネス・会員交流事業 2019年度の状況について」
- 10月17日 (14名) 視察 「東京タワー トップデッキ・メインデッキ」
- 講演 「世界の都市間競争を勝ち抜く 東京の未来」  
明治大学 名誉教授 大都市政策研究機構  
理事長 市川宏雄氏
- 報告 「ビジネス・会員交流事業 今期の活動について」

### ⑬ オリンピック・パラリンピック特別委員会

オリンピック・パラリンピック特別委員会は、2016年度取りまとめた「東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム」に基づき、東京2020大会を契機とした企業、地域でのレガシー形成活動、大会期間中の交通緩和・輸送円滑化への対応、大会機運醸成に資する事業等を展開した。

#### 1) 特別委員会

##### 第6回特別委員会

- 4月3日 (44名) 講演 「2020大会輸送と企業活動との両立に向けて」  
東京都オリンピック・パラリンピック準備局  
技監 荒井俊之氏
- 報告 「東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラムの進捗状況等について」
- その他

##### 第7回特別委員会

- 10月11日 (31名) 講演 「東京2020大会における暑さ対策およびライブサイトについて」  
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
ゲームズ・デリバリー室 暑さ対策推進部 暑さ対策推進担当部長 小林千寿氏  
広報局 事業部 都市活動・ライブサイト課長 三浦裕之氏
- 講演 「東京2020大会におけるホストタウンの推進について」  
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局  
参事官 荒井陽一氏
- 報告 東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラムの進捗状況について
- その他

- 2) 東商オリンピック・パラリンピック アクションプログラムの活動  
第7章(21)に記載

## (10) 委員会 (2019年11月1日以降)

### ① 総合政策委員会

#### 1) 委員会

3月 9日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

### ② 組織委員会

委員長、共同委員長と今期の活動方針(組織基盤強化、新たな人材の発掘等)および活動スケジュール等に

## 6. 会議 (10)委員会 (2019年11月1日以降)

についての検討を行った。

### ③ 事業・会員サービス向上委員会

#### 1) 委員会

3月16日

議事 活動方針・スケジュールについて

報告 ① 主要事業の内容と利用実績

② 主なPR・利用促進の取り組み内容とその効果

意見交換

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### 2) 委員長・共同委員長・副委員長会議

2月27日

議事 活動方針・スケジュールについて

報告 ① 主要事業の内容と利用実績

② 主なPR・利用促進の取り組み内容とその効果

意見交換

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### ④ 税制委員会

税制委員会では、中小企業の特性や公的負担に係る課題等を踏まえつつ、中小企業の自由闊達な経営を後押しする税制について研究し、意見等を取りまとめるとともに、政府等に働きかけ、その実現を図っていくとの活動方針を取りまとめた。

#### 1) 正・共同・副委員長・顧問会議

1月28日 (10名)

報告 令和2年度税制改正の概要について

協議 (1) 活動方針(案)および検討スケジュール、令和3年度税制改正に向けた検討課題(案)について

(2) 本支部税制懇談会について

#### 2) 委員会

2月12日 (31名)

講演 「令和2年度税制改正の概要と今後の課題」

経済産業省経済産業政策局 企業行動課長 小川 要 氏

協議 (1) 活動方針及び令和2年度税制改正に向けた検討課題(案)について

(2) 本支部税制懇談会について

#### 3) 支部との懇談会

3月 2日 城西ブロック 本支部税制懇談会

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、書面にて意見照会を実施

参加支部：新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬

報告 令和2年度税制改正について

議題・中小企業の活力強化・成長を後押しする税制措置

・消費税インボイス制度導入、価格転嫁の円滑化への対応

・円滑な事業承継に資する税制措置

3月 4日 城北ブロック 本支部税制懇談会

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、書面にて意見照会を実施

参加支部：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立

報告 同上

- 議題 同上
- 3月11日 城東ブロック 本支部税制懇談会  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、書面にて意見照会を実施  
 参加支部：江東・台東・墨田・葛飾・江戸川  
 報告 同上  
 議題 同上
- 3月23日 城南ブロック 本支部税制懇談会  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、書面にて意見照会を実施  
 参加支部：中央・千代田・港・品川・目黒・大田  
 報告 同上  
 議題 同上

#### ⑤ 労働委員会

労働委員会は、中小企業の働き方改革支援に加え、最低賃金等の重要政策課題についての要望活動を柱とした活動方針をとりまとめ、前期に引き続き労働法制・政策への意見発信と、各施策の普及・啓発に取り組んだ。

##### 1) 委員会 (共催：日本商工会議所 労働専門委員会)

3月5日 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

##### 2) 本支部労働懇談会 (共催：多様な人材活躍委員会)

3月16日 参加支部 千代田、新宿、文京、北、荒川、渋谷、中野、杉並、板橋、練馬、足立 (11支部)

3月25日 参加支部 中央、港、品川、目黒、大田、世田谷、豊島、台東、江東、墨田、葛飾、江戸川 (12支部)

内容 ・新型コロナウイルスの感染拡大による影響、感染拡大の防止に向けた取り組みや対応等について

・時間外労働の上限規制をはじめとした労働政策全般について

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

##### 3) 連合東京との意見交換

11月28日 (16名) 日本労働組合総連合会東京都連合会／要請書手交・意見交換

##### 4) 労働セミナー

12月11日 (71名)、12月12日 (41名／渋谷)

「働き方改革関連法対応のポイント～①時間外労働の上限規制～」

TOMA コンサルタンツグループ(株)取締役

TOMA 社会保険労務士法人 代表社員

特定社会保険労務士 麻生 武 信 氏

1月21日 (97名)、1月24日 (101名／渋谷)

「働き方改革関連法対応のポイント～②同一労働同一賃金～」

TOMA コンサルタンツグループ(株)取締役

TOMA 社会保険労務士法人 代表社員

特定社会保険労務士 麻生 武 信 氏

2月5日 (38名／東京テレワーク推進センター) ※東京テレワーク推進センターと共催

「～生産性の向上や職場の魅力向上につながる！～中小企業のためのテレワーク導入

セミナー&東京テレワーク推進センター視察会」

東京テレワーク推進センター事業責任者 湯 田 健 一 郎 氏

## 6. 会議 (10)委員会 (2019年11月1日以降)

2月12日(49名)「～中小企業も2020年4月から適用開始!!～時間外労働の上限規制対応の実務」

社会保険労務士法人トムズコンサルタント  
執行役員・社会保険労務士 小宮 弘子 氏

### ⑥ 多様な人材活躍委員会

多様な人材活躍委員会では、中小企業における女性・シニアの更なる活躍推進や外国人材の円滑な受入れ及び受入れ拡大を主要な課題とする活動方針を作成した。外国人材の受入れを検討する中小企業向けに「外国人材活躍解説BOOK～新たな在留資格「特定技能」の活用ポイント～」を作成・発行した。

#### 1) 委員会 (共催：日本商工会議所 女性・シニア・外国人材活躍推進専門委員会)

3月6日

講演 「多様な人材の活躍推進に向けた厚生労働省の施策について」

厚生労働省 職業安定局長 小林 洋司 氏

議件 「今期の委員会における活動方針について」

意見交換

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため書面開催

#### 2) 本支部労働懇談会 (共催：労働委員会 ※再掲)

3月16日

参加支部 千代田、新宿、文京、北、荒川、渋谷、中野、杉並、板橋、練馬、足立(11支部)

3月25日

参加支部 中央、港、品川、目黒、大田、世田谷、豊島、台東、江東、墨田、葛飾、江戸川(12支部)

内容 ・新型コロナウイルスの感染拡大による影響、感染拡大の防止に向けた取り組みや対応等について

・時間外労働の上限規制をはじめとした労働政策全般について

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

#### 3) 「外国人材活躍解説BOOK～新たな在留資格「特定技能」の活用ポイント～」の発行

特定技能外国人材の受入れ推進に向けて、初めて外国人材の採用を検討する中小企業向けに、「特定技能」の概要や受入れの手続き、各種支援策や相談窓口等の情報に加え、外国人材の定着・活躍に向けた社内の受入れ態勢構築やコミュニケーションのポイント等について解説する冊子を作成し、広く周知・啓発を行った。

### ⑦ 教育・人材育成委員会

行政や教育機関と連携した若年者へのキャリア教育支援、産業人材の確保・育成、リカレント教育推進等について検討し、それぞれの現状と課題を踏まえた上で、高校生を対象としたインターンシップ受入れ推進や、東商リレーションプログラムの実施、高等教育に関するパブリックコメントの提出等積極的な活動を展開した。

#### 1) 委員会

7月20日 (23名) 講演

a. 「人生100年時代の社会人の学び直しについて」

文部科学省 生涯学習政策局 参事官 (連携推進・地域政策担当)

伊藤 史恵 氏

b. 「新たに学んで新しい仕事をーリカレント教育課程ー」

日本女子大学 生涯学習センター 所長 (文学部教授)

坂本 清恵 氏

協議

「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」に関する考え方について  
報告

a. 「企業における教育支援活動に関するアンケート」中間報告について

- b. 第7回「東商リレーションプログラム」について
- 2) 東商リレーションプログラム  
「7. 事業 (17) 各種支援事業 ③ 人材確保支援事業 5)」を参照
- 3) リカレント教育推進活動
- a. 日本女子大学との覚書の締結  
5月24日 「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」締結式  
(北山委員長、石田専務理事、  
日本女子大学 蟻川理事、坂本生涯学習センター所長)
- b. 人材育成シンポジウム  
8月6日(123名)  
「7. 事業 (10) 講演会・講座 ③シンポジウム」を参照

⑧ 中小企業委員会

中小企業委員会では、中小企業の現場の生の声を集めるべく、ヒアリングやアンケートなどを実施。あわせて、前期に引き続き、学生向けの起業家セミナーも開催した。

1) 委員会

- 3月11日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止  
卓話 「令和元年度補正および令和2年度中小企業対策予算について」  
経済産業省 中小企業庁長官官房 総務課長 高倉秀和氏  
出席者紹介  
報告 中小企業要望の実現状況について  
「移動中小企業・事業承継対策委員会(支部役員との懇談会)」  
結果概要について  
協議 活動方針(案)について  
「中小企業対策に関する重点要望(たたき台)」について  
その他 今後のスケジュールについて

2) 移動中小企業・事業承継対策委員会

- 2月18日 (9名) 支部役員との懇談会 城西ブロック(新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬)
- 2月25日 (8名) 支部役員との懇談会 城東ブロック(台東・江東・墨田・葛飾・江戸川)
- 2月26日 (9名) 支部役員との懇談会 城南ブロック(千代田・中央・港・品川・目黒・大田)
- 3月2日 支部役員との懇談会 城北ブロック(文京・北・荒川・豊島・板橋・足立)  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3) セミナー

- 3月4日・19日 「知らないと損をする!補助金・助成金活用虎の巻  
～補助金を有効活用した経営力UPセミナー」  
ユナイテッド・アドバイザーズ(株) 代表取締役 西内孝文氏  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- 3月24日 「新製品・新サービス開発応援!補助金活用セミナー」  
(株)GIMS 代表取締役/中小企業診断士 實積昌彦氏  
※ものづくり推進委員会との共催  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## 6. 会議 (10)委員会 (2019年11月1日以降)

### 4) 起業家セミナー

11月21日 國學院大學

(株)宿場 JAPAN 代表取締役 渡邊 崇志 氏

12月5日 國學院大學

タイガーモブ(株) 代表取締役 菊地 恵理子 氏

12月4日 慶應義塾大学

MAMORIO(株) 代表取締役 増木 大己 氏

### 5) 東京の中小企業振興を考える有識者会議

東京都が中小企業振興を中長期的な視点から計画的・総合的に展開することを目的として、今後10年間を対象とした「中長期ビジョン」の策定およびPDCAのため設置された小池都知事直下の会議に大久保委員長が参画。令和2年度予算では多数の項目で要望内容が反映され、1月30日の会議でも施策の周知強化等について東商の意見を陳述した。

## ⑨ 事業承継対策委員会

中小企業経営者の高齢化が進展しており、今後数年の間に事業承継に直面する中小・小規模企業が増加することが予想されていることから、中小企業が事業承継に取り組む上での課題を整理・分析するとともに、事業を引き受ける後継者側の視点、支援側の問題や課題について意見収集を行った。

### 1) 委員長・共同委員長・顧問会議

1月20日 (8名) 報告・協議 「前期の事業承継対策委員会の活動について」  
「今期の委員会活動について」

### 2) 委員会

3月18日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

卓話 「円滑な事業承継に向けた政府の取組について」

経済産業省 中小企業庁 財務課長 松井 拓郎 氏

出席者紹介

報告 「前期の委員会活動について」

「移動中小企業・事業承継対策委員会（支部役員との懇談会）結果概要について」

協議 「活動方針（案）について」

「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見（骨子案）について」

### 3) 移動中小企業・事業承継対策委員会

2月18日 (9名) 支部役員との懇談会 城西ブロック（新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・練馬）

2月25日 (8名) 支部役員との懇談会 城東ブロック（台東・江東・墨田・葛飾・江戸川）

2月26日 (9名) 支部役員との懇談会 城南ブロック（千代田・中央・港・品川・目黒・大田）

3月2日 支部役員との懇談会 城北ブロック（文京、北、荒川、豊島、板橋、足立）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### 4) セミナー

a. 3月25日

「立法担当者が語る！事業承継税制セミナー」

税理士法人山田&パートナーズ 税理士 北澤 淳 氏

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

- b. 抜本拡充された事業承継税制を中小・小規模事業者へ広く周知すべく、本部・支部の共催で下記のとおり実施。その他本部・各支部にて計12回実施した。

12月20日 (11名) 練馬支部  
2月12日 (33名) 新宿支部

5) 「事業承継支援ハンドブック」の発行

「大企業承継時代」が到来し事業承継が喫緊の課題となる中、国や東京都の支援施策も充実してきており、東京商工会議所においても事業承継支援に重点的に取り組んでいる。中小企業に支援施策を有効に活用してもらうため、事業者向けならびに、金融機関担当者・支援機関を対象とした支援者向け「事業承継支援ハンドブック」をそれぞれ作成した。

⑩ 新事業・イノベーション創出委員会

我が国の企業数は年々減少傾向にあり、開業率も1997年をピークに半数に減少。他方、日本企業を取り巻くグローバルな環境変化のスピードが上がり続ける中、新市場を創造するイノベーションの重要性が高まっている。委員会では、起業・創業支援を図るとともに、中小企業におけるイノベーション創出促進に向け、調査・研究を行うとともに、実効性の高い支援策や政策について検討していく。大学や公的機関と企業を無料で橋渡しする「産学公連携相談窓口事業」の運営を行った。

1) 産学公連携相談窓口

オープンイノベーションを通じ、中小企業の成長を促すため、中小企業が大学の持つ知見を広く活用できるよう橋渡しを行う。2013年3月の窓口開設から132件(本年度19件)の申し込みを受け付け、大学から410件の回答があり、うち44件が共同研究、受託研究へと進展した。

産学公連携相談窓口の協力機関は以下の38大学、2研究機関。

宇都宮大学、お茶の水女子大学、神奈川工科大学、関西大学、近畿大学、慶應義塾大学、工学院大学、駒澤大学、産業技術大学院大学、産業能率大学、滋賀大学、芝浦工業大学、首都大学東京、上智大学、拓殖大学、千葉大学、千葉工業大学、中央大学、帝京大学、電気通信大学、東海大学、東京海洋大学、東京工業大学、東京電機大学、東京都市大学、東京理科大学、東洋大学、東洋美術学校、鳥取大学、新潟大学、日本大学、日本医科大学、日本工業大学、文化学園大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明星大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(順不同)。

協力機関との意見交換会

3月 9日

報告 2019年度の産学公連携相談窓口の実績等について  
意見交換 産学公連携相談窓口の推進に向けた意見交換  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2) 東商テクノネット事業

メールマガジン「東商テクノネット事業・メール」配信

技術開発や産学連携、企業経営に役立つ情報を不定期に電子メールで無料配信するサービスを実施。産学連携のイベントを中心にホットな情報をタイムリーに配信している。2019年4月は約1,800件だった中小企業製造業配信先も2020年3月時点では約2,200件へと拡大、ほぼ毎週、配信を行い合計で39件の情報を配信した。

⑪ 国際経済委員会

※11月1日以降の実施イベントは無し

## 6. 会議 (10)委員会 (2019年11月1日以降)

### ⑫ 社会保障委員会

社会保障委員会では、前期に引き続き、持続可能な全世代型の社会保障制度の構築に向け、年金、医療、介護等の社会保障各分野における課題をはじめ、健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進等についての調査・研究を行い、社会保障審議会各部会等での意見活動を行った。

また、政府の全世代型社会保障検討会議がとりまとめる最終報告に商工会議所の意見を反映すべく、「持続可能な社会保障制度の構築に向けた意見」(案)のとりまとめに取り組んだ。

※いずれも日商社会保障専門委員会との合同委員会として開催

#### 1) 委員会

2月27日 (19名)

講演 『全世代型社会保障検討会議中間報告』について

厚生労働省 政策統括官(総合政策担当)

(併任)内閣官房 全世代型社会保障検討室 室長代理補

伊原和人氏

説明 a. 活動方針(案)について

b. 「持続可能な社会保障制度の構築に向けた意見」(素案・仮称)について

意見交換

#### 2) 委員長・共同委員長・副委員長会議

2月27日 (3名)

説明 活動方針(案)について

意見交換

### ⑬ エネルギー・環境委員会

※11月1日以降の実施イベントは無し

### ⑭ 経済法規委員会

経済法規委員会は、中小企業を始めとした会員事業者が活力ある経済活動を展開できるよう、関連する諸法規の改正動向に応じた政策・事業活動を展開した。2017年に設置した会社法検討委員会にて、会員企業および有識者による議論を重ね、商工会議所推薦委員を通じて法務省法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会において意見陳述を行ってきた結果、2019年12月に改正会社法が成立、改正内容について速報版チラシを作成し、周知活動を行った。また、2019年6月に、課徴金減免制度を見直した改正独占禁止法が成立し、速報版チラシの作成や説明会の実施により、周知活動を行った。民法(債権関係)改正に関しては、2020年4月1日の施行を前に周知活動を強化し、小冊子の改訂版の作成や業種別にテーマを絞り込んだセミナーの開催、23支部等との連携セミナーの開催、各支部への説明者派遣などにより周知活動を行った。

#### 1) 委員会

3月4日

議題 「今期の活動方針について」

※日本商工会議所 経済法規専門委員会との合同開催

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面にて開催

#### 2) 『民法改正 取引はどうなる?』の改訂

2017年10月に発行した小冊子『民法改正 取引はどうなる?』について、2020年4月1日の施行日が近づいていることを踏まえて、経過措置などの内容について、より詳細な説明を加え、新規項目も追加した第3版を発行した。発行部数は累計35,000部となった。

#### 3) 講習会

a. 民法改正関係

(a)本支部連携講習会

- 11月20日 (43名) 【民法改正】売買契約はどうなる？  
 営業・法務担当者のための注意点(売買・保証契約編) (豊島支部共催)  
 弁護士 犬塚 暁比古 氏
- 11月21日 (64名) 民法改正がビジネスに与える影響への対策 (渋谷支部共催)  
 弁護士 犬塚 暁比古 氏
- 2月13日 (84名) 中小企業が知っておくべき民法改正のポイント (新宿支部共催)  
 弁護士 江口 正夫 氏
- 3月5日 (15名) 売買契約はどうなる？営業・法務担当者のための注意点 (中野支部共催)  
 弁護士 犬塚 暁比古 氏
- 3月19日 (29名) 2020年4月施行！社内対応のポイントを解説します  
 民法改正で変わる契約のルール！ (墨田支部共催)  
 弁護士・中小企業診断士 関 義之 氏

(b)関連部署共催セミナー

- 11月20日 (41名) 民法改正に対応した契約実務講座 (研修センター共催)  
 弁護士 江口 正夫 氏

b. その他のテーマによるセミナー

- 11月19日 (70名) 業務提携に関する独占禁止法上の考え方・改正独占禁止法説明会  
 公正取引委員会 取引部企業取引課長 川上 一郎 氏  
 公正取引委員会 経済取引局総務課企画室長 松本 博明 氏  
 公正取引委員会 経済取引局総務課経済調査室長 笠原 慎吾 氏

⑮ 知的財産戦略委員会

知財取引の適正化に向け、特許制度小委員会等、既存の会議体に加え、会頭が座長を務める価値創造企業に関する賢人会議において意見を申述した結果、振興基準 (下請中小企業振興法第3条第1項) に新たに「知的財産・ノウハウの保護」が追記されることとなった。加えて、知財経営の推進による中小企業の競争力強化、コンテンツ産業の活性化に向け、「知的財産政策に関する意見」をとりまとめ、内閣府知的財産戦略本部や特許庁等の関係先に意見活動を行った。

1) 委員会

- 2月27日 (25名) 講演 中小企業における知的財産戦略の推進にむけて  
 特許庁 審査業務部長・中小企業知財戦略支援総合調整官 西垣 淳子 氏  
 議事 「知的財産推進計画2020」に向けた知財政策に関する意見について  
 ※日本商工会議所 知的財産専門委員会との合同開催

2) セミナー

- 11月25日 (33名) 経営に役立つデザインの力!!  
 ～意匠法改正による知的財産保護の拡がり～ (葛飾支部共催)  
 アイエヌ知財特許事務所 代表・弁理士 伊藤 夏香 氏
- 12月4日 (67名) 中小企業のための技術契約 (民法改正対応編)  
 八重洲グローバル法律事務所 弁護士 藤井 幹晴 氏
- 12月18日 (29名) 損をしないために知っておきたい中小企業の知財活用 (墨田支部共催)  
 アイエヌ知財特許事務所 代表・弁理士 伊藤 夏香 氏
- 1月28日 (48名) 知的財産セミナー2019  
 事例から考える、事業のための知財活用 (文京支部共催)  
 弁理士 阿部 伸一 氏
- 3月4日 (17名) 損をしない為に知っておきたい中小企業の知財活用 (葛飾支部共催)

6. 会議 (10)委員会 (2019年11月1日以降)

アイエヌ知財特許事務所 代表・弁理士 伊藤夏香氏

3) 後援

2月14日

「知的財産紛争への高裁仲裁・調停の活用  
ーSEP (標準必須特許)・FRANDを含む世界的  
・包括的解決への戦略ー」

特許庁主催

2月20日

「第19回JIPA知財シンポジウム」

(一社)日本知的財産協会主催

3月10日

「クールジャパン・マッチングアワード2019」

クールジャパン官民連携プラットフォーム主催

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

⑩ 首都圏問題委員会

首都圏問題委員会では、東京および首都圏の国際競争力強化に資する都市基盤、ビジネス環境の整備等について、幹事会を開催し検討を行った。また、「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づき、観光委員会、災害対策委員会、オリンピック・パラリンピック特別委員会と合同で、各委員会の委員長と国土交通省幹部との懇談会等を実施した。

1) 委員会

3月16日

講話 インフラ整備等国土交通省の重点政策について

国土交通省 総合政策局長 蒲生篤実氏

講話 首都東京の都市整備について

東京都都市整備局 企画担当部長 朝山勉氏

報告 前期の活動概要について

討議 今期の活動方針(案)について

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2) 国土交通省との「官民連携プロジェクト」(懇談会)

1月28日(13名)

国土交通省幹部と東京商工会議所4委員長との懇談会

※4委員会(首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会、  
オリンピック・パラリンピック特別委員会)合同開催

説明 国土交通省令和2年度当初予算・令和元年度補正予算について

国土交通省 大臣官房長 野村正史氏

東商の今期の活動方針(会頭所信)について

東京商工会議所 専務理事 石田徹

懇談 重要政策課題について

- ・首都圏の国際競争力強化、インフラ整備について
- ・観光振興について
- ・都市防災力の強化について
- ・東京オリンピック・パラリンピック大会について

3) 幹事会

3月24日(9名)

首都圏問題委員会の前期活動報告並びに今期の活動方針について

講話 所有者不明土地問題と対策について

(公財)東京財団政策研究所 研究員・政策オフィサー 吉原祥子氏

## ⑰ 災害対策委員会

災害対策委員会では、都市防災力の強化に向け、東京商工会議所各支部・東京都との共催により、風水害に備えたタイムライン作成セミナーを実施した。

また、会員企業の防災意識の醸成に向け、防災対策促進チラシの全会員への配布や会員企業の防災対策に関するアンケート調査、中小企業のBCP策定支援事業、家族との安否確認訓練、帰宅困難者対策訓練への協力等を行った。

被災地支援活動では、東日本大震災被災地等のニーズを踏まえ、物産展の開催や復興状況の周知等を行った。

## 1) 委員会

2月21日 (31名) 講話 東京の防災・減災・縮災対策について  
 関西大学 特別任命教授 河田 恵 昭 氏  
 報告 前期の活動概要について  
 討議 今期の活動方針(案)について

## 2) 委員長・共同委員長・副委員長会議

2月12日 (5名) 前期の活動内容について  
 今期の活動方針(案)および活動予定について

## 3) 被災地支援活動

## a. 企業マルシェ・被災地応援物産展の開催

11月26日 天王洲マルシェ(主催:株JTB、東京商工会議所)  
 ※福島県、千葉県の物産展を実施  
 3月18日～19日 東日本大震災復興支援物産展(東京商工会議所主催)  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## b. 被災地の観光・物産PR、情報発信

11月28日～30日 東日本大震災復興応援元気市 in 豊洲市場(後援事業)  
 12月21日 ふくしま大交流フェスタ2019(協力事業)  
 2月16日 東日本大震災風化防止イベント「復興応援2020」(後援事業)

## 4) 都市防災力の強化に向けた活動

## a. 防災に関するセミナー/説明会

11月11日 (38名) 働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー  
 講話 「社員と家族のレジリエンスが会社のレジリエンスにつながる！」  
 (株)深谷レジリエンス研究所 代表 深谷 純子 氏  
 説明 「東京マイ・タイムライン」作成に当たってのポイント  
 あなただけの「マイ・タイムライン」をつくろう！  
 講評  
 (共催:港支部、東京都)  
 11月20日 (28名) 働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー  
 ※内容は同上  
 (共催:大田支部、東京都)  
 11月29日 (25名) 働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー  
 ※内容は同上  
 (共催:北支部、東京都)  
 12月 5日 (38名) 働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー

6. 会議 (10)委員会 (2019年11月1日以降)

※内容は同上

(共催：江東支部、東京都)

b. 防災訓練等の実施

1月15日～1月21日 家族との安否確認訓練  
2月 4日 東京都・港区合同帰宅困難者対策訓練 (特別協力)

c. 意見交換会

1月28日 (13名) 国土交通省幹部と東京商工会議所4委員長との懇談会  
※4委員会 (首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会、  
オリンピック・パラリンピック特別委員会) 合同開催  
説明 国土交通省令和2年度当初予算・令和元年度補正予算について  
国土交通省 大臣官房長 野村正史氏  
東商の今期の活動方針 (会頭所信) について  
東京商工会議所 専務理事 石田 徹  
懇談 重要政策課題について  
・首都圏の国際競争力強化、インフラ整備について  
・観光振興について  
・都市防災力の強化について  
・東京オリンピック・パラリンピック大会について

d. 防災関連情報・施策の周知

・東商新聞3月10日号「被災地復興支援特集」  
・防災対策促進チラシの作成・全会員への配付 (東商新聞3月20日号ラッピング)  
・対話型アンケート メールマガジンの配信 (年6回)  
・東京都の防災関連事業・施策普及への協力  
(「帰宅困難者対策啓発ポスター」掲載協力、「令和元年度防災ウーマンセミナー」周知協力、「令和元年度防災コーディネーター育成研修」周知協力)

5) 中小企業のBCP策定支援事業

2月12日 (92名) セミナー「中小企業がおさえるべき防災・減災対策とBCP策定のポイント」  
東京海上日動火災保険㈱ 公務開発部 課長代理 新谷松真美氏  
3月10日 セミナー「中小企業がおさえるべき防災・減災対策とBCP策定のポイント」  
東京海上日動火災保険㈱ 公務開発部 課長代理 新谷松真美氏  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑱ 観光委員会

世界の国際観光客数は1.4億人を超え、観光産業は世界の雇用や経済の1割を越える規模に成長を遂げる一方、市場の成熟化・多様化が進み、観光の社会的責任も増している。こうした中、観光委員会では、観光はわが国経済の発展に寄与する重要な産業分野であり、2020年とその先に向けては、日本の多様な魅力の磨き上げと発信を通じ、国際競争力の強化を図ることが不可欠であるとの認識から、委員長・共同委員長会議、幹事会を開催し、活動方針の策定や今後の観光振興に向けた意見交換を行った。また、事業面では、目前に迫る東京2020大会に向け、東商初となる観光情報誌「るるぶTOKYO23」(2018年12月発行)の改訂増刷(日本語版2.5万部、英語版1.5万部)を行ったほか、ウェブサイト「地域の宝ネット」による地域資源情報の発信強化に努めた。国土交通省関東運輸局等と連携し、6回目となる広域関東学生インバウンド旅

行企画コンテストを実施した。

1) 委員会

3月30日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2) 委員長・共同委員長会議

12月19日 (4名)

議題 前期の委員会活動概要について

今期の活動方針・スケジュールについて

3) 幹事会

3月3日 (8名)

議題 今期の活動方針について

説明 ツーリズム振興を核とした都市競争力向上にむけて

(株)JTB総合研究所 主任研究員 山下真輝氏

4) 東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」

「東商 地域の宝ネット」は、東京の魅力ある観光・地域資源を国内外の旅行者へ広く発信することを目的として、2015年6月に開設したウェブサイト。東京の日常に根差した魅力を「地域の宝」として捉え、地域に密着した観光資源を東商独自の視点で紹介している。

・URL：<https://www.tokyo-cci.or.jp/takarane/>

・登録数(2020年3月31日現在) 232件

5) 広域観光周遊ルート形成促進事業(国土交通省関東運輸局との連携事業)

テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化した“広域観光周遊ルート”の形成を促進し、海外へ積極的に発信することを目的に、2015年度から国土交通省関東運輸局との連携による「広域観光周遊ルート形成促進事業」を進めている。

2月7日 第6回 広域関東学生インバウンド旅行企画コンテスト決勝戦・表彰式

【主催】

(一社) 関東観光広域連携事業推進協議会、東京商工会議所、国土交通省関東運輸局

【表彰】

グランプリ 跡見学園女子大学(村上ゼミ free girls)

準グランプリ 跡見学園女子大学(村上ゼミ日本の魅力伝え隊)

特別賞 文化学園大学(文化川旅女子倶楽部)

観光振興賞 文化学園大学(服装学部ファッション社会学科)

清真学園高等学校(清真学園チーム暁)

6) 「るるぶTOKYO23」の増刷

2018年度に発行した「るるぶTOKYO23」を増刷し、東京2020大会を契機に各地域の観光資源を磨き上げ、23区の魅力・文化を国内外に発信することを目的に、都内の観光案内所等で配布を行ったほか、東商ホームページに掲載した。

(書名) 「るるぶ特別編集TOKYO23」

(発行日) 2月25日

(価格) 無料(フリーペーパー形式)

(仕様) AB版/36ページ

(発行部数) 日本語版 2万5千部、英語版 1万5千部

(配布場所) 東京観光情報センター 5か所(東京都庁・バスタ新宿・羽田空港・京成上野・多摩)

東京シティアイ観光案内所、東京商工会議所(本部、23支部)等

## 6. 会議 (10)委員会 (2019年11月1日以降)

- (主な内容)
- ・もうすぐ東京オリンピック・パラリンピックが開催！多彩な表情をもつ東京23区をめぐろう！
  - ※東京オリンピック・パラリンピック会場・競技／種目別一覧表
  - ・新しい1万円札の顔に！そしてNHK大河ドラマに決定！渋沢栄一ゆかりの地を訪ねる
  - ・東京の経済人・著名人が選ぶ「東京のここが好き！」

### 7) 国土交通省本省との意見交換会

1月28日 (13名) 意見交換

- ・首都圏の国際競争力強化、インフラ整備について
  - ・観光振興について
  - ・都市防災力の強化について
  - ・東京オリンピック・パラリンピック大会について
- ※4委員会(首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会、オリンピック・パラリンピック特別委員会)合同開催

## ⑩ ものづくり推進委員会

第4次産業革命により、ものづくりの考え方や手法が大きく変わる中、23区内ものづくりの実態や課題を把握し、会員企業へものづくりに関する最新の情報を提供することを活動の柱とし、専門家を招いた卓話と協議、視察等を行った。

### 1) 委員長・共同委員長会議

1月20日 (3名)

- 報告 (1) 前期の活動実績について  
(2) ものづくり産業を取り巻く現状について
- 協議 (1) 活動方針(素案)について  
(2) 今後の予定について  
(3) その他

### 2) 委員会

1月22日 (32名)

- 卓話 「デジタルシフトが製造業にもたらす変化」  
ウイングアーク1st(株) データエンパワーメント調査室  
室長 大川真史氏
- 報告 (1) 前期の活動実績について  
(2) ものづくり産業を取り巻く現状について
- 協議 活動方針(案)について

### 3) 北海道視察会

2月19日～20日 (22名)

訪問地：北海道鷹栖町、札幌市および北広島市

内容：a. 視察

- ・(株)本田技術研究所 鷹栖ブルービンググラウンド
- ・(株)ワールド山内
- ・ネイクル
- ・(株)サンクレエ

b. 訪問

- ・サッポロビール博物館

## ⑩ 流通・サービス委員会

流通業および関連サービス業は、わが国経済の血流の役割を果たす重要かつ不可欠な産業であり、流通の活性化は経済の持続可能な発展と雇用の創出に大いに寄与するものである。しかしながら、少子高齢社会の進展とデジタル社会の発展等ともない、近年消費構造は目まぐるしい変化を遂げており、商品流通のみならず物流にも深刻な影響を及ぼしている。こうした中、流通・サービス委員会では、キャッシュレス決済の導入等を通じたスマート社会への対応をはじめ、サプライチェーンの効率化を通じた製・配・販の最適化、人手不足解消・生産性向上など、中小流通・サービス業が環境変化に的確に対応し、経営基盤を着実に強化していくために必要な諸活動を展開していく。委員長・共同委員長会議、幹事会を開催し、活動方針の策定や今後の流通・サービス業の改善発達に向けた意見交換を行った。

## 1) 委員会

3月27日

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## 2) 委員長・共同委員長会議

12月24日 (4名) 議題 今期の活動方針について

## 3) 幹事会

2月25日 (5名) 議題 今期の活動方針について

説明 近年の流通業界の諸課題について

(公財)流通経済研究所 常務理事 山崎泰弘氏

## ⑪ 中小企業のデジタルシフト推進委員会

本委員会では、生産年齢人口の減少に加え、中小企業から大企業への人材流出も影響し、中小企業が業績を伸ばす上で一番の障壁として挙げられている人手不足問題を解消するための最重要対策の一つである「生産性向上」を果たすべく、IT・デジタル技術の活用が中小企業の生産性向上に有効であることを踏まえ、IT活用が進んでいない中小・小規模事業者の60～70代経営者をターゲットとした「はじめてIT活用1万社プロジェクト」を推進し、中小企業のIT活用に関する課題解決を進めるとともに、AIなどを扱う専門人材の育成やITリテラシーの向上に資する事業を展開する。

## 1) 委員会

3月9日

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## 2) 委員長・共同委員長・副委員長会議

3月9日

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## 3) 「はじめてIT活用」1万社プロジェクト

## a. 特設サイト・相談ダイヤル

11月18日より、特設サイトの開設および相談ダイヤルの運用を開始

## b. ITベンダーとの提携

Sansan(株)、日本マイクロソフト(株)、(株)ユビレジ、(株)Donuts、(株)マネーフォワード、ワウテック(株)、ビズネット(株)、凸版印刷(株)の8社と提携した。提携に基づき、提携各社が取扱う、人手不足や働き方改革への対応・生産性向上など中小・小規模事業者が抱える経営課題の解決に役立つITツール・サービスを当所会員企業向けに「優待プラン」として提供するほか、各社ツール・サービスの活用セミナーの実施や体験ブースを設置する。

## c. はじめてIT活用セミナー

## 6. 会議 (10)委員会 (2019年11月1日以降)

- 12月23日 (37名) はじめてIT活用セミナー ～企業のお困りごとを、かんたんに解決!～  
Sansan(株) 俵 由里恵 氏  
(株)Donuts 下地 米八 氏  
ワウテック(株) 壁 本典之 氏
- 1月27日 (36名) はじめてIT活用セミナー ～企業のお困りごとを、かんたんに解決!～  
凸版印刷(株) 光安 渉 氏  
(株)ユビレジ 江澤 貴行 氏  
日本マイクロソフト(株) 齋藤 玲 氏
- 3月4日 はじめてIT活用セミナー ～企業のお困りごとを、かんたんに解決!～  
※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

### d. 体験ブースの設置

- 11月18日/於: 第723回常議員会、出展企業: Sansan(株)、(株)Donuts、凸版印刷(株)
- 12月12日/於: 第219回議員総会・第724回常議員会、出展企業: (株)ユビレジ、ワウテック(株)
- 1月9日/於: 新年賀詞交歓会、出展企業: Sansan(株)、(株)マネーフォワード
- 1月30日/於: 東京商工会議所女性会新年懇親会、出展企業: ワウテック(株)、ビズネット(株)
- 2月27日/於: 第220回議員総会 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
- 3月12日/於: 第221回議員総会・第727回常議員会  
※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
- e. アプローチ活動件数: 373件
- f. 優待サービス申込件数: 12件

## ㉒ 健康づくり・スポーツ振興委員会

当委員会では、個々の従業員の心身の健康増進に向けた「行動変容」を促すために有効な取り組みを検討するという考え方にに基づき、食、運動、睡眠、およびメンタルヘルスをテーマとした調査・研究の推進や、ヘルスケア産業の育成・発展に向けた具体的な事業のあり方を検討していくという活動方針について議論をした。

### 1) 正共同副委員長顧問会議

2月4日 (5名) 協議 「健康づくり・スポーツ振興委員会 活動方針(素案)について」

## ㉓ オリンピック・パラリンピック特別委員会

オリンピック・パラリンピック特別委員会は、昨年度取りまとめた「東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム」に基づき、東京2020大会を契機とした企業、地域でのレガシー形成活動、大会期間中の交通緩和・輸送円滑化への対応、大会機運醸成に資する事業等を展開した。

### 1) 国土交通省本省との意見交換会

1月15日 (52名) 意見交換

「首都圏の国際競争力強化/インフラ整備の推進」

「観光振興について」

「防災・減災対策について」

「東京2020大会に向けた取組みの推進について」

※4委員会(首都圏問題委員会、観光委員会、災害対策委員会、  
オリンピック・パラリンピック特別委員会)合同開催

### 2) 東商オリンピック・パラリンピック アクションプログラムの活動

第7章(21)に記載

## ⑬ 東京の将来を考える懇談会

本懇談会は、2020大会後の東京各地域の地域振興・まちづくり、東京に係る課題を集約し、要望や課題の共有を図ることを目的に、今期より新たに設置された。2020年以降の継続的な東京の都市力向上と更なる発展を進めるため、事業者の立場から検討を進めること、全国の商工会議所ネットワークを生かし、東京の活力を地方創生につなげる「東京と地方が共に栄える真の地方創生」に向けた取り組みを進めること、東商で分野別・課題別に設置されている各委員会では対応している東京に関する課題を集約し、横串をさして対応を図ることを方針に掲げ、活動を展開する。

## 1) 委員会

3月23日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## (11) 会頭の支部訪問

9月24日 (16名) 第1回会頭・担当副会頭・支部会長との懇談会  
会場：ソンプルイユ

3月24日 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## (12) 会頭・副会頭・支部会長懇親会

- 12月2日 (51名)
- 1) 開会
  - 2) 挨拶 東京商工会議所 会頭 三村 明 夫
  - 3) 退任支部会長への感謝状・記念品贈呈
  - 4) 新任支部会長ご紹介
  - 5) 乾杯 東京商工会議所 江戸川支部会長 森 本 勝 也
  - 6) 新任副会頭ご紹介
  - 7) 懇談
  - 8) 中締め 東京商工会議所 専務理事 石 田 徹
  - 9) 閉会

## (13) 青年部

## ① 総会

- 7月25日 (60名)
- 1) 開会
  - 2) 挨拶 東京商工会議所青年部 会長 横山 達也  
東京商工会議所 常務理事 西尾 昇 治
  - 3) 議件
    - a. 2018年度 事業活動報告(案)について
    - b. 2018年度 収支決算(案)について
  - 4) 報告
    - a. 日本商工会議所青年部 第39回関東ブロック大会について
    - b. 「声かけサポーター まちなか派遣プロジェクト」について
    - c. その他
  - 6) 閉会

- 2月12日 (62名)
- 1) 開会
  - 2) 挨拶 東京商工会議所青年部 会長 横山 達也  
東京商工会議所 常務理事 西尾 昇 治
  - 3) 議件
    - a. 2020年度 事業計画(案)について
    - b. 2020年度 収支予算(案)について
    - c. 理事の選任について

## 6. 会議 (13) 青年部

- d. 監事の選任について
- e. 規則の一部改正について
- 4) 報告
  - a. 今後のスケジュールについて
- 5) 閉会

### ② 理事会

4月25日 (16名)

- 1) 議件
  - a. 「東商オリパラ・アクションプログラム」における青年部活動について
- 2) 報告
  - a. 2019年度東京商工会議所青年部 運営方針について
  - b. 全会員向けイベント(2019年度第4回例会)について
  - c. 東商本部の委員会活動状況について
  - d. 今後のスケジュールについて
  - e. その他

6月6日 (19名)

- 1) 議件
  - a. 2018年度事業活動報告(案)について
  - b. 2018年度収支決算(案)について
  - c. 入会の承認(案)について
  - d. 第4回通常総会および2019年度第1回例会について
- 2) 報告
  - a. 「声かけサポーターまちなか派遣プロジェクト」1年前イベントについて
  - b. 東商本部の委員会活動状況について
  - c. 今後のスケジュールについて
  - d. その他

9月2日 (19名)

- 1) 議件
  - a. 入会の承認(案)について
  - b. 2019年度第2回例会について
  - c. 2019年度第3回例会について
- 2) 討議
  - a. 東京商工会議所青年部の今後の在り方・役割について
- 3) 報告
  - a. 2019年度第1回例会について
  - b. 東商本部の委員会活動状況について
  - c. 今後のスケジュールについて
  - d. その他

10月24日 (17名)

- 1) 議件
  - a. 東京商工会議所青年部の今後の在り方・役割について(案)
- 2) 報告
  - a. 2019年度第2回例会について
  - b. 東商本部の委員会活動状況について
  - c. 日本商工会議所青年部 第39回全国大会 ふじのくに静岡ぬまづ

大会について

- d. 今後のスケジュールについて
- e. その他

12月 5日 (17名)

- 1) 議件
  - a. 入会の承認(案)について
  - b. 第5回通常総会について
    - (a) 2020年度事業計画(案)について
    - (b) 2020年度収支予算(案)について
    - (c) 理事の選任(案)について
    - (d) 監事の選任(案)について
    - (e) 規則の一部改正(案)について
  - c. 2019年度第4回例会について
- 2) 報告
  - a. 本部青年部役員と支部青年部幹事長との新年懇親会について
  - b. 日本商工会議所青年部 第39回全国大会「ふじのくに静岡ぬまづ大会」について
  - c. 「サポートキャスト」の募集について
  - d. 今後のスケジュールについて
  - e. その他

2月27日 (18名)

- 1) 議件
  - a. 積立金について
- 2) 報告
  - a. 第3回例会(12月11日)について
  - b. 第4回例会(2月12日)について
  - c. 東商本部の委員会活動状況について
  - d. その他

## ③ 正副会長会議

- |        |      |                |
|--------|------|----------------|
| 4月18日  | (3名) | 1) 理事会上程議案について |
| 6月 4日  | (4名) | 1) 理事会上程議案について |
| 8月29日  | (4名) | 1) 理事会上程議案について |
| 10月 2日 | (4名) | 1) 理事会上程議案について |
| 11月27日 | (4名) | 1) 理事会上程議案について |
| 2月12日  | (4名) | 1) 理事会上程議案について |

## ④ 理事予定者会議

2月27日 (17名)

- 1) 議題
  - a. 会長について
  - b. 副会長について
- 2) 報告
  - a. 2020年度事業計画について
  - b. 今後のスケジュールについて

## ⑤ 監事会

6月 4日 (2名)

- 1) 議件

## 6. 会議 (13) 青年部

- a. 2018年度事業活動報告(案)について
- b. 2018年度収支決算(案)について

### ⑥ 事業

#### 1) 第1回例会

7月25日 (72名) 第一部 講演会「生産性を向上させる働き方改革」  
東京理科大学 大学院経営学研究科 技術経営専攻(MOT) 教授博士 佐々木 圭 吾 氏  
第二部 懇親会

#### 2) 第2回例会

10月8日 (36名) 第一部 講演会「倒産寸前から修羅場を乗り切った社長の全ノウハウ」  
(株)日本レーザー 会長 近藤 宣之 氏

#### 3) 第3回例会

12月11日 (57名) 第一部 講演会  
(公社)日本プロゴルフ協会 会長 倉本 昌弘 氏  
第二部 懇親会

#### 4) 第4回例会

2月12日 (100名) 第一部 本部青年部・23支部青年部合同例会「ボウリング大会」  
第二部 懇親会

#### 5) 懇親ゴルフコンペ

6月5日 (12名) (於:葉山国際カントリー倶楽部)  
11月30日 (8名) (於:JGMやさとし岡ゴルフクラブ)  
3月24日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### 6) 東京都内商工会議所(東京・八王子・町田)青年部交流会

11月29日 (35名、うち東商参加者13名)  
第一部 講演会  
落語家(真打) 桂 歌 若 氏  
第二部 懇親会

#### 7) 本部青年部役員と支部青年部幹事長との新年懇親会

1月29日 (43名) (於:センチュリーコート丸の内)

### ⑦ 懇談会

5月13日 (22名、うち東商参加者7名)  
メキシコ経営者連盟(COPARME X)との懇談会

### ⑧ 会員数 74名(2020年3月末日現在)

### ⑨ その他

#### 1) 外部催事への参加

4月16日 (5名) 東商園遊会へ参加  
6月3日 (5名) 東京商工会議所女性会創立70周年記念式典・祝賀会へ参加  
7月22日 (12名) 「声かけサポーターまちなか派遣プロジェクト」1年前周知活動へ参加  
10月26日 (5名) 日本商工会議所青年部 第39回関東ブロック大会「茨城ひたちなか大会」へ

参加  
2月22日 (9名) 日本商工会議所青年部 第39回全国大会「ふじのくに静岡ぬまづ大会」  
へ参加

## (14) 女性会

## ① 総会

7月22日 (161名)

- 1) 開会
- 2) 挨拶 東京商工会議所女性会 会長 藤 沢 薫  
東京商工会議所 理事・事務局長 小 林 治 彦
- 3) 議件
  - a. 2018年度事業活動報告(案)について
  - b. 2018年度収支決算(案)について
  - c. 2019年度事業活動計画(案)について
  - d. 2019年度収支予算(案)について
- 4) 報告
  - a. 東京商工会議所女性会創立70周年記念事業 結果報告について
  - b. 全国・関東・東京商工会議所女性会スケジュールについて
- 5) 理事選任についての臨時総会の開催について
- 6) 閉会

10月11日 (167名)

- 1) 開会
- 2) 議件
  - a. 理事の選任について(会員による投票)
- 3) 報告
  - a. 理事選任結果について
- 4) 閉会

## ② 理事会

4月3日 (22名)

- 1) 開会
- 2) 議件
  - a. 会員の入退会(案)について
  - b. 創立70周年記念事業について
  - c. 2019年度事業計画について
- 3) 報告
  - a. 女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
  - b. ビジネス研修委員会の活動について
  - c. 会員交流委員会の活動について
  - d. 社会貢献・観光委員会の活動について
- 4) その他
  - a. 東商の委員会活動について
  - b. 今後のスケジュールについて
- 5) 閉会

5月8日 (22名)

- 1) 開会
- 2) 議件
  - a. 会員の入退会(案)について
  - b. 創立70周年記念事業について

## 6. 会議 (14) 女性会

- c. 2019年度収支予算(案)・スケジュール(案)について

### 3) 報告

- a. 女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
- b. ビジネス研修委員会の活動について
- c. 会員交流委員会の活動について
- d. 社会貢献・観光委員会の活動について

### 4) その他

- a. 東商の委員会活動について
- b. 今後のスケジュールについて

### 5) 閉会

6月18日 (23名)

### 1) 開会

### 2) 議件

- a. 会員の入退会(案)について
- b. 創立70周年記念事業 収支報告(案)について
- c. 2019年度収支予算(案)について
- d. 2019年度スケジュール(案)について

### 3) 報告

- a. 女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
- b. ビジネス研修委員会の活動について
- c. 会員交流委員会の活動について
- d. 社会貢献・観光委員会の活動について

### 4) その他

- a. 東商の委員会活動について
- b. 今後のスケジュールについて

### 5) 閉会

7月3日 (24名)

### 1) 開会

### 2) 議件

- a. 会員の入退会(案)について
- b. 創立70周年記念事業 収支報告(案)について
- c. 総会への上程議案について
  - (a) 2018年度事業活動報告(案)について
  - (b) 2018年度収支決算(案)について
  - (c) 2019年度事業活動計画(案)について
  - (d) 2019年度収支予算(案)について
- d. 総会への報告事項について
  - (a) 東京商工会議所女性会 創立70周年記念事業の結果報告について
  - (b) 全国・関東・東京商工会議所女性会スケジュールについて

### 3) 報告

- a. 女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
- b. ビジネス研修委員会の活動について
- c. 会員交流委員会の活動について
- d. 社会貢献・観光委員会の活動について

### 4) その他

- a. 東商の委員会活動について

- b. 今後のスケジュールについて
  - c. その他
- 5) 閉会

9月11日 (25名)

- 1) 開会
  - 2) 議件
    - a. 会員の入退会(案)について
  - 3) 報告
    - a. 女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
    - b. ビジネス研修委員会の活動について
    - c. 会員交流委員会の活動について
    - d. 社会貢献・観光委員会の活動について
    - e. 会員からの意見について
  - 4) その他
    - a. 東商の委員会活動について
    - b. 今後のスケジュールについて
    - c. その他
- 5) 閉会

10月9日 (25名)

- 1) 開会
  - 2) 議件
    - a. 会員の入退会(案)について
  - 3) 報告
    - a. 女性活躍・少子高齢化委員会の活動について
    - b. ビジネス研修委員会の活動について
    - c. 会員交流委員会の活動について
    - d. 社会貢献・観光委員会の活動について
    - e. 意見のあった会員との会合について
  - 4) その他
    - a. 東商の委員会活動について
    - b. 今後のスケジュールについて
    - c. その他
- 5) 閉会

10月11日 (25名)

- 1) 開会
  - 2) 議件
    - a. 会長の選任について
    - b. 副会長の選任について
- 3) 閉会

11月20日 (24名)

- 1) 開会
- 2) 報告
  - a. 副会長の順位について
- 3) 議件
  - a. 会員の入退会(案)について
  - b. 監事の選任(案)について
  - c. 顧問の選任(案)について

## 6. 会議 (14) 女性会

- d. 相談役の選任（案）について
- e. 委員会の設置（案）について
- 4) その他
  - a. 前期体制から今期体制への申し送り事項について
  - b. 今後のスケジュールについて
  - c. 理事・監事名簿の作成について
  - d. 名刺の作成について
  - e. 女性会の制服について
  - f. 今後の理事会の運営について
  - g. 東商本部の委員会所属について
  - h. 女性会運営にあたって事務局からのお願い
  - i. その他
- 5) 閉会

12月 4日 (21名)

- 1) 開会
- 2) 議件
  - a. 会員の入退会（案）について
  - b. 会費未納による退会（案）について
  - c. 委員長・副委員長の選任（案）について
  - d. 新年懇親会について
  - e. 運営の手引き（案）について
- 3) 討議
  - a. 委員会の活動計画について
- 4) その他
  - a. 今後のスケジュールについて
- 5) 閉会

1月 7日 (21名)

- 1) 開会
- 2) 議件
  - a. 会員の入退会（案）について
  - b. 会費未納による退会（案）について
  - c. 委員会活動計画（案）について
  - d. 新年懇親会について
- 3) その他
  - a. 今後のスケジュールについて
- 4) 閉会

2月 5日 (22名)

- 1) 開会
- 2) 議件
  - a. 会員の入退会（案）について
- 3) 討議
  - a. 2020年度収支予算について
- 4) 報告
  - a. 交流・観光委員会の活動について
  - b. 社会貢献・少子化委員会の活動について
  - c. イノベーション推進委員会の活動について
  - d. 国際ビジネス委員会の活動について

- 5) その他
  - a. 東商の委員会活動について
  - b. 今後のスケジュールについて
- 6) 閉会

3月 4日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## ③ 臨時理事会

8月28日 (24名)

- 1) 開会
- 2) 討議
  - a. 選挙スタイルの改善について
  - b. 東商女性会スタンダード(仮称)の策定について
- 3) 閉会

## ④ 監事会

6月24日 (5名)

- 1) 開会
- 2) 議件
  - a. 2018年度事業活動報告(案)について
  - b. 2018年度収支決算(案)について
- 3) 閉会

## ⑤ 正副会長会議

4月 3日 (4名)	理事会上程議案について
5月 8日 (4名)	理事会上程議案について
6月18日 (4名)	理事会上程議案について
7月 3日 (4名)	理事会上程議案について
8月27日 (5名)	臨時理事会上程議案について
9月11日 (4名)	理事会上程議案について
10月 9日 (4名)	理事会上程議案について
11月20日 (5名)	理事会上程議案について
12月 4日 (5名)	理事会上程議案について
1月 7日 (5名)	理事会上程議案について
2月 5日 (5名)	理事会上程議案について
3月 6日	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## ⑥ 理事・監事意見交換会

8月 2日 (22名)

- 1) 開会
- 2) 討議
  - a. 東商女性会次期改選について
    - (a)選挙スタイルの改善について
    - (b)東商女性会スタンダード(仮称)の策定について
- 3) 総括

## ⑦ 会員との意見交換会

11月26日 (5名)

- 1) 意見交換

6. 会議 (14) 女性会

⑧ 創立70周年記念式典・祝賀会

6月 3日 (623名) (於:パレスホテル東京 2階「葵」)

ウェルカムコンサート

日本フィルハーモニー交響楽団

第1部 シンポジウム

テーマ:伝える～未来に向かって

モデレーター

フリーキャスター 木場弘子氏

パネリスト

スポーツコメンテーター 小谷実可子氏

伝統工芸士 富田篤氏

東京商工会議所特別顧問 今野由梨

第2部 記念式典

1) 開会の言葉

東京商工会議所女性会 副会長 畠山笑美子

2) 国歌斉唱

3) 商工会議所女性会の歌斉唱

4) 物故者への黙とう

5) 主催者挨拶

東京商工会議所女性会 会長 藤沢薫

6) 会頭挨拶

東京商工会議所 会頭 三村明夫

7) 来賓祝辞

女性活躍担当・内閣府特命担当大臣 片山さつき氏

東京都 知事 小池百合子氏

8) 来賓紹介

9) 70周年記念DVD上映

10) 永年会員花束贈呈

11) 閉会の言葉

東京商工会議所女性会 副会長 作田智子

第3部 祝賀会

1) 祝舞

人間国宝 野村万作氏

2) 開会の言葉

東京商工会議所女性会 名誉会長 山崎登美子

3) 乾杯

東京商工会議所 専務理事 石田徹

4) 閉会の言葉

東京商工会議所女性会 副会長 藤岡実佐子

⑨ 創立70周年記念事業実行委員会

4月 3日 (12名)

1) 開会

2) 記念誌について

a. 創立70周年記念事業実行委員会の紹介について

b. その他記事について

3) 閉会

- 5月 8日 (12名)
- 1) 開会
  - 2) 記念誌について
  - 3) 記念シンポジウムについて
  - 4) 記念式典当日の運営について
  - 5) DVD制作について
  - 6) 閉会
- 5月15日 (23名)
- 1) 開会
  - 2) 記念式典・祝賀会 概要について
  - 3) 記念式典・祝賀会 役割分担について
  - 4) 記念式典・祝賀会 手土産について
  - 5) 記念冊子について
  - 6) 記念DVDについて
  - 7) 収支予算概要について
  - 8) 閉会
- 5月29日 (19名)
- 1) 開会
  - 2) 記念式典・祝賀会 タイムスケジュールについて
  - 3) 記念式典・祝賀会 レイアウトについて
  - 4) 記念式典・祝賀会 配席について
  - 5) 閉会
- 6月18日 (12名)
- 1) 開会
  - 2) 創立70周年記念事業収支報告(案)について
  - 3) 閉会

## ⑩ 創立70周年記念事業スーパーバイザー会議

- 7月19日 (15名)
- 1) 開会
  - 2) 報告
    - a. 創立70周年記念事業 結果報告について
    - b. 創立70周年記念事業 収支報告(案)について
  - 3) 意見交換
  - 4) 閉会

## ⑪ 新年懇親会

- 1月30日 (208名)
- (於：ホテル椿山荘東京 ホテル棟1階「ボールルーム」)
- 1) 開宴挨拶 東京商工会議所女性会 副会長 財津澄子
  - 2) 商工会議所女性会の歌 斉唱
  - 3) 会長挨拶 東京商工会議所女性会 会長 市瀬優子
  - 4) 来賓挨拶 東京商工会議所 会頭 三村明夫  
内閣府 男女平等参画局 局長 池永肇恵氏
  - 5) 来賓紹介
  - 6) アトラクション
  - 7) 乾杯 東京商工会議所 専務理事 石田徹
  - 8) 洋食調理課ホテル棟担当シェフ料理説明
  - 9) 懇談

## 6. 会議 (14) 女性会

- 10) 新入会員紹介
- 11) 抽選会
- 12) 閉会挨拶 東京商工会議所女性会 副会長 緒方 智英子

### ⑫ 事業

#### 1) 講演会

- 7月30日 (36名) (於: ニューオータニ ガーデンコート1階「紀尾井フォーラム」、東京ガーデンテラス2階「アジアンビストロ Dai」)  
社会貢献・観光委員会主催 (交流会も同時開催)  
「古事記の中の伝説～語り継ぐ、愛と創造のものがたり第2回～」  
東京商工会議所女性会 理事 井上 象 英
- 9月17日 (40名) (於: 東京ベイコート倶楽部ホール)  
ビジネス研修委員会主催 (交流会も同時開催)  
「令和時代の経営者のあるべき姿とは～経営者の使命～」  
人を大切にする経営学会会長・元法政大学大学院教授 坂本 光 司 氏

#### 2) 視察会

- 7月24日 (35名) (於: 東京湾、インターコンチネンタル東京ベイ1階「ジリオン」)  
ビジネス研修委員会主催  
「視察船“新東京丸”で巡る話題のエリア東京湾と2020オリンピック・パラリンピック会場巡り&ランチ交流会」
- 8月23日 (20名) (於: 株式会社富田染工芸、金城庵)  
女性活躍・少子高齢化委員会主催  
「富田染工芸での染色体験と女性の活躍に関する研修・懇親会」

#### 3) 懇親会

- 6月26日 (42名) (於: 六本木ヒルズ森タワー51階  
六本木ヒルズクラブ「ザ ホライゾンルーム」)  
会員交流委員会主催「新入会員を囲む懇親会」

#### 4) ゴルフを通じた懇親会

- 9月26日 (9名) (於: 高坂カントリークラブ)  
会員交流委員会主催「会員交流ゴルフコンペ」

#### 5) 各地商工会議所女性会との懇親会

- 7月23日 (11名) (於: 明治生命館地下1階センチュリーコート丸の内「アカンサスノース」)  
岐阜商工会議所女性会との懇親会
- 9月18日 (8名) (於: 丸ビルディング35階「サンス・エ・サヴァール」)  
新潟商工会議所女性会との懇親会

### ⑬ 関東商工会議所女性会連合会関連事業

#### 1) 第34回総会<栃木大会>

- 5月22日 (695名、うち東商参加者22名)

#### 2) 政策委員会活動

- 9月20日 (41名、うち東商参加者10名)  
東京・八王子・町田・武蔵野商工会議所女性会共催

「武蔵野市内 NTT技術史料館・武蔵野クリーンセンター視察」

## 3) 講演会

3月11日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

関東商工会議所女性会連合会・東京商工会議所女性会共催

「国際化時代のコミュニケーション」

(株)サイマル・インターナショナル 顧問 長井鞠子氏

## 4) 都内商工会議所女性会正副会長会議

7月16日 (12名、うち東商参加者4名)

⑭ 会員数 330名 (2020年3月末日現在)

## ⑮ その他

## 1) FAX会報・会員情報コーナー

依頼のあった会員の事業紹介・PR情報を全会員に月次でFAX送信  
(掲載社数 16社。8月を除く11回発信)

## 2) 主な催事への参加

4月16日 (19名) 東商園遊会へ参加 (役員のみ集計)  
(於：八芳園)

7月1日 (12名) 東商夏期セミナーへの参加 (役員のみ集計)  
(於：セルリアンタワー東急ホテル)

7月4日 (2名) 全国商工会議所女性会連合会 拡大理事会等へ参加  
(於：ANAクラウンプラザホテル松山)

9月5日・6日 (16名) 第51回全国商工会議所女性会連合会 鹿児島全国大会へ参加  
(於：鹿児島アリーナ等)

9月19日 (15名) 日本商工会議所通常会員総会・懇親パーティへ参加  
(於：帝国ホテル)

11月16日 (47名) 女性首長によるびじょんネットワーク (主催：東京都) へ参加  
(於：丸の内二重橋ビル)

1月9日 (19名) 東京商工会議所 新年賀詞交歓会へ参加 (役員のみ集計)  
(於：東京會館)

1月22日 (4名) 岡山商工会議所女性会創立50周年記念式典へ参加  
(於：ホテルグランヴィア岡山)

2月1日～8日 (2名) 訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッションへ参加

2月13日～15日 (23名) 全国商工会議所観光振興大会2020 in 金沢へ参加  
(於：石川県立音楽堂コンサートホール等)

3月11日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止  
全国商工会議所女性会連合会 拡大理事会等  
(於：丸の内二重橋ビル等)

## 3) 慶弔

なし

## 6. 会議 (15)国際会議

### (15) 国際会議

#### ① アジア商工会議所連合会 (C A C C I)

- 1) C A C C I P r e s i d e n t i a l V i s i t 訪日団との懇談会および歓迎夕食会 (7月22日)  
C A C C I の会長が、年2回程度、会員からなる訪問団を率いて、C A C C I に加盟するアジア各国の商工会議所を訪問し、現地事情視察・政府要人への表敬訪問等を行う P r e s i d e n t i a l V i s i t 。  
2019年は、2018年11月に新会長に就任したインド人実業家、サミール・モディ氏率いる22名の訪問団が、日本を訪問。三村会頭・朝田特別顧問 (C A C C I 副会長) と、今後のアジア経済、日アジア関係等について意見交換を実施。また、朝田特別顧問主催の歓迎夕食会も行われ、東商会員企業15名と親睦を深めた。

#### ② 世界商工会議所連合 (W C F)

- 1) 世界商工会議所連合・国際商業会議所等を通じた各国商工会議所とのネットワーク強化  
第11回世界商工会議所大会 (6月12日 (水) ~14日 (金)、於: リオデジャネイロ) にミッション団を派遣。全体会議では、世界的な産業構造の変化や中国・インド・ブラジルなど新興国のプレゼンス向上など、世界経済を取り巻く環境変化についてパネルディスカッションが行われた。  
また、大会期間中に開催された原産地証明委員会には担当者が参加し、各国における電子化の状況等について情報交換を行った。

#### ③ A S E A N ・日本経済協議会日本委員会

- 1) 2019年度総会 (2018年度収支決算 (案)・事業報告 (案) および2019年度収支予算 (案)・事業計画 (案) の承認)  
6月3日 (紙上総会)
- 2) 勉強会
  - a. 「これからのASEANをどう見るか: 変革する経済、テクノロジーがもたらす新たなビジネス機会」  
11月5日 (22名)  
開催地: 日本商工会議所「会議室AB」
    - (a) 開会
    - (b) 講演  
榎 Uzabase チーフアジアエコノミスト 川端隆史氏
    - (c) 質疑応答
  - b. 「成長のASEANと変化する国際情勢 新たなビジネスチャンスはどう捉えるか」  
2月25日 (17名)  
開催地: 日本商工会議所「会議室AB」
    - (a) 開会
    - (b) 講演  
経済産業省 大臣官房参事 アジア大洋州地域統括 小林大和氏  
経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長 藤澤秀昭氏
    - (c) 質疑応答/意見交換会
- 3) ASEANビジネス諮問評議会 (ASEAN-BAC) との合同会議  
ASEANビジネス諮問評議会 (ASEAN-BAC) と各国協議会との合同会議 (JBC)  
第14回会合  
9月6日 (70名)  
開催地: バンコク (タイ)

- 4) 日ASEANイノベーションネットワーク (AJIN)  
シンガポールの食品技術とeコマース関連企業との交流会  
4月16日 (43名)  
開催地: 東京商工会議所「会議室ROOM A1」  
(a) 開会・日本商工会議所の概要・活動の説明  
(b) 交流会
- 5) 日ASEAN経済大臣会合  
9月8日  
開催地: バンコク (タイ)  
日本から釜和明副会長が出席し、日本・ASEAN第4次産業革命フォーラムの開催など日ASEANイノベーションネットワークの活動内容について報告した。
- 6) ASEAN日本人商工会議所連合会 (FJCCIA) への協力  
a. ASEAN日本人商工会議所連合会総会 (第一セッション) への参加  
6月12日  
開催地: パタヤ (タイ)  
b. ASEAN日本人商工会議所連合会総会 (第二セッション) への参加  
7月17日  
開催地: ジャカルタ (インドネシア)

#### ④ 日印経済委員会

- 1) 第44回日印経済合同委員会会議  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期
- 2) 懇談  
11月15日 (11名) インド法人顧問弁護士との懇談会
- 3) 表敬  
7月4日 平松賢司駐インド日本国大使の三村会頭表敬  
10月15日 鈴木 哲駐インド日本国大使の三村会頭表敬  
10月24日 鈴木 哲駐インド日本国大使の飯島委員長表敬  
2月25日 榊原英資インド経済研究所理事長の三村会頭表敬
- 4) セミナー  
7月9日 (33名) 「日印経済委員会第2次モディ政権の動向等に関する講演会」  
2月21日 (121名) 「最近のインド情勢とインドビジネスの対処法セミナー」
- 5) 後援・協力  
6月10日 インド経済シンポジウム2019 (主催: インド経済研究所)  
7月17日～19日 第40回インド衣料品展・第30回インド家庭用品展・第2回インドシルクフェア  
(主催: インド貿易振興局、後援: 外務省、日本貿易振興機構、在日インド大使館)  
7月24日～26日 第5回インドトレンドフェア東京2019  
(主催: 日印国際産業振興協会、後援: インド政府繊維省、在日インド大使館)  
9月28日～29日 ナマステ・インディア2019

6. 会議 (15)国際会議

(主催：ナマステ・インディア実行委員会、日印交流を盛り上げる会、インド政府観光局、後援：外務省、東京都、日印協会)

2月14日

2020年度インド国家予算に関する説明 (主催：在日インド大使館)

⑤ 日本・バングラデシュ経済委員会

- 1) 第4回日本・バングラデシュ官民合同経済対話 (兼 第20回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議)

7月4日 (161名)

開催地：ダッカ (電力・エネルギー・鉱物資源省内会場)

- a. 開会挨拶

バングラデシュ人民共和国首相府 主席調整官 アブル・カラム・アザド 氏  
経済産業省 経済産業審議官 寺澤達也 氏  
駐バングラデシュ日本国大使 泉裕泰 氏  
日本・バングラデシュ経済委員会 委員長 朝田照男

- b. 議題

- (a) 産業多角化・輸出競争力強化  
(b) 電力・エネルギープロジェクト  
(c) 税・金融  
(d) ビジネス、投資環境の整備  
(e) 経済特区・インフラ・地域開発

- c. 成果文書の承認

- d. 閉会挨拶

日本・バングラデシュ経済委員会 委員長 朝田照男  
経済産業省 経済産業審議官 寺澤達也 氏

- 2) 第4回日本・バングラデシュ官民合同経済対話 (兼 第20回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会会議) 事前打合せ会

6月26日 (41名)

開催地：東京商工会議所5階 Hall & Conference Room

会議室「Room A3・A4」

- a. 開会

- b. ブリーフィング

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 南西アジア室長 三宅保次郎 氏  
日本貿易振興機構 市場開拓・展示事業部 国際博覧会課 (元ジェトロ・ダッカ事務所)  
古賀大幹 氏  
国際協力機構 南アジア部 南アジア第四課 課長 高橋暁人 氏  
外務省 アジア大洋州局 南部アジア部 南西アジア課長 吉武将吾 氏

- c. 事務局からの伝達事項

- d. 質疑応答

- e. 閉会

- 3) 懇談会

5月29日

バングラデシュ大使館主催「ハシナ首相を囲むラウンドテーブル会議」に朝田委員長、油屋共同委員長が出席

- 4) 表敬

5月29日

シェイク・ファズル・ファーヒム バングラデシュ商工会議所連合会 (FB)

CCI) 会長の三村会頭表敬  
 9月24日 伊藤直樹駐 Bangladesh 日本国大使の三村会頭、朝田委員長表敬  
 1月29日 伊藤直樹駐 Bangladesh 日本国大使の朝田委員長表敬

- 5) 後援  
 10月2日～4日 Bangladesh Seminar in Fashion  
 World Tokyo 2019 (主催: Bangladesh 大使館)  
 10月10日 人材活用セミナー (主催: Bangladesh 人民共和国海外居住者福利厚生・  
 海外雇用省、公益財団法人 国際人材育成機構)

#### ⑥ 日本・パキスタン経済委員会

- 1) マクドゥーム・シャー・マヘムード・クレーシ外務大臣との昼食懇談会  
 4月23日 (15名)  
 開催地: ホテルニューオータニ ガーデンコート 宴会場階「シリウスの間」  
 a. 開会  
 b. 歓迎挨拶  
 日本・パキスタン経済委員会 委員長 朝田 照 男  
 c. 答礼挨拶  
 パキスタン・イスラム共和国 外務大臣 マクドゥーム・シャー・マヘムード・クレーシ 氏  
 d. 食事と懇談  
 e. 出席者発言  
 f. 閉会
- 2) アリフ・アルビ大統領との昼食懇談会  
 10月23日 (20名)  
 開催地: 東京會館7階「クインズ」  
 a. 開会  
 b. 歓迎挨拶  
 日本・パキスタン経済委員会 委員長代行 (丸紅(株)顧問) 矢島 浩 一  
 c. 答礼挨拶  
 パキスタン・イスラム共和国 大統領 アリフ・アルビ 氏  
 d. 食事と懇談  
 e. 出席者発言  
 f. 閉会
- 3) 表敬  
 8月16日 朝田委員長のイムティアズ・アハマド駐日パキスタン大使表敬  
 8月30日 イムティアズ・アハマド駐日パキスタン大使の三村会頭表敬  
 1月9日 朝田委員長のムハマド・ハマド・アズハール経済大臣表敬

#### ⑦ 日本・スリランカ経済委員会

- 1) サガラ・ガジェンドラ・ラトナヤケ港湾・海運・南部開発大臣との昼食懇談会  
 4月16日 (13名)  
 開催地: 東京會館7階「クインズ」  
 a. 開会  
 b. 歓迎挨拶  
 日本・スリランカ経済委員会 委員長 小林 文 彦

## 6. 会議 (15)国際会議

### c. 答礼挨拶

スリランカ民主社会主義共和国 港湾・海運・南部開発大臣 サガラ・ガジェンドラ・ラトナヤケ 氏

### d. 食事と懇談

### e. 出席者発言

### f. 閉会

## 2) 表敬

8月 5日

ナマル・ラージャパクサ国会議員の小林委員長表敬

9月17日

小林委員長とダンミカ・ガンガーナート・ディサーナーヤカ 駐日スリランカ大使との懇談

12月16日

小林委員長とダンミカ・ガンガーナート・ディサーナーヤカ 駐日スリランカ大使との面談

2月 5日

杉山明駐スリランカ日本国大使の小林委員長表敬

## 3) 後援・協力

9月9日～12日

スリランカ投資委員会との個別企業面談（主催：日本貿易振興機構、スリランカ投資委員会）

9月13日

スリランカ投資セミナー（主催：日本貿易振興機構、スリランカ投資委員会）

11月26日～27日

スリランカ企業との商談会（主催：駐日スリランカ大使館、スリランカ輸出開発局、UNIDO東京事務所）

## ⑧ 日本マレーシア経済協議会

### 1) 2019年度総会（2018年度事業報告（案）・収支決算（案）および2019年度事業計画（案）・収支予算（案）の承認）

6月26日（39名）

開催地：東京會館「アイリス」

### 2) 第37回合同会議

7月 1日（183名）

開催地：EQ Hotel Equatorial Plaza「Sapphire 2&3」

クアラルンプール（マレーシア）

#### a. 開会式

##### (a) 開会挨拶

マレーシア日本経済協議会 会長 タン・スリ・アズマン・ハシム 氏

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹 夫

##### (b) 祝辞

安倍 晋三 日本国内閣総理大臣

(代読) 駐マレーシア日本国大使 宮川 眞喜雄 氏

#### b. 第1回全体会議

「スマートマニュファクチュアリングにおける日本とマレーシアの協働（第4次産業革命）」兼 MITI、MIDA、SIRIM、在マレーシア日本大使館、JETRO、JACTIM主催「日マ・スマートマニュファクチュアリングプラットフォーム」第二回セミナー

##### (a) 「Industry 4WRDと多国籍企業及び中小企業への導入について」

マレーシア国際貿易産業省 セクター別政策担当シニアダイレクター

ダト・サイッド・モハメッド・コヤクティール 氏

##### (b) 「スマートマニュファクチュアリングにおけるマレーシア標準工業研究所の産業イノベーションセンター」

- マレーシア標準工業研究所 プレジデント兼グループチーフエグゼクティブ  
アハマド・ファジル・モハマド・ハニ 氏
- (c) 「産業におけるスマートマニュファクチャリングの採用」  
マレーシア製造業者連盟 (FMM) FMMインダストリー4.0委員会  
理事会メンバー兼議長 ジャコブ・リー・チョー・コック 氏
- (d) 「e-Factoryを用いたのIndustry4WRD実現」  
三菱電機アジア ASEAN戦略マーケティンググループ  
FA・産業担当ゼネラルマネジャー 國信 総一郎 氏
- (e) 「IoT/RPA活用によるスマートファクトリーの推進」  
KDDIマレーシア 社長 若林 直樹 氏
- (f) 意見交換/質疑応答
- c. 第2回全体会議  
「革新的技術への投資コラボレーション」
- (a) 「マレーシアのインダストリー4.0の現状とビジネス機会」  
マレーシア投資開発庁戦略的計画・開発 シニアエグゼクティブディレクター  
アハマド・カイルディン・アブドゥル・ラヒム 氏
- (b) 「日本企業のマレーシアにおける投資動向」  
マレーシア日本人商工会議所 貿易投資委員長 中山 昌邦 氏
- (c) 「セラングールスキル開発、セラングールが提供できるビジネス機会ーコアクラスター」  
インベストセラングール CEO  
ダト・ハサン・アズハリ・ハジ・ヒジャ・アドリス 氏
- (d) 「スマートシティ、製造業、グリーンアジェンダを支えるマレーシアのナノテクノロジーエコシステム」  
ナノマレーシア社 CEO レザル・カイリ・アハマド 氏
- (e) 意見交換/質疑応答
- d. 第3回全体会議
- (a) 「デジタルエコシステムー成長と展望」  
マレーシア・デジタル経済公社 COO ダト・ウン・ワン・ペング 氏
- (b) 「マレーシアにおける電子商取引の発展」  
マレーシアICT産業協会 会長 ガネーシュ・バンガー 氏
- (c) 「キャッシュレスソリューション」  
NIPPON PLATFORM(株) CEO 高木 純 氏
- (d) 「デジタル化によるビジネスの変革」  
日立サンウェイ情報システムズグループ 最高経営責任者/ディレクター  
チア・コック・ホング 氏
- (e) 意見交換/質疑応答
- e. マハティール・マレーシア首相による特別セッション
- (a) 全体会議総括  
マレーシア日本経済協議会 会長 タン・スリ・アズマン・ハシム 氏  
日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹 夫
- (b) 基調講演  
マレーシア首相 トウン・マハティール・ビン・モハマド 氏
- (c) 質疑応答
- (d) マハティール首相の展示ブース閲覧

## 6. 会議 (15)国際会議

### f. レセプション・ネットワーキング

挨拶

マレーシア日本経済協議会 会長 タン・スリ・アズマン・ハシム 氏  
日本マレーシア経済協議会 副会長 中村 邦晴

### 3) 日本・マレーシアビジネス対話

5月30日

開催地：帝国ホテル「菊の間」 (32名)

マレーシア投資開発庁、マレーシアデジタル経済公社、ジェトロ、日本商工会議所との共催

#### a. 開会挨拶

日本貿易振興機構 理事長 佐々木 伸彦 氏

#### b. 基調講演

マレーシア首相 トウン・マハティール・ビン・モハムド 氏

#### c. 日本企業発言

#### d. 閉会

マレーシア投資開発庁 最高経営責任者 (CEO) ダト・アズマン・マハムド 氏

### 4) マラッカ州政府訪日団との懇談会

12月3日 (13名)

開催地：日本商工会議所 「会議室A B」

#### a. 歓迎挨拶と日本マレーシア経済協議会の活動について紹介

#### b. マラッカ州政府代表のご挨拶と訪日団メンバー紹介

#### c. 自由懇談

#### d. 閉会

### 5) 「マレーシアにおけるビジネス機会」セミナー

12月4日 (529名)

開催地：ホテルオークラ東京オークラブレステージタワー「平安の間」

#### a. 開会挨拶

日本マレーシア経済協議会 会長 佐々木 幹夫

#### b. 基調講演

マレーシア投資開発庁 最高経営責任者 (CEO) ダト・アズマン・マハムド 氏

#### c. パネルディスカッション

「ASEANへのゲートウェイマレーシアにおけるビジネス機会」

モデレーター：

日本貿易振興機構 理事 北川 浩伸 氏

パネリスト：

マレーシア投資開発庁 最高経営責任者 (CEO) ダト・アズマン・マハムド 氏

マレーシア貿易開発公社 長官 ワン・ラティフ・ワン・ムーサ 氏

三井住友銀行 グローバル調査部 アジア太平洋企画担当部長 保坂 宏一 氏

㈱ローランド 社長 三木 純一 氏

#### d. 質疑応答

### 6) リム・グアン・エング・マレーシア財務大臣との昼食懇談会

2月27日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## 7) 後援

8月26日～29日 視察会「東南アジアから興す次世代バイオビジネス 藻類バイオマス産業を  
「現場」で感じる3日間

(主催：サラワク生物多様性センター・マラヤ大学・ちとせグループ)

後援：日本マレーシア経済協議会)

11月7日 セミナー及び商談会「マレーシア・ハラールビジネス機会」

(主催：マレーシア貿易開発公社 後援：日本マレーシア経済協議会)

2月13日 説明会及び懇談会「MIHASおよびMIHASバイヤープログラム説明会&ハラール産  
業に携わる方々との懇親会」

(主催：マレーシア貿易開発公社 後援：日本マレーシア経済協議会)

## 8) 協力

他団体主催行事への会長の出席及び挨拶

4月15日 ダト・ケネディ新駐日マレーシア大使歓迎会 (主催：日本マレーシア協会)

2月25日 アズミン・アリ・マレーシア経済大臣 (当時) 歓迎朝食会 (主催：日本マレーシア協会)

2月17日 駐日マレーシア大使を囲む「新春の集い」(主催：日本マレーシア協会)

## ⑨ 日比経済委員会

1) 第38回日比経済合同委員会日本代表団結団式

3月3日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

2) 第38回日比経済合同委員会

3月12日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

3) フィリピンビジネス大商談会&セミナー

5月30日 (約340社)

フィリピン側参加企業：約100社

日本側参加企業：約240社

開催地：帝国ホテル「孔雀の間」

4) 後援

10月28日 「日本-フィリピンビジネス投資フォーラム2019」

## ⑩ 日豪経済委員会

1) 幹事会

7月8日 (25名)

a. 「最近の豪州情勢と日豪関係について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課 課長 山口大治氏

b. 「日豪経済協力等について」

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 参事官 清水正雄氏

c. 第57回日豪経済合同委員会会議の準備状況について

d. 日豪EPA活用小委員会2019年度年間活動計画について

2月18日 (22名)

6. 会議 (15)国際会議

- a. 「南オーストラリア州概要について」

南オーストラリア州政府 駐日貿易投資事務所 所長 サリー・タウンゼント 氏

- b. 第46回日豪/豪日経済委員会運営委員会について

- c. 第58回日豪経済合同委員会会議について

2) 日豪/豪日経済委員会運営委員会

10月7日 (32名) <第45回>

日本側: 13名

豪州側: 19名

開催地: 日本/ホテルニューオータニ大阪

- a. 第57回日豪経済合同委員会会議の日程・議題  
b. 第58回日豪経済合同委員会会議の日程・開催地について  
c. 第46回日豪/豪日経済委員会運営委員会(TV会議)の日程  
d. 日豪両国の政治・経済情勢

3月17日 (29名) <第46回>

日本側: 12名

豪州側: 17名

開催地: 東京~メルボルン、シドニー、ブリスベン、パース、アデレード(テレビ/電話会議)

- a. 第58回日豪経済合同委員会会議の日程・議題  
b. 第59回日豪経済合同委員会会議の日程  
c. 日本からの対豪M&Aの最新動向  
d. 日豪両国の経済・政治情勢

3) 2019年度日豪経済委員会総会

7月31日(紙上総会)

- a. 2018年度事業報告(案)・収支決算(案)ならびに2019年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認の件

4) 第57回日豪経済合同委員会会議 日本代表団結団式

10月2日 (54名)

開催地: 東京/丸の内二重橋ビル

- a. 開会挨拶

日豪経済委員会 委員長 三村明夫

- b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 参事官 田村政美氏  
経済産業省 通商政策局 特別通商交渉官 柏原恭子氏

- c. 第57回日豪経済合同委員会会議について

5) 第57回日豪経済合同委員会会議

10月7日~9日 (368名)

日本側: 209名

豪州側: 159名

開催地: 日本/ホテルニューオータニ大阪

- a. 開会式  
開会挨拶

日豪経済委員会 委員長 三村明夫

豪日経済委員会 委員長 サー・ロッド・エディントン 氏

祝辞

(安倍晋三首相メッセージ代読) 駐オーストラリア日本国特命全権大使 高橋 礼一郎 氏  
(スコット・モリソン首相メッセージ代読) 駐日オーストラリア特命全権大使 リチャード・コート 氏

b. 第1回全体会議 基調講演「未来に向けた新たなパートナーシップ」

基調スピーカー： 川崎重工業(株) 社長執行役員 金花 芳 則 氏

c. 第2回全体会議 (パネルディスカッション)

「資源・エネルギー、再生可能エネルギーと化石エネルギー、SDGsと3E+S」

進行役： 電源開発(株) 会長 北村 雅 良 氏

パネリスト： 三菱重工業(株) 上席シニアフェロー 福泉 靖 史 氏

(株)三菱UFJ銀行 取締役副頭取執行役員 宮地 正 人 氏

Woodside, CEO, Peter Coleman 氏

Ashurst, Partner, Paul Newman 氏

d. 第3回全体会議 (事前講演)「持続可能な都市開発ーよりよい都市環境を目指してー」

東京都市大学 都市生活学部 教授 坂井 文 氏

e. 第3回全体会議 (パネルディスカッション)

「インフラ投資・都市開発・都市集中化」

進行役： Kokusai Business Advisory

Principal, Bob Seidler AM 氏

パネリスト：

Lendlease, Group Executive, Jason de Sousa 氏

NSW Treasury, Interim Deputy Secretary Trade,

Tourism, Investment&Precincts, Kim Curtin 氏

(株)三井住友フィナンシャルグループ 代表執行役副社長 大島 眞 彦 氏

丸紅(株) 顧問 矢島 浩 一 氏

f. 第4回全体会議

「次世代リーダーズセッション「New Partnership Showcase」

進行役： マッコーリー証券(株) シニアヴァイスプレジデント 三原 寛 奈 氏

モデレーター： Australia Japan Practice,

Herbert Smith, Freehills, Senior Associate,

Natalie McDowell 氏

パネリスト：

Australian Digital Commerce Association,

Founder&President, Ronald Tucker 氏

日本仮想通貨交換業協会 事務局長 福井 崇 人 氏

Hazer Group Limited,

CEO & Managing Director, Geoff Ward 氏

アトラシアン(株) 社長 Stuart Harrington 氏

MCIBパートナーズ(株) エグゼクティブディレクター

Christopher Brennan 氏

千代田化工建設(株) 水素チェーン事業推進部

水素事業企画・開発セクション セクションリーダー 池田 修 氏

g. 第5回全体会議「イノベーション・スタートアップ」

議長： Australian National University

Professor, Veronica Taylor 氏

スピーカー： Nanosonics Limited Chief Executive

6. 会議 (15) 国際会議

Officer / President, Michael Kavanagh 氏  
豊田通商(株) 化学品・エレクトロニクス本部 エレクトロニクスSBU本部  
COO 柿原 安博 氏  
(独)日本貿易振興機構 副理事長 信谷 和重 氏

h. 次回開催地のご案内

South Australian Government,  
Minister for Trade, Tourism and  
Investment, The Hon David Ridgway MLC 氏

i. 最終全体会議

閉会挨拶

日豪経済委員会 委員長 三村 明夫

豪日経済委員会 委員長 サー・ロッド・エディントン 氏

j. 歓迎レセプション (大阪/太閤園「ガーデンホール」)

歓迎挨拶:

大阪商工会議所 会頭 尾崎 裕 氏

大阪市 経済戦略局長 柏木 陸照 氏

k. 産業視察会「けいはんな学研都市 (関西文化学術研究都市)」

「岩谷産業中央研究所&ダイキン・テクノロジーイノベーションセンター」

6) EPA活用小委員会

5月20日 (21名) 2019年度日豪EPA活用小委員会

開催地: 東京/丸の内二重橋ビル

a. 開会挨拶

EPA活用小委員会 委員長 小島 順彦

b. 2018年度 EPA活用小委員会 活動報告

c. 2019年度 EPA活用小委員会 活動計画案

d. 討議・意見交換

e. 閉会挨拶

EPA活用小委員会 副委員長 赤星 康

8月1日 (22名) 日豪EPAとTPP11に関する勉強会 (主催)

開催地: 東京/丸の内二重橋ビル

(独)日本貿易振興機構 海外調査部 アジア大洋州課 北見 創 氏

TSストラテジー(株) 代表取締役 藤森 陽子 氏

7) 日豪次世代リーダーズプログラム

通年

ビデオ電話会議 (年間累計30回以上開催)

開催地: 東京/ハーバート・スミス・フリーヒルズ東京オフィスなど

5月29日

ANZCCJ Executive CommitteeにおけるFLPの  
活動紹介プレゼンテーション

開催地: AIG東京オフィス

7月4日 (22名)

第5回勉強会「日豪のブロックチェーン分野における協力について」

開催地: リオティント東京オフィス

9月5日 (7名)

日本側メンバー懇親会

開催地: 東京/東麻布

10月6日 (30名)

次世代リーダーズプログラム懇親交流会

開催地: 大阪

10月7日 (43名)

次世代リーダーズラウンドテーブル

開催地：大阪  
 12月18日 (14名) 日本側メンバー懇親会  
 開催地：新橋

## 8) その他の会議・イベント

4月3日 在日オーストラリア大使館主催 観桜会  
 10月3日 (20名) リチャード・コート駐日オーストラリア大使主催昼食会  
 (日豪経済委員会運営委員対象)  
 10月9日 オーストラリアとのM&A機会についての朝食会  
 (後援：日豪経済委員会)  
 主催：在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所、  
 アシャー法律事務所、オーストラリア貿易投資促進庁、  
 マッコリー銀行、南オーストラリア州政府)  
 開催地：大阪/ホテルニューオータニ大阪  
 10月9日 日豪研究交流基金助成金プロジェクト(周知協力)  
 1月9日 豪州における大規模森林火災に対する義捐金送付  
 1月28日 (40名) リチャード・コート駐日オーストラリア大使主催昼食会  
 (訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッションメンバー対象)  
 2月19日 豪州若手政治家の日豪経済委員会 事務総長表敬  
 3月18日～19日 在日豪州大使館からのインターンシップ生受入れ

## 9) 表敬・懇談

4月15日 西シドニー空港都市(エアロトロポリス)開発計画公社サム・サンスターCEOによる  
 三村委員長表敬  
 6月10日 サイモン・バーミンガム貿易・観光・投資大臣による三村委員長表敬  
 6月13日 アンドリュー・ガウチ レンドリースジャパン(株)社長兼CEO/在日オーストラリア・ニュー  
 ジーランド商工会議所 元会頭による三村委員長表敬  
 9月13日 紀谷 昌彦 在シドニー日本国総領事による三村委員長表敬  
 10月2日 ボブ・サイドラー豪日経済委員会副委員長による三村委員長表敬  
 10月15日 西シドニー空港都市(エアロトロポリス)開発計画公社ジェニファー・ウェスタコット会長  
 とサム・サンスターCEOによる三村委員長表敬  
 10月21日 ブルース・ミラー 豪州国立大学上級政策フェローによる三村委員長表敬  
 1月14日 ブレット・カーパー駐日オーストラリア大使館公使と三村委員長の面談  
 1月17日 スティーブン・マーシャル南オーストラリア州首相による三村委員長表敬  
 1月30日 高橋礼一郎駐オーストラリア日本国大使による三村委員長表敬  
 3月18日 リチャード・コート駐日オーストラリア大使と三村委員長の面談

## ⑪ 日本ニュージーランド経済委員会

## 1) 幹事会

5月14日 (15名)

開催地：東京/丸の内二重橋ビル

- a. 「最近のニュージーランド情勢と日ニュージーランド関係について」  
 外務省 アジア大洋州局大洋州課 課長 山口 大治 氏
- b. 「最近のニュージーランド経済概況」  
 経済産業省 通商政策局アジア大洋州課 参事官 清水 正雄 氏
- c. 第46回日本ニュージーランド経済人会議 日程・議題(案)について

6. 会議 (15)国際会議

2) 2019年度日本ニュージーランド経済委員会総会

7月31日(紙上総会)

- a. 2018年度事業報告(案)・収支決算(案)ならびに2019年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認の件

3) 第46回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

9月12日(24名)

開催地:東京/丸の内コンファレンススクエア

- a. 開会挨拶

日NZ経済委員会 日本側委員長 市川 晃

- b. 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局 審議官 小林 賢一氏  
経済産業省 通商政策局アジア大洋州課 参事官 清水 正雄氏

- c. 第46回日本ニュージーランド経済人会議について

4) 第46回日本ニュージーランド経済人会議

9月18日~19日(146名)

日本側:69名

NZ側:77名

開催地:千葉/柏の葉カンファレンスセンター

- a. 開会式

開会挨拶

日NZ経済委員会 日本側委員長 市川 晃

日NZ経済委員会 NZ側委員長 イアン・ケネディ氏

祝辞

駐ニュージーランド日本国特命全権大使 小林 弘裕氏

駐日ニュージーランド特命全権大使 ヘイミッシュ・クーパー氏

(森田健作千葉県知事メッセージ代読)千葉県 商工労働部 担当部長 高橋 昌伸氏

- b. 第1回全体会議「日・NZ経済情勢概観~CPTPP発効とRCEP展望」

進行役:

International Business Forum,  
Executive Director, Stephen Jacobi氏

パネリスト:

(株)三菱UFJ銀行 顧問 倉内 宗夫氏

Bank of New Zealand, Head of Research,

Stephen Toplis氏

(独)日本貿易振興機構 副理事長 赤星 康氏

- c. 第2回全体会議「インフラストラクチャーと投資」

進行役:

Bank of New Zealand, Government  
& Specialised Finance, Head of

Infrastructure, Laura Harris氏

パネリスト:

三井不動産(株) 執行役員/柏の葉街づくり推進部長

山下 和則氏

Housing New Zealand Corporation,

Strategic Sourcing and Supplier Management,

Director, Andrea Morton氏

(株)レノバ バイオマス事業本部 エグゼクティブ・アドバイザー/燃料調達部

部長 草野 善信氏

Scion, Chief Innovation & Science Officer,  
Elspeth MacRae 氏

d. 第3回全体会議「持続可能な開発（含む再生エネルギー、林業）」

議長： University of Auckland, Department of  
Engineering Science, Head/Geothermal In-  
stitute, Director, Prof. Rosalind Archer 氏

スピーカー： 住友林業(株) 筑波研究所 所長 中嶋一郎 氏  
東京ガス(株) アドバイザー 村木 茂 氏

University of Auckland, Chair of  
Energy Economics, Basil Sharp 氏  
Tuaropaki Trust, CEO, Steve Murray 氏

e. 第4回全体会議「農業（含む機能性食品）」

進行役： 伊藤ハム米久ホールディングス(株) 会長 小川広通 氏

スピーカー： アンズコフーズ(株) 社長 金城 誠 氏

University of Otago, Research and  
Enterprise Office, Business Manager,  
David Grimmett 氏

パネリスト： Wholesum Japan 社長 ドナルド ロックスバラ 氏  
野菜で健康研究所(株) 代表取締役 中田光彦 氏

f. 特別セッション①「ツーリズムとマオリビジネスについて」

議長： New Zealand Trade and Enterprise,  
Investment, General Manager,  
Dylan Lawrence 氏

スピーカー： New Zealand Trade and Enterprise,  
Maori Business, Director, Dale Stephens 氏

g. 特別セッション②「ラグビーを通じた日・NZ関係の構築について」

スピーカー： New Zealand Rugby, Head of  
Partnerships & Commercial Development,  
Yarnie Guthrie 氏

h. 第5回全体会議「イノベーションとスタートアップ」

進行役： New Zealand Trade and Enterprise Japan  
Beachhead Advisor, 大家万明 氏

スピーカー： (株)JVCケンウッド 執行役員 経営企画部長 越野純子 氏

Wellington City Council,  
City Engineer, Derek Baxter 氏  
国立大学法人電気通信大学 研究戦略室統括室 特任教授 森倉 晋 氏

パネリスト： University of Auckland,  
Faculty of Science, Michael Witbrock 氏

University of Auckland,  
Bioengineering Institute,  
Mark Billingham 氏

i. 最終全体会議

共同声明の採択

閉会挨拶 日NZ経済委員会 NZ側委員長 イアン・ケネディ 氏

日NZ経済委員会 日本側委員長 市川 晃

第47回会議の日程・開催地について

j. 歓迎レセプション

## 6. 会議 (15) 国際会議

開会挨拶 日NZ経済委員会 日本側委員長 市川 晃  
来賓挨拶 柏市長 秋山 浩保 氏

A I G J a p a n , P r e s i d e n t a n d C E O

R o b e r t L . N o d d i n 氏

乾杯 日NZ経済委員会 NZ側委員長 イアン・ケネディ 氏

D i s a r m a m e n t a n d J u s t i c e , O p p o s i t i o n

S p o k e s p e r s o n f o r D e f e n c e , M a r k M i t c h e l l 氏

- k. 産業視察会 三井不動産(株) 柏の葉スマートシティツアー  
千葉大学 柏の葉キャンパス 植物工場  
東京大学 生産技術研究所 千葉実験所

- l. 晩餐会 (ザ・クレストホテル柏)

乾杯挨拶 日NZ経済委員会 日本側委員長 市川 晃

### 5) その他の会議・イベント

5月22日 (96名) 「ニュージーランド ビジネスセミナー」(主催)

開催地: 東京/フクラシア八重洲

- a. 開会挨拶

ニュージーランド大使館 臨時代理大使 ピーター・ケル 氏

- b. 「ニュージーランドとその投資環境」

ニュージーランド大使館/ニュージーランド貿易投資促進庁

インベストメントマネージャー 彦坂 浩史 氏

- c. 「持続可能な経済発展に貢献する再生エネルギーとニュージーランド」

ニュージーランド貿易投資促進庁 商務担当官

今村 吉文 氏

- d. 「NZのR&D投資誘致プログラムについて」

ニュージーランド政府・MBIE省・イノベーションパートナーシップ担当

五味 誠之 氏

- e. 「TPP11を活用したニュージーランドのビジネスチャンス」

(独)日本貿易振興機構 海外調査部アジア大洋州課 北見 創 氏

- f. 「NZでの農業(ブドウ栽培)展開の経験から」

農業生産法人葡萄専心(株) 代表取締役 樋口 哲也 氏

- g. ネットワーキング・立食懇親会

乾杯挨拶 日本ニュージーランド経済委員会 事務総長

小林 英文

- h. 「ラグビーワールドカップの大会展望について」

渋谷区ラグビー協会 会長 長田 昌仁 氏

9月20日 (214名) 「ニュージーランド首相ジャシンダ・アーダーン閣下歓迎レセプション」(共催)

開催地: 東京/コンラッド東京

9月20日 「ニュージーランド投資セミナー」(後援)

### 6) 表敬・懇談

1月29日 ヘイミッシュ・クーパー駐日ニュージーランド大使の三村会頭表敬

## ⑫ 日智経済委員会

- 1) 2019年度日智経済委員会日本国内委員会総会

8月20日(紙上総会)

- a. 2018年度事業報告(案)・収支決算(案)ならびに2019年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認の件

2) 日智経済委員会日本国内委員会担当者会議

9月24日(19名)

開催地:東京/丸の内二重橋ビル

- a. 第32回日智経済委員会(2020年6月4日開催)について

- (a) 全体構成、日程・議題について  
 (b) 日智両国政府への要望、アピールしたいプロジェクトや講演者の募集について  
 (c) 社外からの講演者、メンバー企業以外の企業等の招聘について  
 (d) 産業視察先候補地について

3) 表敬・懇談

10月10日 日智経済委員会チリ国内委員会事務総長ペドロ・レウス氏と日本国内委員会事務局の面談

⑬ 日亜経済委員会

1) 2019年度日亜経済委員会総会

8月20日(紙上総会)

- a. 2018年度事業報告(案)・収支決算(案)ならびに2019年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認の件

2) 表敬・懇談

7月22日 外務省 中前隆博(前)中南米局長、吉田朋之(新)中南米局長の三村会頭表敬

3) その他の会議・イベント

5月13日 「アルゼンチン農産業への投資・融資機会セミナー」(後援)

10月 3日 「アルゼンチン企業との商談会-ARGENTINA JAPAN B2B MEETING OPPORTUNITIES-」(後援)

⑭ 日本ペルー経済委員会

1) 2019年度日本ペルー経済委員会総会

8月20日(紙上総会)

- a. 2018年度事業報告(案)・収支決算(案)ならびに2019年度事業計画(案)・収支予算(案)の承認の件

2) 第13回日本ペルー経済協議会/日本ペルー経済フォーラム日本代表団結団式

11月 6日(40名)

開催地:東京/丸の内二重橋ビル

- a. 開会挨拶 日本ペルー経済委員会 委員長 檜田松瑩

- b. 来賓ブリーフィング

外務省 中南米局長 吉田朋之氏  
 経済産業省 通商政策局 中南米室長 三浦聡氏

- c. 第13回日本ペルー経済協議会について

3) 第13回日本ペルー経済協議会/日本ペルー経済フォーラム

11月18日~19日(257名)

6. 会議 (15)国際会議

開催地：ペルー／リマ（スイスホテル・リマ）

a. 開会式

開会挨拶

日本ペルー経済委員会 ペルー側委員長 ルイス・ベガ 氏  
日本ペルー経済委員会 日本側委員長 槍田松瑩

祝辞

ペルー政府代表 外務省 通商観光省 副大臣 サユリ・バイヨナ 氏  
(ビデオメッセージ) 日本政府代表 内閣総理大臣 安倍晋三 氏

挨拶

ペルー外務省 副大臣 ハイメ・ボマレダ 氏  
ペルー経団連 会長 マリア・レオン 氏

b. 個別テーマ：鉱業 「新鉱業ビジョン2030が描く新たなビジネスチャンス」

ペルーエネルギー鉱山省 副大臣 アウグスト・カウディ 氏

c. 120周年特別講演：

「日本人移住者のファミリービジネス成功事例～Importaciones Hiraoka」

Importaciones Hiraoka S.A.C 社長 カルロス・ヒラオカ 氏

d. 個別テーマ：イノベーション「日系ファンドから見たラテンアメリカStart-up企業の現状と将来性」

ピウラ大学 PAD-Red de Inversionistas Angeles

代表 アライン・エリアス 氏

ミュージックセキュリティーズ(株) 代表取締役 小松真実 氏

e. 1日目閉会挨拶

日本ペルー経済委員会 事務総長 西尾昇治

f. 特別講演：「ペルー・日本の146年間の外交関係」

駐日ペルー特命全権大使 ハロルド・フォルサイト 氏

g. 特別講演：「2016年度ラ米最優秀中央銀行総裁に聞く～さまよう国際経済とペルーマクロ経済」

ペルー中央銀行 総裁 フリオ・ベラルデ 氏

h. 個別テーマ：SDGs「日本の先端技術を活用したペルーのインフラプロジェクトへの参画」

日立南米社 社長 三好康敦 氏

日本電気(株) エグゼクティブディレクター 高田正純 氏

TTT Grupo Morikawa CEO 森川満史野 氏

i. 個別テーマ：農業「ペルー農産品輸出の状況と世界における持続可能な農業の動向」

Shared-X Impact Farming CEO トニー・サラス 氏

ペルー輸出業協会 会長 エリック・フィッシャー 氏

j. 個別テーマ：ガストロノミー・観光大国ペルー「セビーチェはなぜ国民食になったのか」

Ajinomoto del Perú S.A. 社長 和田見大作 氏

レストラン「OSSO」 オーナー レンソ・ガリバルディ 氏

ペルー貿易観光促進庁 長官 ルイス・トーレス 氏

k. 個別テーマ：鉱業「新鉱業ビジョン2030が描く新たなビジネスチャンス」

Compañía de Minas Buenaventura S.A.A.

社長 ロケ・ベナビデス 氏

l. 個別テーマ：ペルーの人材育成・教育における日本「いかにして日本ファンの人材を育てるか」

(独)国際協力機構(JICA) ペルー事務所 所長 中川岳春 氏

国立サンマルコス大学 教授 カルロス・アキノ 氏

SENATI(全国工業労働訓練機関) 代表 グスタボ・アルバ 氏

m. 個別テーマ：COOL JAPAN「2025大阪万博が提案する新未来のスマートシティ」

2025年日本国際博覧会協会 審議役 布瀬雅義 氏

## n. 閉会式

日本ペルー商工会議所 会頭 中村 誠 氏

## o. 日本側代表団打合せ会

挨拶

日本ペルー経済委員会 事務総長 西尾 昇 治

ブリーフィング「最近のペルー情勢」

日本貿易振興機構(ジェトロ) リマ事務所長 設楽 隆 裕 氏

## 4) その他の会議・イベント

7月 9日 (80名)「中南米経済セミナー～市場として魅力ある中南米」(国際協力機構と共催)

開催地:東京/丸の内二重橋ビル

## a. 開会挨拶

日本ペルー経済委員会 事務総長 西尾 昇 治

駐日ペルー特命全権大使 ハロルド・フォルサイト 氏

## b. 「ペルーにおける三井物産㈱の取り組み例」

MITSUI &amp; CO. (PERU) S. A. 社長 中村 誠 氏

## c. 「中南米日系社会との連携」

(独)国際協力機構(JICA) 中南米部 計画・移住課 課長 石橋 匡 氏

## d. 「2018年度『中南米日系社会との連携調査団』(パラグアイ・ペルー派遣)」

国土防災技術㈱ 社長室 営業推進部長 武藤 光 氏

事業本部緑環境事業部 主任 上野 直哉 氏

## e. 「中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出委託事業のご紹介」

中央開発㈱ 海外事業部 技術部長 関田 宏一 氏

## f. 「第13回日本ペルー経済協議会のご案内」

日本ペルー経済委員会 事務局 井尻 収一

9月27日 槍田委員長のホセ・グレゴリオ・パス・ソルダン・ペルー外交功労勲章 大十字位授与式

10月15日 (53名)「土屋定之 駐ペルー大使講演会」(ラテンアメリカ協会と共催)

## a. 「ペルー共和国の情勢」

駐ペルー日本国特命全権大使 土屋 定之 氏

## b. 「第13回日本ペルー経済協議会のご案内」

日本ペルー経済委員会 事務局 井尻 収一

## ⑮ 日本エジプト経済委員会

1) アブドゥルフアッターハ・エルシーシ大統領とのラウンドテーブル

6月29日 (33名)

開催場所:セントレジスホテル大阪11階「アスターボールルーム」

## a. 歓迎挨拶

日本・エジプト経済委員会 委員長 小澤 哲

## b. 挨拶

エジプト・日本経済委員会 委員長 イブラヒム・エル・アラビー 氏

## c. 答礼挨拶

エジプト・アラブ共和国 大統領 アブドゥルフアッターハ・エルシーシ 氏

## d. 懇談

## e. 閉会挨拶

日本貿易振興機構 理事長 佐々木 伸彦 氏

2) 日本エジプトビジネス投資セミナー

## 6. 会議 (15)国際会議

8月27日(100名)

開催場所：横浜ベイホテル東急「クイーンズグランドボールルーム」

### a. オープニングセッション

日本・エジプト経済委員会 委員長 小澤 哲  
エジプト・日本経済委員会 委員長 イブラヒム・エル・アラビー 氏  
エジプト・日本経済委員会 副委員長 ハメッド・アボウン・エニン 氏  
駐エジプト日本国大使 能化正樹 氏

### b. 基調講演

エジプト・アラブ共和国 投資国際協力大臣 サハル・ナスル 氏  
エジプト・アラブ共和国 貿易産業大臣 アムル・ナッサール 氏

### c. 全体会議

在エジプト日本商工会 会長 平澤 彰一 氏  
ELAraby Group, CEO, Eng. Mohamed EL-Araby 氏  
Elsowedy Electric, Chairman, Ahmed Elsewedy 氏  
Orascom, Business Development Director,  
Tamer Shafik 氏  
Modern Machinery, Chairman, Eng. Khaled Sabry 氏  
日本貿易振興機構カイロ事務所 所長 常味高志 氏

### d. クロージングセッション

エジプト・日本経済委員会 委員長 イブラヒム・エル・アラビー 氏  
日本・エジプト経済委員会 委員長 小澤 哲

## ⑩ 日西経済委員会

### 1) 共催

10月3日～4日

京都スマートシティエキスポ2019 (主催：京都スマートシティエキ  
スポ運営協議会 (京都府、京都市、日西経済委員会他17団体))

### 2) 後援

11月11日～13日

バルセロナ港湾局貿易ミッション (主催：バルセロナ港湾局、スペ  
イン大使館経済商務部)

### 3) 表敬

10月29日

平松賢司 駐スペイン日本国大使の三村会頭表敬

## ⑪ 日本・カナダ商工会議所協議会

### 1) 2019年度総会

3月26日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

日本商工会議所「会議室A・B」

#### a. 開会挨拶

日本・カナダ商工会議所協議会 会長 檜田松瑩

#### b. 報告 ①2019年度活動報告

②2019年度収支決算 (見込み)

#### c. 議件 ①2020年度活動計画 (案)

②2020年度収支予算 (案)

③会長の交代について

④その他

#### d. 講演

外務省 北米局 北米第二課長 七澤 淳 氏

在日カナダ大使館 参事官・シニアトレードコミッショナー  
 デビッド・ポストウィック 氏

## 2) 主催イベント

- a. 4月23日 セミナー「現地の最新情報とビジネスチャンスを紹介～オンタリオ州編～」
- b. 11月12日 日本・カナダ次官級経済協議における要望事項に関する意見交換会
- c. 11月29日 セミナー「カナダ・オンタリオ州（南西部）の投資・ビジネスチャンス」  
 ／訪日団（5都市長）とのネットワーキング
- d. 2月 4日 在カナダ日本大使館・川村大使との懇談会および講演会

## 3) 後援・協力

- a. 4月25日 セミナー「ダイバーシティ・インクルージョンの経済的利益」
- b. 11月18日 セミナー「イノベーションの共創」
- c. 2月 6日 シンポジウム「イノベーションを生み出すダイバーシティ」
- d. 2月14日 オンタリオ州IoT商談会
- e. 3月 2日 オンタリオ州ライフサイエンス関連産業商談会

## 4) 面談・出席

- a. 6月11日 カナダIT投資・イノベーションセミナー&トロント・イノベーションハブ視察会
- b. 6月14日 オタワ大学フランソワ・キャリエール国際調査部長との意見交換
- c. 1月20日 在カナダ公館長会議・官民セッション「日加経済フォーラム」

## ⑩ 日本メコン地域経済委員会

## 1) 総会兼勉強会および交流会

6月 7日 (36名)

東京商工会議所 Hall&Conference Room会議室「Room A1・2」

- a. 開会挨拶 日本メコン地域経済委員会 委員長 小林 洋一

## b. 2019年度総会

- (a) 2018年度事業報告(案)および収支決算(案)について
- (b) 委員異動一覧、委員名簿について
- (c) 委員長の選任について
- (d) 2019年度事業計画(案)および収支予算(案)について
- (e) 規約の改定について
- (f) その他

## c. 講演

- (a) 「ミャンマーの現在の政策と経済状況」について

駐日ミャンマー連邦共和国 特命全権大使 トゥレイン・タン・ズン 氏

## d. 交流会

## 2) 「第15回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会」結団式

10月28日 (25名)

東京商工会議所 Hall&Conference Room会議室「Room B2」

- a. 開会挨拶 日本メコン地域経済委員会 委員長 吉田 朋史

## b. ミャンマーの政治・経済情勢に関するブリーフィング

- (a) 「最近のミャンマー情勢及び日緬関係について」

外務省 アジア大洋州局 南部アジア第一課 課長 山田 欣幸 氏

- (b) 「日本とミャンマーとの経済関係について」

## 6. 会議 (15)国際会議

経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課 参事官 清水 正雄 氏

### c. 訪ミャンマー経済ミッションについて

- (a) 団長、副団長、事務総長について
- (b) 日程等について
- (c) 団費について
- (d) その他

### d. 閉会

## 3) 第15回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議

11月14日(100名)

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会ビル2階メイン会議場

### a. 開会式

- (a) 基調演説

商業省 次官 アウン・ソー 氏

- (b) 歓迎挨拶

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 会頭 ゴー・ミン・ウイン 氏  
日本メコン地域経済委員会 委員長 吉田 朋史

- (c) 祝辞

- i. 安倍晋三 日本国内閣総理大臣祝辞

(代読) 駐ミャンマー連邦共和国 日本国大使 丸山市郎 氏

- ii. ウィン・ミン ミャンマー連邦共和国大統領祝辞

(代読) 国家最高顧問府 副大臣 マウン・ティン 氏

### b. 記念品交換及びフォト・セッション

### c. セッション1：ミャンマー観光産業における事業機会

- (a) ミャンマー側

JTB Polestar Co., Ltd. 会長 チョー・ミン・ティン 氏

- (b) 日本側

ANAホールディングス(株) 上席執行役員 芝田 浩二 氏

- (c) 質疑応答・意見交換

### d. セッション2：日本におけるミャンマー人材の拡大と人材育成

- (a) 日本側

三井物産(株) 顧問 田中 聡 氏

- (b) ミャンマー側

ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 共同書記長 カイン・カイン・ヌエ 氏

- (c) 質疑応答・意見交換

### e. 共同声明

### f. 閉会式

日本メコン地域経済委員会 共同委員長 塩田 誠  
ミャンマー連邦共和国商工会議所連合会 副会頭 タウン・ティン 氏

## 4) 訪ミャンマー経済ミッション

11月14日～16日 (31名)

訪問地：ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン、カックー、インレー湖

- a. 丸山市郎駐ミャンマー日本国大使によるブリーフィング兼夕食懇談会(11月13日)
- b. 第15回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議(11月14日)
- c. ミャンマー日本商工会議所との懇談会兼昼食会(11月14日)

- d. ティラワ経済特区進出企業視察（11月14日）
- e. UMFCCI主催歓迎夕食会（11月14日）
- f. カックー遺跡視察（11月15日）
- g. インレー湖視察（11月16日）

## 5) 懇談会・セミナー

- 5月29日（55名） カンボジア商工会議所正副会頭等との懇談会
- 6月 3日（91名） ベトナム・フーイエン省投資促進セミナー
- 6月28日（15名） 「メコン産業開発ビジョン2.0」説明会
- 8月 6日（24名） ベトナム社会主義共和国 ズン官房長官との夕食懇談会
- 9月30日（ 9名） タイEECシーハサック顧問(元駐日大使)一行との懇談会
- 10月29日（ 9名） ラオス人民民主主義共和国 キーケオ・チャンタブリー計画投資省副大臣等との懇談会
- 11月 8日（49名） ベトナム地方自治体代表・企業代表等との懇談会
- 12月17日（31名） ベトナム戦略的幹部研修プロジェクト訪日メンバーとの意見交換会

## 6) 表敬

- 8月22日 竹若敬三 駐ラオス日本国大使の吉田委員長表敬訪問
- 9月13日 ヴ・ダイ・タン ベトナム計画投資省副大臣の山埜共同委員長表敬訪問

## 7) 日越大学構想推進への協力

- 4月18日 第4回日越大学理事会
- 3月26日 第5回日越大学理事会

## 8) 各機関への協力等

## a. 第12回日メコン産業政府対話への協力

8月15日

アテネホテル（タイ・バンコク）

田中健治執行役員アジア・大洋州支配人代行（兼）伊藤忠タイ会社社長が日本側民間代表として参加

## b. 第11回日メコン経済大臣会合への協力

9月10日

シャングリラ・バンコク（タイ・バンコク）

塩田誠共同委員長が日本側民間代表として参加

## ⑱ 全国商工会議所中国ビジネス研究会

- 1) 会員企業の対中国ビジネスを支援するため、中国関連セミナーなどについて情報提供を行った。（研究会登録メンバー数：390（3月17日現在）。メールマガジン配信数：本年度2回、通算配信数203回）本年度は日商との共催で「外商投資法」や「食品産業」などをテーマに以下のとおりセミナーを4回開催した。

5月23日（88名） 中国ビジネス法務セミナー ～外商投資法と今後の影響～

7月22日（50名） 中国環境セミナー ～環境規制の最新動向と日系企業への影響～

12月16日（60名） 中国ビジネスセミナー ～食品産業の最新事情と今後の可能性～

2月14日（60名） 中国ビジネス法務セミナー ～新型コロナウイルスへの対応と外商投資法～

- 2) 「日中社会保障協定に関する実務説明会」

厚生労働省および日本年金機構の担当者が日中社会保障協定の解説と実務的な手続き等の説明を行った。

6月25日～26日、7月1日、7月3日、7月24日（350名）

## 6. 会議 (15)国際会議

開催地：東京/日本貿易会 A会議室、日本在外企業協会セミナールーム  
大阪/大阪商工会議所 地下1階 1号会議室  
福岡/福岡商工会議所B 1-b 会議室  
名古屋/名古屋栄ビル

### ⑩ 東アジア・ビジネスカウンシル (EABC)

#### 1) 第45回EABC会合

9月9日 (24名)

開催地：バンコク (タイ)

- 中小企業、Eコマース、RCEP各ワーキンググループの成果について
- ASEAN+3首脳・経済大臣会合、高級実務者会合への提出内容について
- その他

#### 2) 第46回EABC会合

1月11日 (33名)

開催地：ハノイ (ベトナム)

- 2019年度の活動報告
- 議長交代
- EABC2020年のテーマ・活動計画

#### 3) EABCとASEAN+3経済大臣会合

9月10日

開催地：バンコク (タイ)

### ⑪ アジア・大洋州地域大使との懇談会 (日本経済団体連合会との共催)

1月29日 (89名)

開催地：経団連会館「ダイヤモンドルーム」

#### a. 開会

日本経済団体連合会 会長 中西宏明氏

#### b. 挨拶および大使紹介

外務省 アジア大洋州局長 滝崎成樹氏

#### c. 各国情勢の説明

駐インド特命全権大使 鈴木哲氏

駐インドネシア特命全権大使 石井正文氏

駐タイ特命全権大使 梨田和也氏

駐韓国特命全権大使 富田浩司氏

駐ベトナム特命全権大使 梅田邦夫氏

駐米国特命全権大使 杉山晋輔氏

#### d. 懇談

#### e. 閉会

日本商工会議所 特別顧問/東京商工会議所 副会頭 中村満義氏

### ⑫ 駐中南米地域日本国大使との懇談会 (日本経済団体連合会との共催)

2月21日 (152名)

開催地：東京商工会議所 Hall & Conference Room 「渋谷ホール」

#### a. 開会挨拶

日智経済委員会日本国内委員会・日亜経済委員会

日本ベネズエラ経済委員会・日本コロンビア経済委員会

委員長 小林 健 氏

b. 中南米地域情勢説明および大使紹介

外務省 中南米局長 吉田 朋之 氏

c. 各国情勢の説明

駐アルゼンチン特命全権大使 中前 隆博 氏

駐コロンビア特命全権大使 森下 敬一郎 氏

駐チリ特命全権大使 平石 好伸 氏

駐ブラジル特命全権大使 山田 彰 氏

駐ベネズエラ特命全権大使 岡田 憲治 氏

駐ペルー特命全権大使 土屋 定之 氏

駐メキシコ特命全権大使 高瀬 寧 氏

d. 懇談

e. 閉会挨拶

中南米地域委員会 委員長 加瀬 豊 氏

㊸ その他国際関係会議

1月31日 外務省主催イスラエル・パレスチナ合同青年招へい事業 企業視察会

(16) その他の会議

① 参与会

6月14日～15日 (30名)

※熊本県熊本市にて開催

1) 開会

2) 新任参与、代理出席者 紹介

3) 挨拶

4) 説明

「140 (意志を) つなぐ東商ビジョン」を踏まえた今後の活動について

5) 意見交換

6) その他

11月25日 (35名)

1) 開会挨拶

2) 新任参与紹介

3) 説明 中期事業計画 (素案) について

4) 意見交換

5) その他

6) 閉会挨拶

② 部会長会議

7月11日

(15名)

1) 開会挨拶

2) 議件

a. 2号議員の各部会割当員数 (案) について

b. その他

3) 報告

a. 最近の情勢を踏まえた業界動向について (米中貿易摩擦による影響等)

b. その他

4) 意見交換

6. 会議 (16)その他の会議

5) 閉会

③ 議員企業担当者会議・名刺交換会

11月8日 (166名)

- 1) 開会挨拶
- 2) 三村会頭の活動方針(所信)について
- 3) 東京商工会議所の組織及び活動について
- 4) 新議員企業ご紹介
- 5) 今後の主要スケジュールについて
- 6) 質疑応答
- 7) その他
- 8) 名刺交換会
- 9) 閉会

④ 秘書会

4月16日

(115名)

- 1) 情報交換

12月21日

(102名)

- 1) 情報交換

⑤ 2019年度議員選挙に関する説明会

4月9日

(229名)

- 1) 2019年度1号議員選挙要領ならびに各種用紙の様式について
- 2) 選挙権委任システムについて
- 3) 「東京できる票数の通知」発送について
- 4) 会員情報提供依頼の状況について

7月9日

(235名)

- 1) 選挙人名簿の閲覧について
- 2) 立候補の届出について
- 3) 事前対照について
- 4) 投票日について
- 5) インターネット委任について
- 6) 1号議員選挙のPRについて

⑥ 選挙管理委員会

6月26日

(14名)

- 議件
- 1) 選挙人名簿について
  - 2) 1号議員選挙の告示について
  - 3) 1号議員選挙立候補の届出について
- 報告
- 1) 1号議員選挙 PRについて
  - 2) 今後の選挙管理委員会日程について

9月4日

(14名)

- 議件
- 1) 確定選挙人数・選挙権票数について
  - 2) 立候補者について
  - 3) タッチパネル投票について
- 報告
- 1) 選挙人名簿閲覧結果について
  - 2) 投票券の送付について
  - 3) 今後の選挙管理委員会日程について

10月1日

(14名)

- 議件
- 1) 立候補者の確定について
- 報告
- 1) 選挙人名簿との事前対照結果について
  - 2) 選挙当日(立会人)の業務等について

## 3) 投票・開票の流れについて

## ⑦ 福島県内商工会議所と東京商工会議所との懇談会 7月30日、31日(43名)

- 1) 7月30日視察
  - a. 大和川酒造店(会津喜多方商工会議所エリア)
  - b. ICTオフィス「スマートシティ(AiCT)」(会津若松商工会議所エリア)
- 2) 7月30日福島県内商工会議所と東京商工会議所との懇談会
  - a. 開会
  - b. 挨拶
  - c. 報告
    - (a)個別訪問を踏まえた福島相双地域における被災企業の現状と課題、要望について
    - (b)復旧・復興の現状と今後の被災地支援に関する要望等について
  - d. 意見交換
  - e. 閉会
- 3) 懇親会
- 4) 7月31日視察
  - a. 林精器製造(須賀川商工会議所エリア)
  - b. t e t t e 須賀川市民交流センター(須賀川商工会議所エリア)
  - c. ふくしま医療機器開発支援センター(郡山商工会議所エリア)

## ⑧ 四木会

- |       |      |    |           |
|-------|------|----|-----------|
| 4月24日 | (9名) | 1) | 意見交換・情報交換 |
| 11月7日 | (9名) | 1) | 意見交換・情報交換 |
| 3月31日 | (9名) | 1) | 意見交換・情報交換 |

## ⑨ オリンピック・パラリンピック関連会議等

- 1) 2020競技会場所在地商工会議所・商工会 連絡協議会  
第3回専務理事・事務局長会議  
4月18日(15名)
  - a. 開会
  - b. 挨拶 東京商工会議所 専務理事 石田 徹
  - c. 協議・意見交換
    - (a) 2020年に向けた決起大会・関連イベントの開催等について
    - (b) 各地商工会議所及び商工会における現況について
    - (c) その他
  - d. 閉会

## 第3回担当者会議

- |       |       |
|-------|-------|
| 12月9日 | (17名) |
|-------|-------|
- a. 開会
  - b. 出席者紹介
  - c. 説明
    - (a) 東京2020大会のパブリックビューイング等について
    - (b) 各地商工会議所・商工会の活動について
  - d. 意見交換
    - (a) 各地商工会議所及び商工会における現状、課題等について
  - e. 閉会

## 6. 会議 (16) その他の会議

### ⑩ 東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議

都内の商工会議所、商工会連合会、運輸、観光関連団体等、15団体にて構成する「東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)整備促進連絡会議」を開催し、「東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)の整備促進に関する決議」を採択した。また、決議にもとづき国土交通大臣ほか関係各所に陳情活動を行った。

#### 1) 連絡会議

11月8日 (27名) 東京外かく環状道路(関越道～湾岸線)整備促進連絡会議

##### a. 意見交換会

来賓挨拶

東京都議会外かく環状道路建設促進議員連盟 会長	中嶋 義雄 氏
国土交通省 関東地方整備局 道路部長	山本 悟司 氏
東京都 建設局 三環状道路整備推進部長	大庭 孝之 氏
東日本高速道路(株) 関東支社 東京外環工事事務所長	加藤 健治 氏
中日本高速道路(株) 東京支社 東京工事事務所長	杉井 淳一 氏

説明 「東京外かく環状道路の現状について」

国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所長 柴田 芳雄 氏

意見交換

##### b. 決議文採択 ※15団体構成員

報告 「東京外かく環状道路整備促進連絡会議の最近の活動について」

決議文採択

### ○ 東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)の整備促進に関する決議

首都圏が国際競争力を強化し、世界から人材・情報・投資が集まる国際的ビジネス拠点としての役割を十分に果たすためには、経済活動や都市機能を支える基幹道路ネットワークのさらなる整備が不可欠である。

中でも、首都圏三環状道路は首都圏の経済や生活を支え、開催まで残り1年を切った2020年オリンピック・パラリンピック大会時にも重要な役割を担う基幹インフラである。加えて、2016年以降、環状道路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点を基本とした料金体系が首都圏に導入されていることから、一刻も早い整備が求められる。

こうした中、首都高速中央環状線は、2015年3月に全線開通し、また、現在約9割の整備率である圏央道は、早期全線開通に向けて検討・工事が進められている。これらの道路においては、渋滞緩和効果や、広域観光の振興や生活道路の安全性向上、大型物流施設等の企業立地や生産性の向上、雇用や税収の増加など多岐にわたるストック効果が確実に発現している。一方、東京外かく環状道路(外環道)は、千葉区間が昨年6月に開通したが、これまで都心を経由していた埼玉～千葉間(東北道⇄東関東道)の交通の約8割が外環道へ転換し、中央環状線およびその内側の首都高では渋滞損失時間が約3割減少、埼玉～千葉間を運行しているバス事業者では、時間短縮により同じ人数の運転士で1日4往復から6往復へ増便でき生産性が向上するなど、様々な効果が現れていることから、未開通区間として残っている関越道～湾岸道路間の重要性がいよいよ高まっている。

このうち、関越道～東名高速間は、2012年9月に着工に至り、本年1月には東名JCTに続き大泉JCTからシールドマシンが発進するなど、工事が本格化していることから、青梅街道IC(インターチェンジ)の一体整備も含めた早期完成に向け、整備をさらに加速していくことが求められる。

一方、東名高速以南(東名高速～湾岸道路間)は、首都圏三環状道路の総仕上げの区間であり、湾岸道路等との接続により関越道・中央道・東名高速と羽田空港や京浜港とのネットワークが確立される極めて重要な路線であり、高いストック効果が期待されているが、未だルートが確定していない予定路線である。その具体化に向けた検討の場として、2016年2月に「東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)計画検討協議会」が設立し、本年6月には5回目の協議会が開催されたところであるが、早期計画具体化に向け、検討をさらに加速していくことが求められる。

外環道の整備は、都心に流入している通過交通が迂回でき渋滞解消につながるため、関越道～東名高速間のみでも年間の経済効果は約1,600億円、費用対便益(B/C)でも費用の約1.9倍という高い効果が見込まれているほか、生活道路の安全性向上や高い環境改善効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。とりわけ、首都直下地震等の発災時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することができる迂回機能(リダンダンシー)を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐことから、必要不可欠な路線である。

従って、外環道のさらなる整備促進に向けて、右記の通り、特段の配慮をお願いするものである。

## 記

## 1. 東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)の早期開通

- ・本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進し、一日も早い開通を目指し、国において用地補償および工事に必要な財源を確保すること。
- ・現在、約9割の進捗であるJCT・IC等の用地取得及び区分地上権取得を促進すること。特に進捗が遅れている青梅街道IC部における用地取得、区分地上権取得を国と東京都が連携のうえで加速すること。

## 2. 東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)の早期計画具体化

- ・環状道路としての機能を最大限発揮させるために、「東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)計画検討協議会」において、スピード感をもって検討を進め、東名高速から湾岸道路間のルート全体の計画について、起終点やインターチェンジの位置等を決定し、できる限り早期に事業化すること。

2019年11月8日

東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)  
整備促進連絡会議

構成団体		代表者
東京商工会議所	会 頭	三 村 明 夫
八王子商工会議所	会 頭	檜 崎 博
武蔵野商工会議所	会 頭	稲 垣 英 夫
青梅商工会議所	会 頭	小 澤 順一郎
立川商工会議所	会 頭	佐 藤 浩 二
むさし府中商工会議所	会 頭	濱 中 重 美
町田商工会議所	会 頭	深 澤 勝
多摩商工会議所	会 頭	伊 野 弘 明
東京都商工会連合会	会 長	村 越 政 雄
(一社)東京都トラック協会	会 長	浅 井 隆
(一社)東京バス協会	会 長	山 口 哲 生
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	会 長	川 鍋 一 朗
東京都商店街連合会	会 長	桑 島 俊 彦
(公財)東京観光財団	理事長	前 田 新 造
(公財)東京青年会議所	理事長	塩 澤 正 徳

## ⑪ 各種検定試験に関する会議等

## 1) カラーコーディネーター検定試験

1級採点委員会	12月15日	(19名)	第47回1級採点について
1級最終採点委員会	1月8日	(5名)	第47回1級最終採点審査

## 2) ビジネス実務法務検定試験

第1回1級作問・採点委員会	5月16日	(15名)	第46回1級問題作成について
第2回1級作問・採点委員会	8月23日	(23名)	第46回1級問題作成について

6. 会議 (16)その他の会議

第3回1級作問・採点委員会	10月 8日	(15名)	第46回1級問題作成について
1級最終採点委員会	2月20日	(5名)	第46回1級最終採点審査
3) 福祉住環境コーディネーター検定試験			
第1回1級作問委員会	5月24日	(7名)	第43回1級問題作成について
第2回1級作問委員会	8月16日	(6名)	第43回1級問題作成について
1級最終採点委員会	2月18日	(3名)	第43回1級最終採点審査
4) B A T I C (国際会計検定)			
第1回作問委員会	5月27日	(8名)	第37回問題作成について
第2回作問委員会	10月17日	(8名)	第38回問題作成について
5) 環境社会検定試験 (e c o検定)			
第1回作問委員会	3月27日	(6名)	第26回問題作成について
第2回作問委員会	5月10日	(6名)	第26回問題作成について
第3回作問委員会	8月 7日	(6名)	第27回問題作成について
第4回作問委員会	9月25日	(5名)	第27回問題作成について
「e c o検定アワード2019」審査委員会	9月30日	(7名)	e c o検定アワード2019最終審査
6) その他			
東京商工会議所企画検定試験 「新任施行研修会」			
4月25日	(67名)		東京商工会議所企画検定試験の施行運営について
東京商工会議所企画検定試験 「大都市商工会議所検定担当課長会議」			
1月 9日・10日			2019年度～20年度の検定試験施行運営について
	(14名)		会場：仙台商工会議所
東京商工会議所企画検定試験 「担当者会議」			
1月27日	(120名)		2020年度東京商工会議所企画検定試験の施行運営について

## 7. 事業

### (1) 渋沢栄一記念事業

渋沢栄一記念事業については、本年4月、渋沢初代会頭が2024年からの新1万円札の肖像画に採用、また、本年9月には、2021年のNHK大河ドラマ「青天を衝け」の主人公に採用決定。これを受け、5つの主要テーマ「学ぶ」「訪ねる」「集まる」「読む」「作る」に基づき、各部署において様々な記念事業を実施した。

#### ① 渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定

##### 1) 「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」の締結

東京商工会議所、公益財団法人渋沢栄一記念財団、東京都北区、埼玉県深谷市、深谷商工会議所及びふかや市商工会の6者は、「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」を締結した。本協定は、2024年に刷新される新1万円札の顔「渋沢栄一」の顕彰にあたり、各団体、自治体が持つそれぞれの特徴を活かしながら、多様な分野で包括的な連携と協働による事業を推進することにより、魅力ある地域社会の形成・発展及び住民サービスの向上に資することを目的とするもの。

<締結式および締結日>

(日 時) 2019年8月27日 (火) 15時30分～16時

(場 所) 東京商工会議所5階 会議室RoomA1-2

(締結者) 東京商工会議所	三 村 明 夫 会 頭
埼玉県深谷市	小 島 進 市 長
東京都北区	花 川 與 惣 太 区 長
公益財団法人 渋沢栄一記念財団	渋 沢 雅 英 理 事 長
深谷商工会議所	村 岡 正 巳 会 頭
ふかや市商工会	沼 尻 芳 治 会 長

##### 2) 渋沢6者連携マップ「渋沢栄一を訪ねて」の制作

記念事業の一環として、東京商工会議所、東京都北区、埼玉県深谷市の渋沢栄一翁にゆかりのある施設等を掲載した渋沢6者連携マップ「渋沢栄一を訪ねて」を制作した。

(制作日) 2月13日 (木)

(掲載内容) 東京商工会議所

- ・東商渋沢ミュージアム
- ・渋沢栄一像
- ・東京商工会議所 渋沢ホール

東京都北区

- ・渋沢史料館 本館
- ・晩香廬
- ・青淵文庫
- ・紙の博物館

埼玉県深谷市

- ・渋沢栄一記念館
- ・旧渋沢邸「中の家」
- ・誠之堂
- ・尾高惇忠生家

7. 事業 (1) 渋沢栄一記念事業

② 渋沢栄一記念事業の実施

事業名	開催日等	場所等	参加者数等	実施部署
企画展 「引き継がれる渋沢栄一の精神」	4月～10月	東京商工会議所ビル 1階多目的スペース	—	オフィス環境部
第1回渋沢記念セミナー 「新1万円札の顔・渋沢栄一を紐解く～バリ万博から得たもの～」 松戸市戸定歴史館 名誉館長 齊藤洋一氏	5月30日	東商グランドホール	137名	広報部
第2回渋沢記念セミナー 「新1万円札の顔・渋沢栄一を紐解く～論語と算盤の思想～」 中国古典研究家・作家 守屋淳氏	8月26日	東商グランドホール	287名	広報部
渋沢栄一が設立に関与した企業訪問	9月～3月	渋沢関連企業	訪問対象155社	事業推進部
渋沢ゆかりの地・深谷を満喫するツアー（バス視察会）	9月12日	生家「中の家」、渋沢栄一記念館、誠之堂・清風亭他	24名	サービス・交流部
渋沢栄一ゆかりの地である静岡で（移動）役員・評議員交流会	9月27日～28日	浮月楼（静岡県静岡市）	29名	渋谷支部
第3回渋沢記念セミナー 「新1万円札の顔・渋沢栄一を紐解く 激動期におけるビジネスリーダーの役割～東の渋沢栄一、西の五代友厚を中心に～」 大阪大学名誉教授 大阪企業家ミュージアム 館長 宮本又郎氏	10月28日	東商グランドホール	266名	広報部
健康ウォーキングー“城北の名所・名園をぐるっとひと回り！”ー	11月3日	飛鳥山公園・旧渋沢庭園・渋沢史料館他	363名	共済・証明事業部
渋沢栄一の都内の足跡を辿るツアー	11月11日	東京証券取引所、谷中霊園・渋沢家墓所 他	18名	サービス・交流部
渋沢史料館および東京ガス新宿地域冷暖房センター視察会	11月13日	渋沢史料館、東京ガス新宿地域冷暖房センター	14名	足立支部
第4回渋沢記念セミナー 「新1万円札の顔・渋沢栄一を紐解く 渋沢栄一の人材育成～世界に通用する人材と教育機関のあり方～」 学校法人文京学園 理事長 島田昌和氏	12月11日	東商グランドホール	197名	広報部
常設展「東京商工会議所140年の歩み」	12月～	東京商工会議所ビル 5階常設展	—	オフィス環境部
渋沢栄一関連資料展示	12月～	Chamber's Gallery	1,075名	広報部
「論語とそろばん」セミナー2020	1月18日	東商グランドホール	249名	総務統括部
渋沢ネットワークフォーラム2020	2月13日	帝国ホテル東京  1) 開会 2) 挨拶 三村会頭 3) 来賓紹介・来賓挨拶 4) 講演 『渋沢栄一の「論語と算盤」で未来を拓く』 コモンズ投信株式会社社長、シブサワ・アンド・	350名	総務課

		カンパニー株式会社代表取締役 渋澤 健 氏 5) 報告 渋沢新紙幣採用記念事業 実施報告 6) 参加者ご紹介 7) 渋沢宣言 8) 懇親パーティ		
第5回渋沢記念セミナー 「新1万円札の顔・渋沢栄一を紐解く～渋沢栄一の合本主義と株主第一主義の見直し～」 東京理科大学大学院 教授 橋川 武郎 氏	3月30日	渋沢ホール	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	広報部

## ③ 東商渋沢ミュージアムの開設

(開設日) 11月 1日 (金)

(展示概要) 東商所有の歴史資料の展示

- ・展示パネル「受け継がれる渋沢栄一の精神」
- ・東商所有の歴史資料
- ・渋沢栄一翁直筆の書「不平等即平等」
- ・展示パネル「渋沢栄一直筆の書『道之以徳齋之以禮』(滝野川警察署 所蔵)」
- ・初代会頭 渋沢栄一像 (深谷市寄贈、ミニチュア版)
- ・写真パネル「渡米実業団 西陣織の感謝状 (見本)」  
「初代会頭渋沢栄一自筆の書「業精干勤荒干嬉」」  
「初代会頭 渋沢栄一胸像」
- ・展示パネル「関東近隣 渋沢栄一の主な銅像」
- ・映像「大札記念国産振興東京博覧会」
- ・壁面展示「140年にわたる歩み」

(販売) 渋沢ノベルティグッズの販売

- ・A5サイズ リングノート
- ・歴代会頭名入り湯呑み
- ・渋沢栄一翁の訓言・解説付き 箸、箸置きセット

## ④ 東商新聞における渋沢栄一事業

(1) 特集「渋沢栄一が設立に関わった企業のDNAを探る」

内容	掲載号	取材対象企業	実施部署
第2回「論語と算盤の精神を経営理念に」	5月10日号	I H I	広報部
第3回「渋沢の教えをつないでいく」	6月10日号	清水建設	
第4回「信用を胸に挑戦・創造・協働を」	7月10日号	澁澤倉庫	
第5回「渋沢の精神を受け継ぎ、東京の発展を」	8月10日号	東京ガス	
第6回「これからの社会変革に渋沢の精神を」	9月10日号	みずほフィナンシャルグループ	
第7回「渋沢の言葉が企業理念の根幹を成す」	10月15日号	帝国ホテル	
第8回「渋沢流 変革を恐れない精神」	11月15日号	オーベクス	
第9回「100年続くビジネスモデルに息づく精神」	12月10日号	東急	
第10回「『信用』を育て根付かせる」	2月10日号	東京証券取引所	
第11回「息づく渋沢の『挑戦』精神」	3月10日号	東京海上日動火災保険	

## 7. 事業 (1) 渋沢栄一記念事業

### (2) 特集「渋沢栄一記念事業のご案内」

内容	掲載号	実施部署
「学ぶ」「作る」「訪れる」「読む」などのテーマに応じて、渋沢ミュージアムや渋沢ホール、本年度の実施事業などを紹介	3月20日号	広報部

### (3) 連載「渋沢栄一に学ぶ 人を動かす力」

内容	掲載号	執筆者	実施部署
第1回「危機克服の実地教育」	10月1日号	島田昌和氏 (学校法人文京 学園理事長、 文京学院大学 経営学部教 授・博士)	広報部
第2回「経営者・ビジネスマンのミニマムな必要条件」	10月25日号		
第3回「火中の栗の拾い方」	11月25日号		
第4回「組織の見解、個人の見解」	12月20日号		
第5回「情けは人のためならず」	1月20日号		
第6回「リーダー育成?それとも全員教育?」	2月20日号		
最終回「後世に判断を託す勇気～「後進」への道の譲り方」	3月20日号		

### (4) 連載「渋沢栄一の言葉」(過年度からの継続連載)

名	掲載号	執筆者	実施部署
第32回「仁義道徳と生産殖利とは決して矛盾しない。」	5月20日号	渋澤健氏 (シブサワ・ア ンド・カンパ ニー社長)	広報部
第33回「銀行は大きな河のようなものだ(以下、省略)」	6月20日号		
第34回「すべてにおいて帰一が出来るか否かは判らぬけれども(以下、省略)」	9月10日号		
第35回「事業界のこともまたこの理の外ならぬもので(以下、省略)」	10月15日号		
第36回「もし国民全体の希望に依って(以下、省略)」	11月15日号		
第37回「その人、その国の生存上最も必要なるは実業である(以下、省略)」	12月10日号		
第38回「その会社を利用して自己の栄達を計る踏み台にしようとか(以下、省略)」	2月10日号		
第39回「よく集むるを知りてよく散ずることを知らねば、その極、守銭奴となる」	3月10日号		

## ⑤ 特設ウェブページ

名称	開設日	内容	実施部署
受け継がれる渋沢栄一の精神	5月29日	記念事業について 渋沢栄一の生涯と東京商工会議所 東商で所蔵する渋沢栄一関連資料 ・辞任時の講演原稿(1905年) ・渋沢栄一男爵祝賀演説(1900年) 渋沢栄一が関わった約500の企業等 渋沢栄一 名言・語録集 「民の繁栄が、国の繁栄につながる」 渋沢栄一の意志を受け継ぐ東商の理念	事業推進部
渋沢栄一を訪ねて ～渋沢栄一ゆかりの地 探訪 マップ ウェブ版	2月13日	渋沢栄一の事業が分かる地 東京商工会議所 渋沢栄一が暮らした地 北区飛鳥山 渋沢栄一生誕の地 埼玉県深谷市	オフィス環境部

## ⑥ 東商グランドホールの名称変更

渋沢栄一翁の生誕180周年を記念し、東商グランドホールの名称変更を行った。

(変更日) 2月13日(金)

(名称) 東京商工会議所 渋沢ホール

(展示概要) ホールサイン及び壁面写真展示の設置

- ・ごあいさつ
- ・視察中の渡米実業団一行
- ・エジソン電気会社を訪問中の渡米実業団
- ・新聞を読む渋沢栄一 飛鳥山邸にて
- ・東京商工会議所主催「大礼記念国産振興東京博覧会」開会式

## (2) 組織基盤強化活動

### ① 会員訪問活動による、顧客満足度の向上

「全会員訪問」を基本に、効率的かつ現場主義・双方向主義を体現するヒアリングを展開した。

#### 1) お得意様訪問

事業利用頻度の高い企業など東商と接触機会の多い会員を訪問し、ヒアリングを行った。聴取した意見・要望を東京商工会議所の事業改善・事業運営に役立てることにより、現場主義・双方向主義を推進した。

訪問企業数：13,770件

ヒアリング数：3,665件

#### 2) PRサポーター制度

東商有料4事業（共済、CLUBCCI、研修、検定）の案内を中心に行うPRサポーター制度により、事業利用促進を目的とした訪問活動を行った。活動地域について、昨年度は千代田、中央、港支部3支部のみの実施であったが、今年度は23支部に展開した。

訪問企業数：1,766件

4事業の紹介件数：1,144件

#### 3) 「代表者変更企業」に対する挨拶状の送付

代表者変更連絡のあった会員に対して、挨拶状・活用ガイドを送付し事業利用の推進を図った。

送付数：2,027件（2019年4月～2020年3月実施）

### ② 新規加入推進・退会防止・会費増収の取り組み

議員・支部役員と事務局が一丸となり新規加入推進に取り組んだ結果、新規加入は5,226件となった。

退会も4,626件となり、結果、本年は8年連続で会員数純増（600件）を達成した。

<加入> 5,226件（前年比91.8%）

うち議員・支部役員等募集 111件（ 〃 70.3%）

〃 事務局募集 5,115件（ 〃 92.4%）

<退会> 4,626件（前年比97.6%）

#### 1) 議員企業・支部役員等の紹介による新規加入推進

<直接募集件数> 111件

<紹介による件数> 1,018件

【合計】 1,129件

#### 2) 事務局会員増強表彰

件数目標及び口数目標達成率において顕著な実績を上げた部署に対し表彰を実施した。

本部： 中小企業部（件数達成率144.6%、口数達成率148.5%）、

人材・能力開発部（件数達成率133.3%、口数達成率147.1%）

支部： 渋谷支部（件数達成率168.6%、口数達成率195.9%）、

足立支部（件数達成率158.2%、口数達成率161.9%）、

港支部（件数達成率136.4%、口数達成率157.5%）、

豊島支部（件数達成率141.0%、口数達成率140.7%）、

北支部（件数達成率135.6%、口数達成率143.5%）

## 7. 事業 (3)意見活動

### 3) 入会キャンペーン

新規加入促進のためのキャンペーンとして、2012年度より実施。2019年度は、2019年10月～11月常議員会加入承認分を対象に、下記キャンペーンを実施。

- ・期間中の加入者には「事業・サービス共通ご優待券（1枚3,000円分）」を1枚追加で進呈  
※通常は加入時に1会員につき一律1枚
- ・非会員を紹介した会員に対し、当該非会員が期間中に入会した際に「QUOカード（500円分）」1枚を、紹介した会員に進呈

### ③ 業務推進・業務改善

#### 1) 業務改善表彰

事業運営改善を推進するため、特に他部署の範となる7件の取り組みについて、事務局長名による表彰を行った。

(表彰対象)

- ・「会員ニーズを集約し、多種多方面にTDMを推進」(地域振興部)
- ・「時機を得た渋沢栄一関連事業の積極展開」(広報部、オフィス環境部)
- ・「デジタルサイネージや動画等を活用した「事業の見える化」への取り組み」(事業推進部)
- ・「働き方改革BOOK」の発行」(産業政策第二部)
- ・「地元中小製造業の高卒採用を後押しする新たな取り組みの実施」(大田支部)
- ・「ITを活用した円滑な役員議員改選対応」(総務統括部)
- ・「業種・業態を問わない新しい商談会「ビジネスチャンスマーケット」の開催」(サービス・交流部)

## (3) 意見活動

### ① 意見・要望・提言一覧

NO.	摘 要
1	わが国と東京における観光振興に関する意見
2	高齢者の活躍推進に関する意見
3	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けた意見について
4	最低賃金に関する緊急要望
5	東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見(国)
6	東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見(東京都)
7	東京2020大会期間中の「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の両立実現に向けた要望(国・東京都)
8	東京都の雇用就業施策に関する要望
9	東京の観光振興策に関する意見
10	国の中小企業対策に関する重点要望
11	東京都の中小企業対策に関する重点要望
12	中小企業の円滑な事業承継に向けた意見
13	令和2年度税制改正に関する意見
14	雇用・労働政策に関する要望
15	外国人材の受入れ政策に関する要望
16	国土交通省の防災・減災対策に関する要望
17	東京都の防災・減災対策に関する要望
18	台風19号を踏まえた首都圏・東京の防災・減災対策に関する要望
19	知的財産政策に関する意見について
20	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う東京都への緊急要望
21	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策に関する緊急要望

パブリックコメント・大会決議文 等

## 1. わが国と東京における観光振興に関する意見

### I. 基本認識（現状と課題）

2018年の訪日外国人旅行者数は、ビザ緩和や航空路線拡充、海外プロモーション等を背景に、前年比8.7%増の3,119万人と過去最高を記録した。調査開始以来初めて3,000万人を突破し、2020年政府目標である4,000万人に向けて堅調に増加している。

一方、同年の訪日外国人旅行消費額は、4兆5,064億円と過去最高となったものの、訪日外国人一人当たり旅行支出は、15万3千円と前年比でほぼ横ばいとなっている。2020年政府目標の8兆円を達成するには、一人当たり旅行支出を約20万円に引き上げる必要があり、抜本的な消費拡大策が急務となっている。

近年、訪日外国人旅行者は団体旅行から個人旅行（FIT）化が急速に進んでいる。交通機関等における多言語表記やバリアフリー化等ハード面の整備はもとより、公共空間や街なか、店舗等においても他者への思いやりや積極的な声かけといった、おもてなし機運の醸成等、ソフト面の対応も強化していくこと等により、ストレスフリーな受入環境を整備していくことが求められる。

また、訪日外国人旅行者のリピーター増加とFIT化の進展に伴い、消費ニーズは多様化、広域化が進んでいる。JNTOを核としたプロモーション強化はもちろんのこと、地域資源の更なる磨き上げによる体験・交流型観光の推進、更には広域周遊観光と二次交通の早急な整備が必要である。

加えて、昨年発生した自然災害発生時における外国人旅行者への対応不足をはじめ、一部観光地における公衆マナーに関するトラブル等、訪日外国人旅行者の急増に伴い、様々な問題が顕在化しつつある。官民が一体となって、地域の目線に立った課題解決が求められる。

わが国は、本年はラグビーワールドカップ、来年には2020年オリンピック・パラリンピックという、世界の注目が日本に集まる絶好の機会を目前に控えている。今後も増加・多様化が進む外国人旅行者の受け皿となる地域・企業との共存共栄を図りつつ、誰もが快適に過ごせる訪日滞在環境を提供していくことが求められる。地域・企業においては、多言語・多文化、多様な決済手段等、インバウンド対応力の更なる強化と共に、国内における旅行消費の約8割を占める日本人による国内観光や、アウトバウンドの活性化を図ることが重要である。

観光は、地域経済の持続的な発展や雇用機会の創出など、わが国経済のあらゆる領域において発展に寄与するものである。わが国が真の「観光立国」を実現するためには、地域の魅力向上と観光の基幹産業化への取組み等を通じ、国際競争力の強化を図ることが不可欠である。

本意見書は、「観光ビジョン」の着実な実行に向け、特に推進すべき施策について意見を取りまとめたものである。東京商工会議所は、地域における観光振興の旗振り役、観光ビジネスの推進役として、今後も積極的に取り組んでいく所存である。

### II. 重点的な意見事項

#### 1. 消費拡大に向けた体験・交流型観光の推進（ナイトタイムエコノミーの活性化）

夜間・早朝などの観光客ニーズに沿って、魅力ある観光資源を掘り起こし、体験型コンテンツとして提供することは、旅行者の宿泊・滞在時間の長期化を促し、消費拡大につながるものである。とりわけ、施設・店舗・交通等の夜間営業等により消費拡大を狙う「ナイトタイムエコノミー」の活性化については、訪日リピーター増加にともなう「コト消費」対応の観点から推進すべきである。ナイトタイム需要を創出していくためには、美術館・博物館をはじめとする娯楽施設の開館時間・開演時間の延長や鉄道・バス等の夜間交通、安心・安全の確保等が不可欠であり、官民一体となり課題解決に向けた取り組みを進めるべきである。

#### 2. 多様なキャッシュレス決済環境への対応支援

2020年東京大会の開催や、訪日外国人観光客への対応などの観点から、国はキャッシュレス化を推進しており、2018年4月策定の「キャッシュレス・ビジョン」では2025年までにキャッシュレス決済率40%という明確な目標が示されたほか、同年7月には「キャッシュレス推進協議会」が立ち上がり、官民連携によるオールジャパンの取組みが進められている。

わが国のキャッシュレス決済比率は2割程度と、諸外国に比べ、依然として現金決済が主流となっている。キャッシュレス化は、現金決済にかかる人件費や時間の削減だけでなく、消費の活性化やデータの活用による顧客・社会の課題解決など、様々な効果が期待できる。しかし、中小の小売事業者には、決済手数料、端末導入負担、資金サイトが長いことに加え、決済事業者（サービス・規格）が乱立しており、導入を判断しにくい状況が生じている。国は、導入に向けたこうした課題を解決すべく、多様な決済環境への対応支援を図ることにより、キャッシュレスの着実な普及に努められたい。

加えて、本年10月には実施の消費増税への経済対策の一つ「キャッシュレス・ポイント還元制度」が実施される予定であるが、導入経験のない中小企業では円滑な対応がとれないことが懸念される。国は、相談窓口等支援制度を整備するとともに、本制度の積極的な周知啓発を行う等、導入に混乱が生じないよう、関係省庁連携のもと十分な支援を講じられたい。

### 3. 観光危機管理体制の強化（災害対応の多言語化、風評被害対策）

わが国での事業活動は、緊急・災害を常に想定しておく必要がある。東京 2020 大会やゴールデンウィーク・夏休みなど観光トップシーズン時の大規模な自然災害やテロ等の発生を想定し、来訪者の万全な安心・安全を確保することが課題となっている。とりわけ、訪日外国人旅行者への災害情報について多言語による情報提供を徹底すると共に、避難誘導サインや観光・宿泊施設スタッフの避難訓練についても訪日外国人も想定に入れた避難誘導体制を早期に確立すべきである。

また、観光の風評被害においては、災害が発生した地域への旅行が実際よりもリスクが高いと認識され、旅行のキャンセルや自粛が生じ、実際には災害の影響がない地域を含め、観光地のブランドイメージ低下や観光関連産業への経済的損失が生じることが、深刻な課題となっている。そのため、観光における風評被害対策においては、災害後の観光の事業継続の観点から迅速かつ正確な情報発信が不可欠である。各自治体においては、官民が相互に連携し観光復興に向けた事業継続計画を事前に策定しておくことが重要であり、国は必要な支援を講じられたい。

### 4. 国内観光・アウトバウンドの活性化

観光の基幹産業化に向けては、インバウンドのみならず、国内旅行消費額の 8 割以上を占める日本人による国内旅行や、アウトバウンドの振興を図ることが不可欠である。しかしながら、国内旅行の低迷により、国内における旅行消費額は 10 年間で約 5 兆円のマイナスとなっており、今後、国内観光の活性化に向けた戦略的取組が必要である。

国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられているが、中長期的な市場活性化に向けては、未来を担う若年層の旅行促進が重要である。年齢が若い旅行者ほど地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるほか、旅行経験が多いほど今後も更に旅行したいという意向を持つことを示す調査結果もある。こうしたことから、学校教育における観光関連プログラムの導入、保護者に対する旅行の理解促進、教育旅行の推進強化や若者向け優遇商品の造成等を通じ、若者の旅行経験の促進を図られたい。

加えて、旅行需要は、必然的にゴールデンウィークや夏季・年末年始に偏在し、その結果として公共交通機関や高速道路、観光地等の混雑や旅行料金の高止まりが生じ、旅行需要及び旅行者の満足度の低減圧力となっている。こうした季節的・时期的な需要格差は、観光産業の生産性向上や安定雇用の大きな阻害要因となっていることから、経済・企業活動への影響にも配慮しつつ、国をあげた休暇の取得促進や取得時期の分散等を図る必要がある。

### 5. 持続可能な観光の推進（オーバーツーリズムへの対応）

観光はわが国の経済を支える重要な産業である一方、近年は「オーバーツーリズム」とも称される、観光客の急増による影響が深刻な課題となっている。東京や大阪、京都などゴールデンルートにおける一部の観光地では、交通機関や施設の混雑や夜間の騒音、食べ歩き等のゴミ捨て、トイレマナー等に関して、地域住民の生活環境などへの悪影響が顕在化している。国連では 2017 年を「持続可能な観光国際年」とし、旅行者と地域住民との共存・共生に関する議論の機運が高まっており、観光庁でも 2018 年「持続可能な観光推進本部」を設置し、対応策の検討を開始した。国は、関係省庁と連携の上、急増する観光客を受け入れている地域が抱えるこうした実態を調査すると共に、自治体や地域・民間企業と連携の上、マナーの啓発等、課題解決に向けて早急に取り組まれたい。

## III. 具体的な意見事項

### 1. 誰もが快適に過ごせる受入環境整備

#### (1) 首都圏空港・港湾等の整備促進

##### ① 首都圏空港の機能強化

成長著しいアジア等世界の成長力を取り込むため、訪日外国人の増加をはじめ国際競争力の強化、日本全国の地域活性化、東京 2020 大会の円滑な開催等の観点から、首都圏空港の更なる機能強化が不可欠である。現状、首都圏空港は、容量面ではアジア諸国の主要都市の中でトップクラスであるが、今後の国際線旅客数等増加に向けては、更なる容量拡大が必要である。騒音の影響等環境への配慮や地上の建築物に対する安全の確保を図りながら、空港容量の拡大と国際線の増枠に必要な施策を講じ、機能強化を着実に進められたい。

また、ビジネスジェットの入管理体制の更なる強化や、空港から都心への交通アクセスの改善を図ると共に、東京 2020 大会以降の方策として提案されている滑走路の増設についても、着実に検討を進められたい。

##### ② 地方空港のゲートウェイ機能強化

訪日外国人旅行者の政府目標実現に向けては、更なる空港需要に対応する必要がある。地域経済の活性化・地方創生の観点からも、全国の地方空港がゲートウェイ機能の強化を図ることが不可欠である。国は、地方と海外とを結ぶ国際線ネットワークの拡充を図るため、国が認定する「訪日誘客支援空港」に対する新規就航・増便の支援や空港受入環境の整備等、必要な支援を更に推進すると共に、地方と地方、地方とゲートウェイと

を結ぶ国内路線の拡充や、空港と観光地を結ぶ二次交通の整備を図られたい。

### ③大型クルーズ客船受入に向けた環境整備

大型クルーズ客船の入港は、多くの訪日外国人旅行者が受入可能なことから高い経済効果が見込まれると共に、停泊中は船に宿泊することから宿泊施設の不足を補うことが期待されている。東京港においては世界最大級のクルーズ客船に対応可能な「東京国際クルーズターミナル」が2020年7月開業に向けて整備が進められているが、訪日クルーズ旅客の政府目標（2020年500万人）実現に向けて、国は、国際クルーズ拠点形成等受入の更なる環境整備等について、官民連携により着実に進められたい。

## （2）交通インフラの整備促進

### ①二次交通の充実

交通拠点と観光地を結ぶ二次交通は、観光客の満足度向上や現地における滞在の増大、消費の拡大等に重要な役割を果たしている。F I T・リピーターの増加にともない観光ルートの広域化が進むなか、国は、二次交通の充実に向けた施策を促進するとともに、企画乗車券や共通パス関連情報等二次交通に関する情報発信についても民間の取組を支援されたい。

また、自転車は、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割を担うものとして重要な役割を果たしている。国は、自転車通行空間の計画的な整備推進や、地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進など、自転車の活用促進に必要な措置を講じられたい。また、シェアサイクルの更なる普及促進に向けて、利便性の高い国道等へのシェアリングポート設置促進などについて、官民連携により引き続き取り組まれたい。

### ②貸切バス需要増加への対応

訪日外国人旅行者や車いす利用者等による貸切バス需要の増加に対応するため、国は、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める特例措置を延長すると共に、昨今の需給状況を踏まえ、特例措置の恒久化をあわせて検討されたい。また、路上混雑解消に向けた貸切バス専用駐車場の確保や予約システムの構築等について、地方自治体等の取組を国としても支援されたい。

### ③新たなモビリティサービスの取組支援

近年の交通分野においては、過疎地域ではそのサービスの維持確保が困難な状況にある一方、大都市圏では道路混雑やドライバー不足が発生するなど、様々な問題が生じている。こうしたなか、ICTや自動運転等の新たな技術開発や、貨客混載等の分野連携が進展するとともに、移動を単なる手段の提供としてではなく利用者にとっての一元的なサービスとして捉える「MaaS」（Mobility as a Service）など、交通分野の課題解決に向けた様々な検討が民間主導で進みつつある。国は、こうした課題解決に向けた民間の取組を支援するとともに、地域の特性に応じたモデルの構築やオープンデータを活用した基盤の構築等を通じ、新たなモビリティサービスを推進されたい。

## （3）観光危機管理体制の強化

### ①医療機関等の受入体制構築

病気や怪我など有事の際、訪日外国人旅行者が安心して医療を受けられるよう、関係省庁は医療機関と連携し、医療機関における多言語対応の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診可能な医師の情報を観光・宿泊施設が共有できる仕組みを早期に構築されたい。

### ②外国人向け海外旅行保険への加入促進

外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、実際2015年度の1年間に診療・治療にあたった医療機関の35%に医療費の未収が発生している。こうしたトラブル防止の観点から、関係省庁が連携し、J N T Oや在外公館、インターネット等を通じ情報発信を更に強化し、補償範囲が広い日本の保険加入を促進されたい。

## （4）観光エリアの一体的な機能強化

訪日外国人旅行者が快適に観光できるよう、公共交通機関の駅等から外国人観光案内所、個々の観光スポットまで、観光エリアの一体的な機能強化が必要である。多言語対応については、デジタルサイネージの設置をはじめICTを活用した翻訳、多言語音声案内等の整備について、国は地方自治体等に対して一層の支援を図られたい。また、無料公衆無線LANについては、一度の利用登録でシームレスに接続できるよう、関係省庁連携のもと、地域・事業者の垣根を超えた認証連携の実用化およびサインの統一化を推進されたい。特に商店街等における設置後の維持・管理コストを負担するエリアオーナーへの支援策についても検討されたい。あわせて、観光案内所においては、多言語・通信環境整備に加え、着地型旅行商品の企画・販売をはじめ観光に関する様々なサービス提供から災害時の対応に至るまで、外国人旅行者へのワンストップサービスが可能となるよう、コンシェルジュ機能の強化を推進されたい。

## 7. 事業 (3)意見活動

### (5) 快適な訪日滞在に向けた環境整備

#### ①ユニバーサルツーリズムの推進

誰もが積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行を楽しむことができる環境づくりを意味する「ユニバーサルツーリズム」の推進は、障害者や高齢者、外国人等の旅行需要を喚起するとともに、東京2020大会の受入体制整備にも寄与する取り組みである。交通機関や宿泊施設、公共空間等へのユニバーサルデザイン導入やバリアフリー化など、ハード面の対応を着実に進めるとともに、研修や人材育成などソフト面の取り組みも推進されたい。東京商工会議所においても高齢者や外国人等をおもてなしの精神や他者を思いやる共助の心を持って社会全体で見守り支え合う「声かけ・サポート運動」を推進している。こうした地域・民間企業の取組を国としても支援されたい。

#### ②多様な文化・生活習慣等への対応推進

ビザ要件の緩和やLCCの就航等を背景に、ムスリムが多い東南アジア諸国、特にマレーシアやインドネシアなどからの旅行者数が過去最多を記録している。こうした国々の人口成長や経済成長により、訪日ムスリム旅行者は今後も更なる増加が見込まれている。また、ベジタリアン・ビーガンなどの旅行者も増えつつある。こうした食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設等に対して、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を図られたい。

とりわけ、ムスリム旅行者の訪日旅行受入に関しては、食事や礼拝について複数の民間団体がそれぞれ対応基準を設けているものの、統一した基準は存在せず、各基準にもばらつきがみられる。国および地方自治体においては、観光関連事業者がハラール対応等に取り組む際に、少なくとも日本国内において受入対応の均質化が図られるよう、統一したガイドラインの策定を検討されたい。

#### ③健全な民泊サービスの推進

「健全な民泊サービス」の実現に向けては、地域の特性やニーズを踏まえたうえで、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させることが不可欠である。住宅宿泊事業法（民泊新法）では、年間180日を上限に全国で民泊の実施を可能とする一方、自治体が定める条例による上乗せ規制を可能としていることから、国と自治体との間で温度差が生じている。国は、地域の実情や届出手続きの事務負担軽減等、実態を踏まえた制度の改善を検討されたい。あわせて、違法民泊提供者に対する取り締まりや罰則の周知・適用を一層徹底されたい。

## 2. 地域資源の磨き上げによる地域の魅力向上

### (1) 公的空間を活用した観光拠点の整備

#### ①公共施設・インフラ等の観光資源への活用

公園や緑地・道路などの公共施設・インフラは、これまでも観光振興や賑わいの拠点として、地域の活性化等に寄与してきたが、今後はさらに地域の特性やニーズに応じた整備・管理運営を促進する必要がある。国や地方自治体は、設置管理許可期間の延伸や建ぺい率緩和等の規制緩和により、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設の設置に併せ、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する、Park-PFIの手法をさらに活用し、観光案内所やサイクルポートの設置など、地域の観光・交流拠点となる都市公園の整備を一層促進されたい。

#### ②水辺空間・舟運の活性化

水辺空間は、近年、河川法の運用の弾力化により河川のオープン化が図られているものの、民間事業者への十分な浸透が進んでおらず、他の観光先進国に比べ活用が進んでいない。民間事業者等との連携を通じ、川沿いを歩ける遊歩道の整備やライトアップによる演出、ナイトライフを楽しめる場の確保などを進められたい。

また、舟運の活性化に向けては、新たなルート開発に対する支援や運航手続きの簡素化、川幅や川底等の環境整備等を推進されたい。あわせて、船着場の更なる一般開放や利用条件統一等により舟運事業者の利便性向上を図ると共に、案内誘導サインや統一ロゴマークの整備等により利用者の利便性向上を図られたい。

### (2) 景観・街並みの整備促進

電線類の地中化・無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観の形成等に寄与する一方、多額の費用を要し、関係者の調整に時間がかかることなどから、東京23区の無電柱化率は8%と諸外国に比べ進捗が遅れている。政府は、道路管理者や電線管理者、地方公共団体等の関係者と連携し、PFI手法の活用や低コスト手法の導入等により、都心部や観光地などを中心に2020年に向けた目標数値を検討の上、無電柱化の取組を加速し、着実に成果を出すべきである。

また、交通量の多い都心部や観光地において、旅行者が安全で快適なまち歩きを楽しむためには、車中心から歩行者中心の街路空間の整備が欠かせない。地区内外を連続させた歩行者ネットワークの形成による安全性・回遊性の確保や路面温度の上昇を抑制する保水性舗装・遮熱性舗装、街路樹整備等が必要である。また、イベントやマルシェ等を開催するための広場の整備や滞在時間拡大につながるベンチ・公衆トイレ等の設置を推進されたい。

## (3) 歴史・芸術・食文化に着目した観光資源の活用

## ①古民家・歴史的建築物の活用・発信

わが国には、観光にとって魅力的な資源となる古民家・町屋や武家屋敷をはじめとする歴史的建築物が数多く残されているものの、建築基準法や消防法等関連法制の煩雑な手続きや縦割り行政により、他の観光先進国に比べ活用が進んでいない。国家戦略特区においては旅館業法の特例が認められたところであるが、日本文化の発信や増加する外国人旅行者のニーズへの対応等を図るため、歴史的建築物等の宿泊施設やレストラン、オフィスなどへの活用をさらに促進されたい。また、観光産業とコンテンツ産業等異分野間での連携による、VR/AR等の先進的技術を活用した歴史的建築物の魅力の効果的な発信について、国としても支援されたい。

## ②文化財・伝統工芸・食文化を活用した地域の魅力発信

欧米からの旅行者は、日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きい。文化財や伝統工芸、祭り、アニメ等を観光資源として活用することは、わが国への誘客を促し新たなファンづくりにつながるだけでなく、東京2020大会に向けた機運醸成にも有効であることから、国・都・地域が一体となり、文化プログラムと連動した地域の観光振興を強力に推進していくことが求められる。

また、日本が誇るべき優れた伝統工芸品については、その魅力を広く海外に発信していくためにも、伝統工芸品産地のブランド化による魅力向上や旅行者受入等の環境整備を進めていくことが重要である。

加えて、日本ならではの伝統的な食・食材や生活体験、農村地域との交流を提供する「農泊」は、インバウンドの地方への誘客拡大と地方創生の観点から有効な取組であり、ソフト・ハード両面での受入環境整備や国内外への効果的なPR、推進体制整備等を促進されたい。

## ③体験型・テーマ別観光による誘客促進

訪日リピーター増加とFIT化進展に伴う旅行ニーズの多様化を背景に、「コト消費」への需要が高まっている。遊園地・テーマパークやライブ・エンターテインメントをもとより、マラソンや自転車ブームによる「スポーツツーリズム」や、農業・植林体験をテーマとした「エコツーリズム」、農林漁業体験民宿による「グリーンツーリズム」といった体験型観光に加え、国立公園や日本遺産、産業観光、アート、ロケーション等、テーマ別観光が、日本各地で取り組まれている。しかし、こうした取組みは各地域が個別に行い連携が十分でないケースも多いことから、国は、地域間のネットワーク化やプロモーションの共同化等を支援し、更なる誘客促進を図られたい。

## (4) 長期滞在に向けた広域観光の更なる促進

## ①広域周遊観光の世界水準への改善

各地域の個性豊かな観光資源や観光拠点を、テーマ性とストーリー性を重視して、複数の都道府県に跨って繋げる広域周遊観光の推進は、インバウンドのみならず、国内観光の活性化にも寄与する。現在、全国11地域に31のモデルコースが策定され、今後、海外への情報発信や旅行会社における旅行商品の造成が進められる予定である。しかし、実施主体となる各地域の広域連携DMO等においては運営面や人材・資金面で課題が多い。広域周遊観光の世界水準への改善に向け、国は各地域の実施主体に対して、組織運営や資金調達の支援を継続されたい。

## ②大都市と地方との地域間連携の促進

わが国のゲートウェイとなっている都市の情報発信力や注目度を活かし、地方の魅力を伝えるショーケースとして都市の空間を戦略的に活用することは、広域連携の有効な手法である。従って、大都市と地方が共に栄える地方創生の実現に向けて、オープンスペースや観光情報センター、民間施設等において、地方の伝統芸能・祭り・食のイベント開催を促進するとともに、このような全国各地への旅行者送客に貢献する取組を支援されたい。

## (5) 観光推進体制の強化

## ①日本版DMOの機能強化

国内の多くの地域において、観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版DMOの形成が進められ、固有の資源を活かした取り組みが進められているが、戦略的な旅行者の呼び込みや事業の進捗など成果に差が出ていることも事実である。国は、地方運輸局の観光部門の機能強化を図ることにより、持続的な観光地域づくりを担う日本版DMOの活動に対し、組織運営や資金調達の支援を継続されたい。

## ②観光振興に資する財源の活用

「国際観光旅客税」(出国税)については、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上、の3つの分野に充当するとの基本方針が示され、初年度については、CIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の整備など特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとされている。今

## 7. 事業 (3)意見活動

後の活用について、双方向の国際交流を通じた相互理解増進の観点からツーウェイ・ツーリズムの推進、国内外すべての旅行者の安全・安心確保の観点から国内観光における総合的な安全対策の確立、国際競争力強化の観点から観光分野における高度人材の育成等についても、鋭意検討されたい。

また、本税は、外国人のみならず日本人も徴収対象であることに鑑み、受益と負担の関係から負担者の納付が得られることを旨とし、使途の適正性および透明性を確保する仕組みを早期に構築し、P D C Aサイクルの適切な循環を図ることが極めて重要である。

### ③関係省庁の更なる連携強化

観光は、文化、まちづくり、スポーツ、医療、農業など幅広い分野に波及することから、関係省庁が更なる連携強化のうえ、スピード感を持ちながら施策が実施・検証されるよう工程管理を行なっていくことが重要である。観光庁は、スポーツ庁・文化庁と包括的連携協定を締結しているが、こうした関係機関との連携による相乗効果を生み出すことで、新しい地域ブランドや日本ブランドを確立・発信し、東京2020大会等の世界的イベントの開催以降も訪日外国人旅行者の増加や国内観光の活性化を図るべきである。

## 3. 観光産業の革新とプロモーション強化

### (1) 地域・中小企業におけるインバウンド対応力強化

#### ①多言語対応・マーケティング支援

観光関連事業者をはじめ観光分野への参入を図る事業者等がインバウンド需要を取り込めるよう、多言語対応をはじめ商品・サービス開発に資するマーケティング、人材育成等、インバウンド対応力の向上に向けた支援の強化を図られたい。また、現金決済が中心である中小・小規模の飲食店・小売店や、外国人旅行者の利用が増加している鉄道・タクシーや美術館・博物館等に対して、キャッシュレス決済対応等が一層進むよう、普及啓発や導入支援等の決済環境整備を促進されたい。

#### ②消費税免税手続電子化への対応支援

外国人旅行者向け消費税免税制度については、2020年度からは、現行の紙による免税販売手続を電子化することが明記されている。本件については、業界団体等への十分なヒアリングを踏まえ、中小・小規模店舗が過大な負担なく円滑に移行できるよう、十分な周知・浸透および支援策を講じられたい。

### (2) 生産性向上・人手不足解消に向けた支援の拡充

#### ①多様な人材の活躍促進（外国人材活用含む）

観光産業を担う人手不足が深刻さを増すなか、若年層や女性、高齢者に加え、高度な知識や語学能力を有する外国人など、多様な人材の活躍を促進していくことが求められる。このたび、人手不足が深刻な業種を対象に新たな在留資格「特定技能」が創設され、2025年までに単純労働者を含む50万人超の受入目標が示されている。観光関連産業にとっては外国人観光客に対するサービスの充実に期待する声がある一方、受け入れ企業には日本語習得や住宅確保、苦情対応等の義務が課されており、導入時のトラブルも懸念されている。国は、登録支援機関や相談窓口等各種支援制度を積極的な周知啓発を行う等、受け入れ企業に困難が生じないよう、関係省庁連携のもと十分な環境整備を講じられたい。

#### ②ICT利活用等による宿泊業の生産性向上支援

観光関連産業は労働集約型産業が多いことから、他の産業に比べ労働生産性の低さが指摘されている。とりわけ、飲食・宿泊業の生産性向上にはICT等の利活用が有効であるが、資金やノウハウ不足により踏み出せない事業者も多い。国は地方自治体等との連携により、基幹業務へのクラウド型ICTの導入や、オペレーションの効率化等、宿泊施設の高度化に向けた支援を継続されたい。また、宿泊施設単体への支援に加え、宿泊施設間の連携や好事例の共有など、地域全体の付加価値向上に資する面的支援、業界全体の活性化支援に取り組まれたい。

### (3) 訪日プロモーションの強化

#### ①欧米豪等国・市場別プロモーションの強化

東アジアからの訪日旅行者が全体の約7割強を占める一方、欧米豪からの旅行者は約1割に留まる。欧米豪は日本の歴史・文化に高い関心を有し、かつアジアに比べ長期の滞在と高い消費が見込まれることから、JNTO海外拠点の機能強化や在外公館等を活用した日本紹介事業等の促進を通じ、国・市場別のきめ細かいプロモーションを強化されたい。

また、プロモーションの展開にあたり、海外からの評価が高いわが国のコンテンツの現地における活用は、訪日意欲を喚起する有効な手段となる。日本各地の地域テレビ局が制作した観光番組や地域の祭り・伝統芸能等コンテンツの海外発信を通じて、わが国の魅力を常時展開するとともに、魅力あるコンテンツの供給を支援する施策の充実を図られたい。

#### ②ウェブサイト・SNSによる情報発信

団体旅行から個人旅行（F I T）へのシフトに伴い、訪日外国人観光客が旅行情報を得る手段は、ウェブサイトやSNS・個人のブログ等が主流となっている。こうしたF I Tやリピーターの増加や体験型観光への関心に対応するためには、海外現地の環境に応じた適切なPRや、外国人目線に立ったプロモーションが有効である。国は、J N T Oが中心となり、海外現地の訪日メディアへの広告掲載や海外のプロガー・インフルエンサー活用等により、日本の魅力をより多くの外国人に認知させ、訪日旅行への動機付けを一層強化されたい。

### ③観光復興の推進

わが国においては、東日本大震災以降も、関東・東北豪雨、熊本地震、九州北部豪雨などが発生し、昨年には大阪府北部地震、西日本豪雨、平成30年台風21号、北海道胆振東部地震と、大規模な災害が頻発している。こうした被災地域のいずれにおいても、長引く風評被害が地域のブランドイメージ低下を引き起こし、地場の観光関連産業に深刻な被害をもたらしている。観光地域の再生には交流人口の拡大が重要であり、継続的な旅行者の誘客支援が必要である。従って、国は、自治体が地域・民間企業と連携し観光復興のための計画を策定することを積極的に推進すると共に、災害発生後においては、国内外に対する正確な情報発信と効果的な観光復興キャンペーンの実施を積極的に支援されたい。

#### （4）観光統計データの整備・活用支援

国は、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化する「RESAS（地域経済分析システム）」を提供している他、訪日外国人の国内での移動等が分析可能な「F F - D a t a（訪日外国人流動データ）」を作成・公表している。観光産業における計画や戦略立案には、基礎情報となる地域別の旅行者数、宿泊施設の客室数・稼働率や空港容量、交通手段、通信環境など、正確かつタイムリーな情報が不可欠であることから、国は、こうした観光関連統計の整備を引き続き強化されたい。あわせて、地域・民間事業者等が、こうした統計情報をマーケティングに活用し、外国人旅行者のニーズや満足度、行動等の情報収集・分析を容易に行うことができるよう支援を強化されたい。

#### （5）M I C E誘致・開催の更なる促進

##### ①企業が行う会議・旅行の誘致促進

アジア地域におけるM I C E誘致競争が激化するなか、2017年の東京における国際会議の開催件数は269件（U I A基準）と、M I C E開催都市としての地位は着実に向上しているものの、シンガポールやソウルなど競合都市に比べると未だ遅れをとっている。M I C Eはサプライチェーンの裾野が広いことから、地域への高い経済波及効果やビジネスの産業振興が期待されている。特に、企業が行う「『M（Meetng：会議・研修・セミナー）』と『I（Incentive：報奨・招待旅行）』」（M・I）については、国の観光施策の対象でありながら、国際会議等と比べ国際比較の基準や統計がないため、実態の把握が困難となっている。M・Iは、訪日外国人旅行者数や旅行消費額に高い効果が期待できることから、国は、旅行関連産業と連携のもと、M・Iに関する実態把握に努めると共に、企業誘致への効果的な支援策を検討されたい。

##### ②ユニークベニューの充実と民間活用促進

M I C E誘致には、レセプションやアフターコンベンション等の魅力向上に資する、ユニークベニューの充実が重要な要素となる。国は、国立施設や歴史的建築物等を活用したユニークベニュー事例の展開を引き続き進めるとともに、民間事業者がそれらを積極的に活用できるよう、消防法や文化財保護法など各種規制の柔軟な運用を検討のうえ、実証的な取組支援を拡充されたい。

以 上

2019年度第1号  
2019年4月11日  
第716回常議員会決議

<提出先>国土交通省、観光庁、内閣府、経済産業省、法務省ほか関係省庁大臣・幹部

<実現状況>2019年6月公表の「観光ビジョン実現プログラム2019」において、本意見書の「重点的な意見事項」および「誰もが快適に過ごせる受入環境整備」「地域資源の磨き上げによる地域の魅力向上」「観光産業の革新とプロモーション強化」各分野において、東商の意見が多数反映された。

## 2. 高齢者の活躍推進に向けた意見

### 1. 現状認識

人手不足は年々深刻化している。日本商工会議所が昨年春に実施した「人手不足等への対応に関する調査」では、「人手不足」と回答した企業の割合は4年連続で上昇し、実に65.0%に達している。また、「人手不足感が増す」と回答した企業が5割強を占めたことから、人手不足は今後さらに深刻さを増していくと思われる。

## 7. 事業 (3)意見活動

そうした中、女性、外国人材、高齢者など「多様な人材」の活躍推進が期待されている。そのうち、女性の更なる活躍について日本・東京商工会議所（以下、当所）は昨年3月に「女性の活躍推進に向けた意見」を策定し、「待機児童解消に向けた取り組みの推進」等の施策を政府へ要望した。また、外国人材については、一昨年の11月以降これまで4回にわたり意見書を策定し、地方の中小企業を中心とした深刻な人手不足を背景に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を積極的に受入れていく必要性を主張してきた。

一方、高齢者については、労働参画が着実に進んでいる。「労働力調査」によると、65歳以上の就業者数は2008年から2018年までの10年間で309万人増加し、就業率も19.7%から24.3%へ上昇した。反面、同調査によると65歳以上の非労働力人口のうち就業希望者は48万人、「就業構造基本調査」によると就業希望者は218万人（求職者46万人、非求職者168万人）いることから、高齢者の更なる労働参画が期待される。

70歳以降まで働くことを希望している高齢者が8割にのぼり、「人生100年時代」と言われる中で、政府は「働き方改革実行計画」で「2020年度までの期間を65歳以上の継続雇用延長、65歳までの定年引上げ促進の集中支援期間と位置付け、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備を図る」こととしている。元気で意欲のある高齢者の就業をより一層促進し、高齢者がこれまで培った知恵や経験を社会で十分に発揮していく「生涯現役社会」の実現に官民を挙げて取り組んでいくことは国の最重要課題の一つであり、人口減少の中でわが国が人手不足を克服し持続的に成長・発展していくためにも極めて重要な政策テーマである。他方、企業にとって高齢者の雇用は、体力や意欲等の面で個人差が大きいことや、若年層の採用の阻害になるなど組織の若返りの面での課題が指摘されている。従って、高齢者の更なる活躍推進に向け、高齢者雇用は柔軟且つ自由度がある方法で進めていくことが必要である。また、66歳以上になっても働ける制度のある企業の状況（大企業21.8%、中小企業28.2%）を見ても、中小企業は大企業に比べて高齢者雇用に総じて前向きなことから、高齢者の活躍推進には、高齢者が活躍できる職場環境の整備など、中小企業における取り組みを更に後押ししていくことが有効である。更に、「雇用動向調査」によると、高齢者の入職経路は「縁故」の割合が43.2%と全体平均（24.0%）に比べて高いことから、高齢者の求職者と企業とのマッチング機能を強化していくことが不可欠である。

こうした認識のもと、高齢者の就業促進に向けた環境整備や強化・拡充すべき施策について、当所が実施した調査や中小企業の「生の声」をもとに、当所の意見を下記により申しあげる。

### 記

#### 2. 政府に対する重点要望事項

##### (1) 誘導政策による高齢者雇用の促進（継続雇用年齢の65歳超への一律義務化には反対）

政府は「働き方改革実行計画」で「2020年度までの期間を65歳以上の継続雇用延長、65歳までの定年引上げ促進の集中支援期間と位置付け、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備を図る」こととしている。また、昨年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「人づくり革命基本構想」においても「65歳以上への継続雇用年齢の引上げに向けて環境整備を進める」旨が記載されている。その後、政府は昨年11月に公表した「経済政策の方向性に関する中間整理」の中で65歳以上への継続雇用年齢の引上げについて、下記の方向性を打ち出した。

##### ※「経済政策の方向性に関する中間整理」（2018年11月公表、抜粋）

生涯現役社会の実現に向けて、意欲ある高齢者の皆さんに働く場を準備するため、65歳以上への継続雇用年齢の引上げに向けた検討を来夏に向けて継続する。この際、個人の希望や実情に応じた多様な就業機会の提供に留意する。

##### **【65歳以上への継続雇用年齢の引上げ】**

（働く意欲ある高齢者への対応）

○人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。

○高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、希望する高齢者について70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、それぞれの高齢者の希望・特性に応じた活躍のため、とりうる選択肢を広げる必要がある。このため、多様な選択肢を許容し、選択ができるような仕組みを検討する。

（法制化の方向性）

○70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるには、法制度の整備についても、ステップ・バイ・ステップとし、まずは、一定のルールの下で各社の自由度がある法制を検討する。

○その上で、各社に対して、個々の従業員の特性等に応じて、多様な選択肢のいずれかを求める方向で検討する。

○その際、65歳までの現行法制度は、混乱が生じないように、改正を検討しないこととする。

（年金制度との関係）

○70歳までの就業機会の確保にかかわらず、年金支給開始年齢の引上げは行うべきでない。他方、人生100年時代に向かう中で、年金受給開始の時期を自分で選択できる範囲は拡大を検討する。

(今後の進め方)

○来夏に決定予定の実行計画において具体的制度化の方針を決定した上で、労働政策審議会の審議を経て、早急に法律案を提出する方向で検討する。

(環境整備)

○地方自治体を中心とした就労促進の取組やシルバー人材センターの機能強化、求人先とのマッチング機能の強化、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が活躍の場を見出し、働きやすい環境を整備する。

こうした中、当所が昨年10月から12月にかけて実施し全国の中小企業2千社強から回答を得た「高齢者雇用の拡大に関する調査」では、65歳超の者を雇用している企業は73.7%に達しているものの、「継続雇用年齢の65歳超への義務化」について「反対」とする企業が50.5%と過半数を上回っている。また、「65歳を超えて雇用できない理由」について、「本人の体力的な面で難しい(63.3%)」や「若い年齢層の採用の阻害になる(44.9%)」、「雇用し続ける余裕(人件費等)がない(22.6%)」など、様々な理由が挙げられており、これに関連する中小企業の「生の声」も多く聞かれている。

人手不足が深刻化する中で、元気で意欲のある高齢者の就業機会を拡大し、更なる活躍を推進していくことは極めて重要である。ただし、当所の調査結果や中小企業の「生の声」を踏まえると、高齢者雇用の促進は法制化・義務化により一律に継続雇用年齢を上げる方法を採用すべきではなく、高齢者雇用に積極的な企業に対するインセンティブを強化・拡充するなど誘導政策を通じて企業の自主的な取り組みを後押しするなど、柔軟且つ自由度がある方法で進めていくべきである。

また、政府が今夏に決定する予定の実行計画は、こうした調査結果や中小企業の「生の声」を十分に反映し策定することで、企業の実態に沿った実効性のあるものにしていくべきである。

## (2) 企業と高齢者とのマッチングの強化

### ①産業雇用安定センターの更なる周知とマッチング機能の強化

産業雇用安定センターは、人材の送り出し企業と受入れ企業との間で中高年・ミドル人材の出向・移籍を斡旋する「出向・移籍支援事業」により、人材の受入れまたは送出しを希望する企業に対し、受入れ、送出しの方法や手続き、出向・移籍後の対応をはじめ、全国にある事務所が様々な事項についてきめ細かく相談に応じることで企業の人材確保や従業員の再就職を支援し、年間8,600件(2017年度)が成約するなど、企業間の人材移動に高い実績を上げている。

また、同センターは高齢者の就業機会を確保するために、65歳を超えても働きたい求職者の求職情報と、66歳以降も働き続けることができる企業の受入れ情報をマッチングする「高年齢退職予定者キャリア人材バンク」事業も実施している。これらの事業により60歳以上の求職者に係る成約は全体の約2割を占め、人材の受入れ件数の約6割は人手不足に苦慮している中小企業であることから、高齢者雇用の促進と中小企業の人手不足解消に向け同センターの更なる利活用が期待される。

一方、当所が実施した「高齢者雇用の拡大に関する調査」で、継続雇用年齢が65歳超へ義務化された場合に拡充・創設すべき支援策について尋ねたところ、「産業雇用安定センターの機能強化」と回答した企業は5.8%にとどまっていることから、同センターは高い実績を擁しながらも認知度に課題があることがうかがえる。政府は「働き方改革実行計画」で「産業雇用安定センターについて、中小企業団体等と連携し、マッチング機能を強化する」としているが、同センターが高齢者雇用の促進に向けて担うべき役割は重要なことから、政府は同センターの更なる周知はもとより、マンパワーの拡充等を通じて同センターのマッチング機能をより一層強化していくべきである。

なお、「高年齢退職予定者キャリア人材バンク」事業は、事業主を通じた再就職希望者情報の登録のほか、個人での登録も受け付けているが、個人での登録の場合の対象年齢は60歳から65歳の誕生日までに限られていることから、年齢要件は事業主を通じた登録の場合と同様に60歳以上とすることが望ましい。

### ②ハローワークの生涯現役支援窓口の拡充

厚生労働省は、高齢者が安心して再就職支援を受けられるよう、全国の主要なハローワーク180か所に「生涯現役支援窓口」を設置し、特に65歳以上の高年齢求職者に対する再就職支援や求人開拓等を重点的に実施している。「生涯現役支援窓口」を通じた65歳以上の就職件数は2017年度に10万件を超え、就職率はハローワーク全体での就職率31.5%を大きく上回る60.4%に達しているものの、65歳以上の新規求職者数が約50万件と年々増加していることから、多様な就業ニーズに応じた求人開拓がより一層求められている。

ハローワークは求人企業にとって無料で利用できる最も身近な支援機関であり、「生涯現役支援窓口」は高い実績を上げていることから、「働き方改革実行計画」に記載されている「2020年までに300か所とする」ことはもとより、地方を中心に設置数を大幅に増加していくべきである。また、高齢者に特化した合同会社説明会等マッチングに資する事業をより一層実施するなど、その機能を強化・拡充していくことも必要である。

### ③大企業等OB人材と中小企業をマッチングする事業の創設

## 7. 事業 (3)意見活動

大企業等での経験を通じて高度な技術や知識・経験・ノウハウを有し、退職後もそれらを生かしたいという意欲を持つ大企業等OB人材は多く存在する。一方、多くの中小企業は「生産・開発」、「技術」、「販路」、「知識・ノウハウ」をはじめ様々な経営課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、政府は「高齢者の活躍推進」と「中小企業の経営課題の解決」の両方を目的に、大企業等OB人材と中小企業をマッチングする事業の創設を検討されたい。その際、マッチングのスキームはOB人材と中小企業との雇用契約を前提とせず、短期・スポット的にOB人材が中小企業へアドバイス等の支援を実施することを基本とし、更にはスマートフォンのアプリ等を活用することでOB人材は機動的に支援を実施でき、中小企業も手軽に支援を受けられるようにするなど、両者の利便性を十分に考慮することが重要である。

なお、こうしたマッチング事業は一部の商工会議所等で実施しており、大企業等OB人材にとってはやりがい・生きがいの創出、中小企業にとっては自社の経営改善のための有効なアドバイスを安価且つ必要な時だけ受けられるなど両者に好評を博していることから、事業スキームを検討する際には参考にされたい。

また、厚生労働省は、業界団体や企業OB会等が企業等から仕事を受注し、その実施を高齢者に依頼する形で高齢者に就業機会を提供するモデル事業である「就労支援団体育成モデル事業」や、地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を実施しているが、こうした事業は高齢者の就業促進に有効なことから、拡充していく必要がある。

### (3) 在職老齢年金の見直し

当所は、働く高齢者が受け取る賃金と年金月額額の合計額が一定の基準金額（60～65歳未満：28万円、65歳以上：47万円）を超える場合、年金額を減額調整（支給停止）する在職老齢年金制度について、働く意欲のある人々の勤労意欲を減退させないように減額幅を縮小するなど見直すべきであると、かねてから要望してきた。

当所が実施した「高齢者雇用の拡大に関する調査」において、在職老齢年金の減額調整に対する考えについて尋ねたところ、「減額調整すべきではない」「減額される額を少なくすべき」とする企業は合計で57.0%に達している。また、在職老齢年金制度が原因で60代前半の50万人が就業調整を行っている可能性を示唆する民間シンクタンクの試算がある。更に、内閣府は同制度がなければパートタイム就業および非就業が減少する一方でフルタイム就業が14万人増加すると推計しており、同制度を働き続けることでインセンティブが増加する方向に見直せば高齢者の就労促進に繋がることを期待できる。

このため、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」においては、在職老齢年金のあり方について速やかに関係審議会等において検討を行い、法案提出も含めた必要な措置を2019年度に講ずることになっている。なお、同制度による年金支給停止額は総額で約1兆円にのぼっており、制度の見直しにあたっては、年金財政を大きく棄損することがないように配慮する必要がある。

以上のことから、在職老齢年金制度については、年金財政の棄損を避けるため確実な代替財源を確保することを前提に、減額調整が始まる基準額の引き上げや減額幅の縮小を行い、働き続けることにインセンティブが働く制度に見直すべきである。

## 3. 政府に対する個別要望事項

### (1) 高齢者雇用の促進、高齢者が活躍できる職場環境の整備に資する施策

#### ①助成金の拡充

厚生労働省は高齢者雇用の促進するために、65歳以上の高齢者をハローワーク等の紹介により雇い入れた場合に助成する「特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）」や、65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用環境整備、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する措置を講じた場合に助成する「65歳超雇用推進助成金」を用意している。

政府が65歳以上の継続雇用年齢の引上げ、70歳までの就業機会の確保を検討している中、当所が実施した「高齢者雇用の拡大に関する調査」で、継続雇用年齢が65歳超へ義務化された場合に拡充・創設すべき支援策について尋ねたところ、「高齢者を雇用することのインセンティブとしての補助金・助成金」と回答した企業が74.2%で最も多く、次いで「高齢者を賃上げした際の補助金・助成金」と回答した企業が51.8%であったことから、高齢者の雇用促進に際して補助金・助成金に対するニーズは高い。

従って、厚生労働省は、中小企業に対してこれらの助成金を幅広く周知することで利用を促進していくとともに、予算額や支給額を上げられたい。また、企業の事務負担を軽減する観点から、支給申請は支障がない限り簡素化していくべきである。

#### ②高齢者雇用に関する相談機能の強化

厚生労働省は高齢者の継続雇用に必要な環境整備に向けて、人事・労務管理制度や賃金、退職金制度、職域開発・職場改善、就業規則の改正など専門的・技術的な相談・助言が必要な場合に、社会保険労務士、中小企業診断士など実務的な知識や経験を有する専門家である「65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザー」に企業が無料で相談できる支援を実施している。加えて、同プランナー・アドバイザーが高齢者雇用に関する具体案の作成を支援する「企画立案サービス」や、事業主の要望に沿って同プランナー・アドバイザーが研修を行う「研修サービス」も実施している。

高齢者雇用の促進には、高齢者が活躍できる職場環境や社内制度を整備していくことが重要であるが、企業によっては賃金・退職金制度や能力評価を含む人事管理制度の見直し、職域開発・職場改善など様々な条件整備に取り組む必要がある。しかし、中小企業は専任の担当者を置けないケースがあるなどマンパワーに限りがあることに加え、これらの取り組みには人事・労務等に関する高い専門性が求められることから、中小企業では専門家に助言を仰ぎながら具体的な取り組みを進めていくことが有効である。

従って、厚生労働省は、同プランナー・アドバイザーが実施する一連の支援策をはじめ、高齢者雇用に関する相談機能を幅広く周知していくとともに、同プランナー・アドバイザーのマンパワーの拡充や「働き方改革推進支援センター」で高齢者雇用に向けた条件整備に関する相談を積極的に受け付けるなど、相談機能を更に強化していくことが求められる。

また、「65歳超雇用推進マニュアル」や「高年齢者雇用に関する事例集」の幅広い周知など高齢者雇用に関する情報提供や、「セルフ・キャリアドック」などシニア層を含む各層の従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する取り組みをより一層強化していくことも必要である。

### ③柔軟な働き方の普及促進

「労働力調査」によると、65歳以上の雇用者（役員を除く）は、正規労働者が23.7%、非正規労働者が76.3%で、15歳～64歳（正規労働者65.7%、非正規労働者34.3%）に比べて非正規労働者の割合が非常に高い。また、65歳以上の非正規労働者が現在の雇用形態に就いた主な理由は、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が38.1%で最も多い。

一方、日本商工会議所が昨年春に実施した「人手不足等への対応に関する調査」で多様な働き方に関する取組状況を尋ねたところ、「長時間労働の削減」と回答した企業が55.8%で最も多く、次いで「再雇用制度」が50.7%挙げられたが、「短時間正社員制度（8.9%）」や「副業・兼業（4.9%）」、「在宅勤務（2.8%）」等の柔軟な働き方の導入は必ずしも進んでいない結果となった。他方、こうした制度の導入により得られた効果は、「高齢者の活躍推進」と回答した企業が35.9%で最も多く、更に、人材の確保・定着や従業員のモチベーション向上など多岐にわたる効果が挙げられたことから、高齢者の雇用促進には働き方改革や柔軟な働き方をより一層普及・定着させていくことが有効である。

そのために、厚生労働省は、働き方改革や柔軟な働き方の導入がもたらす効果、更にはこれらの実践により高齢者が活躍できる職場環境を整備した中小企業の好事例はもとより、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」や「情報通信技術を利用した事業場外勤務（テレワーク）の適切な導入及び実施のためのガイドライン」など、柔軟な働き方の導入に資するガイドライン類を幅広く周知していくべきである。

また、高齢の求職者と企業とのミスマッチを防ぐために、高齢の求職者へ職場体験の機会を提供することも重要である。

### ④同一労働同一賃金の周知、対応支援

当所が昨年10月から12月にかけて実施し全国の中小企業2千社強から回答を得た「働き方改革関連法への準備状況に関する調査」で法律の認知度、準備状況を尋ねたところ、「同一労働同一賃金」の内容を「知らない」と回答した企業は47.8%、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業は31.0%にとどまったことから、「同一労働同一賃金」は「時間外労働の上限規制」や「年次有給休暇の取得義務化」に比べて認知度、準備状況ともに課題があることが明らかになった。また、同時に実施した「高齢者雇用の拡大に関する調査」で嘱託再雇用の前後（定年前と定年後）における給与水準の変化を尋ねたところ、「職務内容と責任の程度は定年前と同じだが、賃金水準は下げている」と回答した企業が16.3%を占めたことから、こうした企業では「同一労働同一賃金（均等待遇、均衡待遇）」の観点から、嘱託再雇用者の職務内容・責任の程度や賃金水準を確認・検証していくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、高齢者が納得感をもって活躍できる環境を整備していくためにも、厚生労働省は「同一労働同一賃金」の内容や定義、更には定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱いが記載されている「同一労働同一賃金ガイドライン」の内容を幅広く周知していくべきである。加えて、「同一労働同一賃金」は多岐にわたる準備を計画的に進めていく必要があることから、中小企業の相談にきめ細かく対応していくために、「働き方改革推進支援センター」の専門家の人数を拡充するなど体制を更に強化されたい。

### ⑤官民を挙げた健康経営の推進

国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもとで実効的な活動を行うために、日本商工会議所をはじめとする経済団体、医療団体、保険者等の民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目指し、日本健康会議が2015年に発足した。

健康経営は従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、従業員とともに健康の維持や増進に取り組むことで、企業の活性化やイメージ・業績を向上させていくものであり、高齢者の活躍推進にも大いに寄与する活動である。しかし、経済産業省が2017年12月に実施した「中小企業における健康経営に関する認知度調査」によると、「内容を知らない」と回答した企業は84%を占め、「健康経営に取り組んでいる」と回答した企業は21%にとどまるなど、認知度や普及・定着に課題がある一方で、「今後、取り組みたい」と回答した企業は53%を占めた。また、東京商工会議所が昨年夏に実施した調査でもほぼ同様の結果となったことから、より多くの企業が

## 7. 事業 (3)意見活動

健康経営に取り組んでいくには、健康経営の内容はもとより各企業における好事例や具体的な効果等に至るまで、官民を挙げて幅広く周知していくことが求められる。

更に、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人」に対して、地域金融機関の低利融資や自治体の公共調達における加算等が講じられているが、こうしたインセンティブを周知・拡充していくことで、健康経営に対する機運を更に高揚させていくことも重要である。

加えて、政府としても、企業が健康経営の取り組みを促進するよう、表彰・顕彰制度の創設や、公共調達時のポイント加算、健康経営投資に対する税制優遇などのインセンティブを講じるべきである。

### ⑥高齢者が疾病等により、業務に従事することが困難になった際の雇用契約の解消を円滑に行う制度の創設

高齢者の健康寿命（日常生活に制限のない期間）は延びており、平均寿命と比較しても伸びが大きく、更に体力や運動能力も一貫して向上している。

一方、「就業構造基本調査」によると、65歳以上の者が前職を離職した理由は「定年のため（28.3%）」に次いで「病気・高齢のため」が27.6%挙げられている。また、当所が実施した「高齢者雇用の拡大に関する調査」で、65歳を超えて雇用できない理由を尋ねたところ、「本人の体力的な面で難しい」と回答した企業が63.3%で最も多いことから、企業にとって高齢者の雇用は体力や意欲等の面で個人差が大きいことが課題になっている。更に、継続雇用年齢が65歳超へ義務化された場合に拡充・創設すべき支援策については、「高齢者が疾病等により、業務に従事することが困難になった際の雇用契約の解消を円滑に行う制度の創設」と回答した企業が45.5%にのぼっている。

そうした中、厚生労働省は2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」を受け、解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点について、学識経験者による検討会で専門的な検討を進めているところである。

こうした状況や、政府が65歳以上の継続雇用年齢の引上げ、70歳までの就業機会の確保を検討していることを踏まえ、厚生労働省は上記検討会での議論等を参考にしつつ、「高齢者が疾病等により、業務に従事することが困難になった際の雇用契約の解消を円滑に行う制度の創設」に関する調査・研究に取り組みたい。

加えて、治療と仕事が両立できる職場環境の整備に向けて、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「治療と仕事の両立支援助成金」等を幅広く周知していくことや、治療後の職場復帰を支援するための施策を更に拡充していくべきである。

## (2) 高齢者自身の活躍に資する施策

### ①公的なリカレント教育の強化

一般教育訓練給付は、労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け修了した場合に費用の一部が教育訓練給付金として支給されるものである。現在、指定講座数は1万1千を超え幅広い対象講座が指定されているが、受講開始時の年齢は50歳代が16.3%、60歳代は3.2%にとどまっている。加えて、公共職業訓練（離職者訓練、在職者訓練等）、求職者支援訓練についても受講者は多く、これらの訓練は職業能力の開発・向上に大いに寄与している。そのうち、雇用保険を受給できない求職者が就職に必要な職業スキルや知識を習得するために実施している求職者支援訓練の受講者は、60～64歳が3.6%、65歳以上が1.4%にとどまっている。

長年にわたり培った技術・経験に基づき、65歳を超えても同一企業で働き続ける高齢者がいる一方で、中小企業は職域が限定されており、大企業は66歳以上になっても働ける制度のある企業が21.8%にとどまっていることから、転職・再就職等により新たな職域にチャレンジする高齢者も存在する。

「全国職業訓練実施計画」には「生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発施策を一層充実させていくことが重要である」と記載されているが、高齢者の新たなキャリア形成を支援するために、厚生労働省はITスキルなど高齢者へのリカレント教育に資する人材開発支援策をより一層強化していくべきである。

### ②シルバー人材センターの機能強化

シルバー人材センターは原則として市町村単位で設置され、高齢者雇用安定法に基づき、定年退職者等に対してライフスタイルに合わせた「臨時的且つ短期的またはその他の軽易な業務」を提供している。全国のセンターには約70万人の会員が登録しており、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参画を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現に貢献している。

「未来投資戦略2018」には「シルバー人材センターを活用したマッチングの促進も含め、多様な就業の選択肢を拡大する」旨が記載されているが、高齢者の活躍推進、更には深刻な人手不足への対応を図っていくために、センターに登録した高齢者が育児支援業務など現役世代の下支えに資する業務や人手不足に悩む企業での業務に従事する「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」をより積極的に実施するなどセンターの機能を更に強化することで、高齢者の就業機会を拡大していくべきである。

### ③高齢者による創業・起業の促進

わが国の開業率は4～5%で推移しており更なる向上が政策課題となっている中で、高齢者の技術や知識・経

験・ノウハウに基づく創業・起業を促進することは、高齢者の就業機会の確保にもつながる重要な取り組みである。近年、シニア世代の起業、更には創業・起業を希望する者は増加傾向にあることから、高齢者による創業・起業を更に促進するために、政府系金融機関によるシニア起業家支援資金等の施策を幅広く周知していくべきである。また、高齢者を対象とした創業セミナーを実施していくことも有効である。

#### ④審議会委員、労働審判員の年齢要件の即時撤廃

審議会の委員は、1999年4月に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」により「委員がその職責を十分果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない」こととされており、原則、委員就任時に70歳以上の者は選任することができない。また、労働審判員は2005年1月に定められた「労働審判員規則」により、68歳未満の者の中から最高裁判所が任命することになっている。

知識・経験・ノウハウが豊富な高齢者が、その知見を活かして審議・審判に参加することは大変有意義であるばかりか、こうした年齢要件は政府が提唱する「一億総活躍社会の実現」や「人生100年時代構想」の理念にも逆行する。

従って、審議会委員、労働審判員の年齢要件は即時撤廃すべきである。

#### 4. 結びに

ここまで本意見書において、対象の方々を使い慣れた「高齢者」と呼んできたが、「高齢者」という年齢を軸とした呼称を越え、経験豊かであつ意欲をもって、これからも社会で活躍されることを期待するに相応しい名称を、検討することを一考として提言する。

以上

2019年4月18日

第716回常議員会決議

<提出先>内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省ほか関係省庁大臣・幹部

<実現状況>

70歳までの就業機会の確保については、労働政策審議会で、当所の主張に基づき、企業に多様な選択肢を許容することや、対象者の限定を可能とする結論に達した。その後、これらの点を含む改正高齢者雇用安定法が2020年3月に成立した。

### 3. 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けた意見について

#### I. 基本的考え方

政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されて4年、地方版総合戦略が策定されて3年が経過した。各地域におけるこれまでの取り組みに目を向けると、顕著な成果を上げつつある事例が着実に増えているものの、全体で見れば、「人口減少」と「地方の疲弊」という構造的課題は未だ解消していない。東京圏への転入超過にも歯止めがかかっておらず、また、地方都市の衰退はさらに深刻化している。出生率の低下による人口減少と企業数の減少という、いわば「双子の少子化」を克服することが最大の課題である。加えて、近年多発・激甚化する自然災害は、地方創生の大きな足かせとなっており、災害に強い国づくりを進める必要がある。

一方、政府の総合戦略において一極集中の傾向を指摘される東京についても、東京都の調査において、一時の経済成長の勢いが鈍化していることが示されているほか、2025年には人口が減少に転じ、急速な高齢化の進展も予測されている。さらには、地震をはじめとする災害リスクなど、多くの課題に直面している。

このような認識の下、2020年度からはじまる第2期総合戦略を策定するにあたっては、まず、第1期総合戦略、とりわけ地方版総合戦略の策定・推進体制や成果の検証が不可欠である。その検証結果を踏まえ、実効性を高める体制を確保したうえで、地方における「双子の少子化」に歯止めをかけるとともに、一極集中によるさまざまな課題を解決し、災害にも強い多極化・多核化した国土形成を図りつつ、地方が東京と連携・補完して地方へひとと所得を還流させることにより、地域経済の好循環をつくり出し、わが国全体の底上げと持続的な成長につながる戦略とすべきである。また、施策の継続性・実効性を確保するPDCAサイクルの徹底も必要である。

以上を踏まえ、商工会議所は、第2期総合戦略の策定に向けた意見を以下のとおりとりまとめた。政府においては、全国各地で地方創生に取り組む商工会議所の声に耳を傾け、実効性の高い戦略の策定に取り組んでいただきたい。

#### II. 第2期総合戦略の前提となる検証

上述のとおり、地方創生に資する第2期総合戦略の策定に向け、まずは、第1期総合戦略、とりわけ地方版総

合戦略の検証を徹底的に行うことが不可欠である。また、検証にあたっては、実効性のある方法により、期限を明示して取り組むことが必要である。

検証例としては、以下の項目が考えられる。

**【政府総合戦略の検証例】**

- ①東京圏への転入超過が拡大した原因
- ②開業率が伸び悩む原因
- ③都道府県別の出生率の格差の原因
- ④数値目標 (KPI) の達成状況、および KPI の立て方・妥当性 等

**【地方版総合戦略の検証例】**

- ①地域ぐるみの組織で戦略を策定したものかどうか
- ②戦略の推進体制の有無
- ③数値目標 (KPI) の達成状況、および KPI の立て方・妥当性
- ④地方創生交付金等補助金の費用対効果 等

また、日本商工会議所が 2018 年 4 月に各地商工会議所の地方創生の取り組み状況を分析した結果、成果を上げている地域に共通するポイントとして、以下の 4 点が浮かび上がった。このポイントを、第 2 期の地方版総合戦略の策定に活かすべきである。

**【地方創生の 4 つのポイント】**

- |                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| ①首長に地方創生の熱意と強力な行動力があること         | <b>【首長のリーダーシップ】</b> |
| ②多様なステークホルダーが連携・協働する場が設けられていること | <b>【地域ぐるみ・自立】</b>   |
| ③地域資源の徹底活用で地域の所得向上を目指していること     | <b>【あるものさがし】</b>    |
| ④結婚、出産、子育て、教育等の支援策を講じていること      | <b>【現役世代への投資】</b>   |

**Ⅲ. 第 2 期総合戦略に盛り込むべき具体的提案**

**1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする**

地方における企業数の減少と人手不足は深刻化しており、地域の経済は依然低迷している。こうした状況から脱して、地域経済を活性化させるためには、まち・ひと・しごとの創生と経済の好循環を実現することが必要であり、とりわけ地方の所得向上につながるしごとづくりが不可欠である。

自治体は国と連携して、魅力あるしごとを維持・拡充していく取り組みを強力に推進していく必要があり、その際、地域の実情を踏まえて時代に合致したビジネスを促進していくことが重要である。一方、地方の企業は、海外を含む域外の販路開拓に取り組むことが不可欠であり、まずは、国内最大の消費地であり、海外向け情報発信のハブ機能を持つ東京との連携を深めることが重要である。また、地方企業の価値向上に向けたオープンイノベーションや、人手不足対策として最重要な手段と位置づけられる生産性向上も重要な取り組みである。

さらに、地域経済の多くは一次産業と観光業を基幹産業としており、これらを稼げる産業にすることにより、地域にしごとをつくり、安心して働けるようにすることが必要不可欠である。

**(1) 魅力あるしごとづくり・所得向上**

**①創業塾等による起業・創業の促進、事業承継ベンチャーの促進など事業承継・世代交代の推進、地方企業の事業譲渡・M&A の支援**

独立開業を志向している人たちに事業開始に向けた支援を行うなど、新たにしごとをつくる取り組み(起業・創業)を促進するとともに、価値ある事業を次世代に円滑に承継し、また、適正な時期に事業を引き継ぐ世代交代、さらには事業の第 3 者への譲渡などにより、次世代の経営者による新たな事業展開へのチャレンジ(いわば「事業承継ベンチャー」)の促進をはじめ、魅力あるしごとを残していく取り組みを支援していくことが重要である。

**②地域課題の解決と遊休資産・人材・スキルをビジネスに変えるシェアリングエコノミー、シビックエコノミーの普及**

地域における共助をベースに、ICT を使って遊休の資産・人材・スキルなどを活用することで地域課題を解決するシェアリングエコノミーや、市民が自発的にまちづくりに取り組む新たな経済活動と言われるシビックエコノミーは、小さな資本とリスクでスタートできるという特性があり、地域の新しいしごとの創出につながるよう、育成していくことが必要である。

**③外資系企業の地方への投資を促進する INVEST JAPAN 戦略の推進**

海外からの直接投資残高は 5 年連続で過去最高を更新(2018 年 9 月末時点で約 31 兆円)しており、日本に進出した外資系企業の過半が、東京以外の日本企業に対する M&A を通じた二次投資に関心を示してい

る。こうした外資系企業の動向を踏まえ、海外からの誘致の加速や地方への拠点拡大に対する支援が必要である。

#### ④「地産外消」、とりわけ地方と東京の連携により所得を地方に還流(販路開拓・ものづくり受発注商談会、海外バイヤーとの交流拡大)、輸出大国コンソーシアム等の活動強化、越境 EC の促進

人口減少に伴い、域外需要を取り込むために、地域の産品を海外や国内大都市に販売する「地産外消」の取り組みが重要となっている。中でも、国内最大消費地である東京圏での販売、すなわち「地産東消」により、所得を地方に取り込み、地域経済の好循環を作り出すことを推進すべきである。また、国内有力見本市の育成・質および量の拡充や在京海外メディアの活用、海外有力バイヤーの招へい、越境 EC の活用等、海外需要の取り込み促進に向けた支援強化が重要である。

#### ⑤東京の大企業と地方の中小企業によるオープンイノベーションの促進、AI、IoT 等の導入促進による生産性向上

地域の企業が新たな価値創造を目指して東京の大企業等との交流を拡充・深化させるオープンイノベーションへの取り組みや、人手不足克服の最重要手段と言える生産性向上に向けた IT 化が極めて重要であり、地方創生の観点からも支援策の充実を図る必要がある。

### (2) 観光を柱とした地方創生の実現

#### ①稼げる地域づくりの実現に向けた DMO、地域商社の機能・役割強化と SNS 等を通じた地域情報の戦略的な発信

民間主導により事業経営の視点で観光経営を行う DMO の人材・資金・組織面の強化、地域産品のブランド化や生産・加工・販売を担う地域商社の開発力・人材の強化、また、リアルタイムの地域情報を SNS 等の活用により戦略的に発信すること等により、観光を通じてより多くの所得を地方に取り込むことが重要である。

#### ②スポーツ、文化財、ナショナルイベントの経済波及効果の最大化

本年開催予定のラグビーワールドカップ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、さらには、2025 年大阪・関西万博等のナショナルイベントは、いずれもわが国における観光の核となる有力コンテンツである。このため、国が主導して、インバウンドをターゲットにしたきめ細かいデータ分析に基づき、効果的なプロモーションを実現するとともに、地域・民間との連携により、経済効果を最大化させる取り組みを強力に推進すべきである。

#### ③地方 TV 局等のローカル番組の海外放映による、各国の嗜好・事情を踏まえた訪日プロモーションの強化(インバウンドの偏在是正)

インバウンドを全国津々浦々へ広げるためには、良質な地域情報の発信が必要であり、「放送コンテンツ海外展開促進事業」の拡充や NHK ワールドの活用により、放送コンテンツの放映地域を ASEAN 主要国以外にも拡大するとともに、日本各地のローカルテレビ局が制作した観光地紹介番組の放映の強化・拡充を図るべきである。なお、海外向けの情報発信にあたっては、国・地域ごとの嗜好や事情を十分踏まえた内容にすることが、より大きな効果につながることに留意する必要がある。

### (3) 水産業にも着目した一次産業のさらなる成長産業化(一層の輸出拡大、獲る漁業から育てる漁業への政策転換等)

農林水産物と食品の輸出額は、2018 年実績が 9,068 億円と、2019 年目標の 1 兆円に迫る勢いで着実に拡大している。政府においては、福島県産食品への輸入規制の解除や、科学的根拠に基づいた検疫の適正化を含む輸出環境の一層の改善を図りつつ、さらなる高い輸出目標を掲げ、農林水産業の一層の成長産業化に取り組んでいく必要がある。

農業・林業に比較して、成長産業化への具体的取り組みが遅れている水産業については、資源減少に直面している状況を踏まえ、「獲る漁業」から「育てる漁業」へと政策転換を行い、養殖業の振興を図ることが必要である。また、インバウンドを取り込んでいくために、景観・特産品・自然環境をはじめ、沿海地域の魅力を組み入れた漁港の観光基地化の推進も重要である。

## 2. 地方への新しいひとの流れをつくる

東京圏への転入超過に歯止めがかからず、地方における人手不足が深刻化していることが、地域経済の低迷の大きな要因の一つであり、地方への新しいひとの流れをつくることが重要である。とりわけ、地域の将来を担う若者の地元定着や地方への還流が必要である。また、外国人材に関しても、地方の中小企業における円滑な受入れが進むよう、環境整備に取り組むべきである。

### (1) 地方に雇用を生み、企業の地方移転の推進力となる政府関係機関の地方移転の再チャレンジ

政府関係機関の地方移転は、地方に雇用を生むことに加え、企業の地方移転の推進力ともなる。しかし、自治体から提案を受けた 7 局庁のうち、全面移転が決まっているのは文化庁のみで、消費者庁、総務省統計

局は一部業務の移転にとどまっている。地方への新しいひとの流れをつくるためには、政府が率先垂範して政府関係機関の地方移転に再チャレンジすることが必要である。

また、「国際リニアコライダー」の誘致に関しては、アジア初の大規模国際技術拠点として、海外から数千人の優秀な研究者が集まり、地方への新しいひとの流れにつながるとともに、国内外の最先端の技術の集積が期待されることから、政府が主導して強力に推進すべきである。

## (2) 地方における若者の修学・就業の促進

### ① 地域の歴史教育を含む初等教育段階からのキャリア教育の体系的実施

地域経済を活性化させるためには、地域の将来を担う若者が地元で定着することが不可欠である。そのため、初等教育段階から、地域の歴史・文化や産業等を学ぶキャリア教育を教育体系の中に明確に位置づけるとともに、地元企業との接点等を増やすことで、地元への愛着を育み、地域に対する理解の増進につなげていくことが必要である。

### ② 地方創生インターンシップ参加学生への経済的支援、首都圏と地方の大学で学べる国内留学(ダブルキャンパス)の仕組みづくり

若者の大都市部への流出が深刻化する中、地元定着やUIJターン促進の観点で地方創生インターンシップは有効な取り組みであり、キャリア教育の一環として教育体系に明確に位置づけ、強力に推進する必要がある。その際、参加学生が地方の企業を訪れるための経済的支援を行い、取り組みを後押しすべきである。

また、首都圏の大学生の地方企業への就職を促すためには、当該学生に地方での生活や地方企業等の魅力を感じてもらうことが重要であり、地方で学ぶ環境を提供する国内留学(ダブルキャンパス)の仕組みを強化することが必要である。

### ③ 「地(知)の拠点大学」による地方創生推進事業の拡充等を通じた大学発地域活性化プロジェクトの拡大・実現

大学は教育と研究の機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤となるものであり、地方創生の観点からも重要な役割が期待されている。そのため、政府は、「地(知)の拠点大学」による地方創生推進事業の拡充等を通じて、大学による地域活性化プロジェクトを拡大・実現させていくべきである。

### ④ 地域産業の担い手となる中核人材を確保・育成するための専門職大学の設置促進

高度な実践力とイノベーションを生み出す力を兼ね備えた人材を育成する専門職大学は、地域の中核を担う産業人材の確保・育成につながるものとして政府の成長戦略にも位置づけられ、高い期待が寄せられており、設置を促進すべきである。

### ⑤ 大都市圏の早期離職者の地方中小企業への再就職支援

新卒3年以内の離職率が、四大卒では約3割、短大・高卒では約4割に上っている。地方で特に深刻化している人手不足を解消する一つの方策として、大都市圏のこうした早期離職者と地方の中小企業とのマッチングを行い、地域経済を支える人材の地方への還流を促進すべきである。

## (3) 外国人との共生社会づくり

### ① 外国人労働者の日常生活を支える受入れ環境の整備

2019年4月に施行された「特定技能の在留資格に係る新たな制度」は、深刻な人手不足に悩む地方の中小企業にとって朗報である。わが国が将来にわたり外国人材から就労先として選ばれるためには、政府、地方自治体、受入れ企業それぞれが果たすべき役割を担い、外国人材が地域社会において共生し、わが国経済・社会基盤の維持・発展に寄与する仕組みにしていくことが重要である。

政府においては、在留手続きをはじめとする各種手続き、ゴミ出しルールをはじめとする社会生活上のルール等に関する相談窓口の設置など、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策を、総力を挙げて実施していくべきである。

### ② 外国人の採用を希望する地方の中小企業の相談窓口設置と、採用マッチング機会の提供

政府は、特定技能外国人材が大都市圏など特定の地域に過度に集中することがないように、外国人の採用を希望する地方の中小企業を対象とした相談窓口の設置や、合同会社説明会の実施等を通じ、外国人材と地方の中小企業とのマッチングを後押しすべきである。

## 3. 安全・安心で、個性に富んだ魅力あるまちづくり

わが国は、「人口減少」と「地方経済の縮小」という構造的な課題を抱えている。特に、道府県庁所在市に次ぐ第2、第3の都市においては、人口減少による空洞化が著しく、都市政策の不十分さもあって、このままでは消滅可能性都市が一層増加することが懸念される。

「ひと・しごと」を支える基盤である「まち」の再生・活性化なくしては、地方創生の実現はない。こうした危機感を若者や高齢者など、幅広い地域住民で共有し、今こそ、まちづくりの主導的役割を、そこから得られる長期的なリターン（税収増等）を意識することが少ない行政から民間が担うべきものへと転換していくことが重要と考える。

#### **(1) 民間主導のまちづくりの強力な促進(イベントにとどまらない事業経営の視点に基づいた、ひととしごとが集まる魅力あるまちづくりの展開【まちづくりの再定義】、推進主体の自立化、資金調達が多様化等への支援)**

ひととしごとが集まる魅力あるまちを創出するためには、民間主導のまちづくりが重要となる。そのためには、まちを経営する視点に基づき、まちづくりに民間の参画をビルトインしていく仕組みづくりが必要となる。

民間主導のまちづくりを強力に推進するにあたっては、まず、ビジョンを明確化したうえで、まちづくりを、単なるハコモノの新增設やイベント実施の範囲にとどめず、事業経営の視点に基づき、まちを経営する観点から、ひととしごとが集まる魅力あるまちを形成していく、いわば「まちづくりの再定義」を行うことが極めて重要である。その際、まちづくり会社などの民間主体が自主的・自律的に取り組む意欲を引き出す環境づくりを進めるとともに、意欲ある民間主体に対し、民間資金・ノウハウの効果的な活用に向けた支援策を講じることが必要である。特に資金に関しては個人保証への依存が指摘されており、PPP/PFIの促進や、クラウドファンディングの活用、まちづくりへの挑戦を促す補助制度の創設など、資金調達が多様化を図る必要がある。

#### **(2) 住民1人当たりの所得と地域の資産価値の向上をKPIに位置づけたまちづくりの推進**

上記(1)で再定義したまちづくりの取り組みを推進・フォローするにあたっては、その成果の総合的指標として、住民1人当たりの所得向上と、まちの資産価値向上をKPIに位置づけることが重要である。

#### **(3) 中枢中核都市によるダム効果の醸成(多核化)と中小都市の自立に向けた広域連携等の支援**

地方の町村の中には、創意工夫により、個性に富んだまちづくりを推進して域外からひとを呼び込み、社会増を実現するなど、都市部から過疎地への移住・定住の加速化を実現している地域が見られる。他方、こうした取り組みは、いわゆる田園回帰的な現象にとどまっているとの指摘もあり、東京圏への過度の人口集中を食い止めるには、必ずしも十分とは言えない。

地方の活力を取り戻すためには、東京・大阪・名古屋の大都市圏と、自立した地方都市が並存する多核的な国のかたちを目指していくことが重要であり、経済活動と住民生活の基盤となる都市の機能強化を図ることが必要である。そのため、大都市圏への人口流出の抑制に対して、いわゆるダム効果が発揮されるよう、中枢中核都市の機能強化を図るとともに、中小都市が広域で連携して各々の機能を補完・拡充し、魅力ある地域として自立できるよう支援していくことが必要である。

#### **(4) 健康長寿を目指す「健幸都市」づくりの推進**

少子高齢化のさらなる進展が見込まれる中であって、経済成長を持続させるためには、健康寿命の延伸を図りつつ、高齢者の就労・社会参加の機会を拡充することが重要である。全国の自治体で、健康長寿を目指す「健幸都市」をまちづくり政策の柱の一つに据え、ヘルスケア産業の集積や健康拠点となる公園・運動施設の整備等を通じて、住む人も訪れる人も「健幸」が享受できるまちを目指す動きが増えている。政府は、こうした取り組みを全国に広げるべく支援を行うべきである。

#### **(5) 地域の魅力の徹底した磨き上げと対外情報発信力の強化**

地方創生は地域間競争の側面があり、各々の地域において、歴史・文化・風習・産業・自然環境等の地域特性を踏まえた魅力の徹底的な磨き上げにより、住民が誇りと愛着を持って暮らせる生活基盤を構築することが必要である。とりわけ、地域の魅力を磨き上げる活性化プロジェクト等に若者の参画を促すことは、中長期的な地域力の向上につながると考える。また、ひとを呼び込んでにぎわいを創出・拡充するためには、まちの魅力を効果的に対外発信することが重要である。そのため、自治体は地域住民の情報感度の向上を促すとともに、幅広い参加者による情報共有とネットワークの拡充を通じて対外情報発信力の強化に取り組むことが必要である。

### **4. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる**

少子化対策は、地方創生の出発点ともいえる根本的な課題であり、国民が希望する出生率1.8を実現するとともに2060年に人口1億人程度を確保することが長期ビジョンに掲げられている。しかし、各地の結婚・出産・子育て支援は十分とは言えず、足元の合計特殊出生率は1.43と2年連続で低下し、人口減少に歯止めがかかっていないことから、危機感を持って再度ジャンプスタートに挑戦する必要がある。

#### **(1) 出生率が高い地域の分析に基づく少子化対策の強化、マイルストーンを置いた1年ごとの対策の進捗管理**

合計特殊出生率の地域差要因を分析し、その結果に基づいた少子化対策に取り組む必要がある。あわせて、

## 7. 事業 (3)意見活動

地域別の合計特殊出生率の目標値となるマイルストーンを設定して1年ごとにチェックするなど、PDCA サイクルを回していくことが必要である。

### (2)病児・病後児保育事業の拡充、産婦人科医・小児科医の不足地域の解消等、子育てに不可欠な育児環境の整備

地域で安心して育児するうえで、共働き世帯を支える病児・病後児保育事業のさらなる拡充が必要である。病児・病後児保育の実施主体にとっては、看護師や保育士等の人材確保が難しい中、多くの施設が赤字経営を余儀なくされており、補助金額の見直しや看護師・保育士等の配置要件の緩和が必要である。

また、地方でも安心して子どもを生み育てられる環境を整備するために、産婦人科や小児科等の診療科の空白地帯の解消（産婦人科：1,313病院・27年連続減少、小児科：2,592病院・24年連続減少）が必要である。医師数が不足する診療科目と増加を続ける診療科目の間で診療報酬を加減することや、医師の働き方改革を進めて過重労働を解消すること等に取り組む必要がある。

### (3)子育てしやすい働き方改革・ワークライフバランスの確実な実施

労働力人口が減少する中、女性のさらなる労働参画を促進するためには、男性の育児参加が不可欠である。しかし、男性の育児休業取得率は5.14%（厚生労働省「平成29年度雇用均等基本調査」）にとどまっており、育児をしながら働く女性の負担軽減や男性の育児の希望をかなえる観点からも、男女問わず子育てと仕事の両立ができる環境整備が必要である。

そのため、働き方改革に取り組み、長時間労働を是正するとともにテレワークの導入等、働き方の多様化を推進することで、ワークライフバランスを実現することが重要である。2019年4月から働き方改革関連法が施行されたが、政府は、企業における働き方改革の確実な実施、ワークライフバランスの推進に向け、気運醸成に資する取り組みを一層強化すべきである。

## 5. 自然災害への対応力の強化

「地方の疲弊」という構造的な課題を抱える中、近年多発・激甚化する自然災害は、地方創生の大きな足かせとなっている。そのため、防災・減災対策やインフラ整備等による災害対応力の強化が不可欠であり、また、多極化による首都機能の代替性の確保にも取り組む必要がある。

### (1)東日本大震災被災地支援の継続

津波被災地域における土地のかさ上げや復興道路の整備などの復興計画が予定どおり進んでいない地域が存在する。また、福島では、原発事故に伴い今もなお4万人を超える住民が避難生活を強いられている。一日も早い震災からの復興を成し遂げるため、今後も十分な財源の確保、人的支援の強化を図り、復興が遅れている地域に対する支援や災害に伴う根拠のない風評の払拭、原子力災害の解決に向けた取り組みを継続・強化する必要がある。

### (2)災害への備えと速やかな復旧・復興のためのBCP対策等、災害対応力の強化

中小企業におけるBCP策定は、策定に必要なスキル、ノウハウがないことや、必要性を感じていないこと、策定する人材・時間の確保が困難なこと等から依然として進んでいない。そのため、政府は、その意義や必要性について広報を強化するとともに、専門人材の派遣や策定にかかる費用の助成などにより強気にバックアップすべきである。

また、自然災害発生時の診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種の支援を迅速かつ円滑に実施するために、マイナンバーカードの機能強化ならびに活用促進を図るべきである。

### (3)鉄道網の整備や高速道路等のミッシングリンクの解消や多極化によるリダンダンシーの確保

大規模災害等により、特定地域が被災した場合でも、国土の分断を防ぎ、迅速な救急活動や物資輸送を可能とするため、鉄道網の整備や高速道路等のミッシングリンクの解消等により、交通の代替性を確保することが肝要である。とりわけ、切迫性の高い首都直下型地震の発生による首都機能の低下は、国全体の経済活動の停滞だけでなく、世界的にも大きな影響を与えることが予測される。こうした観点から、政府中枢機能をはじめとする首都機能についても、多極化によりリダンダンシーを確保することが必要である。

## IV. 地方創生版・三本の矢の拡充・追加

政府は、「地方創生版・三本の矢」（情報支援、人材支援、財政支援）を掲げ、「自助の精神」をもって意欲的に地方創生に取り組む自治体を支援してきた。今後、地方創生の推進にあたっては、既存の三本の矢の拡充はもちろん、新たに四本目の矢（規制緩和・地方分権）を追加し、自治体の取り組みを強力的に支援していく必要がある。

### 1. 情報支援

地域経済分析システム（RESAS）を有効活用するためには、何よりも、統計データを最新のものにすることが必要不可欠である。

そのうえで、戦略づくりに必要な、地域における所得の流れの見える化、経済圏単位での分析等を可能とす

る「地域診断サービスメニュー」を創設することが求められる。

また、戦略づくりに必要なデータを分析し、その分析結果に基づいて戦略を策定できる人材を育成・派遣することも必要である。

さらに、国内外の地方創生の好・先進事例を分析して見える化し、情報提供することで、横展開を図るべきである。

## 2. 人材支援

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、国家公務員や民間人材等を市町村長の補佐役として派遣する「地方創生人材支援制度」を利用する市町村は、全国約 1,700 の市町村のうち 26 にとどまっている（2018 年度実績）。地方創生の取り組みにおいて、知見のある第三者の視点やノウハウは都市規模に関係なく有効であることから、同制度について、「原則人口 10 万人以下の都市」とする派遣先市町村の要件の緩和や、「原則 1～2 年間」とする派遣期間を延長するといった制度の拡充が必要である。

また、特に地方の中小企業において深刻化している人手不足の解消等のため、大都市の企業（OB）人材と地域の中小企業とのマッチングを支援する仕組みを構築することも必要である。

その際、たとえば、国際社会貢献センター（ABIC）の既存の仕組み（海外経験豊富な人材を、国内外の様々なニーズに対して紹介）や、産業雇用安定センターの「出向・移籍支援事業」（中高年・ミドル人材の出向・移籍を斡旋）、ハローワークの「生涯現役支援窓口」（高齢求職者に対する再就職支援や求人開拓等を支援）等を活用することが効果的である。

## 3. 財政支援

「地方創生推進交付金」は、地方版総合戦略に位置づけられた事業を対象としているが、地域の自主的・主体的な取り組みをさらに後押しするため、同戦略に記載がない事業であっても、たとえば、まちづくりなどの民間主導の取り組みには、事後検証の徹底を前提に交付対象とするなど用途の拡大を行うことや、国庫補助率（1/2）を引き上げることなどが必要である。

また、地方創生が地域間競争の側面を有していることを踏まえ、地方創生事業に積極的に取り組む地域や、成果を挙げた地域に重点的に財政支援や税制優遇を行うといった措置も必要である。

さらに、地方創生の取り組みは、単年度で完結しないことがほとんどであり、自治体における事務処理の軽減を図る観点から、地方創生予算については複数年度化することも必要である。

加えて、地方創生の取り組みの実効性を高めていくためには、民間資金の新たな流れを巻き起こすことが必要である。その一環として、企業版ふるさと納税のさらなる普及が必要であり、対象プロジェクトに関する自治体と企業との連携強化を後押しすべきである。

このほか、民間主導による地方創生の取り組みを一段と促進するため、地方創生活動を行う商工会議所等への寄付については、全額損金算入できるようにするといった措置も必要である。

## 4. 規制緩和・地方分権

現状、地域における地方創生の取り組みを阻む岩盤規制が未だ根強く残り、地域による挑戦の足かせとなっている。そのため、たとえば、株式会社による農地の直接所有や開業ワンストップセンターの設置など、国家戦略特区での実証実験が 1 年を超えた規制改革メニューは速やかに全国展開するといった規制緩和が求められる。

また、地方自治体の首長に熱意と強力な行動力があることが地方創生の成功のポイントであるが、権限や予算の不足を理由に十分取り組むことができていない自治体もある。そのため、権限と財源をセットで地方に移譲するといった徹底した地方分権を行い、首長のリーダーシップを最大限に引き出す環境を整備することが必要である。

## V. 地方創生氣運の再喚起

第 2 次安倍政権発足当時、政策の一丁目一番地として掲げられ、当初盛り上がりを見せた「地方創生」であるが、残念ながらその気運は時を経るほどに停滞してきている。このまま放置すれば、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が 2014 年に公表した消滅可能性都市（896 自治体）は、今後ますます増加する恐れがある。

この反省の下、政府においては、政府広報やシンポジウムの開催、地域においては、若者による地域活性化プロジェクトの展開や、市民が参加するワークショップの開催などにより、官民をあげて地方創生に取り組む気運を再喚起し、それが持続するよう継続的に取り組む必要がある。

以上

2019年 4月18日

第717回常議員会追認

<提出先>内閣府特命担当大臣をはじめ関係各方面

<実現状況>

## 7. 事業 (3)意見活動

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2019年12月20日閣議決定）に、地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上・収益力強化に向けた販路開拓等の支援や、プロフェッショナル人材の地域への還流促進、少子化対策としての産科医の地域偏在の是正、育児と仕事が両立できる職場環境づくりに取り組む企業への支援など、当所意見が多数反映された。

### 4. 最低賃金に関する緊急要望

#### 【中小企業の経営環境】

日本商工会議所のLOBO（早期景気観測）調査では、4月の全産業合計の業況DIはマイナス16.7で、ここ数年はマイナス20%から10%台で一進一退を続けている。また、売上DIや採算DIもマイナスが続いていることから、「景気回復を実感することができない」といった「生の声」が多く聞かれている。

一方、企業が賃上げする際の重要な考慮要素である労働生産性は、中小企業では一貫して横ばいで大企業との格差が広がり続けており、労働分配率も大企業が40%台であるのに対して中小企業は70%台で推移している。

こうした状況の中、上記LOBO調査によると、2018年度に賃上げをした企業は65.1%であるが、そのうち、業績が改善しない中で人材の確保・定着のために賃上げをした言わば「防衛的な賃上げ」を実施した企業は6割を占めている。更に、子ども・子育て拠出金や社会保険の負担増に加えて、コスト増加分の価格転嫁については、BtoC、BtoBともに転嫁に難航している企業が8割に達している。

こうした状況から、中小企業は総じて厳しい経営環境にあるばかりか、中小企業の経営者は賃金支払余力が乏しい中、深刻な人手不足に対処するために、実力以上の賃上げを強いられているのが実態である。

#### 【最低賃金の大幅な引上げに伴う影響】

こうした中、最低賃金は「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府目標により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、近年は名目GDP成長率や中小企業の賃上げ率（2018年：1.4%）を大きく上回る引上げが続き、特に昨年度は23の県が目安額を上回る引上げとなるなど大幅な引上げとなった結果、当所が実施した「最低賃金引上げの影響に関する調査」では、最低賃金引上げの直接的な影響を受けた企業は、2015年度の20.7%から2019年度は実に38.4%に上り、年々増加の一途をたどっている。

また、厚生労働省の「最低賃金に関する基礎調査」によると、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を示す「影響率」は2008年度の2.7%、2012年度の4.9%から2017年度は11.8%と大幅に上昇している。東京都（11.2%）を含む25都道府県では10%を超えており、特に神奈川県、宮崎県、北海道では15%を超え、大阪府に至っては20.3%に達している。

こうした状況により、全国の中小企業から最低賃金の大幅な引上げに対して悲鳴にも近い「生の声」が当所へ寄せられていることから、最低賃金に関して下記の事項を強く要望する。

#### 記

##### 1. 中小企業の経営実態を考慮した政府目標の設定を

最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であり、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に罰則付きで適用されることから、通常の賃上げとは異なる性格を有している。最低賃金の引上げペースに関する新たな数値目標の設定や最低賃金の全国一律化に関する議論があるが、米中貿易摩擦などを踏まえた足元の景況感や経済情勢と相まって、地域の中小企業は戸惑い、大きな不安を訴える声が高まっている。

現在の全国加重平均874円が政府目標の1,000円になると約15%の大幅な引上げになることから、これまで商工会議所は最低賃金について政府目標ありきではなく、あくまで中小企業の経営実態を重視した審議を行うべきであると主張してきた。

したがって、足元の景況感や経済情勢、中小企業の経営実態を考慮することなく、政府が3%を更に上回る引上げ目標を新たに設定することには強く反対する。

なお、最低賃金の改定は審議会の議論を通じて公労使の合意によって行われることが原則であり、最低賃金の目標設定に当たっても、関係者、とりわけ地域経済や雇用を支える中小企業の納得が不可欠であることから、政府は目標設定にあたっては中小企業の実情を十分に踏まえる必要がある。

##### 2. 中小企業の経営実態を考慮した水準の決定を

地域別最低賃金の決定にあたっては最低賃金法第9条により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案することが求められているが、近年は審議の結果、根拠が必ずしも明確ではない大幅な引上げが続いた結果、当所の調査で直接的な影響を受けた企業の割合は38.4%に上り、年々増加の一途をたどっている。最低賃金の大幅な引上げは、中小企業数がここ7年間で63万者減少している中で、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることから、地域経済の衰退に拍車をかけることが懸念される。

したがって、最低賃金の審議では、名目GDP成長率や消費者物価をはじめとした各種指標はもとより、上記三要素を総合的に表している中小企業の賃上げ率（2018年：

1. 4%）など中小企業の経営実態を考慮することにより、納得感のある水準を決定すべきであり、3%といった数字ありきの引上げには反対である。

なお、余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すべきである。

### 3. 支援策の強化拡充、使い勝手の向上を

中小企業が生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げた場合に、その設備投資等に要した経費の一部を助成する「業務改善助成金」は、最低賃金引上げに対する主な支援策である。しかし、2018年度の地域別最低賃金の引上げ額が23円から27円である中で、本助成金は事業場内最低賃金を30円以上引上げた事業者が対象になっていることや、事業場規模30人以下の事業場に限られたコースがあること、更には新規の設備投資等が要件となっていることから、「使いたくても使えない」、「使い勝手が良くない」といった多くの「生の声」が当所へ寄せられている。

したがって、本助成金は、対象事業者の事業場内最低賃金引上げ額を地域別最低賃金引上げ額と同額にすることや、新規の設備投資等を前提とせず生産性向上に資するソフト面の取り組み（売上向上に資する広告宣伝費、展示会等出展費、試作・実験費等）も助成対象とするなど強化・拡充するとともに、企業の事務負担を軽減する観点から、交付申請は支障がない限り簡素化していくことで使い勝手を良くするべきである。更に、IT・IoT・AI・ロボット等の導入・活用等の生産性向上や取引適正化への支援を強化・拡充していくことも不可欠である。

### 4. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会での目安に関する答申が出た後に各都道府県の地方最低賃金審議会での実質的な審議が始まり、地方最低賃金審議会での改正決定後、ほとんどの都道府県では10月1日前後に発効するプロセスとなっている。

このため、各企業は、地方最低賃金審議会での改正決定から10月1日前後の発効までの2カ月程度で対応せざるを得ないことから、当所には「給与規定等の改定やシステム改修等を短期間で準備するのは負担が大きい」、「発効日は、所定内賃金の引上げ時期に合わせて欲しい」、「引上げ分の支払い原資を確保するための時間も必要だ」といった中小企業の「生の声」が多く寄せられている。

したがって、各企業が改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間を確保するために、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効により全国的に年初め又は年度初めとすることが望ましい。

### 5. 特定最低賃金の廃止に向けた検討を

特定の産業又は職業について設定される特定最低賃金には、都道府県ごとに適用されるものが228件ある。特定最低賃金の改定又は新設は関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。

一方、2018年度の審議・決定状況を見ると、地域別最低賃金額を下回っているにも関わらず改定されなかった特定最低賃金は42件あり、そのうち改正の申出が無かったものが27件、また直近3年間で改定されていないものが29件ある。

地域別最低賃金の大幅な引上げが続いている中で、これらの特定最低賃金は存在意義が失われつつあることから、関係労使が協議の上、廃止に向けた検討を行っていくことが望ましい。

なお、特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設に伴い、政府は「特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努める」こととしている。この特定技能外国人の大都市圏への偏在を防ぐための措置に関して、政府は全国一律の特定最低賃金の設定や地域別最低賃金の全国一元化など最低賃金制度を用いるべきではなく、地方における登録支援機関の設置促進に向けた取り組み、更には地方の中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会の提供等を実施していくべきである。

以上

2019年5月28日

第718回常議員会決議

<提出先> 内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省その他関係省庁大臣・幹部

<実現状況>

2019年度の最低賃金引き上げ額は、全国加重平均で27円（3.09%）と前年・前々年と同程度の水準となった。一方で、業務改善助成金をはじめ、中小企業の生産性向上に向けた支援策の強化・拡充が実現した。

## 5. 東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見－「事業を続ける・したくなる」「楽しく、快適、集いたくなる」都市・東京の実現へ－（国）

### I. 東京及び首都圏の将来像についての基本的な考え方

世界では、人口が増え続け、経済成長率は中国、インドなどに牽引され、2019年3.3%、2020年3.6%（IMF）と予測されている。一方で、わが国は、人口減少と低い経済成長率（2019年1.0%、2020年0.5%）に直面している。手をこまねいていれば、世界経済に占める日本の地位は低下し続け、国力を損なう恐れがある。世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、経済の原動力である民間事業者の積極的な事業展開を実現し、日本の成長する力を強化しなければならない。

東京商工会議所は、その鍵が、「首都である東京の多種多様な魅力が複合的に花開き、世界に発信されることを通じて、『日本の成長のエンジン』であり続ける」とともに、「国内外との直結により、『東京と地方の共生の実現』を果たす」ことにあると考える。その実現に向けては、東京が「事業を続ける・事業をしたくなる」「人々が楽しさ、快適さを感じ、集いたくなる」都市に変貌し続けることが必要である。そこで、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪・関西万博後の2030年を見据え、人々や企業を惹きつける東京及び首都圏の将来像と、その実現のために重要な施策について意見をとりまとめた。

当所では、かねてより「中小企業の再生による日本経済の再生」と「東京と地方が共に栄える真の地方創生」が極めて重要と考えており、それらを実現する物流・人流の円滑化を促すための社会資本（インフラ）が不可欠と主張してきた。インフラ整備計画の実行により、近年、輸送時間の短縮やコスト低下等の生産性向上効果、災害リスクの低減による安全・安心効果などのストック効果が目に見えて現れている状況であるが、その整備には継続的かつ網羅的な取組が必要なものも多いことを踏まえ、改めて着実なインフラの整備等について要望することとした。なお、ストック効果の発現には、インフラを利用する民間の役割も重要であることから、当所としても引き続き、国土交通省と緊密に連携を図っていく所存である。

### 本意見書の構成

I. 東京及び首都圏の将来像についての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁

### II. 東京及び首都圏の将来に重要な要素

1. 都市の基盤…安心・安全、持続的な成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
2. 多種多様な魅力…交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生・・・・・・・・・・ 5 頁
3. 各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携・・・・・・・・ 8 頁
4. 上記の各要素を支えるために必要な基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁

### III. 東京及び首都圏の将来像の実現に向けた国土交通省への要望

1. 都市の基盤…安心・安全、持続的な成長
  - (1)事業・居住環境（建物・インフラ）の維持・拡大・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁
  - (2)災害の不安解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 頁
  - (3)環境都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 頁
  - (4)コミュニティ再生・共助社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18 頁
2. 多種多様な魅力…交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生・・・・・・・・・・ 20 頁
3. 各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携
  - (1)国際アクセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 頁
  - (2)都市間・地域内交通・物流と対流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 頁
4. 上記の各要素を支えるために必要な基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 頁

### II. 東京及び首都圏の将来に重要な要素

都市は「人々が持つ多種多様な期待を実現するために、同じ箇所に集まる」ことで形成される。世界の事業主から「事業を続ける、事業をしたくなる」、また、世界中の人々から「楽しさ、快適さがあり、集いたくなる」都市を形成することは、ヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、経済を活性化し、日本の成長する力を強化するために不可欠である。

また、製造業と情報通信業やサービス業のように、業種により都市に必要な役割は異なる。サービス業等において、都市は、事業者の立場のみならず、「(訪日)観光客」が「訪れたい」、「住民」が「暮らしたい」と思えることが求められる。

そこで、当所は、事業主（国内）、海外企業・人材、(訪日)観光客、住民の4つの主体の観点から、東京及び首都圏の将来に重要な要素を検討した。その結果、東京及び首都圏が世界との都市間競争に打ち勝ち、企業や人々から選ばれるためには、第一に、「都市の基盤、安心・安全、持続的な成長」、第二に、「多種多様な魅力、交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生」、第三に、「各地域との直結、魅力をつなげるネットワークの充実・連携」に向けた取組みが重要と考える。次頁下段の表はマトリックスになっており、左に、事業主、海外企業・人材と

いった4つの主体を置き、上に、検討テーマである都市の基盤、多種多様の魅力などを置いて、それぞれが交差するところに主要な「あるべき姿」を記載している。また、最下段には、上の3つの要素を支えるために必要な共通の基盤をまとめた。

【基本的な考え方】

わが国を取り巻く課題

経済成長率引上げ

人口減少・少子化  
・高齢化への対策

・国際化  
・技術革新  
・インフラ・建物の老朽化対策  
・防災・減災対策 等

手をこまねいていけば、世界経済に占める日本の地位は低下し続け、国力を損なう恐れ

課題を乗り越えていくためには

- ・世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、
- ・経済の原動力である民間事業者の積極的な事業展開を実現し、  
日本の成長する力を強化する必要

そのための鍵

- 首都・東京の多種多様な魅力が複合的に花開き、世界に発信されることを通じ、「日本の成長エンジン」であり続けること
- 国内外との直結により、「東京と地方の共生の実現」を果たすこと

(その実現に向けては)

事業主が **事業を続ける・事業をしたくなる** 都市の形成  
人々が **楽しさ、快適さを感じ、集いたくなる**

【東京及び首都圏の将来像（あるべき姿）を4つの主体の観点から検討】

事業主(国内)  
事業をしたい

海外企業・人材  
投資をしたい

(訪日)観光客  
訪れたい

住民  
住みたい

の観点から検討

<検討結果>

	都市の基盤	多種多様の魅力	各地域との直結
	安心・安全 持続的な成長	交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生	魅力をつなげるネットワークの充実・連携
事業主(国内)	①安心して設備更新等、事業継続・拡大・創業できる ②安心して研究開発ができる	①金融・情報通信・サービス業をはじめ多種多様の産業が集積 ②技術・イノベーションにあふれ、クローズドでなくオープンで寛容性のあるまちづくり	①地域間連携の深化によるビジネスチャンスの拡大 ②円滑な人流・物流促進
海外企業・人材	③安心して投資や居住できる (SDGsへの対応・諸手続きの緩和)	③投資に資する市場規模・成長性と複雑性がある (多数の魅力)	③国際アクセス・東京と各地域との交通の充実
(訪日)観光客	④言語等に関わらず安心して滞在できる	④多数の魅力があり何度も訪れたいくなる	④都市内・都市間のシームレスな移動環境
住民	⑤老若男女問わず、安心かつ快適に生活・就業ができる	⑤様々なライフスタイルに応じた住環境	⑤二地域居住等、居住のあり方の選択肢拡大

上記の各要素を支えるために必要な基盤

- ①施策のスピードアップ(合意形成のあり方) ②新技術の迅速な社会実装
- ③外国人増加を見据えた多様性の受入 ④都市づくりの担い手、技能人材の確保・育成など

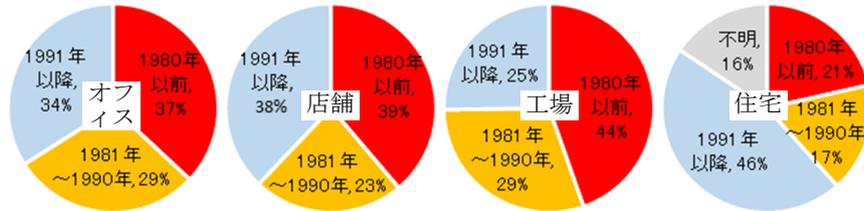
7. 事業 (3)意見活動

1. 都市の基盤…安心・安全、持続的な成長

(1)背景・課題

東京は、ヒト・モノ・カネのいずれにおいても都市構造が高密度であり、首都高速をはじめとしたインフラのみならず、オフィス、店舗、工場、住宅等の建物の急速な老朽化など、種々の課題の顕在化が予測される。とりわけ、「民」の所有・管理が基本である中高層オフィスや木密地域の住宅等については、都区部では2030年に築40年～50年が経過するオフィス・店舗が6割超（住宅は約4割）となる可能性もある。

建物の建築時期（23区）



平成25年法人土地・建物基本調査より東商事務局作成

そのようななか、都市再生緊急整備地域を中心に都市再生が進められているものの、東京都心部の小規模建築物が密集した地域や、空き地・空き家問題が顕在化している地域など、都心、郊外に関わらず都市再生が順調であるとは言い難い地域もある。この状況が進行した場合、米国などの世界都市（サンフランシスコ等）において、賃料の高騰などにより地域の二極化が発生しているように、東京においても都市の二極化に進展しかねない。

また、東京の都市基盤が構築された江戸時代以降の歴史を振り返った場合、火災、震災、風水害等の災害が断続的に発生し、破壊と再生が繰り返されてきたことに留意する必要がある。近年の相次ぐ災害や気候変動を踏まえた場合、災害リスクへの可能な限りの対応が不可欠であることは言うまでもない。

さらには、SDGsやESG経営のように、世界都市においては環境（再生可能エネルギー）などの観点からも新たな取組が進められているところであり、東京においてもこのような観点からの「安心・安全」の追求が必要である。

このように、国内外の企業、訪日外国人（ビジネス・観光）、住民のいずれの立場からも、ビジネス環境の更なる充実のもとより、老若男女や言語を問わない医療、介護、教育環境の充実等をも通じ、「東京が安心・安全で持続可能な成長ができる都市」と感じることができるよう都市を目指すことが都市基盤の最重要事項であると考える。

(2)重要な要素

東京及び首都圏が、誰もが安心・安全と感じ持続可能となるためには、(1)事業・居住環境（建物・インフラ）、(2)災害の不安解消、(3)環境都市、(4)コミュニティ再生・共助社会の4つの要素が重要と考える。

【重要な要素】

<b>(1)事業・居住環境 (建物・インフラ)</b>	<b>①事業所、住居の機能更新、高度化</b> （老朽化した事業所、住居がない状態） ・医療・介護・教育、国際居住環境の充実 ・木密解消、耐震化、無電柱化
<b>(2)災害の不安解消</b>	<b>②水害対策等、事前対策の充実</b> <b>③災害発生時の事後対策の充実・浸透</b>
<b>(3)環境都市</b>	<b>④清潔な環境（街並み、都市公園・水辺空間）</b> <b>⑤気候変動への確実な対応（暑さ対策と緑）</b> <b>⑥新エネルギーやシェアリング・エコノミー充実</b> （CO2削減、水素・燃料電池等）
<b>(4)コミュニティ再生・共助社会</b>	<b>⑦支え合う社会の実現・コミュニティの活性化</b> （エリアマネジメント、バリアフリー等の重要性）

とりわけ、(1) 事業・居住環境(建物・インフラ)については、人口の流動性が高く、都市構造が極めて高密度である東京においてこそ重要である。企業による事業の拡大や継続を阻害しないよう、事業所や住居の機能更新、高度化が確実に進むことが必要である。現在計画・事業中の都市再生が円滑に進められることはもとより、再開発が見込まれる地域以外(中小オフィス街や木造住宅密集地域等)においても、建物の柔軟かつスピーディな更新・建替、適切な維持・保存が不可欠である。土地の高度利用化も同時に進めることにより、高層オフィスビルと自然文化との共存や、交通結節点の確保等、ゆとりのある都市構造の実現が可能となり、更なる魅力につながる。

また、事業・居住環境の維持・更新にあたっては「交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生」や「魅力をつなげるネットワークの充実・連携」につなげる観点が必要であり、これまで以上に地域のビジョンの共有や、複合的な視点を持った対応の推進が重要である。

## 2. 多種多様な魅力…交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生

### (1) 背景・課題

「安心・安全で、成長が持続可能な都市」の実現だけでは、世界から人々や投資を呼び込むことは難しい。誰もが訪れたい、投資したい、住みたいと思えるような、多数の「魅力」に溢れ、それを継続的に発展させていく都市となることが不可欠である。

グローバル化や技術革新の進展、ライフスタイルの変容など価値観の多様化に対応するとともに、オープンな場において、様々な人々が交流することによりイノベーションが加速する環境を構築することが必要である。特に、楽しさ、満足、初めて、癒し、興味を惹く等の観点に立ち、個々の「魅力」を磨き上げていくことはもとより、複数の、それも数多くの「魅力」が組み合わせさり、様々な主体が集いitくなるような都市環境を目指していくことが重要である。魅力ある多種多様な「交流拠点」が複合的に花開き、世界に発信されることが期待される。

また、魅力は、時代の変化に伴い変容し続けていることに留意する必要がある。具体的には、東京は、江戸幕府開府の前後の時代より、江戸城や舟運をベースに都市構造の原型が構成され、それが現在の都市構造の根底にあるが、その歴史は災害、戦争による「破壊と再生」を繰り返しており、破壊の都度、都市再生において新たな魅力が生まれ続けている。

これは、他の世界主要都市と比較しても稀有な特徴を有していることから、芸術都市パリのように、長期にわたる歴史に根付いた特定の魅力のみを東京の魅力(独自性)として定義づけることは難しいと考える。時代とともに変容し続ける多種多様な魅力と、それらが組み合わさった交流拠点が東京の独自性と考える。

### (2) 重要な要素

魅力ある多種多様な交流拠点が複合的に花開き、世界に情報発信されるためには、東京が現在有する、あるいは、今後磨き上げていくことが必要な以下の9つの要素が重要と考える。

(A) 特色ある産業の集積 (金融、クリエイティブ、IT、ものづくり等)	(E) 滞在・交流関連施設 (宿泊・滞在・国際会議施設等)
(B) 技術革新・イノベーション (知的交流施設・シェアオフィス等)	(F) ライフスタイルに応じた 住居・生活環境(職住近接・テレワーク等)
(C) 交通結節点等を基軸とした 大規模商業施設・マーケット	(G) 学校・研究施設(連携)
(D) 個性溢れる商業施設等 (商店街・サブカルチャー等)	(H) 芸術・文化伝統(エンターテインメント・歴史再生)
	(I) 自然・スポーツ(都市公園、水辺空間)

### 【魅力の構成要素】

#### (A) 特色ある産業の集積(金融、クリエイティブ、IT、ものづくり等)

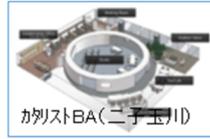
- ・ 都内では、金融・保険業、情報通信業、サービス業(卸小売・広告等)が特に集積
- ・ 一方、都内全体の工場は約3万か所であり、世界レベルのものづくりも重要



7. 事業 (3) 意見活動

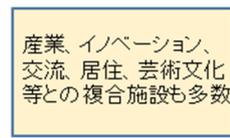
(B) 技術革新・イノベーション(知的交流施設・シェアオフィス等)

- ・オープンな交流を通じた技術革新・イノベーションは国際都市として不可欠
- ・そのためにも、企業の集積やプラットフォーム（知的交流施設等）の充実が重要



(C) 交通結節点等を基軸とした大規模商業施設・マーケット

- ・東京の高密度な交通ネットワーク等も活かし、投資効果のある世界有数のテストマーケットになるような、様々な複合施設等が期待



(D) 個性溢れる商業施設等（商店街・サブカルチャー等）

- ・魅力が多種多様で、かつ、何度も訪れたいような複雑性が重要
- ・従来からの態様を維持しつつ、新たな価値創造にも資する様々な集積が期待



(E) 滞在・交流関連施設（宿泊・滞在・国際会議施設等）

- ・訪日外国人旅行者数 2020年 4,000万人、2030年 6,000万人の受入実現や、国内外のビジネス、研究人材にとって快適かつ関心を引く滞在・交流ができる環境整備が重要



(F) ライフスタイルに応じた住居・生活環境（職住近接・テレワーク等）

- ・都心回帰の傾向が続く中、老若男女に関わらない居住環境の充実が必要
- ・都心は国際人材にも対応する医療・介護・教育、郊外では集約型の都市づくり・都市再生が重要



(G) 学校・研究施設（連携）

- ・人材確保、人材育成や技術革新、イノベーション等、いずれの観点からも学校・研究施設の充実や連携が極めて重要



(H) 芸術・文化伝統（エンターテインメント・歴史再生）

- ・魅力が多種多様で、かつ、何度も訪れたいような複雑性が重要
- ・歴史・文化の再生による魅力向上や、新たな芸術・文化を育成できる環境が期待



(1) 自然・スポーツ (都市公園、水辺空間)

・歴史ある水辺空間の利用や、緑の充実が安全・安心な都市づくりや魅力の向上にとって重要。なお、都心と郊外それぞれの役割を踏まえた対応が必要



これらの9つの構成要素は、単独のみならず複合的に組み合わせられることで、魅力が増し、さらに、エリアマネジメントなどを通じたまちの活性化や、魅力の効果的な情報発信と相まって、魅力が最大化される。東京の「顔」となる大規模都市再開発による複数の魅力や、寺社仏閣と公園が組み合わせられた魅力、イノベーション施設と職住近接が結び付いた魅力など、様々な複合的な魅力の発揮が期待される。とりわけ、世界主要都市と比較し、東京は夜間のエンターテインメントが充実していないと指摘されており、ナイトタイムエコノミーを盛り上げていくことが重要である。



また、先に述べたとおり、東京は破壊と再生の歴史を繰り返しており、ロンドン、パリのように歴史的な街並みが保存されている都市や、砂漠に生まれたドバイ、あるいは人口3万人の漁村から急成長した深センなどの新興都市の特性をも有する稀有な都市である。江戸時代における大名屋敷、町人地、寺社地や河岸など、当時の街並みが様々な形で引き継がれる一方、最先端の高層ビルが林立している。東京の歴史・伝統の魅力を世界に発信し、国内でも「日本人としての共有・共感」を得るために、歴史的建造物の再建など、都市としてのシンボリックなスポットを再生させることも重要である。

## 3. 各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

(1) 背景・課題

日本が世界から人々や企業を引き付けるためには、「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を実現し、多数の魅力を発信することが不可欠である。首都圏全体の人流・物流の促進はもとより、日本各地域や世界と、これまで以上に直結し、新たな対流を生み出していくことが重要である。

首都圏三環状道路の全線開通をはじめとした国内ネットワークの整備や、羽田空港を代表とした「世界のゲートウェイ」の拡充が必要である。東京・名古屋・大阪の三大都市圏を一つの巨大経済圏として考えるスーパー・メガリージョンの形成も期待される。

ネットワークの充実にあたっては、地域間のみならず、二次交通やラストワンマイルの確保などの地域内交通（東京都区部でもさらなる充実が必要な地域も多い）や、モビリティのサービス化を示すMaaS (Mobility as a Service) のように、特定の交通機関に縛られず、公共交通機関や多様な交通サービスを組み合わせ、シームレスに一括で予約と決済が可能なシステムを推進するなど、ユーザー視点に立ったソフト面の取組も重要である。

これらは、地域と地域、とりわけ地方自治体同士が連携したうえで取り組むことが肝要であり、それをベースに地域間のビジネス交流の活性化や、場所にとらわれない働き方等を活用した二地域居住、多地域居住が拡大すると考える。

(2) 重要な要素

老若男女、国籍を問わず様々な主体が交流し、地域と地域の魅力がつながるためには、(1) 国際アクセス、(2) 都市間・地域内交通・物流、さらに対流促進が必要である。

インフラ整備にあたっては、東京と地方が共に発展できるように、投資効果の大きさをも踏まえた上で進めていくべきである。例えば、外環道（西部）は大深度地下であることから事業費が巨大であるとの指摘があるものの、開通すれば、都心の混雑緩和や沿道の安全・安心の確保のみならず、羽田空港や京浜港と各地域の人流・物流アクセスの飛躍的な向上につながる。災害発生時の物流面でのリダンダンシーにも大きな効果がある。

また、都心と首都圏空港間のアクセスや羽田空港の滑走路増設等、国際アクセスの充実は、東京のみならず各地域を訪問する外国人の増加に資するものである。

さらに、ソフト面の施策の推進があわせて必要である。MaaSの推進の他、ネットワークをより効率的、効

果的に活用するため、朝夕の通勤混雑の解消に向けた取組など、ピークカットの観点からも考えることが重要である。

【重要な要素】

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| (1)国際<br>アクセス                     | ①都心と首都圏空港が直結<br>②就航都市増加、空港機能充実<br>③国際港湾機能充実   |
| (2)都市間・<br>地域内交通・<br>物流と<br>対流の促進 | ④高速交通ネットワーク充実(リニア、三環状道路他)<br>⑤自動運転実装による物流高度化<br>⑥鉄道網や道路網の充実 ⑦公共交通拠点の充実<br>⑧ハード・ソフト両面の移動環境の充実<br>⑨ラストワンマイルの充実(交通・物流)<br>⑩企業間連携が促進される環境整備<br>(東京と地方の企業マッチング等) |

4. 上記の各要素を支えるために必要な基盤

世界の各都市で空港の滑走路の増設が進められるなど、更なる発展に向けた世界の都市間競争は年々激しくなっている。日本においても、インフラ整備・再開発における用地取得の在り方やマンション建替の合意形成に関する検討等を通じ、施策のスピードアップを実現することが重要である。また、2030年代には、自動運転、ロボット、ドローン、AI、IoTなど様々な技術の実用化が進展していると期待される。現在、自動運転等の実証実験は東京においても行われているが、東京は人口密度や土地利用など様々なものが高密度な都市であることから、新技術の実用化に向けた準備・調整に時間がかかるものの、導入効果は大きいと考えられる。様々な新技術を率先して実証実験し、実用化を検討していくことが期待される。

さらに、国際化の進展は、観光はもとより就労、定住する外国人を増加させる。働くこと、学ぶこと、遊ぶことなどにおいて、人々が望むライフスタイルをより多く実現できる都市が選ばれる。多様性を受入れ、クローズドでなく、オープンで寛容性のあるまちづくりが不可欠である。

Ⅲ. 東京及び首都圏の将来像の実現に向けた国土交通省への要望

日本の成長エンジンである東京が、国内外との人流・物流をさらに促進し、「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を実現し、世界の人々や企業から選ばれるためには、ハード・ソフト両面から官民をあげて対策を講じる必要がある。中でも、インフラは、「都市の魅力向上(国際競争力向上)」、「対流創出(対流型首都圏への転換)」、「生産性向上」、「防災力強化」に極めて重要な役割を担うことから確実な整備が求められる。また、インフラ整備は、継続的かつ網羅的な取組が必要である一方、資源には限りがあることから「選択と集中」の観点に立ち、ストック効果の高い施策を優先的に進めることが必要である。さらに、インフラのストック効果を最大限に発現させるためには、民間の役割が重要である。ユーザーである民間がインフラの活用についてソフト面の観点から、意見を述べ、それを踏まえて、ハード面のあり方に反映させるといった、一連のプロセスを官民双方で繰り返していくことが必要である。当所としても引き続き、国土交通省をはじめとした関係機関と緊密に連携を図っていく所存である。

以上の考え方のもと、東京及び首都圏の将来像の実現に向けた重要な施策について下記のとおり要望する。

1. 都市の基盤…安心・安全、持続的な成長

(1)事業・居住環境(建物・インフラ)の維持・拡大

**重点要望** ①オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする

土地利用の更なる高度化と都市計画の運用

- ◆土地利用の複合利用等、更なる高度利用に向けた用途地域等の柔軟な運用  
(容積率緩和、遠隔地間の容積率移転、育成用途の活用による複合用途の利用促進)
- ◆災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における  
日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用(柔軟な適用除外等)
- ◆合意形成の促進に向けた更なる検討推進(借地借家法、区分所有法の改正等)
- ◆東京都の都市計画・土地利用における(準)工業地域等の事業者への配慮

東京及び首都圏は、人口の流動性が高く、オフィス・住宅等の都市構造が極めて高密度である。そのため、将来にわたり安心・安全が確保され、事業者が事業の拡大や継続を円滑に行うことができるよう、事業所や住居の機

能更新や高度化など土地利用が柔軟かつスピード感をもって進められることが必要である。

とりわけ、東京都区部では、2030年に建築後の経過年数が40年～50年を迎えるオフィス、店舗、工場が6割以上となる可能性がある。現在進められている都市の再開発が円滑に進められるとともに、再開発が見込まれる地域以外（中小オフィス街や木造住宅密集地域等）においても、容積率や日影規制などの柔軟な運用を通じた更新・建替、適切な維持・保存を図ることが重要である。

さらに、都心部以外の郊外においても、用途地域等の柔軟な運用を進め、駅周辺など交通の要衝に、居住と就業、さらに商業、文化、教育、福祉などの多様な機能を集中させ、魅力ある都市への更新を図ることが重要である。

### ②重要なインフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

- ◆首都高速道路の更新計画の確実な推進
- ◆まちづくりと連携した老朽化対策（日本橋区間等）の検討推進、早期の事業化
- ◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施  
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
- ◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方自治体への支援強化
- ◆「インフラメンテナンス国民会議」などを通じた新技術の取組の着実な推進と水平展開

開通から50年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。また、関東地方整備局が管理する道路橋のうち、建設後50年以上が経過した橋は2016年度末時点で25%、その20年後には65%まで急激に増加する見込みとなっている。同様に、建設後50年以上が経過したトンネルは52%、その20年後には71%まで増加する見込みとなっており、着実な対策が課題となっている。特に、市町村では老朽化対策についての人員面、技術面、財政面で課題があり、引き続きトータルコストの縮減と平準化の両立が急務である。より効果的・効率的なメンテナンス手法を確立し、確実な修繕・更新の実施に向け、産学官の多様な主体によるオープンイノベーションの手法等の活用、メンテナンス産業の生産性向上や、新たな技術によるビジネスモデルの構築を通じたメンテナンス産業の育成・拡大などが必要である。

### ③集約型地域構造への再編（コンパクトシティ化の促進等）

- ◆コンパクトシティ形成に向けた支援強化と分野横断型の取り組みの推進
  - ・新技術を活用し効率的・効果的な都市を目指す「スマートシティ」の取組の加速化
  - ・公的スペースの民間開放と、「官民」「官官」連携の深化
  - ・地方自治体等への支援を通じた立地適正化計画策定の推進
  - ・国民・都民に対する一層の周知や理解促進
  - ・各種の都市機能に応じた圏域人口の確保に向けた「鉄道沿線まちづくり」の推進

都心（中央区、港区、江東区等）では人口増加が続くものの、その他の区や多摩地域では、総じて人口減少に転ずるものと予測されている。加えて、2030年代の東京における高齢者人口の絶対的な増加は、東京を含む首都圏全域における今後のまちづくり、都市づくりに大きな影響を及ぼす。都市におけるサービスの持続性を確保するため、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していくことが重要である。先進的技術をまちづくりに活かした「スマートシティ」など新たな取り組みも踏まえ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」が分野横断的に深化していくことが必要である。

### ④空き家・空き地対策の推進

- ◆総合的な空き家対策（計画的解体・撤去等）の更なる推進
  - ・区市町村を対象とした空き家対策計画作成等に関する支援や助言
  - ・民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進
  - ・専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援
- ◆東京における所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進

都市、地方にかかわらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き地、空き家等への対策は重要である。空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行以降、主に、地方自治体が空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担い、総合的な空き家対策を推進しているところであるが、首都圏（1都7県）における空き家率は2013年時点の12.2%から2018年時点には11.8%と若干の改善が見られるものの、まだ対策が十分であるとは言えない。空き家・空き地対策の更なる推進が必要である。

また、都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が課題であり、低未利用地の集約、活性化に向けた対策が進められているところである。そのようななか、地方、首都圏郊外はもとより、都心部においても所有者不明の空き家等が増加する可能性も否定できないことから、都市の集

## 7. 事業 (3)意見活動

約・再編をしやすい環境整備に向け、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の観点も踏まえた施策の着実な実施が重要である。

### ⑤老朽マンション、団地、ニュータウンの再生及び耐震化の促進、 老朽化した団地等の更新に併せた保育施設や高齢者支援施設の設置促進

- ◆老朽マンション等の再生及び耐震化促進
  - ・マンション建替等の同意要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の緩和
  - ・既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり
  - ・借地借家法第28条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、権利者相互の合意形成等の促進
- ◆老朽化した団地の更新に合わせた計画的な保育施設や高齢者支援施設の整備推進
- ◆老人ホームの容積率緩和拡大等、制度面からの後押し
- ◆ライフスタイルの多様化を踏まえた二地域居住の推進

都内マンションの総戸数は都内世帯の約4分の1に相当し、東京都には全国のマンションストックの約4分の1が集積しているが、旧耐震基準で建築されたものが未だ残っており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。築年数の経過したマンションは今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は安全・安心な居住環境の確保において喫緊の課題である。また、建替え検討時の課題として、居住者の高齢化や費用負担に加えて、容積率等の制限などがあげられる。

2014年のマンション建替法の改正・施行以降、敷地売却制度（区分所有者等の5分の4以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度などにより建て替えの促進策がとられているが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。

加えて、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生において、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化にあわせてまちづくりを加速していくことも必要である。さらには、広域首都圏域内の地方公共団体が連携を深め、交通ネットワークの充実を契機とした二地域居住等を推進することで、「対流型首都圏」を構築し、これらの問題を広域首都圏全体で克服していくことが重要である。

### ⑥住宅をはじめとした既存ストックの活用促進

- ◆消費者が安心してリフォームや既存住宅を取得できる市場環境の整備、運用（資産価値の適切な評価、現況検査、瑕疵保険等）
- ◆建替、リノベーションの促進、官民連携による集約化の推進（住環境改善に資する住宅の集約化、多様な働き方や交流・連携を後押しするコワーキングスペース、シェアオフィスの設置等）
- ◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）（再掲）

既存住宅はその品質や管理状態が十分に評価されずに、築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にある。そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。良質な既存住宅の市場を形成し流通を促進していくためには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。また、空き家の発生を抑制していく上でも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが重要である。現在、国土交通省及び関係機関が取り組んでいる一連の措置の更なる周知や拡充が重要であり、「住生活基本計画」で掲げられている既存住宅流通の市場規模（2013年4兆円→2025年8兆円）等の成果目標を達成していくことが期待される。

さらに、建築物が密集する東京では今後、老朽化した住宅、オフィスなど民間所有の建築物や、インフラが急増する。膨大な量の維持管理・更新を確実に推進するためには、民間の需要や技術力を巧みに活用していくことが必要である。建替、リノベーションの促進や、官民連携による集約化への取組み（環境改善に資する住宅の集約化、働き方改革を進めるコワーキングスペース、シェアオフィスの設置等）に加え、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等が重要である。

### ⑦木密地域等密集市街地の早期改善、地震時等に著しく危険な市街地面積の減少

- ◆助成、周知等を通じた木密地域の不燃化推進（建替え・除去、共同建替え、公園や道路拡幅による延焼遮断帯等）
- ◆子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能の整備
- ◆東京都及び各区の執行体制、両者の連携の更なる強化

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状7号線沿いに広範に分布し、区部面積の約1

1%、居住人口の約20%を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約9,700人のうち地震火災によるものが約4,100人と4割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約30万4千棟のうち、地震火災によるものが約20万棟と約3分の2を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する重要な取組である。加えて、高齢者が多い木密地域において、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能の整備を進めることで、多様な世代や世帯の居住を促進していくことも重要である。なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取組を展開していくためには、東京都や各区との緊密な連携が重要である。

#### ⑧無電柱化の推進

- ◆容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び低コスト化の推進、財政的措置拡充
- ◆街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保においても重要である。2018年4月に策定された「無電柱化推進計画」により、2020年度までに約1,400kmの無電柱化の目標が掲げられるなど、施策が推進されているところである。一方、無電柱化の推進には多額の費用を要すること等がネックとなり、東京23区の無電柱化率は8%と海外主要都市と比較して未だ低い状況にある。従って、低コスト化の徹底や、国民への周知啓発、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充が必要である。民間発案による無電柱化の取組の横展開、後押し等も重要である。

#### ⑨効率的・効果的な地籍調査の推進

- ◆準天頂衛星や高精度なGPS等先端ICT技術に基づく新たな測量手法の展開
- ◆効率的な調査の推進に向けた多面的な支援拡充

木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも有効である。しかし、2018年3月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の52%に対して、東京都は23%と全体平均から大きく遅れている。人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題への対応とともに、準天頂衛星や高精度なGPS等先端ICT技術に基づく新たな測量手法の展開も含めて、国による多面的な支援の拡充が必要である。

### (2) 災害の不安解消

#### ①緊急輸送道路沿道建築物や、商業施設、病院等、多数の者が利用する建築物の耐震化促進

<緊急輸送道路沿道建築物>

- ◆建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し
  - ◆総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等
  - ◆道路幅員2分の1以下の高さの建築物や一般緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化促進
- <商業施設、病院等、多数の者が利用する建築物>
- ◆建物所有者に対する耐震診断や耐震改修の働きかけの強化（耐震対策緊急促進事業等）

緊急輸送道路は、首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う。その沿道建築物の耐震化は、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や、緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。しかし、東京都における特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は84.3%（2018年6月時点）であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると40.0%にとどまっている。その理由として、費用負担の大きさや建物の機能損失、合意形成の難しさがあげられている。建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し等を通じて、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。

また、不特定多数の者が利用する建築物（病院、ホテル・旅館、店舗等）及び避難弱者が利用する建築物（学校、老人ホーム等）の耐震化も必要である。現在、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられているとともに、耐震診断の義務付け対象となる上記建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業（耐震対策緊急促進事業）が推進されている。首都直下地震等大災害発生時における人的・物的被害を軽減するために、多数の者が利用する建築物の耐震化率（2013年：約85%→2020年目標：95%）をさらに高めるべく、国の耐震対策緊急促進事業など、建物所有者等への働きかけを強化していくことが重要である。

#### ②東京港等の耐震強化岸壁の整備、羽田空港の耐震化・液状化対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制

の確立

<東京港等>

- ◆災害時における国際コンテナ物流の早期復旧や、緊急物資・復旧資機材等の輸送拠点とすべく耐震強化岸壁、緊急輸送道路の増加に向けた取組推進
- ◆災害時の開発保全航路・緊急確保航路等の安全確保に向けた取組推進

<羽田空港>

- ◆災害時でも利用可能な滑走路等確保に向けた耐震化、液状化対策、高潮対策の推進
- ◆訪日外国人をはじめとした災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立

東京港等は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難に重要な役割を担っている。外資コンテナふ頭をはじめとした耐震強化岸壁、緊急輸送道路の整備や、東京湾内の緊急物資輸送拠点にアクセスするための開発保全航路・緊急確保航路等の安全確保が重要である。

また、羽田空港は、平常時はもとより、災害時には、緊急支援物資の輸送や旅客輸送における重要な拠点である。従って、空港の耐震化、液状化対策、高潮対策の着実な推進、災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立が必要である。

③地下街、地下駅等の浸水対策の推進

- ◆地下街、地下駅の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援  
(対策の考え方や技術的な助言、避難経路の検討方法を記載したガイドラインの周知、浸水対策、火災対策等に要する経費面での支援等)

東京及び首都圏に数多く整備されている地下街、地下駅は、多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり、公共性も有する。一方で、災害時における停電や避難誘導などでは、地下空間に由来する懸念がある。民間の管理者等による、浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援を着実に実施することが必要である。

④河川、港湾施設の耐震・耐水対策（水門、排水機場、堤防等）の推進

- ◆堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策推進
- ◆東京2020大会までに東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤の整備完遂

墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念がある。氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害が発生するなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。また、大型台風により東京湾に高潮氾濫の発生も懸念されるなど、東京は、水に関わる固有の災害リスクを有している。従って、人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、国、東京都をはじめとした関係機関等が緊密に連携し、これらの対策を鋭意推進することが必要である。

⑤ストック効果の高い根幹的治水施設の整備（ダム、堤防等）

- ◆八ッ場ダム、高規格堤防、地下広域調節池の整備等、防災・減災に高いストック効果を有する事業の着実な推進

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されており、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。そのようななか、2019年度完成予定の八ッ場ダムをはじめ洪水調節機能等を有した多目的ダムは、非常に高いストック効果が期待されている。また、高規格堤防事業や地下広域調節池等は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業である。さらに、防災・減災に高いストック効果を有する事業については、その効果をアピールし、早期の合意形成と着実な推進を図ることが必要である。

⑥地域全体の防災力向上にも資する都市政策の推進

(民間による再開発プロジェクトの推進、BCDの整備、エリア防災の推進)

- ◆エリア防災、災害時業務継続地区(BCD)の整備や、免震・制振装置の導入推進に向けた、民間事業者に対するインセンティブ拡充
- ◆容積率等土地利用規制の緩和、税制支援等を通じた再開発プロジェクトの誘導・促進と老朽ビルの更新

国際的な企業のオフィス誘致など、世界との都市間競争を踏まえれば、都市の防災力向上は必須である。老朽ビルの建替や、災害時におけるエネルギーの安定供給、駅周辺の地域における災害時の滞在者の安全確保などが重要である。都市再生緊急整備地域のみならず都市機能が集積する他地域でも、民間の優良な再開発プロジェク

トの誘導・促進により、耐震性に優れ、非常用電源設備など防災機能を備えた地域に更新していく必要がある。また、ソフト・ハード両面にわたる都市防災力向上に資するエリア防災や、災害時の業務継続地区（BCD）の整備、免震・制振装置の導入についての後押しも重要である。

### (3) 環境都市

#### ①水辺や緑の空間を活かした魅力ある景観の形成、舟運の活性化

- ◆水辺空間の形成に資する事業や水辺の緑化、都市再開発などを通じた緑地の創出と世界へのアピール
- ◆舟運の活性化に向けた支援、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用、行政が設置・管理する船着場の一般開放や利用条件の統一等の利便促進
- ◆都市公園など、公的空間の民間利用の推進（税制優遇、財政支援の積極的な周知活用）

東京は「水の都」と言われているとおり、歴史・産業・文化、過去の水害への対処等、いずれの観点においても、水辺空間は地域固有の貴重な資産である。また、歴史・文化に根差した「うるおい」のあるまちなみや景観・環境を再生・保全・活用することは、環境都市として必要な要素であり、海外にはない「日本ならではの」魅力として世界へ広くアピールしていくことが重要である。行政が設置・管理する船着場の利用拡大や利用条件の統一、手続きの簡素化等の利便性向上を通じた舟運の活性化に向けた支援拡大や、民間事業者による都市公園（公共スペース）の更なる活用促進が必要である。

#### ②道路空間や沿道の温度上昇抑制対策の推進

- ◆路面温度抑制機能を有する舗装、道路空間における緑陰形成、沿道の緑化等

東京2020大会は、一年で最も気温が高くなる夏季に開催されることから、大会の成功に向けて、競技者や観客等の暑さ対策が重要な課題となっている。こうした中、路面温度上昇抑制機能を有する舗装や道路空間における緑陰形成、沿道の民有地の緑化等は、ヒートアイランド現象の緩和や快適な都市空間の形成にも寄与することから、大会開催を契機に継続的に取り組んでいくべきである。

#### ③水素・燃料電池等、次世代を先導する環境都市の実現

- ◆中小・小規模事業者も取り組みやすいLED照明への更新や、自社のCO<sub>2</sub>排出量を把握、見える化した上で省エネ対策の後押し
- ◆首都圏全体におけるスマートシティに向けた取組の推進、AI・IoT等の活用により系統電力とコージェネレーションシステム等の自立分散型電源を組み合わせた、スマートで自立した電力と熱の面的利用の実現（地域の低炭素化と強靱化の推進）
- ◆太陽光のみならずバイオマス、地中熱や排熱、及び水素など地域特性に応じた低炭素エネルギーへの支援の継続（エネルギー選択肢の多様化による地域活性化）
- ◆太陽光発電などの変動する自然エネルギー導入促進に向け、個別の建物や域内でのエネルギーマネジメント、エネルギーの融通等を含むスマート化の推進、技術開発への支援継続
- ◆水素社会の実現に向けた取組加速化（燃料電池バス等の更なる導入、燃料電池の普及促進、CO<sub>2</sub>フリー水素の活用促進、共同研究の推進）

政府の「未来投資戦略2018」では、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現するため、エネルギー・環境投資の拡大を図り、イノベーションの成果を活用して、エネルギー・環境施策、関連産業の高度化を推進することが掲げられている。そのためには、引き続き、中小・小規模事業者も取り組みやすいLED照明への更新や、自社のCO<sub>2</sub>排出量を把握した上で省エネ対策を推進し、環境負荷の低減を確実に実現することが重要である。

コンパクトシティ化はもとより経済活動と環境の両立について、効果が期待できる「スマートシティ」構想に基づき、都内で進展する再開発や建物の建替えにあたっては、AI・IoT等も活用し系統電力と太陽光などの自然エネルギーによる発電、蓄電池、コージェネレーションシステム等の自立分散型電源システムを組み合わせ、スマートで自立した電力と熱の面的利用を実現し、自立化と多重化を推進することによって、低炭素化と強靱化を同時に推進することが必要である。

また、水素社会の実現に向けた取組加速化、新技術の積極的な活用などを含め、地域特性に応じた低炭素エネルギーの選択肢の多様化を一層推進する等、次世代を先導する環境都市の実現が望まれる。

### (4) コミュニティ再生・共助社会

#### ①コミュニティの維持や地域の魅力向上に資するエリアマネジメントの推進

- ◆道路占用特例の活用、公開空地の活用促進、事業促進の普及啓発
- ◆道路使用許可手続き等、手続きの簡素化
- ◆セミナー等による人材育成などエリアマネジメント団体運営に対する支援 等

## 7. 事業 (3)意見活動

少子化・高齢化や外国人居住者の増加、ICTの進展などにより、さらなるライフスタイルの多様化が予測されるなか、コミュニティの維持や地域の魅力向上には、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行う、地域の環境及び価値を維持・増進するための取組であるエリアマネジメントが重要である。地域の安心・安全を確保するとともに、質の高い都市空間の形成に大いに寄与するものと考えられる。地域住民、事業者が主体となった地域ルールに基づくまちづくりや、公共施設・公開空地を活用したイベント開催等のにぎわい創出、防災訓練、パトロールによる安全・安心の確保、エリア循環バス、レンタサイクルの運営等の地域交通事業など、エリアマネジメントの取組を円滑に推進することができるよう環境整備が重要である。また、エリアマネジメント団体の財源不足が指摘される中、PPP/PFI、クラウドファンディング、地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用促進とともに、公共空間を利用した収益をまちの魅力向上に役立てる仕組みの整備、まちづくりへの挑戦を促す補助制度の創設など、引き続き財源の安定的な確保を図るための検討が重要である。

### ②交通機関や公共空間におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

#### 「声かけ・サポート運動」の推進

#### ◆交通政策基本計画等に基づくバリアフリー、ユニバーサルデザイン推進

(ホームドア、エレベーター、エスカレーター等の設置促進等)

#### ◆高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会の実現に向けた取組推進 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(改正))等の積極的な推進

誰もが安心・安全と感じ、成長が持続可能な都市であるためには、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、他者を思いやる共助の心を社会全体に浸透させることが重要である。また、円滑な移動に必要なホームドアの整備、エレベーター及びエスカレーターの整備促進など、公共交通機関(駅、空港、バス停等)等のバリアフリー化といったハード面の整備を積極的に進める必要がある。

東京商工会議所においても、上記の認識に基づき、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を全所的に推進しており、このような運動が共助社会の実現に向け、広く展開されることが望まれる。

### ③訪日外国人への多言語案内表示の推進

#### ◆多言語表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置促進

#### ◆自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供推進

#### ◆道路などの交通案内標識の表記改善、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化、災害情報提供アプリ(「Safety tips」,「東京都防災アプリ」)の一層の機能向上、周知による平時・災害時にも不安を外国人に与えない多言語表示の推進

東京2020大会の開催を一つの契機に、高齢者や障害者、地震を経験したことがない人々等を含め多くの外国人が来訪することが予想される。平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により、不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示の対策の推進が不可欠である。特に、空港・駅、宿泊・商業施設、大会の競技会場など旅行者が集まる施設やエリアにおいて、多言語表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置を促進するなど、多言語による周辺情報や災害情報の発信を強化する必要がある。加えて、自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供についても、スムーズな案内対応ができるよう、関係機関との更なる連携が期待される。

### ④高速道路と生活道路の安全・安心対策の推進

#### ◆高速道路の安全対策の促進(4車線化、ワイヤロープ設置、トンネル照明強化、逆走対策)

#### ◆生活道路におけるビッグデータを活用した交通安全対策の実施

首都圏の高速道路では、道路照明灯が少ない箇所における危険性の高さ、暫定2車線区間における死亡事故率の高さ、重大な死傷事故を招く逆走の散発などが指摘されており、安全対策の着実な実施が必要である。また、わが国は欧米諸国に比べて、自動車乗車中の死亡事故は最も少ないが、歩行中・自転車乗車中の死亡事故は最も多いことから、道路交通において、生活道路や物流道路における安全・安心対策の推進が重要である。

## 2. 多種多様な魅力…交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生

### 重点要望 ①民間活力による都市再生の推進

(都市再生緊急整備地域、国家戦略特区の特例等に基づく都市再生プロジェクトの推進)

#### ◆(特定)都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進

・魅力ある国際都市の形成に向けた事業の促進、施策の活用推進

(民間都市再生事業に対する金融支援措置や税制支援)

- ・日影規制や駐車場附置義務の柔軟化を引き続き推進
- ◆国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進
  - ・計画の速やかな認定、地区外対象プロジェクト認定の推進
  - ・地区町村を跨った都市再生の推進  
(羽田空港の跡地利用と多摩川の親水ネットワーク形成等)
  - ・東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成
- ◆オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用(再掲)

東京が、世界との熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくには、官民が連携して都市の整備・再生を強力に推進し、世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せる、魅力ある都市を形成していくことが必要である。「(特定)都市再生緊急整備地域」による特別な措置や「国家戦略特区」の規制改革メニューは、都市の魅力を高めるために、極めて重要な制度である。現在、多数のプロジェクトが進行中であり、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設(都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等)の立地促進が図られているところである。そのため、都市再生の一層の促進に向けて、都市再生緊急整備地域について、指定地域の拡大、支援の活用推進、複合用途施設の大胆な容積率緩和等が重要である。

加えて、最先端技術を活用し、第四次産業革命後に、国民が住みたいと思う、より良い未来社会を包括的に先行実現するショーケースを目指す「スーパーシティ」構想については、日本の成長を支える東京においてこそ重要であることから、拠点の形成にあたっては十分考慮されたい。

#### **重点要望 ②国際的ビジネス環境整備の推進**

- ◆国際ビジネス環境の整備に対する支援の拡充  
(国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設、宿泊施設等への支援、容積率緩和)
- ◆国際イベントへの出展や、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実など、さらなるシティセールスの促進

世界から企業や投資、人材、MICE、観光客等呼び込むために、国や東京都では、国際的ビジネス環境等の改善及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の対策や、国際競争力強化に資する施設への支援策を展開している。世界から注目される国際的ビジネス環境の構築には、国際会議場はもとより、外国語対応の医療・教育・保育施設等の整備が重要であることから、これらの施設の整備に対する支援の拡充が必要である。また、東京2020大会を一つの契機として、東京のみならず日本の優れた都市空間を世界に広く発信していくことが重要であることから、国際イベントへの出展や、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実など、さらなるシティセールスの促進が求められる。その際には、東京のブランドを確立すべく、東京をブランドとして確立させる施設や街並みの検討推進と世界への情報発信の強化が肝要である。

#### **重点要望 ③楽しさやオープンな交流の創出に向けたソフト面からの都市政策の推進**

- ◆クローズドでなくオープンで寛容性のあるまちづくり、交流拠点の創出・充実に向けた取組促進
  - ・ナイトタイムエコノミーを推進するため、既存の娯楽施設の開館時間・開演時間の延長や鉄道・バス等の夜間交通、安心・安全の確保等
  - ・交通結節点周辺や都市公園や河川等、さらなる公共スペース・関連施設の徹底活用やエリアマネジメント活動等によるイベントの大胆かつ柔軟な認可等
  - ・国際的ビジネス環境や外国人受入環境の整備(居住・医療・教育等)

誰もが「訪りたい、投資したい、住みたい」と思える様々な魅力は、ハード面の都市基盤の整備だけでは最大限に発揮されない。ビジネス、イノベーション、観光等の魅力向上には、民間事業者の創意工夫により生み出されたオープンな場の交流拠点やイベント、ナイトタイムエコノミーの推進など、ユーザー視点に立ったソフト面からの取組が重要である。また、外国人が日本で円滑に生活し就業できるよう、生活習慣・生活環境や文化、伝統等に関する情報発信、日本語のさらなる習得に資する講習会等を実施していくことが必要である。

#### **④立体道路制度による道路空間の利活用**

- ◆国道15号・品川駅西口駅前広場をはじめとした立体道路制度の積極的な展開

道路と建物を一体的に整備するための制度である立体道路制度は、合理的な土地利用の促進に寄与することから、用地の確保が特に困難な東京の道路整備や都市再生事業の推進において特に有効な制度である。「国道15号・品川駅西口駅前広場」の整備に向けた検討が進んでいるが、整備を早期に進めるとともに、その他のエリアについても、道路とまちづくりの一体的な整備に向けて積極的に取り組んでいくことが必要である。

#### **⑤訪日外国人旅行者の受入に伴う都市基盤の充実**

## 7. 事業 (3)意見活動

- ◆増改築や用途変更等、容積率の活用等を通じた多様な宿泊施設の供給促進
- ◆貸切バス専用の乗降スペースや駐車場の確保
- ◆無料Wi-Fi利用環境の向上（一度の利用登録でシームレスに利用できるよう地域や事業者の垣根を越えた接続環境の構築、観光協会や商店街等のエリアオーナーに対する支援策、外国人旅行者が多く訪れる地域や東京2020大会の競技会場周辺における無料Wi-Fiの整備推進）

訪日外国人旅行者の急増を受け、訪日外国人への多言語案内表示の推進はもとより、宿泊や移動に伴う訪日外国人旅行者の受け入れ環境の充実が不可欠である。

様々な地域から訪日する旅行者に対応するためには、ニーズに合った多様な宿泊施設の充実、貸切バスによる路上混雑の解消、インターネット接続環境の一層の充実など、都市基盤の諸課題を解決し、快適な旅行が可能な環境整備が重要である（デジタルサイネージ等、IoTの活用は「訪日外国人への多言語案内表示の推進」に記載）。

### 3. 各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

#### (1)国際アクセス

##### **重点要望 ①首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加**

###### 横田基地の軍民共用化と横田空域を含めた航空管制見直し推進

- ◆2020年代に処理能力の超過が見込まれる首都圏空港の処理能力強化（羽田空港飛行ルート見直しの完遂と第5滑走路検討推進、成田空港の処理能力強化）
- ◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
- ◆出入国管理、税関及び検疫体制の確保、操縦士の確保・育成
- ◆横田空域の早期全面返還による、首都圏の空域を再編成、一体的な管制業務

海外の空港では滑走路の増設など空港機能の強化が進められており、首都圏空港においても、国際線直行便の就航都市数の増加をはじめとした国際交通ネットワークと交通利便性を世界の主要都市に劣後しないよう強化することが必要である。また、翌年に迫った東京2020大会に対応するため、羽田空港の飛行ルートの見直しや、成田空港における夜間空港飛行制限の緩和など、首都圏空港の機能強化に向けた取組の着実な推進が重要である。さらに、特に経済効果や利便性の高い羽田空港が飽和状態となる中、訪日外国人旅行者数2020年4,000万人、2030年6,000万人の政府目標を達成するためにも、羽田空港第5滑走路の増設に向けた検討を深め、具体化することが必要である。なお、さらなる国際化により利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関及び検疫体制を確保していくことや、操縦士の確保・育成も重要である。

他方、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。また、在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。同空域の一部は2008年9月に返還され、また、東京2020大会に向けた国際線増便のための新たな飛行ルートが設けられる見通しであるが、依然として民間航空機の運航の支障となっていることには変わらない。横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

##### **重点要望 ②都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化**

- ◆首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上
- ◆地方自治体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
- ◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組推進

世界の都市総合力ランキング（森記念財団都市戦略研究所）では、東京の強みとして「公共交通の充実・正確さ」があげられている一方で、「都心から国際空港までのアクセス時間」は強みとは言えない状況である。首都圏空港（特に羽田空港）と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上が必要である。また、都市内の鉄道ネットワークの充実に向けては、路線の新設や既存施設の改良に関するプロジェクト（東京8号線（豊洲～住吉）、東京12号線（光が丘～大泉学園町）など）が複数あげられている。これらの地方自治体や事業者から特に要望が強い路線については、国、東京都、関係機関が連携し、費用対便益や技術的な課題等を検討、精査するなど、整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。あわせて、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。

##### **重点要望 ③国際海上コンテナターミナル整備事業の推進（京浜港）**

- ◆大型貨物船、国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備（東京港：中央防波堤外側コンテナターミナル整備、横浜港：南本牧ふ頭整備等）
- ◆臨港道路（東京港南北線）等、港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進

京浜港（東京・横浜・川崎の三港）は、わが国の国際物流を支え、首都圏のみならず東北・信越地方の生活と産業を支える極めて重要な拠点であるが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港が急速に台頭している。それに伴う基幹航路のわが国港湾への直行便の減少などは、輸送時間や物流コストの増大につながることから、わが国経済への影響が懸念されており、京浜港の国際的な地位の回復が急務である。東京港中央防波堤外側地区の国際海上コンテナターミナル整備事業などを確実に推進し、産業立地環境の向上と物流コストの低減を図る必要がある。また、施設容量を大幅に上回るコンテナ取扱量が交通混雑等の外部不経済を発生する要因ともなっており、港湾と各地域をつなぐ道路ネットワークの充実・強化を併せて進めることが重要である。なお、港湾から各地域にアクセスするための臨港道路（東京港南北線）は、これらの課題解決に向け重要な役割を担う道路であることから、東京2020大会前の着実な整備が必要である。

#### ④大型クルーズ客船埠頭の整備推進等

- ◆大型クルーズ客船対応の客船埠頭（東京国際クルーズターミナル）における受入環境の確実な整備
- ◆官民連携による国際クルーズ拠点（横浜港）としてのハード・ソフト両面の取組推進
- ◆移動手段や船内廃棄物の処理など、旅行者、事業者双方が利用しやすい環境整備

世界のクルーズ人口は、クルーズ船の大衆化が進んだことで大幅に増加し、日本への大型クルーズ客船の寄港需要が高まっている。東京2020大会の開催も踏まえ、東京港の「東京国際クルーズターミナル」を確実に整備するとともに、横浜港の国際旅客船拠点形成港湾としての取組を確実に推進することが重要である。なお、クルーズ船は一度に多数の乗客が訪れることから、ターミナルと都市部をつなぐ交通経路や、船内で発生する廃棄物の処理など、旅行者にも事業者にも使いやすい環境整備が必要である。

### (2) 都市間・地域内交通・物流と対流の促進

#### 重点要望 ①首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）

- ◆外環道：安全かつ着実な工事と速やかな用地取得による早期開通、東名高速以南の早期具体化・事業化
- ◆圏央道：早期の全線開通及び4車線化の加速化

既に概成した圏央道や昨年6月に開通した千葉外環では、渋滞緩和効果や沿道の企業立地増加及び資産価値上昇等、様々な効果が確実に表れており、首都圏三環状道路の整備に対する期待（渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化、広域観光の促進、雇用の創出など）はますます高まっている。

未開通区間として残っている外環道（関越道～湾岸道路間）は、特に高い経済効果が期待される区間であるものの、未だ完成時期の目途が立っていない。従って、外環道（関越道～東名高速間）は、本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携し加速させ、早期に事業の見通しを示したうえで1日も早い開通が望まれる。また、ルートが確定していない予定路線である東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、羽田空港や京浜港と、首都圏のみならず各地方とのネットワークを確立し、国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線であり、早期具体化、事業化が重要である。

さらに、圏央道は既に概成し、高い経済効果が表れているものの、一部の区間では未開通または暫定2車線として残っており、早期の全線開通及び4車線化が望まれる。

#### ②首都圏の高速道路等の渋滞対策の実施（ボトルネック地点の解消）

- ◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
- ◆観光地市街部などにおけるICTやAI等を活用した交通マネジメントの確立と展開

道路移動時間の約4割は渋滞に費やされており、渋滞による損失は年間約280万人分の労働力に匹敵すると言われる。効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は、早急に対策が進められるべきである。とりわけ、東京2020大会における観光客の大幅増加等を踏まえると、高速道路や一般道路のピンポイント渋滞対策の着実な推進が必要である。また、渋滞の激しい観光地市街部などの対策についても、ICTやAI等を活用した交通マネジメントを確立し、ハード、ソフト両面からの対策を実施することが重要である。

#### ③スマートインターチェンジの設置促進、高速道路における「賢い料金」の拡充

- ◆スマートインターチェンジの整備促進（工場直結等による民間投資誘発、観光活性化）
- ◆賢い料金（高速道路外の休憩施設等に退出しても料金は不変）に係る施策の拡充
- ◆主要観光スポットをめぐる企画料金の設定による広域観光の促進

沿道に大規模な物流拠点、生産拠点、商業施設等の集積が進む首都圏三環状道路は、今後ますます役割が大きくなるものと思われる。そのようななか、スマートインターチェンジの整備は、既存の高速道路の利便性向上や交通円滑化、一般道の渋滞緩和、地域活性化に有用であり、促進していくべきである。とりわけ、より多くの事

## 7. 事業 (3)意見活動

業者が発意できる環境を整備・周知することで、圏央道等における工業団地や物流施設等と直結したスマートインターチェンジの設置促進に向けた取組が望まれる。また、ETC2.0搭載車を対象に、高速道路を降りて道の駅等の観光施設に立ち寄っても料金不変となる施策は効果的である。ETC2.0の普及促進や主要観光スポットをめぐる企画料金の設定なども合わせた「賢い料金」を推進し、「対流型首都圏」の構築や地方創生の実現につなげていくことが期待される。

### ④主要な国道の整備推進

◆主要国道のバイパス化、道路拡幅等（357号線、6号線、20号線等）

東京都区部における混雑時平均旅行速度は15.8km/hとマラソンランナーよりも遅く、国内外の主要都市と比較して依然として低い水準にある。国道357号線、6号線、20号線など、国道は都市交通の混雑を緩和し交通を円滑化するとともに、大災害時における通行機能を強化する都市幹線道路として重要であることから、重要物流道路の指定とも合わせた体系的なネットワークの構築が必要である。

### ⑤物流生産性革命の推進及び関連施設の整備

- ◆自動隊列走行の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の実用化（新東名高速他）、共同輸配送（中継輸送、モーダルシフト）の強化、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
- ◆ドローンの利用、宅配便再配達削減（宅配ボックス等）等による生産性の向上
- ◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車改善、共同荷捌きスペースの確保、渋滞対策の推進
- ◆都心における物流面での自動運転の実証実験の実施
- ◆重要物流道路制度による道路の機能強化とその機能の民間への周知
- ◆物流拠点の誘導に向けた都市計画手法による土地利用の変更、土地区画整理事業等を通じた柔軟な運用、スマートインターチェンジ設置の推進、税制支援等の延長
- ◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっている。しかし、国内貨物輸送の9割を占め物流の中核を担うトラックの積載率低下や手待ち時間の発生、宅配便の再配達など様々な非効率が発生している。また、中心市街地等における荷さばきスペースや駐車場の確保、大災害時にも維持可能なサプライチェーン、被災地への円滑な支援物資供給、老朽化した物流施設の建替え・集約化等の再整備、機能更新等、様々な課題が存在している。従って、国において進められている「物流生産性革命」による生産性の向上や、「重要物流道路制度」による道路の機能強化など、種々の施策が確実に推進されることが望まれる。

とりわけ、首都圏においては圏央道沿道や、グローバルゲートとして重要な東京港の羽田空港周辺などの物流拠点、そして、これらの物流拠点と交通ネットワークが高密度な都区部中心との物流が平常時、災害時のいずれも円滑に機能することが極めて重要である。

### ⑥大会輸送を契機とした都心における物流対策の推進

◆関係事業者等への幅広い情報提供・対策による事前の準備や対策の促進 等

来年に迫った東京2020大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、大会の成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。東京圏の大会関係者及び観客の輸送ルートや地域別の混雑状況が明らかにされるなど、検討と情報公開が進められている。また、大会期間中の輸送量をコントロールする交通需要マネジメントが検討されているが、その実効性を高めるには、企業や市民から広く協力を得ることが肝要である。さらに、交通需要マネジメントは大会のみならず都心における人流・物流機能を改善するための契機となることが期待されており、引き続き、情報を早期かつ幅広く周知することで、事前の準備や対策を促していくことが必要である。

### ⑦踏切対策及び連続立体交差事業の推進

主要な鉄道駅など交通結節点における施設整備の促進

- ◆地域活性化や防災力向上に資する連続立体交差事業の積極的な推進
- ◆踏切システムの改善や踏切道の拡幅
- ◆駅等の交通結節点における移動環境の改善（駅前広場整備、自由通路等）

都内には約1,050カ所の踏切があり、交通事故や交通渋滞、鉄道の輸送障害の一因となっている。より効率的かつ円滑で安全・安心な移動環境の実現に向けて、連続立体交差事業の推進や踏切システムの改善、踏切道の拡幅に取り組むことが必要である。とりわけ、連続立体交差事業は、鉄道の輸送障害の解消や道路ネットワークの形成促進、交通渋滞の解消による自動車平均走行速度の向上、地域分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、都市の防災・安全性の向上にも大いに寄与する事業である。また、人々が集まる駅等

の交通結節点は、街の活性化のみならず、コンパクト・プラス・ネットワークやバリアフリー化においても重要な拠点である。従って、駅前広場やペDESTリアンデッキ、自由通路などの整備を通じた一層の機能強化が必要であり、これらの整備推進が望まれる。

#### ⑧バスや新たなモビリティサービス等、中規模な公共交通の整備

- ◆地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保と円滑な運行環境整備
- ◆環境に優しいBRT・LRT（次世代型路面電車システム）や、都心・住宅街における新たなモビリティサービスの検討、具体化

高齢者の人口が増加している中で、地域社会の活性化を図る上でも、日常生活に必要な公共交通手段を確保することは不可欠である。国、東京都、事業者間の連携のもと、地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保や、地域の実情に合わせた運行路線の柔軟な変更等が円滑に行われる必要がある。加えて、バスのみならず、人と環境に優しい公共交通手段であるBRT、LRTや、都心や住宅街において検討が進められている「新たなモビリティサービス」についても、早期具体化、事業化が望まれる。

#### ⑨ソフト面におけるシームレスな移動環境の充実（「Ma a S」）

- ◆インバウンドなど観光客、住民、通勤・通学者といった利用者の目線に立った一元的なサービスを提供する移動サービス（「Ma a S」）の推進（都市⇄観光地、拠点駅・職場⇄住宅地等）
- ◆地域の特性に応じたモデルの構築やオープンデータを活用した基盤の構築

観光活性化やコンパクト・プラス・ネットワークの構築に有用である「シームレスな移動環境の充実」に向け、Ma a S（Mobility as a Service）など民間主導による様々な検討が進んでいるが、共通基盤の構築など、解決すべき課題も多いことから、行政による民間の取組への支援や、地域の特性に応じたモデルの構築、オープンデータを活用した基盤の構築等が重要である。

#### ⑩リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成

- ◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組
- ◆スーパー・メガリージョンの形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
- ◆地方創生と国際競争力を組み合わせたプラットフォーム機能の充実

リニア中央新幹線の開業により東京（品川）・大阪間は約1時間で結ばれる。東京・名古屋・大阪の三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、世界から資金や人材、情報を呼び込み、世界を先導するスーパー・メガリージョンを形成することが期待される。また、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化や、「首都圏広域地方計画」など人流・物流の対流創出に向けたプロジェクトを着実に推進し、スーパー・メガリージョンの効果を東北・北海道地方など全国に拡大・波及させることが重要である。

さらに、スーパー・メガリージョンの形成により、東京圏は、各地域の多様な素材（商品）を日本各地へ、あるいは世界へと広めていくプラットフォームとしての機能の充実が求められる。例えば、情報通信・広告サービス・金融など東京圏に集積した企業が、マーケティング、デザイン、販路、資金調達といった能力を競い合い、各地域の素材（商品）を生産者とともに磨き上げ、世界に向けて広く発信していくことが考えられる。国や東京都においては、東京圏が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会の育成、支援や、海外メディア、バイヤーの招へい等の後押しをされたい。

### 4. 上記の各要素を支えるために必要な基盤

#### ①施策のスピードアップ（合意形成のあり方）

- ◆合意形成の促進に向けた更なる検討推進（借地借家法、区分所有法の改正等。再掲）
- ◆所有者不明土地の発生抑止や円滑な利用のための法整備
- ◆老朽マンション等の再生及び耐震化促進（再掲）
  - ・マンション建替等の同意要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の緩和
  - ・既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり
  - ・借地借家法第28条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、権利者相互の合意形成等の促進
- ◆総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等（再掲）
- ◆行政手続のデジタル化、行政機関間の情報連携等を通じた添付書類の撤廃、行政手続における出頭・対面の原則廃止等

世界の都市間競争はますます激しくなっている。日本においても、目指す都市像を明確にし、その実現に向けて施策、取組を加速させることが重要である。現在、東京圏の区域計画には、国家戦略特区の本特例措置に基づ

## 7. 事業 (3)意見活動

く複数の都市再生プロジェクト等が盛り込まれているが、それらの計画を着実かつスピーディーに推進していくことが期待される。また、所有者が不明であったり、境界が明確でない土地が、再開発や公共事業などの妨げとなっている。所有者不明土地の発生を抑止や円滑な利用のための法整備が必要である。さらに、各地におけるマンション建替の合意形成やインフラ整備・再開発における用地取得の在り方に関する検討を進め、一層の施策、取組のスピードアップを図ることが重要である。加えて、行政の徹底的な効率化を図るため、行政手続のデジタル化、行政機関間の情報連携等を通じた添付書類の撤廃、行政手続における出頭・対面の原則廃止など、国・地方公共団体が連携して旧来の制度・業務フロー・慣習を一掃し、デジタルを前提とした新しい社会への転換を推進することが必要である。

### ②新技術の迅速な社会実装

- ◆「未来投資戦略2018」、国土交通省「生産性革命プロジェクト」、「スマートシティ構想」の推進（官民の緊密な連携による技術の確立や実現に向けた取組の加速）
- ◆「東京自動走行ワンストップセンター」の活用等を通じた羽田空港や臨海地域等における最先端の実証実験の推進、エリア物流の自動化に向けた都心等における実験の推進
- ◆後続無人での隊列走行、無人自動走行の実現、地域の足を確保する「新たなモビリティ」などの社会実装に向けた検討、実験の加速
- ◆屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、オープンデータ化等の推進

企業活動を活性化し、都市の魅力を高めるためには、技術革新の促進とともに、新たな技術やサービスを個人や地域に受け入れてもらい、円滑な普及につなげる社会実装を迅速に進めることが必要である。トラックの高速道路での後続無人での隊列走行や、無人自動走行による移動サービスの実現、地域の足を確保する「新たなモビリティ」など、自動運転に向けた取組が期待される。また、ユニバーサル社会の構築に向け、2020年を目標として、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用および移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境整備が推進されている。これが実用化されると、屋内外を問わず自分の現在位置や、目的地までの経路等の情報が簡単に入手可能になることから、平時には、多言語情報と位置情報を組み合わせて、外国人旅行者への情報提供に活用できる他、災害時には円滑な避難誘導に寄与することが考えられることから、実用化に向けた取り組みを着実に進めていくことが期待される。

### ③外国人増加を見据えた多様性の受入

- ◆国際的ビジネス環境や外国人受入環境の整備（居住・医療・教育等）
- ◆高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会の実現に向けた取組推進
- ◆道路などの交通案内標識の表記改善、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化、災害情報提供アプリ（「Safety tips」、「東京都防災アプリ」）の一層の機能向上、周知による平時・災害時にも不安を外国人に与えない多言語表示の推進（いずれも再掲）

世界から人々を引き寄せ、居住・観光する外国人を増やすためには、外国人を含め高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、他者を思いやる共助の心を社会全体に浸透させることが重要である。また、平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により、不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示の対策の推進が不可欠である。さらに、外国人が日本で円滑に生活し就業できるよう、生活習慣・生活環境や文化、伝統等に関する情報発信、日本語のさらなる習得に資する講習会等を実施していくことが必要である。

### ④建設現場の担い手、技能人材の確保・育成

- ◆生産性向上と併せ、適正な賃金水準の確保や、週休二日制の普及など、労働環境の改善等を踏まえた業界の魅力向上、キャリアアップシステムの定着、女性・若手の活躍の場の拡大
- ◆建設工事への監理技術者の専任基準等更なる要件緩和等

建設業では若手入職者の減少や高齢化の進行が問題になっている。建設現場で働いている技能労働者340万人のうち、約1/3にあたる約110万人が、今後10年間で高齢化等により離職する可能性が高いと想定されている。

一方で、東京2020大会や防災・減災対策、都市の再開発など、引き続き着実な工事の推進が必要な状況である。従って、生産性向上と併せ、適正な賃金水準の確保や、週休二日制の普及など、労働環境の改善等を踏まえた業界の魅力向上を通じ、女性を含む若年層の入職をより一層促進するなど、インフラ整備の現場を支える担い手・技能人材の確保・育成が必要である。また、人口減少社会を迎え、限られた人的資源をより有効に活用するため、建設工事に配置が義務づけられている監理技術者の専任基準等更なる要件緩和が重要である。

⑤建設現場の生産性向上（「i-Construction」の推進）

- ◆「i-Construction」の推進、建設生産プロセスの見直し推進
- ◆「i-Construction 推進コンソーシアム」、「インフラメンテナンス国民会議」を通じた技術等の横展開の推進
- ◆中小建設業の「i-Construction」導入促進のための導入コストを加えた公共工事の発注
- ◆インフラの整備・管理に係るコストの縮減と平準化の両立、適正な利潤の確保

今後、わが国の労働力人口が総じて減少していく中で、インフラの効果的な整備を図るには、「i-Construction」を中心とした生産性向上が重要である。そのうち、ICT土工等では、効果が具体化しつつあり、引き続き、測量、設計、施工、維持管理の各段階における、工事の規模を問わない全面的な活用や、施工時期等の平準化、建設生産プロセス全体の最適化を図っていく必要がある。「i-Construction 推進コンソーシアム」の場などを活用しながら、官民連携により、取組を具現化していくことが重要である。また、「i-Construction」はコストや教育がネックとなり、中小建設業への普及が遅れていることから、中小建設業への「i-Construction」導入を促進するため、公共工事の積算単価への導入コストの加算について一層の推進が必要である。

⑥運輸業（トラックドライバー）の担い手確保・育成

- ◆人材確保・育成に向けた対応策の一層の周知、女性トラックドライバーの増加に向けた情報発信、設備の整備
- ◆標準運送約款の改正等による適正取引の推進

現在、国内貨物輸送の9割を占め物流の中核を担うトラック運送業界では人材の確保・育成が喫緊の課題になっている。トラック業界は、従業者に占める中高年の割合が高いため、中長期的にドライバー不足になることが懸念されている。人材の確保・育成、物流への理解を深めるための一層の周知や、女性トラックドライバーの増加に向けた取組が重要である。また、長時間労働の改善や魅力向上には、標準運送約款の改正等による適正取引の推進や自動運転をはじめとした作業の自動化による負担軽減が必要である。

⑦国土交通省「生産性革命」の推進とインフラシステムの海外展開

- ◆「生産性革命プロジェクト」の充実と横展開の加速化
- ◆新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムの輸出促進

国土交通省では2016年以降、「生産性革命プロジェクト」を推進しており、現在31のプロジェクトが展開されている。これらのプロジェクトの充実と横展開が必要である。また、これらのプロジェクトの成果を日本のインフラシステムの更なる海外展開につなげることが期待される。とりわけ、高速鉄道・都市鉄道など、アジアを中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、今後一層の市場拡大が見込まれている。新規整備から維持管理・更新までが一体となったインフラシステムについて、わが国の強みのある技術・ノウハウを最大限に活用し、世界の需要を積極的に取り込んでいくことが期待される。

⑧インフラのストック効果の見える化・見せる化（施策推進に向けた住民への周知）

- ◆国土交通省の重要計画に対する多様な主体の理解と参画
- ◆インフラツーリズムの推進

国土交通省は、「国土形成計画（全国計画）」や「首都圏広域地方計画」などの種々の計画に基づき、インフラ整備を進めている。一方、厳しい財政状況を考慮すると、国土づくりや交通政策には、限られた財源の中で「選択と集中」により最大の効果を上げていく視点が不可欠である。また、インフラ整備には合意形成に時間を要することも多く、整備による効果を国民に広く周知することが肝要である。そのためには、これまでの国の情報発信に加えて、ビッグデータやアンケート等の多様な手法を用いてストック効果を可能な限り客観的に把握し公表する「見える化」や、ストック効果をユーザーと共有する「見せる化」に資する取組を推進することが重要である。また、インフラは観光資源としても注目されていることから、引き続きインフラツーリズムを推進することが望まれる。

以上

2019年度第5号

2019年 6月13日

第215回議員総会・第718回常議員会決議

&lt;提出先&gt; 国土交通大臣、国土交通省幹部等

&lt;実現状況&gt;

○インフラ整備の推進 ※首都圏空港（成田・羽田）機能強化により年間8万回の発着枠増加 等

【関連予算の拡充】

## 7. 事業 (3)意見活動

○効率的な物流ネットワークの強化（三大都市圏環状道路等の整備の推進等）

4, 304億円（対前年度比1.04倍）

○将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進6, 901億円（同1.41倍）

○都市の国際競争力の強化129億円（同1.26倍）等

○「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づく連携事業の推進

羽田空港視察(10/31)、国土交通省幹部との懇談会(1/28)等

## 6. 東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見―「事業を続ける・したくなる」「楽しく、快適、集いたくなる」都市・東京の実現へ―（東京都）

### I. 東京及び首都圏の将来像についての基本的な考え方

世界では、人口が増え続け、経済成長率は中国、インドなどに牽引され、2019年3.3%、2020年3.6%（IMF）と予測されている。一方で、わが国は、人口減少と低い経済成長率（2019年1.0%、2020年0.5%）に直面している。手をこまねいていれば、世界経済に占める日本の地位は低下し続け、国力を損なう恐れがある。世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、経済の原動力である民間事業者の積極的な事業展開を実現し、日本の成長する力を強化しなければならない。

東京商工会議所は、その鍵が、「首都である東京の多種多様な魅力が複合的に花開き、世界に発信されることを通じて、『日本の成長のエンジン』であり続ける」とともに、「国内外との直結により、『東京と地方の共生の実現』を果たす」ことにあると考える。その実現に向けては、東京が「事業を続ける・事業をしたくなる」「人々が楽しさ、快適さを感じ、集いたくなる」都市に変貌し続けることが必要である。そこで、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2025年の大阪・関西万博後の2030年を見据え、人々や企業を惹きつける東京及び首都圏の将来像と、その実現のために重要な施策について意見をとりまとめた。

当所では、かねてより「中小企業の再生による日本経済の再生」と「東京と地方が共に栄える真の地方創生」が極めて重要と考えており、それらを実現する物流・人流の円滑化を促すための社会資本（インフラ）が不可欠と主張してきた。インフラ整備計画の実行により、近年、輸送時間の短縮やコスト低下等の生産性向上効果、災害リスクの低減による安全・安心効果などのストック効果が目に見えて現れている状況であるが、その整備には継続的かつ網羅的な取組が必要なものも多いことを踏まえ、改めて着実なインフラの整備等について要望することとした。なお、ストック効果の発現には、インフラを利用する民間の役割も重要であることから、当所としても引き続き、東京都と緊密に連携を図っていく所存である。

### 本意見書の構成

I. 東京及び首都圏の将来像についての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・1頁

### II. 東京及び首都圏の将来に重要な要素

1. 都市の基盤…安心・安全、持続的な成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・4頁
2. 多種多様な魅力…交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生・・・・・・・・・・5頁
3. 各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携・・・・・・・・8頁
4. 上記の各要素を支えるために必要な基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・9頁

### III. 東京及び首都圏の将来像の実現に向けた東京都への要望

1. 都市の基盤…安心・安全、持続的な成長
  - (1) 事業・居住環境（建物・インフラ）の維持・拡大・・・・・・・・・・・・10頁
  - (2) 災害の不安解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14頁
  - (3) 環境都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17頁
  - (4) コミュニティ再生・共助社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18頁
2. 多種多様な魅力…交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生・・・・・・・・・・20頁
3. 各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携
  - (1) 国際アクセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22頁
  - (2) 都市間・地域内交通・物流と対流の促進・・・・・・・・・・・・・・23頁
4. 上記の各要素を支えるために必要な基盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・27頁

### II. 東京及び首都圏の将来に重要な要素

都市は「人々が持つ多種多様な期待を実現するために、同じ箇所に集まる」ことで形成される。世界の事業主から「事業を続ける、事業をしたくなる」、また、世界中の人々から「楽しさ、快適さがあり、集いたくなる」都市を形成することは、ヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、経済を活性化し、日本の成長する力を強化するた

めに不可欠である。

また、製造業と情報通信業やサービス業のように、業種により都市に必要な役割は異なる。サービス業等において、都市は、事業者の立場のみならず、「(訪日)観光客」が「訪れたい」、「住民」が「暮らしたい」と思えることが求められる。

そこで、当所は、事業者(国内)、海外企業・人材、(訪日)観光客、住民の4つの主体の観点から、東京及び首都圏の将来に重要な要素を検討した。その結果、東京及び首都圏が世界との都市間競争に打ち勝ち、企業や人々から選ばれるためには、第一に、「都市の基盤、安心・安全、持続的な成長」、第二に、「多種多様の魅力、交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生」、第三に、「各地域との直結、魅力をつなげるネットワークの充実・連携」に向けた取組みが重要と考える。次頁下段の表はマトリックスになっており、左に、事業者、海外企業・人材といった4つの主体を置き、上に、検討テーマである都市の基盤、多種多様の魅力などを置いて、それぞれが交差するところに主要な「あるべき姿」を記載している。また、最下段には、上の3つの要素を支えるために必要な共通の基盤をまとめた。

### 【基本的な考え方】

#### わが国を取り巻く課題

経済成長率引上げ

人口減少・少子化  
・高齢化への対策

・国際化  
・技術革新  
・インフラ・建物の老朽化対策  
・防災・減災対策 等

手をこまねていけば、世界経済に占める日本の地位は低下し続け、国力を損なう恐れ

課題を乗り越えていくためには

- ・世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せ、
- ・経済の原動力である民間事業者の積極的な事業展開を実現し、  
**日本の成長する力を強化する必要**

#### そのための鍵

- 首都・東京の多種多様な魅力が複合的に花開き、世界に発信されることを通じ、「日本の成長エンジン」であり続けること
- 国内外との直結により、「東京と地方の共生の実現」を果たすこと

(その実現に向けては)

事業者が **事業を続ける・事業をしたくなる** 都市の形成  
人々が **楽しさ、快適さを感じ、集いなくなる**

### 【東京及び首都圏の将来像(あるべき姿)を4つの主体の観点から検討】

事業者(国内)  
事業をしたい

海外企業・人材  
投資をしたい

(訪日)観光客  
訪れたい

住民  
住みたい

の観点から検討

#### <検討結果>

	都市の基盤	多種多様の魅力	各地域との直結
	安心・安全 持続的な成長	交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生	魅力をつなげるネットワークの充実・連携
事業者(国内)	①安心して設備更新等、事業継続・拡大・創業できる ②安心して研究開発ができる	①金融・情報通信・サービス業をはじめ多種多様の産業が集積 ②技術・イノベーションにあふれ、クローズドでなくオープンで寛容性のあるまちづくり	①地域間連携の深化によるビジネスチャンスの拡大 ②円滑な人流・物流促進
海外企業・人材	③安心して投資や居住できる(SDGsへの対応・諸手続きの緩和)	③投資に資する市場規模・成長性と複雑性がある(多数の魅力)	③国際アクセス・東京と各地域との交通の充実
(訪日)観光客	④言語等に関わらず安心して滞在できる	④多数の魅力があり何度も訪れたいくなる	④都市内・都市間のシームレスな移動環境
住民	⑤老若男女問わず、安心かつ快適に生活・就業ができる	⑤様々なライフスタイルに応じた住環境	⑤二地域居住等、居住のあり方の選択肢拡大

上記の各要素を支えるために必要な基盤

- ①施策のスピードアップ(合意形成のあり方) ②新技術の迅速な社会実装
- ③外国人増加を見据えた多様性の受入 ④都市づくりの担い手、技能人材の確保・育成など

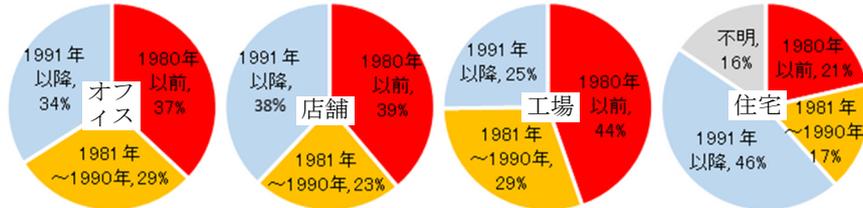
7. 事業 (3)意見活動

1. 都市の基盤…安心・安全、持続的な成長

(1)背景・課題

東京は、ヒト・モノ・カネのいずれにおいても都市構造が高密度であり、首都高速をはじめとしたインフラのみならず、オフィス、店舗、工場、住宅等の建物の急速な老朽化など、種々の課題の顕在化が予測される。とりわけ、「民」の所有・管理が基本である中高層オフィスや木密地域の住宅等については、都区部では2030年に築40年～50年が経過するオフィス・店舗が6割超（住宅は約4割）となる可能性もある。

建物の建築時期（23区）



平成 25 年法人土地・建物基本調査より 東商事務局作成

そのようななか、都市再生緊急整備地域を中心に都市再生が進められているものの、東京都心部の小規模建築物が密集した地域や、空き地・空き家問題が顕在化している地域など、都心、郊外に関わらず都市再生が順調であるとは言い難い地域もある。この状況が進行した場合、米国などの世界都市（サンフランシスコ等）において、賃料の高騰などにより地域の二極化が発生しているように、東京においても都市の二極化に進展しかねない。

また、東京の都市基盤が構築された江戸時代以降の歴史を振り返った場合、火災、震災、風水害等の災害が断続的に発生し、破壊と再生が繰り返されてきたことに留意する必要がある。近年の相次ぐ災害や気候変動を踏まえた場合、災害リスクへの可能な限りの対応が不可欠であることは言うまでもない。

さらには、SDGsやESG経営のように、世界都市においては環境（再生可能エネルギー）などの観点からも新たな取組が進められているところであり、東京においてもこのような観点からの「安心・安全」の追求が必要である。

このように、国内外の企業、訪日外国人（ビジネス・観光）、住民のいずれの立場からも、ビジネス環境の更なる充実のもとより、老若男女や言語を問わない医療、介護、教育環境の充実等をも通じ、「東京が安心・安全で持続可能な成長ができる都市」と感じることができるよう都市を目指すことが都市基盤の最重要事項であると考えます。

(2)重要な要素

東京及び首都圏が、誰もが安心・安全と感じ持続可能となるためには、（1）事業・居住環境（建物・インフラ）、（2）災害の不安解消、（3）環境都市（清潔・自然）、（4）コミュニティ再生・共助社会の4つの要素が重要と考える。

【重要な要素】

<b>(1)事業・居住環境 (建物・インフラ)</b>	<b>①事業所、住居の機能更新、高度化</b> （老朽化した事業所、住居がない状態） ・医療・介護・教育、国際居住環境の充実 ・木密解消、耐震化、無電柱化
<b>(2)災害の不安解消</b>	<b>②水害対策等、事前対策の充実</b> <b>③災害発生時の事後対策の充実・浸透</b>
<b>(3)環境都市</b>	<b>④清潔な環境（街並み、都市公園・水辺空間）</b> <b>⑤気候変動への確実な対応（暑さ対策と緑）</b> <b>⑥新エネルギーやシェアリング・エコノミー充実</b> （CO2削減、水素・燃料電池等）
<b>(4)コミュニティ再生・共助社会</b>	<b>⑦支え合う社会の実現・コミュニティの活性化</b> （エリアマネジメント、バリアフリー等の重要性）

とりわけ、(1) 事業・居住環境(建物・インフラ)については、人口の流動性が高く、都市構造が極めて高密度である東京においてこそ重要である。企業による事業の拡大や継続を阻害しないよう、事業所や住居の機能更新、高度化が確実に進められることが必要である。現在計画・事業中の都市再生が円滑に進められることはもとより、再開発が見込まれる地域以外(中小オフィス街や木造住宅密集地域等)においても、建物の柔軟かつスピーディな更新・建替、適切な維持・保存が不可欠である。土地の高度利用化も同時に進めることにより、高層オフィスビルと自然文化との共存や、交通結節点の確保等、ゆとりのある都市構造の実現が可能となり、更なる魅力につながる。

また、事業・居住環境の維持・更新にあたっては「交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生」や「魅力をつなげるネットワークの充実・連携」につなげる観点が必要であり、これまで以上に地域のビジョンの共有や、複合的な視点を持った対応の推進が重要である。

## 2. 多種多様な魅力…交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生

### (1) 背景・課題

「安心・安全で、成長が持続可能な都市」の実現だけでは、世界から人々や投資を呼び込むことは難しい。誰もが訪れたい、投資したい、住みたいと思えるような、多数の「魅力」に溢れ、それを継続的に発展させていく都市となることが不可欠である。

グローバル化や技術革新の進展、ライフスタイルの変容など価値観の多様化に対応するとともに、オープンな場において、様々な人々が交流することによりイノベーションが加速する環境を構築することが必要である。特に、楽しさ、満足、初めて、癒し、興味を惹く等の観点に立ち、個々の「魅力」を磨き上げていくことはもとより、複数の、それも数多くの「魅力」が組み合わせさり、様々な主体が集いitくなるような都市環境を目指していくことが重要である。魅力ある多種多様な「交流拠点」が複合的に花開き、世界に発信されることが期待される。

また、魅力は、時代の変化に伴い変容し続けていることに留意する必要がある。具体的には、東京は、江戸幕府開府の前後の時代より、江戸城や舟運をベースに都市構造の原型が構成され、それが現在の都市構造の根底にあるが、その歴史は災害、戦争による「破壊と再生」を繰り返しており、破壊の都度、都市再生において新たな魅力が生まれ続けている。

これは、他の世界主要都市と比較しても稀有な特徴を有していることから、芸術都市パリのように、長期にわたる歴史に根付いた特定の魅力のみを東京の魅力(独自性)として定義づけることは難しいと考える。時代とともに変容し続ける多種多様な魅力と、それらが組み合わさった交流拠点が東京の独自性と考える。

### (2) 重要な要素

魅力ある多種多様な交流拠点が複合的に花開き、世界に情報発信されるためには、東京が現在有する、あるいは、今後磨き上げていくことが必要な以下の9つの要素が重要と考える。

(A) 特色ある産業の集積 (金融、クリエイティブ、IT、ものづくり等)	(E) 滞在・交流関連施設 (宿泊・滞在・国際会議施設等)
(B) 技術革新・イノベーション (知的交流施設・シェアオフィス等)	(F) ライフスタイルに応じた 住居・生活環境(職住近接・テレワーク等)
(C) 交通結節点等を基軸とした 大規模商業施設・マーケット	(G) 学校・研究施設(連携)
(D) 個性溢れる商業施設等 (商店街・サブカルチャー等)	(H) 芸術・文化伝統(エンターテイメント・歴史再生)
	(I) 自然・スポーツ(都市公園、水辺空間)

### 【魅力の構成要素】

#### (A) 特色ある産業の集積(金融、クリエイティブ、IT、ものづくり等)

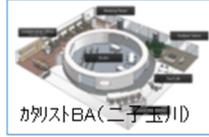
- ・ 都内では、金融・保険業、情報通信業、サービス業(卸小売・広告等)が特に集積
- ・ 一方、都内全体の工場は約3万か所であり、世界レベルのものづくりも重要



7. 事業 (3)意見活動

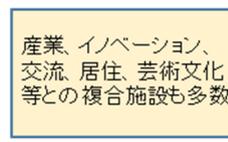
(B)技術革新・イノベーション(知的交流施設・シェアオフィス等)

- ・オープンな交流を通じた技術革新・イノベーションは国際都市として不可欠
- ・そのためにも、企業の集積やプラットフォーム（知的交流施設等）の充実が重要



(C)交通結節点等を基軸とした大規模商業施設・マーケット

- ・東京の高密度な交通ネットワーク等も活かし、投資効果のある世界有数のテストマーケットになるような、様々な複合施設等が期待



(D)個性溢れる商業施設等(商店街・サブカルチャー等)

- ・魅力が多種多様で、かつ、何度も訪れたいような複雑性が重要
- ・従来からの態様を維持しつつ、新たな価値創造にも資する様々な集積が期待



(E)滞在・交流関連施設(宿泊・滞在・国際会議施設等)

- ・訪日外国人旅行者数 2020年 4,000万人、2030年 6,000万人の受入実現や、国内外のビジネス、研究人材にとって快適かつ関心を引く滞在・交流ができる環境整備が重要



(F)ライフスタイルに応じた住居・生活環境(職住近接・テレワーク等)

- ・都心回帰の傾向が続く中、老若男女に関わらない居住環境の充実が必要
- ・都心は国際人材にも対応する医療・介護・教育、郊外では集約型の都市づくり・都市再生が重要



(G)学校・研究施設(連携)

- ・人材確保、人材育成や技術革新、イノベーション等、いずれの観点からも学校・研究施設の充実や連携が極めて重要



(H)芸術・文化伝統(エンターテインメント・歴史再生)

- ・魅力が多種多様で、かつ、何度も訪れたいような複雑性が重要
- ・歴史・文化の再生による魅力向上や、新たな芸術・文化を育成できる環境が期待



(1) 自然・スポーツ (都市公園、水辺空間)

・歴史ある水辺空間の利用や、緑の充実が安全・安心な都市づくりや魅力の向上にとって重要。なお、都心と郊外それぞれの役割を踏まえた対応が必要



これらの9つの構成要素は、単独のみならず複合的に組み合わせられることで、魅力が増し、さらに、エリアマネジメントなどを通じたまちの活性化や、魅力の効果的な情報発信と相まって、魅力が最大化される。東京の「顔」となる大規模都市再開発による複数の魅力や、寺社仏閣と公園が組み合わせられた魅力、イノベーション施設と職住近接が結び付いた魅力など、様々な複合的な魅力の発揮が期待される。とりわけ、世界主要都市と比較し、東京は夜間のエンターテインメントが充実していないと指摘されており、ナイトタイムエコノミーを盛り上げていくことが重要である。



また、先に述べたとおり、東京は破壊と再生の歴史を繰り返しており、ロンドン、パリのように歴史的な街並みが保存されている都市や、砂漠に生まれたドバイ、あるいは人口3万人の漁村から急成長した深センなどの新興都市の特性をも有する稀有な都市である。江戸時代における大名屋敷、町人地、寺社地や河岸など、当時の街並みが様々な形で引き継がれる一方、最先端の高層ビルが林立している。東京の歴史・伝統の魅力を世界に発信し、国内でも「日本人としての共有・共感」を得るために、歴史的建造物の再建など、都市としてのシンボリックなスポットを再生させることも重要である。

## 3. 各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

(1) 背景・課題

日本が世界から人々や企業を引き付けるためには、「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を実現し、多数の魅力を発信することが不可欠である。首都圏全体の人流・物流の促進はもとより、日本各地域や世界と、これまで以上に直結し、新たな対流を生み出していくことが重要である。

首都圏三環状道路の全線開通をはじめとした国内ネットワークの整備や、羽田空港を代表とした「世界のゲートウェイ」の拡充が必要である。東京・名古屋・大阪の三大都市圏を一つの巨大経済圏として考えるスーパー・メガリージョンの形成も期待される。

ネットワークの充実にあたっては、地域間のみならず、二次交通やラストワンマイルの確保などの地域内交通（東京都区部でもさらなる充実が必要な地域も多い）や、モビリティのサービス化を示すMaaS（Mobility as a Service）のように、特定の交通機関に縛られず、公共交通機関や多様な交通サービスを組み合わせ、シームレスに一括で予約と決済が可能なシステムを推進するなど、ユーザー視点に立ったソフト面の取組も重要である。これらは、地域と地域、とりわけ地方自治体同士が連携したうえで取り組むことが肝要であり、それをベースに地域間のビジネス交流の活性化や、場所にとられない働き方等を活用した二地域居住、多地域居住が拡大すると考える。

(2) 重要な要素

老若男女、国籍を問わず様々な主体が交流し、地域と地域の魅力がつながるためには、（1）国際アクセス、（2）都市間・地域内交通・物流、さらに対流促進が必要である。

インフラ整備にあたっては、東京と地方が共に発展できるように、投資効果の大きさをも踏まえた上で進めていくべきである。例えば、外環道（西部）は大深度地下であることから事業費が巨大であるとの指摘があるものの、開通すれば、都心の混雑緩和や沿道の安全・安心の確保のみならず、羽田空港や京浜港と各地域の人流・物流アクセスの飛躍的な向上につながる。災害発生時の物流面でのリダンダンシーにも大きな効果がある。

また、都心と首都圏空港間のアクセスや羽田空港の滑走路増設等、国際アクセスの充実は、東京のみならず各地域を訪問する外国人の増加に資するものである。

さらに、ソフト面の施策の推進が合わせて必要である。MaaSの推進の他、ネットワークをより効率的、効果的に活用するため、朝夕の通勤混雑の解消に向けた取組など、ピークカットの観点からも考えることが重要で

ある。

【重要な要素】

(1)国際 アクセス	①都心と首都圏空港が直結 ②就航都市増加、空港機能充実 ③国際港湾機能充実
(2)都市間・ 地域内交通・ 物流と 対流の促進	④高速交通ネットワーク充実(リニア、三環状道路他) ⑤自動運転実装による物流高度化 ⑥鉄道網や道路網の充実 ⑦公共交通拠点の充実 ⑧ハード・ソフト両面の移動環境の充実 ⑨ラストワンマイルの充実(交通・物流) ⑩企業間連携が促進される環境整備 (東京と地方の企業マッチング等)

4. 上記の各要素を支えるために必要な基盤

世界の各都市で空港の滑走路の増設が進められるなど、更なる発展に向けた世界の都市間競争は年々激しくなっている。日本においても、インフラ整備・再開発における用地取得の在り方やマンション建替の合意形成に關する検討等を通じ、施策のスピードアップを実現することが重要である。また、2030年代には、自動運転、ロボット、ドローン、AI、IoTなど様々な技術の実用化が進展していると期待される。現在、自動運転等の実証実験は東京においても行われているが、東京は人口密度や土地利用など様々なものが高密度な都市であることから、新技術の実用化に向けた準備・調整に時間がかかるものの、導入効果は大きいと考えられる。様々な新技術を率先して実証実験し、実用化を検討していくことが期待される。

さらに、国際化の進展は、観光はもとより就労、定住する外国人を増加させる。働くこと、学ぶこと、遊ぶことなどにおいて、人々が望むライフスタイルをより多く実現できる都市が選ばれる。多様性を受入れ、クローズドでなく、オープンで寛容性のあるまちづくりが不可欠である。

Ⅲ. 東京及び首都圏の将来像の実現に向けた東京都への要望

日本の成長エンジンである東京が、国内外との人流・物流をさらに促進し、「東京と地方が共に栄える真の地方創生」を実現し、世界の人々や企業から選ばれるためには、ハード・ソフト両面から官民をあげて対策を講じる必要がある。中でも、インフラは、「都市の魅力向上(国際競争力向上)」、「対流創出(対流型首都圏への転換)」、「生産性向上」、「防災力強化」に極めて重要な役割を担うことから確実な整備が求められる。また、インフラ整備は、継続的かつ網羅的な取組が必要である一方、資源には限りがあることから「選択と集中」の観点に立ち、ストック効果の高い施策を優先的に進めることが必要である。さらに、インフラのストック効果を最大限に発現させるためには、民間の役割が重要である。ユーザーである民間がインフラの活用についてソフト面の観点から、意見を述べ、それを踏まえて、ハード面のあり方に反映させるといった、一連のプロセスを官民双方で繰り返していくことが必要である。当所としても引き続き、東京都をはじめとした関係機関と緊密に連携を図っていく所存である。

以上の考え方のもと、東京及び首都圏の将来像の実現に向けた重要な施策について下記のとおり要望する。

1. 都市の基盤…安心・安全、持続的な成長

(1)事業・居住環境(建物・インフラ)の維持・拡大

**重点要望** ①オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用

- ◆土地利用の複合利用等、更なる高度利用に向けた用途地域等の柔軟な運用  
(容積率緩和、遠隔地間の容積率移転、育成用途の活用による複合用途の利用促進)
- ◆災害リスクの低減や生産性向上に資する建替え等における日影規制や既存不適格建築物に対する柔軟な運用(柔軟な適用除外等)
- ◆合意形成の促進に向けた更なる検討推進への働きかけ(借地借家法、区分所有法の改正等)
- ◆東京都の都市計画・土地利用における(準)工業地域等の事業者への配慮

東京及び首都圏は、人口の流動性が高く、オフィス・住宅等の都市構造が極めて高密度である。そのため、将来にわたり安心・安全が確保され、事業者が事業の拡大や継続を円滑に行うことができるよう、事業所や住居の機能更新や高度化など土地利用が柔軟かつスピード感をもって進められることが必要である。

とりわけ、東京都区部では、2030年に建築後の経過年数が40年～50年を迎えるオフィス、店舗、工場

が6割以上となる可能性がある。現在進められている都市の再開発が円滑に進められるとともに、再開発が見込まれる地域以外（中小オフィス街や木造住宅密集地域等）においても、容積率や日影規制などの柔軟な運用を通じた更新・建替、適切な維持・保存を図ることが重要である。

さらに、都心部以外の郊外においても、用途地域等の柔軟な運用を進め、駅周辺など交通の要衝に、居住と就業、さらに商業、文化、教育、福祉などの多様な機能を集中させ、魅力ある都市への更新を図ることが重要である。

#### ②重要なインフラの老朽化対策の推進（高速道路、橋梁・トンネル等）

- ◆首都高速道路の更新計画の確実な推進
- ◆まちづくりと連携した老朽化対策（日本橋区間等）の検討推進、早期の事業化
- ◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施  
（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）
- ◆維持管理に必要な人員、技術、財政に関する地方自治体への支援強化
- ◆「インフラメンテナンス国民会議」などを通じた新技術の取組の着実な推進と水平展開

開通から50年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。また、都有道路施設の橋梁のうち、建設後50年以上が経過した橋は2016年3月末時点で34%、建設後30年以上50年未満も36%に達する。同様に、建設後50年以上が経過したトンネルは21%、同30年以上50年未満は26%となっており、着実な対策が課題となっている。特に、市町村では老朽化対策についての人員面、技術面、財政面で課題があり、引き続きトータルコストの縮減と平準化の両立が急務である。より効果的・効率的なメンテナンス手法を確立し、確実な修繕・更新の実施に向け、産学官の多様な主体によるオープンイノベーションの手法等の活用、メンテナンス産業の生産性向上や、新たな技術によるビジネスモデルの構築を通じたメンテナンス産業の育成・拡大などが必要である。

#### ③集約型地域構造への再編（コンパクトシティ化の促進等）

- ◆コンパクトシティ形成に向けた支援強化と分野横断型の取り組みの推進
  - ・新技術を活用し効率的・効果的な都市を目指す「スマートシティ」の取組の加速化
  - ・公的スペースの民間開放と、「官民」「官官」連携の深化
  - ・地方自治体等への支援を通じた立地適正化計画策定の推進
  - ・国民・都民に対する一層の周知や理解促進
  - ・各種の都市機能に応じた圏域人口の確保に向けた「鉄道沿線まちづくり」の推進

都心（中央区、港区、江東区等）では人口増加が続くものの、その他の区や多摩地域では、総じて人口減少に転ずるものと予測されている。加えて、2030年代の東京における高齢者人口の絶対的な増加は、東京を含む首都圏全域における今後のまちづくり、都市づくりに大きな影響を及ぼす。都市におけるサービスの持続性を確保するため、市街地の拡大や都市機能の拡散を抑制し、効率的・機能的な市街地へと再編していくことが重要である。先進的技術をまちづくりに活かした「スマートシティ」など新たな取り組みも踏まえ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」が分野横断的に深化していくことが必要である。

#### ④空き家・空き地対策の推進

- ◆総合的な空き家対策（計画的解体・撤去等）の更なる推進
  - ・区市町村を対象とした空き家対策計画作成等に関する支援や助言
  - ・民間事業者等と連携した総合的な空き家対策の推進
  - ・専門家等と連携して実施する空き家対策の先駆的モデル事業への支援
- ◆東京における所有者不明の空き家の対処等、都市のスポンジ化を見据えた対応の推進

都市、地方にかかわらず、生活面、治安面、景観面、建物倒壊や火災発生等の災害面のいずれの観点からも空き地、空き家等への対策は重要である。空き家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行以降、主に、地方自治体が空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担い、総合的な空き家対策を推進しているところであるが、東京都における空き家率は2013年時点の11.1%から2018年時点には10.6%と若干の改善が見られるものの、まだ対策が十分であるとは言えない。空き家・空き地対策の更なる推進が必要である。

また、都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が課題であり、低未利用地の集約、活性化に向けた対策が進められているところである。そのようななか、地方、首都圏郊外はもとより、都心部においても所有者不明の空き家等が増加する可能性も否定できないことから、都市の集約・再編をしやすい環境整備に向け、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の観点も踏まえた施策の着実な実施が重要である。

⑤老朽マンション、団地、ニュータウンの再生及び耐震化の促進、  
老朽化した団地等の更新に併せた保育施設や高齢者支援施設の設置促進

◆老朽マンション等の再生及び耐震化促進

- ・マンション建替等の同意要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）緩和への働きかけ
- ・既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり
- ・借地借家法第28条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、権利者相互の合意形成等の促進

◆老朽化した団地の更新に合わせた計画的な保育施設や高齢者支援施設の整備推進

◆老人ホームの容積率緩和拡大等、制度面からの後押し

◆ライフスタイルの多様化を踏まえた二地域居住の推進

都内マンションの総戸数は都内世帯の約4分の1に相当し、東京都には全国のマンションストックの約4分の1が集積しているが、旧耐震基準で建築されたものが未だ残っており、これらの多くは耐震性の不足が懸念されている。築年数の経過したマンションは今後急速に増加する見込みであり、順次、更新期を迎えていくことから、マンションの耐震化、再生の促進は安全・安心な居住環境の確保において喫緊の課題である。また、建替え検討時の課題として、居住者の高齢化や費用負担に加えて、容積率等の制限などがあげられる。

2014年のマンション建替法の改正・施行以降、敷地売却制度（区分所有者等の5分の4以上の賛成に基づく）や容積率の緩和特例制度などにより建て替えの促進策がとられているが、既存不適格などにより自己の敷地のみでは建替えが困難なマンションなど、現行法制度でもなお円滑な建替えや改修が困難なものが相当数存在している。

加えて、老朽マンションや団地、ニュータウンの再生において、計画的に保育施設や高齢者支援施設の設置を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化にあわせてまちづくりを加速していくことも必要である。さらには、広域首都圏域内の地方公共団体が連携を深め、交通ネットワークの充実を契機とした二地域居住等を推進することで、「対流型首都圏」を構築し、これらの問題を広域首都圏全体で克服していくことが重要である。

⑥住宅をはじめとした既存ストックの活用促進

◆消費者が安心してリフォームや既存住宅を取得できる市場環境の整備、運用

（建物状況調査、瑕疵保険等の普及啓発、住宅リフォームに関する相談体制等）

◆建替、リノベーションの促進、官民連携による集約化の推進（住環境改善に資する住宅の集約化、多様な働き方や交流・連携を後押しするコワーキングスペース、シェアオフィスの設置等）

◆点検結果を踏まえた確実なメンテナンス計画の策定と実施

（予防保全型維持管理、メンテナンスサイクルの構築・実行、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等の加速化によるトータルコストの縮減と平準化の両立）（再掲）

既存住宅はその品質や管理状態が十分に評価されずに、築年数の経過とともに市場での価値が低下する状況にある。そのため、住宅の平均使用年数は欧米と比べて短く、既存住宅市場も十分に活性化していない。良質な既存住宅の市場を形成し流通を促進していくためには、新築時から維持管理期、売買期までの全体を通じて、住宅の品質や性能が確保され、取引時にそれらが明らかになり、その価値が適切に評価されることが必要である。また、空き家の発生を抑制していく上でも、既存住宅を売買や賃貸の各市場に流通させていくことが重要である。東京都は既存住宅流通や住宅リフォーム市場の活性化のため、ガイドブックによる普及促進や消費者向け相談窓口の開設を進めてきたが、建物状況調査、既存住宅売買瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積・活用等の認知度を高めるための普及啓発や、住宅リフォームに関する相談体制を充実させていくことが求められる。

さらに、建築物が密集する東京では今後、老朽化した住宅、オフィスなど民間所有の建築物や、インフラが急増する。膨大な量の維持管理・更新を確実に推進するためには、民間の需要や技術力を巧に活用していくことが必要である。建替、リノベーションの促進や、官民連携による集約化への取組み（環境改善に資する住宅の集約化、働き方改革を進めるコワーキングスペース、シェアオフィスの設置等）に加え、メンテナンス産業の育成、新技術の開発・導入等が重要である。

⑦木密地域等密集市街地の早期改善、地震時等に著しく危険な市街地面積の減少

◆助成、周知等を通じた木密地域の不燃化推進

（建替え・除去、共同建替え、公園整備及び道路拡幅による延焼遮断帯等）

◆東京都及び各区の執行体制、両者の連携の更なる強化

都内における木密地域等密集市街地は、山手線外周部から環状7号線沿いに広範に分布し、区部面積の約11%、居住人口の約20%を占めている。木密地域は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。また、木密地域は居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭小等により建替え

が困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約9,700人のうち地震火災によるものが約4,100人と4割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約30万4千棟のうち、地震火災によるものが約20万棟と約3分の2を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する重要な取組である。なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取組を展開していくためには、東京都や各区との緊密な連携が重要である。

#### ⑧無電柱化の推進

- ◆無電柱化の推進に向けた低コスト化の徹底、財政的措置拡充
- ◆容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び街づくりを通じた官民連携による無電柱化の推進（都市開発時の工夫の徹底）

無電柱化の推進は、発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保においても重要である。今年3月改定の東京都無電柱化推進計画では、新たに238kmを計画に加え、全体として1,154km（国道、都道、区市町村道）とする整備計画延長を掲げ、推進されている。一方、無電柱化の推進には多額の費用を要すること等がネックとなり、東京23区の無電柱化率は8%と海外主要都市と比較して未だ低い状況にある。従って、低コスト化の徹底や、国民への周知啓発、さらには、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充が必要である。民間発案による無電柱化の取組の横展開、後押し等も重要である。

#### ⑨効率的・効果的な地籍調査の推進

- ◆準天頂衛星や高精度なGPS等先端ICT技術に基づく新たな測量手法の展開
- ◆効率的な調査の推進に向けた国等の関係先との多面的な連携推進

木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも有効である。しかし、2018年3月末時点の地籍調査の実施状況は全国平均の52%に対して、東京都は23%と全体平均から大きく遅れている。人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題への対応とともに、準天頂衛星や高精度なGPS等先端ICT技術に基づく新たな測量手法の展開も含めて、国等の関係先との連携が重要である。

#### (2) 災害の不安解消

##### ①緊急輸送道路沿道建築物や、商業施設、病院等、多数の者が利用する建築物の耐震化促進

<緊急輸送道路沿道建築物>

- ◆建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し
  - ◆総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等
  - ◆道路幅員2分の1以下の高さの建築物や一般緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化促進
- <商業施設、病院等、多数の者が利用する建築物>
- ◆建物所有者に対する耐震診断や耐震改修への働きかけの強化

緊急輸送道路は、首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う。その沿道建築物の耐震化は、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や、緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。しかし、東京都における特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は84.8%（2018年12月時点）であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると42.0%にとどまっている。その理由として、費用負担の大きさや建物の機能損失、合意形成の難しさがあげられている。建物所有者への啓発や、補助の拡充、税制面からの後押し等を通じて、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。

また、不特定多数の者が利用する建築物（病院、ホテル・旅館、店舗等）及び避難弱者が利用する建築物（学校、老人ホーム等）の耐震化も必要である。現在、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられているとともに、耐震診断の義務付け対象となる上記建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業が推進されている。首都直下地震等大災害発生時における人的・物的被害を軽減するために、多数の者が利用する建築物の耐震化率（2013年：約85%→2020年目標：95%）をさらに高めるべく、建物所有者に対する耐震診断や耐震改修への働きかけを一層強化していくことが重要である。

##### ②東京港等の耐震強化岸壁の整備、羽田空港の耐震化・液状化対策の推進と災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立

<東京港等>

- ◆災害時における国際コンテナ物流の早期復旧や、緊急物資・復旧資機材等の輸送拠点とするべく耐震強化岸壁、緊急輸送道路の増加に向けた取組推進

## 7. 事業 (3)意見活動

### ◆災害時の開発保全航路・緊急確保航路等の安全確保に向けた取組推進

<羽田空港>

- ◆災害時でも利用可能な滑走路等確保に向けた耐震化、液状化対策、高潮対策の推進
- ◆訪日外国人をはじめとした災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立に向けた取組推進

首都圏4千万人の生活と産業を支える東京港は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難に重要な役割を担っている。外貿コンテナふ頭をはじめとした耐震強化岸壁の整備や、東京湾内の緊急物資輸送拠点にアクセスするための開発保全航路・緊急確保航路等の安全確保が重要である。

また、羽田空港は、平常時はもとより災害時においては、緊急支援物資の輸送や旅客輸送における重要な拠点である。東京都には、耐震化、液状化や高潮対策の推進、災害時の避難誘導及び早期復旧体制の確立に向けて、国への働きかけや連携を強化されたい。

### ③地下街、地下駅等の浸水対策の推進

#### ◆地下街、地下駅の浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援

(対策の考え方や技術的な助言、避難経路の検討方法を記載したガイドラインの周知、浸水対策、火災対策等に要する経費面での支援等)

東京及び首都圏に数多く整備されている地下街、地下駅は、多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり、公共性も有する。一方で、災害時における停電や避難誘導などでは、地下空間に由来する懸念がある。民間の管理者等による、浸水対策等防災対策に係る計画策定・実施に対する支援を着実に実施することが必要である。

### ④河川、海岸保全施設の耐震・耐水対策(水門、排水機場、堤防等)の推進

#### ◆堤防や水門、排水機場等の海岸・河川管理施設等の整備、耐震化、液状化等の対策推進

#### ◆東京2020大会までに東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤の整備完遂

墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念がある。氾濫水が地下空間へ入り込むことにより、地下鉄等の浸水被害が発生するなど、都心部においても甚大な被害が危惧されている。また、大型台風により東京湾に高潮氾濫の発生も懸念されるなど、東京は、水に関わる固有の災害リスクを有している。従って、人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、国、東京都をはじめとした関係機関等が緊密に連携し、これらの対策を鋭意推進することが必要である。

### ⑤ストック効果の高い根幹的治水施設の整備(ダム、堤防等)

#### ◆ハッ場ダム、高規格堤防、地下広域調節池の整備等、防災・減災に高いストック効果を有する事業の着実な推進

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されており、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。そのようななか、2019年度完成予定のハッ場ダムをはじめ、洪水調節機能等を有した多目的ダムは、非常に高いストック効果が期待されている。また、高規格堤防事業や地下広域調節池等は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業である。さらに、防災・減災に高いストック効果を有する事業については、その効果をアピールし、早期の合意形成と着実な推進を図ることが必要である。

### ⑥地域全体の防災力向上にも資する都市政策の推進

(民間による再開発プロジェクトの推進)

#### ◆一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備、無電柱化の整備に向けた、民間事業者に対するインセンティブ拡充

#### ◆容積率等土地利用規制の緩和、税制支援等を通じた再開発プロジェクトの誘導・促進と老朽ビルの更新

国際的な企業のオフィス誘致など、世界との都市間競争を踏まえれば、都市の防災力の向上は必須である。老朽化したビルの建替や、災害時におけるエネルギーの安定供給、駅周辺の地域における災害時の滞在者の安全確保などが必要である。東京都はすでに、都市開発諸制度を適用する大規模建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備、無電柱化の整備を推進し、建築物はもとより、その所在する地域の自立性の確保を図っているが、民間事業者に対するインセンティブを拡充し、民間による優良な再開発プロジェクトの誘導・促進を通じて、高度な防災都市を実現させることが重要である。

(3) 環境都市①水辺や緑の空間を活かした魅力ある景観の形成、舟運の活性化

- ◆水辺空間の形成に資する事業や水辺の緑化、都市再開発などを通じた緑地の創出と世界へのアピール
- ◆舟運の活性化に向けた支援、船舶が運行するための川幅や川底等の環境整備、防災船着場の平常利用、行政が設置・管理する船着場の一般開放や利用条件の統一等の利便促進
- ◆都市公園など、公的空間の民間利用の推進（税制優遇、財政支援の積極的な周知活用）
- ◆ごみ処理について、都市の美化や省エネルギーの観点からの更なる取組の検討、実施

東京は「水の都」と言われているとおり、歴史・産業・文化、過去の水害への対処等、いずれの観点においても、水辺空間は地域固有の貴重な資産である。また、歴史・文化に根差した「うるおい」のあるまちなみや景観・環境を再生・保全・活用することは、環境都市として必要な要素であり、海外にはない「日本ならではの」魅力として世界へ広くアピールしていくことが重要である。行政が設置・管理する船着場の利用拡大や利用条件の統一、手続きの簡素化等の利便性向上を通じた舟運の活性化や、民間事業者による都市公園（公共スペース）の更なる活用促進が必要である。さらに、ごみの分別、集積、収集、処理、埋立といった過程において、都市の美化や省エネルギー等の観点から更なる取組を検討、実施することが重要である。

②道路空間や沿道の温度上昇抑制対策の推進

- ◆路面温度抑制機能を有する舗装、道路空間における緑陰形成、沿道の緑化等

東京2020大会は、一年で最も気温が高くなる夏季に開催されることから、大会の成功に向けて、競技者や観客等の暑さ対策が重要な課題となっている。こうした中、路面温度上昇抑制機能を有する舗装や道路空間における緑陰形成、沿道の民有地の緑化等は、ヒートアイランド現象の緩和や快適な都市空間の形成にも寄与することから、大会開催を契機に継続的に取り組んでいくべきである。

③水素・燃料電池等、次世代を先導する環境都市の実現

- ◆中小・小規模事業者も取り組みやすいLED照明への更新や、自社のCO<sub>2</sub>排出量を把握、見える化した上での省エネ対策の後押し
- ◆スマートシティに向けた取組の推進、AI・IoT等の活用により系統電力とコージェネレーションシステム等の自立分散型電源を組み合わせた、スマートで自立した電力と熱の面的利用の実現（地域の低炭素化と強靱化の推進）
- ◆太陽光のみならずバイオマス、地中熱や排熱、及び水素など地域特性に応じた低炭素エネルギーへの支援の継続（エネルギー選択枝の多様化による地域活性化）
- ◆太陽光発電などの変動する自然エネルギー導入促進に向け、個別の建物や域内でのエネルギーマネジメント、エネルギーの融通等を含むスマート化の推進、技術開発への支援継続
- ◆水素社会の実現に向けた取組加速化（燃料電池バス等の更なる導入、燃料電池の普及促進、CO<sub>2</sub>フリー水素の活用促進、共同研究の推進）

政府の「未来投資戦略2018」では、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現するため、エネルギー・環境投資の拡大を図り、イノベーションの成果を活用して、エネルギー・環境施策、関連産業の高度化を推進することが掲げられている。そのためには、引き続き、中小・小規模事業者も取り組みやすいLED照明への更新や、自社のCO<sub>2</sub>排出量を把握した上で省エネ対策を推進し、環境負荷の低減を確実に実現することが重要である。

コンパクトシティ化はもとより経済活動と環境の両立について、効果が期待できる「スマートシティ」構想に基づき、都内で進展する再開発や建物の建替えにあたっては、AI・IoT等も活用し系統電力と太陽光などの自然エネルギーによる発電、蓄電池、コージェネレーションシステム等の自立分散型電源システムを組み合わせ、スマートで自立した電力と熱の面的利用を実現し、自立化と多重化を推進することによって、低炭素化と強靱化を同時に推進することが必要である。

また、水素社会の実現に向けた取組加速化、新技術の積極的な活用などを含め、地域特性に応じた低炭素エネルギーの選択枝の多様化を一層推進する等、次世代を先導する環境都市の実現が望まれる。

(4) コミュニティ再生・共助社会①コミュニティの維持や地域の魅力向上に資するエリアマネジメントの推進

- ◆道路使用許可手続き等、手続きの簡素化
- ◆セミナー等による人材育成などエリアマネジメント団体運営に対する支援 等

少子化・高齢化や外国人居住者の増加、ICTの進展などにより、さらなるライフスタイルの多様化が予測されるなか、コミュニティの維持や地域の魅力向上には、地権者や企業、開発事業者等の民間が主体的に行う、地域の環境及び価値を維持・増進するための取組であるエリアマネジメントが重要である。地域の安心・安全を確

## 7. 事業 (3)意見活動

保するとともに、質の高い都市空間の形成に大いに寄与するものと考えられる。地域住民、事業者が主体となった地域ルールに基づくまちづくりや、公共施設・公開空地を活用したイベント開催等のにぎわい創出、防災訓練、パトロールによる安全・安心の確保、エリア循環バス、レンタサイクルの運営等の地域交通事業など、エリアマネジメントの取組を円滑に推進することができるよう環境整備が重要である。また、エリアマネジメント団体の財源不足が指摘される中、PPP/PFI、クラウドファンディング、地域再生エリアマネジメント負担金制度の活用促進とともに、公共空間を利用した収益をまちの魅力向上に役立てる仕組みの整備、まちづくりへの挑戦を促す補助制度の創設など、引き続き財源の安定的な確保を図るための検討が重要である。

### ②交通機関や公共空間におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

#### 「声かけ・サポート運動」の推進

- ◆交通政策基本計画等に基づくバリアフリー、ユニバーサルデザイン推進  
(ホームドア、エレベーター、エスカレーター等の設置促進等)
- ◆高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会の実現に向けた取組推進  
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(改正))等の積極的な推進

誰もが安心・安全と感じ、成長が持続可能な都市であるためには、高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、他者を思いやる共助の心を社会全体に浸透させることが重要である。また、円滑な移動に必要なホームドアの整備、エレベーター及びエスカレーターの整備促進など、公共交通機関(駅、空港、バス停等)等のバリアフリー化といったハード面の整備を積極的に進める必要がある。

東京商工会議所においても、上記の認識に基づき、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を全所的に推進しており、このような運動が共助社会の実現に向け、広く展開されることが望まれる。

### ③訪日外国人への多言語案内表示の推進

- ◆多言語表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置促進
- ◆自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供推進
- ◆道路などの交通案内標識の表記改善、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化、災害情報提供アプリ  
(「Safety tips」、「東京都防災アプリ」)の一層の機能向上、周知による平時・災害時にも不安を外国人に与えない多言語表示の推進

東京2020大会の開催を一つの契機に、高齢者や障害者、地震を経験したことがない人々等を含め多くの外国人が来訪することが予想される。平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により、不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示の対策の推進が不可欠である。特に、空港・駅、宿泊・商業施設、大会の競技会場など旅行者が集まる施設やエリアにおいて、多言語表示や双方向コミュニケーションが可能なデジタルサイネージの設置を促進するなど、多言語による周辺情報や災害情報の発信を強化する必要がある。加えて、自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供についても、スムーズな案内対応ができるよう、関係機関との更なる連携が期待される。

### ④高速道路と生活道路の安全・安心対策の推進

- ◆高速道路の安全対策の促進(4車線化、ワイヤロープ設置、トンネル照明強化、逆走対策)
- ◆生活道路におけるビッグデータを活用した交通安全対策の実施

首都圏の高速道路では、道路照明灯が少ない箇所における危険性の高さ、暫定2車線区間における死亡事故率の高さ、重大な死傷事故を招く逆走の散発などが指摘されており、安全対策の着実な実施が必要である。また、わが国は欧米諸国に比べて、自動車乗車中の死亡事故は最も少ないが、歩行中・自転車乗車中の死亡事故は最も多いことから、道路交通において、生活道路や物流道路における安全・安心対策の推進が重要である。

## 2. 多種多様な魅力…交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生

### 重点要望 ①民間活力による都市再生の推進

(都市再生緊急整備地域、国家戦略特区の特例等に基づく都市再生プロジェクトの推進)

- ◆(特定)都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進
  - ・魅力ある国際都市の形成に向けた事業の促進、施策の活用推進  
(民間都市再生事業に対する金融支援措置や税制支援)
  - ・日影規制や駐車場附置義務の柔軟化を引き続き推進
- ◆国家戦略特区の特例に基づく都市再生プロジェクトの推進

- ・計画の速やかな認定、地区外対象プロジェクト認定の推進
- ・地区町村を跨った都市再生の推進（羽田空港の跡地利用と多摩川の親水ネットワーク形成等）
- ・東京圏における「スーパーシティ構想」の拠点形成
- ◆オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用の更なる高度化と都市計画の運用（再掲）

東京が、世界との熾烈な都市間競争を勝ち抜き、存在感を高めていくには、官民が連携して都市の整備・再生を強力に推進し、世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き寄せる、魅力ある都市を形成していくことが必要である。「（特定）都市再生緊急整備地域」による特別な措置や「国家戦略特区」の規制改革メニューは、都市の魅力を高めるために、極めて重要な制度である。現在、多数のプロジェクトが進行中であり、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設（都心居住のための住宅、オフィスビル、コンベンション施設等）の立地促進が図られているところである。そのため、都市再生の一層の促進に向けて、都市再生緊急整備地域について、指定地域の拡大、支援の活用推進、複合用途施設の大胆な容積率緩和等が重要である。

加えて、最先端技術を活用し、第四次産業革命後に、国民が住みたいと思う、より良い未来社会を包括的に先行実現するショーケースを目指す「スーパーシティ」構想については、日本の成長を支える東京においてこそ重要であることから、拠点の形成にあたっては十分考慮されたい。

#### **重点要望** ②国際的ビジネス環境整備の推進

- ◆国際ビジネス環境の整備に対する支援の拡充  
（国際会議場、外国語対応の医療・教育・保育施設、宿泊施設等への支援、容積率緩和）
- ◆国際イベントへの出展や、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実など、さらなるシティセールスの促進

世界から企業や投資、人材、MICE、観光客等呼び込むために、国や東京都では、国際的ビジネス環境等の改善及びシティセールスに係るソフト・ハード両面の対策や、国際競争力強化に資する施設への支援策を展開している。世界から注目される国際的ビジネス環境の構築には、国際会議場はもとより、外国語対応の医療・教育・保育施設等の整備が重要であることから、これらの施設の整備に対する支援の拡充が必要である。また、東京2020大会を一つの契機として、東京のみならず日本の優れた都市空間を世界に広く発信していくことが重要であることから、国際イベントへの出展や、外国企業及び外国人の受入相談体制の充実など、さらなるシティセールスの促進が求められる。その際には、東京のブランドを確立すべく、東京をブランドとして確立させる施設や街並みの検討推進と世界への情報発信の強化が肝要である。

#### **重点要望** ③楽しさやオープンな交流の創出に向けたソフト面からの都市政策の推進

- ◆クローズドでなくオープンで寛容性のあるまちづくり、交流拠点の創出・充実に向けた取組促進
  - ・ナイトタイムエコノミーを推進するため、既存の娯楽施設の開館時間・開演時間の延長や鉄道・バス等の夜間交通、安心・安全の確保等
  - ・交通結節点周辺や都市公園や河川等、さらなる公共スペース・関連施設の徹底活用やエリアマネジメント活動等によるイベントの大胆かつ柔軟な認可等
  - ・国際的ビジネス環境や外国人受入環境の整備（居住・医療・教育等）

誰もが「訪りたい、投資したい、住みたい」と思える様々な魅力は、ハード面の都市基盤の整備だけでは最大限に発揮されない。ビジネス、イノベーション、観光等の魅力向上には、民間事業者の創意工夫により生み出されたオープンな場の交流拠点やイベント、ナイトタイムエコノミーの推進など、ユーザー視点に立ったソフト面からの取組が重要である。また、外国人が日本で円滑に生活し就業できるよう、生活習慣・生活環境や文化、伝統等に関する情報発信、日本語のさらなる習得に資する講習会等を実施していくことが必要である。

#### **④立体道路制度による道路空間の利活用**

- ◆国道15号・品川駅西口駅前広場をはじめとした立体道路制度の積極的な展開

道路と建物を一体的に整備するための制度である立体道路制度は、合理的な土地利用の促進に寄与することから、用地の確保が特に困難な東京の道路整備や都市再生事業の推進において特に有効な制度である。「国道15号・品川駅西口駅前広場」の整備に向けた検討が進んでいるが、整備を早期に進めるとともに、その他のエリアについても、道路とまちづくりの一体的な整備に向けて積極的に取り組んでいくことが必要である。

#### **⑤訪日外国人旅行者の受入に伴う都市基盤の充実**

- ◆増改築や用途変更等、容積率の活用等を通じた多様な宿泊施設の供給促進
- ◆貸切バス専用の乗降スペースや駐車場の確保
- ◆無料Wi-Fi利用環境の向上（一度の利用登録でシームレスに利用できるよう地域や事業者の垣根を越えた接続環境の構築、観光協会や商店街等のエリアオーナーに対する支援策、外国人旅行者が多く訪れる地域や東

## 7. 事業 (3)意見活動

### 京2020大会の競技会場周辺における無料Wi-Fiの整備推進

訪日外国人旅行客の急増を受け、訪日外国人への多言語案内表示の推進はもとより、宿泊や移動に伴う訪日外国人旅行客の受け入れ環境の充実が不可欠である。

様々な地域から訪日する旅行客に対応するためには、ニーズに合った多様な宿泊施設の充実、貸切バスによる路上混雑の解消、インターネット接続環境の一層の充実など、都市基盤の諸課題を解決し、快適な旅行が可能な環境整備が重要である(デジタルサイネージ等、IoTの活用は「訪日外国人への多言語案内表示の推進」に記載)。

### 3. 各地域との直結…魅力をつなげるネットワークの充実・連携

#### (1)国際アクセス

#### **重点要望 ①首都圏空港処理能力強化・就航都市数増加**

##### **横田基地の軍民共用化と横田空域を含めた航空管制見直し推進**

- ◆2020年代に処理能力の超過が見込まれる首都圏空港の処理能力強化  
(羽田空港飛行ルート見直しの完遂と第5滑走路検討推進、成田空港の処理能力強化)
- ◆首都圏空港の就航都市数の増加に向けた誘致、速やかな認可
- ◆出入国管理、税関及び検疫体制の確保、操縦士の確保・育成
- ◆横田空域の早期全面返還による、首都圏の空域を再編成、一体的な管制業務

海外の空港では滑走路の増設など空港機能の強化が進められており、首都圏空港においても、国際線直行便の就航都市数の増加をはじめとした国際交通ネットワークと交通利便性を世界の主要都市に劣後しないよう強化することが必要である。また、翌年に迫った東京2020大会に対応するため、羽田空港の飛行ルートの見直しや、成田空港における夜間空港飛行制限の緩和など、首都圏空港の機能強化に向けた取組の着実な推進が重要である。さらに、特に経済効果や利便性の高い羽田空港が飽和状態となる中、2030年の訪日外国人旅行客数6,000万人の政府目標を達成するためにも、羽田空港第5滑走路の増設に向けた検討を深め、具体化することが必要である。なお、さらなる国際化により利用者に不便が生じないように、出入国管理、税関及び検疫体制を確保していくことや、操縦士の確保・育成も重要である。

他方、横田基地の軍民共用化は、首都圏の空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上に寄与することから、早期実現を図ることが望ましい。また、在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。同空域の一部は2008年9月に返還され、また、東京2020大会に向けた国際線増便のための新たな飛行ルートが設けられる見通しであるが、依然として民間航空機の運航の支障となっていることには変わらない。横田空域の早期全面返還を実現することで、首都圏の空域を再編成し、わが国が一体的に管制業務を行うことが必要である。

#### **重点要望 ②都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化**

- ◆首都圏空港(特に羽田空港)と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上
- ◆地方自治体や事業者から特に要望が強い路線の課題整理と整備に向けた検討推進
- ◆混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組推進

世界の都市総合力ランキング(森記念財団都市戦略研究所)では、東京の強みとして「公共交通の充実・正確さ」があげられている一方で、「都心から国際空港までのアクセス時間」は強みとは言えない状況である。首都圏空港(特に羽田空港)と都心間などのアクセス改善による移動利便性の向上が必要である。また、都市内の鉄道ネットワークの充実に向けては、路線の新設や既存施設の改良に関するプロジェクト(東京8号線(豊洲～住吉)、東京12号線(光が丘～大泉学園町)など)が複数あげられている。これらの地方自治体や事業者から特に要望が強い路線については、国、東京都、関係機関が連携し、費用対便益や技術的な課題等を検討、精査するなど、整備に向けた取組を着実に進めていくべきである。あわせて、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取組は引き続き、推進していく必要がある。

#### **重点要望 ③国際海上コンテナターミナル整備事業の推進(京浜港)**

- ◆大型貨物船、国際基幹航路の増加に向けた港湾のふ頭整備  
(東京港:中央防波堤外側コンテナターミナル整備等)
- ◆臨港道路南北線(東京港)等、港湾と各地をつなぐ道路ネットワークの整備推進

京浜港(東京・横浜・川崎の三港)は、わが国の国際物流を支え、首都圏のみならず東北・信越地方の生活と産業を支える極めて重要な拠点であるが、規模や機能、コストの面でシンガポールや釜山などアジア主要港が急速に台頭している。それに伴う基幹航路のわが国港湾への直行便の減少などは、輸送時間や物流コストの増大につながることから、わが国経済への影響が懸念されており、京浜港の国際的な地位の回復が急務である。東京港中央防波堤外側地区の国際海上コンテナターミナル整備事業などを確実に推進し、産業立地環境の向上と物流コ

ストの低減を図る必要がある。また、標準的な貨物処理能力を上回るコンテナ取扱量が交通混雑等の外部不経済を発生する要因ともなっており、港湾と各地域をつなぐ道路ネットワークの充実・強化を併せて進めることが重要である。なお、港湾から各地域にアクセスするための臨港道路南北線（東京港）は、これらの課題解決に向け重要な役割を担う道路であることから、東京2020大会前の着実な整備が必要である。

#### ④大型クルーズ客船埠頭の整備推進等

- ◆大型クルーズ客船対応の客船埠頭（東京国際クルーズターミナル）の確実な整備
- ◆官民連携による国際クルーズ拠点としてのハード・ソフト両面の取組推進
- ◆移動手段や船内廃棄物の処理など、旅行者、事業者双方が利用しやすい環境整備

世界のクルーズ人口は、クルーズ船の大衆化が進んだことで大幅に増加し、日本への大型クルーズ客船の寄港需要が高まっている。東京2020大会の開催も踏まえ、東京港の「東京国際クルーズターミナル」を確実に整備するとともに、官民連携による国際クルーズ拠点としてのハード・ソフト両面の取組を推進することが重要である。なお、クルーズ船は一度に多数の乗客が訪れることから、ターミナルと都市部をつなぐ交通経路や、船内で発生する廃棄物の処理など、旅行者にも事業者にも使いやすい環境整備が必要である。

#### (2)都市間・地域内交通・物流と対流の促進

##### 重点要望 ①首都圏三環状道路の整備（外環道、圏央道）

- ◆外環道：安全かつ着実な工事と速やかな用地取得による早期開通、東名高速以南の早期具体化・事業化
- ◆圏央道：早期の全線開通及び4車線化の加速化

既に概成した圏央道や昨年6月に開通した千葉外環では、渋滞緩和効果や沿道の企業立地増加及び資産価値上昇等、様々な効果が確実に表れており、首都圏三環状道路の整備に対する期待（渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化、広域観光の促進、雇用の創出など）はますます高まっている。

未開通区間として残っている外環道（関越道～湾岸道路間）は、特に高い経済効果が期待される区間であるものの、未だ完成時期の目途が立っていない。従って、外環道（関越道～東名高速間）は、本格化している本体トンネル部の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携し加速させ、早期に事業の見通しを示したうえで1日も早い開通が望まれる。また、ルートが確定していない予定路線である東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、羽田空港や京浜港と、首都圏のみならず各地方とのネットワークを確立し、国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線であり、早期具体化、事業化が重要である。

さらに、圏央道は既に概成し、高い経済効果が表れているものの、一部の区間では未開通または暫定2車線として残っており、早期の全線開通及び4車線化が望まれる。

##### ②首都圏の高速道路等の渋滞対策の実施（ボトルネック地点の解消）

- ◆恒常的に交通渋滞が発生する箇所の渋滞対策（高速道路のピンポイント対策等）
- ◆観光地市街部などにおけるICTやAI等を活用した交通マネジメントの確立と展開

道路移動時間の約4割は渋滞に費やされており、渋滞による損失は年間約280万人分の労働力に匹敵すると言われる。効率的な企業活動を阻害し、災害時の救出・救助活動や復旧支援活動の妨げとなる交通渋滞は、早急に対策が進められるべきである。とりわけ、東京2020大会における観光客の大幅増加等を踏まえると、高速道路や一般道路のピンポイント渋滞対策の着実な推進が必要である。また、渋滞の激しい観光地市街部などの対策についても、ICTやAI等を活用した交通マネジメントを確立し、ハード、ソフト両面からの対策を実施することが重要である。

##### ③都心と臨海部を結ぶ幹線道路（環2）、BRTの整備促進

- ◆環状2号線本線のトンネル整備の確実な推進とBRT（バス高速輸送システム）の早期運行、路線拡大
- ◆2020年に向けた地上部道路の確実な整備と交通制御などのソフト対策実施
- ◆東京都の優先整備路線の計画的な取組・着実な整備

東京の道路整備は、わが国経済を活性化させ国際競争力を強化するとともに、災害時には首都の中核機能を堅持するなど大きなストック効果を発揮することから、極めて重要である。とりわけ、都心と臨海部を結ぶ環状2号線は、東京2020大会を契機とした臨海部の成長には不可欠な道路であることから、2022年を目標としている本線開通を確実に推進すべきである。また、公共交通に対する更なる需要の増加が見込まれる臨海副都心へのアクセスを強化していく必要があり、BRTの速やかな運行開始と路線拡大が望まれる。なお、東京2020大会においては、地上部道路の確実な整備はもとより、移動時間を短縮すべく交通制御などのソフト対策も必要である。さらに、都道（優先整備路線）の計画的な取組・着実な整備が重要である。

## 7. 事業 (3)意見活動

### ④物流生産性革命の推進及び関連施設の整備

- ◆自動隊列走行の早期実現、ダブル連結トラックによる省人化の実用化（新東名高速他）、共同輸配送（中継輸送、モーダルシフト）の強化、特大トラック輸送の機動性強化に向けた実効性のある運用
- ◆ドローンの利用、宅配便再配達削減（宅配ボックス等）等による生産性の向上
- ◆物流を考慮した建築物の設計・運用の周知展開、荷捌き車両の路上駐車改善、共同荷捌きスペースの確保、渋滞対策の推進
- ◆都心における物流面での自動運転の実証実験の実施
- ◆重要物流道路制度による道路の機能強化とその機能の民間への周知
- ◆物流拠点の誘導に向けた都市計画手法による土地利用の変更、土地区画整理事業等を含めた様々な制度の活用
- ◆スマートインターチェンジ設置の推進、税制支援等の延長
- ◆羽田空港や東京港及び周辺の物流施設の機能強化や再編に向け、国家戦略特区の認定等を通じた財政支援や容積率等の規制緩和等の支援強化

物流の効率化・高度化を図ることが、経済活動全般の生産性向上や国際競争力を強化していく上でますます重要な要素となっている。しかし、国内貨物輸送の9割を占め物流の中核を担うトラックの積載率低下や手待ち時間の発生、宅配便の再配達など様々な非効率が発生している。また、中心市街地等における荷さばきスペースや駐車場の確保、大災害時にも維持可能なサプライチェーン、被災地への円滑な支援物資供給、老朽化した物流施設の建替え・集約化等の再整備、機能更新等、様々な課題が存在している。従って、国において進められている「物流生産性革命」による生産性の向上や、「重要物流道路制度」による道路の機能強化など、種々の施策が確実に推進されることが望まれる。

とりわけ、首都圏においては圏央道沿道や、グローバルゲートとして重要な羽田空港周辺などの物流拠点、そして、これらの物流拠点と交通ネットワークが高密度な都区部中心との物流が平常時、災害時のいずれも円滑に機能することが極めて重要である。

### ⑤大会輸送を契機とした都心における物流対策の推進

- ◆関係事業者等への幅広い情報提供・対策による事前の準備や対策の促進 等

来年に迫った東京2020大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、大会の成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。東京圏の大会関係者及び観客の輸送ルートや地域別の混雑状況が明らかにされるなど、検討と情報公開が進められている。また、大会期間中の輸送量をコントロールする交通需要マネジメントが検討されているが、その実効性を高めるには、企業や市民から広く協力を得ることが肝要である。さらに、交通需要マネジメントは大会のみならず都心における人流・物流機能を改善するための契機となることが期待されており、引き続き、情報を早期かつ幅広く周知することで、事前の準備や対策を促していくことが必要である。

### ⑥踏切対策及び連続立体交差事業の推進

#### 主要な鉄道駅など交通結節点における施設整備の促進

- ◆地域活性化や防災力向上に資する連続立体交差事業の積極的な推進
- ◆踏切システムの改善や踏切道の拡幅
- ◆駅等の交通結節点における移動環境の改善（駅前広場整備、自由通路等）

都内には約1,050カ所の踏切があり、交通事故や交通渋滞、鉄道の輸送障害の一因となっている。より効率的かつ円滑で安全・安心な移動環境の実現に向けて、連続立体交差事業の推進や踏切システムの改善、踏切道の拡幅に取り組むことが必要である。とりわけ、連続立体交差事業は、鉄道の輸送障害の解消や道路ネットワークの形成促進、交通渋滞の解消による自動車平均走行速度の向上、地域分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、都市の防災・安全性の向上にも大いに寄与する事業である。また、人々が集まる駅等の交通結節点は、街の活性化のみならず、コンパクト・プラス・ネットワークやバリアフリー化においても重要な拠点である。従って、駅前広場やペDESTリアンデッキ、自由通路などの整備を通じた一層の機能強化が必要であり、これらの整備推進が望まれる。

### ⑦バスや新たなモビリティサービス等、中規模な公共交通の整備

- ◆地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保と円滑な運行環境整備
- ◆環境に優しいBRT・LRT（次世代型路面電車システム）や、都心・住宅街における新たなモビリティサービスの検討、具体化

高齢者の人口が増加している中で、地域社会の活性化を図る上でも、日常生活に必要な公共交通手段を確保することは不可欠である。国、東京都、事業者間の連携のもと、地域内を運行するコミュニティバスなどの二次交通の確保や、地域の実情に合わせた運行路線の柔軟な変更等が円滑に行われる必要がある。加えて、バスのみならず

らず、人と環境に優しい公共交通手段であるBRT、LRTや、都心や住宅街において検討が進められている「新たなモビリティサービス」についても、早期具体化、事業化が望まれる。

#### ⑧ソフト面におけるシームレスな移動環境の充実（「Ma a S」）

- ◆インバウンドなど観光客、住民、通勤・通学者といった利用者の目線に立った一元的なサービスを提供する移動サービス（「Ma a S」）の推進（都市⇄観光地、拠点駅・職場⇄住宅地等）
- ◆地域の特性に応じたモデルの構築やオープンデータを活用した基盤の構築

観光活性化やコンパクト・プラス・ネットワークの構築に有用である「シームレスな移動環境の充実」に向け、Ma a S（Mobility as a Service）など民間主導による様々な検討が進んでいるが、共通基盤の構築など、解決すべき課題も多いことから、行政による民間の取組への支援や、地域の特性に応じたモデルの構築、オープンデータを活用した基盤の構築等が重要である。

#### ⑨リニア中央新幹線を契機としたスーパー・メガリージョンの形成

- ◆リニア中央新幹線開業に向けた着実な取組
- ◆スーパー・メガリージョンの形成とリニアと他の交通ネットワークとの結節強化
- ◆地方創生と国際競争力を組み合わせたプラットフォーム機能の充実

リニア中央新幹線の開業により東京（品川）・大阪間は約1時間で結ばれる。東京・名古屋・大阪の三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、世界から資金や人材、情報を呼び込み、世界を先導するスーパー・メガリージョンを形成することが期待される。また、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節の強化や、「首都圏広域地方計画」など人流・物流の対流創出に向けたプロジェクトを着実に推進し、スーパー・メガリージョンの効果を東北・北海道地方など全国に拡大・波及させることが重要である。

さらに、スーパー・メガリージョンの形成により、東京圏は、各地域の多様な素材（商品）を日本各地へ、あるいは世界へと広めていくプラットフォームとしての機能の充実が求められる。例えば、情報通信・広告サービス・金融など東京圏に集積した企業が、マーケティング、デザイン、販路、資金調達といった能力を競い合い、各地域の素材（商品）を生産者とともに磨き上げ、世界に向けて広く発信していくことが考えられる。国や東京都においては、東京圏が日本各地域と連携し、地方創生と国際競争力を組み合わせ、日本の新たな成長エンジンを創出するよう、見本市・展示会の育成、支援や、海外メディア、バイヤーの招へい等の後押しをされたい。

### 4. 上記の各要素を支えるために必要な基盤

#### ①施策のスピードアップ（合意形成のあり方）

- ◆合意形成の促進に向けた更なる検討推進（借地借家法、区分所有法の改正等。再掲）
- ◆所有者不明土地の発生抑止や円滑な利用
- ◆老朽マンション等の再生及び耐震化促進（再掲）
  - ・マンション建替等の同意要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）緩和への働きかけ
  - ・既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組みづくり
  - ・借地借家法第28条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、権利者相互の合意形成等の促進に向けた働きかけ
- ◆総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等（再掲）
- ◆行政手続のデジタル化、行政機関間の情報連携等を通じた添付書類の撤廃、行政手続における出頭・対面の原則廃止等

世界の都市間競争はますます激しくなっている。日本においても、目指す都市像を明確にし、その実現に向けて施策、取組を加速させることが重要である。現在、東京圏の区域計画には、国家戦略特区の本特例措置に基づく複数の都市再生プロジェクト等が盛り込まれているが、それらの計画を着実かつスピーディーに推進していくことが期待される。また、所有者が不明であったり、境界が明確でない土地が、再開発や公共事業などの妨げとなっている。所有者不明土地の発生抑止や円滑な利用の推進が必要である。さらに、各地におけるマンション建替の合意形成やインフラ整備・再開発における用地取得の在り方に関する検討を進め、一層の施策、取組のスピードアップを図ることが重要である。加えて、行政の徹底的な効率化を図るため、行政手続のデジタル化、行政機関間の情報連携等を通じた添付書類の撤廃、行政手続における出頭・対面の原則廃止など、国・地方公共団体が連携して旧来の制度・業務フロー・慣習を一掃し、デジタルを前提とした新しい社会への転換を推進することが必要である。

#### ②新技術の迅速な社会実装

- ◆「未来投資戦略2018」、国土交通省「生産性革命プロジェクト」、「スマートシティ構想」の推進（官民の緊密な連携による技術の確立や実現に向けた取組の加速）

## 7. 事業 (3)意見活動

- ◆「東京自動走行ワンストップセンター」の活用等を通じた羽田空港や臨海地域等における最先端の実証実験の推進、エリア物流の自動化に向けた都心等における実験の推進
- ◆後続無人での隊列走行、無人自動走行の実現、地域の足を確保する「新たなモビリティ」などの社会実装に向けた検討、実験の加速
- ◆屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、オープンデータ化等の推進

企業活動を活性化し、都市の魅力を高めるためには、技術革新の促進とともに、新たな技術やサービスを個人や地域に受け入れてもらい、円滑な普及につなげる社会実装を迅速に進めることが必要である。トラックの高速道路での後続無人での隊列走行や、無人自動走行による移動サービスの実現、地域の足を確保する「新たなモビリティ」など、自動運転に向けた取組が期待される。また、ユニバーサル社会の構築に向け、2020年を目標として、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用および移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境整備が推進されている。これが実用化されると、屋内外を問わず自分の現在位置や、目的地までの経路等の情報が簡単に入手可能になることから、平時には、多言語情報と位置情報を組み合わせて、外国人旅行者への情報提供に活用できる他、災害時には円滑な避難誘導に寄与することが考えられることから、実用化に向けた取り組みを着実に進めていくことが期待される。

### ③外国人増加を見据えた多様性の受入

- ◆国際的ビジネス環境や外国人受入環境の整備（居住・医療・教育等）
- ◆高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会の実現に向けた取組推進
- ◆道路などの交通案内標識の表記改善、サインやピクトグラムによる対応行動の可視化、災害情報提供アプリ（「Safety tips」、「東京都防災アプリ」）の一層の機能向上、周知による平時・災害時にも不安を外国人に与えない多言語表示の推進（いずれも再掲）

世界から人々を引き寄せ、居住・観光する外国人を増やすためには、外国人を含め高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者等を社会全体で見守り支え合う機運を醸成させ、他者を思いやる共助の心を社会全体に浸透させることが重要である。また、平常時はもとより、災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により、不安な状況に陥ることのないよう、多言語案内表示の対策の推進が不可欠である。さらに、外国人が日本で円滑に生活し就業できるよう、生活習慣・生活環境や文化、伝統等に関する情報発信、日本語のさらなる習得に資する講習会等を実施していくことが必要である。

### ④建設現場の担い手、技能人材の確保・育成

- ◆生産性向上と併せ、適正な賃金水準の確保や、週休二日制の普及など、労働環境の改善等を踏まえた業界の魅力向上、キャリアアップシステムの定着、女性・若手の活躍の場の拡大
  - ◆建設工事への監理技術者の専任基準等更なる要件緩和等
- 建設業では若手入職者の減少や高齢化の進行が問題になっている。建設現場で働いている技能労働者340万人のうち、約1/3にあたる約110万人が、今後10年間で高齢化等により離職する可能性が高いと想定されている。

一方で、東京2020大会や防災・減災対策、都市の再開発など、引き続き着実な工事の推進が必要な状況である。従って、生産性向上と併せ、適正な賃金水準の確保や、週休二日制の普及など、労働環境の改善等を踏まえた業界の魅力向上を通じ、女性を含む若年層の入職をより一層促進するなど、インフラ整備の現場を支える担い手・技能人材の確保・育成が必要である。また、人口減少社会を迎え、限られた人的資源をより有効に活用するため、建設工事に配置が義務づけられている監理技術者の専任基準等更なる要件緩和が重要である。

### ⑤建設現場の生産性向上（「i-Construction」の推進）

- ◆「i-Construction」の推進、建設生産プロセスの見直し推進
- ◆「i-Construction 推進コンソーシアム」、「インフラメンテナンス国民会議」を通じた技術等の横展開の推進
- ◆中小建設業の「i-Construction」導入促進のための導入コストを加えた公共工事の発注
- ◆インフラの整備・管理に係るコストの縮減と平準化の両立、適正な利潤の確保

今後、わが国の労働力人口が総じて減少していく中で、インフラの効果的な整備を図るには、「i-Construction」を中心とした生産性向上が重要である。そのうち、ICT土工等では、効果が具体化しつつあり、引き続き、測量、設計、施工、維持管理の各段階における、工事の規模を問わない全面的な活用や、施工時期等の平準化、建設生産プロセス全体の最適化を図っていく必要がある。「i-Construction 推進コンソーシアム」の場などを活用しながら、官民連携により、取組を具現化していくことが重要である。また、「i-Construction」はコストや教育がネックとなり、中小建設業への普及が遅れていることから、中小建設業への「i-Construction」導入を促進するため、公共工事の積算単価への導入コストの加算について一層の推進が必要である。

## ⑥運輸業（トラックドライバー）の担い手確保・育成

- ◆人材確保・育成に向けた対応策の一層の周知、女性トラックドライバーの増加に向けた情報発信、設備の整備
- ◆標準運送約款の改正等による適正取引の推進

現在、国内貨物輸送の9割を占め物流の中核を担うトラック運送業界では人材の確保・育成が喫緊の課題になっている。トラック業界は、従業者に占める中高年の割合が高いため、中長期的にドライバー不足になることが懸念されている。人材の確保・育成、物流への理解を深めるための一層の周知や、女性トラックドライバーの増加に向けた取組が重要である。また、長時間労働の改善や魅力向上には、標準運送約款の改正等による適正取引の推進や自動運転をはじめとした作業の自動化による負担軽減が必要である。

## ⑦東京2020大会期間中の「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の両立実現

- ◆交通需要マネジメント（TDM）重点取組16地区の企業に対する詳細情報の早期提供
- ◆監督官庁・自治体からの協力要請、企業の取組指針の提示
- ◆夜間配送等の協力促進に向けた、中小企業への時間外労働上限規制の配慮措置
- ◆経営に影響を受ける企業に対する金融面のセーフティネットの構築
- ◆企業の対応促進に向けた、2019年夏のTDM試行内容の積極的な周知

東京2020大会では、大会関係者や観客等の移動により交通量の増加が見込まれ、市民生活や経済活動への影響が懸念されている。大会の成功のためには「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の両立の実現が不可欠である。まずは、「競技会場等が集中」、「道路・鉄道の混雑箇所を通過する交通が多い」という観点から指定されたTDM重点取組16地区に存する企業が、早期に自社への影響を把握し、アクションプランを作成できるよう、交通規制情報や協力依頼内容等について詳細に提供することが重要である。

また、物流面でのTDMの取組については、一社だけ、一業界だけで対応することは難しく、サプライチェーン全体での検討が必要との指摘が多い。サプライチェーン全体での取組を加速するため、TDMへの協力と取引先との対応協議の実施について、企業側の取組方法と取組の目安を具体化するための指針（対応の手引き）を早期に作成・提示し、監督官庁や自治体から積極的に協力要請を行うことが求められる。

さらに、人手不足の状況の中で、TDM協力のために夜間、休日の対応が増える中小企業については、2020年4月から適用される時間外労働の上限規制において、労働基準法附則に基づく「助言・指導を行うに当たり、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえた配慮」が必要である。

加えて、東京都は、「東京2020大会開催時における都庁発注工事の調整の取組方針」を公表し、その年に必要な工事を着実に実施することを前提に、工事発注時期の調整や工事の一時休止の検討を進めている。公共工事の抑制や交通規制等により、売上減少やキャッシュフロー悪化などの影響を受ける企業に対しては、「つなぎ融資」等の金融面でのセーフティネットを設け、経済活動への影響を最小限にするよう対応することが重要である。

以上

2019年度第6号

2019年 6月13日

第215回議員総会・第718回常議員会決議

<提出先>東京都副知事、東京都幹部等

<実現状況>

○羽田空港機能強化により年間4万回の発着枠増加

○東京港中央防波堤外側コンテナターミナル（Y2）供用開始 等

【関連予算の拡充】

○公共交通の更なる充実と次世代交通システム等の導入（鉄道ネットワークの整備促進等）

170億円（+126億円）

○豪雨災害対策（調節地の整備、水門等運用に関するICT・AIの導入検討等） 881億円（+51億円）

○暑さ対策（沿道環境等に配慮した路面の高機能化等） 279億円（+76億円） 等

## 7. 東京 2020 大会期間中の「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の両立実現に向けた要望

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、大会関係者や観客等の移動により交通量の増加が見込まれ、交通対策を何も講じなければ、道路・鉄道ともに深刻な混雑が発生し、大会運営に支障をきたすだけでなく、市民生活や経済活動にも影響が生じることが想定されており、大会の成功のためには「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の両立の実現が不可欠となっている。

これまで、政府の「2020 交通輸送円滑化推進会議」、東京都・東京 2020 組織委員会の「輸送連絡調整会議」、「交通輸送技術検討会」を中心に、本趣旨に資する具体的な検討が鋭意行われてきた。昨年 8 月には、東京都、内閣官房、東京 2020 組織委員会が事務局となって「2020TDM 推進プロジェクト」が発足し、昨年 10 月末には大会輸送影響度マップを公表されるなど、交通需要抑制に向けた各種対策が進められており、関係者の精力的な取組に敬意を表したい。

当所では、2020 年に向けた活動計画として、「東商オリンピック・パラリンピック アクションプログラム」を 2017 年 12 月に策定し、企業・地域へのレガシー形成に向けて独自の 8 つの活動を展開しているが、「大会期間中の交通緩和・輸送円滑化への貢献」を重要課題の一つに掲げ、会員企業の TDM 推進に取り組んでいる。昨年 8 月には、「2020TDM 推進プロジェクト」に協力団体として参画し、東京都をはじめとする関係機関と連携しながら、説明会や個別相談会の開催、アンケートの実施、会報誌による情報提供等、各種の TDM 普及・啓発活動を展開しているところである。

関係機関による取組、また、当所における周知活動もあり、本年 3 月に実施した会員アンケートでは、約 8 割の企業が大会期間中の交通輸送円滑化への協力に前向きな意向を示しており、TDM の取組の必要性については浸透しつつある。一方、物流面の対策については、「自社での検討をはじめた」との回答は 5 % 程度に留まっており、44.3% の企業が「検討の必要性は感じるが、まだ着手していない」との現状が浮き彫りになっている。東京 2020 大会まで 450 日を切り、本年夏には、政府、東京都、東京 2020 組織委員会が中心となった TDM 試行が予定されているが、企業における TDM への協力・準備の促進は喫緊の課題と言える。

物流面での TDM の取組は、一社だけ、あるいは一業界だけで対応することは難しく、サプライチェーン全体での検討が必要と指摘されており、多くの関係者が知恵を出し合って解決していかなければならない課題である。このたび、当所の各種活動を通じて寄せられた会員企業の声をもとに、特に車両や物流の TDM の取組を加速させるために必要な事項を以下にとりまとめさせていただいた。関係機関におかれては本内容を考慮いただき、今後の各種対策を進めていただきたい。

なお、当所としても、東京 2020 大会の地元経済団体として、大会期間中の経済活動の安定とともに、大会の観戦のために国内外から訪れる約 1,000 万人の方々を、スムーズで快適な交通環境でおもてなしできるように、引き続き、TDM の推進に積極的に取り組んでいく所存である。

### 記

#### 【1. TDM 重点取組 16 地区の企業に対する詳細情報の早期提供について】

東京 2020 大会の「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の両立実現のためには、「競技会場等が集中」、「道路・鉄道の混雑箇所を通過する交通が多い」という観点から関係当局によって指定された TDM 重点取組 16 地区に存する企業が、早期に自社の影響を把握し、必要な対策の検討を行い、アクションプランを作成するなど、大会に向けた準備を着実に進めることが重要である。

昨年 10 月末に大会輸送影響度マップが公表され、当所としても東京都と連携の上、会員企業を対象に TDM の説明会・個別相談会を複数回開催しており、TDM 重点取組 16 地区に特化した説明会・個別相談会も開催している。説明会の参加者からは、TDM 協力の必要性については理解できたとの声が聞かれる一方、アクションプランの作成をはじめ、自社の具体的な対策を検討するためには、交通規制や交通渋滞等によって自社の事業活動がどのような影響を受けるのか、また、関係当局がどのような協力を求めているのか、自社の視点で捉えられるように具体的に分かりやすく示してほしいとの声が依然として多くある。

まずは、TDM 重点取組 16 地区の企業が自社の影響を把握できるよう、早期に交通規制の情報を提供いただきたい（一度に全ての交通規制情報の公表が難しい場合は、公表可能な情報から順次提供いただきたい）。

また、地域別に競技日程や渋滞予測を踏まえ、例えば、「〇月〇日の〇時から〇時の間は、〇〇道路の通行（〇〇駅の利用）は避けてください」等の具体的な影響や協力依頼内容を分かりやすく提示いただきたい。

なお、当所としても、これまで同様、説明会・相談会の開催や会報誌での周知等、会員企業への情報提供に積極的に協力していく所存である。

【2. 監督官庁・自治体からの協力要請、企業の取組指針の提示について】

物流面でのTDMの取組については、一社だけ、あるいは一業界だけで対応することは難しく、サプライチェーン全体での検討が必要との指摘が多い。特に、運輸業、卸売業、製造業、建設業等の企業からは、取引関係において、荷主等の発注者の意向が決まらなると、自社の対策を検討できないとの意見が多く寄せられており、取引先との協議を円滑に進めるためには、監督官庁や自治体から発注者側への働きかけと、企業に求める具体的な協力内容の提示が必要との声が多い。

サプライチェーン全体での取組を加速するためには、TDMへの協力と取引先との対応協議の実施について、監督官庁や自治体から積極的に協力要請を行うことが必要であり、企業側の取組方法と取組の目安を具体化するためにも「企業の取組指針（対応の手引き）」を作成し、早期に提示していただきたい。

【3. 夜間配送等の協力促進に向けた、中小企業への時間外労働上限規制の配慮措置について】

現在、中小企業は深刻な人手不足にあり、限られた人員の中で各種の経営課題に取り組んでいる。他方、2020TDM推進プロジェクトのホームページでは「企業の皆さまにお願いする取組例」のうち「時間をずらす」取組として、物資の夜間発送・輸送・受取が掲げられている。

中小企業は2020年4月から時間外労働の上限規制への対応も必要となっており、前述のとおり、東京2020大会の成功のためにTDMに協力しようという気持ちを持つ企業が多く存在する中で、夜間対応によるTDMへの協力と、時間外労働の上限規制への対応は、両立が難しいとの声が寄せられている。

当所としては、中小企業が持続的に成長・発展していくためには、「働き方改革」を推進し、「多様な人材の活躍推進」と「労働生産性の向上」の両方に取り組んでいくことが重要だと認識している。4月から順次施行される「働き方改革関連法」の内容を更に周知し、中小企業における準備を促進していく立場に変わりないが、東京2020大会という、いわば国家的なプロジェクトの成功のために、人手不足の状況の中で、TDM協力のために夜間、休日の対応が増える中小企業については、2020年4月から適用される時間外労働の上限規制において、労働基準法附則に基づく「助言・指導を行うに当たり、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえた配慮」が必要だと思料する。

【4. セーフティネットの構築について】

本年4月12日、東京都は「都庁2020アクションプラン」において、「東京2020大会開催時における都庁発注工事の調整の取組方針」を公表した。方針によると、その年に必要な工事を着実に実施することを前提に、工事発注時期の調整や工事の一時休止の検討が予定されている。

公共工事の抑制や交通規制等により、売上減少やキャッシュフロー悪化などの影響を受ける企業に対しては、「つなぎ融資」等の金融面でのセーフティネットを設け、東京2020大会の交通輸送対策による経済活動への影響を最小限にするよう対応をお願いしたい。

【5. 2019年夏のTDM試行について】

今年の夏には、政府・東京都・東京2020組織委員会が中心となって、大会本番並みの目標を立て、交通混雑緩和に向けた総合的なテストを行う機会として、大規模なTDM試行の実施が予定されている。

本試行では、オリンピック・パラリンピックに相当する期間を集中取組期間とし、企業等に重点的な取組を依頼すること、また、各社の取組のピークを合わせるチャレンジウィーク及びコア日を設定すること、更にはTSM（交通システムマネジメント）については大会時と同等規模で数日試行することや選手村から競技会場間でのバス等の車両を試走させること等、実施の方針が示されている。

本試行は、TDMにおける人流面での対策であるテレワークや時差出勤等の施策について、自社の取組のトライアルを行う絶好の機会であり、物流面の対策についても、自社での検討や取引先との相談を開始する契機となり得る非常に重要な取組である。

今年の夏の試行が、多くの企業にとって東京2020大会に向けた準備を加速する機会となるためにも、夏の試行の具体的な内容について積極的な広報を行い、十分な周知を図っていただきたい。

以上

2019年5月24日

提出

<提出先> 東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京2020組織委員会

<実現状況>

○2019年夏の試行に向けて、時期・実施内容等について事前の政府広報が行われた。

○2019年10月、競技会場周辺の交通規制情報を含む「会場周辺交通対策」が公表された。

○2019年11月、東京都、東京2020組織委員会、関係省庁より、荷主企業、物流事業者に向けて、東京2

## 7. 事業 (3)意見活動

〇20大会期間中におけるサプライチェーン全体での物流効率化に向けた取組への協力依頼文書が発信された。  
〇2020年1月、中小企業(配送・荷主(卸・小売等))への、TDMの更なる周知と推進を目的に、東京都が「2020物流TDM実行協議会」を発足。(東商も構成員として参画)

## 8. 東京都の雇用就業施策に関する要望

### I. 現状認識

わが国における人手不足は年々深刻化している。日本・東京商工会議所が本年3月から4月にかけて実施した調査で「人手不足」と回答した企業の割合は調査開始以来、一貫して増加し実に66.4%に達している。また、「今後、人手不足感が増す」と回答した企業が5割強を占めたことから、人手不足は更に深刻さを増していくと予想される。

こうした中、都内企業数の99%、同従業者数の約6割を占める中小企業は「働き方改革」を通じて人材の確保・定着を図り、労働生産性を高めていくことが求められている。しかし、「働き方改革関連法」が本年4月から順次施行されている中で、上記調査では中小企業における法の認知度は向上しつつあるが、特に同一労働同一賃金の準備状況に課題があることから、中小企業の取組を更に後押ししていくことが不可欠である。

加えて、人手不足を背景に女性や高齢者等の更なる労働参画と活躍が期待されていることから、「多様な人材の活躍推進」に向け、出産・育児や介護との両立策や、企業と高齢者とのマッチング策を今まで以上に推進していく必要がある。

外国人材に関しては、外国人労働者数、外国人雇用事業所数が増加の一途をたどり、東京はそれぞれ全国の3割を占めるなど、企業の期待と関心がこれまでになく高まっている。中小企業をはじめ深刻化する人手不足に対応するために、特定技能の在留資格に係る新たな制度が創設されたが、東京が世界から多様な人材を惹き付けていくには、国際的なビジネス環境と外国人が生活しやすい環境の整備をより一層加速していく必要がある。

一方、女性の活躍推進や労働生産性向上の観点から、保育所・学童クラブともに全国的に突出して多い待機児童数や、全国平均に比べて高い長時間労働者の割合、主要な国際都市と比較して長い通勤時間など、東京特有の課題を解決していくことも求められる。

こうした中、東京2020大会の開催がいよいよ1年後に迫っている。同大会の開催はその後のレガシー形成も見据え、「働き方改革」に資する機運をより一層盛り上げていくまたとない好機である。また、東京都は2016年12月に策定した「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」に基づき、都内企業の働き方改革の推進や人材確保支援等の雇用就業施策、更には育児・介護との両立支援、保育所整備等の少子社会対策など、幅広い取組を数値目標を設定し鋭意推進しているが、東京都が目標とする「ダイバーシティ：誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京の実現」に向け、一連の施策の重要性はますます高まっている。

こうした認識に基づき、都内企業における「働き方改革の推進」と「多様な人材の活躍推進」に向け、東京都の雇用就業施策に対する要望を下記により申し上げる。

なお、東京商工会議所は一昨年11月に東京都と締結した「東京における働き方改革推進等に関する連携協定」に基づき、東京都と引き続き緊密に連携しながら、東京の持続的な成長・発展に資する活動を鋭意、展開していく所存である。

### 記

### II. 東京都がとるべき雇用就業施策の方向性

「I. 現状認識」に基づき、東京都は下記の方向性のもとで雇用就業施策を推進していくことが望まれる。

#### 1. 現下の深刻な人手不足への対応

「人口減少局面での人手不足」は、わが国が経験したことのない初めての事態であり、雇用情勢の改善が進んだ中でも分野によっては極めて深刻な状況が続いている。更に前述の通り、人手不足は今後更に深刻さを増していくと予想され、都内のみならず全国の中小企業にとって最大の経営課題になっていることから、人手不足問題の解決なくして都内経済の成長・発展はあり得ない。

従って、「現下の深刻な人手不足への対応」を十分に考慮し、施策を推進していくべきである。

#### 2. 東京2020大会を契機とした都内企業の「働き方改革」と「多様な人材の活躍推進」

東京都の2016年度「男女雇用平等参画状況調査」によると、都内企業では柔軟な働き方に資する制度の導入が進んでいない一方で、制度を導入した企業は「人材の確保・定着」など多岐にわたる効果を実感している。また、日本商工会議所が昨年実施した調査でも、多様な働き方を導入した企業は「人材の定着(35.4%)」、「従業員のモチベーション向上(32.3%)」、「人材の確保(31.0%)」、など多岐にわたる効果を実感している。

こうした中、東京商工会議所が実施した調査で東京2020大会を契機に企業として取り組んでみたいことを尋ねたところ、「働き方改革」が33.7%で最も多かったことから、いよいよ1年後に迫った東京2020大会の開催は、フレックスタイム制度やテレワーク、時差出勤、ボランティア休暇など「働き方改革」に資する一連

の制度を普及・定着させていくまたとない好機である。加えて、大会の開催により高い雇用誘発効果や東京の更なるグローバル化が期待されていることから、東京2020大会を契機に女性や高齢者、外国人材など「多様な人材の活躍」をより一層推進していくことが求められる。

従って、東京2020大会を契機に、都内企業の「働き方改革」と「多様な人材の活躍推進」をより進展させ、これらを雇用就業分野における大会のレガシーとしていくために、大会開催までの間はあらゆる資源を総動員し集中的に施策を推進していくべきである。

更に、東京都は全ての人々がいきいきと働き、活躍できる社会の実現に向け、東京2020大会の交通混雑緩和に向けた交通需要マネジメント(TDM)やテレワーク、時差Bizなどの取組を「スムーズビズ」と総称して一体的に推進しており、この取組により大会期間中の混雑緩和はもとより、新しいワークスタイルや企業活動の東京モデルの確立を目指している。本年5月にはキックオフイベントを開催したが、この「スムーズビズ」についても大会のレガシーとして社会に定着するよう、関係団体と連携し鋭意推進していくことが求められる。

### 3. 東京商工会議所、東京労働局など関係機関と連携した施策の展開

東京商工会議所は、東京都が2016年から実施している「TOKYO働き方改革宣言企業制度」について一昨年度の第一号宣言企業となった。加えて、東京都と東京商工会議所は都内企業の働き方改革の機運を高めていくことを目的に、宣言書の手交式を実施し、同制度の意義や効果を広く情報発信した。

また、多様な働き方に資する制度の導入が進んでいない中で、こうした制度の導入など「働き方改革」を実践することは、人材の確保・定着や業務効率化など多岐にわたる効果が期待できることから、東京都と連携して都内企業の「働き方改革」を強力に推進していくために、東京商工会議所は東京都と一昨年11月に「東京における働き方改革推進等に関する連携協定」を締結した。更に、本年4月には厚生労働省と同様の連携協定を締結した。

一方、東京都は厚生労働省との連携をより強化し協働して柔軟に雇用対策を推進していくために、「東京都雇用対策協定」を2015年に締結し、協定に基づく事業計画を毎年度策定し具体的な取組を連携して実施している。この他、東京2020大会に向けて社会全体で「働き方」を変える取組を加速していくために、公労使が一堂に会し意見交換を行う「公労使による『新しい東京』実現会議」を本年2月に実施したことに加え、「東京労働懇談会」をはじめ関係団体や関係機関も交えた会議体を設置している。

更に、首都圏の九都県市の知事及び市長で構成される「九都県市首脳会議」は、「企業の働き方改革」や「中小企業等へのテレワークの導入促進」、「外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備」を含む広域的な課題に連携して取り組んでいる。

東京都が実施している様々な雇用就業施策を都内中小企業に幅広く周知していくとともに、「働き方改革」や「多様な人材の活躍推進」に対する機運を更に高め、東京都の施策と関係団体や関係機関の取組との相乗効果をより一層発揮させていくために、東京都は東京商工会議所や東京労働局をはじめとした関係団体や関係機関、更には他の自治体とより緊密に連携していくべきである。

### 4. 東京都中小企業振興ビジョンに基づく施策の展開

経済のグローバル化やICT技術等の進展などにより産業構造が大きな転換点を迎えるとともに、人口減少による深刻な人手不足等、社会経済の基盤に影響を及ぼすような状況が生じることが予想されている。こうした中、中小企業が時代の変化に的確に対応し、将来にわたり東京の持続的な成長の担い手になるべく、東京都は本年1月に「東京都中小企業振興ビジョン」を策定し、中小企業の10年後の目指すべき姿と、その実現に向けた5つの戦略、当面の施策展開を明らかにした。

そのうち、雇用就業関連では、目指すべき姿として「多様な人材が中小企業で活躍」が、その実現に向けた施策の方向性には「人材力の強化と働き方改革の推進」が掲げられ、更にこれらの実現に向けた戦略には「①中小企業の成長を支える人材の確保と育成の強化」、「②中小企業における中核人材の育成促進」、「③多様な働き方を実現する職場環境の整備」が、また施策を加速させるための数値目標として「都内企業(従業員30人以上)のテレワーク導入率70%」が示されている。

前述の通り、都内企業数の99%、同従業者数の約6割を占める中小企業は「働き方改革」を通じて人材の確保・定着を図り、労働生産性を高めていくことが求められていることから、東京都は本ビジョンに基づく施策を着実且つ効果的に実施していくことが望まれる。

なお、本ビジョンの実現に向け、施策の認知度向上に向けた取組を強化することや、各施策の実施状況についてしっかりと効果検証するなどPDCAを徹底することが重要である。更には施策を利用する際の手続きの簡素化や電子申請の推進等により事業者の負担軽減を図っていくことも肝要である。

### 5. 生産年齢人口の減少や、科学技術の発展が雇用就業環境に与える影響を考慮した中長期政策の検討

わが国の生産年齢人口は2015年の7,728万人から、2040年には5,978万人、2060年には4,793万人へ減少すると予想されている。東京都においても2015年の893万人から2025年の935万人まで増えた後は、2040年に847万人、2060年に703万人へ大幅に減少すると予想されている。

生産年齢人口の減少により、都内のみならず全国の中小企業にとって最大の経営課題になっている人手不足は今後、更に深刻さを増していくと考えられている。こうした人手不足の状況は、都内はもとよりわが国の経済成

## 7. 事業 (3)意見活動

長の阻害要因になり得る一方で、生産性の向上や経済の構造変革を推進していく契機にもなり得る。

また、IoTやAI、ロボット技術など科学技術の発展により、労働時間の短縮や業務の効率化による労働生産性の向上が期待されている一方で、これらの先端技術の普及・定着は、業種別・職種別の就業者数や求められるスキルなど雇用就業環境に大きな影響を与えることが予測されている。

従って、生産年齢人口の減少や科学技術の発展が雇用就業環境に与える影響、更にはライフスタイルや働き方の変化など今後想定される雇用就業を取り巻く環境変化を考慮して中長期政策を検討し、今後の施策の立案に活かしていくべきである。

### III. 要望事項

#### 1. 人材の確保・育成、労働生産性の向上等に資する支援の強化

##### (1) 人材確保支援の強化

前述の通り、人手不足は今後更に深刻さを増していくと予想され、都内のみならず全国の中小企業にとって最大の経営課題になっている。また、「働き方改革関連法」の大きな柱である「時間外労働の上限規制」について「深刻な人手不足の中で新たに人を雇う必要があるが、募集しても応募がなくて困っている」といった「生の声」が多く聞かれる。更に、日本・東京商工会議所が実施した調査で「人手不足」と回答した企業が人員を充足できない理由は、「自社が属する産業・職種に魅力がない(44.6%)」、「入社した人材がミスマッチを感じて退職してしまう(39.4%)」、「自社の働き方に魅力がない(34.5%)」、「自社の知名度が低い(30.0%)」、「募集のためのノウハウ不足(25.0%)」など多岐にわたっている。

こうした中、東京都は人材確保相談窓口の設置や人材確保に関するセミナーの開催、専門家派遣によるコンサルティング等により中小企業の人材確保を支援する「中小企業採用力向上支援事業」を実施しているが、本事業は中小企業の人手不足の解消に有効なことから、幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。また、一昨年度まで実施していた「中小企業緊急人材確保支援事業」において「人材確保事例集」を策定しているが、人材確保に関するより多くの好事例を公表していくことは他の企業に気付きを与えることから、中小企業の好事例を今後も発掘し幅広く周知していくとともに、セミナー等を通じて横展開を図っていくことが望まれる。

更に、中小企業が中期的視点で人材戦略を構築するとともに、経営戦略や組織マネジメント等の面で経営者を支えるなど中核的役割を担う人材を確保するための支援を行う「人材戦略マネジメント支援事業」についても幅広く周知し利用を促進していくとともに、事業利用者の意見や「生の声」を事業に反映していくことで、支援内容の強化につなげていくべきである。

また、東京商工会議所など関係団体が実施する人材確保支援事業についても、周知協力等の面で緊密に連携されたい。

##### (2) 人材育成、職業能力の開発・向上に資する支援の強化

人手不足が中小企業にとって最大の経営課題となり人材の確保が困難な状況下で、「時間外労働の上限規制」が中小企業には2020年4月(大企業は2019年4月)に施行される。こうした中、日本・東京商工会議所が実施した調査で「人手不足」と回答した企業の33.7%が「社員教育の強化、社員の能力向上」を実施することで事業活動を維持しているが、人手不足が今後更に深刻さを増していくと予想されている中で、各企業では人材育成や能力開発・向上により、労働生産性を高めていくことが求められている。

東京都中小企業振興公社では生産性を革新させる中核人材の育成を目的とした「東京都生産性革新スクール」や、ICT技術の活用に向けた「企業としての方針・戦略を決定する経営人材」及び「導入に向けた具体的業務を行う実務者」の育成支援を目的とした「ICT導入支援(人材育成事業)」、個別企業に対して出前で研修を実施する「講師派遣型研修」を実施している。また、都立職業能力開発センター及び校では中小企業で働く者のスキルアップを目的とした短期講習で約600のコースを設定している「キャリアアップ講習」を実施しているが、これらの事業は中小企業の人材育成や能力開発・向上に有効なことから、質・量ともに拡充し、利用を更に促進していくことが期待される。

加えて、一昨年に策定され向こう5年間を計画期間としている「第10次東京都職業能力開発計画」に基づき、業務の効率化や生産工程の改善・効率化に資する研修・講習を増やしていくなど、人材育成を通じた企業の生産性向上の支援により一層取り組まれたい。

なお、東京都では人材育成に取り組む中小企業事業主または共同団体を対象に「東京都中小企業職業訓練助成制度」を実施しているが、2018年度から「新入社員講座」など「職業の種類を問わず、職業人として共通して必要となる訓練」等は助成対象外となった。東京商工会議所が実施した調査で、今後重点的に育成したい階層を企業に尋ねたところ、「中堅社員(72.7%)」、「管理職候補(57.3%)」、「若手社員(53.3%)」の順になるなど、企業の多くが若手社員の戦力化・レベルアップを課題としている。従って、こうしたニーズに当該助成制度が応えられるよう改めて助成対象講座に係る運用を改善されたい。また、労働者の就業年数の伸長が予想される中、同調査によれば企業は既に管理職層に現業スキルの習得を期待していることから、今後、キャリアアップを迫られる中高年齢層が増加することが見込まれる。このため中高年齢層が新たな技術・スキルを身につける契機として当該助成制度を活用できるよう、例えば50歳以上の従業員を受講させた際に助成率を引き上げる等、制度の更なる拡充が望まれる。

### (3) 都内中小企業の生産性向上に向けたIoT、AI、ロボット導入支援の強化

人手不足問題が中小企業にとって最大の経営課題となり対応が迫られている中で、IoTやAI、ロボット技術など科学技術の発展により、労働時間の短縮や業務の効率化等を通じて労働生産性を向上させていくことが期待されている。

一方、東京商工会議所が2016年に実施した調査では、IoTやAI、ロボットともに、既に活用している企業は数%にとどまり、今後の利用意向がある企業は2割～3割程度、無回答の企業も多いことから、中小企業ではこれらの先端技術の自社への有効性が判断できない状況と思われる。

こうした中、東京都及びは東京都中小企業振興公社では、都内中小企業におけるIoTやAI、ロボットの導入・活用をサポートするために、「生産性向上のためのIoT、AI、ロボットの導入支援事業」により、無料窓口相談や普及啓発セミナー、専門家派遣による導入支援等を実施している。本事業はIoTやAI、ロボット、更にはRPA等の導入を検討している中小企業にとって有効であり労働生産性の向上にも寄与することから、幅広く周知利用を促進していくことが期待される。

また、普及啓発セミナーについては中小企業に気付きを促すために、積極的に開催していくとともに、助成金や制度融資を通じて中小企業におけるIoTやAI、ロボット、RPA等の導入を後押ししていくことも求められる。

### (4) ハラスメントの防止に向けた取組の推進

セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により事業主に義務付けられている。また、パワーハラスメントに関しては、労働施策総合推進法が改正され、事業主に対して防止のための相談体制の整備など雇用管理上の措置が義務付けられることになった。しかし、厚生労働省の調査によると、これらの防止に向けた取組を行っている企業の割合は、セクシャルハラスメントでは65.4%、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントでは56.8%である一方、パワーハラスメントでは52.2%にとどまっており、その割合は企業規模が小さくなるにつれて低下する。

こうした中、東京都は「職場におけるハラスメント防止ハンドブック」を策定し公表している他、法改正の動向を踏まえたセミナーを実施しているが、多くの企業でハラスメント対策が進むよう、こうした取組を一層強化されたい。また、特にパワーハラスメントに関しては、パワーハラスメントかどうかの判断（業務上の指導との線引き）や、適正な処罰・対処の目安に関する判断に困っているとの「生の声」が多いことから、こうした点に留意して取組を推進されたい。

## 2. 都内企業の「働き方改革」の推進

### (1) 「TOKYO働き方改革宣言企業制度」の推進

#### ①制度の更なる周知など、宣言企業の増加に向けた取組の強化

東京都が2016年から実施している「TOKYO働き方改革宣言企業制度」は、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など都内企業の働き方改革の推進に有効な制度であり、宣言企業数も2017年度末時点で2,024社と順調に増加していることから、2020年度に6千社の目標達成はもとより宣言企業の更なる増加に向け、周知を強化していくべきである。

併せて、本制度は2～3年後の自社の目標や取組内容を定め全社的に取り組んでいく「自己宣誓制度」であることから、宣言企業における取組の進捗状況や効果等をしっかりと把握し、更なる支援策を講ずるなど宣言企業のフォローアップにも鋭意取り組まされたい。

なお、東京商工会議所は東京都との連携協定に基づき会員に対して様々な機会を捉えて本制度を周知してきたが、より多くの会員が本制度を通じて「働き方改革」を実行し得るよう、引き続き積極的に周知していく。

#### ②宣言企業に対する奨励金の利用促進

東京都は本制度を通じて「働き方改革」を宣言し、更に「長時間労働の削減、年次有給休暇等の取得促進に向けた問題点の抽出」など東京都が指定した「働き方改革宣言事業」を実施した場合や、働き方・休み方の改善に資する制度を整備した場合に「働き方改革宣言奨励金」を支給している。本奨励金は宣言企業数を更に拡大していく上で重要な役割を担っていることから、「TOKYO働き方改革宣言企業制度」と一体で周知し、利用を更に促進していくことが求められる。

#### ③中小企業の好事例の発信

東京都は本制度に特化したホームページを構築し、宣言企業の好事例を発信している他、個別企業の取組を紹介する冊子を作成している。一方、東京都の2016年度「男女雇用平等参画状況調査」では、多様な働き方に取り組む際の課題として、33.0%の事業所が「取組のためのノウハウ不足」を挙げている。こうした中、より多くの好事例を公表していくことは他の企業に気付きを与えるとともに、働き方改革の機運醸成にも資することから、中小企業の好事例を今後も発掘し幅広く周知していくとともに、セミナー等を通じて横展開を図っていくことが望まれる。

加えて、宣言企業同士の交流会はノウハウの共有に有効なことから、鋭意実施していくことが求められる。

④生産性向上支援コンサルティングの利用促進

東京都の2018年度「男女雇用平等参画状況調査」では、都内事業所における生活（育児・介護等）と仕事の両立支援制度の導入状況について「制度あり」と回答した事業所は、「在宅勤務制度（テレワーク等）」が10.3%、「フレックスタイム制度」は22.6%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」は44.4%にとどまっている。一方で、これらの制度は「従業員が必要だと思う両立支援制度」で上位になっていることから、多くの企業がこうした両立支援制度を導入し、労働生産性を高めていくことが期待される。

こうした中、東京都は「働き方改革宣言企業」を対象に専門家を無料で派遣し、業務改革やICT化の推進、設備投資など生産性向上を支援する「生産性向上支援コンサルティング」を実施しているが、各企業における取組の実効性を高めていくために、課題に対しきめ細かく助言・指導していくことが求められる。また、「ライフ・ワーク・バランス普及促進キャンペーン」や「ライフ・ワーク・バランスEXPO」を通じて、ライフ・ワーク・バランスに資する取組や効果を広く発信し、機運を更に醸成していくことも求められる。

(2) テレワークの普及促進

テレワークは時間や場所にとらわれず柔軟に働くことができるため、子育てや介護・看護と仕事の両立に資する有効な手段の一つである。

こうした中、東京都が2018年に実施した「多様な働き方に関する実態調査（テレワーク）」で都内企業（従業員30人以上）のテレワーク導入率は、一昨年度の

6.8%から19.2%まで一気に高まった。加えて、テレワークの導入による効果に関しては、「定型的業務の生産性の向上」、「創造的業務の生産性の向上」、「育児中の従業員への対応」、「優秀な人材の雇用確保」など、多岐にわたる効果が確認されている。また、東京商工会議所が実施した調査でテレワークへの取組意向を尋ねたところ、導入済・導入の意向ありと回答した企業は一昨年度の16.4%から昨年度は21.2%へ増加した。

一方、東京都の同調査で「導入予定はない」と回答した企業は59.6%を占めており、従業員300人以上の企業では39.6%であったのに対して、従業員

100～299人の企業では57.1%、従業員30～99人の企業では65.8%と規模が小さくなるにつれて割合が高まっている。更に、テレワーク自体の認知度についても規模が小さくなるにつれて認知度が低下することから、テレワークの普及促進には東京2020大会を起爆剤に中小企業における取組を強力に後押ししていくことが必要である。

東京都は「東京都中小企業振興ビジョン」の中で概ね10年程度の期間で達成すべき目標として、「都内企業（従業員30人以上）のテレワーク実施率70%」を掲げ、今年度の「テレワークなど普及推進事業」の予算は昨年度比6倍強を計上している中で、テレワークは人手不足解消、労働生産性向上の切り札になり得る可能性があることから多くの中小企業で導入が進むよう、東京テレワーク推進センターの更なる周知及び同センターでの相談や情報提供に加え、体験型セミナーの開催や専門家派遣、更には機器・関連ソフト等導入費用などテレワーク環境の構築に要する費用を10割補助する新規事業「テレワーク導入促進整備補助事業（はじめてテレワーク）」など一連の事業を強力に周知し、利用を促進していくことが求められる。

(3) 「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対する支援の実施等

①「働き方改革関連法」の周知、中小企業に対する支援の実施

人手不足問題が中小企業にとって最大の経営課題となっている中で、「働き方改革」は人材の確保・定着に向け、中小企業にとって避けて通れない課題となっている。一方、日本・東京商工会議所が実施した調査で「人手不足」と回答した企業は、「既存の業務を効率化する（43.4%）」、「経営者や管理職が作業を補う（37.4%）」、「残業、休日出勤等で対応（35.8%）」など、現実的には様々な方策を講じることで事業活動を維持している。

こうした中、「働き方改革関連法」が昨年6月に成立し、本年4月から順次施行されているが、日本・東京商工会議所が実施した調査で「時間外労働の上限規制」の内容・施行時期に関する認知度は約8割まで高まったが、「対応の目途が付いている」と回答した企業は約6割にとどまっている。従って、来年4月の中小企業に対する施行を控え、人員の新規採用や配置の見直し、業務の効率化や部署間・社員間の業務平準化、多様な働き方に資する制度の導入、更には取引先の理解を得ることなど、中小企業における取組・準備を後押ししていく必要がある。

また、もう一つの大きな柱である「同一労働同一賃金」に関しては、正社員と非正規社員の待遇や業務内容の洗い出し、賃金規定・人事評価制度の見直し・変更、就業規則の改正、手当や福利厚生の見直しなど、各企業では様々な準備を計画的に進めていく必要がある中で、「対応の目途が付いている」と回答した企業は36.0%にとどまっている。加えて、「同一労働同一賃金は内容そのものが複雑でよく理解できない」、「正社員と非正規社員との間でどの程度の待遇差が不合理にあたるのかもよく分からない」といった「生の声」が非常に多く聞かれている。

こうした状況を踏まえ、東京商工会議所はもとより、東京労働局、東京働き方改革推進支援センター、関係団体や関係機関と緊密に連携し、説明会等を通じて法の内容や求められる準備をきめ細かく周知していくとともに、相談や専門家派遣等により中小企業において円滑に準備が進むよう支援されたい。

## ②大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止

前述の通り、企業が「時間外労働の上限規制」に対応していくには様々な準備をしていく必要がある。こうした中、「重層的な下請構造の中で、中小企業が自社だけの取組を通じて長時間労働を是正していくことは困難である」、「大企業の働き方改革のしわ寄せが中小企業に及ばないようにしてほしい」といった「生の声」が多く聞かれることから、個々の企業における努力だけでは解消が困難な構造的問題への対応が求められる。従って、中小企業が長時間労働を是正していくには、発注者が適切な納期や適正な取引価格を設定すること、更にはサプライチェーン全体の中で仕事のムリ・ムダを排除していくなど、経済・社会全体の生産性を向上させていくことが不可欠である。こうした考えのもと、東京都は商工会議所をはじめ関係団体や関係機関と幅広く連携しながら、長時間労働の是正に向け、産業界のみならず社会全体としての更なる機運醸成に取り組まれない。

また、「働き方改革関連法」には、事業主の責務として短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する旨の努力義務規定が盛り込まれているが、中小企業へのしわ寄せを防止するために、東京都は東京都中小企業振興公社が実施している下請相談の機能を拡充するとともに、個別の相談に対しても丁寧に対応されたい。加えて、公正取引委員会や中小企業庁、厚生労働省と相談情報を共有するなど政府とも連携し、中小企業へのしわ寄せ防止に向けた取組を進めていくことが求められる。

## (4) 時差Bizの定着

首都圏における鉄道の通勤・通学の混雑は輸送力の増強等によって改善しつつあり、2017年度における主要31区間の平均混雑率は163%となったが、一部の区間では国の当面の目標である混雑率180%を上回っていることから、混雑緩和が課題となっている。

こうした状況を受け、東京都は企業や鉄道事業者等と連携し、通勤ラッシュ回避のために通勤時間をずらす取組である「時差Biz」を実施している。東京商工会議所が実施した調査で時差出勤への取組意向を尋ねたところ、導入済・導入の意向ありと回答した企業は一昨年度の27.2%から昨年度は35.4%へ増加するなど企業の関心が高まっている中で、「時差Biz」は鉄道の混雑緩和による快適な通勤の実現、朝方勤務やフレックスタイム制度の普及・定着等に有効なことから参加企業数は1千社を超えたが、「働き方改革宣言企業」や「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」をはじめより多くの企業の参加を得て更に機運を高めていくことが望まれる。

## 3. 「多様な人材の活躍推進」に向けた施策の強化

### (1) 女性の活躍推進に向けた施策の強化

#### ①女性の活躍推進加速化事業の幅広い周知

前述の通り、人手不足を背景に女性をはじめとした多様な人材の更なる労働参画と活躍が期待されている。また、女性の活躍は女性ならではの発想や視点に基づくイノベーションの創出、企業価値・業績の向上を通じて、経済・社会の成長・発展に寄与することから、特に都内企業数の99%を占める中小企業において更に推進していくことが期待される。

東京都の2017年度「男女雇用平等参画状況調査」では、60.2%の事業所が「女性が活躍するための取組は進んでいる」と回答し、これらの事業所は「女性従業員の労働意欲が向上した」、「優秀な人材を採用できるようになった」、「従業員の就業継続率が向上した」など様々な効果を挙げている。また、同調査で女性活躍推進法における行動計画を「策定している」と回答した事業所は目標達成のための取組として、「女性従業員の育成や管理職増加への取組」、「女性が働きやすいような社内風土の改善」、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方制度の導入」などを挙げている。

一方、日本商工会議所が実施した調査では約8割の企業が女性の活躍を推進しているものの、そのうちの6割の企業が「幹部（管理職・役員）となることを望む女性が少ない」、「女性の管理職比率が低い（向上しない）」、「出産・育児を機に女性社員が辞めてしまう」、「女性の活躍推進を考えているが、有効な対策、ノウハウが分からない」など、様々な課題を抱えている。

こうした中、東京都は、研修等による実践的な知識の付与や、企業間・従業員間の交流機会の提供等を通じて、職場における女性の活躍推進のための責任者設置や女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、計画に定めた目標達成までのプロセスを支援する「女性の活躍推進加速化事業」を昨年度から実施しているが、改正女性活躍推進法の成立により、新たに101人以上300人以下の企業では行動計画の策定が義務付けられることから、周知を強化し利用を促進していくとともに、事業規模や予算を更に拡充していくことが求められる。

また、東京しごとセンター女性しごと応援テラスでは、求人募集、就職面接会・企業説明会、職場見学会、女性再就職サポートプログラムなど多岐にわたる事業を実施している。これらの事業は中小企業の女性活躍推進に資することから、幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。

加えて、出産や育児を機に退職し再度働くことを希望する女性へのリカレント教育に資する職業訓練や、企業への短期間のインターンシップを含めた複数回の講座を実施する新規事業「レディGO! ワクワク塾」など、女性の活躍推進に向けた一連の施策を鋭意実施されたい。

#### ②男性の育児休業取得の促進

女性の活躍推進には、女性の就業継続に対する支援のみならず、男性の育児参加についても後押しをしていくことが不可欠である。東京都の2018年度「男女雇用平等参画状況調査」では、女性の育児休業取得率が95.

## 7. 事業 (3)意見活動

9%であるのに対して男性の取得率は16.6%にとどまっていることから、従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業に対して奨励金を支給する「働くパパママ育休取得応援事業」等を通じて、男性の育児休業取得を促進していくことが求められる。

加えて、同調査で「男性の育児休業取得にあたっての課題」として「前例（モデル）がない」が事業所、従業員ともに約4割挙げられていることから、様々な機会を通じてモデルとなる好事例を発信していくことも重要である。

### ③「介護離職ゼロ」に向けた取組の推進

全国の介護・看護離職者は年間約10万人でそのうち約8割が女性であることから、負担の多くは女性に偏っている。こうした中、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」で「介護離職ゼロ」を目標の一つに掲げ、介護の受け皿拡大や介護人材の処遇改善、更には介護ロボットの活用促進やICT等を活用した生産性向上による労働負担の軽減等により、介護人材の確保に総合的に取り組んでいくこととしている。一方、東京の高齢者（65歳以上）数は今後、急激に増加していくことが見込まれていることから、東京においても「介護離職ゼロ」に向けた取組を推進していくことが重要である。

東京都は育児・介護や病気治療と仕事の両立等を支援する取組を行った企業に対して奨励金を支給する新規事業「働きやすい職場環境づくり推進事業」や、介護と仕事の両立事例の発表や介護と仕事の両立応援デスクによる無料相談等を通じて介護と仕事の両立を推進する「家庭と仕事の両立支援推進事業」等を実施しているが、「介護離職ゼロ」の実現に向け、幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。また、政府と連携し、介護休暇・休業の取得促進や、改正育児・介護休業法の周知をより一層推進していく必要もある。

### (2) 高齢者・シニア人材の活躍推進に向けた施策の強化

東京の就業者のうち65歳以上の者が占める割合は2018年には10.6%を占め、長期的に上昇傾向にある。生産年齢人口が減少していく中で、東京の高齢者数は今後、急激に増加していくことが見込まれており、2030年には4人に1人が高齢者になると予想されていることから、意欲ある高齢者がエイジレスに働くための多様な就業機会を確保していくことが重要である。

一方、日本・東京商工会議所が実施した調査で、65歳超の者を雇用できない理由は、「本人の体力的な面で難しい（63.3%）」、「若い年齢層の採用の阻害になる（44.9%）」をはじめ、多岐にわたっている。

従って、東京しごとセンターが実施している65歳以上のシニア対象職場体験事業や高齢者向けの職業訓練、更には企業に対するシニア中小企業サポート人材プログラム修了生の人材情報の提供等を通じて高齢者・シニア人材の活躍を推進していくとともに、人材確保相談窓口において高齢者雇用に係る相談にきめ細かく対応されたい。

### (3) 若年者の活躍推進に向けた施策の強化

東京における若年者（20歳から34歳）の有効求人倍率は2010年以降いずれの年代も上昇を続けており、中でも「20～24歳」は「全体」を上回り、その差が年々大きくなっているなど、若年者の雇用環境は改善している。一方、新規学卒者の離職状況について、就職後3年以内の離職率は高校卒が4割、大学卒が3割であるなど、依然として早期に離職する割合が高い状況にある。こうした中、日本・東京商工会議所が実施した調査で「人手不足」と回答した企業が求める人材は、「一定の経験を有した若手社員（63.0%）」、「新規学卒者（高卒、47.2%）」、「新規学卒者（大学卒・院卒、37.1%）」であることから、中小企業の若年人材に対するニーズは高い。

東京都では学生インターンシップ支援事業や若年者能力開発訓練等の若年者雇用就業支援を実施し、東京しごとセンター・ヤングコーナーでは企業向けの事業として早期離職防止セミナーや企業見学会・体験型しごと説明会など採用・職場定着に関する支援を無料で提供しているが、若年者の採用・定着に取り組む中小企業にとって有効な事業であることから、若者や企業に幅広く周知し利用を促進していくことが期待される。また、東京都中小企業振興公社が工業系高校・高等専門学校生徒・学生を対象に実施している「東京都ものづくり中小企業魅力体験受入支援事業」、経営・事業戦略や組織マネジメントなどの面で経営者を支える人材（経営人材）や近い将来経営者を支える次世代リーダーの育成を支援する「経営人材育成による企業力強化支援事業（経営人材NEXT20）」を実施しているが、こうした事業も中小企業にとって有効であることから、積極的な活用が期待される。

更に、民間事業者や団体等が主催・運営している合同会社説明会や就職情報サイトは若年者が中小企業と接点を持つことができる機会として定着しているが、中小企業が利用する際に費用負担が課題となっていることから、助成等の措置を講じられたい。

### (4) 外国人材の更なる受入れに向けた施策の強化

#### ①特定技能の在留資格に係る新たな制度の幅広い周知

日本・東京商工会議所が実施した調査で外国人材受け入れのニーズが「ある」と回答した企業は、昨年の調査の42.7%から8.1ポイント増加し50.8%となるなど、深刻な人手不足を背景に外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっている。昨年10月末現在の外国人労働者数は全国で146万人、そのうち都内は43万9千人で、外国人労働者を雇用している事業所数は全国で21万6千カ所、そのうち都内は5万9千カ

所であり、近年、全国、都内ともに右肩上がりの状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、日本・東京商工会議所は、一昨年11月の「今後の外国人材の受入れのあり方に関する意見」を含め計5回にわたり意見書を策定してきたが、こうした活動が功を奏し、政府は深刻化する人手不足に対応するために「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」を改正し、本年4月に特定技能の在留資格に係る新たな制度が創設されるに至った。

この特定技能について、法務省が東京都の協力のもとで制度説明会を本年3月に開催したところ追加開催が実施され、日本・東京商工会議所でも本年3月に制度説明会、4月に「外国人材受入れ促進セミナー」を開催したところ、いずれも定員を超える申し込みがあるなど、深刻な人手不足を背景に外国人材への高い期待と関心がうかがえる結果となった。

特定技能に関しては、制度概要や特定技能外国人の受入れ手続きに関する問い合わせ、また、幅広い周知を求める「生の声」が当所へ多く寄せられていることから、説明会や最新情報に関するセミナーの開催や外国人材の活躍事例等の紹介等を通じて人手不足に苦慮する中小企業に対してきめ細かく情報提供していくことが求められる。

#### ②特定技能の在留資格に係る新たな制度にも対応した相談機能の拡充

日本・東京商工会議所が昨年実施した調査で外国人材を今後雇用する予定、雇用するか検討中と回答した企業を対象に外国人材を受入れる際の課題を尋ねたところ、33.5%の企業が「そもそも何から取り掛かってよいか分からない」を挙げている。また、これまで外国人材を受入れたことがない中小企業から、「何をどのように準備すべきか分からない」、「外国人材を受入れたいが、どこに相談すればよいか分からない」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

こうした中、東京都は外国人材の採用や活用に関心のある企業を対象に「外国人材採用専門相談窓口」を本年4月に開設したが、幅広く周知することで利用を促進していくことが期待される。加えて、週1日の相談日を拡充することや外国人材の受入れを検討している中小企業に対する専門家派遣等を実施することを検討されたい。

#### ③受入れ企業と外国人材とのマッチング機能の拡充

日本・東京商工会議所が実施した調査で、特定技能外国人材の受入れに関心がある企業を対象に政府が実施すべき受入れ企業向け支援策を尋ねたところ、35.5%の企業が「外国人材と企業とのマッチングに資する事業の実施（外国人材を対象とした合同会社説明会等）」を挙げている。また、特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設を機に、人手不足に苦慮している中小企業から「特定技能外国人材を雇用したいが、出会いの場がない」、「特定技能外国人を雇用したいので、合同会社説明会等マッチングの機会を設定してほしい」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

東京都は「中小企業の外国人材受入支援事業」の中で「中小企業と外国人材との交流と就職マッチングに向けた支援」として、合同会社説明会や外国人材と都内中小企業のインターンシップマッチング、都内企業と海外グローバル人材の交流会を実施しているが、幅広く周知し利用を更に促進していくことはもとより、より多くの企業が本事業を利用できるよう、質・量ともに事業を拡充されたい。

#### ④外国人材向け支援の拡充

東京都はWebサイト「東京で働こう。」による情報提供、都内企業で活躍する外国人の様子や外国人を雇用した企業の事例を紹介するなど東京で働くことへの関心を高めるイベント（タイ、台湾、ベトナム、インドネシア等で開催）、日本での就職活動ノウハウの提供や面接指導等に関する就職セミナーの開催により、外国人材に対して東京で働く魅力を発信している。また、外国人材向けの支援として東京、中国、韓国、シンガポール、インドに相談デスクを設置し、日本企業で働くことに関する個別の質問や相談に対応している。

一方、政府は特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設を機に、外国人材の送出しが想定される9か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）を対象に在外公館のホームページのコンテンツ、パンフレット及び広報用動画を作成するなどして、送出し国の政府及び関係機関、制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う予定であることから、東京都においても、上記イベントや外国人材向け相談デスク等の外国人材向け支援を拡充されたい。

### 4. 待機児童解消に向けた取組の推進

#### (1) 保育の待機児童解消に向けた取組の推進

##### ①保育の受け皿整備、保育人材の確保

深刻な人手不足を背景に、女性の更なる労働参画と活躍が期待されている中で、出産・育児を理由に離職する女性が多く、保育の受け皿不足は女性の労働参画と就業継続の阻害要因になっていることから、子育てと仕事が両立できる環境を整備していくことが喫緊の課題となっている。

政府は「待機児童解消加速化プラン」において、2013年度から2017年度末までの5年間で新たに約50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童を解消することを公表した。同プランに基づき、補助等を通じて地方自治体の保育所開設を促し、処遇改善等により保育士の確保を図るとともに、2016年度から企業主導型保育事業も導入したことで、2013年度から2017年度までの5年間で新たに約53万5千人分の保育の受け

## 7. 事業 (3)意見活動

皿を確保した。

しかし、保育の受け皿量は拡大しているにも関わらず、保育所等が設置されている地域や預ける児童の年齢面でのミスマッチ、また保護者の潜在ニーズの顕在化など想定を上回る保育ニーズにより待機児童は解消されず、昨年4月時点での全国の待機児童数は一昨年の同月時点から約6,200人減少したものの約2万に達している。そのうちの7割は都市部が占めている中で、昨年4月時点での東京都の待機児童数は一昨年の同月時点から3,172人減少したものの、全国の待機児童数の3割弱を占め47都道府県で最も多い5,414人となっている。

こうした状況を踏まえ、政府は一昨年6月に「子育て安心プラン」を策定し、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018年度から2019年度末までの2年間で確保し、遅くとも2020年度末までの3年間で全国の待機児童を解消することや、M字カーブを解消するために2018年度から2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくことを公表した。その後、一昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備していくことが表明された。

一方、東京都においても待機児童ゼロに向けた対策の第一弾として2016年9月に3つの柱11の対策から成る「待機児童解消に向けた緊急対策」を公表し、更に一昨年9月には3つの柱7つの対策から成る「待機児童解消に向けた追加対策」を公表した。従って、これらの対策に基づき保育の受け皿整備や、受け皿整備を支える保育人材の確保・定着など一連の施策に鋭意取り組むことで、東京都が目標とする2017年度からの3年間で保育サービス利用児童数6万人分増、及び待機児童の解消を目標年次である今年度末までに実現されたい。

### ②病児保育の拡充、利便性向上

仕事と子育てを両立している女性は子どもが病気になった際、やむを得ず仕事を休んだり遅刻・早退せざるを得ないケースがある。しかし、病児保育・病後児保育について「実施している施設数が少なく定員も少ないので、預けたい時に預けられない。実際にはやむを得ず親を頼っている」、「預けるには事前に手続きする必要があるが、前日夜の時点で実際に預けられるか分からないことがある」、「手続きには医師の診断書も必要で面倒」といった「生の声」が多く聞かれる。

仕事と子育てを両立している女性にとって病児保育・病後児保育は切実な問題であることから、都立病院での取組の拡充や区市町村への支援等を通じて施設数や定員を増やしていくとともに、手続きを出来るだけ簡素化するなど利便性を向上していくことが望ましい。また、民間が実施しているサービスを後押ししていくことも有効である。

### ③企業主導型保育施設の設置支援の強化

前述の通り、保育の受け皿整備による待機児童の解消が喫緊の課題となっている中で、東京都は、企業主導型保育施設の設置に要する経費のうち国の補助制度の対象外となっている開設時の備品購入に要する経費を支援する「企業主導型保育施設設置促進事業」を実施している。全国の待機児童数の7割を都市部が占めている中で、企業主導型保育事業は施設数、人数ベースともに都市部が多くを占めていることから、企業主導型保育施設は待機児童解消に向けた受け皿として期待が高い。また、人材確保や子育てと仕事の両立ができる環境の整備、更には「地域枠」の設定を通じた地域貢献等の理由で、企業が高い関心を示していることから、幅広く周知し利用を更に促進していくことが求められる。

なお、日本商工会議所が昨年実施した調査で、国の「企業主導型保育事業」に対する認知度は6.1%にとどまっていることに加え、設置済・設置予定・設置を検討している企業は「保育人材の採用・確保(31.4%)」、「保育所の運営ノウハウ(27.2%)」、「助成申請の事務負担(17.0%)」、「運営を委託する保育事業者の選定・確保(15.3%)」、「共同設置・共同利用の相手先企業の選定・確保(9.3%)」など多岐にわたる課題を感じている。また、東京都の2018年度「男女雇用平等参画状況調査」でも、事業所内保育所を設置している事業所は「今後導入予定あり」を合わせても5.5%にとどまっている。

従って、国の「企業主導型保育事業」や東京都の「企業主導型保育施設設置促進事業」の事業概要、更には設置に係る好事例を説明会等を通じて幅広く周知していくことに加え、企業主導型保育施設の利用を検討する企業に対して、他の企業が設置した企業主導型保育施設の空き状況等の情報をウェブサイト上で提供するなど、今後きめ細かな支援に取り組まされたい。

### (2)学童クラブの待機児童解消に向けた取組の推進

小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学生に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する学童クラブ(放課後児童クラブ)は、保育施設と同様に女性活躍推進のための重要な基盤である。しかし、待機児童数は2011年以降増加傾向にあり、昨年5月時点での待機児童数は全国で約1万7千人、東京都はそのうちの2割を占め47都道府県で最も多い3,821人に達している。更に、女性の就業率と保育利用率は増加傾向にあり、「子育て安心プラン」に基づき保育の受け皿が整備されることから、今後、学童クラブに対する需要もそれらと連動して増えていくものと思われる。また、学童クラブは、保育所と比べると開所時間が短いため、子供が小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事をやめざるを得ない状況があることから「小1の壁」と言われている。

これらの状況を打破し、女性が持てる能力を最大限に発揮できる環境を整備していくには、学童クラブの新設

及び利用定員の拡大を図る区市町村に対する補助を行う「学童クラブ整備費補助」や、開所時間の延長及び職員の配置など都独自の基準を満たす民営学童クラブを支援する「都型学童クラブ事業」により、東京都が目標としている2014年度からの6年間の学童クラブ登録児童数1万9千人分増、及び待機児童の解消を目標年次である今年度末までに実現されたい。

また、全国では18時半を超えて開所しているクラブが全体の55%を占めているが、女性の活躍推進にはこうしたクラブを増やすなど開所時間の延長に向けて取り組んでいく必要がある。

#### 5. 将来展望を踏まえた効果的な雇用就業施策の展開

雇用情勢が改善し、中小企業の人手不足の深刻化や女性や高齢者、外国人材など「多様な人材の活躍」、IoTやAI、ロボット技術に象徴される科学技術の発展など、雇用就業を取り巻く環境は近年大きく変化している。

東京都は雇用情勢の変化に合わせて多様な施策を展開しているが、前述の「Ⅱ. 東京都がとるべき雇用就業施策の方向性」で提起した通り、中長期政策及び施策の立案にあたっては生産年齢人口の減少や、科学技術の発展が雇用就業環境に与える影響、ライフスタイルや働き方の変化など今後想定される環境変化を考慮していくことが望まれる。

また、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」で掲げた東京の未来像や、本年1月に策定された「東京都中小企業振興ビジョン」を踏まえた上で、東京2020大会が開催される2020年、更にはその先も見据え、効果的な雇用就業施策を展開していくことが求められる。

以上

2019年7月11日

第210回議員総会決議

<提出先>東京都

<実現状況>

令和2年度予算において、中小企業の働き方改革やテレワークの導入支援、女性・外国人材等多様な人材の活躍推進等の施策が強化されるなど、要望内容の一部が実現した。

## 9. 東京の観光振興策に関する意見

### I. 基本認識（現状と課題）

2018年の訪日外国人旅行者数は堅調に増加している一方、同年の旅行消費額は横ばい、一人当たりの旅行消費支出では、やや減少している。こうした中、訪日インバウンドの約5割を占める訪都外国人旅行者数は同年、14,243千人（対前年比3.4%増）と過去最高を更新したものの、伸び率は縮小している。また、訪都旅行者の消費額は11,967億円（対前年比5.4%増）と微増にとどまっている。東京都においても国と同様、消費拡大に向けたテコ入れが急務となっている。

2018年の訪都インバウンドはリピーター率が5割を超え、東アジアの一部の地域では7割に達する。多様な旅行者ニーズに対応すべく、地域資源のさらなる磨き上げや、観光エリアの拡大に対応した二次交通の整備が求められる。

旅行者は団体旅行から個人旅行（FIT）にシフトしており、訪都客のFIT率は7割を超えている。滞在中の観光情報源もスマートフォン、インターネット（SNS、ロコミ等）が主となっていることから、通信環境の整備や公共交通機関の案内表示、観光案内所等においてはICT等を活用したストレスフリーな整備が求められる。

わが国は、本年はラグビーワールドカップ、来年にはオリンピック・パラリンピックと、大規模なイベントの開催を間近に控えている。東京は開催都市として、またわが国の首都として、世界中から多数の旅行者、観戦客を長期にわたり受け入れることとなる。イベント期間およびその前後において、空港・港湾をはじめ主要な交通網、二次交通等ハード面の整備だけでなく、街なかや店舗、宿泊、施設等でのおもてなしや声かけ、多言語、多文化を温かく受け入れるソフト面の整備を行うことにより、快適な訪日滞在を提供し、リピーターのさらなる拡大を図ることが重要である。

他方、観光のトップシーズンあるいはイベント開催期間中など旅行者・観戦客等が集中する時期に自然災害・テロ・感染症等、災害発生時の危機管理対応に万全を期しておくことが重要である。加えて、東京の一部観光地においては、オーバーツーリズムの問題が顕在化しており、地域・住民の生活に支障を来すことのないよう早急な改善を図る必要がある。安全・安心は、外国人をはじめとする旅行者はもとより、地域住民や事業者にとっても不可欠な要素であり、旅行者と地域との共存共栄を図っていくことが重要である。

本意見書は、こうした基本認識のもと、東京が2020年とその先において、世界の観光都市を実現するために取り組むべき事項を、地域に根差した経済界の現場の声をもとに取りまとめたものである。

## II. 重点的な意見事項

観光は、地域経済の持続的な発展や雇用機会の創出等、わが国経済のあらゆる領域において発展に寄与するものである。東京が、2020年とその先も世界中の旅行者から選ばれる都市となるためには、東京が持つ多様な資源を一層磨き上げ、都市の魅力のさらなる向上を図ると共に、観光客やMICE等ビジネス客を持続的に獲得し、国際競争力を強化していくことが不可欠である。

次に掲げる重点的な項目の推進にあたり、東京都は、各部局が個別に行う観光関連施策について、全庁的観点から関係部局間の連携を図ると共に、国や区市町村へ積極的な働きかけを行う等リーダーシップを発揮し、観光振興施策を総合的かつ着実に進められたい。東京商工会議所としても、今後も東京の観光振興の旗振り役として、地域経済の活性化に引き続き取り組む所存である。

## 1. 消費拡大に向けた体験・交流型観光の推進

夜間・早朝などの観光ニーズに沿って、魅力ある観光資源を掘り起こし、体験型コンテンツとして提供することは、旅行者の宿泊・滞在時間の長期化を促し、消費拡大につながるものである。とりわけ、施設・店舗・交通等の夜間営業等により消費拡大を狙うナイトライフの活性化については、訪日リピーター増加にともなう「コト消費」対応の観点から推進すべきである。東京都においてはナイトライフ観光振興助成金による支援等を実施しているところであるが、ナイトライフの活性化に向けては、美術館・博物館の開館時間や娯楽施設の開演時間の延長、鉄道・バス等の夜間交通、安全・安心の確保等が不可欠であり、官民一体となり課題解決に向けた取り組みを進めるべきである。

## 2. 多種多様な決済環境への対応支援

東京2020大会の開催や、訪日外国人観光客への対応等の観点から、国はキャッシュレス化を推進しており、2018年4月策定の「キャッシュレス・ビジョン」では2025年までにキャッシュレス決済率40%という明確な目標が示されたほか、同年7月には「キャッシュレス推進協議会」が立ち上がり、官民連携によるオールジャパンの取り組みが進められている。

わが国のキャッシュレス決済比率は2割程度と、諸外国に比べ、依然として現金決済が主流となっている。キャッシュレス化は、現金決済にかかる人件費や時間の削減だけでなく、消費の活性化やデータの活用による顧客・社会の課題解決等、様々な効果が期待できる。しかし、中小の小売事業者には、決済手数料や端末導入負担、資金サイトが長いことに加え、決済事業者（サービス・規格）が乱立しており、導入を判断しにくい状況が生じている。東京都は、都内事業者におけるこうした課題を解決すべく、キャッシュレス決済の着実な普及を図ること等により、多種多様な決済環境への対応支援に努められたい。

加えて、消費税率引き上げへの経済対策の一つ「キャッシュレス・ポイント還元制度」が本年10月より実施される予定であるが、導入経験のない中小企業では円滑な対応がとれないことが懸念される。東京都は、都内事業者を対象とした相談窓口等支援制度を整備するとともに、本制度の積極的な周知啓発を行う等、導入に混乱が生じないように、関係省庁連携のもと十分な支援を講じられたい。

## 3. 集客を消費につなげる面的な取り組みへの支援

観光を活用した地域経済の活性化に向けては、地域ごとの多様で優れた特色に磨きをかけ集客力の高い観光資源を開発すると共に、その集客を消費に結び付けていくことが重要である。こうした中、都区部においてはエリアの特性やテーマ性を活かし、行政区域をまたぐ観光振興の取り組みが進みつつある。外国人旅行者は行政区域を意識せず、都区部においては公共交通機関の活用が進むにつれ行動範囲も広がりつつあることから、東京都は各地域が連携して行うこうした取り組みに対して、面的な支援を積極的に図られたい。加えて、区をまたぐ観光周遊ルートの策定等、地域の回遊性を高める仕組みの構築をさらに進められたい。

## 4. 観光危機管理体制の強化

わが国での事業活動は、緊急・災害を常に想定しておく必要がある。東京2020大会やゴールデンウィーク・夏休みなど観光トップシーズン時の大規模な自然災害やテロ等の発生を想定し、来訪者の万全な安全・安心を確保することが課題となっている。東京都においても、訪都外国人旅行者への災害情報について多言語による情報提供を徹底すると共に、避難誘導サインや観光・宿泊施設スタッフの避難訓練について、訪都外国人旅行者も想定に入れた避難誘導體制を早期に確立すべきである。

また、観光の風評被害においては、災害が発生した地域への旅行が実際よりもリスクが高いと認識され、旅行のキャンセルや自粛が生じ、実際には災害の影響がない地域を含め、観光地のブランドイメージ低下や観光関連産業への経済的損失が生じることが、深刻な課題となっている。そのため、観光における風評被害対策においては、災害後の観光の事業継続の観点から迅速かつ正確な情報発信が不可欠である。東京都においても、官民が相互に連携し観光復興に向けた事業継続計画等を事前に策定しておくことが必要である。

## 5. 旅行者と地域との共存共栄に資する環境整備

観光はわが国の経済を支える重要な産業である一方、近年は「オーバーツーリズム」とも称される、観光客の

急増による影響が深刻な課題となっている。東京や大阪、京都などゴールデンルートにおける一部の観光地では、交通機関や施設の混雑や夜間の騒音、食べ歩き等のゴミ捨て、トイレマナー等に関して、地域住民の生活環境等への悪影響が顕在化している。国連では2017年を「持続可能な観光国際年」とし、旅行者と地域住民との共存・共生に関する議論の機運が高まっており、観光庁でも2018年「持続可能な観光推進本部」を設置し、対応策の検討を開始した。東京都は、都内区市町村と連携の上、急増する観光客を受け入れている地域が抱えるこうした実態を調査すると共に、区市町村や地域・民間企業と連携の上、マナーの啓発等、課題解決に向けて早急に取り組まれない。

#### 6. 国内観光・アウトバウンドの活性化

観光の有力産業化に向けては、インバウンドのみならず、国内旅行消費額の8割以上を占める日本人による国内旅行や、アウトバウンドの振興を図ることが不可欠である。しかしながら、国内旅行の低迷により、国内における旅行消費額は10年間で約5兆円のマイナスとなっており、今後、国内観光の活性化に向けた戦略的取り組みが必要である。

国内旅行市場は、予算・時間ともに余裕があるシニア層に支えられているが、中長期的な市場活性化に向けては、未来を担う若年層の旅行促進が重要である。年齢が若い旅行者ほど地域にとってのリピーターになりやすい傾向があるほか、旅行経験が多いほど今後も更に旅行したいという意向を持つことを示す調査結果もある。こうしたことから、学校教育における観光関連プログラムの導入、保護者に対する旅行の理解促進、教育旅行の推進強化や若者向け優遇商品の造成等を通じ、若者の旅行経験の促進を図られたい。

### III. 具体的な意見事項

#### 1. 良質で安全・安心な受入環境の整備

東京2020大会などの大規模なイベントの開催を目前に控え、急増する訪日・訪都外国人旅行者の円滑な受入が可能なインフラの整備が急務となっている。受入拡大に伴うハード面の整備はもとより、異文化・多文化に対する相互理解の促進、多言語対応やおもてなし、声かけ等、ソフト面の整備も重要である。

##### (1) 旅行者の急増に対応する供給能力の拡大

###### ①首都圏空港の機能強化

成長著しいアジア等世界の成長力を取り込むため、訪都外国人旅行者の増加をはじめ国際競争力の強化、日本全国の地域活性化、東京2020大会の円滑な開催等の観点から、首都圏空港のさらなる機能強化が不可欠である。現状、首都圏空港は、容量面ではアジア諸国の主要都市の中でトップクラスであるが、今後の国際線旅客数等増加に向けては、さらなる容量拡大が必要である。騒音の影響等環境への配慮や地上の建築物に対する安全の確保を図りながら、空港容量の拡大と国際線の増枠に必要な施策を講じ、機能強化を着実に進められたい。

また、ビジネスジェットの受入体制のさらなる強化や、空港から都心への交通アクセスの改善を図ると共に、東京2020大会以降の方策として提案されている滑走路の増設についても、着実に検討を進められたい。

###### ②東京湾・大型クルーズ客船ふ頭の整備推進

大型クルーズ客船の入港は、多くの訪都外国人旅行者が受入可能なことから高い経済効果が見込まれると共に、停泊中は船に宿泊することから宿泊施設の不足を補うことが期待されている。東京港においては世界最大級のクルーズ客船に対応可能な「東京国際クルーズターミナル」が2020年7月開業に向けて整備が進められているが、国際クルーズ拠点形成等受入のさらなる環境整備について、官民連携により着実に進められたい。

###### ③貸切バスの需給逼迫への対応と路上混雑の解消

訪都外国人旅行者や車いす利用者等による貸切バス需要の増加に対応するため、東京都は、営業所の隣接県を臨時営業区域と認める特例措置を延長すると共に、昨今の需給状況を踏まえ、特例措置の恒久化について、国への働きかけを図られたい。また、路上混雑解消に向けた貸切バス専用駐車場の確保や予約システムの構築等について支援されたい。

###### ④交通輸送の円滑化

都内は、通勤・物流等の交通需要が集中するため、訪都観光客の安全で円滑な輸送は大きな課題である。交通拠点と観光地を結ぶ二次交通は、観光客の満足度向上や現地滞在の長期化、消費の拡大等に重要な役割を担っている。FIT・リピーターの増加にともない観光ルートの広域化が進むなか、東京都は、二次交通の充実に向けた施策を促進するとともに、首都圏の鉄道交通における混雑緩和や安全性の向上、輸送障害の改善に資する取り組みを引き続き推進するとともに、企画乗車券や共通パス関連情報等に関する情報発信についても民間の取り組みを支援されたい。

##### (2) 外国人旅行者のさらなる利便性向上

###### ①多言語対応による観光案内体制の充実

## 7. 事業 (3)意見活動

都内では、観光情報の多言語対応、災害時の情報提供や無料Wi-Fiスポットの機能を兼ね備えるデジタルサイネージ（高機能型観光案内標識）の設置が進んでいるが、観光案内体制の強化に向けて、コンテンツの充実を図りたい。

また、道路等の交通案内標識の表記改善やサインやピクトグラムによる対応行動の可視化について、より一層取り組みを進めるとともに、自動翻訳サービスや種々の情報提供アプリの提供についても、スムーズな案内対応ができるよう、関係機関とのさらなる連携を図りたい。あわせて、観光ガイド不足解消に向けて、多様なニーズに対応するガイドサービスを提供されたい。

### ②ボランティアの効果的な活用と定着

各自治体や観光協会等においては観光ボランティアが組織され、まちあるき案内や見回り等、地域交流や魅力発信、防犯等の担い手となっている。こうしたボランティア活動は、イベントの機運醸成や成功だけでなく、快適で安全・安心な訪都滞在に非常に重要な役割を担う。都内には観光案内ボランティアが不足している地域もあり、東京都観光ボランティアの効果的展開を図りたい。東京2020大会を契機として、ボランティア文化の定着を図るため、観光ボランティアのさらなる育成、活用に取り組まされたい。

### ③多種多様な文化・習慣への対応

ビザ要件の緩和やLCCの就航等を背景に、ムスリムが多い東南アジア諸国、特にマレーシアやインドネシア等からの旅行者数が過去最多を記録している。こうした国々の人口成長や経済成長により、訪都ムスリム旅行者は今後もさらなる増加が見込まれている。また、ベジタリアン・ビーガン等の旅行者も増えつつある。こうした食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、東京都はセミナーの開催やアドバイザー派遣、パンフレットの配布等をおこなっている。旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設等に対して、異なる文化・習慣に関するさらなる普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を拡充されたい。

とりわけ、ムスリム旅行者の訪日旅行受入に関しては、食事や礼拝について複数の民間団体がそれぞれ対応基準を設けているものの、統一した基準は存在せず、各基準にもばらつきがみられる。観光関連事業者がハラル対応等に取り組む際に、受入対応の均質化が図られるよう、統一したガイドラインの策定が重要である。

## (3) 旅行者・生活者双方の安全・安心の確保

### ①外国人患者受入体制の充実

病気や怪我など有事の際、訪都外国人旅行者が安心して医療を受けられるよう、東京都は医療機関と連携し、訪日外国人旅行者受入れ医療機関数の拡充および宿泊施設、観光案内所、区市町村や救急相談センター等関係機関とより一層の連携を図り、効果的な医療情報の提供に努められたい。

また、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、実際2015年度の1年間に診療・治療にあたった医療機関の35%に医療費の未収が発生している。こうしたトラブル防止の観点から、東京都は関係省庁と連携し、JNTOや在外公館、インターネット等を通じ情報発信を更に強化し、補償範囲が広い日本の保険加入を促進されたい。

### ②良質な観光サービスの提供に向けた体制整備

訪都外国人旅行者の快適な観光に向けては、観光案内体制のさらなる充実が不可欠である。改正旅行業法により、ホテル・旅館をはじめ観光案内所などの拠点においても地域体験・交流型旅行商品の企画・販売促進が可能となっている。これを機に、地域におけるコンシェルジュとして、情報提供はもとよりワンストップで観光に関する様々なサービス提供を行うことが重要である。

とりわけ、都内の一部地域では未だ観光案内所の拠点数や営業日数が十分でないとの声があり、こうした地域に対する観光案内所の設置・運営面での支援を拡充されたい。

さらには、都内のみならず成田空港など訪都外国人旅行者が多く利用する都外の空港においても、東京の観光情報が容易に入手できるよう発信強化に取り組まされたい。

### ③アクセシブル・ツーリズムの充実

障害者や高齢者等が、積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行を楽しむことができる環境づくりを意味するアクセシブル・ツーリズムを促進することは、東京2020大会の受入体制整備に資するだけでなく、増加する高齢者の旅行需要の喚起にもつながる。

こうしたことから、鉄道やバス、公共空間はもとより宿泊施設等においても幅広くユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化等ハード面の対応を着実に進めるとともに、研修や人材育成等ソフト面の取り組みも推進されたい。また、これら観光拠点におけるバリアフリー化に関する情報を旅行会社や観光案内所等と共有することで、アクセシブル・ツーリズムに適するツアーの造成や円滑な旅行を後押しされたい。

### ④安全・安心のまちづくりの推進

観光振興を持続的に進めていくうえで、東京を訪れる旅行者、東京の生活者の双方が、治安の良さや安心を実

感できるまちづくりを推進することが必要である。地域においては、自治体をはじめ商店街や自治会・町内会等と連携し、プライバシー保護に配慮した適切な運用を前提に、駅前・商店街等への防犯カメラ設置や、地域住民が担い手となっている防犯パトロールなど自主防犯活動の展開が有効である。とりわけ、防犯カメラの設置・維持管理にあたっては、多額の費用を要することから、継続支援を期待する。

## 2. 消費拡大に向けた観光資源の磨き上げ・魅力の発信

旅行地を巡る国際的な都市間競争が激しさを増すなか、東京が持つ多彩な魅力を発掘し、観光資源として磨き上げ、国内外に広く発信していくことが重要である。

訪日・訪都外国人旅行者は近年、個人客（FIT）化、リピーターが増加していることから、「コト消費」による消費拡大策が重要である。

### （1）観光の視点に立ったまちづくりの推進

#### ①景観の改善・保全に向けた電線類の地中化・無電柱化の推進

電線類の地中化・無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保や良好な景観の形成等に寄与する一方、多額の費用を要し、関係者の調整に時間がかかることなどから、東京23区の無電柱化率は8%と諸外国に比べ進捗が遅れている。東京都は、道路管理者や電線管理者、地方公共団体等の関係者と連携し、PFI手法の活用や低コスト手法の導入等により、都心部や観光地などを中心に無電柱化の取り組みを加速されたい。

#### ②まち歩き観光を促進する街路空間等の整備

交通量の多い都心部や観光地において、旅行者が安全で快適なまち歩きを楽しむためには、車中心から歩行者中心の街路空間の整備が欠かせない。地区内外を連続させた歩行者ネットワークの形成による安全性・回遊性の確保や路面温度の上昇を抑制する保水性舗装・遮熱性舗装、街路樹整備等が必要である。また、イベントやマルシェ等を開催するための広場の整備や滞在時間拡大につながるベンチ・公衆トイレ等の設置を推進されたい。

#### ③自転車走行空間の整備とシェアサイクルの利用促進

自転車は、観光における移動手段や公共交通の補完的な役割を担うものとして重要な役割を果たしている。東京都は、自転車通行空間の計画的な整備推進や、地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進等、自転車の活用促進に必要な措置を講じられたい。また、シェアサイクルのさらなる普及促進に向けた、利便性の高い都道等へのシェアリングポート設置促進について、官民連携により引き続き取り組まれたい。

### （2）観光資源の磨き上げによる賑わい創出

#### ①文化芸術の集積を活かす環境整備の促進

東京は、地域の伝統文化に根差した祭りから最先端の現代文化まで、多彩な文化資源を有する。六本木・渋谷・上野・池袋・新宿・浅草・東京駅周辺等には、多様な文化施設が集積しているほか、練馬・杉並はアニメ関連企業、城東地区は伝統工芸品や下町文化の集積地でもある。また、アニメ・ゲーム等ポップカルチャーで有名な秋葉原や、ファッションを中心とした若者文化を世界に発信する街・原宿など個性溢れる地域が数多く存在する。こうした各地域における多様な特徴を持つ文化芸術の集積を活かし、東京全体の魅力を向上させ発信することが極めて重要である。これら文化芸術の集積を活用し、インバウンド需要に対応するため、文化芸術施設の開館時間延長や夜間公演の充実、施設周辺の飲食サービスや観光施設との連携等が必要である。

#### ②商店街の空き店舗等を活用した交流人口の拡大

地域に点在する商店街の空き店舗や廃校等の「空き建築物」は、地域の観光資源やコミュニティスペースとして活用することで、交流人口の拡大に寄与できる。しかしながら、建築基準法の規制上、既存不適格建築物となる場合が多く、用途変更を行う場合は、現行基準に合わせるための改修を行った上で建築確認申請を行う必要があるだけでなく、相当の費用が必要となることや、建築物本来の味わいが失われてしまうといった問題がある。地域に眠るこうした空き建築物の再利用が促進されるよう、建築基準法上の規制に関する課題検討とともに、その支援策を推進されたい。

### （3）公的インフラ・施設を活用した観光拠点の整備

#### ①水辺空間の賑わい創出と舟運の活性化

水辺空間は、近年、河川法の運用の弾力化により河川のオープン化が図られているものの、民間事業者への十分な浸透が進んでおらず、他の観光先進国に比べ活用が進んでいない。民間事業者等との連携を通じ、川沿いを歩ける遊歩道の整備やライトアップによる演出、ナイトライフを楽しめる場の確保などを進められたい。

また、舟運の活性化に向けては、新たなルート開発に対する支援や運航手続きの簡素化を国に働きかけるとともに、川幅や川底の環境整備等を推進されたい。あわせて、行政が設置・管理する船着場の利用拡大や利用条件統一等により舟運事業者の利便性向上を図ると共に、案内誘導サインや統一ロゴマークの整備等により利用者の利便性向上を図られたい。

②都市公園・海上公園を活用した都市の魅力向上

東京には、多くの都市公園や水辺でレクリエーションを楽しめる海上公園が整備されている。こうした緑とオープンスペースは、これまでも観光振興や賑わいの拠点として、地域の活性化等に寄与してきたが、今後はさらに地域の特性やニーズに応じた整備・管理運営を促進する必要がある。設置管理許可期間の延伸や建ぺい率緩和等の規制緩和により、民間事業者等が公園の魅力向上に寄与する飲食店や売店等施設の設置に併せ、広場や園路等の公園施設を一体的に整備する仕組みを構築し、地域の観光・交流拠点となる都市公園の整備を推進されたい。また、都市公園の占用許可の特例を活用した観光案内所やサイクルポートの設置も普及促進が期待される。

(4) スポーツ・文化芸術・食文化に着目した観光資源の活用

欧米からの旅行者は、日本の歴史や伝統・文化体験に対する期待が大きい。文化財や伝統工芸、祭り、アニメ等を観光資源として活用することは、わが国への誘客を促し新たなファンづくりにつながるため、都・国・地域が一体となり、地域の観光振興を強力に推進していくことが求められる。

また、日本が誇るべき優れた伝統工芸品については、その魅力を広く海外に発信していくためにも、伝統工芸品産地のブランド化による魅力向上や旅行者受入等の環境整備を進めていくことが重要である。

加えて、日本ならではの伝統的な食・食材や生活体験、農村地域との交流を提供する「農泊」は、インバウンドの地方への誘客拡大と地方創生の観点から有効な取り組みであり、ソフト・ハード両面での受入環境整備や国内外への効果的なPR、推進体制整備等を促進されたい。

(5) 多様な国・地域に向けた観光プロモーションの展開

①欧米豪等の観光先進国に向けた誘客促進

東アジアからの訪日旅行者が全体の約7割強を占める一方、欧米豪からの旅行者は約1割に留まる。欧米豪は日本の歴史・文化に高い関心を有し、かつアジアに比べ長期の滞在と高い消費が見込まれることから、JNTO海外拠点の機能強化や在外公館等を活用した日本紹介事業等の促進を通じ、国・市場別のきめ細かいプロモーションを強化されたい。

また、プロモーションの展開にあたり、海外からの評価が高いわが国のコンテンツの現地における活用は、訪日意欲を喚起する有効な手段となる。日本各地の地域テレビ局が制作した観光番組や地域の祭り・伝統芸能等コンテンツの海外発信を通じて、わが国の魅力を常時展開するとともに、魅力あるコンテンツの供給を支援する施策の充実を図ることが重要である。

②外国人目線を取り込んだプロモーションの拡充

団体旅行から個人旅行(FIT)へのシフトに伴い、訪日外国人観光客が旅行情報を得る手段は、ウェブサイトやSNS・個人のブログ等が主流となっている。こうしたFITやリピーターの増加や体験型観光への関心に対応するためには、海外現地の環境に応じた適切なPRや、外国人目線に立ったプロモーションが有効である。東京都においては、国やJNTOとの連携により、海外現地の訪日メディアへの広告掲載や海外のブロガー・インフルエンサー活用等により、東京の魅力をより多くの外国人に認知させ、訪都旅行への動機付けを一層強化されたい。

3. 安定的な消費拡大に向けた観光経営

地域や事業者がインバウンド対応力の向上を図り、観光需要を的確に取り込むことが重要である。そのため、宿泊施設の充実や観光統計の整備・活用が必要である。また、ビジネス需要であるMICE誘致の促進により、安定的な消費拡大を図ることが重要である。

(1) 観光需要獲得に向けた取り組みの強化

①事業者が実施する多言語対応のさらなる支援強化

観光関連事業者をはじめ観光分野への参入を図る事業者等がインバウンド需要を取り込めるよう、多言語対応をはじめ商品・サービス開発に資するマーケティング、人材育成等、インバウンド対応力の向上に向けた支援の強化を図られたい。

②消費税免税制度拡充後の円滑な対応促進

外国人旅行者向け消費税免税制度については、2020年度からは、現行の紙による免税販売手続を電子化することが明記されている。本件については、業界団体等への十分なヒアリングを踏まえ、中小・小規模店舗が過度な負担なく円滑に移行できるよう、十分な周知・浸透および支援策を講じられたい。

(2) 宿泊施設の充実と多様化

①旅行者ニーズ・安全確保に向けた改修等への支援

外国人のニーズにあった、トイレ等施設の改修や外国語の案内表記、無料公衆無線LANの設置、泊食分離料金の導入、カード決済への対応、ICT活用による業務効率化等のイノベーションに積極的に取り組む事業者へ

の支援を継続されたい。また、旅館の安全性の確保は、災害時等の避難施設としての利用にも有効であることから、改正耐震改修促進法に基づく耐震診断に対する助成、加えて改修工事に係る支援を拡充されたい。さらに、宿泊施設の新設・更新に対する民間投資を促進するため、税制上の優遇措置や地域活性化ファンドの活用、公的融資制度の充実など金融上の支援措置を拡充されたい。

## ②健全な民泊サービスの推進

「健全な民泊サービス」の実現に向けては、地域の特性やニーズを踏まえたうえで、衛生・安全の確保と観光の促進を両立させることが不可欠である。住宅宿泊事業法（民泊新法）では、年間180日を上限に全国で民泊の実施を可能とする一方、自治体が定める条例による上乗せ規制を可能としていることから、国と自治体との間で温度差が生じている。従って、民泊の実態把握に取り組むことに加え、客観的に分析可能なデータの収集を図り、一定期間経過後には条例の見直し等の必要な措置を講じられたい。併せて、旅館業の許可を得ない、または民泊の届出を行わずに営業を行う、いわゆる違法民泊の撲滅に向けた取組を徹底されたい。

### (3) 統計の整備と観光ビッグデータの利活用促進

国は、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化する「RESAS（地域経済分析システム）」を提供している他、訪日外国人の国内での移動等が分析可能な「FF-Data（訪日外国人流動データ）」を作成・公表している。観光産業における計画や戦略立案には、基礎情報となる地域別の旅行者数、宿泊施設の客室数・稼働率や空港容量、交通手段、通信環境等、正確かつタイムリーな情報が不可欠であることから、東京都は国と連携し、こうした観光関連統計の整備を引き続き強化されたい。あわせて、地域・民間事業者等が、こうした統計情報をマーケティングに活用し、外国人旅行者のニーズや満足度、行動等の情報収集・分析を容易に行うことができるよう支援を強化されたい。

### (4) MICE誘致の促進に向けた取り組みの加速

#### ①ユニークベニューの充実と活用促進

MICE誘致には、レセプションやアフターコンベンション等の魅力向上に資する、ユニークベニューの充実が重要な要素となる。東京都においては、都立施設や歴史的建築物等を活用したユニークベニュー事例の展開について、国と連携しながら、周知、公表に引き続き取り組まれたい。また、民間事業者がそれらを積極的に活用できるよう、消防法や文化財保護法など各種規制の緩和等について、国へ働きかけを行う等により、活用促進を図られたい。

#### ②企業が行う会議・報奨旅行の誘致促進

アジア地域におけるMICE誘致競争が激化するなか、2017年の東京における国際会議の開催件数は269件（UIA基準）と、MICE開催都市としての地位は着実に向上しているものの、シンガポールやソウルなど競合都市に比べると未だ遅れをとっている。MICEはサプライチェーンの裾野が広いことから、地域への高い経済波及効果やビジネスの産業振興が期待されている。

特に、企業が行う「『M（Meeting：会議・研修・セミナー）』と『I（Incentive Travel：報奨・招待旅行）』」（M・I）については、国際会議等と比べ国際比較の基準や統計がないため、実態の把握が困難となっている。M・Iは、訪日外国人旅行者数や旅行消費額に高い効果が期待できることから、東京都は、旅行関連産業と連携のもと、M・Iに関する実態把握に努めると共に、企業誘致への効果的な支援策を検討されたい。

#### ③MICE参加者への消費拡大に向けた働きかけ

一般旅行者と比べて、ビジネス旅行者であるMICE参加者の消費額は大きく、地域への経済波及効果が高いため、消費拡大に向けて観光プロモーションを強化することが重要である。東京都は、MICE開催による周辺地域への経済波及効果を図るべく、MICE主催者に対して近隣の商業地域・観光資源等に関する積極的な情報提供を行うとともに、公共交通機関等を用いてMICE参加者に都内回遊を促すための仕組み構築を検討されたい。

## 4. 観光産業の持続的発展に向けた取り組みの強化

観光人材の不足や観光需要の都市圏一極集中が続くなか、観光産業をビジネスの視点で捉え、持続的に発展させることが重要である。そのため、観光関連産業の生産性向上や多様な人材の活躍促進が必要である。また、各地域との連携による相互送客などの取組を通じ、経済波及効果をゲートウェイである東京から日本全国に拡大していくことも必要である。

### (1) 観光関連産業の生産性向上と人材確保・育成

#### ①宿泊業の生産性向上支援

観光関連産業は労働集約型産業が多いことから、他の産業に比べ労働生産性の低さが指摘されている。とりわけ、飲食・宿泊業の生産性向上にはICT等の利活用が有効であるが、資金やノウハウ不足により踏み出せない

## 7. 事業 (3)意見活動

事業者も多い。東京都は国との連携により、基幹業務へのクラウド型ICTの導入や、オペレーションの効率化等、宿泊施設の高度化に向けた支援を継続されたい。また、宿泊施設単体への支援に加え、宿泊施設間の連携や好事例の共有等、地域全体の付加価値向上に資する面的支援、業界全体の活性化支援に取り組みたい。

### ②多様な人材の活躍促進

観光産業においても人手不足が深刻さを増すなか、若年層や女性、高齢者に加え、高度な知識や語学能力を有する外国人等、多様な人材の活躍を促進していくことが求められる。本年4月から、人手不足が深刻な分野を対象に新たな在留資格「特定技能」が創設され、5年間で34.5万人を上限に受入れるとする方針が示されている。観光関連産業にとっては外国人観光客に対するサービスの充実に期待する声がある一方、中小企業からは「具体的にどのような手続きを経て受入れれば良いのか分からない」といった声が聞かれる。東京都におかれては、企業と外国人材との就職マッチング支援や外国人材採用に関する相談窓口など、各種支援制度を充実させるとともに、積極的な周知啓発を行い、国と連携のもと中小企業の外国人材受入れに向けた環境整備に取り組みたい。

### (2) 長期滞在の促進に向けた日本各地の連携強化

#### ①広域周遊観光の世界水準への改善

関東地方では、一般社団法人関東観光広域連携事業推進協議会が主体となり海外プロモーションの展開等に向け取り組みを進めている。東京2020大会およびその先を見据え、東京都は、協議会、国（観光庁・関東運輸局）および地方自治体・民間企業等と連携し、広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業として、共同にプロモーション等を実施することにより当該ルートの認知・普及を進められたい。

#### ②大都市と地方の地域間連携と観光復興の促進

わが国のゲートウェイとなっている都市の情報発信力や注目度を活かし、地方の魅力伝えるショーケースとして都市の空間を戦略的に活用することは、観光復興の促進および広域連携の有効な手法である。従って、大都市と地方が共に栄える地方創生の実現に向けて、オープンスペースや観光情報センター、民間施設等において、地方の伝統芸能・祭り・食のイベント開催を促進するとともに、このような全国各地への旅行者送客に貢献する取り組みを支援されたい。

### (3) 地域の観光関連団体の連携・活動強化

#### ①地域DMO・観光協会等への継続的な支援

国内の多くの地域において、観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版DMOが組織され、固有の資源を活かした取り組みが進められているが、戦略的な旅行者の呼び込みや事業の進捗など成果に差が出ていることも事実である。東京都は、こうした日本版DMOの活動に対し、組織運営や資金調達の支援継続を働きかけられたい。

#### ②国や都内基礎自治体の施策との連携

東京都における観光振興予算が継続的に拡充されるなか、安定的に持続した観光都市経営を推進するためには、地域・事業者が観光産業の成長に速やかに対応することが重要である。そのため、地域・事業者が各種観光施策に関する情報を効率的に入手のうえ、その十分な活用を図る必要がある。従って、東京都は、国や他自治体の観光関連施策の連携・調整を図るとともに、庁内の観光関連施策を総合的に調整することにより、オール東京、オール日本で一体的・総合的となって取り組むことが求められる。

#### ③都内観光関連団体との連携強化

公益財団法人東京観光財団は、行政と民間をつなぐ都内唯一の広域観光団体として、意見交換の場の創出等を通じて、観光協会、商工会議所等の都内観光関連団体や民間事業者との連携強化を図り、行政区域をまたぐ横断的・広域的な地域の魅力創出等に取り組むべきである。

以上

2019年度第9号

2019年7月11日

第719回 常議員会 決議

<提出先> 東京都知事・幹部

<実現状況> 「PRIME観光都市・東京東京都観光産業振興実行プラン～東京2020大会に向けた重点的な取組～」に基づく東京都の観光施策において、本意見書の「重点的な意見事項」および「良質で安全・安心な受入環境の整備」「消費拡大に向けた観光資源の磨き上げ・魅力の発信」「安定的な消費拡大に向けた観光経営」「観光産業の持続的発展に向けた取り組みの強化」各分野において、東商の意見が多数反映された。

## 10. 国の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、個人消費は依然として力強さに欠けるものの、人手不足対応の省力化など民間企業の設備投資は底堅く、内需は比較的堅調である。一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱などリスク要因の広がりによる世界経済の緩やかな減速を受け、輸出が減少するなど、先行きの不透明感が増している。とりわけ、世界各国への保護主義の広がり、グローバリズムの恩恵を享受してきたわが国にとって憂慮すべき状況にある。本年10月に予定されている消費税率引上げによる需要の反動減や東京オリンピック・パラリンピック特需の終了など、今後の景気への影響を懸念する声も聞かれている。令和の新時代に、わが国の成長する力を育てていくためには、日本の企業数の99.7%、雇用の約7割、付加価値額の約5割を占める中小企業・小規模事業者が新製品・新サービス開発などのイノベーションに取り組み、新たな価値を生み出すことで、稼ぐ力を向上していくことが必要不可欠である。

現在、中小企業は深刻さを増す人手不足にともなう経営の持続性確保に直面している。働き方改革に取り組み、外国人材や女性、高齢者など多様な人材を活用するとともに、収益力を増やし、付加価値増大を図る必要がある。中小企業が経営の持続性を確保するためには、生産性向上が必要不可欠であり、その切り札となるのはICTの活用である。「Society 5.0」の到来に代表されるICT技術の急速な進展へ対応し、IoTやAI、ビッグデータ、ロボットなど新たな技術を取り込むことで、新製品や新サービス開発につなげるとともに、業務効率化を進める必要がある。一方、不公正な取引環境や不合理な商慣習が中小企業の実業性向上を阻害していることから、サプライチェーン全体で是正する取り組みを進めるとともに、本年4月より開始された大企業の働き方改革の影響が中小企業に及ぼされないよう、公正な取引環境実現のための監視や指導を徹底すべきである。

また、経営者の高齢化に伴う大企業承継時代への対応も喫緊の課題である。抜本拡充された事業承継税制の利用を促進するとともに、後継者不在の企業に対する第三者承継の推進など、引き続き中小企業の価値ある事業の円滑な承継に取り組んでいく必要がある。

上記の課題解決へ向けた取り組みは自助努力が前提ではあるものの、経営資源の限られた中小企業・小規模事業者には限界があることから、政策面での後押しや環境整備・制度改革をきめ細やかに行うべきである。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。また、いずれの施策・制度においても、中小企業が必要な情報を入手できるよう積極的に周知するとともに、複数年度での補助金執行など、中小企業のニーズや実態に即した仕組みづくりと運用を図られたい。当商工会議所は、中小企業の持続的成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれたい。

記

### I. イノベーションと新たな価値の創造に向けた挑戦に対する支援

#### 1. 新製品・新サービス開発に対する支援

##### (1) 新市場や成長産業進出に向けた取り組みの後押し

第四次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、業種や企業規模を問わず、新製品・新サービスの開発によるイノベーションに取り組む必要がある。中小企業においても、変化へ対応し新たな取り組みを検討しているものの、経営資源の不足により挑戦を躊躇する企業も多い。中小企業の前向きな挑戦を後押しすべく、アイデアの検証から研究開発に要する費用を助成する制度を創設されたい。あわせて、挑戦する企業をさらに後押しする「中小企業技術革新制度(SBIR)」においては、各省庁におけるSBIR特定補助金への指定増加などにより、より多くの中小企業へ参入機会を提供されたい。

「ものづくり・商業・サービス生産性向上支援補助金」は、設備投資促進により中小企業・小規模事業者の革新的な取り組みを支援するものとして多くの事業者に活用され、新製品・新サービスの開発や生産性向上につながっている。より多くの企業のチャレンジを後押しすべく、事業展開や成果に関する事例を発信し、当初予算で措置する予算額を含め全体の予算額を拡充するなど、引き続き支援を継続されたい。

#### 【要望内容】<経済産業省>

- 新製品・新サービスに係る事業構想の検証から開発までの支援(検討・開発に要する原材料費や外注加工費、市場調査費用などを助成する制度の創設)
- 中小企業技術革新制度(SBIR)の拡充
- ものづくり・商業・サービス生産性向上支援補助金の継続・予算額の拡充
- 新製品・新サービス開発に資する「攻めのICT投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
- 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)の継続・強化

##### (2) 先端技術への対応や導入に向けた支援

新製品・新サービスおよびビジネスモデルの開発を促進するためには、個社の取り組みに加え、産業全体

による取り組みを推進する必要がある。データを介して機械と技術、人がつながり、経済発展と社会的課題の解決につながる「Society 5.0」の実現に向けて、IoTやロボット、AIなどの新技術導入や、流通BMSやFinTechに代表されるプラットフォームの変革を強力に推進すべきである。一方で、その大きな変革の波に取り残され、バリューチェーンやサプライチェーンから退出を迫られる中小企業・小規模事業者がないよう、きめ細やかな支援が必要である。

また、大学や研究機関による支援を強化するとともに、新技術を持つ中小企業の発掘と活用推進を行うべきである。新技術の導入に際しては、実証や実現可能性に係る調査を慎重に行う必要があることから、その取り組みを行う中小企業にノウハウを提供するとともに、費用に対する補助制度を創設されたい。

【要望内容】＜経済産業省、内閣府＞

- 「Society 5.0」の実現に向けたプラットフォーム変革の促進（流通BMSやFinTech等）および中小企業への導入支援
- IoT、ロボット、AIなど新技術の積極的な活用、およびそれらを用いた新たな事業分野や成長産業に対する参入支援、好事例の周知強化
- 新技術導入にあたっての実証や実現可能性調査に関するノウハウの提供、費用補助制度の創設
- 中小企業の先端技術導入に向け、大学や研究機関の協力による専門家の指導や設備提供などの支援強化

### (3) オープンイノベーションの加速化に向けた支援

新製品やビジネスモデルの創出に関して、産学公や企業間の連携による取り組みは、各々の弱みを補完するとともに、強みが掛け合わされることで相乗効果を生み出し、付加価値を一層高めるものとして有効である。マッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成を強化されるとともに、コーディネーターと大学などとのマッチングにも取り組まされたい。

さらに、中小企業にとって知的財産は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。中小企業の特許料金一律半減制度など各制度について分かりやすく丁寧に周知を行い、中小企業における知的財産の創造や活用を促進されたい。

【要望内容】＜文部科学省、内閣府、経済産業省、特許庁＞

- 大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の継続・強化（再掲）
- ベンチャー企業と既存企業とのマッチング支援
- 中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催

## 2. 中小企業の挑戦を後押しする事業性評価融資の推進

わが国経済の緩やかな改善傾向と金融政策なども相まって、中小企業においても利益率の改善が見られ、2018年度中小企業白書によると、資金繰りDIはリーマンショック以前の水準を超えて、回復基調にある。一方で、当商工会議所の調査によると、民間金融機関の貸出姿勢DIは2015年10-12月期を境に、緩やかな悪化傾向にあり、中小企業の中にはスムーズに資金を調達できていない企業も見受けられる。今後の中小企業のさらなる成長を後押しすべく、積極的な金融支援を図られたい。

2016年に「金融仲介機能のベンチマーク」が公表され、今後「金融検査マニュアル」の廃止が予定されている。金融庁におかれては、金融機関が、以前の担保・保証に依存する融資姿勢を改め、事業の内容や成長可能性など企業の事業性を適切に評価し、融資や本業支援を図るよう、引き続きの指導を図られたい。企業の事業性を適切に評価する入口として、金融機関と経営者とが同じ目線で企業の状態を把握し、情報の非対称性解消に資する「ローカルベンチマーク」は極めて有効である。しかし、中小企業経営者の認知度が未だに低いことから、金融機関より活用促進を図るよう取り組まされたい。

また、現在、運転資金を含め企業の借入は長期融資が大半であり、企業の運転資金構造に即した借入形態となっていないのが実態である。金融機関は、企業の事業を真に理解するとともに、適した融資形態を使用すべきである。特に、専用当座貸越は、企業のキャッシュフローの改善が図られるだけでなく、金融機関にとっても、継続的なモニタリングを通じて、より企業の実態把握が可能となることから活用の促進を図るべきである。

2013年に公表された、一定の条件下で経営者の保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」は、挑戦する中小企業、創業して間もない経営者、事業を承継しようとする企業の後押しを図るものである。しかし、その認知度は十分とはいえず、当商工会議所が行った調査においても、「金融機関から説明を受けたことがない」との回答は半数を超えている。そのため、中小企業の身近な存在である金融機関より、「経営者保証に関するガイドライン」について周知の徹底を図られたい。他方、中小企業においては、法人と経営者との関係の明確な区分・分離や、財務基盤の強化、経営の透明性確保などの対応が求められることから、金融機関による企業の適切な評価を可能にすべく、金融機関と密にコミュニケーションを図っていく必要がある。

中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けて、ローカルベンチマークや知的資産経営書の作成支援などの経営支援強化や、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供を講じられたい。

また、信用保証協会では、2018年4月より「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取り扱いを始めた。しかし、経営者保証を不要とするための要件は厳しく、中小企業・小規模事業者が容易にクリアできるものではないことから、要件の見直しを図るとともに、事業者への普及促進を図られたい。

**【要望内容】<経済産業省、金融庁>**

- 「金融検査マニュアル」廃止後を見据えた事業性評価融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用、企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
- 「経営者保証に関するガイドライン」のさらなる活用に向けた経営者に対する周知強化、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供の推進
- 中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた支援強化
- 信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件緩和、および周知活動の徹底、事業性評価の推進
- 経営デザインシートの活用促進など、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及推進
- 「知財ビジネス評価書」や「知財ビジネス提案書」について、金融機関のさらなる理解促進と作成支援事業（中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業）の周知強化

### 3. 取り組みの実態に即した施策の運用

中小企業のさまざまな取り組みを後押しする上では、ニーズに応じた支援施策を設けるとともに、利用を促進する仕組みづくりが必要である。一方で、平成30年度第2次補正予算で措置されたものづくり補助金について、公募開始から第一次締め切りまでの期間が5日間、採択から実行完了までが8か月間であるなど非常に短期間であり、中小企業の経営者には利用しづらい仕組みとなっている。高い挑戦意欲を持ち、新たに施策を活用して取り組みを行おうとする中小企業・小規模事業者の利用機会を確保するため、公募期間や採択から設備設置・実行完了までの期間を十分に設けられたい。

また、近年、各施策の利用が相互の加点要素となるなど、企業のさまざまな取り組みを後押しする仕組みとなっているが、同時に、中小企業にとっては複雑で分かりづらい制度となっている。「ミラサポ」ほかWEBサイトなどを通じて事業者に分かりやすく周知するとともに、よりニーズや実態に即して簡素化を図られたい。

**【要望内容】<財務省、総務省、経済産業省>**

- 十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～設置・実行までの期間拡大
- 各施策の単年度での予算措置の見直し
- 複雑化する加点要素などを整理した、事業者に対する各施策の分かりやすく迅速な周知（「ミラサポ」の運用改善）

## II. 稼ぐ力創出への取り組み支援

### 1. ICT活用の“発火点”に向けた支援強化

ICTの利活用は、企業の規模や業種を問わず、業務効率化や生産性向上を考える際に避けては通れない道である。一方で、当商工会議所のアンケート調査では、「活用している」と答えた企業は直近の2年間でも半数ほどに留まっており、特に小規模事業者からは、「必要性や具体的な活用イメージを持ってない」といった声が聞かれている。ICT利活用による生産性向上を地域の中小企業・小規模事業者全体に広げ、ICT利活用の“発火点”につなげる上では、専門知識とICTツールを提供できる情報サービス業の事業者が大きな役割を担うこととなる。その役割を安定的に果たすには、比較的小規模な情報サービス業事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、従業員数6人以上20人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援を受けることのできる制度を構築すべきである。

「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」は、初めてICTツールを導入する事業者にとっても活用しやすく、今般、補助上限額が大幅に引上げられたことで、対象となるツールの拡充も期待されている。本事業などを利用して生産性向上を実現した好事例の周知により、未活用の事業者に対してICTツール導入の必要性に対する「気づき」を促すとともに、導入前の経営診断や業務見える化で費用対効果の検証を支援することが導入の後押しとなる。さらに、導入後のフォローと効果測定から改善策の検討につながるPDCAサイクルの確立が重要となるため、伴走型支援を強化すべきである。

また、人手不足が深刻化する中であっては、ICTなど新たな技術の導入を検討しても、「社内で使いこなせる人材がない」「従業員に活用法を指導する余裕がない」といった事由から、具体的な取り組みに至らなかったり、想定していたような成果が上がらない場合もある。ICT導入による成果を最大化するため、中小企業の社内でICT導入や活用を先導する人材の育成支援を強化されたい。

【要望内容】<経済産業省、総務省>

- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「5人以下」から「20人以下」への拡大
- ICTツール導入・活用のPDCAサイクル確立に向けた、専門家や地域の情報サービス業事業者による伴走型コンサルティング支援強化（サービス等生産性向上IT導入支援事業の継続・拡充（予算額の拡充、ハードウェアへの対象拡充、補助率の引上げ（2分の1→3分の2）、および下限額の撤廃）および導入事例の積極的な発信
- 中小企業経営者・従業員のITリテラシー向上に対する支援（ITパスポートや情報処理技術者試験、ITコーディネータなどIT資格取得の奨励や助成等）
- 中小企業でICTツール導入や活用を進める上で中核となる人材育成の強化（生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練や職業訓練員・講師派遣などの支援拡充）
- 「身の丈IT」促進に向けた、「スマートものづくり応援隊」などによる知識習得支援および導入事例の積極的な発信
- 生産性向上およびサプライチェーンのデジタル化に資する中小企業共通EDIの普及促進

2. 働き方改革や多様な人材の確保・活躍推進

(1) 中小企業の働き方改革の後押し

「働き方改革」は、これまでの労働慣行や社会の変革を促し、生産性向上と多様な人材の活躍を推進するきっかけとなるものであり、「働き方改革関連法」の考え方にも基本的に賛同する。同法は本年4月より施行されているが、人手不足が深刻化する中、祝日の増加も重なって、対応に苦慮する声が都内中小企業から多くあがっている。引き続き、同法の内容や中小企業における取り組みの好事例について十分な周知を行うとともに、働き方改革推進支援センターでの相談対応や、環境整備に対する助成の拡充など、企業内の体制整備に対するきめ細やかな支援を行うべきである。特に、時間外労働の上限規制に関しては、行政官庁の助言・指導について、「中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮する」との規定が盛り込まれていることから、各地の労働基準監督署における中小企業への丁寧な対応を徹底するよう求める。

また、先行して取り組みを始めた大企業からの要請で、現状の人員体制では対応できないほどの納期短縮や発注量の増加などが発生し、長時間労働を強いられている中小企業も多い。個社の取り組み支援とあわせて、中小企業の働き方改革を進める適正な取引環境整備のため、大企業の働き方改革によるしわ寄せ防止に向けた監視を強化されたい。

【要望内容】<厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会>

- 中小企業の働き方改革への取り組みに対するきめ細やかな支援（働き方改革推進支援センターでの相談対応、企業の環境整備に関する助成拡充）
- 「同一労働・同一賃金」や「時間外労働の上限規制」など、「働き方改革関連法」の内容の周知徹底と好事例の周知による中小企業の取り組み促進
- 行政官庁による中小企業への助言・指導について、「配慮規定」を踏まえた対応の徹底
- 大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止に向けた監視強化

(2) 中小企業の実態を踏まえた最低賃金の引上げ水準の決定

近年、最低賃金については、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府目標により、中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、大幅な引上げが続いている。くわえて、6月21日に閣議決定された「骨太の方針」では、「中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む」としつつも、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という新たな政府目標が設定された。

当商工会議所がかねてから主張しているとおり、最低賃金の審議では、名目GDP成長率をはじめとした各種指標はもとより、中小企業の賃上げ率（2018年：1.4%）など中小企業の経営実態を考慮することにより、納得感のある水準を決定すべきである。政府においては生産性向上や取引適正化への支援などにより中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備されたい。

【要望内容】<内閣府、経済産業省、厚生労働省>

- 最低賃金の審議においては名目GDP成長率をはじめとした各種指標はもとより、中小企業の賃上げ率など中小企業の経営実態を十分に考慮すること
- 生産性向上や取引適正化への支援などにより中小企業が自発的に賃上げできる環境を整備すること

(3) 多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

労働力の減少という構造的問題を抱える中、中小企業の人手不足はかつてないほど深刻化しており、事業

継続が危ぶまれる企業も出始めている。今後わが国が経済規模の縮小を防ぎつつ、成長し続けるためには、外国人材、女性、若年層、高齢者といった多様な人材を確保し、活躍できる環境を整備することが必要である。

今般の新たな在留資格「特定技能」の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受け入れることが想定される一方、外国人材が日本人と同等に活躍するためには、受入れる企業が外国人材の文化や慣習を理解し、社内体制を整備しなければならない。したがって、本制度に関する周知およびマッチングに対する支援のほか、受入れ企業の担当者を対象とした研修事業を創設するなど、中小企業の外国人材受入れに対する支援に取り組まれない。

「生涯現役社会」の実現に向けて、「高齢者」のさらなる労働参画が期待され、その推進にあたっては、企業の自主的な取り組みを後押しすることが必要である。中小企業における高齢者雇用の取り組みに関する好事例を周知するとともに、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ拡充、高度な技術や知識・経験・ノウハウを有する大企業などOB人材と中小企業とのマッチング強化などに取り組まれない。

「女性」については、中小企業における一般事業主行動計画の策定を一層後押しするため、仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に取り組まれない。くわえて、人材採用や消費者・取引先へのPR効果など女性活躍推進法に関する周知と取り組みの好事例の発信強化を進めるとともに、一般事業主行動計画を策定した事業者に対するインセンティブを拡充されたい。

「若年層」に対しては、職業観や就業観を醸成し、将来の主体的な職業選択につながる取り組みとして、インターンシップ・職場体験が有効であるが、中小企業にとっては、実施時における人員配置や費用が大きな負担となっている。インターン生受入れへの動機づけとなるよう、中小企業に限り、学生が自ら希望する場合は、インターンシップ・職場体験で得た学生情報を、広報活動・選考活動解禁後、採用活動に活用できるようにすべきである。

**【要望内容】** <厚生労働省、内閣府、文部科学省、法務省>

- 中小企業の外国人材受入に対する支援（受入れ企業の外国人材支援責任者・担当者を対象とした研修事業の創設、公的機関による外国人材への支援体制整備、受入業種・分野のさらなる拡大等）
- 高齢者の活躍推進に関する好事例の周知、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化
- 大企業から中小企業への労働移動の促進（産業雇用安定センターによるマッチング支援強化）
- 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（女性活躍推進法の周知、一般事業主行動計画策定に関する周知強化およびインセンティブ拡充、待機児童解消や放課後児童クラブの拡充等）
- 若年層の採用に対する支援（インターンシップ・職場体験推進に向けた負担軽減やノウハウの提供、中小企業限定での学生情報活用、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの拡充）等）

**(4) 新たな挑戦や生産性向上のための人材育成に対する支援**

深刻な人手不足の中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、新たな事業展開や生産性向上を担う人材を育成することが不可欠である。しかし、中小企業・小規模事業者は経営資源が乏しく、自社だけで人材育成の体制整備を行うことは難しい。そのため、ICT関連のスキル強化など産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発を通じて、中小企業の人材育成を支援されたい。なかでも、ものづくりの現場では、技術者の高齢化による技能の承継が困難であることや、労働集約的なサービス産業では生産性向上に関するノウハウが乏しいなどの課題も多いことから、中小企業の技能承継に向けた支援メニューをさらに拡充されたい。

一方、IoT、AIなど新たな技術革新に対応するため、また、転職・再就職などにより新たな職域にチャレンジする人材を支援するため、社会人の「学び直し」（リカレント教育）は欠かすことができない。労働者の就業年数の伸長が予想される中、今後、キャリアチェンジを迫られる中高年齢層が増加することが見込まれる。このため中高年齢層が新たな技術・スキルを身につける契機として人材開発支援助成金を活用できるよう、例えば50歳以上の従業員を受講させた際に助成率を引上げるなど、制度のさらなる拡充が望まれる。

従業員の健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上への効果が認められ、中小企業での取り組みが全国的に拡大し始めているが、一層の普及を図るとともに、とりわけ実践に向けた支援の強化に努められたい。同時に、スポーツ実施率の向上では、特に働き盛り世代の20代～50代へのアプローチが課題であり、従業員の健康増進に向けた職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充を図られたい。

**【要望内容】** <厚生労働省、経済産業省、文部科学省>

- 産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発の充実
- ものづくりの技能承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進等）
- 「社会人の学び直し」（リカレント教育）に取り組む企業に対するインセンティブの付与（人材開発支援助成金の助成対象拡大、および中高年齢層に新たな技術・スキルを習得させる際の助成率引上げなど、制度のさらなる拡充）

○健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家を活用した実践支援および、職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充

### 3. 生産性向上を阻害する取引環境の是正

新製品・新サービスの開発や生産性向上など、各企業の前向きな取り組みを促進するためには、それを阻害する不公正な取引環境や不合理な商慣習の改善にサプライチェーン全体で取り組む必要がある。当商工会議所で行った調査によると、大企業との取引における課題として、「手形・売掛金の支払いサイト」、「取引価格の値下げ要請」に次いで、「大企業の働き方改革による影響」が挙げられている。大企業の要請による一方的な業務負荷や不公正な取引条件などに対する監視の強化を図られたい。

日本企業の実績が低い要因として、海外では有償であるサービスについても、日本では、取引慣行から無償対応が求められるなど、不合理な商慣習や取引慣行が残っている点が挙げられる。これらの見直しや取引適正化は個社の取り組みにより実現できるものではなく、業界毎の取り組みが必要である。2016年に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」を受け、「取引適正化と付加価値向上に向けた自主行動計画」が主要業種の33団体において策定されたことは評価できる。しかし、中小企業からは「大企業の購買などの現場まで自主行動計画が浸透しておらず、取引関係に大きな改善が見られていない」との声が寄せられている。政府においては、「下請法」や「独占禁止法」の運用強化や徹底、および現在18業種である下請取引ガイドラインの業種追加など拡充を図るとともに、「自主行動計画」の取引現場におけるより一層の浸透に向けたフォローアップの継続や策定団体の拡充など、下請取引および中小企業の取引適正化を進められたい。

【要望内容】＜経済産業省、公正取引委員会、内閣府＞

- 「世耕プラン」のフォローアップを踏まえ、サプライチェーン全体の好循環実現に向けた公正な取引環境整備への取り組みの継続（「下請法」「独占禁止法」の運用強化、「下請取引ガイドライン」の普及・業種の拡大、「自主行動計画」の取引現場への普及・策定団体の拡充、下請Gメンによる取引実態の調査）
- 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件など下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化（再掲）
- 2018年10月に公正取引委員会が実施した「優越的地位にある取引先からの知的財産権・ノウハウの提供要請等に関する実態調査」の結果を踏まえ、不当な行為を行う企業に対しては企業名を公表するなど、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充し、断固たる措置の実施

## Ⅲ. 中小企業の成長ステージに合わせた伴走支援

### 1. 起業・創業を促す環境づくりと着実な成長に対する支援

わが国経済の持続的な成長のためには、創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。しかし、わが国では、休業業・解散する企業が高止まりしている一方で、開業率は低迷している。チャレンジ精神あふれる起業が盛んに行われる、活力に満ちた経済社会を目指すためには、起業が社会的に評価される機運の醸成が重要である。わが国は、諸外国に比べて起業家予備軍が少ないことから、若年層の起業・創業に対する関心を喚起する取り組みが必要である。高校や大学などの教育の現場において、起業家教育によるアントレプレナーシップの醸成に取り組まれたい。

創業初期企業が創業後5年間で迎える、いわゆる「死の谷」を無事乗り越えるためには、創業前の事業計画策定やブラッシュアップのほか、安定した資金調達も大きな課題である。資金力、信用力に乏しい創業初期企業に対しての、金融機関による事業性評価に基づいた金融支援の促進を図るとともに、法人税減免などの支援を図られたい。さらに、販路チャネルの少ない創業企業の業績向上を後押しすべく、既存企業とのマッチングを支援されたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞

- アントレプレナーシップのみならず、就業観醸成にも資する高校や大学などでの起業家教育の推進（地域創業機運醸成事業における創業機運醸成事業および起業家教育事業の継続・拡充）
- 創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援の実施（事業計画策定などに対する支援、創業後5年間の法人税の減免等）
- 成長産業に絞った創業補助制度の創設
- 無担保・無保証の創業支援融資の創設
- 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会などの接点強化等）
- ベンチャー知財支援基盤整備事業の周知強化および予算拡充

### 2. 中小企業・小規模事業者に対するきめ細やかな支援

#### (1) 地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

わが国が今後も持続的な成長を遂げるためには、中小企業・小規模事業者の支援が必要であるが、とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、2014年に制定された小規模企業振興基本法、そして今般見直しが図られた「小規模企業振興基本計画」に基づくさらなる支援が必要である。その中でも謳われているとおり、深刻な人手不足や大企業承継時代を迎える中、ICT技術の進展を好機と捉え、ICT活用による生産性向上を小規模事業者へ広げる必要がある。したがって、ICTツールやサービスを提供するうえでの鍵となる情報サービス業の支援・育成が急務であるが、同業種は多重下請構造・労働集約的な業種であり、収益力・財務力が脆弱である。また、小規模事業者の定義要件である「従業員要件」においても、建設業・製造業などの他業種と比較すると、当該業種の現行制度における企業者数の比率が低く、さらなる支援を求める声も業界団体よりあがっている。については、重点的な支援を行うべく、同業種の小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下）を図られたい。

また、小規模事業者への金融支援の中核を担うマル経融資制度は、経営指導を通じて経営改善に資するものであり、域内小規模事業者への伴走型支援実績増加に伴い、その利用件数も増加している。今後の小規模事業者への持続的な発展支援において必要不可欠な制度であることから、利用件数拡大に対応すべく、制度の維持ならびに予算枠の堅持を図られたい。

現在、47都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」は、2003年2月に発足して以来、2018年度末までに42,144社からの相談に応じ、14,153社の再生計画の策定支援を完了している。本協議会は、経営不振に陥る中小企業の事業再生にとって欠かせない存在となっていることから、引き続き経営改善計画の強化や事業者へのPRなど、支援体制の強化を図られたい。

**【要望内容】** <経済産業省、財務省、総務省>

- 多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下））（再掲）
- マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 「中小企業再生支援協議会」など、産業競争力強化法に基づく、中小企業・小規模事業者支援体制の強化（経営改善計画策定支援の拡充等）

**(2) 販路開拓に対する支援**

中小企業が生産性を高めるためには、付加価値の高い製品や商品開発のみならず、販路開拓が重要である。しかしながら、中小企業は大企業と比較して知名度が低く、資金も限られていることから、自社のみで取り組める手法や効果が限定されている。そのため、小規模事業者持続化補助金などの販路開拓支援策を継続すべきである。

また、インターネット通販をはじめとするECの国内市場は、経済産業省の調査によるとB to Bでは317兆円、B to Cでは16兆円を超えるなど、年々拡大している。人的資源が少ない中で販路開拓に苦慮する中小企業が今後一層活用することが期待されており、ECサイトの開設や活用、および販売促進への支援を図られたい。

2016年7月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の申請件数は、2019年4月末時点で86,000件を超えており、計画策定を通じて自社の強み・弱みを把握し、自社の中期経営計画に基づくさらなる成長が期待される。引き続き、認定企業に対する、補助金申請時の加点や優先採択に加え、雇用関連助成金も含めた支援策を拡充し、本計画の普及、推進を図るべきである。

また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在であることから、同法に基づくさらなる支援を検討されたい。

**【要望内容】** <経済産業省>

- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金の継続・拡充、ECサイト導入や活用支援）
- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、中堅企業への支援拡充等

**(3) 海外展開に対する支援の強化**

大企業のみならず、中小企業においても、持続的な成長やさらなる発展に向けて海外需要を取り込む意欲が高まっている。その方法も現地直接投資のみならず、輸出入やインバウンド対応のほか、昨今では海外向けインターネット販売（越境EC）など多岐にわたっている。2015年度末における現地法人数は25,000社を超え、5年以上増加を続けている。一方で、撤退する企業も増え続けており、中小企業にとって海外への直接投資は未だにハードルが高いものになっている。

海外展開を円滑に進めていくためには、国内外における事前調査や事業計画の策定といったフィージビリティ・スタディが重要である。事前調査や事業計画策定に要する期間は長期化することが多く、特に中小企

## 7. 事業 (3)意見活動

業の関心の高い東南アジアなどの新興国では統計やデータの入手が困難であることから、支援が必要である。さらに、国内での調査のほかに海外での事前調査も必要であることから、海外展開に係る事業計画や国内外での事前調査費用を助成する制度の創設を求める。

あわせて、情報や人的資源に乏しい中小企業は、海外展開を考える際に海外展開支援機関の利用を検討するが、各機関の事業内容や特徴が分かりづらく、相談機関の選定に悩む相談者が多く存在する。各支援機関の事業内容や特徴に関する周知活動を強化されたい。また、海外拠点設立・海外販売チャンネルが実現した後も、投資・経済環境の変化により撤退、移転、営業展開の再編を余儀なくされることもあるため、中小企業の海外展開のステージに応じた支援体制の拡充を図り、国内外一貫通貫の支援体制を確立されたい。

また、世界的なインターネット市場の拡大を背景に、越境ECは中小企業においても徐々に注目を集め始めている。経営資源に乏しい中小企業・小規模事業者においても取り組みやすい手法であり、海外展開の第一歩となり得ることから、積極的な支援を図られたい。

なお、中小企業にとって、各国・地域によって異なる規格・認証の取得に係る費用負担が大きい。そのため、中小企業が国際認証（EUにおけるCEマークやHACCP等）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設されたい。

### 【要望内容】<経済産業省、外務省、総務省、内閣府、農林水産省>

- 海外展開に係る事業計画策定や国内外での事前調査など、フィージビリティ・スタディに係る費用を助成する制度の創設
- 海外展開支援機関の事業内容や支援施策の周知強化、および中小企業の海外展開ステージに応じた支援拡充による国内外一貫通貫の支援体制の確立
- 中小企業の海外販路開拓の後押し（海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援の拡充、海外展示会出展支援の強化等）
- 中小企業における「グローバル人材」の育成に資する関連施策の拡充・利便性向上
- 国際認証取得費用の中小企業向け助成制度の創設
- 中小企業が海外で行う知的財産活動支援のさらなる拡充（外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）の公募期間延長や採択企業数の拡大、通年での申請受付や予算確定後の即時利用など運用改善）
- ジャパンプランドの価値向上を支援するJAPANブランド育成支援事業の推進
- 日本産食品に対する各国輸入規制撤廃に向けた協議の継続、および各国輸入規制により加工食品輸出が困難な中小企業に対する支援施策の創設
- RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日本メルコスール経済連携協定など、中小企業の海外展開を後押しする広域経済連携協定の締結促進
- ベトナム、タイ、インドネシア、メキシコなど日本企業の駐在員が多い国との社会保障協定の締結促進
- 国内外におけるわが国コンテンツの需要拡大に向けてシナジー効果が発揮されるよう、クールジャパン、ビジットジャパン、コンテンツグローバル需要創出等促進事業、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）事業などに係る連携強化
- コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金について、コンテンツの製作期間が長期に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間の大幅な拡大

### 3. 円滑な事業承継の実現に向けた支援

近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が数年以内に経営交代期を迎える「大事業承継時代」が到来している。後継者不在により廃業に追い込まれるケースも見受けられ、中小企業・小規模事業者の「価値ある事業」を次世代に円滑につなぐことは喫緊の課題である。そのような中、昨年度の事業承継税制の抜本拡充に引き続き、平成31年度税制改正において、個人事業主向けの事業承継税制が創設された。法人・個人の事業形態を問わず、税制面から中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を後押しする制度が整ったことを、大いに歓迎する。一方で、抜本拡充された事業承継税制に対する経営者の認知度や理解度がまだまだ高くはないことから、今後4年以内に都道府県に提出が必要な「特例承継計画」の策定支援をはじめ、法人・個人版ともに事業承継税制の利用を強力に推し進める必要がある。

昨年、当商工会議所が調査した結果、事業を引き継いだ年齢が30代の経営者は、事業承継後に経営革新に取り組み、業績を拡大させている割合が高く、また、30代～40代前半を適切な事業承継時期として挙げている経営者も多いことが判明した。中小企業の「価値ある事業」を円滑に次代へ引き継ぐとともに、後継者の年齢を考慮した適切な時期での経営交代を推進し、後継者が時代に合った経営を行い、企業の活力を高めていく必要がある。

中小企業経営者にとって事業承継はいつか取り組まなければいけない経営課題であるが、健康上の問題など差し迫った事態に陥らなければ、本業の経営に日々追われて対策が後回しになりやすい。そのため、まずは経営者に早期の事業承継対策の重要性について「気づき」を促進する必要がある。自社の株価を知ることが「気づき」につながったという声が多いが、当商工会議所の調査では、自社株式の算定を実施したことが

ないという企業が多いことから、自社株式の算定に向けた支援を講じられたい。また、事業承継後の事業継続・経営革新に向けて、後継者の能力向上に向けた後継者教育の予算拡充や、事業承継補助金、プッシュ型事業承継支援高度化事業の拡充など、多様なニーズに対応する支援メニューの整備を強化すべきである。

一方で、近年、親族外承継の割合が高まってきている。従業員承継を希望する企業に対しては、経営者保証に関するガイドラインの一層の周知や、株式買取りに必要な資金調達などの支援を図るべきである。第三者承継においては、事業引継ぎ支援センターをさらに強化し、小規模な事業者のM&Aを推進すべきである。なお、個人事業主の事業承継時には、許認可の承継における手続きが障壁となることから、簡素化を図るべきである。

先般、事業承継時の借入に対する経営者保証解消などを盛り込んだ「個人保証脱却・政策パッケージ」が発表された。信用保証協会や民間金融機関における経営者保証に関するガイドラインの運用を徹底し、円滑な事業承継を促進されたい。

**【要望内容】<経済産業省、財務省、金融庁>**

- 事業承継税制のさらなる認知度向上と、「特例承継計画」の策定に向けた周知強化
- 現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した事業承継の実現
- 経営者の気づきを促進する取り組みの強化（自社株式評価額算定に対する補助制度の創設）
- 後継者塾など、後継者教育に関する予算拡充、多様なニーズに対応するメニュー整備
- 事業承継補助金の継続・拡充（経営革新計画認定企業の優先採択等）
- 経営者保証に関するガイドラインの周知徹底、事業者への指導強化（再掲）
- 小規模M&A促進、事業引継ぎ支援体制の強化（事業引継ぎ支援センターのさらなる予算拡充、支援担当者育成等）
- 個人版事業承継税制や小規模宅地の特例の周知促進など、個人事業主の事業承継対策強化
- 個人事業主の事業承継時の許認可手続きの簡素化
- 信用保証協会や民間金融機関における「個人保証脱却・政策パッケージ」の運用徹底

**4. 支援施策の分かりやすい周知と運用の改善**

中小企業・小規模事業者の成長に大いに資する施策が措置されている一方、認知度は必ずしも高いとは言えない。当商工会議所の調査によると、IT導入補助金の利用状況についての問いに、そもそも制度を「知らなかった」と回答した事業者は約半数にのぼっている。「ミラサポ」などのWEBサイトなどを通じて、より多くの事業者へ支援施策に関する情報を届け、活用を促すべく、周知活動の徹底を図られたい。

また、昨今、事業者の利便性に配慮し、書類の電子化・簡素化などの配慮がなされているが、募集開始から締め切りまでの期間が非常に短く、人的資源が限られる中小企業・小規模事業者にとって対応が難しいとの声が多く上がっている。中小企業・小規模事業者へのさらなる利便性向上に向け、補助金・助成金の申請などにおけるICT活用や電子化促進とともに、十分な公募期間の設定などさらなる運用改善を図られたい。

**【要望内容】<財務省、総務省、経済産業省、内閣府>**

- 補助金・助成金など、中小企業支援施策の周知徹底
- 補助金・助成金や社会保険、税の申請・報告におけるICT活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続・納税期限の統一化
- 十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～設置・実行までの期間拡大（再掲）
- 特許出願における審査請求、早期審査などの申請において、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、特許出願時を含めて一括申請ができるよう改善するとともに、申請要件などについては宣誓に変更し、添付を要する証明書類の削減

**IV. 機動的な景気対策の実行**

わが国の経済は、2019年度の1-3月期GDPの2次速報値では年率換算2.2%になるなど、内需は人手不足対応の省力化投資が底堅いものの、個人消費は依然として力強さに欠けるなど、先行きの不透明感が増している。また、米中貿易摩擦に端を発した外需の落ち込みにより輸出が減少している。主として中国に輸出をしているサプライチェーンに所属する企業では、月間の売上が大幅に減少するなど、大きな影響を受けている。世界経済全体の先行きの不透明感にくわえて、本年10月に予定されている消費税率10%への引上げや、2020年のオリンピック・パラリンピック特需の反動減を懸念する事業者も多い。政府は平成31年度予算において、消費税引上げによる経済の影響の平準化に向けて2兆円を超える規模の臨時・特別措置を講じており、これらの施策を迅速かつ円滑に執行するとともに、今後の景気動向によっては、景気回復を最優先とした補正予算の編成を機動的に実施すべきである。

以上

<提出先>内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体 等  
<実現状況>○中小企業対策予算の確保

- 中小企業対策費：2019年度補正予算4,067億円  
2019年度当初予算 1,117億円⇒2020年度予算1,111億円

○イノベーションと新たな価値の創造に向けた挑戦に対する支援

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業の継続 3,600億円(3年分)  
※中小企業生産性革命推進事業として、基金化により通年公募が実現
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)の継続

○稼ぐ力創出への取り組み支援

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)の継続 3,600億円(3年分)  
※中小企業生産性革命推進事業として、基金化により通年公募が実現
- ・中小企業取引対策事業 9.8億円(+0.2億円)
- ・「価値創造企業に関する賢人会議」の発足

○中小企業の成長ステージに合わせた伴走支援

- ・研究開発型スタートアップ支援事業 19年度補正30.2億円、20年度当初27.5億円
- ・小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)42.5億円(±0)
- ・小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)の継続 3,600億円(3年分)  
※中小企業生産性革命推進事業として、基金化により通年公募が実現
- ・【新規】JAPANブランド育成支援等事業 10億円
- ・事業承継・世代交代集中支援事業 64億円(+14億円)  
※事業承継補助金の補助上限額引上げ等
- ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 70.1億円(+5億円)
- ・「個人保証脱却・政策パッケージ」の創設  
※事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設、「経営者保証ガイドライン」の特則策定・施行等
- ・「第三者承継支援総合パッケージ」の創設

## 11. 東京都の中小企業対策に関する重点要望

わが国経済は、個人消費は依然として力強さに欠けるものの、人手不足対応の省力化など民間企業の設備投資は底堅く、内需は比較的堅調である。一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱などのリスク要因の広がりによる世界経済の緩やかな減速を受け、輸出が減少するなど、先行きの不透明感が増している。海外経済に減速の兆しが見える中で、本年10月に予定されている消費税率引上げによる需要の反動減や東京オリンピック・パラリンピック特需の終了など、今後の景気への影響を懸念する声も聞かれている。令和の新時代に、グローバル競争の中で引き続き東京が経済成長を続け、日本を牽引する都市であり続けるためには、都内の企業数の9割以上を占める中小企業・小規模事業者が新製品・新サービス開発などのイノベーションに取り組み、新たな価値を生み出していくことが必要不可欠である。

現在、都内中小企業・小規模事業者は深刻さを増す人手不足にともなう経営の持続性確保に直面している。中小企業が経営の持続性を確保するためには、働き方改革に取り組み、外国人材や女性、高齢者など多様な人材を活用するとともに、生産性向上が必要不可欠である。生産性向上の切り札となるのはICTの活用であり、「Society 5.0」の到来に代表されるICT技術の急速な進展へ対応し、稼ぐ力を向上させる必要がある。また、経営者の高齢化に伴い大企業承継時代が到来していることから、価値ある事業の円滑な承継を進めて、後継者による経営革新や生産性向上の取り組みを後押しするとともに、急成長を続けるアジア市場をはじめグローバル市場への対応も視野に入れていく必要がある。

令和の新時代にさまざまな変化が想定される中、都内中小企業が的確に変化に対応して輝き続けられるよう、東京都は昨年度、中小企業振興を考える有識者会議において、「東京都中小企業振興ビジョン～未来の東京を創るV戦略～」を策定しており、目指すべき姿に向かって具体的な政策が実施されることを強く期待する。

当商工会議所においても、毎年12万件を超える相談に対して、23区に設置している支部や中小企業相談セン

ター、ビジネスサポートデスク 4 拠点により、企業の成長ステージや多様化するニーズに応じたきめ細やかな支援を実施している。今後も、地域の中小企業・小規模事業者に寄り添い、創業や事業承継、海外展開など専門的な課題解決に向けた取り組みを継続していく。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。また、いずれの施策・制度においても、中小企業が必要な情報を入手できるよう積極的に周知するとともに、複数年度での補助金執行など、中小企業のニーズや実態に即した仕組みづくりと運用を図られたい。当商工会議所は、中小企業の持続的成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。については、東京都におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

記

## I. イノベーションと新たな価値の創造に向けた挑戦に対する支援

### 1. 新製品・新サービス開発に対する支援

#### (1) 新市場や成長産業進出に向けた取り組みの後押し

第四次産業革命の到来を踏まえ、東京が競争力を強化し、力強い成長を続けるためには、地域を支える中小企業を中心に、イノベーションを推進する必要がある。東京都においては、新製品・新サービスの市場投入に向けた企画・構想から事業化、販路開拓まで、さまざまな施策を通じたハンズオンの支援メニューが用意されている。都内中小企業・小規模事業者の挑戦をさらに後押しすべく、支援強化と利用促進に取り組まれない。

「革新的事業展開設備投資支援事業」は、補助上限1億円という厚い支援により、高額な設備投資が必要となる大型プロジェクトや成長分野への参入を行う中小企業を支援してきた。引き続き、中小企業の革新的な挑戦の後押しに取り組まれるとともに、補助対象期間の拡大など、各企業の取り組みの実態に即した支援の仕組みづくりを行われたい。

中小企業が下請からの脱却と自立を目指すにあたっては、製品の付加価値や競争力を高め、自社ブランドを構築する必要がある。さらに、ブランドを市場に広めるためには、顧客目線に立って製品や魅力をわかりやすく表現する、デザイン力が鍵となる。デザイン活用を推進するため、相談窓口やガイドブックの周知を強化するとともに、デザイナーと中小企業とのマッチングなど支援施策の利用促進を図られたい。

また、新製品・新サービス開発を進める上では、現状を分析するため、自社が保有するデータを有効に活用することが重要である。そのため、「サービス産業におけるデータ利活用促進支援事業」の対象業種および内容の充実などにより、個別企業への支援を強化するとともに、本事業で創出されたモデル事例を広く周知されたい。あわせて、データ分析や、適切な設備・ツールを選び活用できる人材の育成と確保が必要である。

「生産性革新スクール」および「新サービス創出スクール」を通じた、中小企業のイノベーションを推進する中核的な人材の育成や実地支援をさらに強化するとともに、専門家と企業とのマッチング支援に取り組まれない。

#### 【具体的要望内容】

- ①新製品・新サービス開発から事業化に向けたハンズオン支援の強化（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良・規格等適合理化支援事業、ものづくりイノベーション企業創出道場、革新的サービスの事業化支援事業の拡充等）
- ②「革新的事業展開設備投資支援事業」の継続・拡充、補助対象期間の拡大
- ③中小企業ニューマーケット開拓支援事業の強化、トライアル発注認定制度の積極的な推進
- ④製品やサービスの付加価値向上に資するブランディング支援（専門家による相談対応、中小企業とデザイナーとのコラボマッチングなど、デザイン活用支援施策の利用促進）
- ⑤サービス産業におけるデータ利活用促進支援事業の拡充および周知強化
- ⑥「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」の予算拡充（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化、外部専門家とのマッチング支援）

#### (2) 先端技術への対応や導入に向けた支援

I o TやA I、ロボットなどのI C T技術は急速に進展しており、これらを活用することで、ビジネスモデルの革新や創出、生産性向上につながる。研究開発支援のほか、都立産業技術研究センターのI o Tテストベッドを活用した実機体験などにより、先端技術の導入や最先端・成長分野への参入支援を行われたい。また、最新技術の活用にあたっては、専門領域に精通した人材が不可欠であることから、専門人材の育成、および中小企業とのマッチングに取り組むべきである。

また、新製品・新サービス開発やマーケティング、販売促進などの企業活動において、ビッグデータの活用が始まっているが、多くの中小企業は、資金の不足により入手が困難であったり、複雑な分析手法などに関する知識不足により活用に至らないことが多い。中小企業のビッグデータ活用促進に向けた支援を継続し

て行うべきである。

**【具体的要望内容】**

- ①IoTやAI、ロボット、医療分野などの最先端・成長分野に対する中小企業の取り組みの後押し（生産性向上のためのIoT、AI、ロボットの導入支援事業の継続、都立産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用
- ②中小企業のビッグデータ活用に向けた支援（東京都オープンデータの内容充実・活用支援・活用事例の周知等）

※東商の取組(2018年度実績)

- 「スマートものづくり実践事例集(ウェブ版)」の公開
- スマートものづくり実践セミナー 1回開催・26名参加

**(3) オープンイノベーションの加速化に向けた支援**

新たな事業創出や製品開発においては、企業単独ではなく、他の企業や大学、公的機関などと連携したオープンイノベーションも有効な手段である。中小企業・小規模事業者においてもその動きは活発化することが見込まれるが、研究開発のパートナーを事業者自身で見つけることは困難である。地域に根ざした中小企業・小規模事業者のほか、大企業や大学、研究機関が集積する東京の強みを生かし、企業間や産学公の連携を促進すべきである。企業間や大学・研究機関などとの適切なマッチングを行い、連携による効果を高めるには、コーディネーターやコーディネート企業の高い資質が求められることから、それらの育成や支援に取り組まれない。

また、中小企業にとって知的財産は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。中小企業の特許料金一律半減制度など各制度について分かりやすく丁寧に周知を行い、中小企業における知的財産の創造や活用を促進されたい。

**【具体的要望内容】**

- ①オープンイノベーションなど企業間や産学公連携の推進強化（企業間および産学公のマッチング支援、コーディネーターの育成、首都大学東京や都立産業技術研究センターなどが保有する特許を中小企業が事業化評価する一定期間無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度の整備等）
- ②東京都知的財産総合センターにおける、中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催

※東商の取組(2018年度実績)

- 産学公連携相談窓口:28件受付、うち5件が共同研究・委託研究へ進展  
(相談件数合計113件、うち37件が共同研究・委託研究へ進展)
- 知的財産セミナー:26回開催、1,431名参加

**2. 中小企業の挑戦を後押しする事業性評価融資の推進**

わが国経済の緩やかな改善傾向と金融政策なども相まって、東京都における調査によると、中小企業においても採算状況、資金繰りDIともに緩やかな改善傾向が続いている。一方で、当商工会議所の調査によると、民間金融機関の貸出姿勢DIは2015年10-12月期を境に、緩やかな悪化傾向にあり、中小企業の中にはスムーズに資金を調達できていない企業も見受けられる。都内経済を支える中小企業のさらなる成長を後押しすべく、積極的な金融支援を図られたい。

2013年に公表された、一定の条件下で経営者の保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」は、挑戦する中小企業、創業して間もない経営者、事業を承継しようとする企業の後押しを図るものである。しかし、その認知度は十分とはいえず、当商工会議所が行った調査においても、「金融機関から説明を受けたことがない」との回答は半数を超えている。他方、中小企業においては、法人と経営者との関係の明確な区分・分離や、財務基盤の強化、経営の透明性確保などの対応が求められることから、金融機関による企業の適切な評価を可能にすべく、金融機関と密にコミュニケーションを図っていく必要がある。中小企業の身近な存在である金融機関はもとより、支援機関も連携したオール東京で「経営者保証に関するガイドライン」の内容や企業が求められる対応について周知活動を行うべきである。あわせて、中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けて、キャッシュフローの可視化や事業計画の策定など経営支援強化や、金融機関より企業側に求められる対応について情報提供を講じられたい。

信用保証協会では、2018年4月より「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不

要とする取り扱いが始まっている。しかし、経営者保証を不要とするための要件は厳しく、中小企業・小規模事業者が容易にクリアできるものではないことから、東京都におかれては、国の基準に捉われず、新たに原則として経営者保証を不要とする制度融資を創設されたい。

また、東京都動産・債権担保融資（ABL）制度は、企業の事業に基づいた資金調達手段であり、近年取扱残高が増加傾向であるものの、担保評価費用が高額であることや、譲渡登記による信用不安の風評被害への懸念などの理由から、依然としてマイナスイメージを持つ事業者も多い。ABLは資産の少ない中小企業・小規模事業者の事業性に沿った資金調達方法であることから、利用促進に向けたPR活動を図るとともに、ABL利用時に必要な保証料や担保物件の評価費用などの補助率の拡大を図られたい。

#### 【具体的要望内容】

- ①金融機関、支援機関などオール東京での「経営者保証に関するガイドライン」の周知活動の徹底・中小企業に対する経営支援の強化（キャッシュフローの可視化や事業計画策定に対する支援等）
- ②原則として経営者保証を不要とする制度融資の創設
- ③動産・債権担保融資（ABL）制度利用促進のためのPR展開の推進、ならびに保証料や担保物件の評価費用に対する補助率の拡大
- ④東京オリンピック・パラリンピック開催時の公共工事の抑制や交通規制などに伴い資金繰りに影響が懸念される中小企業に対する「つなぎ融資」などによるセーフティネットの構築

※東商の取組(2018年度実績)

- 「～経営者保証をはずすための財務体質改善～『本気ではじめたい 月次決算のすすめ！！』セミナー  
8月開催・78名参加
- 「中小企業経営者の金融機関との付き合い方！！～経営者保証を解除するために～」セミナー  
10月開催・49名参加

### 3. 取り組みの実態に即した施策の運用

東京都においては、新製品・新サービスのアイデア検討から事業化まで、各段階に応じた多様な施策が設けられている一方で、利用者である中小企業からは、「補助金の募集期間が短い」「高額な設備投資で時間を要する大型プロジェクトであるにも関わらず、採択から実行完了までの期間が短いため申請を断念せざるを得ない」といった声が上がっている。より多くの中小企業・小規模事業者を支援すべく、最長で1年9か月間の取り組みが対象となる製品改良・規格等適合化支援事業のような複数年度にわたる助成対象期間の設定、施策の単年度での予算措置の見直しなど、より中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した運用を図るべきである。

また、「情報が入手しづらい」「採択のポイントが分かりづらい」といった声もあることから、WEBサイトを中心とした、目的や時期別などによる情報の逐次更新・発信にくわえ、分かりやすい施策の周知に努められたい。

#### 【具体的要望内容】

- ①中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した、仕組みづくりと運用の徹底
- ②各施策の単年度での予算措置見直し、革新的事業展開設備投資支援事業などにおける助成対象期間の拡大
- ③目的や時期別などによる情報発信と、事業趣旨や申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知

## II. 稼ぐ力創出への取り組み支援

### 1. ICT活用の“発火点”に向けた支援強化

ICT技術の活用は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを進めるうえで鍵となるものである。しかしながら、専門知識の不足や導入効果の不透明さ、活用を進める上での人材育成に対する不安から、導入に踏み切れない企業も多い。こうした不透明さを払拭してICT利活用の裾野を広げ、それによる生産性向上の“発火点”に到達するには、中小企業に対する伴走型支援を強化する必要がある。高額な設備投資や高度な専門知識がなくとも成果を上げている「身の丈IoT」などの成功事例を広く周知することで、ICT利活用に対する心理的障壁を下げるるとともに、専門家による経営診断などを通じて、バリューチェーンや業務フロー可視化から導入フォローまで、ICT技術の円滑な導入に向けた継続的なコンサルティング支援を強化されたい。あわせて、社内でICT導入や利活用を先導する人材の育成を支援すべきである。

なお、東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、サイバーセキュリティ対策は中小企業にとっても他人事ではない。サイバーセキュリティ対策促進助成金の予算額を拡充するとともに、周知強化を図られたい。

#### 【具体的要望内容】

- ① 専門家の経営診断によるバリューチェーンや業務フロー可視化、およびその後の導入フォローから運用改善まで継続的なコンサルティング支援の強化（生産性向上のためのベストプラクティス提供事業の継続・拡充）
- ② ICT機器導入に向けた支援強化（生産性向上のためのIoT、AI、ロボットの導入支援事業における生産性向上のためのICTツール導入助成事業拡充）
- ③ 中小企業でICTツール導入や活用を進める上で中核となる人材育成に対する支援（「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」の予算拡充）（再掲）
- ④ 「身の丈IoT」促進に向けた導入事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援
- ⑤ 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援（サイバーセキュリティ対策促進助成金の予算拡充等）

※東商の取組(2018年度実績)

- ICT推進支援:普及・啓発セミナー49回開催・2,037名参加、「東商ICT相談室」によるICT個別相談対応、東商ICTスクエア・メールマガジン・東商新聞による情報提供
- 中小企業向けICT関連情報サイト「東商ICTスクエア」の全面リニューアル
- 「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」(2016年1月締結)に基づく中小企業サイバーセキュリティ対策事業:東京23区と、各区内警察署等と東商23支部との協定締結、セミナー8回開催・延べ511名参加、中央区内の中小企業経営者等に向けたセキュリティに関する広報啓発活動を行う「CSサポーター養成セミナー」の開催

2. 働き方改革や多様な人材の確保・活躍推進

(1) 中小企業の働き方改革の後押し

多様な人材が多様な働き方で活躍し、新製品・新サービスの開発や生産性向上を推進するためには、長時間労働の是正や働き方・休み方の改善、出産・育児や介護との両立支援など、企業の働き方改革をより一層後押しする必要がある。「TOKYO働き方改革宣言企業制度」の推進により機運を高めるとともに、専門家によるきめ細やかなコンサルティングを強化されたい。また、時間や空間の制約にとらわれずに働くことのできるテレワークについて、テレワーク推進センターを活用した相談や体験型セミナーなどのイベント開催、専門家派遣、機器導入などに対する補助により、中小企業での導入をさらに促進されたい。

また、取引先である大企業の働き方改革の影響により中小企業へ極端な業務負荷が発生し、自社の働き方改革を進められない、との声もあがり始めている。地域の雇用を支える中小企業の働き方改革を推進するため、下請センター東京における相談強化を図るとともに、公正取引委員会や中小企業庁との連携を進めるべきである。

【具体的要望内容】

- ① 「TOKYO働き方改革宣言企業」6千社の目標達成に向けた周知強化ならびに好事例発信、取り組みの実効性を高める生産性向上コンサルティングの利用促進
- ② 中小企業におけるテレワーク導入の加速化（テレワーク等普及推進事業の推進、テレワーク活用・働く女性応援事業による機器導入やサテライトオフィスの利用促進）
- ③ 大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止（下請センター東京における相談対応、大企業への普及啓発等）

※東商の取組(2018年度実績)

- 東京都の雇用就業施策に関する要望(7月、提出先:東京都)
- 東京都施策説明会 1回開催・151名参加
- 働き方改革関連セミナー 13回開催・延べ1,919名参加(本部開催分)

(2) 多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

今や人手不足は企業の大小や業種を問わず深刻さを増しており、また、今後東京においても人口減少に転じる中、外国人材や女性、若年層といった多様な人材が労働市場へ参加することが求められている。

今般の新たな外国人材受入れ制度創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受け入れられるよう支援を行う必要がある。留学生や高度人材などの外国人材と都内中小企業とのマッチングや、外国人材向けの研修、中小企業向けの外国人材採用・定着に向けた情報提供などを継続・強化されたい。また、都内中小企業が海外に拠点を持った場合も優秀な人材を確保できるよう、現地大学や現地企業などとの連携を図られたい。

女性の労働参画に関しては、就業者数は増加傾向にあるものの、依然30代の子育て世代の労働力率が低下しており、さらに参画を促す余地は大きい。今後も、女性の就業促進やライフ・ワーク・バランス推進のた

めの支援を継続されるとともに、企業主導型保育事業の周知および施設設置促進や、待機児童解消など、女性が活躍できる環境整備を着実に進められたい。

また、若年層に対して中小企業への興味を喚起しミスマッチを防ぐためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。そのため、学生インターンシップ支援事業などを通じて中小企業の魅力をさらに強力に発信するとともに、都立高校普通科や商業高校、大学生を対象としたインターンシップ受入支援制度を新たに創設されたい。昨今、高校生の新卒採用活動にあたっては、求人票を持参して学校を訪問しても応募に至らないなど、学校との関係構築に悩む中小企業も多い。インターンシップのほか、職場としての中小企業について、高校の進路指導担当者や生徒が理解を深める機会を創出されたい。また、採用後の定着率向上のため、社員寮など、福利厚生制度の整備に対する支援にも取り組まれたい。

#### 【具体的要望内容】

- ①外国人材（留学生、高度人材等）の中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援（中小企業の外国人材受入支援事業の拡充）
- ②海外進出先での優秀な人材確保に向けた支援（現地大学、現地企業との連携）
- ③女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（待機児童解消（保育の受け皿整備、保育人材の確保）、企業主導型保育施設設置促進事業の周知等）
- ④女性の活躍推進に取り組む企業への支援拡充（女性の活躍推進加速化事業の継続、好事例の周知）
- ⑤中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化（都立高校普通科や商業高校、大学生を対象としたインターンシップ受入支援制度の創設）、都立高校における日本版デュアルシステムの推進（商業高校などへの拡充）
- ⑥中小企業の合同会社説明会への参加や就職情報サイト掲載に向けた、周知協力を含む民間事業者との連携や費用の助成など人材採用に対する中小企業への支援拡充
- ⑦人材の定着化に資する福利厚生に対する助成制度の創設

#### ※東商の取組(2018年度実績)

- 中堅・中小企業の魅力や求人情報を発信する「東商学生サイト」「東商ジョブサイト」の運営:245社掲載
- 東商主催「合同会社説明会」:6回開催、参加企業延べ205社、参加者延べ470名
- 会員企業と学校法人との就職情報交換会:3回開催、参加企業延べ917社、参加学校法人延べ232校、面談数9,927件
- 東商リレーションプログラム(大学1,2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業)  
:ツアー2回開催、参加企業延べ64社、参加大学延べ26校、参加学生延べ1,006名
- 都立商業高校・工業高校のインターンシップ受入れ企業:261社、連携高校11校、参加生徒513名
- 上記取組み等による人材確保数:208名(新卒138名(うち外国人留学生10名)、キャリア53名、シニア17名)
- 「人手不足対策・人材活性化事例集」の発刊(江戸川支部事業)
- 「女性いきいき!企業もいきいき!業績を伸ばす『女性活躍推進』のすすめ」の発刊(目黒支部事業)

### (3) 新たな挑戦や生産性向上のための人材育成に対する支援

深刻な人手不足の中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、新たな事業展開や生産性向上を担う人材を育成することが不可欠である。また、IoT、AI、ビッグデータなど新たな技術革新により産業構造が大きく変動する中、時代や企業が求める技術や能力も変わりつつある。東京都も「第10次東京都職業能力開発計画」において、上記の認識を示し、産業界の多様なニーズに対応した人材育成支援を掲げていることから、本計画に基づき、各施策の実施や職業能力開発センターの機能拡充に取り組まれたい。

また、東京都では人材育成に取り組む中小企業を対象に東京都中小企業職業訓練助成制度を実施しているが、2018年度から「新入社員講座」など「職業の種類を問わず、職業人として共通して必要となる訓練」などは助成対象外となった。当商工会議所が実施した調査では、「若手社員」を「今後重点的に育成したい階層」と回答する企業も多く、若手社員の戦力化・レベルアップが課題となっている。中小企業のニーズに応えるべく、改めて当制度の助成対象講座に係る運用を改善されたい。また、同調査によれば、管理職層には、マネジメント能力だけでなく、「部署特性に紐づいた知識」、すなわちプレイングマネージャーとしての実務能力を身につけることも期待されている。管理職層、中高年齢層が新たな技術やスキルを身につける契機として当助成制度を活用できるよう、例えば50歳以上の従業員を受講させた場合の助成率引上げなど、制度をさらに拡充されたい。

従業員の健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上への効果が認められ、中小企業での取り組みが都内でも拡大しているが、一層の普及とりわけ実践に向けた支援の強化に努められたい。同時に働き盛り世代の20～50代のスポーツ実施率の向上が課題であり、従業員の健康増進に向けた職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充を図られたい。

**【具体的要望内容】**

- ①「第10次東京都職業能力開発計画」に基づいた、人材の能力向上に資する施策の着実な実施、職業能力開発センターなどの機能拡充（需要が大きい技術者の育成メニューなど、地域や受講生のニーズに合ったカリキュラム（最新のアプリ開発に係る言語等）や現場訓練の充実、オーダーメイド研修の拡充）
- ②中小企業職業訓練助成制度における若手社員の戦力化・レベルアップに資する講座群の助成対象追加と中高年齢層の新たな技術やスキル習得に資する同制度の拡充
- ③若者への技能・技術継承の支援強化
- ④工業高校・高等専門学校での高度な技能習得によるものづくり人材の育成強化
- ⑤健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家を活用した実践支援、および職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充

※東商の取組(2018年度実績)

- 「健康経営ハンドブック2018」の発刊
- 板橋支部 健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業  
(講演会 2回開催・165名参加、ワークショップ 全5回・延べ47名参加、専門家派遣4社・計8回)
- 研修事業:142テーマ 297回開催、総受講者数 8,619名

**3. 生産性向上を阻害する取引環境の是正**

新製品・新サービスの開発や生産性向上など、中小企業の持続的な成長に向けた前向きな取り組みを促進するためには、それを阻害する不公正な取引環境や不合理な商慣習の改善にサプライチェーン全体で取り組む必要がある。当商工会議所で行った調査によると、大企業との取引における課題として、「手形・売掛金の支払いサイト」、「取引価格の値下げ要請」に次いで、「大企業の働き方改革による影響」が挙げられている。下請センター東京における相談強化を図るとともに、不公正な取引の事例があれば公正取引委員会や中小企業庁との連携を進め、是正に努められたい。

日本企業が生産性が低い要因として、海外では有償であるサービスについても、日本では、取引慣行から無償対応が求められるなど、不合理な商慣習や取引慣行が残っている点が挙げられる。個々の中小企業において対応が困難な商慣習の見直しや取引適正化に向けては、業界毎の取り組みが必要であり、取引慣行見直しに関する成功事例の収集や周知、新たに取り組みを行う際の支援を実施すべきである。

**【具体的要望内容】**

- ①公正な取引環境の実現に向けた対応の継続（下請センター東京ほか下請企業対策の拡充、「下請取引ガイドライン」の周知強化）
- ②大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件といった下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化（再掲）
- ③業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集・周知、取り組みの支援

**Ⅲ. 中小企業の成長ステージに合わせた伴走支援****1. 起業・創業を促す環境づくりと着実な成長に対する支援**

地域経済が持続的に成長するためには、創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。東京を世界有数の起業しやすい都市にするためには、創業予定者や創業初期企業に対する支援とともに、起業が身近な選択肢となる機運の醸成に取り組む必要がある。2018年度、都立高校における起業・創業の学習や小中学校向け起業家教育推進事業が新設されたことは、若年層のアントレプレナーシップ醸成の一助になるものとして大いに歓迎したい。本年度策定予定の教育プログラムを着実に実施すべく、教職員向け相談体制の強化やプログラム実施支援を通じて積極的な起業家教育の推進を図られたい。

他方、創業初期企業が創業後5年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、経営の安定化に向けた支援が必要である。東京都が一昨年より組成した創業企業向けファンドや、創業助成事業の予算拡充を図るとともに、販路に乏しい創業企業へ既存企業とのマッチング機会の創出を図るべく、展示会の優先的な斡旋や出展費用の助成、展示会でのマッチング支援を行うなど、経営の安定化を図るべく強力な後押しをされたい。

なお、世界で通用するボーングローバル企業創出のため、創業時から海外に目を向ける起業家の育成や、成長産業に絞った投資の実践を行われたい。

**【具体的要望内容】**

- ①アントレプレナーシップのみならず、「就業観」醸成の一助となる、都立高校や大学における起業家教育の推進

- ②創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援  
(経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給)
- ③創業助成事業の拡充
- ④クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業の継続・拡充
- ⑤創業初期企業支援におけるアクセラレーターの活用
- ⑥大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援  
(展示会出展費用の助成や産業交流展での創業企業ブースの創設等)
- ⑦中小企業支援機関などの創業支援を受けた創業者に対する、創業5年間の法人事業税や法人都民税減免措置の創設
- ⑧ベンチャーキャピタルの呼び水となるような成長産業に絞った投資

※東商の取組(2018年度実績)

- 創業窓口相談:2,756件(個別・専門相談)      ○創業塾:2回開催、延べ346名参加
- 創業ゼミナール:2003年11月から開講、2018年度3回開催・60名参加/延べ卒業生数1,158名  
/2019年3月時点開業率34% ※開業者数は連絡を受けた数の集計      ○創業フォーラム:1回開催、88名参加
- 創業テーマ別セミナー:年3回開催、154名参加      ○創業フォローアップセミナー:2回開催、77名参加
- 大学や高校における起業家講演:4大学で5回開催

## 2. 中小企業・小規模事業者に対するきめ細やかな支援

### (1) 地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

経営資源が乏しい中小企業・小規模事業者は、急速な経済の構造変化や時代のニーズの変化、新たな技術の進化への対応に苦慮している。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済を支えていくためには、変化に対応し、自らが持続的な成長を遂げる必要があり、その成長を促進するためにきめ細やかな支援を行う必要がある。

当商工会議所は、域内事業者の身近な相談先として、23支部をはじめ、本部の中小企業相談センターやビジネスサポートデスクにおいて年間13万件を超える経営相談に対応するとともに、中小企業施策の普及をはじめ経営課題の克服に向けた講習会を開催しており、その参加者数は年間延べ2万7千人近くにのぼっている。継続性のある伴走型支援を行うためには、中小企業・小規模事業者に寄り添って課題解決を支援する経営指導員の人員確保が必要不可欠であることから、商工会議所の小規模企業対策予算確保に努められたい。ビジネスサポートデスク4か所を含む都内7か所で実施している地域持続化支援事業(拠点事業)では、地域の事業者の事業継続に向けて、事業承継や創業、経営革新など、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題解決のため、事業者に寄り添った支援を行っている。開設以来の4年間、23区の4拠点で11,375回の事業承継支援を含む26,534回、5,937社に対する支援を行い、事業者の満足度も高い。各分野の専門家による支援体制の維持・強化を図るべく、本事業における安定的、かつ継続的な予算確保とコーディネーターおよび専門家派遣の予算拡充を求める。

また、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」は、事業者自身に、潜在的な課題に関して気づきを与え、支援機関と連携し専門家などと協力しながら、課題解決に向けたきめ細かい伴走型支援を行うものとして有効である。引き続き、同事業を実施・拡充することで、中小企業・小規模事業者の経営力向上と成長を後押しされたい。

活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災などの社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街のさらなる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

#### 【具体的要望内容】

- ①商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保
- ②地域の事業者の事業継続(事業承継、創業、経営革新)に資する地域持続化支援事業(拠点事業)の安定的・継続的な予算確保(質の高い専門的支援ができるコーディネーターの増員、相談対応・資料保管のための事務所整備への対応)
- ③「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用
- ④商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組(2018年度実績)

- 指導件数:巡回指導(対象企業数)20,283社 実績53,698件 / 窓口指導(対象企業数):13,252社 実績55,717件  
件集団指導(講習会):587回開催、26,892名参加 / エキスパートバンク事業:280社、実績613件
- 東商における経営改善普及事業予算:約19億円(内、東京都補助約16億円)
- ビジネスサポートデスク相談件数:6,973件

**(2) 販路開拓に対する支援**

新規取引先の獲得は、企業の業績の維持・向上における重要な要因であるが、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとっては、販路が限られていることや知名度の低さ、資金不足などさまざまな課題が存在している。「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」では、販路拡大に関するセミナー実施のほか、展示会出展費用・販路拡大に関する助成、マッチング商談会の開催等、中小企業の販路開拓に資する支援メニューが多数用意されている。同事業を引き続き実施するとともに、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」により展示会出展助成を受けた事業者が、アシストコースや経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど、同事業の拡充を行うことで、中小企業・小規模事業者のさらなる販路開拓を後押しされたい。

また、インターネット通販をはじめとする国内のEC市場は、経済産業省の調査によるとB to Bでは317兆円、B to Cでは16兆円を超えるなど、年々拡大している。販路開拓に苦慮する中小企業が、人的資源の少ない中でも活用することが期待されており、ECサイトの開設や活用、および販売促進への支援を図られたい。その中でも、インターネット上で受発注マッチングを行う「ビジネスチャンス・ナビ2020」は、広域かつ効率的に販路開拓を行うものとして有用であるため、周知・活用をさらに強化されたい。本サイトに登録している企業、ならびに本サイトを契機として取引の拡大につながった事業者に対しては、東京都の中小企業制度融資にて保証料率が優遇されているが、優遇措置の拡大を図るとともに、その他の施策利用につなげるなど、多方面から中小企業の成長を後押しされたい。

**【具体的要望内容】**

- ①「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」の継続・拡充（出口施策である展示会出展助成金の対象拡大、その他の販路開拓策への適用拡大等）
- ②中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（ECサイト構築支援、「ビジネスチャンス・ナビ2020」のさらなる活用、本サイトを契機とした取引拡大に対する金融支援、中小企業世界発信プロジェクト構成団体向け補助金を活用した販路開拓支援の継続）
- ③都内企業と地方の企業のネットワークを強化するため、地域連携型商談機会創出事業の拡充・強化

**※東商の取組(2018年度実績)**

- 中小企業活力向上プロジェクト 支援実績 853 社      ○商談会:11 回開催、商談件数 1,863 件
- ビジネス交流会:28 回開催、延べ 1,858 名参加（本部主催分 同業種交流会等含む）
- 展示会出展支援:1 回実施、25 社、商談件数 2,277 件
- 地域連携型取引機会創出事業:3か所(金沢・熊本・札幌)で開催、商談件数 860 件

**(3) 海外展開に対する支援の強化**

大企業のみならず、中小企業においても、持続的な成長やさらなる発展に向けて海外需要を取り込む意欲が高まっている。その方法も現地直接投資のみならず、輸出入やインバウンド対応のほか、昨今では海外向けインターネット販売（越境EC）など多岐にわたっている。

海外販路開拓の足掛かりとして、海外展示会への出展は効果的であるが、ノウハウを持たず新たに海外展開を始めようとする事業者にとってはハードルが高い。海外展示会出展を後押しすべく、「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」による海外展示会出展費用の助成において、社内担当者などへの渡航・滞在費や通訳の手配などに対する対象経費の拡大、助成限度額の引上げなど、同事業の拡充を図られたい。

また、世界的なインターネット市場の拡大を背景に、越境ECは中小企業においても徐々に注目を集め始めている。海外での駐在員や海外工場などが不要なく、初期コストも低いことから、経営資源に乏しい中小企業・小規模事業者においても取り組みやすい手法であるため、積極的な支援を図られたい。

**【具体的要望内容】**

- ①海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」の補助対象経費拡充）、海外の現地企業とのマッチング強化
- ②海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援
- ③WEBサイトの多言語対応などに向けた支援強化（インバウンド対応力強化支援補助金の業種拡充）

**※東商の取組(2018年度実績)**

- 中小企業国際展開アドバイザー:登録アドバイザー企業数 115 社、アドバイザーによる支援件数 48 社 48 件
- 海外現地事情視察会:中国(深セン)、フィリピン、ベトナム・ミャンマー 3回開催、延べ 53 名参加
- 国際展開セミナー:43 回開催、延べ 2,586 名参加(公的機関との協力事業等を含む)
- 海外展開窓口相談件数:628 社 1,221 件
- 「海外向けインターネット販売スタートアップハンドブック」の発刊
- 「世界を翔ける日本企業のチカラ～切り札は人材とパートナー～」の発刊

### 3. 円滑な事業承継の実現に向けた支援

近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が数年以内に経営交代期を迎える「大企業承継時代」が到来している。後継者不在により廃業に追い込まれるケースも見受けられ、中小企業・小規模事業者の「価値ある事業」を次世代に円滑につなぐことは喫緊の課題である。そのような中、昨年度の事業承継税制の抜本拡充に引き続き、平成31年度税制改正において、個人事業主向けの事業承継税制が創設された。昨年度に拡充された法人向けの事業承継税制においては、拡充前に比べて申請実績が平年ベースで約10倍に伸びており、東京都においても月50件のペースで申請があり、改正前に比べて利用者が大きく増加している。一方で、抜本拡充された事業承継税制に対する経営者の認知度や理解度はいまだ高くはないことから、今後4年以内に東京都に提出が必要な「特例承継計画」の策定支援をはじめ、法人・個人版ともに事業承継税制の利用促進を強力に押し進める必要がある。

東京都におかれては、産業労働局内に事業承継税制担当を設置し、抜本的に拡充された事業承継税制を利用するために必要な特例承継計画や、昨年度より関東経済産業局から移管された事業承継税制の認定窓口を運用し、ホームページなどで制度の詳細な解説や、相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応をお願いしたい。

昨年、当商工会議所が調査した結果、事業を引継いだ年齢が30代の経営者は、事業承継後に経営革新に取り組み、業績を拡大させている割合が高く、また、30代～40代前半を適切な事業承継時期として挙げている経営者も多いことが判明した。早期の事業承継を通じた生産性向上を実現するためには、東京の各支援機関、地域金融機関が連携した事業承継支援が必要である。今年度より東京都において「地域金融機関による事業承継促進事業」が創設され、事業者個々の状況をよく知る地域金融機関を通じた事業承継支援の枠組みが構築されたことは大いに歓迎したい。事業承継の「気づき」の促進にくわえて、プレ承継の段階において、現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策を促進すべきである。その際、後継者が円滑に事業を承継する能力を身に付けるため、後継者教育や後継者の右腕人材の育成などを進めていく必要がある。

当商工会議所の調査では、「借入金・債務保証（経営者保証）の引継ぎ」が事業承継の障害・課題と感じている企業が半数以上にのぼっている。税制面の制度が整いつつある中小企業・小規模事業者の事業承継において、借入金・債務保証の引継ぎは最後の大きな障壁となっている。親族内承継における後継者が家業を引き継がない理由となるだけでなく、とりわけ従業員承継においては、借入金の経営者保証を理由として後継者候補やその親族が反対することによって、事業を引継げなかった事例も多い。東京信用保証協会による保証付融資に関しては、借換・条件変更時や事業承継時において、一定の条件のもとで経営者保証を不要とする運用が昨年4月より開始しているが、当商工会議所の調査によると本運用について「名称・内容ともに知っている」という回答は2割に満たず、金融機関・支援機関による一層の周知が必要である。東京都においては、事業承継融資制度のさらなる大幅な要件緩和を行うとともに、経営者保証を原則不要とする信用保証協会の新たな事業承継制度融資を創設することで、円滑な事業承継を一層後押しされたい。

また、親族内や社内に後継者候補が存在しない中小企業が廃業を回避し、事業を継続するためには、第三者承継（M&A）は切り札となる手段となりえる。今年度、東京都において創設された事業承継支援助成金では、民間M&A会社へのアドバイザー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることになり、第三者承継の促進につながるものとして歓迎する。特に、小規模M&Aにおいては、民間M&A会社に対する報酬や、M&Aプロセスにおける契約書等のドキュメンテーション作成費用など外部専門家への報酬が課題となることも多い。そのため、小規模M&Aの促進に向けて、後継者が不在の小規模事業者に対して、事業承継支援助成金の周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。

#### 【具体的要望内容】

- ① 東京都の制度融資における事業承継融資の大幅な拡充（経営者保証を原則不要とする制度融資の創設）
- ② 事業承継税制のさらなる認知度向上・特例承継計画策定に向けた周知強化
- ③ 事業承継税制や特例承継計画の認定窓口における、申請企業に寄り添った相談対応の継続
- ④ 事業承継の早期対策の重要性への「気づき」を促進させるための取り組み
- ⑤ 地域金融機関を中心に支援機関が連携した「オール東京」での事業承継支援のさらなる促進（現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策の実現）
- ⑥ 事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充
- ⑦ 次世代でのさらなる成長に向けた後継者教育の充実
- ⑧ 後継者による新たな取り組みを支援するため、後継者主導による経営革新計画認定企業に対する支援（各施策への優先採択等）
- ⑨ 経営者の右腕となる経営幹部の育成支援（経営人材育成による企業力強化支援事業の活用促進）

※東商の取組(2018年度実績)

○「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」(7月、提出先:東京都知事等)

○ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:803社2,659件

## 7. 事業 (3)意見活動

- 「社長の思いを次代へつなぐ！事業承継事例集」の発刊
- 事業承継診断の実施:診断企業 97 社 (社長60歳「企業健康診断」®:精緻な事業承継診断)
- 東京都事業引継ぎ支援センター:相談企業数 1,147 社、相談延べ件数 1,327 件、成約件数 61 件
- 事業承継税制セミナー:29 回開催、延べ 952 名参加

### 4. 支援施策の分かりやすい周知と運用の改善

都内中小企業・小規模事業者の成長に資する支援施策は多数措置されている一方で、支援を求める事業者に対して必要な情報が行きわたらないことも多い。2019 年度に作成された「東京都中小企業振興施策早見表」は、事業者のニーズごとに分類されて、制度融資や助成金などが分かりやすくまとめられている。今後も、同様のパンフレットやWEBサイトを中心に、目的や時期別などによる情報の逐次更新・発信など、中小企業施策の周知徹底に努められたい。

また、昨今、事業者の利便性に配慮し、書類の電子化・簡素化などの配慮がなされているが、募集開始から締切までの期間が短いため、人的資源に限られる中小企業・小規模事業者にとっては活用しづらいとの声が多く上がっている。中小企業・小規模事業者へのさらなる利便性向上に向け、十分な公募期間の設定を図るべきである。

#### 【具体的要望内容】

- ①目的や時期別などによる情報発信と、事業趣旨や申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知(再掲)
- ②中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した、仕組みづくりと運用の徹底(再掲)

## IV. 東京の活力・魅力向上に向けた環境整備

### 1. 経済と環境の両立に向けた、省エネ推進等の支援強化

東京都の「環境基本計画」は、持続可能な資源利用やスマートエネルギー都市の実現などを目指し、2030 年までにエネルギー消費量を 2000 年比 38%削減するなど、高い目標を設定している。当商工会議所で昨年度実施した「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」によれば、省エネの取組みについて、70%以上の中小企業が不要な照明の間引きなどを行っている一方、エネルギー使用量の見える化(BEMS等)の実施は10%以下に留まっている。また、自社の二酸化炭素排出量がわからないという回答が50%以上にのぼっており、有効な支援策としても、補助金などの費用面に加えて事例・データの発信など情報面のサポートを求める声が多かった。中小企業の自主的な省エネへの取組みを一層推進するために、上記状況を踏まえて各施策を展開されたい。

#### 【具体的要望内容】

- ①中小企業のエネルギー使用量等をIoTの活用により負担感なく把握し、見える化を促進するための計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入の上での専門家による各種省エネ対策取り組み支援
- ②中小企業も取り組みやすいLED照明への更新など、より省エネ性能の高い機器導入に向けた支援の継続・拡充
- ③中小企業の支援体制強化(「クール・ネット東京」の活用)
- ④省エネ推進による経営改善の好事例の収集・公表、省エネセミナーなどの情報発信

#### ※東商の取組(2018 年度実績)

- エネルギーに関するセミナー:1回開催、93 名参加
- 発電所視察会:1回開催、24 名参加
- パネルディスカッション:1回開催、180 名参加
- 省エネセミナー:1回開催、252 名参加(クール・ネット東京との共催)
- 「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」を実施、909 社が回答
- 「長期低排出発展戦略に対する商工会議所意見」を提出(11 月、提出先:経済産業省等)
- 「『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の 2020 年からの取組』に関する意見」を提出(12 月、提出先:東京都環境局)
- 「『プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方(中間まとめ)』に対する意見」を提出(2月、提出先:東京都環境局)

### 2. 国際競争力強化に向けた都市再生の推進

東京の国際競争力をさらに強化するためには、安全・安心、持続的な成長を実現する都市の基盤や、交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生を促進する都市政策、各地域をつなげるネットワークの充実・連携が必

要である。特に、オフィス・住宅の機能更新について、柔軟かつスピード感をもって推進できるよう、都心はもとより郊外においても用途地域等土地利用のさらなる高度化、都市計画の運用が求められる。交流を生み出す拠点・魅力の創出などに向けては、民間活力による都市再生の推進が重要である。

ネットワークの充実・連携では、外環道（三郷南IC～高谷JCT）、圏央道など首都圏三環状道路の整備促進により、輸送時間の短縮のみならず、物流施設や工場の新規立地、生産性の向上など、多岐にわたるストック効果が発現している。引き続き、外環道（関越道～東名高速、東名高速～湾岸道路）や環状二号線などの道路整備に加え、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港のふ頭整備の推進に取り組まれない。

また、インターネット通販の拡大や人手不足などを背景に、運送上の生産性向上が課題となっている。物流拠点の再整備・高度化や中心市街地などにおける荷捌きスペースの確保、駐車規制緩和と区間拡大など、物流の効率化・高度化に資する施策を展開されたい。

#### 【具体的要望内容】

- ①オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用のさらなる高度化と都市計画の運用（用途地域の柔軟な運用等）
- ②民間活力による都市再生の推進（都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進等）
- ③陸・海・空の交通ネットワーク強化（外環道および幹線道路の整備、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港の整備促進等）
- ④円滑な物流の確保（荷捌きスペースの確保、駐車規制緩和と区間の拡大等）
- ⑤東京オリンピック・パラリンピックの「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の両立実現に向けたTDM重点取組16地区の企業に対する詳細情報の早期提供

#### ※東商の取組(2018年度実績)

- 「首都・東京の国際競争力強化に向けた要望」(6月、提出先:東京都知事等)
- 三村会頭、野本副会頭・首都圏問題委員長のハッ場ダム視察 ○羽田空港視察会:30名参加
- 「東京2020大会における交通輸送円滑化に関する会員アンケート」の実施
- 東京2020大会時の物流面での交通需要マネジメント(TDM)に関する意見交換会の実施

### 3. 危機発生時の事業継続に向けた取り組み支援

中小企業の経営を取り巻く環境にはさまざまなリスクが潜んでおり、その一つが自然災害である。近年、地震や台風、高潮あるいはゲリラ豪雨など、被害の甚大な災害が各所で発生しているが、東京においても、首都直下型地震や大規模な風水害などの大災害に見舞われれば、その影響は都内、国内のみならず、海外にまで及ぶことが懸念されている。こうしたリスクに対し、都内中小企業では対策が進んでおらず、当商工会議所の調査によると、BCP（事業継続計画）策定済みの企業は29.1%と低水準にとどまっている。人的被害や経済的被害の大幅な削減につながることから、中小企業のBCP策定促進を強化されたい。あわせて、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりのため、帰宅困難者対策推進のほか、木密地域の早期解消や緊急輸送道路沿道建築物を中心とした耐震化、社会資本の老朽化対策やインフラ維持・更新コストの縮減、平準化、担い手の確保・育成などハード・ソフト両面での対策が必要である。

また、オリンピック・パラリンピックを控え、大会運営のために生み出された技術やシステムをはじめ、都内企業がサイバー攻撃の標的となるリスクが一層高まっている。重要な価値を持つ企業情報や個人情報を守るため、資格取得支援などによるリテラシー向上の他、対策ソフト・設備機器導入支援など、中小企業の情報セキュリティ強化に向けた支援に引き続き取り組まれない。

#### 【具体的要望内容】

- ①中小企業・小規模事業者のBCP策定率向上に向けた支援策の拡充（BCP策定支援講座の拡充、BCP策定企業に対するインセンティブの強化）
- ②災害に強いまちづくりの推進（帰宅困難者対策、木造住宅密集地域の早期解消、建築物の耐震化・更新の推進等）
- ③中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援（サイバーセキュリティ対策促進助成金の予算拡充等）（再掲）

#### ※東商の取組(2018年度実績)

- 「東京都の防災・減災対策に関する要望」(10月、提出先:東京都知事等)
- 東京都帰宅困難者対策条例説明会:2回開催、計239名参加
- 防災関連視察会:2回開催、計42名参加 ○BCP策定支援講座:1回、69名参加
- 全会員への防災チラシ配布 ○「会員企業の防災対策に関するアンケート」の実施:回答企業1,127社
- 防災訓練の実施

## 7. 事業 (3)意見活動

- ・家族との安否確認訓練2回実施(東商会員企業 128 社、6,906 名とその家族が参加)
- ・東京都・町田市合同帰宅困難者対策訓練・駅前滞留者訓練への協力
- 「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」(2016 年 1 月締結)に基づく中小企業サイバーセキュリティ対策事業
- 東京 23 区と、各区内警察署等と東商 23 支部との協定締結、セミナー8 回開催・延べ 511 名参加、
- 中央区内の中小企業経営者等に向けたセキュリティに関する広報啓発活動を行う「CSサポーター養成セミナー」の開催

### 4. 中小企業の前向きな投資活動を促進する税制措置および納税環境の整備

わが国経済が緩やかな回復基調にある中、都内の土地価格も上昇傾向にあり、本年発表された公示価格においても 23 区内ほぼすべての地点で上昇している。企業にとって過重な固定資産税負担を緩和するため、商業地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置、および小規模非住宅用地の減免措置は引き続き延長するとともに、拡充を検討すべきである。また、生産性の向上など、企業の前向きな投資活動を促進するため、事業所税、償却資産に係る固定資産税を廃止し、法人事業税・法人住民税の超過課税を撤廃すべきである。

あわせて、人的資源に乏しい中小企業の業務効率化のため、都税や公金の電子納税の普及、9 都県市で取り組みが始まっている東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書等の帳票様式の統一など、納税事務負担の軽減を図るべきである。

#### 【具体的要望内容】

- ①商業地等に係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置(負担水準の 65%、税額の 1.1 倍)の延長および拡充(負担水準の 60%までの引下げ)、小規模非住宅用地に係る 2 割減免措置の拡充(減免割合の引上げ)および恒久化
- ②企業活動の拡大を阻害する事業所税、償却資産に係る固定資産税の廃止、法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- ③東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
- ④東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一

### 5. 観光都市実現に向けた取り組みの強化

2018 年の訪都外国人旅行者数は 1,424 万人(対前年比 3.4%増)と過去最高を更新したが、旅行消費額(1兆 1,967 億円)は微増にとどまっている。本年はラグビーワールドカップ、来年には東京オリンピック・パラリンピックと、世界に東京の魅力を発信する絶好の機会が目前に迫る中、東京都は「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン～東京 2020 大会に向けた重点的な取組～」において、2020 年の訪都外国人旅行者数 2,500 万人・旅行消費額 2.7 兆円という高い目標を掲げている。

観光は、地域経済の持続的な発展や雇用機会の創出など、わが国のあらゆる領域において発展に寄与するものである。「世界トップの観光都市・東京」の実現に向けては、東京がわが国のゲートウェイとして、良質で安全・安心な受入環境の整備や観光資源の磨き上げ・魅力の発信などに取り組み、観光客や MICE などビジネス客の持続的な獲得と消費額の拡大を図ることにより、国際競争力を強化していくことが不可欠である。

#### 【具体的要望内容】

- ①消費拡大に向けた体験・交流型観光の推進(ナイトライフの充実化、公的施設の開館時間延長や夜間交通、安全・安心確保などの検討)
- ②多種多様な決済環境への対応支援(訪日外国人対応やポイント還元制度実施を機に導入するキャッシュレス決済環境の円滑な導入支援)
- ③集客を消費につなげる面的な取り組みへの支援(テーマ性・エリアの特性を活かした広域連携による取り組みへの支援、地域の回遊性を高める仕組みの構築)
- ④観光危機管理体制の強化(災害発生時等の訪都外国人旅行者を含めた安全・安心の確保)
- ⑤旅行者と地域との共存共栄に資する環境整備(オーバーツーリズムへの対応、施設利用・まちあるきなどのマナー啓発)
- ⑥国内観光・アウトバウンドの活性化(国内旅行、アウトバウンドの振興、若者の旅行経験の促進)

#### ※東商の取組(2018 年度実績)

- 都市型観光プログラム(TOKYO DISCOVERY):1 回開催、参加者 21 名
- 観光セミナー・説明会:2 回開催、208 名参加
- 東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」における地域資源情報 208 件掲載

- 「るるぶ特別編集 TOKYO23」(日本語版3万部、英語版1万部)の発行
- 関東学生「インバウンド広域観光周遊ルート」旅行企画コンテスト(共催:国土交通省関東運輸局)
- 「東京とわが国における観光振興に関する意見」(4月、提出先:国土交通省等)
- 「東京の観光振興策に関する意見」(7月、提出先:東京都知事等)
- 「東商オリパラ・アクションプログラム」に基づく事業の展開

以上

2019年度第11号  
2019年 7月11日  
第719回常議員会決議

<提出先>東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各局幹部ほか関係機関等

<実現状況>○中小企業対策予算の確保

- 2019年度 3,944億円⇒2020年度 3,968億円(前年度比+24億円)  
※金融支援費を除いた中小企業対策予算は821億円と2019年度から308億円減の見込み。なお、減少分は主に国際展示場・東京国際フォーラムの運営費。

○イノベーションと新たな価値の創造に向けた挑戦に対する支援

- ・革新的事業展開設備投資支援事業 76.1億円(±0億円)
- ・【新規】受注型中小企業競争力強化支援事業 15.6億円
- ・【新規】中小企業の5G・IoT・ロボット普及促進事業 1.2億円

○稼ぐ力創出への取り組み支援

- ・働き方改革支援事業 1.4億円(+0.5億円)
- ・【新規】現地幹部人材育成支援事業 0.3億円
- ・下請企業対策 1.2億円(±0)

○中小企業の成長ステージに合わせた伴走支援

- ・創業支援 45.2億円(+2.3億円)  
【新規】高校生起業家養成プログラム、スタートアップ・グローバル交流HUB事業等
- ・中小企業海外展開支援事業 10.2億円(+3億円)
- ・事業承継・再生支援事業 4.5億円(±0) ※事業承継支援助成金等
- ・地域金融機関による事業承継促進事業 4.4億円(+0.8億円)

○東京の活力・魅力向上に向けた環境整備

- ・事業所等における省エネルギー対策の推進—中小規模事業所対策 4億円(+0.4億円)
- ・観光産業の振興 229.3億円(+24.9億円)

## 12. 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

### 基本的な考え方

わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数の99.7%を占め、雇用の約7割を支え、従業員への給与支払総額の約4割、社会保険料の事業主拠出分の約5割を負担するなど、雇用を通じて日本の財政や経済に大きく貢献するだけでなく、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域経済やまちの活性化に寄与している。近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が数年以内に経営交代期を迎える「大企業承継時代」が到来している。後継者不在により廃業に追い込まれるケースも見受けられ、中小企業・小規模事業者の「価値ある事業」を次世代に円滑につなぐことは喫緊の課題である。また、現在、中小企業は深刻さを増す人手不足を原因とした

7. 事業 (3)意見活動

経営の持続性確保の危機に直面しており、ICT技術などを活用した生産性向上への取り組みも必要不可欠となっている。中小企業の「価値ある事業」を次代へ引き継ぐとともに、後継者の年齢を考慮した適切な時期での経営交代を推進し、後継者が時代に合った経営を行い、企業の活力を高めていくことが、わが国経済の持続的な発展には欠かせない。

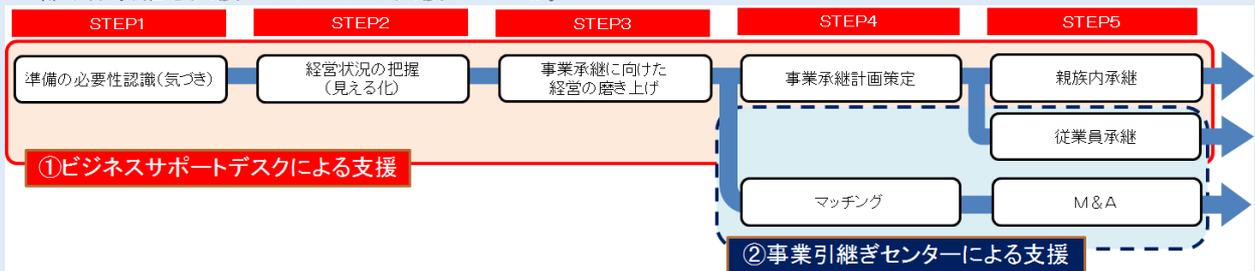
そのような中、昨年度の事業承継税制の抜本拡充に引き続き、平成31年度税制改正において、個人事業主向けの事業承継税制が創設された。法人・個人の事業形態を問わず、税制面から中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を後押しする制度が整ったことを、大いに歓迎する。一方で、抜本拡充された事業承継税制に対する中小企業経営者の認知度や理解度はいまだ高くはないことから、今後4年以内に都道府県に提出が必要となる「特例承継計画」の策定支援をはじめ、法人・個人版ともに事業承継税制の利用促進を強力に推し進める必要がある。円滑な事業承継を実現するためには、税制面以外にも経営の承継が不可欠であることから、事業承継の重要性に対して経営者へ「気づき」を促進するとともに、事業承継後に事業継続や後継者による経営革新が可能となるよう、事業承継支援のより一層の強化が必要である。

また、近年は事業承継の形態として親族外承継の割合が増加しており、親族内承継だけでなく、従業員承継や第三者承継(M&A)への対策の必要性が増している。特に、後継者不在の企業にとって有効な手段である第三者承継(M&A)の活用促進に向けた周知活動を進めるべきである。

東京商工会議所では、都内4か所に設置したビジネスサポートデスク(東京都地域持続化支援事業(拠点事業))において、昨年度、803社に対して延べ2,659件の事業承継相談を実施した。また、東京都事業引継ぎ支援センター(国の委託事業)において、小規模な事業者のM&Aのマッチング支援を実施し、1,147社の新規相談、61件の成約を実現している。※参考1当商工会議所は今後も地域経済団体として、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を実現すべく、事業承継支援に尽力する所存である。政府、東京都におかれては、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継をより一層促進していくため、以下の事項に関して、具現化されるよう推進されたい。

【参考1：中小企業の円滑な事業承継に向けた東京商工会議所の取り組み】

- 東京商工会議所では、「気づき」の段階から、プレ承継、親族内承継・従業員承継を中心として、ビジネスサポートデスク(東京都地域持続化支援事業(拠点事業))にて支援を行い、主に第三者承継(M&A)を東京都事業引継ぎ支援センターにて支援している。



○ビジネスサポートデスク (BSD) (東京都地域持続化支援事業(拠点事業))

- 事業承継をはじめとした、高度かつ専門的な経営課題(事業承継・創業・経営革新など)に対応するため、支援拠点を東西南北の4エリアに設置。23支部と連携した相談体制を構築している。
- 拠点には中小企業支援の専門家(コーディネーター)が常駐、課題を整理して支援プランを作成。コーディネーターに加え、必要に応じて各分野の専門家を派遣し、きめ細やかに支援。



○『社長60歳「企業健康診断」』事業

- 事業承継に向けて企業の現状と課題を専門家が無料で診断し、診断結果に基づく対策も無料サポートしている。

○事業承継対策委員会における取り組み

- 事業承継税制の利用促進に資するセミナーの実施。(本部・23支部にて42回・1,200名以上受講)



- 「社長の思いを次代へつなぐ! 事業承継事例集」の発行(実名にて掲載)。  
 ※親族内承継 6件  
 従業員承継 2件  
 第三者承継 3件



## ○東京都事業引継ぎ支援センター

・事業承継に関する相談のうち、とりわけ「第三者への会社の譲渡」についての相談に対応。その中でも、民間M&A会社では対応が難しい小規模事業者のマッチングを支援。売上高1億円未満の事業者からの相談が約半数を占めている。M&Aの実行支援までを行うことで、円滑な事業のバトンタッチを支援している。

## 【新規相談・成約実績】



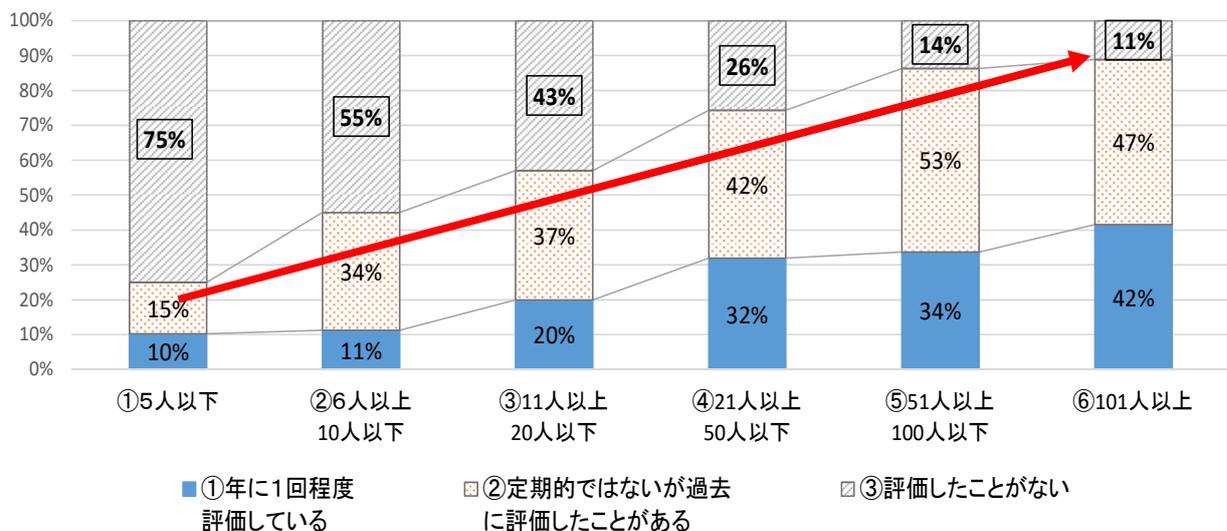
## 1. 事業承継の早期着手に向けた対策

中小企業経営者にとって事業承継はいつか取り組まなければいけない経営課題であるが、健康上の問題など差し迫った事態に陥らなければ、本業の経営に日々追われて対策が後回しになりやすい。当商工会議所の調査によると、後継者が決定している企業ほど事業承継対策が進んでいることが判明しており、まずは経営者に早期の事業承継対策の重要性について「気づき」を促進する必要がある。

経営権（株式）の承継を進める際に、事業承継税制の利用を検討するなど具体的な対策を進めるには、自社株式の評価額を認識することが必要である。しかしながら、同調査によると、親族内承継の障害・課題として、「後継者への株式譲渡」および「自社株の評価額」を挙げる経営者が約6割を占める一方で、従業員規模が小さいほど、自社株式の評価算定を実施している割合が低く、従業員5名以下の小規模企業では75%の企業が自社株式の評価をしたことがないという結果となった。事業者や支援者からも株式評価額を知ることが事業承継対策の必要性の気づきとなったという声も多いことから、国税庁の財産評価基本通達に基づく取引相場のない株式の評価額算定の支援を行うべきである。

一方で、同調査において、年齢が30代で事業を引き継いだ後継者は、事業承継後に「新製品・新サービスの開発」などに取り組み、業績を拡大させている割合が高く、30代～40代前半を適切な事業承継時期として挙げている回答も多い。適切な時期に後継者が事業を引き継ぎ、時代に合った経営をすることが、ICT技術などの活用による生産性向上を実現する鍵となる。そのため、後継者のいる企業では、現経営者だけでなく、後継者の年齢に着目した事業承継支援を進めるべきである。今年度、東京都では「地域金融機関による事業承継促進事業」が創設されており、事業者個々の状況をよく知る地域金融機関から後継者の年齢を考慮した事業承継の「気づき」を促進していくべきである。

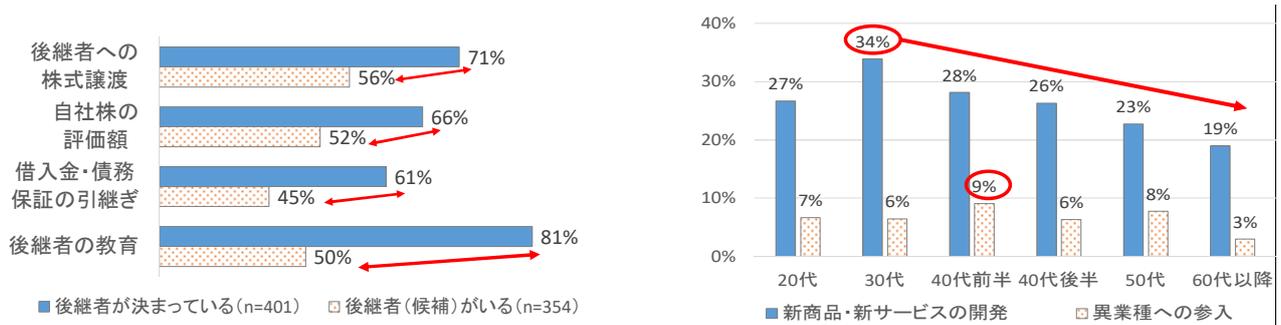
自社の株式価値の算定状況（従業員規模別）



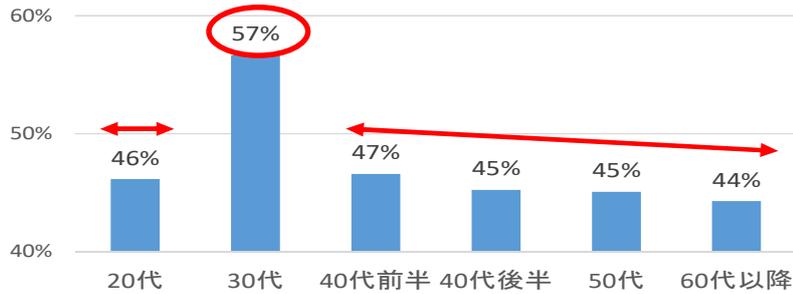
事業承継の課題別取組状況（後継者決定の有無）

事業承継後の新たな取り組み

7. 事業 (3) 意見活動



事業を引き継いだ年齢と業況が良くなった割合



出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」(2018年)

【都内中小企業の声】

- I C T活用や新しいビジネスモデルの構築に取り組むには、後継者が30代～40代のうちに事業承継を行うべきであり、業況拡大や従業員の活性化にもつながる。(運輸業他)
- 株価対策の必要性など早期の事業承継に対する「気づき」がなく、事業承継税制までたどりつかない経営者が多い。(金融業)
- 事業承継税制を利用できない企業が必要としている制度や有効策が浸透していない。支援機関から周知してほしい。(情報通信業)

<具体的な項目>

- (新) 事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進
  - ・国における株式評価算定の補助制度の創設(国)
  - ・事業承継の事例の収集(国・東京都)
- (新) 現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継支援の実現
  - ・ベンチャー型事業承継の支援事例の発信(国)
  - ・地域金融機関による事業承継促進事業において、後継者の年齢を考慮した事業承継の気づきの促進(東京都)

2. 抜本拡充された事業承継税制の利用促進に向けた後押し

当商工会議所が要望していた項目が多く盛り込まれている抜本拡充された事業承継税制は、事業承継期の自社株式におけるキャッシュアウトゼロを実現可能であり、非常に有効な制度である。また、今年度の税制改正において、個人事業主向けの事業承継税制が創設されたことは、選択適用となる小規模宅地の特例とあわせて、個人事業主の事業承継対策の強化につながるものである。

抜本拡充された事業承継税制を利用するために必要な特例承継計画は、平年ベースで約10倍に迫る勢いで申請されており、改正前に比べて大きく伸長している。一方で、当商工会議所の調査によると、事業承継税制の改正内容まで知っている事業者は約3割にとどまっており、特例承継計画の申請状況についても「申請中」および「申請を検討している」を含めて2割に満たない。特例承継計画は2023年3月31日までに都道府県へ提出が必要であることから、残り4年の間にさらに多くの経営者が本制度を理解し、特例承継計画を提出するよう促していく必要がある。そのため、支援機関のみならず、士業などの専門家や地域金融機関を巻き込んで、より広い層に周知強化を進めるべきである。

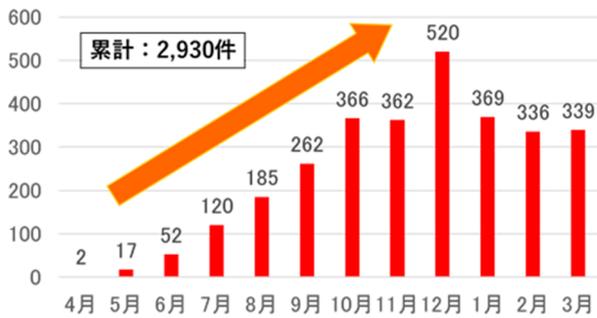
一方で、事業承継税制は複雑かつ必要とされる書類も多いとの専門家からの意見や、贈与税における一般措置を過去に利用した事業者が新制度に乗り換えられない、事業承継税制の特例措置は将来にわたって利用できる制度にすべきであるとの経営者からの声もでてくる。そのため、事業承継税制の運用における改善点として、過去に贈与税に係る納税猶予制度を利用した企業に対して抜本拡充された事業承継税制に移行できるように配慮することや、事業承継税制の提出書類に係る有怨規定を明確化すべきである。

また、先代経営者が急逝した場合には事業承継税制の後継者に係る役員就任要件を満たせず、税制を利用できないとの声が挙がっている。事業承継税制は計画的に事業承継計画を立案することが前提ではあるが、相続税の納税猶予を利用する場合に限り後継者に係る役員就任要件を撤廃し、先代急逝などの突発的なケースにおいても円滑な事業承継を後押しすべきである。

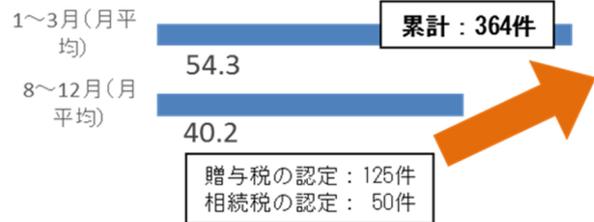
なお、東京都におかれては、産業労働局内に事業承継税制担当を設置し、特例承継計画や、昨年度より関東経済産業局から移管された事業承継税制の認定窓口を運用し、ホームページなどで制度の詳細な解説や、相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応をお願いしたい。

抜本拡充された事業承継税制の申請実績

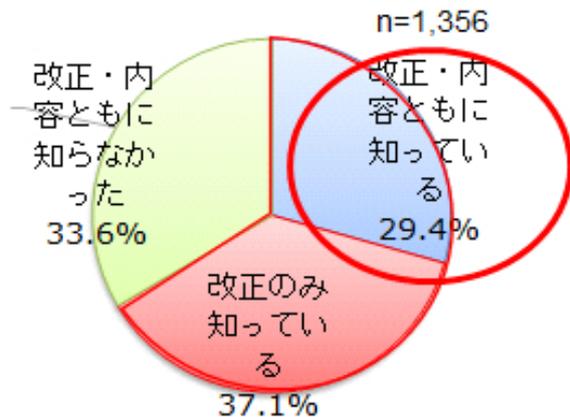
【国】



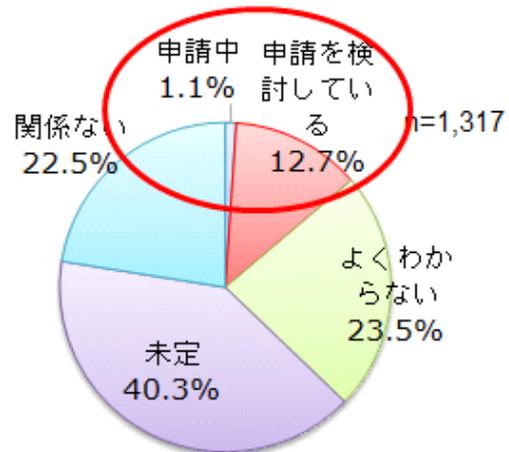
【東京都】(2018年8月～2019年3月)



抜本拡充された事業承継税制の認知度

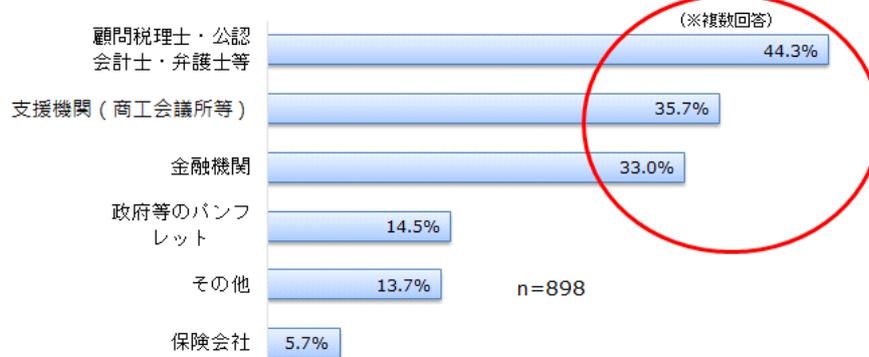


特例承継計画の策定状況



抜本拡充された事業承継税制の改正の入手元

※改正内容を知っている事業者のみ



出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」(2019年3月)

## 【都内中小企業の声】

- 特例承継計画を提出したが、非常に素晴らしい制度なので、将来の経営者にも、是非活用してもらいたい。時限を切らずに恒久化をした方が良いのではないか。(卸売業)
- 事業承継税制は複雑な制度と専門家に指摘され、利用するか迷っている。(運輸業)
- 若い後継者候補がいるが、時限措置だと利用するかどうか躊躇する。(建設業)

## &lt;具体的な項目&gt;

- 事業承継税制の認知度向上(国・東京都)
  - ・事業承継税制の理解の更なる促進に向けた周知活動の強化
  - ・支援機関をはじめ、専門家や地域金融機関を巻き込んだ対策の推進
- 特例承継計画策定に向けた周知強化(国・東京都)
  - ・特例承継計画策定支援の推進
- 事業承継税制の運用の改善(国)
  - ・過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継税制への移行の容認
  - ・提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
  - ・(新)適用要件の緩和(後継者に係る役員就任要件の撤廃(先代急逝時対応等))
  - ・経営承継円滑化法における遺留分に関する民法特例の対象拡大
- (新)個人版事業承継税制、小規模宅地の特例など、個人事業主の事業承継対策の周知促進(国・東京都)

**3. 承継後の円滑な経営継続を実現するための対策**

事業承継後に後継者が直面する課題には、経営理念の承継をはじめ、経営計画の策定、社内体制の再整備、従業員との関係構築、金融機関との折衝など多岐にわたる。先代経営者の急逝などで、後継者教育を受けられず、事業承継後に非常に苦労した事例も多く、円滑な事業承継のためには、「事業承継に向けた経営の磨き上げ」としての、後継者教育が大きなポイントとなる。支援機関などが実施する後継者教育の充実に向け、予算を拡充し、多様な中小企業のニーズに応じられるカリキュラムの整備・教育費用に関する補助制度の創設などに取り組むべきである。また、後継者教育においては、事業承継や多くの経営課題を乗り越えてきた経営者の知恵を知ることが非常に有効であり、後継者教育のカリキュラムに経営知識だけでなく、先輩経営者からレクチャーを得る機会を盛り込むべきである。

他方、後継者の悩みとして、経営者の右腕となる人材の確保・育成を挙げる声も多いことから、後継者教育のみならず、右腕となる経営幹部育成のための新たな取り組みを進めていくべきである。

## 【都内中小企業の声】

- 後継者向け経営塾で、同じ後継者である経営者同士で、書籍には載らないようなこと、未経験のことを学び非常に有意義であった。(製造業)
- 承継した際、金融機関との付き合い方や資金繰りなど、独学で学ばざるをえなかった。商工会議所など支援機関でより深い内容の講習会を行ってほしい。(建設業)
- ビジネスサポートデスクや公的支援機関の後継者塾を活用している。経営計画の立案は経験から学べるものではないし、人脈も形成できた。(建設業)

## &lt;具体的な項目&gt;

- 新たな取り組みを支援する事業承継補助金の継続・予算拡充(経営革新計画認定企業の優先採択等)(国)
- 後継者教育の充実(国・東京都)
  - ・多様なニーズに対応できる支援機関による後継者教育のカリキュラム充実
  - ・後継者塾などの後継者教育を受講した場合の費用を補助する制度の創設
- 社長の右腕となる経営幹部の育成に対する支援(国・東京都)
  - ・教育費用に対する補助制度の創設

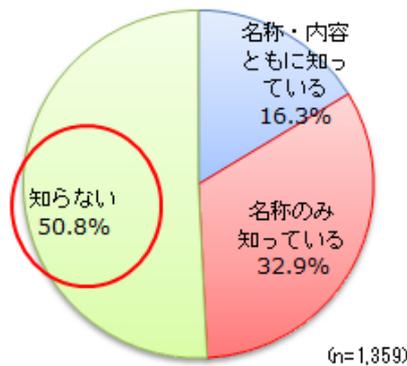
**4. 借入金に対する経営者保証への対策**

当商工会議所の調査では、「借入金・債務保証の引継ぎ」が事業承継の障害・課題と感じている企業が半数以上にのぼっている。税制面の制度が整いつつある中小企業・小規模事業者の事業承継において、借入金・債務保証の引継ぎは残った大きな障壁の一つとなっている。親族内承継における後継者が家業を引き継がない理由とな

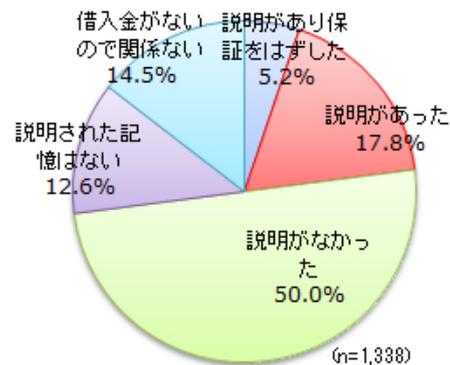
だけでなく、特に従業員承継においては、借入金の経営者保証を理由として後継者候補や後継者候補の親族が反対することによって、事業承継に失敗している事例も多い。

2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン<sup>※参考2</sup>」を活用することによって、円滑な事業承継の実現が期待されているが、その認知度は十分とはいえず、当商工会議所の調査においても、「金融機関から説明を受けたことはない」との回答は半数を超えた。そのため、中小企業の身近な存在である金融機関より周知の徹底を図られたい。他方、中小企業においては、法人と経営者の明確な区分・分離や、財務基盤の強化、経営の透明性確保などの対応にくわえ、金融機関による企業の適切な評価を可能にすべく、金融機関と密にコミュニケーションを図っていく必要がある。中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けて、ローカルベンチマークや知的資産経営書の作成支援などの経営支援強化、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供を講じられたい。

経営者保証ガイドラインの認知状況



民間金融機関の説明状況



出典：東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」(2019年3月)

#### 【参考2：経営者保証ガイドラインの概要】

経営者保証を提供せず融資を受ける際や、保証債務の整理を行う際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として2013年12月に策定・公表されたガイドライン。

2014年2月に金融庁は監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施し、金融機関は以下の3点の経営状況を満たす企業に対しては、「経営者保証を求めない融資」や「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」(※)を検討することが求められるようになった。

※「経営者保証付き融資に代わる融資の方法（代替的な融資手法）」

停止条件や解除条件付保証契約、流動資産担保融資（ABL）、金利の一定の上乗せ など

①法人と個人の分離	②財務基盤の強化	③適時適切な情報開示
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 融資を受けたい企業は、役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付など、法人と経営者の間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図る。</li> <li>● そうした体制の整備・運用状況について、公認会計士・税理士などの外部専門家による検証を行い、その結果を債権者に適切に開示することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 融資を受けたい企業は、財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み、信用力を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 融資を受けたい企業は、自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請に応じて、資産負債の状況や事業計画、業績見通し及びその進捗状況などの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保する。</li> <li>● 情報開示は、公認会計士・税理士など外部専門家による検証結果と合わせた開示が望ましい。</li> </ul>

また、当商工会議所によるヒアリングにおいては、「経営者交代の際に、信用保証協会では、先代経営者の保証を外してもらえなかった」という声も多くあがっている。信用保証協会による保証付の融資に関しては、昨年4月より一定の条件のもとで経営者保証を不要とする運用が始まっているが、当商工会議所の調査によると「名称・内容ともに知っている」という回答は2割に満たず、金融機関・支援機関による制度活用に向けた一層の周知が必要である。また要件についても、「見直しを求める」「複雑・分かり難いので利用しない」という声が5割を超えており、信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件緩和など、より利用しやすい制度改善に取り組まされたい。政府系金融機関や信用保証協会においては、原則的に経営者保証を不要とする融資や保証の一層の促進をはかるべきである。

また、東京都においては、国に先んじて現在の事業承継融資制度のさらなる大幅な要件緩和を行い、原則として事業承継に係る信用保証協会の経営者保証を不要とする新たな制度融資を創設することで、円滑な事業承継を一層後押しされたい。

【都内中小企業の声】

- 従業員に事業承継を検討していたところ、従業員の親族から借入金の経営者保証に懸念を示され、最終的に事業承継ができず、後継者候補の従業員も退職した。(製造業)
- 事業承継時に先代経営者と現経営者の両方の経営者保証を求められ、先代経営者の保証を外してくれない金融機関がいて、非常に苦労した。(サービス業)
- 借入金に対する経営者保証の存在が、中小企業の後継者不足の大きな原因となっている。(製造業)

<具体的な項目>

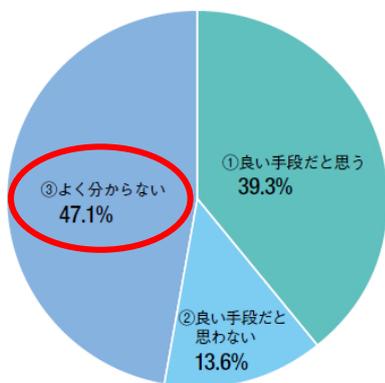
- 経営者保証ガイドラインの周知徹底 (国・東京都)
  - ・金融機関による経営者保証ガイドラインの周知強化
  - ・中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた経営支援の強化
- (新)信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件緩和、および周知活動の徹底 (国)
- (新)東京都の制度融資における事業承継融資の大幅な拡充 (東京都)
  - ・経営者保証を原則不要とする制度融資の創設

5. 第三者承継の促進

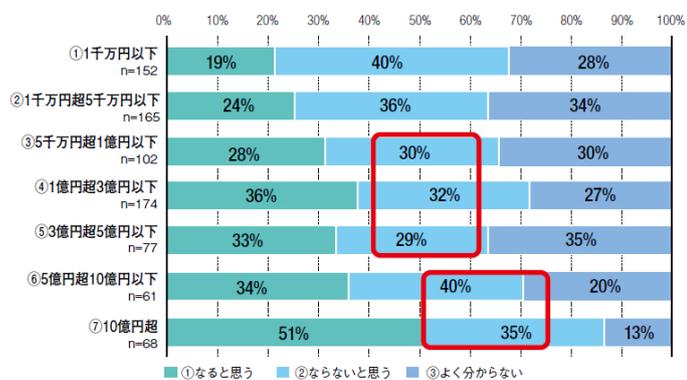
親族内や社内に後継者候補が存在しない中小企業が廃業を回避し、事業を継続するために、第三者承継 (M & A) は切り札となりえる。しかし、第三者承継は事業承継の選択肢として検討されていないケースが多く、多くの経営者が、まず親族内で後継者を探し、次に社内 (従業員) で探し、そこでも見つけられない段階で初めて、第三者承継の検討を行う。相手探し (マッチング) からクロージングまで期間を要することもあり、早期から事業承継の選択肢の一つとして第三者承継を位置づけていく必要がある。

依然として第三者承継 (M&A) に対して、敵対的なイメージを持っている中小企業経営者が多く存在している。当商工会議所の調査によると、「自社が第三者承継 (M&A) の対象になると思うか」との問いに対して、自社株評価額の大小に関わらず、「ならないと思う」と回答する企業が約3割を超えており、第三者承継の正しい理解の促進やイメージ向上が必要である。

M&Aに対するイメージ



自社がM&Aの対象になると思うか※株式評価額別



出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」(2018年1月)

事業引継ぎ支援センターでは、事業承継に関する相談のうち、とりわけ「第三者への会社の譲渡」について対応しており、中でも、民間M&A会社では対応が難しい小規模な事業者のマッチングを支援している。東京都事業引継ぎ支援センターにおいては、売上高1億円未満の小規模の事業者からの相談が半数を占めているなど、小規模M&Aの促進に大きく寄与している。今後さらに相談機能の強化、成約事例の増大を図るべく、事業引継ぎ支援センターの予算を拡充すべきである。特に、昨今の書籍・メディアの影響などにより、東京においては、本来対象とならないような個人からの買い相談が相次ぎ、後継者のいない中小企業・小規模事業者からの相談に対応すべき同センターの業務に支障がでている。東京都事業引継ぎ支援センターの相談強化を図るべく一層の予算拡充を支援されたい。あわせて、報酬額の少ない小規模M&Aを手掛ける専門家が不足しているのが実情であり、専門家の育成も強化すべきである。

本年度、東京都において事業承継支援助成金が創設され、民間M&A会社へのアドバイザー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることは、第三者承継の促進につながるものとして歓迎する。特に、小規模M&Aにおいては、民間M&A会社に対する報酬や、M&Aプロセスにおける契約書等のドキュメンテーション作

成費用など外部専門家への報酬が課題となることも多い。そのため、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対して、事業承継支援助成金の周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。

#### 【都内中小企業の声】

- 後継者がおらず事業承継に悩んでいた協力会社をM&Aで買収した。（製造業）
- 社内に後継者がいないので、第三者承継（M&A）で事業を譲渡したいと考えている。（小売業）
- 従業員も少なく、財務状況も債務超過・赤字だったので、ほとんどの金融機関にM&Aの取り扱いを断られたが、東京都事業引継ぎ支援センターに相談した結果、事業の強みを評価してくれる買い手が見つかった。（サービス業）

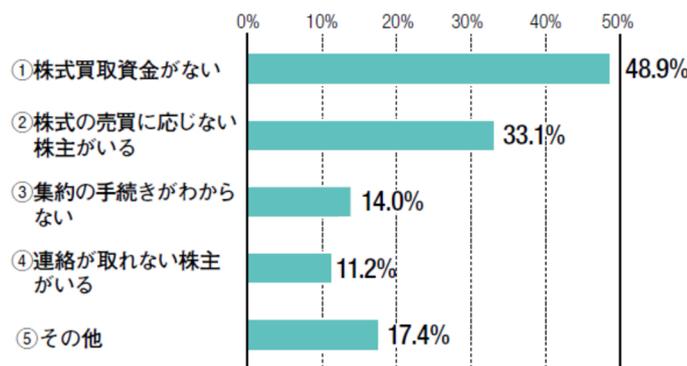
#### <具体的な項目>

- 事業継続を目的とした第三者承継（M&A）を後押しする税制の拡充（国）
  - ・（新）事業譲渡する中小企業の株式や事業用資産に対する譲渡益課税の軽減措置など、事業を譲り渡す者に対するインセンティブ措置の創設
  - ・事業譲渡に係る登録免許税・不動産取得税の減免措置の延長
  - ・経営者個人が所有する事業用資産を会社に売却する場合における、登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の減免
- （新）小規模M&A促進に向けた周知強化（国・東京都）
- 事業引継ぎ支援センターのさらなる予算拡充（国）
  - ・東京都事業引継ぎ支援センターの相談機能の強化
  - ・小規模M&Aを手掛ける専門家の育成
- （新）東京都の事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充（東京都）
- （新）個人事業主における事業承継時の許認可手続きに関する環境整備（国）

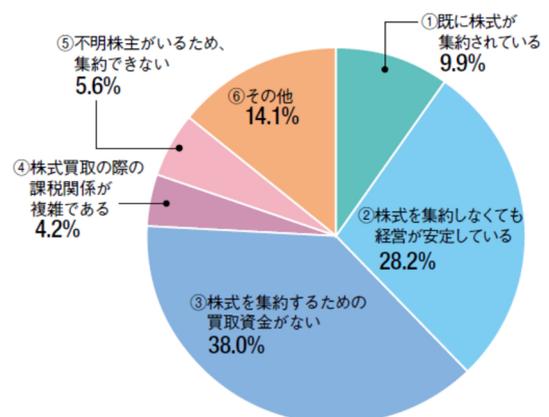
#### 6. 分散した株式の集約化に関する対策

旧商法では、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があったこともあり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している中小企業も多く存在する。株主の相続などによってこれらの株式が分散し、経営に関与しない株主が存在することは、経営の安定性を阻害する懸念があり、株式の集約化を図る必要がある。しかし、これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。そのため、株式の集約化に向けた支援措置が必要である。

株式の集約における障害



株式の集約を行わない最も大きな理由



出典：東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」（2018年1月）

#### 【都内中小企業の声】

- 分散した株式の集約が、事業承継や経営上の障害となった。（製造業他複数）
- 親族に分散した株式の買い戻しの交渉をしているが、株価が高く、集約に苦勞している。（サービス業）
- 経営に関与していない親族が保有する株式が、相続によってさらに分散していくことを危惧している。買い戻したいが、価格交渉でなかなか応じてくれない。（製造業）

## 7. 事業 (3)意見活動

### <具体的な項目>

- (新)分散した株式の集約に向けた支援強化(国・東京都)
  - ・融資、事業承継支援ファンド、投資育成などによる支援、周知の強化
- 分散した株式の集約に向けた株式評価額算定方法の見直し(国)
  - ・同族判定の範囲の縮小(血族：6親等内(はとこ)、姻族：3親等内(配偶者の甥姪)など)
  - ・同族会社における配当還元方式での評価方法の適用

以上

2019年度第12号  
2019年7月11日  
第719回常議員会決議

<提出先>内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、各政党幹部、関連団体  
東京都知事、東京都議会各政党幹部、東京都各部局幹部ほか関係機関等

### <実現状況>

#### ○国における事業承継対策予算

- ・事業承継・世代交代集中支援事業 64億円(+14億円)
  - －事業承継補助金の補助上限額引上げ、「ベンチャー型事業承継・生産性向上枠」創設等
- ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業(事業引継ぎ支援センター等)  
70.1億円(+5億円)
- ・「第三者承継支援総合パッケージ」の創設
- ・「個人保証脱却・政策パッケージ」の創設
  - －政府関係機関が関わる融資の無保証化拡大(事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設等)、金融機関の取組を「見える化」し、融資慣行改革へ(「経営者保証ガイドライン」の特別策定・施行等)

#### ○東京都における事業承継対策予算

- ・事業承継・再生支援事業 4.5億円
- ・地域金融機関による事業承継促進事業 4.4億円(+0.8億円)

## 13. 令和2年度税制改正に関する意見

### 基本的な考え方

(中小企業は最大の雇用創出主体であり、わが国経済の基盤)

中小企業は、地域に密着した小規模企業や、高度な技術力を保有し国際的なサプライチェーンの一端を担う企業、創業100年を超す老舗企業など多種多様な存在である。また、地域内外の取引の中心となって地域経済の中核的な役割を果たすほか、新たな産業を創出する苗床の役割や、規模の経済が働かないニッチな市場も担うなど、日本経済において重要な位置を占めている。

こうした中小企業の活動から生み出される雇用は、日本全体の約7割(約3,220万人)を占めており、特に三大都市圏を除いた地域で見れば、中小企業の雇用は8割以上を占めている。財政面から見ても、中小企業の雇用から発生する所得税は約3.8兆円に達し、給与から発生する所得税収の約4割を占めている。また、中小企業が負担する社会保険料事業主拠出分は約13.7兆円(大企業負担分：約13.4兆円)に上っている。

近年、小規模事業者数の大幅な減少によって、2012年から2016年にかけて約148万人の雇用が減少したものの、中規模企業において、小規模事業者の減少分以上をカバーする約152万人もの雇用が生み出されている。中小企業は、最大の雇用創出主体であり、わが国経済の基盤であると言える。

(構造変化に対応し、付加価値創出に取り組む中小企業を後押しする成長戦略・税制の実現)

第4次産業革命の進展等、大きな産業構造の変革期が到来し、世界経済の不確実性が増す中であって、わが国経済が持続的に成長するためには、多様性・柔軟性・機動性を有する中小企業が、イノベーションの担い手として、新たなビジネスモデルに挑戦することが求められている。

しかしながら、中小企業は、設備投資等による生産性向上に取り組んではいるものの、依然として収益力(売上高経常利益率)、労働生産性(従業者1人当付加価値額)は伸び悩んでいる。

中小企業経営者の世代交代が進む「大企業承継時代」の到来は、新たなビジネスモデルに挑戦する、意欲ある経営者が活躍する新たな時代の幕開けでもある。国は、この好機を捉え、事業承継、創業・第二創業、設備投資・人材投資等、中小企業の付加価値創出に向けた取り組みを強力に後押しする税制を整備すべきである。

#### (将来の安心を支える社会保障制度改革の断行)

消費税率 10%への引上げは、社会保障制度の持続性確保、少子化対策の充実・強化のために必要である。国は、こうした消費税率引上げの意義について国民の理解を促す広報を強化するとともに、税率引上げによる景気後退懸念を払しょくするため、中小企業の価格転嫁対策や需要変動の平準化対策を着実に実施すべきである。

社会保障制度改革は、まさに焦眉の急務である。「人口急減・超高齢化社会」という構造的課題によって国民や企業は将来に不安を感じ、このことが、消費マインドの低下や投資抑制の一因になっている。社会保障給付の重点化・効率化、待機児童対策を含めた少子化対策の充実・強化等、資源配分を高齢者から若年層へ移行する社会保障制度改革を果敢に実行し、政策の重点を「現在の安心」から「将来の安心」へ大胆にシフトすべきである。

### I. 中小企業の事業承継を活性化し、新事業展開・生産性向上を促す税制の整備

#### 1. 事業承継の円滑化に向けた税制措置

##### (1) 価値ある事業を次世代へ繋ぐ第三者承継を後押しする税制措置の創設

わが国の中小企業は、9割超が資本と経営が一体である同族経営であり、事業承継の検討に際しては、多くの企業において、企業文化やノウハウをスムーズに承継でき、従業員も安心して働ける等の理由から親族内承継や従業員承継を検討するものの、経営者保証の引継ぎへの不安や、家業にとらわれない職業選択等から後継者を確保できず、廃業に繋がるケースも少なくない。

他方、近年、新事業展開、販路拡大、ノウハウや人材の確保等を目的に、自社と相乗効果の高い事業を譲り受けたいと考えている企業が増加しているが、日本商工会議所の調査では、後継者不在の中小企業においては、「自社はM&Aの対象にならないと思う／対象になるかわからない」との回答が約7割に上っており、そもそも事業を第三者に譲渡するという手段自体が選択肢にない状況にある。

中小企業経営者が引退する際、廃業ではなく、第三者承継という選択肢があるとの認識を広めていく観点から、株式や事業用資産を譲渡する場合の譲渡益課税の軽減措置等、事業を譲り渡す者に対するインセンティブ措置を創設すべきである。

また、事業を譲り受ける側に対しては、資金繰りを支援する観点から、「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を延長するとともに、有償取得営業権の一括償却措置や投資損失準備金制度による損金算入措置等を創設すべきである。

なお、従業員承継を選択するケースにおいては、株式の買取り資金の手当てや借入に対する経営者保証等が障害となっていることから、株式買取り資金に係る引当金を損金算入可能とする措置や、後継者が会社から受け取った株式買取り資金に対する所得税の軽減措置を講じ、従業員承継を促進する必要がある。

##### (2) 経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減

事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

##### (3) 事業承継税制の活用に向けた改善

平成30年度税制改正において抜本的に拡充された事業承継税制(特例措置)は、中小企業経営者から高く評価されており、特例承継計画申請件数は、4,000件(2019年7月末現在)を超える等、活用が進んでいる。

一方、特例措置の活用も含め、具体的な事業承継方法の検討が行われる中で、中小企業からは、事業承継税制の適用要件の緩和、申告手続きや各種届出の簡素化、特例措置の恒久化を求める声が多く寄せられている。

特例措置の活用状況や中小企業の事業承継の進捗等を踏まえ、制度の改善、特例措置の恒久化等の検討が必要である。

#### ①事業承継税制の利用促進に向けた適用要件の緩和、事務手続き・提出書類の改善

事業承継税制は、多くの中小企業において税制の活用に向けた具体的な検討が進んでいるが、都道府県への認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、申請段階のみならず、納税猶予の適用を受けている間も、数多くの書類を継続的に提出する必要がある等、手続きの煩雑さを指摘する声が多く寄せられている。

事業承継税制の利用促進に向け、以下に掲げる適用要件の緩和、事務手続きや提出書類の改善を図るべきである。

- ・ 書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての有罪規定の運用を明確化すること
- ※特例要件(課税軽減措置)に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定
- ・ 相続税の納税猶予における後継者要件として、「相続開始の直前において役員であること(先代経営

## 7. 事業 (3)意見活動

者が60歳未満で死亡した場合を除く)」が定められているが、先代経営者が予期せず急逝した場合、後継者候補が必ずしも役員に就任しているとは限らないことから、相続時の後継者役員就任要件は撤廃すること

- 平成31年度税制改正において、特例措置・一般措置のいずれも「一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする」との措置がなされた。事業所等の建物を売却して買換える場合等は、売却してから買換えるまでの期間で資産保有型会社に該当する可能性があり、6月以内での完了は難しいことから、特定資産の買換えの圧縮記帳が認められている期間については、上記の様な事情で資産保有型会社に該当した場合であっても、引き続き認定承継会社として扱うことを認めること
- グローバル競争の激化や人口減少による国内需要の縮小等を背景に、中小企業においても海外需要の獲得を目的とした海外直接投資が増加しているが、現行の事業承継税制では、外国会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外される。中小企業の積極的な海外展開を阻害する恐れがあることから、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国会社株式を対象とすること
- 資産管理型会社は、従業員数が一時でも5名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること
- 経営承継円滑化法における、贈与の日から贈与認定申請基準日までの従業員数8割維持の要件を撤廃すること。同様に相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すること
- 納税猶予の継続届出書の提出期限の到来を事前に知らせる文書を発出すること
- 5年間の事業承継期間における都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書を一本化し、書類の提出先を1箇所にする

### ②一般事業承継税制の相続切替時における特例事業承継税制の適用

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合(贈与税:100%、相続税:80%)の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

### (4) 相続時精算課税制度を利用し、既に自社株式を承継した者に対する特例事業承継税制の適用

現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

### (5) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

### (6) 経営承継円滑化法における民法特例(遺留分の特例)の適用対象範囲の見直し

特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、代表者以外の者も対象とされたが、民法特例(遺留分の特例)については、旧代表者および後継者1人に限定されたままである。

特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件についても見直しを検討すべきである。

### (7) 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設(減額は担保に入っている借入金の総額を上限)等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

### (8) 事業承継税制の更なる周知・PR

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

## 2. 分散した株式集中化の促進、取引相場のない株式の評価方法の見直し

### (1) 分散株式の集中化のための税制措置等

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するため株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および3親等内の親族」に縮小すべきである。

### (2) 現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

- ①都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき
- ②純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
- ③評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長10年以内に制限すべき
- ④評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前3カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後3カ月間（あるいは5カ月間）の株価変動を斟酌すべき
- ⑤土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の事業承継の促進のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき

### (3) 事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値は無いと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大など、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

## 3. 中小企業の新事業展開や生産性向上を促す税制措置

### (1) 創業・第二創業の促進、地域も含め、新たな産業育成に向けた企業間連携の促進等

日本の開業率は5%台とほぼ横ばいで推移しており、特に地方は都市部に比べて相対的に低い状態に止まっている。

地方における開業率の向上や、スタートアップ企業の発展による地域の雇用の拡大を図るためには、地域課題の解決に資する事業を行う企業や、地方での成長志向を持つ企業に対するリスクマネー供給の促進が不可欠である。

従来から、個人投資家によるリスクマネーの供給を促すため、エンジェル税制が措置されているが、適用要件が厳しいことに加えて、認知度不足もあり、活用が伸び悩んでいる。

また、現行制度開始から11年が経過し、投資家層や出資形態、スタートアップ企業層等の変化への対応も重要である。

## 7. 事業 (3)意見活動

そこで、エンジェル税制の活用を促進するため、設立期間の延長や外部出資割合の縮小など適用企業の要件緩和、クラウドファンディング事業者を通じた投資の促進、投資額の所得控除の上限額の引上げを図るべきである。

一方で、わが国の個人投資家による非上場スタートアップ企業への投資は件数・金額ともに、欧米諸国に大きく劣っている。また、IPOやM&AによるEXITが期待できる有望なスタートアップ企業は、ベンチャーキャピタルからの出資や金融機関からの融資等が期待できるが、シード段階の企業では、資金調達手段は限られる。

近年、法人における投資有価証券保有額が増加しており、実際、スタートアップ企業では、個人投資家だけでなく、事業会社からの直接出資が増加している。

わが国におけるリスクマネーの供給拡大に加えて、第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化に対応するための新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープンイノベーションの促進や、企業連携による地域経済へのシナジー効果を促進する観点から、事業会社によるスタートアップ企業への直接投資に対して、エンジェル税制の適用拡大等のインセンティブ措置を講じるべきである。

なお、エンジェル税制を活用するには、資本政策の検討が不可欠であるが、スタートアップ経営者自身は、資本政策に必ずしも精通しているわけではない。エンジェル税制の活用促進に向けて、資本政策を支援できる専門家派遣の強化が必要である。

### (2) 創業後5年間の法人税の減免措置

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行(創業後7年以内)から延長すべきである。

### (3) 産業競争力強化法に基づく創業者の登録免許税の軽減措置の延長

創業時の負担軽減を図るため、産業競争力強化法に基づき認定された「創業支援等事業計画」における特定創業等支援事業を受けた創業者の登録免許税について、適用期限を延長すべきである。

### (4) 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

### (5) 新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制措置の創設

国が提唱する働き方改革を踏まえ従業員の労働時間を削減しつつ、新事業展開等による収益力の拡大や付加価値の向上を図るためには、人材に対する投資を積極的に行うことが重要であるが、近年、企業の教育訓練費は減少している。

内閣府の「平成30年度 年次経済財政報告」においても、人的資本投資を積極化させることは、労働生産性の水準によらず、生産性に対しプラスに働く可能性が高いと指摘されていることから、新事業展開や生産性向上に資する人材投資・後継者教育を促進する税制優遇措置を創設し、中小企業の積極的な人材投資を後押しすべきである。

また、人材の能力開発には、個人が自発的に自己研鑽に取り組むことも重要であることから、社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用について、給与所得者の特定支出控除の適用基準を緩和すべきである。

### (6) 地域の消費を喚起する中小企業の交際費課税の特例の延長

取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、交際費等は、取引先に対する販売促進や事業活動のため不可欠な支出であり、その範囲は、単に取引先との接待飲食のみならず、慶弔関係も含まれる等広範囲にわたる。

交際費等は、景気回復に伴って年々増加しており、中小企業においても、年800万円までの交際費等の損金算入特例は広く活用されていることから、中小企業の交際費課税の損金算入措置は延長すべきである。

また、企業の交際費支出の増加によって、地域の消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等の税収の増加も見込まれる。民間消費の更なる喚起の観点から、接待飲食費に係る50%損金算入措置を延長するとともに、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費(1人あたり5千円以下)について、上限を1万円程度まで引上げるべきである。

### (7) 中小企業の生産性向上に資する、少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業約53万社が活用するなど、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。

一方で、経営環境の変化の速さから、随時更新が必要なパソコンやソフトウェア、製造業等で減耗の激しい器具等の更新によって、取得合計額の上限（300万円）を超えるケースも多い。また、本年10月に予定されている消費税率引上げ、軽減税率導入を契機に、多くの事業者で生産性向上に向け、レジや受発注システム等の入れ替えが進められている。

中小企業の生産性向上および納税事務負担軽減の観点から、現行の対象資産の限度額（30万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（300万円）を600万円まで引上げたうえで、本則化すべきである。

(8) 中小企業の経営の実態を踏まえた減価償却資産における定率法の適用対象の拡大等

これまでの税制改正において、建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資後の初期の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等経営の実態を踏まえ、建物や建物附属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、耐用年数が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、減価償却資産の耐用年数の見直しが必要である。

(9) 中小企業の成長意欲を喚起する業績連動給与の中小企業への適用拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の3類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきではなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）で、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3カ月以内に限られ、3カ月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中で改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

(10) 研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

(11) 中小企業の欠損金の繰戻還付制度の本則化

損益分岐点比率が8割超にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結する中小企業にとって、資金繰りは恒常的な経営課題である。

中小企業の資金繰りの改善を税制面で支援する観点から、中小企業の欠損金の繰戻還付制度は、恒久的な制度として、本則化すべきである。

(12) 賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

(13) 5G 基地局等の投資を促進する税制措置の創設

次世代通信規格「5G」は、超高速、超低遅延、多数同時接続という特徴を持ち、IoT・AI等の利用拡大を支える重要な通信インフラであり、5G基地局等を早期に整備することが必要である。

また、通信事業者以外の様々な主体が自ら構築する「ローカル5G」は、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業等が柔軟に構築・利用できるものであり、その整備を加速することで、より広範な地域での5G利用が可能となる。

については、ローカル5G基地局および全国5G基地局の設置を促進する観点から、基地局整備に係る投資減税措置を創設すべきである。

**II. 消費税率引上げ、軽減税率実施に伴う対応****1. 消費税の価格転嫁対策の推進、需要平準化対策の着実な実施**

消費税率10%への引上げは、社会保障制度の持続性確保、少子化対策の充実・強化のために必要である。国は、こうした消費税率引上げの意義について国民の理解を促す広報を強化するとともに、税率引上げによる景気後退懸念を払しょくするため、中小企業の価格転嫁対策や需要変動の平準化対策を着実に実施すべきである。

**(1) 価格転嫁対策の推進、需要平準化対策の着実な実施による景気後退懸念の払しょく**

今回の税率引上げ幅は2%であり、前回(2014年)より引上げ幅が小さい。さらに軽減税率によって食料品等は8%に据え置かれることを踏まえれば、駆け込み需要と反動減の規模は、前回引上げ時より小規模となる可能性がある。

一方で、内閣府の消費動向調査において、消費者態度指数は本年8月まで11カ月連続で低下する等、景気後退が懸念されている。また、依然として厳しい価格競争が続く中で、価格決定力に劣る中小企業は、価格改定について消費者や取引先から理解が得られにくいのが実態である。

「キャッシュレス・消費者還元事業」等、需要平準化対策を着実に実施し、当面の需要を喚起するとともに、引き続き、中小企業の円滑な価格転嫁対策を推進するべきである。また、取引価格の適正化やIoT活用促進等、中小企業の生産性向上を通じた持続的な賃上げの実現、社会保障制度改革の断行による将来不安の解消が必要である。

**(2) 外税表示を恒久化し、多様な価格表示方法を認めるべき**

商工会議所は、従来から、総額表示は、消費者に対して値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがあることから、時限的に外税表示の選択を可能とする措置(転嫁対策特別措置法第10条(総額表示義務に関する消費税法の特例))の恒久化を強く求めているところである。

加えて、価格表示については、わが国で初めて導入される軽減税率への対応が必要となる。軽減税率導入によって、価格が「一物二価」となる商品を扱う事業者は、消費者に対する価格のわかりやすさ、売上への影響、同業他社の動向等を勘案しながら、軽減税率に対応した価格表示を検討することになる。

消費税率引上げ後においても、外税表示を認める措置を恒久化し、事業者が自社にあった表示方法を選択できるようにすべきである。

**2. 消費税の軽減税率制度導入について****(1) 軽減税率対策補助金の柔軟な運用、軽減税率制度に関する広報・相談窓口の継続**

軽減税率制度は、わが国で初めて導入される制度であり、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者からは、対象品目のグレーゾーン、一物二価となる商品の価格表示等を巡り、事業者間取引や消費者との対応において現場が混乱するのではないかと懸念が寄せられている。

また、2019年5月に実施した日本商工会議所の調査では、軽減税率制度に関する情報収集や制度理解は進んでいるものの、請求書等の区分記載対応、レジ等の複数税率対応については「未着手」の割合が約4割を占めており、小規模な事業者ほど、「未着手」の割合が増加している。

国は、事業者の対応状況を踏まえ、軽減税率対策補助金の柔軟な運用を行うとともに、事業者・消費者に対して制度の理解を促す広報や相談窓口を当分の間継続する等、丁寧に対応すべきである。

**(2) 軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべき**

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。

軽減税率制度の実施は決定しているものの、事業者からは、依然として反対する声が強力。軽減税率対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきでなく、給付措置による低所得者対策を講じることができるよう、マイナンバーの利活用を一層促進するべきである。軽減税率制度は、将来的にはゼロベースで見直すべきである。

**3. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)は廃止を含め、慎重に検討すべき**

「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)」において、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらに適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に経理・納税方法の変更による事務負担の増加を強いるとともに、500万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

わが国では既に正確な帳簿に基づく申告(青色申告制度)が普及しており、消費税制度も帳簿を基本とした「帳簿及び請求書等保存方式」が定着し、事業者・徴税当局双方にとって効率的な仕組みが既に実現している。

軽減税率導入後の税額計算は、現行方式をベースとした「区分記載請求書等保存方式」で十分に対応可能である。

EU の付加価値税は、インボイスが課税根拠として重視されているが、インボイス偽造等による脱税行為の横行、制度の複雑化による事業者のコンプライアンスコストの増加等、多くの課題に直面している。

インボイスの発行・保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行する。消費税制度の精緻化を検討する場合は、既に EU で偽造問題等が指摘されているインボイス制度の導入ではなく、電子化のメリット（文書保管コストの低減、検索性の向上等）を最大限生かす観点から、電子帳簿・電子申告の促進で対応すべきである。

わが国へのインボイス制度の導入は、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

(1) 区分記載請求書等保存方式でも、適用税率を巡る相互牽制効果の発揮が可能

既にインボイス制度を導入している EU 諸国では、インボイス偽造による脱税行為が問題となる等、インボイス制度導入が不正を防止する完全な解決策とはいえない。

売上や仕入に係る不正の発見には、売り手の会計帳簿と買い手保管の請求書等の突き合わせが必要である。また、不正行為の防止には、会計帳簿の事後的な改ざん防止措置が必要であり、インボイス自体に追加的な不正抑止効果があるわけではない。

複数の税率の差異を悪用した不正行為を懸念する声もあるが、例えば、不正な売手が売上消費税を減らすため、不正に軽減税率を適用した請求書を交付した場合、買手は不正に軽減税率が適用された請求書では、仕入税額控除額が減少するため、メリットになり得ない。

区分記載請求書等保存方式において、売り手が請求書等に適用税率を明記し、買い手が請求書等を保存することで、適用税率を巡る相互牽制効果は十分に発揮される。

(2) インボイスに、価格交渉時に生じる転嫁拒否行為を抑止する機能は期待できない

インボイスは価格転嫁を促す効果があるとの意見があるが、インボイスは、価格決定後に交付する証憑であり、「不当な利益提供の強要」等、間接的な転嫁拒否行為まで補足できない。インボイスに、価格交渉時に生じる転嫁拒否行為を抑止する機能は期待できない。

(3) 消費税制度の複雑化によって免税事業者の課税転換は一層困難に

本来、事業者免税点制度は「小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置」として導入されたもので、消費税制度の導入以降、免税点の引下げ等の数次の見直しが行われた結果、益税が生まれる余地は大幅に縮減している。

加えて、日本商工会議所の調査では、免税事業者の約4割は、厳しい価格競争の中で、仕入分の消費税が転嫁できず、所謂「損税」が発生している。さらに、インボイス制度が導入される2023年10月時点では、転嫁対策特別措置法は期限切れを迎えている。

インボイス制度導入後の免税事業者からの仕入税額控除については、段階的に一定割合の控除を認める特例が措置されているが、中小企業からは、取引先が免税事業者であるか管理するのは困難との声があがっている。

価格転嫁が困難な状況に加え、消費税制度の複雑化によって、免税事業者の課税転換は極めてハードルが高い。このままでは、インボイス制度導入を契機とした小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる小規模事業者の成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがある。

(4) 消費税制度の精緻化は、小規模事業者の記帳・申告の電子化普及が前提

インボイスの保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行するものであり、特に事務体制が脆弱な小規模な事業者ほど負担感が大きい。

一方で、安価で使い勝手のよいクラウド会計サービスの登場で、小規模事業者でも帳簿・申告の電子化に取り組みやすい環境が整備されつつある。

電子化は経理事務の軽減を図るとともに、徴税コストの低減にも寄与する。電子化に取り組む小規模事業者に対して大胆なインセンティブ措置を講じることで、免税事業者の課税転換を後押しする環境を整備すべき。

#### 4. 消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置

2014年4月の消費税率引上げ後、国内の消費意欲が低迷する中で、日本商工会議所の調査では、売上高1,000万円以下の事業者は転嫁できた割合が約6割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、利益率の減少によって、消費税の滞納に繋がる恐れがあることから、以下に掲げる支援策を講じることで、消費税の申告に係る事業者の負担を軽減すべきである。

①消費税徴収の弾力的な運用（働き方改革を踏まえた事務負担軽減等の観点から消費税の申告期間の延長や延

## 7. 事業 (3)意見活動

納措置の創設等)

- ②消費税率引上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
- ④消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、任意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設

### 5. 消費税の仕入税額控除制度における95%ルールの復活

2012年度より、売上高5億円超の事業者において、いわゆる95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における95%ルールを復活すべきである。

### 6. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ①印紙税
- ②石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ④その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

## Ⅲ. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置

### 1. 民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置

#### (1) 地域の消費を喚起する中小企業の交際費課税の特例の延長（再掲）

取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、交際費等は、取引先に対する販売促進や事業活動のため不可欠な支出であり、その範囲は、単に取引先との接待飲食のみならず、慶弔関係も含まれる等広範囲にわたる。交際費等は、景気回復に伴って年々増加しており、中小企業においても、年800万円までの交際費等の損金算入特例は広く活用されていることから、中小企業の交際費課税の損金算入措置は延長すべきである。

#### (2) 特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税の特例の延長・拡充

都市・地域の土地・不動産ストックの有効活用によって、企業の設備投資を促すとともに、国内における企業立地・産業立地の転換を円滑化させ、企業の生産性向上を図る観点から、特定の事業用資産の買換えおよび交換の場合の譲渡所得の課税の特例を延長するとともに、買換資産の面積要件の緩和を図る等拡充すべきである。

#### (3) 内需拡大に資する不動産税制の延長

##### ①新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置の延長

住宅取得者の初期負担を軽減する制度として長きにわたり定着している制度であり、良好な住宅ストックの形成を図る観点から、新築住宅における固定資産税を2分の1に減免する措置を延長すべきである。

##### ②居住用財産（特定居住用財産）の買換え・譲渡に伴う特例の延長

マイホームの買換えや住み換えを促進する観点から、特定居住用財産を買換えた場合に譲渡益の課税を繰り延べる特例措置、居住用財産（特定居住用財産）の買換え、譲渡の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例措置を延長すべきである。

##### ③住宅の登録免許税の軽減措置の延長

不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、住宅用家屋における所有権の保存登記、移転登記、抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減措置を延長すべきである。

##### ④住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、住宅用土地に対する不動産取得税の土地取得から新築までの期間要件の特例措置および、デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置を延長すべきである。

##### ⑤工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例の延長

工事請負契約書および不動産譲渡契約書に係る印紙税については、不動産の建設・流通過程の多段階にわたり課税され、最終的には工場建設の施主となる中小企業、戸建て住宅等を購入する個人などのエンドユーザーに転嫁される。このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し消費者負担を軽減することに

より、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る必要があることから、印紙税に係る特例措置を延長すべきである。

⑥優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減措置の延長

良好な環境を備えた住宅・宅地の開発事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を図る観点から、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置を延長すべきである。

⑦土地譲渡益重課制度の課税停止の延長

土地の譲渡益への重課は土地と土地以外の資産との間の税負担のバランスを歪め、企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとして働くことになる。土地取引の活性化・有効利用を促進する観点から、土地譲渡益重課制度の停止措置を延長すべきである。

(4) 不動産流通課税の見直し・多重課税の排除

平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止など、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(5) 土地・家屋に係る固定資産税額の算定根拠の見える化

地方自治体による賦課課税である土地や家屋の固定資産税について、納税者からは、税額の計算方法が複雑で、十分な説明が行われていないとの指摘がある。土地・家屋に係る固定資産税額の算定根拠の見える化を図り、納税者の納得性を高めるべきである。

(6) 複雑・過重な自動車関係諸税の簡素化及びより一層の負担軽減の実現

CASE(コネクティッド、自動化、シェアサービス、電動化)と呼ばれる自動車を取り巻く大きな環境潮流のなかで、新たなモビリティ社会も念頭に置きつつ、税体系の簡素化ならびに自動車ユーザーのさらなる負担軽減の実現が必要である。

とりわけ、既に課税根拠を喪失している自動車重量税に上乘せされている「当分の間税率」は早急に廃止すべきである。

なお、自動車税の「初年度月割課税」は簡素化の観点から廃止すべきである。

## 2. 地方創生の取り組みに資する税制措置

(1) 創業・第二創業の促進、地域も含め、新たな産業育成に向けた企業間連携の促進等(再掲)

日本の開業率は5%台とほぼ横ばいで推移しており、特に地方は都市部に比べて相対的に低い状態に止まっている。

地方における開業率の向上や、スタートアップ企業の発展による地域の雇用の拡大を図るためには、地域課題の解決に資する事業を行う企業や、地方での成長志向を持つ企業に対するリスクマネー供給の促進が不可欠である。

従来から、個人投資家によるリスクマネーの供給を促すため、エンジェル税制が措置されているが、適用要件が厳しいことに加えて、認知度不足もあり、活用が伸び悩んでいる。

また、現行制度開始から11年が経過し、投資家層や出資形態、スタートアップ企業層等の変化への対応も重要である。

そこで、エンジェル税制の活用を促進するため、設立期間の延長や外部出資割合の縮小など適用企業の要件緩和、クラウドファンディング事業者を通じた投資の促進、投資額の所得控除の上限額の引上げを図るべきである。

一方で、わが国の個人投資家による非上場スタートアップ企業への投資は件数・金額ともに、欧米諸国に大きく劣っている。また、IPOやM&AによるEXITが期待できる有望なスタートアップ企業は、ベンチャーキャピタルからの出資や金融機関からの融資等が期待できるが、シード段階の企業では、資金調達手段は限られる。

近年、法人における投資有価証券保有額が増加しており、実際、スタートアップ企業では、個人投資家だけでなく、事業会社からの直接出資が増加している。

わが国におけるリスクマネーの供給拡大に加えて、第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化に対応するための新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープンイノベーションの促進や、企業連携による地域経済へのシナジー効果を促進する観点から、事業会社によるスタートアップ企業への直接投資に対して、エンジェル税制の適用拡大等のインセンティブ措置を講じるべきである。

## 7. 事業 (3)意見活動

なお、エンジェル税制を活用するには、資本政策の検討が不可欠であるが、スタートアップ経営者自身は、資本政策に必ずしも精通しているわけではない。エンジェル税制の活用促進に向けて、資本政策を支援できる専門家派遣の強化が必要である。

### (2) 地方拠点強化税制の延長・拡充

地方と東京等の都市が連携した地方創生の一層の促進のため、地方拠点強化税制を延長すべきである。また、深刻化する人手不足を踏まえ、雇用促進税制において雇用増加要件の緩和を図る等の拡充が必要である。

### (3) 民間のまちづくり意欲を引き出す税制措置

#### ①都市のスポンジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の延長

地方都市をはじめとした多くの都市において、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力が失われる等の支障が生じている。

低未利用地の集約等による利用促進の観点から、「立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置」や「低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置」を延長すべきである。

#### ②空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（10年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

※商業地区において所有者等が不明である、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

#### ③事業推進主体であるまちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベントなどの事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るべきである。

#### ④居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出に資する税制措置の創設

居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための制度を創設し、多様な人々の出会い・交流の場を提供するような公共空間の拡大につながる民地の開放および公共施設との一体性を高めるための施設の改修等について、固定資産税等の減免を図るべきである。

#### ⑤PFI 事業における固定資産税等の特例措置の拡充

民間の資金・ノウハウを活用する PFI 事業を推進し、魅力的かつ持続可能なまちづくりを実現するため、BOT 方式（※）で整備される公共施設等に関し、利用料金等を収受して運営される施設等についても、固定資産税等を非課税とすべきである。

※Build Operate and Transfer、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に公共へ施設所有権を移転する方式

### (4) 民間投資を喚起する国家戦略特区等の税制措置の延長

国家戦略特区は、2014年5月に東京圏、関西圏など6区域が指定されて以降、現在10区域が指定されており、それぞれの地域において、都市の国際化、農業や雇用の規制改革、観光振興による地域活性化などの取り組みが進められている。また、国際総合戦略特区税制は、特区指定地域の都道府県や政令指定都市による事業者認定となっているなど、地域の実情に応じて適用が図れることなどから、多くの事業者が活用し、地域の潜在力強化に大きく寄与している。

「世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備」に向けて、民間投資を喚起する税制措置は継続すべきである。

### (5) 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置

地震・水害など大規模災害が相次ぐ中で、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。平成31年度税制改正において創設された事業継続力強化設備投資促進税制は、中小企業のBCP策定を促進するものと期待される。

地震や津波、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに促進するためには、地域全体における取り組みが求められる。このため、自治体における防災計画を踏まえた、企業における防災・減災設備投資減税や固定資産税の減免等も検討すべきである。

## (6) 観光立国実現のための財源の活用

創設された国際観光旅客税については、外国人のみならず日本人も徴収対象であることから、インバウンド需要への対応のみならず国内観光の振興にも使われるべきであり、特に観光客を各地域に分散させる施策に重点的に使われることを検討する必要がある。

## (7) 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控える中で、地域の特産品等の外国人旅行者への販売機会を拡大し、外国人旅行者の国内での消費額を一層増加させるため、免税店数の更なる増加が必要であるが、近年、事業者は深刻な人手不足に直面している。については、従業員を介さずに、免税販売手続きができる機器を設置した場合には、人員配置不要とする措置を講じるべきである。

また、2020年4月から運用開始予定の免税販売手続きの電子化については、円滑な制度導入に向けて、事業者に対する丁寧な説明および一層の周知が必要である。

## (8) 商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

## (9) 地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取組を後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

## (10) 企業版ふるさと納税の活用促進

地方創生の取り組みの実効性を高めていくためには、民間資金の新たな流れを巻き起こすことが必要であり、その一環として、企業版ふるさと納税のさらなる普及が重要となる。そのため、本年度末となっている同制度の期限を延長するとともに、企業の税負担の軽減割合の拡充や手続きの簡素化など、企業が活用しやすい制度とすべきである。また、国は、地方公共団体が策定する地方創生プロジェクトが、地方公共団体と企業双方のニーズに沿ったプロジェクトとなるよう、両者の一層の連携促進を後押しすべきである。

## (11) 商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国515商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいても、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用された。今後も大規模な災害の発生が予測されている中で、災害が生じた際の早期の地域経済社会の復旧・復興事業など商工会議所等の公益目的事業への寄附金は、指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべきである。

また、地方創生を担う地域の中核的な組織として、医療や航空機産業など新たな産業育成のための組織運営主体を商工会議所が担うケースが増加している。そうした地方創生に資する組織運営に対する寄附金についても、一定の要件の下で、全額損金算入できるように指定寄附金制度等の要件緩和を図るべきである。

## 3. 地方の自主・自立に向けた地方税のあり方

## (1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が約7割にのぼり、損益分岐点比率が8割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人169万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成30年度税制改正において、一部のガス事業者については規制料金分野以外で取扱いが見直されたが、引き続き全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

## (2) 地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し

## 7. 事業 (3)意見活動

地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しする観点から、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。2016年度から導入された「トップランナー方式」の対象業務の拡大等、行財政改革の割合に応じた地方交付税の配分を行う制度を加速すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

### (3) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の用途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

### (4) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約 17%を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

## IV. 中小企業の経営基盤の強化に資する税制措置

### 1. 中小・中堅企業の活力強化を促す税制

#### (1) 電子商取引が進展する中、時代に即していない不公平な税制である印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

#### (2) 新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制と言える。

また、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性と固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

#### (3) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

#### (4) 省エネ・再エネ投資を後押しする税制措置の延長・拡充

エネルギーミックス（2030年度のエネルギー需給構造の見通し）の実現に向け、引き続き、省エネルギーの取り組みを加速させるとともに、固定価格買取制度（FIT）に頼らない、自立化につながる形での再生可能エネルギーの導入の促進が必要であることから、省エネ再エネ高度化投資促進税制を延長・拡充するとともに、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税課税標準の特例措置を延長すべきである。

### 2. 中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対

中小企業は、雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。その特性は、資本と経営が一体である同族経営であり、機動的な意思決定で変化する経済環境への機敏な対応や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えている。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、サプライチェーンの一端を担う企業、創業 100 年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層が各地に集積していることが、わが国経済の基盤をなし、大きな強みとなっている。

中小企業税制は、一律に大企業やグローバル標準で比較するのではなく、こうした中小企業の特性に着目し、中小企業の活力を強化する観点から、成長戦略と一体で検討すべきである。

(1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は、賃上げや地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対（再掲）

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約7割、損益分岐点比率が8割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人169万社が増税になるなどその影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成30年度税制改正において、一部のガス事業者については規制料金分野以外で取扱いが見直されたが、引き続き全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

(2) 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が8割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約89万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

(3) 中小企業への留保金課税の適用拡大は断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金を中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金1億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

(4) 減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

IFRS（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化するべきとの意見があるが、中小企業は国際会計基準を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。政府が掲げる「生産性革命」にも逆行するものであり、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

(5) リース会計基準の見直しにより、中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

2016年に国際会計基準（IFRS）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

IFRS等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）は、リースに関する会計基準とIFRS等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」はIFRSの影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

### 3. 人材確保、女性の活躍促進、子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し

## 7. 事業 (3)意見活動

### (1) 中小企業への企業年金制度等の普及・拡大

#### ①企業年金の積立金にかかる特別法人税の撤廃

企業年金積立金に対する特別法人税は、企業年金の持続性・健全性を著しく損ない、とりわけ中小企業に対する企業年金の普及・拡大という目指すべき政策の方向性に反するものであり、また「拠出時、運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反していることから撤廃すべきである。

#### ②企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ

高齢化が進展する中、老後の生活保障をより充実させる企業年金の果たす役割はますます重要となっているが、企業型確定拠出年金における現状の拠出限度額（月額5.5万円）では、企業や従業員のニーズに応じた多様な退職給付制度を設計することが困難となっている。このため、同年金における拠出限度額の引上げを行うべきである。

#### ③企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化

企業型確定拠出年金のマッチング拠出において、従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、拠出枠を十分に活用できず、従業員の自助努力による資産形成の取り組みが阻害されている。このため、マッチング拠出における加入者拠出金の限度額規制を撤廃すべきである。

#### ④企業型確定拠出年金実施企業における「個人型確定拠出年金（iDeCo）」加入促進のための規約変更要件の廃止

企業型確定拠出年金実施企業が「個人型確定拠出年金（iDeCo）」を導入しようとする場合、当該企業型確定拠出年金の規約を変更して、拠出上限額を月額5.5万円から3.5万円に変更する必要があるが、一部の従業員の受け取る年金が減る可能性があるためにその手続きが進まず、多くの従業員がiDeCoに加入できずにいる。

このため、企業型確定拠出年金の加入者であっても、規約を変更して拠出限度額を減額することなく自由にiDeCoに加入できるよう、規約変更要件を廃止すべきである。

#### ⑤「個人型確定拠出年金（iDeCo）」および「中小事業主掛金納付制度（iDeCo プラス）」の拠出限度額の引上げ

「個人型確定拠出年金（iDeCo）」および「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」における拠出限度額は月額2.3万円となっており、企業型確定拠出年金の拠出限度額と比較して見劣りしている。

とりわけ iDeCo プラスは、これまで企業年金を導入することが難しかった中小企業にとって、低コストで自社の福利厚生の実現を図ることができる優れた制度であることから、これらの制度における拠出限度額について、少なくとも企業型確定拠出年金の拠出限度額と同額にし、同制度の普及・拡大を通じて従業員の資産形成を後押しすべきである。

### (2) 所得拡大促進税制による中小企業の持続的な賃上げへの環境整備

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げ、社会保険料の負担増等への対応を迫られている状況等を踏まえ、平成 30 年度税制改正において所得拡大促進税制が拡充され、企業においては具体的な活用が進んでいるところである。

中小企業が生産性向上による持続的な賃上げを行う環境を整備し、経済の好循環を実現する観点から、制度の一層の周知を図るとともに、中小企業の実態を踏まえ、運用を含め、制度の見直しの検討が必要である。

### (3) 人材確保に係る負担を軽減する税制措置の創設

人手不足の深刻化によって、人材獲得競争が激化する中で、中小企業は、ハローワークでの求人他、民間の有料求人サービスを利用するなど、採用費用が増加している。経営資源に限られる中小企業に対して、新たな人材確保を支援する税制措置を創設し、中小企業の経営基盤強化を後押しすべきである。

### (4) 所得控除制度の見直しに関する考え方 ～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収 300 万円～400 万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

## (5) 社会保険制度の見直しに関する考え方

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる130万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

さらに、2016年10月から施行された短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により130万円より低い106万円の壁が新たに生じ、更なる就業調整を意識する労働者もいる。今後、適用対象となる年収要件を更に下げたとしても、「壁」が生じる以上、就業意欲の阻害要因を無くすことにならない。

従って、保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

## (6) 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税率10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策に重点的に配分すべきである。

平成30年度税制改正において、公的年金等控除について、年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

## (7) 事業主拠出金の安易な使途拡大や料率上げは行うべきではない

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の法定上限率が0.25%から0.45%に、2019年度の料率は0.34%に引上げられているところだが、毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に審議するとともに、安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

## 4. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減

## (1) 連結納税制度の見直しによるグループ経営の推進

政府税制調査会において見直しが検討されている連結納税制度については、企業や課税庁の事務負担の軽減とあわせて、わが国の企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる制度とする観点が必要である。

制度の見直しに際しては、連結納税制度を活用する中小企業が不利にならないような制度としつつ、連結グループへの加入時における時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小するとともに、研究開発税制や外国税額控除等におけるグループ調整計算を維持する必要がある。また、連結納税導入時における親法人の欠損金は制限すべきではない。

なお、連結納税制度の見直し後は、企業が新制度を円滑に導入するための十分な準備期間を確保すべきである。

## (2) 行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。他方、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

行政手続簡素化の3原則（デジタルファースト原則、ワンストップ原則、書式・様式の統一）を踏まえ、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

## ① e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にPDF化した申請書類をホームページに掲載するだけに止まっているケースがある。

## 7. 事業 (3)意見活動

このため、e-Tax と eLTAX の統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

### ②e-Tax および eLTAX と民間クラウドソフトウェアとの連携強化

近年、中小企業において、安価で簡単に導入できるクラウド型会計システムの導入が進んでいるが、e-Tax および eLTAX においては、クラウド型システムからの申告に対応した開発環境が提供されていないため、クラウド型システムを利用している企業は、申告用のソフトウェアを別途導入する必要がある。

中小企業の電子申告を推進するためには、こうした民間のクラウド型会計ソフトウェア等から e-Tax および eLTAX へシームレスな申告等が可能となることが重要であることから、e-Tax および eLTAX と民間ソフトウェアとの連携をより強化すべきである。

### ③従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化の着実な実施

日本商工会議所のアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、11月～12月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の2倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多くの事務作業に追われている。

国が2020年度から予定している、マイナポータルを活用した社会保険や税手続きのワンストップ化を着実に実施し、企業の事務負担の軽減を図るべきである。

### ④全ての地方自治体における eLTAX での電子納税環境の早期整備

e-Tax においては、申告から納税まで一貫して手続きの電子化が実現している一方で、eLTAX においては、電子納税サービスを提供している地方自治体は現行一部に限られている。

国は、全ての地方自治体において、eLTAX での電子納税が可能となるよう、本年10月から共通電子納税システム（共同収納）の導入を予定しているが、電子納税が可能となる税目は、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税に限られている。

固定資産税や自動車税をはじめ法人が申告する全ての地方税目まで早期に対象を拡大すべきである。

### ⑤地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展に伴い、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務に止まっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置について促進すべきである。

### ⑥適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すべき（再掲）

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらに適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されれば、飲食料品を扱う事業者のみならず、全ての事業者に経理・納税方法の変更による事務負担の増加を強いるとともに、50万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

わが国では既に正確な帳簿に基づく申告（青色申告制度）が普及しており、消費税制度も帳簿を基本とした「帳簿及び請求書等保存方式」が定着し、事業者・徴税当局双方にとって効率的な仕組みが既に実現している。軽減税率導入後の税額計算は、現行方式をベースとした「区分記載請求書等保存方式」で十分に対応可能である。

EUの付加価値税は、インボイスが課税根拠として重視されているが、インボイス偽造等による脱税行為の横行、制度の複雑化による事業者のコンプライアンスコストの増加等、多くの課題に直面している。

インボイスの発行・保存・確認等に係る事務負担の増加は、わが国の喫緊の課題である生産性向上に逆行する。消費税制度の精緻化を検討する場合は、既にEUで偽造問題等が指摘されているインボイス制度の導入ではなく、電子化のメリット（文書保管コストの低減、検索性の向上等）を最大限生かす観点から、電子帳簿・電子申告の促進で対応すべきである。

わが国へのインボイス制度の導入は、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

### ⑦電子帳簿保存法に基づく帳簿の電子データによる保存の要件の緩和

現在、電子帳簿保存法に基づいて帳簿の電子データによる保存を行う場合は、事業年度の開始3カ月前までに税務署に申請して承認を得る必要があるが、改ざん防止措置を施すシステムを利用する者等に限定

して、アメリカ、ドイツと同様に事前申請および事前承認なしで帳簿の電子データによる保存を認めるべきである。

⑧納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用や e-Tax の利便性向上等において検討すべきである。

⑨国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
- ・ 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- ・ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- ・ 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- ・ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- ・ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ・ 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

⑩地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
- ・ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- ・ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること

(3) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミーなど個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税など寄附行為が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体での IT 化の推進・納税環境整備が不可欠である。

(4) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

外国人労働者の新たな在留資格制度（特定技能）の創設によって、地方自治体からは、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加が予想されることから、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。

特定技能外国人は、一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提とされていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡が困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。

こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等に対応すべきである。また、外国人労働者を受け入れる企業においても外国人労働者に対して、個人住民税制度について、丁寧な説明を行う等の対応が望まれる。

## 7. 事業 (3)意見活動

### (5) 不納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起ると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

- ①給与所得の源泉所得税の納付期限(翌月10日)を、「翌月20日」とする
- ②不納付加算税(源泉所得税の10%)を軽減する

### (6) 租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

## 5. 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成29年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得(過去3年平均)が15億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。

このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

## 6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

### (1) 中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成21年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

### (2) 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明なPE課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

### (3) 外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

### (4) 海外投資リスクを軽減する税制措置

国際的な資源獲得競争が激化する中、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国企業による探鉱・開発促進の観点から、海外投資等損失準備金の適用期限を延長すべきである。

また、中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違いなどに直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度を創設すべきである。

あわせて、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも1年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

## 7. 事業再生を支援する税制措置の拡充

中小企業再生支援協議会が取り組む中小企業の事業再生を後押しする観点から、以下に掲げる税制措置を拡充すべきである。

### (1) 協議会関与の下での事業再生における資産の評価損益の計上要件の緩和

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」(以下、基本要領とする)に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

## (2) 経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、2013年4月1日から2022年3月31日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、2009年12月4日から2016年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」を対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

## (3) 協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後5年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

## (4) 青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

## (5) 保証債務を履行するために土地建物などを譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物などを譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

## (6) 固定資産税の軽減措置

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

## (7) 経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後1年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第9条（非課税所得）第1項第10号を適用可能とするとともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

## (8) 事業引継ぎ支援センター等を利用した事業承継・事業再生一体型計画の場合の特例

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業に事業承継が必要であり、かつ、事業引継ぎ支援センター等非営利機関によって選定されたスポンサー企業により事業承継が行われることを含む再生計画のときは、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、繰越期限が経過した青色繰越欠損金について損金算入ができる特例措置を講じるべきである。

## (9) 納税の緩和制度の特例

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業が滞納租税を再生計画に基づいて分割納付するときは、再生企業の納税の猶予または換価の猶予の適用については、当初の猶予期間とあわせて2年を超える猶予期間の延長を認めるべきである。また、計画期間中は担保の提供を要せずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を減免する特例措置を講じることにより、再生企業の資力の回復を促進し、早期再生を支援すべきである。

## 8. 追加的なカーボンプライシングの導入に断固反対

わが国では、高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税など国際的に高額な水準にある炭素税を既に負担している。

このような状況下において、わが国で追加的に炭素税などのカーボンプライシングを導入することは、中小・小規模事業者の経営を圧迫し、エネルギー使用量削減に資する設備更新や技術開発を阻害し、また、企業のイノベーション投資を抑制することから、長期戦略で提示したビジネス主導による非連続なイノベーションの実現に大きな障害となる。さらに、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招く。加えて、国際的なイコールフットイングが確保されていなければ世界全体でのCO2排出削減につながらないおそれもある。

## 7. 事業 (3)意見活動

こうした観点から、炭素税などの追加的なカーボンプライシングの導入には断固反対する。

### 9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

#### (1) 中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）

現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

#### (2) 中小企業向けの租税特別措置の中堅企業への適用拡大

地域経済を牽引する中堅企業（資本金3億円超 10億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業に対して、例えば、研究開発税制における中小企業向けの深掘り部分（控除率12%～17%）をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

## V. 東京都に対する要望

### 1. 地方創生を牽引する首都東京の活力強化に向けた税制

#### (1) 外形標準課税の適用拡大には断固反対

東京が「世界一ビジネスがしやすい都市」を確立するためには、立地競争力強化が不可欠であり、企業の成長を阻害する税制の見直しを行う必要がある。

外形標準課税は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金引上げの政策にも逆行し、経済の好循環や東京の活性化を阻害するものである。そのため、外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対する。

#### (2) 企業活動の拡大を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

企業活動の拡大を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。

なお、少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、速やかに廃止すべきである。

#### (3) 産業の活性化に資する税制措置の拡充

生産性向上特別措置法に基づき、償却資産に係る固定資産税の減免措置が講じられたことで、先端設備等の導入を通じて、中小企業の生産性の向上が期待される。一方で、わが国の景気回復傾向の強まりにより、地価公示価格が上昇しており、企業の固定資産税負担が増加することが見込まれている。中小企業の一層の経営基盤強化を通じて、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

①商業地等に係る固定資産税・都市計画の負担水準条則減額措置（負担水準の65%、税額の1.1倍）の延長および拡充（負担水準の60%までの引下げ等）、小規模非住宅用地に係る2割減免措置拡充（減免割合の引上げ）および恒久化

②償却資産に係る固定資産税の廃止

③東京都における創業を後押しするため、創業後5年間の法人事業税や法人住民税の減免

④東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進

⑤東京都および周辺自治体において個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一

⑥バーコード収納の拡大等による都税・公金納付利便性向上

#### (4) 法人事業税・法人住民税の超過課税の廃止

東京都が策定した『「国際金融都市・東京」構想』において、国内外金融系企業に対して都税である法人二税の軽減等を検討する旨が盛り込まれた。

法人税改革の結果、わが国の法人実効税率は、29.74%（2018年度）にまで引下げられたが、東京都においては、30.62%と、30%台に止まっている。

わが国のビジネス環境に対する評価は、世界銀行が発表するビジネスしやすさランキング（「Doing Business 2018」）において34位と低迷している。東京都が掲げる「世界一ビジネスがしやすい都市」の実現に向け、全ての業種において法人事業税・法人住民税の超過課税を廃止し、東京の産業活性化を図るべき

である。

(5) 大規模建築物の固定資産評価方式の見直しは慎重に検討すべき

東京都において、大規模事業用建築物の固定資産評価方法の見直しに関する報告書が取りまとめられ、新たな評価方法として、取得価額（工事原価）等を活用する方法が示された。

取得価額等を活用する方法は、妥当性・公平性の確保、第三者に工事原価が把握される懸念等といった課題があることから、慎重に検討すべきである。

2. 高度な防災都市を実現するための税制

今後 30 年間で 70%の確率で発生すると予想される首都直下地震や大規模な風水害による影響、被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

東京を「世界一安全・安心な都市」にしていくためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。当面は、2020 年をターゲットとして、官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面では以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ①BCP 策定や訓練の実施率向上を図るためのインセンティブとして、BCP の導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について防災・減災目的で改修工事や建替え、新設する場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免すべき
- ②密集市街地（木造住宅密集地域、老朽ビル集積地など）、緊急輸送道路沿道などの防災・減災や、帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には、法人および個人事業税の減免措置を創設すべき
- ③オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、自主的に備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合、固定資産税・都市計画税の減免対象とすべき

以 上

2019年度第13号

2019年 9月13日

第721回常議員会決議

<提出先>内閣総理大臣、内閣府、財務省、経済産業省、総務省ほか関係省庁大臣・幹部、東京都知事・幹部、東京都選出国會議員、東京都議会議員・幹部、各政党幹部、関連団体 等

<実現状況>

**【地域におけるイノベーション・創業の促進】**

○オープンイノベーションを促進する税制措置の創設（2年間）

事業会社が一定のベンチャー企業に出資した場合、その出資額の 25%を所得控除する税制措置を創設

○エンジェル税制（個人投資家からのスタートアップ投資減税）の拡充

- ・対象企業の設立期間要件を「3年未満」→「5年未満」に拡充
- ・株式投資型クラウドファンディング事業者を認定対象に追加し、クラウドファンディング事業者を通じた投資の利便性が向上

○5G投資促進税制の創設（2年間）

信頼できるベンダーの育成を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行うため、5G設備に係る投資について、税額控除（15%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設

○創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長（2年間）

特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置

**【設備投資・販路開拓等を通じた生産性の向上】**

○少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年間）

- ・連結納税制度適用事業者が適用除外
- ・従業員要件を「1,000人以下」から「500人以下」へ引下げ

○交際費課税特例の延長（2年間）

「接待飲食費の50%の損金算入」は、資本金100億円超の法人が適用除外

## 7. 事業 (3)意見活動

### 【事業承継の円滑化に資する税制】

- 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（2年間）  
産業競争力強化法に基づく認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業又は資産の譲受け又は譲渡、会社の設立等における登録免許税の軽減措置

### 【地域経済の活性化に資する税制措置】

- 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例の延長（3年間）
- 企業版ふるさと納税の延長（5年間）・拡充  
税額控除割合を現行3割から6割へ拡充
- 地方拠点強化税制の延長（2年間）・拡充
  - ・雇用促進税制（移転型）の税額控除の拡充
  - ・雇用促進税制（拡充型・移転型）の要件緩和（企業全体の給与額の前年度比増加要件の廃止等）
- 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設（2年間）  
公共施設等の用に供した土地及び償却資産に係る固定資産税等の軽減措置（課税標準5年間1/2）
- 中心市街地活性化のための税制措置の延長（2年間）
- 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の創設（2022年12月31日まで）  
個人が、譲渡価額が500万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置
- 都市のスポンジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の延長（2年間）

### 【納税環境の整備】

- 連結納税制度の見直し  
損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、各法人が個別に申告を行う「グループ通算制度」に移行
- 消費税の申告期限の延長の特例の創設  
納税申告に係る事務負担を軽減するため、法人税と同様に、消費税の申告期限の1か月延長特例の創設

### 【その他】

- 電子帳簿保存制度等を含む申告・納税手続に係る制度及び運用に係る所要の整備  
電子的に受領した領収書等の国税関係書類の保存について、①ユーザー（受領者）が自由にデータを改変できないシステム（サービス）を利用、②発行者側でタイムスタンプを付与、のいずれかを満たし、受領者側で自由にデータ改編ができないことを担保することで、国税関係書類が適切に保存されているものとして取り扱うことが可能となる
- 電力業界の収入金課税の見直し  
電気供給業における収入金ベースの法人事業税について、発電・小売部門のうち2割程度に外形標準課税を組み込む
- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税停止措置の延長（3年間）  
退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置
- 企業根金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置
  - ・DC（企業型・個人型）の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
  - ・中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大
  - ・企業型DC加入者の個人型DC（iDeCo）加入の要件緩和

## 14. 雇用・労働政策に関する要望

### I. 現状認識

- 日本・東京商工会議所（以下、当所）が本年春に中小企業に対して実施した「人手不足への対応に関する調査」で、人手不足と回答した企業は66.4%と、ここ数年、深刻な人手不足の状況が続いている。数年後（3年後）の人員充足の見通しに関しても、半数以上の企業が「不足感が増す」と回答していることに加え、わが国の生産年齢人口は今後大幅に減少していくと予想されていることから、人手不足の更なる深刻化が懸念される。
- こうした中、わが国が持続的に成長・発展していくには、国際的に見ても低い労働生産性を高めていくことが急務であり、そのためにはIT等の導入・活用に加え、長時間労働の是正など限られた時間の中で成果を創出する「働き方改革」を推進していくことが不可欠である。
- 「働き方改革」に関しては、「働き方改革関連法」が本年4月から順次施行されたことにより、課題であった法の認知度は向上した。また、人材の確保・定着には「働き方改革」により自社や業界全体の魅力を向上していく必要があるといった認識も共有されつつある。
- しかし、法が施行された今もなお、多くの中小企業から「深刻な人手不足の中で、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化に対応することは困難」、また「同一労働同一賃金は内容や定義が分かりづらく、グレーゾーンが広いことから、自信を持って準備を進めることができない」との声が続いている。このため、中小企業に対する丁寧且つきめ細かい支援や官民を挙げた更なる機運醸成が求められる。
- 一方、人手不足の克服や一億総活躍社会の実現に向け、「多様な人材の活躍」を推進し労働参加率の更なる向上を図っていくことも不可欠である。
- 女性に関しては本年5月に改正女性活躍推進法が成立し、高齢者に関しては、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等に70歳までの就業機会の確保に関する政府方針が示され、法制化に向けた審議が行われている。また、外国人材に関しては、本年4月に特定技能の在留資格に係る新たな制度が創設されたことを受け、受入れを希望する中小企業が増加している。
- こうした中、深刻な人手不足を解消し、今後の経済規模の縮小を防ぐには、労働力の量的確保（労働参加率の向上）と質の向上（労働生産性の向上）の両面から、雇用制度改革や政策の企画・立案に取り組んでいくことが必要である。
- その際、過度もしくは度重なる労働規制の強化により、企業の活力が損なわれることがあってはならない。政府は、労働規制の強化のみならず規制緩和により企業の自由度や裁量を高めるとともに、多様で柔軟な働き方を拡充・定着していくことで、企業活力の向上やイノベーションの創出を図っていくべきである。
- 特に、企業数の大宗を占め、雇用や地域活性化に大きく貢献している中小企業の成長・発展を雇用・労働政策の面からも後押しすることで、経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図っていくことを基本認識とした上で、具体的な施策を打ち出していく必要がある。
- こうした認識のもと、「働き方改革」や「多様な人材の活躍」に向けて、政府が強化・拡充すべき施策など雇用・労働政策について、当所が実施した調査や中小企業の「生の声」をもとに、下記のとおり意見・要望を申しあげる。

### 記

### II. 重点要望項目

#### 1. 「同一労働同一賃金」に関する支援策の強化・拡充

- 当所が「働き方改革関連法」について本年春に中小企業に対して実施した調査では、同法が本年4月から順次施行されたことにより、課題であった法の認知度は向上した。また、「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務化」に関しては、中小企業における準備状況に一定の進展が見られた。
- 一方、「同一労働同一賃金」に関しては、「対応済・対応の目的が付いている」と回答した中小企業は36.0%にとどまり準備が進んでいないことに加え、48.0%の企業が対応にあたっての課題として「内容が分かりづらい」を挙げている。また、「同一労働同一賃金は内容や定義が分かりづらく、裁判でしか判断が付かないグレーゾーンが広いことから、自信を持って準備を進めることができない」との声が当所へ多く寄せられている。
- 更に、正社員と非正規社員の待遇差・業務内容の検証や就業規則・規定類の改定、待遇差に関する説明義務への対応、福利厚生の見直しや労使間協議など、準備が多岐にわたり且つ個々の準備にも時間と手間を要することから、「何から手を付けて、具体的にどのように準備を進めたら良いか分からない」といった声も多く寄せられている。
- 加えて、中小企業の労働分配率は高く、日本商工会議所の調査では、コスト増加分の価格転嫁についてBtoC、BtoBともに転嫁に難航している中小企業が8割に達している中で、「同一労働同一賃金」は非正規社員の処遇改善により人件費増につながることから、「原資がなく対応に困っている」といった声も多く聞かれている。
- こうした状況を踏まえ、中小企業における「同一労働同一賃金」への対応を進めていくには、法の更なる周知に加え、47都道府県に設置された「働き方改革推進支援センター」による丁寧且つきめ細かい相談支援や、「キャリアアップ助成金」など支援策の更なる周知と強化・拡充が求められる。また、厚生労働省が策定した不合理な待遇差を解消するための点検・検討マニュアル（業界別マニュアル）等により、非正規社員を多く雇用する業種・業界向けの重点的な支援や、大企業における先事例を中小企業へ横展開していくことが求められる。
- なお、当所は本年4月に厚生労働省と締結した「働き方改革の推進に向けた連携協定」に基づき、厚生労働省と引き続き緊密に連携しながら、中小企業の「働き方改革」の推進に資する活動を鋭意、展開していく所存であ

## 7. 事業 (3)意見活動

る。

### 2. 下請け中小企業に対するしわ寄せ防止対策の強化・拡充

○中小企業に1年先行して、大企業に対する「時間外労働の上限規制」が本年4月から施行された。こうした中、発注側企業が長時間労働の削減等の働き方改革を進める中で、下請け中小企業に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更等のしわ寄せを生じさせることにより、下請け中小企業の業務負荷が増大し、働き方改革の妨げにつながっているとの声が多く聞かれている。

○こうした状況を踏まえ、政府は本年6月に「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」を策定したことから、本対策に則り、大企業と下請け中小企業間の取引関係の実態把握及び取引条件の改善を図ることにより、下請け中小企業に対するしわ寄せ防止対策をより強力に推進していただきたい。

○特に、下請け中小企業における労働基準関係法令違反の背景に、発注側の大企業による極端な短納期発注等の下請法違反が疑われる場合には、労働局・労働基準監督署から中小企業庁・公正取引委員会への通報を徹底するとともに、労働基準監督署から発注側の大企業に対する取引条件の改善要請にも強力に取り組んでいただきたい。

○併せて、厚生労働省と中小企業庁、公正取引委員会が緊密に連携し、発注側企業と下請け中小企業双方の経営者に対してしわ寄せ防止対策の周知を幅広く行うとともに、下請けこみ寺では中小企業からの相談にきめ細かく対応していただきたい。

### 3. 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大

○労働基準法第38条の4に規定された「企画業務型裁量労働制」は、自らの知識や技術、創造的な能力を活かし、業務の進め方や時間配分に関して主体性をもって働くことができる制度として2000年4月に施行された。一方、経済・社会の構造変化や労働者の就業意識の変化等により、同制度の対象業務が限定的であり、ホワイトカラーの業務の複合化等に対応できていないといった課題が生じているとの指摘もある。

○深刻な人手不足の中、労働生産性の向上は喫緊の課題であるが、高度な知識や技術、創造的な能力を有する労働者が複合化された業務に主体性をもって取り組むことは、創造性の発揮や労働生産性の向上に資するものである。

○したがって、働き方改革関連法案の段階で削除となった同制度の見直しについては、実態調査を実施した上で早急に検討を再開し、対象業務の拡大を早期に実現すべきである。

### 4. 中小企業の実態を考慮した高齢者の就業機会の確保

○本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」には、70歳までの就業機会の確保に関する政府方針が示されている。

○この政府方針の方向性は概ね妥当ではあるが、当所が昨年に中小企業に対して実施した調査で「65歳を超えて雇用できない理由」を尋ねたところ、63.3%の企業が「本人の体力的な面で難しい」を挙げるなど、高齢者は健康や意欲の面で個人差が大きいこと、また中小企業は業務に幅がなく個人差に合わせた業務配置が難しいなど、高齢者の就業機会を確保していくには課題がある。

○したがって、70歳までの就業機会の確保に関しては、法制度上整える選択肢や適用除外規定など、柔軟且つ自由度が高い方法を認めるとともに、第一段階、第二段階ともに法制化に向けた審議では、中小企業の実態を十分に考慮し慎重に検討していくべきである。

### 5. 中小企業の実態を考慮した最低賃金の決定

○中小企業の収益の持続的な改善や生産性の向上が伴わない中で、近年、最低賃金は大幅に引上げられている。最低賃金の大幅な引上げは、中小企業数がここ7年間で63万者減少している中で、経営基盤が脆弱で引上げの影響を受けやすい中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることから、地域経済の衰退に拍車をかけることが懸念される。

○こうした中、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」には、「最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」という、新たな政府目標が示された。

○その後、本年7月に行われた中央最低賃金審議会の審議により、Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円の引上げ目安が示され、続いて行われた地方最低賃金審議会の審議により地域別最低賃金額が改定された結果、全国加重平均額は901円になり、27円、3.09%と4年連続となる大幅な引上げとなった。

○全国加重平均額27円の引上げは昭和53年度に目安制度が始まって以降の最高額であり、加えて目安額を超える引上げとなった県が19県、特に鹿児島県の引上げ額は目安プラス3円の29円と全国で最も高い結果となった。

○当所はかねてから数字ありきの引上げには反対してきたが、毎年の審議では、名目GDP成長率をはじめとした各種指標はもとより、中小企業の賃上げ率など中小企業の経営実態を考慮することにより、納得感のある水準を決定すべきである。

○また、新たな政府目標に示されている通り、政府は生産性向上に取り組む中小企業に対して思い切った支援策

を講ずるとともに、労務費上昇分の価格転嫁対策を強力に実施していくことが求められる。

○併せて、わが国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準にとどまる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について検討していく点についても、政府が着実に進めていくことを期待する。

### Ⅲ. 個別要望項目

#### 1. 「働き方改革」など労働環境の整備に関する意見・要望

##### (1) 働き方改革関連法に関する意見・要望

##### ①「時間外労働の上限規制」等に関する支援策の強化・拡充

○当所が本年春に中小企業に対して実施した調査で「時間外労働の上限規制」について「対応済・対応の目的が付いている」と回答した中小企業は 63.1%であるが、施行が来年春に控えている中で、「具体的な対応に関する検討をしている最中」、「対応が必要だが、何をすべきか分からない」と回答した企業を合計すると 24.2%であった。

○また、「年次有給休暇の取得義務化」について「対応済・対応の目的が付いている」と回答した中小企業は 77.3%であるが、既に本年 4 月から施行されている中で、「具体的な対応に関する検討をしている最中」、「対応が必要だが、何をすべきか分からない」と回答した企業を合計すると 16.7%であった。

○上述の通り、深刻な人手不足の中で中小企業は「働き方改革」を推進していく必要があることから、法の更なる周知に加え、47 都道府県に設置された「働き方改革推進支援センター」による丁寧且つきめ細かい相談支援、更には「時間外労働等改善助成金」など設備投資や IT 導入による生産性向上・業務効率化に関する施策を幅広く周知し利用を促進していくとともに予算を拡充するなど、中小企業に対する支援策を強化・拡充していただきたい。

○また、深刻な人手不足の中で、特定の時期に業務が集中することもあることから、労働基準監督署は中小企業に対する助言・指導にあたっての配慮規定に則り、中小企業の労働時間の動向や人材確保の状況、取引実態等を踏まえ、長時間労働の発生原因や改善方法等についてきめ細かく相談に応じるなど、丁寧に指導をしていただきたい。

##### ②労働基準法第 33 条の適用拡大

○労働基準法第 33 条は、突発的な事故への対応を含め、事前に予測できない災害その他避けることのできない事由（サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応や大規模なリコールへの対応）については、労働時間の延長の対象になる旨を規定しており、「時間外労働の上限規制」が施行されても本規定は適用されることになっている。

○こうした中、年 5 日の「年次有給休暇の取得義務化」には本規定が適用されず、仮に違反した場合には罰則が科されてしまう恐れがあることから、災害等やむを得ない場合には、「年次有給休暇の取得義務化」についても本規定を適用すべきである。

##### (2) 都道府県ごとに設置された労使関係者等による協議会の実効性確保

○地域の実情に即した働き方改革を推進するとともに、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体や中小企業団体、労働者団体等を構成員とする協議会を設置し、連携体制の整備を図ることが「労働施策総合推進法」に規定されていることを受け、各都道府県に地方公共団体や労使関係者等による協議会が設置された。この協議会では、労働局、地方公共団体、労使等関係団体が一堂に会し、行政と各団体との連携策等が議論されることから、その位置付けは非常に重要である。

○一方、当所が本年春に実施した調査結果の通り、働き方改革に関しては中小企業における取組や法対応への準備を更に進めていく必要があることに加え、法が施行された今もなお、多くの中小企業から「深刻な人手不足の中で、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化に対応することは困難」、また「同一労働同一賃金は内容や定義が分かりづらく、グレーゾーンが広いことから、自信を持って準備を進めることができない」との声が続いている。

○したがって、本協議会では形式的な議論にとどまることなく、地域経済や中小企業の実態を十分に考慮し、強化・拡充すべき支援策を具体的に検討するなど、実効性のある議論をしていくことが求められる。

##### (3) 高度プロフェッショナル制度の普及・定着

○労働基準法第 41 条の 2 に新たに規定された「高度プロフェッショナル制度」は、労働時間ではなく成果で評価する柔軟且つ創造的な働き方であり、労働者の意欲や能力が十分に発揮されることにつながることから、「働き方改革」にも資する制度である。

○同制度の対象労働者は、労働基準法で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定の対象外となるが、健康管理時間に基づく健康確保措置等を講ずることが義務付けられていることから、対象労働者の健康確保に留意された制度になっている。更に、同制度の適用にあたっては、対象労働者の同意が必要であるとともに、同意の撤回に関する手続きも規定されている。

○同制度は本年 4 月に施行されたが、6 月末時点で 4 件・321 人の制度導入にとどまっている。同制度は、対象

## 7. 事業 (3)意見活動

業務や対象労働者、賃金額等、多岐にわたる要件が課されていることから、同制度の目的や内容、手続き等について、労使が正しく理解し、適切に運用することで期待されている効果が発揮されるよう一層の周知を図るべきである。

○また、「働き方改革関連法」の附則第12条では、施行後5年を目途として必要に応じ所要の措置を講ずるとしているが、同制度は新たに創設された働き方であることから、期待されている効果が発揮されるよう、制度導入が少数にとどまる要因を調査・分析した上で、必要が認められる場合には関係者の真摯な審議を経て、要件・手続き等について適切に見直していくことも必要である。

### (4) 兼業・副業に関する課題の整理

○政府は、兼業・副業の拡大は所得の増加に加え、スキルや経験の獲得を通じた本業へのフィードバックや、人生100年時代の中で将来的に職業上別の選択肢への移行・準備も可能とするとの認識のもと、本年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」に兼業・副業の普及・促進を図る旨を盛り込んでいる。

○一方、日本商工会議所が本年7月に中小企業に対して実施した調査では、兼業・副業を推進・容認している中小企業は27.0%にとどまっている。また、兼業・副業を認めていない理由は、67.6%の企業が「社員の長時間労働・過重労働につながりかねないため」、49.4%の企業が「社員の総労働時間の把握・管理が困難なため」、40.7%の企業が「副業・兼業先で労働災害が起きた際に本業への支障が生じる恐れがあるため」、38.5%の企業が「情報漏洩リスクが懸念されるため」を挙げるなど多岐にわたっている。

○したがって、兼業・副業の推進にあたっては、労働時間管理のあり方や長時間労働を誘発することへの懸念、労災補償のあり方、情報漏洩リスク等の課題を整理することが求められる。

○その上で、大企業のノウハウや技術を持った人材が中小企業で兼業・副業をすることで、中小企業の人手不足の解消や経営課題の解決が図られるなど、好事例を創出していくことが期待される。

### (5) テレワークの普及・定着に向けた支援の強化

○テレワークは時間や空間の制約にとらわれずに働くことができるため、労働生産性の向上、更には子育てや介護・看護と仕事の両立に資する有効な手段の一つである。しかし、平成30年通信利用動向調査によると、適した仕事がない等の理由からテレワークを導入している企業は19.1%にとどまっているのが現状である。

○一方、同調査ではテレワーク実施企業の8割が効果を実感していることに加え、テレワークは人手不足解消の切り札になり得る可能性があることから、昨年2月に策定された「情報通信技術を利用した事業場外勤務(テレワーク)の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の周知や、テレワーク相談センターにおける相談・導入支援、専門家派遣、セミナーの開催など一連の支援策を通じて、特に中小企業におけるテレワークの普及促進を図るべきである。

### (6) 職場のパワーハラスメント防止対策に関する支援策の強化・拡充

○改正労働施策総合推進法が本年5月に成立した。これにより事業主に対して、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されることになった。

○職場のパワーハラスメントは決して許される行為ではなく、職場全体の生産性や意欲の低下、企業イメージの悪化等を通じて、経営上大きな損失につながる行為であることから、防止対策が重要であることは言うまでもない。

○一方、多くの中小企業からパワーハラスメントの判断に関して、業務上の適正な指導との線引きが困難である、また、適正な処罰・対処の判断に迷うといった「生の声」が当所へ寄せられており、当所が実施した調査でも同様の結果が出ている。

○パワーハラスメントに該当するかどうかの判断は、「平均的な労働者の感じ方」を基準とすることとされているが、世代や業種、個人の感受性によって感じ方が大きく違うといった課題がある。また、判断基準が明確にならないと、例えば上司から部下への指示や指導、人材育成が躊躇されることや、上司と部下との認識のずれにより必要以上の摩擦が生じること、更には職場のコミュニケーション自体が過度に希薄になるなど、事業の円滑な運営が妨げられることが懸念される。

○職場のパワーハラスメントの概念は、昨年3月に策定された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書を踏まえて、①優越的な関係に基づく、②業務上必要且つ相当な範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること(身体的もしくは精神的な苦痛を与えること)の3つの要素を全て満たすものとされており、詳細な定義は労働政策審議会雇用環境・均等分科会の審議を経て指針に示されることになっているが、こうした状況を踏まえ、パワーハラスメントの定義は判例等により、範囲を明確に規定すべきである。

○また、中小企業はマンパワーに限りがあり、人事・労務等の専任の担当者を置くことができない企業もあることから、コンサルティングの実施や企業向け相談窓口の設置、更にはセミナーの開催や調停制度の周知など、中小企業に対する支援策をより積極的に展開していくべきである。

### (7) 中長期の雇用・労働政策の検討

○生産年齢人口の減少により、全国の中小企業にとって最大の経営課題である人手不足は今後、更に深刻さを増していくと予想されている。人手不足は経済成長の阻害要因になる一方で、IoTやAI、ロボット技術など先端技術の発展と相まって、生産性の向上や経済の構造変革を推進していく契機にもなり得る。

○こうした中、厚生労働省労働政策審議会労働政策基本部会は本年6月に報告書を策定し、この中で質の高い労働の実現のためのAI等の活用や、AI等の普及により求められる働き方の変化、AI等が適切に活用されるための課題等を提唱している。

○AI等の普及は、イノベーションの創出や労働生産性の向上による産業・就業構造の変化、また、それに伴い労働者に求められるスキルの変化も予想される一方で、雇用のミスマッチが生じることも想定されることから、将来の雇用・労働政策に大きな影響を及ぼすと考えられる。

○このため、AI等の普及に適合した教育訓練やキャリア形成手法を確立するとともに、成長産業への円滑な労働移動により雇用のミスマッチを解消することは、わが国全体の労働生産性向上にとって重要且つ不可欠な政策である。

○したがって、厚生労働省は、AI等の普及に適合した雇用・労働政策のあり方や方向性を継続的に検討していくとともに、中長期の政策ビジョンを策定・公表するなどして、民間の先進的な取組を先導・誘発していくことが求められる。

○なお、中長期の雇用・労働政策の検討にあたっては、企業数の大宗を占め地域経済の中核を担う中小企業の労働生産性を高めていく視点が不可欠であることは言うまでもない。

## 2. 「多様な人材の活躍」に関する意見・要望

### (1) 女性の活躍推進に向けた政策

#### ①改正女性活躍推進法に関する支援策の強化・拡充

○改正女性活躍推進法が本年5月に成立した。これにより、現在は努力義務である中小企業（常用雇用者101人以上300人以下の事業者）に対する事業主行動計画の策定が義務化されることになった。

○一方、日本商工会議所が昨年に中小企業を対象に実施した調査で、既に女性の活躍を推進している中小企業は約8割に達していることに加え、深刻な人手不足の中で「働き方改革関連法」や職場のパワーハラスメント防止への対応も迫られていることから、現場負担は従来になく増している。

○したがって、セミナー等を通じた改正法の周知はもとより、専門家による相談や個別訪問をはじめとした中小企業の計画策定等に対する支援や、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）等の強化・拡充が求められる。

○なお、改正法の施行を契機に、多くの中小企業で職場環境の整備がより一層進むことで、女性の更なる労働参画と活躍が推進されることが期待される。

#### ②待機児童解消に向けた取組の推進

○政府は「待機児童解消加速化プラン」において、2013年度から2017年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童を解消することを公表した。同プランに基づき、補助等を通じて地方公共団体の保育所開設を促し、処遇改善等により保育士の確保を図るとともに、2016年度から企業主導型保育事業も導入したことで、新たに約53.5万人分の保育の受け皿を確保した。

○しかし、保育の受け皿の量は拡大しているにもかかわらず、保育所等が設置されている地域や預ける児童の年齢面でのミスマッチ、また保護者の潜在ニーズの顕在化など想定を上回る保育ニーズにより待機児童が解消されなかったことを踏まえ、政府は一昨年6月に「子育て安心プラン」を策定し、遅くとも2020年度末までの3年間で全国の待機児童を解消することや、M字カーブを解消するために2018年度から2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくことを公表した。その後、一昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに約32万人分の受け皿を整備していくことが表明された。

○このように、保育の受け皿整備は着実に進んでいるが、本年4月時点の待機児童数は前年比で3,123人減少したものの未だ16,772人いることに加え、幼児教育・保育の無償化により保育ニーズが更に喚起されることも想定される。

○女性の活躍推進に向け、保育の受け皿の更なる整備による待機児童の解消や質の確保は喫緊の課題であることから、「子育て安心プラン」に基づく取組を着実に推進し、早期に待機児童ゼロを実現されたい。

#### ③企業主導型保育事業の円滑な実施

○企業主導型保育事業は、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対して、施設の整備費及び運営費の助成を行う制度として、2016年度に創設された。

○助成金の財源は、全国の事業主が負担する拠出金により賄われており、本事業の整備量の目標は当初、「待機児童解消加速化プラン」による50万人の保育の整備拡大目標のうち約5万人分とされ、その後、「子育て安心プラン」による2018年度から2020年度末までの約32万人分の保育の整備目標のうち6万人を本事業で整備する方針となった。その際、特に中小企業による設置を促進するため、中小企業が設置者となる場合の施設運営費の自己負担割合を軽減する措置等が講じられた。

## 7. 事業 (3)意見活動

○その結果、本事業による保育の受け皿の整備目標 11 万人に対して、3,817 施設、86,354 人分（定員）の助成決定がなされるなど、量的整備は順調に推移している。また、設置企業の 76%は中小企業であることから、本事業は中小企業の人材確保や、女性活躍の推進に大いに寄与している。

○一方、事業規模の拡大に伴い、保育の質や、定員割れ・休止等の事業の継続性、実施機関による指導監査、各種相談の実施体制の不十分さ、助成金の不正受給など様々な課題が顕在化したことから、昨年 12 月に少子化対策担当大臣のもとに「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」が設置され、協議が続けられてきた。その結果、本年 3 月に公表された報告書では、審査委員会による審査体制や審査内容の充実・精度の向上、指導監査の充実・強化をはじめ、早急に改善すべき今後の方向性に関する対応策が取り纏められた。

○したがって、政府はこの方向性に沿って着実に取り組んでいくことで諸課題を解決し、企業主導型保育の量と質の確保を図っていくべきである。

### ④事業主拠出金の運用規律の徹底

○多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業に係る助成金の財源である事業主拠出金は業績の良し悪しに関係なく全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げも続いていることから、企業にとって負担感が増している。

○子育て支援は国の最重要政策の一つであることから、そもそも財源は社会全体で子育てを支えていく観点から、高齢者に過度に偏った社会保障給付を見直すとともに、安定的な財源確保のためにも、税による恒久財源で賄うべきである。

○こうした中、改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の法定上限が 0.25%から 0.45%に、今年度の料率は 0.34%に引上げられたが、事業主拠出金のおよそ 6 割弱は中小企業が負担していると推測されることから、政令事項である毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に検討すべきである。また、安易に用途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げることなく、特に、今後は積立金の余剰分の動向等も勘案した上で、料率の引下げも視野に入れて検討していくべきである。

○更に、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることも必要である。

### ⑤男性の家事・育児への参画促進

○平成 28 年社会生活基本調査 生活時間に関する結果によると、子供がいる共働き世帯における家事・育児など家事関連に参画する時間（週全体平均）は、妻が約 5 時間であるのに対して夫は 1 時間にも満たない。また、平成 30 年度雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率は 6.16%と徐々に向上しているものの、2020 年までに 13%とする政府目標を大きく下回っている。

○民間調査では育児休業を取得できない理由として、制度があっても職場で取得しづらい雰囲気があるという声がある一方、夫の休日の家事・育児時間と第 2 子以降の出生状況には正の関係性があるとの調査結果もあることから、男性の家事・育児への参画を促進することは、女性の活躍推進のみならず少子化対策としても有効である。

○したがって、男性の家事・育児への参画を促進するには、国民的な機運の醸成を図っていくとともに、各職場で育児休業を取得しやすい雰囲気作りに取り組んでいくことが重要である。

○なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」には、制度的な改善策を含めて検討し、男性の育児休業取得を一層強力に促進する旨が記載されているが、深刻な人手不足の状況など、あくまで企業の実態に基づいた方策を検討していくべきであり、男性の育児休業取得の義務化など一律・強制的な措置については慎重な検討が求められる。

## (2) 高齢者の活躍推進に向けた政策

### ①企業と高齢者とのマッチングの強化

○深刻な人手不足の中、高齢者の更なる労働参画と活躍推進が期待されているが、雇用動向調査によると、高齢者の入職経路は「縁故」の割合が 43.7%と全体平均（21.3%）に比べて高いことから、高齢の求職者と企業とのマッチング機能を強化していくことが不可欠である。

○こうした状況を踏まえ、当所が本年 4 月に策定・公表した「高齢者の活躍推進に向けた意見」に記載の通り、厚生労働省等関係省庁は、高齢者を含めた企業間の人材移動に高い実績を上げている産業雇用安定センターの更なる周知とマッチング機能の強化、ハローワークの生涯現役支援窓口の更なる設置、加えて「高齢者の活躍推進」と「中小企業の経営課題の解決」の両方を目的とした大企業等 OB 人材と中小企業をマッチングする事業の創設に取り組まれない。

### ②在職老齢年金制度の見直し

○当所は、働く高齢者が受け取る賃金と年金月額合計額が一定の基準金額（60～65 歳未満：28 万円、65 歳以上：47 万円）を超える場合、年金額を減額調整（支給停止）する在職老齢年金制度について、働く意欲のある人々の勤労意欲を減退させないように減額幅を縮小するなど見直すべきであると、かねてから要望してきた。

○当所が中小企業に対して実施した「高齢者雇用の拡大に関する調査」で在職老齢年金の減額調整に対する考え

を尋ねたところ、「減額調整すべきではない」、「減額される額を少なくすべき」とする企業は合計で 57.0%に達している。また、同制度が原因で 60 代前半の 50 万人が就業調整を行っている可能性を示唆する民間シンクタンクの試算がある。更に、内閣府は同制度がなければパートタイム就業及び非就業が減少する一方でフルタイム就業が 14 万人増加すると推計していることから、政府が同制度を働き続けることでインセンティブが増加する方向に見直せば、高齢者の就労促進につながることを期待できる。

○このため、本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」、「成長戦略実行計画」には、同制度について将来的な制度の廃止も展望しつつ、速やかに見直しを行う旨が記載され、社会保障審議会年金部会において、議論が進められている。

○但し、同制度による年金支給停止額は総額で約 1 兆円に上っていることから、制度の見直しにあたっては、年金財政を大きく棄損することがないように配慮する必要がある。

○以上から、同制度については、年金財政の棄損を避けるため確実な代替財源を確保することを前提に、減額調整が始まる基準額の引上げや減額幅の縮小を行うなど、働き続けることにインセンティブが働く方向に見直すべきである。

### ③審議会委員、労働審判員の年齢要件の即時撤廃

○審議会の委員は、1999 年 4 月に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」により「委員がその職責を十分果たし得るよう、高齢者については、原則として委員に選任しない」こととされており、原則、委員就任時に 70 歳以上の者は選任することができない。また、労働審判員は 2005 年 1 月に定められた「労働審判員規則」により、68 歳未満の者の中から最高裁判所が任命することになっている。

○知識・経験・ノウハウが豊富な高齢者が、その知見を活かして審議・審判に参加することは大変有意義であるばかりか、こうした年齢要件は政府が提唱する「一億総活躍社会の実現」や「人生 100 年時代構想」の理念にも逆行する。

○したがって、審議会委員、労働審判員の年齢要件は即時撤廃すべきである。

#### (3) 外国人材の活躍推進に向けた政策

○深刻化する人手不足に対応するために、政府は本年 4 月に特定技能の在留資格に係る新たな制度を創設した。

○これを受け、当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、外国人材の受入れニーズがあると回答した企業は前年度調査から 8 ポイント増加の 50.8%となり、人手不足と回答した企業に限ると 57.8%になるなど、外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっている。また、外国人材の受入れニーズがある企業の実に 83.6%が特定技能外国人の受入れに関心を持っている。

○一方で、これまで外国人材を受入れたことがない中小企業から、「何をどのように準備すれば良いか分からない」、「外国人材を受入れたいが、どこに相談すればよいか分からない」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

○こうした状況のもと、本制度が有効に機能するには、外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充、受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供など、外国人材の受入れを具体的に検討している企業に対する支援策を強化・拡充していくことが不可欠である。

○また、地方の中小企業における深刻な人手不足の解消、地域経済の活性化や地域の持続的な発展、更には将来にわたり全国のサプライチェーンを維持・強化していく観点から、地方における登録支援機関の設置促進に向けた取組や、特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた方策を具体的且つ強力に講じていくことも求められる。

#### (4) 障害者の活躍推進に向けた政策

##### ①企業の自主的な取組の推進と法定雇用率の柔軟な対応

○民間企業に雇用されている障害者数が 15 年連続で過去最高となっている中、障害者雇用の法定雇用率に関しては、達成企業割合が一昨年(2020)年の 50.0%を除きここ数年一貫して 40%台で推移しているにも関わらず、昨年 4 月 1 日に 2.0%から 2.2%へ引上げられ、更に 2021 年 4 月までに 2.3%に引上げられる予定であるなど、企業の実態を踏まえ、短期間且つ大幅に引上げられている。

○一方で、障害者の求職は大企業に集まりやすく、中小企業では雇いたくても雇えないという実態や、例えば、社員の殆どがドライバーで事務は数名で処理している運送業のように、障害者の能力を發揮できる業務が見出しにくい企業も少なからず存在する。障害者雇用の法定雇用率未達成企業から納付金を徴収する障害者雇用納付金制度の適用対象が 2015 年 4 月から常用労働者 100 人超の企業に拡大された中で、法定雇用率及び納付金制度の適用対象範囲については、中小企業の実態に則した配慮が求められる。

○加えて、障害者雇用の経験が乏しい中小企業への助成など支援策の強化や、障害者雇用に対するインセンティブ(公共事業入札時の加点評価、税制上の優遇措置等)の創設・拡充を通じて、中小企業の自主的な取組を促していくことが重要である。

##### ②障害者雇用で優良な中小企業に対する認定制度の幅広い周知

○改正障害者雇用促進法が本年 6 月に成立したことを受け、障害者雇用に関して先進的な取組を進めている中小企業が社会的なメリットを享受できるよう、優良な中小企業に対する認定制度が創設されることになった。

## 7. 事業 (3)意見活動

○具体的な認定基準は現在、労働政策審議会障害者雇用分科会で検討されているが、認定のメリットは自社の商品・広告等への認定マークの使用や、マークの使用によるダイバーシティ・働き方改革に関する広報効果等が想定されている。

○本認定制度の創設により、中小企業における障害者雇用の促進が期待されることから、厚生労働省は本認定制度を幅広く周知していくことはもとより、認定企業の中から他の模範となる好事例を数多く収集し横展開していくことにも注力されたい。また、認定企業に対するインセンティブ（公共事業入札時の加点評価、税制上の優遇措置等）の付与についても検討されたい。

### ③障害者雇用に係る支援策の活用促進

○障害者雇用に係る助成金は、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金、障害者雇用安定助成金等が用意されている。一方、中小企業ではこれらの助成金について、必要な手続きを含め十分な情報を持ちえないのが実態である。

○こうした状況を踏まえ、労働局・ハローワーク等の支給申請窓口では、中小企業に対するきめ細かい情報提供や幅広い周知を実施することにより、各種助成金の活用を促進されたい。加えて、助成金は申請手続きが面倒との声が根強いことから、申請手続きの簡素化にも努められたい。

○また、今まで障害者を雇用した経験がなく、漠然とした不安を持っている中小企業が少なくないことから、ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構の相談機能を強化・拡充し、利用を促進していくことも重要である。

## 3. その他の労働政策に関する意見・要望

### (1) 中途採用・経験者採用の促進

○政府は中途採用・経験者採用の促進について、人生100年時代の中で、仕事や学び直しにより獲得したスキルや経験を活かせる選択肢を広げ、ライフステージの変化に応じて多様で柔軟な働き方が可能となるなど働き手・個人からみた意義があるとの認識のもと、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」に中途採用・経験者採用の促進を盛り込み、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めることにしている。

○中途採用・経験者採用を促進していくことは、女性や高齢者など多様な人材の活躍推進に有効な取組ではあるが、中小企業の中途採用比率は7割強であることから、中小企業にとって中途採用はごく一般的なことである。

○こうした中、転職者数の内訳を見てみると、中小企業では大企業からの転職（転入）者数よりも、大企業への転職（転出）者数の方が多くことから、大企業中心の中途採用に焦点をあてて政策を進めれば、大企業により多くの人材が流れてしまうなど、中小企業の人材確保に大きな影響が出ることが懸念される。

○したがって、中小企業の中途採用・経験者採用の手段として最も身近なハローワーク、更には産業雇用安定センターの機能強化など、中小企業が円滑に中途採用・経験者採用できる環境整備を図っていくことを主眼として、政策を企画・立案していくことが求められる。

### (2) 賃金等請求権の消滅時効

○一昨年5月に成立し、来年4月に施行される改正民法により、一般債権に係る消滅時効については、①債権者が権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年間行使しない時、または②権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年間行使しない時に時効によって消滅することになる。

○一方、労働基準法に規定されている賃金等請求権については、同法第115条の規定により2年間（退職手当は5年間）行使しない場合は時効により消滅する。また、同法第115条の賃金等請求権の消滅時効の起算点については、条文上は特段明記されていないが、実務運用や過去の判例等を踏まえると、客観的起算点と解釈され運用されてきた。

○改正民法の成立を踏まえ、同法第115条の在り方について専門家による多面的な検討を行うため、厚生労働省は「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会」を設置し、本年7月に「賃金等請求権の消滅時効の在り方について（論点の整理）」を公表した。これによると、「現行の労基法上の賃金請求権の消滅時効期間を将来にわたり2年のまま維持する合理性は乏しく、労働者の権利を拡充する方向で一定の見直しが必要ではないかと考えられる」とされていることから、具体的な消滅時効期間は示されていないものの、賃金等請求権は現状の2年から延長される旨が示唆されている。

○現在、労働政策審議会労働条件分科会では、賃金等請求権の消滅時効について議論が進められているが、賃金請求権は企業の実態を踏まえ、下記をはじめとした理由から、現行の2年を維持すべきである。

- ・そもそも労働基準法は刑罰法規であることから、民法の消滅時効関連規定と連動して改正する必要はない。
- ・現行の賃金請求権の消滅時効期間が2年間であることで特段の問題は起きていない。
- ・賃金は毎月支払わなければならない、支払われるごとに消滅時効の起算点が順次始まり、企業によっては大量に発生することから、賃金債権には一般債権と違い特殊性がある。
- ・未払賃金については、賃金台帳等に記録のある賃金を払っていたとしても、割増賃金等を巡る民事訴訟になれば台帳に記載されていない部分について当事者の証言や付随的な資料等の証拠が必要となることが多く、企業側の立証は困難を極めるなど、使用者側の訴訟実務上の負担が極めて重い。
- ・賃金等請求権の消滅時効期間が見直された場合、一定のシステム改修等の負担が発生するとともに、関係書類

の保存期間も延長されることになれば、デジタルデータ、紙媒体の如何を問わず、保管コストの負担は相当なものになる。特に中小企業にとっては過大な負担となる。

・未払賃金に関して実際に争点になるのは、ある業務について指揮命令があったかどうか、労働時間かどうかという点であり、当該期間の業務指示の有無について、当時の上司に確認する必要があるが、人事異動・転勤・退職等で確認が困難である場合が多く、また人の記憶が曖昧なこともあり、正確な記録確認は消滅時効期間が延びるほどに困難になる。

○また、年次有給休暇の請求権も企業の実態を踏まえ、下記をはじめとした理由から、現行の2年を維持すべきである。

・年次有給休暇はそもそも権利が発生した年の中で取得することが想定されている仕組みであり、未取得分の翌年への繰越しは制度趣旨に鑑みると本来であれば例外的なものである。

・賃金請求権の消滅時効期間と合わせて年次有給休暇請求権の消滅時効期間を現行よりも長くした場合、こうした制度の趣旨の方向と合致せず、年次有給休暇の取得率の向上という政策の方向性にも逆行する。

### (3) 公的なリカレント教育の強化

○深刻な人手不足を解消し、今後の経済規模の縮小を防ぐには、労働力の量的確保（労働参加率の向上）とともに質の向上（労働生産性の向上）を図っていくことが不可欠である。そのため、従業員のスキルアップや技術・技能の振興をはじめとした人材開発に係る支援策は、以前にも増して重要性が高まっている。

○昨年6月に人生100年時代構想会議が取り纏めた「人づくり革命基本構想」では、「何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する」としており、これに基づいて専門実践教育訓練給付の対象拡大や一般教育訓練給付の拡充・要件緩和が進められている。

○加えて、本年10月から従来の一般教育訓練のうち、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に給付を拡充する「特定一般教育訓練給付」が創設された。また、人材開発支援助成金では、今年度からeラーニングを活用した教育訓練が対象となるなど、リカレント教育に関する施策は近年大幅に拡充されていることから、厚生労働省はこれらの施策を幅広く周知し、労働者の学び直しを促進していくべきである。

○更に、厚生労働省労働政策審議会労働政策基本部会の報告書が指摘している通り、今後、AIやロボット技術の進展により、単純労働や事務作業が代替される一方、AIの活用等を担う専門人材が不足するなど、労働需給にミスマッチが生じることが懸念されている。こうしたミスマッチの解消に向け、上述の教育訓練給付や人材開発支援助成金の活用促進はもとより、公共職業訓練の充実にも取り組んでいただきたい。

### (4) 離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制の撤廃

○離職後1年以内に元の勤務先への派遣を禁止する規制は、派遣を悪用した労働条件の引き下げを予防するためのものである。しかし、この規制により、自らの意思で元の勤務先を離職した者や、過去に有期契約により短期就業した者であっても、離職後1年以内であれば在籍していた企業で派遣労働者として働くことができない。

○このような状況は、就業希望者のニーズに反し、就業機会そのものを阻害していることから、同規制は撤廃すべきである。

### (5) 雇用保険の料率引下げ

○失業等給付に係る雇用保険料率については、2017年度から2019年度にかけての時限的引下げにより、本則の1.2%から1.0%に引下げられていることに加え、積立金残高が高水準を維持していることに伴う失業等給付に係る弾力条項により、現在は下限の料率である0.6%（使用者側の負担0.3%）が適用されている。

○中小企業は、深刻な人手不足に伴う人員確保のための防衛的な賃上げや大幅な引上げが続いている最低賃金への対応など、厳しい経営環境に直面している。こうした現状から、当所が本年春に中小企業に対して実施した調査では、最低賃金の引上げに対する支援策として、65.2%の企業が「税・社会保険料負担の軽減」を挙げていることから、社会保険料負担の軽減策として、失業等給付保険料率の引下げ措置を延長していただきたい。ただし、失業等給付保険料率の引下げ措置により積立金残高が目減りしていく見通しであることを踏まえ、延長期間は2年程度とすることが望ましい。

○一方、「雇用保険二事業関係収支」については、安定資金残高が高水準で推移していることから、雇用保険二事業に係る弾力条項を見直し、二事業保険料率（本則0.35%、弾力条項の適用後0.3%）の引下げ幅の拡大を検討されたい。

○現行2.5%である国庫負担については、一昨年3月の「雇用保険等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」で、衆参両院とも「雇用政策に対する政府の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと」、「今回の時限的な国庫負担の引下げについては、平成31年度までの3年度間に厳に限った措置とすること」と決議されていることから、本則（25%）に戻すためのロードマップを早急に策定すべきである。

○なお、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に、雇用保険の積立金の積極的な活用が示されているが、そもそも、雇用保険は失業者のセーフティネットの確保のために、規律を保った安定的な運用を行い、予期せぬ経済環境の悪化にも十分に対応できる積立金残高を確保することが不可欠である。したがって、積立金の積極的な活用にあたっては、給付目的や内容、給付額等を慎重に検討すべきである。

以上

<提出先>内閣府、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省、法務省、出入国在留管理庁、文部科学省

<実現状況>

中小企業が時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金に対応するための支援の強化や業務改善助成金の拡充など、要望内容の一部が実現した。

## 15. 外国人材の受入れ政策に関する要望

### I. 現状認識

○日本・東京商工会議所（以下、当所）が本年春に中小企業に対して実施した「人手不足への対応に関する調査」で、人手不足と回答した企業は66.4%と、ここ数年、深刻な人手不足の状況が続いている。更に、数年後（3年後）の人員充足の見通しに関しても、半数以上の企業が「不足感が増す」と回答していることに加え、わが国の生産年齢人口は今後大幅に減少していくと予想されている。このように深刻化する人手不足に対応するために、政府は本年4月に特定技能の在留資格に係る新たな制度を創設した。

○これを受け、当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、外国人材の受入れニーズがあると回答した企業は前年度調査から8ポイント増加の50.8%となり、人手不足と回答した企業に限ると57.8%になるなど、外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっている。また、外国人材の受入れニーズがある企業の実に83.6%が特定技能外国人の受入れに関心を持っている。

○一方で、これまで外国人材を受入れたことがない中小企業から、「何をどのように準備すれば良いか分からない」、「外国人材を受入れたいが、どこに相談すればよいか分からない」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

○政府は特定技能外国人を向こう5年間で約34万5千人を上限に受入れることにしているが、特定技能に係る交付・許可の状況（本年8月30日現在）は、889件と少数にとどまっている。また、登録支援機関は2,329件（本年9月19日現在）が登録され、支援を行う事務所は2,619カ所となっているが、そのうち東京都が558カ所、愛知県が237カ所、大阪府が249カ所を占めている。

○こうした状況のもと、本制度が有効に機能するには、外国人材の送出国における本制度の効果的な周知・広報はもとより、受入れ対象14分野の特定技能試験の早期実施、技能実習2号修了予定者等に対する制度周知と在留資格変更許可等行政手続きの迅速且つ円滑な遂行、共生社会の実現に向けた受入れ環境の更なる整備、中小企業における受入れ態勢の構築など、国、地方、民間における様々な取組が求められる。

○中でも特に、外国人材の受入れを具体的に検討している企業に対する支援策を強化・拡充していくことが不可欠であるとともに、地方の中小企業における深刻な人手不足の解消、地域経済の活性化や地域の持続的な発展、更には将来にわたり全国のサプライチェーンを維持・強化していく観点から、地方における登録支援機関の設置促進に向けた取組や、特定技能外国人の大都市圏への偏在防止に向けた方策を具体的且つ強力に講じていくことも重要である。

○こうした認識のもと、本制度をはじめとした外国人材の受入れ政策について、当所が実施した調査や中小企業の「生の声」をもとに、下記のとおり意見・要望を申しあげる。

記

### II. 重点要望項目

#### 1. 外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充

○当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、44.2%の企業が「外国人材の受入れに関する相談機能の創設（窓口相談、専門家派遣等）」を挙げている。

○また、これまで外国人材を受入れたことがない中小企業から、「何をどのように準備すべきか分からない」、「外国人材を受入れたいが、どこに相談すればよいか分からない」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

○こうした状況を踏まえ、外国人材の受入れに特化した相談窓口を設置した商工会議所もあるなど、各地商工会議所では外国人材の受入れに関する情報提供や相談対応に鋭意取り組んでいる。

○一方、法務省出入国在留管理庁は関係省庁と連携し、関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等、地方公共団体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手することができる拠点である「外国人共生センター（仮称）」を都内（新宿区四谷）に設置し、来年度中に運用を開始する予定であるが、外国人材の受入れを検討している中小企業が相談できる全国的な体制、特に、人手不足が深刻な地方における相談機能は整備されていない。

○したがって、法務省出入国在留管理庁は、特定技能の在留資格に係る新たな制度が有効且つ適正に機能するために、相談窓口の設置や専門家派遣の実施等、中小企業を対象に本制度に特化した全国的な相談機能を早期に創設すべきである。

#### 2. 受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供

○当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、35.5%の企業が「外国人材と企業とのマッチングに資する事業の実施（外国人材を対象とした合同会社説明会等）」を挙げている。

○また、特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設を機に、人手不足に苦慮している中小企業から「特定技能外国人を雇用したいが、出会いの場がない」、「特定技能外国人を雇用したいので、合同会社説明会等マッチングの機会を設定してほしい」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

○こうした状況を踏まえ、合同会社説明会など外国人材と企業とのマッチングイベントの開催や外国人材を対象とした企業見学会、インターンシップの仲介を実施した商工会議所もあるなど、各地商工会議所では外国人材と受入れを希望する中小企業とのマッチングに資する事業に鋭意取り組んでいる。

○したがって、本制度が有効且つ適正に機能するために、法務省出入国在留管理庁及び厚生労働省は、関係省庁との緊密な連携の下で、国内外での合同会社説明会の開催やオンライン面談の実施など、特定技能をはじめとした外国人材を雇用したい中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会を提供していくべきである。

○また、本年6月に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に記載の通り、外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携し、特定技能での就労を希望する国内外の外国人が外国人雇用の経験に乏しい中小企業に円滑・適正に就職・定着できるようモデル的な取組について検討していく旨が記載されているが、これを早期に具現化するとともに、モデル的な取組は全国的に幅広く展開していくべきである。更に、ハローワークにおける職業相談の多言語対応も推進していく必要がある。

### 3. 特定技能外国人の受入れ対象分野の拡大に向けた検討

○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野として、特定技能1号は14分野、特定技能2号は建設、造船・船用工業の2分野が受入れ対象分野となっている。

○また、受入れ対象14分野ごとに策定された分野別運用方針には、向こう5年間の受入れ見込み数が示されており、14分野合計で約34万5千人となっている。この受入れ見込み数は大きな経済情勢の変化が生じない限り、特定技能1号の外国人受入れの上限として運用される。

○政府は本年6月に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」において、当該分野を所管する行政機関から有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計、業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等が示されれば、法務省は制度の運用状況等を踏まえつつ関係行政機関と協議し、受入れ分野の追加について十分な検討を行う旨を定めている。

○当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき取組について尋ねたところ、40.3%の企業が「外国人材の受入れ対象分野の拡大」を挙げている。

○更に、日本商工会議所が本年7月から8月にかけて全国515商工会議所に対して実施した「外国人材の受入れに関するアンケート」では、特定技能1号の追加希望分野・業種として下記が挙げられている。

○また、全国知事会「外国人材の受入れプロジェクトチーム会議」が本年6月に取り纏めた「外国人材の受入れ・共生に向けた提言」では、地域の労働需給の状況や事業者団体から聴取した意向等を踏まえて、都道府県から追加希望がある下記の分野をはじめ柔軟に追加することを国へ要請している。

○本制度により外国人を受入れた後も、生産性向上や国内人材の就業促進に係る取組を継続して行っていくことが不可欠であることは言うまでもないが、深刻な人手不足に適切に対応するために、法務省出入国在留管理庁及び関係省庁は人手不足の状況を継続的に把握し、必要性が認められる場合には、受入れ対象分野の追加に関する検討を速やかに行っていくべきである。また、現在の受入れ対象14分野の受入れ見込み数についても柔軟に検討していくことが望ましい。

#### 【各地商工会議所から追加希望がある分野例】

○林業○建設業（とび作業、防水施行作業等）○印刷業○ビルメンテナンス業○製造業（金属製品、紙加工品、ゴム製品、飲食料品、自動車部品、繊維、陶磁器等）○縫製業○運輸業（トラック、タクシー、水運業）○倉庫業○卸売業（飲食料品、鮮魚）○小売業（コンビニ、スーパー）○廃棄物処理業

#### 【都道府県から追加希望がある分野例】

○酒類製造業○印刷・同関連業○化学工業○プラスチック製品製造業○ゴム製品製造業○なめし革・同製品・毛皮製造業○金属製品製造業（現在、特定産業分野に含まれるものを除く）○輸送用機械器具製造業○索道業○倉庫業○各種商品小売業○旅行業

出典：全国知事会 外国人材の受入れプロジェクトチーム会議：「外国人材の受入れ・共生に向けた提言」

4. 特定技能外国人の大都市圏等への偏在防止に向けた具体的な方策

○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されたが、特に地方における人手不足が深刻なことから、地方の中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにしなければならない。

○こうした認識のもと、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の附則、閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」には、「特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努める」と記載されている。

○また、本年6月に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」には、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策として、分野横断的及び各分野に応じた対応策、更には分野所管省庁における分野横断的な対応策など多岐にわたる対応策を講じていく旨が記載されている。

○したがって、法務省出入国在留管理庁及び関係省庁は、受入れ対象14分野の分野別運用方針に記載されている取組、更には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に記載されている対応策を早期且つ着実に実行されたい。

○加えて、各地商工会議所から、地方の中小企業に対する情報提供の強化や地方における相談窓口の設置、地方の大学等の留学生と中小企業との交流の促進、地方における登録支援機関の設置促進に向けた取組、特定技能をはじめとした外国人材を雇用したい地方の中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会の提供、遊休住宅や公営住宅を活用した外国人向け住宅の提供、地方における試験の実施など、具体的な対応策の実施を望む声が上がっている。こうした施策は偏在対策として有効であるため、早期に実施されたい。

○特に、外国人向け住宅の提供に関して、総務省が本年6月に公表した高度外国人材の受入れに関する政策評価にあたり、わが国の企業等に勤務している外国人材及び留学生、外国人を雇用している企業を対象に実施したヒアリングで、日本での生活改善のために必要な公的支援として外国人材及び留学生、外国人を雇用している企業はともに「外国人が借りられる住宅の拡大や情報提供」を最も多く挙げている。したがって、外国人材が円滑に住宅を確保できるよう、政府は遊休住宅や公営住宅、空き家の改装費、備え付けの家具・家電等の購入費に対する補助制度等を創設すべきである。

○なお、政府が特定技能外国人の大都市圏等への偏在防止対策に最低賃金制度を用いるべきでないことは、言うまでもない。

III. 個別要望項目

1. 外国人材の円滑な受入れに向けた政策

(1) 外国人材の送出国における特定技能の効果的な周知・広報

○わが国に人材を多く送り出しているアジア諸国は、今後、少子高齢化により労働力人口が減少していくことが予想されている。グローバル化の更なる進展が予想される中、特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設により外国人材を積極的に受入れるというわが国の姿勢を内外に示すとともに、わが国が将来にわたり外国人材から就労先として選ばれるようにするためには、昨年末に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」や本年6月に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に盛り込まれた施策を官民が総力を挙げて実施していくことを通じて、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を着実に推進していくことが求められる。

○また、特定技能1号になろうとする外国人の技術水準及び日本語能力水準に関する試験は、分野所管行政機関及び日本語試験実施機関において国外でも実施されるが、有為な外国人の送出しを確保するため、外務省や在外公館等は二国間取り決めのための政府間文書の作成により外国人材の送出しが想定される国々（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、中国、タイ等）において、本制度を積極的に且つ効果的に周知・広報していくとともに、日本語教育の充実や日本で働き生活することの魅力の発信など、日本で働く意欲を喚起するための取組を鋭意実施していくべきである。

○なお、技能水準、日本語能力水準に係る試験の実施概要（日時、場所、試験内容、合否の基準等）についても、幅広く且つ分かりやすい形で周知していく必要がある。

(2) 技能実習2号修了予定者等に対する制度周知

○政府は特定技能外国人を向こう5年間で約34万5千人を上限に受入れることにしているが、このうち技能実習2号修了者等からの移行が約12万人から15万人と見込んでいる。

○技能実習2号修了者等は、わが国での3年間に及ぶ実習を通じて知識や技術・技能、日本語能力を習得していることに加え、わが国の文化・風習への理解も備えているわが国の良き理解者であり、貴重な人材である。

○こうした事情が考慮され、特定技能の技能水準、日本語能力水準に関する試験が免除されていることから、技能実習2号修了者等が特定技能1号として引き続きわが国で活躍していくことが期待される。

○したがって、技能実習2号修了予定者等、更には監理団体、実習実施者に対して、特定技能1号の受入れ手続きを含む特定技能の在留資格に係る新たな制度全般を幅広く周知していくべきである。

### (3) 在留資格手続きの円滑化・迅速化

○特定技能外国人の受入れに係る在留諸申請に関して、海外から来日する外国人が受入れ企業との雇用契約締結後に申請する在留資格認定証明書交付申請は標準処理期間が1か月から3か月、また、日本国内に滞在している外国人が受入れ企業との雇用契約締結後に申請する在留資格変更許可申請と、在留期間更新許可申請は2週間から1か月となっている。

○一方、当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、65.3%の企業が「外国人材の雇用等に関する手続きの簡素化」を挙げている。

○こうした中、政府は本年6月に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」において、中小企業をはじめとした人手不足の深刻化に対応するため、特定技能外国人材が地域において速やかに就労を開始できるよう、地方出入国在留管理官署では特定技能に係る在留諸申請及び登録支援機関登録申請に係る標準処理期間内の処理を励行し、迅速な処理を行う旨を定めているが、マンパワーの増強等を通じて、在留資格手続きは出来るだけ円滑且つ速やかな審査及び処理を実施するとともに、支障のない範囲で簡素化していくべきである。

○また、技能実習2号修了者等から特定技能1号として同一企業で就労する場合、或いは一定の条件を満たす優良な企業が特定技能外国人材を受入れる場合には、在留資格手続き上の優遇措置を講じられたい。

○更に、受入れ企業、登録支援機関は各種の届出を管轄する地方出入国在留管理局または支局に郵送・持参により届け出る必要があるが、受入れ企業、登録支援機関の届出に係る負担を軽減するために、届出手続きの電子化を早期に実現されたい。

### (4) 受入れ対象分野の特定技能試験の早期実施と地方での試験実施

○特定技能1号になろうとする外国人の技術水準及び日本語能力水準は、分野所管行政機関及び日本語試験実施機関において実施される試験により確認されるが、技能水準に関する試験はこれまで介護、宿泊、外食業の3分野で実施され、他の分野の技能水準に関する試験は、日本国内においては本年秋以降に、国外では本年度中に実施される予定になっている。

○特定技能の申請が少数にとどまっている中で、特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした人手不足の深刻化に対応するために創設されたことから、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにする必要がある。

○したがって、業所管省庁は分野ごとの試験実施要領及び残り11分野の技能水準に関する試験の実施概要（実施時期・場所、実施回数、試験科目、合否の基準等）を速やかに決定し、試験を早期に実施すべきである。

○また、試験の実施概要を幅広く且つ分かりやすい形で周知していくとともに、特定技能外国人の大都市圏等への偏在防止に向けた方策の一環として、地方でも積極的に試験を実施していくべきである。

## 2. 外国人材の受入れ拡大に向けた政策

### (1) わが国の国家資格取得者の積極的な受入れ

○わが国の国家資格のうち、業務独占資格（弁護士、公認会計士、司法書士など有資格者以外が携わることが禁じている業務を独占的に行うことができる資格）や名称独占資格（栄養士、保育士など、有資格者以外はその名称を名乗ることを認められていない資格）は、一定の専門性や技能、知識の担保になり得るものである。また、ビジネス関連をはじめとした民間資格（日商簿記検定、販売士検定等）の中にも担保になり得るものがある。

○在留資格「法律・会計業務」で対象となっている国家資格の取得者は、わが国での在留及び就労が認められているものの、美容師をはじめ他の多くの国家資格は認められていないため、わが国での就労を希望する外国人材が日本語の試験により国家資格を取得しても、やむなく本国へ帰国せざるを得ないのが現状である。

○一方、特定技能1号の外国人に対しては、相当程度の知識または経験を必要とする技能が求められ、技能水準は分野別運用方針が定める試験等により確認されることになっていることから、当該試験は合否の判断にわが国の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格の取得状況を考慮するなど、外国人材が取得した国家資格等の状況を十分に加味して実施すべきである。

○更に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の附則、閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」には、「法律の施行後2年を経過した場合において、特定技能の在留資格に係る制度のあり方について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」旨が記載されていることから、この規定に則り、法務省出入国在留管理庁は、わが国の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格を取得した外国人は技能実習2号修了者と同様に当該試験を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う措置を講じられたい。

○また、人手不足に対応することを目的とする特定技能とは別に、クールジャパンなどの領域において、日本の文化や技術を海外へ普及促進すること及びインバウンド需要へ対応することを目的に、国家資格を取得する外国人留学生に対する特定活動の職種の拡大を検討すべきである。

### (2) 留学生のわが国における就職・起業の促進

○外国人留学生はわが国での教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けており、留学期間中は日本人学

## 7. 事業 (3)意見活動

生や地域住民と様々な形で交流することを通じて、わが国を深く理解している貴重な人材である。

○2016年の日本再興戦略において、政府は外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割に向上させることを目指したが、わが国での就労を希望する外国人留学生が6割強である中、実際の就職率は3割強にとどまっている。その一因に、外国人留学生がわが国の企業に就職を希望する際に、在留資格の関係から選択先が大学等で学んだ専門分野に限定されてしまう課題があった。

○こうした中、大学・大学院で幅広い知識を修得し高い語学力を有する外国人留学生に対する採用ニーズの高まりを背景に、わが国の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援を目的として、法務省告示が本年5月30日に改正された。この改正により、わが国の大学・大学院を卒業・修了した留学生が大学・大学院で学んだ専門分野以外の業務であっても、日本語能力を活かした業務に従事する場合は、在留資格「特定活動」により当該活動が認められることになった。

○したがって、法務省告示の改正内容を企業や大学等に幅広く周知することにより、外国人留学生の日本国内での就職率の向上を図っていくべきである。

○また、本年6月に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に記載の通り、留学生の日本国内での就職の促進に向けて、ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点とし、留学生と求人企業とのマッチング機会の充実を図るため、企業説明会や就職ガイダンス、地方企業や自治体と連携した合同就職説明会、留学生向け求人の掘り起こし等に積極的に取り組まれない。

○更に、わが国の大都市部の大学等に留学している外国人留学生や、わが国に人材を多く送り出しているアジア諸国の学生が、地方を中心とした中小企業にインターンシップする仕組みの構築など、政府はわが国の外国人留学生や海外の学生による中小企業へのインターンシップを促進させるための施策をより積極的に実施していくべきである。

○加えて、外国人留学生によるわが国での起業・創業の促進も重要である。しかし、現状の制度は、在学中に「留学」ビザから起業・創業に必要な「経営・管理」ビザへの切り替えが原則できないため、外国人留学生がわが国で起業・創業する場合には事実上退学し、本国へ一時帰国せざるを得ない場合があることから、わが国での起業・創業の阻害要因になっている。

○したがって、外国人留学生によるわが国での起業・創業の促進に向け、在学中でも「経営・管理」ビザへの切り替えができるよう制度を改正すべきである。

○なお、外国人材が起業・創業のため「経営・管理」ビザを取得するためには、事務所の開設に加え、常勤2名以上の雇用、もしくは資本金の額または出資の総額が500万円以上など、ハードルの高い要件が課せられており、その要件を緩和して外国人留学生はもとより、広く外国人材による起業・創業の促進を図ることを併せて検討すべきである。

(3) 高度人材の受入れ促進に資する施策の強化・拡充

○国際的な人材獲得競争が激化する中、海外から高度な知識・技能を有する外国人材を積極的に受入れていくことは極めて重要である。

○こうした認識のもと、日本貿易振興機構(JETRO)は日本の生活・就労環境、入管制度、高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業等の情報、日本での就労を希望する外国人留学生が在籍する大学等の情報など一連の情報とともに、関係省庁等が実施するインターンシップ、ジョブフェア、セミナー等の各種イベント情報をJETROに集約し、外国人及びわが国企業の双方の目線に立って情報発信するポータルサイト「Open for Professionals」を昨年末に開設した。

○加えて、JETROは高度外国人材に精通した専門家を活用し、高度外国人材の採用・育成・定着により海外ビジネスの拡大を目指す中堅・中小企業200社程度に対して、採用に際しての手続きや課題解決、外国人材が活躍するための就労環境整備など、わが国での安定的な定着までの伴走型支援を提供している。

○こうした施策は、中堅・中小企業における外国人材の活躍促進に非常に有用であることから、幅広く周知することで利用を促進するとともに、伴走型支援の対象企業数を増やすなど更なる強化・拡充を図られたい。

### 3. 受入れ企業に対する政策

(1) 特定技能の在留資格に係る新たな制度の幅広い周知

○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されたことから、本制度の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受入れることが大いに想定される。

○法務省は各都道府県で本制度の説明会を開催したが、当所でも本年3月に本制度の説明会を、更に4月、8月に「外国人材受入れ促進セミナー」を開催したところ、いずれも定員を超える申し込みがあった。加えて、100を超える商工会議所でも外国人材の受入れに関する説明会を開催し高い反響があるなど、深刻な人手不足を背景に外国人材への高い期待と関心がうかがえる状況である。

○一方、当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、46.0%の企業が「制度概要や受入れ企業の要件、受入れ手続きに関する情報提供」を挙げていることに加え、これらの幅広い周知を求める「生の声」が当所へ多く寄せられていることから、法務省出入国在留管理

庁は説明会等を通じて人手不足に苦慮する中小企業に対して本制度を幅広く周知していくことが求められる。

○その際、業所管省庁や商工会議所など各種団体と連携していくことはもとより、特に厚生労働省とは緊密に連携し、「外国人雇用管理指針」と本制度を一体的に周知していくことが望ましい。

#### (2) 外国人雇用管理指針の幅広い周知

○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されたことから、本制度の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受入れることが大いに想定される。

○「外国人雇用管理指針」には、募集・採用から労働条件・安全衛生、労働保険・社会保険、人事管理・生活支援、在留資格に応じた措置に至るまで、外国人材の雇用管理に関して事業主が講ずべき必要な措置が、現行の労働関係法令等に基づき網羅的に取り纏められていることから、外国人材を初めて受入れる中小企業をはじめ、受入れ企業は本指針の内容をしっかりと把握・理解しておく必要がある。

○したがって、厚生労働省はハローワークや各団体が実施する外国人材に関する説明会等で本指針を紹介することはもとより、厚生労働省が受入れ企業を対象とした研修会等を実施するなどして、本指針の内容を幅広く周知していくべきである。

#### (3) 公共職業訓練を通じた外国人材のスキルアップ

○一般教育訓練給付は、労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け修了した場合に、費用の一部が教育訓練給付金として支給されるものであり、現在、幅広い対象講座が指定され、労働者のスキルアップに大いに寄与している。加えて、公共職業訓練（離職者訓練、在職者訓練等）、求職者支援訓練についても受講者は多く、これらの訓練は職業能力の開発・向上に大いに寄与している。

○「外国人雇用管理指針」には、事業主は外国人材に対して教育訓練を実施するよう努める旨が定められているが、受入れた外国人材が中核人材として中長期にわたり活躍していくには、職業訓練等により外国人材のスキルアップを支援していくことが重要である。

○したがって、外国人材のスキルアップやキャリア形成を支援するために、厚生労働省は外国人材に対する人材開発支援策を拡充していくとともに、公共職業訓練における外国人材の受入れ態勢を強化していくことが求められる。

#### (4) 分野別協議会の緊密な連携、好事例の周知・横展開

○特定技能の在留資格に係る新たな制度の適切な運用を図るために、受入れ対象分野ごとに業所管省庁が設置する協議会では、構成員の緊密な連携を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発の他、地域ごとの人手不足の状況を把握・分析し、必要な対応等を行うこととしている。また、特定技能外国人を受入れる企業は協議会の構成員となることが求められている。

○本制度が有効且つ適正に機能するには、協議会が担う役割が極めて重要であることから、積極的に活動していくことはもとより、好事例の周知・横展開をはじめ各分野の協議会が緊密に連携していくべきである。

○また、地域ごとの人手不足の状況の分析結果や受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への偏在防止に向けた方策に関する検討状況等は、経済団体や地方公共団体等に対してタイムリーに情報を提供していくべきである。

### 4. 共生社会の実現に向けた受入れ環境の更なる整備

○当所が本年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき取組について尋ねたところ、70.3%の企業が「外国人材に対する日本語教育の充実」を、56.4%の企業が「外国人材が日本で暮らしやすくなるための社会づくり（行政・生活情報の多言語化、多文化共生の取組等）」を挙げている。

○昨年末に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、日本語教育の充実や地域における多文化共生の取組の促進・支援をはじめ多岐にわたる対応策が盛り込まれている。また、本年6月に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」には、共生社会実現のための受入れ環境整備として、外国人共生センターの設置など地方公共団体等への支援、行政・生活情報の多言語化等の推進、生活サービス環境の改善、日本語教育の充実、適正な労働環境等の確保をはじめ、更なる施策が盛り込まれている。

○共生社会の実現に向けた受入れ環境の更なる整備は、外国人材が社会を構成する一員として受け入れられ、企業で活躍していくための基盤となる重要な取組であることから、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に盛り込まれた対応策を着実に実行されたい。

### 5. 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の定期的なフォローアップと施策の追加・拡充

○当所は、外国人材の受入れ・共生のための施策が盛り込まれ、昨年末に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に対して、外国人材を受入れる中小企業のための施策を盛り込むよう、か

## 7. 事業 (3)意見活動

ねてから要望してきた。

○これを受け、本年6月に関係閣僚会議で決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」には、外国人材の受入れ促進策や、特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策など、多岐にわたる対応策が盛り込まれたことから、早期且つ着実に実行されることが期待される。

○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されたが、特に地方における人手不足が深刻なことから、地方の中小企業が円滑に外国人材を受入れられるよう、実効性のある制度にしなければならない。

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には定期的にフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させていく旨が記載されていることから、地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況を常に把握するとともに、外国人材の受入れニーズがある中小企業からの要望や「生の声」をもとに、これをしっかりと実施することで、外国人材を受入れる中小企業のための施策をはじめ、外国人材の受入れ促進に資する施策の更なる充実強化に努められたい。

### 6. 外国人材にとって納得感の高い社会保障制度の検討

○わが国では、1981年の「難民の地位に関する条約」の批准以降、内外平等の原則に立って、日本に居住する外国人には、原則として日本人と同様の社会保障制度が適用されている。

○これに従い、事業主は雇用する外国人材に対して雇用保険・労災保険・健康保険及び厚生年金保険に関する周知等に努めるとともに、法令により加入することが義務付けられている。

○特定技能1号や技能実習の在留資格で就業した場合、在留期間の上限は5年であるが、老齢年金を受けるための保険料納付済期間は10年以上が必要なため、在留資格が定める上限で帰国した場合、原則として老齢年金を受給することはできない。

○そのため、年金については外国人材が日本を出国してから2年以内であれば脱退一時金を請求することが可能である。しかしながら、脱退一時金として受給できる額は保険料納付済期間に応じたものとなるが、国民年金・厚生年金ともに負担した保険料に比べて少ない受給額になるとともに、企業側が負担する厚生年金については掛け捨てとなっているのが実情である。

○また、日本は23か国と社会保障協定を締結しており（署名済未発効の国を含む）、両国の年金制度への加入期間を通算し年金を受給できる協定を締結しているのは19か国（署名済未発効の国を含む）となっているが、この中で特定技能における二国間の協力覚書を締結している国は、フィリピン1か国にとどまっている。

○したがって、特定技能1号や技能実習など在留期間の上限が10年に満たない在留資格で就労する外国人材にとって、公正で納得感の高い社会保障制度となるよう、脱退一時金の受給額の増額について検討すべきである。

○加えて、今後、特定技能等での就労増加が見込まれるアジア諸国について、年金加入期間の通算を含む社会保障協定の締結を進めていくことが求められる。

## IV. 結びに

○深刻な人手不足を背景に、外国人材に対する期待と関心がこれまでになく高まっている。また、特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受入れることが大いに想定される。

○企業は外国人材の受入れにあたり、足下の人手不足への対処といった目的のみで外国人材を採用するのではなく、外国人材に期待する役割、職務内容やキャリアプランの明確化、適正な処遇の確保等を通じて、企業の成長を担う中核的な人材として中長期の視点で外国人材を育成していくことが重要である。また、外国人材の受入れにあたり「働き方改革」を推進していく必要もある。

○加えて、本制度は、国、地方、民間が果たすべき役割をしっかりと担うことで、外国人材がわが国での就労を通じて専門性・技能を遺憾なく発揮し地域社会での共生を実現するなど、わが国経済・社会の発展に寄与する制度にしていかなければならない。そのために、当所は、受入れ企業及び受入れを検討している企業に対する支援はもとより、共生社会の実現に向けた活動にも鋭意取り組んでいく所存である。

以上

2019年10月17日  
第722回常議員会決議

<提出先> 内閣府、経済産業省、中企庁、厚生労働省、法務省関係省庁大臣・幹部

<実現状況>

各地のハローワークにおける外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充や、特定技能外国人の受入れ対象分野における業務が追加されるなど、当所の意見が一部実現している。

## 16. 国土交通省の防災・減災対策に関する要望

首都直下地震や南海トラフ地震、さらには大規模な火山噴火といった巨大災害に加え、近年は風水害への懸念が高まるなど、首都・東京が抱える災害リスクは大きくなっている。日本における降雨50mm/h以上の発生回数

は増加傾向にあり、直近10年間(2009～2018年)の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間(1976～1985年)と比べて約1.4倍に増加している(約226回→約311回)。また、昨年以降、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨(西日本豪雨)、台風21号(関西国際空港浸水等)、北海道胆振東部地震、台風15号(千葉県を中心とした建物被害、大規模停電等)など大災害が頻発している。

わが国の政治・経済・文化・情報の中枢を担う首都・東京が大災害に見舞われれば、国難とも言うべき被害が想定され、その影響は国内のみならず遠く海外にも波及する。

こうした大災害への対応、リスクの増大に対し、政府は迅速に取り組んでいる。昨年9月には、防災や国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時に機能を維持できるよう総点検を実施し、12月には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(国土強靱化対策)を閣議決定した。国土交通省では、ハード対策として、河川・砂防等防災インフラの機能強化による被害の防止・最小化、道路・鉄道・港湾・空港等インフラ機能強化による避難や救助、復旧・復興に不可欠な交通ネットワークの確保などを推進する一方、ソフト対策として、ハザードマップ等リスク情報の徹底的周知、外国人旅行者等への情報提供体制の確保など安全確保に資する体制の強化を進めており、引き続きスピード感をもって確実に取り組むことが重要である。

他方、首都・東京の企業とりわけ中小企業では、防災・減災対策は十分に進んでいない。東京商工会議所(当所)の会員企業の防災対策に関するアンケート結果(今年3月実施)によると、自社所在地の災害リスクの内容を知っている企業は全体の47.6%、さらに、BCP(事業継続計画)を策定済の企業は29.1%と、低水準にとどまる実態が明らかになった。

こうした企業の実態を踏まえ、防災・減災対策は、重要インフラの整備・補強などハード対策と、個人や企業が災害リスク情報をしっかりと把握し備えるソフト対策を、両輪として取り組んでいくことが極めて重要である。

また、防災・減災対策の実効性を高めるためには、官民の連携が不可欠である。当所では、2014年5月に東京都と「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」を、また2016年からは国土交通省との「官民連携促進プロジェクト」を、さらに昨年5月には国土交通省水管理・国土保全局と「首都・東京の防災力向上のための連携・協力に関する協定」を締結し、災害リスク情報の提供や、防災訓練、インフラのストック効果の周知啓発等に取り組んでいる。

さらに、防災対策で重要なことは、我々自身やその家族、さらには地域、企業全体が「自助・共助」の意識をもち、主体的に行動することである。そのため、各現場において防災・減災に関するリーダー人材の育成を官民あげて推進することが必要である。

これらの基本的な考え方のもと、国土交通省におかれては、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組んでいただきたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、国土交通省、関係先に最大限の協力を行う所存である。

#### 【要望項目】

東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や民間における取組みの推進に関して下記のとおり要望する。

#### I. 重点要望項目

##### 1. 首都直下地震、大規模風水害に備えた強靱な都市の構築

##### (1) 災害に強い都市基盤の迅速かつ着実な整備

##### ①陸・海・空の主要な交通施設の強化

(道路橋梁、鉄道施設、東京湾の重要港、羽田空港等)

災害の被害を最小限に抑えるには、防災拠点や他県等との連絡、迅速な救出・救助活動、緊急支援物資等の輸送に重要な役割を担う緊急輸送道路が、発災時でも機能することが極めて重要である。国土強靱化対策では、2020年度までに道路について土砂災害の危険性が高い約2000箇所への対策をはじめ、冠水、越波、電柱倒壊・停電、豪雪等に向けた取組を集中的に実施するとしており、こうした取組をできるだけ早期に完了することが必要である。

また、首都圏の鉄道施設が被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、鉄道施設の耐震化、浸水対策を進め、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていくことが重要である。特に、水害について、地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策が重要である。台風等に伴う計画運休については、国土交通省は7月に情報提供のタイミング・内容などを予め定めたタイムラインを作成するよう鉄道各社に要請したが、並行して鉄道各社や地方公共団体等の関係機関と連携し、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては、鉄道事業者間の振替輸送が行われない場合もあることについて、社会的理解の醸成に努めることが必要である。

さらに、首都圏4千万人の生活と産業を支える東京港をはじめ東京湾の重要港は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、また、震災時にも首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備や高潮対策を進めていく必要がある。また、東京港では、コンテナ車両の集中などにより、平時においても青海縦貫線で渋滞が頻発している。2020年7月完成を目指して取り組んでいる東京港臨港道路路北線をはじめ、道路ネットワークを着実に整備し、輸送力強化を図ることが重要である。

## 7. 事業 (3)意見活動

一方、羽田空港も同様に緊急支援助物資の輸送拠点として極めて重要な役割を担う。滑走路等の耐震化、液状化対策を早急に行う必要がある。また、昨年9月の台風21号では、各地の空港や港湾等の浸水が発生した。高潮や津波によって、東京湾の重要港や羽田空港などの重要施設の機能が失われないようにする必要があり、耐震化、液状化に加え非常用電源・電気設備の浸水対策等を早急に完了すべきである。

### ②生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保、停電・通信障害時の対策強化

昨年9月の北海道胆振東部地震によるブラックアウト、今年9月の台風15号による千葉県を中心とした大規模停電は、生活と経済を支えるエネルギー・通信の重要性を改めて認識させた。台風15号による災害では、被害の全容把握や行政機関の間の情報共有、連携等への課題も指摘された。事前の被害想定や対応に関する検証とともに、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）を検討し、取組を強化することが重要である。あわせて災害時にもエネルギー・通信が確保できるよう、官民が全力をあげて対策を進めることが必要である。

政府は重要インフラの緊急点検を踏まえ、電力について、運用面での対策でブラックアウトの再発を防止できるとした上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、公共施設などの重要インフラへの自家発電設備の設置促進、地域をつなぐ連系線の強化、電力供給の強靱性についての定期的な検証等を推進するとした。燃料については、ガソリンスタンドや油槽所への非常用電源の設置、病院などの重要施設の燃料備蓄の充実等を課題にあげた。さらに、通信については、携帯電話基地局の迅速な応急復旧のための車載型基地局等の増設、高齢者世帯等に確実に避難勧告等の情報を提供するための戸別受信機等の配備促進、訪日外国人客への避難情報等の提供に資する多言語音声翻訳システムの高度化などの対策を掲げた。これらの国土強靱化対策に盛り込まれた取組を着実に進め、災害に強い電力・燃料の供給網、通信インフラを構築することが重要である。加えて、上下水道や電力・ガス・通信等の埋設管の耐震化や共同溝の設置等について、関係先と連携して推進していくことが不可欠である。

また、民間における自家発電機や衛星電話といったエネルギー・通信の確保等に向けた設備投資については、中小企業の事業継続力強化に向けて税制上の支援が設けられたところであるが、民間全体における対策促進のために対象の拡大や支援の強化を図ることが必要である。なお、台風15号では、倒木や飛来物が大規模な停電、建物被害の一因と指摘されており、風害を防ぐための国民に対する一層の注意喚起も求められる。

## (2) 木造住宅密集地域の不燃化対策等の推進

### ①木造住宅や老朽ビルなど密集市街地の防災力向上

山手線外周部から環状7号線沿いに広範に分布する木造住宅密集地域（木密地域）は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。また、東京23区ではバブル期に竣工した中小規模のビルが多く、賃貸面積で81%が築20年以上となっている。こうした地域では居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地狭小等による建替えの難しさ、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

国の首都直下地震の被害想定では、都内で想定される最大の死者数約1万3千人ならびに最大の建築物全壊・焼失棟数約33万3千棟のうち、地震火災を原因とするものがそれぞれ約3分の2を占めている。東京都が公表した首都直下地震の被害想定においても、想定死者数約9,700人のうち地震火災によるものが約4,100人と4割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約30.4万棟のうち、地震火災によるものが約20万棟と約3分の2を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する重要な取り組みである。

国土交通省には、今年6月に施行された改正建築基準法に基づく防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率10%緩和や、国土強靱化対策に盛り込まれた密集市街地において所有者の負担なしに空き家の除却を可能とする財政措置により、老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを一層促進されたい。木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設（税制支援等）も必要である。あわせて延焼遮断効果のある道路等の整備、避難場所・避難経路の確保、共同建替えによる不燃化、避難場所等として機能する公園の整備推進など、一連の取組を強力に講じられたい。

なお、都内で木密地域等密集市街地の解消に向けた取り組みを展開していく際には、東京都や各区との緊密な連携を図られたい。

## 2. 自助・共助の促進、関係機関の連携強化

### (1) 被害最小化に向けた事前対策の推進

#### ①ハザードマップ等災害リスクの認知度向上、自助・共助の促進

防災対策の第一歩は、首都直下地震や大規模な風水害は必ず起きると肝に銘じて、国や地方公共団体の災害リスク情報を、各人がしっかりと把握することである。また、防災対策で最も重要なことは、個人や企業、さらには地域全体が「自助・共助」の意識をもち、主体的に行動することと考える。

一方で、今年3月に実施した当所会員へのアンケートにおいて、事業所所在地の災害リスクの内容を認知しているか尋ねたところ、「内容を（概ね）知っている」は47.6%と半数に満たなかった。また、自社の防災・減災対策にハザードマップを活用している企業は19.3%に留まった。

首都直下地震の発生が今後30年間で70%という高い確率で予想され、毎年のように各地で風水害などの自然災害が発生している中では、官民ともに危機感を持って防災・減災対策を進めなければならない。国土交通省のリーダーシップの下、地方公共団体における洪水や土砂災害、液状化等に関するハザードマップの作成・公表を促進するとともに、国民や企業に対する継続的な情報提供や啓発活動により、災害リスクの把握、自助・共助の意識を向上させていくことが必要である。

また、今年8月、九州北部を襲った記録的な大雨では工場からの油流出が発生した。同工場では、建物のかさ上げなどの水害対策を行っていたが、その想定を超える浸水となり、油が流出したと報道されている。国土交通省には、危険物施設に限らず事業所、住宅等を含め、気候変動等により前例のない降雨が生じる場合も想定した水害対策を周知啓発していくことが望まれる。

## ②大規模な風水害の際の広域避難の検討、訓練等の実施

近年、気候変動の影響等もあり、雨の降り方は変化している。日本における降雨50mm/h以上の発生回数では、1984年～1993年には年平均236回のところ、1994年～2003年には同256回、2004年から2013年には同313回、2014年～2018年には同318回と大きく増えている。今後、いつ、どこで大規模水害が発生しても不思議ではない。

水害からの避難の在り方については、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）等において示され、これらに基づいて、市町村（東京23区を含む）が避難勧告等の発令基準や避難計画等を検討・策定している。しかし、低地帯が広がっている首都圏において大規模水害が発生した場合には、広い浸水区域、多くの避難対象人口、浸水継続時間の長さ等から、これらの計画等では通用しない事態も想定される。

こうした状況を受け、国土交通省、内閣府、東京都をはじめ関係機関が連携し、昨年6月に「首都圏における大規模水害広域避難検討会」が設置された。本検討会において早急に、広域避難場所の確保、避難手段の確保・避難誘導など関係機関の連携・役割分担のあり方等について整理し、首都圏における大規模水害に対する広域避難の実装を推進することが必要である。

また、広域避難は企業活動にも大きな影響を及ぼす。今年3月の当所会員へのアンケートでは、大規模水害が予想される場合の広域避難に関して必要な施策として、「空振りに終わってもよいから早めに広域避難を勧める情報を発表して欲しい」（81.6%）、「立退き避難対象地域内の企業に対し休業を要請して欲しい」（21.0%）などが上がった。避難勧告や休業要請のタイミングについては、4割超の企業が「12時間以上24時間未満」が望ましいとした。こうした企業の声をも十分に踏まえた計画策定、並びに国民や企業への様々な知見や情報の提供、周知啓発等が重要である。さらに、江戸川区など東京都江東5区は昨年8月、荒川、江戸川が氾濫した場合の広域避難計画をまとめた。こうした地方公共団体の計画策定や住民・企業等への周知について連携・協力していくことが肝要である。

## （2）防災・減災対策への理解促進

### ①リーダー人材の育成並びに女性の視点を取り入れた地域防災活動の推進

人口の多い地域で巨大災害が発生した場合、発災後の数日間は「公助」が行き届かず、「自助・共助」で対応しなければならない可能性がある。ところが、今年3月の当所会員へのアンケートでは、東京都帰宅困難者対策条例の努力義務である「全従業員の3日以上以上の備蓄」を行っている企業は約半数にとどまっている。

各地域、各企業の現場において、自助・共助の意識向上と防災のリーダーとなる人材を育成していくことが必要であり、国土交通省においても、国民の「自助・共助」の意識醸成を図り、社会全体で防災・減災に関する取り組みを底上げしていくソフト面の施策を強化されたい。同アンケートによると、防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は14.4%であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は合わせて62.2%に上った。そのため、国土交通省には、地方公共団体が地域防災計画において、防災士など民間資格を含めた防災関連資格の取得促進のための事項を定めるよう、防災業務計画「地域防災計画の作成の基準」を改定されたい。当所としても、防災関連資格についての普及啓発を通じて、企業や地域で防災・減災のリーダーとなる人材育成に努めていく所存である。

さらに、地域の防災活動を担うリーダーには男性が多いことから、避難所等の運営の際に女性の声や視点を反映させることの必要性が指摘されている。男女双方がそれぞれ強みを生かし協力して活動を展開できるよう女性リーダーの育成が重要である。

## （3）救出・救助活動の支援、被害の拡大や二次災害の防止

### ①TEC-FORCEの機能強化、ICT機材・災害対策車両等資機材の充実

国土交通省には、大規模災害等に際して、被災した地方公共団体を支援し、被災地の早期復旧のための技術的支援等を迅速に実施するTEC-FORCEが設置されている。昨年7月の西日本豪雨の際には、全国の各地方整備局等から被災地に参集し、土砂災害危険個所の緊急点検や搜索活動の支援、排水作業、土砂・流木等を撤去する道路啓開による救命・救助・復旧活動の支援、被災状況の調査、緊急支援物資の輸送等の緊急災害対策活動を実施した。

万一、東京23区内で震度6弱以上が観測された場合には、自動的に約1千名のTEC-FORCEおよび約520台の災害対策用機械等が即時出動する体制が構築されている。さらに、関東地方整備局は管内全区市町村

## 7. 事業 (3)意見活動

と協定を締結し、災害時に地方公共団体等にリエゾン（情報連絡員）を派遣し、被害状況の情報収集、支援ニーズの把握等を行う体制を構築している。これら各種の防災・減災対策、災害応急対策活動への備えは極めて重要である。隊員の研修・訓練の充実や広域実働訓練の実施、ICT技術や災害対策車両等の資機材の拡充など、体制の充実・強化を図るとともに、TEC-FORCEと関東ブロックの都県をはじめとした地方公共団体が連携して訓練を実施していくことが必要である。TEC-FORCEの活動を広く一般に周知し、理解を促進していくことも肝要である。

### 3. 東京2020大会と訪日外国人客の災害対応を確実に

#### ①大会期間中の発災も想定した万全の対策を

国土交通省は東京オリンピック・パラリンピック開催を一つの目標として、「首都直下地震対策計画（2014年4月策定）」に位置付けられている各対策について53のロードマップにとりまとめ、全力で推進している。大会の安全・安心を支えるためには、大会期間中の発災も想定し、首都圏地域の防災対策に万全を期すことが必要であり、あわせて2020年に向けて東京及び首都圏の防災・減災対策が加速化されることが望まれる。また、競技の多くは、東京の臨海部において実施が予定されており、台風時の高潮対策等として、臨海部を訪れる観戦客や旅行客等の安全を確保するための水門等の運用体制の構築支援など、臨海部の防災機能の強化を推進することが重要である。

#### ②暑さ対策や防疫が不可欠

東京2020大会は、オリンピックが7月24日～8月9日、パラリンピックが8月25日～9月6日と、暑さが厳しい期間に開催される。猛暑への備えは不可欠な課題である。政府はすでに、「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置し、競技会場等関係施設とその周辺、さらには、まちづくりの一環としても暑さ対策を進め、アスリート、観客等が過ごしやすい環境整備を推進しているが、中でも、対策が必要とされるのは、屋外で長時間競うマラソン、競歩の沿道等である。国土交通省は、「アスリート・観客にやさしい道の検討会」を設置して、総合的な道路空間の暑熱対策について取りまとめ、温度上昇抑制機能を有する素材での道路舗装や緑化等の対策を推進しており、これを着実に実施することが重要である。高齢者や子供・保護者はもとより、高温多湿な日本の気候に不慣れた訪日外国人客等への熱中症を防ぐ事前情報の提供、万一の際に多言語で対応できる救急体制の整備等も必要である。今年の夏に開催された各種競技のテスト大会における暑さ対策の検証結果を踏まえて、対策の充実、強化を図っていくことが不可欠である。あわせて、少雨による渇水が予測される場合でも、水の安定的な供給に万全を期すことが重要である。

他方、気候変動等による気温の上昇や降水の変化は、感染症を媒介する節足動物の分布可能域を変化させ、感染症のリスクを増加させる可能性がある。現にデング熱等の感染症を媒介する蚊の生息域は東北地方北部まで拡大していることが確認されている。東京2020大会により諸外国との往来が増す中で、感染症のまん延防止が重要である。

#### ③観光危機管理体制の強化

政府が2020年の訪日外国人客4,000万人という目標を掲げているなかで、東京2020大会やゴールデンウィーク・夏休みなど観光トップシーズン時に、大規模な自然災害やテロ等の発生を想定し、来訪者の安全・安心を確保することが課題となっている。交通・宿泊・食事等の確保やそれらに関する多言語による情報提供、事業者との連携、避難に資する案内表示の推進、観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化が求められる。

特に、東京2020大会期間中には、多くの外国人が来訪し、なかには地震を経験したことがない外国人の訪日も想定される。災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により自らの置かれた状況が分からないまま、極めて不安な状況に陥ることのないよう、対策を推進していく必要がある。サインやピクトグラムによる対応行動の可視化、訪日外国人客向け災害時情報提供アプリの機能向上・一層の周知等に取り組んでいくことが肝要である。英語圏のみならず、様々な使用言語・文化を持つ訪日外国人客に対しての避難誘導体制の確立が重要であり、その方法等については、民間に対しても周知を行うことが必要である。

また、東京2020大会を見据えたテロ対策については、関係機関が連携し、未然防止策や対処体制の整備などを鋭意推進すべきである。

さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。

加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、実際、2015年度の1年間に診療・治療にあたった医療機関の35%に医療費の未収が発生している。トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険加入を促進されたい。

#### ④首都東京が備える災害対応能力の世界への発信を

世界60都市を対象に、インフラの安全性やサイバーセキュリティなどを評価した「世界の都市安全性指数ランキング」（2019年、イギリスの経済誌エコノミストの研究機関 The Economist Intelligence Unit）で、

東京は最も安全性の高い都市と評価された。また、世界171カ国を対象に自然災害に見舞われる可能性や対処能力などを評価した「自然災害に対するリスクランキング」(2016年、国連大学環境・人間の安全保障研究所等)では、日本は「自然災害に見舞われる可能性」では4位と高位なものの、防災・減災対策を講じているために「自然災害に対する脆弱性」の順位では低くなり、総合評価では17位となった。日本は災害への対応能力を高めリスクを低減している数少ない国の一つとなっている。

現在、東京2020大会に向けた準備や、訪日外国人客の増加への活動、国家戦略特区等を通じた外国企業誘致に係る取り組みが官民で展開されているが、それらの大前提となるのが災害への万全な備えである。国土交通省には、東京2020大会の機会はもとより国際会議の場、メディア、SNSといった媒体等あらゆる機会・手段を通じて、官民の防災・減災対策を紹介し、わが国の安全・安心、防災の重要性をより積極的に世界に発信していくことが重要である。幾多の災害を乗り越える中で蓄積されてきた日本のインフラ整備・管理や、ICT(安否確認、緊急地震速報等)、消防などの経験・技術を、海外諸国に周知あるいはシステムとして輸出していくことも必要である。

## II. 個別要望項目

### 1. 首都直下地震、大規模風水害に備えた強靱な都市の構築

#### (1) 災害に強い都市基盤の迅速かつ着実な整備

##### ①河川、海岸、港湾施設の耐水化・機能強化対策の推進

墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。

特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。国土交通省は、こうした事態の発生を防ぐために、高規格堤防のほか、水門、排水機場といった海岸保全施設・河川管理施設の整備、耐震化、液状化等の対策に取り組んでいる。人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、東京都をはじめとした関係機関等と緊密に連携し、これらの対策を迅速かつ着実に進められたい。特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤等については、東京2020大会までに整備を確実に完了することが求められる。

##### ②下水道施設等の耐震化・浸水対策の推進

都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が首都直下地震等により被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。首都直下地震の被害想定では、地震直後に管路やポンプ場、処理場の被災により、東京圏では数%から約1割、東京23区では約1割の需要家で下水道の利用が困難となり、利用支障の解消には1か月程度を要することが予想されている。特に、東京23区では多くの需要家が利用困難になる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、首都直下地震が発生した場合における下水道管渠の被害を抑制し、都市機能の継続的な確保を図るため、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。また、近年、気候変動の影響等を背景に、台風、集中豪雨、局地的大雨など施設の計画規模を上回る降雨が頻発し、内水氾濫の発生リスクが増大しており、下水道施設の整備によるハード対策と内水ハザードマップの公表やリアルタイムの情報提供等のソフト対策の両面から浸水対策を加速させる必要がある。

##### ③地下街、地下駅等の耐震化、浸水対策の推進

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。首都直下地震の被害想定で、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

一方、国土交通省は2014年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法等を提示している。地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、管理者等に対するガイドラインの周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材(天井パネル、壁面等)の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれたい。また、地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等は、出入口やトンネル等における対策を推進していく必要がある。

加えて、近年、局地的大雨が多発している。ゲリラ豪雨とも呼ばれるこうした現象は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、あらかじめ備えるのは難しいが、都市部において、道路等の冠水や停電、住宅の浸水被害が発生し、経済的な影響への懸念を指摘する声もあることから対策が必要である。

##### ④物流拠点の防災・減災対策、再整備の促進

## 7. 事業 (3)意見活動

物流は、経済活動の基盤であり、大災害時には緊急支援物資の輸送をはじめ、迅速な復旧・復興に不可欠な機能である。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つインターネット通販の普及等により小口・多頻度配送の需要が高まっていることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流拠点の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。

そのため、大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や自家発電等防災設備の設置促進、浸水対策のほか、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したBCPの策定促進が重要である。加えて、都市防災力向上と物流効率化の実現に向けて、新たな物流施設の整備や、老朽化した物流施設の建替え、集約化等の再整備、機能更新に対する税制上、財政上の支援の拡充も必要である。

なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していくことが必要である。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域や地区計画など都市計画による対応、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。

### ⑤高規格堤防等ストック効果の高い根幹的治水施設の整備

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約2,600人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。

荒川、江戸川、多摩川といった直轄管理河川における高規格堤防の整備は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的な特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強い点、震災対策としても有効である。加えて、利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、2019年度の完成を目指して建設が進められている八ッ場ダムは、利根川上流の全流域面積の約4分の1を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。

東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるためには、高規格堤防を含む堤防整備および強化対策、八ッ場ダム建設事業、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を着実に推進していく必要がある。

### ⑥空き家対策の迅速かつ着実な実施、所有者不明土地の発生抑止・解消

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、昨年10月時点の全国の空き家率は過去最高の13.6%（東京都は10.6%）になるなど、人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各区市町村が空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、国土交通省には、同計画に沿った空き家の活用や除却などへの財政支援や、空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、専門家等と連携した相談体制の構築等の施策の充実を図りたい。また、空き家に係るマッチング機能を強化し、流通を促進する観点から、全国の空き家などの情報を簡単にアクセス・検索できる一覧性を持った空き家・空き地バンクの更なる情報の充実を進めるほか、空き家などの利活用に向けたモデル的な取組の支援（成功事例の横展開）を推進することが必要である。

他方、空き地対策の観点からは、相続未登記の問題により有効活用が困難となっている所有者不明土地への対応が重要である。所有者不明土地の発生抑止・解消に向け、登記制度や土地所有権の在り方等に関する検討との整合を図り、土地の適切な利用・管理を促進する施策を早急に検討、実施することが重要である。

### ⑦無電柱化の推進

昨年9月の台風21号では、猛烈な風により福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府5県で800本以上の電柱が倒壊し停電が発生した。今年9月の台風15号でも電柱の倒壊や電線の切断が相次ぎ、大規模な停電が生じた。無電柱化の推進は、こうした発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。

無電柱化推進計画では、近年の災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人客をはじめとする観光需要の増加等を踏まえ、2020年度までに約1,400kmの無電柱化の目標が掲げられた。加えて、国土強靱化対策において、電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路のうち1,000kmについての無電柱化が盛り込まれた。また、東京都においても、今年3月に「東京都無電柱化推進計画」が改定され、これまで進めてきたセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の路線に加え、環状七号線の内

側エリアの路線や、区市町村庁舎や災害拠点病院等を結ぶ路線などで整備を進めることとしている。

しかし、東京23区の無電柱化率は8%と海外主要都市と比較して依然として低い状況にあり、推進への課題として多額の費用を要することが指摘されている。そのため、無電柱化の目標達成に向けては、新たな整備手法の積極的な活用など低コスト化の徹底、国・地方公共団体・電線管理者間の適正な費用負担配分の維持、関係先との連携強化による事業期間の短縮、国民への周知等を図ることが重要である。

加えて、既存の道路における無電柱化は、工事が長期にわたることなどから、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることから、このような事例を周知展開することにより、民間発案による無電柱化の水平展開に向けた取組も検討すべきである。

#### ⑧液状化対策の推進

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた都内でも震度が5強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の5区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、1923年関東大地震規模の地震動が発生した場合の液状化の発生しやすさを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると想定される。

従って、首都直下地震対策計画に基づき、宅地や河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設や上下水道、交通インフラ等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進していく必要がある。また、地方公共団体が作成しているハザードマップ等のさらなる周知を通じて、地域住民や企業等の液状化に対する意識の向上を図っていくことも肝要である。

#### ⑨緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進

緊急輸送道路は、首都直下地震等大災害発生時に防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う。その沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ、円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援助物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて極めて重要である。

そのため、国土交通省は、耐震改修促進法で耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業（耐震対策緊急促進事業）について適用期限を延長するなど、地方公共団体とともに耐震化促進に向けて粘り強く取り組んでいる。また、昨年大阪府北部地震で発生したブロック塀倒壊による事故を踏まえ、同法施行令等を改正し、建物に付属するブロック塀等の耐震診断の義務付け、改修の促進を図っている。国土交通省には、緊急輸送道路沿道建築物の所有者の耐震化への取組みを促すため、耐震対策緊急促進事業の活用のほか、新たに創設されたブロック塀等の除却・改修等に対する支援制度など耐震改修促進法改正事項の周知など、建物所有者への後押しを強化されたい。

#### ⑩多数の者が利用する建築物等の耐震化

耐震改修促進法により、不特定多数の者が利用する建築物（病院、ホテル・旅館、店舗等）および避難弱者が利用する建築物（学校、老人ホーム等）のうち大規模なものである要緊急安全確認大規模建築物を対象に、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられている。また、同法において耐震診断の義務付け対象となる上記建築物の所有者が行う補強設計、耐震改修に係る負担軽減のための補助事業（耐震対策緊急促進事業）の適用期限が延長されている。一方、多数の者が利用する建築物の耐震化率は2013年時点で約85%であり、「第4次社会資本整備重点計画」において2020年までに95%とすることが目標の一つとされている。従って、首都直下地震等大災害発生時における人的・物的被害を軽減するために、耐震対策緊急促進事業を継続することにより、耐震化率を高めていく必要がある。

#### ⑪外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備

首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能（リダンダンシー）を発揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担う。そのため、外環道（関越道～東名高速間）の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携し加速させ、早期に事業の見通しを示したうえで1日も早い開通を目指されたい。また、ルートが確定していない予定路線である東名高速以南（東名高速～湾岸道路間）は、羽田空港や京浜港と、首都圏のみならず各地方とのネットワークを確立し、国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線であり、早期具体化、事業化が重要である。さらに、圏央道は既に概成し、高い経済効果が表れているものの、一部の区間では未開通または暫定2車線として残っており、早期の全線開通及び4車線化が望まれる。

#### ⑫災害時の円滑な避難にも資するバリアフリー化の推進

## 7. 事業 (3)意見活動

「第4次社会資本整備重点計画」では、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する」を重点目標の一つに掲げ、目標を実現するための政策パッケージとして「安心して生活・移動できる空間の確保（バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進）」を設定し、都市公園や特定路外駐車場、特定道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物等におけるバリアフリー化率を数値目標として盛り込んでいる。また、「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画」においても、2020年度までに達成すべき公共施設等のバリアフリー化率等が明記されている。

これらの目標を達成するための施策を着実に推進し、歩行空間、公共空間等のバリアフリー化を進め、誰もが安全で円滑に移動でき、安心して過ごすことができる環境を整備していくべきである。

### (2) インフラ等老朽化対策の着実な推進

#### ①戦略的なインフラメンテナンスの推進（高速道路、橋梁、トンネル等）

開通から50年以上が経過した首都高速道路をはじめ、高速道路の構造物は老朽化が進んでおり、対策が急がれている。また、関東地方整備局が管理する道路橋のうち、建設後50年以上が経過した橋は2016年度末時点で25%、その20年後には65%まで急激に増加する見込みとなっている。同様に、建設後50年以上が経過したトンネルは52%、その20年後には71%まで増加する見込みである。

インフラ老朽化に確実に対応していくため、重要インフラを中心に戦略的なメンテナンスが必要である。国土交通省では、インフラの機能や性能に不具合が生じてから対策を行う事後保全から、不具合が発生する前に対策を行う予防保全へ全面的に転換し、持続的・効率的なインフラメンテナンスを推進しており、こうしたノウハウを地方公共団体等と共有していくことが必要である。

また、戦略的なインフラメンテナンスにおいては、利用や老朽化の状況のほか、人口減少、まちづくりの状況等を踏まえた施設の集約、再編、広域化の観点が必要であり、地方公共団体等関係機関と連携し、取組を促進していくことが求められる。加えて、インフラ老朽化対策の重要性に係る国民の理解促進が重要である。老朽化の危機的状況だけでなく、例えば、産学官の多様な主体がオープンイノベーションの手法等を活用し、メンテナンスの生産性向上や、新たな技術によるビジネスモデルの構築、海外市場へ挑戦といった取組、成功事例等を社会に広く発信し、老朽化対策を推進する地方公共団体、企業等に対する国民の理解、協力を深めていくことが肝要である。

#### ②インフラの維持管理・更新に係るコストの縮減と平準化の両立

インフラが安全・安心に利用され、かつストック効果を最大限に発揮し続けるためには、予防保全型維持管理の導入などメンテナンスサイクルを構築し実行することや、メンテナンス産業の育成、ロボットやセンサー、ドローン等の新技術の開発・導入等の加速化により、トータルコストの縮減と平準化を両立させていくことが必要である。

また、地方公共団体、特に市町村では老朽化対策に、人員面、技術面、財政面で課題を抱えていることから、市町村における専門部署の創設、技能者の確保・育成、効果的・効率的なメンテナンス手法を共有する仕組みの構築等に対する支援に注力していく必要もある。

#### ③老朽マンション、団地、ニュータウンの耐震化、再生の促進

全国に分譲マンションストック数は約644.1万戸（2017年）と増加傾向が続き、今や国民の約1割が居住していると推計されている。そのうち、築40年超マンションは2017年時点で約72.9万戸であるが、10年後（2027年）には約184.9万戸、20年後（2037年）には約351.9万戸と急増する見込みとなっている。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

そのため、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件（区分所有者等の5分の4以上の賛成）の緩和や、団地型マンション内の一部棟を存置・改修しながら建替え・売却を行うことが可能な柔軟な再生の仕組み、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組み、借地借家法第28条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど権利者相互の合意形成の促進といった法改正等の措置により更なる支援策等を講じることが重要である。また、老朽マンションの適正な管理や再生を図る上で課題となっている合意形成等の促進に向けて、マンション管理適正化・再生推進事業等の施策を推進していくことも重要である。

### (2) 木造住宅密集地域の不燃化対策等の推進

#### ①救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備

木密地域などの密集市街地では、延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・広場を早期に整備していく必要がある。国土交通省には、都市防災総合推進事業等を通じ地方公共団体と連携し取り組みを加速されたい。なお、用地取得の国費率を引き上げていくことが望ましい。

また、密集市街地の解消に向けた住民等との調整に時間がかかる中では、小規模空き地を創出し、延焼速度の低減を図ることも必要である。今年6月に施行された改正建築基準法に基づく防火地域や準防火地域における延

焼防止性能の高い建築物の建蔽率10%緩和や、国土強靱化対策に盛り込まれた密集市街地において所有者の負担なしに空き家の除却を可能とする財政措置等により、老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを促進し、小規模空き地を確保することが重要である。

### ②電気出火を防止する感震ブレーカーの設置促進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、揺れに伴う火災（津波に伴う火災を除く）のうち出火原因が確認された件数の6割以上が電気に起因している。

そのため、国の首都直下地震の被害想定では、感震ブレーカー等の設置による「電気関係の出火の防止」により、火災を原因とする死者数は1万6千人から約9千人に、焼失棟数も約43万棟から約23万9千棟に減少できる見通しを示すとともに、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、木密地域における感震ブレーカー等の普及率を2015年度の1%未満から2024年度に25%にしていくことが目標とされている。

首都直下地震の人的・物的被害を最小限に抑えるためには、電気火災を含めた防火対策を推進していくことが極めて重要であり、国土交通省におかれては、密集市街地の整備改善に関する社会資本整備総合交付金等の活用を通じた地方公共団体との連携により、感震ブレーカーの効果の周知や費用負担の軽減等を一層強化していくことが必要である。さらに、夜間の発災時に感震ブレーカーが作動し、明かりが消えると、災害への初期対応が難しくなることから、非常灯の整備をあわせて支援することが重要である。

### ③防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または100㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組みとなっている。しかし、100㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

## 2. 自助・共助の促進、関係機関の連携強化

### (1) 被害最小化に向けた事前対策の推進

#### ①企業、地方公共団体等におけるBCPの策定、訓練の促進

大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業のBCP策定率を向上させることが極めて重要である。しかし、今年3月の当所会員へのアンケートでは、BCPの策定率は29.1%であり、特に企業規模が小さくなるにつれて策定率が低下する傾向にある。こうした実態等を踏まえ、政府は、中小企業の災害対応力の向上、事業継続力の強化に資するため、中小企業等経営強化法を改正し、BCP策定を含めた中小企業の事前対策を支援する施策を打ち出しており、こうした取組を広く周知し、活用を促進していくことが重要である。また、内閣府および中小企業庁等の策定ガイドの周知や、地方公共団体および商工会議所などの経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象とした策定支援講座を実施していくことが求められる。他方、地方公共団体については、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う。地方公共団体が自ら被災した場合でも業務の継続性を確保していくことが求められる。しかし、消防庁の調査によると、昨年6月時点の地方公共団体におけるBCPの策定率は、都道府県で100%、区市町村では80.5%となっている。国土交通省には、区市町村、特に小規模な市町村における策定率向上のために、内閣府が2015年5月に策定した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等の周知や、ガイドに基づく研修会を引き続き実施していくことが必要である。

#### ②タイムライン（事前防災行動計画）を活用した防災行動の周知

大規模水害の発災前から国土交通省や地方公共団体、交通事業者等の各主体が、迅速かつ的確に行動できるように、いつ、だれが、どのように、何をやるのかを時系列に沿って予め整理しておくとともに、それぞれの主体がどのような対応を取るのかを把握しておくことが必要との考えのもと、国土交通省はタイムライン（事前防災行動計画）の策定を水害に関する重点対策の一つに位置付けている。2017年の「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画で打ち出した国管理河川の全ての沿川市町村（730市町村）で水害対応タイムラインの策定を完了し、続いて都道府県管理河川における水害対応タイムラインの策定支援を進めている。今後は、昨年12月の社会資本整備審議会「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」に盛り込まれた、住民一人一人の避難計画（マイ・タイムライン）・情報マップの作成促進や、避難勧告着目型タイムラインの対象災害の充実、災害時における防災行動とその実行主体を時系列であらかじめ整理する多機関連携型タイムラインの拡充を図ることが重要である。

#### ③都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者の一時滞在施設確保に向けた、民間一時滞在施設のリスクを解消・低減する措置の実施

首都直下地震の際の帰宅困難者は最悪の場合、都内で約490万人（1都4県では約800万人）と、東日本

## 7. 事業 (3)意見活動

大震災時の約352万人を大幅に上回ることが想定されている。また、東京都は首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設を約92万人分と想定しているが、現状では約32.8万人分の確保と大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保していくことが喫緊の課題となっている。

一方、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかとの懸念から、民間事業者の施設提供は困難になっている。今年3月の当所会員へのアンケートで「一時滞在施設としての協力は困難」と回答した企業に聞いたところ、「一時滞在施設の増加には、損害賠償責任が免責となる制度の創設が有効」(67.2%)、「協定を締結した区が保険加入することで損害賠償を補償する制度の創設が有効」(43.6%)という声が寄せられた。

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議(2015年2月)において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためには、そのリスクを解消、低減する措置が必要である。

### ④民間企業と連携した復旧・復興体制の強化(災害協定締結会社等の増強)

首都直下地震等大災害発生時には、緊急輸送道路の啓開や河川堤防および港湾施設等の早期復旧を図っていく必要があるが、その実施には建設業をはじめとした民間企業の協力が不可欠である。そうした考えのもと、関東地方整備局は災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」を認定し公表しているが、より多くの企業が本制度の認定を受けよう、一層周知していくとともに、災害対策用設備導入への支援を講じることが重要である。加えて、災害時における河川災害応急復旧業務(災害協定)等の協定締結を通じて事前に協力会社を定め、緊急時の体制を確保しておくことも肝要である。

他方、昨年の西日本豪雨被害からの早期復旧を目指す行政からの協力要請により、建設関連の企業では36協定で定めた時間数を大幅に超える時間外労働が発生した。こうした状況に対して企業から、国土交通省と厚生労働省との調整を通じ、労働基準監督署から労働基準法第33条(災害時の時間外労働等に関する規定)の適用を円滑に受け取ることができたとの声が寄せられた。今後とも災害対応という非常に多忙を極める状況をしっかりと確認した適切な対応が重要である。

### ⑤防災力の強化に向けた新技術の活用

情報技術などの革新が進む中、防災・減災対策においても、ビッグデータやAI(人工知能)の活用に取り組む必要がある。例えば、河川情報センター(FRICS)から提供されている河川の水位、雨量等に関するデータや、衛星による高精度な測量データなどビッグデータを活用した被害状況の把握・共有、あるいは、AIを活用した避難所の運営支援システムの構築などが考えられる。国が技術開発から社会実装までを一気通貫で実施し、自治体などの関係先にスピード感を持って展開することが重要である。

また、木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、2017年度末までの地籍調査の実施状況は全国平均の52%に対して、東京都は23%であり、区部に限ると11%と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。

なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。さらに、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なGPS等先端ICT技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国による多面的な支援の拡充が必要である。加えて、航空写真やレーザー等で土地の状況を把握し、一部の土地所有者が現地で立ち会わなくても境界を画定できるようにする制度を設けることが重要である。

### ⑥気候変動等による降雨量の増加を踏まえた治水計画の見直し

気候変動に伴う将来の降雨量の増加が予測されること、そのスピードに対応した事前防災対策の加速化が重要である。国や都道府県が管理する河川の治水計画は、原則として過去のデータに基づく降雨を前提に策定されている。気候変動の予測には幅があり想定は難しいものの、昨年、今年と西日本を襲った記録的な豪雨が将来頻発すること等を前提に、河川の最大流量、浸水想定区域等を再検討し、堤防の高さやダムのかさ上げ等治水計画を見直すことが必要である。

また、西日本豪雨では、河川の氾濫後に市町村から避難指示が発令されたり、発令後も住民の逃げ遅れが見られた。こうした事例を踏まえ、防災情報の意味が直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう災害発生時の危険度と住民が取るべき行動を5段階の警戒レベルを用いて示すことになった。気象庁や地方公共団体等関係機関は数字がもつ意味をくり返し丁寧に説明し、定着・普及を図る必要がある。

### ⑦災害時でもエネルギーの安定供給が確保される市街地の形成(災害時業務継続地区・BCDの整備)

東日本大震災を一つの契機として、災害時におけるエネルギーの安定供給が国際的企業のオフィス立地の必須

条件として求められている。そうした中、都市再生や国際的な経済

活動の拠点となる地域（都市再生緊急整備地域）等において、エネルギーの面的利用により平常時の環境性能と、災害時のエネルギーの自立性、帰宅困難者退避施設の確保等の防災機能を併せて向上させることで、エリア全体の業務継続機能を確保していくために、国土交通省は補助事業等を通じて、業務継続地区（BCD: Business Continuity District）の整備を支援している。業務継続地区の整備は、都市の防災力向上に加えて、国際競争力の強化ひいては国際的なビジネス・生活拠点の形成にも資することから推進していく必要がある。

## （2）防災・減災対策への理解促進

### ①防災・減災に資する施設のストック効果のアピール

首都圏外郭放水路、高規格堤防、ハッ場ダムなどは防災・減災に高いストック効果が期待されている。2002年に部分開通、2006年に全体が完成した首都圏外郭放水路は、部分開通以後117回（2019年7月時点）の洪水調節実績があり、地盤が低く水が溜まりやすい地形で幾度となく被害を受けてきた中川・綾瀬川流域の浸水被害の軽減に大きな力を発揮している。また、浸水被害軽減効果もさることながら、同放水路のある春日部市では水害リスクの低下から、大規模マンションの着工や、企業の立地が進み、雇用創出効果が見られるなど、高いストック効果を発現している。このように、防災・減災に資する施設は、ストック効果を定量的に示すとともに、その効果を積極的にアピールすることで、社会資本整備の意義や重要性に係る国内外の多くの人々の理解を促進していくことが重要である。また、同様の意味において、インフラツーリズムを振興していくことも肝要である。

### ②防災教育の推進

東日本大震災時に三陸地方をはじめとした太平洋沿岸部では、巨大津波により甚大な被害が発生したが、岩手県釜石市では、「想定を信じるな」「どんな時でも最善を尽くす」「率先避難者になる」の避難三原則のもと、積み重ねられてきた防災教育や避難訓練により、児童・生徒の多くが無事であったことから「釜石の奇跡」と言われている。こうした経験を踏まえ、行政主導のハード対策、ソフト対策（公助）には限界があると認識し、住民主体の防災対策（自助・共助）に一層力を入れていく必要がある。

国土交通省では、小学校、中学校等において命を守るための防災教育として、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知に取り組んでおり、こうした取組を継続的に実施していくことが重要である。また、こうした教育で使用する教材、資料、見学施設等は地域住民や企業の防災・減災対策にとっても有用であり、一層の活用、周知が必要である。

## （3）救出・救助活動の支援、被害の拡大や二次災害の防止等

### ①災害時の迅速な四路啓開体制の構築（道路、水路、航路、空路）

首都直下地震等大災害発生時には交通規制が実施されるが、その際、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる懸念がある。そのため、国土交通省では、災害発生後に緊急輸送ルートを速やかに確保するため、道路管理者（国、東京都、高速道路会社）や関係機関と連携して首都直下地震道路啓開計画を策定し、それぞれの役割・連携方法を確認するなど実動訓練等を実施している。また、ドローン等を活用した被災情報の把握、官民のビッグデータを活用した通行可能情報の共有など、計画の実効性を高める取組を行っている。本計画は首都直下地震の被害を最小限に抑えるために有効であることから、引き続き人員や資機材等の面で常時対応可能な体制を構築することや、大量に存在する路上車両の撤去に向けた技術習得、定期的な訓練を実施することで、実効性を十分に確保していくことが必要である。

あわせて、道路に加え、水路、航路、空路を含めた四路の連続性を確保し、緊急輸送ルートを設定することも必要である。首都圏広域地方計画には、四路啓開体制の構築に向け、緊急用船着場等の整備や、水門および堤防等の河川管理施設の耐震対策、緊急河川敷道路の整備をはじめとした具体的対策が盛り込まれているが、こうした対策を着実に推進することや、総合的な啓開に関する計画を予め策定し訓練等を通じて実効性を確保していくことが重要である。なお、緊急河川敷道路、緊急用船着場等の整備に併せて、河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置も検討していくことが望ましい。

### ②関係機関（警察、消防、自衛隊等）と連携した救出・救助活動の支援

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（中央防災会議幹事会決定）では、指定行政機関や地方公共団体をはじめとした「防災関係機関」は、東京23区において震度6強以上の震度が観測された場合に被害全容の把握を待つことなく、救助・消火や医療、物資調達・緊急輸送、燃料供給、緊急輸送ルートや防災拠点の設定等の災害応急対策活動を直ちに開始することが定められている。

本計画において、TEC-FORCEは、救助・救急、消火活動にあたる警察、消防および自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な活動を支援することが明記されていることから、訓練等を通じて平時から連携体制を確認しておくことで実効性を確保していく必要がある。また、本計画には、緊急輸送ルートの点検、啓開をはじめ、国土交通省が担う応急対策活動が多岐にわたり記載されていることから、国土交通省の「首都直下地震対策計画」との連携を図りつつ、平時から発災に備えて準備に万全を期すことが求められる。

## 7. 事業 (3)意見活動

### ③災害時交通規制のさらなる周知

首都直下地震等大災害発生時には、緊急自動車の円滑な通行を確保するために、第一次交通規制として、環状7号線から都心方向、および、緊急自動車専用路に指定された路線の一般車両の通行が禁止されることになっている。また、第二次交通規制として、その他の路線についても交通規制が実施されることになっている。交通規制が実施されると、高速道路を通行中の自動車は付近の出口から降りることになり、環状7号線内側の道路を通行中の自動車は速やかに道路外の場所、または、環状7号線の外側の場所に移動することになるが、こうした規制の周知が徹底されないと発災時に道路機能が麻痺することが懸念される。従って、災害時の交通規制のさらなる周知を実施するとともに、適切な誘導が図れるよう態勢を整えるべきである。

なお、大災害発生後に、避難等の目的であっても新たに自動車を乗り出すことがないよう、一人一人が認識しておくことが肝要であることは言うまでもない。

### ④緊急時河川活用計画の策定等を通じた救助・救急ルートが多様化

首都直下地震等大災害発生時に、荒川下流管内に整備されている緊急用河川敷道路や緊急用船着場等の防災施設および高水敷を地方公共団体や警察、消防、自衛隊等が有効かつ円滑に活用し、迅速な災害対策活動に資することを目的に、2013年に「荒川下流防災施設活用計画」が策定された。こうした緊急時河川活用計画は、四路啓開の実効性を確保していく上でも重要である。国土交通省は、東京2020年大会開催に向けた首都直下地震対策ロードマップにおいて、江戸川、多摩川、鶴見川においても防災施設活用計画を大会開催までに順次策定していくとしている。本計画の策定等は救助・救急ルートが多様化に資することから、早期に実施するとともに、訓練等を通じて実効性を確保していくことが重要である。

## (4)被災者・避難者の生活支援等

### ①マイナンバーカードの災害時の対応機能強化

首都直下地震をはじめ、甚大な被災時においては、住民の迅速な安否確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要であり、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な実施が求められ、マイナンバーカードが果たし得る役割は大きい。

そのため、マイナンバーカードについて、災害等の緊急時に、本人同意のもと、個人の必要な基本情報を適宜閲覧できるIDカードとしての機能の追加を早急に検討すべきである。これは被災時のみならず、平時の救急活動等においても個人の「安心」と「安全」な暮らしを確保するための貴重な手段になると考える。

### ②多様な輸送手段を活用した緊急支援物資の輸送体制の構築

国土交通省は大災害時に大量の災害支援物資を発災直後から効率的かつ確実に輸送するために、陸・海・空の輸送手段を最大限に活用できるよう、物流事業者等とともに災害支援物資の輸送訓練を実施している。また、熊本地震での課題を踏まえて、輸送モード間の調整方法や手順、協力体制等を明確化した「即応型災害支援物資輸送マニュアル」を策定した。首都直下地震の被害想定では、断水・停電の影響を受けて発災2週間後に最大で約720万人、1か月後でも約400万人の避難者が発生することが予想されており、避難者への大量の緊急支援物資の輸送が重要な問題となることから、引き続き広域での輸送演習により実効性を確保していくことが求められる。

### ③避難所等の生活環境の確保（生活用水、衛生環境）

首都直下地震では、水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けることが想定されていることから、広域にわたる生活用水の供給停止や、発災からの時間経過とともに避難所の衛生環境悪化が懸念されている。「首都直下地震対策計画」では、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう利水施設管理者間が連携して対応すること、また、下水道管理者が国土交通省等関係機関による広域支援体制を構築することや、簡易な下水処理およびマンホールトイレを設置することが明記されているが、発災時には多数の避難者が発生することから、これらの対策を具体的に推進していく必要がある。さらに、避難所等において、被災時に生活用水を滞りなく利用するための容器の備蓄や、海外の避難所に見られる床の埃による呼吸器への悪影響を防ぐための段ボールベッドの設置等も肝要である。

## 3. 東京2020大会と訪日外国人客の災害対応を確実に

### ①大会輸送の円滑化の成果を首都直下地震の交通システム対策へ

東京2020大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、大会成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。

オリンピック大会期間中においては延べ約800万人、パラリンピック大会においては延べ240万人の大会関係者及び観客が見込まれており、過去に例がない大規模な大会である。大会に備えた交通システムの効率的運用や代替ルートの検討、様々なシミュレーションならびに大会時の取組み結果に関する知見、データ等は、大規模災害発生時における交通システムの維持や復旧、物資輸送ルートの確保等の参考になると考える。これら東京

2020大会の成果が、首都直下地震対策をはじめとする都市防災力の強化にレガシーとして活かされていくことを期待する。

#### ②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進

東京2020大会には、高齢者、障害者、訪日外国人客等多くの方々が訪れる。高い水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラの整備とともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現していく必要がある。「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化や、主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化を推進させることが重要である。

ハード面の対応のみならず、災害時には街なかなどで訪日外国人客をはじめ、困っている人に気付いたら積極的に「声かけ」をしていくことも肝要である。当所では高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う気運を醸成させ、災害時も含めて、誰もが安全・安心・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を推進している。官民をあげてこうした取り組みを実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは減災の観点からも有効であり、広い意味で首都圏の防災力の強化に資するものである。

以上

2019年度第16号  
2019年10月10日  
第722回常議員会決議

<提出先> 国土交通大臣政務官、国土交通省幹部等

<実現状況>

#### 【関連予算の拡充】

- 「水防災意識社会」の再構築に向けた水害対策の推進6,247億円（前年度比1.44倍）
- 集中豪雨や火山噴火等に対応した総合的な土砂災害対策の推進1,309億円（同1.38倍）
- 南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策等の推進2,303億円（同1.64倍）
- 災害時における人流・物流の確保4,094億円（同1.56倍）等
- 「国土交通省との官民連携促進プロジェクト」に基づく連携事業の推進  
羽田空港視察（10/31）、国土交通省幹部との懇談会（1/28）等
- 国土交通省水管理・国土保全局との連携事業の推進  
防災・減災に関する説明会（6/25）等

## 17. 東京都の防災・減災対策に関する要望

首都直下地震や南海トラフ地震、さらには大規模な火山噴火といった巨大災害に加え、近年は風水害への懸念が高まるなど、首都・東京が抱える災害リスクは大きくなっている。日本における降雨50mm/h以上の発生回数は増加傾向にあり、直近10年間（2009～2018年）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）と比べて約1.4倍に増加している（約226回→約311回）。また、昨年以降、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、台風21号（関西国際空港浸水等）、北海道胆振東部地震、台風15号（千葉県を中心とした建物被害、大規模停電等）など大災害が頻発している。

わが国の政治・経済・文化・情報の中核を担う首都・東京が大災害に見舞われれば、国難とも言うべき被害が想定され、その影響は国内のみならず遠く海外にも波及する。

こうした大災害への対応、リスクの増大に対し、東京都は迅速に取り組んでいる。昨年7月には、セーフ・シティ東京防災プランに位置付けられた防災事業等197項目の緊急総点検を実施し、9月には総点検を踏まえた今後の取組として、タイムライン（事前防災行動計画）の普及拡大、都民・外国人への情報発信強化などソフト対策と、調節池の加速的な整備、ブロック塀の安全対策などハード対策の12分野について、昨年度内から取り組んでいる。加えて、東京における防災対策の根幹となる地域防災計画について、昨年12月には火山編を、本年7月には震災編を修正するとともに、風水害編・大規模事故編等の修正にも着手した。引き続きスピード感をもって確実に取り組むことが重要である。

他方、首都・東京の企業とりわけ中小企業では、防災・減災対策は十分に進んでいない。東京商工会議所（当所）の会員企業の防災対策に関するアンケート結果（今年3月実施）によると、自社所在地の災害リスクの内容を知っている企業は全体の47.6%、さらに、BCP（事業継続計画）を策定済の企業は29.1%と、低水

## 7. 事業 (3)意見活動

準にとどまる実態が明らかになった。

こうした企業の実態を踏まえ、防災・減災対策は、重要インフラの整備・補強などハード対策と、個人や企業が災害リスク情報をしっかりと把握し備えるソフト対策を、両輪として取り組んでいくことが極めて重要である。

また、防災・減災対策の実効性を高めるためには、官民の連携が不可欠である。当所では、2014年5月に東京都と「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」を、また2016年からは国土交通省との「官民連携促進プロジェクト」を、さらに昨年5月には国土交通省水管理・国土保全局と「首都・東京の防災力向上のための連携・協力に関する協定」を締結し、災害リスク情報の提供や、防災訓練、インフラのストック効果の周知啓発等に取り組んでいる。

さらに、防災対策で重要なことは、我々自身やその家族、さらには地域、企業全体が「自助・共助」の意識をもち、主体的に行動することである。そのため、各現場において防災・減災に関するリーダー人材の育成を官民あげて推進することが必要である。

これらの基本的な考え方のもと、東京都におかれては、以下の政策課題に迅速かつ着実に取り組んでいただきたい。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、東京都、関係先に最大限の協力をを行う所存である。

### 【要望項目】

東京および首都圏の都市防災力を強化するために必要な政策や民間における取組みの推進に関して下記のとおり要望する。

#### I. 重点要望項目

##### 1. 帰宅困難者対策、広域避難など地域防災力の向上

###### (1) 帰宅困難者対策の推進

###### ①ハザードマップ等災害リスクの認知度向上、東京都帰宅困難者対策条例への対応促進

防災対策の第一歩は、首都直下地震や大規模な風水害は必ず起きると肝に銘じて、国や地方公共団体の災害リスク情報を、各人がしっかりと把握することである。また、防災対策で最も重要なことは、個人や企業、さらには地域全体が「自助・共助」の意識をもち、主体的に行動することと考える。

一方で、今年3月に実施した当所会員へのアンケートにおいて、事業所所在地の災害リスクの内容を認知しているか尋ねたところ、「内容を(概ね)知っている」は47.6%と半数に満たなかった。また、自社の防災・減災対策にハザードマップを活用している企業は19.3%に留まった。

首都直下地震の発生が今後30年間で70%という高い確率で予想され、毎年のように各地で風水害などの自然災害が発生している中では、官民ともに危機感を持って防災・減災対策を進めなければならない。東京都のリーダーシップの下、各区における洪水や土砂災害、液状化等に関するハザードマップの作成・公表を促進するとともに、都民や企業等に対する継続的な情報提供や啓発活動により、災害リスクの把握、自助・共助の意識を向上させていくことが必要である。

また、今年8月、九州北部を襲った記録的な大雨では工場からの油流出が発生した。同工場では、建物のかさ上げなどの水害対策を行っていたが、その想定を超える浸水となり、油が流出したと報道されている。東京都には、危険物施設に限らず事業所、住宅等を含め、気候変動等により前例のない降雨が生じる場合も想定した水害対策を周知啓発していくことが望まれる。

さらに、帰宅困難者対策条例は都内事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制とそのための3日分の備蓄等を努力義務としているが、今年3月の当所会員へのアンケートでは「努力義務の内容を含めて知っている」割合は63.6%であり、企業規模が小さくなるにつれて認知度は下がる傾向にある。他方、強化・拡充を望む防災対策については、「帰宅困難者対策」(62.5%)が最多となった。条例内容は十分認知されていると言い難いが、帰宅困難者対策の重要性を感じている企業は多いと考えられる。東京都におかれては、説明会やPRイベントの開催、広報誌、ハンドブック等の配布、ホームページ、SNSへの掲載等あらゆる手段、機会を通じて、事業者及び都民等に対する周知に積極的に努められたい。また、東京都は昨年度、一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業の認定制度を創設し、認定企業の取組を広く周知しており、こうした制度も効果的と考える。

当所においても、条例説明会を施行前から実施し累計で約5千名が参加した他、機関紙等も通じて周知に努めており、今後も粘り強く取り組んでいく。

###### (2) 地域防災力の向上

###### ①BCP、タイムラインの策定、訓練を促進する支援策の拡充

首都直下地震の被害想定(内閣府中央防災会議)で、経済的被害は約95.3兆円(資産等の被害約47.4兆円、生産・サービスの低下による影響(全国)約47.9兆円)と想定されている。一方、耐震化・出火予防策の促進、初期消火成功率の向上、政府や企業におけるBCPの遂行等により、死者は約10分の1に、経済的被害も半減できる見通しがあることから、人的・物的被害はもちろんのこと、サプライチェーンを確保し経済的

被害も最小限に抑えるために、BCP策定率を向上させることは極めて重要である。

しかし、今年3月の当所会員へのアンケートでは、BCPの策定率は29.1%であり、企業規模が小さくなるにつれて策定率は低下している。BCP未策定企業に策定に必要な事項を聞いたところ、「研修、専門家への相談制度」が55.3%、「策定コストの補助制度」が45.4%となっている。そのため、東京都には、中小・小規模事業者等を対象としたBCP策定支援講座の開催や相談事業の実施について、経費や時間などコストを十分考慮しつつ、一層拡充されたい。また、BCPやタイムラインについて、さらに重要なことは、災害時にBCP等に基づく行動を実際にとれるようにすることである。同調査では、BCP策定済企業の約7割が、「訓練・教育」「計画の点検や見直し」を実施しており、こうした取組を後押しする施策が必要である。

## ②リーダー人材の育成並びに女性の視点を取り入れた地域防災活動の推進

人口の多い地域で巨大災害が発生した場合、発災後の数日間は「公助」が行き届かず、「自助・共助」で対応しなければならない可能性がある。ところが、今年3月の当所会員へのアンケートでは、東京都帰宅困難者対策条例の努力義務である「全従業員の3日分以上の備蓄」を行っている企業は約半数にとどまっている。

各地域、各企業の現場において、自助・共助の意識向上と防災のリーダーとなる人材を育成していくことが必要であり、東京都においても、都民の「自助・共助」の意識醸成を図り、社会全体で防災・減災に関する取り組みを底上げしていくソフト面の施策を強化されたい。同アンケートによると、防災関連の資格を持つ役員・従業員がいる企業は14.4%であったものの、「資格取得を奨励している」「今後、資格取得を奨励したい」と回答した企業は合わせて62.2%に上った。そのため、東京都には、地域防災計画において、防災士など民間資格を含めた防災関連資格の取得促進のための事項を定め、取り組んでいくことが必要である。当所としても、防災関連資格についての普及啓発を通じて、企業や地域で防災・減災のリーダーとなる人材育成に努めていく所存である。

さらに、地域の防災活動を担うリーダーには男性が多いことから、避難所等の運営の際に女性の声や視点を反映させることの必要性が指摘されている。男女双方がそれぞれ強みを生かし協力して活動を展開できるよう女性リーダーの育成が重要である。東京都は昨年1月に、女性の視点からみる防災人材の育成検討会議報告書を取りまとめ、本報告書に盛り込まれた施策等を実施しており、今後も取組を継続していくことが重要である。

## (3) 国との連携強化、国に対して働きかけるべき事項

### ①大規模な風水害の際の広域避難の検討、訓練等の実施

近年、気候変動の影響等もあり、雨の降り方は変化している。日本における降雨50mm/h以上の発生回数では、1984年～1993年には年平均236回のところ、1994年～2003年には同256回、2004年から2013年には同313回、2014年～2018年には同318回と大きく増えている。今後、いつ、どこで大規模水害が発生しても不思議ではない。

水害からの避難の在り方については、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)等において示され、これらに基づいて、市町村(東京23区を含む)が避難勧告等の発令基準や避難計画等を検討・策定している。しかし、低地帯が広がっている首都圏において大規模水害が発生した場合には、広い浸水区域、多くの避難対象人口、浸水継続時間の長さ等から、これらの計画等では通用しない事態も想定される。

こうした状況を受け、内閣府、東京都、国土交通省をはじめ関係機関が連携し、昨年6月に「首都圏における大規模水害広域避難検討会」が設置された。本検討会において早急に、広域避難場所の確保、避難手段の確保・避難誘導など関係機関の連携・役割分担のあり方等について整理し、首都圏における大規模水害に対する広域避難の実装を推進することが必要である。

また、広域避難は企業活動にも大きな影響を及ぼす。今年3月の当所会員へのアンケートでは、大規模水害が予想される場合の広域避難に関して必要な施策として、「空振りに終わってもよいから早めに広域避難を勧める情報を発表して欲しい」(81.6%)、「立退き避難対象地域内の企業に対し休業を要請して欲しい」(21.0%)などが上がった。避難勧告や休業要請のタイミングについては、4割超の企業が「12時間以上24時間未満」が望ましいとした。こうした企業の声をも十分に踏まえた計画策定、並びに国民や企業への様々な知見や情報の提供、周知啓発等が重要である。さらに、江戸川区など東京都江東5区は昨年8月、荒川、江戸川が氾濫した場合の広域避難計画をまとめた。こうした地方公共団体の計画策定や住民・企業等への周知について連携・協力していくことが肝要である。

## 2. 首都直下地震、大規模風水害に備えた強靱な都市の構築

### (1) 災害に強い都市基盤の迅速かつ着実な整備

#### ①生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保、停電・通信障害時の対策強化

昨年9月の北海道胆振東部地震によるブラックアウト、今年9月の台風15号による千葉県を中心とした大規模停電は、生活と経済を支えるエネルギー・通信の重要性を改めて認識させた。台風15号による災害では、被害の全容把握や行政機関の間の情報共有、連携等への課題も指摘された。東京都には、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画(行政機関の連携体制、情報収集・発信等)を検討し、取組を強化することが重要である。あわせて災害時にもエネルギー・通信が確保できるよう、官民が全力をあげて対策を進める必要がある。

## 7. 事業 (3)意見活動

東京都は昨年の防災事業の緊急総点検を踏まえ、今後特に力を入れて取り組んでいく12分野の取組の一つとして「災害発生時における停電対策」を掲げ、エネルギー・通信の確保のために、2018年度に早速、電柱倒壊による停電防止のための無電柱化のさらなる推進、バス停留所へのソーラーパネルの設置支援と携帯端末充電への活用、住宅用ソーラーパネルの非常用電源としての活用法等の普及啓発、電気自動車等の更なる導入促進と非常用電源としての活用事例の普及啓発などの取組みを掲げたほか、応急対策の拠点となる区市町村庁舎の非常用電源設置等支援に迅速に着手するなど様々な施策を打ち出した。また、12分野の取組の一つには、災害拠点病院等における非常用発電設備の浸水対策支援もあげられている。これらの取組を着実に進め、災害時にもエネルギー・通信が確保されるようにすることが重要である。加えて、上下水道や電力・ガス・通信等の埋設管の耐震化や共同溝の設置等について、国や関係先と連携して推進していくことが不可欠である。

また、民間における自家発電機や衛星電話といったエネルギー・通信の確保等に向けた設備投資については、中小企業の事業継続力強化に向けて税制上の支援が設けられたところであるが、東京都には民間全体における対策促進のために周知啓発や更なる支援強化を図ることが必要である。なお、台風15号では、倒木や飛来物が大規模な停電、建物被害の一因と指摘されており、風害を防ぐための都民に対する一層の注意喚起も求められる。

### ②地下街、地下駅、災害拠点等の耐震化、浸水対策の推進

昨年9月の台風21号では、関西国際空港の地下施設や通路などで大規模な浸水が発生し、地下街、地下駅等を数多く有する東京において、その浸水対策の重要性が改めて指摘された。また、地下街は設備の老朽化が進んでいることから、防災・安全対策を一層促進していくことが必要である。首都直下地震の被害想定（内閣府中央防災会議）では、地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する問題があげられている。こうした懸念は大規模水害時においても該当することである。

一方、国土交通省は2014年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、耐震対策等地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、地震だけでなく津波・洪水による浸水等を想定した避難経路の検証方法や対応方策の検討方法を提示している。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能を担う上で不可欠な施設であり公共性も有することから、本ガイドラインの周知はもとより、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、止水板の設置をはじめとした浸水対策、水漏れ対策、火災対策等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策の拡充を国に対して働きかけるとともに、浸水対策等防災・安全に係る計画策定の支援等に一層取り組まれない。

また、消防署や警察署、学校、病院等の公共建築物は災害時の活動拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、速やかに全ての建築物の耐震化を完了させなければならない。特に、災害拠点病院等は震災時の医療活動の拠点となるが、昨年9月時点の耐震化率は93.9%となっている。東京都は2025年度末までに耐震化率を100%とする目標を掲げているが、できるかぎり早期の完了が重要である。なお、大量の帰宅困難者の発生が想定される地区においては特に、災害拠点病院、救急救命センターを有する病院等での怪我人の受け入れが重要となることから、災害時でも医療機能が確保されるよう、平時から訓練に努めることが肝要である。

加えて、近年、局地的大雨が多発している。ゲリラ豪雨とも呼ばれるこうした現象は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、あらかじめ備えるのは難しいが、都市部において、道路等の冠水や停電、住宅の浸水被害が発生し、経済的な影響への懸念を指摘する声もあることから対策が必要である。

### ③陸・海・空の主要な交通施設の強化

(道路橋梁、鉄道施設、東京港、羽田空港等)

特定緊急輸送道路等の幹線道路は、救出・救助活動や緊急物資の輸送、防災拠点や他県等との連絡等に極めて重要な役割を担うため、発災時には迅速かつ効率的に障害物除去を行い緊急輸送路としての機能を確保していくことが不可欠である。中でも、東京都の管理する橋梁は、高度経済成長期に建設されたものが多く、更新時期が集中することが懸念されている。そのため、橋梁の耐震性・耐荷性・耐久性を更に向上させ延命化することで、更新時期の平準化と橋梁事業費を縮減する長寿命化工事を着実に実施し、発災しても緊急交通路・緊急輸送道路が有効に機能するようにしなければならない。また、城東地区をはじめ液状化の危険度が高い地域では、あわせて液状化対策も重要である。

鉄道については震災時に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生することが懸念されている。ひとたび首都圏の鉄道施設が被災すれば影響は計り知れず、都市機能の麻痺を招きかねないため、高架線や高架駅、橋梁の耐震化を急ぐ必要がある。加えて、地平駅についても国と連携の上、対策を急ぐべきである。

首都圏4千万人の生活と産業を支える東京港では、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、また、震災時にも首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備や高潮対策を進めていく必要がある。また、東京港では、国内最多のコンテナ貨物を扱っており、平時においても施設能力強化や交通渋滞解消が課題となっている。コンテナふ頭の改良や機械更新、東京港臨港道路南北線などの道路ネットワーク整備等を推進していくことが重要である。

一方、羽田空港も同様に緊急支援物資の輸送拠点として極めて重要な役割を担う。滑走路等の耐震化、液状化

対策を早急に行う必要がある。また、昨年9月の台風21号では、各地の空港や港湾等の浸水が発生した。高潮や津波によって、東京港や羽田空港などの重要施設の機能が失われないようにする必要があり、東京都には、耐震化、液状化に加え非常用電源・電気設備の浸水対策等を早急に完了するよう、国に対する働きかけを強化されたい。河川敷等を活用した緊急ヘリポートと給油設備の設置も検討していくことが望ましい。

## (2) 木造住宅密集地域の不燃化対策等の推進

### ①木造住宅や老朽ビルなど密集市街地の防災力向上

山手線外周部から環状7号線沿いに広範に分布する木造住宅密集地域(木密地域)は、道路や公園等の都市基盤が不十分なことに加え、老朽化した木造建築物が多いことなどから危険度が高く、地震火災などにより死者数や全壊・焼失棟数等の面で甚大な被害が想定されている。また、東京23区ではバブル期に竣工した中小規模のビルが多く、賃貸面積で81%が築20年以上となっている。こうした地域では居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地狭小等による建替えの難しさ、権利関係が複雑で合意形成に時間を要するなどの理由から、整備・改善が進みにくい状況となっている。

東京都が公表した首都直下地震の被害想定においては、想定死者数約9,700人のうち地震火災によるものが約4,100人と4割強を占め、建物被害についても全壊・焼失棟数約30.4万棟のうち、地震火災によるものが約20万棟と約3分の2を占めていることから、木密地域の早期解消は首都直下地震の被害を最小限に抑えることに直結する極めて重要な取組である。

東京都では、木密地域の整備・改善に向け「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、不燃化特区制度による市街地の不燃化や特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成等により、燃えない・燃え広がらないまちを実現することを目標に様々な対策を講じている。また、防災都市づくり推進計画において、2020年度までの達成目標として、整備地域の不燃領域率70%、全ての重点整備地域における不燃領域率70%以上、更には、2025年度までの達成目標として、全ての整備地域における不燃領域率70%以上が掲げられている。そうした中、整備地域の不燃領域率は2011年度の58.4%から2017年度には62.5%(参考値)となっており、2020年度までの到達目標を確実に達成するためには、建替え等による建築物の不燃化・耐震化や、特定整備路線の整備をはじめとした延焼遮断帯の形成等の木密地域改善に向けた取組みを更に加速させることが不可欠である。また、その裏付けとなる予算措置や、東京都および各区の執行体制、両者の連携の更なる強化が必要である。なお、特区における取組の効果を検証した上で、整備地域をはじめとした特区外の木密地域においても支援を強化していくべきである。

さらに、今年6月に施行された改正建築基準法に基づく防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率10%緩和や、国土強靱化対策に盛り込まれた密集市街地において所有者の負担なしに空き家の除却を可能とする財政措置等の活用促進により、老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを一層促進されたい。木造住宅や老朽ビル等密集市街地の防災・減災を目的とした再開発促進に向けて新しい仕組みの創設(税制支援等)も必要であり、国に対しても積極的に働きかけをされたい。

## 3. 東京2020大会と訪日外国人客の災害対応を確実に

### ①大会期間中の発災も想定した万全の対策を

東京2020大会には、国内のみならず世界各国から選手や観客が多く訪れることから、安全かつ安心して参加・観戦できる大会とするために、同大会で使用する施設の耐震化や周辺地域も含めた安全対策、外国人を含めた避難誘導の取組みに、国と緊密に連携し万全を期さなければならない。大会期間中に首都直下地震等大災害が発災したとの想定に基づく対策や訓練が重要である。あわせて2020年に向けて東京及び首都圏の防災・減災対策が加速化されることが望まれる。また、競技の多くは、東京の臨海部において実施が予定されており、台風時の高潮対策等として、臨海部を訪れる観戦客や旅行客等の安全を確保するための水門等の運用体制等臨海部の防災機能の強化を推進することが必要である。また、オリンピック・パラリンピック開催にふさわしい都市機能整備の観点のみならず、災害時に誰もが円滑に避難できるまちづくりを推進していくことは、減災の観点からも重要である。公共交通機関や公共空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化などの安全対策をより積極的に推進すべきである。

### ②暑さ対策や防疫が不可欠

東京2020大会は、オリンピックが7月24日～8月9日、パラリンピックが8月25日～9月6日と、暑さが厳しい期間に開催される。猛暑への備えは不可欠な課題である。そのため東京都はすでに、東京2020大会に向けた東京都「暑さ対策」推進会議を設置し、国と連携して、競技会場やマラソン沿道等の暑さ対策、外国人等に対する熱中症等関連情報の提供、救急医療体制の整備等を推進しており、これを着実に実施することが重要である。中でも、対策が必要とされるのは、屋外で長時間競うマラソン、競歩の沿道等である。東京都は、路面温度上昇抑制機能を有する遮熱性舗装等をマラソン、競歩のコースや競技会場周辺の都道136kmに実施するとしており、これに着実に取り組むことが重要である。高齢者や子供・保護者はもとより、高温多湿な日本の気候に不慣れた訪日外国人客等への熱中症を防ぐ事前情報の提供、万一の際に多言語で対応できる救急体制の整備等も必要である。今年の夏に開催された各種競技のテスト大会における暑さ対策の検証結果を踏まえて、対策の充実、強化を図っていくことが不可欠である。あわせて、少雨による渇水が予測される場合でも、水の安定的な

## 7. 事業 (3)意見活動

供給に万全を期すことが重要である。

他方、気候変動等による気温の上昇や降水の変化は、感染症を媒介する節足動物の分布可能域を変化させ、感染症のリスクを増加させる可能性がある。現にデング熱等の感染症を媒介する蚊の生息域は東北地方北部まで拡大していることが確認されている。東京2020大会により諸外国との往来が増す中で、感染症のまん延防止が重要である。

### ③観光危機管理体制の強化

政府が2020年の訪日外国人客4,000万人という目標を掲げているなかで、東京2020大会やゴールデンウィーク・夏休みなど観光トップシーズン時に、大規模な自然災害やテロ等の発生を想定し、来訪者の安全・安心を確保することが課題となっている。交通・宿泊・食事等の確保やそれらに関する多言語による情報提供、事業者との連携、避難に資する案内表示の推進、観光・宿泊施設等の人材育成や避難訓練の徹底など、事前に適切な対策を講じる危機管理体制の強化が求められる。

特に、東京2020大会期間中には、多くの外国人が来訪し、なかには地震を経験したことがない外国人の訪日も想定される。災害時や非常時に訪日外国人客が情報不足により自らの置かれた状況が分からないまま、極めて不安な状況に陥ることのないようデジタルサイネージの設置等の対策を推進していく必要がある。サインやピクトグラムによる対応行動の可視化、訪日外国人客向け災害時情報提供アプリの機能向上・一層の周知等に取り組んでいくことが肝要である。英語圏のみならず、様々な使用言語・文化を持つ訪日外国人客に対しての避難誘導体制の確立が重要であり、その方法等については、民間に対しても周知を行うことが必要である。

また、東京2020大会を見据えたテロ対策については、関係機関が連携し、未然防止策や対処体制の整備などを鋭意推進すべきである。

さらに、傷病など有事の際、外国人が安心して医療を受けられるよう、医療機関における外国語対応力の強化や医療通訳の育成をはじめ、往診診療が可能な医師の情報をホテル・旅館など宿泊施設が共有できる仕組みの構築などを推進されたい。

加えて、外国人の傷病対応について、医療機関の過半数が意思疎通や未収金リスク等を負担に感じており、実際、2015年度の1年間に診療・治療にあたった医療機関の35%に医療費の未収が発生している。トラブル防止の観点から、補償範囲が広い日本の保険加入を促進されたい。

### ④首都東京が備える災害対応能力の世界への発信

世界60都市を対象に、インフラの安全性やサイバーセキュリティなどを評価した「世界の都市安全性指数ランキング」(2019年、イギリスの経済誌エコノミストの研究機関 The Economist Intelligence Unit)で、東京は最も安全性の高い都市と評価された。

また、世界171カ国を対象に自然災害に見舞われる可能性や対処能力などを評価した「自然災害に対するリスクランキング」(2016年、国連大学環境・人間の安全保障研究所等)では、日本は「自然災害に見舞われる可能性」では4位と高位なものの、防災・減災対策を講じているために「自然災害に対する脆弱性」の順位では低くなり、総合評価では17位となった。日本は災害への対応能力を高めリスクを低減している数少ない国の一つとなっている。

現在、東京2020大会に向けた準備や、訪日外国人客の増加への活動、国家戦略特区等を通じた外国企業誘致に係る取り組みが官民で展開されているが、それらの大前提となるのが災害への万全な備えである。東京都には、東京2020大会の機会はもとより国際会議の場、メディア、SNSといった媒体等あらゆる機会・手段を通じて、官民の防災・減災対策を紹介し、東京の安全・安心、防災の重要性をより積極的に世界に発信していくことが重要である。幾多の災害を乗り越える中で蓄積されてきたインフラ整備・管理や、ICT(安否確認、緊急地震速報等)、消防などの経験・技術を、海外諸国に周知あるいはシステムとして輸出していくことも必要である。

## II. 個別要望項目

### 1. 帰宅困難者対策、広域避難など地域防災力の向上

#### (1) 帰宅困難者対策の推進

##### ①備蓄品の確保・更新に対する支援の拡充

東京都は、区市町村と帰宅困難者受入協定を締結する民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けの備蓄品を購入する際に、購入費用の6分の5を補助する事業を実施するなど、備蓄の促進に注力している。一方、今年3月の当所会員へのアンケートでは、災害時の外部の帰宅困難者の受入について、「難しい」との回答が53.8%に達し、その理由として「水・食料の備えがないため」(67.6%)との回答が最多となった。こうした声を受け、東京都は今年度から新たに、都購入の備蓄品を民間一時滞在施設に直接配備し、事業者の負担を無くすモデル事業を開始している。引き続き事業者の備蓄促進に向け、補助対象要件(区等との協定締結)の緩和や、同補助金により購入した食品以外の備蓄品(災害用トイレ等)の更新分に対する支援にも取り組まされたい。

②都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者の一時滞在施設確保に向けた、民間一時滞在施設のリスクを解消・

### 低減する措置の実施

首都直下地震の際の帰宅困難者は最悪の場合、都内で約490万人（1都4県では約800万人）と、東日本大震災時の約352万人を大幅に上回ることが想定されている。また、東京都は首都直下地震時に必要な行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設を約92万人分と想定しているが、現状では約32.8万人分の確保と大幅に不足していることから、民間事業者の協力を得て確保していくことが喫緊の課題となっている。

一方、余震等で建物が壊れ、受け入れた帰宅困難者が負傷した場合に賠償請求されるのではないかの懸念から、民間事業者の施設提供は困難になっている。今年3月の当所会員へのアンケートで「一時滞在施設としての協力は困難」と回答した企業に聞いたところ、「一時滞在施設の増加には、損害賠償責任が免責となる制度の創設が有効」（67.2%）、「協定を締結した区が保険加入することで損害賠償を補償する制度の創設が有効」（43.6%）という声が寄せられた。

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（2015年2月）において、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」が改定され、内閣府が施設管理者の損害賠償責任について考え方を整理したところであるが、民間事業者の協力を得て必要な数の一時滞在施設を早急に確保するためには、そのリスクを解消、低減する措置が必要である。

### ③災害時の安否確認に有効な手段の周知と、実際に体験してみることの奨励

東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、区部の固定電話の不通率は10%、携帯電話については停電率・不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域が相当数予想されている。また、内閣府中央防災会議の被害想定では、地震直後には固定電話・携帯電話とも輻輳のため9割の通話規制が実施され、携帯電話のメールの大幅な遅配も予想されている。

こうした被害想定に対して、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、SNS、J- a n p i等、災害時の安否確認に有効な手段の周知を通じて、帰宅困難者対策条例で都民の責務とされている家族等との連絡手段の確保や、事業者の責務である従業員や家族等との連絡手段の確保を推進していくことは不可欠である。

しかし、今年3月の当所会員へのアンケートでは、従業員に対する安否確認手段は「メール」が51.5%である一方、「災害用伝言サービス」は38.6%、「独自に整備した安否確認システム」は36.3%にとどまっている。また、「セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート2019」によると、都民の災害用伝言板、災害用伝言ダイヤルの認知度は83.4%である反面、利用（体験）したことがある割合は17.6%にとどまっている。東京都には、広く都民や企業に対し、災害時の安否確認に有効な手段の周知、とりわけ実際に体験してみることを奨励を強化していただきたい。災害時に多くの都民が家族の安否を確認できれば、安心して一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の減少にもつながる。

こうした認識のもと、当所では毎年2回、災害用伝言サービスなど災害時の安否確認に有効な手段を実際に体験する「家族との安否確認訓練」を実施している。今年の防災週間の訓練では、会員企業302社から約3万名の申込を受けた。本訓練の参加企業に対する事後アンケートでは、訓練への参加を機に、「従業員に対して災害用伝言ダイヤル等安否確認に有効な手段を確保するよう、今後は自社の従業員に周知する」という回答が寄せられている。当所では今後も訓練を実施し、災害時の安否確認に有効な手段の周知に努めていく予定である。東京都におかれては、引き続き本訓練への後援、都庁職員への周知など連携して取り組まれない。

### ④他の事業者の備蓄品保管に提供した場所等の固定資産税・都市計画税の減免

帰宅困難者対策条例では都内の事業者に対して、従業員の一斉帰宅抑制のために3日分の飲料水、食料、その他災害時における必要な物資の備蓄を努力義務としているが、今年3月の当所会員へのアンケートでは、3日以上以上の備蓄をしている事業者の割合は、飲料水で50.9%、食料で47.2%、災害用トイレで35.2%にとどまっている。東京都が共助の観点から推奨する外部の帰宅困難者向けの備蓄をしている事業者の割合は、7.6%となっている。一方、「備蓄なし」と回答した事業者の中には「備蓄の保管スペースを確保することが難しい」という理由があることから、備蓄状況の改善には保管スペースの問題を解決することが有効と考えられる。そのため、オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合は、固定資産税・都市計画税の減免対象とするよう検討されたい。

### ⑤行政と協定を締結した民間一時滞在施設に対する支援の拡充

一時滞在施設の運営については、発災時には安全面を含む実効性を確保することが不可欠であることから、民間の一時滞在施設の管理者が予め施設の開設手順や備蓄品の配布、施設の安全確認等について専門的知識やノウハウを習得しておく必要がある。

従って、民間一時滞在施設の開設・運営に係るアドバイザー派遣事業は民間一時滞在施設にとって有意義な事業であることから、拡充されることを望む。また、発災時には負傷した帰宅困難者を受け入れることも想定されるため、発災時における民間一時滞在施設への医師・看護師の派遣についても検討されたい。

## (2) 地域防災力の向上

### ①地域防災協議会、駅前滞留者対策協議会の設立推進、活動支援等

## 7. 事業 (3)意見活動

都内各地には、地域住民や自治会、事業者により組織された地域防災協議会があり、防災訓練や救命講習会等の活動を実施している。また、ターミナル駅やその周辺の事業者、学校等が中心となり、駅前滞留者対策のための協議会が組織され、対策訓練等の活動を推進している。こうした防災組織は自助・共助の担い手として、地域防災力の向上に不可欠である。従って、こうした協議会の設立推進や、事務局機能のサポートをはじめとした活動支援等について、区とともにさらに取り組みたい。加えて、駅前滞留者対策を円滑に実施するには、行政と駅前滞留者対策協議会との情報連絡ツールを確保することが重要であるため、協議会を構成する事業者や学校等に災害時でも有効な通信機器を設置していくことが望ましい。

なお、駅前滞留者対策協議会では、訓練の実施等を通じてノウハウが蓄積され、独自の一時滞在施設運営マニュアルの策定に至るなど、積極的な活動を推進しているケースも見られる。各協議会が連携し、こうしたマニュアルを共有することは、都内全域の防災力向上に寄与することから、策定支援に加えて好事例の周知や共有化に努められたい。

### ②地域防災力の向上に資する活動の強化

(消防団の機能強化、自主防災組織等への支援強化)

災害時に出火・延焼を抑制し、燃え広がらない・燃えないまちを形成していくには、ハード面の対策に加えて、初期消火力を強化することが極めて重要である。

そのため、その担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化、消防署等と連携した訓練の推進等の活動支援に引き続き取り組むことが必要である。また、各地域や各企業の防災活動の活性化のため、自主防災組織等への支援強化に努められたい。

なお、当所は「声かけ・サポート運動」の一環として、東京都と連携し「外国人おもてなし語学講座」を実施しており、独自のカリキュラムとして「東京防災」に掲載されている非常時に使える英会話を盛り込んでいる。東京都は2019年度までに外国人語学ボランティアを3万5千人育成することを目標としていることから、東京都や他の地方公共団体が主催する同講座においても、こうしたカリキュラムを盛り込んでいくことが望ましい。

### ③外国人に対する災害情報の多言語提供

昨年の訪日外国人客数は3,119万人、訪都外国人客数は1,424万人とそれぞれ過去最多となり、東京2020大会を追い風に今後とも増加していくことが期待されている。平時および災害時の多言語による防災情報の発信は、より重要性が増している。そのため、東京2020大会の競技会場周辺やターミナル駅前等への多言語表示が可能なデジタルサイネージの設置を引き続き進めるとともに、分かり易いコンテンツの充実など災害情報・避難誘導情報の多言語による発信を強化されたい。また、「東京防災」や「東京都防災ガイドブック」の外国語版の周知をはじめ発信する情報の多言語化をさらに推進していくことも重要である。

### ④先進的防災技術実用化支援事業・展示商談会の拡充、産学公連携促進

都市防災力を高める新規性の高い技術開発の実用化・普及を支援するために、先進的防災技術実用化支援事業(実用化経費助成)や防災関連の展示商談会については、防災技術開発の発展はもとより、今後も拡大が見込まれる防災関連市場において、中小企業の活力を都市防災力の向上に活かすことができることから、事業を一層拡充されたい。

(3) 国や他の地方公共団体との連携強化、国に対して働きかけるべき事項

#### ①災害時における安定的な燃料供給

東日本大震災時には、宮城、茨城、千葉等の6製油所が稼働を停止し、平常時の約3割に相当する処理能力が失われた。こうした教訓を踏まえ、国は石油備蓄法を2012年11月に改正し、災害時における国家備蓄の放出や石油元売会社に対する供給連携計画を義務付けるなど体制強化を図っているが、首都直下地震等の大災害発生時に燃料供給が確保されないと都内のみならず首都圏は大きく混乱し、都民生活や産業活動に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念される。昨年の北海道胆振東部地震では、停電時にも製油所等の出荷機能やサービスステーション(SS)の供給機能は一定程度維持されたものの、大規模停電の長期化等により燃料需要が増加した場合の供給力不足や、燃料輸送路の寸断、SSの営業状況等の正確かつ迅速な情報収集・発信など被災者とのコミュニケーション等が課題となった。

また、公的機関や民間の重要施設では非常用発電設備が確保されているが、スペース等の問題から重油等燃料の備蓄量が3日分に満たないなど限られているケースもある。首都直下地震の被害想定(内閣府中央防災会議)では、広域での停電発生の可能性を指摘しているが、停電が発災直後から長期化した場合は非常用電力が得られなくなる可能性も考えられる。その場合、ビル等の大規模建築物内の一時滞在施設では、照明や館内放送設備、エレベーター、スプリンクラー等が使用できず安全性が確保できないことから、やむを得ず、受け入れた帰宅困難者に対して施設からの退出を求めざるを得ないことも想定される。

従って、大規模災害の発生に備え、国において国家備蓄燃料の都内への供給ルートを具体的に設定するとともに、輸送手段を明確にするなど、燃料供給体制のさらなる強化に向けた対策を充実させることや、重要施設(災害拠点病院等の医療機関、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設等)、一時滞在施設や避難所となる施設へ安定的に燃料が供給される体制整備が実現されるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。なお、発災時で

も生活用水を滞りなく利用できるようにすることや、冬の発災への備えとして、避難所等に水の容器、燃料用タンクやガスボンベ等を備蓄しておくことも肝要である。

#### ②事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる制度の確立

九都県市首脳会議は2019年7月に国に対して、地震防災対策等の充実強化に関する提案書を提出した。その中で、事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる事項として、上述した「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設に加えて、受け入れた帰宅困難者のための3日分の備蓄に対する財政措置や、一時滞在施設の運営に際して事業者が負担した費用について、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること、一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減等の措置、「むやみに移動を開始せず、安全な場所にとどまる」という発災時の原則を周知徹底させること、帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について広域搬送等の具体的なオペレーションの検討を進めることを提案している。

前述の通り、首都直下地震時に行き場のない帰宅困難者が逃げ込む一時滞在施設の必要量は約92万人分と想定されているが、現状は約35万人分の確保にとどまり大幅に不足しており、民間事業者の協力を得て確保を促進していくことが喫緊の課題であることから、上記の提案が実現されるよう国に対して継続的に働きかけられたい。

#### ③都内区市町村のBCP策定・更新・訓練に対する支援の強化

大災害時に地方公共団体は応急・復旧・復興対策の最前線に立ち、現場対応等に極めて重要な役割を担うことから、いかなる災害であっても機能不全に陥ってはならない。

しかし、東京都はBCPを策定済であるが、消防庁の調査によると都内区市町村でBCPを策定している割合は、昨年6月時点で約8割(62区市町村中52団体)にとどまっている。東京都におかれては、東京の都市防災力の向上に向けて、未策定の地方公共団体に対する策定支援や、策定済の地方公共団体に対する継続的な見直しに係る支援、さらにはノウハウの提供や情報共有など、都内区市町村のBCP策定・更新・訓練に対する支援を強化していくことが求められる。

#### ④他の地方公共団体との応援要員派遣、救援物資提供に関する協定の締結

東京都はこれまでに「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(全国知事会)」や「21大都市災害時相互応援に関する協定」を締結し、九都県市においても2014年に「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」を締結したところである。こうした協定は発災時の応援要員派遣や救援物資提供に有効なことから、他の地域の地方公共団体やブロックとの協定締結も推進していくべきである。また、平時から協定締結先の地方公共団体等との交流・情報交換を図り、有事に備えておくことも有効である。

## 2. 首都直下地震、大規模風水害に備えた強靱な都市の構築

### (1) 災害に強い都市基盤の迅速かつ着実な整備

#### ①特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

首都直下地震等大災害発生時に、防災拠点や他県等との連絡に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を進めることは、道路の閉塞を防ぎ円滑かつ迅速な救出・救助活動の実施や緊急支援物資等の輸送、建築物の倒壊による人的被害の減少に向けて、極めて重要である。

東京都は、地域防災計画で位置付けた緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が認める道路を特定緊急輸送道路とし、沿道建築物の耐震化に取り組んでおり、2019年6月末時点の耐震化率は85.7%であり、耐震診断が義務付けられている旧耐震基準の建築物に限ると45.5%となっている。また、東京都は、沿道建築物の所有者を対象に2016年に調査を実施し、所有者の39.1%が耐震化を予定(耐震改修を予定21.3%、建替え・除却を予定17.8%)していることが明らかになった一方で、53.5%が耐震化を実施しないと回答し、その理由として、費用負担の大きさや建物の機能が損なわれる、合意形成が困難との回答が上位を占めている。

そのため、東京都には、当該沿道建築物の耐震化の促進に向けて、建物所有者に対する継続的な助言を行う仕組みの整備や、個別訪問時における耐震改修事例の情報提供、アドバイザーの派遣や補助の拡充、税制面からの後押し、総合設計制度やマンション建替法容積率許可制度の活用による建替えの促進等もあわせ、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を早急かつ強力に推進していくことが必要である。

加えて、特定緊急輸送道路は、避難や徒歩帰宅の際にも重要な役割を担うことから、道路幅員2分の1未満の高さの建築物や、一般緊急輸送道路等の沿道建築物についても耐震化を促進していくことが重要である。

#### ②河川、海岸保全施設の耐震・耐水対策(水門、排水機場、堤防等)の推進

墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯では、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に地震と台風・高潮等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。

特に、地震や大雨等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境

## 7. 事業 (3)意見活動

の維持も極めて困難になることが懸念されている。東京都は、こうした事態の発生を防ぐために、東部低地帯や東京港沿岸部において、水門、排水機場、堤防等の河川・海岸保全施設の地震・津波・高潮対策を推進しており、引き続き国と緊密に連携し、これらの対策を迅速かつ着実に進められたい。特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤等については、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに整備を確実に完了することが求められる。

### ③無電柱化の推進

昨年9月の台風21号では、猛烈な風により福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府5県で800本以上の電柱が倒壊し停電が発生した。今年9月の台風15号でも電柱の倒壊や電線の切断が相次ぎ、大規模な停電が生じた。無電柱化の推進は、こうした発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。

東京都では、2017年の「東京都無電柱化推進条例」の施行により、都道全線における電柱新設の禁止を指定するとともに、今年3月に改定された「東京都無電柱化推進計画」では、計画期間を2年延伸し、新たに238kmを計画に加え、全体として1,154km(国道、都道、区市町村道)とするなど取組みを加速させているところである。

一方、東京23区の無電柱化率は8%と海外主要都市と比較して依然として低い状況にあり、推進への課題として多額の費用を要することが指摘されている。そのため、無電柱化の目標達成に向けては、新たな整備手法の積極的な活用など低コスト化の徹底、国・地方公共団体・電線管理者間の適正な費用負担配分の維持、関係先との連携強化による事業期間の短縮、容積率の割増等による都市開発諸制度の活用及び財政的措置の拡充、都民への周知等を図ることが重要である。

加えて、既存の道路における無電柱化は、工事が長期にわたることなどから、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることから、このような事例を周知展開することにより、民間発案による無電柱化の水平展開に向けた取組も検討すべきである。

### ④液状化対策に関する情報発信の充実

東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範な地域で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた都内でも震度が5強であったにも関わらず臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、城東地域の5区で木造住宅が傾くなどの被害が発生した。

東京都土木技術支援・人材育成センターが既存データベースを活用し、1923年関東大地震規模の地震動が発生した場合の液状化の発生しやすさを地図化した「東京の液状化予測図」においても、都内の城北地域から城東、城南地域にかけて液状化が発生する可能性がある地域が存在している。首都直下地震が発災し液状化が発生すると、道路や上下水道、護岸施設等のライフライン施設や住宅等に甚大な被害を及ぼし、復旧までに長時間を要すると想定される。そのため、ライフライン施設の液状化対策を推進していくとともに、住宅については、建築主等が液状化による建物被害に備えるために必要となる地盤データや対策工法等の情報提供、アドバイザー制度など、液状化対策に関する情報発信を充実していくことが重要である。

### ⑤物流施設の耐震化、再整備の促進

物流は、経済活動の基盤であり、大災害時には緊急支援物資の輸送をはじめ、迅速な復旧・復興に不可欠な機能である。また、経済の一層のグローバル化により物の動きが国際化し、且つインターネット通販の普及等により小口・多頻度配送の需要が高まっていることを背景に、集配送・保管・流通加工等の複数の機能を併せ持つ施設へのニーズが高まっている。こうした中、東京および首都圏の物流施設の機能の高度化・効率化を通じて経済活動全般の生産性を向上させ、かつ国際競争力を強化していくとともに、物流拠点の災害対応力を高めていくことがますます重要になっている。

そのため、都市防災力向上と物流効率化の実現に向けて、新たな物流施設の整備や、老朽化した物流施設の建て替え、集約化等の再整備、機能更新に対する税制上、財政上の支援の拡充を国へ働きかけていくことが求められる。加えて、大規模災害時にも機能する物流の構築に向けて、施設の耐震性強化や自家発電等防災設備の設置促進、浸水対策のほか、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に資する広域連携体制の構築、荷主と物流事業者とが連携したBCPの策定促進が重要である。

なお、圏央道沿線に大規模な物流施設の立地が進んでいるが、防災・減災の面からも、圏央道沿線をはじめとした郊外部の高速道路インターチェンジや幹線道路付近への立地支援を強化していくことが必要である。首都圏の郊外部に大規模な物流施設の立地を誘導していくには、用途地域や地区計画など都市計画による対応、土地区画整理事業等の手法が考えられる他、物流の効率化や一般道の渋滞対策にも資するスマートインターチェンジの設置も有効である。

### ⑥外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備

首都圏三環状道路は、渋滞解消や環境改善、物流の信頼性向上、地域経済の活性化や広域観光の促進、雇用の創出をはじめとした高い経済効果など、多岐にわたるストック効果が期待されている。加えて、首都直下地震等の大災害発生時には、一部区間に不通が生じた際にも速やかに移動することが可能となる迂回機能(リダンダン

シー)を發揮し、日本の東西交通の分断を防ぐなど、災害時に重要な役割を担う。

そのため、外環道(関越道～東名高速間)の工事を安全かつ着実に推進するとともに、用地取得、区分地上権取得について国と東京都が連携し加速させ、早期に事業の見通しを示したうえで1日も早い開通を目指されたい。また、ルートが確定していない予定路線である東名高速以南(東名高速～湾岸道路間)は、羽田空港や京浜港と、首都圏のみならず各地方とのネットワークを確立し、国際競争力の強化や都市防災力の向上に大いに寄与する大変重要な路線であり、早期具体化、事業化が重要である。さらに、圏央道は既に概成し、高い経済効果が表れているものの、一部の区間では未開通または暫定2車線として残っており、早期の全線開通及び4車線化が望まれる。

#### ⑦連続立体交差事業の推進

連続立体交差事業は、鉄道を連続して高架化または地下化し、数多くの踏切を同時に除去することで、交通渋滞や踏切事故の解消、道路ネットワークの形成促進、自動車平均走行速度の向上、都市の防災・安全性の向上、また、地域分断の解消によるまちづくりの促進など地域の活性化のみならず、鉄道の輸送障害の解消にも大いに寄与する事業である。特に、都内においては高いストック効果が見込めることから鋭意推進していくべきである。

#### ⑧高規格堤防等ストック効果の高い根幹的治水施設の整備

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約2,600人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられていることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。

利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、2019年度の完成を目指して建設が進められているハツ場ダムは、利根川上流の全流域面積の約4分の1を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。加えて、高規格堤防事業は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いいため、震災対策としても有効である。

東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるには、ハツ場ダム建設事業や、高規格堤防事業を含む堤防整備および強化対策等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策といった事業を国と緊密に連携し着実に推進していく必要がある。また、東京都では、中小河川の洪水対策として、近年の降雨状況を踏まえ、これまでの時間50ミリから区部で時間75ミリ、多摩部で時間65ミリに目標整備水準を引き上げ、護岸の整備とともに環状七号線地下広域調節池など大規模調節池の整備を進めている。昨年9月には、防災事業の緊急総点検を踏まえた取組みとして、新たな調節池の整備、環状七号線地下広域調節池の延伸などを打ち出した。これら、防災・減災に高いストック効果を有する治水対策事業を国と緊密に連携し着実に整備していくことが極めて重要である。

#### ⑨空き家対策の推進、所有者不明土地の利用円滑化

空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、発災時に倒壊や火災の危険性が高いことに加えて、放火や不法侵入等の治安面や衛生面、景観面においても問題があることから、対策が急がれている。総務省の住宅・土地統計調査で、昨年10月時点の全国の空き家率は過去最高の13.6%(東京都は10.6%)になるなど、人口減少に伴い増え続けており、社会問題化している。

空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各区市町村は空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等中心的な役割を担うことから、区市町村が行う計画の作成や空き家改修工事助成等に対して補助を行う「空き家利活用等区市町村支援事業」等を着実に遂行されたい。加えて、区市町村に対する技術的な助言や区市町村相互間の連絡調整等必要な支援にも注力されたい。

他方、空き地対策の観点からは、相続未登記の問題により有効活用が困難となっている所有者不明土地への対応が重要である。東京都には、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地所有者の効果的な探索を図ることを目的とした所有者不明土地法の周知啓発について国と連携して取り組んでいくことが重要である。

#### (2) 防災・減災に向けたまちづくりの促進

##### ①防災都市づくり推進計画に基づく取組みの推進

東京都は首都直下地震等の大災害時に特に甚大な被害が想定されている木密地域の防災性、安全性を確保するために、2016年3月に「防災都市づくり推進計画」を改定した。この「防災都市づくり推進計画」は、2016年度から2025年度までの10年間を計画期間としており、木密地域の改善に向けた目標や具体的な施策が盛り込まれていることから、東京の都市防災力の強化に向けて非常に重要な計画である。

東京都が計画で掲げている目標を確実に達成するには、延焼遮断帯の形成やその主要な要素である特定整備路線の整備、老朽木造建築物の除去等の施策を推進することが必要である。その際、移転や住替えを余儀なくされる住民がいる場合、その移転先をしっかりと確保するなど、きめ細かい支援策を講じていくことが不可欠である。

また、地域危険度が極めて高い木密地域を改善し、地域の安全・安心を確保していくことは、当該地域および

## 7. 事業 (3)意見活動

その周辺の住民や企業等にとって、大きな関心事である。従って、東京都の取組みに対する地域の様々な主体の協力や参画を促進するため、東京都が各整備地域で展開している施策(整備プログラム)を、住民や企業等をはじめとした地域の様々な主体に広く周知し、理解を促進していくことが極めて重要である。

### ②老朽マンション・団地・ニュータウンの耐震化、再生の促進

都内分譲マンションの着工累計戸数は184.1万戸と全国のマンションストックの約4分の1が集積している。全国のマンションストックのうち、築40年超マンションは2017年時点で約72.9万戸であるが、10年後(2027年)には約184.9万戸、20年後(2037年)には約351.9万戸と急増する見込みとなっている。老朽マンションや団地、ニュータウンの耐震化や再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼすことから、対策が急がれる。

そのため、老朽化が著しいマンションや耐震性が低いマンションを建替える場合の同意要件(区分所有者等の5分の4以上の賛成)の緩和や、団地型マンション内の一部棟を存置・改修しながら建替え・売却を行うことが可能な柔軟な再生の仕組み、既存不適格マンションなどの別敷地での建替えが可能となるような仕組み、借地借家法第28条における解約の正当事由に建替え決議の成立が該当するよう措置することなど、国による法改正等の措置により更なる支援策等が望まれる。また、東京都では今年3月に条例を制定し、1983年以前に新築された6戸以上のマンション(要届出マンション)の管理組合に対し、運営などの管理状況の届け出を義務付けた。あわせて、区市町村と連携し、届け出によって把握した管理状況に応じて管理組合等に対する助言・支援などを行う。こうした取組を着実に実施し、マンションの耐震化、再生を促進することが必要である。さらに、良質なマンションストックの形成促進計画に基づく取組や、まちづくりと連携して建替え等の再生を促進する「東京都マンション再生まちづくり制度」により、支援の充実を図っていくことが期待される。

### ③住宅の耐震化促進

地震による住宅の倒壊を防ぐことは、居住者の生命と財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐことができ円滑な消火活動や避難が可能となり、市街地の防災にもつながる取組みである。また、震災による住宅の損傷が軽微であれば、修復により継続して居住することが可能であり、早期の生活再建にも効果的である。

耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率を2014年度末時点の83.8%から2020年度末までに95%とすることを目標に掲げている。また、耐震化に向けた取組みとして、個別訪問などによる耐震診断の促進や、省エネルギー工事・バリアフリー工事に合わせた耐震化の普及啓発、固定資産税・都市計画税の2019年度末までの全額免除等を講じていくことにしているが、これらの施策を継続することで、住宅の耐震化を促進していくことが重要である。

### ④ブロック塀の安全対策、窓ガラス等の落下防止対策の推進

昨年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊により通行人への被害が発生したことを踏まえ、東京都はブロック塀等の所有者や管理者に安全点検の実施と、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修や撤去等を求めた。また、民間によるブロック塀等の撤去や新設等に対し、区市町村を通じて補助を行っているところである。大地震の発生時には、建築物から割れたガラスや外壁タイル、屋外広告物等が落下することやブロック塀が倒壊することが想定され、避難の支障になるばかりか避難者に落下、倒壊すれば死傷者が発生することが懸念される。また、建築物の天井材についても同様である。従って、東京都は「耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震化に関する普及啓発において、建物所有者等に対し落下物等の防止対策を促進していくことが重要である。

### ⑤効率的・効果的な地籍調査の推進

木密地域をはじめ、細街路や密集市街地など土地の権利関係が複雑な都市部において、地籍調査は都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効である。しかし、2017年度末までの地籍調査の実施状況は全国平均の52%に対して、東京都は23%であり、区部に限ると11%と全体平均から大きく遅れていることから、災害復旧の迅速化に向けて、地籍調査を一層推進していくことが必要である。

なお、木密地域等密集市街地における地籍調査は、土地の権利関係の複雑さに加えて、測量にあたっては道幅が狭く直線的に見通しづらいため基準点を多く設置する必要があり、測量回数も多くならざるを得ないことから、調査が長期化しコストも増加する課題を抱えている。更に、地籍調査の主な実施主体である区市町村では人員が不足し、調査着手への足かせとなっている。従って、地籍調査の推進には、人員面や財政面、更には測量期間の短縮や費用負担の軽減等の諸課題の解決が必要である。そうした課題の解決に向け、準天頂衛星や高精度なGPS等先端ICT技術に基づく新たな測量手法の導入等も含めて、国と連携してより一層取り組んでいくことが必要である。

### (3) 木造住宅密集地域の不燃化対策の推進

#### ①特定整備路線、防災生活道路の整備及び沿道建築物の不燃化・耐震化促進

東京都は、木密地域の中で震災時に特に甚大な被害が想定される約6,900haの整備地域を対象に、延焼遮断帯の形成(特定整備路線の整備)等の取組を重点的・集中的に実施しており、現在、全28区間・約25k

mにおいて事業に着手し、工事及び用地取得を進めている。引き続き、地権者に対するきめ細かい支援策を講じつつ、着実に整備を推進していくことが望まれる。

また、各整備地域において整備プログラムに位置付けた防災生活道路の整備は、地域危険度が高く防災上の課題を有する市街地から整備に着手するなど、優先順位を付けて整備を促進していくべきである。なお、早期に整備するには、都市計画道路事業として取り組んでいくことも必要である。

さらに、整備地域は老朽化した木造建築物が多いことから物的被害の軽減のみならず、倒壊による道路閉塞を防ぎ人的被害の軽減や円滑な救命・救助活動を図っていく上でも、耐震化を促進していくことが喫緊の課題となっており、都と区が連携して住宅の不燃化・耐震化や耐震改修を促進していくことが重要である。

#### ②救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備

木密地域では延焼により甚大な被害が想定されていることから、同地域内や隣接地での避難場所や救命・救助活動の拠点となる公園・広場を早期に整備していく必要がある。また、密集市街地の解消に向けた住民等との調整に時間がかかる中では、小規模空き地を創出し、延焼速度の低減を図ることも必要である。今年6月に施行された改正建築基準法に基づく防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率10%緩和や、国土強靱化対策に盛り込まれた密集市街地において所有者の負担なしに空き家の除却を可能とする財政措置等を通じ、国や区と連携しながら老朽建築物の除却、延焼防止性能を有する建築物への建替えを促進し、小規模空き地を確保することが重要である。なお、国に対して用地取得の国費率引き上げを要望していくことも必要である。

#### ③電気出火を防止する感震ブレーカーの設置促進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、揺れによる火災（津波による火災を除く）のうち出火原因が確認された件数の6割以上が電気に起因している。こうした電気出火は、大災害時に通電したままの電気ヒーター等に可燃物が接触することにより起きると考えられることから、感震ブレーカー等を設置し電気を遮断することで相当程度の出火を抑制できると推測される。

政府は、首都直下地震緊急対策推進基本計画（2015年3月）において、今後10年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約2万3千人の概ね半減、想定される最大の建築物の全壊・焼失棟数約61万棟の概ね半減がそれぞれ設定され、これらの減災目標を達成するための具体的な目標も設定されたが、そのうち電気に起因する出火の防止に関しては、2024年度に木密地域等密集市街地における感震ブレーカー等の普及率25%が掲げられた。しかし、木密地域内の現時点における普及率は僅かと推測されており、感震ブレーカーの設置促進を短期集中的に実施していくべきであることから、感震ブレーカーの効果の周知など、電気火災を含めた防火対策の意識啓発を強化する必要がある。

さらに、夜間の発災時に感震ブレーカーが作動し、明かりが消えると、災害への初期対応が難しくなることから、非常灯の整備をあわせて支援することが重要である。

#### ④防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づく防災街区整備事業において、個別利用区については、その敷地の最低基準面積を特定防災街区整備地区または防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた最低限度の数値または100㎡のうち、いずれか大きい数値とすることと規定されている。個別利用区の設定は、出来るだけ地権者の意向に沿うため土地から土地への権利変換を認めた仕組みとなっている。しかし、100㎡では地権者の意向に必ずしも添えないので、敷地の最低限度を緩和することが望ましい。

#### ⑤消防水利の確保ならびに地域における初期消火力と共助体制の強化

木密地域には幅員が狭く消防車など緊急車両が入れない道路や路地が数多く存在している。一方で、地域防災計画（震災編）では木密地域における消防水利の不足を課題に掲げており、延焼防止に向けた対策の一環として、経年した防火水槽の補強による再生や深井戸の整備など消防水利の確保を進めていく必要がある。

また、都は地域防災計画（震災編）で、向こう10年間で達成すべき首都直下地震の防災・減災目標を掲げているが、目標を達成するには、ハード面の対策に加えて、地域における初期消火力を強化していくことが重要である。担い手である消防団の機能強化に向けて、団員の確保や装備資機材の整備、防火防災指導等を通じた地域住民との連携強化など、活動支援を推進していく必要がある。さらに、高齢者が多い木密地域では共助体制の強化が求められることから、防災訓練への参加、消火器の使用方法等の習得等の促進も肝要である。なお、被害の最小化に向けて、各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策を促進していくことも有効である。

### 3. 東京2020大会と訪日外国人客の災害対応を確実に

#### ①大会輸送の円滑化の成果を首都直下地震の交通システム対策へ

東京2020大会の競技会場の多くは、通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地していることから、大会成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが必要である。

## 7. 事業 (3)意見活動

オリンピック大会期間中においては延べ約800万人、パラリンピック大会においては延べ240万人の大会関係者及び観客が見込まれており、過去に例がない大規模な大会である。大会に備えた交通システムの効率的運用や代替ルートの検討、様々なシミュレーションならびに大会時の取組み結果に関する知見、データ等は、大規模災害発生時における交通システムの維持や復旧、物資輸送ルートの確保等の参考になると考える。これらの東京2020大会の成果が、首都直下地震対策をはじめとする都市防災力の強化にレガシーとして活かされていくことを期待する。

### ②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進

東京2020大会には、高齢者、障害者、訪日外国人客等多くの方々を訪れる。高い水準でユニバーサルデザイン化された公共施設・交通インフラの整備とともに、心のバリアフリーを推進することにより、共生社会を実現していく必要がある。「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化や、主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化を推進させることが重要である。

ハード面の対応のみならず、災害時には街なかなどで訪日外国人客をはじめ、困っている人に気付いたら積極的に「声かけ」をしていくことも肝要である。当所では高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障害者、外国人等を社会全体で見守り支え合う気運を醸成させ、災害時も含めて、誰もが安全・安心・快適に暮らし過ごせる地域社会を実現するために、街なかなどで困っている方々に積極的に「声かけ」をして、相手が求める範囲のサポートをしていく「声かけ・サポート運動」を推進している。官民をあげてこうした取組みを実施し「心のバリアフリー」を推進していくことは減災の観点からも有効であり、広い意味で首都圏の防災力の強化に資するものである。

以上

2019年度第17号  
2019年10月10日  
第722回常議員会決議

<提出先> 東京都幹部等

<実現状況>

#### 【関連予算の拡充】

- 豪雨災害対策 881億円(+51億円)
  - 災害対応力の強化(東京マイ・タイムラインを活用した普及啓発等) 110億円(+26億円)
  - 無電柱化の推進 317億円(+11億円)
  - 暑さ対策(沿道環境等に配慮した路面の高機能化等) 279億円(+76億円) 等
- 「東京の防災力向上のための連携協力に関する協定」の一環として、帰宅困難者対策条例説明会(7/2)、帰宅困難者対策訓練(2/4)等を実施し、東京都との連携を強化。

## 18. 台風19号を踏まえた首都圏・東京の防災・減災対策に関する要望

10月12日に上陸した台風19号は、東日本を中心に各地に甚大な被害をもたらした。被害の全容、復旧の見通しは今なお明らかになっていない。

東京商工会議所(以下、当所)は10月10日、大規模な風水害対策を含め、国土交通省の防災・減災対策に関する要望を提出したところであるが、広域な風水害が頻発する状況や気候変動に伴う将来の降雨量の増加が予測されること、その対策の加速化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、改めて下記のとおり台風19号に関する復旧活動、並びに大規模な風水害への対策等について迅速かつ着実な推進を要望する。

### (1) 台風19号に関する復旧活動の迅速かつ着実な推進

台風19号は東日本を縦断し、関東甲信から東北にかけて12都県を中心に、死傷者や建物浸水、停電、断水等甚大な被害をもたらした。企業においても従業員の安否確認、店舗、工場の浸水、サプライチェーン寸断への対応等に追われた。

政府は台風19号の極めて広範囲にわたる甚大な被害を踏まえ、非常災害対策本部を設置し、まず被災者の救出救助、電気や水道等のライフラインの早期回復、被災者支援等人命を第一に迅速に当たってきた。また、特定非常災害への指定に加え、被災自治体が財政上安心して対策に取り組めるよう、激甚災害に指定する方向で調査を進めている。

国土交通省には引き続き各省庁と連携し、被災者の生活や被災企業の事業の再建に向けて、時々刻々と変化するニーズを把握し、補正予算案の編成も含め、できる限り早期に対応していただきたい。

## (2) 大規模な風水害等に備えた強靱な都市の構築

台風19号による豪雨で多くの河川が氾濫する中、首都圏外郭放水路や八ッ場ダム、高規格堤防、環状七号線地下広域調節池等の治水対策が高い機能を果たした。災害に備えた強靱な都市を構築するためには、国民の理解の下、インフラ整備が不可欠である。

国土交通省には、防災・減災に資する下記施設等のストック効果をできる限り定量的に示すとともに、その効果を積極的にアピールすることで、整備の意義や重要性に係る国民の理解を促進していくことが重要である。当所としても、国土交通省、関係先に最大限の協力を行う所存である。

- ①河川、海岸、港湾施設の機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- ②高規格堤防等ストック効果の高い根幹的治水施設の整備・・・・・・・・・・・・ 〃
- ③生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保、停電・通信障害時の対策強化・ 3 頁
- ④下水道施設等の浸水対策・耐震化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 〃
- ⑤地下街、地下駅等の浸水対策・耐震化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
- ⑥陸・海・空の主要な交通施設の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁  
(道路橋梁、鉄道施設、東京湾の重要港、羽田空港等)
- ⑦無電柱化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁

### ①河川、海岸、港湾施設の機能強化

墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯では、大雨の他、地震の強い揺れにより排水機場の機能不全、堤防や水門等の沈下・損壊に伴う浸水被害が発生する恐れがあり、更に台風・高潮と地震等との複合災害になった場合には、浸水域が拡大・深刻化する懸念もある。

特に、大雨や地震等により荒川右岸の堤防が決壊し氾濫すると、城北・城東地域から都心部に至るまで広域な浸水となることが予測されている。ライフラインが長期にわたり停止する可能性もあるため、孤立時の生活環境の維持も極めて困難になることが懸念されている。国土交通省は、こうした事態の発生を防ぐために、高規格堤防のほか、水門、排水機場といった海岸保全施設・河川管理施設の整備、耐震化、液状化等の対策に取り組んでいる。人命、財産を守り、首都中枢機能の麻痺を確実に防ぐために、東京都をはじめとした関係機関等と緊密に連携し、これらの対策を迅速かつ着実に進められたい。特に、東京の沿岸部の第一線を守る水門、防潮堤等については、東京2020大会までに整備を確実に完了することが求められる。

### ②高規格堤防等ストック効果の高い根幹的治水施設の整備

首都圏で想定されている大規模水害のうち、未曾有の大雨により利根川の堤防が決壊すると、埼玉県から都内の城北・城東地域に至るまで広域な浸水となることが予測されている。また、死者数は約2,600人に及ぶ想定もあり、ライフラインやインフラが浸水被害を受けることも考えられることから、首都圏の経済社会に甚大な被害をもたらす可能性がある。

荒川、江戸川、多摩川といった直轄管理河川における高規格堤防の整備は、首都圏を洪水から守るとともに、まちづくりを進めていく上で重要な事業であり、その構造的な特徴から破堤しにくいだけでなく、地震時の液状化等にも強いと見られ、震災対策としても有効である。加えて、利根川首都圏広域氾濫で想定されている被害の軽減に向け、2019年度の完成を目指して建設が進められている八ッ場ダムは、利根川上流の全流域面積の約4分の1を占める吾妻川流域において初めて計画された多目的ダムであり、完成すれば他の既設ダムと相まって洪水調節機能を発揮することから、利根川等の治水上、また利水の面においても不可欠な施設である。

東京および首都圏における大規模水害のリスクを低減させるためには、高規格堤防を含む堤防整備および強化対策、八ッ場ダム建設事業、環状七号線地下広域調節池の整備等の水害対策、砂防事業等の土砂災害対策をはじめとした防災・減災に高いストック効果を有する事業を着実に推進していく必要がある。

### ③生活と経済を支えるエネルギー・通信の確保、停電・通信障害時の対策強化

昨年9月の北海道胆振東部地震によるブラックアウト、今年9月の台風15号による千葉県を中心とした大規模停電は、生活と経済を支えるエネルギー・通信の重要性を改めて認識させた。台風15号による災害では、被害の全容把握や行政機関の間の情報共有、連携等への課題も指摘された。事前の被害想定や対応に関する検証とともに、停電の長期化・広域化により通信障害が生じた場合を想定した防災計画（行政機関の連携体制、情報収集・発信等）を検討し、取組を強化することが重要である。あわせて災害時にもエネルギー・通信が確保できるよう、官民が全力をあげて対策を進めることが必要である。

政府は重要インフラの緊急点検を踏まえ、電力について、運用面での対策でブラックアウトの再発を防止できるとした上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、公共施設などの重要インフラへの自家発電設備の設置促進、

## 7. 事業 (3)意見活動

地域をつなぐ連系線の強化、電力供給の強靱性についての定期的な検証等を推進するとした。燃料については、ガソリンスタンドや油槽所への非常用電源の設置、病院などの重要施設の燃料備蓄の充実等を課題にあげた。さらに、通信については、携帯電話基地局の迅速な応急復旧のための車載型基地局等の増設、高齢者世帯等に確実に避難勧告等の情報を提供するための戸別受信機等の配備促進、訪日外国人客への避難情報等の提供に資する多言語音声翻訳システムの高度化などの対策を掲げた。これらの国土強靱化対策に盛り込まれた取組を着実に進め、災害に強い電力・燃料の供給網、通信インフラを構築することが重要である。加えて、上下水道や電力・ガス・通信等の埋設管の耐震化や共同溝の設置等について、関係先と連携して推進していくことが不可欠である。

また、民間における自家発電機や衛星電話といったエネルギー・通信の確保等に向けた設備投資については、中小企業の事業継続力強化に向けて税制上の支援が設けられたところであるが、民間全体における対策促進のために対象の拡大や支援の強化を図ることが必要である。なお、台風15号では、倒木や飛来物が大規模な停電、建物被害の一因と指摘されており、風害を防ぐための国民に対する一層の注意喚起も求められる。

### ④下水道施設等の浸水対策・耐震化の推進

都市機能が高密度に集積した首都圏において下水道管渠が被災した場合、経済活動や住民生活等に甚大な影響が発生する恐れがある。近年、気候変動の影響等を背景に、台風、集中豪雨、局地的大雨など施設の計画規模を上回る降雨が頻発し、内水氾濫の発生リスクが増大しており、下水道施設の整備によるハード対策と内水ハザードマップの公表やリアルタイムの情報提供等のソフト対策の両面から浸水対策を加速させる必要がある。また、首都直下地震の被害想定では、地震直後に管路やポンプ場、処理場の被災により、東京圏では数%から約1割、東京23区では約1割の需要家で下水道の利用が困難となり、利用支障の解消には1か月程度を要することが予想されている。特に、東京23区では多くの需要家が利用困難になる中で、仮設トイレ等の数量も限りがあることから、首都直下地震が発生した場合における下水道管渠の被害を抑制し、都市機能の継続的な確保を図るため、下水道管渠等の施設の耐震化を強力に推進していく必要がある。

### ⑤地下街、地下駅等の浸水対策、耐震化の推進

地下街は設備の老朽化が進んでいることから、都内のみならず全国的に防災・安全対策を推進していく必要性が指摘されている。地下街は一度停電になると昼間であっても採光が困難であるため大きな機能支障が発生する懸念や、施設管理者から利用者に対して適切な避難誘導がなされない場合等の被害の拡大、心理的な側面でのパニック助長など、地下空間に由来する懸念が指摘されている。

国土交通省は2014年に「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、地下施設の整備・更新に必要な考え方や技術的な助言、避難経路の検証方法や対応方策の検討方法を提示している。

地下街は多くの通行者が利用するなど都市機能として不可欠な施設であり公共性も有することから、管理者等に対するガイドラインの周知や防災対策のための計画策定の促進、耐震化や揺れによる非構造部材（天井パネル、壁面等）の落下対策、水漏れ・浸水・火災対策等に要する経費面での支援など、地下街の安全対策に資する支援等に一層取り組まれない。また、地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等は、出入口やトンネル等における対策を推進していく必要がある。

加えて、近年、局地的大雨が多発している。ゲリラ豪雨とも呼ばれるこうした現象は、いつ、どこで発生するか予測が困難であり、あらかじめ備えるのは難しいが、都市部において、道路等の冠水や停電、住宅の浸水被害が発生し、経済的な影響への懸念を指摘する声もあることから対策が必要である。

### ⑥陸・海・空の主要な交通施設の強化

(道路橋梁、鉄道施設、東京湾の重要港、羽田空港等)

災害の被害を最小限に抑えるには、防災拠点や他県等との連絡、迅速な救出・救助活動、緊急支援物資等の輸送に重要な役割を担う緊急輸送道路が、発災時でも機能することが極めて重要である。国土強靱化対策では、2020年度までに道路について土砂災害の危険性が高い約2000箇所への対策をはじめ、冠水、越波、電柱倒壊・停電、豪雪等に向けた取組を集中的に実施するとしており、こうした取組をできるだけ早期に完了することが必要である。

また、首都圏の鉄道施設が被災すれば、都市機能が麻痺することが懸念されることから、鉄道施設の耐震化、浸水対策を進め、災害時でも出来る限り安全・安心を確保し、早期の運転再開につなげていくことが重要である。特に、水害について、地下駅・電気設備等の浸水対策、橋梁の被害や隣接斜面の崩壊への対策が重要である。台風等に伴う計画運休については、国土交通省は7月に情報提供のタイミング・内容などを予め定めたタイムラインを作成するよう鉄道各社に要請したが、並行して鉄道各社や地方公共団体等の関係機関と連携し、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては、鉄道事業者間の振替輸送が行われない場合もあることについて、社会的理解の醸成に努めることが必要である。

さらに、首都圏4千万人の生活と産業を支える東京港をはじめ東京湾の重要港は、震災時の緊急支援物資の輸送や被災者の避難、また、震災時にも首都圏の経済活動を支える貨物の輸送などに重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備や高潮対策を進めていく必要がある。また、東京港では、コンテナ車両の集中などにより、平時においても青海縦貫線で渋滞が頻発している。2020年7月完成を目指して取り組んでいる東京港臨港道路南北線をはじめ、道路ネットワークを着実に整備し、輸送力強化を図ることが重要である。

一方、羽田空港も同様に緊急支援物資の輸送拠点として極めて重要な役割を担う。滑走路等の耐震化、液状化対策を早急に行う必要がある。また、昨年9月の台風21号では、各地の空港や港湾等の浸水が発生した。高潮や津波によって、東京湾の重要港や羽田空港などの重要施設の機能が失われぬようにする必要があり、耐震化、液状化に加え非常用電源・電気設備の浸水対策等を早急に完了すべきである。

#### ⑦無電柱化の推進

昨年9月の台風21号では、猛烈な風により福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府5県で800本以上の電柱が倒壊し停電が発生した。今年9月の台風15号でも電柱の倒壊や電線の切断が相次ぎ、大規模な停電が生じた。無電柱化の推進は、こうした発災時の電線類の被災や電柱の倒壊による停電、道路閉塞を防止するだけでなく、良好な景観形成や、安全で快適な通行空間の確保にも寄与する事業である。

無電柱化推進計画では、近年の災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人客をはじめとする観光需要の増加等を踏まえ、2020年度までに約1,400kmの無電柱化の目標が掲げられた。加えて、国土強靱化対策において、電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路のうち1,000kmについての無電柱化が盛り込まれた。また、東京都においても、今年3月に「東京都無電柱化推進計画」が改定され、これまで進めてきたセンター・コア・エリア（おおむね首都高速中央環状線の内側のエリア）内の路線に加え、環状七号線の内側エリアの路線や、区市町村庁舎や災害拠点病院等を結ぶ路線などで整備を進めることとしている。

しかし、東京23区の無電柱化率は8%と海外主要都市と比較して依然として低い状況にあり、推進への課題として多額の費用を要することが指摘されている。そのため、無電柱化の目標達成に向けては、新たな整備手法の積極的な活用など低コスト化の徹底、国・地方公共団体・電線管理者間の適正な費用負担配分の維持、関係先との連携強化による事業期間の短縮、国民への周知等を図ることが重要である。

加えて、既存の道路における無電柱化は、工事が長期にわたることなどから、地域住民の理解と協力が不可欠である。近年、まちづくりの観点から地域住民の発案による無電柱化の事例があることから、このような事例を周知展開することにより、民間発案による無電柱化の水平展開に向けた取組も検討すべきである。

#### (3) 災害リスクの認知度向上、自助・共助の促進

防災・減災対策は、重要インフラの整備・補強などハード対策と、個人や企業が災害リスク情報をしっかりと把握し備えるソフト対策、すなわち自助・共助の取組を両輪として推進していくことが極めて重要である。国土交通省には、国民や企業に対する継続的な情報提供や啓発活動により、災害リスクの把握をはじめとした下記の取組を促進することが必要である。当所としても、中小企業の防災・減災対策の促進に向けて自ら行動するとともに、国土交通省、関係先に最大限の協力を行う所存である。

- ①ハザードマップ等災害リスクの認知度向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6頁
- ②大規模な風水害の際の広域避難の検討、訓練等の実施・・・・・・・・・・・・ 〃
- ③企業、地方公共団体等におけるBCPの策定、訓練の促進・・・・・・・・・・・・ 7頁
- ④タイムライン（事前防災行動計画）を活用した防災行動の周知・・・・・・・・ 〃
- ⑤気候変動等による降雨量の増加を踏まえた治水計画の見直し・・・・・・・・ 8頁

#### ①ハザードマップ等災害リスクの認知度向上

防災対策の第一歩は、首都直下地震や大規模な風水害は必ず起きますと肝に銘じて、国や地方公共団体の災害リスク情報を、各人がしっかりと把握することである。また、防災対策で最も重要なことは、個人や企業、さらには地域全体が「自助・共助」の意識をもち、主体的に行動することと考える。

一方で、今年3月に実施した当所会員へのアンケートにおいて、事業所所在地の災害リスクの内容を認知しているか尋ねたところ、「内容を（概ね）知っている」は47.6%と半数に満たなかった。また、自社の防災・減災対策にハザードマップを活用している企業は19.3%に留まった。

首都直下地震の発生が今後30年間で70%という高い確率で予想され、毎年のように各地で風水害などの自然災害が発生している中では、官民ともに危機感を持って防災・減災対策を進めなければならない。国土交通省のリーダーシップの下、地方公共団体における洪水や土砂災害、液状化等に関するハザードマップの作成・公表を促進するとともに、国民や企業に対する継続的な情報提供や啓発活動により、災害リスクの把握、自助・共助の意識を向上させていくことが必要である。

また、今年8月、九州北部を襲った記録的な大雨では工場からの油流出が発生した。同工場では、建物のかさ上げなどの水害対策を行っていたが、その想定を超える浸水となり、油が流出したと報道されている。国土交通省には、危険物施設に限らず事業所、住宅等を含め、気候変動等により前例のない降雨が生じる場合も想定した水害対策を周知啓発していくことが望まれる。

#### ②大規模な風水害の際の広域避難の検討、訓練等の実施

## 7. 事業 (3)意見活動

近年、気候変動の影響等もあり、雨の降り方は変化している。日本における降雨50mm/h以上の発生回数では、1984年～1993年には年平均236回のところ、1994年～2003年には同256回、2004年から2013年には同313回、2014年～2018年には同318回と大きく増えている。今後、いつ、どこで大規模水害が発生しても不思議ではない。

水害からの避難の在り方については、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)等において示され、これらに基づいて、市町村(東京23区を含む)が避難勧告等の発令基準や避難計画等を検討・策定している。しかし、低地帯が広がっている首都圏において大規模水害が発生した場合には、広い浸水区域、多くの避難対象人口、浸水継続時間の長さ等から、これらの計画等では通用しない事態も想定される。

こうした状況を受け、国土交通省、内閣府、東京都をはじめ関係機関が連携し、昨年6月に「首都圏における大規模水害広域避難検討会」が設置された。本検討会において早急に、広域避難場所の確保、避難手段の確保・避難誘導など関係機関の連携・役割分担のあり方等について整理し、首都圏における大規模水害に対する広域避難の実装を推進することが必要である。

また、広域避難は企業活動にも大きな影響を及ぼす。今年3月の当所会員へのアンケートでは、大規模水害が予想される場合の広域避難に関して必要な施策として、「空振りに終わってもよいから早めに広域避難を勧める情報を発表して欲しい」(81.6%)、「立退き避難対象地域内の企業に対し休業を要請して欲しい」(21.0%)などが上がった。避難勧告や休業要請のタイミングについては、4割超の企業が「12時間以上24時間未満」が望ましいとした。こうした企業の声を十分に踏まえた計画策定、並びに国民や企業への様々な知見や情報の提供、周知啓発等が重要である。さらに、江戸川区など東京都江東5区は昨年8月、荒川、江戸川が氾濫した場合の広域避難計画をまとめた。こうした地方公共団体の計画策定や住民・企業等への周知について連携・協力していくことが肝要である。

### ③企業、地方公共団体等におけるBCPの策定、訓練の促進

大規模災害時にサプライチェーンを確保し経済的被害を最小限に抑えるためには、企業のBCP策定率を向上させることが極めて重要である。しかし、今年3月の当所会員へのアンケートでは、BCPの策定率は29.1%であり、特に企業規模が小さくなるにつれて策定率が低下する傾向にある。こうした実態等を踏まえ、政府は、中小企業の災害対応力の向上、事業継続力の強化に資するため、中小企業等経営強化法を改正し、BCP策定を含めた中小企業の事前対策を支援する施策を打ち出しており、こうした取組を広く周知し、活用を促進していくことが重要である。また、内閣府および中小企業庁等の策定ガイドの周知や、地方公共団体および商工会議所などの経済団体等が、特に中小企業・小規模事業者を対象とした策定支援講座を実施していくことが求められる。

他方、地方公共団体については、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う。地方公共団体が自ら被災した場合でも業務の継続性を確保していくことが求められる。しかし、消防庁の調査によると、昨年6月時点の地方公共団体におけるBCPの策定率は、都道府県で100%、区市町村では80.5%となっている。国土交通省には、区市町村、特に小規模な市町村における策定率向上のために、内閣府が2015年5月に策定した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等の周知や、ガイドに基づく研修会を引き続き実施していくことが必要である。

### ④タイムライン(事前防災行動計画)を活用した防災行動の周知

大規模水害の発災前から国土交通省や地方公共団体、交通事業者等の各主体が、迅速かつ的確に行動できるように、いつ、だれが、どのように、何をするのかを時系列に沿って予め整理しておくとともに、それぞれの主体がどのような対応を取るのかを把握しておくことが必要との考えのもと、国土交通省はタイムライン(事前防災行動計画)の策定を水害に関する重点対策の一つに位置付けている。2017年の「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画で打ち出した国管理河川の全ての沿川市町村(730市町村)で水害対応タイムラインの策定を完了し、続いて都道府県管理河川における水害対応タイムラインの策定支援を進めている。今後は、昨年12月の社会資本整備審議会「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」に盛り込まれた、住民一人一人の避難計画(マイ・タイムライン)・情報マップの作成促進や、避難勧告着目型タイムラインの対象災害の充実、災害時における防災行動とその実行主体を時系列であらかじめ整理する多機関連携型タイムラインの拡充を図ることが重要である。

### ⑤気候変動等による降雨量の増加を踏まえた治水計画の見直し

国や都道府県が管理する河川の治水計画は、原則として過去のデータに基づく降雨を前提に策定されている。気候変動の予測には幅があり想定は難しいものの、昨年、今年と西日本を襲った記録的な豪雨が将来頻発すること等を前提に、河川の最大流量、浸水想定区域等を再検討し、堤防の高さやダムのかさ上げ等治水計画を見直すことが必要である。

また、西日本豪雨では、河川の氾濫後に市町村から避難指示が発令されたり、発令後も住民の逃げ遅れが見られた。こうした事例を踏まえ、防災情報の意味が直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう災害発生危険度と住民が取るべき行動を5段階の警戒レベルを用いて示すことになった。気象庁や地方公共団体等関係機関は数字がもつ意味をくり返し丁寧に説明し、定着・普及を図る必要がある。

以 上

2019年度第18号  
2019年11月18日  
第723回常議員会追認

<提出先> 国土交通大臣政務官、国土交通省幹部等

<実現状況>

政府は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定し、事業規模7兆円に及ぶ防災・減災や国土強靱化の更なる強力な推進等を盛り込んだ。

## 19. 知的財産政策に関する意見について

中小企業にとって知的財産（知財）は、自らの付加価値の向上やブランドの確立に貢献する競争力の源泉である。人材・研究開発投資の成果であると同時に、次の投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。知財の創造・活用を促進し、わが国の競争力を高めるため、政府では、2003年に内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部を設置し、「知的財産立国」の名のもと、数多くの措置を講じてきた。

しかしながら、わが国の特許出願件数を見ると、10年前と比べ約▲20%と漸減傾向にあり、その勢いを欠いている。一方、世界に目を向けてみると、世界全体の特許出願件数がここ10年間で約170%と高い伸び率を示している。特に中国においては、積極的な産業政策を展開し、前年比11.6%増の154.2万件と、その勢いはとどまることを知らない。また、研究開発費や論文の被引用件数においても、米国や中国は日本をはるかに上回り、約10年で大きく水をあけられている。知財を活用した融資件数を比較しても、中国における2019年上半期の産業財産権（専利権と商標権）を担保とする融資額は、約9,200億円となっている一方で、わが国の融資実績は件数・額ともに少なく、低調となっている。また、コンテンツは芸術文化のみならず産業経済的にも重要であるが、わが国のコンテンツ市場の伸び率は世界の伸び率を下回っている等、実力を十分に発揮しているとは言えない。こうした事実から、わが国では、知財の創造・活用が十分に進んでいるとはいえない状況となっている。

知財の創造・活用をより一層加速させるためには、中小企業の実態に即した支援策を展開することや、知財権の取得・維持に係る負担を軽減しハードルを引き下げることに加え、中小企業の経営者が、知財権を取得することによるインセンティブを実感できるようにすることが極めて重要である。一方で、中小企業からは、取得した特許を基にビジネスをしっかりと守ることができていないという声が挙がっていることも事実であり、知財の保護を強化することや、知財の公正な取引を推進することもあわせて必要である。

中小企業が優れた技術を生み出し、自らの付加価値向上をはかることができれば、新たな取引先の開拓を行うことができるほか、中小企業と取引を行う大企業との結びつきも、より一層強固なものとなり得るであろう。オープンイノベーションを通じた付加価値創出を推進するためにも、知財の創造・活用・保護の促進を一連の政策課題として位置付けることで、大企業と中小企業の協業による価値創造を後押しすることも重要な視点である。

さらに、わが国の重要課題の一つである地方創生を加速させるためには、地域の中小企業が知財を活用して競争力を強化することが極めて有効な方策である。そのためにわが国として、中小企業が地域資源の活用や国際市場への展開に積極的に取り組むことができる知財環境の整備のほか、中小企業の知財経営を担う人材の育成を後押しすることが不可欠である。

これらの基本的な考え方のもと、政府におかれては、知的財産推進計画2020に、以下の施策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。商工会議所としても、地域や中小企業の知財の創造・活用に向けて自ら行動するとともに、政府、関係先に最大限の協力を行う所存である。

### 記

#### I. 知財取引の適正化を

中小企業の知財の創造・活用をより一層加速させるためには、知財が人材・研究開発投資の成果として十分に評価され、適切に取引される仕組みを整備することで、中小企業が人材・研究開発投資に積極的に取り組むことができるようにすることが不可欠である。以上のことから、次の施策を講じられたい。

- (1) 2019年6月に公正取引委員会が公表した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態報告書」では、15,875社から726件の個別事例が報告されているほか、スタートアップ企業の知的財産やノウハウの吸い上げ調査についても2020年に公表予定となっている。また、価値創造企業に関する賢人会議（中間報告）では、知財・ノウハウの保護等が新たな取引適正化の重点課題として取り上げられている。こうした報告からも読み取れるように、人的・資金的リソースに乏しい中小企業やスタートアップ企業では、訴訟にかかる費用負担の大きさ

## 7. 事業 (3)意見活動

や今後の取引関係を考慮し、訴訟提起を見送り、泣き寝入りをしている事例が数多く存在している。中小企業やスタートアップ企業の積極的な知財取得・利活用を推進するためには、知財の公正な取引の強化が不可欠である。こうした事情を踏まえ、例えば、以下のような断固たる措置の実施や新たな検討が早急に求められる。

- 下請代金支払遅延等防止法第4条を改正し、親事業者の禁止行為に「不当な知財取引」を追加
- 不当な知財取引を行う企業に対して企業名を公表する等、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインの拡充
- 振興基準（下請中小企業振興法第3条第1項）に新たに追記された「知的財産・ノウハウの保護」について、実効性を伴う指導・助言の展開
- 知財に関する契約のひな形・ガイドラインの提示および専門家相談・派遣制度の創設
- 知財に係る取引条件改善の促進に対応する取引調査員（知財Gメン）の効果的な活用

### II. 模倣品・海賊版への断固たる取り締まりを

わが国の産業財産権を保有する企業のうち、2017年度に模倣被害を受けた企業数は、11,643社（全体の7.0%）となっている。企業活動のグローバル化やインターネットを活用したビジネスが増加するなか、中小企業からは、自社の製品やサービスに関する模倣被害の事例が数多く挙がっている。また、昨今の国際的なサイバー攻撃・テロは、わが国を脅かす存在となっている。こうした環境のなか、わが国の国際競争力を高めるためには、中小企業の海外展開を後押しすると同時に、国内外問わず安定した知財等の保護を受けられるような体制の構築が不可欠である。以上のことから、次の施策を講じられたい。

- (1) PCT国際出願の件数が2018年に過去最高（2009年から約6割増）となり、国外での知財戦略の重要性が一層増しているなか、外国出願や海外での先行出願の調査を実施することは、係争や模倣リスク未然に防ぐ有効な手段となり、外国での販路拡大のためには欠かせない。こうした背景を踏まえ、中小企業の海外展開を後押しするために、外国出願に関する相談体制を強化すること。
- (2) 外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）については、公募期間の延長、採択企業数の拡大を行うと同時に、本事業ならびに各自治体等における国内外の出願支援補助金について、受付は通年で行い、予算確定後、直ちに利用できるようにすること。また、海外での先行出願調査について、戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業の活用を中小企業に広く促すこと。
- (3) 模倣品等の取り締まりはもとより、被害を受ける中小企業に対しては、外国における侵害の早期発見、侵害先への警告、警察への被害届の提出、税関への差押え請求、裁判所への提訴、民間交渉等における在外公館やジェトロの積極的な関与等の支援を強化すること。
- (4) 昨今、サイバー手段による知財や技術の窃盗等、国際的なサイバー攻撃・テロに関する脅威が高まっており、わが国を脅かす存在となっている。こうした脅威に対して、政府として、技術流出対策の制度面を含めた検討や、機微技術管理を念頭に置いた研究開発環境の創出についての検討を行うことが早急に求められる。同時に、政府・民間企業を問わず、わが国全体としてサイバーセキュリティ対策の強化を推進するとともに、被害を防止するための指導や支援等を広く中小企業にも展開することが期待される。

### III. 中小企業の知財創造・活用の促進を

2019年4月に施行した中小企業の特許料金の一律半減制度は、中小企業のイノベーションを促進するための大変有意義な方策である。このような中小企業の知財創造・活用を促進する支援策は多岐にわたり、有益な制度や支援策が設けられているものの、中小企業のすべてが、これらを十分に活用できているとは言い切れないのが実情である。例えば、中小企業のなかには、自ら知財戦略を構築することができる企業や、知財総合支援窓口等の支援機関や支援制度を活用することができる企業が存在する一方で、知財は自社のビジネスに関係ないと考えている企業や、そもそも知財について全く意識をしていない企業も存在する。一言に中小企業といえども、その実態は様々である。

前者のような、知財を積極的に創造・活用しようと試みる中小企業はもとより、後者のような、知財への関心が低い中小企業に対して知財の創造・活用を促し、裾野を広げるという観点からも、知財権取得・維持に係るコストや煩雑な手続き負担の存在は、権利取得意欲を削ぐ大きなボトルネックとなっている事実は否定できない。

今後、中小企業の知財の創造・活用を加速させていくためには、上記のような状況を念頭に置きながら、関係省庁・機関等と連携を強化し、それぞれの企業の実態に合ったきめ細かい支援を行うことのほか、権利取得手続きのハードルを引き下げる多面的な後押しや、入口（技術開発）から出口（出願）までの一貫した支援体制の構築を行うことが必要不可欠である。以上のことから、次の施策を講じられたい。

#### 1. 中小企業の知財創造・活用を促進する体制強化を

- (1) 「中小企業の特許料金の一律半減制度」について、更なる制度活用を促すため、全国津々浦々におい

- て本制度や特許取得の経営上のメリットを分かり易く周知啓発する説明会を継続的に開催すること。
- (2) 中小企業の新たな出願層を開拓するという観点から、知財総合支援窓口における支援体制の強化を行うことは、極めて効果的である。中小企業の自発的な出願を促すためには、実際に出願手続きを経験することが必要であることから、例えば、知財総合支援窓口で電子出願や手数料の納付といった直接的な支援を可能とする等、中小企業の本人出願を支援する体制を強化すること。
  - (3) 知財への関心が低い中小企業や、幅広い業種の中小企業へ裾野を広げるという観点から、特許に関わらず、意匠権や商標権等の活用を促進することは効果的な手段である。また、他社による模倣がされにくく、いざという時に権利の行使がしやすい強力な特許を取得するためにも、様々な知財権を組み合わせた知財ミックスを行うことは効果的であることから、中小企業向け特許料金の一律半減制度と同様の制度を実用新案・意匠・商標の各知財権にも導入すること。
  - (4) 2019年4月より特許減免申請の際の証明書類が不要となったが、あわせて審査請求、早期審査等の申請においても、例えば特許出願と同時に審査請求、早期審査を行う場合、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、一括申請ができるよう改善（例：該当事項にチェックを入れる方式等）するとともに、申請要件等については宣誓※に変更し、添付を要する証明書類を削減すること。※米国では、申請書類に中小企業である旨を宣誓（該当の要件項目にチェック）すれば、費用減免の対象になる。ただし、虚偽申告（宣誓）の場合は、権利行使不能や取り消される場合がある。
  - (5) 「かんたん願書作成」について、特許庁ウェブサイトには手順が記載されているものの、解説ページの構成・階層の複雑さやハイパーリンクの多さ等の理由から、手順を理解することが非常に困難となっている。また、「かんたん願書作成」ソフトと「インターネット出願」ソフトが別々の環境で運用されており、インターネット出願に必要な電子証明書の取得については特許庁とは別の法務省の所管となっていることから、非常に活用しにくいシステムとなっている。2018年電子出願制度に関する調査研究報告書（特許庁）においても、電子証明書やエラーメッセージ関連の改善要望が高くなっている。こうした状況を踏まえ、かんたん願書作成ソフト自体の煩雑さを解消することはもとより、インターネット出願の手続きを抜本的に改め、中小企業の活用を促進するという観点から、電子証明書の取得を不要とすること。
  - (6) 特許料等の手数料の納付手続きは6種類 存在するが、いずれも購入・登録等の事前手続きが大変煩雑となっている。例えば、現行の税金や健康保険料、公共料金の納付と同程度となるよう、事前手続きを廃止すること。
  - (7) 各種減免制度に加え、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金や戦略的基盤技術高度化・連携支援事業における知的財産権等関連経費の活用を促す等、企業の知財権取得に向けた多面的な後押しを行うこと。また、補助対象経費の範囲を、出願手数料等を含むよう拡充すること。
  - (8) ベンチャー企業対応スーパー早期審査について、実施関連出願かつ外国出願でない場合も、中小企業・小規模事業者が対象になるように要件を緩和すること。
  - (9) 創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築等支援事業（ベンチャー知財支援基盤整備事業）の実施にあたっては、ベンチャー企業に限らず、中小企業・小規模事業者も支援を受けられるように対象を拡大すること。
  - (10) 国内のビジネス関連発明の特許出願件数について、2000年の出願ブーム後の減少傾向は2012年頃から増加に転じており、2017年は約9,000件の出願となっている。その背景としては、「モノ」から「コト」への産業構造の変化や、スマートフォン、AI、IoTの普及が想定されるが、こうした出願内容の多様化を理由に、審査官が参照しなければならないデータが膨大化している。企業が効果的な知財戦略を展開するためには、迅速な審査結果のフィードバックが不可欠であることから、審査の際のAIやITの活用をより一層加速させること。
  - (11) 商標出願について、製品サイクルの早い現代ビジネスにおいては審査期間の短縮は非常に重要な観点であり、近年増加傾向にある中小企業の出願状況を踏まえ、迅速かつ正確な審査体制を構築すること。

#### IV. 知財金融や税制を活用した中小企業の知財創造・活用の後押しを

中小企業の知財創造・活用をより一層加速させるためには、経営者が知財権を取得することによるインセンティブを実感できることが極めて重要である。そのためには、知財金融や税制等、企業の経営に直結する直接的な支援策を整備することが求められる。以上のことから次の施策を講じられたい。

##### 1. 金融面からの後押しを

- (1) わが国における知財を用いた金融支援は、知財の価値評価の困難さや債権回収リスク等を理由に、活発に行われているとは言えない状況にある。今後、資力の乏しい中小企業が、知財を用いた資金調達を積極的に行うことができるようにするためには、金融支援を強力に促進することが必要である。その取り組みの一環として、例えば、以下のような内容が考えられる。
  - 政府系金融機関による低金利貸付や無担保・無保証貸付を可能とする「知財公的融資制度」の創設

## 7. 事業 (3)意見活動

- 信用保証協会に「知財特別枠」の創設
  - 貸し倒れ時の債権を保証するための知財運用基金の創設
  - 中小企業の経済的負担を軽減する観点から、民間融資の際の信用保証料補助制度の創設
  - 政府系知財ファンドの創設
- (2) 知財に関する目利き力の強化に向けて、金融機関に対する人材育成や専門家との連携支援等の取り組みを強化すること。また、融資金額や金利水準、返済期間等の観点から、現状の知財金融の実態について分析を行うこと。
- (3) 2018年度に実施した知財ビジネス評価書利用金融機関アンケートによると、知財ビジネス評価書を用いた融資総額は5年間の合計で約43億8,000万円に過ぎない。実際の融資件数・融資金額を増加させるために、金融機関の更なる理解を深めること。
- (4) 中国における2019年上半期の産業財産権（専利と商標権）を担保とする融資金額は、約9,200億円となっている。中国における知財を担保にした融資を研究し、わが国における知財金融の拡大に向けて取り組むこと。
- (5) 知財の流通市場や大学TLOは、知財とビジネスをつなぐサービスを提供することで知財の評価・流通を実践している。米国や中国では、知財の事業価値への寄与（売上利益向上）に加え、企業価値への寄与（株価・企業の成長力の向上）への認識があることから知財の価値が高いとされているが、わが国では「価値ある知財」が自然に集積する状況には至っていないという調査分析もある。価値ある知財そのものの流通を促すことで、企業がライセンス収入を得て次の投資を行えるようにするとともに、その知財を活用した企業が新たな技術を生み出すためにも、諸外国の例を参考にしながら、知財の流通促進について検討すること。

### 2. 税制面からの後押しを

- (1) 中国における国の補助制度や優れた知財を有する企業への税制優遇制度等を参考に、出願奨励策を充実させること。
- (2) 中小企業の知財権の国内保有の推進や、創業ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知財権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。
- (3) 研究開発税制のオープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）では、中小企業者に支払う知財権の使用料がある場合、特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できるが、本制度がより広く活用されるために、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善をはかること。

## V. 知財による地域中小企業の競争力強化を

わが国にとって、地方創生を加速させることは重要な課題の一つであり、そのために最も有効な方策は、地域の中小企業の競争力を強化することである。知財を活用して付加価値の向上やブランドの確立をはかることで、新たな需要を掘り起こし、次の研究開発投資に向けた収益を獲得することは、中小企業の競争力そのものを強化する重要な経営戦略の一つである。そのためにわが国として、中小企業が地域資源の活用や国際市場への展開に積極的に取り組むことができる環境を整備することのほか、中小企業の経営を担う人材の育成を後押しすることが不可欠である。また、農商工連携の促進や、農産物輸出額の増加という観点から、農林水産省知的財産戦略2020に掲げられている施策を実行することも重要である。以上のことから次の施策を講じられたい。

### 1. 地域資源を活用した地域中小企業の競争力強化を

- (1) 各地域において産学連携推進の起爆剤とするべく、大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価をする一定期間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する取り組みを後押しする支援の拡充をすること（山口大学や徳島大学、東京大学TLOの特許開放モデルの展開）。
- (2) 都道府県・市町村が独自で、あるいは地方創生推進交付金等を活用して行う、販売支援に係る助成事業（マーケティング、販路開拓、見本市への出展の補助等）について、都道府県等は地域団体商標や地理的表示を取得した権利者を優先的に採択すること。
- (3) ドイツ（ナイフ）やチェコ（クリスタル）、インド（陶器）等、海外では伝統工芸品や地域の工業製品が地理的表示保護制度の対象となっており、わが国においても非農林水産品まで対象を拡大すること。
- (4) 地域団体商標について、その経済効果の分析と、更なる効果向上のための追加的な措置を検討し、実施すること。また、地理的表示保護制度の利用実績と経済効果を調査分析するとともに、その成功事例の横展開を強力に行うこと。
- (5) 2018年度に開始した福島知財活用プロジェクトでは、知財権の取得状況を問わず、自社のアイデア、技術やブランド等の活用を試みる企業等に対して事業創出のサポートを行っている。引き続き、

こうした事業の積極的な推進や、他地域への成功事例の横展開を実行すること。

- (6) 日本国内で開発された新品種の流出を防ぐため、新品種の海外への持ち出しを規制し、登録品種は自家増殖も含め許諾制とする改正種苗法を早期実現すること。同時に、改正内容を広く、丁寧に周知し、生産者の権利が適切に保護されるようにするとともに、利用者が許諾を得やすく、生産者に過度な負担とならないようにすること。
- (7) 和牛の受精卵や精液等の遺伝資源の海外流出を防ぎ、適正な生産・流通・利用を確保するための法案（家畜遺伝資源不正競争防止法案・家畜改良増殖法改正案）について、早期の成立を実現し、中小企業や生産者に分かりやすく周知するとともに、適切な契約締結に関する普及・啓発を行うこと。
- (8) 農商工連携による中小企業の新商品開発や販路開拓等を推進するため、商標等の知財権の効果的な活用についての普及・啓発はもとより、権利保護に関する意識醸成をはかること。それぞれの事業者が、自らの権利を適切に保護できるような環境整備に向けて、省庁横断的に多面的な検討を行うこと。

## 2. 地域中小企業の国際競争力強化を

- (1) 中小企業にとって国際認証の取得に係る費用負担は大きく、海外展開を躊躇する要因の一つとなっていることから、一部の自治体では、その地域の中小企業を対象に助成制度を設けている。政府は、全国の中小企業が国際認証（例えば、EUにおけるCEマーク等）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設すること。
- (2) ニッチ産業においてオンリーワンの技術を持つ中小企業が海外需要を取り込むことができるよう、各国間の規格・基準・規制の統一や調和をより一層推進すること。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準・規制の相互承認を推進すること。
- (3) 地方の中小企業へ標準化を普及させるために、東京等、主要都市で行われている説明会をインターネットで配信すること。

## 3. 地域中小企業を支える人材の育成を

- (1) 中小企業にとっては権利化のみならず、ビジネスモデルの構築が重要である。経営と知財の両面の知識を持ち、戦略を立案・推進することができる企業人材の育成プログラムを各都道府県で実施すること。また、中小企業が、知財リテラシーのあるOBを活用できるよう促進すること。
- (2) 知的財産管理技能検定の一層の周知を図り、資格取得に向けたカリキュラムを提供する等、知財管理人材を配置できるよう支援を行うこと。
- (3) 2018年度より8つの地域において地域コンソーシアムが開始し、教員が主体的に知財創造教育へ取り組むための環境整備に向けた検討が行われている。一方で、実際の学校教育の現場は多忙を極め、新たな教育要素が入る余地がなく、「知財創造教育」という言葉自体も十分に認知されているとはいえないのが実情となっている。こうした状況を踏まえ、まずは、「創造の楽しさ」を教える活動を進めるといことも一案と考える。少年少女発明クラブ等の学校外での活動も含め、内閣府の主導の下、小中高等学校からの知財教育を引き続き全国において展開するとともに、こうした知財教育を推進する人材育成について、強力に推進すること。

## VI. 日本のコンテンツの市場規模の拡大を

わが国のコンテンツ市場規模（2018年）は、12兆6,590億円と7年連続プラス成長を続けているものの、世界のコンテンツ市場規模はアジアを中心にわが国を上回るペースで拡大している。一方、わが国のメディア別市場規模に目を向けると、市場に占める割合が、これまでの書籍・雑誌等を中心としたパッケージ市場や、テレビ・ラジオ等を中心とした放送市場から、動画・音楽配信やオンラインゲーム等を中心としたネットワーク市場へシフトする動きが見られている。デジタル化が進み、あらゆるコンテンツをいつでも・どこでも利用できるようになったいま、わが国のコンテンツ市場規模を一層拡大させるためには、海外需要の更なる獲得に向けた環境整備や、海賊版対策を含む、市場構造の変化に対応した柔軟な施策が不可欠である。加えて、コンテンツ制作現場に適切な利益が還元されるよう取引環境を整備することが必要である。以上のことから次の施策を講じられたい。

### 1. コンテンツの海外需要獲得に向けた環境整備を

- (1) コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金については、コンテンツの制作期間が年度をまたいで複数年に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間を大幅に拡大すること。（例：令和2年度予算「戦略的基盤技術高度化支援事業」では、補助事業期間は「2年度または3年度」となっている。）
- (2) 中小企業の海外輸出を後押しするため、韓国では、2019年7月、海外進出時に最大のネックとなる費用調達問題の解決に向け、新たな保証制度の設置について公表した。わが国において同様の制度

## 7. 事業 (3)意見活動

を創設することについて検討を行うこと。

- (3) 新興国等では海外のコンテンツに対し規制等を設けているところがあり、わが国コンテンツ産業による事業活動を困難にしている。2019年1月には、中国で短編動画の検閲に関する新ガイドラインが公表され、100種類の動画内容に関する禁止ルールを発表した。政府は、各国における規制等の動向について、迅速に情報収集・提供するとともに、各国政府に対し、当該規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを強化すること。
- (4) クールジャパン戦略について、成功事例はもとより、失敗事例も含め、過去の戦略・手法についての検証・評価を行うこと。また、地方においてもクールジャパンを普及させるため、より効果的なPRの実施や、各地の地方創生に関連付けた施策の実行、アドバイザーの設置等を行うこと。
- (5) 2019年の訪日外客数は、前年比2.2%増の31,882,000人と、過去最高となっている。日本ファンを増やし、わが国のコンテンツ市場を一層拡大させるためには、既存のコンテンツの効果的な情報発信に加え、地域資源の磨き上げや地域食文化の提供、日本遺産の拡充等のインバウンド振興を積極的に展開し、総合的なアプローチを行うこと。
- (6) デジタル化が急速に進み、あらゆるコンテンツをいつでも・どこでも利用できるようになったいま、海外市場の開拓を一層進めるためには、既存のコンテンツ関連イベントに加え、各国の動画配信プラットフォームへの流通促進が有効な手段である。メタデータの提供等必要な手続きに対する支援に加え、こうした海外市場の開拓にあたっては、成功事例を積極的に展開することで、中小企業による海外市場開拓の促進をはかること。

### 2. 正規コンテンツの利活用を促進し、適切なコンテンツ創作環境の構築を

- (1) 2019年に改訂された放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等について周知啓発を強化すること。あわせて、制作会社がフリーランスの制作者を雇っている場合には、独占禁止法（優越的地位の濫用）に抵触しないように周知すること。様々な手段を通じて、コンテンツ制作現場の労働環境を改善し、制作者が適切な報酬を得られるように環境を整備すること。
- (2) 海賊版と知りながら著作権者に無断で漫画や小説等の静止画をダウンロードする行為や、海賊版サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトの取締り強化に向け、政府における議論を踏まえるとともに、産業界とも連携し、法制面・技術面を含め多様な対策が早急に求められる。一方、過剰な規制によって利用者を萎縮させないように留意しながらも、著作権の侵害を抑止できるような、実効性のある環境整備に取り組むこと。
- (3) アニメーター実態調査2019によると、20～34歳の若年層における平均収入が、他産業と比べて相対的に低くなっている。わが国として、競争力を持った作品を継続して創作するためには、制作段階における支援強化に加え、制作者が安心して制作に取り組むことができる環境を整備し、産業界自体の魅力度を向上させることが不可欠である。この点、韓国では、作家200人が利用可能な空間と、関連企業40社が入居可能なオフィスのほか、専用の賃貸住宅地を設立する「Web漫画融合センター」を2022年までに設立することを目標に掲げる等、漫画産業発展のための強力な後押しを行っている。諸外国の例を参考に、わが国においても、安定した創作環境の整備を行うこと。
- (4) 2020年に本格稼働を予定している「ジャパンサーチ」について、2019年1月からの試験運用を踏まえ、中小企業にとっても使いやすいように適切に運用すること。
- (5) 政府では、「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施し、特にフリマアプリやSNS等の使用頻度の高い若年層に対する啓発活動を行っている。こうした活動を中小コンテンツ事業者にも積極的に展開するとともに、著作権を含む知的財産権法の説明会を継続して行うこと。
- (6) コンテンツの創作や流通販売に関連する技術が目まぐるしく進歩するなか、中小コンテンツ事業者がソフトウェアをはじめとする最新の技術を導入し活用できるよう支援すること。

### 3. 新型コロナウイルスの影響に対する適切な支援を

新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響が、映画や雑誌、イベント、アニメ制作等、コンテンツ産業全体に及んでいる。大企業に比べ、経営資本に乏しい中小企業においては、コンテンツの公開・放映等の中止・延期によって、資金回収が困難になった場合、事業が継続できなくなる恐れがある。ついては、コンテンツ産業の持続的な発展および保護のため、影響を受けた企業に対する適切な支援を行うこと。

## VII. 知財紛争における紛争処理能力の強化を

知財の創造・活用をより一層加速させるためには、知財が人材・研究開発投資の成果として十分に尊重され、適切に評価される仕組みを整備することが不可欠である。しかしながら中小企業からは、取得した特許を基にビジネスを守ることができていないという声が挙がっているのが実情である。

こうした背景を踏まえ、改正特許法（令和元年5月17日法律第3号）が成立し、査証制度の導入や損害賠償額の適切な水準への引き上げに向けた措置がなされた一方で、多くの中小企業にとって、未だに訴訟提起自体へのハードルが非常に高いのが現状である。実際に、侵害を認識しているものの、訴訟に踏み切るには侵害の立証や代理人費用等の経済的負担が必要となるほか、貴重な人材や時間が割かれてしまうことから、訴訟提起を諦め、その分売上を確保できるように営業活動を継続するほかない、といった声が聞かれる。資力の乏しい中小企業や、そもそも資金力のないスタートアップ企業等を含め、知財紛争処理システムの在り方を検討するにあたっては、制度を利用するすべての者が利用しやすいものになることを念頭に置く必要がある。

中小企業が知財紛争処理に求めるのは、特許等の価値が、裁判において適切に評価されるとともに、知財侵害の際の訴訟提起が容易になることを通じて、透明性と納得感の高い結果が得られることである。以上のことから、次の施策の実現を求める。

#### 1. 訴訟提起へのハードル引き下げを

- (1) 知財訴訟における弁護士費用や調査費用、損害賠償請求・差止請求のための手数料等、費用負担を補助する補助金を創設すべきである。
- (2) 訴額に比例した裁判費用は、中小企業が多額の損害賠償額を求めて訴訟提起することを難しくしている。例えば、訴額が3億円の訴訟を提起する場合には、一審だけでも手数料として92万円を裁判所に納付する必要があることに加え、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、更なる手数料の納付が求められる。また、差止請求については、訴額算定の計算根拠に用いられる「被告の訴え提起時の年間売上推定額」や「被告の訴え提起時の推定利益率」等について、訴訟提起前には原告側にその算定資料が十分揃っていない。さらに、差止請求とは別に、差止仮処分についても、印紙代は2,000円と低額な一方、一定程度の保証金を供託する必要があり、資金繰りに余裕のない中小企業にとっては訴訟提起を留まる一つの要素となっている。こうした観点から、提訴手数料の低額化・定額化をはかること。
- (3) 弁護士費用について、高度に専門的・技術的であることから、債権回収を目的とした一般的な訴訟に比べ、弁護士費用は3.5倍程度かかるとの調査結果が出ている。中小企業が侵害の対応に苦慮している実態を踏まえ、特許権者が侵害者を訴える場合に限り、敗訴侵害者の負担となるように特段の措置をとることで民法の原則の例外とする等の措置を講ずることが必要である。わが国にはない権利の目減り分を補う仕組みが求められる。
- (4) 知財紛争処理システムの利便性を向上させ、その活用を促進するためには、ITの活用が有効な手段である。システム開発や設備の導入はもとより、裁判所における専門人材の増員、サイバーセキュリティ対策等を含め、IT化を推進するために必要な環境整備への後押しを行うこと。
- (5) 調停や仲裁等の裁判外紛争手続（ADR）は、従来より、活用促進に向けた検討が行われているものの、決して進んでいるとは言えない状況である。ADRの活用を促進するためには、裁判による知財紛争処理能力の強化を優先的に実行することが求められる。

#### 2. 証拠収集手続の更なる強化を

- (1) 中小企業からは、侵害者が生産現場で使用している製法に関する特許について、侵害事実を立証するための証拠収集が難しいという声が挙がっており、そのため実際に、中小企業を原告とする知財訴訟では、非侵害による原告敗訴が6割以上を占めている。改正特許法（令和元年5月17日法律第3号）では、査証制度が導入され、特許権侵害の可能性がある場合、中立的な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査ができるようになった。しかしながら、査証制度は訴訟提訴前には利用できないことから、上記「VII-1-(2)」に記載をしたような、提訴前における算定資料の収集が困難となっている。また、査証制度の法的な位置付けについては既存の文書提出命令等と同様、被疑侵害者が手続の執行を拒否した場合でも真実擬制に留まるものとしている。中小企業が侵害の証拠を十分に収集できるようにするとともに、見込み違いの提訴を防ぐためには、訴訟提起の前にも十分な証拠収集をできるようにすることが必要である。したがって、訴訟提起前にも査証制度を導入することを検討されたい。さらに、侵害の立証に必要な証拠を被疑侵害者に提出させるためには、査証制度に一定程度の強制力を持たせることも検討すべきである。
- (2) 知財訴訟においては、相手方当事者に対して自社の企業秘密等の情報を開示することに対する懸念が存在するため、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。訴訟に必要な証拠が適切に提供されるようにするためには、アトニーズ・アイズ・オンリー制度の導入について検討を行うべきである。ただし、論点が当事者でなければ判断ができないような高度に専門的な場合には、諸外国の例を参考に、被疑侵害者の企業秘密の保護、訴訟代理人の負担、原告の関与範囲等、バランスに配慮しながら検討が必要である。
- (3) 米国の裁判所では、法律上の論点について、第三者が提出した意見を参考にし、判決を下すことができるアマカス・ブリーフ制度が存在する。多角的な視点から裁判所が判決に関する判断要素を収集できるという観点から、例えば裁判所が必要と認める場合に限り、裁判所が意見募集できる制度の導入について検討するべきである。

### 3. 実損填補の概念を超えた損害賠償額の算定方法の導入を

改正特許法（令和元年5月17日法律第3号）では、①権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害を認定し、②ライセンス料相当額を増額（特許が有効であり侵害されたことが裁判で認定されたことを考慮）できる旨が明記された。

一方で、中小企業からは、他社特許であることを認識していながら、意図的に当該特許を侵害した模倣品を販売し、特許権者に侵害の事実が発覚した場合には、ライセンス交渉を行えばよいと開き直る企業がいるとの声が聞かれるほか、侵害判明後に、様々な理由を付けてライセンス交渉を引き延ばし、あわよくば特許を侵害したまま逃げ切ろうとする企業もいるとの指摘がある。さらに、中小企業が原告として、最終的に訴訟に踏み切った場合には、侵害企業が資金や人材等、中小企業の経営資源の乏しさを見越して裁判の長期化を図り、中小企業に訴えを取り下げさせようとする事例も聞かれ、わが国の中小企業は悪質な侵害行為を防ぐことができず、対応に苦慮している。米国や中国に目を向けてみても、懲罰的賠償制度の導入を進める等、積極的に権利保護を強化することで悪質な侵害行為を抑止している。一方で、どのような行為を悪質とするか、故意・害意の認定が困難であることから、米国や中国のように制裁的な賠償制度を設けるのではなく、利益を剥奪することで権利侵害に対するインセンティブをなくすという手法も有効と考えられる。これまでのような実損填補の概念を用いた損害賠償額の算定方法では、侵害者の手元に残る利益の存在は否定できず、いわゆる「侵害した者勝ち」の状況が生まれてしまう可能性がある。損害賠償額は知財の最終的な価値そのものであり、特にスタートアップ企業にとって知財は投資家からの資金調達のための重要な経営資源でもある。中小企業やスタートアップ企業の納得感をさらに高めるためには、侵害者側に侵害行為で得た利益が手元に残らないようにする等、損害賠償の額を適切な水準に引き上げるための方策を引き続き検討することが必要である。また、AI、IoT時代を迎え、企業活動が「モノの生産」から「サービスの提供」に変化してきているなか、モノの販売数量ベースで損害額を決める既存の算定方法以外の手法についても検討すべきである。

### 4. 二段階訴訟については裁判の遅延に留意を

特許権侵害訴訟においては、一般的に差止請求と損害賠償請求が併合して提起され、通常、両請求に共通する侵害論の審理が行われる。その後、侵害との心証が得られた場合には、更に損害論の審理を行い、両請求について同時に判決がなされているため、最終判決が得られるまで多大な時間を要している。

そこで、政府では、ドイツや英国を参考に二段階訴訟制度（差止請求訴訟と併せて損害賠償責任の存在のみを確認する訴訟が提起され、判決後、当事者間で具体的な損害額について交渉を行う）の導入について検討を行っている。検討にあたっては、侵害を巡る争いが最高裁まで上告される等、全体の裁判が遅延されることがないように、十分に留意する必要がある。

### 5. 国外における渉外事案への対応について検討を

特許権は属地主義の原則により、その効力は当該国の領域内のみで認められるとされる。しかし、企業活動のグローバル化が進むなか、海外で製造された模倣品が日本に流入し、販売される等、国境を越えた知財紛争は次第にその数を増やしており、今後、紛争経験のないわが国企業が、渉外的な紛争事案に巻き込まれる可能性も懸念される。

こうした背景から、例えばわが国の特許権を侵害する製品を外国企業が製造し、日本で販売している場合、直ちに特許権侵害を理由に差止めをすることができるか、また、改正特許法（令和元年5月17日法律第3号）で導入された査証制度において、日本企業が査証を拒否すれば真実擬制となるのに対し、侵害者が外国企業の場合は査証を拒否しても真実擬制とはならないのか等、国境を越えた係争への対処法について、検討することが必要である。

### 6. 審査品質の向上を

知財訴訟において無効の抗弁が提出された際に、37%の特許等が無効とされており、特許等の安定性への懸念を生んでいる。裁判において特許等の有効性が否定されることがないように、特許庁の審査体制や能力を一層強化し、確実な審査を行うべきである。

### 7. 特許訴訟が存在するOSSや特殊な制限事項を有するOSSコミュニティの公表を

ソースコードが公開されており、誰でも、使用や複製、改変等を行うことができるオープンソースソフトウェア（以下、OSS）は、開発コストやリードタイムの削減効果のほか、機能変更の容易さ等の柔軟性があり、現在ではソフトウェア、特に、AI開発の多くに活用されている。一方、OSSの活用にあたっては、各OSSに適用されるライセンス条件を遵守する必要があることに加え、OSSにも特許による保護が及ぶことから、第三

者特許の侵害リスクの存在は否定できず、実際にOSSに関する特許係争も発生している。また、非コピーレフト型と呼ばれるライセンスのように、ソースコードの開示を開発者に義務付けないOSSも存在するが、その利用に際して制限事項が設けられていることも多い。OSS活用にあたっては、利用者が特許調査を行うことのほか、特許プールに加盟することが推奨されているものの、経営資源の制約を受ける中小企業やスタートアップ企業にとって、これらを十分に実行することは難しく、特許紛争のリスクを抱えたまま開発・営業を行わざるを得ないのが実情である。こうした背景を踏まえ、係争中の特許訴訟、もしくは、特殊な制限事項の存在するOSSについて、例えば「特許訴訟が存在するOSS・特殊な制限事項を有するOSSコミュニティ」として特許庁のポータルサイト等に公表することが求められる。また、2011年11月まで「OSSライセンス関連情報」を掲載していた独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等と連携することも一案である。

以上

2019年度第19号  
2020年度常議員会追認予定

<提出先>内閣府知的財産戦略本部、経済産業省、特許庁等関係省庁、各政党 等

## 20. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う東京都への緊急要望～都内経済への影響を最小限に抑えるために～

### 【感染拡大に伴い、広がる事業活動への影響】

○日本商工会議所が行った調査（調査期間：2月12日～18日）では、新型コロナウイルスの感染拡大による経営への影響に関して、「影響が生じている（11.3%）」、「長期化すると影響が出る懸念がある（52.4%）」を合計すると、63.7%に達している。また、東京商工会議所（以下、当所）が行った調査（調査期間：2月20日～28日、3月19日公表予定）では、「影響が生じている」、「影響が出る懸念がある」を合計すると、実に75.1%に達している。その後の状況を鑑みれば、更に多くの企業で事業活動への影響が及んでいることが懸念される。

○加えて、業種を問わず多くの中小企業から、インバウンドや日本人客の減少に伴う売上減少、サプライチェーンの停滞による仕入れや部材供給への影響、イベントや展示会の中止に伴う影響など、新型コロナウイルスの感染拡大による事業活動への影響に関して悲鳴にも近い「生の声」が聞かれている。

○更に、東京都が2月中旬に実施した都内中小企業に対する緊急電話アンケートでは、「現在影響が出ている」と回答した企業が29.7%に上り、今後影響が出ると思うと回答した企業を合計すると、52.2%に達している。

○こうした状況を受け、当所では、政府・東京都の支援策を迅速かつ幅広く周知していることに加え、資金繰りに関する緊急相談会を実施するなど、中小企業の経営相談や雇用維持への支援に全力を挙げて取り組んでいるところである。

### 【影響を最小限に抑えるための支援策を】

○今般の新型コロナウイルスの感染拡大に関しては、情勢が刻一刻と変化し、時間の経過とともに企業活動への打撃が甚大さを増していくことが懸念されるなど、都内経済のみならずわが国経済にとって未曾有の危機とも言うべき状況である。また、経営者にとって目下の最大の不安は「先行きの見通しが立たない」ことである。

○こうした中、東京都は2月18日に補正予算案を編成するなど、感染拡大に伴う対策をスピーディーに打ち出しているが、都内経済への影響を最小限に抑えるために、緊急度や重要性が高い中小企業支援策を中心に、下記により要望する。

○なお、当所は東京都と引き続き緊密に連携しながら、今後も中小企業への影響を正確に把握し、適時適切な支援策をタイムリーに実施していく所存である。

記

#### 1. 中小企業の資金繰り支援

○新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動に影響が出ている企業が増加していることから、中小企業の資金繰り対策を迅速に行っていくことは、目下の最重要かつ喫緊の課題である。

○こうした状況に対して、東京都は緊急融資制度（新型コロナウイルス感染症対応緊急融資）を創設し、3月6日から申込受付を開始したところである。東京都が信用保証料を全額補助する本融資制度は、都内金融機関や経済団体など各種団体と緊密に連携し、幅広く周知することで利用を促進するなど、都内中小企業の資金繰りを強力に支援されたい。また、手続きを迅速に行うことで融資決定までに要する期間の短縮化を図られたい。

○加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急激な売上減少等により納税困難な中小企業に対して、法人事業税等の申告・納付等の期限の延長措置を講じられたい。

#### 2. 特に甚大な影響を受けた産業に対する集中的な支援

○宿泊・交通・旅行業などの観光産業や、小売業、飲食業・レジャー産業等のサービス業など、感染拡大により

## 7. 事業 (3)意見活動

需要が大幅に減退した産業や、感染拡大防止を目的に中止・延期を余儀なくされた展示会・イベント産業など、多くの産業で事業活動に甚大な影響が出ている。

○こうした産業に対しては、資金繰り等の経営支援に万全を期すことはもとより、新型コロナウイルスの影響が収束した後に需要を喚起するための取組や風評被害を防止するための対策を講じるなど、集中的かつ重点的な支援を実施されたい。

### 3. テレワークの活用促進

○テレワークは感染症予防等の安全対策はもとより、風水害に伴う計画運休時など災害時の事業継続にも有効である。一方、東京都が昨年夏に実施した調査で、都内企業のテレワーク導入率は25.1%であり、従業員300人以上の企業では41.2%であるが、従業員30人～99人の企業では19.2%と企業規模が小さくなるにつれて導入率は低下する傾向にあることから、特に中小企業における活用の促進が課題になっている。

○したがって、テレワークの導入に関する東京都の中小企業向け助成制度を幅広く周知していくことで、中小企業における活用を促進していただきたい。

○なお、「助成金は有効だが後払いであり、入金にも時間がかかるので、スピーディーさに欠けると思う」といった「生の声」が聞かれることから、手続きを迅速に行うことで受給決定までに要する期間の短縮化を図られたい。加えて、申請書類は郵送または持参で受け付けているが、事務負担の更なる軽減と感染症拡大防止の両方の観点から、電子申請の導入を実現されたい。

○また、テレワークの導入に際してノウハウやセキュリティ面での不安を抱える中小企業に対しては、コンサルティング等のきめ細かな支援を講じるなど、東京がテレワーク導入のリーディングケースとなるよう、これまでにない大胆な支援策を講じられたい。

### 4. 時差出勤、フレックスタイム制度など柔軟な働き方の導入促進

○東京都はかねてから企業や鉄道事業者等と連携し、通勤ラッシュ回避のために通勤時間をずらす取組である「時差 Biz」を実施している。この「時差 Biz」は、鉄道の混雑緩和による快適な通勤の実現、朝方勤務やフレックスタイム制度の普及・定着等に有効なことから、参加企業数は1,500社を超えている。

○「時差 Biz」はテレワークと同様に感染症予防等の安全対策にも有効なことから、幅広く周知していくことで、都内企業における時差出勤の導入をより一層促進されたい。

○また、フレックスタイム制度を導入している都内事業所は2割にとどまることから、導入要件（就業規則への規定、労使協定の締結等）等をより一層周知するなどして、制度導入を促進していくことも重要である。

### 5. 官公需や民間取引における工期・納期の柔軟な設定

○中小企業庁は3月3日に、各府省等、都道府県知事、人口10万人以上の市及び特別区の長に対して、官公需の発注に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、柔軟な納期・工期の設定・変更・迅速な支払いや適切な予定価格の見直し、官公需相談窓口における相談対応について要請した。

○深刻な人手不足の中で、本要請は非常に重要であるため、東京都の官公需に関してもその趣旨を徹底されたい。

○また、東京都から都内企業・関連団体への協力要請にも盛り込まれている通り、民間取引においても、柔軟な納期・工期の設定・変更・迅速な支払いや適切な予定価格の見直しを行っていくことが重要であることから、官民を挙げてその趣旨を徹底することで、多くの企業が柔軟に対応していくことが期待される。

### 6. 小学校等の臨時休業に伴う対応

○厚生労働省は小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援策として新たな助成金制度を創設する旨を公表した。このため、東京都は中小企業振興公社を含む相談窓口において、新たな助成金制度に加え、雇用調整助成金など国の助成金制度を周知するとともに、利用を希望する中小企業に対して労働局やハローワークを紹介するなど、きめ細かく対応されたい。

○保育所、放課後児童クラブは政府要請に基づく臨時休業の対象外であり、原則として引き続き開所していくことになっているが、放課後児童クラブに関しては、放課後児童支援員などスタッフの人繰りをはじめ、開所にあたっての支援を講じられたい。

### 7. 中小企業の新卒採用活動に対する支援

○2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動に関しては3月1日に会社説明会等の広報活動が解禁されたが、東京しごと財団の主催を含む官民の合同会社説明会や人材確保関連のイベントの中止が相次いでいる。

○したがって、東京しごと財団がWeb上での合同会社説明会や、新型コロナウイルスの影響が収束した後に合同会社説明会を開催するなど、中小企業を対象とした新卒採用支援を強力に展開されたい。

### 8. 展示会の出展経費の助成など売上回復に向けた支援

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い国内外の展示会が中止・延期になっていることから、「自社製品をPRする場がなくなり、出展料も返金されないので困っている」、「新しい情報や商材が手に入らず、売上に影

響が出ることを懸念している」といった「生の声」が多く聞かれている。

○こうした状況を踏まえ、東京都の「販路拡大助成事業」は、現状の直近決算期の売上高減少要件を緩和し、新型コロナウイルス感染症の影響で本年2月以降に売上高が減少した中小企業に対して、国内外の展示会出展経費を年間で複数回かつ全額助成するなど、支援内容の強化・拡充を図りたい。また、2月以降に展示会へ出展した際の出展料も遡及して対象とされたい。

#### 9. 中小企業のBCP策定支援

○当所が昨年3月に実施した調査では、都内企業のBCP策定率は29.1%にとどまっており、従業員30人～49人の企業では13.9%と企業規模が小さくなるにつれて策定率は低下する傾向にある。

○新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症対策に加え、首都直下地震や大規模風水害など今後の発生が想定されている大規模災害への備えを万全にし、たとえ感染拡大や大規模災害が発災したとしても都内経済・社会への被害を最小限に抑えるために、都内中小企業におけるBCP（事業継続計画）の策定をはじめとした取組の推進は、まさに喫緊の課題である。

○こうした状況を踏まえ、当所と東京都、東京都医師会の三者は相互に連携し、都内企業に対して、感染症理解のための従業員研修や感染症BCPの作成、風しん予防対策の推進を支援し、各取組に関する基準を達成した場合には東京都のホームページで紹介する「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」を実施している。

○また、東京都はBCP策定支援講座の開催や専門家派遣、BCPを実践するために必要な経費（※）の一部を助成する「BCP実践促進助成金」等の支援策を講じている。これらの支援策は中小企業のBCP策定に有効であり、感染症対策や大規模災害対策の両面で効果があることから、質・量ともに強化・拡充されたい。

○なお、東京都は昨年秋の台風第15号及び第19号に伴う計画運休時の状況を踏まえ、計画運休時の出退勤のあり方について公労使で実務者会議を立ち上げ、当所も参画しているが、こうした取組により官民連携のもとで首都・東京の災害対応力を高めていくことも求められる。

※助成対象事業：自家発電装置・蓄電池等の設置、災害発生時に従業員等の安否確認を行うためのシステムの導入、データ管理用サーバー・データバックアップシステムの導入、飛散防止フィルム・転倒防止装置等の設置、従業員用の備蓄品（水・食料等）・簡易トイレ・毛布・浄水器等の購入、水害対策用物品設備（土嚢、止水板等）の購入・設置、耐震診断など。

#### 10. 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた着実な準備

○東京都は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う都民の不安解消と都民生活の安全・安心の確保に向けた対策を強化するとともに、経済活動への影響を最小限に抑えるための取組を多岐にわたり推進している。

○こうした状況下ではあるが、都民・国民、更には世界中の人々が心待ちにしている東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた準備は着実に推進していただきたい。また、テレワークや時差出勤をはじめとした働き方改革にもつながる取組は大会の成功はもとより、レガシーとして社会に定着させていくためにも、引き続き官民を挙げて組んでいく必要がある。

○加えて、風評被害の防止やインバウンド需要の回復、また収束後の更なる誘客促進のため、海外向けプロモーションにも鋭意取り組まされたい。

○なお、当所はTDM（交通需要マネジメント）の推進や機運盛り上げをはじめ、大会の成功に向けた活動に組織を挙げて取り組んでいるが、今後も政府や東京都、大会組織委員会と緊密に連携し、時宜に合った取組を全力で推進していく所存である。

以上

2019年度第20号

2020年度常議員会追認予定

<提出先>東京都

## 21. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策に関する緊急要望～感染拡大防止の徹底と地域経済社会への影響の最小化に向けて～

日本商工会議所の3月の早期景気観測調査（調査期間：3月13日～19日）では、9割超の事業者において、「製品・サービスの受注・売上減少、客数減少」など、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営への影響（懸念を含む）が生じている。企業の業況感を示す全産業合計の業況DIは▲49.0と、東日本大震災発生後の2011年6月以来の水準に落ち込み、2月からの悪化幅▲16.4ポイントは、過去最大を記録した。

国内の感染拡大防止に向けた政府の自粛要請を機に、地域の経済社会活動は一段と制約され、自粛の連鎖により、幅広い業種の中小・小規模事業者の経営が危機的状況に陥っている。特に、観光関連産業などの需要が一瞬

## 7. 事業 (3)意見活動

で消滅したことにより、地域経済への影響は時間の経過とともに深刻さを増している。すでに新型コロナウイルス感染症の影響による倒産件数は19件(3月30日現在、帝国データバンク公表)発生している。収束まで長引けば、その営業損失は計り知れず、今後さらなる倒産・廃業の急増が懸念される。

現在、資金供給や雇用維持を中心とした2度にわたる政府の緊急対策が実行されているが、刻一刻と経営が悪化する事業者からの相談は急増しており、倒産や廃業を防止するため、さらなる支援体制の強化と施策の拡充が不可欠である。また、収束への出口が見えないことが国民や事業者の不安に拍車をかけており、政府においては、予断を許さない状況の中、改めて感染拡大予防を徹底するとともに、科学的根拠に基づく適切かつわかりやすい情報提供を通じ、国民や事業者の不安払拭を図る必要がある。爆発的な感染拡大を生じさせないためには、国民、事業者も緊張感を持って、感染拡大防止に向けた行動変容の必要性を認識した、官民一体の取り組みの徹底が不可欠である。

同時に、地域において感染拡大リスクが異なることを踏まえ、過度に活動が委縮することがないよう、地域の実情に応じた具体的な自粛基準などの早期提示が必要である。そのうえで、一定の収束が見通せた段階においては、経済のV字回復に向けた、国民や事業者の景気浮揚への期待を喚起する大規模な政策を大胆に実施すべきである。

この未曾有の困難に直面し、地域総合経済団体である商工会議所は、政府や地方自治体との連携をより緊密化させ、全国515商工会議所および124万会員等のネットワークを最大限活用し、地域における事業や雇用を守り、経済社会の底割れを防ぐため、引き続き強力に活動を展開してまいる所存である。3月6日に発出した緊急提言に続き、日本商工会議所・東京商工会議所では、政府の追加経済対策に関し、以下のとおり収束への時間軸に即した要望をとりまとめたので、政府におかれては、現場の中小・小規模事業者の実態や地域経済の窮状をご賢察いただき、下記事項を何卒実現されたい。

- 「Ⅰ. 倒産・廃業防止のための前例にとらわれない緊急対策」
- 「Ⅱ. 徹底した感染拡大防止の下、地域経済社会への影響を最小限に留める対策」
- 「Ⅲ. 経済のV字回復に向けた大胆な経済対策」

### 記

#### Ⅰ. 倒産・廃業防止のための前例にとらわれない緊急対策

各地域では、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた自粛の連鎖が発生し、相次ぐ予約・受注キャンセルに伴う急激な売上減少に直面している中小・小規模事業者は、事業存続の危機に瀕している。資金繰り支援、雇用調整助成金の拡充、休業補償などの2度にわたる政府の緊急対策が実行されているが、刻一刻と事態が深刻化する中、相談窓口への申込みが急増し、融資や雇用調整助成金の申請と実行に時間がかかるなどの問題が生じている。経営者の高齢化、後継者不在、二重債務などを理由に事業継続を諦めてしまう者が出てくることも想定される中、急増が懸念されるコロナ倒産や廃業を防止するためにも、政府支援策が遅滞なく広く行き渡る一層の体制整備とともに、以下のとおり支援のさらなる拡充を講じる必要がある。

また、新型コロナウイルス感染拡大は、サプライチェーンを毀損し、生産活動の停滞や部品の輸入遅延などの影響が深刻化している。こうした中で、経営基盤の弱い下請企業への親事業者からの一方的な取引停止やコストのしわ寄せなど不当な取り引きが行われないう、適正な取引環境の監督・整備には万全を期すべきである。

さらに、入手困難なマスクや消毒薬などは、国民の健康を守る医療従事者等に行き渡すべきものであるが、飲食・サービス業など、マスクなしでは営業が困難な事業者も多数存在し、マスクや消毒薬などの衛生用品の不足が事業継続の足枷となっている。マスクなどの取り扱い店などからは、一部の者による買い占めや販売に伴うトラブルが報告されていることから、大幅な生産体制の拡充支援とともに、必要な者に適切にマスクなどが行き渡るような管理体制を強化されたい。

#### 1. 資金繰り関連

##### (1) 中小・小規模事業者の事業継続に資する大胆な給付金制度の創設

政府・地方自治体等によるイベント等開催自粛要請や外出自粛要請、学校休業等、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた中小・小規模事業者に対し、事業や店舗等の継続に向け、大胆な給付金制度を創設されたい。

##### (2) 迅速な無利子・無担保融資の実行に向けた金融機関の機能強化

緊急貸付等の利用を希望する中小・小規模事業者は、相談予約が取れず、申し込みまでに時間がかかるなど、融資実行までの資金繰りに大きな不安を抱えている。すでに相談の現場では相当な努力が払われていると理解しているが、相談機能を強化するとともに、融資手続きの簡素化および融資実行の迅速化を図られたい。あわせて、民間金融機関の積極活用への後押しを強化されたい。

##### (3) 民間金融機関融資の実質無利子化・無保証料化等の推進

①第2弾の緊急対応策で措置された「特別利子補給制度」に倣い、新型コロナウイルス感染症の影響を特に受け

ている中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、民間金融機関の融資に係る当初3年間の利子および保証料を補填する制度を創設し、実質無利子化・無保証料化を実現されたい。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けている創業3カ月未満の創業者を支援するため、セーフティネット保証制度の対象を拡大されたい。

(4) 新型コロナウイルス対策マル経融資の全額利子補給制度等の推進

- ①新型コロナウイルス対策マル経融資への全額利子補給制度の創設

マル経融資は商工会議所等の経営指導員の経営指導を受けていることが条件であり、新型コロナウイルスの影響を受けた小規模事業者の持続的な経営や、収束後の経営改善に資することが大いに期待できる。小規模事業者の利用促進のためにも、第2弾の緊急対応策で措置された「特別利子補給制度」に倣い、全額利子補給制度を創設されたい。

- ②創業者（創業後1年未満の者を含む）に対するマル経融資への適用拡大

感染拡大防止に伴う外出自粛や企業の活動自粛等により、創業予定者が創業を断念するケースや創業間もない者が事業の見通しがつかなくなるなど、創業者に大きな影響が出ている。商工会議所等の経営指導員による伴走型の経営指導を受けながら資金調達を行い、早期に事業を軌道に乗せることができるよう、創業後1年未満の者を含む創業者に対してもマル経融資を適用されたい。

(5) 既往債務の条件変更や返済猶予等の柔軟な対応

- ①政府系金融機関および民間金融機関、信用保証協会等に対し、積極的な新規融資や返済猶予等の既往債務の条件変更、条件変更先への継続した資金繰り支援など、資金繰りの円滑化に向け柔軟かつ早期に対応されるよう要請されている中、同要請の対応状況をモニタリングするなど、その実効性を確保されたい。
- ②資金繰りに影響が出ている中小・小規模事業者が、金融機関から信用保証協会の保証付の既往債務の条件変更を受けの際、最終期限の延長部分の保証料負担により資金繰りにさらに悪影響が出ることが危惧される。そのため、既往債務の条件変更について、信用保証協会の保証料を免除、もしくは利子補給等を行うことで、資金繰りへの配慮をお願いしたい。
- ③既往債務の返済猶予等の条件変更を行った場合、将来的に新規借り入れ等に影響が及ばないよう、特段の配慮をお願いしたい。
- ④信用保証協会に対し、信用保証協会が求償権を有している中小・小規模事業者への資金繰り支援において、一律に拒絶するのではなく、可能な限り積極的に保証を検討・実行するように、再度周知徹底されたい。

(6) 二重債務の負担軽減

東日本大震災や熊本地震など、大規模自然災害等で被災した中小・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、二重債務となる場合の負担軽減措置を講じられたい。

(7) 国税・地方税の納税猶予、固定資産税の減免等

- ①売上の急減などにより、納税猶予措置の適用を希望する企業に対して、適用要件や申請手続きの緩和を図るとともに、延滞税等が課せられないよう配慮されたい。
- ②従業員の罹患などにより、国税・地方税に係る申告・納付等の期限の延長を希望する企業に対して、手続きの遅れなどにより、利子税等が課せられないよう配慮されたい。
- ③売上が激減した中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、土地・建物等に係る固定資産税の軽減措置を講じられたい。
- ④急激な売上減少などで欠損金が生じる中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、仮決算の中間申告による還付請求や、還付対象となる事業年度を前々期まで遡及できる措置などを講じられたい。
- ⑤店舗などを賃借している事業者においては、売上が急減する中、固定的に支払いが発生する賃料が負担となっている。物件オーナーが賃料の減免などの要求に応じた場合に、寄付金扱いしない、もしくは受贈益扱いしないことを明確化されたい。

(8) 社会保険料等の減免

社会保険料等（労働保険料や子ども手当の事業主拠出金等を含む）の納付が困難な中小・小規模事業者に対して、社会保険料等の減免、賃金減額に伴う標準報酬月額等の即時改定、社会保険料率の一時的な引き下げ等による保険料負担の軽減措置を講じられたい。また、納付猶予時にかかる延滞金については全額免除とされたい。

(9) 小規模企業共済や経営セーフティ共済における特段の配慮

- ①小規模企業共済について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた共済契約者に対し、共済契約者貸付の条件緩和（貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長等）、掛金の納付期限の延長、延滞利子の免除等の特段の配慮されたい。
- ②経営セーフティ共済について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた共済契約者に対し、一時貸付金の金利低減、掛金の納付期限の延長、一時貸付金の返済猶予等の特段の配慮されたい。

## 7. 事業 (3)意見活動

### (10) 新しい挑戦へと向かうための事業再生やソフトランディングに向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず自社の事業継続を断念し、事業再生や廃業を選択する中小・小規模事業者の増加が想定される。事業再生や円滑な廃業のためには、金融機関との調整をはじめ、取引先との関係整理や事業譲渡の検討など、専門的な支援が必要となる。事業継続断念後に中小・小規模事業者等の経営者が再チャレンジを果たし、次なる挑戦へ向かえるよう、中小企業再生支援協議会の機能強化を含め、事業再生やソフトランディングに向けた支援を強化されたい。

## 2. 雇用維持関連

### (1) 雇用調整助成金の支給要件緩和、助成率の引き上げ、支給の迅速化等

①雇用調整助成金については、支給要件の緩和（生産指標要件を満たすものとして取り扱う）を全国的に適用されたい。また、助成率については、さらなる引き上げ（全額給付）が必要である。さらに利用を促すために、手続きなどに不慣れな中小・小規模事業者に対する社会保険労務士等の専門家派遣による助成金申請支援を措置されたい。

②雇用調整助成金について、申請の増加により、支給までに通常時より時間がかかることが想定される。都道府県労働局やハローワーク等の相談窓口では相当な努力が払われているが、窓口機能のさらなる強化を図られたい。また、支給までのつなぎ資金を即日で融資できる公的支援制度を創設されたい。

### (2) オンライン就職相談・面談等、採用活動への支援

合同会社説明会が中止になっている状況に鑑み、都道府県労働局が中小・小規模事業者を対象にウェブ上で合同会社説明会を実施することや、中小・小規模事業者が独自にウェブ上で新たに採用活動に取り組む際の費用等に対する助成策を講じられたい。

### (3) 時間外労働等改善助成金の拡充

時間外労働等改善助成金（テレワークの特例コース）について、パソコン、タブレット等導入費の支給対象化や、全額給付も含めた助成率のさらなる引き上げなどを図られたい。また、中小・小規模事業者がその導入メリットを体験できるよう、テレワーク用端末・ツールの無償貸与制度を創設されたい。

### (4) 教育訓練給付金の要件緩和

売上の大幅な減少で休業を余儀なくされている事業者が、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えて、従業員の人材育成に取り組む場合、eラーニングやオンライン講座を迅速かつ機動的に活用できるよう、教育訓練給付金の支給要件期間を撤廃する等の要件緩和を検討されたい。

### (5) 中小・小規模事業者の経営実態を踏まえた最低賃金の適正な水準の決定

「経済財政運営と改革の基本方針」で示される最低賃金に関する政府方針について、政府は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による現下の危機的経済情勢を反映した新たな2020年度の方針を設定されたい。また、最低賃金の水準について、2020年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の2009年度の引き上げ率（1.42%）や東日本大震災時の2011年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020年度は、引き上げの凍結も視野に入れたうえで、中小・小規模事業者の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。

### (6) 雇用保険特別会計や事業主拠出金の積立金残高に応じた国庫負担による補填

累次の緊急対策により、雇用保険特別会計や中小・小規模事業者が6割弱負担している事業主拠出金の積立金残高が大幅に目減りする場合には、料率引き上げではなく国庫負担により補填されたい。

### (7) 現下の状況に配慮した働き方改革関連法の中小・小規模事業者への運用

本年4月から中小・小規模事業者への施行が予定されている「時間外労働時間の上限規制」をはじめ働き方改革関連法について、新型コロナウイルス対応により繁忙な中小・小規模事業者に対し、労働基準監督署の助言・指導にあたっては、配慮規定に則り、丁寧な指導を実施するよう周知されたい。

また、同じく4月より施行される「同一労働・同一賃金」の制度について（中小・小規模事業者は2021年4月より）、新型コロナウイルス感染症による先行き不安が広がり、未だ対応の目途が十分についていない事業者が多いことを踏まえ、「働き方改革支援センター」等による丁寧かつきめ細かい相談支援、キャリアアップ助成金など支援策のさらなる強化・拡充を図るとともに、周知徹底をお願いしたい。

## 3. 取引環境の適正化

### (1) 混乱に乗じた、中小・小規模事業者への取引上のしわ寄せ防止

新型コロナウイルス感染拡大による混乱に乗じて、下請けの中小・小規模事業者が親事業者から不当な契約の打ち切りや適正なコスト負担を伴わない通常より低い価格での受注を迫られるなどの事態が生じることが懸念

される。

経済産業省は、2月14日および3月10日、親事業者に対し、下請等中小企業に不当な取引条件の押しつけを行わないなどの配慮をするよう要請した。また、3月10日には、個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対し、取引上の適切な配慮を行うよう要請した。下請Gメン等による実態監視の徹底とともに、適正なコスト負担、取引価格に対する徹底した指導、下請取引の条件改善など適正な取引環境を整備し、下請等中小企業や個人事業主・フリーランスへの取引上のしわ寄せが及ばないよう、同要請の実効性を確保されたい。

また、経済産業省と和歌山県で締結された「下請等中小企業の取引条件改善に向けた国と地方自治体との連携協定」は高い実効性が期待されるスキームであり、全国展開すべきである。

## (2) 大企業と中小企業の共存共栄に向けた取引価格など取引環境の適正化への取組みの加速

中小企業庁「価値創造企業に関する賢人会議」の中間報告(2月28日)において、経済全体のパイの拡大に向け、大企業と中小企業が規模や系列、地域を超えた連携を促進し、互いに稼げる「共存共栄」関係の再構築の重要性が打ち出された。同中間報告では、大企業と中小企業間における取引価格の適正化や、知財やノウハウの不当な吸い上げなどを排除するため、取引環境の適正化に取り組む方針が示された。また、今後、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で検討が進められることとなった。

については、今回の非常事態から脱却し再起を図る過程において、大企業と中小企業が共存共栄関係を再構築し、この取り組み方針に沿って取引環境の適正化を図るよう指導されたい。

## II. 徹底した感染拡大防止の下、地域経済社会への影響を最小限に留める対策

政府の感染防止策により国内の感染状況は持ちこたえているが、海外では爆発的な感染拡大が発生しており、予断の許さない状況が暫くの間継続することが想定される。政府においては、大都市などで爆発的な感染拡大が生じないよう、治療薬の開発や検査体制の拡充、水際対策の強化とともに、気を緩めずに徹底した感染拡大防止策を講じていくことが必要である。国民、事業者も緊張感を持って、感染拡大防止に向けた行動変容の必要性を認識した、官民一体の取り組みの徹底が不可欠である。

一方、収束への出口が見えないことが国民や事業者の不安に拍車をかけている。政府には、回復者を除いた現在の罹患者数を含め、科学的根拠に基づく適切かつわかりやすい情報提供を通じ、国民や事業者の不安払拭を図り、過度に活動が萎縮しないようにしていくことにも留意が必要である。特に、全国一律の自粛の継続が地域の中小・小規模事業者にも与える影響は甚大であり、自粛に伴うコロナ倒産が飛躍的に増加する可能性が高い。3月19日に公表された政府の専門家会議の提言では、地域によって感染拡大状況やリスクに差があり、感染拡大の推移を踏まえて、各地域でイベントなどの開催判断が可能との方向性が示されているが、地域が判断しやすい具体的なきめ細かい自粛のガイドラインなどの早期提示が必要である。感染拡大防止を徹底する一方で、刻一刻と深刻化する地域経済社会への影響を最小限に留める対策を中期的な視点で進めていくことが重要である。

感染拡大防止のためにヒトやモノの移動が抑制されている中、地域経済活動を落とさないための大きな鍵は「デジタル技術の活用」である。中小・小規模事業者等に対し、現状克服に即効性の高いデジタル技術の活用を加速化させる強力な支援を至急講じられたい。

### (1) イベント自粛の是非や実施方法に関するきめ細かい明確なガイドラインの早期作成

政府から、クラスター発生を防ぐため、①換気が悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声という3条件が同時に重なる場所や場面を避けることが必要との基準が示されている。また、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」として、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとりながら対策を行っていくことが必要であり、①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かいはじめている地域ならびに一定程度収まってきている地域、③感染状況が確認されていない地域、の3分類が提示されている。これらを基に、イベントなどの開催可否は地域ごとに主催者の判断に委ねられている。

都市部では、経路不明の感染者が急増するなど予断を許さない状況にあり、爆発的な感染拡大防止への十分な対応を取る必要がある。一方、感染状況が一定程度収まってきている地域、または、感染状況が確認されていない地域においては、万全の感染拡大防止策を前提に、感染リスクの低い活動から徐々に解除し、地域の経済社会活動の正常化を目指していくことが重要である。現在、示されている判断基準は上記2つであり、必ずしも地域や主催者に理解しやすいものではない。今後、春から夏にかけて全国各地で様々なイベントが予定されているが、政府においては、各地域のイベントなどについて、自粛・中止すべきものかを地域や主催者が判断できるような、自粛の是非や実施方法に関する数字等も盛り込んだきめ細かい明確なガイドラインを早急に作成し、公表されたい。

### (2) 需要が激減している地域の特産品店や飲食店などの販売促進に資するEコマース、各種イベントのライブ配信などを活用した需要回復支援

#### ① ECサイトの構築・活用による地域の特産品などの販売支援

地域では、観光客など人の移動が激減し、観光業や小売業において、特産品の売上減、生鮮食品の在庫拡大など大きな影響が生じている。こうした中、観光地などでは、ECサイトに出品し、来訪できない顧客に特産

## 7. 事業 (3)意見活動

品を販売する動きが出てきている。しかし、地域の特産品などを取り扱う中小・小規模事業者がECサイトを利用するには費用負担が大きいことから、出店に必要な費用を助成されたい。また、販売支援サイトの出店料を抑制する観点から、ECサイトの構築や運用に係る費用の軽減も措置されたい。

### ②クラウドファンディングを活用した資金調達支援

来店客が激減している地域の飲食店が、インターネットを通じたチケット販売などにより、営業に必要な資金を調達する動き（クラウドファンディング）が出てきている。しかし、深刻な影響を受けている中小・小規模事業者は、活用ノウハウが乏しいため、クラウドファンディングの活用に必要な費用の助成などを措置されたい。

### ③コンサートや演劇などイベントのライブ配信支援

感染拡大防止のための自粛により、コンサート、演劇などのイベントの開催が困難となり、関連する事業者の売上や出演者の収入に大きな影響が出ている。イベントなどをライブ配信とし、視聴する権利をチケット化し、国内外の希望者に販売することにより、チケット枚数の上限を設ける必要がなくなり、売上の一部補填に有効である。中小・小規模事業者などがオンラインでイベントを開催する際に必要なシステム利用や撮影機材などにかかる費用や、こうした取組みをPRするキャンペーン費用の助成などを措置されたい。

## (3) テレワークやオンライン会議など、働き方改革を見据えたデジタル技術の活用促進

### ①感染症予防のほか、多様で柔軟な働き方にも資するテレワークやオンライン会議などの推進に向けて、中小・小規模事業者目線のIT専門家による支援体制の構築とともに、テレワーク等に必要なシステムや機材等の導入に係る予算・税制措置（IT導入補助金の自己負担ゼロ化、少額減価償却資産特例の拡充など）を講じられたい。

### ②モバイルを活用した働き方を後押しするため、タブレット機器のレンタルやモバイルアプリ等をIT導入補助金の対象とするとともに、クラウド型サービスの初期費用や月額使用料等のランニングコストを助成されたい。また、テレワークや業務のIT化に伴うサイバーセキュリティリスクの増加に対応するため、サイバーセキュリティに関する民間保険など民間サービスの活用を促進されたい。

## Ⅲ. 経済のV字回復に向けた大胆な経済対策

感染拡大に一定の収束が見通せた段階において、急激に落ち込んだ需要を回復させるため、消費喚起を図るとともに、サプライチェーンの再構築など供給力を強化し、経済のV字回復を実現するために、大胆な規模の経済対策を打ち出す必要がある。あわせて、少子化対策や生産性向上、新たな付加価値創出への企業の挑戦支援、社会のデジタルシフトによる国民生活の向上など、わが国の構造的な社会課題を克服し、中長期の成長につながる目的をもった対策も講じることが極めて重要である。

なお、消費税は、少子化対策も含め、将来の安心のための社会保障制度の財源であり、中長期の成長戦略との整合性から、今回の経済対策の対象とするか慎重に検討すべきである。また、仮に消費税率を引き下げるとなれば、税率引き下げまでの間に買い控えが発生する可能性があること、事業者においてシステムや値札の再変更等に係る負担が生じること等が懸念される。

### 1. 急激に落ち込んだ需要をV字回復させるための大胆な措置

#### <1>大胆な個人消費の喚起策

##### (1) 消費の早期回復を加速させる大胆な家計支援の実行

個人消費の早期回復を加速させるため、一律の対応ではなく、子育て世帯などを対象とした給付金など、大胆な家計支援を講じられたい。

##### (2) 旅行や飲食、イベント等の需要を喚起し、国内の人の動きを活発化させるための方策

### ①広く旅行や宿泊、飲食、イベント、レジャー等で活用可能なクーポン券の発行など、国民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策を講じられたい。これらの直接的な消費喚起策とあわせて、商店街などが地域の賑わい創出のために実施するキャンペーンなどに係る地域商品券の発行等の費用を補助されたい。また、国や地方自治体が所有し、運営する観光施設の入場・利用料金の無料化、および地方自治体が無料化措置を行う場合については、国による補填を行われたい。

### ②観光地での消費を喚起させるなど、国内観光を活発化させるため、交通費の負担を軽減して人々の移動を促進すべく、高速道路料金の無料化など軽減措置や、鉄道・バス・内航フェリーなど公共交通機関利用料金に関する割引措置を講じられたい。あわせて、空港利用料、航空燃油税、貸切バスの軽油引取税の減免等により、関係運送事業者のコスト軽減と利用料金引き下げを図られたい。

##### (3) 個人版ふるさと納税の拡充による地域事業者の活用促進

個人版ふるさと納税の返礼品・サービスは地域PRとともに、地域の事業者の収益向上にも資することから、地場産品・サービスに限定することを徹底したうえで、返礼率引き上げや限度額引き上げなどの制度拡充を行われたい。

## (4) 地方空港における利用客のチェック体制強化

日本国内の旅行の安全・安心を確保するため、地方空港等におけるサーモグラフィ（体温検知機器）設備およびチェック体制の充実・強化を図られたい。

## (5) 内需拡大に資する住宅取得の促進

消費税率引き上げに伴う需要喚起策として措置された住宅ローン減税の特例や住宅資金贈与特例等について、延長されたい。

## &lt;2&gt; 企業の活力を取り戻す方策

## (1) 売上向上等に取り組む中小・小規模事業者への支援拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、売上向上や経営安定化等に取り組む中小・小規模事業者の設備投資、販路開拓、商品・サービス開発、IT活用、越境EC、海外展開等について強力に支援されたい。

## (2) イベント・展示会・商談会等の開催による販路拡大への支援

売上減少に苦慮する中小・小規模事業者のビジネスチャンス拡大のため、イベントや展示会・商談会等の開催による販路拡大に資する支援策を講じられたい。また、オンライン商談会等を推進されたい。

## (3) 魅力ある製品・サービスの創出に資する支援

消費者のニーズに合った魅力ある製品・サービスを創出するため、専門家によるハンズオン支援や補助金、クラウドファンディング、産学連携等により、中小・小規模事業者の挑戦を後押しされたい。

## (4) 企業消費を促す交際費課税の緩和

企業の飲食費支出を増加させることで、地域の賑わいを創出するため、税務上の交際費から除かれる飲食費（1人あたり5千円以下）について、上限を1万円程度まで引き上げる等、交際費課税を緩和されたい。

## (5) 官公需の前倒し発注

年度当初の行政需要を喚起するため、官公需の前倒し発注を行われたい。

## 2. 中長期的な成長基盤の強化

## &lt;1&gt; デジタル化による生産性向上・社会構造の変革

## (1) デジタル化の加速、省人化・効率化に資する設備投資の促進

① 省人化・効率化に資するデジタル実装の環境を整備する観点から、中小・小規模事業者が顧客管理や受発注管理、売上・会計、決済等、企業間取引を一気通貫で管理できる共通基盤（中小企業共通EDI、金融EDI、電子記録債権など）の導入支援を図られたい。また、既存のEDIに多く使われているISDN回線が2024年に終了することもあり、光回線やローカル5G等への移行支援を講じられたい。

② 中小・小規模事業者が、ネットを通じて業務のアウトソーシングを可能とする「クラウドソーシング」の活用促進や、使いやすいクラウドサービスを探ることができる支援の充実を図られたい。

③ IT・IoT、ロボット導入等のデジタル実装を実現するためには、「スマートものづくり応援隊」事業で見られるとおり、支援機関および専門家が新たにチームを組み、面的な支援を展開する相談体制の拡充が必要であり、ものづくり補助金「ビジネスモデル構築型」（補助率10/10、定額補助）と同等の支援の拡充を図られたい。

④ 対面販売時の時間短縮に向けて、モバイルオーダー（スマートフォンでの商品選定・注文・決済等）とキャッシュレス決済を推進されたい。そのため、手数料の低減や初期投資の低減、入金までのタイムラグの短縮化等の支援とともに、地域での消費喚起の基盤構築のため、地域で一体的に行うキャッシュレス決済の導入を支援されたい。加えて、災害時でもキャッシュレス決済が利用可能な環境を整備されたい。

## (2) マイナポイントの活用による消費活性化とマイナンバーカードの普及促進

マイナポイント上限額の引き上げによる消費の活性化に加え、マイナンバーカードと個人の投票情報や受診情報との紐づけ、運転免許証等公的身分証との統合、災害時等を想定したIDカードとしての機能拡充等により、マイナンバーカードの普及促進を図られたい。

## (3) 一定程度、規制緩和が進んでいるオンライン診療・服薬指導の活用の加速

新型コロナウイルスをはじめとする感染症に感染しているかどうかの診断を遠隔で数多く行うことや、別の軽度な病気の患者が病院内や薬局内で感染することを防止するためにも、オンライン診療・服薬指導を進めていくことは重要である。

また、医師不足地域でも一定水準の医療サービスを受けられる環境整備の観点からも、オンライン診療・服薬指導を進めることは有効である。

このため、既に一定程度進んでいる規制緩和をさらに進めることなどにより、オンライン診療・服薬指導の活

## 7. 事業 (3)意見活動

用を加速されたい。

### (4) 教育のICT化の取り組みの加速

ICT・データ活用能力の向上に向けた生徒、学生の育成、学校休校時の対応強化、スマート教育の推進に向け、遠隔授業やデジタル教科書の普及、学習履歴の活用等に必要な教育現場のICT環境の整備を加速されたい。

### (5) ウイルス等感染症対策に資する技術開発の加速化

感染症の診断、感染拡大の防止や早期対応、感染症の重症患者等に対する治療などに資する技術開発や実証を加速するため、これらの取り組みに対する支援を講じられたい。

### (6) 健康・医療産業の成長力強化

健康・医療分野におけるセンサーやロボット、ウェアラブル機器など次世代技術を活用した実証実験に対する支援、高度な技術を有するモノづくり分野の中堅・中小・小規模事業者の健康・医療分野への参入支援など、健康・医療産業の成長力強化を加速されたい。また、適度な運動は、免疫力強化につながることから、健康経営を一層普及推進すべきである。

## <2> 企業の成長を促す基盤整備

### (1) 毀損したサプライチェーンの国内回帰による再構築支援

新型コロナウイルスの感染拡大による、海外生産拠点の撤退・縮小などサプライチェーンの毀損に対応し、国内への設備投資や販路開拓等に取り組む事業者に対する支援の拡充を図られたい。

### (2) 価値ある事業の次代への承継に向けた事業引継ぎ・創業支援の推進

価値ある事業を途絶えさせずに着実に次代へ承継するため、事業承継、事業統合・再編、経営資源や後継者人材のマッチング、創業・第二創業等を力強く支援されたい。

### (3) 感染症対策を含むBCP（事業継続計画）策定の推進

新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策を含むBCP（事業継続計画）策定の推進に向け、ガイドラインの作成・公表やセミナー相談会の開催、専門家派遣、優良事例の作成・公表等を行われたい。

### (4) 事業構造改革に取り組む中小・小規模事業者の事業再編・統合を後押しする税制措置の創設

新事業展開や既存事業の再編等、自社の事業構造改革に取り組む中小・小規模事業者を後押しするため、事業の譲受等に係る特別控除措置の創設等、大胆なインセンティブ措置を講じられたい。

### (5) 研究開発税制の控除上限の引き上げ、繰越控除措置の復活

急激な経営悪化により、企業の研究開発が縮減・途絶することのないよう、研究開発費の控除上限の引き上げや、繰越控除措置を復活されたい。

### (6) 固定資産税の減免措置の拡充

業況悪化により設備投資が滞ることのないよう、固定資産税の減免措置の拡充を図られたい。

### (7) 風評被害への対策

新型コロナウイルスの感染者が発生した地域では、風評被害による影響が長期にわたることが懸念される。風評被害を払拭するためにも、科学的根拠に基づいた正確な情報を継続的に発信、徹底した説明を行うことに努められたい。

以 上

2019年度第21号

2020年度常議員会追認予定

<提出先> 安倍内閣総理大臣、関係閣僚、関係省庁等

## ② パブリックコメント

日 程	タイトル	担当部署
4月12日	出入国在留管理基本計画（案）に対する意見	産業政策第二部
5月16日	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（仮称）（案）」に対する意見	産業政策第二部
9月12日	「東京2020大会における首都高速道路の料金施策に関する方針（案）」に対する意見	地域振興部
11月26日	改正女性活躍推進法の施行に伴う省令案に対する意見	産業政策第二部
12月6日	「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）及び小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正（案）」に対する意見	産業政策第二部
12月20日	職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（案）に対する意見	産業政策第二部
1月23日	「短時間・有期雇用労働者対策基本方針（案）」に対する意見について	産業政策第二部
1月24日	「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 中間とりまとめ（案）」に対する意見	産業政策第二部

## ○出入国在留管理基本計画（案）に対する意見

わが国における人手不足は年々深刻化している。日本商工会議所が昨年3月から4月にかけて実施した「人手不足等への対応に関する調査」では、「人手不足」と回答した企業の割合は4年連続で上昇し、実に65.0%に達している。また、「人手不足感が増す」と回答した企業が5割強を占めたことから、人手不足は今後更に深刻さを増していくと予想される。

このように人手不足問題はかつてないほどの危機的な状況にあり、中小企業では最大の経営課題となっていることから、日本・東京商工会議所（以下、当所）は、外国人材の受入れに関する意見書をこれまで4回にわたり策定し、地方の中小企業を中心とした深刻な人手不足を背景に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を積極的に受入れていく必要性を主張してきた。

こうした意見具申が功を奏し、特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設や、出入国在留管理庁の設置が盛り込まれた「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が昨年12月に成立した。更に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」と、受入れ対象14分野ごとの制度の運用に関する方針である「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）」が昨年末に閣議決定されたことに加え、外国人材の受入れ・共生のための126の施策が盛り込まれた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議で決定されたことを、当所は高く評価している。

本制度は、深刻化する人手不足に対応するために創設されたことから、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにするとともに、特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするなど、実効性のある制度にしていく必要がある。また、政府、地方公共団体、受入れ企業が果たすべき役割をしっかりと担うことで、外国人材がわが国での就労を通じて専門性・技能を遺憾なく発揮し地域社会での共生を実現するなど、わが国経済・社会基盤の維持・発展に寄与する制度にしていくことが求められる。

このたび、法務省出入国在留管理庁から「出入国在留管理基本計画（案）」（以下、本基本計画）が公表され意見募集が行われている。本基本計画には出入国在留管理行政の基本方針と、今後2年程度の具体的な施策の方針が盛り込まれているなど、出入国在留管理行政上極めて重要な計画であることから、受入れ企業の視座に基づくこれまでの意見を基に、特に重要な事項について下記により当所の意見を申しあげる。

## 記

## 1. 計画の基本方針について

○第5次「出入国管理基本計画」が策定された2015年9月以降の状況変化を踏まえた上で、本基本計画には下記6点の基本方針が掲げられている。これらの基本方針は時宜を得たものであり、当所はその趣旨に賛同する。

【第5次「出入国管理基本計画」策定（2015年9月）以降の状況変化】

- 深刻な人手不足対策としての在留資格「特定技能」の新設
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定及び法務省による総合調整機能の下での施策推進体制の構築
- 出入国在留管理庁の設置による体制整備
- 技能実習生の保護等を目的とする技能実習法の施行



【出入国在留管理基本計画の基本方針】

- わが国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受入れていくこと
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から、技能実習制度の適正化を推進すること
- 受入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと
- 訪日外国人旅行者の出入国手続きを迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
- 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
- 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと

○急速に少子高齢化が進み人口減少も進んでいるわが国において、6点の基本方針はいずれも重要であるが、特定技能の在留資格に係る新たな制度が本年4月に創設されたことを踏まえると、中でも「わが国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受入れていくこと」、更には「受入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと」、「安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと」の3点の基本方針に係る取り組みは、今まで以上に重視していくべきである。

○そのため、これらの基本方針に基づいて、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにするとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた126の施策を着実に実施していく必要がある。

○その際、法務省出入国在留管理庁は、関係省庁や地方公共団体との連携の下で、外国人材の受入れ環境整備に関する総合調整機能をもって司令塔的な役割を果たしていくことが求められる。

○また、本基本計画は今後2年程度を対象としているが、各施策の実施状況の的確な把握とフォローアップを実施するなど、PDCAサイクルをしっかりと回していくことが重要である。

2. 具体的な施策の方針（対応策）について

(1) 特定技能外国人等、経済成長に寄与する外国人材の受入れ

※本基本計画には人手不足に苦慮する中小企業や、特定技能の創設を機に初めて外国人材を受入れる中小企業の視座に基づく対応策が皆無であることから、下記を反映するよう要望する。

①特定技能の在留資格に係る新たな制度の幅広い周知

○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されることから、本制度の創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が初めて外国人材を受入れることが大いに想定される。

○法務省は各都道府県で本制度の説明会を開催したが、当所でも去る3月に本制度の説明会を、更に今月に「外国人材受入れ促進セミナー」を開催したところ、いずれも定員を超える申し込みがあるなど、深刻な人手不足を背景に外国人材への高い期待と関心がうかがえる結果となった。

○一方、本制度の概要や特定技能外国人の受入れ手続きに関する問い合わせや幅広い周知を求める「生の声」が当所へ多く寄せられていることから、説明会等を通じて人手不足に苦慮する中小企業に対して本制度を幅広く周知していくべきであり、その旨を本基本計画に盛り込みたい。

○その際、業所管省庁や商工会議所など各種団体と連携していくことはもとより、特に厚生労働省とは緊密に連携し、「外国人雇用管理指針」と本制度を一体的に周知していくことが望ましい。

○加えて、高度外国人材の受入れ促進に向け、留学生を含む高度外国人材と受入れ企業の双方のニーズに応える情報を一括で分かりやすく提供するために、経済産業省と独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が昨年末に開設した「高度外国人材活躍推進ポータルサイト（Open for Professionals）」や、高度外国人材に精通した専門家を活用し、中堅・中小企業に対して採用に係る手続きや課題解決、外国人材が活躍するための就労環境整備、わが国での安定的な定着までを継続して支援する枠組み（「伴走型支援」）についても、幅広く周知し利用を促進していく必要がある。

### ②特定技能外国人の受入れ対象分野

○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野として、特定技能1号は14分野、特定技能2号は建設、造船・船用工業の2分野が受入れ対象分野となっている。

○また、受入れ対象14分野ごとに策定された分野別運用方針には、向こう5年間の受入れ見込み数が示されており、14分野合計で34万5千人となっている。この受入れ見込み数は大きな経済情勢の変化が生じない限り、特定技能1号の外国人受入れの上限として運用される。

○本制度により外国人を受入れた後も、生産性向上や国内人材の就業促進に係る取り組みを継続して行っていくことが不可欠であることは言うまでもないが、地域における深刻な人手不足に適切に対応するために、法務省出入国在留管理庁及び関係省庁は地方及び中小企業における人手不足の状況を継続的に把握し、必要性が認められる場合には、分野別運用方針の見直しや受入れ分野に関する検討を速やかに行っていく旨を本基本計画に盛り込むべきである。

### ③外国人材の送出国における特定技能の在留資格に係る新たな制度の効果的な広報

○わが国に人材を多く送り出しているアジア諸国は、今後、少子高齢化により労働力人口が減少していくことが予想されている。グローバル化の更なる進展が予想される中、特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設により貴重な外国人材を積極的に受入れるというわが国の姿勢を内外に示すとともに、わが国が将来にわたり外国人材から就労先として選ばれるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策を官民が総力を挙げて実施していくことで、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を着実に推進していくことが求められる。

○また、特定技能1号になろうとする外国人の技術水準及び日本語能力水準に関する試験は、分野所管行政機関及び日本語試験実施機関において、原則として国外において実施されるが、有為な外国人の送出しを確保するため、外務省や在外公館等は二国間取り決めのための政府間文書の作成により外国人材の送出しが想定される9か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）において、本制度を積極的且つ効果的に周知・広報していくとともに、日本語教育の充実や日本で働き生活することの魅力の発信など、日本で働く意欲を喚起するための取り組みを鋭意実施していく旨を本基本計画に盛り込むべきである。

○なお、当該試験の実施概要（日時、場所、試験内容、可否の基準等）を速やかに決定し、幅広く周知していく必要もある。

### ④特定技能の在留資格に係る新たな制度に特化した相談機能の創設

○当所が実施した「人手不足等への対応に関する調査」で、外国人材を今後雇用する予定、雇用するか検討中と回答した企業を対象に外国人材を受入れる際の課題を尋ねたところ、33.5%の企業が「そもそも何から取り掛かってよいか分からない」を挙げている。

○また、これまで外国人材を受入れたことがない中小企業から、「何をどのように準備すべきか分からない」、「外国人材を受入れたいが、どこに相談すればよいか分からない」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

○したがって、法務省出入国在留管理庁は特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設を機に、相談窓口の設置や専門家派遣の実施等、中小企業を対象に本制度に特化した相談機能を早期に創設すべきであり、その旨を本基本計画に盛り込まれたい。

### ⑤受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供

○当所が実施した「人手不足等への対応に関する調査」で、外国人材の受入れニーズがある企業を対象に新設または拡充すべき支援策を尋ねたところ、26.0%の企業が「外国人求職者と求人を希望する企業とのマッチング支援（行政等が実施している外国人留学生を対象とした合同会社説明会等）」を挙げている。

○また、特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設を機に、人手不足に苦慮している中小企業から「特定技能外国人材を雇用したいが、出会いの場がない」、「特定技能外国人を雇用したいので、合同会社説明会等マッチングの機会を設定してほしい」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

○したがって、本制度が有効且つ適正に機能するために、法務省出入国在留管理庁は厚生労働省はじめ関係省庁との緊密な連携の下、国内外において合同会社説明会を実施するなどして、特定技能をはじめとした外国人材を雇用したい中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会を提供していく必要があることから、その旨を本基本計画に盛り込まれたい。

### ⑥分野別協議会の緊密な連携

○特定技能の在留資格に係る新たな制度の適切な運用を図るため、受入れ対象分野ごとに業所管省庁が設置する協議会では、構成員の緊密な連携を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発の他、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行うことになっている。また、特定技能外国人を受入れる企業は協議会の構成員となることが求められている。

## 7. 事業 (3)意見活動

○本制度が有効且つ適正に機能するには、協議会が担う役割が極めて重要であることから、積極的に活動していくことはもとより、優良事例の周知をはじめ各分野の協議会が緊密に連携していくべき旨を本基本計画に盛り込まれたい。

### 【協議会の活動内容】

- 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等

### ⑦特定技能外国人が大都市圏など特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするための措置の実施

○特定技能の在留資格に係る新たな制度の創設により、大きな経済情勢の変化が生じない限り、受入れ対象14分野において向こう5年間で34万5千人を上限として、特定技能1号の外国人を受入れることになった。

○本制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されるが、当所の調査では特に地方における人手不足が深刻なことから、地方の中小企業が円滑に外国人材を受入れられるようにしなければならない。

○こうした認識のもと、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の附則、閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」には、「特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努める」と記載されていることから、法務省出入国在留管理庁はじめ関係省庁は、受入れ対象14分野の分野別運用方針に記載されている取り組みを早期且つ着実に実行していくことに加え、具体的且つ実効性のある施策を更に実施していく必要がある旨を本基本計画に盛り込まれたい。

○なお、具体的且つ実効性のある施策に関しては、最低賃金制度を用いるべきではなく、地方における登録支援機関の設置促進に向けた取り組みに加え、特定技能をはじめとした外国人材を雇用したい地方の中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会の提供等が有効であると考えられる。

### ⑧「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の定期的なフォローアップと施策の追加・拡充

○関係閣僚会議で決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、外国人材の受入れ・共生のための126の施策が盛り込まれている。しかし、当所がかねてから要望していた「④特定技能の在留資格に係る新たな制度に特化した相談機能の創設」や「⑤受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の提供」など、外国人材を受入れる中小企業のための施策が皆無である。

○特定技能の在留資格に係る新たな制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されることに加え、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には「定期的にフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させる」旨が記載されていることから、外国人材の受入れニーズがある中小企業の要望や「生の声」をもとに、定期的なフォローアップをしっかりと実施することで、今後、外国人材を受入れる中小企業のための施策を追加・拡充していくべき旨を本基本計画に盛り込まれたい。

○更に、多文化共生社会の実現に向けた様々な課題の把握やその対応策の策定のための検討、新たな外国人材の受入れに係る適切な受入れ分野の選定や業種別受入れ方針の策定に資する助言を得ることを目的として法務省に設立された『国民の声』を聴く会議等を通じて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に各界の幅広い意見を継続的に反映していくことも求められる。

○なお、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた各施策を実施していく上で地方公共団体が担う役割・機能は極めて重要であることから、政府は地方公共団体に対する財政面の支援に加えて、地域における好事例の共有などノウハウ面の支援にも注力していく必要がある。

### ⑨わが国の国家資格取得者の積極的な受入れ

○わが国の国家資格のうち、業務独占資格（弁護士、公認会計士、司法書士など有資格者以外が携わることが禁じている業務を独占的に行うことができる資格）や名称独占資格（栄養士、保育士など、有資格者以外はその名称を名乗ることを認められていない資格）は、一定の専門性や技能、知識の担保になり得るものである。また、ビジネス関連をはじめとした民間資格（日商簿記検定、販売士検定等）の中にも担保になり得るものがある。

○在留資格「法律・会計業務」で対象となっている国家資格の取得者は、わが国での在留及び就労が認められているものの、美容師をはじめ他の多くの国家資格は認められていないため、わが国での就労を希望する外国人材が日本語の試験により国家資格を取得しても、やむなく本国へ帰国せざるを得ないのが現状である。

○一方、特定技能1号の外国人に対しては、相当程度の知識または経験を必要とする技能が求められ、技能水準は分野別運用方針が定める試験等により確認されることになっていることから、当該試験は可否の判断にわが国

の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格の取得状況を考慮するなど、外国人材が取得した国家資格等の状況を十分に加味して実施すべきであり、その旨を本基本計画に盛り込まれたい。

○なお、当該試験は原則として国外において実施されるが、国家資格等を取得しわが国での就労を希望する外国人留学生等がわが国で就職できるよう、試験ニーズがある産業分野については日本国内においても当該試験を実施することが望ましい。

○更に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の附則、閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」には、「法律の施行後2年を経過した場合において、特定技能の在留資格に係る制度のあり方について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」旨が記載されていることから、この規定に則り、法務省出入国在留管理庁は、わが国の国家資格やビジネス関連をはじめとした民間資格を取得した外国人は技能実習2号修了者と同様に当該試験を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う措置を講じられたい。

#### ⑩留学生のわが国における就職の促進

○外国人留学生はわが国での教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けており、留学期間中は日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて、わが国を深く理解している貴重な人材である。

○2016年の日本再興戦略において、政府は外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割に向上させることを目指したが、わが国での就労を希望する外国人留学生が6割である中、実際の就職率は36%にとどまっている。その一因に、外国人留学生がわが国の企業に就職を希望する際に、在留資格の関係から選択先が大学等で学んだ専門分野に限定されてしまう課題が挙げられる。

○こうした状況の中、本基本計画には「留学生の適正な受入れの推進：留学生の就職支援」として、「引き続き、留学生の積極的な受入れに取り組んでいく。そのための施策として、日本の大学・大学院を卒業・修了し高い日本語能力を持つ者が、より幅広い分野で活躍することができるよう、これらの者が就職できる業務の幅を拡大するための措置を講じていく」、また「クールジャパン分野等の専門学校等を卒業する留学生についても、将来的に海外で日本の生活文化に関する情報発信や海外展開等を担う人材を育成する観点から、就職できる業務の幅を広げるための措置を講じていく」と記載されていることから、これらの取り組みを着実に実施していくことが求められる。

○加えて、わが国の大都市部の大学等に留学している外国人留学生、更にはわが国に人材を多く送り出しているアジア諸国の学生が、地方を中心とした中小企業にインターンシップする仕組みの構築など、政府はわが国の外国人留学生や海外の学生による中小企業へのインターンシップを促進させるための施策をより積極的に実施していくべき旨を本基本計画に盛り込まれたい。

#### (2) その他

##### ⑪観光立国実現に向けた取り組み

○訪日外国人旅行者数が昨年3,000万人を超えた中、政府は2020年に4,000万人、2030年には6,000万人とすることを目標に掲げているが、観光立国の実現はわが国経済の持続的な成長、更には地方創生にも大きく寄与するものである。

○本基本計画には「訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること」が基本方針の一つに掲げられているが、本年にはラグビーワールドカップ、来年にはオリンピック・パラリンピックが開催され、今後、訪日外国人旅行者数の更なる増加が見込まれることから、法務省出入国在留管理庁は本基本計画に記載されている観光立国実現に向けた取り組みを鋭意推進していくことが求められる。

以上

2019年 4月12日  
提出

<提出先> 出入国在留管理庁

<実現状況>

当所の意見通り、出入国在留管理庁は出入国在留管理基本計画に基づき、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の計画的な実施と改善がなされている。

#### ○「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（仮称）（案）」に対する意見

今般政府にてとりまとめられた「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（仮称）（案）」（以下「長期戦略（案）」）について、以下のとおり意見を申し述べる。

**1. 当所の基本的考え方**

2018年11月16日に『長期低排出発展戦略』に対する商工会議所意見」を提出したが、その基本的な考え方は以下のとおりである。

わが国が、温室効果ガス排出を大幅に削減していくためには、産官学が一体となった革新的イノベーションが持続的に行われていくことが必要である。そのためには、「3E+S」を前提とし、イノベーションの基盤となる日本の産業、とりわけ地域の担い手である中小企業が元気であることが求められる。

政府におかれては、以下の視点を踏まえて、長期戦略を策定されたい。

- (1) 経済と環境の両立
- (2) エネルギーの安定供給・経済性維持向上のための高効率・低炭素型石炭火力の活用
- (3) イノベーション促進のためのエネルギーコスト削減や自主的取組みの推進
- (4) 安全性を確保したうえでの原子力発電の早期運転再開と新增設の議論の開始
- (5) 地方創生と国土強靱化

**2. 当所意見の概要****(1) (長期戦略(案)の) 基本的考え方について**

- ・「環境と成長の好循環」が明記されたことを支持する。最終到達点としてカーボンニュートラルな社会を野心的に実現するビジョンを掲げ、それを実現するビジネス主導の非連続なイノベーションを推進するという本戦略の骨格は、先に決定した「エネルギー基本計画」とも合致しており、これに賛同する。
- ・自国のみならず地球全体でCO<sub>2</sub>を削減する視点を持ちながら、国際的なルール作りにあたっては、諸外国における日本企業等による技術供与支援などの取組みの成果を、わが国の実績として評価できるような仕組みを設けることが必要である。
- ・イノベーションを支える中小企業の経営基盤強化のため、エネルギーコスト削減をはじめとする支援策が必要である。

**(2) 排出削減対策・施策について**

- ・再生可能エネルギーの普及において、FITからの自立と国民負担の抑制が早急に行われるべきである。系統制約の克服にあたっては、既存系統の最大限の活用を行ったうえで、将来の需給見通しに基づく増強の必要性や費用対効果の検討を慎重に行うべきである。
- ・石炭火力発電について、非効率な発電所のフェードアウトを支持する。一方、我が国の高効率・低炭素な石炭火力発電技術を維持・向上させ、諸外国における石炭火力発電プロジェクトへの技術提供を通じて、世界全体のCO<sub>2</sub>削減に貢献すべきである。
- ・原子力発電について、安全性を最優先させたうえで再稼働を推進する方針を支持する。新型炉の開発と新增設の議論を早期に開始するとともに、バックエンド問題の対処にあたっては国が前面にたって国民理解を得るべきである。
- ・「地域循環共生圏」の創造に向けて、「環境基本計画」にある通り再生可能エネルギーとデジタル・通信技術、蓄電池、コージェネレーションを組み合わせ、分散型エネルギーシステムが有効である。

**(3) イノベーション・グリーンファイナンスの推進について**

- ・「革新的イノベーション戦略」の策定にあたっては、中小企業の研究開発や設備投資、情報開示、販路拡大に資する支援策を明記すべきである。
- ・TCFDへの賛同を拡げていくことを支持する。中小企業への浸透を促進するよう、バリューチェーン全体を見据えた中小企業版ガイドラインの策定を求める。

**(4) その他部門横断的な施策の方向性について**

- ・カーボンプライシングによるCO<sub>2</sub>削減の推進は、企業の経営を圧迫し本戦略の根幹である非連続なイノベーションの創出を阻害し、さらには、国際競争力の低下ならびに産業の空洞化に繋がるおそれがあるため、導入すべきではない。広範囲で多角的な視点からの慎重な議論が必要である。

**3. 個別事項に対する具体的意見**

<第1章 基本的考え方>

該当頁・行数		意見	理由
頁	行数		
9	1～3	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 我が国の長期的なビジョンとして、非連続なイノベーションを通じて「環境と成長の好循環を実現し、世界全体の温室効果ガ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 我が国の2050年に向けた80%排出削減目標を達成し、パリ協定の掲げる1.5℃高い水準までに制限するための努力を継続す</li> </ul>

		<p>ス排出削減に最大限に貢献し、経済成長を実現する」ことが明言されたことを支持する。</p>	<p>るためには、非連続なイノベーションが必須であるが、これを実現するためには我が国とイノベーションの担い手である我が国産業が経済的にも強くあることが必須である。</p>
9	8～14	<p>➤ わが国が気候変動分野における枠組・スタンダード作りを含めた国際的議論をリードすることを支持する。日本企業自らの事業や技術供与を通じた温室効果ガス削減をわが国の実績にできるルールづくりを強力に推進すべきである。</p>	<p>➤ わが国の温室効果ガス排出量はエネルギー起源CO<sub>2</sub>が占めるところが大きいこともあり、古くから再生可能エネルギーや省エネルギーに関する技術開発で他国をリードしてきており、産業部門における省エネも諸外国に比して進んでいる。</p> <p>➤ 世界全体に占める割合が3%に過ぎない日本国内のCO<sub>2</sub>排出量にのみフォーカスするのではなく、地球全体でCO<sub>2</sub>排出量を低減させることが重要である。</p> <p>➤ わが国の国際社会における貢献を一層推進するためにも、諸外国における日本企業等による技術供与支援などの取組みの成果を、わが国の実績として評価できる仕組みを設けることが必要である。</p>
10	1～5	<p>➤ イノベーションに必要な資金を確保するためファイナンス推進の重要性を指摘している点を支持する。併せて、エネルギーコスト削減をはじめとする、中小企業の基盤強化に資する施策およびイノベーション推進支援を図るべきである。</p>	<p>➤ イノベーション推進には、その担い手である中小企業の経営基盤が盤石であり続ける必要があるが、現在の電力コストは多くの中小企業の経営を圧迫しており、エネルギーコスト削減に向けた施策が早急に講じられる必要がある。同時に、イノベーション推進に取り組む中小企業に対する資金および情報開示等の支援が必要である。</p>
11	30～34	<p>➤ Society5.0 との連携においては、ICTセキュリティの重要性も明記すべきである。</p>	<p>➤ 特にエネルギーは人命に関わるインフラ分野でもあることから、ICTセキュリティは極めて重要である。</p>

<第2章 第1節 排出削減対策・施策>

該当頁・行数		意見	理由
頁	行数		
15	16～28	<p>➤ 固定価格買取制度（以下、FIT）からの自立化を図ることについて支持する。他方、国民負担の抑制は喫緊の課題であることから、国民負担の抑制は最優先事項として直ちに着手するという旨を明記すべきである。</p>	<p>➤ 2018年度の買取費用総額は3.1兆円に達しており、エネルギーミックスで想定された買取総額（3.7兆円～4.0兆円）に迫っている。</p> <p>➤ 商工会議所の調査では、既に、割高な電力コストが経営を圧迫しているという実態が表れており、直ちに改善を図る必要がある。</p> <p>➤ わが国が今後も経済成長</p>

7. 事業 (3)意見活動

			<p>を実現し、また、産業の国際競争力を確保するためには電力を含むエネルギーコストの負担軽減が不可欠である。</p>
15	29～31	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リユース市場の形成と適正な処理のできるリサイクル事業者の育成が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 有害物質が含まれる太陽光パネルの不法投棄は喫緊の課題である。</li> <li>➤ FITによる買取期間満了を迎える太陽光パネルがあり、また、技術開発に伴いパネルの更新ニーズもあることから、将来の大量廃棄に備えるだけでは不十分である。</li> <li>➤ 特に安全・衛生面で懸念のあるものについては、リユース・リサイクルを確保しつつ、適正な処理の基盤を早急に形成すべきである。</li> </ul>
15	38～次頁4	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 系統制約の克服にあたっては、コネクタ&amp;マネージの具体化等による既存システムの最大限の活用を行ったのち、将来の需給見通しに基づく増強の必要性や費用対効果の検討を慎重に行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ IoT・AI等の活用により、ネットワークの在り方自体から見直し、わが国に合ったコネクタ&amp;マネージと送配電網形成を具体化すべきであり、増強の必要性や費用対効果を慎重に精査すべきである。系統増強を前提とすべきではない。</li> <li>➤ 系統全体の安定化促進に係る議論においては、わが国の電源の在り方（ベースロード、ミドル、ピーク電源）も含めた議論が必要である。</li> </ul>
18	3～6	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 非効率な石炭火力発電所のフェードアウトについては支持する。他方、わが国の有する高効率かつ低炭素な石炭火力発電技術の維持・向上を図るとともに、諸外国における石炭火力発電プロジェクトへの技術協力を通じてCO<sub>2</sub>排出削減に貢献し、世界全体のCO<sub>2</sub>排出削減に貢献すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国内はもとより、新興国を中心とした世界へ安価で安定的なエネルギーを供給するためには、エネルギー選択の多様化を維持することが必須であり、多くの国においては現在も石炭火力が選択されている。</li> <li>➤ 高効率かつ低炭素な石炭火力発電の推進は、世界的なエネルギーセキュリティと経済性を担保するために不可欠である。</li> </ul>
19	9～19	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 安全性を最優先させたうえで、原子力発電所の再稼働を推進する方針を支持する。できる限り早期の再稼働に向け諸施策を講じられたい。</li> <li>➤ 2050年以降に向け一層の低炭素化を促進させるため、新型炉開発等の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 経済と環境を両立し、イノベーション創出に結びつけるためには、わが国の技術力を総動員し、コストに配慮したエネルギーベストミックスを確実に実現</li> </ul>

		<p>新技術開発と、新增設の議論を早急に開始すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ バックエンド問題への対処においても、国が前面にたって国民理解を得る努力を一層行うべきである。</li> </ul>	<p>させることが不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ バックエンド問題については、相当程度国民対話が進み、科学的特性マップが公開されたものの、候補地選定の見通しは立っていない。欧州では、国民理解を醸成し、最終処分を地方創生につなげている事例もある。</li> </ul>
31	13～23	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 産学官連携や企業の壁を越えたオープン・イノベーション、企業間や産学の連携を通じて行われる環境の整備は、自動車、運輸部門に限らず、送電ネットワークの制御や、CCUなどの非連続なイノベーションが必要な開発に共通して必須である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ AI・IoTの活用や、水素燃料、CCUなど、わが国特有の事情に対応する、あるいは、世界をリードする技術等の取得のためには、産学官の連携は勿論のこと、企業の壁を越えたオープン・イノベーションの基盤整備と人材育成も必要である。</li> <li>▶ その活用分野は、物流に限らず、送電ネットワーク、製鉄などの産業、そして、ライフスタイルの変革にも関連する。即ち、オープン・イノベーション促進は、技術イノベーションのセクションで扱うべきトピックスである。</li> </ul>
35	38～ 次頁 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害時にも地域の再生可能エネルギーが自立的な電源となるためには、デジタル技術、蓄電池に加え、コージェネレーションを組み合わせた分散型エネルギーシステムが有効である。</li> <li>▶ 人々の健康な生活に熱は欠かせないことから、「持続的な社会の構築」に向けて、個別熱源ありきではなく、再生可能エネルギー熱や排熱を直に活用できる高効率な熱利用システムの構築を進めるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 太陽光や風力などの再生可能エネルギーは地産地消ではあるが、気候・時間に左右され、デジタル技術、蓄電池を用いるだけでは、災害時に長期間自立させることが困難である。平時からの利用効率も踏まえ、コージェネレーション等も併設されることが望ましい。</li> <li>▶ 電力は二次エネルギーであることから、電力を熱利用することは必ずしも効率的ではない。排熱を直に熱として活用できるコージェネレーションとの組み合わせも検討し、導入すべきである。</li> </ul>
39	30～31	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中小企業が自らCO<sub>2</sub>排出量の削減目標を設定し取組みを進めるにあたっては、まず排出量の「見える化」が必要であり、その推進を明記している点を評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中小企業における取組み推進においては、自社のCO<sub>2</sub>排出量や取組み成果の見える化が有効である。</li> </ul>
43	25～39	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 福島を「再生可能エネルギー先駆けの地」とすべく、エネルギー分野からの福島復興を後押ししていくために、国、県、関連企業等が一丸と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 原発事故で大きな被害を受けた福島において未来のエネルギー社会の姿をいち早く示し、世界の脱炭</li> </ul>

7. 事業 (3)意見活動

		<p>なって取組みを進め、世界のイノベーションハブを目指す」と明記されている点の評価する。</p>	<p>素化を牽引していくことは重要。取組みを進めるために、国の強力なリーダーシップ・支援のもと、再生可能エネルギーの拡大、関連する産業の集積、研究開発を進め、国内外へ取組みの情報発信を進めることが不可欠である。</p>
--	--	---	---

<第3章 第1節 イノベーションの推進>

該当頁・行数		意見	理由
頁	行数		
51	18~19	<ul style="list-style-type: none"> <li>革新的イノベーション戦略においては、中小企業の研究開発や設備投資、情報開示、販路拡大に資する支援策を明記すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネやエコに繋がる、高度な技術を擁した商品を製造する中小企業は少なくない。また、中小企業は非連続なイノベーションの担い手でもある。中小企業が活力を維持し、国内外で競争力を発揮できる環境整備を行う必要があるとともに、資金支援、情報開示・共有等の支援が必要である。</li> </ul>

<第3章 第2節 グリーン・ファイナンスの推進>

該当頁・行数		意見	理由
頁	行数		
65	36~ 次頁 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の技術やイノベーションへの取組みの「見える化」推進のため、TCFDへの賛同を拡げていくことを支持する。中小企業が容易にTCFDに参画できるよう、周知ならびに仕組み作りをお願いしたい。</li> <li>現在TCFDは普及の過程にあり、一定規模の企業を対象としているが、中小企業においてもTCFDの考え方に基づくレジリエントな企業戦略の策定が進むよう、中小企業版ガイドラインの策定等を通じて浸透を図るべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中小企業にとって、気候関連財務情報を詳細に開示することはハードルが高く、より簡便にTCFDに参画する方が容易なされれば、中小企業の賛同も得られやすくなると思われる。</li> <li>気候関連のリスクと機会が企業に及ぼす影響を評価することは、経営の透明性を高め、中小企業にとっても有意義である。</li> <li>バリューチェーン全体を見据えたガイドラインとしていただきたい。</li> </ul>

<第4章 その他の部門横断的な施策の方向性>

該当頁・行数		意見	理由
頁	行数		
78	10~12	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>削減の推進を目的とする追加的なカーボンプライシングは、本戦略の根幹である非連続なイノベーションの創出を阻害するおそれがあるため、導入すべきでなく、広範囲で多角的な視点からの慎重な議論が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額なエネルギー本体価格に加え、既に明示的カーボンプライシングと揮発油税等のエネルギー諸税や規制的手法などの暗示的カーボンプライシングの双方を企業は負担している。これ以上の追加的カーボンプライシングが導入され</li> </ul>

			<p>ることになれば、経営が圧迫され、イノベーション創出に向けた投資を抑制し、さらには、国際競争力の低下ならびに産業の空洞化に繋がり海外進出による脱炭素技術の海外展開も抑制されかねない。</p>
			<p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2019年 5月16日 提出</p>

<提出先> 環境省

<実現状況>

○系統制約の克服にあたっては、コネクト&マネージの具体化等による既存系統の最大限の活用を行ったのち、将来の需給見通しに基づく増強の必要性や費用対効果の検討を慎重に行うべき。

⇒「系統制約の克服に向けて、まずは既存系統を最大限に活用する日本版コネクト マネージの具体化を早期に実現する。また、再生可能エネルギーの大量導入や分散型電源の拡大 などの環境変化を踏まえた次世代型の送配電ネットワークに転換するため、ネットワークコスト改革を通じて、系統増強等に係るコストを可能な限り引き下げるとともに、必要な投資が行われるための予見性確保などの環境整備を進めていくため、託送制度の在り方等の検討を進めていく。加えて、地域間連系線等の増強・活用拡大を進めていく」旨が追記された。

○非効率な石炭火力発電所のフェードアウトについては支持。他方、わが国の有する高効率かつ低炭素な石炭火力発電技術の維持・向上を図るとともに、諸外国における石炭火力発電プロジェクトへの技術協力を通じてCO2排出削減に貢献し、世界全体のCO2排出削減に貢献すべき。

⇒「パリ協定の長期目標と整合的に、火力発電からの CO2排出削減に取り組む。そのため、非効率な石炭火力発電のフェードアウト等を進めることにより、火力発電への依存度を可能な限り引き下げること等に取り組んでいく。」との記載がされた。

○災害時にも地域の再生可能エネルギーが自立的な電源となるためには、デジタル技術、蓄電池に加え、コージェネレーションを組み合わせた分散型エネルギーシステムが有効。

⇒「普及が進んでいる再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションなどの分散型エネルギーリソースと、パワーエレクトロニクス技術等による高度なエネルギーマネジメント技術を組み合わせた分散型エネルギーシステム (IoE: Internet of Energy) の構築は、熱の効率的利用をはじめとする省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大に加え、エネルギー供給構造の効率化、エネルギーシステムの強靱化に貢献する取組として重要となる。」との記載がされた。

○人々の健康な生活に熱は欠かせないことから、「持続的な社会の構築」に向けて、個別熱源ありきではなく、再生可能エネルギー熱や排熱を直に活用できる高効率な熱利用システムの構築を進めるべき。

⇒「立地的及び時間的制約に捕らわれず、熱の活用を低コスト化する熱利用技術の開発は、エネルギー効率、熱を熱として余すことなく使う観点からも重要な課題である。」との記載がされた。

○Society5.0との連携においては、ICTセキュリティの重要性も明記すべき。

⇒「Society 5.0の実現に向けて、ICTセキュリティを確保しつつ、幅広いイノベーションを促進することが、温室効果ガスの大幅な排出削減に必要な技術革新を生み出し得ることも意味する」 との記載がされた。

○企業の技術やイノベーションへの取組みの「見える化」推進のため、気候関連財務情報開示タスクフォース (以下、TCFD) への賛同を拡げていくことを支持。中小企業においてもTCFDの考え方に基づくレジリエントな企業戦略の策定が進むよう、中小企業版ガイドラインの策定等を通じて浸透を図るべき。

## 7. 事業 (3)意見活動

⇒「我が国において、企業等にTCFDへの賛同を促していく。」「TCFDガイダンスについて、その対象業種の拡大などをはじめとした拡充を行うほか、中小企業に対してもガイダンスの利用促進を図っていく。」との記載がされた。

○CO2削減の推進を目的とする追加的なカーボンプライシングは、本戦略の根幹である非連続なイノベーションの創出を阻害するおそれがあるため、導入すべきでなく、広範囲で多角的な視点からの慎重な議論が必要

⇒「カーボンプライシングには、市場を介した価格付けだけでなく、税制も含まれる（既に一部導入）が、制度によりその効果、評価及び課題も異なる。国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。」との記載がされた。

### ○「東京2020大会における首都高速道路の料金施策に関する方針（案）」に対する意見

今般、東京都と東京2020組織委員会がとりまとめた「東京2020大会における首都高速道路の料金施策に関する方針（案）」（以下、「方針（案）」）について、以下のとおり意見を申し述べる。

「2 料金施策の内容」（「方針（案）」2頁10行目～3頁末尾）について

＜料金施策の導入について＞

○選手および大会関係者の円滑な輸送の確保は、東京2020大会の成功のために不可欠であり、東京都および東京2020組織委員会が、今夏の試行結果ならびに国等における検討結果をもとに、首都高速道路での追加対策として料金施策の導入が必要との判断に至ったのであれば、当所としては、その検討結果を尊重する。

＜料金上乗せの対象車種について＞

○他の交通への転換が困難な物流車両（中型車・大型車・特大車、緑ナンバー・小型貨物・タクシー等、家用小型貨物）を「料金上乗せ」の対象外とすることについては、経済活動・都市活動の維持・安定を図る観点から賛成である。料金施策の適用期間が35日間と長期にわたることからも必要な措置である。

＜その他＞

○市民生活や企業活動に不安や混乱を生じさせないためには、料金施策の導入に際して、内容の周知徹底が必要であり、関係当局におかれては様々な媒体を通じて早期の情報提供と十分な周知活動をお願いしたい。

○同時に、料金施策の導入やTDMによる道路交通全体の需要削減に対して、多くの市民が早く東京2020大会の成功のために協力しようという気持ちになれるよう、関係当局による大会機運の醸成活動もさらに充実・強化していくことが必要だと思料する。

「3 料金施策を含めた交通対策の考え方」（「方針（案）」4頁）について

首都高の料金施策導入に伴い、一般道の渋滞悪化を引き起こす事態となれば、大会輸送に影響を及ぼすのみならず、円滑な経済活動の維持にも重大な支障が生じる。これらを防ぐためにも、TDMによる道路交通全体の需要削減が重要である。

「方針（案）」にも記載のとおり、大会期間中の円滑な大会輸送の実現と、経済活動・都市活動の維持との両立を図るためには、「TDMで物流車両も含めた道路交通全体の需要を削減」することが前提となっているものと認識している。

TDMの促進については、当所はかねてから以下の諸点の必要性を指摘しているところである。

＜会員企業の声をもとにTDMの取組を加速させるために必要と思われる事項＞

- ・交通規制情報の早期提供
- ・企業への影響や協力依頼事項について、具体的かつ分かりやすい内容の提示
- ・監督官庁や自治体から「TDMへの協力」と「取引先との対応協議の実施」について積極的な協力要請の実施
- ・企業側の取組方法と取組の目安の具体化 等

企業にとっては、大会成功のための混雑緩和に向けた「協力」と、企業活動を維持・継続するための「交通規制や道路混雑等への対処」との2つの側面がある。「協力」については、交通量削減の目標達成に向けて、多く

の企業の協力が得られるよう、企業に協力を求める内容や取組の目安等を具体的に分かりやすく提示していくことが必要である。また、「規制・混雑等への対処」については、各企業が自社への影響を容易に認識し、自社の対策を検討できるよう、規制・混雑に関する情報を早期に、かつ分かりやすく提供いただくとともに、業種・業態特有の疑問や不安に対しては丁寧に対応いただき、それらの疑問や不安に対する当局の回答内容を広く開示していくことが重要である。

当所としても引き続き TDM の推進に尽力していく所存であるが、政府・東京都・東京 2020 組織委員会においても、東京 2020 大会の交通対策に関する情報の早期開示と十分な周知徹底、また、TDM の協力に向けた企業・市民への働きかけを更に充実・強化していただきたい。

以上  
2019年9月12日  
提出

<提出先> 東京都、東京2020組織委員会

<実現状況> 「会員企業の声をもとにTDMの取組を加速させるために必要と思われる事項」について、2019年10月に「会場周辺交通対策情報」が開示されたほか、大会時の混雑状況が自社に及ぼす影響を確認するためのツールとして、「大会輸送影響度マップ」ならびに「大会時の遅延等を想定した所要時間・経路検索システム」が公開された。

### ○改正女性活躍推進法の施行に伴う省令案に対する意見

○日本・東京商工会議所（以下、当所）が本年春に中小企業に対して実施した「人手不足への対応に関する調査」で、人手不足と回答した企業は66.4%と、ここ数年、深刻な人手不足の状況が続いている。

○そうした中、女性をはじめとした多様な人材の活躍が期待されている。女性（25歳～44歳）の就業率は、2001年の62.0%から2018年には76.5%まで上昇し、とりわけ近年の上昇率は顕著であることから、いわゆるM字カーブの底は大幅に上昇している。

○このように女性の労働参画が着実に進んでいる中で、女性の非労働力人口（2018年：2,708万人）のうち就業希望者（在学中を除く）は215万人いることから更なる労働参画が期待されるが、女性（25歳～44歳）の非求職理由として「出産・育児のため」が多く挙げられていることから、仕事と子育ての両立に向けた環境を更に整備していくことが不可欠である。

○一方、政府は女性活躍推進法を2016年4月に全面施行し、大企業（常用労働者数301人以上の企業）に事業主行動計画の策定・社内への周知・外部への公表・都道府県労働局への届出、女性の活躍に関する情報公表を義務付けたが、管理的職業従事者に占める女性の割合（14.9%）は諸外国と比べて低水準にとどまっているなど、法の施行後3年半が経過した今もなお課題が残っている。

○こうした認識のもと、労働政策審議会 雇用環境・均等分科会において女性の職業生活における活躍推進の在り方が議論され、昨年末に建議が取りまとめられた。

○その後、建議の内容を条文化した改正女性活躍推進法が本年5月に成立したことにより、中小企業（常用労働者数101人以上300人以下の企業）に対して事業主行動計画の策定・社内への周知・外部への公表・都道府県労働局への届出、女性の活躍に関する情報公表が義務付けられることになった。

○しかし、日本商工会議所が一昨年末から昨年1月にかけて実施した調査では、8割の中小企業が様々な課題を抱えながらも既に女性の活躍を推進していることから、この度の義務化を負担に感じるとの「生の声」が当所へ届いている。

○そうした状況の中、改正法の内容を踏まえて策定された本省令案には、事業主行動計画の策定に関する事項（状況把握項目・数値目標の設定）や情報公表項目、更には新たに創設される「プラチナえるぼし」認定の基準等が示されていることから、中小企業において女性の活躍推進に向けた実効性ある取組が促進されるよう、当所の意見を下記の通り申しあげる。

○なお、当所は厚生労働省と緊密に連携して、中小企業に対して同法及び本省令の内容を幅広く周知していく所存である。

記

#### 1. 改正女性活躍推進法の幅広い周知と計画策定への支援について

○改正女性活躍推進法により今後、中小企業（101人以上300人以下の企業）に対して、事業主行動計画の策定・社内への周知・外部への公表・都道府県労働局への届出、女性の活躍に関する情報公表が義務付けられることになった。

○しかし、日本商工会議所が一昨年末から昨年1月にかけて実施した調査では、8割の中小企業が様々な課題を抱えながらも既に女性の活躍を推進していることから、労働関係法令の施行が続き中小企業の現場負担がこれま

## 7. 事業 (3)意見活動

でなく増している中で、この度の義務化を負担に感じる旨の「生の声」が当所へ届いている。

○また、東京都が2017年に300人以下の事業所に対して実施した調査で、事業主行動計画を策定しない理由を尋ねたところ、37.3%の事業所が「法的に義務付けられていないため」、31.0%が「既に女性が活躍しやすい環境にあるため」、22.5%が「策定する必要性を感じないため」と回答していることから、多くの中小企業は計画策定の意義や効果を見出していない状況であることがうかがえる。

○こうした中、中小企業に対して事業主行動計画の策定や自社の女性の活躍に関する情報公表等の取組が義務付けられることから、計画策定が形骸的、形式的になり、結果として中小企業の手間だけを増やすことが懸念される。

○したがって、厚生労働省は中小企業に対して改正法の内容はもとより、事業主行動計画の策定など中小企業に対して新たに義務付ける取組の意義や想定される効果も含めて、幅広く且つ丁寧に周知していくべきである。

○また、現在のホームページやパンフレットに関して、「義務付けられている取組の内容に関する記載が分かりづらく、何をどのようにすれば良いか分かりづらい」との声が多く聞かれている。同法には、情報公表に関する勧告に従わなかった場合に企業名が公表できるなど履行確保措置が規定されていることから、厚生労働省は改正法や本省令の内容、特に企業に義務付けている取組の内容を分かりやすく周知していくべきである。したがって、新たなホームページやパンフレットを策定する際には、専門用語はなるべく使用せず簡潔に記載するなど、分かりやすさを重視すべきである。

○加えて、行動計画策定支援ツール等の改善やセミナー・説明会の拡充、専門家による訪問相談、更には47都道府県に設置された働き方改革推進支援センターでの相談対応など、中小企業に対する計画策定への支援を積極的に実施していくべきである。

○なお、セミナー・説明会に関しては、地方での開催をはじめ参加者が少ないケースがあることから、都道府県労働局や労働基準監督署、ハローワークは今まで以上に周知に取り組んでいくことが不可欠である。また、同法に関する説明だけでなく働き方改革関連法の説明を加えるなど、テーマ設定の工夫をしていくことも必要である。

### 2. 状況把握項目・数値目標の設定、情報公表項目の設定について

○女性活躍推進法は2016年4月に全面施行され、大企業(301人以上の企業)に対して下記の取組が義務付けられた。

(1) 状況把握の基礎4項目に係る自社の状況把握・課題分析

※状況把握項目は基礎4項目の他、選択項目が21項目ある(合計25項目)。なお、選択項目に関する自社の状況把握・課題分析は任意の取組となっている。

(2) 数値目標(1項目以上)の設定と、数値目標・計画期間・取組内容・取組の実施時期を盛り込んだ事業主行動計画の策定

(3) 事業主行動計画の社内への周知

(4) 事業主行動計画の外部への公表

(5) 都道府県労働局に対する事業主行動計画の届出

(6) 自社の女性の活躍に関する情報公表(情報公表項目の中から1項目以上)

○これに対して、省令案には、主に下記の改正内容が示されている。

<数値目標の設定>

・状況把握項目を「①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」と「②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に区分する。

・大企業(301人以上の企業)は原則として、①、②の区分ごとにそれぞれ1項目以上を選択して関連する数値目標を複数項目(合計2項目以上)設定しなければならない。

※数値目標の設定:【改正前】1項目以上→【改正後】①、②の区分ごとにそれぞれ1項目以上(合計2項目以上)

※状況把握・課題分析をした結果、①または②の区分のいずれか一方の取組が既に進んでおり、いずれか一方の取組を集中的に実施することが適当と認められる場合には、①または②のいずれかの区分から2項目以上選択して数値目標を設定することで足りることとする。

・中小企業(101人以上300人以下の企業)は数値目標を1項目以上設定することで足りることとする。

<情報公表項目の設定>

・情報公表項目を「①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」と「②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に区分する。

・大企業(301人以上の企業)は原則として、①、②の区分ごとにそれぞれ1項目以上を選択して複数項目(合計2項目以上)を公表しなければならない。

・中小企業(101人以上300人以下の企業)は①、②のいずれかの区分から1項目以上を公表することで足りることとする。

○省令案が規定している状況把握項目の区分、情報公表項目の区分はいずれも適当である。

○また、数値目標の設定、情報公表項目の設定に関する改正内容について、大企業（301人以上の企業）はともに複数項目（合計2項目以上）としたところ、中小企業（101人以上300人以下の企業）は、この度の法改正により新たに事業主行動計画の策定が義務付けられること、更には働き方改革関連法や最低賃金の大幅引上げへの対応など現場負担の高まりを考慮すると、数値目標の設定及び情報公表をまずは1項目以上で足りるとしたことは妥当である。

### 3. 「えるぼし」認定の取得促進に向けたインセンティブの拡充について

○事業主行動計画の策定・届出をした企業のうち、(1)採用、(2)継続就業、(3)労働時間等の働き方、(4)管理職比率、(5)多様なキャリアコースの各評価項目において女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の「えるぼし」認定を受けることができる。また、5つの評価項目を満たす項目数に応じて、一つ星から三つ星まで3段階の「えるぼし」認定が取得できる仕組みになっている。

○「えるぼし」認定を取得することのメリットとしては、「えるぼし」マークを自社商品や広告に付すことを通じて女性活躍推進企業であることをPRできることや、PRにより人材確保や企業イメージの向上等につながることで、更には公共調達において事業主行動計画の策定・届出等をした中小企業を上回る加点点評価がされること等が挙げられる。

○しかし、「えるぼし」認定の取得企業数は、本年6月末日現在で、大企業（301人以上の企業）では631社、中小企業（300人以下の企業）では239社で、合計870社にとどまっている。

○また、事業主行動計画の策定・届出企業における「えるぼし」認定の取得率は、大企業（301人以上の企業）、中小企業（300人以下の企業）ともに僅か3.9%にとどまっていることから、事業主行動計画の策定・届出等が「えるぼし」認定の取得につながっていない状況である。

○「えるぼし」認定企業が増加していくことは、女性の活躍推進に向けた機運醸成にも寄与することから、認定企業数を大幅に増加させていくことが求められる。そのためには、認定制度の更なる周知に加え、事業主行動計画の策定・届出等と「えるぼし」認定の取得申請を一体でできるようにすることや、同計画の策定・届出等をした企業に対する「えるぼし」認定の取得促進に向けた働き掛けの強化、公共調達における更なる加点点評価など、インセンティブを拡充していくことが求められる。

### 4. 「えるぼし」認定の認定基準の見直しについて

○現行の「えるぼし」認定の基準のうち、「採用」は、男女別の採用における競争倍率が同程度であることと規定されていることから、現に女性活躍の取組を積極的に進めている企業がこの基準に該当せず、認定を受けることができないとの声が聞かれている。

○このため、本省令案には、こうした企業が適切に「えるぼし」認定を受けられるようにするため、「採用」には別の基準を新たに設定すること等の見直しが規定されているが、この認定基準の見直しは妥当である。

○また、女性活躍の取組を積極的に進めている業種や個別企業に対して、「えるぼし」認定の取得促進に向けた働き掛けを強化していくことが求められる。

### 5. 「プラチナえるぼし」の認定基準、インセンティブの早期設定について

○この度の法改正を契機に、女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度である「プラチナえるぼし」が創設されることになり、本省令案にはその認定基準が示されている。

○認定基準自体は妥当であることから、厚生労働省は制度概要や認定基準を幅広く且つ丁寧に周知していくとともに、公共調達の加点点評価、助成制度や税制面での優遇措置などプラチナに相応しいインセンティブを早期に設定すべきである。

○また、「プラチナえるぼし」の認定企業は女性活躍のリーディングカンパニーであることから、事例集の策定等により取組やノウハウを他社に横展開していくことも重要である。

### 6. 両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の利用促進と予算の拡充について

○事業主行動計画の策定、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」で行動計画等の公表を行った上で、行動計画に盛り込んだ取組内容を実施し、数値目標を達成した企業に対する助成制度である両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）は女性活躍の推進に関する有効なインセンティブであるが、2019年度行政事業レビューシートによると昨年度の予算執行率は僅か16%である。また、今年度の予算額は昨年度から0.1億円減の2.3億円であり、予算規模も他の両立支援等助成金と比べて少額（※）にとどまっている。

※2019年度両立支援等助成金予算：育児休業等支援コース24.4億円、出生時両立支援コース35.9億円、介護離職防止支援コース3.5億円、再雇用者評価処遇コース152.6億円、事業所内保育施設コース12.6億円

○2019年度行政事業レビューシートによると、厚生労働省は本助成金が十分に活用されていない理由について、「本助成金は、自社の女性の活躍状況を把握・分析し、数値目標と取組目標を盛り込んだ行動計画を策定し、その目標を達成したことが支給要件となるため、支給申請まで至らない事業主が多かったもの」と考える、また利用促進策については「制度の活用につながるよう更なる周知に努めていく」としている。

○上述の通り、本助成金は女性活躍に関する有効なインセンティブであることから、他の助成制度も参考にして

## 7. 事業 (3)意見活動

支給要件を見直すことや助成限度額の大幅な引上げ、申請手続きの簡素化、更なる周知を行っていくことで、中小企業の利用を促進していくべきである。また、将来的には予算を拡充していくことが望ましい。

※女性活躍の推進に関する助成金の例：東京都「テレワーク活用・働く女性応援助成金 女性の活躍推進コース」→女性の採用・職域拡大に向けた職場環境整備に係る経費の一部を助成（2/3、上限 500 万円）。

### 7. 中小企業に対する施行期日について

○当所が本年春に中小企業に対して実施した調査で、人手不足と回答した企業は 66.4%と、ここ数年、深刻な人手不足の状況が続いている。こうした中、中小企業は働き方改革関連法や最低賃金の大幅引上げへの対応に迫られていることから、現場負担はこれまでになく増している。

○また、中小企業に対する労働関係法令の施行期日に関しては、年次有給休暇の取得義務化が本年 4 月、時間外労働の上限規制が来年 4 月、同一労働同一賃金が 2021 年 4 月、月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）の適用が 2023 年 4 月と立て続いている。更に、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）により、企業に対して職場におけるパワーハラスメントの防止措置が義務付けられることになったが、中小企業に対する施行期日は厚生労働省（案）では 2022 年 4 月 1 日となっている。

○こうした状況を踏まえると、中小企業が事業主行動計画の策定や自社の女性の活躍に関する情報公表等の取組を確実に円滑に進めていくには、十分な準備期間を確保することが不可欠である。

○改正女性活躍推進法には、中小企業（101 人以上 300 人以下の企業）に対して事業主行動計画の策定や自社の女性の活躍に関する情報公表等の取組を義務付けることについて、施行期日は「公布後 3 年以内の政令で定める日」とされていることから、厚生労働省（案）の通り、2022 年 4 月 1 日とすべきである。

○なお、職場におけるパワーハラスメント防止措置についても、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）には、中小企業の施行期日は「公布後 3 年以内の政令で定める日」とされていることから、厚生労働省（案）の通り、2022 年 4 月 1 日とすべきである。

### 8. その他

○女性活躍推進法は、女性活躍の取組を前進させるために、雇用している、または雇用しようとする女性労働者の活躍推進に資する取組を促すための法律である。一方、女性（25 歳～44 歳）の非求職理由は「出産・育児のため」が多く挙げられていることから、女性の活躍推進には、同法が対象とする個別企業における取組に加えて、仕事と子育ての両立に向けた社会基盤を更に整備していくことが不可欠である。

○したがって、改正女性活躍推進法や本省令の施行を契機に、厚生労働省は、当所が昨年 3 月に策定した「女性の活躍推進に向けた意見」や本年 10 月に策定した「雇用・労働政策に関する要望」で要望した通り、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の更なる整備や保育人材の確保等、また「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿の更なる整備に、鋭意取り組んでいくべきである。

○加えて、本年 10 月から従来の一般教育訓練のうち、IT スキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に給付を拡充する「特定一般教育訓練給付」が創設され、人材開発支援助成金では今年度から e ラーニングを活用した教育訓練が対象となるなど、リカレント教育に関する施策は近年大幅に拡充されていることから、厚生労働省はこれらの施策を幅広く周知し、女性の学び直しを促進していくべきである。

○更に、「けんせつ小町」や「トラガール」など、業界を挙げたプロジェクトは女性活躍の推進に向け有効であることから、厚生労働省は他省庁とも連携し、官民を挙げた女性活躍のためのプロジェクトを支援していくべきである。

以上  
2019 年 11 月 26 日  
提出

<提出先> 厚生労働省

<実現状況>

中小企業に対する十分な準備期間の確保（2022 年 4 月施行）と、中小企業に対する支援策の強化・拡充について、当所意見が実現。

○「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）」及び「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正（案）」に対する意見

今般政府にてとりまとめられた標記案（以下、「政府（案）」）について、以下のとおり意見を申し述べる。

#### 1. 当所意見の概要

政府（案）に対する当所の意見概要は以下のとおりである。

（1）見直しの目的

- ・「レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すことを支持する。政府においてはごみの総量や散乱ごみの状況に注視し、国民全体に望ましいライフスタイルを示し続ける必要がある。
- ・容器包装リサイクル制度を基本とした制度構築を支持する。自治体の定める条例等との制度上の整合をとるべきである。

### (2) 制度改正のイメージ

- ・プラスチック製買物袋に記載する表示については、事業者・消費者双方にとって分かりやすく、事業者にとって追加的コスト負担のないものとするべきである。
- ・プラスチック製買物袋の価格設定や売上げの使途については、事業者の判断に委ねられるべきである。
- ・中小・小規模事業者に対しては、施行後も含めて、対応に混乱が生じないよう配慮が必要であり、丁寧な支援・フォローアップを求める。
- ・とりわけ中小・小規模のプラスチック製買物袋を製造する事業者への支援策は重要であり、設備更新や素材転換のための投資支援などは十分に行われる必要がある。
- ・施行日について、当初案から3ヶ月施行日を後ろ倒しにし、2020年7月1日とされた点を評価する。施行後も当面は企業支援を継続し、段階的に指導・助言を行う等、経過を見ながら対応する必要がある。

### (3) 事業者への周知・国民理解の促進に向けて

- ・ガイドラインの策定は、可能な限り早期かつ、事業者・消費者双方にとってわかりやすい内容とする必要がある。先行事例の成果や課題も取り入れながら、特に事業者の不安払拭に努めていただきたい。
- ・問い合わせ窓口の設置について、事業者からの相談も受け付けられる旨を明記するべきである。

## 2. 個別事項に対する具体的意見

『プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）（以下「あり方（案）」）』の内容に基づき、『小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正（案）（以下「省令改正（案）」）』の該当部分も明記し、以下意見を申し述べる。

### ①見直しの目的

該当頁・行数		意見	理由
あり方（案）	省令改正（案）		
1頁 1～5行 目	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュースの徹底を位置づけ、その取組の一環として「レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すことを支持する。</li> <li>▶ 政府は、今般のプラスチック製買物袋の有料化義務化の措置がもたらす影響について、ごみの総量や散乱ごみの状況について注視するとともに、国民全体に望ましいライフスタイルを示し続ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プラスチックの資源循環を総合的に推進するためには、事業者の取組のみならず、製品を利用する消費者のライフスタイル・意識変革も重要である。</li> <li>▶ プラスチック製買物袋の代替製品の普及により、却ってごみの総量が増加する危惧、ならびに、バイオマスプラスチック配合率が高いからポイ捨てしても問題ないといった誤った認識を生む危惧が否定できない。</li> </ul>
1頁 6～9行 目	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 容器包装リサイクル法の枠組みを基本とし、省令の見直し等を通じて制度構築を図ることを支持する。</li> <li>▶ 制度構築にあたっては、プラスチック製買物袋に関する各地の条例等との整合を図るべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 制度発足から20年以上を経て社会に浸透している容器包装リサイクル制度を基本とすることが効果的と考える。</li> <li>▶ 事業者にとって、国と自治体から別々の対応を求められることは、非常に大きな負担である。今般の制度の対象は広範にわたるため、制度の整合は必須である。</li> </ul>

7. 事業 (3)意見活動

②制度改正のイメージ

a. 対象となる買物袋

該当頁・行数		意見	理由
あり方 (案)	省令改正 (案)		
2頁 1～10行 目	第二条	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プラスチック製買物袋の有料化義務化(無料配布禁止等)の対象となる範囲ならびに対象外の範囲について、政府(案)を支持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 海洋生分解性プラスチックは海洋プラスチック問題の解決に寄与し、バイオマスプラスチックはカーボンニュートラルの実現に寄与すると考えられるため、それらの普及を推進するべきである。</li> </ul>
2頁 11～13 行目	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ バイオマスプラスチックへの転換・普及、安価な利用をできるようにするため、製造事業者に対して原料調達等のコスト低減に資する支援を行っていく旨を書き込むべきである。</li> <li>▶ 「消費者への分かりやすい表示」については、事業者にとっても使いやすく、追加的コスト負担のないものでなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 世界的なバイオマスプラスチックの需要の高まりにより、原料調達にさらなる逼迫しコストが高騰する可能性がある。普及のためにはコスト低減を図ることが重要である。</li> <li>▶ 例えば、バイオマスマークの取得には中小・小規模事業者にとって決して安価とは言えない費用がかかっている。コスト高のため事業者が表示・マークの使用を躊躇するようなことがないようにするべきである。</li> </ul>

b. 有料化のあり方

該当頁・行数		意見	理由
あり方 (案)	省令改正 (案)		
2頁 18～24行 目	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プラスチック製買物袋の価格設定について、各事業者が本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定できるようにすることを支持する。</li> <li>▶ プラスチック製買物袋の売上げの使途について、各事業者が本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら決定・選択することを支持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 政府(案)の施行により、プラスチック製買物袋も原則有料で販売する商品となる以上、その価格は当然に事業者が自由に設定できるようにするべきである。</li> <li>▶ 売上げの使途は事業者の選択に委ねられるべきである。また、裁量があることで事業者の創意工夫の素地が形成されると考える。</li> </ul>
2頁 25～26行 目	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 先行事例での効果実績の共有にあたっては、有料化の対応に加えて、顧客からのクレームの有無や売上げの増減などの情報も含めるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本制度に関して当所に寄せられる声には、左記を不安に思うものが多い。ガイドラインの中でもそうした不安を払拭する工夫を凝らすべきである。</li> </ul>

c. 対象業種

該当頁・行数		意見	理由
あり方 (案)	省令改正 (案)		
3頁 2～5行 目	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ あらゆる業種においてプラスチック製買物袋有料化などによる削減努力が求められる点を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業者の混乱を防止することが非常に重要であり、業種により例外を設けると混乱が発生する</li> </ul>

		既存制度の枠組みを最大限活用した上で、自主的取組実施が広まることが望ましい。	可能性が大きい。
--	--	--	----------

## d. 中小企業・小規模事業者等への配慮

該当頁・行数		意見	理由
あり方(案)	省令改正(案)		
3頁 7～10行目	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業者の規模にかかわらず一律に対象とする点について、必要性は理解するが、中小・小規模事業者向けの丁寧な支援・フォローアップを求める。</li> <li>➤ 中小・小規模のプラスチック製買物袋製造業事業者への支援策は重要であり、設備更新や素材転換に向けた投資の支援などは十分に行われる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ プラスチック製買物袋有料化義務化に伴っては、プラスチック製買物袋自体の見直し、レジ設備の更新や荷詰め台の導入から店頭での周知に至るまで、ハード・ソフト面の投資が必要になる場合がある。</li> <li>➤ プラスチック製買物袋の製造事業者には中小・小規模事業者が多い。経営基盤が比較的弱く早期の素材転換等が難しいうえ、売上減少とそれに伴う既存のプラスチック製買物袋のデッドストック化のリスクもある。</li> </ul>

## e. 実施時期・フォローアップ

該当頁・行数		意見	理由
あり方(案)	省令改正(案)		
3頁 12～15行目 17～20行目	附則	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 政府(案)は、準備期間や周知期間を考慮した結果として、2020年7月1日施行と定めている。施行日について当初案から3ヶ月後ろ倒しにした点を評価する。施行日以降も、当面は企業支援を継続し、段階的に指導・助言を行う等、経過を見ながら対応を進めていく必要がある。</li> <li>➤ 容器包装リサイクル制度における定期報告の対象となる容器包装多量利用事業者の対象拡大は行うべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 周知が十分行き渡らずに、施行までに準備が間に合わない企業の存在も想定される。制度未対応の事業者に対しては、現場の運用実態を考慮しながら柔軟に対応していくべきである。</li> <li>➤ 容器包装の使用量の少ない小規模小売事業者にまで義務を課すことは、過剰な負担を強いることになり、合理的ではないと考える。</li> </ul>

## ③事業者への周知・国民理解の促進に向けて

該当頁・行数		意見	理由
あり方(案)	省令改正(案)		
3頁 22～27行目  4頁 1～6行目	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ガイドラインの策定は、可能な限り早期かつ、事業者・消費者双方にとってわかりやすい内容とする必要がある。先述した好事例も取り入れながら特に事業者の不安払拭に努めていただきたい。</li> <li>➤ 各種メディアを通じた国民向け周知広報においては、先行する3R</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業者がガイドラインに基づいて十分に準備できるよう、早期に情報発信を行うべきである。</li> <li>➤ 3Rの推進やCOOL CHOICEはまさ</li> </ul>

7. 事業 (3)意見活動

		<p>の推進や COOL CHOICE の取組との連携も検討すべきである。</p> <p>➤ 問い合わせ窓口においては、事業者からの相談も受け付けられるようにしていただきたい。</p> <p>➤ 商工会議所も地域経済団体として本制度の円滑な実施に寄与すべく、周知協力する所存である。</p>	<p>に国民運動であり、今般の制度目的との親和性も高い。</p> <p>➤ 事業者がガイドラインを参照したうえで疑問に思ったことなどを相談できる窓口が必要である。政府（案）には問い合わせ窓口の設置としか書かれていないため、事業者向けとしても明確に位置付けていただきたい。</p>
<p>以上</p> <p>2019年 12月6日 提出</p>			

<提出先> 経済産業省

<実現状況>

○プラスチック製買物袋の有料化義務化（無料配布禁止等）の対象となる範囲ならびに対象外の範囲について、政府（案）を支持する。

⇒産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 レジ袋有料化検討ワーキンググループでの商工会議所の意見が反映された。

○プラスチック製買物袋の価格設定について、各事業者が本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定できるようにすることを支持する。

⇒産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 レジ袋有料化検討ワーキンググループでの商工会議所の意見が反映された。

○プラスチック製買物袋の売上げの用途について、各事業者が本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら決定・選択することを支持する。

⇒産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 レジ袋有料化検討ワーキンググループでの商工会議所の意見が反映された。

○中小・小規模のプラスチック製買物袋製造業事業者への支援策は重要であり、設備更新や素材転換に向けた投資の支援などは十分に行われる必要がある。

⇒今後政府にて検討。

○政府（案）は、準備期間や周知期間を考慮した結果として、2020年7月1日施行と定めている。施行日について当初案から3ヶ月後ろ倒しにした点を評価する。

⇒産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 レジ袋有料化検討ワーキンググループでの商工会議所の意見が反映された。

○問い合わせ窓口においては、事業者からの相談も受け付けられるようにしていただきたい。

⇒事業者向け相談窓口が設置された。

## ○職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（案）に対する意見

○職場におけるパワーハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為である。企業にとっても職場環境の悪化のみならず、職場全体の生産性・意欲の低下や企業イメージの悪化等により経営上大きな損失につながりかねない行為である。

○また、昨年度は民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで「いじめ・嫌がらせ」が過去最高となったことから、職場におけるパワーハラスメントの防止は喫緊の課題である。

○こうした認識のもと、厚生労働省は「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を一昨年5月に設置し、職場におけるパワーハラスメントの定義や実効性のある防止対策について検討が行われ、昨年3月に報告書が取りまとめられた。引き続き、労働政策審議会 雇用環境・均等分科会において職場におけるハラスメント防止対策の在り方が議論され、昨年末に建議が取りまとめられた。

○その後、建議の内容を条文化した改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が本年5月に成立したことにより、企業に対して職場におけるパワーハラスメントの防止措置が義務付けられるとともに、措置の適切且つ有効な実施を図るために本指針が整備されることになった。

○一方、日本・東京商工会議所（以下、当所）が本年7月に実施したセミナーの参加者に対して「職場におけるパワーハラスメント防止対策で困っていること」を尋ねたところ、65.8%の企業が「パワーハラスメントかどうかの判断（業務上の指導か、ハラスメントかどうかの線引き・判断など）」を挙げ、次いで30.6%の企業が「適正な処罰（懲戒等）・対処の目安に関する判断」を挙げている。また、中小企業は、職場におけるパワーハラスメントの防止対策を講じていく上で、専任の人事・労務担当者がいないなどマンパワーやノウハウの面で課題を抱えている。

○こうした状況の中、本指針（案）には、職場におけるパワーハラスメントの定義や「該当すると考えられる例」、「該当しないと考えられる例」、事業主が講ずべき措置の具体的内容等が示されているなど、企業がパワーハラスメントの防止措置を講じる上で非常に重要な内容が記載されていることから、当所の意見を下記の通り申しあげる。

○なお、当所は厚生労働省と緊密に連携して同法及び本指針の内容を幅広く周知し、企業の取組を促進していく所存である。

### 記

#### 1. 職場におけるパワーハラスメントの定義について

○改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）により今後、企業に対して職場におけるパワーハラスメントの防止措置が義務付けられることになった。しかし、多くの企業から職場におけるパワーハラスメントの判断に関して「業務上の適正な指導との線引きが困難である」、「適正な処罰・対処の判断に迷う」という「生の声」が当所へ寄せられており、当所が実施した調査でも同様の結果が出ている。

○職場におけるパワーハラスメントかどうかの判断にあたっては、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、当事者の人間関係など個別性が強いこと、更には世代や個人の感受性等によって感じ方が大きく違うといった課題がある。このため、パワーハラスメントに該当するかどうかの判断基準が明確にならないと、例えば上司から部下への指示や指導、人材育成が躊躇されることや、上司と部下との認識のずれにより必要以上の摩擦が生じること、更には職場のコミュニケーション自体が過度に希薄になるなど、事業の円滑な運営が妨げられることが懸念される。

○これに対して、本指針（案）には、「職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう」と定義されている。

○この定義は適切である。については、企業がパワーハラスメントかどうかの判断に迷わないよう、厚生労働省はパンフレットやホームページ、セミナー等を通じて、分かりやすく丁寧に周知していくべきである。

○加えて、本指針（案）に記載されている「客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントに該当しない」旨についても、幅広く周知していくべきである。

○なお、同法の参議院厚生労働委員会附帯決議九の1に「パワーハラスメントの判断に際しては、『平均的な労働者の感じ方』を基準としつつ、『労働者の主観』にも配慮すること」と記載されているが、パワーハラスメントかどうかの受け止めは世代や個人の感受性等によって大きく違うという特性がある。こうした中、仮に「労働者の主観にも配慮する旨」を本指針に記載するならば、同じ言動や行為であっても、ある人はパワハラと受け止め、別の人はパワハラではなく業務上の適正な指導と受け止める、という事象が発生することが容易に考えられ、現場が混乱することが大いに懸念される。

○したがって、上記「③労働者の就業環境が害されるもの」の判断に関しては本指針（案）に記載の通り「平均的な労働者の感じ方」を基準として、行為に至った経緯や状況など個別性を含めた様々な要素を総合的に考慮することが適当であるとともに、パワーハラスメントに該当するかどうかはあくまで定義の構成要素である「三要素を全て満たしているか」という観点をもって判断すべきである。

2. 「該当すると考えられる例」、「該当しないと考えられる例」について

○本指針(案)には、職場におけるパワーハラスメントの代表的な6類型(※)ごとに「該当すると考えられる例」、「該当しないと考えられる例」が示されている。

○当所は「該当すると考えられる例」に関して、誤解やミスリードにより事業の円滑な運営が妨げられることがないよう、職場におけるパワーハラスメントに該当するかどうかの判断が分かれるようなグレーゾーンはいたずらに例示すべきではなく、明らかに職場におけるパワーハラスメントと判断できるものに限って記載すべきであると主張してきたが、本指針(案)に記載されている個々の例示は当所の主張に照らして概ね適切であり、修正する必要はない。また、業務上の適正な指示や指導が躊躇されないようにするためには、「該当しないと考えられる例」の記載は必要であることから、ここに記載の例示も妥当である。

○その上で、多くの企業から職場におけるパワーハラスメントの判断に関して「業務上の適正な指導との線引きが困難である」という「生の声」が当所へ寄せられていることから、企業がパワーハラスメントかどうかの判断に迷うことがないように、厚生労働省はパンフレットやホームページ、セミナー等を通じて、職場のパワーハラスメントの定義や「該当すると考えられる例」、「該当しないと考えられる例」、更には判例や調停・審判例等も含めて、分かりやすく丁寧に周知していくべきである。

○その際、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、更に「該当すると考えられる例」に関しては、職場におけるパワーハラスメントの定義の構成要素である「優越的な関係を背景として行われた言動」であることが前提となっている旨を適切に周知すべきである。

○なお、外見や服装の強制が職場におけるパワーハラスメントに該当することを明記すべきとの意見があるが、服装規定そのものが一律に問題となるものではなく、業務の内容や社会通念、慣習等にも影響されるものであり、加えて、パワーハラスメントに該当するケースは限定的であると考えられることを考慮すると、例示等を行うことは適当ではない。

○また、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」の記載に関して、「相手の」を削除すべきであるとの意見があるが、当事者がいることを知らずに行った言動までパワーハラスメントに含まれるとの誤解を招かないようにするためには、本指針(案)に記載の通りとすべきである。性的指向・性自認に関するパワーハラスメントに関しては、全体のバランスを考えると、本指針(案)に記載されている内容で十分であり、これ以上の内容を追加する必要はない。

○加えて、様々な属性に起因する言動が職場におけるパワーハラスメントに該当することを明記すべきとの意見があるが、パワーハラスメントの定義である三要素の全てを満たす言動であれば、当然パワーハラスメントに該当するので、あえて様々な属性を明示する必要はない。

※(1)身体的な攻撃(暴行・傷害)

(2)精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)

(3)人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)

(4)過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害)

(5)過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)

(6)個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

3. 事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容(事業主に義務付ける防止措置の内容)について

○改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)により今後、企業に対して職場におけるパワーハラスメントの防止措置が義務付けられることになったが、その内容は既に義務付けられているセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置に準拠していることから、妥当である。

○また、本指針(案)には、事業主に義務付ける防止措置の内容に加えて、「事業主が行うことが望ましい取組の内容」も記載されているが、事業主がそれぞれの内容を混同せず正しく理解できるよう、パンフレット等にはこれらを明確に分けて記載するなど、分かりやすく周知していくことが求められる。

○なお、「事業主の責務」、「労働者の責務」はともに同法の条文に基づいた内容であることから、妥当である。

4. 中小企業に対する支援策の積極的な実施について

○厚生労働省が2016年に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」によると、パワーハラスメントの予防・解決のための取組を実施している企業の割合(※)は企業規模が小さくなるにつれて低下することから、中小企業における取組を促進していくことが重要である。

○一方、中小企業は、職場におけるパワーハラスメントの防止対策を講じていく上で、専任の人事・労務担当者がいないなどマンパワーやノウハウの面で課題を抱えていることから、昨年末に取りまとめられた建議に記載の通り、厚生労働省はコンサルティングの実施や相談窓口の設置、セミナーの開催、更には調停制度の周知等、中小企業に対する支援策を積極的に実施していくべきである。

○更に、事業主に義務付ける防止措置には「パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を労働者に対して周知・啓発するための研修、講習」等が盛り込まれ、また、「事業主が行うことが望ましい取組の内容」には「コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修」が含まれているが、中小企業が単独で研修や講習を実施する

ことが困難な場合もあることから、厚生労働省はホームページ上で展開しているオンライン講座を本指針の内容を反映したものに迅速に更新していくとともに、幅広く周知していくことで、中小企業におけるオンライン講座の利用を促進していくべきである。

○加えて、事業主に義務付ける防止措置には「職場におけるパワーハラスメントの行為者に対する措置の適正な実施」が盛り込まれているが、当所が本年7月に実施したセミナーの参加者に対して「職場におけるパワーハラスメント防止対策で困っていること」を尋ねたところ、65.8%の企業が「パワーハラスメントかどうかの判断(業務上の指導か、ハラスメントかどうかの線引き・判断など)」を挙げ、次いで30.6%の企業が「適正な処罰(懲戒等)・対処の目安に関する判断」を挙げている。したがって、厚生労働省は企業に対して「適正な処罰(懲戒等)・対処の目安に関する判断」に資する情報提供に努めていただきたい。

※全体：52.2%、1,000人以上：88.4%、300～999人68.1%、100～299人53.3%、99人以下26.0%

#### 5. 事業主が自社の労働者以外の者に対する言動に関して行うことが望ましい取組の内容について

○改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)は企業に対して職場におけるパワーハラスメントの防止措置を義務付けているが、その対象となる行為や言動は、あくまで行為者が自社の労働者または役員で、被害者も自社の労働者である。

○一方、本指針(案)には、事業主は自社の労働者が他の労働者のみならず、個人事業主、インターンシップを行っている者等の労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮するとともに、事業主自らと労働者も、労働者以外の者に対する言動について必要な注意を払うよう努めることが望ましい旨が記載されている。

○更に、事業主は、職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、自社の労働者以外の者(他社の労働者、就職活動中の学生等の求職者及び労働者以外の者)に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましいこと、また、これらの者から職場におけるパワーハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、雇用管理上の措置を参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい旨が記載されている。

○この記載に対して、方針の明確化、相談対応のみならず、雇用管理上の措置義務とされている全ての項目を望ましい取組として明記すべきとの意見があるが、自社の労働者以外の者は範囲が幅広く、雇用関係がある場合との状況の違いもあることから、措置義務と同じ内容を一律に望ましい取組とすることは反対である。また、可能な範囲での対応を促すといった観点で、現在の記載内容は適当であることから、本指針(案)にこれ以上の内容を追加する必要はない。

#### 6. 取引先の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関して事業主が行うことが望ましい取組の内容について

○改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)は企業に対して職場におけるパワーハラスメントの防止措置を義務付けているが、その対象となる行為や言動は、あくまで行為者が自社の労働者または役員で、被害者も自社の労働者である。

○一方、取引先の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為についても、労働者に大きなストレスを与える悪質なものであり、人権侵害にもなり得る無視できないものとして社会的な注目が高まっていることから、本指針(案)は、これらを自社の労働者等からのパワーハラスメントに類するものと位置付け、事業主が行うことが望ましい取組として、自社の労働者が相談できる体制の整備等を挙げている。

○この点について、職場におけるパワーハラスメントと同様に、企業に対して防止措置を義務付けるべきとの意見もあるが、昨年末に取りまとめられた建議に記載の通り、どこまでが相当な範囲のクレームで、どこからがそれを越えた嫌がらせなのかといった判断が自社の労働者等からのパワーハラスメント以上に難しいこと等の課題があることから、本指針(案)に記載されている内容は妥当であり、これ以上の内容を追加する必要はない。

#### 7. 中小企業に対する施行期日について

○当所が本年春に中小企業に対して実施した調査で、人手不足と回答した企業は66.4%と、ここ数年、深刻な人手不足の状況が続いている。こうした中、中小企業は働き方改革関連法や最低賃金の大幅引上げへの対応に迫られていることから、現場負担はこれまでになく増している。

○また、中小企業に対する労働関係法令の施行期日に関しては、年次有給休暇の取得義務化が本年4月、時間外労働の上限規制が来年4月、同一労働同一賃金が2021年4月、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)の適用が2023年4月と立て続いている。更に、改正女性活躍推進法により、101人以上300人以下の企業に対して事業主行動計画の策定や自社の女性の活躍に関する情報公表が義務付けられることになったが、施行期日は厚生労働省(案)では2022年4月1日となっている。

○こうした状況を踏まえると、中小企業が職場におけるパワーハラスメントの防止対策を確実且つ円滑に進めていくには、十分な準備期間を確保することが不可欠である。

○改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)には、企業に対して職場におけるパワーハラスメントの防止措置を義務付けることについて、中小企業の施行期日は「公布後3年以内の政令で定める日」とされていることから、厚生労働省(案)の通り、2022年4月1日とすべきである。

8. その他

○労働政策審議会 雇用環境・均等分科会において、本指針（案）とともに職場におけるセクシュアルハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置に関する指針等が議論されてきたが、この指針等の案に記載されている内容はいずれも、職場におけるセクシュアルハラスメント、職場における妊娠、出産等に関するハラスメント等の防止に向けて妥当であり、これ以上の内容を追加する必要はない。

以上  
2019年12月20日  
提出

<提出先> 厚生労働省

<実現状況>

中小企業に対する十分な準備期間の確保（2022年4月施行）と、中小企業に対する支援策の強化・拡充について、当所意見が実現した。

○「短時間・有期雇用労働者対策基本方針（案）」に対する意見について

人手不足が全国の中小企業にとって最大の経営課題となっている中、「働き方改革」は人材の確保・定着に向けた重要課題であるが、その取組にはかなりの時間と負担を要する。こうした認識のもと、日本・東京商工会議所（以下、当所）は、一昨年6月に成立し、昨年4月から順次施行されている「働き方改革関連法」について、中小企業における十分な準備期間の確保や政府による支援策の拡充等を数次にわたり要望してきた。その結果、中小企業に対する施行期日の1年延期や、働き方改革推進支援センターの47都道府県への設置、更には中小企業に対する助言・指導にあたっての配慮規定、及び、企業間取引において著しく短い納期を設定しないなど取引に係る努力規定がそれぞれ設けられた。

一方、同一労働同一賃金については、当所が昨年の春に実施した調査で「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業は36.0%にとどまっている。また、同一労働同一賃金を導入する際の課題に関しては、48.0%の企業が「内容が分かりづらい」、31.9%の企業が「増加した人件費を価格転嫁できない」を挙げている。更に、法の成立から一定期間が経過したにも関わらず、「定義そのものや内容が複雑でよく理解できない」、「何から手を付けて、具体的にどのように準備を進めたらよいか分からない」、「ガイドラインに『原則となる考え方』が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当をはじめ、具体的にどの程度の待遇差が不合理にあたるのかよく分からない」、「裁判でしか判断が付かないグレーゾーンが広いことから、自信を持って準備を進めることができない」など、準備や対応への不安を訴える多くの「生の声」が当所へ寄せられている。

こうした状況の中、同一労働同一賃金や有期契約労働者の「無期転換ルール」をはじめとした短時間・有期雇用労働者に関する施策の基本となるべき事項を取り纏め、今後5年間にわたり運用される「短時間・有期雇用労働者対策基本方針」が、本年4月の大企業に対する同一労働同一賃金の施行に合わせて改定されることになった。厚生労働省はこの基本方針に基づいて、具体的な施策を講じていくなど、企業が同一労働同一賃金の導入に向けた準備を進めていくうえで極めて重要な内容が記載されていることから、当所の意見及び要望を下記の通り申しあげる。

なお、当所は昨年4月に締結した「働き方改革の推進に向けた連携協定」に基づき、引き続き厚生労働省と緊密に連携し、全国の中小企業に対する「働き方改革関連法」の内容や各種支援策の周知に鋭意、取り組んでいく所存である。

記

1. 施策の基本となるべき事項について

(1)「短時間・有期雇用労働者をめぐる課題」について

○本基本方針（案）の「施策の基本となるべき事項」には、「短時間・有期雇用労働者をめぐる課題」として、下記の6点が掲げられている。

- (1)働き・貢献に見合った公正な待遇の確保（均等・均衡待遇のより一層の確保）
- (2)明確な労働条件等の設定・提示
- (3)納得性の向上
- (4)通常の労働者への転換をはじめとするキャリアアップ
- (5)法の履行確保
- (6)その他労働関係法令の遵守

○一方、同一労働同一賃金については、当所が昨年の春に実施した調査で、法の名称や内容に関する認知度は68.1%、施行時期に関する認知度は62.4%にとどまり、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業も36.0%にとどまっている。

○また、有期契約労働者の「無期転換ルール」については、労働政策研究・研修機構が2018年11月から12月にかけて実施した調査で、法の内容に関する認知度は63.8%、有期契約労働者を雇用している企業等に限っても77.9%であることから、これらの施策は法の更なる周知による認知度の向上に取り組んでいくことが必要な状況である。

○本基本方針(案)に掲げられた6点の課題は全て、2015年度から2019年度までの5年間を期間とした現状の基本方針と同じ内容であるが、上記の状況を踏まえ、課題の一点目に「法の更なる周知による認知度向上に取り組んでいく必要性」を付け加えるべきである。

## 2. 施策の方向性について

### (1) 同一労働同一賃金の更なる周知について

○同一労働同一賃金については、当所が昨年の春に実施した調査で、法の名称や内容に関する認知度は68.1%、施行時期に関する認知度は62.4%にとどまり、「対応済・対応の目途が付いている」と回答した企業も36.0%にとどまっている。

○また、法の成立から一定期間が経過したにも関わらず、「定義そのものや内容が複雑でよく理解できない」、「何から手を付けて、具体的にどのように準備を進めたらよいか分からない」、「ガイドラインに『原則となる考え方』が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当をはじめ、具体的にどの程度の待遇差が不合理にあたるのかよく分からない」、「裁判でしか判断が付かないグレーゾーンが広いことから、自信を持って準備を進めることができない」など、準備や対応への不安を訴える多くの「生の声」が当所へ寄せられている。

○こうした中、同一労働同一賃金は、本年4月には大企業、来年4月には中小企業への施行を控え、企業における対応をより一層進めていく必要があることから、本基本方針(案)に記載の通り、法の周知徹底を図ることで、同一労働同一賃金の内容や定義の理解を促進していくべきである。

○また、法の周知にあたっては、商工会議所や業界団体をはじめとした各種団体との連携が重要である旨を、本基本方針に盛り込むべきである。

### (2) 中小企業に対する支援策の強化・拡充について

○厚生労働省は同一労働同一賃金に関する事業主への支援策として、「働き方改革推進支援センター」による相談支援、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の取組を実施した事業主に対する「キャリアアップ助成金」の支給、自社の状況が法の内容に沿ったものかを点検するための「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」の策定・公表等を講じている。

○一方、当所が昨年の春に実施した調査で、同一労働同一賃金を導入する際の課題として、48.0%の企業が「内容が分かりづらい」、31.9%の企業が「増加した人件費を価格転嫁できない」を挙げている。更に、法の成立から一定期間が経過したにも関わらず、準備や対応への不安を訴える多くの「生の声」が当所へ寄せられている。

○こうした状況を踏まえると、相談支援をはじめとした中小企業に対する支援策をより一層、強化・拡充していく必要があることから、本基本方針の「施策の方向性」に「中小企業に対する支援策を強化・拡充していく必要性」を明確に位置付けるべきである。

### (3) 「多様な正社員」の普及・定着について

○当所が昨年の春に実施した調査で、人手不足と回答した企業は66.4%と、ここ数年、深刻な人手不足の状況が続いている。また、数年後(3年程度)の人員充足の見通しに関しても、52.1%の企業が「不足感が増す」と回答していることから、生産年齢人口の減少も相まって、人手不足の更なる深刻化が懸念される。

○そうした中、人手不足の克服や一億総活躍社会の実現に向け、女性・高齢者・外国人材など「多様な人材の活躍」を推進していくことが求められている。各企業が「多様な人材の活躍」を推進していくには、勤務地限定正社員や職務限定正社員、勤務時間限定正社員など、いわゆる「多様な正社員」の普及・定着を図っていくことが有効であることから、厚生労働省は無料の専門家派遣等の施策を講じている。

○しかし、労働政策研究・研修機構が2018年2月から3月にかけて実施した調査では、勤務地、職務、労働時間等が限定されている「限定正社員」がいる企業は20.4%にとどまっている。一方、「限定正社員」制度を導入している企業の54.7%が「人材の定着率が高まった」、48.9%が「人材の採用がしやすくなった」、35.9%が「社員のモチベーションが上がった」など多岐にわたる効果を実感している。

○本基本方針(案)の「施策の方向性」には、「多様な正社員」の普及・定着に向けた取組を行っていく旨が記載されているが、普及・定着をより一層促進していくには、キャリアアップ助成金の「正社員化コース」をはじめとした助成制度の拡充や、導入企業の好事例の横展開など施策を強化・拡充していく必要がある。

○したがって、本基本方針の「施策の方向性」に「『多様な正社員』の普及・定着に向けた施策を強化・拡充していく必要性」を明確に位置付けるなど、「多様な正社員」の普及・定着に関しては、施策の重要性をより強調していくべきである。

## 3. 具体的施策について

### (1) 中小企業に対する相談支援体制の強化・拡充について

## 7. 事業 (3)意見活動

○上述の通り、同一労働同一賃金については、法の認知度や企業における準備状況に課題があることに加え、法の成立から一定期間が経過したにも関わらず、準備や対応への不安を訴える多くの「生の声」が当所へ寄せられている。

○また、中小企業庁が一昨年8月から9月にかけて実施した調査でも、「対応済」と回答した企業は33.7%にとどまっている。対応が困難な理由に関しては、46.7%の企業が「非正社員の賃金等を上昇させる余裕がない」、25.5%の企業が「非正社員待遇改善に伴う社会保険料負担が困難」、13.3%の企業が「待遇差是正のための労務管理コスト負担が困難」を挙げるなど、人件費の負担増に関する理由が多く挙げられており、32.0%の企業は「合理的・不合理な待遇差の判断が困難」と回答している。

○企業が同一労働同一賃金に的確に対応していくには、正社員・非正規社員ごとに賃金や諸手当、福利厚生等の待遇の状況を点検し、待遇差に不合理性があれば是正・解消していくことや、人件費の負担増への対応をはじめ、専門的且つ多岐にわたる準備を計画的に進めていく必要がある。

○したがって、中小企業における同一労働同一賃金の準備を促進していくには、47都道府県に設置され、社会保険労務士等の専門家が無料で事業主の相談に応じ、就業規則の作成方法、賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用等を含めた支援を行う「働き方改革推進支援センター」、更には都道府県労働局の相談支援体制をより一層強化・拡充していく必要があることから、その旨を本基本方針に盛り込むべきである。

○また、商工会議所や業界団体をはじめとした各種団体と連携し、非正規社員を多く雇用する業種・業界向けに重点的な支援を講じていく必要性や、専門家が自ら直接企業を訪問し、課題に対応していく「プッシュ型支援」を強力に講じていく必要性、更には、「キャリアアップ助成金」や時間外労働等改善助成金（団体推進コース）をはじめとした各種助成制度の周知を強化し、利用を促進していく必要性、大企業における先事例を中小企業へ横展開していく必要性についても、本基本計画に明記すべきである。

### (2) 同一労働同一賃金に関する判例の周知について

○政府が一昨年末に策定・告示した「同一労働同一賃金ガイドライン」は、正社員と非正規社員との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものではないのかについて、「原則となる考え方」と「具体例」を示したものである。

○しかし、不合理性の判断に際しては裁判でしか判断が付かないグレーゾーンが広いことに加え、本ガイドラインには退職手当、住宅手当、家族手当に関しては「原則となる考え方」が示されていない一方で、不合理な待遇差があれば是正・解消していく必要がある旨が記載されていることから、準備や対応への不安を訴える多くの「生の声」が当所へ寄せられている。

○こうした状況を踏まえると、企業が待遇差の不合理性を判断する際の参考情報として、特に「均衡待遇」に関する判例は非常に有効であることから、本基本方針には、モデルとなる判例のポイントを分かりやすく整理し、幅広く周知していく必要性を盛り込むべきである。

### (3) 裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の周知について

○同一労働同一賃金、特に「均衡待遇」の確保に関しては最高裁まで争われた判例もある中で、仮に訴訟に発展した場合には多くの時間やコスト、手間を要することから、企業規模を問わずその負担は大きく、人事・労務を専業とする部署が無かったり、専任の担当者がいない中小企業にとっては尚更である。加えて、訴訟になると企業名が公になることによるイメージダウンも大いに懸念される。

○そうした中、働き方改革関連法（パートタイム・有期雇用労働法の改正）により、「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」が、新たに裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の対象に加わるようになった。裁判外紛争解決手続き（行政ADR）は、公平性・中立性、互譲性（当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決が可能）、簡易・迅速性（時間的・経済的負担を要する裁判に比べ、迅速かつ簡便な手続きで解決が可能）、無料、プライバシーの保護（企業名を含め、援助や調停の内容は非公開）等の特徴があることから、紛争の早期解決や企業の負担軽減にも有効な制度と言える。

○しかし、裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の具体的な手法である、都道府県労働局長による紛争解決の援助（助言・指導・勧告）や、調停会議による調停の利用実績はともに低調であることから、制度が十分に認知され、有効に機能しているとは言い難い状況である。

○したがって、本基本方針には、裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の特徴を幅広く周知し、認知度を高めていく必要性を盛り込むべきである。なお、認知度を高めていくには、裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の申立・申請の方法や手続き、解決・打ち切りまでに要する目安期間、利用実績、紛争解決の援助及び調停の事例を分かりやすく周知していくことが重要である。

### (4) 短時間・有期雇用労働者の能力開発に資する施策の強化・拡充について

○生産年齢人口の減少により、全国の中小企業にとって最大の経営課題である人手不足は今後、更に深刻さを増していくと予想されている。そうした中、人手不足の克服や働き方改革の観点から、労働生産性の向上に向けた取組が従来にも増して重要になっている。

○また、経済のサービス化をはじめとした産業構造の変化や、IoT、AI、ロボット技術など先端技術の発展により、今後、労働者に求められるスキルが大きく変化していくことが見込まれている。

○一方、短時間・有期雇用労働者の数は長期的に増加傾向にあり、2018年時点では雇用者総数の31.6%を占めていることから、就職氷河期世代を含め、正社員への転換を図るための施策を講じていく必要性が高まっている。

○そうした中、本基本方針（案）には多様な職業訓練を実施していく旨が記載されているが、公的職業訓練や、教育訓練給付制度をはじめとしたキャリア形成支援など、短時間・有期雇用労働者の能力開発に資する施策の重要性は益々高まっていることから、本基本方針には、短時間・有期雇用労働者の能力開発に資する施策を強化・拡充していく必要性を明記すべきである。

○その際、産業界のニーズを十分に踏まえ、短期間で資格取得につながる実践的な訓練を増やしていくことや、産業構造の変化や先端技術の発展に則して訓練の内容を不断に見直していくことが重要である。

以上

2020年1月23日

提出

<提出先> 厚生労働省

<実現状況>

当所の意見に基づき、働き方改革推進支援センターをはじめ、同一労働同一賃金に係る中小企業の支援体制がより強化された。

## ○総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 中間とりまとめ（案）」に対する意見

今般政府にてとりまとめられた標記案（以下、「政府（案）」）について、以下のとおり意見を申し述べる。

### 1. 当所の基本的考え方

当所は、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）について、急増する買取費用総額（2019年度、3.6兆円）を背景に、従前より国民負担の抑制およびそのための制度の見直しを要望してきた。今般、国民負担の増大および系統制約の顕在化等の課題を解決し、再生可能エネルギーが主力電源となるための抜本的な制度見直しが行われることを評価する。

### 2. 当所意見の概要

#### I. 電源の特性に応じた支援制度

- ・FIP制度における価格決定にあたっては、より効果的に市場機能を活かすためにも入札制を活用すべきである。また、入札上限価格の設定については、コストの積み上げのみならず市場動向および将来的なポテンシャル・ターゲットも評価したうえで、コスト削減効果も踏まえ慎重に検討・決定すべきである。
- ・レジリエンス強化等の観点からFIT制度の枠組みを残す地域活用電源のうち、自家消費型電源について、その要件における自家消費比率の設定に際しては、できる限り高い水準とすべきである。
- ・地域消費型の対象とするバイオマス発電の要件について、輸送距離の短縮によるコスト削減を重視する方針を評価する。今後の検討においては、ライフサイクルGHG排出量等燃料調達から見た温室効果ガスがどの程度排出されているのか、といった視点も取り入れるべきである。

#### II. 地域に根差した再エネ導入の促進

- ・標識・柵塀の設置義務に違反する案件に対して、一定期間を経ても改善が確認されない案件については、認定取消しを含めた対応を速やかに行う方針を高く評価する。
- ・太陽光発電設備の廃棄等費用について、原則、源泉徴収的な手法により徴収する外部積立てを発電事業者が義務付ける方針を高く評価する。

#### III. 再エネ主力時代の次世代電力ネットワーク

- ・地域間連系線等の系統の増強に係る費用について、再エネ寄与率を参照し、その範囲に限定して賦課金方式で徴収した交付金を充てる案については、前提として、既存系統の最大限の活用および費用便益計算が十分に行われること、発電コストに系統整備コストを加えたトータルコストが現状よりも低減することが必須である。

#### IV. その他の論点

- ・運転開始期限による規律が働かず、長期に運転を開始しない未稼働案件への対応について、現行の運転開始期限に係る措置に加えて、認定失効を含めた措置を講じる方針を高く評価する。可能な限り早期かつ厳格な制度化を望む。

### 3. 個別事項に対する具体的意見

7. 事業 (3)意見活動

I. 電源の特性に応じた支援制度

①競争電源に係る制度のあり方

該当頁・行数	意見	理由
5頁 18～23 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ FIP 価格の決定においては、入札制を積極活用してコスト削減に結び付けるべきである。入札上限価格の設定にあたっては、コストの積み上げのみならず市場動向および将来的なポテンシャル・ターゲットも参照・評価し、高止まりしないよう慎重な検討と決定を行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 案にも記載のとおり、入札制を積極活用することによりコスト低減効果を期待できる。その効果を最大化しつつ再生可能エネルギー導入を促進するため、競争電源が FIP 制度の対象であることを踏まえ、入札上限価格の設定にあたって発電コスト以外の要素も十分に考慮した検討がなされる必要がある。</li> </ul>
6頁 3～5 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ FIP 価格や参照価格の在り方等について、制度開始後も適切な見直しおよびファインチューニングを行う制度設計の方向性を評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ デジタル技術の進展および新たなビジネスモデルの確立等によって、FIP 制度における対象電源等が変化していくことは十分に考えられる。必要な見直しを機動的に行っていくことは極めて重要である。</li> </ul>
7頁 6～9 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 小規模事業者を対象とした FIP 制度における緊急避難措置に関し、市場統合を妨げないよう、利用期間や買取価格について、FIP 制度による市場取引を行うことにインセンティブが働くよう制度設計を行うことを評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 緊急避難措置は、先行して FIP 制度を導入している他国事例にも見られるように、市場におけるセーフティネットとして必要である。他方で、あくまで緊急避難であるため、市場取引を促す内容でなければならず、市場価格よりも一定程度低い買取価格を設定する等の工夫を行うべきである。</li> </ul>

②地域活用電源に係る制度の在り方

該当頁・行数	意見	理由
9頁 1～9 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自家消費型の要件における自家消費比率の設定にあたっては、自家消費を主たる目的とする施設を対象とするという本来の趣旨を踏まえ、できるだけ高い水準とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第 53 回調達価格算定委員会において自家消費比率を調達価格の設定時における想定値として 50%、自家消費計画および運転開始後の取締りにおいては 30% とする案が示されている。今後の動向も確認しつつ、水準の引き上げを検討すべきである。</li> </ul>
10頁 1～13 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域消費型の対象とするバイオマス発電の要件については、輸送距離の短縮によるコスト削減を重視する方針を評価する。また、今後の検討においては、ライフサイクル GHG 排出量の視点を取り入れるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域消費型の対象となるバイオマス発電については、エネルギー基本計画 (P41) の「地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう地熱・水力・バイオマスの主力電源化に向けた取組」において「地域に賦存する木材を始めとしたバイオマス」の導入を進める旨が記載されている。</li> <li>➤ 地域消費型の対象となるバイオマス発電の制度設計においては、内外無差別の原則に配慮しつつも、一般木材等バイオマスの認定量がエネルギーミックス水準を大きく超えている</li> </ul>

		こと、パーム油等の原料を海外に依存する案件が多く含まれていること、バイオマス発電の役割のひとつは地域分散型エネルギーとして地域活性化への寄与であること、現行制度では既に入札制度の対象となっていること、等を踏まえた検討が必要である。
11 頁 4～17 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域活用要件の設計において、熱利用のあり方を検討する際には熱効率を考慮すべきである。</li> <li>➢ 地域活用要件の導入時期については、可能な限り早い時期とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 単に熱利用のみを要件とした場合、効率性が犠牲となる危惧がある。</li> <li>➢ 特に小規模事業用太陽光発電においては、運転開始までのリードタイムが短く、大規模設備を小規模分割するような事例が発生していることに鑑み、速やかな要件設定が求められる。</li> </ul>

## II. 地域に根差した再エネ導入の促進

## ①地域からの信頼確保

該当頁・行数	意見	理由
13 頁 17 行目 ～ 14 頁 1 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 義務違反案件に対して、一定期間を経ても改善が確認されない案件については、認定取消しを含めた厳格な対応を速やかに行う方針を高く評価する。</li> <li>➢ 再エネ発電事業計画に記載のない情報であっても、地域住民に対する情報提供の意義があると考えられるものについて、公表を行うこととする方針を評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 一定期間を経ても改善の見られない案件は、「責任ある安定的な事業運営ができる者」とは到底思われない。</li> <li>➢ 事業実施への地域の懸念を払しょくするためには、必要十分な情報公開が必須である。</li> </ul>

## ②廃棄等費用の確保

該当頁・行数	意見	理由
14 頁 14～21 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 太陽光発電設備の廃棄等費用について、管理機関による原則源泉徴収的な外部積立てを発電事業者が義務付ける方針を高く評価する。</li> <li>➢ 積立金の水準について、継続して廃棄費用等の情報収集を行い、不足のないよう安定的な設定を行うべきである。</li> <li>➢ 積立て開始時期について、一律調達期間終了 10 年前からとする方針であるが、より早期かつ自主的に積立てを行うインセンティブを設けるべきで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2019 年 1 月時点で積立てを行っている事業者は 2 割以下となっている。一方で、太陽光発電設備の廃棄費用は買取価格算定時のコストに算入されている。</li> <li>➢ 今後、製品寿命を迎える太陽光発電設備が大量に発生した場合に廃棄費用等が高騰するおそれがあり、適切な廃棄費用がリサイクルにまわる体制を構築する必要がある。</li> <li>➢ 調達期間終了 10 年前までは積立て対応をしなくてよいというモラルハザードを招く危惧がある。早期の積立て開始を勧奨すべきである。</li> </ul>

7. 事業 (3)意見活動

	ある。	
15 頁 20～30 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電事業者に災害時の備えを促すため、新規認定案件・既認定案件ともに火災保険・地震保険等への加入を努力義務とすることを評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年の災害発生の状況を踏まえ、事業者に災害時の備えを促すことは、安定した事業継続のために有意義である。</li> </ul>

Ⅲ. 再エネ主力時代の次世代電力ネットワーク

プッシュ型の系統形成と費用負担

該当頁・行数	意見	理由
19 頁 2～10 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域間連系線等の系統の増強に係る費用について、再エネ寄与率を参照し、その範囲に限定して賦課金方式で徴収した交付金を充てる案については、前提として既存系統の最大限の活用、費用便益計算の十分な実施、発電コストに系統整備コストを加えたトータルコストの現状水準からの引き下げが必須である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネの主力電源化には系統整備が不可欠であること、および、系統増強から得られる便益のうち再エネ導入促進効果の部分を賦課金方式で徴収することについては理解するが、交付対象には地域間連系線だけでなく地内線も含まれることから、費用便益計算は精査される必要がある。</li> <li>広く負担を求める系統増強が安易な系統制約解決の手段であってはならない。また、買取費用総額が2019年度には3.6兆円と、エネルギーミックス想定水準に迫っており、国民負担抑制は焦眉の課題である。</li> </ul>

Ⅳ. その他の論点

地域からの信頼確保

該当頁・行数	意見	理由
21 頁 12～21 行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転開始期限による規律が働かず、長期に運転を開始しない未稼働案件への対応について、現行の運転開始期限に係る措置に加えて、認定失効を含めた措置を講じる方針を高く評価する。可能な限り早期かつ厳格な制度化を望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期にわたり運転が開始されない場合には、FIT制度で支えるべき責任ある事業主体とは言えない。諸外国の事例も参考にしながら、既認定案件も含めて認定失効を含めた措置を講じる方針が示されたことは、FIT制度の適正化、国民負担増大懸念の緩和、系統容量解放等、多岐にわたるメリットがある。</li> </ul>

以上

2020年 1月24日

提出

<提出先> 経済産業省資源エネルギー庁

<実現状況>

○FIT制度における価格決定にあたっては、より効果的に市場機能を活かすためにも入札制を活用すべき。

⇒今後政府にて検討。

○入札上限価格の設定については、コストの積み上げのみならず市場動向および将来的なポテンシャル・ターゲットも評価したうえで、コスト削減効果も踏まえ慎重に検討・決定すべき。

⇒今後政府にて検討。

○レジリエンス強化等の観点からFIT制度の枠組みを残す地域活用電源のうち、自家消費型電源について、その要件における自家消費比率の設定に際しては、できる限り高い水準とすべき。

⇒FIT調達価格設定時における自家消費比率の想定値は50%となる見込み。

○地域消費型の対象とするバイオマス発電の要件について、輸送距離の短縮によるコスト削減を重視する方針を評価する。今後の検討においては、ライフサイクルGHG排出量等燃料調達から見た温室効果ガスがどの程度排出されているのか、といった視点も取り入れるべき。

⇒今後政府にて検討。

○標識・柵塀の設置義務に違反する案件に対して、一定期間を経ても改善が確認されない案件については、認定取消しを含めた対応を速やかに行う方針を高く評価する。

⇒再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会での商工会議所の意見が反映された。

太陽光発電設備の廃棄等費用について、原則、源泉徴収的な手法により徴収する外部積立てを発電事業者が義務付ける方針を高く評価する。

⇒再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会での商工会議所の意見が反映された。

○運転開始期限による規律が働かず、長期に運転を開始しない未稼働案件への対応について、現行の運転開始期限に係る措置に加えて、認定失効を含めた措置を講じる方針を高く評価する。

⇒再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会での商工会議所の意見が反映された。

○小規模事業者を対象としたFIP制度における緊急避難措置に関し、市場統合を妨げないように、利用期間や買取価格について、FIP制度による市場取引を行うことにインセンティブが働くよう制度設計を行うことを評価する。

⇒再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会での商工会議所の意見が反映された。

#### (4) 調査研究

##### ① 定期調査

###### 1) 東商けいきょう（中小企業の景況感に関する調査）

実施時期	回答企業	担当部署
5月24日～5月31日（第1回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 776社	中小企業部
8月23日～8月30日（第2回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 822社	中小企業部
11月7日～11月15日（第3回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 793社	中小企業部
2月20日～2月28日（第4回）	東京商工会議所会員企業、中小企業景況調査対象企業 891社	中小企業部

##### ② 不定期調査

調査名	実施時期	調査対象	担当部署
中堅・中小企業の新入社員の意識調査結果について	2019年 3月29日～4月10日	「新入社員ビジネス基礎講座」に参加した新入社員 1,100名	人材・能力開発部
中小企業の経営課題に関するアンケート	9月20日～10月11日	東京商工会議所会員中小企業 8,525社	中小企業部

7. 事業 (4) 調査研究

エネルギー・環境に関する意識・実態調査	1月15日～ 3月20日	東京商工会議所の会員 9,400社	産業政策第二部
大規模水害発生時の企業の対応に関するアンケート調査	1月31日～ 2月14日	東京商工会議所の会員 2,000社	地域振興部
最低賃金引上げの影響と人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査	2月 3日～ 3月 6日	東京及び各地商工会議所の 会員約4,000社	産業政策第二部
従業員研修の実施状況に関するアンケート	2月12日～ 2月21日	研修センター主催の研修 講座に申し込みがあった 企業より無作為抽出した 1,000社	人材・能力開発部
会員企業の新型コロナウイルス感染症への対応ならびに防災対策に関するアンケート	3月13日～ 3月31日	東京商工会議所の会員 13,000社	地域振興部

## (5) 広 報

## ① 広報紙

## 1) 東商新聞

創 刊 1955年7月(2020年3月末紙齢2153号)  
 判 型 タブロイド判(12頁):1993年6月5日号より  
 Biz Extra(ビズ エクストラ)(4頁):2013年4月20日号より(毎月20日号)  
 横組み左開き:2014年10月20日号より  
 デジタルブック版:2014年10月20日号より  
 発 行 月2回(10日号・12頁/20日号・16頁)発行、発行回数24回(2019年4月10日号~2020年3月20日号まで)  
 発行数 通常号78,000部  
 内 容 1~3面:東商活動広報・中小企業のための経営支援情報  
 4面:政策解説特集等  
 5面:特集記事、経済データ等  
 6面:全面広告、東商事業PR、特集記事等  
 7面:(10日号)渋沢栄一関連記事、企業・経済解説記事、(20日号)ビジネスコラム  
 8面:(10日号)渋沢栄一関連記事、ビジネスコラム、(20日号)ビジネスコラム  
 9面:全面広告、特集記事等  
 10・11面:(10日号)Life(トレンド・健康等に関するコラム)、イベントガイド、(20日号)会員の新品・新サービス・新店舗・新刊紹介  
 12面:東商事業PR、特集記事(東京2020大会ほか)等  
 Biz Extra(ビズ エクストラ):(20日号)オリンピック・パラリアンピアンほか  
 東京2020大会関係者インタビュー、文化・地域情報等に関する連載コラムなど

## ② 冊子小包による会員向け定期一括配送サービス(広告チラシ同封サービス)

東商新聞をはじめ、本・支部の会員サービス事業案内や調査などを、冊子小包により毎月2回定期的に全会員に配送するサービス。本部各部署や各支部の事業案内をパッケージにして配送することにより、郵送コストを効率化し会員の利便性を高めている。また、会員のビジネスチャンス拡大を目的として、会員の事業広告を同封するサービスも行っている。

配 送 頻 度 月2回・毎月10日・20日

内 容 東商新聞、ならびに本・支部の会員サービス事業案内、アンケート調査、会員の事業広告など、  
 総計は10日号は14点、20日号が7点。A4サイズ以下

総 同 封 数 320点(会員・団体84点、東商事業等212点、東商新聞24点)

## ③ ウェブサイト

開 設 1996年7月26日

U R L <https://www.tokyo-cci.or.jp/>

内 容 東商の組織概要や経営支援事業、政策要望活動、地域振興活動、支部活動のほか、助成金情報など中小企業経営に役立つ施策情報などを掲載している。また、東商ブランドを紹介するページ、東商の活動を動画で紹介するページ、東商発行の冊子をデジタルブックで紹介するページを新規に制作した。

アクセス数 4,179,682PV(2019年度)※所内アクセスを除く

## ④ イベントカレンダー

開 設 2004年9月

U R L <https://event.tokyo-cci.or.jp/>

内 容 東商が開催するイベントをインターネット上で閲覧、検索、申込できるシステム。「閲覧専用

## 7. 事業 (5) 広報

サイト」では、本部の部会・委員会、支部会議など各種会議情報を一元的に管理している。2019年度の掲載イベント数は6,366件。

### ⑤ メールマガジン【経営カUPマガジン】の発行

創刊 2007年7月26日

発行 毎週水曜日(2014年8月より週1回発行)

内容 会員企業のほか、広く一般社会に対し東京商工会議所の活動を周知することを目的に発行。経営支援に関する事業・イベントや、政策要望活動、地域振興活動などを紹介している。2020年3月末日の登録者は87,774件。

### ⑥ SNS(フェイスブック)を活用したPR

東商の活動や事業・サービスを広く一般に周知するため、フェイスブックページで情報を発信。2020年3月末日の登録件数は7,123件。

### ⑦ デジタルサイネージ

本部ビル1階に設置し、東商の活動や事業・サービス等のPRを実施。多目的スペースで開催するイベントとの連動企画も行った。

### ⑧ ブランディング活動

創立140周年の際に策定したブランドスローガン「挑みつづける、変わらぬ意志で。」をもとに、東商の新たなブランドイメージの浸透に向けたブランディング活動を展開。スローガン入りロゴマークや、冊子・封筒など各種制作物のデザイン制定ノベルティ(案)の制作などを行った。

#### 1) ブランドムービー

制作日 2019年7月26日(通常版)

2019年11月21日(30秒CM版)

内容 ブランドスローガンに込めた想いや意図を伝え、「初代会頭・渋沢栄一の創立時の精神を受け継ぎ、新しい時代に挑みつづける」という東商の意志を示すムービーを制作した。30秒CM版は、テレビCM、YouTube広告でも放映

#### 2) ブランドアンバサダー

アンバサダー 女子プロゴルファー 原 英莉花 選手

期間 2019年11月18日から

内容 女子プロゴルフ界の黄金世代として活躍する原選手は、熱い想いを胸に、常に勝利を目指して挑みつづけるアスリートであり、変わる事のない強い意志をもって勝利を目指す姿勢は、東商のブランドスローガン「挑みつづける、変わらぬ意志で。」とも合致するため、アンバサダーとして選定した。

### ⑨ パブリシティ活動

#### 1) 記者会見

##### a. 定例会頭記者会見

4月4日(19名) 新元号/働き方改革/足元の景況感・米中貿易協議/日韓関係/カルロス・ゴーン氏再逮捕/コンビニ24時間営業/消費税率引き上げ・軽減税率導入への対応/塚田国土交通副大臣発言

4月18日(17名) 65歳超の継続雇用/財政健全化/消費税率引き上げ/新一万円札/GAF A規制/日銀金融システムレポート/WTO裁決/熊本地震から3年/平成を振り返って

5月9日(15名) 米中貿易協議/キャッシュレス決済/東京2020大会/新紙幣の発行/米イラン

- 問題/日朝関係/日経平均株価/新卒一括採用/10連休
- 5月23日(18名) 米中貿易協議/景気認識/最低賃金の引き上げ/消費税率引き上げ/トップ外交/副業・兼業/終身雇用・高齢者雇用
- 6月12日(19名) 最低賃金引き上げ/「高齢社会における資産形成・管理」報告書/高度プロフェッショナル制度/就職氷河期世代への支援/G20会合/日産・ルノー/経団連会長不在/レジ袋の有料義務化
- 6月21日(17名) 東海ブロック商工会議所との懇談/米中貿易協議による地域経済への影響/G20/米イラン関係/最低賃金引き上げ/大企業と中小企業の関係/財政制度審議会/地方の規制改革
- 7月4日(17名) 対韓輸出規制/参議院議員選挙/パワハラ防止法/働き方改革/最低賃金引き上げ
- 7月17日(16名) 夏季政策懇談会を終えて/日韓関係/中国経済/かんぼ生命の不適切販売/日商会頭に求められる資質
- 8月30日(18名) 日米貿易交渉/日韓関係/消費税率引き上げと景気見通し/米中貿易協議/合同訪中団/年金財政検証/最低賃金引き上げ・賃上げ/リクナビ問題/かんぼ生命保険の不適切販売/オリンピック・パラリンピックまで1年
- 9月18日(17名) 千葉県内の大規模停電/日韓経済人会議/サウジアラビア石油施設攻撃/キャッシュレス・ポイント還元/軽減税率制度/貿易統計/生産性向上/全世代型社会保障検討会議/中国による農水産物輸入規制/米中貿易協議
- 9月30日(17名) 米中貿易協議/景気見通し/中小企業のBCP策定/消費税率引き上げ/取引価格の適正化/関西電力の金品受領問題/香港情勢/日韓商工会議所首脳会議/ラグビーワールドカップ
- 10月18日(19名) 中国経済/吉野彰氏のノーベル化学賞受賞/東京五輪マラソンの札幌開催/日韓関係/台風19号/ブレグジット/経営者保証の二重徴求/二期目の振り返り/関西電力の金品受領問題/スタートアップ投資
- 11月1日(17名) 消費税率引き上げから1カ月/男性国家公務員の育児休業取得/RCEP/東京五輪マラソン・競歩の札幌開催/製造業のサプライチェーン/就活ルール
- 11月8日(17名) 経済対策/安倍首相の在任期間/RCEP/復興庁の延長/中小企業の事業承継
- 11月21日(20名) デジタル化による生産性向上と取引価格の適正化/会頭に求められる資質/最低賃金引き上げと消費税率引き上げの影響/日韓関係/厚生年金の適用拡大/最低賃金
- 12月6日(18名) 雇用のあり方/新たな経済対策/消費支出/就職氷河期世代への支援/社会保障改革/日米貿易協定/桜を見る会
- 12月19日(18名) 経済見通し/大学入試改革と教育に求めるもの/かんぼ生命の不適切販売問題/パワハラを巡る問題/今年の漢字/会社法改正/渋沢栄一の思想/日韓関係/厚生年金の適用拡大
- 1月16日(18名) 阪神淡路大震災から25年/米中「第1段階合意」/日韓関係/新型コロナウイルス/大企業と中小企業の共存共栄/地方創生/東京2020大会に向けた取り組み/春闘/日本型雇用の見直し/おもてなしとサービス業の生産性向上
- 1月30日(19名) 英国のEU離脱/新型コロナウイルス/取引価格の適正化/サプライチェーンのデジタル化・効率化/中小企業の定義/春闘
- 2月20日(22名) 新型コロナウイルスの影響/2019年第4四半期GDP/為替の動向/プレミアムフライデー/価値創造企業に関する賢人会議
- 3月2日(19名) 新型コロナウイルスの影響/景気認識/春闘/LOBO調査2月結果
- 3月18日(21名) 追加の経済対策/内定取り消し/東京2020大会/中小企業の資金繰り/関西電力の金品受領問題

## b. その他記者会見

- 1月7日(56名) 経済三団体長共同記者会見

## 7. 事業 (5) 広報

2月 7日 (オーストラリアにおける記者会見(訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッション))

### 2) 会頭コメントの発表

- 4月 1日 新元号発表について
- 5月 1日 天皇陛下即位について
- 6月11日 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略
- 6月21日 成長戦略・骨太方針について
- 6月29日 G20大阪サミットの開催結果について
- 7月21日 参議院議員選挙結果について
- 7月31日 地域別最低賃金額改定の目安について
- 9月 9日 渋沢栄一翁・2021年NHK大河ドラマ採用決定について
- 9月11日 第4次安倍改造内閣の発足について
- 9月26日 日米貿易協定の合意について
- 12月 5日 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の閣議決定について
- 12月12日 令和2年度税制改正大綱について
- 12月20日 「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定について
- 12月20日 令和2年度政府予算案の閣議決定について
- 2月29日 新型コロナウイルス・安倍総理会見について
- 3月25日 東京2020大会延期決定について

### 3) 会頭インタビュー・テレビ出演・講演等(取材・収録日を記載)

- 4月15日 文藝春秋「令和」の未来年表
- 5月10日 読売新聞「解剖財界渋沢流」
- 5月29日 ロイター通信「消費税の延期の選択」
- 6月 5日 日本経済新聞「創論—Opinion—」
- 6月11日 BSテレ東「ゴルフ交遊抄」
- 7月 5日 共同通信「最賃上げ経済界に賛否」
- 7月 8日 日本経済新聞「TOKYO2020オリパラを語ろう」
- 8月29日 BSテレ東「経済スペシャル 令和×渋沢栄一～日本型経営の源流」
- 11月25日 雑誌「財界」(新春ワイド座談会)
- 12月11日 産経新聞「新春 直球緩球」
- 12月11日 毎日新聞「展望 日本経済2020」
- 12月12日 日刊工業新聞「日本経済2020年」

### 4) 会頭共同インタビュー(囲み取材等)

- 4月 9日 新紙幣発行について
- 4月15日 宮腰内閣府特命担当大臣との意見交換後
- 4月18日 麻生財務大臣との意見交換後
- 4月22日 働き方改革の推進に向けた連携協定締結後
- 7月 1日 夏期セミナー後
- 7月30日 福島県内商工会議所との懇談後
- 7月31日 最低賃金額改定の目安決定後
- 9月27日 西村経済財政政策担当大臣との意見交換後
- 10月17日 菅原経済産業大臣との意見交換後
- 10月31日 羽田空港視察後
- 11月21日 全世代型社会保障改革検討会議後
- 11月29日 中曽根康弘氏のご逝去にあたり

- 1 2月 3日 価値創造企業に関する賢人会議後  
 1月20日 小池東京都知事との懇談後  
 3月 5日 未来投資会議後  
 3月 9日 田中復興大臣へ要望書手交後  
 3月21日 新型コロナウイルス感染症の実態経済への影響に関する集中ヒアリング後  
 3月31日 衛藤大臣との意見交換後

## 5) 報道機関との懇談

- 5月14日(26名) 経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会  
 12月12日(28名) 経済団体記者会加盟社記者と三村会頭・副会頭等との懇談会

## 6) 記者発表

発表日	形態	種別	内容・標題
4月 5日	資料配布	事業/周知・取材案内	「外国人材受入れ促進セミナー」の開催
4月 9日	資料配布	政策/周知	従業員研修の実施状況に関するアンケート調査結果
4月11日	資料配布	政策/周知	わが国と東京における観光振興に関する意見
4月11日	資料配布	事業/周知	冊子「女性いきいき！企業もいきいき！業績を伸ばす「女性活躍推進」のすすめ」の発行
4月15日	記者レク	政策/周知	高齢者の活躍推進に向けた意見
4月17日	資料配布	政策/取材案内	厚生労働省との働き方改革の推進に向けた連携協定締結
4月19日	資料配布	政策/周知	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けた意見
4月22日	資料配布	事業/取材案内	「カレーなる戦い in 杉並」の開催
4月25日	資料配布	事業/周知	「東京都事業引継ぎ支援センター」2018年度の相談実績
4月25日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現
4月26日	資料配布	その他	2019年5月の主な行事予定
5月 8日	資料配布	事業/周知	健康経営エキスパートアドバイザー研修をリニューアル
5月 8日	資料配布	事業/周知	「eco-MASTER GRAND PRIX 2019」eco検定チーム戦参加チーム募集開始
5月 9日	資料配布	政策/周知	東京2020大会期間中の交通・輸送に関するアンケート調査結果
5月 9日	資料配布	政策/周知	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する意識調査結果
5月10日	資料配布	事業/周知	「東商環境アクションプラン」を策定
5月10日	記者レク	政策/周知	会員企業の防災対策に関するアンケート調査結果
5月13日	資料配布	事業/取材案内	「東商ジョブフェア(合同会社説明会)」の開催
5月14日	資料配布	事業/周知	健康経営エキスパートアドバイザー研修申込開始の延期
5月24日	資料配布	事業/周知・取材	「2019台湾夜市 文化祭」を開催
5月27日	資料配布	事業/取材案内	渋沢栄一初代会頭 新紙幣肖像決定記念セミナー「新1万円札の顔・渋沢栄一を紐解く〜パリ万博から得たもの」を開催

7. 事業 (5) 広報

発表日	形態	種別	内容・標題
5月28日	記者レク	政策/周知	最低賃金に関する緊急要望ならびに最低賃金引き上げの影響に関する調査結果
5月30日	資料配布	政策/周知	新入社員意識調査結果
5月31日	資料配布	その他	2019年6月の主な行事予定
6月3日	資料配布	事業/取材案内	2020年に向けた決起大会～東京2020大会の成功と全国機運盛上げに向けて～の開催
6月6日	記者レク	政策/周知	人手不足等への対応に関する調査集計結果
6月13日	資料配布	政策/周知	パンフレット「働き方改革BOOK」の発行
6月14日	資料配布	政策/周知	東京及び首都圏の将来像とその実現に向けた施策に関する意見
6月24日	資料配布	政策/取材案内	2019年度「夏期セミナー」の開催
6月25日	資料配布	政策/周知	東商けいきょう2019年4～6月期集計結果一付帯調査：設備投資一
6月26日	資料配布	事業/周知	「かつしかミライテラス～葛飾区認定製品販売会～」の開催
6月26日	資料配布	事業/周知	練馬野菜「Instagramフォトコンテスト」募集開始
6月27日	資料配布	政策/周知	中小企業・小規模事業者に対する「標的型攻撃」メール訓練実施結果
6月28日	資料配布	その他	2019年7月の主な行事予定
7月2日	資料配布	事業/取材案内	「今すぐ知りたい！女性活躍推進・パワハラ防止セミナー」の開催
7月2日	資料配布	事業/周知	「開業ガイドブック」のリニューアル
7月8日	資料配布	政策/取材案内	福島県内商工会議所との懇談会・視察会
7月10日	資料配布	政策/周知	東京都の雇用就業施策に関する要望
7月10日	資料配布	政策/周知	東京の観光振興策に関する意見
7月11日	資料配布	政策/周知	国の中小企業対策に関する重点要望
7月11日	資料配布	政策/周知	東京都の中小企業対策に関する重点要望
7月11日	資料配布	政策/周知	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見
7月17日	資料配布	事業/取材案内	東京2020大会交通混雑緩和に向けた「東京2020大会1年前・駅頭TDM（交通需要マネジメント）周知活動」の実施
7月22日	資料配布	事業/取材案内	瀬戸内の美味集結！広島・岡山・愛媛×東京 商談会
7月29日	資料配布	事業/周知	「あらかわもんじゃ・北区おでんコン！」の開催
7月31日	資料配布	事業/取材案内	杉並区内京王井の頭線6駅キャラクターデザインコンテスト募集開始
7月31日	資料配布	その他	2019年8月の主な行事予定
8月1日	資料配布	事業/取材案内	「KATSUSHIKA 町工場百貨市」の開催
8月6日	資料配布	事業/取材案内	「東商リレーションプログラム」の開催
8月19日	資料配布	事業/取材案内	全5回シリーズ企画“新1万円札の顔・渋沢栄一を紐解く”第2回セミナー「論語と算盤の思想」の開催

発表日	形態	種別	内容・標題
8月20日	資料配布	事業/取材案内	「渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定」の締結式及び記者発表会の開催
8月23日	資料配布	事業/取材案内	「中小企業における外国人材受け入れセミナー」の開催
8月27日	資料配布	事業/周知	渋沢栄一翁の顕彰に関する包括連携協定を締結
8月29日	資料配布	事業/周知	「e c o-M A S T E R G R A N D P R I X 2 0 1 9」 e c o検定チーム受賞者決定
8月30日	資料配布	その他	2019年9月の主な行事予定
9月5日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現
9月12日	資料配布	政策/取材案内	第46回日本ニュージーランド経済人会議の開催
9月12日	資料配布	事業/取材案内	第2回企業対抗ポッチャ大会の開催
9月13日	資料配布	事業/周知	「中小企業が“働き方改革”の現場を語る！トークショー&パネルディスカッション」の開催
9月17日	資料配布	事業/取材案内	「人を幸せにする経営とは～これからの健康経営を考える～シンポジウム」の開催
9月19日	記者レク	政策/周知	令和2年度税制改正に関する意見
9月24日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現
9月25日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう2019年7～9月期集計結果一付帯調査:「賃金の動向」一
9月26日	資料配布	事業/取材案内	第17回勇気ある経営大賞受賞企業決定および顕彰式典のご案内
9月27日	資料配布	事業/周知	第6回広域関東学生インバウンド旅行企画コンテスト
9月30日	資料配布	その他	2019年10月の主な行事予定
10月7日	資料配布	事業/周知	「e c o検定アワード2019」の受賞者決定および表彰式開催
10月8日	資料配布	事業/周知	中野・杉並・豊島がアニメ・マンガ・サブカルで連携!アニメ・マンガフェス2019の開催
10月9日	資料配布	事業/取材案内	「会員企業と学校法人との就職情報交換会」の開催
10月10日	資料配布	政策/周知	次期会頭・副会頭人事
10月11日	資料配布	政策/周知	国土交通省の防災・減災対策に関する要望
10月11日	資料配布	政策/周知	東京都の防災・減災対策に関する要望
10月11日	資料配布	事業/取材案内	葛飾ブランド「葛飾町工場(まちこうば)物語」認定製品の決定
10月17日	資料配布	政策/周知	雇用・労働政策に関する要望
10月17日	資料配布	政策/周知	外国人材の受入れ政策に関する要望
10月21日	資料配布	事業/取材案内	官民連携促進プロジェクト「羽田空港」視察会
10月21日	資料配布	事業/取材案内	全5回シリーズ企画“新1万円札の顔・渋沢栄一を紐解く”第3回セミナー「激動期におけるビジネスリーダーの役割」の開催
10月23日	資料配布	政策/周知	台風19号を踏まえた首都圏・東京の防災・減災対策に関する要望
10月25日	資料配布	事業/周知	冊子「人材育成を成功させるための研修活用術」の発行

7. 事業 (5) 広報

発表日	形態	種別	内容・標題
10月31日	資料配布	その他	2019年11月の主な行事予定
11月1日	資料配布	その他	会頭・副会頭等の選任・委嘱
11月7日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現
11月8日	資料配布	政策/周知	東京外かく環状道路(関越道～湾岸道路)の整備促進に関する決議
11月11日	資料配布	事業/周知	「中小企業が“働き方改革”の現場を語る!トークショー&パネルディスカッション」の開催
11月13日	資料配布	事業/周知	訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッション派遣のお知らせ
11月18日	資料配布	その他	委員会ならびに共同委員長の選任
11月18日	資料配布	事業/周知	女子“黄金世代”プロゴルファー・原英莉花(はらえりか)選手とブランドアンバサダー契約を締結
11月22日	資料配布	事業/取材案内	“被災地復興支援”「天王洲マルシェ」～福島県と千葉県の名産品の展示販売・観光情報をPR!～
11月28日	資料配布	事業/取材案内	「【風水害に備える】働く人のためのマイ・タイムライン作成セミナー」の開催
11月29日	資料配布	事業/周知	冊子「2019年度創業事例集 ～10の事例から学ぶ!創業を成功に導く共通点～」の発行
11月29日	資料配布	その他	2019年12月の主な行事予定
12月2日	資料配布	政策/取材案内	経済三団体共催2020年新年祝賀パーティーならびに三団体長共同記者会見
12月4日	資料配布	事業/取材案内	全5回シリーズ企画“新1万円札の顔・渋沢栄一を紐解く”第4回セミナー「渋沢栄一の人材育成」の開催
12月9日	資料配布	事業/取材案内	「東京ビジネスチャンスマーケット2019」の初開催
12月10日	記者レク	政策/周知	東商けいきょう2019年10～12月期集計結果一付帯調査:「ITの利活用」-
12月11日	資料配布	事業/周知	「はじめてIT活用」1万社プロジェクト 中小IT支援に向けSansan・マイクロソフトなど8社と提携
12月12日	資料配布	事業/取材案内	“新卒”口説ける採用面接官トレーニング講座【模擬面談・実践編】の開催
12月12日	資料配布	事業/周知	「第18回勇気ある経営大賞」募集開始
12月13日	資料配布	事業/周知	冊子「明日から実践『ホスピタリティ経営』ガイドブック」の発行
12月17日	資料配布	事業/周知	「海外ビジネスハンドブック」を発行
12月18日	記者レク	政策/取材案内	訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッション同行取材の案内
12月25日	資料配布	事業/周知	東京都・港区合同 帰宅困難者対策訓練
12月27日	資料配布	政策/取材案内	2020年 新年賀詞交歓会
12月27日	資料配布	その他	2020年1月の主な行事予定
1月9日	資料配布	政策/周知	中小企業の経営課題に関するアンケート調査結果(東京23区内調査)
1月10日	資料配布	政策/取材案内	東京都知事との懇談
1月14日	資料配布	事業/取材案内	東京・諏訪地域のものづくり企業50社が集結!「諏訪・東京技術交流・展示商談会」の開催

発表日	形態	種別	内容・標題
1月15日	資料配布	事業/周知	杉並区内京王井の頭線6駅キャラクターデザインコンテスト結果発表
1月16日	資料配布	政策/周知	～東京2020オリンピック・パラリンピック期間中の交通対策が一目で分かる！～「2020交通対策ハンドマップ」を発行
1月17日	資料配布	事業/周知	東京都事業引継ぎ支援センターのマッチングにより事業承継が実現
1月21日	資料配布	事業/取材案内	会員企業と学校法人との就職情報交換会
1月27日	資料配布	事業/周知	文京区内の飲食店・菓子店等の推奨101店を選出!“文(ふみ)の京(みやこ)”の美味しいお店「食の文京ブランド」
1月28日	資料配布	事業/取材案内	東京都・港区合同 帰宅困難者対策訓練
1月29日	資料配布	事業/周知	「かつしかミライテラス～葛飾区認定製品販売会～」の開催
1月29日	資料配布	事業/取材案内	「渋沢ネットワークフォーラム2020」の開催
1月31日	資料配布	その他	2020年2月の主な行事予定
2月 3日	資料配布	政策/取材案内	東京都知事と都内商工会議所会頭との懇談会
2月 3日	資料配布	事業/取材案内	第10回「東商リレーションプログラム」開催
2月 4日	資料配布	事業/周知・取材案内	食の都・東京の“東京らしい”商品を集めた「From TOKYO」ブース出展(スーパーマーケットトレードショー2020)および商品ガイドブックの発行
2月 5日	資料配布	事業/取材案内	東京2020大会期間中の経済界による独自ボランティア「サポートキャスト」1,800名を超える規模で共通研修スタート
2月 6日	資料配布	事業/周知	第13回葛飾ブランド「葛飾町工場物語」認定3製品をストーリーマンガで紹介
2月10日	資料配布	事業/周知	新型コロナウイルスに関する経営相談事業「小規模事業者向け資金繰り相談会」の開催
2月12日	資料配布	事業/周知	「研修講座ガイドブック2020」を発行
2月12日	資料配布	事業/周知	冊子「人材活用働き方改革ハンドブック」を発行
2月17日	資料配布	事業/周知	パンフレット「外国人材活躍解説BOOK」の発行 ～新たな在留資格「特定技能」の活用ポイント～
2月21日	資料配布	事業/周知	渋沢栄一ゆかりの地を訪ねる『るるぶ特別編集 TOKYO 23』日本語版/英語版緊急増刷
2月27日	資料配布	事業/周知	中小企業経営者向け/支援担当者向け「事業承継支援ハンドブック」の発行
2月28日	資料配布	その他	2020年3月の主な行事予定
3月 6日	資料配布	事業/周知	地域情報誌「ogibon ch. 特別号」発行
3月10日	資料配布	政策/周知	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う東京都への緊急要望～都内経済への影響を最小限に抑えるために～
3月11日	資料配布	事業/周知	冊子「小さく始める起業ガイドブック」を発行
3月11日	資料配布	事業/周知	渋谷の街に関するアンケート調査結果
3月12日	資料配布	事業/周知	BATIC(国際会計検定)を2021年度にリニューアル
3月12日	資料配布	事業/周知	冊子「外国人材活用ハンドブック」の発行
3月17日	資料配布	政策/周知	知的財産政策に関する意見

7. 事業 (5) 広報

発表日	形態	種別	内容・標題
3月18日	記者レク	政策/取材案内	東商けいきょう2020年1～3月期集計結果 －付帯調査：「新型コロナウイルスの影響について」－
3月30日	資料配布	事業/周知	新型コロナウイルス感染拡大への対策支援「3つの緊急掲示板」 を開設
3月30日	資料配布	政策/周知	新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策に関する緊急要望 ～感染拡大防止の徹底と地域経済社会への影響の最小化に向け て～
3月31日	資料配布	その他/周知	日商・東商の事務局人事（4月1日付）
3月31日	資料配布	その他	2020年4月の主な行事予定

⑩ 放送番組

「中小企業の底ヂカラ」（TOKYO MX）

放送 2019年4月～2020年3月

偶数月第3土曜日 8時30分～8時45分（全6回）

翌月第3土曜日 8時30分～8時45分（再放送6回）

内容 高度な技術や高いシェアを誇るオンリーワン企業、ユニークな発想で画期的なサービスを展開する企業、さまざまな工夫や努力で限界に挑む職人など東京で活躍する革新的、創造的な企業等を紹介する番組を制作・放送。

CM放映 商工会議所CM、ビジネスマネージャー検定試験、ブランドムービー、経営相談

⑪ 刊行物一覧

タイトル	発行月	価格	部署名
中小企業と地域の未来を切り拓く”規制改革”の ススメ	4月	無料	企画調査部
東京商工会議所女性会創立70周年記念誌	5月	無料	総務統括部
開業ガイドブック 2019年度版	6月	無料	中小企業部
開業ガイドブック STARTUP GUIDE 2019年度版	6月	無料	中小企業部
働き方改革BOOK	6月	無料	産業政策第二部
創業事例集 2019年度版	11月	無料	中小企業部
人材育成を成功させるための研修活用術	11月	無料	人材・能力開発部
海外ビジネスハンドブック	12月	無料	中小企業部
明日から実践「ホスピタリティ経営」	12月	無料	新宿支部
2020交通対策ハンドマップ	1月	無料	地域振興部
ホストタウン周知冊子	1月	無料	地域振興部
文京グルメマップ 2020-2022	1月	無料	文京支部
事業承継支援ハンドブック（経営者向け／支援 担当者向け）	2月	無料	中小企業部
外国人材活躍解説BOOK	2月	無料	産業政策第二部
人材活用働き方改革ハンドブック	2月	無料	杉並支部
葛飾町工場物語 第13回	2月	無料	葛飾支部
るるぶ特別編集TOKYO23	2月	無料	地域振興部

## (6) 証 明

## ① 国内関係証明

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
営業証明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
所在地証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一法人証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商標周知証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商標使用証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会員証明(和文)	3	0	0	2	0	1	0	0	1	0	1	0	8
計	4	0	0	2	0	1	0	0	1	0	1	0	9

## ② 特定(恵)原産地証明書

経済連携協定に基づき輸入関税の減免措置を受けるための特定(恵)原産地証明書を、日・シンガポールEPAについては当所において、その他のEPAについては当所内に設置した日本商工会議所東京事務所において発給した。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
日シンガポール	18	17	35	23	20	21	27	20	20	17	12	24	254
日メキシコ	631	630	536	489	493	523	442	451	477	499	360	339	5,870
日マレーシア	809	677	713	795	714	750	809	742	785	659	676	807	8,936
日チリ	159	141	146	186	117	129	176	127	138	123	116	129	1,687
日タイ	4,251	4,260	4,048	4,513	3,748	4,325	4,372	4,039	3,825	3,778	3,647	4,411	49,217
日インドネシア	2,376	1,470	2,639	2,541	2,154	2,417	2,652	2,357	2,098	2,252	2,189	2,461	27,606
日ブルネイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
日アセアン	880	833	793	935	748	872	933	888	956	771	943	994	10,546
日フィリピン	423	363	411	465	377	447	496	410	348	416	405	408	4,969
日スイス	235	181	218	241	125	189	265	154	225	173	257	216	2,479
日ベトナム	1,127	1,029	1,192	1,258	1,028	1,123	1,386	1,295	1,381	891	1,265	1,390	14,365
日インド	2,695	2,926	2,701	2,966	2,557	2,637	2,682	2,230	2,582	2,462	2,757	3,008	32,203
日ペルー	11	11	12	13	10	9	7	10	12	8	13	10	126
日オーストラリア	286	232	205	268	245	256	313	256	236	222	207	284	3,010
日モンゴル	25	45	25	46	18	39	24	18	18	15	21	28	322
計	13,926	12,815	13,674	14,739	12,354	13,737	14,584	12,997	13,101	12,286	12,868	14,510	161,591

## ③ 貿易関係証明(非特惠原産地証明書等)

各種貿易関係証明(原産地証明、インボイス証明、サイン証明等)は、輸入国の通関時や信用状の決済条件などで求められている。

(単位：件)

	日本産原産地証明	外国産原産地証明	インボイス証明	サイン証明	その他の証明	合計
4月	18,666	1,285	2,113	4,610	23	26,697
5月	17,607	1,154	2,028	3,700	16	24,505
6月	17,515	1,227	1,968	4,262	18	24,990
7月	18,984	1,295	2,253	4,516	17	27,065
8月	16,697	1,137	1,885	4,041	16	23,776
9月	17,242	1,104	2,085	4,017	25	24,473
10月	18,853	1,243	2,177	4,558	18	26,849
11月	17,264	1,202	1,920	4,007	20	24,413
12月	18,175	1,332	1,960	3,805	24	25,296
1月	14,040	1,076	1,873	3,043	16	20,048
2月	16,089	1,203	1,765	3,184	16	22,257
3月	17,768	1,233	2,215	3,245	15	24,476
計	208,900	14,491	24,242	46,988	224	294,845

※「その他の証明」は、会員証明(英文・仏文・西文)、日本法人証明(英文)及び営業証明(英文)

※上記のうち会員限定サービス「お急ぎ証明」(申請後、直ちに証明書を発給)は、22,751件の利用実績であった。

7. 事業 (6) 証明

④ 非特惠原産地証明書（日本産）の仕向国・品目別明細

(単位：件)

国名	商品名	機械機器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アジア	バングラデシュ	439	61	581	233	749	395	467	82	21	427	3,455
	ブルネイ	7	1	23	0	22	5	0	4	0	13	75
	中国	7,467	1,237	9,401	1,522	20,504	23,396	568	1,204	421	7,296	73,016
	香港	266	169	221	199	2,619	3,829	50	953	29	826	9,161
	インド	1,863	302	1,279	521	1,896	5,247	115	176	109	1,412	12,920
	インドネシア	401	58	141	282	819	874	9	431	2	263	3,280
	韓国	272	126	96	135	2,072	1,997	25	448	12	497	5,680
	マレーシア	333	62	267	14	1,014	1,073	2	418	5	414	3,602
	モンゴル	32	3	6	16	11	70	3	102	1	33	277
	ミャンマー	131	32	47	34	160	84	5	34	1	93	621
	パキスタン	35	1	108	38	222	183	0	11	1	131	730
	フィリピン	160	37	56	35	208	157	2	133	1	147	936
	シンガポール	207	86	256	39	1,182	477	2	636	24	190	3,099
	スリランカ	84	20	22	16	4	95	0	40	1	40	322
	台湾	479	83	110	119	3,209	2,610	93	8,438	52	723	15,916
	タイ	430	83	32	25	823	1,274	42	1,934	4	702	5,349
	ベトナム	1,592	362	641	1,284	3,500	2,713	883	1,084	46	1,415	13,520
	アジアその他	146	25	137	62	82	90	25	130	17	85	799
	小計	14,344	2,748	13,424	4,574	39,096	44,569	2,291	16,258	747	14,707	152,758
中近東	アフガニスタン	1	1	0	0	1	0	0	0	0	6	9
	バーレーン	38	41	138	23	25	47	17	17	6	114	466
	イラン	65	5	27	129	45	23	65	0	1	13	373
	イラク	24	6	17	138	23	21	3	0	2	69	303
	イスラエル	29	6	48	19	6	120	3	68	2	25	326
	ヨルダン	56	5	100	63	24	128	35	10	14	80	515
	クウェイト	259	114	331	133	262	90	42	32	37	294	1,594
	レバノン	21	1	50	29	13	52	2	42	19	68	297
	オマーン	116	32	247	55	199	95	1	0	10	265	1,020
	カタール	289	112	229	79	117	87	4	186	18	324	1,445
	サウジアラビア	1,333	233	424	373	745	574	39	67	59	1,356	5,203
	シリア	4	0	0	9	0	3	0	0	0	4	20
	トルコ	309	96	554	158	596	897	133	3	62	434	3,242
	アラブ首長国連邦	766	437	1,032	327	533	1,039	47	390	85	1,241	5,897
	イエメン	1	0	23	25	20	15	0	8	0	2	94
	中近東その他	32	6	17	18	14	19	22	0	0	20	148
	小計	3,343	1,095	3,237	1,578	2,623	3,210	413	823	315	4,315	20,952

国名	商品名	機械機器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
アフリカ	アルジェリア	54	3	14	75	56	18	5	0	0	52	277
	アンゴラ	3	0	15	1	7	0	1	3	0	1	31
	エジプト	259	64	72	200	188	313	4	71	12	197	1,380
	ケニア	8	4	30	2	90	57	1	0	1	58	251
	リベリア	1	0	0	2	5	3	0	3	0	6	20
	リビア	10	5	5	13	0	3	0	1	0	57	94
	モロッコ	8	0	21	5	24	33	3	7	1	5	107
	ナイジェリア	25	6	14	10	81	38	30	183	0	20	407
	南アフリカ	77	7	73	25	102	153	9	73	0	118	637
	スーダン	3	0	1	16	7	6	26	0	0	38	97
	チュニジア	10	4	14	28	16	13	0	0	0	0	85
	アフリカその他	66	9	228	38	110	78	61	109	7	296	1,002
	小計	524	102	487	415	686	715	140	450	21	848	4,388
欧州	オーストリア	5	2	62	5	112	27	6	3	6	20	248
	ベルギー	79	118	302	160	146	271	6	29	1	118	1,230
	キプロス	5	0	32	2	2	18	1	2	2	9	73
	チェコ	73	8	0	5	12	3	0	0	1	1	103
	デンマーク	7	21	0	0	2	19	2	3	3	2	59
	フィンランド	9	38	93	1	15	36	1	7	2	0	202
	フランス	70	2	30	53	80	787	32	81	11	103	1,249
	ドイツ	565	80	114	715	502	1,778	45	286	103	388	4,576
	ギリシャ	23	3	78	6	16	12	0	3	3	29	173
	オランダ	191	88	87	15	235	1,108	16	198	0	237	2,175
	ハンガリー	8	0	0	0	1	13	13	10	0	2	47
	アイルランド	0	1	45	0	5	18	4	0	0	5	78
	イタリア	83	71	356	6	247	479	208	141	45	263	1,899
	ノルウェー	3	12	11	1	349	19	2	1	6	1	405
	ポーランド	4	32	12	12	15	207	48	15	9	31	385
	ポルトガル	5	13	93	4	55	12	4	3	0	28	217
	ロシア	287	51	302	86	456	484	177	251	30	1,675	3,799
	スペイン	162	51	292	40	176	306	31	58	8	143	1,267
	スウェーデン	1	0	0	3	70	5	1	1	6	11	98
	スイス	8	0	0	12	22	81	27	43	0	69	262
英国	27	8	2	20	214	228	55	30	9	63	656	
欧州その他	67	35	565	120	470	186	81	75	53	333	1,985	
小計	1,682	634	2,476	1,266	3,202	6,097	760	1,240	298	3,531	21,186	

7. 事業

国名	商品名	機械機器				金属及び 金属製品	化学 製品	紡績及び 繊維製品	食料品	雑貨	その他	国別 合計
		一般機械	電気機器	輸送用機器	精密機器							
北・ 中南米	アルゼンチン	48	3	15	0	3	127	2	6	3	69	276
	バハマ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	ボリビア	2	6	11	6	1	6	0	0	0	17	49
	ブラジル	80	5	1	11	242	385	15	65	31	560	1,395
	カナダ	5	2	212	10	43	123	7	134	9	42	587
	チリ	24	1	8	20	12	19	0	6	2	6	98
	コロンビア	10	0	164	6	109	50	1	6	0	73	419
	コスタリカ	0	0	29	10	78	22	0	5	2	14	160
	エクアドル	3	0	14	0	19	19	0	3	1	2	61
	メキシコ	119	24	263	19	715	517	10	12	19	152	1,850
	パナマ	87	3	77	2	1	48	0	29	4	9	260
	パラグアイ	5	0	42	3	0	13	0	0	1	11	75
	ペルー	8	1	3	10	177	12	0	9	0	46	266
	米 国	240	56	63	71	637	630	17	105	124	379	2,322
	ベネズエラ	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
北・中南米その他	47	9	135	10	79	76	2	60	2	42	462	
小 計	678	110	1,037	178	2,116	2,052	54	440	198	1,422	8,285	
太平洋	オーストラリア	60	10	7	6	198	149	7	48	8	72	565
	ニュージーランド	25	8	2	0	17	58	0	72	2	74	258
	マーシャル諸島	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	大洋州その他	7	8	73	5	6	4	0	56	1	23	183
	小 計	94	27	82	11	221	221	7	176	11	169	1,009
国名不明										322	322	
合 計	20,665	4,716	20,743	8,022	47,944	56,854	3,665	19,387	1,590	25,314	208,900	

⑤ 証明事故（原産国誤り）

2社 478件

⑥ 貿易関係証明申請サポート

非特惠原産地証明書作成要領説明会（202名）

個別相談（206名）

講師派遣型セミナー（1回）

## (7) 企業信用調査

## ① 種類別利用件数

地域別

種別	件数	比率
国内調査	220	90.9%
海外調査	22	9.1%
合計	242	100.0%

調査種類別

種別	件数	比率
新規・最新調査	55	22.7%
既存調査	187	77.3%
合計	242	100.0%

## ② 利用件数の推移

年度	利用件数	内 訳	
		国内調査	海外調査
2008	395	381	14
2009	427	405	22
2010	343	324	19
2011	254	218	36
2012	274	245	29
2013	290	271	19
2014	262	252	10
2015	282	272	10
2016	242	222	20
2017	304	284	20
2018	282	265	17
2019	242	220	22

## (8) 使節団派遣

## ① 訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッション

## 1) 訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッション結団式

1月23日 (56名)

## a. 来賓ブリーフィング

「オーストラリアおよびニュージーランドの政治情勢と日本との二国間関係について」

外務省 アジア大洋州局長 滝崎成樹氏

「オーストラリアおよびニュージーランドの経済情勢と日本との経済関係について」

経済産業省 通商政策局長 広瀬直氏

## b. 訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッションについて

団長、副団長、顧問、事務総長

日程等

団費

## 2) 訪オーストラリア・ニュージーランド経済ミッション

2月1～8日

メンバー 三村明夫 日商・東商会頭(団長)、伊東孝紳 日商特別顧問・東商副会頭(副団長)、  
斎藤保 日商特別顧問・東商副会頭(副団長)、大島博 日商特別顧問・東商副会頭

## 7. 事業 (8)使節団派遣

(副団長)、朝田照男 日商・東商特別顧問(副団長)、市川晃 東商常任顧問・  
日NZ経済委員会委員長(副団長)、北村俊昭 日豪経済委員会委員(副団長)、  
倉内宗夫 日NZ経済委員会副委員長(顧問)、矢嶋進 日NZ経済委員会副委員長  
(顧問)、石田徹 日商・東商専務理事(事務総長)他 総勢89名

訪問先 オーストラリア(キャンベラ/シドニー)、ニュージーランド(ウェリントン)

内容

オーストラリア

(キャンベラ) 2月4日～5日

- a. スコット・モリソン 連邦政府首相 表敬
- b. アンガス・テイラー エネルギー・温室効果ガス・排出量削減大臣 表敬
- c. カレン・アンドリュース 産業・科学・技術大臣 表敬
- d. サイモン・パーミンガム 貿易・観光・投資大臣 表敬
- e. アンドリュー・バー ACT首席大臣 表敬
- f. 現地事情ブリーフィング

駐オーストラリア日本国特命全権大使 高橋 礼一郎 氏

- g. 高橋礼一郎 駐オーストラリア日本国大使主催昼食会
- h. 産業視察(オーストラリア国立大学先端機器技術センター・EOS社宇宙部門衛星レーザー追跡施設/戦争記念館)

(シドニー) 2月6日～7日

- a. グラディス・ベレジクリアン ニューサウスウェールズ州首相、スチュアート・エアーズ  
西シドニー開発担当大臣(雇用・投資・観光大臣) 表敬

- b. ニューサウスウェールズ州プレゼンテーション

「ニューサウスウェールズ州投資の概要説明」

ニューサウスウェールズ州首相内閣府 事務次官 ティム・リアドン 氏

「ニューサウスウェールズ州の経済計画とグローバル戦略」

ニューサウスウェールズ州財務省 事務次官 マイケル・プラット 氏

「西シドニー地区の説明」

オーストラリアビジネス評議会 最高責任者 ジェニファー・ウェスタコット 氏

「シドニー技術・イノベーション地区の説明」

オーストラリア連邦科学研究機構 会長 デイビット・ソディ 氏

「西シドニーおよびニューサウスウェールズ州における先端製造産業戦略」

ニューサウスウェールズ州主席科学者・エンジニア ヒュー・デュランホワイト 氏

- c. 日豪ビジネスフォーラム

セッション1「米中貿易摩擦への対応」

BCA 中国リーダーシップグループ委員長 ワーウィック・スミス 氏

(株)三菱UFJ銀行 顧問 倉内 宗夫 氏

セッション2「エネルギー・環境政策と日本の協力」

エナジーオーストラリア CFO アラスデア・マッケン 氏

国際石油開発帝石(株) 会長 北村 俊昭 氏

セッション3「日豪EPA・TPP11を活用したビジネスの拡大」

コンパスグループ アジア・太平洋地域・マネージング ディレクター

BCA アジアタスクフォース議長 マーク・バン・ディック 氏

(株)千疋屋総本店 社長 大島 博 氏

- d. 現地事情ブリーフィング

駐シドニー日本国総領事 紀谷 昌彦 氏

シドニー日本商工会議所 会頭 宮地 宏 氏

- e. NSW州政府および豪日経済委員会によるレセプション
- f. BCAとのネットワーキングランチョン（兼解団式）
- g. 紀谷昌彦 駐シドニー日本国総領事主催昼食会
- h. 産業視察（バランガルー再開発地域）
- i. 市内視察

ニュージーランド（ウェリントン）2月2日～4日

- a. グラント・ロバートソン 財務大臣（スポーツ・余暇担当大臣兼務）表敬
- b. ミーガン・ウッズ エネルギー資源担当大臣（住宅担当大臣兼務）表敬
- c. ニュージーランドビジネスセミナー  
「ニュージーランドにおける産業構造と投資環境について」  
NZTE グリーンフィールド・マオリビジネス 投資マネージャー テポホ・カテネ 氏  
「ニュージーランドの革新的企業」  
ロボティクス・プラス 共同設立者 アリスティア・スカラフ 氏  
SCION イノベーションチーフ エルスペス・マックレイン 氏  
「マオリ経済とビジネスについて」  
NZTE グリーンフィールド・マオリビジネス 投資マネージャー テポホ・カテネ 氏
- d. 現地事情ブリーフィング  
駐ニュージーランド日本国特命全権大使 小林 弘 裕 氏  
ウェリントン日本人商工会 会長 横川 幹 生 氏  
ジェトロ オークランド事務所長 奥 貴 史 氏
- e. BusinessNZとのネットワーキングランチョン
- f. 小林弘裕 駐ニュージーランド日本国大使主催夕食会
- g. 産業視察（キャラハンイノベーション／ハリケーンズ（ラグビーチーム）拠点）
- h. 市内視察（ニュージーランド国立博物館（Te Papa））

## ② シンガポール、ジョホール、バタム・ビントラン視察会

3月 9日～13日

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## (9) 見本市・展示会

### ① 展示会・トレードショー出展支援

#### 1) スーパーマーケット・トレードショー2020

スーパーマーケットを中心とする食品流通業界に最新情報を発信する商談展示会。

主 催 （一社）全国スーパーマーケット協会 後援：東京商工会議所 他

会 期 2020年2月12日～14日（3日間）、午前10時～午後5時（最終日午後4時）

会 場 幕張メッセ

出 展 生鮮、加工食品、飲料・酒類等の食料品、飲食関連製品の製造事業者・団体  
2, 326社・団体、3, 577小間

入場者数 80, 428人

◆東京商工会議所「From TOKYO」ブース概要◆

会 場 9-11ホール内

小間仕様 3㎡（間口1.7m×奥行き1.5m×高さ2.7m）／1小間

出展対象 東京食品をテーマとして「東京ならではの食材」「東京らしい食品」を有する食品製造  
事業者・団体

出展社数 25社

○出展者説明会・小間位置抽選会 10月 7日 午後2時～4時

## 7. 事業 (10)講演会・講座

○出展者サポートセミナー第1回	10月28日	午後2時～5時
第2回	11月12日	午後2時～5時
第3回	11月21日	午後2時～5時

### 2) 江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2020 (※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

新製品・新技術・新サービスの開発や既存事業の拡大、経営革新に取り組み自社の製品・商品・技術・サービスについて情報の発信を希望している中小企業を広く紹介する展示会。

主催 東京信用保証協会 後援：東京商工会議所他  
会期 2020年2月19日 午前10時～午後5時  
会場 東京国際フォーラム

### 3) 産業交流展2019

原則として、首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に事業所を有する中小企業などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路開拓による受発注の拡大、企業間連携の実現、情報収集・交換などのビジネスチャンスを提供する展示会。

東商ブースを2小間設け、2019年度「勇気ある経営大賞」受賞企業の紹介、東商事業のPR等を実施。

主催 産業交流展2019実行委員会（東京都、東京商工会議所他）  
会期 2019年11月13日～11月15日（3日間）  
午前10時～午後6時（最終日午後5時）  
会場 東京ビッグサイト 青海展示棟A・Bホール  
出展 743社・団体  
入場者数 27,779人

## (10) 講演会・講座

通学・合宿講座は、152テーマ、298回開催し、総受講者数は8,657名であった。

中小企業が抱える課題解決に向け、生産性向上支援、多様な人材活躍推進に資する講座（「生産性を上げる時間外労働削減のポイント」、「シニア社員の「結晶性能力」の伸ばし方・活かし方講座」）のほか、経営環境の変化に対応する講座「変わる！消費税の経理実務」、学校機関（世田谷プラットフォーム）との連携企画「口説ける採用面接官トレーニング講座（模擬面談・実践編）」など、新たに13講座を開催した。

また、企業が研修講座を利用しやすい環境を生むため、「人材育成のための助成金セミナー」、「外部研修活用の最前線セミナー」を開催した。

通信講座・eラーニング講座は、東京商工会議所主催の通信講座も併せ89講座開講し、総受講者数は1,323名であった。

なお、ビジネスマネジャー検定試験対策講座、ビジネス実務法務検定試験対策講座を除き、本年度をもって通信講座・eラーニング講座は終了した。

## ① 通学・合宿講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
a. 新入社員	
【A1-1】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 ㈱マネジメントサポート 社長 古谷 治子 氏	3月31日 11名
【A1-2】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 ㈱マネジメントサポート 講師 北村 真澄 氏	4月 2日 68名
【A1-20】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 ㈱マネジメントサポート 講師 潮田 真奈美 氏	4月 2日 88名
【A1-3】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 ㈱マネジメントサポート 講師 北村 真澄 氏	4月 3日 72名
【A1-4】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 ㈱マネジメントサポート 講師 北村 真澄 氏	4月 4日 72名
【A1-5】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 ㈱マネジメントサポート 講師 北村 真澄 氏	4月 5日 71名
【A1-6】新入社員ビジネス基礎講座〔1日コース〕 ㈱マネジメントサポート 社長 古谷 治子 氏	4月10日 68名
【A2-1】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 ㈱ノビテク 講師 坂本 行廣 氏	4月 2日 84名
【A2-10】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 ㈱ノビテク 講師 北村 まり 氏	4月 2日 92名
【A2-2】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 ㈱ノビテク 講師 大林 伸安 氏	4月 3日 90名
【A2-3】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 ㈱ノビテク 講師 北村 まり 氏	4月 4日 89名
【A2-4】新入社員ビジネス基礎講座〔2日コース〕 ㈱ノビテク 講師 大林 伸安 氏	4月 8日 79名
【A3-1】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	4月 2日 42名
【A3-10】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 西川 智子 氏	4月 2日 40名
【A3-2】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	4月 4日 40名
【A3-20】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 西川 智子 氏	4月 4日 33名
【A3-3】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	4月 9日 39名
【A3-4】新入社員ビジネス基礎講座〔少人数・実践中心／2日コース〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	5月15日 42名
b. 合宿	
【B1-1】戦略的管理者育成コース ㈲コンサルネット 代表取締役 小林 茂之 氏	6月11日 12名
【B1-2】戦略的管理者育成コース ㈲コンサルネット 代表取締役 小林 茂之 氏	10月16日 14名
【B1-3】戦略的管理者育成コース ㈲コンサルネット 代表取締役 小林 茂之 氏	11月 6日 18名
【B2-1】新任管理者育成コース〔合宿編〕 ㈱ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	6月19日 14名
【B2-2】新任管理者育成コース〔合宿編〕 ㈱ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	9月10日 14名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【B2-4】新任管理者育成コース〔合宿編〕 ㈱ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	2月17日 12名
【B3-1】新任管理者育成コース〔通学編〕 ㈱ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	5月15日 20名
【B3-2】新任管理者育成コース〔通学編〕 ㈱ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	7月 9日 23名
【B3-3】新任管理者育成コース〔通学編〕 ㈱ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	11月19日 11名
【B3-4】新任管理者育成コース〔通学編〕 ㈱ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	1月21日 9名
【B3-5】新任管理者育成コース〔通学編〕 ㈱ノビテク 取締役 永野 宏樹 氏	2月25日 9名
c. 階層別	
【C1-1】管理職準備基礎講座 ㈱エトス 代表取締役 門田 由貴子 氏	5月28日～29日 22名
【C1-2】管理職準備基礎講座 ㈱エトス 代表取締役 門田 由貴子 氏	7月 3日～ 4日 21名
【C1-3】管理職準備基礎講座 ㈱エトス 代表取締役 門田 由貴子 氏	9月10日～11日 24名
【C1-4】管理職準備基礎講座 ㈱エトス 代表取締役 門田 由貴子 氏	11月14日～15日 35名
【C1-5】管理職準備基礎講座 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止 ㈱エトス 代表取締役 門田 由貴子 氏	3月 5日～ 6日 0名
【C2-1】女性リーダー行動革新講座 ㈱マネジメントサポート 社長 古谷 治子 氏	7月26日 39名
【C2-2】女性リーダー行動革新講座 ㈱マネジメントサポート 社長 古谷 治子 氏	10月28日 29名
【C3-1】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 ㈱ノビテク 講師 高村 幸治 氏	6月 3日 31名
【C3-2】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 ㈱ノビテク 講師 高村 幸治 氏	7月29日 21名
【C3-3】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 ㈱ノビテク 講師 高村 幸治 氏	9月11日 41名
【C3-4】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 ㈱ノビテク 講師 高村 幸治 氏	11月 7日 38名
【C3-5】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験5～10年編〕 ㈱ノビテク 講師 高村 幸治 氏	2月17日 37名
【C4-1】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 ㈱プライムタイム 代表取締役 坂本 敦子 氏	6月19日 29名
【C4-2】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 ㈱プライムタイム 代表取締役 坂本 敦子 氏	10月24日 35名
【C4-3】中堅社員パワーアップ講座〔社会人経験3～5年編〕 ㈱プライムタイム 代表取締役 坂本 敦子 氏	1月16日 44名
【C5-1】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 ㈱ノビテク 講師 内山 巖 氏	6月10日 40名
【C5-2】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 ㈱ノビテク 講師 内山 巖 氏	7月25日 38名
【C5-3】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 ㈱ノビテク 講師 内山 巖 氏	10月16日 42名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【C5-4】若手社員パワーアップ講座〔社会人経験2～3年編〕 ㈱ノビテク 講師 内山 巖 氏	2月 5日 46名
【C6-1】新入社員フォローアップ講座〔2019年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	8月 2日 34名
【C6-2】新入社員フォローアップ講座〔2019年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	9月27日 45名
【C6-3】新入社員フォローアップ講座〔2019年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	11月26日 40名
【C6-4】新入社員フォローアップ講座〔2019年度入社編〕 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤 百代 氏	2月 4日 38名
【C7-1】新入社員のための電話応対徹底訓練講座 ㈱ユニゾン 講師 諸田 美佐 氏	4月17日 23名
【C7-2】新入社員のための電話応対徹底訓練講座 ㈱ユニゾン 講師 諸田 美佐 氏	4月22日 36名
【C8-1】新入社員のための社会人基礎講座〔2019年度入社社員向け〕 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	10月 9日 46名
【C9-1】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	4月15日 54名
【C9-2】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	4月16日 34名
【C9-3】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	4月16日 13名
【C9-4】新入社員のための「報・連・相」徹底訓練講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	5月 9日 48名
【C10-1】新入社員のためのビジネスモラル講座 ㈱ポールスターコミュニケーションズ 代表取締役 北 宏志 氏	4月17日 45名
【C10-2】新入社員のためのビジネスモラル講座 ㈱ポールスターコミュニケーションズ 代表取締役 北 宏志 氏	5月15日 38名
【C11-1】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座 ㈱インプレッション・ラーニング 講師 鈴木 瑞穂 氏	4月15日 51名
【C11-2】事例で学ぶ！新入社員のためのコンプライアンス講座 ㈱インプレッション・ラーニング 講師 鈴木 瑞穂 氏	5月22日 27名
【C13-1】管理職・職場リーダーのための時間術講座 ㈱ビズアーク 代表取締役 水口 和彦 氏	8月26日 36名
【C14-1】新入社員のための「仕事の段取り力」養成講座 マナビクス 代表 丹羽 将喜 氏	5月28日 49名
【C16-1】女性管理職養成講座 ㈱マネジメントサポート 社長 古谷 治子 氏	2月13日 23名
【C18-1】外国人社員対象のビジネスマナー研修 神田外語大学・神田外語キャリアカレッジ 登録講師	3月25日 13名
d. 経営・マネジメント	
【D1-1】経営幹部のための財務3表一体理解講座 インテグラス㈱ 代表取締役 諸橋 清貴 氏	5月21日 21名
【D1-2】経営幹部のための財務3表一体理解講座 インテグラス㈱ 代表取締役 諸橋 清貴 氏	8月22日 37名
【D1-3】経営幹部のための財務3表一体理解講座 インテグラス㈱ 代表取締役 諸橋 清貴 氏	2月 5日 22名
【D2-1】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座 システムリサーチ&コンサルト㈱ 代表取締役 住中 光夫 氏	11月14日 20名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【D2-2】エクセルで出来る！ビジネスデータ分析講座 システムリサーチ&コンサルト㈱ 代表取締役 住中光夫氏	1月23日 20名
【D3-1】戦略をやり切る組織づくり講座 ㈱シー・シー・アイ 組織開発コンサルタント 代表取締役 平尾貴治氏	8月27日 17名
【D4-1】経営幹部が身につけるべき教的知識講座 南公認会計士事務所 公認会計士 南俊基氏	8月23日 35名
【D6-1】エグゼクティブのためのスピーチトレーニング講座 ㈱グローバルリンク 代表取締役 大串亜由美氏	7月5日 10名
【D8-1】売上拡大を実現する“予算マネジメント”講座 ㈱セントエイブル経営 代表取締役 大塚直義氏	11月19日 9名
【D12-1】取締役・執行役員の役割と仕事 ㈱セントエイブル経営 代表取締役 大塚直義氏	8月8日 40名
【D13-1】会社経営を強くするビジネスデータ活用戦略講座 システムリサーチ&コンサルト㈱ 代表取締役 住中光夫氏	7月5日 15名
e. 指導・育成	
【E1-1】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福本伸夫氏	6月5日 36名
【E1-2】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福本伸夫氏	8月6日 33名
【E1-3】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福本伸夫氏	9月26日 41名
【E1-4】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福本伸夫氏	11月8日 37名
【E1-5】部下の育成・指導法講座 ㈱アイ・イーシー 講師 福本伸夫氏	2月19日 35名
【E2-1】後輩指導力（OJTリーダー）養成講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤百代氏	6月11日 41名
【E2-2】後輩指導力（OJTリーダー）養成講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤百代氏	10月30日 43名
【E2-3】後輩指導力（OJTリーダー）養成講座 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止 シックス・スターズコンサルティング㈱ 講師 柄澤百代氏	3月2日 0名
【E3-1】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 ビジネスコーチ㈱ 代表取締役 細川馨氏	7月23日 32名
【E3-2】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 ビジネスコーチ㈱ 代表取締役 細川馨氏	12月5日 45名
【E3-3】部下の指導・育成に活かすコーチング講座 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止 ビジネスコーチ㈱ 代表取締役 細川馨氏	3月5日 0名
【E6-1】部下との面談スキルアップ講座 ㈱キャラウィット 代表取締役 上岡実弥子氏	11月27日 32名
【E9-1】“折れない”部下の育て方講座 ㈱ザ・アカデミージャパン エグゼクティブ・トレーナー 窪田晃和氏	1月20日 28名
【E11-1】チームを率いる係長なら知っておきたいフィードバックの技術講座 クリエイティブパーソンズ 代表 酒井勇貴氏	6月18日 23名
【E11-2】チームを率いる係長なら知っておきたいフィードバックの技術講座 クリエイティブパーソンズ 代表 酒井勇貴氏	11月27日 31名
f. 法務	
【F1-1】ビジネス法務入門講座 ㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス 弁護士 住吉健一氏	5月14日 23名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【F1-2】ビジネス法務入門講座 ㈱ワールド・ヒューマン・リソーシス 弁護士 住吉健一氏	10月15日 26名
【F2-1】契約実務の法律基礎講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	5月24日 39名
【F2-2】契約実務の法律基礎講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	9月18日 39名
【F2-3】契約実務の法律基礎講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	2月14日 47名
【F3-1】契約法務の実践講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	7月17日 29名
【F3-2】契約法務の実践講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	10月18日 26名
【F3-3】契約法務の実践講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	3月17日 15名
【F4-1】労働法実務講座〔入門編〕 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 山中健児氏	8月20日 17名
【F8-1】役員に必要な会社経営の法務知識講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	8月2日 20名
【F10-1】民法改正に対応した契約実務講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	8月30日 42名
【F10-2】民法改正に対応した契約実務講座 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口正夫氏	11月20日 41名
【F14-1】ソフトウェア契約・システム開発のトラブル対処法講座 牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰氏	7月5日 18名
【F15-1】IT法務の基本と実務講座 牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰氏	2月25日 22名
g. 人事・総務	
【G1-1】社会保険実務講座〔入門編〕 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下順子氏	5月24日 39名
【G1-2】社会保険実務講座〔入門編〕 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下順子氏	7月24日 35名
【G1-3】社会保険実務講座〔入門編〕 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下順子氏	10月17日 40名
【G1-4】社会保険実務講座〔入門編〕 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下順子氏	1月21日 31名
【G2-1】社会保険実務講座〔実践編〕 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子憲一氏	6月7日 21名
【G2-2】社会保険実務講座〔実践編〕 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子憲一氏	11月13日 28名
【G2-3】社会保険実務講座〔実践編〕 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子憲一氏	2月13日 21名
【G3-1】総務スタッフ入門講座 ㈱人事サポートプラスワン 代表取締役 松本健吾氏	5月14日 41名
【G3-2】総務スタッフ入門講座 ㈱人事サポートプラスワン 代表取締役 松本健吾氏	10月29日 38名
【G3-3】総務スタッフ入門講座 ㈱人事サポートプラスワン 代表取締役 松本健吾氏	2月12日 31名
【G4-1】給与計算の実務講座 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子憲一氏	6月14日 32名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名 担当講師	開催日 (開始) 参加者数
【G4-2】給与計算の実務講座 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一氏	10月 7日 38名
【G4-3】給与計算の実務講座 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 兼子 憲一氏	2月 6日 26名
【G5-1】高齢者賃金の決め方と年金・社会保険手続き対策講座 兼子・山下経営労務事務所 代表社員 山下 順子氏	8月21日 14名
【G6-1】育成体系・教育体系のつくり方講座 (株)アイ・イーシー 講師 福本 伸夫氏	10月10日 16名
【G8-1】年末調整の実務講座 社会保険労務士法人トムズコンサルタント 代表社員 河西 知一氏	10月28日 52名
【G8-2】年末調整の実務講座 社会保険労務士法人トムズコンサルタント 代表社員 河西 知一氏	11月 1日 48名
【G10-1】人事採用担当者のための会社説明会での話し方・伝え方講座 (株)ブレイクビジョン 代表取締役 車塚 元章氏	1月15日 21名
【G11-1】会社を守る就業規則策定講座 TOMA社会保険労務士法人 代表社員 麻生 武信氏	5月23日 31名
【G12-1】問題社員の指導・対処法講座 TOMA社会保険労務士法人 代表社員 麻生 武信氏	11月12日 26名
【G13-1】“新卒”口説ける採用面接官トレーニング講座 (株)ディリゴ 代表取締役 長谷 真吾氏	5月13日 10名
【G14-1】人事・労務実務の基礎講座 トムズ・コンサルタント 代表社員 特定社会保険労務士 河西 知一氏	6月24日 20名
【G16-1】昇進・昇格の仕組みと管理職の選び方講座 (株)日本経営システム研究所 代表取締役 中村 壽伸氏	11月11日 21名
【G17-1】新卒採用戦略の立て方と広報・PR講座 (株)ディリゴ 代表取締役 長谷 真吾氏	10月30日 13名
【G19-1】生産性を上げる時間外労働削減のポイント トムズ・コンサルタント 代表社員 特定社会保険労務士 河西 知一氏	8月 5日 10名
【G20-1】育児中の社員が活躍する組織づくり講座 育休後コンサルタント 山口 理栄氏	12月 2日 13名
【G21-1】“新卒”口説ける採用面接官トレーニング講座【模擬面談・実践編】 (株)ディリゴ 代表取締役 長谷 真吾氏	12月19日 18名
【G22-1】シニア社員の「結晶性能力」の伸ばし方・活かし方 株式会社自分楽 代表取締役・一般社団法人日本産業カウンセラー協会 代表理事 崎山 みゆき氏	2月 7日 5名
h. 財務・経理	
【H1-1】財務分析講座〔入門編〕 城所総合会計事務所 所長 城所 弘明氏	6月 7日 29名
【H1-2】財務分析講座〔入門編〕 城所総合会計事務所 所長 城所 弘明氏	10月17日 40名
【H1-3】財務分析講座〔入門編〕 城所総合会計事務所 所長 城所 弘明氏	1月28日 38名
【H2-1】財務分析講座〔実践編〕 城所総合会計事務所 所長 城所 弘明氏	11月13日 25名
【H4-1】資金繰り実務講座〔入門編〕 TOMAコンサルタンツグループ(株) 理事 井関 臣一朗氏	7月17日 15名
【H4-2】資金繰り実務講座〔入門編〕 TOMAコンサルタンツグループ(株) 理事 井関 臣一朗氏	2月21日 23名
【H5-1】新任経理担当者の基礎実務講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中 義晴氏	6月18日 40名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【H5-2】新任経理担当者の基礎実務講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	10月11日 45名
【H5-3】新任経理担当者の基礎実務講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	1月14日 36名
【H6-1】経理担当者レベルアップ講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	8月9日 28名
【H6-2】経理担当者レベルアップ講座 税理士法人田中事務所 専務・税理士 田中義晴氏	2月14日 29名
【H7-1】社長を支える経理部長の役割と実務講座 ㈱組織デザイン研究所 ファウンダー 小笠原士郎氏	6月13日 12名
【H7-2】社長を支える経理部長の役割と実務講座 ㈱組織デザイン研究所 ファウンダー 小笠原士郎氏	9月18日 17名
【H8-1】決算書の基礎講座 湊税理士事務所 税理士 湊義和氏	10月10日 17名
【H9-1】在庫最適化のための効率的実地棚卸方法講座 ㈱流通エンジニアリング 社長 横山英機氏	8月22日 13名
【H10-1】法人税申告書の基礎講座 渡邊一成税理士事務所 所長 渡邊一成氏	12月17日 30名
【H11-1】経営の本質を探る原価計算と管理会計の基本講座 南公認会計士事務所 公認会計士 南俊基氏	7月9日 15名
【H11-2】経営の本質を探る原価計算と管理会計の基本講座 南公認会計士事務所 公認会計士 南俊基氏	2月19日 17名
【H12-1】税務調査の実際と対策講座 喜屋武博一税理士事務所 税理士 喜屋武博一氏	7月10日 20名
【H13-1】変わる！消費税の経理実務 城所総合会計事務所 公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明氏	7月8日 25名
i. 営業・販売	
【I1-1】営業“基礎力”養成講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽俊史氏	4月11日 40名
【I1-2】営業“基礎力”養成講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽俊史氏	7月10日 23名
【I1-3】営業“基礎力”養成講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽俊史氏	11月6日 26名
【I1-4】営業“基礎力”養成講座 ビジネスディベロップサポート 代表 大軽俊史氏	2月20日 24名
【I2-1】営業のかべを打ち破る“突破力”養成講座 ㈱営業会議 社長 野口明美氏	5月28日 12名
【I2-2】営業のかべを打ち破る“突破力”養成講座 ㈱営業会議 社長 野口明美氏	9月26日 23名
【I3-1】営業チームリーダー養成講座 ㈱ディ・フォース・インターナショナル 代表取締役 福島章氏	7月8日 23名
【I3-2】営業チームリーダー養成講座 ㈱ディ・フォース・インターナショナル 代表取締役 福島章氏	10月23日 28名
【I4-1】“売れる”営業チームづくり講座 ㈱V字経営研究所 代表取締役 酒井英之氏	11月13日 28名
【I7-1】女性営業力養成講座 クロス・コンサルティング㈱ 代表取締役 島津愛氏	11月19日 18名
【I9-1】営業アシスタント養成講座 ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー 浜崎智世氏	9月3日 36名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【I13-1】営業交渉力トレーニング講座 (特)日本交渉協会 講師 黒川 晃氏	5月24日 30名
【I13-2】営業交渉力トレーニング講座 (特)日本交渉協会 講師 黒川 晃氏	9月5日 21名
【I13-3】営業交渉力トレーニング講座 (特)日本交渉協会 講師 黒川 晃氏	1月16日 28名
【I14-1】目標達成のための売上を伸ばす営業スキルアップ講座 (株)セブンフォールド・ブリス 代表取締役 本田 賢広氏	8月20日 30名
【I17-1】営業“提案力”養成講座 (株)日小田コンサルティング 代表取締役 日小田 正人氏	6月26日 39名
j. ビジネススキル	
【J1-1】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子氏	4月19日 34名
【J1-2】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子氏	6月7日 27名
【J1-4】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子氏	11月5日 42名
【J1-5】ビジネスマナートレーニング講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子氏	2月6日 40名
【J2-1】信頼を得る電話対応トレーニング講座 (株)ユニゾン 講師 諸田 美佐氏	6月14日 36名
【J2-2】信頼を得る電話対応トレーニング講座 (株)ユニゾン 講師 諸田 美佐氏	9月6日 36名
【J3-1】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子氏	5月22日 46名
【J3-2】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子氏	10月15日 39名
【J3-3】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔入門編〕 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 (株)ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子氏	3月3日 0名
【J4-1】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 (株)ブレイクビジョン 代表取締役 車塚 元章氏	6月12日 27名
【J4-2】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 (株)ブレイクビジョン 代表取締役 車塚 元章氏	9月4日 21名
【J4-3】プレゼンテーション力アップ講座〔入門編〕 (株)ブレイクビジョン 代表取締役 車塚 元章氏	1月23日 36名
【J5-1】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕 マーキュリッチ(株) 代表取締役 西野 浩輝氏	7月4日 12名
【J5-2】プレゼンテーション力アップ講座〔実践編〕 マーキュリッチ(株) 代表取締役 西野 浩輝氏	11月20日 20名
【J7-1】信頼される女性社員の気がきく仕事術講座 (株)ソフィアパートナーズ 代表取締役 増谷 淳子氏	8月8日 36名
【J7-2】信頼される女性社員の気がきく仕事術講座 (株)ソフィアパートナーズ 代表取締役 増谷 淳子氏	2月7日 38名
【J10-1】業務効率を上げるタイムマネジメント講座 (株)セブンフォールド・ブリス 代表取締役 本田 賢広氏	9月19日 37名
【J10-2】業務効率を上げるタイムマネジメント講座 (株)セブンフォールド・ブリス 代表取締役 本田 賢広氏	2月26日 30名
【J11-1】クレーム対応力アップ講座 ネガポジ 代表 益田 麻実氏	8月21日 27名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【J11-2】クレーム対応力アップ講座 ネガポジ 代表 益田 麻実 氏	12月10日 26名
【J11-3】クレーム対応力アップ講座 ネガポジ 代表 益田 麻実 氏	3月12日 13名
【J12-1】若手・中堅社員向け段取り力向上講座 マナビクス 代表 丹羽 将喜 氏	7月 8日 34名
【J12-2】若手・中堅社員向け段取り力向上講座 マナビクス 代表 丹羽 将喜 氏	11月15日 36名
【J12-3】若手・中堅社員向け段取り力向上講座 マナビクス 代表 丹羽 将喜 氏	2月 7日 38名
【J15-1】アサーティブ・コミュニケーション講座 ㈱グローバルリンク 代表取締役 大串 亜由美 氏	7月26日 29名
【J16-1】リーダーのための職場活性化講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ 代表取締役 原田 由美子 氏	7月22日 31名
【J16-2】リーダーのための職場活性化講座 シックス・スターズコンサルティング㈱ 代表取締役 原田 由美子 氏	11月21日 34名
【J17-1】ロジカルシンキングの活かし方講座 HRデザインスタジオ 代表 生方正也 氏	6月10日 38名
【J17-2】ロジカルシンキングの活かし方講座 HRデザインスタジオ 代表 生方正也 氏	9月13日 37名
【J17-3】ロジカルシンキングの活かし方講座 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止 HRデザインスタジオ 代表 生方正也 氏	3月10日 0名
【J18-1】人を動かす“数字”を使った伝え方講座 BMコンサルティング㈱ 代表取締役 深沢 真太郎 氏	8月28日 38名
【J18-2】人を動かす“数字”を使った伝え方講座 BMコンサルティング㈱ 代表取締役 深沢 真太郎 氏	11月12日 18名
【J20-1】ビジネス文書・Eメールの書き方講座〔応用編〕 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	12月13日 38名
【J21-1】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	10月 8日 40名
【J21-2】報連相で極めるビジネスコミュニケーション講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	10月29日 32名
【J22-1】ムダを徹底削減する事務改善講座 ハートリンク 代表 阿部 紀子 氏	9月12日 41名
【J22-2】ムダを徹底削減する事務改善講座 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止 ハートリンク 代表 阿部 紀子 氏	3月12日 0名
【J23-1】チームの生産性を高めるファシリテーション講座 ㈱ディ・フォース・インターナショナル 代表取締役 福島 章 氏	8月21日 19名
【J23-2】チームの生産性を高めるファシリテーション講座 ㈱ディ・フォース・インターナショナル 代表取締役 福島 章 氏	11月21日 10名
【J25-1】プレゼンテーション力アップ講座〔資料作成編〕 ㈱ブレイクビジョン 代表取締役 車塚 元章 氏	8月 7日 18名
【J26-1】ビジネスマナートレーニング講座〔復習・ステップアップ編〕 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	10月21日 41名
【J27-1】業務マニュアルの作成と管理・活用の基本講座 ㈱ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー 森田 圭美 氏	6月27日 33名
【J27-2】業務マニュアルの作成と管理・活用の基本講座 ㈱ビジネスプラスサポート 人財育成プロデューサー 森田 圭美 氏	12月 9日 48名
【J28-1】秘書実務能力アップ講座 ハートリンク 代表 阿部 紀子 氏	9月13日 20名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【J29-1】5Sで極める!整理整頓仕事術講座 ㈱ビタミンM 代表取締役 鈴木 真理子 氏	7月22日 33名
【J30-1】ビジネスモラル&コンプライアンス基礎講座 ㈱ワークセッション 代表取締役 鈴木 泰詩 氏	10月29日 24名
k. 貿易	
【K1-1】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	4月24日 41名
【K1-2】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	6月25日 51名
【K1-3】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	7月23日 40名
【K1-4】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	9月 3日 42名
【K1-5】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	11月 5日 50名
【K1-6】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	1月22日 48名
【K1-7】貿易実務講座〔基礎編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	3月 4日 20名
【K3-1】貿易実務講座〔輸入編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	7月24日 22名
【K3-2】貿易実務講座〔輸入編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	2月13日 21名
【K4-1】貿易実務講座〔輸出編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	6月26日 49名
【K4-2】貿易実務講座〔輸出編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	2月12日 33名
【K5-1】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕 ㈱アースリンク 貿易アドバイザー 川村 久美子 氏	6月 6日 16名
【K5-2】実践型貿易実務講座〔輸出入編〕 ㈱アースリンク 貿易アドバイザー 川村 久美子 氏	10月24日 23名
【K6-1】国際契約交渉のコツと英文契約書の実践講座 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	1月23日 27名
【K9-1】貿易・国際取引契約講座〔中級編〕 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	9月 4日 22名
【K11-1】三国間貿易における書類作成の実務とEPAの利用 中矢一虎法務事務所 代表 中矢一虎 氏	11月 6日 38名
【K13-1】非特恵原産地証明申請の基礎実務講座 貿易証明アドバイザー 松本 猛 氏	5月10日 43名
【K13-2】非特恵原産地証明申請の基礎実務講座 貿易証明アドバイザー 松本 猛 氏	9月12日 40名
【K18-1】貿易実務で使える英文ビジネスEメールライティング講座〔入門編〕 みね事務所 代表 峯 愛 氏	7月11日 16名
【K18-2】貿易実務で使える英文ビジネスEメールライティング講座〔入門編〕 みね事務所 代表 峯 愛 氏	2月 6日 17名
l. 国際ビジネス	
【L2-1】国際売買契約講座〔基礎編〕 フリーマン国際法律事務所 弁護士 ダグラス・K・フリーマン 氏	6月12日 23名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【L3-1】英文ビジネスEメールライティング講座〔入門編〕 ㈱オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	6月14日 15名
【L3-2】英文ビジネスEメールライティング講座〔入門編〕 ㈱オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	11月22日 23名
【L4-1】英文ビジネスEメールライティング講座〔実践編〕 ㈱オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	9月 5日 15名
【L4-2】英文ビジネスEメールライティング講座〔実践編〕 ㈱オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	12月 6日 16名
【L5-1】海外の与信管理と債権回収講座 ナレッジマネジメントジャパン㈱ 代表取締役 牧野 和彦 氏	11月12日 37名
【L10-1】英語プレゼンテーションスキルアップ講座 マーキュリッチ㈱ 代表取締役 西野 浩輝 氏	8月 7日 23名
【L15-1】「ビジネス英語」電話応対講座〔基礎編〕 ㈱オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	5月23日 10名
【L19-1】「ビジネス英語」来客応対講座〔基礎編〕 ㈱オフィス・ビー・アイ 代表取締役 大島 さくら子 氏	5月23日 12名
p. パソコン・IT	
【PA1-1】アクセス基礎2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤 浩次 氏	5月29日 9名
【PA1-2】アクセス基礎2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤 浩次 氏	10月 7日 16名
【PA1-4】アクセス基礎2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤 浩次 氏	2月13日 8名
【PA2-1】アクセス応用2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤 浩次 氏	7月10日 5名
【PA2-2】アクセス応用2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤 浩次 氏	12月17日 6名
【PB-1】ワード&エクセル実践ベテリ技テクニック2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	6月27日 16名
【PB-2】ワード&エクセル実践ベテリ技テクニック2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	9月18日 19名
【PB-3】ワード&エクセル実践ベテリ技テクニック2016 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	3月 9日 0名
【PE1-1】エクセル基礎2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	5月20日 15名
【PE1-2】エクセル基礎2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	7月 3日 19名
【PE1-3】エクセル基礎2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	9月 3日 19名
【PE1-4】エクセル基礎2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	11月 6日 15名
【PE1-5】エクセル基礎2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	1月15日 19名
【PE2-1】エクセル応用2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	6月 5日 10名
【PE2-2】エクセル応用2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	7月18日 14名
【PE2-3】エクセル応用2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田 十兄 氏	9月26日 19名

7. 事業 (10)講演会・講座

セミナー名 担当講師	開催日 (開始) 参加者数
【PE2-4】エクセル応用2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田十兄氏	11月11日 19名
【PE2-5】エクセル応用2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田十兄氏	2月3日 18名
【PE3-1】エクセル関数応用活用編2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	6月21日 6名
【PE3-2】エクセル関数応用活用編2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	8月27日 19名
【PE3-3】エクセル関数応用活用編2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	10月18日 17名
【PE3-4】エクセル関数応用活用編2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	11月26日 14名
【PE3-5】エクセル関数応用活用編2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	2月19日 17名
【PE4-1】エクセルマクロVBA入門2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	8月7日 18名
【PE4-2】エクセルマクロVBA入門2016 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	11月19日 20名
【PG-1】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座2016 東商パソコン・IT担当講師	4月4日 20名
【PG-2】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 2016 東商パソコン・IT担当講師	4月8日 20名
【PG-3】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 2016 東商パソコン・IT担当講師	4月9日 20名
【PG-4】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 2016 東商パソコン・IT担当講師	4月10日 21名
【PG-5】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 2016 東商パソコン・IT担当講師	4月15日 20名
【PG-6】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 2016 東商パソコン・IT担当講師	4月24日 21名
【PG-7】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 2016 東商パソコン・IT担当講師	10月15日 8名
【PG-8】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 2016 東商パソコン・IT担当講師	4月11日 19名
【PG-9】新入社員のためのワード&エクセル実践演習講座 2016 東商パソコン・IT担当講師	4月22日 17名
【PH-1】ホームページ作成 [HTML5/CSS3] 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	6月12日 9名
【PH-2】ホームページ作成 [HTML5/CSS3] 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	12月3日 20名
【PJ1-1】WordPressによるビジネスサイト構築 [導入&初期設定編] (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 栗原篤史氏	6月25日 24名
【PJ2-1】WordPressによるビジネスサイト構築 [コンテンツ作成&保守運用編] (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 栗原篤史氏	7月9日 24名
【PJ3-1】Web集客【マーケティング】の実務 (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 富田さより氏	7月30日 21名
【PJ4-1】Googleアナリティクスによる解析実務 [初期設定&基本解析編] (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 松本年史氏	8月6日 21名

セミナー名	開催日 (開始)
担当講師	参加者数
【PJ6-1】Googleアナリティクスによる解析実務〔詳細設定&解析・改善編〕 (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 松本年史氏	8月29日 20名
【PJ7-1】SEO【検索エンジン最適化】によるサイト訪問者獲得の実務 (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 並木博氏	9月25日 24名
【PJ8-1】新任Web担当者のためのWeb活用基礎講座 (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 栗原篤史氏	5月13日 23名
【PJ8-2】新任Web担当者のためのWeb活用基礎講座 (特) ITコーディネータ協会 認定コンサルタント 栗原篤史氏	11月11日 13名
【PM-1】IT担当者入門 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	5月9日 10名
【PN-1】ネットワーク入門 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	5月10日 8名
【PP-1】パワーポイント2016 東商パソコン・IT講座担当講師 石田十兄氏	10月9日 15名
【PQ-1】今さら聞けないPC操作・ワード・エクセル 東京テクニカルカレッジ テラハウスICA 伊藤浩次氏	5月16日 10名
o. オーダーメイド研修	
【CN1-1】コンプライアンス研修 ㈱インプレッション・ラーニング 鈴木瑞穂氏	6月8日 58名
【CN2-1】中堅社員研修 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒井勇貴氏	6月26日 26名
【CN3-1】女性キャリアアップ研修 ㈱マネジメントサポート 代表取締役 古谷治子氏	10月7日 15名
【CN4-1】中堅社員研修 ㈱ノビテク 取締役 永野宏樹氏	10月19日 24名
【CN5-1】フューチャープランニング研修 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒井勇貴氏	10月25日 10名
【EN1-1】コーチング研修 織井智子氏	7月9日 36名
【EN2-1】商工会議所事務局長研修会 (合)クレイジーコンサルティング 代表社員 酒井勇貴氏	1月24日 69名
【HN1-1】アカウンティングセミナー 財務コンサル㈱ 税理士 新原章吾氏	7月27日 25名
【HN2-1】在宅・訪問スタッフ向け税務セミナー 財務コンサル㈱ 税理士 新原章吾氏	11月14日 17名
【HN3-1】ビジネス実務研修 (中級) 湊税理士事務所 税理士 湊義和氏	2月12日 25名
【JN1-1】業務効率を上げるタイムマネジメント講座 (有)ビズアーク 代表取締役 水口和彦氏	12月7日 31名

## ② 通信講座・eラーニング講座

## 1) 東京商工会議所主催通信講座

a. ビジネス実務法務検定試験対策通信講座 合計498名

講座名	受講者数
1級コース	103名
2級コース	143名
3級コース	252名

7. 事業 (11)交流事業

- b. ビジスマネジャー検定試験公式通信講座 受講者数563名 (Basic Test (WEBテスト)あり100名、(学)産業能率大学経由申込分362名含む)
- c. 福祉住環境コーディネーター検定試験対策通信講座 合計82名

講座名	受講者数
1級コース	34名
2級コース	30名
3級コース	18名

2)他団体主催通信講座・eラーニング講座

- a. 業務提携先 (学)産業能率大学、(株)日本能率協会マネジメントセンター、(株)ネットラーニング
- b. 講座数 81講座
- c. 受講者数 180名

③ セミナー

9月24日 「人材育成のための助成金セミナー」 (65名)

(内容) 1)イントロダクション

「助成金申請の心構え、本日の説明をより理解するためのポイント」

講師：たかはし社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士・中小企業診断士 高橋真輔氏

2)助成金制度の解説

コーディネーター：たかはし社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士・中小企業診断士 高橋真輔氏

「人材開発支援助成金 (主に特定訓練コース/若年人材育成訓練)」について

厚生労働省東京労働局 職業安定部 職業対策課 事業主支援アドバイザー 小竹和信氏

「東京都中小企業職業訓練助成金」について

東京都産業労働局 雇用就業部 能力開発課 鈴木恵津子氏

11月28日 「今いる人材で“勝つ”ための 外部研修活用の最前線セミナー」 (103名)

合同会社クレイジーコンサルティング 代表社員 酒井勇貴氏

④ 日本女子大との「女性のための新たな学び・再就職支援に関する覚書」に基づく連携事業

12月7日 「業務効率を上げるタイムマネジメント講座」 (31名)

(「令和元年度文京区中小企業人材確保・採用拡大支援事業」就職応援セミナー)

(有)ビズアーク 代表取締役 水口和彦氏

リカレント教育課程 IT活用講座 (アクセス講座) への講師紹介

授業名「ITリテラシー2A (表計算とVBA)」

FUNCTION-ONE 伊藤浩次氏

⑤ 「世田谷プラットフォームとの包括的な共同の連携体制構築について」に基づく連携事業

12月19日 “新卒”口説ける採用面接官トレーニング講座【模擬面談・実践編】 (18名)

(株)ディリゴ 代表取締役 長谷真吾氏

主催：東京商工会議所 協力：世田谷プラットフォームキャリア部会

(11) 交流事業

① 新年賀詞交歓会

国会議員や東京都議会議員など、多くの来賓を招き、役員・議員・会員間のより一層の交流促進を図るた

めに開催。

1月 9日 (930名) 於:東京會館「ローズ」

## ② 東商Bizレシピ

東商の事業利用促進と新入会員間での情報交換を目的に開催する、入会3年目までの会員を対象とした交流会。全3回で延べ172社196名が参加した。

5月 8日 (52社 58名)  
9月 6日 (60社 67名)  
2月 4日 (60社 71名)

## ③ 東商ビジネス交流プラザ

会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供する異業種交流会。「他社を支援できる商品やサービス」、「他社に支援してほしい課題」を中心に自社PRを行った後、各自が自由に交流(名刺・情報交換)を行う。全6回開催した。なお、当年度は新規参加者を獲得するため、千代田ビジネスフェアと併催するなど、新しい試みも実施した。

4月16日 第144回 (66社 83名)  
5月30日 第145回 (59社 76名)  
8月 8日 第146回 (47社 61名)  
10月30日 第147回 (61社 75名)  
11月19日 (57社 66名) ※千代田ビジネスフェアに併せ開催  
1月29日 第148回 (64社 75名)  
3月 2日 第149回 ※(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

## ④ ビジネス交流会

東商のみならず他の商工会議所等と連携した地域間交流、階層・職種別等のテーマを設定した異業種交流会。会員企業間の情報交換、人的交流によりビジネスチャンス拡大の機会を提供。適宜、テーマに沿った講演などをあわせて実施。当年度は全10回開催。内1回は、首都圏政令指定都市商工会議所連携にて開催した。新規企画として「ダイバーシティ」「インバウンド」「Next Tokyo」「おもてなし」「SDGs」「若手社員」をテーマに開催するなど、新規性のあるテーマ設定や交流方式を試行した。

4月23日 「働く女性のためのなでしこ」 (43社 49名)

5月22日 「ダイバーシティ」 (42社 48名)

(内容) 1) 講演 テーマ「幸せ社員が増えれば、企業も成果も変わる

～個を活かすダイバーシティ経営」

NPO法人ファザーリング・ジャパン ファウンダー・代表理事 安藤哲也氏

2) 自社紹介・自由交流

6月 6日 「ものづくり」 (40社 48名) ※「ザ・商談!し・ご・と発掘市」

主催商工会議所共催

(内容) 1) 講演 テーマ「企業理念を活かした強い会社づくりについて」

HILLTOP(株) 東京オフィス支社長 静本雅大氏

2) 自社紹介・自由交流

6月17日 「インバウンド」 (43社 48名) ※(公財)東京観光財団協力

(内容) 1) 講演 テーマ「初心者必見!成功事例から学ぶ訪日外国人集客テクニック」

(株)こみゅ 代表取締役 中島圭一氏

2) 自社紹介・自由交流

7月26日 「地域連携(横浜)」 (60社 82名) ※首都圏政令指定都市商工会議所共催

9月13日 「Next Tokyo」 (55社 63名)

10月10日 「働く女性のためのなでしこ」 (45社 57名)

## 7. 事業 (11)交流事業

1 2月16日 「おもてなし」 (54社 63名)

(内容) 1) 講演 テーマ「ANA5スターのおもてなし〜気づきから感動へ」

ANAビジネスソリューション(株) 平良未散氏

2) 自社紹介・自由交流

2月20日 「SDGs」 (52社 63名)

(内容) 1) 講演 テーマ「中小企業とSDGs〜身近なSDGsをビジネスチャンスに！」

(株)いなほコンサルティング 代表取締役 笠原秀紀氏

2) 自社紹介・自由交流

2月28日 「入社3年目社員」 (22社 34名)

(内容) 1) 講演 テーマ「ビジネス・スイッチを見つけよう！」

(株)ディ・フォース・インターナショナル 代表取締役 福島章氏

2) 自社紹介・自由交流

3月24日 「地域連携(川崎)」 ※首都圏政令指定都市商工会議所共催にて開催予定だったが、  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### ⑤ スペシャリスト交流会

弁護士・弁理士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・ITコーディネータ・建築士の士業者同士が交流し、情報交換や事業連携の可能性を探る場として実施。当年度においては全4回開催。うち2回を士業との連携を希望する企業にまで対象を広げ開催し、うち1回は士業と連携を希望するIT企業に対象を拡大した。延211名が参加した。

6月28日 第34回(51名)

9月24日 「スペシャリスト+」(54名) ※士業との連携を望む企業まで範囲を広げた

11月28日 「スペシャリスト+」(48名) ※士業との連携を望む企業まで範囲を広げた

12月4日 「スペシャリスト+」(51社58名) ※士業とIT企業との交流会

### ⑥ ザ・商談!し・ご・と発掘市

中小企業製造業者の取引機会の創出を図るため、発注案件を提示できるメーカーなどの参加を得て、具体的な商談の場を提供する受発注商談会。当年度は新たに東大阪商工会議所と連携して開催した。

※参加企業数等は2回合計

開催日 ①10月18日 ②3月13日 ※新型コロナ感染拡大防止のため中止

会場 ①TF Tビル ②丸の内二重橋ビル

商談テーマ 金属製品、機械器具、関連業種(加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他関連工事

主催 東京、川崎、相模原、川口、さいたま、船橋、小山、宇都宮、甲府、横浜、むさし府中、名古屋、柏、浜松、日立、ひたちなか、長岡、青梅、仙台、平塚、千葉、郡山、京都、前橋、福井、三条、八王子、武蔵野、立川、水戸、堺、諏訪、下諏訪、岡谷、東大阪の各地商工会議所

共催 東京都

参加企業数 発注企業・・・・・・・・・・ 97社(①56社、②41社)

受注希望企業・・・・・・・・・・ 326社(①179社、②147社)

受注エントリー企業・・・・・・ 671社(①335社、②336社)

商談件数 525件(①525件、②新型コロナ感染拡大防止のため中止)

商談方式 事前マッチング方式

### ⑦ 東京ビジネスチャンスマーケット2019

中小企業のビジネスに係る全ての商談ニーズにこたえるべく、業種や商談内容を問わず、全ての企業が参加可能な商談会を実施。普段は接点のない企業同士が商談を行うことで、新しいビジネスチャンスの創出に

繋がると思料し開催。

開催日	12月13日
会場	東京商工会議所 渋谷ホール
商談テーマ	テーマ問わず、全ての商談テーマに対応
参加企業数	157社 (エントリー数：400社)
商談件数	240件
商談方式	タイムスケジュールに従う予約商談方式

#### ⑧ ビジネスマッチング@FTJ2020

中小食品製造業などの取引機会の創出を図るため、首都圏における百貨店・スーパー、外食、卸のバイヤーとの受発注商談会を実施した。

開催日	2月12日～14日
会場	幕張メッセ 「スーパーマーケット・トレードショー内特設会場」
商談テーマ	「加工食品」「和洋日配」「菓子」「酒類・飲料」等に該当する飲食料品
共催	(一社) 全国スーパーマーケット協会
参加企業数	バイヤー企業・・・90ブース サプライヤー企業・・・197社 (エントリー300社)
商談件数	575件
商談方式	バイヤーによる指名商談方式

#### ⑨ 東商バイヤーズミーティング 流通系企業との個別商談会

多様な企業との商談機会を提供するため、百貨店、スーパー、専門店等との個別商談機会を創出。当年度においては全8回開催。

「株式会社東急ハンズとの個別商談会」

開催日	5月23日
会場	丸の内二重橋ビル 5階会議室
商談テーマ	素材・道具、ホビー・クラフト、インテリア、文具、ハウスウェア、アウトドア・トラベル、身の回り小物、ヘルス&ビューティー、バラエティグッズ、季節用品、手作り品、食品など
参加企業数	サプライヤー企業・・・35社 エントリー・・・79社
商談件数	35件

「日本百貨店との個別商談会」

開催日	7月1日
会場	丸の内二重橋ビル 5階会議室
商談テーマ	加工食品、菓子、酒・飲料、冷凍食品、スイーツ等、雑貨全般
参加企業数	サプライヤー企業・・・8社 エントリー・・・40社
商談件数	15件

「全日空商事デューティーフリーとの個別商談会」

開催日	9月26日
会場	銀座ブロッサム 「マーガレット」
商談テーマ	加工食品、菓子、酒・飲料、スイーツ等
参加企業数	サプライヤー企業・・・15社 エントリー・・・43社

## 7. 事業 (11)交流事業

商談件数 15件

### 「株式会社そごう・西武との個別商談会」

開催日 10月23日

会場 AP東京丸の内 会議室

商談テーマ ファッション（紳士服・婦人服・子供服等）、雑貨（ファッション雑貨、インテリア等）、食品（加工食品・デリカ・スイーツ等）

参加企業数 サプライヤー企業・・・ 14社

エントリー・・・・・・ 80社

商談件数 14件

### 「三越伊勢丹との個別商談会」

開催日 11月19日

会場 丸の内二重橋ビル 5階会議室

商談テーマ 加工食品・デリカ・スイーツ等、ファッション雑貨、インテリア・リビング関連商品等

参加企業数 サプライヤー企業・・・ 22社

エントリー・・・・・・ 83社

商談件数 24件

### 「株式会社JALUXとの個別商談会」

開催日 12月10日

会場 丸の内二重橋ビル 5階会議室

商談テーマ 加工食品、菓子、酒・飲料、スイーツ等

参加企業数 サプライヤー企業・・・ 17社

エントリー・・・・・・ 40社

商談件数 19件

### 「クイーンズ伊勢丹（株式会社エムアイフードスタイル）との個別商談会」

開催日 1月24日

会場 株式会社エムアイフードスタイル本社 会議室

商談テーマ グロサリー（調味料・瓶缶詰・嗜好品・調理食品・乾物・米・飲料・酒等）、菓子、乳製品、和日配

参加企業数 サプライヤー企業・・・ 19社

エントリー・・・・・・ 45社

商談件数 19件

### 「JR東日本リテールネットとの個別商談会」

開催日 3月19日

会場 丸の内二重橋ビル 5階会議室

商談テーマ 加工食品、菓子、酒・飲料、スイーツ等

参加企業数 サプライヤー企業・・・ 11社

エントリー・・・・・・ 42社

商談件数 13件

## ⑩ 交流事業

### 1) 会員交流事業

4月16日 (313名) 東商園遊会

於：八芳園

- 1 2月 9日 (110名) 会頭杯 本・支部役員懇親ゴルフ会 於：我孫子ゴルフ倶楽部  
 2月 18日 (101名) 会頭杯 会員交流ボウリング大会  
 於：品川プリンスホテルボウリングセンター  
 2月 29日 ①東商ウェルネスフェスタ・フットサル大会  
 於：墨田区総合体育館  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止  
 ②東商ウェルネスフェスタ・パラスポーツ体験会  
 於：墨田区総合体育館  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## 2) 文化活動推進事業

- 9月 27日 (18名) 「～江戸の文化を知る・味わう～  
 『浅草の歴史と文化』講演会&『東京の地酒』試飲会」  
 於：まるごとにつぼん クッキングスタジオ  
 3月 26日 「～江戸の文化・歴史に触れる～ 講談を聴く会」  
 於：お江戸日本橋亭  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## 3) 交流事業

企業における従業員の運動習慣の定着化に向けた具体的な事業として、運動初心者（ビギナー）を対象に気軽にスポーツを体験できる機会を提供する「ビギスポ」事業を7月から開始した。

- 7月 8日 (12名) ビギスポ ナイトジョギング&ウォーキング in 皇居  
 9月 10日 (12名) ビギスポ ナイトジョギング in 皇居  
 11月 25日 (11名) ビギスポ はじめてのヨガ体験  
 1月 27日 (21名) ビギスポ はじめてのヨガ体験

## ⑪ FC東京公式戦への会員企業招待事業

FC東京の公式戦（味の素スタジアム）へ会員企業を招待する「FC東京応援キャンペーン」を実施した。

- 8月 3日（土）セレッソ大阪戦 総来場者数：28,721名  
 会員企業招待数：757名  
 8月 10日（土）ベガルタ仙台戦 総来場者数：28,435名  
 会員企業招待数：292名  
 8月 17日（土）サンフレッチェ広島戦 総来場者数：30,015名  
 会員企業招待数：531名

※全日19時キックオフ

実施内容：1) 3試合合計で会員企業から1,580名を招待。

2) 全申込者を対象にプレゼント抽選を実施。

（当選者には「FC東京選手サイン入り手帳型スマートフォンケース」をプレゼント）

## ⑫ 海外との交流事業

## 1) 訪日外国要人の接遇等

- 4月 2日 パスカル・バジヨボ 駐日ブルキナファソ大使と国際部の面談  
 4月 9日 程永華 駐日中国大使の三村会頭表敬  
 5月 20日 アハメッド・ムハマド・ユースフ・アルドーセリ 駐日バーレーン大使の  
 国際部訪問  
 5月 21日 ゲディミナス・バルブオリス 駐日リトアニア大使およびヴィリニス商工会議  
 所の国際部訪問  
 5月 21日 ナム・グアンピョ 駐日韓国大使の三村会頭表敬  
 5月 21日 トリ・プルナジャヤ 駐日インドネシア大使館次席公使の小林国際部長表敬

## 7. 事業 (11) 交流事業

- 5月22日 宮島昭夫 駐トルコ日本国大使の三村会頭表敬  
5月24日 カサ・ガブラヒウオット 駐日エチオピア大使の小林国際部長表敬  
5月30日 杉山晋輔 駐米国日本国大使の三村会頭表敬  
6月 4日 ラドミル・ドレジャル チェコ貿易庁長官の国際部訪問  
6月 5日 ビル・スプロール 米国テキサス州リチャードソン商工会議所会頭の西尾常務理事表敬  
6月18日 ピーター・ジェニングス 在日米国商工会議所会頭の三村会頭表敬  
6月26日 伊澤正 (一財) 日中経済協会理事長による三村会頭へのブリーフィング  
6月27日 ハジ・シャブディン・ハジ・ムサ 駐日ブルネイ大使の三村会頭表敬  
7月 8日 保坂伸 (新) 経済産業省貿易経済協力局長、石川正樹 (前) 経済産業省貿易経済協力局長の三村会頭表敬  
7月 9日 ナム・グアンピョ 駐日韓国大使の三村会頭表敬  
7月16日 川上文博 在瀋陽総領事の小林国際部長表敬  
7月26日 林伯豊 台湾三三会団長の三村会頭表敬  
7月26日 アルダ・エルムッド トルコ大統領府投資局総裁の石田専務理事表敬  
8月26日 三上正裕 駐カンボジア日本国大使の三村会頭表敬訪問  
8月26日 竹若敬三 駐ラオス日本国大使の三村会頭表敬訪問  
8月28日 ブルキナファソ企業使節団の小林国際部長表敬  
8月29日 チャブカ・カウエシヤ ザンビア商工会議所会頭の小林国際部長表敬  
9月13日 何伟晨 上海市外国投資促進中心副主任と国際部の面談  
9月19日 徐兵 中国対外貿易中心副主任ご一行と国際部の面談  
9月27日 白石興二郎 駐スイス日本国大使の三村会頭表敬  
10月10日 石川剛 台北市日本工商会理事長と国際部の面談  
10月18日 岡 浩 駐マレーシア日本国大使の三村会頭表敬  
10月29日 王志伟 吉林省商務庁庁長の小林国際部長表敬  
11月12日 ミハイ・ダラバン ルーマニア商工会議所会頭の三村会頭表敬  
11月25日 富田浩司 駐韓国日本国大使の三村会頭表敬  
11月25日 鶴岡公二 駐英国日本国大使の三村会頭表敬  
12月 9日 安徽省外事担当幹部国際交流訪日研修団と国際部の面談  
12月10日 黄振進 台北進出口商業同業公会理事長の三村会頭表敬  
1月28日 杉山晋輔 駐米国日本国大使の三村会頭表敬  
2月 7日 モロッコ政府研修団向けブリーフィング  
2月18日 サイモン・デイビス 英国法曹協会会長の国際部訪問  
2月25日 榊原英資 インド経済研究所長の三村会頭表敬

### 2) 在日外国商工会議所会員との交流レセプション

#### a. 在日外国商工会議所会員との交流レセプション

6月 7日 参加者：約300名 (うち東商会員18名)

開催地：東京/六本木ヒルズクラブ

共 催：在日外国商工会議所 (カナダ、米国、オーストリア、オーストラリア&ニュージーランド、スイス、スペイン、ドイツ、南アフリカ、イタリア、英国、ギリシャ、オランダ、ベルギー&ルクセンブルク、フランス)

12月11日 参加者：約300名 (うち東商会員19名)

開催地：東京/在日カナダ大使館

共 催：在日外国商工会議所 (カナダ、米国、ドイツ、オーストラリア&ニュージーランド、英国、オランダ、スイス、ギリシャ、スペイン、イタリア、南アフリカ、チリ、ブラジル)

- b. グルメフード・ワイン ガーデンパーティ2019  
 5月24日 参加者：228名  
 開催地：東京／オーストラリア大使館  
 共 催：在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所
- c. 在日欧州地域商工会議所会員企業との交流レセプション  
 10月16日 参加者：約200名（うち東商会員19名）  
 開催地：ホテル雅叙園東京「華つどい」  
 共 催：在日外国商工会議所（フランス、オーストリア、英国、ベルギー・ルクセンブルク、チェコ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スイスの各商工会議所）
- d. 在日英国商業会議所会員企業との交流レセプション  
 10月11日 参加者：約65名（うち東商会員27名）  
 開催地：東京／東京商工会議所5階 Hall&Conference Room  
 会議室「Room A1・B2」  
 共 催：在日英国商業会議所

## (12) 技能技術の普及検定

## ① 検定試験

## 1) 日商簿記検定試験

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月9日	第152回	1級	1,485	1,063	72	6.8%
		2級	9,036	5,840	1,610	27.6%
		3級	13,379	9,727	5,754	59.2%
		合計	23,900	16,630	7,436	—
11月17日	第153回	1級	1,552	1,055	77	7.3%
		2級	11,100	7,623	2,287	30.0%
		3級	14,075	10,189	4,501	44.2%
		合計	26,727	18,867	6,865	—
2月23日	第154回	1級	—	—	—	—
		2級	9,818	6,001	1,841	30.7%
		3級	13,073	8,616	4,473	51.9%
		合計	22,891	14,617	6,314	—
合計		1級	3,037	2,118	149	7.0%
		2級	29,954	19,464	5,738	29.5%
		3級	40,527	28,532	14,728	51.6%
年度合計			73,518	50,114	20,615	—

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

2) リテールマーケティング(販売士) 検定試験

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月13日	第84回	2級	447	383	290	75.7%
		3級	524	467	378	80.9%
		合計	971	850	668	—
2月19日	第85回	1級	181	136	43	31.6%
		2級	460	397	284	71.5%
		3級	672	575	346	60.2%
		合計	1,313	1,108	673	—
合計		1級	181	136	43	31.6%
		2級	907	780	574	73.6%
		3級	1,196	1,042	724	69.5%
年度合計			2,284	1,958	1,341	—

3) 珠算能力検定試験

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月23日	第216回	1級	504	492	150	30.5%
		2級	598	589	243	41.3%
		3級	1,025	982	409	41.7%
		合計	2,127	2,063	802	—
10月27日	第217回	1級	405	393	116	29.5%
		2級	550	532	206	38.7%
		3級	942	903	357	39.5%
		合計	1,897	1,828	679	—
2月16日	第218回	1級	449	442	137	31.0%
		2級	574	555	217	39.1%
		3級	962	935	426	45.6%
		合計	1,985	1,932	780	—
合計		1級	1,358	1,327	403	30.4%
		2級	1,722	1,676	666	39.7%
		3級	2,929	2,820	1,192	42.3%
年度合計			6,009	5,823	2,261	—

a. 準級(全国施行分)

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
6月23日	第216回	準1級	262	252	139	55.2%	5
		準2級	451	434	289	66.6%	5
		合計	713	686	428	—	—
10月27日	第217回	準1級	293	286	161	56.3%	5
		準2級	436	417	279	66.9%	5
		合計	729	703	440	—	—
2月16日	第218回	準1級	282	272	154	56.6%	5
		準2級	514	501	312	62.3%	5
		合計	796	773	466	—	—
合計		準1級	837	810	454	56.1%	—
		準2級	1,401	1,352	880	65.1%	—
年度合計			2,238	2,162	1,334	—	—

## b. 準級（東商施行分）

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月23日	第216回	準1級	177	170	93	54.7%
		準2級	320	308	189	61.4%
		合計	497	478	282	—
10月27日	第217回	準1級	201	195	112	57.4%
		準2級	310	296	190	64.2%
		合計	511	491	302	—
2月16日	第218回	準1級	202	195	109	55.9%
		準2級	353	345	212	61.5%
		合計	555	540	321	—
合計		準1級	580	560	314	56.1%
		準2級	983	949	591	62.3%
年度合計			1,563	1,509	905	—

## 4) カラーコーディネーター検定試験

## a. 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
6月16日	第46回	2級	1,608	1,362	736	54.0%	145
		3級	3,430	3,091	2,236	72.3%	145
		合計	5,038	4,453	2,972	—	—
12月1日	第47回	1級 (1分野)	124	98	36	36.7%	79
		” (2分野)	197	163	63	38.7%	79
		” (3分野)	201	155	51	32.9%	79
		2級	1,744	1,443	440	30.5%	145
		3級	3,220	2,861	1,924	67.2%	145
		合計	5,486	4,720	2,514	—	—
合計		1級	522	416	150	36.1%	—
		2級	3,352	2,805	1,176	41.9%	—
		3級	6,650	5,952	4,160	69.9%	—
年度合計			10,524	9,173	5,486	—	—

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

b. 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月16日	第46回	2級	241	186	112	60.2%
		3級	459	376	231	61.4%
		合計	700	562	343	—
12月1日	第47回	1級 (1分野)	32	21	8	38.1%
		〃 (2分野)	45	36	16	44.4%
		〃 (3分野)	46	37	12	32.4%
		2級	241	178	71	39.9%
		3級	412	339	230	67.8%
		合計	776	611	337	—
合計		1級	123	94	36	38.3%
		2級	482	364	183	50.3%
		3級	871	715	461	64.5%
年度合計			1,476	1,173	680	—

5) ビジネス実務法務検定試験

a. 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
6月30日	第45回	2級	6,880	5,469	2,970	54.3%	191
		3級	11,247	9,866	7,911	80.2%	191
		合計	18,127	15,335	10,881	—	—
12月8日	第46回	1級	606	453	78	17.2%	89
		2級	8,846	7,083	2,170	30.6%	191
		3級	12,855	11,195	7,906	70.6%	191
		合計	22,307	18,731	10,154	—	—
合計		1級	606	453	78	17.2%	—
		2級	15,726	12,552	5,140	40.9%	—
		3級	24,102	21,061	15,817	75.1%	—
年度合計			40,434	34,066	21,035	—	—

b. 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
6月30日	第45回	2級	1,829	1,420	821	57.8%
		3級	2,649	2,235	1,940	86.8%
		合計	4,478	3,655	2,761	—
12月8日	第46回	1級	220	162	28	17.3%
		2級	2,391	1,849	621	33.6%
		3級	2,885	2,443	1,863	76.3%
		合計	5,496	4,454	2,512	—
合計		1級	220	162	28	17.3%
		2級	4,220	3,269	1,442	44.1%
		3級	5,534	4,678	3,803	81.3%
年度合計			9,974	8,109	5,273	—

## 6) 福祉住環境コーディネーター検定試験

## a. 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
7月7日	第42回	2級	10,023	9,130	2,729	29.9%	277
		3級	4,751	4,288	2,600	60.6%	277
		合計	14,774	13,418	5,329	—	—
11月24日	第43回	1級	423	363	50	13.8%	89
		2級	11,489	10,405	4,637	44.6%	277
		3級	5,795	5,237	2,924	55.8%	277
		合計	17,707	16,005	7,611	—	—
合計		1級	423	363	50	13.8%	—
		2級	21,512	19,535	7,366	37.7%	—
		3級	10,546	9,525	5,524	58.0%	—
年度合計			32,481	29,423	12,940	—	—

## b. 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月7日	第42回	2級	530	451	176	39.0%
		3級	229	182	135	74.2%
		合計	759	633	311	—
11月24日	第43回	1級	46	36	3	8.3%
		2級	667	567	262	46.2%
		3級	317	265	161	60.8%
		合計	1,030	868	426	—
合計		1級	46	36	3	8.3%
		2級	1,197	1,018	438	43.0%
		3級	546	447	296	66.2%
年度合計			1,789	1,501	737	—

## 7) BATIC (国際会計検定)

## a. 全国施行分

施行日	回次	Subject	受験者数	実受験者数	認定者数		施行会議所数
7月21日	第37回	Subject1/2	479	355	Bookkeeper	324	36
		Subject1	914	737	Accountant	644	
		Subject2	282	224	Accounting Manager	131	
		合計	1,675	1,316	Controller	92	
12月15日	第38回	Subject1/2	509	393	Bookkeeper	434	36
		Subject1	928	771	Accountant	640	
		Subject2	409	310	Accounting Manager	178	
		合計	1,846	1,474	Controller	50	
合計		Subject1/2	988	748	Bookkeeper	758	—
		Subject1	1,842	1,508	Accountant	1,284	
		Subject2	691	534	Accounting Manager	309	
		年度合計	3,521	2,790	Controller	142	

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

b. 東商施行分

施行日	回次	Subject	受験者数	実受験者数	認定者数	
7月21日	第37回	Subject1/2	215	156	Bookkeeper	116
		Subject1	327	250	Accountant	246
		Subject2	112	90	Accounting Manager	57
		合計	654	496	Controller	37
12月15日	第38回	Subject1/2	232	174	Bookkeeper	140
		Subject1	277	212	Accountant	225
		Subject2	169	124	Accounting Manager	76
		合計	678	510	Controller	21
合計		Subject1/2	447	330	Bookkeeper	256
		Subject1	604	462	Accountant	471
		Subject2	281	214	Accounting Manager	133
年度合計			1,332	1,006	Controller	58

8) 環境社会検定試験 (eco検定)

a. 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
7月21日	第26回	—	12,755	11,759	7,715	65.6%	205
12月15日	第27回		16,626	15,172	12,713	83.8%	205
5月30日	第908回 団体特別	—	1,358	1,339	789	58.9%	—
1月23日	第909回 団体特別	—	964	932	555	59.5%	—
年度合計			31,703	29,202	21,772	74.6%	—

b. 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月21日	第26回	—	1,766	1,606	1,195	74.4%
12月15日	第27回		2,169	1,982	1,788	90.2%
5月30日	第908回 団体特別	—	1,358	1,339	789	58.9%
1月23日	第909回 団体特別	—	964	932	555	59.5%
年度合計			6,257	5,859	4,327	73.9%

## 9) ビジネスマネジャー検定試験

## a. ビジネスマネジャー検定試験

## (a). 全国施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率	施行会議所数
7月14日	第9回	—	6,315	5,703	4,037	70.8%	123
11月10日	第10回		5,612	5,074	1,859	36.6%	123
年度合計			11,927	10,777	5,896	54.7%	—

## (b). 東商施行分

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
7月14日	第9回	—	1,128	994	769	77.4%
11月10日	第10回		927	800	377	47.1%
年度合計			2,055	1,794	1,146	63.9%

## b. ビジネスマネジャーBasic Test (WEBテスト)

1,457名

## 10) 和裁検定試験

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
9月14日 ・15日	第62回	1級	8	8	3	37.5%
		2級	17	16	5	31.3%
		3級	47	37	16	43.2%
		4級	68	60	48	80.0%
年度合計			140	121	72	—

## 11) メンタルヘルス・マネジメント検定試験 (東商施行分)

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
11月3日	第27回	I種	715	567	80	14.1%
		II種	2,985	2,585	1,248	48.3%
		III種	1,408	1,260	919	72.9%
		合計	5,108	4,412	2,247	—
3月15日 (中止)	第28回	II種				0%
		III種				0%
		合計				—
合計		I種	715	567	80	14.1%
		II種	2,985	2,585	1,248	48.3%
		III種	1,408	1,260	919	72.9%
年度合計			5,108	4,412	2,247	—

備考：大阪商工会議所主催

※3月15日試験は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

12) ビジネス会計検定試験 (東商施行分)

施行日	回次	級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率
9月 1日	第25回	2級	925	598	270	45.2%
		3級	1,804	1,414	908	64.2%
		合計	2,729	2,012	1,178	—
3月 8日	第26回	1級	117	67	16	23.9%
		2級	1,006	510	273	53.5%
		3級	2,092	908	581	64.0%
		合計	3,215	1,485	870	—
合計		1級	117	67	16	23.9%
		2級	1,931	1,108	543	49.0%
		3級	3,896	2,322	1,489	64.1%
年度合計			5,944	3,497	2,048	—

備考：大阪商工会議所主催

② 講習会・講座

1) カラーコーディネーター検定試験、指導者向けスタンダードテキスト講習会

開催日	講師	参加者数
2月22日	テキスト執筆者	7名
2月29日	テキスト執筆者	9名

③ 出版物

1) カラーコーディネーター検定試験

書籍名	本体価格 (税込)	備考
スタンダードクラス公式テキスト 第1版	3,410	2019年12月発行
アドバンスクラス公式テキスト 第1版	5,830	2020年 3月発行

2) ビジネス実務法務検定試験

書籍名	本体価格 (税込)	備考
1級公式テキスト (2020年度版)	4,730	2020年 3月発行
2級公式テキスト (2020年度版)	4,620	2020年 1月発行
3級公式テキスト (2020年度版)	3,080	2020年 1月発行
1級公式問題集 (2020年度版)	3,520	2020年 3月発行
2級公式問題集 (2020年度版)	3,520	2020年 2月発行
3級公式問題集 (2020年度版)	2,640	2020年 2月発行

3) 福祉住環境コーディネーター検定試験

書籍名	本体価格 (税込)	備考
1級公式テキスト改訂5版	5,940	2019年 3月発行
2級公式テキスト改訂5版	4,950	2019年 1月発行
3級公式テキスト改訂5版	2,750	2019年 1月発行

## 4) B A T I C (国際会計検定)

書籍名	本体価格(税込)	備考
Subject1公式テキスト 新版	3,025	2020年 2月発行
Subject2公式テキスト 2020年版	3,740	2020年 3月発行
Subject1公式問題集 新版	2,750	2020年 2月発行
Subject2公式問題集 2020年版	2,860	2020年 3月発行

## 5) 環境社会検定試験 (e c o 検定)

書籍名	本体価格(税込)	備考
改訂7版e c o 検定公式テキスト	2,860	2019年 1月発行
e c o 検定公式過去・模擬問題集 2020年版	2,200	2020年 3月発行

## 6) ビジネスマネジャー検定試験

書籍名	本体価格(税込)	備考
ビジネスマネジャー検定試験公式テキスト 3rd edition	3,080	2020年 1月発行
ビジネスマネジャー検定試験公式問題集 2020年版	2,420	2020年 2月発行
問題解決はマネジャーの初動で決まる！ 超基本の30ケース	2,420	2019年10月発行

## ④ セミナー・視察会の開催

## 1) ビジネス実務法務検定・ビジネスマネジャー検定PRセミナー

従業員のコンプライアンス教育と不正リスク管理 (資格の学校TACと共催)	7月 4日	(63名)
商品代金や貸したお金をより確実に回収する方法とは？ (資格の学校TACと共催)	2月 5日	(76名)

## 2) e c o 検定セミナー

e c o 検定アワード2019	11月22日	(54名)
エコピープルサロン「SDGsアウトサイド・イン ビジネスゲーム」	10月30日	(12名)
エコピープルサロン「エネルギー大臣になろう！」	3月 5日	

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## 3) ビジネス会計検定PRセミナー (大阪商工会議所、資格の学校TACと連携)

会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～	7月 9日	(47名)
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～	7月24日	(116名)
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～	1月17日	(100名)
会社の数字に強くなろう！～財務諸表の読み方・活かし方～	1月28日	(92名)

## 4) 日商簿記検定PRセミナー

知らないとお出遅れる！簿記の基本が分かるセミナー (資格の大原と共催)	4月 3日	(70名)
<簿記3級学習経験者対象> 6月検定直後から始めるスタートダッシュ簿記2級セミナー (資格の大原と共催)	7月 3日	(39名)
<簿記2級学習経験者対象> 6月検定直後から始めるスタートダッシュ簿記1級セミナー (資格の大原と共催)	7月 6日	(4名)
夏休みの自由研究「大原こどもぼき学校」社会で役立つ簿記ってなんだ？ (中学生クラス) (資格の大原と共催)	8月 4日	(11名)
夏休みの自由研究「大原こどもぼき学校」社会で役立つ簿記ってなんだ？ (小学4～6年生クラス)		

7. 事業 (12) 技能技術の普及検定

(資格の大原と共催)	8月 4日	(23名)
やってみよう！簿記の手続き！～仕訳～決算まで～	9月 1日	(32名)
(資格の学校TACと共催)		
やってみよう！簿記の手続き！～仕訳～決算まで～	10月 5日	(49名)
(資格の学校TACと共催)		
やってみよう！簿記の手続き！～仕訳～決算まで～	10月 7日	(32名)
(資格の学校TACと共催)		
<簿記3級学習経験者対象>簿記2級ステップアップセミナー	2月27日	
(さいたま商工会議所、資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
<簿記3級学習経験者対象>簿記2級ステップアップセミナー	3月18日	
(横浜商工会議所、資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
<簿記3級学習経験者対象>簿記2級ステップアップセミナー	3月19日	
(資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
<簿記2級学習経験者対象>簿記1級ステップアップセミナー	3月21日	
(資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
知らない！と出遅れる！簿記の基本が分かるセミナー	3月21日	
(柏商工会議所、資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
知らない！と出遅れる！簿記の基本が分かるセミナー	3月22日	
(習志野商工会議所、資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
<簿記3級学習経験者対象>簿記2級ステップアップセミナー	3月22日	
(習志野商工会議所、資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
知らない！と出遅れる！簿記の基本が分かるセミナー	3月24日	
(さいたま商工会議所、資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
知らない！と出遅れる！簿記の基本がわかるセミナー	3月28日	
(町田商工会議所、資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
<簿記3級学習経験者対象>簿記2級ステップアップセミナー	3月28日	
(町田商工会議所、資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
知らない！と出遅れる！簿記の基本が分かるセミナー	4月 2日	
(横浜商工会議所、資格の大原と共催)		
<u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</u>		
5) ビジネスマネジャー検定PRセミナー		
「問題解決のための初動対応ケーススタディ」セミナー	11月 7日	(42名)
「問題解決のための初動対応ケーススタディ」セミナー	1月28日	(58名)
管理職に求められる問題発見・解決力アップのキホン	2月26日	(32名)
(公財) 日本数学検定協会と共催)		
6) BATIC (国際会計検定) PRセミナー		
英文簿記を学ぼう！～グローバルな会計人を目指す～	5月24日	(33名)

(資格の大原と共催)

## 7) カラーコーディネーター検定PRセミナー

ビジネスに役立つ「カラー」セミナー (大阪商工会議所と共催)	8月21日	(82名)
ビジネスに役立つ「カラー」セミナー (福岡商工会議所と共催)	9月3日	(24名)
ビジネスに役立つ「カラー」セミナー (札幌商工会議所と共催)	9月9日	(52名)
ビジネスに役立つ「カラー」セミナー (京都商工会議所と共催)	9月17日	(89名)
ビジネスに役立つ「カラー」セミナー (横浜商工会議所と共催)	9月20日	(43名)
ビジネスに役立つ「カラー」セミナー	10月8日	(64名)
ビジネスに役立つ「カラー」セミナー	11月5日	(54名)

## (13) 貿易取引斡旋

## ① 商工会議所会員企業向け国内外(企業等)からの引き合い情報等掲載サイト(CCI-IBO)

商工会議所会員企業と海外企業等とのビジネスマッチングを目的としたウェブサイト「CCI-IBO」上に、希望する企業の情報を日本語・英語で掲載している(2020年3月16日現在の登録件数は642)。なお、登録および利用件数が伸びない等の実情を踏まえ、同サイトは同年3月31日をもって閉鎖。

## ② 相談・指導

貿易専門相談

来所相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	12	5	11	5	1	9	5	4	5	2	6	4	69

(専門相談員) 国際協力銀行

貿易相談員

弁護士

弁護士

弁護士

弁護士

斧田 開文氏

林 孝司氏

神谷 宗之介氏

長濱 隆氏

佐々木 健司氏

樋口 一磨氏

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

(14) 経営改善普及事業

① 経営指導員による巡回・窓口相談指導

1) 本支部別巡回指導実績

支部名	巡 回 指 導										
	経営革新	経営一般	情報化	金 融	税 務	労 働	取 引	環境対策	創 業	その他	計
千代田	12	257	14	745	9	158	96	1	6	838	2,136
中央	4	121	20	870	0	63	4	0	0	1,065	2,147
港	4	417	23	783	6	204	80	1	1	1,191	2,710
新宿	2	189	1	854	14	90	12	0	5	1,165	2,332
文京	14	245	25	556	4	61	22	7	4	871	1,809
台東	4	332	16	706	25	287	24	0	3	1,490	2,887
北	2	507	39	697	4	35	62	1	3	925	2,275
荒川	14	613	24	1,061	12	26	13	6	2	1,256	3,027
品川	1	343	7	676	5	39	4	0	0	1,245	2,320
目黒	20	402	3	463	12	6	2	1	3	1,609	2,521
大田	2	223	29	445	1	28	46	0	19	804	1,597
世田谷	5	439	46	554	28	178	17	2	0	1,025	2,294
渋谷	20	391	0	801	6	48	70	1	8	945	2,290
中野	9	406	5	619	0	91	12	2	3	1,187	2,334
杉並	7	418	18	524	36	114	3	0	0	1,112	2,232
豊島	0	402	8	658	3	108	13	2	2	1,036	2,232
板橋	12	671	7	531	63	90	24	2	1	1,092	2,493
練馬	1	265	3	582	7	18	9	1	1	885	1,772
江東	10	648	57	673	15	32	22	0	7	851	2,315
墨田	19	490	16	653	23	62	28	0	1	1,052	2,344
足立	7	439	6	820	2	8	4	0	4	1,355	2,645
葛飾	11	685	68	658	9	86	68	0	2	857	2,444
江戸川	12	139	3	641	7	244	43	0	1	850	1,940
本部	8	299	23	126	8	15	21	1	8	362	871
分室	1	309	1	215	124	1	13	0	3	130	797
計	201	9,650	462	15,911	423	2,092	712	28	87	25,198	54,764

## 2) 本支部別窓口指導実績

支部名	窓 口 指 導 (文書・電話等によるものを含む)										
	経営革新	経営一般	情報化	金 融	税 務	労 働	取 引	環境対策	創 業	その他	計
千代田	5	458	8	1,509	10	12	44	0	58	350	2,454
中央	9	137	18	1,343	9	17	5	0	13	720	2,271
港	15	287	12	2,066	3	17	17	0	32	341	2,790
新宿	0	75	0	1,602	64	35	8	1	147	689	2,621
文京	3	312	1	1,090	52	17	25	1	37	475	2,013
台東	2	327	3	1,219	24	31	7	1	21	624	2,259
北	2	431	23	1,098	25	24	43	1	29	716	2,392
荒川	1	273	5	801	44	5	1	2	50	457	1,639
品川	4	352	4	1,348	23	7	12	0	46	475	2,271
目黒	28	175	10	1,036	42	4	7	1	77	760	2,140
大田	20	503	39	1,283	18	17	62	1	92	621	2,656
世田谷	8	268	36	1,338	23	51	15	1	124	567	2,431
渋谷	9	548	4	1,971	18	22	34	0	70	320	2,996
中野	9	180	0	977	21	19	9	0	60	586	1,861
杉並	8	335	14	1,164	32	16	5	0	42	814	2,430
豊島	0	318	7	1,068	58	30	64	3	45	530	2,123
板橋	7	404	6	980	37	17	44	0	49	747	2,291
練馬	3	260	15	1,055	29	58	1	2	51	300	1,774
江東	0	205	30	990	13	12	28	0	61	582	1,921
墨田	33	411	9	1,101	34	13	17	0	31	681	2,330
足立	11	205	2	1,098	4	4	7	0	46	758	2,135
葛飾	19	580	29	1,226	20	10	56	1	78	277	2,296
江戸川	9	269	5	1,804	56	39	21	3	41	970	3,217
本部	188	2,930	87	913	60	118	76	1	859	1,214	6,446
分室	0	122	5	184	220	12	22	0	26	193	784
計	393	10,365	372	30,264	939	607	630	19	2,185	14,767	60,541

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

② 講習会・講演会等の開催による指導

1) 講師謝金無料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金融		税務		労働		取引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	0	0	0	0	1	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	77
中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	1	50	0	0	0	0	2	73
港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	156	8	156
文京	0	0	3	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	168
台東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
荒川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
品川	0	0	0	0	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29
目黒	0	0	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17
大田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷	0	0	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26
渋谷	0	0	3	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	97
中野	0	0	1	89	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	111
杉並	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13
豊島	0	0	0	0	1	26	0	0	3	88	0	0	0	0	0	0	1	31	5	145
板橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
練馬	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16
江東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
墨田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足立	0	0	0	0	1	25	0	0	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	2	51
葛飾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江戸川	0	0	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21
本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	9	391	6	145	1	77	4	101	2	49	1	50	0	0	9	187	32	1,000

※連続講習会を主な種目で1回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	0	0	9	391	6	145	1	77	4	101	2	49	1	50	0	0	4	187	27	1,000
---	---	---	---	-----	---	-----	---	----	---	-----	---	----	---	----	---	---	---	-----	----	-------

## 2) 講師謝金有料分

支部名	経営革新		経営一般		情報化		金融		税務		労働		取引		環境対策		その他		計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
千代田	0	0	11	545	2	93	0	0	2	82	4	157	0	0	0	0	0	0	19	877
中央	0	0	9	479	3	128	1	79	2	314	5	277	0	0	0	0	0	0	20	1,277
港	0	0	18	908	1	46	0	0	3	120	6	272	0	0	0	0	0	0	28	1,346
新宿	0	0	14	829	0	0	2	63	0	0	5	282	0	0	0	0	7	100	28	1,274
文京	0	0	11	646	2	48	2	83	1	33	3	137	0	0	0	0	0	0	19	947
台東	0	0	14	731	1	26	1	16	2	104	3	117	0	0	0	0	0	0	21	994
北	0	0	12	487	3	86	0	0	3	58	1	48	1	39	0	0	1	22	21	740
荒川	1	20	9	461	3	142	1	54	2	101	6	261	1	31	0	0	0	0	23	1,070
品川	0	0	19	659	3	127	1	15	0	0	1	37	1	32	0	0	0	0	25	870
目黒	0	0	15	401	3	103	2	152	3	99	3	105	2	54	0	0	0	0	28	914
大田	0	0	13	429	6	206	1	20	1	19	3	183	0	0	0	0	0	0	24	857
世田谷	0	0	13	561	2	95	0	0	0	0	4	172	0	0	0	0	2	37	21	865
渋谷	0	0	16	668	0	0	1	14	0	0	3	138	0	0	0	0	0	0	20	820
中野	0	0	8	261	1	19	1	15	2	84	5	144	2	32	0	0	3	71	22	626
杉並	0	0	14	471	2	82	1	28	2	43	3	99	0	0	0	0	3	164	25	887
豊島	0	0	8	238	2	69	0	0	2	40	2	56	2	143	1	21	2	71	19	638
板橋	0	0	15	719	3	124	1	38	2	87	2	79	0	0	0	0	0	0	23	1,047
練馬	0	0	22	821	3	133	0	0	0	0	1	18	0	0	0	0	0	0	26	972
江東	1	137	14	583	5	180	1	53	0	0	3	152	0	0	0	0	0	0	24	1,105
墨田	0	0	16	517	2	44	0	0	2	76	3	120	0	0	0	0	1	29	24	786
足立	0	0	7	250	3	71	2	91	1	36	8	252	2	59	0	0	0	0	23	759
葛飾	0	0	15	454	3	98	2	59	3	46	1	27	0	0	0	0	0	0	24	684
江戸川	0	0	19	1,124	0	0	0	0	2	88	0	0	0	0	0	0	0	0	21	1,212
本部	0	0	2	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	169
計	2	157	314	13,411	53	1,920	20	780	35	1,430	75	3,133	11	390	1	21	19	494	530	21,736

※連続講習会を主な種目で1回として計上した場合、下記の通りとなる。

計	2	157	313	13,411	53	1,920	20	780	35	1,430	75	3,133	11	390	1	21	13	494	523	21,736
---	---	-----	-----	--------	----	-------	----	-----	----	-------	----	-------	----	-----	---	----	----	-----	-----	--------

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

3) 講習会 (本部実施分)

No.	開催日	講演講習会の内容 (テーマ)	講師名		参加者数	対象者等
			職業	氏名		
1	9月20日	危ない会社の見分け方：倒産の確立	(株)東京商工リサーチ 東京支社 上席部長	黒崎 洋平 氏	114名	小規模事業者
2	9月26日	事例から学ぶ事業承継セミナー	公認会計士 弁護士	田之倉 敦 氏 植松 勉 氏	55名	小規模事業者
3	3月24日	新製品・新サービス開発応援！補助金活用セミナー	中小企業診断士	寶積 昌彦 氏		※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
4	3月25日	立法担当者が語る！事業承継税制セミナー	税理士	北澤 淳 氏		※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

4) 特別講演会

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
千代田	10月18日	企業家のリーダーシップ「想像/創造」	(株)オークローンマーケティング 取締役 日米友好委員会委員長 ハリ・A・ヒル 氏	101名
〃	3月6日	多様性が起こすイノベーション ～プラス1の特色を追求してアル バイトから社長になった～	井村屋グループ(株) 代表取締役 中島 伸子 氏	※新型コロナウイルス感染 拡大防止 のため中 止
中央	11月11日	危機を乗り越える発想の転換と 組織の活性化	えちごトキめき鉄道 社長 鳥塚 亮 氏	113名
〃	1月21日	新春経済講演会 2020年 日本経済の今後の展望について	同志社大学大学院ビジネス研究科 教授 浜 矩子 氏	52名
港	10月15日	優れた経営者の条件	一橋大学大学院経営管理研究科 教授 楠木 建 氏	161名
〃	2月17日	消費税引き上げ後の2020年 日本の経済・財政の動向について	慶応義塾大学経済学部 教授 土井 丈朗 氏	77名
新宿	10月25日	世界経済の潮流と日本経済の行方	(株)大和総研 常務取締役 調査本部副本部長 チーフエコノミスト 熊谷 亮丸 氏	61名
〃	1月14日	日本経済のゆくえ	一橋大学名誉教授 早稲田大学ビジネス・ ファイナンス研究センター 顧問 野口悠紀雄 氏	174名
文京	6月24日	「令和時代の内外情勢を読む」	双日総合研究所 チーフエコノミスト 吉崎 達彦 氏	90名
〃	2月21日	勝利の方程式は現場で拾え～現状 を打破する突破口の見つけ方～	100年プランニング 代表 田村 潤 氏	138名
台東	10月15日	今こそ注目！渋沢栄一の発“創”力 ～論語と算盤の現代的意義～	シブサワ・アンド・カンパニー・(株) 代表取締役 渋沢 健 氏	99名
〃	11月15日	今後の国際情勢と日本経済 ～国際情勢の変動とインバウンド、 消費税増税対応について～	弁護士 ケント・ギルバード 氏	200名
北	7月22日	なぜ、超一流の手帳は空白が多いの か？	(株)グローバルセールスパートナーズ 代表取締役 高塚 苑美 氏	53名

## 7. 事業 (14) 経営改善普及事業

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
荒川	10月8日	なぜ最近の若者は突然やめるのか	ツナグ働き方研究所 所長	平賀 充記 氏 88名
〃	2月12日	『変なホテル』の立役者が語る、 ロボット、AI、IoTがもたらす 未来	㈱happyrobot 代表取締役	富田 直美 氏 118名
品川	12月6日	先端テクノロジーがもたらす経済 の未来展望～5G・AI・ロボット が変えるビジネス変革の波を 読む!～	㈱野村総合研究所 研究理事 みらい創発センター長	桑津浩太郎 氏 82名
〃	2月21日	中小企業経営から高齢化社会を 考察する	医療法人社団 慶成会 会長	大塚 宣夫 氏 ※新型コ ロナウイ ルス感染 拡大防止 のため中 止
目黒	7月26日	どうなる日本! 日本経済の明日を読む	ジャーナリスト	荻谷 順 氏 124名
大田	9月11日	落語で学ぶ相続・事業承継	行政書士	木崎 海洋 氏 29名
〃	2月4日	東京2020オリンピック・ パラリンピックに向けて ～柔道から学んだこと～	筑波大学 体育系教授	山口 香 氏 22名
世田谷	2月12日	「カリスマ駅弁販売員」が語る! 究極のコミュニケーション術	㈱日本レストランエンタプライズ 駅弁マイスター	三浦由紀江 氏 88名
渋谷	10月16日	東京オリンピック・パラリンピック 大会期間中の交通輸送に関する説 明	東京都オリンピック・パラリンピック 準備局 大会施設部 輸送課長	松本 裕一 氏 76名
〃	12月9日	東京オリンピック後を見据えた 経済・金融の展望	経営コンサルタント	鈴木 卓実 氏 37名
中野	2月5日	東京2020大会輸送と企業活動 との両立に向けて	東京都オリンピック・パラリンピック 準備局 輸送担当部長	佐久間巧成 氏 89名
杉並	6月17日	みるみるファンが増えていく! 接客×笑いの法則	一般社団法人日本クレーム対応協会 代表理事	谷 厚志 氏 49名
〃	3月4日	どうなる東京オリンピック後の景 気動向	みずほ総合研究所㈱ 主任エコノミスト	宮嶋 貴之 氏 ※新型コ ロナウイ ルス感染 拡大防止 のため中 止
豊島	2月26日	日本経済の課題と展望	㈱日本総合経営協会 登録講師	龍崎 考 氏 ※新型コ ロナウイ ルス感染 拡大防止 のため中 止
板橋	2月17日	2020日本の政治・経済の行方 ～時代の転換期を見つめる～	政治アナリスト	伊藤 惇夫 氏 260名
〃	2月21日	AIで広がるビジネスチャンス-中	日本IBM㈱ データサイエンス&AI	

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

支部	開催日	テーマ	講師名	参加者数
		小企業によるデータ活用推進-	エキスパートサービス担当 槌野 浩 氏	91名
練馬	7月18日	失礼な敬語を使っていませんか	文教大学・東京富士大学 非常勤講師 野口 恵子 氏	77名
〃	2月20日	あきらめなければ道は拓ける 朝の来ない夜はない ～負債40億からの挑戦～	(株)ユサワフードシステム 代表取締役 湯澤 剛 氏	78名
江東	11月27日	世界最先端のビジネスモデルの 実態と展望	二松学舎大学国際政治経済学部国際経営 学科 准教授博士 小貝 龍史 氏	39名
〃	1月10日	日本・世界経済の展望と これからの資本主義の行方	コモンズ投信(株) 取締役会長 洪澤 健 氏	137名
墨田	11月15日	店舗をバリアフリーにて 商売繁盛!	(株)バリアフリーカンパニー 代表取締役 中澤 信 氏	20名
足立	2月14日	企業は社会の公器	立教大学大学院21世紀社会デザイン 研究科 特任教授 亀井善太郎 氏	74名
葛飾	1月28日	激動の国際経済情勢と日本	時事通信社 解説委員 軽部 謙介 氏	114名
江戸川	7月5日	どうなる?米中経済戦争	(公財)日本国際問題研究所 客員現代中国研究家 津上 俊哉 氏	131名
〃	12月11日	どうなる?2020年日本・ 世界経済動向	(株)第一生命経済研究所 首席エコノミスト 熊野 英生 氏	79名

## ③ 窓口専門相談

(本支部別窓口専門相談)

本部・支部	税 務		法 律		金 融・その他		計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
千 代 田	9	13	0	0	(32) 0	(82) 0	(32) 9	(82) 13
中 央	18	23	12	11	(2) 0	(2) 0	(2) 30	(2) 34
港	15	23	11	13	(6) 1	(6) 3	(6) 27	(6) 39
新 宿	13	15	34	44	(17) 0	(30) 0	(17) 47	(30) 59
文 京	13	29	11	19	(25) 0	(53) 0	(25) 24	(53) 48
台 東	15	23	11	16	(2) 9	(1) 12	(2) 35	(1) 51
北	22	14	22	31	(8) 0	(6) 0	(8) 44	(6) 45
荒 川	8	1	12	12	(7) 0	(13) 0	(7) 20	(13) 13
品 川	16	32	21	33	(4) 0	(11) 0	(4) 37	(11) 65
目 黒	8	14	11	14	(3) 0	(7) 0	(3) 19	(7) 28
大 田	34	63	48	29	(12) 0	(11) 0	(12) 82	(11) 92
世 田 谷	27	42	17	13	(18) 10	(20) 13	(18) 54	(20) 68
渋 谷	50	51	50	81	0	0	(0) 100	(0) 132
中 野	19	33	24	31	(15) 1	(25) 2	(15) 44	(25) 66
杉 並	18	22	36	45	(2) 0	(6) 0	(2) 54	(6) 67
豊 島	5	10	30	23	(8) 0	(34) 0	(8) 35	(34) 33
板 橋	22	20	20	8	(1) 0	(2) 0	(1) 42	(2) 28
練 馬	19	38	12	33	(7) 0	(16) 0	(7) 31	(16) 71
江 東	12	22	12	36	(2) 12	(4) 37	(2) 36	(4) 95
墨 田	19	33	11	17	17	16	(0) 47	(0) 66
足 立	19	56	12	13	(14) 0	(16) 0	(14) 31	(16) 69
葛 飾	20	42	11	6	(24) 11	(5) 4	(24) 42	(5) 52
江 戸 川	17	36	11	26	(28) 8	(64) 15	(28) 36	(64) 77
本 部	119	341	240	793	(99) 188	(77) 429	(99) 547	(77) 1563
計	(0) 537	(0) 996	(0) 679	(0) 1,347	(336) 257	(491) 531	(336) 1,473	(491) 2,874

( ) は専門相談員謝金無料分

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

④ 金融指導

(支部別金融斡旋・貸付決定状況)

制度名 支部名	金 融 の									
	日本政策金融公庫 A				Aのうちマル経				そ の 他	
	幹延 べ 件 数 旋	貸延 付 決 定 件 数	幹 総 旋 額	貸 付 決 定 額	幹延 べ 件 数 旋	貸延 付 決 定 件 数	幹 総 旋 額	貸 付 決 定 額	幹延 べ 件 数 旋	貸延 付 決 定 件 数
本 部	41	17	337,900	121,380	0	0	0	0	2	0
千代田	221	209	1,965,000	1,831,000	208	206	1,828,000	1,813,000	1	0
中 央	302	295	2,810,100	2,770,600	298	293	2,770,100	2,752,600	0	0
港	357	344	3,012,700	2,866,200	347	340	2,898,700	2,843,200	0	0
新 宿	240	234	2,232,900	2,161,400	229	228	2,085,400	2,070,400	0	0
文 京	114	112	867,600	863,100	110	108	812,600	808,100	1	0
台 東	212	207	1,805,900	1,761,600	198	198	1,645,600	1,645,600	0	0
北	155	149	1,075,440	984,720	138	138	841,100	841,100	0	0
荒 川	119	117	732,400	720,400	119	117	732,400	720,400	0	0
品 川	165	162	1,156,700	1,137,300	164	161	1,148,200	1,128,800	0	0
目 黒	138	136	971,000	951,000	135	134	951,000	941,000	3	1
大 田	186	178	1,281,000	1,222,000	183	178	1,246,000	1,222,000	1	1
世田谷	181	174	1,107,000	1,051,000	174	171	1,042,500	1,034,500	0	0
渋 谷	329	316	2,905,300	2,755,200	317	311	2,749,300	2,678,200	0	0
中 野	166	165	1,109,000	1,108,000	155	155	1,036,500	1,036,500	1	1
杉 並	158	153	1,056,200	1,009,700	153	152	1,000,700	999,700	0	0
豊 島	184	178	1,358,150	1,285,100	174	173	1,252,900	1,242,900	0	0
板 橋	184	181	1,343,900	1,316,800	181	179	1,323,300	1,302,300	0	0
練 馬	171	170	1,244,800	1,238,800	169	168	1,235,800	1,230,800	2	1
江 東	176	166	1,250,500	1,152,100	160	159	1,109,600	1,108,600	0	0
墨 田	188	178	1,718,700	1,558,200	164	163	1,412,100	1,406,100	0	0
足 立	254	251	1,732,700	1,705,500	252	250	1,719,700	1,697,500	0	0
葛 飾	143	141	891,000	883,200	142	141	887,600	883,200	0	0
江戸川	261	253	1,893,750	1,847,300	251	250	1,839,600	1,834,600	0	0
浅草分室	6	6	23,800	23,800	6	6	23,800	23,800	0	0
合 計	4,651	4,492	35,883,440	34,325,400	4,427	4,379	33,592,500	33,264,900	11	4

## 7. 事業 (14) 経営改善普及事業

(単位: 件、千円)

金 融 機 関 B		幹 旋				合 計			
幹 総 旋 額	貸 総 付 決 定 額	B の う ち 都 の 中 小 企 業 制 度 融 資				幹 延 旋 額	貸 延 付 決 定 額	幹 延 旋 額	貸 延 付 決 定 額
		幹 延 旋 数	貸 延 付 決 定 数	幹 延 旋 額	貸 延 付 決 定 額				
7,000	0	2	0	7,000	0	43	17	344,900	121,380
2,000	0	1	0	2,000	0	222	209	1,967,000	1,831,000
0	0	0	0	0	0	302	295	2,810,100	2,770,600
0	0	0	0	0	0	357	344	3,012,700	2,866,200
0	0	0	0	0	0	240	234	2,232,900	2,161,400
5,000	0	1	0	5,000	0	115	112	872,600	863,100
0	0	0	0	0	0	212	207	1,805,900	1,761,600
0	0	0	0	0	0	155	149	1,075,440	984,720
0	0	0	0	0	0	119	117	732,400	720,400
0	0	0	0	0	0	165	162	1,156,700	1,137,300
16,260	5,000	3	1	16,260	5,000	141	137	987,260	956,000
7,700	7,700	1	1	7,700	7,700	187	179	1,288,700	1,229,700
0	0	0	0	0	0	181	174	1,107,000	1,051,000
0	0	0	0	0	0	329	316	2,905,300	2,755,200
5,000	5,000	1	1	5,000	5,000	167	166	1,114,000	1,113,000
0	0	0	0	0	0	158	153	1,056,200	1,009,700
0	0	0	0	0	0	184	178	1,358,150	1,285,100
0	0	0	0	0	0	184	181	1,343,900	1,316,800
7,000	2,000	2	1	7,000	2,000	173	171	1,251,800	1,240,800
0	0	0	0	0	0	176	166	1,250,500	1,152,100
0	0	0	0	0	0	188	178	1,718,700	1,558,200
0	0	0	0	0	0	254	251	1,732,700	1,705,500
0	0	0	0	0	0	143	141	891,000	883,200
0	0	0	0	0	0	261	253	1,893,750	1,847,300
0	0	0	0	0	0	6	6	23,800	23,800
49,960	19,700	11	4	49,960	19,700	4,662	4,496	35,933,400	34,345,100

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

⑤ 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）

中小企業倒産防止共済（愛称：経営セーフティ共済）は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合、「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額の貸付けが、「無担保・無保証人」「無利子」で受けられる制度。

2019年度の実績は、新規契約者数が125件、貸付請求が4件／1億6,250万円であった。

中小企業倒産防止共済加入・貸付状況

単位：万円

支 部 名	加 入	貸 付	
	件 数	件 数	金 額
千 代 田	10	2	10,700
中 央	6		
港	3		
新 宿	12		
文 京	4		
台 東	3		
北	1		
荒 川	1		
品 川	2		
目 黒	0		
大 田	1		
世 田 谷	3		
渋 谷	10		
中 野	1		
杉 並	2		
豊 島	5		
板 橋	0		
練 馬	1	1	1,550
江 東	3		
墨 田	1		
足 立	3	1	4,000
葛 飾	0		
江 戸 川	2		
分 室	0		
本 部	51		
合 計	125	4	16,250

## ⑥ 小規模企業共済制度

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が、事業を廃止した場合や役員を退任した場合等に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度で、いわば経営者の退職金制度。

2019年度の実績は、新規契約件数が113件であった。

## 小規模企業共済加入状況

単位：件

支部名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支部別合計
千代田		3	1		1		1			1	2		9
中央		1	1			1							3
港			1		1			1				1	4
新宿										1			1
文京								1					1
台東										2			2
北	1		1	1	2	5	1	1				1	13
荒川			1			2			1				4
品川						1							1
目黒	1					2				2			5
大田													0
世田谷			1				1	1					3
渋谷	1			1	2	5	2						11
中野											1		1
杉並													0
豊島			1									1	2
板橋		1		1		1							3
練馬		1											1
江東				1			1	1	1			1	5
墨田													0
足立								1					1
葛飾				1									1
江戸川		1									2		3
分室													0
本部	4	1	4	6	4	5	1	3	3	1	2	5	39
月別合計	7	8	11	11	10	22	7	9	5	7	7	9	113

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

⑦ 記帳指導 (本支部別実績表)

支部名	記帳相談員数 (名)	指導対象者数 (対象)	記帳指導件数 (件)		
			指導件数	非継続指導件数	合計指導件数
千代田	—	—	—	—	—
中央	—	—	—	—	—
港	1	177	363	1	364
新宿	1	207	360	11	371
文京	—	—	—	—	—
台東	—	—	—	—	—
北	—	—	—	—	—
荒川	—	—	—	—	—
品川	—	—	—	—	—
目黒	—	—	—	—	—
大田	—	—	—	—	—
世田谷	—	—	—	—	—
渋谷	—	—	—	—	—
中野	—	—	—	—	—
杉並	—	—	—	—	—
豊島	—	—	—	—	—
板橋	—	—	—	—	—
練馬	1	122	262	0	262
江東	—	—	—	—	—
墨田	—	—	—	—	—
足立	1	129	311	21	332
葛飾	—	—	—	—	—
江戸川	—	—	—	—	—
本部	2	79	161	25	186
計	6	714	1,457	58	1,515
一支部平均		142.8	291.4	11.6	303.0

⑧ 専門経営指導

2019年度における専門経営指導員及び嘱託専門指導員の事業実績は以下の通り。

1) 専門指導センターの指導実績

業種別	巡回指導							計
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	
製造業	7	0	0	1	0	0	1	9
建設業	1	0	0	0	0	0	0	1
小売業	33	0	0	0	0	2	1	36
卸売業	26	0	0	0	0	0	3	29
サービス業	28	0	1	0	0	0	2	31
その他	15	0	0	9	0	0	3	27
計	110	0	1	10	0	2	10	133

業種別	窓 口 指 導							
	専門分野	業種別	中心市街地活性化	地域振興	環境対策	創業	その他	計
製造業	56	0	0	0	0	6	29	91
建設業	5	0	0	0	0	2	0	7
小売業	65	0	0	0	0	3	0	68
卸売業	186	0	0	0	0	16	73	275
サービス業	199	0	0	0	0	154	32	385
その他	163	0	0	2	0	453	369	987
計	674	0	0	2	0	634	503	1,813

### ⑨ 経営・技術強化支援事業（エキスパートバンク）

#### 1) 目的

本事業は小規模事業者等が直面している経営・技術等に係る専門的な課題に関し、当所で登録しているエキスパートを無料で最大3回まで派遣し、解決に向けた支援を行っている。

#### 2) 事業の内容及び結果

##### a. エキスパートの登録

2020年3月31日現在の登録エキスパートは316名

##### b. 小規模事業者等の要請に基づき適任のエキスパートを派遣し、販売戦略の策定、IT活用及び技術・技能について専門的・実践的な指導・助言を行った。

	2019年度
指導企業	278企業
指導日数	630日

### ⑩ 施策普及広報活動

#### 1) 金融PR活動

- 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の制度紹介リーフレット（53,700部）を作成し、支部窓口、DM、巡回指導等にて配布を行い、マル経融資希望者や制度未周知の小規模事業者に対しPRを行った。
- マル経融資のPRハガキ（206,655部）を作成し、23支部から区内小規模事業者にDMを送付して、同融資制度の普及に努めた。
- 制度融資を取りまとめた「融資のしおり」（1,000部）を作成し、融資相談会や小規模事業者の相談・指導に役立てた。

#### 2) パンフレット・チラシ類の作成

- 経営改善普及事業総合ガイドブック（24,150部）、窓口専門相談リーフレット（32,050部）記帳相談リーフレット（19,930部）、支部独自の経営改善普及事業PRチラシ、ハガキ（525,117部）を作成し、支部窓口や東京都関係機関窓口、イベント等で配布し経営改善普及事業の利用促進を図った。

#### 3) 新聞・関連団体機関紙への広告掲載

- マル経融資・経営相談の全面広告を、東商新聞に3回掲載し、制度の普及を図った。
- 各区の商店街連合会をはじめ、青色申告会や法人会、23区関連団体等の各地地域団体が発行する機関紙等に広告を掲載し、地域の特性や業種に密着した事業案内に努めた。

#### 4) 大都市対策特別普及振興事業

##### a. 「中小企業 経営・融資相談会」の開催

小規模事業者の円滑な資金調達に資するため、政府系金融機関をはじめ公的金融機関や専門家による相談会を10月～11月にかけて各支部にて実施した（来場事業所数329社、相談件数385件）。なお、

7. 事業 (14) 経営改善普及事業

PRとして交通広告(下記d.参照のこと)を約1か月間行った。また、PR用のハガキ(56,250部)を作成し、23支部から区内小規模事業者にDMを送付した。

b. 東京都商工会議所連合会による新聞広告掲載の実施

東京都商工会議所連合会を構成している都内8会議所で実施している講習会等の経営改善普及事業について日本経済新聞(全5段広告×1回)に掲載し、都内全域の小規模事業者へ幅広くPRを行った。

c. テレビによる啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、東京メトロポリタンテレビジョン(MX-TV)で、経営改善普及事業の30秒CM(内容:マル経融資・窓口専門相談のPR)を計6回放送し施策普及を展開した。

d. 鉄道 車内窓上ポスター掲出による啓発・普及

経営改善普及事業の周知・浸透を図るため、車両に経営改善普及事業のPR広告を掲出した。

(9月27日～10月26日)

都営地下鉄浅草線・三田線・新宿線・大江戸線

⑪ 地域持続化支援事業(活性化事業) 実施状況一覧

部署	事業名
新宿	新たなホスピタリティ人材育成のためのガイドブック作成事業
荒川	住工共生のまちづくり推進に向けた調査事業
渋谷	「散歩」をキーワードとした商店街や地域コミュニティ等の育成事業
杉並	杉並区内事業者への人材活用促進支援事業
江東	「小さく始める起業」普及・啓発事業
江戸川	外国人活用調査事業
中小企業部	海外展開支援事業
中小企業部	創業支援プログラム
中小企業部	事業承継支援ハンドブック事業
中小企業部	経営危機の回避および事業継続支援事業

1) 【新宿支部】「新たなホスピタリティ人材育成のためのガイドブック作成事業」

a. 目的

新宿区を訪れる外国人旅行者は年々増加傾向にあり、区内事業者においても一層の受け入れ環境の整備や対応が求められているが、実際の現場では、対応方法に戸惑う事業者も少なくない。

そこで、訪日外国人旅行者に人気のあるお店や体験施設にヒアリングを行い、支持される理由をはじめ、どのようなスタンスで“ホスピタリティ人材”を育成しているのかをガイドブックで紹介することにより、区内小規模事業者のは売上向上、ひいては地域振興につなげるものとする。

b. 事業概要

外国人旅行者に人気のある区内のお店や体験施設をヒアリングし、各事業者の取り組みの好事例をまとめるとともに、外国人旅行者が感じた新宿の魅力や改善点の紹介や、外国人旅行者を受け入れる際のポイントをまとめたガイドブックを作成する。

c. 事業

(a) 実施体制

新たなホスピタリティ人材 ガイドブック作成事業 専門家検討会

## 4月22日(4名)第1回専門家検討会

「ガイドブック作成に関する調査内容の設計について」

- i. 「新たなホスピタリティ人材」の定義について
- ii. 区内小規模事業者へのヒアリング項目(案)
- iii. ヒアリング先について
- iv. 外国人調査員の調査について
- v. ガイドブックの内容について

## 9月18日(4名)第2回専門家検討会

- i. ガイドブック作成の方向性について
- ii. 作成スケジュールについての確認

## 11月12日(3名)第3回専門家検討会

- i. ガイドブックの作成について

## (b) 事業成果

作成物	「明日から実践 ホスピタリティ経営」
発行日	2019年12月
作成部数	1,600部
配布先	区内小規模事業者、新宿区、関連団体等

## 2) 【荒川支部】「住工共生のまちづくり推進に向けた調査事業」

## a. 目的

荒川区は“ものづくりの街”として発展してきたが、近年工場が減少し、その跡地にマンションや戸建て住宅等の建設が進んでいる。そのような中で、従来この地で操業していた製造業者から、新たな住民から振動、騒音等についてクレームを受けるなど、操業しづらい環境になってきた、との声が増えてきた。そこで荒川支部では、実態を把握することを目的に、区内製造業者に対し、操業環境と課題、地域との関係性について調査を実施した。

## b. 事業概要

区内製造業者、街づくり関連業者、荒川区、診断士をメンバーとしたワーキンググループを設置し、区内製造業者に対して、アンケート調査および訪問による聞き取り調査を実施、調査報告書に取りまとめた。さらに、本テーマについて全国でも先進的に取り組んでいる東大阪市の事例について、担当職員を招き、勉強会を開催した。

## c. 事業

## (a) ワーキンググループ

## 5月13日(7名)第1回ワーキング

- i. 「住工共生のまちづくり推進に向けた調査事業」概要について
- ii. 今後のスケジュールについて
- iii. アンケート調査票について

## 10月30日(8名)第2回ワーキング(事例勉強会)

- i. 東大阪市内における住工共生のまちづくりの取り組みについて  
東大阪市経済部モノづくり支援室 主査 中川 恵介 氏
- ii. アンケート調査・訪問調査結果報告書(案)について
- iii. 今後のスケジュールについて

## 12月19日(6名)第3回ワーキング

- i. アンケート調査・訪問調査結果報告書について
- ii. 次年度の事業について

## (b) アンケート調査

調査対象 荒川区内の製造業2,040社に対してアンケート調査票を郵送

## 7. 事業 (14) 経営改善普及事業

調査期間 2019年6月3日～6月24日

回答数 225社 回収率11.0%

### (c) 訪問調査

調査対象 アンケート調査で「更なる訪問調査に協力できる」と回答した企業等30社

調査期間 2019年7月16日～9月12日

調査方法 訪問の上、アンケート回答内容をもとに、詳細をヒアリング

### (d) 調査報告書の作成、配布

作成物 「住工共生のまちづくり推進に向けた調査事業」実施報告書

発行日 2019年12月

掲載内容 i. 住工共生のまちづくり推進に向けた調査事業の実施概要

ii. アンケート調査の実施結果

iii. ヒアリング調査の実施結果

iv. 調査の実施結果の総括

v. アンケート用紙

vi. ワーキンググループ委員

作成部数 300部

配布先 荒川区及びアンケート調査協力企業ほか区内事業者

## 3) 【渋谷支部】「散歩」をキーワードとした商店街や地域コミュニティ等の育成事業

### a. 目的

渋谷区内では渋谷駅周辺を中心に大規模な再開発が進んでいる。訪日外国人を含めた来街者が増加し、ますますの賑わいを見せる中、駅界隈の混雑緩和が課題となっている。また、それら一部の地域が賑わいを見せる一方で、他の地域では盛り上がりには欠け、地域間格差が生じている。そうした課題を解決するため、隠れている地域の魅力を”発掘”し、”PR”し、”来街者の回遊性の向上を図る”ことで、地域間格差を埋め、区内の盛り上がりにおいて全体の底上げをするとともに、商店街や地域コミュニティ等の育成に寄与することを目指す。

### b. 事業概要

主要駅間の散歩スポットを紹介する「一駅散歩ガイド（日本語版／英語版）」の作成・配布。作成物はホームページにて紹介・PRし、取り組みを周知したほか、「一駅散歩」の活動のPRポスターを作成し、駅や商業施設等でポスターを掲出した。

なお、渋谷区が主催する区民まつり「渋谷区くみんの広場」に出展した東京商工会議所渋谷支部のブースにおいても当事業のPRを行い、広く区民に対して当事業の普及・啓発を図った。

### c. 事業

#### (a) 推進会議

第1回 4月18日 (2名) 議 件

i. 渋谷の駅と駅の間を歩いてつなぐ、「渋谷一駅散歩PR事業」について

#### (b) 「一駅散歩MAP」の作成

日本語版・英語版のMAPを作成し、いずれも渋谷支部ホームページ内にて公開。

また日本語版の5ルートをまとめた冊子を作成し、8,000部を発行。区内事業者等に対して配布を行い、広く策定ルートの周知を行った。

<印刷物仕様>

A4両面／12ページ

<策定ルート>

- ・渋谷一代々木八幡（美味と歴史が共存する渋谷のコンフォートゾーン）
- ・神泉一松濤一原宿（瀟洒な街の散策で楽しむ、アートなひととき）
- ・初台一幡ヶ谷（日常と非日常が交わる街を、ローカル目線でのんびり散歩）
- ・表参道一軒ヶ谷（迷うのも楽しい、おもちゃ箱のような一面）

・明治神宮前―北参道（裏原と奥原。2つの顔の原宿巡り）

(c) 「渋谷一駅散歩」PRポスターの作成

<ポスター仕様>

B1サイズ（カラー）

<作成枚数>

100部

<主な掲出先>

東急電鉄 東横線 渋谷駅・代官山駅

東京メトロ 千代田線 明治神宮前駅

小田急線 小田原線 代々木八幡駅

京王線 新線 幡ヶ谷駅

<掲出期間>

渋谷駅・代官山駅・代々木八幡駅・初台駅（2020年1月23日（木）～2月5日（水））

明治神宮前駅（2020年1月27日（月）～2月9日（日））

(d) PRイベントの開催

渋谷区が主催する「渋谷区くみんの広場」に出展した東京商工会議所渋谷支部のブースにおいて、本事業のPRイベントを行った。

<日 時>

1月2日（土）・3日（日）

<場 所>

都立代々木公園

<主な内容>

「渋谷一駅散歩すごろく」の実施

・「渋谷一駅散歩」のMAP掲載先等を印刷した大型のすごろくを作成。すごろくを通じて渋谷区内のまちあるきを疑似体験してもらうとともに、MAPに掲載したルートや掲載先の周知を行い、実際のまちあるきに関心をもっていただくための動機づけにつなげるためのイベントを開催した。

<来場者>

2日間で延べ1,000名がブースに来場した。

4) 【杉並支部】杉並区内事業者への人材活用促進支援事業

a. 目的

本事業では、杉並区内の中小企業及び小規模事業者を対象に生産性向上や人材活用・働き方の多様化等に関する経営者の意識や企業の取り組み状況についてアンケート調査を行い、ボトルネックとなる事項を抽出した。またアンケート調査の結果や企業の事例と企業の取り組みを支援する公的施策等を掲載したハンドブックを作成し、企業の人材活用に関する取り組みや施策普及に努めた。

b. 事業概要

(a) アンケート調査の実施

区内中小企業及び小規模事業者（会員非会員問わず）2,000社に対してアンケート調査（調査項目：生産性向上、長時間労働の是正、人材活用、働き方などに関する経営者の意識調査や企業における取り組みや取り組むにあたっての課題等）を実施し、企業の経営課題の把握に努めた。

(b) ハンドブックの作成

人手不足対策やIT活用に取り組む区内企業の事例や公的施策等を掲載したハンドブックを3,000部作成し、アンケート調査協力先や区内中小企業等に配布する。

(c) セミナーの開催

人材活用・働き方改革をテーマに中小企業及び小規模事業者が人材活用や働き方改革に取り組むにあたってのポイントや他社事例を紹介し、施策普及に努めた。

## 7. 事業 (14) 経営改善普及事業

### c. 事業

#### (a) アンケート調査

期 間 12月19日～1月10日

調査対象 杉並区内事業所2,000事業所

回答数 177件

調査項目 生産性向上、長時間労働の是正、人材活用、働き方等に関する経営者の意識調査や企業における取り組みや取り組みにあたっての課題等

#### (b) 作成物

「人材活用働き方改革ハンドブック」(B5版 全28ページ)

発行日 2020年2月

発行部数 3,000部

配布先 杉並区内の事業所および関連団体等

#### (c) セミナー

2月12日(52名) 「～元サントリーの働き方改革責任者に学ぶ～働き方改革・生産性向上の進め方」

中小企業診断士 松尾正二郎氏

### 5) 【江東支部】「小さく始める起業」普及・啓発事業

#### a. 目的

国や企業で多様な働き方ができる制度の拡充や環境作りが進められているなか、自身のセカンドキャリアを検討し、副業の準備や情報収集を行う方、またそれを認める企業も増加傾向にある。副業として始めるビジネスは、少ないリスクで始めることができる、将来専門化する際のテストマーケティングになる等のメリットがある一方で、必要となる手続きや知識、法律など留意すべき事項も多々ある。そこで、副業・兼業として小さく始める起業を検討している層に、どのようなプロセスや考え方で準備すればよいか、また、どのようなリスクがあるのかわかりやすく伝え、また、将来的に専門として取り組む場合、どのような公的支援施策が活用できるのかを普及・啓発する冊子を作成し、創業支援機関等を通じて江東区内に広く配布する。

#### b. 事業概要

江東区内で創業支援を行う支援機関をメンバーとするワーキンググループで作成内容や配布方法の検討を行い、小さく始める起業に対する理解が浸透するよう、ストーリー形式の漫画と副業・兼業時の注意事項や公的支援機関の施策などを織り交ぜた冊子を作成。2,000部を印刷し、東京商工会議所江東支部の窓口にて配布する他、江東区役所、日本政策金融公庫、区内地域金融機関、区内インキュベーション施設に配布を行った。

#### c. 事業

9月26日(6名) 「第1回ワーキンググループ」

(a) 事業の説明について

(b) 「小さく始める起業」の現状について

(c) 意見交換「各機関の創業支援の状況及び今後の見通しについて」

12月12日 「第2回ワーキンググループ」

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

3月11日 プレスリリースの実施、区内創業支援機関に冊子を配布

### 6) 【江戸川支部】外国人活用調査事業

#### a. 目的

深刻な人手不足の中、江戸川区内の中小・小規模企業も外国人活用に舵を切らざるを得ない状況になりつつある。そこで、これまで外国人を採用したことがない企業向けに、外国人材活用を前向きに捉え、トラブルにならないように留意点を解説する「外国人材活用ハンドブック」を作成することで、人手不足解

消の一助とするため、本事業を実施。

b. 事業概要

- ・ワーキンググループの開催
- ・ハンドブックの作成

c. 事業

(a)江戸川 外国人活用調査事業ワーキンググループ

	座長	西野輝彦
5月16日(14名)	i.外国人活用調査事業のスケジュールについて	
	ii.ハンドブックの内容について(説明)	
	(株)アプライズ 代表取締役	岩堀克英氏
8月26日(18名)	i.小冊子の進捗について	
	ii.自社における外国人採用状況について(講演)	
	彌生ジーゼル工業株式会社 代表取締役社長	細田健氏
11月11日(15名)	i.小冊子の進捗について	
	ii.外国人採用における相談事例について(講演)	
	高山行政書士事務所 行政書士	高山美登里氏
2月26日(13名)	i.「外国人材活用ハンドブック」の発行について	

(b)小冊子「外国人材活用ハンドブック」の作成

<作成部数>

3,000部

<配布先>

区内の中小・小規模事業者及び近郊の高等学校、区役所等行政関連団体、江戸川建設業協会等業界関連団体

<その他>

ホームページからのPDF版ダウンロードも可

7) 【中小企業部】海外展開支援事業

a. 目的

海外ビジネスの経験が浅い中小・小規模事業者を対象に、海外展開相談に対応するとともに、海外ビジネスセミナーや実践型ゼミナールを通じて、海外ビジネスのノウハウ提供や人材育成を支援する。また、企業が抱える個別具体的な課題に対しては、専門家派遣等の実地指導により問題解決に寄与する。

b. 事業概要

都内の中小・小規模事業者を中心とする企業の国際展開に関して、628社/1,260件の経営相談に対応した。

知的財産戦略やEPA、海外ビジネス戦略などテーマ別のセミナーを開催するとともに、海外ビジネス初歩段階の企業向けに販路開拓の手法など実践的なゼミナールを開催した。また、各国法令・規制対応など個別具体的かつ専門的な相談には専門家派遣による課題解決を図った。

各海外展開支援機関との定期的な連絡会を通じて、中小・小規模事業者向け海外展開の状況の共有や施策の情報交換を実施した。

c. 事業

(a) 海外ビジネスセミナー・ゼミナール

5月15日(145名) 「2019年度海外展開公的支援機関事業説明会」

(独)日本貿易振興機構 関東貿易情報センター 木庭和信氏

(独)中小企業基盤整備機構 海外販路支援部 梅田博昭氏

(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略部 課長 堀切川祐子氏

東京商工会議所 中小企業部 海外展開支援担当 課長 吉田晋

6月18日・25日, 7月2日(延51名)「海外展開スタートアップゼミナール」(全3回輪講)

## 7. 事業 (14) 経営改善普及事業

第1回「オリエンテーション／海外ビジネスの心構えと事前準備」

第2回「売上を上げるために(1)／展示会の自社のウリを考える活用」

第3回「売上を上げるために(2)／パートナーの活用」

(株)IAC 代表取締役 秋島 一雄氏

7月 3日 (58名) 「初めての海外展開～どうする知的財産戦略」

(株)プロパティ 代表取締役 小川 公人氏

(独)日本貿易振興機構 イノベーション・知的財産部 渡邊 千尋氏

9月 17日 (104名) 「これから始めるEPA<初心者向け理解促進と手続き>」

TSストラテジー(株) 代表取締役 藤森 陽子氏

11月 15日 (87名) 「中小企業のグローバル戦略～負け戦をしないための方策～」

スパイダー・イニシアティブ(株) 代表取締役兼CEO 森辺 一樹氏

1月 29日, 2月 5日・12日 (延57名) 「海外展開スタートアップゼミナール(顧客獲得編)」

(全3回輪講)

第1回「海外販路開拓の準備と心構え等」

第2回「情報収集・潜在顧客調査の実践等」

第3回「潜在顧客アプローチの実践等」

(株)EXPLODIA 代表取締役 洞口 智行氏

2月 18日 (83名) 「海外取引の契約交渉とリスク管理セミナー」

AI-EI法律事務所 弁護士 春山 俊英氏

### (b) 専門家派遣

17社 延べ40回派遣

### (c) 海外展開支援機関連携事業

9月 2日 (19名) 意見交換

「支援事業概要、相談内容、相談者層、現在の課題について」

(一財)海外産業人材育成協会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構、

(公財)東京都中小企業振興公社、(独)日本貿易振興機構、東京商工会議所

3月 10日 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## 8) 【中小企業部】創業支援プログラム

### a. 目的

独立・開業等を志す企業家の円滑な創業を促すとともに、新規事業や雇用機会等の創出・拡大を進め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### b. 事業概要

自ら事業を起こそうとする志がある方に対して、実践型ゼミナールやフォローアップセミナー、情報提供など、一連の創業支援プログラムを提供し、新規開業の促進、創業者の抱える課題解決を図る。

### c. 事業

(a) <東商・創業ゼミナール> (全8回) 協力: 東京信用保証協会

(第62期コース)

5月 8日・15日・22日・29日、6月 5日・12日・19日・26日 (20名)

コーディネーター 四ッ柳 茂樹氏

(第63期コース)

7月 17日・24日、8月 1日・7日・21日・28日、9月 4日・11日 (20名)

コーディネーター 坂本 篤彦氏

(第64期コース)

1月 22日・29日、2月 5日・12日・18日・26日、3月 4日・11日 (21名)

コーディネーター 平村 一紀氏

(b) <創業フォーラム>

7月 3日 (124名) 共催：東京信用保証協会 協力：(株)日本政策金融公庫

[第一部] 公的支援をフル活用！創業支援事業のご紹介

[第二部] 特別講演会「好立地でなくとも賑わいは作れる

～地域に根差した繁盛店、成功までの道のり～

(株)バルニバービ 社長 佐藤 裕久氏

(c) <創業テーマ別セミナー>

8月20日 (64名) 「融資を獲得したい方必見！！数字の裏付けのある事業計画の作り方」

税理士 利水 啓剛氏

11月26日 (60名) 「利益を生み出すプライシングのコツを伝授！

顧客満足『高』価格を目指す値決め

公認会計士 田中 靖浩氏

1月17日 (58名) 「売れない商品の3つの共通点～失敗しない！商品開発の進め方～」

中小企業診断士 高島 稔氏

(d) 創業フォローアップセミナー

12月10日 (44名)

「経験者・過去の教訓から学ぶ～創業前後の危機の乗り越え方～」

中小企業診断士 四ツ柳 茂樹氏

1月28日 (24名) 「創業のイメージがふくらむ！経営シミュレーション講座」

中小企業診断士 川崎 悟氏

(e) <小冊子発行>

「開業ガイドブック (2019年度版)」

作成部数 4,000部

「起業家のスピリッツに学ぶ 創業事例集」

作成部数 2,500部

9) 【中小企業部】事業承継支援ハンドブック事業

a. 目的

「大事業承継時代」が到来する中、2018年から2023年までの5年間は事業承継の集中支援期間として事業承継税制が抜本拡充されたほか、国および東京都で多数の支援施策が用意されている。制度や施策が整備された中で、今後の課題は、事業承継関連施策を実際に利用することで、中小企業の円滑な承継の実現することである。

しかし、中小・小規模事業者は、有用な施策の存在や内容を知らず、事業承継に関する相談をどこにすればよいかも分からない場合が多い。事業承継税制改正前の2017年に東商で行った調査でも、事業承継税制を「知っている」と答えたのは全体の20%程度であった。事業者目線で読みやすく分かりやすい形の情報提供を行うことが具体的な行動につながるものと考えられる。

また、事業承継は複雑で高度な経営課題であり一人の支援者だけでは解決できないことが多い。しかし、支援手法の理解度や対応について、支援機関、地域金融機関、担当者により差が出ており、初期段階の支援については一定程度平準化を図る必要がある。

本ワーキンググループでは、事業者向け、支援者向けそれぞれの「事業承継ハンドブック」を作成する。ハンドブックの作成・活用により、中小・小規模事業者の円滑な事業承継に向けた具体的な取り組みを後押しし、東京における価値ある事業の存続とそれによる域内経済の発展を目指す。

b. 事業概要

- ・実務家ワーキンググループでのハンドブック構成や配布計画等に関する協議
- ・事業者向けハンドブックの作成・配布
- ・支援者向けハンドブックの作成・配布

c. 事業

(a) 実務家ワーキンググループの実施

7月31日 (15名) ワーキンググループ設置について

ハンドブックの構成について

## 7. 事業 (14) 経営改善普及事業

1 1月13日 (17名) 事業者向けハンドブックについて  
支援者向けハンドブックについて  
表紙(案) およびタイトル(案) について  
今後のスケジュールについて

1 2月18日 (17名) 事業者向けハンドブックについて  
支援者向けハンドブックについて  
配布計画(案) について  
今後のスケジュールについて

### (b) ハンドブックの作成および配布

#### i. 事業者向けハンドブック「会社を未来へつなぐために今からできること」

発行月 2月

作成部数 7, 100部

配布先 地域金融機関、中小企業支援機関等を通じ、都内中小企業・小規模事業者

編集 中小企業部

#### ii. 支援者向けハンドブック「中小企業・小規模事業者の事業承継における公的支援活用術」

発行月 2月

作成部数 4, 700部

配布先 地域金融機関、中小企業支援機関等

編集 中小企業部

## 10) 【中小企業部】経営危機の回避および事業継続支援事業

### a. 目的

消費増税にあたり、中小企業・小規模事業者の経営環境悪化に対し、営業赤字や債務超過を招く可能性が高い中、事業継続を支援する手段として、再建・再生、M&A、破産等を段階ごとに危機回避の方法論や可能性を見出すための内容を盛り込んだ冊子を作成し、意識啓発を図る。

### b. 実施内容

営業赤字や債務超過に陥っている中小企業・小規模事業者の方々を中心に、消費税率の引上げの影響で業況悪化を招いた場合や決算書等の危機の兆候サインからの回避のポイントや、また回避が難しい場合の円滑な整理等の手順や法的対応の仕組みなどをわかりやすく、図式化したものを取り入れて作成する。

冊子全体の方向性は事務局にて作成し、原稿作成は弁護士・税理士に依頼し作成する。

### c. 冊子構成

- ・事業継続の岐路に立たされた場合の4つの選択肢について理解しましょう！
- ・厳しい経営環境
- ・事業継続の見極めのポイント
- ・経営改善のポイント
- ・M&A・資産超過の廃業のポイント
- ・事業再生のポイント
- ・債務超過の場合の廃業のポイント

### d. 冊子の配布予定先

本冊子は巡回・窓口やセミナー開催時等に配布し、地区内の小規模事業者の経営改善・経営安定に資する。

#### (a) 作成部数

2, 850部

#### (b) 配付予定先

- ・窓口相談、セミナー参加者等
- ・23支部
- ・外部支援機関

・その他

## ⑫ 地域持続化支援事業（拠点事業）

### 1) 概要

多様化・複雑化する経営課題に関する相談窓口を中小企業相談センターに加え、港・新宿・北・墨田の4支部内に「ビジネスサポートデスク」を2015年4月に設置した。

この「ビジネスサポートデスク」において、東京都の補助事業「地域持続化支援事業（拠点事業）」を実施し、支部経営指導員と連携しながら、事業承継、創業を中心に事業計画策定、経営改善等の専門的な課題への支援を推進した。

### 2) 相談実績

ビジネスサポートデスク

	窓口		巡回		窓口専門相談		派遣専門家	
	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数	事業所数	指導回数
東京東	224	443	224	723	129	162	127	565
東京西	364	623	280	432	179	242	128	509
東京南	296	524	244	533	148	164	99	528
東京北	236	385	359	839	97	194	127	555
合計	1,120	1,975	1,107	2,527	553	762	481	2,157

### 3) ビジネスサポートデスク（東京東）

ビジネスサポートデスク（東京東）では、城東エリアの5区の小規模事業者や中小企業を対象に、8名のコーディネーターの訪問を基本としたヒアリングによる各社の経営課題の整理を支援のスタートとして行っている。顕在化した課題解決に取り組む中で、収益力向上を目的とした事業改善・補助金活用・経営革新計画等の事業計画策定・社内規定整備を支援するため、中小企業診断士・公認会計士・税理士・社会保険労務士など各専門分野に精通した専門家を派遣し支援する複眼的経営支援を重視している。

特に本年は地域金融機関との連携を重視しながら支援を実施。経営相談会などを開催し、緊密に連携しながら支援を行った。また、支援テーマの中心に据える事業承継については、「社長60歳『企業健康診断』」を実施し、コーディネーターによる課題整理、公認会計士・税理士による事業用資産と個人資産の承継・相続上の課題整理、中小企業診断士による事業の磨き上げなど、個別企業の具体的な事業承継支援にあたった。若手経営者・後継者勉強会を開催し、後継者育成にも注力した。

#### a. 事業承継支援

早期に事業承継を促すための「気づき」を与えるとともに、承継対策の実行支援までを一貫してきめ細かくサポートしている。2016年度に東京商工会議所墨田支部・墨田区・地域金融機関と連携してスタートした「社長60歳『企業健康診断』」は昨年度から全域で展開し、本年度も継続して実施。ビジネスサポートデスク（東京東）では、城東ブロックの事業所を中心に実施し、支援にあたった。

<診断実施件数>30社

#### b. 後継者勉強会・交流会

8月6日（12名） 経営者が見るべき会社の数字と銀行との付き合い方  
公認会計士 吉岡博樹氏

9月26日（6名） 事例で学ぶ労務トラブルの防ぎ方  
弁護士 石田達郎氏

11月21日（7名） 会社に潜むリスクとは～災害、取引先、労務～  
中小企業診断士 藤田千晴氏

3月10日 2020年対応版！中小企業向け補助金・助成金の概要とポイントについて

## 7. 事業 (14) 経営改善普及事業

中小企業診断士 中村 稔 氏  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### c. セミナー・勉強会・出張相談会

#### (a) 出張相談会

- 10月 8日 (5社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催: 日本政策金融公庫千住支店)  
11月 19日 (5社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催: 日本政策金融公庫江東支店)  
3月 5日 (6社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催: 日本政策金融公庫上野支店)

#### (b) 葛飾区創業フォローアップセミナー (共催: 東栄信用金庫)

- 10月 4日 (4名) 第1回「創業計画を振り返る」 中小企業診断士 中村 稔 氏  
10月 11日 (6名) 第2回「補助金、助成金の活用・販売力強化ツールSNSを知る」  
中小企業診断士 石川 知穂 氏  
※台風19号の上陸のため、11月12日(火)に振り替えて実施した  
10月 18日 (9名) 第3回「キャッシュフロー経営基礎知識・決算書注意事項」  
公認会計士 吉岡 博樹 氏  
10月 25日 (6社) 第4回「労務管理の基本」  
特定社会保険労務士 原 祐美子 氏

#### (c) セミナー

- 12月 9日 (31名) チェックリストで整理する「事業承継対策」の進め方  
(株) MASUKO 代表取締役・中小企業診断士 増子 慶久 氏  
(主催: 東京商工会議所葛飾支部)  
12月 18日 (31名) 事例に学ぶ! 事業承継対策 はじめの一步  
(株) MASUKO 代表取締役・中小企業診断士 増子 慶久 氏  
(主催: 東京商工会議所江東支部)

### 4) ビジネスサポートデスク (東京西)

主に新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区に事業所を有する中小企業・小規模事業者を中心に、事業所への巡回や窓口での相談対応、専門家派遣により、「事業承継」や「販促・プロモーション強化」、「事業計画策定」などの課題解決に係る支援を行った。

メインテーマである事業承継支援に関しては、引き続き、「社長60歳『企業健康診断』」による現状分析・課題の整理をはじめ、事業の磨き上げ、「人」「資産」「経営資源」の承継などステージに応じた個別相談・支援に注力した。また、情報提供として、事業承継税制の特例制度の活用促進を図るため、支部・地域金融機関との協力により経営者・後継者向けのセミナー、地域金融機関職員向けの勉強会、後継予定者の経営管理能力の向上に資する財務管理、労務管理、販売促進をテーマとする3回連続セミナーを開催した。

将来の地域経済を担う創業予定者のサポートとして、創業計画のブラッシュアップ、日本政策金融公庫・地域金融機関との連携による資金調達のサポート、事業化に向けた各種課題に対する相談・支援を対前年比154.6%増の167回行った。

#### a. 事業承継診断事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が進展する中、次世代への円滑な事業承継を実現するために、城西ブロックの支部と地域金融機関の連携・協力の下、「社長60歳『企業健康診断』」を実施した。

<診断実施件数> 34件

##### (a) 事業承継支援コンソーシアム構成金融機関

西京信用金庫、昭和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫、東京信用金庫、東京三協信用金庫、第一勧業信用組合、日本政策金融公庫(新宿支店、渋谷支店、池袋支店)

#### b. セミナー

経営計画の策定を通じ、中小企業・小規模事業者の中期的な収支改善を図る戦略的な経営の推進を企図したセミナー、2023年3月(法人版)、2024年3月(個人版)に特例承継計画の確認申請の期限を迎える事業承継税制の特例制度の普及をテーマにしたセミナー等を、情報提供とそ個別相談によるフォローを組み合わせて開催した。

- 5月9日(24名) 小規模事業者のための販促ツール制作支援セミナー  
中小企業診断士 水上洋介氏
- 6月7日(36名) 新規事業立案のいろは  
中小企業診断士 川橋隆則氏
- 6月14日(50名) 伝わる・集客できる!“魅力的な”ホームページの作り方  
中小企業診断士 松田充敏氏
- 7月29日(23名) 創業後、事業を軌道に乗せる!ビジネスモデルの“見直し方”  
オトガル(株) 代表取締役 中小企業診断士 大橋信太郎氏  
(共催:昭和信用金庫、日本政策金融公庫 渋谷支店)
- 10月29日(48名) 新規事業計画作成のポイントセミナー  
(株)コムラッドファームジャパン 代表取締役 中小企業診断士 平阪靖規氏
- 2月12日(33名) 今日から始める資産承継対策 「早めの対策が自社の未来を切り拓く!!」  
税理士法人タクトコンサルティング 代表社員 税理士 玉越賢治氏  
(共催:きらぼし銀行 新宿本店営業部・東新宿支店・西大久保支店)
- 2月28日(30名) ~売上アップに向けて~ 新規事業計画作成セミナー!  
(株)ローカルカンパニー 代表取締役 中小企業診断士 伊藤隆光氏

## c. 後継者育成事業

## (a)後継者経営塾(全3回)

- 11月27日(58名) 経営管理能力を高める財務・会計の基礎知識  
公認会計士 木村俊之氏
- 12月13日(23名) 働きがいのある職場環境づくり  
特定社会保険労務士 飯野正明氏
- 12月19日(58名) 自社の強みを活かすマーケティング方法  
一番化戦略研究所(株) 経営コンサルタント 高田稔氏

## d. 出張相談会

- 8月21日(8社) 無料経営相談会(日本政策金融公庫 新宿支店)  
(共催:日本政策金融公庫 新宿支店)
- 9月9日(8社) 無料経営相談会(日本政策金融公庫 渋谷支店)  
(共催:日本政策金融公庫 渋谷支店)
- 11月8日(11社) 個別経営相談会(西京信用金庫 本店)  
(共催:西京信用金庫)
- 11月21日(14社) 個別経営相談会(西京信用金庫 富士見台支店)  
(共催:西京信用金庫)
- 3月12日(5社) 緊急経営相談会(昭和信用金庫 烏山支店)  
(共催:昭和信用金庫)

## 5) ビジネスサポートデスク(東京南)

主に千代田区・中央区・港区・品川区・目黒区・大田区の小規模事業者を対象として、7名の専門家コーディネーターが中心となり、多様化・専門化する経営課題の解決に向け、専門家派遣による個別指導のほか、窓口専門相談、事業資金・創業資金の斡旋などの支援を実施した。

特に事業承継については、事業承継対策委員会や城南ブロック各支部、地域金融機関と連携して潜在的な

## 7. 事業 (14) 経営改善普及事業

相談ニーズの掘り起こしを進めると同時に、事業承継税制改正や特例承継計画といった事業承継における重要事項をテーマとしたセミナーを開催。また、円滑な事業承継を推進するために、次世代を担う後継者育成を目的とした連続セミナーも開催するなど、事業者の事業承継に向けての意識醸成に努めた。

また、創業に係る支援については、創業後の事業継続の確度を上げることを目的に、創業直前・直後の段階にある事業者を対象として、事業計画作成とその実行をパッケージ化し一貫して専門家の支援を実施する「創業コーディネーター事業」を実施した。

### a. セミナー

7月12日 (42名) 今日から始める資産承継対策  
早めの対策が自社の未来を切り拓く！  
公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明氏  
(共催：きらぼし銀行 五反田支店、事業承継対策委員会・品川支部)

### b. 連続セミナー「事例でわかる後継者育成連続セミナー ～早めの準備で会社を引き継ぐ！～」

(共催：千代田支部・中央支部・港支部・品川支部・目黒支部・大田支部)

11月14日 (19名) 後継者に伝えたい事業承継のキホン  
～経営・財務・法律・税務の課題の対応策～  
公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明氏

11月22日 (12名) 事例で考える営業のヒント  
～製品・サービスの効果的な「売り方」について～  
中小企業診断士 寶積昌彦氏

11月28日 (13名) 事例で学ぶ！後継者のための労務管理  
～労務トラブルの回避策を押さえ炎上しない職場を作る～  
特定社会保険労務士・中小企業診断士 高橋真輔氏

12月5日 (17名) ケースで考える財務の知識向上  
～数字が読める経営者になろう～  
税理士・中小企業診断士 大内力氏

12月12日 (16名) 事業承継で生まれ変わる  
～後継者による中小企業の経営革新～  
日本政策金融公庫総合研究所 主任研究員 葛貫怜氏  
金融機関担当者から見た融資審査のポイントについて  
日本政策金融公庫 東京中央支店 融資第二課長 中島武弘氏

### c. 創業コーディネーター事業

都心区を中心に創業相談が多くあることから、創業後の事業継続の確度を上げることを目的に、創業直前・直後の段階にある事業者(特に後者)を対象として、「コーディネーターによる事業計画の策定支援(概ね5回)」と「派遣専門家による計画実行支援(〃)」をパッケージして、1年間に10回程度の伴走型支援を行う「創業コーディネーター事業」を実施した。

対象事業所数 23社

指導延べ回数 115件

### d. 支部との連携相談会

6月20日 (7社) 中央支部 融資・経営なんでも相談会  
7月4日 (3社) 目黒支部 融資・経営相談会  
10月17日 (5社) 中央支部 融資・経営なんでも相談会  
11月7日 (8社) 品川支部 よろず経営相談会  
11月19日 (2社) 千代田支部 経営なんでも相談会

## e. 出張相談会

- 7月26日 (3社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫東京中央支店)  
 8月8日 (6社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫大森支店)  
 9月19日 (5社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫東京支店)  
 2月7日 (6社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫五反田支店)

## 6) ビジネスサポートデスク (東京北)

主に文京区、北区、荒川区、豊島区、板橋区、足立区に事業所を有する小規模事業者を対象に、複雑かつ多様化する経営課題の解決に向けた支援を行った。具体的には事業承継をはじめ、新事業展開、販路拡大、生産性向上などの相談に対し、7名の専門家コーディネーターが課題の把握・整理を行い、内容に応じて専門家派遣や窓口専門相談などに繋ぐことで最適な支援を行った。

特に本年は、後継者育成を中心とした人材に関する支援を「採用」「育成」「定着」「活用」の4つのステージに分けて行うことで、組織の活性化に努めた。また、10月には社会保険労務士による窓口専門相談を開設したことで、より多くの企業が相談を受けられる体制を整えた。

事業推進にあたっては、地域中小企業支援機関や金融機関、また各支部の経営指導員と緊密に連携を図った。特に事業承継に係る支援については、「社長60歳『企業健康診断』」を実施することで、事業承継対策への気づきの提供、承継前の経営の磨き上げ、さらには承継後の社内体制強化等のテーマに注力した。

その他、城北ブロック6支部共催の「次世代リーダーミーティング」を本年度も開催し、引き続き若手後継者育成を目的とした事業承継・事業継続の啓発に努めた。

## a. 事業承継支援

中小企業経営者の高齢化が進み、大企業承継時代を迎える中、早期に円滑な事業承継を実現するために、地域金融機関や中小企業支援機関などと連携を図りながら、城北ブロックの事業者を中心に「社長60歳『企業健康診断』」を実施した。

<診断実施件数> 13社

## b. 後継者育成事業

8月21日 (86名) 次世代リーダーミーティング

<第1部> 講演会

「仲間の力を最大限に引き出すリーダーシップ

～100年先の企業づくりに挑戦～」

石坂産業㈱ 専務取締役 石坂知子氏

<第2部> リーダーミーティング

(共催：文京・北・荒川・豊島・板橋・足立支部)

## c. 出張相談会

- 7月18日 (8社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫池袋支店)  
 7月25日 (5社) 経営&創業ワンストップ相談会 (共催：日本政策金融公庫板橋支店)

## ⑬ 倒産防止特別相談事業

1) 経営安定特別相談室では、商工調停士はじめ弁護士、経営コンサルタントなどの専門スタッフが危機に直面した事業者からの相談に応じている。経営の現状を分析し実態を把握のうえ倒産の回避のための助言や円滑な整理方法について相談指導を実施した。

79社、86回の指導を実施した。

- a. 事業の整理、破産、廃業となったもの 37.9%  
 b. 倒産を回避して経営改善等を行ったもの 62.1%

7. 事業 (15) 奨励・後援等

2) 経営再建、資金調達に関する相談は変わらず多いが、昨年に比べ、事業廃止（通常清算）の相談はかなり減少傾向にあり、かつ破産等の法的整理相談もやや減少傾向にある。また、経営不振の主な原因は、受注の減少・販売不振によるものが圧倒的に多い。

3) 経営安定のための講習会を1回開催し、専門家による情報提供を行った。

4) 相談社数

① 相談受付件数	79社
② 指導処理終結	79社

6) 指導内容

① 遊休資産の処分	1件
② 事業の整理縮小	3件
③ 金融・資金に関する指導	17件
④ 経営・再建計画等の作成・指導	12件
⑤ 売上・経費面の指導・助言	8件
⑥ その他の指導	15件

5) 処理の内容

内訳	1. 倒産回避	49社
	2. 整理	30社
	3. 調停不能	0社

7) 開催セミナー

No.	開催日	講演講習会の内容		講師		参加者数
		種類	テーマ	職業	氏名	
1	9月13日	講習会	「未来へつなぐ経営のすすめ」～消費税税率上げの影響や事業継続の見極めのポイントは～	弁護士 税理士	堂野 達之 氏 星田 直太 氏	57名

(15) 奨励・後援等

① 奨励

商工関係表彰永年功労経営者・優良従業員表彰

件名	申請事業所数	対象者数
永年功労経営者表彰	10事業所	18名
優良従業員表彰	25事業所 (27事業所)	88名 (77名)

( ) 内は支部申請数

② 会頭賞（後援・協賛含む）

開催日	終了日	件名	主催者名
5月28日		優良従業員表彰	東京硝子製品協同組合
7月26日	3月13日	2019年度優良企業表彰	(一社)東京都信用金庫協会、しんきん協議会連合会、東京事業経営者会
9月24日	10月4日	第109回貴金属宝飾品装身具創作コンクール	東京貴金属工芸品工業協同組合
10月6日	11月8日	2019全日本洋装技能コンクール	(一社)日本洋装協会、(公社)全日本洋裁技能協会
11月13日		令和元年度 関東地方発明表彰	(公社)発明協会
12月5日	12月7日	第63回東京都児童生徒発明くふう展	東京都
2月14日	2月15日	第59回東京仏壇展示コンクール	東京唐木仏壇工業協同組合
3月6日	3月31日	第58回東京手描友禅染芸展コンクール展示会	東京都工芸染色協同組合

## ③ 共催・後援・協賛

開催日	終了日	件名	主催者名
4月1日	2月29日	平成31年度法人赤十字活動資金募集	日本赤十字社東京都支部
4月1日	3月31日	2018Tokyo新人デザイナーファッション大賞	繊維ファッション産学協議会、東京ファッション・ビジネス活性化実行委員会
4月1日	3月31日	2019年度珠算能力検定試験、暗算能力検定試験	(一社)東京珠算教育連盟
4月1日	4月30日	アースデイ東京2019	アースデイ東京2019実行委員会
4月16日	3月31日	GTFグレータートウキョウフェスティバル2019	GTFグレータートウキョウフェスティバル実行委員会
4月17日	4月20日	INTERMOLD2019「第30回金型加工技術展」	(一社)日本金型工業会
5月7日		日本・バングラデシュIT B2Bミーティング2019	駐日バングラデシュ大使館、同国政府ICT部門、同国ハイテクパーク庁、同国ソフトウェア情報サービス協会、富士通総研(FRI)
5月8日		Japan IT Week 2019 バングラデシュセミナー	駐日バングラデシュ大使館、同国政府ICT部門、同国ハイテクパーク庁、同国コンピューターカウンスル、同国ソフトウェア情報サービス協会
5月9日	10月3日	華人経営研究	(NPO)日本香港協会
5月12日		第63回女子小・中学生珠算選手権大会	学校法人村田学園 村田女子高等学校
5月13日		アルゼンチン農産業への投資・融資機会セミナー	在日アルゼンチン共和国大使館
5月22日	5月24日	自治体総合フェア2019	(一社)日本経営協会
5月21日	5月27日	第28回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
5月22日		ニュージーランド ビジネスセミナー	日本ニュージーランド経済委員会
5月22日	12月4日	第9期 アニメビジネス・パートナーズフォーラム	(一社)日本動画協会
6月1日	3月31日	第27回社会に開かれた大学・大学院展 Web大学・大学院展2019	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会
6月3日		インコタムズ2010セミナー	国際商業会議所日本委員会
6月4日	6月10日	第50回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
5月29日	5月30日	TSK&NFJ合同展2019, 20 Autumn&Winter	東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合
6月8日		インコタムズ2010セミナー	国際商業会議所日本委員会
6月11日		第51回管工機材・設備総合展	東京管工機材商業協同組合
6月16日		第58回全国和裁技能コンクール	(一社)全国和裁着装団体連合会
6月19日	6月20日	福島産直市	東京都
6月20日		2018APF上海ビジネスセミナー	(一社)アジア太平洋フォーラム
6月20日	7月12日	「貿易実務講座 基礎編」セミナー	国際商業会議所日本委員会
6月26日		ベトナム南部ビンフック省投資環境セミナー	ベトナム ビンフック省人民委員会
7月1日	3月12日	日本クリエイション大賞2019	(一財)日本ファッション協会
7月1日	7月31日	2019年度 ヒートポンプ・蓄熱月間	(一財)ヒートポンプ・蓄熱センター
7月1日	9月30日	第45回発明大賞表彰事業	(公財)日本発明振興協会、(株)日刊工業新聞社
7月1日	9月30日	東京都一斉帰宅抑制推進企業認定制度	東京都
7月1日	1月8日	第22回グッド・ペインティング・カラー	(一社)日本塗料工業会、日本塗料商業組合、(一社)日本塗装工業会

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
7月2日	7月5日	第2回上海最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
7月12日		第13回復興まちづくりシンポジウム	災害復興まちづくり支援機構
7月18日	7月19日	令和元年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県
7月23日		アイルランドの現状と展望セミナー	アイルランド政府産業開発庁
7月24日	7月26日	第5回インドトレンドフェア東京2019	日印国際産業振興協会
7月25日	7月27日	ものづくり・匠の技の祭典2019	東京都
8月1日	11月30日	職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン	東京都産業労働局
8月3日		国際オープンセミナー'19	(一社)東京都中小企業診断士協会
8月11日		LIGHT UP NIPPON 2019	(一社)LIGHT UP NIPPON
8月13日	8月15日	ホップ!ステップ!2020!!! 東京国際フォーラムで夏休み	㈱東京国際フォーラム
8月20日		I o Tに関する勉強会「エンタープライズI o T L T」	菅原のびすけ氏(d o t s t u d i o ㈱代表取締役)、大川真史氏(ウイングアーク1 s t ㈱ データエンパワーメント調査室 室長)
8月21日		世界そろばんフェスティバル	東京都珠算教育団体連合会
8月21日		令和元年度福島県企業立地セミナー	福島県、福島県企業誘致推進協議会
8月22日		第15回教育旅行シンポジウム	(公財)日本修学旅行協会
8月28日		健康経営会議2019	健康経営会議実行委員会
8月30日	8月31日	J S T フェア2018～科学技術による未来の産業創造展～	国立研究開発法人 科学技術振興機構
8月31日		第26回日本産業精神保健学会 市民公開講座	第26回日本産業精神保健学会
9月4日	9月6日	J A S I S 2019	(一社)日本分析機器工業会、(一社)日本科学機器協会
9月9日	9月13日	台湾生活用品及びパテント商品商談会	台湾貿易センター、台湾經濟部国際貿易局
9月10日		米国オハイオ州投資セミナー	(独)日本貿易振興機構、米国オハイオ州政府経済開発機構
9月13日	9月14日	第15回福島産直市	東京地下鉄㈱
9月14日	9月15日	トラックフェスタT O K Y O 2019	(一社)東京都トラック協会
9月18日		ベトナム南部ビンズン省投資環境セミナー	ベトナム ビンズン省人民委員会
9月19日	9月20日	新宿パークタワー 福島・宮城・熊本マルシェ2019	東京ガス不動産㈱
9月20日	10月26日	アニメフィルムフェスティバル東京2019	アニメフィルムフェスティバル東京実行委員会
9月23日		第51回全関東学年別珠算選手権大会	関東珠算振興会
9月27日	9月29日	スポーツ・オブ・ハート2019	(一社)スポーツオブハート
9月28日	9月29日	ナマステ・インディア2019	ナマステ・インディア実行委員会、日印交流を盛り上げる会、インド政府観光局
10月2日	10月3日	福島産直市	東京都
10月4日		システムデザインフォーラム2019	公立大学法人首都大学東京システムデザイン学部、同大学院システムデザイン研究科
10月7日	10月8日	2019『よい仕事おこし』フェア	“よい仕事おこし”フェア実行委員会
10月7日	10月9日	アメリカ住宅建材セミナー	エバグリーン建築資材貿易振興会、アメリカ合衆国商務省、アメリカ合衆国農務省海外農務局

開催日	終了日	件名	主催者名
10月7日	11月30日	「声かけ・サポート」運動強化キャンペーン	東日本旅客鉄道㈱
10月10日		I P A 中小企業情報セキュリティ講習能力養成セミナー	(独) 情報処理推進機構
10月10日		健康経営実践セミナー2019	(特) 健康経営研究会
10月11日		J A S I P A 協業フェア2019 E A S T	(特) J A S I P A
10月13日		第36回全国高等学校珠算競技大会	中央大学珠算研究会・白珠会
10月14日	10月20日	R a k u t e n F a s h i o n W e e k T O K Y O	(一社) 日本ファッション・ウィーク推進機構
10月15日		ドバイ・エアポート・フリーゾーン・セミナー	ドバイ・エアポート・フリーゾーン庁
10月15日	10月18日	C E A T E C J A P A N 2 0 1 9	(一社) 電子情報技術産業協会、(一社) 情報通信ネットワーク産業協会、(一社) コンピュータソフトウェア協会
10月16日		I C C 国際仲裁セミナー	国際商業会議所日本委員会
10月19日	10月27日	2019年度きもの創作品及びリメイク作品コンクール	(一社) 全国和裁着装団体連合会
10月23日	11月3日	東京モーターショー2019×カウンタダウンショーケース「FUTURE EXPO」	オリンピック・パラリンピック等経済界協議会
10月24日	10月27日	ツーリズムEXPOジャパン2019 大阪・関西	ツーリズムEXPOジャパン組織委員会
10月27日		第25回暮らしと事業のよろず相談会	よろず相談実行委員会
10月28日	11月5日	第32回東京国際映画祭	(公財) ユニジャパン
10月29日		「介護と仕事の両立推進シンポジウム」	東京都
10月31日	11月1日	第23回いたばし産業見本市	(公財) 板橋区産業振興公社、板橋区、いたばし産業見本市実行委員会
11月1日	11月3日	第18回ドリーム夜さ来い祭り	(一財) ドリーム夜さ来い祭りグローバル振興財団
11月2日	11月3日	ザ・コーポレートゲームズ東京2019 アジアパシフィック	ザ・コーポレートゲームズ東京実行委員会
11月2日	11月4日	認定講師&指導者向け東商カラーコーディネーター検定・新公式テキスト講習会	(一社) 日本色彩学会、(一社) 日本流行色協会、(一財) 日本色彩研究所
11月5日	12月5日	連続立体交差事業の推進	東京都連続立体交差事業促進協議会
11月5日	11月11日	第51回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
11月6日	11月7日	T S K & N F J 合同展2020 S p r i n g & S u m m e r	東京装身具工業協同組合、ニューファッションジュエリー協同組合
11月8日		航空シンポジウム	航空政策研究会
11月8日		A S P I C I o T ・ A I クラウドアワード2019	(特) A S P ・ S a a S ・ クラウドコンソーシアム (A S P I C)
11月11日		米国アイオワ州投資セミナー	(独) 日本貿易振興機構、米国アイオワ州経済開発機構
11月13日	11月15日	デジタルコンテンツEXPO2019	(一財) デジタルコンテンツ協会
11月13日	11月15日	ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXPO2019	(公社) 全国ビルメンテナンス協会、(一社) 日本能率協会
11月15日		第15回ビジネスフェア	さわやか信用金庫
11月15日		第10回さわやか信用金庫物産展	さわやか信用金庫
11月18日		中小企業経営者セミナー	東京中小企業投資育成㈱

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
11月20日	11月22日	I F F T / インテリア ライフスタイル リビング 2019	(一社) 日本家具産業振興会、メッセフランクフルト ジャパン(株)
11月20日		ポーランド・ビジネスセミナー ～ポーランド・日本間の企業進出とファイナンスについて～	在日ポーランド商工会議所
11月20日	11月22日	HOSP EX J a p a n 2019 (第48回 日本医療福祉設備学会併設展示会)	(一社) 日本医療福祉設備協会、(一社) 日本能率協会
11月21日	11月24日	群馬県高崎市シティプロモーション2019タカサキギンザ物語	高崎シティプロモーション実行委員会 (高崎市・高崎商工会議所・高崎観光協会)
11月22日		タイ: 本邦企業の次世代自動車市場に対する参入機会～中堅・中小企業も含めたサプライチェーン形成に向け～セミナー	(株)国際協力銀行(J B I C)、タイ王国大使館経済・投資事務所(B O I 東京事務所)、(一財)海外投融資情報財団
11月23日	11月24日	「世界キャラクターさみっと i n 羽生2019」への出展推薦	(一社) 東京珠算教育連盟
11月26日		第12回 省エネセミナー	東京都地球温暖化防止活動推進センター
11月26日		知的財産セミナー2019	日本弁理士会関東会
11月26日	11月27日	スリランカ企業との商談会	駐日スリランカ大使館、スリランカ輸出開発局、UN I D O 東京事務所
11月28日		インコタームズ2020セミナー	国際商業会議所日本委員会
11月28日	11月30日	東日本大震災復興応援元気市 i n 豊洲市場	東京都
11月28日		第17回MCPC a w a r d 2019	モバイルコンピューティング推進コンソーシアム (MCPC)
12月 1日		ジェロントロジー検定試験	(一社) 日本応用老年学会
12月 3日		第15回日独産業フォーラム2019	ドイツ貿易・投資振興機関
12月 4日		健康経営実践セミナー	全国健康保険協会東京支部
12月 4日	3月18日	健康経営フォーラム2019	(特) 健康経営研究会
12月 5日		社労士会セミナー	東京都社会保険労務士会
12月 5日		イノベーションの継続的実現を目指す	(公財) 日本発明振興協会
12月 8日		第17回東京シティガイド検定	(公財) 日本観光財団
12月 9日		第3回 首都大学東京 技術懇親会 (ロボット/AI/ビッグデータ)	公立大学法人首都大学東京、(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ、(株)きらぼし銀行
12月11日		「母との約束、250通の手紙」映画試写会	(一財) 日本ファッション協会
12月11日		令和元年度東京都中小企業知的財産シンポジウム	東京都、(公財) 東京都中小企業振興公社
12月18日	12月19日	オートカラーアワード2019	(一財) 日本流行色協会
12月18日	12月19日	組合まつり i n T O K Y O ～技と味の祭典!～	東京都中小企業団体中央会
12月21日		ふくしま大交流フェスタ2019	福島県
12月22日		第73回全東京珠算選手権大会	(一社) 東京珠算教育連盟
1月 2日	1月15日	J-CULTURE FEST/にっぽん・和心・初詣2020	(株)東京国際フォーラム
1月 8日	1月13日	米国・ラスベガスにて開催の最新テクノロジー見本市「CES2020」視察ツアー	日本小売業協会
1月12日	2月 8日	令和元年度防災コーディネーター研修	東京都

開催日	終了日	件名	主催者名
1月17日	1月18日	第16回福島産直市	東京地下鉄(株)
1月18日	3月14日	第13回シニアライフコーディネーター養成講座	NPO法人関東シニアライフアドバイザー協会
1月29日	1月31日	ENEX2020「第44回地球環境とエネルギーの調和展」	(一財)省エネルギーセンター
1月31日	2月1日	2019年度 次世代エネルギーワークショップ(若手社会人編)	一般社団法人環境政策対話研究所
2月5日	2月7日	流通大会2020	(公財)流通経済研究所
2月6日		第19回 国土セイフティネットシンポジウム	国立研究開発法人防災科学技術研究所、(特)リアルタイム地震・防災情報利用協議会
2月6日		令和2年経営力向上セミナー 健康編	世田谷区地域・職域連携推進連絡会
2月6日		ライフ・ワーク・バランスEXPO東京	東京都
2月7日	3月7日	令和元年度防災ウーマンセミナー	東京都
2月7日		TVA米国進出セミナー	テネシー川流域開発公社
2月8日		京都ブランドフォーラムin東京	京都ブランド推進連絡協議会(京都府・京都市・京都商工会議所)
2月11日	2月17日	第8回ヨーロッパ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
2月11日		2020 AIIT PBLプロジェクト成果発表会	公立大学法人首都大学東京 産業技術大学院大学
2月13日		健康保険委員セミナー	全国健康保険協会東京支部
2月14日		知的財産紛争への国際仲裁・調停の活用—SEP(標準必須特許)・FRANDを含む世界的・包括的解決への戦略—	特許庁
2月16日		東日本大震災風化防止イベント「復興応援2020」	東京都
2月17日		2019年度(第20回)テレワーク推進賞	(一社)日本テレワーク協会
2月17日		英国法曹協会(The Law Society of England and Wales)とのジョイント・セミナー「Brexitの与える法制度・法律実務への影響について」	第一東京弁護士会
2月18日		第1回東京×札幌ビジネス交流会	札幌商工会議所 ニアショア推進協会
2月19日	2月25日	第29回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会
2月20日		第19回JIPA知財シンポジウム	(一社)日本知的財産協会
2月26日		第28回国際MICEエキスポ(IME2020)	(一社)日本コンGRESS・コンベンション・ビューロー
3月1日		東京マラソン2020	(一社)東京マラソン財団
3月1日		2019年度優良卒業生表彰	学校法人村田学園 村田女子高等学校
3月3日	3月6日	リテールテックJAPAN2020(第36回流通情報システム総合展) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	(株)日本経済新聞社
3月3日		第30回流通交流フォーラム	日本小売業協会
3月4日		第35回東京都異業種交流グループ合同交流会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	(独)東京都立産業技術研究センター、東京都異業種交流グループ合同交流会実行委員会

7. 事業 (15) 奨励・後援等

開催日	終了日	件名	主催者名
3月4日	3月5日	令和元年度総務省・NICT Entrepreneurs' Challenge 2Days	国立研究開発法人情報通信研究機構
3月6日		「みんなで使おう中小企業施策」 (講演会) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	(公財)国民工業振興会
3月10日		クールジャパン・マッチングアワード2019 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期	クールジャパン官民連携プラットフォーム
3月11日	3月17日	第49回岩手県の物産と観光展(大いわて展) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	岩手県、岩手県内全市町村、いわての物産展等実行委員会
3月15日		パラ駅伝 2020 ※※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	(公財)日本財団パラリンピックサポートセンター
3月15日	3月31日	東京クリエイティブサロン	東京クリエイティブサロン実行委員会 (一社)日本アパレルファッション産業協会
3月17日		3月例会 新たなる共生社会の実現 ～ Special Works Matching～	(公社)東京青年会議所
3月20日		インターナショナル・カラー・デイ (ICD)	(一社)日本色彩学会
3月22日	6月25日	未来事業創造ハッカソン×SDGs=イノベーション	(公社)東京青年会議所
3月29日		All Japan Soroban Champion Ship 2019 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	(一社)日本計算技能連盟

## (16) 資料収集・閲覧

## ①-1) 東商の蔵書資料(2020年3月31日現在)

受入件数	967件
除籍件数	345件
蔵書総数	23,430件
資料発送件数	国内1,020件

## 蔵書内訳分類別資料数

I. 書籍の部			計	22,689
1	和書	13,103		
2	社史・団体史	4,047		
3	洋書	1,159		
4	製本雑誌・新聞	314		
5	和雑誌	320		
6	新聞	340		
7	洋雑誌	4		
8	書籍(未遡及分)	3,402		
II. 書籍以外の部			計	741
1	ビデオ	79		
2	CD-ROM	662		

## (I. 書籍1~8の内訳)

分類	年度末数	分類	年度末数
経 済 一 般	12,385	社 会 問 題	391
企 業 ・ 経 営	2,822	一 般 書	834
金 融 ・ 銀 行 ・ 保 険	53	統 計 ・ 年 鑑 類	566
財 政	68	会 社 録	437
商 業	1,364	新 聞 ・ 雑 誌	87
交 通 ・ 運 輸	74	書 籍 (未 遡 及 分)	3,402
生 産 業	206	合 計	22,689

## ①-2) マイクロフィルム資料

当センター所蔵資料のマイクロフィルム化	780リール(10,037冊/28,429件)
---------------------	-------------------------

## ② 全国商工会議所関連資料DVD・オンライン版頒布実績累計(2019年1月~12月)

経済資料センター所蔵資料を基に制作され、丸善雄松堂株が発売したデジタル版「全国商工会議所関係資料」  
「第Ⅰ期：東京商工会議所関係資料(1877(明治10)年~1965(昭和40)年)」および「第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料(1903(明治36)年~1945(昭和20)年)」並びにシリーズ最終版「第Ⅲ期国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料(1887(明治20)年~1945(昭和20)年)」を図書館・大学に頒布している。(企画・発行は当商工会議所)

- 1) 第Ⅰ期：東京商工会議所関連資料
 

DVD版	713枚	37図書館・大学等
オンライン版		5大学等
- 2) 第Ⅱ期：東アジア日本人商工会議所関係資料
 

DVD版	426枚	26図書館・大学等
オンライン版		4大学等
- 3) 第Ⅲ期：国内各地商工会議所および日本商工会議所関係資料
 

オンライン版		25図書館・大学等
--------	--	-----------

7. 事業 (16)資料収集・閲覧

③ 他団体資料提供

	提供資料	印刷・展示名	発行・展示月	部数	申請先
1	東京商業会議所ビル写真	きたシティ7-8月号	2019年7月	90,000部	(有)Kプランニング
2	1) チェンバーズ・ギャラリー室内写真 2) 東京商工会議所ビル1階渋沢栄一銅像写真	会報誌「TOAA REPORT」2019-1	2019年11月	600部	日本屋外広告
4	写真記念帖「渋沢栄一」肖像写真	会報誌「田園調布エリアガイド(仮)」	2020年2月	20,000部	東急電鉄株式会社
5	明治32年東京商業会議所ビル竣工式での集合写真	常設展CEO	2020年4月	-	渋沢史料館

④ Chamber's Gallery (チェンバーズ・ギャラリー)

1,075名(2019年4月1日~2020年3月31日)

経緯:1926(大正15)年4月に設立された商工図書館は、1995(平成7)年6月に経済資料センターに名称変更した。2018(平成29)年12月の新ビル設立に伴い、会員が自由に閲覧できるスペースとして「Chamber's Gallery(チェンバーズギャラリー)」をオープンした。蔵書(東京商工会議所関連資料に特化)は全て外部倉庫。取寄せ後閲覧。

⑤ アーカイブ資料収集・整備・管理

2028年の東京商工会議所創設150周年を見据え、従来は紙資料をアーカイブとして永久保管していたが、本年度より東京商工会議所が事業活動を行う際に利用した物品、写真、デザイン等の現物を収集し、整備・管理を行う。

バーコード管理 266点

ダンボール管理(バーコード未整備)60箱

## (17) 各種支援事業

## ① 第17回「勇気ある経営大賞」

「勇気ある経営大賞」は、過去に拘泥することなく理想を追求し、常識を打破するなど、厳しい経営環境にありながら、“勇気ある挑戦をしている”中小企業を顕彰する制度。本顕彰制度を通じ、後に続く企業に勇気を与え、ひいては経済の活性化に資することを目的に実施している。

第17回は、2019年1月10日から3月8日まで募集を行い、118件の応募があった。4段階にわたる厳正な選考を行った結果、4社の本賞受賞企業と奨励賞13社を決定した。

## 1) 顕彰制度の概要

## a. 選考基準

過去に拘泥することなく大きく経営の舵をきる決断を下し、“勇気ある挑戦”をしている企業を評価する。

“勇気ある挑戦”の取り組みの結果、得られた製品・サービスの革新性などや、経営理念・経営手法を中心に選考を行い、業績・財務状況は副次的参考要素にとどめる。

## b. 賞金

「大賞」	200万円
「優秀賞」	50万円
「特別賞」	50万円

## c. 募集期間

2019年1月10日～3月8日

## d. 応募資格

次の①②のいずれにも該当する企業もしくは企業グループ（自薦・他薦は問わない）。

①中小企業基本法に定める中小企業で、原則として未上場企業。

②東京都に事業活動の拠点（支社、支店、工場、営業所、事務所等も含む）を置く企業。

但し、1都8県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・茨城県・栃木県・山梨県・静岡県）に本社機能がある企業に限る。なお、東京商工会議所の会員・非会員を問わない。

## e. 選考経過

第一次選考会（書類審査）	4月18日・24日
第二次選考会（書類審査）	6月5日
実地調査	6月19日～7月17日
第三次選考会（実地調査審査）	8月7日
最終選考会（プレゼンテーション審査）	9月9日

## f. 後援・協力

後援：東京都、日本商工会議所、関東商工会議所連合会、東京都商工会議所連合会

協力：フジサンケイビジネスアイ

## 2) 運営組織

- 実行委員会（委員長＝東京商工会議所 副会頭 伊東孝紳）
- 選考委員会（委員長＝国際大学 学長 伊丹敬之氏）
- 選考ワーキンググループ（座長＝早稲田大学 名誉教授 鵜飼信一氏）
- 第一次選考委員（中小企業診断士8名で構成）

## 3) 応募総数

118件

## 4) 選考結果

- 大賞（1社）（株）東鋼
- 優秀賞（2社）（株）華光、東京彫刻工業（株）

## 7. 事業 (17)各種支援事業

- c. 特別賞 (1社) (株)若松
  - d. 奨励賞 (13社) (株)江北ゴム製作所、(株)佐竹製作所、(株)信栄テクノ、(株)スワローズスポーツ、(有)坪川製箱所、データライブ(株)、(株)日興エボナイト製造所、日本珪瑯釉薬(株)、(株)プレステージジャパン、マテリアルワークス(株)、(株)ミヨシ、(株)ユニフォームネット、(株)横引シャッター
- 5) 顕彰式典  
10月10日/於：東京會館 (第722回常議員会と合わせて開催)
- 6) 第18回「勇気ある経営大賞」実行委員会  
11月19日
- 7) 視察会  
11月19日 (6名) 訪問先：(株)若松
- 8) 過去受賞企業のPR展開
- a. 武蔵大学 三学部横断型ゼミナール・プロジェクトに、(株)西尾硝子鏡工業所を紹介。当社を訪問のうえ、CSR報告書を作成した。
  - b. i . s c h o o l 東大発イノベーション教育プログラム。(株)ベアーズ、芝園開発(株)を紹介。世界各国の学生がチームに分かれ両社へ訪問し、新たなビジネスモデルを提案した。
  - c. 武蔵野大学 企業等エクスターンシップにて、受講生150名に対して、勇気ある経営大賞を紹介。過去受賞企業の取り組みについて説明。
- 9) 産業能率大学との産学連携「勇気ある経営大賞」PRプロジェクトの実施  
上記「勇気ある経営大賞」顕彰式典における受賞企業展示ブースならびに実施報告書の企画コンセプトを作成。本プロジェクトでは、(株)内野製作所、(株)キミカ、(株)ワキュウトレーディングの3社へ訪問したほか、渋沢史料館にも訪問。  
提案されたコンセプトをもとに、受賞企業のバナーならびに実施報告書を制作した。
- 10) メディアでのPR
- a. フジサンケイビジネスアイ 勇気ある経営大賞の実施報告を10月10日(全面×8頁)、募集案内を1月9日(全面×4頁)に掲載し、勇気ある経営大賞の認知度向上及び募集案内を行った。
  - b. ニッポン放送(DAYS) 第18回受賞企業の4社から日替わりで自社が取り組んだ挑戦について説明したほか、募集案内を行った。  
12月16日 (株)東鋼 (180秒)  
12月17日 (株)華光 (180秒)  
12月18日 (株)若松 (180秒)  
12月19日 東京彫刻工業(株) (180秒)

## ② 中小企業国際展開支援事業

中小企業の国際展開支援を図るため、「中小企業国際展開アドバイザー制度」の運営をはじめ、公的機関との連携(セミナーやマッチング等)、テーマ別のセミナー等の各種事業を実施したほか、都内の中小・小規模事業者を中心とする企業の国際展開に関して、1,260件の経営相談に対応した。

### 1) 中小企業国際展開アドバイザー制度

中小企業の国際展開支援に豊富な実績をもつ個人・法人企業・団体を「中小企業国際展開アドバイザー」として登録し、有償での支援を希望する中小企業からの依頼に対してマッチングを行い、国際展開する過

程で発生する様々な課題の解決を支援する制度。公的機関等で実施している無料相談だけでは十分な準備や対応ができない企業が本制度を利用することにより、国際展開における成功の確率を高めることを狙いとする。

(専用Webサイト <http://www.sme-global.net/>)

登録アドバイザー数・支援件数

- ・登録アドバイザー企業数 86件
- ・アドバイザーによる支援件数 59件

## 2) テーマ別セミナー

中小企業の海外展開の新たな形態として、越境ECやインバウンド（訪日外国人客対応）が注目されていることから、販路開拓の手法や集客の手法など実践的なセミナーを開催した。

10月 7日 (18名) 「WEB活用で集客！インバウンド売上拡大セミナー」

株式会社 Strategy & Design Labo 代表取締役 小木曾 尚 史 氏

3月 4日 (0名) 「あなたのお店もすぐできる簡単インバウンド対策」

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会 代表理事 新津 研一 氏

## ③ 人材確保支援事業

### 1) 東商ジョブフェア(合同会社説明会)

- a. 2020年3月卒業の新卒者および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者対象

(a) 5月16日(企業55社 / 求職者162名 / 面談数490件 / 内定13名)

於：新宿エルタワー

- b. 2020年3月卒業の新卒者対象

※「東商合同会社説明会 in キャリタス就活フォーラム」として開催

(a) 6月30日(企業24社 / 面談数212件 / 内定6名)

於：東京ビッグサイト 西展示棟

- c. 2020年3月卒業の新卒者および34歳以下の方対象

(a) 9月14日(企業9社 / 求職者35名 / 内定2名)

於：東京しごとセンター 地下2階講堂

- d. 2021年3月卒業の新卒者対象

※「東商仕事研究会 in キャリタス就活フォーラム」として開催

(a) 11月23日(企業21社 / 面談数258名)

於：東京ビッグサイト 西展示棟

- e. 2021年3月卒業の新卒者および既卒者・第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者・シニア人材対象

(a) 3月12日～13日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### 2) 会員企業と学校法人との就職情報交換会

新卒採用を検討している会員企業の人事担当者と会員学校法人の就職支援担当者が一堂に会し、「就職・採用、インターンシップ」に関する意見交換・情報収集を目的に開催した。

また、企業担当者にとってさらなる情報収集の場とするため、今年度より新卒採用に関わるセミナーを同日同会場にて開催した。

- a. 4月19日

(a) 情報交換会(企業270社 / 学校法人80校 / 面談数3,001件)

(b) セミナー「明日からすぐできるインターンシッププログラムの考え方」(企業35社 / 35名)

(株)ダイヤモンド・ヒューマンリソース 営業局 首都圏営業部第一部 部長 福重 敦士 氏

## 7. 事業 (17)各種支援事業

於：大田区産業プラザ (P i O)

b. 10月16日

(a) 情報交換会 (企業311社 / 学校法人78校 / 面談数3,081件)

(b) セミナー「未内定の20卒学生へのアプローチ&内定辞退防止対策セミナー」(企業71社/71名)

(株)クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原 正紀 氏

於：大田区産業プラザ (P i O)

c. 1月24日

(a) 情報交換会 (企業330社 / 学校法人79校 / 面談数3,287件)

(b) セミナー「大学・専門学校との関係構築のポイント解説セミナー」(企業74社/74名)

(株)学情 パブリックサービス事業部 添田 健吾 氏

於：東京都立産業貿易センター台東館

### 3) 採用およびインターンシップ・職場体験受入企業情報提供事業

学校法人および学生に会員企業の魅力を伝えることを目的に、会員企業の採用およびインターンシップ・職場体験受入企業情報をとりまとめ、会員学校法人に提供した。また関東商工会議所連合会と連携し、各地商工会議所の会員企業情報を提供した。

a. 連携商工会議所：51会議所 (東商含む)

b. 情報提供数 : 採用予定企業リスト 1010社 (うち東商会員企業215社)

インターンシップ・職場体験受入企業リスト 752社(うち東商会員企業146社)

### 4) インターンシップ交流会

会員企業と大学間でのインターンシップ推進を目的に、インターン生として大学生の受入を希望、もしくは今後の受入を検討している企業と、学生をインターン生として派遣したい大学が一堂に会し、インターンシップに関する情報交換を行う交流会を開催した。

a. 6月28日 (企業26社/大学14校)

於：ソマール株式会社丸正ビル4階会議室

### 5) 東商リレーションプログラム

「中小企業の魅力発信」と「大学初年次からの職業観の醸成」を目的に、「会社を知る」「仕事を知る」をテーマに大学1・2年生が企業に足を運び、経営者や従業員と接することで視野を広げ、卒業後の進路を考える参考にしてもらおうプログラムを実施した。

a. 第9回

(a) 事前研修会 : 8月 6日 (学生324名)

(b) 受入期間 : 8月20日～ 9月13日 (企業のべ42社/大学15校/学生のべ599名)

b. 第10回

(a) 事前研修会 : 2月 6日 (学生224名)

(b) 受入期間 : 2月10日～ 3月 9日 (企業のべ37社/大学13校/学生のべ503名)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため下記のプログラムが中止

(企業のべ8社/学生のべ123名)

### 6) 東商ジョブサイト

2020年3月卒業の新卒者および第二新卒・中途・外国人留学生・女性の再就職希望者・シニア人材に求人情報を提供する「東商ジョブサイト」にて、会員企業の事業内容や募集要項、インターンシップ・職場体験情報等を掲載した。

a. 掲載期間 : 4月 1日～ 3月31日

b. 掲載件数 : 学生 122件/キャリア 64件/女性の再就職希望者 25件/

シニア人材 10件 (3月31日時点)

## 7) 東商キャリア人材Next

30～50歳代のキャリア人材を求める会員企業と求職者とのマッチングを図ることを目的に、連携企業（再就職支援会社）に登録がある求職者に対し、会員企業の求人情報を提供した。

- a. 求人企業数：152社
- b. 求人件数：205件
- c. 内定：17名（14社）
- d. 連携企業：(株)リクルートキャリアコンサルティング、(株)パソナ パソナキャリアカンパニー、パーソルキャリアコンサルティング(株)

## 8) 東商人材情報プラザ

会員企業間における中高年の人材移動を目的に、人材保有企業（登録制）の人事担当者に対し、会員企業の求人情報を提供、その他各種事業を実施した。

## a. 実績

## (a) 人材保有企業：27社

(株)IHI、旭化成(株)、味の素(株)、沖電気工業(株)、(株)神戸製鋼所、コニカミノルタ(株)、(株)小松製作所、サクサ(株)、JFEスチール(株)、昭和電工(株)、住友化学(株)、住友商事(株)、大日本住友製薬(株)、帝人(株)、東レ(株)、日産自動車(株)、(株)日立製作所、富士通(株)、丸紅(株)、みずほ証券(株)、三井物産(株)、三菱ケミカル(株)、三菱商事(株)、ヤマハ(株)、ライオン(株)

## (b) 求人状況

- i. 求人企業数： のべ337社
- ii. 求人件数： のべ1,473件

## (c) 人材移動決定件数：7件（5社）

## b. シニア人材活用セミナー

中小企業がシニア社員を採用および活用するうえでの必要なポイントについて講演。

## (a) 日程：4月12日

会場：東京商工会議所5階 Hall & Conference Room  
会議室「Room A1・2」

参加者：求人企業26社、人材保有企業23社

講演：「シニア社員マネジメント～必要とされ続ける人材の採用と活用～」

(株)morichi 代表取締役 森本千賀子氏

## (b) 日程：12月6日

会場：東京商工会議所5階 Hall & Conference Room  
会議室「Room B2」

参加者：求人企業14社

講演：「効果的な採用ツール、定着のための社内態勢を紹介」

(株)クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原正紀氏

## (c) 日程：3月6日

会場：東京商工会議所5階 Hall & Conference Room  
会議室「Room B1」

参加者：求人企業12社

講演：「シニア社員が活躍するためのマネジメント手法」

ビジネス研修会社WINTH 代表 西川由喜氏氏

## c. 人材情報交換会

求人企業の採用担当者と人材保有企業の実務担当者との情報交換を目的に、事前に双方から提出される面談希望に基づいたスケジュールの下、求人案件について直接話し合う情報交換会を開催した。

## 7. 事業 (17)各種支援事業

- (a) 第1回 : 6月14日(求人企業19社 / 人材保有企業22社 / 面談数 127件)  
於:東京商工会議所5階 Hall & Conference Room  
会議室「RoomA3・4・5」
- (b) 第2回 : 9月13日(求人企業17社 / 人材保有企業20社 / 面談数 108件)  
於:東京商工会議所5階 Hall & Conference Room  
会議室「RoomA3・4・5」
- (c) 第3回 : 12月 6日(求人企業17社 / 人材保有企業22社 / 面談数 102件)  
於:東京商工会議所5階 Hall & Conference Room  
会議室「RoomA3・4・5」
- (d) 第4回 : 3月 6日(求人企業13社 / 人材保有企業 9社 / 面談数 44件)  
於:東京商工会議所5階 Hall & Conference Room  
会議室「RoomA3・4・5」

### d. 登録企業懇談会

人材保有企業の登録責任者や実務担当者を対象に、前年度事業の報告及び本年度の活動方針を説明したほか、意見交換を行う懇談会を実施した。

- (a) 日程 : 4月12日  
会場 : 東京商工会議所5階 Hall & Conference Room  
会議室「RoomA3・4」  
参加者 : 人材保有企業23社  
内容 : 2018年度東商人材情報プラザ事業実施結果について  
2019年度東商人材情報プラザ事業実施計画について

### e. 運営研究会

人材保有企業の実務担当者が抱えている課題等について議論し、スキルアップと情報交換、相互交流を図る場として開催した。

- (a) 日程 : 10月11日  
会場 : ソマール株式会社丸正ビル4階会議室  
参加者 : 人材保有企業15社  
内容 : 講演  
講演 : 「シニアからイキイキとしたキャリアを歩むための実践的キャリアデザイン術  
～社内外で活躍するシニア社員を育成するための企業支援のありかた～」  
リスタートサポート木村勝事務所 代表 木村 勝 氏

### f. 人材移動実務研究会

人材保有企業のうち、参加を希望する企業の実務担当者で組織。人材移動実務を中心とした共通の問題や課題について、事例等を持ち寄り研究。実務担当者のスキルアップと人材移動の円滑化に資することを活動の目的としている。

2019年度は15社が参加し2つの班を編成。下記全体会合の他、それぞれの班において、月1回程度の頻度で自主的に研究会活動を行った。

- (a) 第1回全体会合  
日程 : 4月12日  
会場 : 東京商工会議所5階 Hall & Conference Room  
会議室「RoomB3」  
内容 : 2018年度人材移動実務研究会活動報告  
2019年度研究会メンバー及び班構成案について  
2019年度代表幹事、副代表幹事の選出

2019年度人材移動実務研究会スケジュールについて  
班別ミーティング

## (b) 第2回全体会合

日 程：7月26日

会 場：東京商工会議所5階 Hall &amp; Conference Room

会議室「RoomA4・5」

内 容：両班での情報共有会(各班の研究活動の進捗を相互に情報交換)

グループ討議(各実務担当者が意見交換や情報共有されたい内容を自由に討議)

## (c) 第3回全体会合

運営研究会の中で、拡大実務研究会として開催した。

## (d) 第4回全体会合

日 程：2月7日

会 場：東京商工会議所5階 Hall &amp; Conference Room

会議室「RoomB1」

内 容：班別研究発表

第1班：「定年延長や65歳以降の雇用を見据えた、キャリア支援のあり方や制度、  
実務担当者としてのあるべき姿」第2班：「自律するシニア社員像～社外出向や転籍の具体的事例分析に基づき、  
自律する姿やそのための支援策を探求～」

## g. リーダー会議

人材移動実務研究会の代表幹事、副代表幹事、各班リーダーおよびサブリーダーが、全体会合の内容  
や実務研究会の運営について議論する場として開催した。

## (a) 第1回

日 程：6月5日

会 場：東京商工会議所5階 Hall &amp; Conference Room

会議室「RoomA2」

内 容：第2回全体会合の内容について

第3回全体会合の会場、内容について

## (b) 第2回

日 程：3月11日

会 場：東京商工会議所5階 Hall &amp; Conference Room

会議室「RoomB3」

内 容：本年度の活動実績について

次年度の運営について(班編成・代表、副代表幹事候補選定・スケジュール検討)

次期代表、副代表幹事候補への申し送り事項について

## ④ ICT推進支援事業

中小・小規模事業者の生産性向上に資するICT利活用や補助金についての情報提供セミナーやICT関連  
ポータルサイトを用いた情報発信等により、各種事業を展開した。

## 1) セミナー

5月21日(330名) 「IT導入補助金2019」説明会

講演 第1部「中小企業の経営に有効なIT活用術」

T&amp;Iアソシエイツ 代表 田中 薫 氏

第2部「IT導入補助金2019説明会」

(一社)サービスデザイン推進協議会IT導入補助金事務局

5月28日(115名) 中小企業を狙うサイバー攻撃にどう備えるか?

(株)サイバーナレッジアカデミー 講師 紀伊国 啓 氏

7. 事業 (17)各種支援事業

- 6月 4日 ( 92名) 「キャッシュレス・消費者還元事業」説明会  
 講演 第1部「キャッシュレス・消費者還元事業」の制度説明  
 経済産業省商務・サービスグループ キャッシュレス推進室  
 第2部「決済手段・決済サービス毎の特徴とその選び方のポイント」  
 グッドワード 代表・ECビジネスコンサルタント 杉山 貴 思 氏
- 7月11日 (117名) 「自営型テレワーク (在宅ワーク) 活用セミナー」(共催:厚生労働省)  
 (一社)日本テレワーク協会 主席研究員 大 沢 彰 氏  
 (株)キャリア・ママ 代表取締役 堤 香 苗 氏
- 11月25日 (102名) 第12回コラボレーション・プラットフォーム  
 a. 経済産業省の中小企業向けサイバーセキュリティ施策について  
 経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課  
 b. 中小企業のIT活用支援について  
 中小企業庁 技術・経営革新課 課長補佐 小 池 明 氏  
 c. 警視庁の取組みについて  
 警視庁サイバーセキュリティ対策本部対策第2担当 係長 篠 崎 威 栄 氏  
 d. 大商の取組み  
 大阪商工会議所経営情報センター 所長 中 川 英 樹 氏
- 12月23日 ( 37名) はじめてIT活用セミナー ～企業のお困りごとを、かんたんに解決!～  
 Sansan(株) 俵 由里恵 氏  
 (株)Donuts 下 地 米 八 氏  
 ワウテック(株) 壁 本 典 之 氏
- 1月27日 ( 36名) はじめてIT活用セミナー ～企業のお困りごとを、かんたんに解決!～  
 凸版印刷(株) 光 安 渉 氏  
 (株)ユビレジ 江 澤 貴 行 氏  
 日本マイクロソフト(株) 齋 藤 玲 氏
- 3月 4日 はじめてIT活用セミナー ～企業のお困りごとを、かんたんに解決!～  
 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

2) ICT関連情報発信サイト「東商ICTスクエア」による情報提供・Web相談

2018年にリニューアルした中小企業向けICT関連情報ポータルサイト「東商ICTスクエア」では「事業者」・「支援者」・「ITベンダー」を対象とした、セミナー情報やコラム、ITツール導入事例の紹介、お知らせ、Web上でのICT相談(会員対象・無料)、最新のICTトレンド情報や補助金情報、連携するIT支援団体主催セミナー等の紹介、「ITサービス発見ナビ」など、ITに関連する各種情報提供を行った。

・のべ訪問数	76,886件
・閲覧ページ数	106,549件
・コラム掲載	24件
・ICT活用事例紹介	12件
・お知らせ掲載数	10件
・Web相談件数	9件
・ITサービス発見ナビ登録件数	24件

3) ザ・ビジネスモール

全国の商工会議所、商工会が共同して運営する企業情報サイト「ザ・ビジネスモール」(http://www.b-mall.ne.jp/)にて、会員企業に向けてインターネットを活用した製品・サービスのPR及び全国の企業との商談機会などを提供している。

登録数(2019年3月31日現在)

登 録 社 数	5,312社
---------	--------

## ⑤ 中小企業サイバーセキュリティ対策支援事業

東京都、警視庁、都内中小企業支援機関と締結した「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」や、23支部において区役所・警察署等との間で締結した協定に基づき、事業者向け周知啓発セミナーを実施するなど各種事業を展開した。

また、昨今、企業や民間団体、官公庁等、特定の組織を狙う「標的型攻撃」によるサイバー被害が頻発していることを受け、東商では初めての取組となる「標的型攻撃」メール訓練を実施した。訓練結果の概要は公表し、中小企業・小規模事業者における情報セキュリティ意識の現状について、広く周知を行った。

## 1) セミナー

- 5月14日 (56名) 「サイバー空間の脅威と現状」と  
「生産性を向上し消費増税に負けないIT活用術」(主催：世田谷支部)  
警視庁サイバーセキュリティ対策本部員  
(株)スプラム 代表取締役 竹内幸次氏
- 5月15日 (28名) 中小企業向けサイバーセキュリティセミナー(主催：北支部)  
警視庁サイバーセキュリティ対策本部員
- 5月28日 (115名) 中小企業を狙うサイバー攻撃にどう備えるか?(主催：地域振興部)  
(株)サイバーナレッジアカデミー 講師 紀伊国 啓氏
- 7月10日 (15名) 実体験型サイバーセキュリティセミナー  
in 東京都立産業技術高等専門学校(主催：品川支部)  
警視庁大崎警察署員
- 7月17日 (46名) ～あなたの会社のサイバーセキュリティは大丈夫ですか?～  
サイバーセキュリティ対策セミナー(主催：中央支部)  
警視庁サイバーセキュリティ対策本部員
- 8月23日 (26名) 中小企業も他人事ではない!サイバーセキュリティ対策セミナー  
(主催：世田谷支部)  
MS&ADインターリスク総研(株) 上級コンサルタント 岡田智之氏
- 8月29日 (29名) 世界的スポーツイベントに備える!  
サイバーセキュリティ対策、テレワーク導入の進め方(主催：品川支部)  
トレンドマイクロ(株) パートナー営業本部 富沢大地氏  
東日本電信電話(株) マネージャ 黒瀬光庸氏
- 9月4日 (137名) ～大田区サイバーセキュリティ対策セミナー～  
「サイバー犯罪の脅威と現状」(主催：大田支部)  
警視庁サイバーセキュリティ対策本部員
- 9月20日 (31名) サイバーセキュリティセミナー  
～中小企業経営者はサイバー空間の脅威に如何に対応するのか～(主催：港支部)  
合同会社産業経営研究所 内田稔氏
- 11月5日 (97名) ～あなたの会社は大丈夫?～サイバーセキュリティ対策セミナー  
(主催：港支部)  
警視庁サイバーセキュリティ対策本部員
- 11月13日 (22名) 2020夏に向けたサイバー犯罪対策セミナー(主催：中野支部)  
東日本電信電話(株) グループ長 長井昌久氏
- 11月13日 (26名) サイバーセキュリティセミナー(主催：豊島支部)  
警視庁サイバーセキュリティ対策本部員
- 11月13日 (20名) 小規模事業者・中小企業のためのサイバー攻撃の実態と被害を防ぐ方法  
(主催：荒川支部)  
警視庁サイバーセキュリティ対策本部員  
(株)アイティープランナーズ 代表取締役 五島一輝氏

## 7. 事業 (17)各種支援事業

- 1 1月18日 (38名) サイバー空間の脅威と現状について (主催:墨田支部)  
警視庁サイバーセキュリティ対策本部員  
日本マイクロソフト(株) セキュリティプログラムマネージャー 垣内 由梨香氏
- 1 1月26日 (21名) 中小企業・サイバー犯罪の現状と被害を防ぐ方法 (主催:江戸川支部)  
警視庁小松川警察署 生活安全課ご担当者  
(独)情報処理推進機構(IPA) 磯島 裕樹氏
- 1 2月 6日 (25名) ~サイバー攻撃の実態と中小企業における対策のポイント~  
サイバーセキュリティ対策セミナー (主催:足立支部)  
MS&ADインターリスク総研(株) 上席コンサルタント 大和田 勝氏
- 3月 5日 実体験型サイバーセキュリティセミナー  
in 東京都立産業技術高等専門学校 (主催:品川支部)  
※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

### 2) 「標的型攻撃」メール訓練の実施

中小企業・小規模事業者における情報セキュリティ意識の現状について広く周知すること、また企業の経営者や担当者の意識向上や具体的な対策強化へ注意を促すことを目的に、以下のとおり「標的型攻撃メール訓練」を実施、調査結果を取りまとめた。

#### a. 実施期間

2019年5月7日~17日の期間内(タイミングは実施者(=東京商工会議所)の任意)

#### b. 実施対象

東商会員企業(従業員100名以下)の経営者・従業員(公募にて実施)70社・団体、569名

#### c. 実施方法

(a) 申込時に登録されたメールアドレスへ「標的型攻撃メール(訓練用)」を送信することを予告のうえ送信。

(b) 開封確認期限までに訓練メール本文内のURLをクリックした場合、「開封」として測定。

※当訓練は、東日本電信電話株式会社(NTT東日本)が提供するサービスを利用。

#### d. 当訓練全体開封率

25.4%(送信数560件、開封数142件)

#### e. 調査結果

2019年6月にプレスリリースおよびウェブサイトにて公表

## ⑥ 健康経営アドバイザー研修事業

企業における「健康経営」の取組みを促進するため、「健康経営」の基礎的な知識を持ち、その普及・推進を行う人材を「健康経営アドバイザー」として認定する研修を提供した。当年度の受講者は12,214名。

7月から健康経営の推進に係る新たな視点を盛り込むなど、上位認定である健康経営エキスパートアドバイザーとの共通テキストとしてテキストのリニューアルを実施するとともに、Eラーニングの改訂版をリリースした。これにともない受講料を改訂し、認定期間も2年に改訂した。

### 1) 健康経営アドバイザー研修(Eラーニング・集合研修)の実施

Eラーニング受講者数:12,003名

### 2) 健康経営アドバイザー研修(集合研修)の開催

8月 6日(87名)

講師 社会保険労務士 稲田 耕平氏  
於: 健康保険組合連合会東京連合会 会議室

10月18日(65名)

講師 社会保険労務士 稲田 耕平氏  
於: 健康保険組合連合会東京連合会 会議室

12月16日(59名)

講師 社会保険労務士 稲田 耕平 氏  
 於：健康保険組合連合会東京連合会 会議室

## ⑦ 健康経営エキスパートアドバイザー研修事業

2018年度に健康経営アドバイザーの上位認定として中小企業等に対し健康経営の実践を支援するための人材を育成する「健康経営エキスパートアドバイザー」研修をリリースし、2019年度として第2回および第3回の研修を実施した。

## 1) 対象者：健康経営アドバイザーでかつ、所定の有資格者または所定の実務経験者

有資格者は社会保険労務士・中小企業診断士・医師（産業医）・保健師・看護師・健康運動指導士・管理栄養士の7資格。所定の実務経験者は、経営、労務、保健分野等で概ね1年以上の経験を有するもの。

## 2) 実施方法

a) 知識確認テストの実施（50問、試験時間90分）概ね80点以上で合格

b) ワークショップの実施（終了後に効果測定として課題レポート提出）

## 第2回

7月19日～28日

知識確認テスト実施

於：全国260ヶ所のテストセンター

9月6日

ワークショップ実施

於：TKP品川カンファレンスセンター 5階会議室

講師 社会保険労務士 吉野 美奈子 氏

講師 中小企業診断士 檜山 敦子 氏

講師 中小企業診断士 江崎 泰将 氏

9月7日

ワークショップ実施

於：TKP品川カンファレンスセンター 5階会議室

講師 中小企業診断士 山口 享 氏

講師 中小企業診断士 中保 達夫 氏

講師 社会保険労務士 山岡 洋秋 氏

9月8日

ワークショップ実施

於：TKPガーデンシティ新大阪 6階会議室

講師 社会保険労務士 吉野 美奈子 氏

9月13日

ワークショップ実施

於：TKP品川カンファレンスセンター 5階会議室

講師 中小企業診断士 小川 亮一 氏

講師 中小企業診断士 中保 達夫 氏

講師 中小企業診断士 檜山 敦子 氏

9月14日

ワークショップ実施

於：TKP品川カンファレンスセンター 5階会議室

講師 中小企業診断士 中村 稔 氏

講師 社会保険労務士 山岡 洋秋 氏

## 第3回

12月6日～15日

知識確認テスト実施

於：全国260ヶ所のテストセンター

1月17日

ワークショップ実施

於：TKPガーデンシティ博多アネックス 2階会議室

講師 中小企業診断士 檜山 敦子 氏

## 7. 事業 (17)各種支援事業

1月18日	ワークショップ実施 於：TKPガーデンシティ新大阪 6階会議室 講師 社会保険労務士 吉野美奈子氏 講師 中小企業診断士 山口享氏
1月19日	ワークショップ実施 於：TKPガーデンシティPREMIUM名古屋新幹線口 3階会議室 講師 中小企業診断士 山口享氏
1月24日	ワークショップ実施 於：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6、9会議室 講師 社会保険労務士 吉野美奈子氏 講師 中小企業診断士 中保達夫氏 講師 中小企業診断士 中村稔氏
1月25日	ワークショップ実施 於：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6、9階会議室 講師 社会保険労務士 山岡洋秋氏 講師 中小企業診断士 中保達夫氏 講師 中小企業診断士 中村稔氏

### 【展示会への出展】

展示会に東京商工会議所のブースを出展し「健康経営アドバイザー研修」について周知・普及を実施。

展示会内容：1)「健康経営アドバイザー研修」についてパネル展示

2)「健康経営アドバイザー研修」プロモーション動画の投影

3)「健康経営アドバイザー研修」Eラーニングデモ

4)「健康経営アドバイザー研修」パンフ配布

11月13日～15日 スポーツ産業見本市

於：東京ビッグサイト「産業交流展2019」内

11月26日～27日 データヘルス・予防サービス見本市2019

於：プリズムホール（東京都文京区後楽1丁目3番61号）

2月6日 ライフ・ワーク・バランスEXPO東京2020

於：東京国際フォーラム ホールE（1）（東京都千代田区丸の内3丁目5番1号）

### ⑧ 健康経営優良法人認定制度2020直前対策セミナー

中小企業における「健康経営」の取組みを促進するため、日本健康会議が認定する「健康経営優良法人認定制度 中小規模法人部門」の申請支援に向けたセミナーを開催した。

9月25日（330名） 内容「健康経営優良法人認定制度2020」直前対策セミナー

社会保険労務士 吉野美奈子氏

### ⑨ 健康経営ライブラリーの開設

中小企業に対する健康経営の普及・啓発のため、健康経営の実践に役立つ企業の取組事例や、全国に広がる取組に対するインセンティブ（表彰制度・特利融資）等を紹介する情報ページ「健康経営ライブラリー」を「健康経営倶楽部ホームページ」内に開設した。

内容 1)健康経営実践事例（3社）

2)全国の健康宣言事業

3)全国の健康経営インセンティブと認定・登録・表彰制度

## 4) 健康経営ハンドブックバックナンバー (2016～2018年度版) ほか

## ⑩ メンバーズビジネスローン事業

東京商工会議所と民間金融機関(銀行・信用金庫)との提携に基づき、東商の会員事業所が通常より優遇された条件で融資を受けられる制度として、2004年9月15日に本事業をスタートした。会員事業所が受けられる優遇内容は、主に融資利率や融資限度額、手数料などであり、金融機関ごと、商品ごとにその内容は異なる。

申し込み要件は、①東京商工会議所の会員であること、②会費の未納がないこと、③その他各金融機関が個別に定める条件を満たしていることとなっている。利用方法は、原則として会員事業者が東商の窓口にて「会員確認書」の発行を受けた後、希望する金融機関で直接融資を申し込む。

2019年度末時点での提携金融機関数は8である。2019年度の会員確認書の発行件数は464件、提携金融機関による融資実行は398件/13億26百万円であった。なお、事業創設時からの融資実行累計では9,627件、574億39百万円にのぼっている。

表1 提携金融機関(2020年3月31日現在)

地方銀行(2行)	きらぼし銀行、東日本銀行
信用金庫(6金庫)	朝日信用金庫、興産信用金庫、東京東信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、世田谷信用金庫

## ⑪ 創業支援融資保証制度

東京商工会議所と東京信用保証協会、民間金融機関が連携し、創業予定者等に対し経営面・資金面でのサポートを行う「創業支援融資保証制度」による資金調達支援を実施している。本制度は、創業予定者等で、当所が実施する「創業計画審査会」において創業計画の「認定書」を受けると、「東商・創業ゼミナール」を受講し「修了証」を授与した方が東京信用保証協会に保証を申込み、提携金融機関より融資を受けられるもので、運転・設備資金合わせ2,500万円(創業前の場合は自己資金の範囲内)までを上限額とする融資保証制度である。

2019年度の提携金融機関による融資実行は0件であった(2020年3月31日現在の融資実行ベースの実績)。

表1 提携金融機関

地方銀行(3行)	東京都民銀行、八千代銀行、山梨中央銀行
信用金庫(7金庫)	朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京東信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫
信用組合(4組合)	全東栄信用組合、東京厚生信用組合、大東京信用組合、第一勸業信用組合

## ⑫ 創業融資(創業支援特例)

東京都の中小企業向け融資制度メニューの一つである創業融資において、2015年度より創設された特例制度である。本制度は、認定特定創業支援事業(産業競争力強化法第2条に規定する区市町村が実施する事業)に準ずる支援として、商工会議所等が実施する窓口相談やセミナー等による指導を受けた創業前から創業後5年未満の者が、通常より0.4%低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

申し込みの手順は、まず商工会議所等で直近1年以内に4回以上、1ヶ月以上の期間にわたる創業支援を受け、創業支援内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。2019年度、当所における創業支援内容証明書の発行件数は1件であった。

## ⑬ 小口資金融資(経営指導特例)

2007年度より、東京都中小企業向け融資制度のメニューの一つとして創設された制度である。

本制度は、商工会議所等の経営指導員から6ヶ月以上の経営指導を受けた小規模事業者が、通常より0.4%

## 7. 事業 (17)各種支援事業

低い利率で融資の申し込みが可能になるというもの。

2018年度より、本制度の融資限度額が1,250万円から2,000万円へと引き上げられた。

申し込みの手順は、まず商工会議所等の経営指導を6ヶ月以上受け、経営指導内容証明書を発行された後に、民間金融機関を通して、または東京信用保証協会に直接、信用保証の申し込みを行い、保証が決定すれば民間金融機関から融資を受けられるという流れである。2019年度、当所における経営指導内容証明書の発行件数は8件であった。

### ⑭ 記帳代行サービスと記帳相談

個人事業主の会員を対象とした記帳代行サービス。

<2019年度実績>

	代 行		相 談		
	対象者数 (対象)	延件数 (件)	対象者数 (対象)	延件数 (件)	非継続相談延件数 (件)
記帳代行センター	105	659	79	161	25

### ⑮ 中小企業活力向上事業

東京都の補助事業として23区内の中小企業を対象に、中小企業の持続的、発展的な成長に向けて、経営課題の発見（気づき）から課題解決までを切れ目なく支援することを目的に3種類の専門家派遣を実施した。

また、派遣後には、東京都中小企業振興公社が実施する「販路拡大助成事業」や東京都の中小企業向け融資制度「産業力強化融資（チャレンジ）」の申込が可能となる出口支援策も設けられた。

#### 1) 経営診断チェック（専門家派遣回数：1回）

経営指導員と中小企業診断士を企業に派遣。経営の現状分析と課題抽出等を通じて、経営者が自ら自社の経営課題を客観的に認識し気づきを得られるように導いた。

#### 中小企業診断士の派遣回数（社数）

千代田支部	36回(社)
中央支部	36回(社)
港支部	36回(社)
新宿支部	31回(社)
文京支部	26回(社)
台東支部	40回(社)
北支部	20回(社)
荒川支部	25回(社)
品川支部	29回(社)
目黒支部	36回(社)
大田支部	22回(社)
世田谷支部	32回(社)
渋谷支部	54回(社)
中野支部	26回(社)
杉並支部	25回(社)
豊島支部	27回(社)
板橋支部	28回(社)
練馬支部	21回(社)
江東支部	25回(社)
墨田支部	25回(社)
足立支部	25回(社)
葛飾支部	25回(社)
江戸川支部	25回(社)
本部	200回(社)
合計	875回(社)

## 2) アシストコース (中長期課題解決支援/専門家派遣回数:最大9回)

経営診断後、希望する企業に対して追加で専門家を派遣。診断で判明した経営課題の解決のための方策が、将来への成長発展を見据えた中長期的な取組みで、かつ、その方策に取り組むために専門家支援が効果的と認められる企業に対して、事業計画づくりとその実行を支援した。

支援企業数 153社 延派遣回数 1,275回

## 3) フォローアップコース (専門家派遣回数:最大5回)

「アシストコース」等の支援を受けて「事業計画」を策定した企業が計画実行にあたり、新たな課題に直面した場合、課題の解決を継続的にサポートした。

支援企業数 8社 延派遣回数 39回

## 4) コーディネーターによる相談、支援

中小企業活力向上事業の支援先の発掘や海外展開、社内体制整備などの専門的な相談テーマへの対応を強化するため14名の専門家に委託して、コーディネーター業務を実施。中小企業相談センターにて各種相談・支援を行った。

支援企業数 739社 延支援回数 1,949回

## ⑩ 販路拡大助成事業

東京都の「販路拡大助成事業」へ協力し、中小企業の販路拡大支援として次の事業を行った。

<受発注商談会>

中小企業の受発注機会の拡大を目的として、助成事業を利用した企業を対象とする受発注商談会を、東京都からの委託を受けて開催した。

「第26回ザ・商談!し・ご・と発掘市」

開催日 10月18日

会場 T F Tビル

商談テーマ 金属製品、機械器具、関連業種(加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他  
関連工事

参加企業数 発注企業・・・56社

受注希望企業・・・179社

エントリー・・・335社

商談件数 525件

「第27回ザ・商談!し・ご・と発掘市」※コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

開催日 3月13日

会場 丸の内二重橋ビル 5階 渋沢ホール

商談テーマ 金属製品、機械器具、関連業種(加工・組立・試作・供給)、樹脂成型・加工、その他  
関連工事

参加企業数 発注企業・・・41社

受注希望企業・・・147社

エントリー・・・336社

商談件数 コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

## ⑪ 販路拡大支援事業

食品関連の商談会において、製造事業者の生産管理面での課題が多いことから、バイヤーが商品を扱ううえで求めている品質管理基準を示すセミナーを開催。

商談テーマ 「まだ間に合います!今すぐ実践できる食品表示+HACCP入門セミナー」

有限会社応用栄養学食品研究所 代表取締役 山口 廣 治 氏

開催日 7月5日

会場 としま産業振興プラザ(IKE・Biz)6階「多目的ホール」

## 7. 事業 (17)各種支援事業

参加者数 47社61名

### ⑱ 創業支援機関との連携事業

#### 1) 創業塾

2010年度まで国の委託事業として開催していた創業塾（創業を目指す方々を対象に、新規開業に必要な基礎知識を、短期間で一通り習得する入門コース）を、2011年度より(株)日本政策金融公庫の協力を得て東京商工会議所の独自事業として開催している。本年度は2日間コースを年2回開催した。

主催：東京商工会議所

<開催日>

(8、9月コース) 共催：(株)日本政策金融公庫

8月31日・9月7日

(2月コース) 共催：(株)日本政策金融公庫

2月1日・2月8日

<開催時間>

各回 1日目：午前10時～午後1時 午後2時～午後5時

2日目：午前10時～午後1時 午後2時～午後5時30分

<会場>

(株)日本政策金融公庫 東京中央支店 研修室

<テーマ>

(9月コース)

1日目 午前「ビジネスプラン作成のコツ！～夢に向けてのはじめの一步～」

中小企業診断士 加藤 敦子 氏

午後「創業までの9つのステップと事業スタート後の1年間に取り組むべきこと」

中小企業診断士/税理士

平川 雄二 氏

「経営者が知っておくべき保険・年金制度」

中小企業診断士/社会保険労務士

笠井 郁央 氏

2日目 午前「創業に必要な税務・会計の知識」

税理士 湊 義和 氏

午後「先輩起業家体験談－金なし・経験なし・人脈なしからの起業

～個人事業主から東証一部上場までの軌跡～」

(株)ラクーンホールディングス 社長 小方 功 氏

(2、3月コース)

1日目 午前「ビジネスプラン作成のコツ！～夢に向けてのはじめの一步～」

中小企業診断士 加藤 敦子 氏

午後「先輩起業家体験談－金なし・経験なし・人脈なしからの起業

～個人事業主から東証一部上場までの軌跡～」

(株)ラクーンホールディングス 社長 小方 功 氏

2日目 午前「創業に必要な税務・会計の知識」

税理士 湊 義和 氏

午後「創業までの9つのステップと事業スタート後の1年間に取り組むべきこと」

中小企業診断士 平阪 靖規 氏

「経営者が知っておくべき経営者ご自身の保険・年金制度」

社会保険労務士 西久保 裕二 氏

## &lt;参加者数&gt;

(9月コース) 8月31日 87名 9月7日 73名  
 (2、3月コース) 2月1日 121名 2月8日 110名

## 2) 都内公的創業支援機関との連携

都内の公的創業支援機関である東京信用保証協会、(株)日本政策金融公庫及び東京商工会議所で、相互の事業連携を図ることを目的に、7月に開催した創業フォーラムにて3機関の創業支援事業のPRを行った。

## ⑱ 東商社長ネット

- 開設 2014年12月1日
- URL <https://www.tokyo-cci.or.jp/shachonet/>
- 内容 会員企業の代表者の魅力を紹介するウェブサイト。経営理念や座右の銘などを掲載し、自社のウェブサイトへのリンク設定も可能。掲載無料。
- アクセス数 314,200PV(2019年度)
- 登録企業数 1,006社(2020年3月末日)

## ⑳ プレスリリース支援

共同通信PRワイヤーと提携し、会員企業のプレスリリースを国内のメディアへ配信。

プレスリリース配信

新規入会(登録)51社 配信数 254本

## ㉑ 会員企業向けセミナー・講座

## 1) プレスリリースセミナー「プレスリリースの基本と成功のポイント」

開催日 7月16日  
 会場 丸の内二重橋ビル 5階 RoomB1・2  
 講師 (株)共同通信PRワイヤー 取締役 広沢敏正氏  
 参加者数 70社 75名

## 2) 広報・PRに役立つ!人・モノの撮り方講座

開催日 10月28日  
 会場 丸の内二重橋ビル 5階 RoomA3・4・5  
 講師 (株)アグア 代表取締役 黒田耕治氏(JPIO認定フォトインストラクター)  
 参加者数 74社 84名

## 3) 中小企業向け「危機管理広報セミナー」～災害時に求められる企業の情報発信～

開催日 11月22日  
 会場 丸の内二重橋ビル 5階 RoomB1・2  
 講師 (株)新建新聞社 常務取締役 中澤幸介氏  
 NHK報道局 災害・気象センター長 橋爪尚泰氏  
 参加者数 58社 63名

## 4) 話題になる!SNS&amp;フォトセミナー

開催日 12月10日  
 会場 丸の内二重橋ビル 5階 RoomA3・4・5  
 講師 (株)楠田事務所 代表取締役 楠田和男氏  
 フォトグラファー 梅沢香織氏  
 参加者数 103社 116名

7. 事業 (18) 会員優待サービス

5) 基礎から始める「攻めの広報」セミナー

開催日 2月18日  
 会場 丸の内二重橋ビル 5階 RoomA3・4・5  
 講師 (株)メディア戦略 代表取締役 坂本宗之祐氏  
 参加者数 76社 80名

㉒ 東商トク割便

郵便局のゆうメール（旧：冊子小包郵便）を大口割引価格で利用できる会員対象のサービス。  
 契約数 54社 利用通数 243, 428通

㉓ 中堅・中小企業のためのISO認証取得／規格改訂対応支援サービス事業

1) 概要

コンサルティングによるISO9001（品質）・ISO14001（環境）の認証・取得支援を中堅・中小企業に向けて実施している。本サービスは、中堅・中小企業に利用してもらうことにより単に認証取得を行うだけでなく、経営力の向上・取引先からの信用力向上に寄与することを目的としている。

2) 実施利用企業数

・ISO9001・14001 統合版取得支援サービス 1社

(18) 会員優待サービス

① チェンバーズカード

1) カード会員

	事業所カード		個人カード		合計
	一般	ゴールド	一般	ゴールド	
口座	705	598	62	19	1,384
枚	1,015	900	74	31	2,020

2) 優待協力店（当所にて直接開拓した分）

60社（件）

(19) 福利厚生支援事業

① 共 済

1) 各共済制度実績

a. 生命共済制度

- ・ 加入事業所 2, 883事業所
- ・ 加入人員 19, 723人
- ・ 加入口数 122, 663口
- ・ 保険金・給付金支払状況（2018年12月 1日～2019年11月30日）
  - \* 死亡保険金（高度障害を含む） 30件 219, 000, 000円
  - \* 災害保険金 0件 0円
  - \* 障害給付金 2件 6, 000, 000円
  - \* 入院給付金 32件 9, 609, 000円
- ・ 配当金還元率 42. 25%（2018年12月 1日～2019年11月30日）

b. 特定退職金共済制度

- ・ 加入事業所 2, 497事業所
- ・ 加入人員 37, 465人

・ 加入口数	350,753口			
・ 給付金支払状況				
*退職年金	2人		638,244円	
*退職一時金	3,553人		3,361,500,130円	
*遺族一時金	38人		72,374,273円	
*解約手当金	40人		58,573,030円	
c. 経営者年金共済制度				
・ 加入事業所	390事業所			
・ 加入人員	639人			
・ 加入口数	3,696口			
・ 給付金支払状況				
*退職年金	3人		763,205円	
*退職一時金	54人		787,817,522円	
*遺族一時金	2人		15,347,990円	
d. 大型保障プラン				
・ 加入事業所	476事業所	{ 大樹生命保険      19事業所      40人 アクサ生命保険      457事業所      666人		
・ 加入人員	706人			
e. がん保険共済制度				
・ 加入事業所	416事業所			
・ 加入人員	521人			
f. マイライフ年金共済制度				
・ 加入人員	1,296人			
・ 加入口数	19,424口	(内一時払)	6,828口	
・ 給付金支払状況				
*脱退年金	244人		134,236,288円	
*脱退一時金	59人		286,025,041円	
*遺族一時金	1人		1,654,106円	
g. 労災上乘せ共済制度				
・ 加入事業所	921事業所			
h. PL保険制度				
・ 加入事業所	2,178事業所			
i. 所得補償共済制度				
・ 加入事業所	336事業所			
・ 加入者数	1,919人			
j. 個人情報漏えい共済制度				
・ 加入事業所	393事業所			
k. 医療共済				
・ 加入者数	1,801人			
l. 東商 確定拠出年金				
・ 成約件数	0件			
m. 業務災害補償共済制度				
・ 加入事業所	4,177事業所			
n. ビジネス総合共済制度				
・ 加入事業所	2,675事業所			
o. 団体長期所得補償共済制度				
・ 加入事業所	71事業所			

## 7. 事業 (19) 福利厚生支援事業

### 2) セミナーの開催

#### a. 「働き方改革関連法」施行後の最新動向と新たな時代の労務リスク対策セミナー

会員事業所向けに、最近の人事労務部門を取り巻く環境の変化とそれに対する企業のリスク対応策についての情報提供と労災上乗せ共済制度のPR、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 2019年 5月21日(110名)

○講師 三井住友海上火災保険㈱ 営業推進部 法人開発室

課長 齋藤英樹氏

○会場 東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom

会議室「RoomA3・4・5」

#### b. 『PL(製造物責任)対策』セミナー

会員事業所向けに、PL事故対策や事故発生時の対応方法等リスク対応へのノウハウについての情報提供とPL保険制度のPR、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 2019年 6月21日(91名)

○講師 MS&ADインターリスク総研㈱ リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

コンサルタント 鶴田彬氏

○会場 東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom

会議室「RoomB1・2」

#### c. <参加型>パワハラなんて言わせない!! ~上司のための部下指導セミナー~

会員事業所向けに、ハラスメント関連の環境変化が企業に及ぼす影響と、その対応例と基礎知識について部下の指導方法を切り口に説明し、併せて業務災害補償共済のPR、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 2019年 7月 1日(81名)

○講師 東京海上日動火災保険㈱

本店広域法人部部長 兼 営業開発部参与 横山昌彦氏

○会場 東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom

会議室「RoomB1・2」

#### d. 上司のための部下指導セミナー ~<参加型>パワハラなんて言わせない!~

会員事業所向けに、ハラスメント関連の環境変化が企業に及ぼす影響と、その対応例と基礎知識について部下の指導方法を切り口に説明し、併せて業務災害補償共済のPR、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 2019年 9月 2日(73名)

○講師 東京海上日動火災保険㈱

本店広域法人部部長 兼 営業開発部参与 横山昌彦氏

○会場 東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom

会議室「RoomB1・2」

#### e. 情報セキュリティセミナー

会員事業所向けに、個人情報漏えい事故の実例や事故発生時の対応へのノウハウについての情報提供と個人情報漏えい共済制度のPR、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 2019年11月15日(76名)

○講師 東京海上日動リスクコンサルティング㈱ ソリューション創造本部

シニアマネージャー 杉浦基紀氏

○会場 東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom

会議室「RoomA3・4・5」

#### f. 法改正にみるハラスメントの動向と対策セミナー

会員事業所向けに、各種ハラスメントの防止を義務付ける法律施行に向けた対策について説明し、併せて労務リスクに備える業務災害補償共済のPR、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 2020年 2月 5日 (86名)

○講師 MS&ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部  
危機管理・コンプライアンスグループ

上席コンサルタント 人見健太氏

○会場 東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom  
会議室「RoomA3・4・5」

g. 企業に求められるメンタルヘルス対策セミナー

会員事業所向けに、メンタルヘルスの基礎知識と職場でできる適切な対応のノウハウについての情報提供と業務災害補償共済のPR、加入・更新促進を兼ねてセミナーを開催した。

○開催日 2020年 2月14日 (61名)

○講師 SOMP Oヘルスサポート株式会社

産業保健メンタルヘルス・コーディネーター 木之下 みやま 氏

○会場 東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom  
会議室「RoomB1・2」

h. 保険会社との共催セミナー

アクサ生命保険(株)との共催

・内容 税制改正・事業承継のポイント解説セミナー (渋谷支部共催)

○開催日 2019年 5月21日 (29名)

○講師 宮田昇税理士事務所 代表 税理士

宮田 昇 氏

○会場 渋谷区立商工会館

・内容 海外危機対策セミナー～従業員の安全配慮義務～ (港支部共催)

○開催日 2019年 5月27日 (33名)

○講師 外務省領事局邦人テロ対策室長

兼経済局官民連携推進室日本企業海外安全対策特別専門官

上田 肇 氏

アクサ・アシスタンス・ジャパン(株)

大谷 淳 氏

○会場 港区立商工会館

・内容 社長・役員の経営上の責任とリスク対策～中小企業存続のために～ (中央支部共催)

○開催日 2019年 6月18日 (93名)

○講師 森総合税理士法人代表 公認会計士 税理士

森 耕平 氏

○会場 日本印刷会館

・内容 相続・事業承継対策の意外な落とし穴

～経営者の“もしも”に備える「成年後見制度」と「家族信託」～ (中央支部共催)

○開催日 2019年10月23日 (20名)

○講師 宮田昇税理士事務所 代表 税理士

宮田 昇 氏

○会場 TKP東京駅前会議室

・内容 争族にしない!!家族信託を使った事業承継(江戸川支部共催)

○開催日 2019年11月 8日 (22名)

○講師 新堂・松村法律事務所 弁護士

青代 深雪 氏

○会場 タワーホール船堀 研修室

・内容 事業継続のための退職金・健康経営セミナー (共済センター共催)

○開催日 2020年 2月18日 (19名)

○講師 (株)ピージェイハーベスト 代表取締役

健康経営エキスパートアドバイザー 社会保険労務士

沖倉 功能 氏

○会場 日本教育会館

・内容 退職金をもらわないリスクを知っていますか?

オーナー経営者は必ず知っておいて頂きたい! (中央支部共催)

○開催日 2020年 3月18日 【開催延期】

## 7. 事業 (19) 福利厚生支援事業

- 講師 森総合税理士法人代表 公認会計士 税理士 森 耕平氏  
○会場 TKP東京駅セントラルカンファレンスセンター

### 3) イベント等の実施

#### a. 健康ウォーキングの実施

共済加入事業所を中心とした会員事業所向けに、加入者への還元並びに健康増進を目的に健康ウォークを実施した。

○開催日 2019年11月 9日 (315名)

○内容 第10回健康ウォーキング

～令和の幕開けは、多文化共生の街新宿から～

○行程 新宿中央公園水の広場(スタート)→新大久保コリアンタウン→稲荷鬼王神社→新宿ゴールデン街→花園神社→太宗寺→新宿御苑→新宿中央公園水の広場(ゴール)

### 4) 生保推進会議の開催

#### a. 第1回推進会議 於：東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom 会議室「RoomA3」

○開催日 2019年 4月10日 (15名)

○内容 共済制度推進について

東京商工会議所共済制度取扱マニュアル

帳票類の元号改定対応について

その他

#### b. 第2回推進会議 於：東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom 会議室「RoomA3」

○開催日 2019年 7月 9日 (12名)

○内容 共済制度募集実績について

帳票類の元号改定対応について

その他

#### c. 第3回推進会議 於：東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom 会議室「RoomA3」

○開催日 2019年 12月10日 (18名)

○内容 共済制度募集実績について

新年度4共済制度シェアについて

新年度推進計画について

### 5) 損保会議の開催

#### a. 第1回営業担当者会議 於：東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom 会議室「RoomA5」

○開催日 2019年 4月22日 (15名)

○内容 損保共済制度中間実績報告について

団体PL保険の新規・更改募集について

2019年度共済制度推進について

その他

#### b. 第1回事務担当者会議 於：東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom 会議室「RoomA3」

○開催日 2019年 5月15日 (20名)

○内容 全制度募集時の注意点について

団体PL保険制度事務手続きについて

その他 意見交換等

- c. 第1回推進会議 於：グランドエクシブ那須白河 バンケットホールチェサピーク  
 ○開催日 2019年 8月19日 (19名)  
 ○内 容 2019年度実績報告について  
 各社の営業推進状況について  
 共済センターからの連絡・報告等
- d. 第2回推進会議 於：東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom  
 会議室「RoomB3」  
 ○開催日 2019年12月12日 (14名)  
 ○内 容 2019年度実績報告  
 次年度の募集に向けて  
 所得補償共済・労災上乗せ共済 次年度変更点について  
 共済センターからの報告・連絡等
- e. 第2回事務担当者会議 於：東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom  
 会議室「RoomA3」  
 ○開催日 2019年12月17日 (22名)  
 ○内 容 所得補償共済・労災上乗せ共済 新規・更改における事務手続き  
 その他 意見交換等
- 6) 表彰式の開催
- a. 共済制度年間功労者表彰式 於：東京商工会議所5階 Hall&ConferenceRoom  
 会議室「RoomA1、A2」  
 東京會館  
 生命共済制度・特定退職金共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した引受保険会社と推進員を表彰。  
 ○開催日 2020年 3月 3日 (90名)  
 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
- b. 損保共済制度年間表彰式 於：第一ホテル東京 ラ・ローズI  
 損保共済制度に年間表彰基準を設定し、達成した代理店を表彰。  
 ○開催日 2020年 3月18日 (表彰代理店 延134代理店)  
 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

## ② CLUB CCI

CLUB CCIというブランド名で、会員企業の従業員およびその家族向けに、月々わずかな会費で、充実した福利厚生を実現できる福利厚生代行サービスを提供している。

## 1) 加入状況

	バフェプラン		バフェプランLite		えらべる倶楽部	
	加入 事業所数	登録 会員数	加入 事業所数	登録 会員数	加入 事業所数	登録 会員数
連携 商工会議所	249社	2,737人	24社	217人	6社	42人
東京 商工会議所	834社	17,415人	163社	3,605人	81社	1,759人
合計	1,083社	20,152人	187社	3,822人	87社	1,801人

## 2) 連携商工会議所(19ヵ所)

千葉、名古屋、大阪、豊中、広島、神戸、北大阪、習志野、北九州、徳島、青梅、和泉、八千代、多治見、海老名、草加、三島、水戸、安城

7. 事業 (19) 福利厚生支援事業

3) 入会キャンペーンの実施

a. 上期

○実施期間 2019年7月1日～9月13日  
期間中の入会者(24社・130人)

b. 下期

○実施期間 2020年1月21日～3月13日  
期間中の入会者(15社・50人)

4) 第21回商工会議所CLUB CCI事業連携会議の開催

各地連携商工会議所における活動報告ならびに新規加入促進と退会防止に向けた意見交換を目的に開催した。

開催日 2019年6月21日  
会場 丸の内二重橋ビル RoomA5

5) CLUB CCI WEBサイトを全面改修

スマートフォンにも対応した画面表示で、メニューの検索や利便性を向上させた。

③ 健康管理サービス

1) 郵送によるがん検診

検査種類	受診者数
大腸がん便潜血検査	165
前立腺がん検査	64
胃がんリスク層別化検査	84
ピロリ菌抗体検査	31
ペプシノゲン検査	9
子宮頸がん予防検査	31
高リスクHPV検査	3
かんたん健診	87
合計	474

2) 雇入時・定期健診

a. 受診者数

検査種類	受診件数
雇入時健診	78
定期健診	304
略式定期健診	113
合計	495

b. 健診会場

東京商工会議所

3) 生活習慣病健診

a. 受診者数

検査種類	受診件数
生活習慣病+定期健康診断	804
生活習慣病	31
胃がん予防健診	233

前立腺がん予防健診	149
肝炎ウイルス検査	143
卵巣がん検査	112
合計	1,472

## b. 健診会場 (7ヶ所)

東京商工会議所、屋外広告健保会館、大田区産業プラザ、ハピネス・ケア四谷、台東区浅草公会堂、すみだ産業会館、北沢タウンホール

## 4) 腹部超音波・胃部X線健診

## a. 受診者数

検査種類	受診件数
A 腹部超音波	81
B A+胃部レントゲン検査	68
C 乳腺超音波+CA125検査	52
前立腺検査	33
肝炎ウイルス検査	18
合計	252

## b. 健診会場 (6ヶ所)

屋外広告健保会館、大田区産業プラザ、ハピネス・ケア四谷、台東区浅草公会堂、すみだ産業会館、北沢タウンホール

5) 一般健診	受診者数	1,452名
6) 婦人科健診	受診者数	0名
7) 人間ドック	受診者数	434名
8) 脳ドック	受診者数	1名
9) 生活習慣病健診	受診者数	98名
10) PET-CT	受診者数	1名
11) ストレスチェック制度	受診者数	570名

## (20) 受託・協力事業

## ① 東京都中小企業再生支援協議会事業

中小企業の抜本的な再生に向けた取り組みを支援するため、「産業競争力強化法（前根拠法：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、2014年1月20日より現根拠法に変更）」に基づき、東京商工会議所が認定支援機関となり、2003年3月に東京商工会議所に設置された公正中立な公的機関である。事業性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者等を対象に、事業再生の常駐専門家がきめ細かい経営相談・再生支援を行う。

## 1) 会議

全体会議 6月 6日

## 7. 事業 (20) 受託・協力事業

- 議 題 1) 再生支援業務部門における2018年度活動実績及び  
2019年度活動方針(案)について  
2) 事業引継ぎ支援センターにおける2018年度活動実績及び  
2019年度活動方針(案)について
- 出席者 27名

### 2) 相談実績

	2019年度	設立時からの累計 (2003.3～)
相談企業数	295社	4,154社
再生計画策定支援完了件数	65件	819件

### 3) 相談会

個別相談会「経営まるごと相談会」 9月 5日・10日  
相談会参加社数 18社

### 4) 事業再生セミナー「会社は生き返る」

開催日 2月 4日  
会場 丸の内二重橋ビル5階 東商グランドホール  
講師 中小企業再生支援全国本部 顧問 藤原敬三氏  
株式会社 中野里陽平氏  
参加者数 261名

## ② 東京都経営改善支援センター

金融支援等を必要とする中小・小規模事業者に対し、経営改善計画の策定費用の一部について国が支援するもの。「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(2014年1月20日より産業競争力強化法に変更)」に基づき、全国の中小企業再生支援協議会に設置された。東京商工会議所では、2013年2月に業務を開始。本事業の利用申請窓口として受付および費用の支払を行っている。2017年5月より早期経営改善計画策定支援事業を開始した。

### 1) 申請実績

	2019年度	2019年度(早期)	設立時からの累計 (2013.2～)
利用申請受付	62件	170件	2,207件
支払申請受付	45件	183件	1,381件
モニタリング実施回数	412回	135件	2,654回

## ③ 東京都事業引継ぎ支援センター

後継者不在を理由に廃業を検討する中小企業が増えるなか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(2014年1月20日より産業競争力強化法に変更)」に基づき、廃業を選択する前に自社の事業を引継いでくれる企業を探すにあたり、M&Aの活用について詳しい専門家が公平中立な立場でアドバイスを行う「東京都事業引継ぎ支援センター」を東京商工会議所に設置した。2011年10月3日に業務を開始し、きめ細かい支援を行っている。

### 1) 相談実績

	2019年度	設立時からの累計 (2011.10～)
相談企業数	908社	5,688社
事業引継ぎ支援完了件数	74.5件	306件

※支援完了件数の( )カッコ内は全国本部の相談対応状況実績(全国センター間マッチングで成約した場合、成約件数1件は譲渡企業紹介センター0.5件、譲受企業紹介センター0.5件となる)

#### ④ 容器包装リサイクル申請関係事業

##### 1) 概要

東京商工会議所では、1999年11月以降、(公財)日本容器包装リサイクル協会の委託により、中小企業相談センターにおいて、法定義務を負う「特定事業者」からの再商品化委託契約締結に係る申込受付代行業務を行っている。

2019年度は、リサイクル制度の内容および申込手続の基本事項を確認する制度説明会を3回開催し、説明会開催後に無料個別相談会を実施した。

##### 2) 東商における「再商品化委託申し込み」手続きの代行状況

再商品化委託申込事業者数 2,926件

##### 3) 「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」

12月17日

会場：丸の内二重橋ビル5階 東商グランドホール

説明会参加人数：186名

講師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

理事・企画広報部長 堀田 肇 氏

理事・総務部長 高松 和夫 氏

個別相談件数：15件

12月20日

会場：丸の内二重橋ビル5階 東商グランドホール

説明会参加人数：192名

講師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

専務理事 小山 博敬 氏

理事・総務部長 高松 和夫 氏

個別相談件数：22件

1月15日

会場：AP浜松町 ルームD～F

説明会参加人数：171名

講師：(公財)日本容器包装リサイクル協会

常務理事・事務局長 栗原 博 氏

総務部 副部長 松島 一高 氏

個別相談件数：17件

7. 事業 (20) 受託・協力事業

⑤ GS1事業者コード(JAN企業コード) 受付事業

POS受付件数一覧表

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本部	0	1	2	5	3	0	2	2	0	1	0	1	17
千代田	3	3	5	6	2	1	1	2	2	1	1	3	30
中央	1	1	3	3	0	2	1	0	0	1	1	0	13
港	3	2	1	2	5	3	2	1	1	3	2	5	30
新宿	3	2	1	2	1	1	0	7	0	0	1	1	19
文京	1	1	0	1	2	2	0	1	1	3	1	1	14
台東	2	3	2	4	2	4	2	4	1	2	2	2	30
北	2	1	3	0	1	1	0	1	0	0	0	1	10
荒川	0	2	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	7
品川	1	1	1	0	0	1	2	0	0	2	1	1	10
目黒	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	5
大田	4	1	3	2	1	3	1	2	0	0	0	2	19
世田谷	1	0	1	0	2	0	0	2	1	2	0	0	9
渋谷	3	2	1	4	5	2	0	4	1	2	2	1	27
中野	1	0	0	1	0	1	0	2	0	2	2	1	10
杉並	1	0	1	1	0	1	0	1	0	2	0	0	7
豊島	1	3	1	0	1	1	2	1	1	1	2	1	15
板橋	0	0	1	0	0	2	0	1	2	1	1	1	9
練馬	0	2	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	8
江東	2	2	3	0	2	0	1	0	0	0	0	1	11
墨田	2	4	3	1	2	3	0	2	1	1	2	4	25
足立	2	2	1	3	3	1	1	2	1	0	4	0	20
葛飾	2	0	1	1	1	0	3	2	1	1	0	1	13
江戸川	0	3	1	0	1	0	0	2	0	2	4	2	15
合計	35	37	37	39	37	29	18	41	14	29	27	30	373

⑥ 消費税軽減税率対策窓口相談等事業

1) 概要

2019年10月(10%)の消費税率の引上げにあたり、事業者が税率引上げ分を価格に適正に転嫁し、また軽減税率を円滑に導入するため、中小企業庁により全国の商工会議所等を通じ、消費税軽減税率対策窓口相談等事業が実施された。当事業につき、日商から業務委託を受け以下の事業を行った。

2) 実施内容

消費税率引上げや軽減税率導入に伴い相談窓口を設置し、消費税に関する指導を行うとともに、本質的な経営力強化に資する支援を行った。

また、経営指導員、ならびに9名の施策普及員が都内中小企業者を巡回訪問し、消費税転嫁対策特別措置法の周知や軽減税率導入対策に資する施策の紹介等を行った。併せて、講習会等の開催や専門家派遣による個別指導を実施しほか、中小・小規模事業者への施策普及を行った。

a. パンフレット

- ・軽減税率対策補助金の案内 1. 5万部

b. 冊子

- ・中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策 32. 5千冊
- ・消費税軽減税率制度対策—経理処理編— 5. 5千冊

- c. 啓発用ツール
- ・啓発用マーカー（蛍光ペン） 2万本
- d. 広報
- ・圧着DMの発送 64,4千件
  - ・インターネットリスティング・リターゲティング広告 約65万件  
(実施期間 6月21日～ 8月30日)
  - ・Facebook インフィード広告 約94万件  
(実施期間 11月21日～ 12月16日)
  - ・YouTube Trueview 広告 約70万件  
(実施期間 1月 8日～ 1月24日)
- 3) 指導など件数の実施件数
- |                        |            |
|------------------------|------------|
| 中小・小規模事業者向けセミナー・講習会等開催 | 82回／2,998人 |
| 巡回・窓口指導                | 18,976件    |
| 巡回・窓口指導以外の指導（役員会での説明等） | 9,764件     |
| 施策普及員による施策普及           | 5,675件     |
| 専門家派遣（消費税エキスパート）       | 97回        |
| 窓口専門相談                 | 1,705回     |
- 4) 消費税軽減税率制度研修会 3回
- 5) 設備投資に係る税制措置への対応
- 消費税率引上げに対応するためレジスターを入れ替えるなど、卸売業・小売業・サービス業の方で新しく設備導入される場合、30%の特別償却か、7%の税額控除を受けることが出来る「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」が用意されている。本税制を活用する場合は、商工会議所等の指導助言を受け「指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」を添付する必要がある、東商本部相談センターならびに23支部において対応を行った。書類発行件数は14件（※12月末時点）であった。
- 6) その他
- なお、本事業については本年度実施をもって終了となった。

### ⑦ 中小企業会計啓発・普及セミナー事業

#### 1) 概要

中小企業の経営者が「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」に則った決算書を作成することの意義、財務情報の経営活動への活用方法等について理解を深めることにより、自社の経営状況を把握し、金融機関からの資金調達力の強化、取引先からの受注拡大等へのきっかけをつかむことを目的として、東商と(独)中小企業基盤整備機構との共催で実施した。

#### 2) 実施内容

セミナー名 「(中小企業会計啓発・普及セミナー) 税務申告のためだけの決算書ではもったいない！経営者のための中小会計要領セミナー」

8月27日 参加人数：52名

講師：ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人 代表社員 西内孝文氏

2月18日 参加人数：45名

講師：アルパーコンサルティング(株) 代表取締役・経営士 古川忠彦氏

### ⑧ 電子認証サービス

#### 1) 概要

電子証明書とはネット社会における印鑑登録証明書ともいえるものであり、インターネット上での取引の基盤となる仕組みである。当所では、(株)帝国データバンクおよびセコムトラストシステムズ(株)が発行する3タイプの証明書を、会員に対し、特別料金で提供できるサービスを実施している。

7. 事業 (20)受託・協力事業

2) サービス件数

サービス名	(株)帝国データバンク	セコムトラストシステムズ(株)	
	TDB TypeA	SECOM for G-ID	SECOM 行政書士
申 込 件 数	1 3 5 件	3 7 件	4 2 件

⑨ 汚染負荷量賦課金申告・納付受付事業

概 要：法律に基づき、事業主が負担する汚染負荷量賦課金制度の普及・啓発ならびに申告書の受付点検事業を行った。

委託元：(独)環境再生保全機構

委託区域	項目	協会から委託を受けた事業所数	申告の対象となる事業所数	申告を受けた事業所数
千代田		92	92	92
中央		40	40	40
港		60	60	59
新宿		33	33	32
文京		25	25	25
台東		12	12	12
北		26	26	26
荒川		4	4	4
品川		26	26	26
目黒		16	16	16
大田		30	30	30
渋谷		25	25	25
豊島		11	11	11
板橋		27	27	27
江東		29	29	28
墨田		12	12	12
足立		18	18	18
葛飾		13	13	12
江戸川		11	11	11
尼崎市		3	3	3
大阪市		12	12	12
大牟田市		1	1	1
川崎市		8	8	8
北九州市		3	3	3
神戸市		6	6	6
堺市		3	3	3
四日市市		1	1	1
名古屋市		5	5	5
三重郡楠町		1	1	1
横浜市		4	4	4
その他の地域		219	219	219
合計		776	776	771

汚染負荷量賦課金申告受付期間 2019年4月1日から5月15日

2019年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会 4月10日(47社出席)

⑩ 経営革新計画点検業務委託事業

1) 目的及び内容

東京商工会議所では中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画策定に取り組む中小企業のサポートを

行うことを目的に、2008年11月から、東京都産業労働局の委託事業として「中小企業経営革新計画承認申請受付窓口」を中小企業相談センター内に設置している。

専門相談員を窓口配置し、制度の説明、経営革新計画承認申請書作成の支援、申請に必要な書類の確認・受領、東京都産業労働局への申請書提出・説明報告、東京都審査会用の資料作成・発表・審査結果の通知等、幅広い支援を実施した。

2) 相談実績(2019年4月～2020年3月)

経営革新計画承認件数	121社
窓口における相談・指導	132回
メール・電話による相談・指導	181回

⑪ 中小企業活力向上プロジェクトネクスト実行委員会事務局業務

本プロジェクトは、「中小企業活力向上プロジェクト」(2016年度～2018年度)の後継事業として2019年度より開始した。東京都産業労働局、(公財)東京都中小企業振興公社、東京都中小企業団体中央会、(一社)東京都中小企業診断士協会、東京都商工会連合会、東京都商工会議所連合会の都内6機関が結集し、都内中小企業が直面する様々な経営課題に的確に対応し、きめ細かな経営サポートを行うことで経営の活力向上を図る支援体制を構築するため、実行委員会を組成し、その事務局業務を当所が受託している。

1) 会議等の開催

a. 実行委員会

- 【第1回】 ○日時 4月26日 10時00分から11時00分まで  
○場所 東京商工会議所 会議室B3  
○議事 ①実行委員会の発足について(案)  
②実行委員会と東京都の協定締結について(案)  
③実行委員会と東京商工会議所の業務委託契約締結について(案)  
④幹事会の設置について(案)  
⑤2019年度事業計画および収支予算について(案)  
⑥各種規定について(案)

- 【第2回】 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、書面開催  
○日時 3月26日 16時00分から17時00分まで  
○場所 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室D  
○議事 ①2019年度事業報告及び収支決算について(案)  
②2020年度事業計画及び収支予算について(案)

b. 幹事会

- 【第1回】 ○日時 7月18日 10時00分から11時30分まで  
○場所 東京都庁第2本庁舎31階 特別会議室24  
○説明 ①中小企業活力向上プロジェクトネクストについて  
②幹事会について  
③事業計画・収支予算について  
○議事 事業の進捗状況について  
○報告 支援事例の紹介について

- 【第2回】 ○日時 2月5日 15時30分から17時00分まで  
○場所 東京都庁第1本庁舎42階 特別会議室C  
○説明 事業の実施状況について

## 7. 事業 (20) 受託・協力事業

- 議 事 ① 今後の予定について
- ② 2020年度事業計画(案)について

### c. 担当者連絡会

- 【第1回】 ○ 日 時 6月24日 9時30分から11時00分まで
- 場 所 東京商工会議所 会議室B1
- 説 明 ① 事業計画・年間スケジュールについて
- ② 中小企業活力向上事業の進捗について
- ③ 事業PR経費・PR広告・セミナー開催経費の補助請求について
- ④ 活力向上プロジェクトネクストスキームへ変更に伴う注意点について
- ⑤ 支援事例集の作成について
- ⑥ 中小企業活力向上プロジェクトネクスト PRツールのご紹介
- ⑦ 産学公連携相談窓口について
- 【第2回】 ○ 日 時 10月25日 15時30分から17時00分まで
- 場 所 東京商工会議所 会議室A3・4
- 説 明 ① 中小企業活力向上事業 執行状況(9月末日まで)について
- ② プロジェクトの進捗について
- ③ 利用企業へのアンケート実施について
- ④ 支援事例集の作成について

## 2) 診断・支援ツール

### a. オンラインセミナー動画の配信

都内中小企業、小規模事業者の経営力向上を目的にPC・スマートフォン・タブレット端末で視聴出来る動画を制作。映像とスライドを連動させ、資料のダウンロードも可能なシステムで配信するもので前年度に引き続き、今年度は全3回完結のセミナーを5本公開した。

### b. 公式ホームページの改修・セキュリティ対策

ユーザービリティの向上を目指し、マイページの改修、トップページのパーソナライズ化、デザイン周りの修正をおこなった。主な変更点として、①「お気に入り」「印刷」機能の追加 ②情報の発信日と質に応じて、トップ画面の表示をリアルタイムに変化 ③アクセスランキングや閲覧履歴の追加、スマホページ等の改修等。また、外部機関によるセキュリティ診断を実施したところ、危険度「中」の脆弱性が見つかったが、診断後早急に対策を実施し、問題なく対応完了した。また、制作・保守運用業者の現地監査の結果は特に問題はなく、昨年度よりも改善が見られた。

### c. 専門家コラムの配信

都内中小企業に向けた経営支援情報の充実、及び本事業の登録中小企業診断士との連携強化を目的に、専門家によるコラムを公式ホームページに掲載。それぞれの中小企業診断士の専門性を活かした内容となっており計24本のコラムを配信した。

## 3) 企業経営者向けセミナー

年間計5回のセミナーを下記のとおり開催した。

6月21日(113名)「倒産寸前からV字回復、100年企業を目指して」

日本電鍍工業㈱ 代表取締役 伊藤麻美氏

会場：コンファレンススクエアM+ 10階 グランド

9月5日(17名)「魅力あるPOPのセミナー」

中小企業診断士 安藤昌明氏

- 会場：青梅商工会議所 3階 会議室  
 9月11日（71名）「老舗お祭り用品専門店『浅草中屋』の経営改革」  
 中川(株) 代表取締役 中川 雅雄氏
- 会場：丸ビルコンファレンススクエア Room 4  
 11月21日（67名）「企業理念を活かし、強い会社をつくる！」  
 HILLTOP(株) 東京オフィス支社長 静本 雅大氏
- 会場：コンファレンススクエア M+ 10階 グランド  
 12月5日（62名）「成果を出す！展示会出展のキホン」  
 中小企業診断士 川崎 悟氏
- 会場：コンファレンススクエア M+ 1階 サクセス

## 4) 支援者向け説明会

- a. 都内商工会・商工会議所の経営指導員を対象とした事業スキーム等の説明会  
 4月5日（97名）東京国際フォーラム  
 4月9日（81名）東京国際フォーラム  
 4月17日（51名）東京都中小企業振興公社多摩支社  
 4月19日（51名）東京都中小企業振興公社多摩支社
- b. 登録中小企業診断士を対象とした事業内容等の説明会  
 5月15日（96名）国分寺労政会館  
 5月17日（179名）東京商工会議所  
 5月20日（181名）東京商工会議所

## 5) 広報活動

当事業の認知度を高めるために、東京都産業労働局、中小企業支援団体、東京都内の商工会・商工会議所と協力し、PRチラシの作成・配布、ホームページでの広報、メールマガジンの配信等を実施した。

また、専門家支援の成果をPRする支援イメージ動画を制作し、公式ホームページでの配信やWEB広告にて配信。ドラマ形式のPR動画についてはタクシー車両内デジタルサイネージにて配信し、認知度拡大を図った。

## 6) 2019年度 支援事例集の制作

当事業の成果を普及するため、利用企業アンケート調査結果の分析及び支援事例紹介から成る「支援事例集」を制作した。

## 7) 年次報告会の開催 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、中止

- a. 内容  
 各種PRツールの紹介、経営診断・アシストコース・フォローアップコース利用企業へのアンケート調査結果の報告、アシストコース利用企業の講演、企業支援事例の発表（3社）
- b. 開催日／場所  
 3月11日 東京商工会議所 会議室B1・B2

## ⑫ 東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修Ⅰ「課題別選択研修」受入れ事業

7月22日～8月23日 民間企業派遣研修の実施（3日間）  
 受入実数は23社66名

## ⑬ 東京都教員採用候補者選定に伴う面接委員の推薦

9月1日 東京都公立学校教員採用の面接試験（面接委員14名推薦）

## 7. 事業 (20) 受託・協力事業

### ⑭ 小規模事業者持続化補助金事業形式審査事務

#### 1) 目的及び内容

中小企業庁は、2013年度補正予算分(2014年実施)から、小規模事業者が商工会議所と一体となって作成した経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則50万円を上限に補助金(補助率3分の2)を交付している。

東京商工会議所では、事業発足当初から、小規模事業者持続化補助金事務局を受託して運営している日本商工会議所より、事業者の形式審査事務の一部業務を再受託し、23支部および中小企業相談センターに相談窓口を設置して対応している。相談窓口では、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行うとともに、補助金申請の際の必要書類となる「事業支援計画書」を、経営者の年齢が60歳以上の事業者には事業承継の準備状況等をヒアリングし、「事業承継診断票」を作成・発行した。また、補助金採択者に対しては、発行した「事業支援計画書」に基づいて事後指導を実施した。

今年度は、令和元年10月に発生した令和元年台風第19号の暴風雨による災害にて、東京都が激甚災害の被災区域となりました。激甚災害地域(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)において、被害を受けた小規模事業者の事業再建を支援するため、事業再建に向けた取組に要する経費の一部を補助する「被災小規模事業者再建事業費補助金」(持続化補助金台風19号型)が創設され、東京商工会議所にて、事業者の経営計画書、補助事業計画書の作成支援を行いました。

#### 2) 「事業支援計画書」発行実績

①平成30年度第2次補正予算(公募期間:2019年4月25日~2019年6月12日)

1,803件

②令和元年度 被災小規模事業者再建事業 持続化補助金台風19号型

(公募期間:2019年12月17日~2020年1月17日) 75件

③令和元年度補正予算 第1回(公募期間:2020年3月10日~2020年3月31日)

909件

### ⑮ 認定経営革新等支援機関業務

#### 1) 目的及び内容

東京商工会議所は、経済産業大臣から平成28年7月25日付で中小企業等経営強化法に基づく支援機関として認定を受け、認定経営革新等支援機関の関与を要する中小企業施策を会員企業等の小規模事業者・中小企業が利用しやすくするため、認定支援機関業務を行っている。

認定支援機関業務のうち、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要な申請書・事業計画の作成支援は、会員・非会員を問わず対応している。2019年7月1日から、認定経営革新等支援機関としての関与が必要な施策の申請・申込に必要な書面等は、申請書・事業計画等を確認のうえで会員に対し発行する手続きを開始した。

#### 2) 発行実績

①「先端設備等導入計画に関する確認書」 97件(昨年51件)

②「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に関する確認書」 17件(昨年26件)

③「事業承継補助金に関する確認書」 12件(昨年9件)

### ⑯ 職域における感染症対策普及促進事業

#### 1) 目的及び内容

インフルエンザ等の身近な感染症が職場で発生した場合、企業活動に支障が出ることがある。2012年から2013年にかけての大規模な風しんの流行では、患者の大多数が働く世代であった。本事業は、東京都、東京都医師会、および東京商工会議所が連携し、感染症に対する必要な知識の習得や、風しん予防対策などを支援するために、3コースの研修を提供し、企業の感染症対策を支援した。

	コース名	サポート内容	達成基準
コースⅠ	感染症理解のための従業者研修	感染症の基礎知識ドリル（研修教材）を提供し、正しい知識の定着を図る。	従業者の8割以上が教材受講
コースⅡ	感染症BCP（業務継続計画）の作成	BCPのひな形を提供し、職場で感染症患者が発生した場合に、業務を円滑に継続するための対処策の作成を図る。	事業所単位でのBCP作成
コースⅢ	風しん予防対策の推進	予防接種等協力医療機関を紹介し、従業者の抗体（免疫）保有の確認や予防接種の推奨等を促し、職場ぐるみで風しん予防を図る。	風しん抗体保有者が従業者の9割以上

## 2) 活動実績

## a. 事業説明会（健康経営セミナー）の開催

- 7月29日（124名） 内容 基調講演『職場・職域における感染症対策の実践  
～最近の動向を踏まえて～』  
日比谷クリニック副院長 慈恵医大附属病院感染症科 非常勤診療医長 加藤 哲朗 氏  
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明  
東京都福祉保健局 健康安全部感染症対策 課長 中坪 直樹 氏
- 8月23日（94名） 内容 基調講演『職場の感染症対策』  
東京医科大学病院 渡航者医療センター 教授 濱田 篤郎 氏  
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明  
東京都福祉保健局 健康安全部感染症対策 課長 中坪 直樹 氏
- 11月11日（26名） 内容 基調講演『みんなではじめる職場の感染症対策』  
産業医科大学病院 感染制御部 副部長 鈴木 克典 氏  
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明  
東京都福祉保健局 健康安全部感染症対策 課長 中坪 直樹 氏
- 11月22日（73名） 内容 基調講演『危機管理の専門家が語る  
”企業に求められる実効性のある感染症BCP”のポイント』  
㈱レスキューナウ危機管理研究所 社長 市川 啓一 氏  
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明  
東京都福祉保健局 健康安全部感染症対策 課長 中坪 直樹 氏
- 12月13日（65名） 内容 基調講演『企業における感染症対策—麻しん風しん対策から—』  
日本航空㈱ 健康管理部 常勤産業医 牧 信子 氏  
「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」事業説明  
東京都福祉保健局 健康安全部感染症対策 課長 中坪 直樹 氏

## b. BCP作成オリエンテーションの開催

- 5月23日（2名） 内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」  
中小企業診断士 小川 亮一 氏
- 6月23日（2名） 内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」  
中小企業診断士 小川 亮一 氏
- 7月19日（1名） 内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」  
中小企業診断士 小川 亮一 氏
- 8月27日（1名） 内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」  
中小企業診断士 小川 亮一 氏
- 9月26日（5名） 内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」  
中小企業診断士 小川 亮一 氏
- 10月30日（1名） 内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」  
中小企業診断士 小川 亮一 氏

7. 事業 (20) 受託・協力事業

12月18日 ( 4名)	内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」	中小企業診断士	小川亮一氏
1月20日 ( 1名)	内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」	中小企業診断士	小川亮一氏
2月26日 ( 6名)	内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」	中小企業診断士	小川亮一氏
3月24日 ( 7名)	内容 「感染症BCP作成方法および事例紹介」	中小企業診断士	小川亮一氏

c. 専門家（保健師・中小企業診断士）によるコース未達成企業の巡回訪問指導  
 コースⅠ～Ⅲに申込み、申込のコースを達成していない企業に対し、各コースの実行および達成を促すため、保健師及び中小企業診断士による巡回訪問指導を実施した。（45社）。

d. 申し込み及び達成企業・事業所数

	コースⅠ 従業員研修	コースⅡ BCP作成	コースⅢ 風しん対策	合計(※)	
				延べ数	実数
申込事業所数	169	103	40	312	193
達成事業所数	63	15	7	85	67

※ 延べ数は、各コース別事業所数の合算、実数はコースの重複を除いた事業所数。

⑰ 東京都職域健康促進サポート事業

1) 目的及び内容

健康経営の普及・推進の一環として、東京都より「職域健康促進サポート事業」を受託。東京都が進める、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」等の施策について、①東京商工会議所が認定する健康経営アドバイザーが都内事業者に対し情報提供を通じた啓発活動を行うとともに、②具体的な取り組みを希望する企業に専門家を派遣し、その取り組みを支援した。

専門家派遣では、166社延べ659回の派遣を行い、健康経営への取り組みを支援した。

2) 活動実績

a. 情報提供・啓発活動

情報提供・啓発活動では、本事業の協力企業として、アクサ生命㈱、三井住友海上火災保険㈱、㈱東京きらぼしフィナンシャルグループおよび㈱きらぼし銀行、あいおいニッセイ同和損保㈱、アデコ㈱と「連携協定」を締結し、同社に所属の健康経営アドバイザーが事業所を訪問するなど、都内約一万事業所に対し、情報提供を通じた啓発活動を行った。

b. 専門家派遣

職場の健康づくり・がん対策等について、具体的な取り組みを希望する企業に対し、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家（健康経営エキスパートアドバイザー）を派遣し、166社延べ659回の支援を行なった。

c. 健康経営セミナー

5月21日	「中小企業が明日から始める『健康経営』セミナー —良い人材が集まる会社にするために—」	共催：きらぼし銀行 講師 中小企業診断士 弥富尚志氏 於：きらぼし銀行本店8階会議室
6月18日	「社員の健康が企業を活性化」	共催：アクサ生命保険㈱

- 7月18日 講師 社会保険労務士 稲田 耕平氏  
於：東京商工会議所 5階 RoomA3-5  
「企業のメンタルヘルス問題と健康経営・働き方改革への対策」  
共催：あいおいニッセイ同和損害保険㈱
- 11月22日 講師 アイエムエフ㈱ 代表取締役 大塚 博巳氏  
於：あいおいニッセイ同和損保 新宿ビル3階D会議室  
「“いきいき職場”の実現に向けた『人材確保・定着』対策セミナー」  
共催：三井住友海上火災保険㈱
- 1月22日 講師 特定社会保険労務士 中辻 めぐみ氏  
於：AP東京八重洲  
「社員の皆様の幸せを考える健康経営」 共催：アクサ生命保険㈱  
講師 アクサ生命保険㈱ MCV P統括部 野村 陽介氏  
パネルディスカッション  
<パネリスト>  
サイショウ・エクスプレス㈱ 専務取締役 齋藤 敦士氏  
(株)浅野製版所 経営企画室 新佐 絵吏氏  
(株)いなだコンサルティング 代表取締役 稲田 耕平氏  
<モデレーター>  
アクサ生命保険㈱ FA営業本部 本部長 山内 康晴氏  
於：東京商工会議所 5階 RoomA3-5  
3月19日 「健康経営セミナー(仮)」 共催：アクサ生命保険㈱  
於：東京商工会議所 5階 渋沢ホール  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

⑩ 令和元年度「地域中小企業人材確保支援等事業(中核人材確保スキーム：経営支援機関プラットフォーム)」  
高齢者・女性・外国人材などを受け入れる会員企業等を中心に、活用方法や採用に関するセミナーやマッチングイベント、専門家派遣等を実施した。

1) 40代以降のミドルシニア人材採用活用セミナー

日時 7月12日 午後3時～5時30分

会場 ソマール株式会社丸正ビル4階会議室

内容 第1部：2つの多様性で企業を成長充実させる

株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原 正紀氏

第2部：外部人材の活用方法

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

代表理事 平田 麻莉氏

参加 15名(13社)

2) 20代～30代の若手コア人材採用セミナー

日時 8月2日 午後3時～5時30分

会場 ソマール株式会社丸正ビル4階会議室

内容 第1部：若手中核人材の最新事情

株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原 正紀氏

第2部：3社の若手社員によるパネルディスカッション

参加 39名(39社)

3) 専門スキルを有する外国人材採用活用セミナー

## 7. 事業 (20) 受託・協力事業

日 時 8月23日 午後3時～5時30分

会 場 ソマール銀座貸会議室 4階 多目的スペース

内 容 日本における外国人材の現況  
外国人材の採用とその工夫  
外国人材受入れ後の留意点

株式会社オリジネーター 取締役 専務執行役員 工藤尚美氏

参 加 39名 (37社)

### 4) 事業を支えるコア人材採用・定着セミナー

日 時 9月25日 午後3時～5時30分

会 場 ソマール銀座貸会議室 4階 多目的スペース

内 容 第1部：STEP5を利用した採用方法について

株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原正紀氏

第2部：STEP支援シートを使ったワーク

株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原正紀氏

第3部：エージェント×経営者×コンサルタント対談

株式会社キャリアエージェント 代表取締役 細川泰史氏

株式会社社会人材研究所 代表取締役所長 白石久喜氏

株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 原正紀氏

参 加 18名 (18社)

### 5) マッチングイベント「合同会社説明会～若手・ミドルシニア・高度外国人材対象～」

#### a. 第1回

日 時 10月9日 午後1時～4時

会 場 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

参 加 来場者29名、出展社21社

#### b. 第2回

日 時 11月26日 午後1時～4時

会 場 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

参 加 来場者37名、出展社20社

### 6) 個別アドバイス・コンサルティング

支援対象企業 127社

訪問実施企業 64社

### 7) 上記取組みを通じた人材確保数

27名 (10社)

## ⑱ 地域連携型商談機会創出事業

### 1) 概要

当事業にかかる主たる取り組みである「地域連携商談・展示会事業」に関し、まず、西日本豪雨からの復興支援のため、都内食品流通企業の購買担当が広島・岡山・愛媛県内食品企業と商談を行う「瀬戸内の美味集結！広島・岡山・愛媛×東京 商談会」を展開。①広島・岡山・愛媛県の3県に所在する食品製造業者による展示試食会の展開、②東京都内食品バイヤーと、3県内食品製造業者との商談会の展開、及び③商談会の開催地である広島県内食品製造工場の視察を開催した。

次に、愛知県名古屋市で開催された展示会「メッセナゴヤ2019」において、①東京都に所在する中小企業による展示を行う「東京都ブース」を展開するとともに、②出展企業と中京地域ものづくり企業との事

前マッチングによる商談会を実施した。

最後に、長野県諏訪地域において「諏訪・東京 技術交流・展示商談会」を展開。①東京都のものづくり企業と長野県諏訪地域のものづくり企業の商談・連携の場を創出するとともに、②長野県諏訪地域を代表するものづくり企業およびものづくりの中核機関を1カ所ずつ視察し、長野県のものづくりに関する理解を深める取り組みを実施した。

## 2) 地域連携商談・展示会事業

### a. 広島・岡山・愛媛県における商談機会創出の取り組み

魅力的な地域産品を多数有している広島県、岡山県、愛媛県では、2018年7月に発生した西日本豪雨からの復興に向けて、現在様々な取組が行われている。より多くの現地事業者とのビジネスチャンスの創出が期待でき、被災地支援にも繋がることから、都内食品バイヤーが広島県を訪問し、現地で3県の食品製造事業者との販路拡大支援事業を実施。具体的には、①3県に所在する食品製造業者による展示試食会の展開、及び②都内食品バイヤーが買い手となり、3県内の食品製造業者が売り手となる商談会の展開、さらに③広島県内食品製造工場の視察を開催した。

<瀬戸内の美味集結！広島・岡山・愛媛×東京 商談会 概要>

主催：東京商工会議所、東京都、広島商工会議所、岡山商工会議所、松山商工会議所

会期：8月1日～2日（2日間）

会場：広島県立広島産業会館（広島県広島市南区比治山本町12-18）

#### (a) 展示試食ブース概要

会場：広島県立広島産業会館 西館 第1展示場～第3展示場

小間仕様：3.6㎡（間口1.8m 奥行1.8m）

出展者数：59社

制作物：出展企業商品ガイドブックを計2000部配布

○出展者説明会 6月12日（20社・23名） 於：松山商工会議所会議室

6月13日（29社・29名） 於：広島商工会議所 1階会議室

6月14日（21社24名） 於：岡山商工会議所 4階会議室

#### (b) 瀬戸内の美味集結！広島・岡山・愛媛×東京 商談会

会場：広島県立広島産業会館 第1展示場～第3展示場

参加企業数：都内食品バイヤー企業数・・・59社 99名

3県内食品製造業者・・・68社 102名

商談件数：339件

商談方式：事前マッチング方式及び発注企業による指名商談方式

#### (c) 視察会

開催日：8月2日（57社 93名）

Aコース：三島食品株式会社、中国醸造株式会社

Bコース：島ごころ、まるか食品株式会社

Cコース：まるか食品株式会社、岡本亀太郎商店

### b. 愛知県名古屋市における商談機会創出の取り組み

名古屋市を含む中京地域は、自動車、航空機等の「輸送用機械産業」を中心とした機械メーカーが多数所在しており、部品等の関連産業も含め、日本のものづくりを大きく支える重要な役割を担っている。最近では次世代自動車や光電子技術など高度な産業の開発が行われていることから、今後ますます工場の進出や産業の集積が期待されている地域である。

都内ものづくり企業と中京地域のものづくり企業との事業連携、ビジネスチャンス拡大を図るべく、愛知県及び名古屋商工会議所、公益財団法人あいち産業振興機構と連携して、①メッセナゴヤへの東京都ブース出展、②愛知県内ものづくり企業との商談会を開催した。

<メッセナゴヤ2019東京都ブース出展（中京地域ものづくり企業との商談会） 概要>

主催：メッセナゴヤ実行委員会（愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所）

会期：11月6日～9日（4日間）

## 7. 事業 (21) 東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム

会 場：ポートメッセナゴヤ（名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地）

入場者数：62,422人

### (a) 東京都ブース概要

会 場：ポートメッセナゴヤ 1B-50

仕 様：12小間・108㎡

出展者数：15社29名

制 作 物：東京都ブース出展企業ガイドブックを計6,000部、  
プリントクッキーを計6,500点配布

商談件数：157件

○参加者説明会 9月19日（15社15名） 於：丸の内二重橋ビル 5階「RoomA3」

### c. 長野県諏訪地域における商談機会創出の取り組み

長野県諏訪地域は、気候に恵まれ、古くから時計やカメラに代表される精密機械工業で発展した地域である。現在においても高度な精密加工技術を有する多くの中小企業が集積する、日本を代表するものづくり拠点の一つとなっている。

こうした中、諏訪地域のものづくり企業に対する理解を促進し、商談をはじめとした企業間連携の機会を創出するため、諏訪商工会議所、下諏訪商工会議所、岡谷商工会議所、茅野商工会議所と連携し、自術交流・展示商談会および交流懇親会ならびに諏訪地域を代表するものづくり企業および機関の視察を行った。

<諏訪・東京技術交流会・展示商談会 概要>

主 催：諏訪商工会議所、下諏訪商工会議所、岡谷商工会議所、茅野商工会議所、東京都、  
東京商工会議所

会 期：1月20日～21日（2日間）

会 場：諏訪市駅前交流テラス「すわっチャオ」（諏訪市諏訪1-6-1 アーク諏訪3階）

### (a) 商談会・交流会概要

東京側企業：25社42名

諏訪側企業：24社

商談件数：141商談

交流懇親会：67名参加

### (b) 視察会

開 催 日：1月21日

視 察 先：株式会社ダイヤ精機製作所（岡谷市長地片間町1-4-20）

長野県工業技術総合センター精密・電子・航空技術部門（岡谷市長地片間町1-3-1）

参加者数：25社42名

## (21) 東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム

### ① 第1の柱「東商のレガシー形成を見据えた独自の活動展開」

（テーマ1）「東京のホスピタリティを世界に発信する」

#### a. 外国人観光客の受入対応力向上支援事業

##### 事業概要

専門の研修を受けた東商の経営指導員が、飲食業・小売業・サービス業等の店舗を訪問。

訪問時に「外国人接客マニュアル」「指でさして会話ができるシート（クリアファイル）」「外国人歓迎の店のステッカー」を持参し、使い方を丁寧に説明。

##### 配布ツール

- ・「外国人接客マニュアル」（新たに8千部 作成）
- ・「指でさして会話ができるシート」（新たに8千部 作成）
- ・「外国人歓迎の店のステッカー」（新たに8千部 作成）

巡回件数

14, 915件

b. 声かけ・サポート運動の積極展開

事業概要

高齢者や子ども、妊婦、子ども連れの方、障がい者、外国人をはじめ、街なかなど様々な場面で困っている人や助けが必要な方に、積極的に「声かけ」をすることで、誰もが安心・安全・快適に暮らし過ごせる地域社会の実現に向けて、2015年から推進している「声かけ・サポート運動」を東京2020大会に向けて充実・強化する。

(a) 親子で声かけ・サポート運動 in 東急渋谷駅&渋谷ヒカリエ

開催日 7月20日 (27名)

内 容 ・声かけ・サポート運動、盲導犬についてのレクチャー  
・渋谷駅駅務室、渋谷ヒカリエ見学

(b) 「サポートキャスト」大会1年前プレイベント

開催日 7月22日 (50名)

場 所 JR東京駅、JR品川駅

内 容 大会期間中の交通混雑緩和に向けた協力の呼びかけ (チラシ配布6,000部)

共 催 オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

(c) サポートキャスト募集

期 間 10月31日～12月24日

申込者 1,849名

共 催 オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

(d) サポートキャスト共通研修

第1回 2月10日 15時00分～16時20分 (126名) 会場: RoomA3・4・5

第2回 2月10日 18時30分～19時50分 (131名) 会場: RoomA3・4・5

第3回 2月21日 18時30分～19時50分 (128名) 会場: RoomA3・4・5

第4回～第16回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

共 催 オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

協 力 日本財団ボランティアサポートセンター

c. 「パラスポーツを知る・体験する・応援する」事業

事業概要

「パラリンピックの成功なくして2020年大会の成功はない」という認識のもと、パラリンピックの機運醸成とスポーツを通じた心のバリアフリー推進に取り組む。

(a) 第2回企業対抗ボッチャ大会

(オリンピック・パラリンピック等経済界協議会の“Office de Boccia in 東京2019夏の陣”と合同開催)

概 要 パラスポーツの体験を通じた認知度向上を目的に会員企業を対象にパラスポーツの「ボッチャ」の大会を開催した。

日 時 9月18日

場 所 渋谷ストリームホール4階～6階

参加チーム 72チーム

(内訳:東商36チーム、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会36チーム)

## 7. 事業 (21) 東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム

### (b) パラスポーツ観戦会

概要 パラスポーツの理解促進を目的に、車イスラグビーの観戦会を開催した。  
開催日 10月18日 (24名)  
主催 渋谷支部/オリンピック・パラリンピック特別委員会  
内容 「車イスラグビーワールドチャレンジ2019」観戦(東京体育館)

### (c) 支部・女性会等でのボッチャ体験会の実施

4月16日 東商園遊会  
5月22日 港支部(青年部)  
6月24日 中野支部(青年部)  
8月26日 文京支部(青年部)  
8月28日 北支部(青年部)  
9月11日 墨田支部(青年部)  
10月19日 葛飾支部(青年部)  
11月3日 中野支部(青年部)  
11月21日 足立支部  
12月11日 葛飾支部  
1月17日 練馬支部(青年部)  
2月16日 中野支部(青年部)

### (テーマ2)「地域の魅力・文化を世界に発信する」

#### a. 「るるぶTOKYO23」の増刷

##### 事業概要

2018年度に発行した「るるぶTOKYO23」を増刷し、東京2020大会を契機に各地域の観光資源を磨き上げ、23区の魅力・文化を国内外に発信することを目的に、都内の観光案内所等で配布を行ったほか、東商ホームページに掲載した。

##### 書名

「るるぶ特別編集TOKYO23」

##### 増刷日

2月25日

##### 価格

無料(フリーペーパー形式)

##### 仕様

A B版/36ページ

##### 増刷部数

日本語版 2万5千部、英語版 1万5千部

##### 配布場所

東京観光情報センター 5か所(東京都庁・バスタ新宿・羽田空港・京成上野・多摩)  
東京シティアイ観光案内所、東京商工会議所(本部・23支部)等

##### 主なコンテンツ

- ・もうすぐ東京オリンピック・パラリンピックが開催!多彩な表情をもつ東京23区をめぐろう!  
※東京オリンピック・パラリンピック会場・競技/種別一覧表
- ・新しい1万円札の顔に!そしてNHK大河ドラマに決定!渋沢栄一ゆかりの地を訪ねる
- ・東京の経済人・著名人が選ぶ「東京のここが好き!」

#### b. 東京の経済人・著名人が選ぶ「東京のここが好き!これが好き!」

##### 事業概要

## 7. 事業 (21) 東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム

発信力のある東京の経済人・著名人に東京の好きな場所や風景、好きなモノを選んでいただき、東商のホームページや東商ビルのデジタルサイネージ等で発信した。

### 協力者

東京商工会議所 会頭・副会頭・専務理事・幹事・議員・23支部会長・女性会長・青年部会長

### ゲスト協力者

都内商工会議所 会頭・駐日大使

### (テーマ3)「中小企業の底力を世界に発信する」

#### a. 「東京の産業・中小企業の魅力視察ツアー」

##### 事業概要

東京2020大会を目前に控えた時期に、日本の中小企業の文化・歴史、イノベーションや技術などへの理解を深めていただくことを目的とした「東京の産業・中小企業の魅力視察ツアー」を実施。

##### (a) 在日外国メディアを対象とした視察ツアー

開催日 9月27日 (11名\_6か国・8社)

視察先 (有)原田左官工業所、(株)ちんや、(株)アイオイ・システム、(株)西尾硝子鏡工業所

協力 フォーリンプレスセンター

##### (b) 大使館関係者を対象とした視察ツアー

開催日 12月6日 (15名\_15か国)

視察先 (株)丸高工業、(株)ちんや、協栄産業(株)、(株)若松

協力 外務省 大臣官房総務課 地方連携推進室

### (テーマ4)「2020年に向けて東京が抱える課題を解決する」

東京2020大会は、競技会場の多くが通勤・物流等の交通需要が集中する地域に立地している。大会の成功のためには、「大会関係者の円滑な輸送」と「経済活動の安定」の両立を図ることが重要なことから、会員企業に対する積極的な周知・啓発活動を展開。

#### a. 啓発ポスター・動画の展開

TDMへの協力を促すポスター・動画を制作。会員企業にポスターを配布し周知を図ったほか、鉄道事業者と協力し、駅構内へのポスター掲出ならびに動画放映を実施した。

##### (a) 会員企業への展開

配布枚数 48万枚(会員企業に対しポスターを配布)

##### (b) 鉄道事業者との連携

連携社数 39社・1,143駅にて掲出協力

#### b. 2020交通対策ハンドマップ

東京2020大会期間中の交通対策(規制)に関する情報を集約し一元化した「2020交通対策ハンドマップ」を制作、会員企業等に対し配布した。

発行日 1月8日

発行部数 24万部

展開先 会員企業、東京都、東京2020組織委員会、内閣官房、国土交通省、農林水産省、経済産業省、全国・都内警察署、免許センター、関東管内の道の駅等

#### c. 東京2020大会時の物流面での交通需要マネジメント(TDM)に関する意見交換会

開催日 11月26日(38名)

説明 「東京2020大会輸送と企業活動との両立に向けて」

東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部 輸送課長 松本祐一氏

## 7. 事業 (21) 東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム

「東京2020大会期間中のTDM（物流関係）への取組について」

国土交通省 総合政策局 物流政策課 課長 飯塚 秋成 氏  
国土交通省 自動車局 貨物課 課長 伊地知 英己 氏  
経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室 室長 内田 隆 氏  
農林水産省 食料産業局 食品流通課 課長補佐 稲葉 久美子 氏

意見交換 ・各社、業界における物流面のTDMに関する取組や課題  
・東京都、関係省庁等に対する質問・意見・要望等  
・企業のTDMの取組を加速させるために必要なこと

出席者 関係部会（商業、商業卸売、工業、貿易、交通運輸、建設・不動産）の部会長・  
副部会長企業等の物流関係部署の実務担当者

### d. 会員対象セミナー

3月27日 【2020交通対策】東京オリンピック・パラリンピック期間中の  
交通対策説明会 総論第1回  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## ② 第2の柱「地元経済団体として2020大会への参画協力」

### a. 関係機関との連携

東京2020オリンピック1年前セレモニーに先立ち開催された「東京2020大会に向けた意見交換会」に三村会頭が出席、経済界代表として挨拶

日時 7月24日

主催 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

会場 東京国際フォーラムG棟「409会議室」

内容 国際オリンピック委員会会長（バッハ氏）、東京2020組織委員会会長（森氏）、  
三村会頭からの挨拶等

### b. 会員企業に対する情報提供

東商新聞の紙面（全面記事）にオリンピック・パラリンピックの特集記事を掲載し、定期的な情報発信を行った。

4月10日号 学生の視点で中小の魅力を発信！～東京2020大会まで残り500日を切り  
ました～

5月10日号 東京2020大会期間中のスムーズな交通輸送にご協力をお願いします！

6月10日号 地域の取り組みから東京2020大会を盛り上げよう！～東京2020応援プ  
ログラム（祭り）～

7月10日号 大会期間中の交通輸送円滑化に向けて

8月10日号 地域の“おもてなし”推進プロジェクトをスタート

9月10日号 TEAM BETONDに参加しよう！パラスポーツの機運醸成に向けて

10月15日号 トップアスリートと企業をマッチング JOCの就職支援制度「アスナビ」に  
ついて

11月15日号 東京の中小企業の底力を世界へ発信！～多様な東京の産業・中小企業の魅力視察  
ツアーを開催～

12月10日号 パラスポーツを深掘り！ 競技を知ろう③パラアーチェリー

1月10日号 東商とオリンピック・パラリンピックのこれまでー1964大会と2020大会  
における東商の活動比較ー

2月10日号 パラスポーツを深掘り！ 競技を知ろう④パラカヌー

### c. 機運醸成に向けた取り組み

(a) 「TOKYO2020 PRステーション」の開設

## 7. 事業 (21) 東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム

期間 3月30日～10月4日  
主催 (公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
協力 東京商工会議所  
場所 東京商工会議所 1階「多目的スペース」  
内容 ・東京2020オリンピック聖火リレートーチ展示  
・東京2020マスコット競技ポーズのフォトスポット  
・テラリウムを活用した東京2020スポーツピクトグラム紹介 等

### (b) 「東京2020大会フラッグ」掲出

期間 3月30日～4月18日  
主催 東京都、(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
協力 東京商工会議所  
場所 丸の内仲通り (有楽町ビル～丸ビル間)  
内容 東京2020大会の都市装飾のベースデザインであるコアグラフィックスを用いたフラッグ109本を丸の内仲通りに掲出

### (c) 新年賀詞交歓会における大会PR活動

本部、23支部にて実施された新年賀詞交歓会の会場に、東京2020大会の情報や東商の取り組みなどを発信するPRコーナーを出展し、大会の機運醸成を図った。

<本部>

1月 9日 大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売

<支部>

1月 8日 渋谷支部(大会PRコーナー設置、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

1月 8日 文京支部 (大会PRコーナー設置)

1月 8日 豊島支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売)

1月10日 江東支部 (大会PRコーナー設置)

1月14日 葛飾支部(大会PRコーナー設置、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

1月15日 江戸川支部 (大会PRコーナー設置)

1月16日 中野支部(大会PRコーナー設置、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

1月16日 杉並支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

1月16日 大田支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

1月16日 墨田支部 (大会PRコーナー設置)

1月17日 足立支部(大会PRコーナー設置、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

1月20日 港支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

1月20日 板橋支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

1月21日 台東支部 (大会PRコーナー設置)

1月21日 新宿支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売、ボッチャ体験コーナー設置)

1月22日 荒川支部 (大会PRコーナー設置)

1月22日 北支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売)

1月22日 目黒支部 (大会PRコーナー設置)

1月24日 練馬支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売)

1月27日 品川支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売、ボッチャ体験コーナ

## 7. 事業 (21) 東商オリンピック・パラリンピックアクションプログラム

### ー設置)

1月28日 千代田支部 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

1月31日 世田谷支部 (大会PRコーナー設置、オリンピック・パラリンピアンによるスピーチ)

3月 5日 中央支部 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### <部会>

1月21日 建設・不動産部会 (大会PRコーナー設置)

2月 4日 工業部会 (大会PRコーナー設置)

### <その他>

1月30日 東商女性会 新年懇親会 (大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売)

### (d) 外部会議等における大会PR活動

日本商工会議所や関東商工会議所連合会等が主催する会議等の会場に、大会PRコーナーを設置し、大会の機運醸成を図った。

#### <日本商工会議所>

5月16日 全国商工会議所専務理事・事務局長会議 (青森県青森市)

・大会PRコーナー設置

5月 5日 全国商工会議所観光振興大会 (石川県金沢市)

・大会PRコーナー設置、公式ライセンス商品販売

#### <関東商工会議所連合会>

5月30日 理事会・第62回総会 (東京都立川市)

・大会PRコーナー設置

3月 5日 運営研究会 (茨城県水戸市) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

- d. 2020年に向けた決起大会～東京2020大会の成功と全国機運盛上げに向けて～会員企業をはじめ競技会場所在地商工会議所・商工会、都内商工会議所、全国の商工会議所関係者と共に、各地域における大会機運盛上げや輸送円滑化・混雑緩和への協力、レガシー形成等を目指して宣言を採択し、大会の機運盛上げを各地域の経済界として加速化していくことを目的に開催。

日 時 2019年6月10日 (706名)

会 場 帝国ホテル東京 本館3階「富士の間」

#### 〔第1部〕 決起大会

・開会挨拶 会 頭 三村 明夫

・説 明

「東京2020大会の開催概要・準備状況について」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

副事務総長 古 宮 正 章 氏

「東京2020大会輸送と企業活動との両立に向けて」

東京都副知事 猪 熊 純 子 氏

「2020年オリパラに向けた機運醸成について ～全国の企業がおもてなしの主役」

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

事務局長 平 田 竹 男 氏

・活動事例紹介 「東商オリンピック・パラリンピック アクションプログラムのご紹介」

・提案事項 「全国各地での大会機運の盛上げに向けて ～東商からのご提案～」

・宣言採択

東京商工会議所 オリンピック・パラリンピック特別委員会

委員長 渡 辺 佳 英 氏

・来賓挨拶

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 会長 森 喜 朗 氏  
東京都知事 小 池 百合子 氏  
東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当内閣府副大臣 浮 島 智 子 氏

・頑張ろうコール三唱

[第2部] 関連イベント

・トークショー

元バドミントン日本代表選手 北京、ロンドン五輪出場 潮 田 玲 子 氏

・講演 「東京2020パラリンピックの成功に向けて」

日本障がい者スポーツ協会 常務理事

日本パラリンピック委員会 副委員長 高 橋 秀 文 氏

・講演 「東京2020大会で社会はどう変わる？」

野村総合研究所 コンサルティング事業本部 パートナー 三 崎 富 査 雄 氏

e. 東京2020年大会の成功と大会機運盛上げに向けた宣言に基づく関係機関との連携事業

(a) 東京2020大会組織委員会との連携

祭り・五輪音頭を通じた大会機運の盛り上げ

「応援プログラム(祭り)」の認証を受けた祭りに大使、東京2020大会のエンブレムおよび全国515商工会議所の名前が入ったうちわを提供(全国商工会議所を含め約3万枚配布)

(b) 東京都との連携

第1の柱(テーマ4)「2020年に向けて東京が抱える課題を解決する」に記載の通り。

(c) 内閣官房との連携

a. beyond2020プログラムの展開

政府の文化プログラムbeyond2020プログラムの一環として、地域のおもてなし推進プロジェクトを推進(6会議所の本プログラム認証申請を支援、おもてなしバッジを作成し、会員企業を中心に約28,000個配布)

b. ホストタウンに関する周知冊子を発行

内閣官房、および各区と連携し、ホストタウンに関する周知冊子を発行(9区・10か国分)、本部、および該当区の支部賀詞交歓会で周知。

(22)「はじめてIT活用」1万社プロジェクト

① コンセプト

ITを活用していない・関心の低い層である60~70代の経営者を中心に、ITツールを気軽に体験・導入してもらうことを目的に実施し、開始から3年間で1万社へアプローチする。IT導入をする上での様々な課題を解決に導く「7つのメニュー」を<相談>、<情報提供>、<体験>の切り口から事業展開し、ITを試し・はじめてみることを経営者に直接働きかけるものである。

② 主な事業

1) 特設サイト・相談ダイヤル

11月18日より、特設サイトの開設および相談ダイヤルの運用を開始

2) ITベンダーとの提携

Sansan(株)、日本マイクロソフト(株)、(株)ユビレジ、(株)Donuts、(株)マネーフォワード、ワウテック(株)、Bizネット(株)、凸版印刷(株)の8社と提携した。提携に基づき、提携各社が取扱う、人手不足や働き方改革への対応・生産性向上など中小・小規模事業者が抱える経営課題の解決に役立つITツール・サービスを当所会員企業向けに「優待プラン」として提供するほか、各社ツール・サービスの活用セミナーの実施や

## 7. 事業 (22)「はじめてIT活用」1万社プロジェクト

体験ブースを設置する。

### 3) はじめてIT活用セミナー

12月23日(37名) はじめてIT活用セミナー ～企業のお困りごとを、かんたんに解決!～

Sansan(株) 俵 由里恵 氏

(株)Donuts 下地 米八 氏

ワウテック(株) 壁 本典之 氏

1月27日(36名) はじめてIT活用セミナー ～企業のお困りごとを、かんたんに解決!～

凸版印刷(株) 光 安 渉 氏

(株)ユビレジ 江 澤 貴 行 氏

日本マイクロソフト(株) 齋 藤 玲 氏

3月4日 はじめてIT活用セミナー ～企業のお困りごとを、かんたんに解決!～

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

### 4) 体験ブースの設置

11月18日/於:第723回常議員会、出展企業:Sansan(株)、(株)Donuts、凸版印刷(株)

12月12日/於:第219回議員総会・第724回常議員会、出展企業:(株)ユビレジ、ワウテック(株)

1月9日/於:新年賀詞交歓会、出展企業:Sansan(株)、(株)マネーフォワード

1月30日/於:東京商工会議所女性会2020年新年懇親会、出展企業:ワウテック(株)、ビズネット(株)

2月27日/於:第220回議員総会 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

3月12日/於:第221回議員総会・第727回常議員会

※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止

5) アプローチ活動件数:373件

6) 優待サービス申込件数:12件

## 8. 登 録

### (1) 法定台帳

#### ① 作成・定期訂正

作 成 5月10日 (2019年度新規該当者)

定期訂正 9月30日 (継続該当者)

#### ② 登録業者数

会員・非会員	特定商工業者数	台帳提出数	提出率 (%)
会 員	38,017	21,707	57.1
非 会 員	25,029	9,099	36.4
計	63,046	30,806	48.9

#### ③ 法定台帳の管理運用

- 1) 五十音順整備 (地区別、営業種目別、資本金別、事業税別、従業員数別、支社・支店の分類体制)
- 2) 地区内商工業者の実態把握、取引の照会、信用調査、商工業に関する各種証明・鑑定、行政庁入札関係基礎資料
- 3) 23区別「特定商工業者統計表」の作成
- 4) 登録後の名称、住所、代表者、資本金等の変更事項訂正

### (2) 貿易登録

(単位：件)

会員・非会員	新規登録	登録更新	年度末登録業者数
会 員	237	2,310	5,147
非会員 (含地区外)	408	1,199	3,099
計	645	3,509	8,246

※貿易登録の有効期間は2年間

### (3) 会員之章 (貸与)

2017年度末現在	新規貸与	退会・返却	2019年度末現在
4,687	0	133	4,422

## 9. 事務所・建物等運用

### (1) 事務所所在地

1	本	部	千代田区丸の内3-2-2
2	千代田	支 部	千代田区神田神保町3-19 ダイナミックアート九段下ビル2階
3	中央	支 部	中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ分庁舎3階
4	港	支 部	港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル5階E
5	新宿	支 部	新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4階
6	文京	支 部	文京区春日1-16-21 文京シビックセンターB2階
7	台東	支 部	台東区花川戸2-6-5 台東区民会館1階
8	北	支 部	北区王子1-11-1 北とぴあ12階
9	荒川	支 部	荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル9階
10	品川	支 部	品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター4階
11	目黒	支 部	目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター4階
12	大田	支 部	大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階
13	世田谷	支 部	世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階
14	渋谷	支 部	渋谷区渋谷1-12-5 渋谷区立商工会館7階
15	中野	支 部	中野区中野2-13-14 中野区産業振興センター2階
16	杉並	支 部	杉並区上荻1-2-1 Daiwa荻窪タワー2階
17	豊島	支 部	豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ(IKE・Biz)4階
18	板橋	支 部	板橋区板橋3-9-7 板橋センタービル8階
19	練馬	支 部	練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階
20	江東	支 部	江東区東陽4-5-18 江東区産業会館2階
21	墨田	支 部	墨田区江東橋3-9-10 すみだ産業会館9階
22	足立	支 部	足立区千住1-5-7 あだち産業センター4階
23	葛飾	支 部	葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか3階
24	江戸川	支 部	江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀3階
25	浅草	分 室	台東区花川戸2-17-8 ハン六ビル8階

### (2) 自己所有土地・建物の概要

#### ① 概 要

##### 1) 丸の内二重橋ビル

登記名	丸の内二重橋ビルディング・東京商工会議所ビル・東京會館ビル
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番2号 (番地:千代田区丸の内三丁目14番1)
敷地面積	9,935.02㎡ (3,005.344坪) (うち東商専有部 1,150.75㎡)
建築面積	8,355.06㎡ (2,527.406坪)
延床面積	174,054.18㎡ (52,651.389坪) (容積率1752%) (うち東商専有部 22,424㎡)
構造	地上鉄骨構造、地下鉄骨鉄筋コンクリート構造
階数	地下4階・地上30階建、塔屋2階
高さ	150m
用途	事務所、商業施設、宴会場、会議場、駐車場
着工	2015年11月16日
竣工	2018年10月15日
事業者	三菱地所㈱、東京商工会議所、㈱東京會館

設計監理	㈱三菱地所設計
施工	大成建設㈱、㈱関電工、高砂熱学工業㈱、㈱西原衛生工業所、三菱電機㈱（東商専有部は、東芝エレベータ㈱）

## 2) 新宿三丁目イーストビル（旧新宿支部跡地を活用した再開発ビル）

所在地	東京都新宿区新宿三丁目1番26号（地番：新宿区新宿三丁目130番～141番）
敷地面積	2,578.69 m <sup>2</sup> うち、東商所有分：176.65 m <sup>2</sup> （地番：141番）
建築面積	1,804.70 m <sup>2</sup>
延床面積	26,360.56 m <sup>2</sup> うち、東商所有分（共有持分） 建物専有部分 577.55 m <sup>2</sup> 建物共用部分 124.10 m <sup>2</sup> 駐車場部分 50.19 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地下3階、地上14階、PH2階
高さ	80.70m
用途	物販、飲食、映画館、地域変電所、駐車場
着工	2004年10月1日
竣工	2007年1月31日

## (3) 建物の運用

## ① 定期貸室使用者（五十音順）

## 【丸の内二重橋ビル】

アクサ生命㈱	(公社) 東京屋外広告協会
税理士法人かえで税理士法人	(一社) 東京珠算教育連盟
医療法人社団公颯会（東商ビル診療所）	東京販売士協会
国際商業会議所日本委員会	㈱東商サポート&サービス
サーブコープジャパン㈱	㈱東商ビル薬局
㈱セブン-イレブン・ジャパン	日本小売業協会
セントラルスポーツ㈱	日本商工会議所
タリーズコーヒージャパン㈱	(一財)日本民族工芸技術保存協会

## ② 貸会議室概要

名称	規模 (m <sup>2</sup> )	集客人数 (人)			その他
		シアター	スクール	ロの字	
東京商工会議所 渋沢ホール ※2020年2月13日より、ホール名称を東商グランドホールから改称	580	500	240		電動式移動観覧席（ロールバックチェア）、昇降式ステージ（1台）を設置
Room A1	195	180	60	36	
Room A2/Room A3/Room A4/Room A5	85	72	24	20	
Room A1 + Room A2	280	252	90	52	
Room A3 + Room A4 / Room A4 + Room A5	170	144	60	32	
Room A3 + Room A4 + Room A5	255	252	96	52	
Room B1 / Room B2	120	126	40	28	

9. 事務所・建物等運用 (3) 建物の運用

Room B1 + Room B2	240	234	80	48	
Room B3	80	80	30	24	

③ 多目的スペース

1) 企画展

(開催期間) 2019年4月～10月

(概要) 受け継がれる渋沢栄一の世界

- ・資本主義の父、渋沢栄一とは？
- ・渋沢が関わった約500の日本企業等
- ・周年事業を振り返る
- ・東商新聞と東京商工会議所のあゆみ
- ・歴代会頭の就任・再任時 東商新聞1面記事
- ・映像アーカイブ
- ・渋沢栄一はなぜ、現在の「東京商工会議所」を設立したのか？
- ・明治時代の東京の様子を伝える錦絵
- ・140年にわたる歩み
- ・東京商工会議所の現在の活動
- ・歴史と先進性を兼ね備えた新東京商工会議所ビルが始動

(開催期間) 2019年11月～2020年3月

(概要) 挑戦展

- ・会頭所信表明
- ・主要役員紹介
- ・議員紹介
- ・行動指針「東商10の挑戦」
- ・部会紹介
- ・委員会、懇談会紹介
- ・支部紹介
- ・女性会、青年部紹介
- ・東京商工会議所の歴史
- ・東京商工会議所の主な活動
- ・魅力ある地域社会を実現するー地域振興活動ー
- ・中小企業の成長を支えるー経営支援活動ー
- ・会員の声で社会を動かすー政策要望活動ー
- ・世界への挑戦を支えるー国際活動ー

2) イベント貸出し

(開催期間) 2019年11月 7日～ 8日

(概要) 「第7回 答志島(とうしじま)・アーティスト・イン・レジデンス2019ー東京展示会ー」  
・ゼミナールの学生が制作した離島文化、海女文化を芸術的観点から考察した作品

(主催) 鳥羽商工会議所 / 武蔵野美術大学 造形学部 空間演出デザイン学科 (小竹信節ゼミナール)

(開催期間) 2020年 1月16日～17日

(概要) 「やまなみ・しまなみ観光物産展」

- ・やまなみ街道・しまなみ海道沿線の4商工会議所(松江・尾道・今治・松山)管内の事業者が一堂に会し、各地域の自慢の逸品を集めた「物産展」と広域による地域の魅力を発信する

「観光PR」を実施

- (主 催) 松江・尾道・今治・松山 4 商工会議所  
 (後 援) 東京都、島根県、広島県、愛媛県

(開催期間) 2020年 3月18日～19日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

(概 要) 「東日本大震災復興支援物産展」

・福島県、宮城県、岩手県の観光PR、特産品の販売並びに復興状況の紹介を通じ、東日本大震災被災地の復興を支援

(主 催) 東京商工会議所

(協 力) 福島県、宮城県、岩手県、日本橋ふくしま館(MIDETTE)、宮城ふるさとプラザ、いわて銀河プラザ

#### (4) オフィスの運用

##### ① オフィス町内会

オフィス環境の整備を通じて事務局員一人一人の生産性を高めることを目的とし、次世代を担う若手職員を中心とした事務局長直轄による「オフィス町内会」を開催した。

- 1) 第一回 4月12日 (本部開催)
- 2) 第二回 4月24日 (本支部合同開催)
- 3) 第三回 5月10日 (本部開催)
- 4) 第四回 5月20日 (本支部合同開催)
- 5) 第五回 6月12日 (本部開催)
- 6) 第六回 6月26日 (本支部合同開催)
- 7) 第七回 7月12日 (本部開催)
- 8) 第八回 8月28日 (本支部合同開催)
- 9) 第九回 12月10日 (本部開催)
- 10) 第十回 12月26日 (本支部合同開催)
- 11) 第十一回 2月 7日 (本部開催)
- 12) 第十二回 3月10日 (本部開催)

##### ② 日経ニューオフィス賞に関するプロジェクトチーム

新ビル本部事務局の日経ニューオフィス賞受賞を目指すことを目的に、事務局長直轄による日経ニューオフィス賞に関するプロジェクトチームを設置した。

- 1) 第一回 10月 4日
- 2) 第二回 10月23日
- 3) 第三回 10月31日
- 4) 第四回 11月 8日
- 5) 第五回 11月15日
- 6) 第六回 11月22日
- 7) 第七回 1月28日

##### ③ 支部オフィスレイアウト変更

東商の働き方改革の足並みを揃えるため、順次23支部・浅草分室のオフィスレイアウトを変更する。本年は初年度として、4支部のレイアウト変更を行った。

- 1) 江東支部 2月15日～2月16日
- 2) 中野支部 2月22日～2月23日
- 3) 品川支部 2月29日～3月 1日
- 4) 北支部 3月14日～3月15日

## 10. 関係団体への加入および連繋等

### (1) 日本商工会議所

(2020年3月31日現在)

日本商工会議所における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 頭	三 村 明 夫	会 頭 ・ 議 員
専 務 理 事	石 田 徹	専 務 理 事
総 合 政 策 委 員 長	小 林 栄 三	特別顧問・議員・総合政策委員長
税 制 委 員 長	田 中 常 雅	特別顧問・議員・税制委員長
労 働 委 員 長	塚 本 隆 史	特別顧問・議員・労働委員長

(共同委員長就任委員会)

総合政策委員会、産業経済委員会、国際経済委員会、中小企業委員会、税制委員会、労働委員会、エネルギー・環境委員会

(委員就任委員会)

信用基金管理特別委員会、表彰特別委員会

(事務局職務協力)

(2020年3月31日現在)

日本商工会議所における協力職務	兼務人数	当商工会議所における部署名
広 報 部	4人	広 報 部
国 際 部	15人	国 際 部
企 画 調 査 部	5人	企 画 調 査 部
産 業 政 策 第 一 部	7人	産 業 政 策 第 一 部
産 業 政 策 第 二 部	6人	産 業 政 策 第 二 部

### (2) 関東商工会議所連合会

(2020年3月31日現在)

関東商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 長	三 村 明 夫	会 頭 ・ 議 員
代 表 幹 事	西 尾 昇 治	常 務 理 事

(事務局)

(総務統括部組織連携課)

### (3) 東京都商工会議所連合会

(2020年3月31日現在)

東京都商工会議所連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 長	三 村 明 夫	会 頭 ・ 議 員

(事務局)

(総務統括部組織連携課)

### (4) 関東商工会議所女性会連合会

(2020年3月31日現在)

関東商工会議所女性会連合会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
会 長	市 瀬 優 子	女 性 会 会 長

(事務局)

(総務統括部組織連携課)

## (5) 専門図書館協議会

(2020年3月31日現在)

専門図書館協議会における役職名	就任者名	当商工会議所における役職名
◎専門図書館協議会		
会 長	三 村 明 夫	会 頭 ・ 議 員
理 事 長	石 田 徹	専 務 理 事
表彰審査委員会委員長	石 田 徹	専 務 理 事

(事務局) 専門図書館協議会

(日本図書館協会会館内)

## (6) その他加入団体 (五十音順)

(特)ASP・SaaS・IoTクラウドコンソーシアム	(一社)東京ビルディング協会
the Tokyo U-club	(一社)内外情勢調査会
(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	(一財)日中経済協会
(一社)海外環境協力センター	(一社)日中経済貿易センター
(一財)機械システム振興協会	(特)日本NPOセンター
企業史料協議会	(公社)日本観光振興協会
倶楽部懇話会	(公財)日本関税協会
(公社)麹町法人会	(一社)日本経営協会
(独)国際観光振興機構	(一社)日本経済青年協議会
(公財)国際研修協力機構	(一社)日本経済調査協議会
国際商業会議所日本委員会	(一社)日本原子力産業協会
(公財)産業雇用安定センター	(公財)日本交通公社
(公財)渋沢栄一記念財団	日本小売業協会
(一社)情報科学技術協会	(一社)日本在外企業協会
(一社)情報サービス産業協会	(公社)日本産業衛生学会
(一社)新日本スーパーマーケット協会	(一財)日本産業協会
(公財)新日本フィルハーモニー交響楽団	(一社)日本色彩学会
(一社)世界貿易センター東京	(一財)日本色彩研究所
(一社)全国福祉用具専門相談員協会	(一社)日本商事仲裁協会
(一財)知的財産研究教育財団	(一財)日本情報経済社会推進協会
中央労働災害防止協会	(一社)日本テレワーク協会
(一社)中高年齢者雇用福祉協会	(特)日本都市計画家協会
千代田年金委員会	(公社)日本図書館協会
(一財)デジタルコンテンツ協会	(一社)日本能率協会
テロ対策東京パートナーシップ推進会議	(一社)日本販売士協会
(一財)伝統的工芸品産業振興協会	(特)日本PFI・PPP協会
(公社)東京屋外広告協会	(一財)日本ファッション協会
(株)東京會館 ユニオンクラブ	(特)日本ヘルスツーリズム振興機構
(公財)東京観光財団	(一社)日本貿易会
(特)東京シティガイドクラブ	(一財)日本貿易関係手続簡易化協会
(一財)東京社会保険協会	(公財)日本ユースリーダー協会
(一社)東京珠算教育連盟	(一社)日本流行色協会
(公社)東京青年会議所	(公社)発明協会
(一社)東京駐車協会	丸の内懇話会
東京都応急手当普及推進協議会	丸の内災害予防普及会

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

(一社)東京都港湾振興協会	丸の内美化協会
東京都産業教育振興会	丸の内ビル防犯協会
(特)東京都就労支援事業者機構	丸の内防火防災協会
東京都職業能力開発協会	丸の内防犯協会
(公社)東京のあすを創る協会	民間外交推進協会
東京販売士協会	

(7) 外部団体就任状況

① 役員・議員等

1) 政府・官庁関係

(2019年度在任)

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
外務省 ジャパン・ハウス 有識者等諮問会議	委員	細田 眞 (議員)
環境省 中央環境審議会 総合政策部会・地球環境部会・循環型社会部会	臨時委員	中島 伸二 (エネルギー・環境委員会委員)
関東財務局 国有財産関東地方審議会	委員	小林 治彦 (理事・事務局長)
関東森林管理局 国有林野管理審議会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
経済産業省 営業秘密官民フォーラム	委員	馬場 秀成 (知的財産戦略委員会委員)
経済産業省 外国公務員贈賄防止に関する研究会	委員	下中佑一朗 (三和電気工業(株)総務部長)
経済産業省資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー小委員会	委員	中島 彰良 (千代田支部工業分科会副分科会長)
経済産業省 日本工業標準調査会 基本政策部会	委員	駒沢 聰 (大崎電気工業(株)取締役 技術開発本部長)
公正取引委員会 独占禁止懇話会	委員	細田 眞 (議員・経済法規委員会委員)
公正取引委員会 独占禁止政策協力委員	協力委員	本多 保隆 (議員・経済法規副委員長)
公正取引委員会 独占禁止政策協力委員	協力委員	塩澤 好久 (議員)
厚生労働省 技能者表彰審査	委員	西尾 昇治 (常務理事)
厚生労働省 雇用保険二事業懇談会	委員	坂田 甲一 (労働委員会委員)
厚生労働省 社会復帰促進等事業に関する検討会	委員	湊元 良明 (理事・産業政策第二部長)
厚生労働省 職業能力診断ツール開発に向けた調査・研究事業に係る提案書技術審査委員会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
厚生労働省 中央最低賃金審議会	委員	橋本 昌道 (元 常任参与)
厚生労働省 中央最低賃金審議会	委員	中西志保美 (労働委員会委員)
厚生労働省 目安の在り方に関する全員協議会	委員	橋本 昌道 (元 常任参与)
厚生労働省 目安の在り方に関する全員協議会	委員	中西志保美 (労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会	委員	矢口 敏和 (議員)
厚生労働省 労働政策審議会	委員	中西志保美 (労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会安全衛生分科会	委員	中村 節雄 (議員)
厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会	委員	須永 明美 (元 女性会副会長)
厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会	委員	須永 明美 (元 女性会副会長)
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会 雇用対策基本問題部会・高齢者有期雇用特別部会	委員	志賀 律子 (労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会	委員	杉山 敦志 (㈱千疋屋総本店総務人事部長)
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会有期雇用特別部会	委員	志賀 律子 (労働委員会委員)
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 最低賃金部会	委員	橋本 昌道 (元 常任参与)
厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科会 最低賃金部会	委員	中西 志保美 (労働委員会委員)
国土交通省 スーパー・メガリージョン構想検討会	委員	野本 弘文 (副会頭)
財務省 財政制度等審議会	臨時委員	広瀬 道明 (副会頭・議員)
総務省 個人住民税検討会	委員	武田 健三 (品川支部会長・税制委員会副委員長)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
天皇陛下御即位東京都奉祝委員会	名誉会長	岡村 正（名誉会頭）
東京労働局 職業安定部東京都地域訓練協議会	委員	西尾 昇治（常務理事）
東京労働局 職業安定部東京都地域ジョブ・カード運営本部	委員	西尾 昇治（常務理事）
東京労働局 東京地方労働審議会	委員	湊元 良明（理事・産業政策第二部長）
東京労働局 東京地方労働審議会	委員	大津 洋子（千代田支部副会長）
東京労働局 労働者派遣事業	適正運営協力員	湊元 良明（理事・産業政策第二部長）
東京国税局 土地評価審議会	委員	西尾 昇治（常務理事）
東京入国管理局 出入国管理行政懇談会	委員	湊元 良明（理事・産業政策第二部長）
内閣府 仕事と生活の調和連携推進評価部会	委員	湊元 良明（理事・産業政策第二部長）
内閣官房 安全保障と防衛力に関する懇談会	副会長	三村 明夫（会頭）
内閣府 子ども・子育て会議	委員	湊元 良明（理事・産業政策第二部長）
内閣府 税制調査会	特別委員	田中 常雅（特別顧問・議員）
内閣府 知的財産戦略本部知財創造教育推進コンソーシアム	委員	梶原 徳二（常議員・知的財産戦略副委員長）
内閣府 知的財産戦略本部 地域コンソーシアム	委員	梶原 徳二（常議員・知的財産戦略副委員長）
内閣官房 新型インフルエンザ等対策有識者会議	委員	田畑日出男（常議員・災害対策共同委員長）
内閣官房 新型インフルエンザ等対策有識者会議 社会機能に関する分科会	委員	田畑日出男（常議員・災害対策共同委員長）
法務省 日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議	構成員	大島 博（副会頭・議員・流通・サービス委員長）

## 2) 東京都関係

(2019年度在任)

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
東京都 介護保険審査会	委員	西尾 昇治（常務理事）
東京都 環境審議会	委員	中島 伸二（エネルギー・環境委員会委員）
東京都 教育委員会（一社）東京学校支援機構	理事	小林 治彦（理事・事務局長）
東京都 教育委員会 高度 IT 社会の工業高校に関する有識者会議	委員	小林 治彦（理事・事務局長）
東京都 教育委員会 点検・評価に関する有識者	委員	小林 治彦（理事・事務局長）
東京都 教育委員会 「（一社）東京学校支援機構」設立準備委員会	委員	小林 治彦（理事・事務局長）
東京都 公園審議会	委員	服部津貴子（議員）
東京都 広告物審議会	委員	西尾 昇治（常務理事）
東京都 国民保護協議会	委員	西尾 昇治（常務理事）
東京都 商業教育コンソーシアム東京	委員	小林 治彦（理事・事務局長）
東京都 教育委員会 「東京都教育ビジョン(第4次)(仮称)」検討委員会	理事	小林 治彦（理事・事務局長）
東京都 景観審議会	委員	山崎登美子（議員）
東京都 景観審議会	委員	川本正一郎（三井不動産株・専務）
東京都 技能五輪・アビリンピック 2021 推進協議会	委員	三村 明夫（会頭）
東京都 国土利用審議会	委員	西尾 昇治（常務理事）
東京都 ボランティア活動推進協議会	副会長	佐々木 隆（顧問）
東京都 こころの東京革命協会	副会長	伊東 孝紳（副会頭・議員）
東京都 産業交流展 2019 実行委員会	委員	小林 治彦（理事・事務局長）
東京都 消費者被害救済委員会	委員	湊元 良明（理事・産業政策第二部長）
東京都 消費生活対策審議会	委員	小林 治彦（理事・事務局長）
東京都 情報公開・個人情報保護審議会	委員	西尾 昇治（常務理事）
東京都 産業労働局 女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会	副委員長	西尾 昇治（常務理事）
東京都 信用保証補助審査会	委員	服部津貴子（議員）

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
東京都 水道事業運営戦略検討会議	委員	西尾 昇治 (常務理事)
東京都 スポーツ振興審議会	委員	後藤 忠治 (常議員・健康づくり・スポーツ振興委員会 顧問)
東京都 「Society5.0」社会実装モデルのあり方検討会	委員	藤井 謙志 (富士ゼロックス㈱・政策ビジネス推進部 総括シニアマネージャー)
東京都 中小企業調停審議会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
東京都 東京都社会福祉審議会	委員	渡邊 光子 (女性会 会員)
東京都 東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会	構成員	三村 明夫 (会頭)
東京都 東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会協議会	構成員	石田 徹 (専務理事)
東京都 東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会大丸有地区整備計画作成部会	構成員	小林 治彦 (理事・事務局長)
東京都 東京の中小企業振興を考える有識者会議	委員	大久保秀夫 (中小企業委員長)
東京都 東京ブランドのあり方検討会	委員	佐々木 隆 (元 観光委員長)
東京都 東京万引き防止官民合同会議	構成員	西尾 昇治 (常務理事)
東京都 都市計画審議会	委員	田畑日出男 (常議員・災害対策共同委員長)
東京都 労働委員会第43期東京都労働委員会	使用者委員	内田 隆文 (㈱資生堂・社友)
東京都 労働委員会第43期東京都労働委員会	使用者委員	梅内 克範 (大崎電気工業㈱・社友)
東京都 労働委員会第43期東京都労働委員会	使用者委員	門馬 卓 (鹿島建設㈱・社友)
東京都 労働委員会第43期東京都労働委員会	使用者委員	橋本 昌道 (元常任参与)

3) その他

(2019年度在任)

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
(公財)オイスカ	顧問	三村 明夫 (会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	常任顧問	三村 明夫 (会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	最高顧問	岡村 正 (名誉会頭)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	伊藤 一郎 (副会頭・議員)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	田川 博己 (副会頭・議員・観光委員長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	前田 新造 (副会頭・議員)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	斎藤 保 (副会頭・議員・組織委員長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	田中 常雅 (副会頭・議員・税制委員長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	北山 禎介 (副会頭・議員)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	伊東 孝紳 (副会頭・議員・ものづくり推進委員長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	垣内 威彦 (副会頭・議員・新事業・イノベーション創出委員長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	中村 満義 (副会頭・議員・東京の将来を考える懇談会座長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	大久保秀夫 (副会頭・中小企業委員長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	野本 弘文 (副会頭・首都圏問題委員長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	上條 努 (副会頭・議員)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	大島 博 (副会頭・議員・流通・サービス委員長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	渡辺 佳英 (特別顧問・議員・オリンピック・パラリンピック特別委員長)
オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	委員	後藤 忠治 (常議員・健康づくり・スポーツ振興委員会・顧問)
外国人旅行者向け免税制度に関する協議会	会長	佐々木 隆 (顧問)
観光立国推進協議会	委員	田川 博己 (副会頭・議員・観光委員長)
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会	代表理事	田川 博己 (副会頭・議員・観光委員長)
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京職業訓練支援センター運営協議会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	名誉会長	岡村 正 (名誉会頭)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
国際商業会議所国際商業会議所日本委員会	顧問	三村 明夫 (会頭)
国際商業会議所日本委員会	理事・副会長	石田 徹 (専務理事)
国際商業会議所日本委員会	常任参与	中村 利雄 (顧問)
(一財)資産評価システム研究センター 償却資産に関する調査研究委員会	委員	堀 裕二 (㈱大崎コンピュータエンジニアリング常務取締役・営業本部長)
(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ	取締役	西尾 昇治 (常務理事)
東京都産業教育振興会	副会長	小林 治彦 (理事・事務局長)
(公財)産業教育振興中央会	理事	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
「四国こんびら歌舞伎大芝居」推進協議会	顧問	三村 明夫 (会頭)
(一財)省エネルギーセンター	評議員	石田 徹 (専務理事)
中小企業活力向上プロジェクトネクスト 実行委員会	委員	小林 治彦 (理事・事務局長)
首都圏エネルギー懇談会運営委員会	委員	石田 徹 (専務理事)
(株)世界貿易センタービルディング	監査役	西尾 昇治 (常務理事)
全国観光土産品連盟 全国推奨観光土産品審査会審査会	委員	市瀬 優子 (女性会長)
(一財)全国商工会議所共済会	理事	西尾 昇治 (常務理事)
(一財)全国商工会議所共済会年金委員会	委員	小林 治彦 (理事・産業政策第二部長)
(公財)全国中小企業振興機関協会	理事	西尾 昇治 (常務理事)
専門図書館協議会	会長	三村 明夫 (会頭)
専門図書館協議会	理事長	石田 徹 (専務理事)
(株)地域経済活性化支援機構	社外取締役	中村 利雄 (顧問)
(株)地域経済活性化支援機構 地域経済活性化支援委員会	委員	中村 利雄 (顧問)
地球環境基金運営委員会	委員	北村 雅良 (常議員・エネルギー・環境委員長)
(公社)鉄道貨物協会	評議員	小林 治彦 (理事・事務局長)
(公社)東京屋外広告協会	顧問	石田 徹 (専務理事)
(公社)東京屋外広告協会	理事	西尾 昇治 (常務理事)
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	顧問	岡村 正 (名誉会頭)
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	特別顧問	三村 明夫 (会頭)
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	顧問	上條 清文 (顧問)
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 東京2020大会ボランティア検討委員会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 東京2020大会スタッフ及び都市ボランティアにおけるネーミング選考委員会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
(公財)東京観光財団	監事	西尾 昇治 (常務理事)
(公財)東京観光財団「東京シティガイド検定」検定委員会	委員	小林 治彦 (理事・事務局長)
(公財)東京しごと財団	評議員	西尾 昇治 (常務理事)
(一社)東京珠算教育連盟	会長	大久保秀夫 (副会頭・中小企業委員長)
(一社)東京珠算教育連盟	理事	西尾 昇治 (常務理事)
東京中小企業投資育成(株)	監査役	石田 徹 (専務理事)
東京信用保証協会	理事	西尾 昇治 (常務理事)
(公財)東京タクシーセンター	会長	渡辺 佳英 (特別顧問・議員)
(社福)東京都共同募金会	会長	三村 明夫 (会頭)
(社福)東京都共同募金会	理事長	西尾 昇治 (常務理事)
(社福)東京都共同募金会	評議員・配分委員長	小林 治彦 (理事・事務局長)
(社福)東京都共同募金会奉仕者事故見舞審査委員会	委員	小林 治彦 (理事・事務局長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
(公財) 東京都公園協会	理事	西尾 昇治 (常務理事)
(一社) 東京都産業資源循環協会	監事	西尾 昇治 (常務理事)
(公財) 東京都私学財団	評議員	西尾 昇治 (常務理事)
(公財) 東京都私学財団育英資金奨学生選考委員会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
(社福) 東京都社会福祉協議会	理事	小林 治彦 (理事・事務局長)
(社福) 東京都社会福祉協議会東京善意銀行運営委員会	委員長	小林 治彦 (理事・事務局長)
東京都職業能力開発協会	理事	湊元 良明 (理事・産業政策第二部長)
(一社) 東京都信用金庫協会優良企業表彰制度	選考委員	西尾 昇治 (常務理事)
(公財) 東京都スポーツ文化事業団	理事	高野 秀夫 (常任参与)
東京都赤十字協賛委員支部協議会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
(公財) 東京都中小企業振興公社	評議員	井上 裕之 (特別顧問・常議員)
(地独) 東京都立産業技術研究センター 中小企業のIoT化支援事業有識者会議	委員	西尾 昇治 (常務理事)
(公財) 東京都歴史文化財団	理事	大谷 信義 (常議員)
東京販売士協会	会長	大島 博 (副会頭・議員・流通・サービス委員長)
東京販売士協会	副会長	西尾 昇治 (常務理事)
(株) 東京ビッグサイト	取締役	高野 秀夫 (常任参与)
東京フットボールクラブ(株)	監査役	西尾 昇治 (常務理事)
東京弁護士会 市民会議	委員	田中 常雅 (副会頭・議員)
東京弁護士会 任官候補者審査部会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
東京ボウリング場協会	理事	西尾 昇治 (常務理事)
東京ミチテラス実行委員会東京ミチテラス 2019	名誉顧問	三村 明夫 (会頭)
東京ミチテラス実行委員会東京ミチテラス 2019	実行委員長	石田 徹 (専務理事)
東京ミチテラス実行委員会東京ミチテラス 2019	委員	西尾 昇治 (常務理事)
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	特別顧問	三村 明夫 (会頭)
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	監査役	中村 利雄 (顧問)
(株) 東京流通センター	社外取締役	石田 徹 (専務理事)
(一社) 東京労働者福祉協議会 東京国際労働事情研究会	顧問	西尾 昇治 (常務理事)
(株) 東商サポート&サービス	取締役	石田 徹 (専務理事)
㈱日刊工業新聞社キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)東京実行委員会	委員長	三村 明夫 (会頭)
㈱日刊工業新聞社キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)東京実行委員会	委員	石田 徹 (専務理事)
日本銀行 金融広報中央委員会	委員	三村 明夫 (会頭)
(公財) 日本環境協会エコマーク 運営委員会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
(一社) 日本経営協会	評議員	西尾 昇治 (常務理事)
日本小売業協会	顧問	三村 明夫 (会頭)
日本小売業協会	専務理事	高野 秀夫 (常任参与)
日本小売業協会	常任理事	西尾 昇治 (常務理事)
日本司法支援センター(法テラス)	顧問	石井 卓彌 (特別顧問・常議員)
(一社) 日本珠算連盟	特別顧問	西尾 昇治 (常務理事)
日本商工会議所 運営専門委員会	第31期委員	西尾 昇治 (常務理事)
日本商工会議所 信用基金管理特別委員会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
日本商工会議所 表彰特別委員会	委員	西尾 昇治 (常務理事)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
日本商工会議所 貿易関係証明専門委員会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
日本商工会議所 貿易関係証明規律委員会	委員	小林 治彦 (理事・事務局長)
日本商工会議所 社会資本整備専門委員会	委員	宮崎 親男 (議員)
(一社) 日本商事仲裁協会	理事	西尾 昇治 (常務理事)
日本赤十字社 東京都支部	副支部長	伊東 孝紳 (副会頭・議員)
日本赤十字社 東京都支部	評議員	西尾 昇治 (常務理事)
(公財) 日本チャリティ協会	理事	西尾 昇治 (常務理事)
(一財) 日本ファッション協会	参与	西尾 昇治 (常務理事)
(一社) 日本貿易会	審議員	石田 徹 (専務理事)
(一財) 日本民族工芸技術保存協会	理事	高野 秀夫 (常任参与)
(一財) 日本民族工芸技術保存協会	監事	西尾 昇治 (常務理事)
(公財) 日本容器包装リサイクル協会	評議員	西尾 昇治 (常務理事)
(公財) 日本容器包装リサイクル協会 総務企画委員会	委員	長 湊元 良明 (理事・産業政策第二部長)
(一財) 日本立地センター 関東地域政策研究センター運営委員会	委員	西尾 昇治 (常務理事)
日本和裁検定協会	会長	西尾 昇治 (常務理事)
特定非営利活動法人 ふるさとテレビ	顧問	高野 秀夫 (常任参与)
(公財) 暴力団追放運動推進都民センター	相談役	三村 明夫 (会頭)
(公財) 暴力団追放運動推進都民センター	評議員	西尾 昇治 (常務理事)
(公財) 暴力団追放運動推進都民センター	理事	小林 治彦 (理事・事務局長)
丸の内二重橋ビル 防火・防災管理者協議会	副会長	小林 治彦 (理事・事務局長)
明治神宮	責任役員・総代	三村 明夫 (会頭)
明治神宮 鎮座百年祭奉祝行事委員会	名誉顧問	三村 明夫 (会頭)
(一財) 明治神宮崇敬会	会長	三村 明夫 (会頭)
(一財) 明治神宮崇敬会	監事	石田 徹 (専務理事)
(一財) 明治神宮崇敬会	理事	中村 利雄 (顧問)
明治神宮武道場至誠館運営委員会	運営委員	三村 明夫 (会頭)
(公財) ライオン歯科衛生研究所	評議員	高野 秀夫 (常任参与)
(公財) ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会	財務委員	中村 利雄 (顧問)
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	常任理事	西尾 昇治 (常務理事)

## ② 支部役員等

(2019年度在任)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名 (東商での主な役職)
(一社) 千代田区観光協会	理事	前川 秀樹 (千代田支部前会長)
(公財) まちみらい千代田	理事	栃木 一夫 (千代田支部会長)
(公財) まちみらい千代田「千代田ビジネス大賞」諮問委員会	委員	栃木 一夫 (千代田支部会長)
社会を明るくする運動千代田区推進委員会	委員	栃木 一夫 (千代田支部会長)
千代田区道路通称名選定委員会	委員	栃木 一夫 (千代田支部会長)
千代田区地球温暖化対策推進懇談会	委員	久保 和人 (千代田支部建設分科会副分科会長)
千代田区立神田一橋中学校運営協議会	委員	中山 幸裕 (千代田支部工業分科会副分科会長)
千代田区図書館評議会	委員	木原 一雄 (千代田支部卸売分科会副分科会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
千代田区子ども・子育て会議	委員	舟橋千鶴子 (千代田支部情報産業分科会副分科会長)
千代田区個人情報保護審議会	委員	大津 洋子 (千代田支部副会長)
千代田区商工振興連絡調整会議	委員	栃木 一夫 (千代田支部会長)
中央区観光協会	理事・副会長	大谷 信義 (常議員・中央支部会長)
(公財)中央区勤労者サービス公社	理事長	中野里孝正 (中央支部副会長)
中央区リノビ°ック・パ°リノビ°ック区民協議会	部会員	岡本 圭祐 (中央支部小売分科会副分科会長)
中央区男女共同参画推進委員会	委員	遠藤 彬 (中央支部副会長)
日本橋再生推進協議会	委員	大谷 信義 (常議員・中央支部会長)
中央区文化・国際交流振興協会	理事	遠藤 彬 (中央支部副会長)
秩父宮みなとラグビーまつり 2019 実行委員会	会長	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
(一財)ドリーム夜さ来いまつりグローバル財団	顧問	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
港区中小企業振興審議会	委員	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
みなと区民まつり実行委員会	副委員長	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
港区住居表示協議会	委員	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
港区マラソン実行委員会	委員	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
港区マラソン実行委員会	副委員長	池田 朝彦 (常議員・港支部会長)
港区環境審議会	委員	笠井 寛 (港支部観光・サービス分科会副分科会長)
新宿区景観まちづくり審議会	委員	坂田 正子 (港支部運輸・倉庫分科会長)
新宿区産業振興会議	委員	和田総一郎 (新宿支部観光分科会副分科会長)
新宿区次世代育成協議会	委員	益田佳代子 (新宿支部商業分科会評議員)
(社福)新宿区社会福祉協議会	理事	武田 哲一 (新宿支部教育・情報産業分科会副分科会長)
新宿区男女共同参画推進会議	委員	喜多 崇介 (新宿支部相談役)
新宿区都市計画審議会	委員	藤沢 薫 (新宿支部副会長)
新宿区内万引き防止対策協議会	委員	高野吉太郎 (新宿支部会長)
新宿シティハーフマラソン実行委員会	副実行委員長	高野吉太郎 (新宿支部会長)
大新宿区まつり実行委員会	副会長	高野吉太郎 (新宿支部会長)
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	副会長	高野吉太郎 (新宿支部会長)
(一社)新宿観光振興協会	副会長	高野吉太郎 (新宿支部会長)
(公財)新宿区未来創造財団	理事	高野吉太郎 (新宿支部会長)
新宿区基本構想審議会	委員	馬場 章夫 (新宿支部副会長)
新宿区日韓親善協会	理事	北島 勇 (新宿支部副会長)
新宿区情報公開・個人情報保護審議会	委員	伊藤 英里 (新宿支部商業分科会評議員)
新宿区健康づくり行動計画推進協議会	委員	上田 達也 (新宿支部観光分科会評議員)
新宿区東京2020大会区民協議会	協議委員	馬場 章夫 (新宿支部副会長)
(公財)文京アカデミー	理事	根本 達 (文京支部副会長)
文京区アカデミー推進協議会	委員	関 誠 (文京支部印刷メディア情報副分科会長)
文京区基本構想推進区民協議会	委員	出井 久之 (文京支部相談役)
文京区献血推進協議会	委員	高村 清 (文京支部医療産業副分科会長)
文京区情報公開及び個人情報保護審査会	委員	犬塚 俊裕 (文京支部印刷メディア情報分科会長)
文京区青少年問題協議会	委員	岩井 良夫 (文京支部建設・不動産分科会長)
文京区生物多様性地域戦略協議会	委員	松下 和正 (文京支部建設・不動産副分科会長)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
文京区地域包括ケア推進委員会	委員	古関 伸一 (文京支部医療産業副分科会長)
文京区地球温暖化対策地域推進協議会	委員	関 誠 (文京支部印刷メディア情報副分科会長)
文京区特別職報酬等審議会	委員	吉岡 新 (文京支部会長)
文京区「文の京」安全・安心まちづくり協議会	委員	柳生 浩臣 (文京支部建設・不動産評議員)
文京区リサイクル清掃審議会	委員	渡辺 新吉 (文京支部医療産業副分科会長)
文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会	委員	清水 和雄 (文京支部副会長)
文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会	委員	山田真夕子 (文京支部副分科会長企業課長)
上野駅周辺滞留者対策推進協議会	委員	桑山 征洋 (台東支部会長)
国立西洋美術館世界文化遺産台東会議	委員	桑山 征洋 (台東支部会長)
(公財)台東区産業振興事業団	評 議 員	桑山 征洋 (台東支部会長)
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	副 会 長	梶原 徳二 (常議員・台東支部相談役)
台東区特別職議員報酬及び給料審議会	委 員	桑山 征洋 (台東支部会長)
台東区都市計画審議会	委 員	大塚 義司 (台東支部商業副分科会長)
台東区廃棄物減量等推進審議会	委 員	小林 博 (台東支部工業副分科会長)
ときめき たいとうフェスタ推進委員会	委 員	桑山 征洋 (台東支部会長)
台東区総合戦略進捗検証委員会	委 員	長沼 一雄 (台東支部副会長)
台東区産業フェア実行委員会	委 員	中川 雅雄 (台東支部副会長)
台東区花とみどりの審議会	委 員	大塚 義司 (台東支部商業副分科会長)
花の心プロジェクト推進協議会	委 員	桑山 征洋 (台東支部会長)
台東区観光振興計画推進会議	委 員	星野 温 (台東支部商業分科会評議員)
台東区江戸創業事業所顕彰審査会	委 員	桑山 征洋 (台東支部会長)
台東区産業振興計画推進会議	委 員	中川 雅雄 (台東支部副会長)
台東区学校教育ビジョン策定委員会	委 員	中川 雅雄 (台東支部副会長)
新たな観光推進組織検討委員会	委 員	桑山 征洋 (台東支部会長)
台東区観光基本計画策定懇談会	委 員	陰山 日出也 (台東支部建設不動産分科会副分科会長)
北区産業振興会議	委 員	越野 充博 (北支部会長)
北区リレーションシップ協議会	委 員	越野 充博 (北支部会長)
(社福)北区社会福祉協議会	理 事	越野 充博 (北支部会長)
王子駅前滞留者対策協議会	委 員	田村 純朗 (北支部副会長)
(一財)東京城北勤労者サービスセンター	監 事	田口 絢子 (北支部小売・サービス・情報産業副分科会長)
北区小・中学生アイデア工夫展実行委員会	審 査 員	齊藤 正美 (北支部工業分科会長)
北区仕事と生活の両立推進認定審査会	委 員	越野 充博 (北支部会長)
北区ワーク・ライフ・バランス推進起業認定審査会	委 員	越野 充博 (北支部会長)
北区きらりと光るものづくり顕彰審査委員会	委 員	齊藤 正美 (北支部工業分科会長)
2019北区花火会実行委員会	実 行 委 員	越野 充博 (北支部会長)
(一社)東京都北区観光協会	副 会 長	越野 充博 (北支部会長)
(一社)東京都北区観光協会	理 事	田邊恵一郎 (北支部副会長)
(一社)東京都北区観光協会	理 事	杉山 徳卓 (北支部工業副分科会長)
北区ビジネスプランコンテスト審査会	審 査 委 員	越野 充博 (北支部会長)
東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会	委 員	越野 充博 (北支部会長)
北区資源循環推進審議会	委 員	田村 純朗 (北支部副会長)

10. 関係団体への加入および連繫等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(公財)荒川区芸術文化振興財団	評 議 員	山下 登 (荒川支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理 事	富永新三郎 (荒川支部会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	富永新三郎 (荒川支部会長)
(社福)荒川区社会福祉協議会	理 事	湯田 啓一 (荒川支部副会長)
荒川区都市計画審議会	委 員	熊井昌一郎 (荒川支部交通運輸分科会長)
荒川区国際交流協会	理 事	井上 浩 (荒川支部副会長)
荒川区ブランディング推進委員会	副 委 員 長	富永新三郎 (荒川支部会長)
荒川区ブランディング推進委員会	委 員	津滝 義仁 (荒川支部印刷関連・情報副分科会長)
荒川区介護保険運営協議会	委 員	増野 繁 (荒川支部副会長)
荒川区観光振興懇談会	委 員	富永新三郎 (荒川支部会長)
川の手荒川まつり実行委員会	委 員	富永新三郎 (荒川支部会長)
荒川区環境審議会	委 員	湯田 啓一 (荒川支部副会長)
荒川区清掃審議会	委 員	湯田 啓一 (荒川支部副会長)
荒川区商業振興功労賞選考委員会	委 員	富永新三郎 (荒川支部会長)
「あらかわの心」推進運動区民委員会	幹 事	富永新三郎 (荒川支部会長)
令和元年度荒川マイスター表彰選考審査会	委 員	富永新三郎 (荒川支部会長)
荒川区・(公財)荒川区自治総合研究所	荒川区民総幸福度(GAH)推進リーダー	富永新三郎 (荒川支部会長)
隅田川花火大会実行委員会	副 会 長	富永新三郎 (荒川支部会長)
東京都立産業技術高等専門学校	運 営 協 力 者	井上 浩 (荒川支部副会長)
品川区長期基本計画策定委員会	委 員	武田 健三 (品川支部会長)
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会	顧 問	井上 裕之 (常議員・特別顧問)
しながわ観光協会	名 誉 顧 問	井上 裕之 (常議員・特別顧問)
しながわ観光協会	副 会 長	武田 健三 (品川支部会長)
品川区観光振興協議会	委 員	武田 健三 (品川支部会長)
(一財)品川ビジネスクラブ	副 会 長	武田 健三 (品川支部会長)
品川区都市計画審議会	委 員	松本 亨 (品川支部建設・不動産分科会副分科会長)
品川区景観審議会	委 員	安藤 公裕 (品川支部副会長)
品川区民芸術祭2019実行委員会	委 員	大木 晋 (品川支部情報産業副分科会長)
品川区子ども・子育て会議	委 員	山下智栄子 (品川支部交通運輸副分科会長)
東京都立産業技術高等専門学校	運 営 協 力 者	高須 俊行 (品川支部工業副分科会長)
品川区環境活動推進会議	委 員	貝塚 克実 (品川支部建設・不動産副分科会長)
エコライフめぐろ推進協会	理 事 長	相馬 熊郎 (目黒支部会長)
中目黒駅周辺地区街づくり協議会	委 員	竹内 良信 (目黒支部副会長)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	副 会 長	相馬 熊郎 (目黒支部会長)
(一社)めぐろ観光まちづくり協会	顧 問	佐藤 與治 (目黒支部顧問)
観光フェア実行委員会	部 会 員	富田 純明 (目黒支部商業分科会評議員)
目黒区環境審議会	委 員	平田 和弘 (目黒支部工業副分科会長)
(公財)目黒区国際交流協会	評 議 員	富田 純正 (目黒支部商業分科会長)
目黒区廃棄物減量等推進審議会	委 員	小林富佐子 (目黒支部情報・卸分科会長)
(社福)目黒区社会福祉事業団	評 議 員	小林富佐子 (目黒支部情報・卸分科会長)
目黒区障害者差別解消支援地域協議会	委 員	百瀬まなみ (目黒支部情報・卸副分科会長)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
目黒区地域保健協議会	委員	百瀬まなみ (目黒支部情報・卸副分科会長)
目黒区地球温暖化対策地域協議会	会長	堀切 克俊 (目黒支部情報・卸副分科会長)
第4回目黒シティラン実行委員会	委員	白川節太郎 (目黒支部相談役)
第4回目黒シティラン専門部会	会長	小澤 淳二 (目黒支部情報・卸副分科会長)
(一社)大田観光協会	会長	田中 常雅 (特別顧問・大田支部顧問)
(一社)大田観光協会	副会長	浅野 健 (大田支部顧問)
大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会	副会長	深尾 定男 (大田支部会長)
大田区環境審議会	委員	千葉 茂 (大田支部副会長)
(公財)大田区産業振興協会	評議員	深尾 定男 (大田支部会長)
(公財)大田区産業振興協会 勤労者共済事業運営協議会	委員	磯 収二 (大田支部情報・サービス分科会長)
大田区地球温暖化対策地域協議会	委員	浅野 健 (大田支部顧問)
(株)ジェイコム大田	監査役	田中 常雅 (特別顧問・大田支部顧問)
おおた少年少女発明クラブ	副会長	浅野 健 (大田支部顧問)
OTAふれあいフェスタ実行委員会	委員	浅野 健 (大田支部顧問)
(株)大田まちづくり公社	取締役	浅野 健 (大田支部顧問)
東京都公共職業訓練運営委員会	委員	舟久保利明 (大田支部副会長)
第12期大田区男女共同参画推進区民会議	委員	原田由季子 (大田支部建設不動産分科会評議員)
大田区特別職報酬等審議会	委員	浅野 健 (大田支部顧問)
国際都市おおたフェスティバルin「空の日」羽田実行委員会	委員	浅野 健 (大田支部顧問)
大田のお土産100選 表彰事業	審査委員長	浅野 健 (大田支部顧問)
大田区「優工場」	審査委員	小松 節子 (大田支部副会長)
大森駅東口駅前広場等再編整備計画検討会議		西村 隆太 (大田支部情報・サービス分科会評議員)
おおた健康プラン推進会議	委員	馬場宏二郎 (大田支部建設不動産分科会副分科会長)
大田区子ども・子育て会議	委員	田尻久美子 (大田支部情報・サービス分科会評議員)
大田区産業に関する将来像等検討委員会	委員	小松 節子 (大田支部副会長)
大田区産業に関する将来像等検討委員会	専門部会部員	飯室 肇 (大田支部工業技術分科会長)
世田谷区障害者雇用促進協議会	会長	石田 彌 (世田谷支部副会長)
世田谷区環境審議会	委員	田中真規子 (いであ(株) 執行役員)
(公財)世田谷区産業振興公社	理事	大場 信秀 (世田谷支部会長)
(公財)世田谷区産業振興公社	評議員	石川 和夫 (世田谷支部副会長)
世田谷区健康づくり推進委員会	委員	加藤 研 (世田谷支部工業副分科会長)
世田谷区産業表彰審査会	委員	大場 信秀 (世田谷支部会長)
世田谷区民まつり実行委員会	委員	大場 信秀 (世田谷支部会長)
世田谷区たまがわ花火大会実行委員会	委員	石川 和夫 (世田谷支部副会長)
世田谷246ハーフマラソン実行委員会	副会長	大場 信秀 (世田谷支部会長)
(公財)せたがや文化財団	評議員	島田 成年 (世田谷支部副会長)
シブヤ・アロープロジェクト実行委員会	委員	佐藤 仁 (渋谷支部会長)
(特)渋谷・鹿児島文化等交流促進協議会	理事	佐藤 仁 (渋谷支部会長)
(一財)渋谷区観光協会	顧問	佐藤 仁 (渋谷支部会長)
渋谷区国民保護協議会	委員	佐藤 仁 (渋谷支部会長)
渋谷区防災会議	委員	佐藤 仁 (渋谷支部会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
渋谷再開発協会	副 会 長	佐藤 仁 (渋谷支部会長)
原宿表参道元氣祭実行委員会	会 長	佐藤 仁 (渋谷支部会長)
渋谷区産業・観光振興ビジョン検討委員会	副 委 員 長	佐藤 仁 (渋谷支部会長)
(財)中野区国際交流協会	理 事	麻沼 雅海 (中野支部会長)
中野区特別職報酬等審議会	委 員	星野 新一 (中野支部商業分科会評議員)
中野区都市計画審議会	委 員	鈴木 照男 (中野支部建設・不動産副分科会長)
中野区ICT・コンテンツ産業振興協議会	会 長	麻沼 雅海 (中野支部会長)
中野区帰宅困難者対策協議会	委 員 長	新井 建喜 (中野支部建設・不動産分科会評議員)
中野区名誉区民選定委員会	委 員	麻沼 雅海 (中野支部会長)
中野区区民公益活動推進協議会	委 員	谷津 加大利 (中野支部サービス分科会評議員)
中野区住宅政策審議会	委 員	宮島 茂明 (中野支部副会長)
教育課程編成委員会	委 員	樋口 修 (中野支部建設・不動産副分科会長)
教育課程編成委員会	委 員	中山 典隆 (中野支部情報副分科会長)
学校関係者評価委員会	委 員	樋口 修 (中野支部建設・不動産副分科会長)
学校関係者評価委員会	委 員	中山 典隆 (中野支部情報副分科会長)
中野区・杉並区・豊島区アニメ・サブカル地域ブランディング事業実行委員会	委 員 長	麻沼 雅海 (中野支部会長)
中野区地域スポーツクラブ理事会	理 事	塩澤 清俊 (中野支部商業副分科会長)
(財)中野区勤労者サービスセンター	理 事	五味 道雄 (中野支部副会長)
(財)中野区勤労者サービスセンター	理 事	高山 義章 (中野支部副会長)
中野区基本構想審議会	委 員	米持 大介 (中野支部建設・不動産分科会評議員)
(一社)杉並産業振興運営協会	理 事	井口 一与 (杉並支部相談役)
(一社)杉並産業振興運営協会	理 事	坂井 潤 (杉並支部副会長)
(一社)杉並産業振興運営協会	社 員	牧野 光洋 (杉並支部副会長)
(一社)杉並産業振興運営協会	社 員	八方 淑夫 (杉並支部副会長)
杉並区交流協会	理 事	八方 淑夫 (杉並支部副会長)
(公財)杉並区障害者雇用支援事業団	理 事	牧野 光洋 (杉並支部副会長)
(公財)杉並区障害者雇用支援事業団	評 議 員	神谷 次彦 (杉並支部副会長・工業分科会長)
杉並区情報公開・個人情報保護審議会	委 員	柴田 豊幸 (杉並支部副会長)
杉並区特別職報酬等審議会	委 員	和田 新也 (杉並支部会長)
杉並区都市計画審議会	委 員	渡辺 健司 (杉並支部副会長)
杉並区社会福祉協議会	理 事	柴田 豊幸 (杉並支部副会長)
杉並区立中学校職場体験学習推進委員会	委 員	井口 一与 (杉並支部相談役)
杉並区における東京2020オリンピック競技大会に向けた懇談会	委 員	飯田 和憲 (杉並支部副会長)
杉並区における東京2020オリンピック競技大会に向けた懇談会	委 員	大場 淳一 (杉並支部建設副分科会長)
杉並区における東京2020オリンピック競技大会に向けた懇談会	委 員	菅原 敬介 (杉並支部建設評議員)
(特)すぎなみ環境ネットワーク	理 事	大場 淳一 (杉並支部建設副分科会長)
すぎなみフェスタ実行委員会	イベント部会長	坂井 潤 (杉並支部副会長)
東京都共同募金会杉並区配分推せん委員会	委 員	志村 正之 (杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委 員	八方 淑夫 (杉並支部副会長)
杉並区産業振興審議会	委 員	坂井 潤 (杉並支部副会長)
杉並区環境清掃審議会	委 員	渡辺 健司 (杉並支部副会長)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
杉並区健康づくり推進協議会	委員	氏橋 治信 (杉並支部サービス・情報産業分科会長)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員長	井口 一与 (杉並支部相談役)
中央線あるあるプロジェクト実行委員会	委員	村上 良之 (杉並支部一般会員)
高円寺駅前滞留者対策連絡会	委員	城石 豊 (杉並支部商業評議員)
阿佐ヶ谷駅前滞留者対策連絡会	委員	渡辺 功一 (杉並支部建設評議員)
荻窪駅前滞留者対策協議会	委員	岡 博之 (杉並支部工業評議員)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	副委員長	和田 新也 (杉並支部会長)
中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業実行委員会	委員	八方 淑夫 (杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	志村 正之 (杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	坂井 潤 (杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	渡辺 健司 (杉並支部副会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	氏橋 治信 (杉並支部サービス・情報産業分科会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	サービス向上懇談会委員	大場 淳一 (杉並支部建設副分科会長)
杉並・地域モニター会議	委員	和田 新也 (杉並支部会長)
杉並区男女共同参画推進区民懇談会	委員	清水 則久 (サミット(株)人事部マネージャー)
池袋駅周辺地域再生委員会	委員	鈴木 正美 (豊島支部顧問)
池袋副都心交通戦略委員会	委員	渡邊 裕之 (豊島支部会長)
第13回としまものづくりメッセ実行委員会	副委員長	渡邊 裕之 (豊島支部会長)
第13回としまものづくりメッセ企画部会	副部長	増田 庸司 (豊島支部サービス分科会評議員)
第15回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会	委員	里見 雅行 (豊島支部副会長)
第69回社会を明るくする運動	常任委員	渡邊 裕之 (豊島支部会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	理事	高瀬 西帆 (豊島支部情報副分科会長)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	寺澤 司 (豊島支部一般会員)
(一財)東京広域勤労者サービスセンター	評議員	吉井 直樹 (豊島支部一般会員)
(一財)東京広域勤労者サービスセンターサービス向上懇談会	委員	渡邊 裕之 (豊島支部会長)
豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	委員	國松 省三 (豊島支部情報分科会長)
豊島区商工政策審議会	委員	千野 富久 (豊島支部副会長兼商業分科会長)
豊島区セーフコミュニティ推進協議会	委員	渡邊 裕之 (豊島支部会長)
豊島区地域公共交通会議	委員	渡邊 裕之 (豊島支部会長)
豊島区都市計画審議会	委員	渡邊 裕之 (豊島支部会長)
豊島区表彰審査会	委員	南山 幸弘 (豊島支部副会長)
豊島区環境審議会	委員	生田 茂 (豊島支部サービス副分科会長)
豊島区観光振興推進委員会	委員	小林 俊史 (豊島支部観光分科会評議員)
豊島区リサイクル・清掃審議会	委員	小田原 治美 (豊島支部副会長企業)
社会福祉法人豊島区社会福祉事業団	評議員	森永 鈴江 (豊島支部サービス副分科会長)
フェスティバル/トーキョー実行委員会	委員	渡邊 裕之 (豊島支部会長)
特定非営利活動法人としまNPO推進協議会	顧問	鈴木 正美 (豊島支部顧問)
板橋区観光協会	副会長	吉村 健正 (板橋支部顧問)
板橋区産業活性化推進会議	委員	岩月 宏昌 (板橋支部会長)
史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会	委員	吉村 健正 (板橋支部顧問)
板橋区資源環境審議会	委員	中尾美佐男 (板橋支部建設副分科会長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
(公財)板橋区文化・国際交流財団	監 事	吉村 健正 (板橋支部顧問)
板橋区民まつり実行委員会	委 員	吉村 健正 (板橋支部顧問)
いたばし産業見本市実行委員会	委 員	吉村 健正 (板橋支部顧問)
板橋製品技術大賞審査会	委 員	吉村 健正 (板橋支部顧問)
いたばし花火大会運営委員会	委 員	岩月 宏昌 (板橋支部会長)
エコポリス板橋環境行動会議	委 員	永友 正志 (板橋支部建設分科会長)
経営品質賞認定委員会	委 員	吉村 健正 (板橋支部顧問)
(公財)板橋区産業振興公社	理 事	安達 博一 (板橋支部相談役)
(公財)板橋区産業振興公社	評 議 員	吉村 健正 (板橋支部顧問)
(公財)板橋区産業振興公社	評 議 員	岩月 宏昌 (板橋支部会長)
練馬区安全・安心協議会	委 員	高内 恒行 (練馬支部会長)
練馬区環境審議会	委 員	藪本 史郎 (練馬支部飲食副分科会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評 議 員	石塚 康夫 (練馬支部副会長)
(公財)練馬区環境まちづくり公社	評 議 員	中村 壽宏 (練馬支部相談役)
練馬区区政改革推進会議	委 員	高内 恒行 (練馬支部会長)
練馬区子ども・子育て会議	委 員	小池 道子 (練馬支部不動産分科会評議員)
(一社)練馬区産業振興公社	理 事	秋山 勉 (練馬支部副会長)
(社福)練馬区社会福祉協議会	理 事	木内 幹雄 (練馬支部相談役)
練馬区循環型社会推進会議	委 員	高内 恒行 (練馬支部会長)
練馬区聖火リレー連絡会議	委 員	高内 恒行 (練馬支部会長)
(公財)練馬区文化振興協会	評 議 員	中村 壽宏 (練馬支部相談役)
練馬こぶしハーフマラソン実行委員会	委 員	高内 恒行 (練馬支部会長)
江東エコライフ協議会	委 員	市川 英治 (江東支部副会長)
江東区環境審議会	委 員	市川 英治 (江東支部副会長)
江東区環境フェア実行委員会	委 員	新井 英希 (江東支部副会長)
(一社)江東区観光協会	理 事	市川 英治 (江東支部副会長)
(社福)江東区社会福祉協議会	理 事	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東区商店街振興事業審査会	委 員	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東区中小企業活性化協議会	座 長	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東区特別職報酬等審議会	委 員	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東区保健所運営協議会	委 員	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東区民まつり中央実行委員会	会 計 監 査	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東区優秀技能者表彰審査会	委 員	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東区優良従業員表彰審査委員会	委 員	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東地域雇用問題連絡会	委 員	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東ブランド推進協議会	座 長	鈴木 健之 (江東支部会長)
江東区地域福祉活動計画策定委員会	委 員	鈴木 健之 (江東支部会長)
すみだまつり実行委員会	委 員 長	阿部 貴明 (墨田支部会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	小菅 崇行 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	山田 昇 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	猪越 行廣 (墨田支部副会長)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	久米 信行 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	浜野 慶一 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	風間 利昭 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	廣田 健史 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	小川 正允 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	森 八一 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	香川 省司 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	中田 清史 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	深澤 隆夫 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	老田 勝 (墨田支部副会長)
すみだまつり実行委員会	副 委 員 長	岡本 恵子 (墨田支部副会長)
(一社)墨田区観光協会	理 事	久米 信行 (墨田支部副会長)
墨田区がん対策推進会議	委 員	風間 利昭 (墨田支部副会長)
隅田川花火大会実行委員会	委 員	阿部 貴明 (墨田支部会長)
(公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター	理 事	風間 利昭 (墨田支部副会長)
(公社)墨田区勤労者福祉サービスセンター	顧 問	阿部 貴明 (墨田支部会長)
墨田区献血推進運動協議会	委 員	波多野勝穂 (墨田支部運輸交通分科会長)
墨田区都市計画審議会	委 員	老田 勝 (墨田支部副会長)
墨田区老朽建物等審議会	委 員	小川 正允 (墨田支部副会長)
墨田区特別職報酬等及び政務活動費審議会	委 員	山田 昇 (墨田支部副会長)
墨田区優秀技能者選考委員会	選 考 委 員	浜野 慶一 (墨田支部副会長)
墨田区生活安全推進協議会	委 員	阿部 貴明 (墨田支部会長)
墨田区景観審議会	委 員	岡本 恵子 (墨田支部副会長)
すみだ地域ブランド推進協議会	理 事	小高 集 (墨田支部 I T 分科会長)
(一財)墨田まちづくり公社	評議員選定委員	阿部 貴明 (墨田支部会長)
(一財)墨田まちづくり公社	評 議 員	岡本 郁雄 (墨田支部副会長)
墨田区廃棄物減量等推進審議会(第9期)	委 員	廣田 健史 (墨田支部副会長)
産業観光プラザすみだまち処運営委員会	委 員	阿部 貴明 (墨田支部会長)
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委 員	阿部 貴明 (墨田支部会長)
墨田区協治(ガバナンス)まちづくり推進基金審査会	委 員	久米 信行 (墨田支部副会長)
すみだの夢応援助成事業専門家会議	委 員	佐伯 信郎 (墨田支部小売商業分科会長)
(一財)足立区観光交流協会	副 会 長	近藤 勝 (足立支部会長)
足立区特別職議員報酬等審議会	委 員	堀口 宗弘 (足立支部副会長)
足立ブランド認定事業推進委員会	委 員	小倉 英夫 (足立支部副会長)
(公財)足立区生涯学習振興公社	監 事	遠藤 章 (足立支部副会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	理 事	近藤 勝 (足立支部会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	理 事	遠藤 章 (足立支部副会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評 議 員	山崎 臣男 (足立支部サービス産業分科会長)
(公財)足立区勤労福祉サービスセンター	評 議 員	島 隆行 (足立支部情報分科会評議員)
足立区経済活性化会議	委 員	伊藤 治光 (足立支部副会長)
足立区景観審議会	委 員	海老沼孝二 (足立支部副会長)

10. 関係団体への加入および連繫等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
足立区環境審議会	委員	小泉 俊夫 (足立支部工業副分科会長)
葛飾区行政評価委員会	委員	折登 紀昭 (葛飾支部常任相談役)
葛飾区工業振興会議	会長	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区工業振興会議	副会長	浅野 文明 (葛飾支部副会長)
葛飾区工業振興会議	委員	山田 幸三 (葛飾支部副会長)
葛飾区伝統工芸士認定候補者審査委員会	委員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区子ども・子育て会議	委員	遠藤 隆浩 (議員・葛飾支部建設・不動産分科会評議員)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	杉野 行雄 (葛飾支部工業分科会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	浅野 文明 (葛飾支部副会長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	鈴木 茂 (葛飾支部常任相談役)
葛飾区産業フェア運営委員会	委員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	池谷 伸夫 (葛飾支部常任相談役)
(社福)葛飾区社会福祉協議会	評議員	飯吉修一 呂 (葛飾支部常任相談役)
葛飾区商業振興会議	委員	瀬尾 滋 (葛飾支部副会長)
葛飾区男女平等推進審議会	委員	向山 光重 (葛飾支部常任相談役)
葛飾区地域安全活動連絡会	委員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾区地球温暖化対策地域協議会	委員	矢澤孝太郎 (葛飾支部副会長)
葛飾区健康医療推進協議会	委員	宮下 仁志 (議員・葛飾支部副会長)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	瀬尾 滋 (葛飾支部副会長)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	秋元 成夫 (葛飾支部情報・サービス評議員)
かつしか盆まつり実行委員会	委員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会	委員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会	近藤 宏一 (葛飾支部情報・サービス副分科会長)
かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会	委員	鈴木三津雄 (葛飾支部交通運輸副分科会長)
新小岩創業支援施設入居審査会	委員	金子 昌男 (葛飾支部副会長)
寅さんサミット実行委員会	委員	瀬尾 滋 (葛飾支部副会長)
葛飾区東四つ木工場ビル入居審査委員会	委員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾区優良工場及び有料技能士選定審査委員会	委員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
(一社)日本商事仲裁協会	調停人	信川 仁道 (葛飾支部顧問・名誉会長)
東京東部地域産業保健センター運営協議会	委員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
葛飾ブランド推進協議会	委員	浅川 弘人 (葛飾支部会長)
葛飾区名誉区民審査会	委員	浅川 弘人 (議員・葛飾支部会長)
江戸川区産業賞表彰選考委員会	委員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区精神保健福祉連絡協議会	委員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区特別職報酬等審議会	委員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区民まつり実行委員会	委員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区リビック・パラリビック区民連絡会	委員	平田 善信 (顧問・名誉会長)
小岩消防署災害防止会	顧問	平田 善信 (顧問・名誉会長)
小岩消防懇話会	会	長 平田 善信 (顧問・名誉会長)
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会	会	長 平田 善信 (顧問・名誉会長)
都立葛西南高等学校運営連絡協議会	委員	金子 延廣 (江戸川支部評議員)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名(東商での主な役職)
江戸川区自殺防止連絡協議会	委 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川地域産業保健センター運営協議会	委 員	平田 善信 (顧問・名誉会長)
江戸川区子ども・子育て応援協議会	委 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
仕事と生活の調和推進協議会	委 員	近藤 昭義 (江戸川支部副会長)
エコタウンえどがわ推進本部	本 部 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
公共施設のあり方懇話会	委 員	平田 善信 (顧問・名誉会長)
江戸川区男女共同参画推進区民会議	委 員	森本 勝也 (江戸川支部会長)
江戸川区地域自立支援協議会	委 員	嶋村 文男 (江戸川支部副分科会長)
新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会	委 員	平田 善信 (顧問・名誉会長)

③ 事務局員

1) 政府・官庁関係

(2019年度在任)

就任団体名	役職	氏名(東商での役職)
環境省 先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業に係る評価委員会	委 員	石井 照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
環境省 低炭素地域づくり推進事業に係る評価委員会	委 員	石井 照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
観光庁 Team Welcome 実行推進会議	構 成 員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
関東運輸局 観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議	構 成 員	上田 裕子 (地域振興部長)
関東運輸局 観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議観光地域づくりWG	構 成 員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
関東運輸局 観光ビジョン推進関東ブロック戦略会議二次交通対策WG	構 成 員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
関東運輸局 東京運輸支局 トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会	委 員	上田 裕子 (地域振興部長)
関東地方整備局 関東地方道路協議会有識者懇談会	委 員	上田 裕子 (地域振興部長)
関東地方整備局 事業評価監視委員会	委 員	上田 裕子 (地域振興部長)
経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会	専 門 委 員	大内 博 (産業政策第二部主席調査役)
経済産業省 平成31年度中小企業・小規模事業者人材対策事業(サービス生産性向上応援隊事業)有識者会議	委 員	長濱 正史 (地域振興部 生産性向上担当課長)
警視庁 サイバーセキュリティ対策啓発用映像制作業務委託審査委員会	委 員	長濱 正史 (地域振興部 生産性向上担当課長)
厚生労働省 安全衛生優良企業公表制度周知啓発事業検討委員会	委 員	中村 友樹 (サービス・交流部会員交流センター所長)
厚生労働省 技能実習評価試験の整備に関する専門家会議	構 成 員	羽柴 秀俊 (産業政策第二部主任調査役)
厚生労働省 公正採用選考人権啓発	協 力 員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
厚生労働省 高等学校就職問題検討会議	委 員	杉崎 友則 (理事・産業政策第二部長)
厚生労働省 「コレスポンス関連業務に関する教育訓練プログラム開発事業」プログラム検討委員会	委 員	西菌 健史 (人材・能力開発部研修センター所長)
厚生労働省 産業保健関係機関等連絡会議	構 成 員	朝日 賢一 (産業政策第二部主任調査役)
厚生労働省 労働政策審議会 職業安定分科会	委 員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
厚生労働省 次世代育成支援対策	推 進 員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
厚生労働省 社内検定推進会議	委 員	大内 博 (産業政策第二部主席調査役)
厚生労働省 生涯現役促進地域連携事業選抜・評価委員会	委 員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
厚生労働省 中央公正採用選考人権啓発	協 力 員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
厚生労働省 労働政策審議会雇用均等分科会 家内労働部会	委 員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
厚生労働省 「労働条件関係セミナー開催等一式」セミナープログラム作成委員会	委 員	中村 友樹 (サービス・交流部会員交流センター所長)
スポーツ庁 健康スポーツ課・参事官(民間スポーツ担当)付技術審査委員会	技術審査専門委員	染谷 政克 (サービス・交流部長)
中小企業活力向上プロジェクトネクスト 実行委員会	幹 事	山下 健 (中小企業部長)
東京労働局 東京地方最低賃金審議会	委 員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京労働局 東京地方最低賃金審議会 東京都最低賃金専門部会	委 員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
東京労働局 東京地方労働審議会(家内労働部に属する公益代表委員)	臨時委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京労働局 職業安定部 子育て女性の就職支援協議会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京労働局 東京地方労働審議会 労働災害防止部会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
日本・アゼルバイジャン経済委員会	監事	小林 英文 (国際部長)
日本・ウズベキスタン経済委員会	監事	小林 英文 (国際部長)
日本・カザフスタン経済委員会	監事	小林 英文 (国際部長)
日本・トルクメニスタン経済委員会	監事	小林 英文 (国際部長)
日本・ブルガリア経済委員会	監事	小林 英文 (国際部長)
日本・モンゴル経済委員会	監事	小林 英文 (国際部長)
日本・ルーマニア経済委員会	監事	小林 英文 (国際部長)

2) 東京都関係

(2019年度在任)

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 東京都スポーツ推進モデル企業選定委員会	委員	染谷 政克 (サービス・交流部長)
東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 東京2020大会の交通混雑緩和に向けた広報等業務委託技術審査委員会	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都 イノベーションマップ策定会議	委員	山下 健 (中小企業部長)
東京都 いきいき職場推進事業認定企業審査会	審査委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 エイズ専門家会議	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	委員	大井川智明 (広報部長)
東京都 駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	幹事	石井 洋介 (広報部編集担当課長)
東京都 ECO-TOP プログラム認定審査会検討部会	委員	森 まり子 (検定事業部長)
東京都 観光事業審議会	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都 がん対策推進協議会就労支援ワーキンググループ	委員	朝日 賢一 (産業政策第二部労働担当主任調査役)
東京都 経営革新優秀賞第2次審査会	審査委員	小野田賀人 (中小企業部副部長)
東京都 健康推進プラン21(第二次)推進会議	委員	染谷 政克 (サービス・交流部長)
東京都 健康推進プラン21(第二次)推進会議施策検討部会	委員	中村 友樹 (サービス・交流部会員交流センター所長)
東京都 子育て応援とうきょう会議	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 子供・子育て会議	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都財務局 北展望台軽飲食及び物販店出展者選定委員会	委員	平澤 哲哉 (地域振興部担当部長)
東京都 「産業交流展2019」企画選定委員会議	委員	馬目 学 (サービス・交流部ビジネス交流センター所長)
東京都 産業労働局 エコシステム構築に関する業務委託に係る技術審査委員会	委員	大山 智章 (中小企業部中小企業振興担当課長)
東京都 産業労働局 「海外高度人材獲得支援事業」実施運営業務委託事業者選定に係る審査会	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都 産業労働局 「観光産業外国人材活用支援事業」企画運営等業務委託企画審査会	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都 産業労働局 職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 産業労働局 「外国人材受け入れ総合サポート事業」実施運営業務委託事業者選定に係る審査会	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都 産業労働局 「外国人材の育成・定着に向けた支援」実施運営業務委託事業者選定に係る審査会	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都 産業労働局 人材戦略マネジメント支援事業企業選定委員会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 産業労働局 女性首長によるびじょんネットワーク企画選定委員会	委員	長嶋 収一 (総務統括部総務課長)
東京都 産業労働局 中小企業しごと魅力発信プロジェクト実施運営等業務委託事業者選定に係る審査会	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都 産業労働局 テレワーク導入推奨プラン審査会	構成委員	長濱 正史 (地域振興部 生産性向上担当課長)
東京都 産業労働局 東京の産業等の魅力発信イベント企画選定委員会	委員	長嶋 収一 (総務統括部総務課長)
東京都 産業労働局 東京の産業等の魅力発信イベント実行委員会	委員	長嶋 収一 (総務統括部総務課長)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
東京都 産業労働局 東京の中小企業の現状(製造業編) 有識者ヒアリング	委員	大山 智章 (中小企業部中小企業振興担当課長)
東京都 産業労働局 ライフ・ワーク・バランスEXPO 東京 2020 開催企画運営等業務委託に係る企画選定委員会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 産業労働局 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業審査会審査会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 産業労働局 両立支援実務者会議	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 自殺総合対策東京会議	委員	大下 英和 (総務統括部長)
東京都 児童生徒発明くふう展審査会	審査員	紺谷 直之 (中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長)
東京都 若年者就業推進ネットワーク会議	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
東京都 障害者差別解消支援地域協議会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 障害者差別解消支援地域協議会障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 障害者就労支援協議会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 戦略政策情報推進本部 スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム	理事	山下 健 (中小企業部長)
東京都 総務局 「東日本大震災復興応援元氣市 in 豊洲市場」の企画・運営業務委託に係る企画提案審査会	委員	平澤 哲哉 (地域振興部 担当部長)
東京都 総務局 「防災人材育成事業の構築及び実施に係る企画運営業務委託」技術審査委員会	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都 総務局 首都圏における大規模水害広域避難検討会	構成員	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都 総務局 首都圏における大規模水害広域避難検討会広域避難場所検討ワーキンググループ	構成員	平澤 哲哉 (地域振興部担当部長)
東京都 総務局 東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業選定委員会	委員	平澤 哲哉 (地域振興部担当部長)
東京都 平成 31 年度東京商店街グランプリ 審査会	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都 地域における青少年健全育成推進会議	委員	長嶋 収一 (総務統括部長総務課長)
東京都 退職管理委員会	委員	大下 英和 (総務統括部長)
東京都 中小企業世界発信プロジェクト推進協議会	委員	山下 健 (中小企業部長)
東京都 中小企業世界発信プロジェクト推進協議会幹事会	幹事	大山 智章 (中小企業部中小企業振興担当課長)
東京都 中小企業世界発信プロジェクト「東京ビジネスフロンティア」実施に係る委託業者選定審査委員会	委員	大山 智章 (中小企業部中小企業振興担当課長)
東京都 テレワーク等普及推進事業の業務委託事業者選定に係る審査会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 伝統工芸品産業振興協議会	委員	山下 健 (中小企業部長)
東京都 都市整備局 スムーズビズ推進大賞選定委員会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都 東京ブランド推進会議	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都 2020 年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会	構成員	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都 2020 年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売PT	構成員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
東京都 2020 物流 TDM 実行協議会	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都 2020 物流 TDM 実行協議会事務局運営業務委託に係る技術審査委員会	委員	進藤 創 (地域振興部オリンピック・パラリンピック担当課長)
東京都 廃棄物審議会	委員	大内 博 (産業政策第二部 主席調査役)
東京都 廃棄物審議会 プラスチック部会	委員	石井 照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
東京都 「Buy TOKYO 推進活動支援事業」実施運営等業務委託事業者選定に係る審査委員会	委員	馬目 学 (サービス・交流部ビジネス交流センター所長)
東京都 福祉のまちづくり推進協議会	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都 麻しん・風しん対策会議	委員	中村 友樹 (サービス・交流部会員交流センター所長)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

3) その他

(2019年度在任)

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
(一社)安全衛生優良企業マーク推進機構 「安全衛生優良企業公表制度周知啓発事業」検討委員会	委員	中村 友樹 (サービス・交流部会員交流センター所長)
(公社)ACジャパン東京執行委員会	委員	大下 英和 (総務統括部長)
東京商工会議所 ザ・ビジネスモールプロジェクト	委員	馬目 学 (サービス・交流部ビジネス交流センター所長)
(一社)関東観光広域連携事業推進協議会	理事	上田 裕子 (地域振興部長)
関東地区電気使用合理化委員会	委員	石井 照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(公財)教育資金融資保証基金	評議	山下 健 (中小企業部長)
慶應義塾大学法務研究科 教育課程連携協議会	委員	森 まり子 (検定事業部長)
(独)東京都健康長寿医療センター 介護予防・フレイル予防アドバイザー出前講座企画検討委員会	委員	中村 友樹 (サービス・交流部会員交流センター所長)
(一社)産業環境管理協会 リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰審査委員会	委員	石井 照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
産業技術大学院大学 PBL 検討部会	委員	山本 泰之 (中小企業部ものづくり担当課長)
産業技術大学院大学運営諮問会議 実務担当者会議	委員	山本 泰之 (中小企業部ものづくり担当課長)
日越大学	理事	佐々木和人 (国際部担当部長)
(一財)持続性推進機構 エコアクション21の運営に関する検討委員会	委員	石井 照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一社)全国福祉用具専門相談員協会	理事	森 まり子 (検定事業部長)
全日本洋装技能コンクール	審査委員	紺谷 直之 (中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長)
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	評議	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 精神障害者雇用支援連絡協議会	委員	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
公立大学法人首都大学東京オープンユニバーシティ企画経営委員会	委員	高橋 芳行 (人材・能力開発部長)
専門図書館協議会	理事・運営委員会委員長	大井川智明 (広報部長)
専門図書館協議会	運営委員会委員	石井 洋介 (広報部編集担当課長)
専門図書館協議会 関東地区協議会	委員	渡邊 浩江 (広報部経済資料センター主幹)
早稲田文理専門学校 学校関係者評価委員会	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
中央労働災害防止協会	参 与	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
東京都職業能力開発協会	参 与	杉崎 友則 (産業政策第二部副部長)
(公社)中小企業研究センター優良中小企業表彰事業	審査専門委員	山下 健 (中小企業部長)
(独)中小企業基盤整備機構 中小企業再生支援セミナーに係る業務請負先企画評価委員会	委員	山下 健 (中小企業部長)
(独)中小企業基盤整備機構 CEO ネットワーク強化事業請負業者選定にかかる企画評価委員会	委員	山下 健 (中小企業部長)
(独)中小企業基盤整備機構 ファンド出資事業に係る出資先候補評価委員会	委員	吉田 晋 (中小企業部相談センター海外展開支援担当課長)
(独)中小企業基盤整備機構 ファンド出資事業に係る出資先候補評価委員会	委員	山下 健 (中小企業部長)
中小企業のIoT化支援事業 有識者会議委員	委員	山本 泰之 (中小企業部ものづくり担当課長)
東京唐木仏壇工業協同組合第59回東京仏壇展示コンクール	審査	新井 洋一 (中小企業部相談センター金融対策担当)
(公財)東京観光財団	理事	上田 裕子 (地域振興部長)
(公財)東京観光財団 学術系国際会議誘致支援事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 東京都 MICE 連携推進協議会	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
(公財)東京観光財団 MICE 施設の受入環境整備支援助成金審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 展示会国際化支援助成事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 国際イベント立上準備資金助成事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 立上げ型国際イベント開催助成事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 国際会議立上準備資金助成事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 立上げ型国際会議開催助成事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 国際イベント誘致資金助成事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名 (東商での役職)
(公財)東京観光財団 国際イベント開催助成事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 国際会議誘致資金助成事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 国際会議開催助成事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 国内会議等の国際化支援事業審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
(公財)東京観光財団 ユニークベンチャー施設の受入環境整備支援助成金審査会	委員	小島 和明 (地域振興部まちづくり・観光担当課長)
東京貴金属工芸品工業協同組合第109回貴金属宝飾品装身具創作コンクール	審査員	吉田 晋 (中小企業部相談センター海外展開支援担当課長)
(一社)東京珠算教育連盟	理事・事務局長	蓮池 秀夫 (検定事業部)
(一財)東京都営交通協力会	理事	上田 裕子 (地域振興部長)
東京都応急手当普及推進協議会運営連絡会	委員	宮本 雅廣 (オフィス環境部担当部長)
(公財)東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター連絡調整会議	委員	石井 照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(公財)東京都環境公社 優良性基準適合認定制度における評価委員会	委員	石井 照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
東京都工芸染染協同組合 東京手描友禅染芸展コンクール展示会	審査員	酒井 崇好 (中小企業部中小企業相談センター経営相談担当課長補佐)
東京都職業能力開発協会東京都若年技能者人材育成支援等事業連携会議	委員	高橋 芳行 (人材・能力開発部長)
(公財)東京都人権啓発センター	理事	大下 英和 (総務統括部長)
(公財)東京都生活衛生営業指導センター	理事	山下 健 (中小企業部長)
(社)東京都専修学校各種学校協会 専修学校振興構想懇談会・外国人留学生・日本語教育分科会	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
(社)東京都専修学校各種学校協会 専修学校振興構想懇談会・専門学校検討部会	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
(社)東京都専修学校各種学校協会 「学生インターンシップ支援事業」運営業務委託に係る技術審査委員会	委員	山崎 幹人 (人材・能力開発部人材支援センター所長)
(公財)東京都中小企業振興公社	理事	山下 健 (中小企業部長)
(公財)東京都中小企業振興公社 危機管理対策促進事業審査会	審査委員	山下 健 (中小企業部長)
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 輸送連絡調整会議	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
(社)東京のあすを創る協会	理事	森 まり子 (検定事業部長)
東京販売士協会	専務理事	森 まり子 (検定事業部長)
(一財)東京マラソン財団	理事	上田 裕子 (地域振興部長)
東京みなと祭協議会	委員	上田 裕子 (地域振興部長)
㈱日刊工業新聞社 第16回キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)全国大会審査委員会	委員	山下 健 (中小企業部長)
㈱日刊工業新聞社 第16回キャンパスベンチャーグランプリ(CVG)東京審査委員会	委員	山下 健 (中小企業部長)
(特非)日本NPOセンター	理事	上田 裕子 (地域振興部長)
(公財)日本関税協会東京支部	常任幹事	小林 英文 (国際部長)
(一財)日本規格協会 環境管理規格審議委員会	委員	石井 照之 (産業政策第二部環境・エネルギー担当課長)
(一社)日本経営協会	参与	染谷 政克 (サービス・交流部長)
(社)日本建築士会連合会 専攻建築士認定評議会	評議委員	上田 裕子 (地域振興部長)
日本商工会議所 特定原産地証明に関する研究会	委員(座長)	加藤 和夫 (共済・証明事業部副部長)
日本商工会議所 非特惠原産地証明に関する研究会	委員	加藤 和夫 (共済・証明事業部副部長)
(一社)日本ショッピングセンター協会第25回SC接客ロールプレイングコンテスト	関東・甲信越地区大会 審査委員	紺谷 直之 (中小企業部中小企業相談センター業務推進担当課長)
(一社)日本ショッピングセンター協会第25回SC接客ロールプレイングコンテスト	関東・甲信越地区大会 審査委員	石崎 典子 (中小企業部中小企業相談センター経営相談担当主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会第25回SC接客ロールプレイングコンテスト	関東・甲信越地区大会 審査委員	柴田 啓史 (中小企業部中小企業相談センター金融対策担当副主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会第25回SC接客ロールプレイングコンテスト	関東・甲信越地区大会 審査委員	大崎 舞 (中小企業部中小企業相談センター経営相談担当)
(一社)日本ショッピングセンター協会第25回SC接客ロールプレイングコンテスト	東京大会 審査委員	安部 泰起 (中小企業部中小企業相談センター経営相談担当課長補佐)
(一社)日本ショッピングセンター協会第25回SC接客ロールプレイングコンテスト	東京大会 審査委員	酒井 崇好 (中小企業部中小企業相談センター経営相談担当課長補佐)
(一社)日本ショッピングセンター協会第25回SC接客ロールプレイングコンテスト	東京大会 審査委員	松本 知珠 (中小企業部中小企業相談センター経営相談担当調査役)
(一社)日本ショッピングセンター協会第25回SC接客ロールプレイングコンテスト	東京大会 審査委員	見崎 雄治 (中小企業部中小企業相談センター金融対策担当副主査)
(一社)日本ショッピングセンター協会第25回SC接客ロールプレイングコンテスト	東京大会 審査委員	畑澤 和夫 (中小企業部中小企業相談センター海外支援展開担当)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任団体名	役職	氏名（東商での役職）
(社福)日本心身障害児協会	評 議 員	大下 英和 (総務統括部長)
(一財)日本品質保証機構 I S O 諮問委員会	委 員	大内 博 (産業政策第二部 主席調査役)
(特非)日本ヘルスツーリズム振興機構 企画委員会	企 画 委 員	中村 友樹 (サービス・交流部会員交流センター所長)
(一社)日本流行色協会	監 事	森 まり子 (検定事業部長)
日本和裁検定協会	監 事	福田 泰也 (財務部長)
丸の内美化協会	常 務 理 事	橋本 一朗 (オフィス環境部)
リニア中央新幹線建設促進経済団体連合会	幹 事	吉野 陽 (総務統括部組織連携課長)
ロボット革命イニシアティブ協議会IoTによる製造ビジネス変革WG 中堅・中小アクショングループ	委 員	山本 泰之 (中小企業部ものづくり担当課長)

④ 支部事務局員

(2019年度在任)

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名（東商での主な役職）
(一社)千代田エコシステム推進協議会	理 事	城戸口隆俊 (千代田支部事務局長)
中央区大江戸まつり実行委員会	運 営 委 員	栗山 幸夫 (中央支部事務局長)
中央区観光協会	幹 事	栗山 幸夫 (中央支部事務局長)
中央区観光写真コンクール本選	審 査 員	栗山 幸夫 (中央支部事務局長)
中央区協働推進会議	委 員	栗山 幸夫 (中央支部事務局長)
東京駅八重洲口再開発協議会	理 事	栗山 幸夫 (中央支部事務局長)
中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会	委 員	栗山 幸夫 (中央支部事務局長)
中央区自殺対策協議会	委 員	栗山 幸夫 (中央支部事務局長)
(公財)中央区勤労サービス公社評議員選定委員会	委 員	栗山 幸夫 (中央支部事務局長)
中央区立特別養護老人ホーム「マイホーム新川」等指定 管理者候補事業者選定委員会	委 員	栗山 幸夫 (中央支部事務局長)
中央区福祉保健部指定管理者評価委員会	委 員	碓井 秀直 (中央支部事務局次長)
「阪本こども園(仮称)」運営事業者選定委員会	委 員	碓井 秀直 (中央支部事務局次長)
東京国際映画祭みなと委員会	委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区環境美化推進協議会	委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区観光振興連携会議	委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区観光フォトコンテスト	審 査 委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区協働推進委員会	委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区区民まつりパレード部会	委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区3R推進行動会議	委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区商店グランプリ	審 査 委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区地域雇用問題連絡会	委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区防衛親交会	常 任 理 事	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区マラソン実行委員会	委 員	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
港区ものづくり・商業観光フェア実行委員会	委 員、会 計	荒井隆一郎 (港支部事務局長)
新宿区エコ事業者連絡会	理 事	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
新宿区環境審議会	委 員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
(公財)新宿区勤労者・仕事支援センター	評 議 員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
新宿区耐震補強推進協議会	理 事	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
新宿区リサイクル清掃審議会	委 員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名 (東商での主な役職)
新宿シティハーフマラソン実行委員会	委員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
大新宿区まつり実行委員会	財務部長	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
高田馬場創業支援センター利用者選考委員会	委員	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	会計	中台 浩正 (新宿支部事務局長)
東京都立工芸高等学校学校運営連絡協議会	委員	矢口 和彦 (文京支部事務局長)
文京区男女平等参画推進会議	委員	矢口 和彦 (文京支部事務局長)
文京博覧会 (ぶんぱく) 実行委員会	副委員長	矢口 和彦 (文京支部事務局長)
文京区技能名匠者認定事業審査会	審査員	矢口 和彦 (文京支部事務局長)
文京区創業支援事業業務委託事業者選定委員会	委員	矢口 和彦 (文京支部事務局長)
文京区中小企業における多様な地域人材確保・活用支援事業委託事業者選定委員会	委員	矢口 和彦 (文京支部事務局長)
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	矢口 和彦 (文京支部事務局長)
台東区環境MVP選考委員会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
(公財)台東区産業振興事業団	理事	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区商店街空き店舗活用支援事業審査会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区少年少女発明クラブ運営委員会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区新市場開拓 (新販路開拓) 支援事業審査会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区新市場開拓 (アトリエ・店舗出店) 支援事業審査会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区新製品新技術開発支援事業審査会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
東京都立忍岡高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区次世代育成支援地域協議会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
台東区産業フェア企画・運営委託プロポーザル選定委員会	委員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
T A I T O 産業賞 審査会	審査員	中井 宏好 (台東支部事務局長)
中央・城北職業能力開発連絡協議会	委員	小倉 政則 (北支部事務局長)
北区コミュニティビジネス意見交換会	委員	小倉 政則 (北支部事務局長)
荒川区自然科学フォーラム	事務局長	小林美樹子 (荒川支部事務局長)
日暮里繊維街活性化ファッションショー実行委員会	会計監事	小林美樹子 (荒川支部事務局長)
あらかわ観光ツーリズム連絡協議会	理事	小林美樹子 (荒川支部事務局長)
荒川区モノづくり見学・体験スポット整備支援事業認定審査会	審査委員	小林美樹子 (荒川支部事務局長)
荒川区低炭素地域づくり協議会	委員	小林美樹子 (荒川支部事務局長)
荒川区男女共同参画社会推進区民会議	委員	小林美樹子 (荒川支部事務局長)
荒川区観光アプリ導入及び運用保守業務委託業者選定に係る評価委員会	委員	小林美樹子 (荒川支部事務局長)
荒川区ビジネスプランコンテスト2019二次審査会及びファイナルイベント審査会	委員	小林美樹子 (荒川支部事務局長)
しながわ観光協会	理事	渋谷 貴司 (品川支部事務局長)
品川区観光振興協議会専門部会	委員	渋谷 貴司 (品川支部事務局長)
城南職業能力開発連絡協議会	委員	渋谷 貴司 (品川支部事務局長)
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	渡邊 圭介 (品川支部経営指導員)
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	渡邊 圭介 (品川支部経営指導員)
中目黒をさらに良くする連絡会	幹事	佐塚 太一 (目黒支部事務局長)
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会	委員	佐塚 太一 (目黒支部事務局長)
目黒区技能功労者選考委員会	委員	佐塚 太一 (目黒支部事務局長)
目黒区商工まつり運営委員会	委員	高橋 祥王 (目黒支部経営指導員)

10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名 (東商での主な役職)
目黒区商工まつり運営委員会	委員	山本早百合 (目黒支部経営指導員)
目黒区自殺対策推進会議	委員	佐塚 太一 (目黒支部事務局長)
(一社)大田観光協会	監事	小山 康司 (大田支部事務局長)
大田区蒲蒲線整備促進区民協議会	理事	小山 康司 (大田支部事務局長)
(公財)大田区産業振興協会	理事	小山 康司 (大田支部事務局長)
大田区地域労働関係協議会	委員	小山 康司 (大田支部事務局長)
大田区シティプロモーション推進会議	会長	小山 康司 (大田支部事務局長)
大田区M I C E 推進会議	委員	小山 康司 (大田支部事務局長)
世田谷区障害者雇用促進協議会	事務局長	霜崎 敏一 (世田谷支部事務局長)
世田谷区障害者雇用促進協議会	常任幹事	原田 起臣 (世田谷支部経営指導員)
世田谷区雇用問題連絡会議	構成委員	霜崎 敏一 (世田谷支部事務局長)
世田谷区民まつり企画委員会	委員	原田 起臣 (世田谷支部経営指導員)
世田谷区自殺対策協議会	委員	霜崎 敏一 (世田谷支部事務局長)
世田谷スイーツ&ブレッドコンテスト実行委員会	委員	霜崎 敏一 (世田谷支部事務局長)
世田谷区自立支援協議会	委員	霜崎 敏一 (世田谷支部事務局長)
世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会	委員	霜崎 敏一 (世田谷支部事務局長)
渋谷・鹿児島おはら祭大会実行委員会	監事	鳥光 周一 (渋谷支部事務局長)
渋谷区くみの広場実行委員会	委員	鳥光 周一 (渋谷支部事務局長)
渋谷区清掃・リサイクル審議会	審議委員	鳥光 周一 (渋谷支部事務局長)
中野区国民保護協議会	委員	伊東 海 (中野支部事務局長)
中野まちめぐり博実行委員会	委員	伊東 海 (中野支部事務局長)
中野区地域包括ケア推進会議	委員	伊東 海 (中野支部事務局長)
文部科学省委託事業実施委員会	委員	伊東 海 (中野支部事務局長)
杉並区中学校対抗駅伝大会2019実行委員会	委員	馬場 建一 (杉並支部経営指導員)
第7回すぎなみ産業フェア実行会	委員	馬場 建一 (杉並支部経営指導員)
池袋駅周辺混乱防止対策協議会	委員	栗野 浩 (豊島支部事務局長)
第13回としまものづくりメッセ企画部会	委員	栗野 浩 (豊島支部事務局長)
第13回としまものづくりメッセ企画部会	委員	中條 智司 (豊島支部経営指導員)
第15回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会	委員	栗野 浩 (豊島支部事務局長)
第15回新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館実行委員会	委員	河村 古都 (豊島支部経営指導員)
東アジア文化都市交流訪問実行委員会	委員	栗野 浩 (豊島支部事務局長)
東アジア文化都市交流訪問実行委員会	委員	中條 智司 (豊島支部経営指導員)
板橋区雇用問題連絡会議	委員	新保 邦彦 (板橋支部事務局長)
東京都中央・城北職業能力開発センター	委員	新保 邦彦 (板橋支部事務局長)
板橋区民まつり実行委員会	委員	新保 邦彦 (板橋支部事務局長)
板橋区スマートシティ推進協議会	委員	新保 邦彦 (板橋支部事務局長)
板橋区地域自立支援協議会	部会員	新保 邦彦 (板橋支部事務局長)
板橋区立企業活性化センターオフィス利用審査会	委員	新保 邦彦 (板橋支部事務局長)
世界都市農業サミット実行委員会連携事業専門部会	部会員	蔵方康太郎 (練馬支部事務局長)
東京都立練馬工業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	蔵方康太郎 (練馬支部事務局長)
東京都立第四商業高等学校学校運営連絡協議会	協議委員	蔵方康太郎 (練馬支部事務局長)

## 10. 関係団体への加入および連繋等 (7) 外部団体就任状況

就任先団体等名称	就任役職名	就任者氏名 (東商での主な役職)
練馬区障害者差別解消支援地域協議会	委員	蔵方康太郎 (練馬支部事務局長)
練馬区障害者地域自立支援協議会	委員	蔵方康太郎 (練馬支部事務局長)
練馬区聖火リレー連絡調整部会	委員	蔵方康太郎 (練馬支部事務局長)
江東区産学公連携連絡会	委員	西郷 直紀 (江東支部事務局長)
江東区産業展実行委員会	委員	西郷 直紀 (江東支部事務局長)
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	委員・監査	西郷 直紀 (江東支部事務局長)
クリエイティブスタジオ運営協議会 (墨田区創業支援事業)	委員	上條 久美 (墨田支部事務局長)
すみだの夢応援助成事業専門家会議	委員	上條 久美 (墨田支部事務局長)
「『区民の健康寿命UP大作戦!』身体活動向上プロジェクト」検討会	委員	上條 久美 (墨田支部事務局長)
すみだものづくりフェア準備委員会	会計監査役	上條 久美 (墨田支部事務局長)
すみだ次世代経営研究協議会	委員/会計監査役	上條 久美 (墨田支部事務局長)
墨田区障害者差別解消支援地域協議会	委員	上條 久美 (墨田支部事務局長)
商店街×学生ドリームプランコンテスト	審査委員	上條 久美 (墨田支部事務局長)
墨田区がん対策推進会議たばこ対策部会	委員	上條 久美 (墨田支部事務局長)
墨田区創業誘発促進事業	支援担当者選定委員	上條 久美 (墨田支部事務局長)
情報経営イノベーション専門職大学教育課程連携協議会	構成員	上條 久美 (墨田支部事務局長)
すみここ発掘隊	審査員	千葉喜久雄 (墨田支部経営指導員)
足立区勤労福祉会館指定管理者評価委員会	委員	金井 文隆 (足立支部事務局長)
特定非営利活動法人あだち菜うどん学会	委員	金井 文隆 (足立支部事務局長)
葛飾エフエム放送㈱	監査役	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
葛飾区産学公連携推進協議会	委員	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
葛飾区産業フェア実行委員会	委員	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
葛飾区障害者就労支援協議会	委員	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
葛飾区フードフェスタ実行委員会	委員	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
ふるさと葛飾盆まつり企画委員会	委員	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「事業者活動部会」	部会員	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会「区民啓発活動部会」	部会員	井野口智子 (葛飾支部経営指導員)
かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会	委員	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
寅さんサミット実行委員会	委員	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
葛飾区伝統工芸士認定候補者推薦委員会	委員	宇田川裕司 (葛飾支部事務局長)
えどがわ起業ビジネスプランコンテスト	審査員	山本 順一 (江戸川支部事務局長)
産業ときめきフェア実行委員会	委員	山本 順一 (江戸川支部事務局長)